

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月30日

【事業年度】 2015年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

【会社名】 ユービーエス・エイ・ジー（UBS銀行）
（UBS AG）

【代表者の役職氏名】 グループ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー
セルジオ P. エルモッティ
（Sergio P. Ermotti, Group Chief Executive Officer）
グループ・チーフ・ファイナンシャル・オフィサー
カート・ガードナー
（Kirt Gardner, Group Chief Financial Officer）

【本店の所在の場所】 スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ45
（Bahnhofstrasse 45, CH-8001, Zürich, Switzerland）
スイス国 バーゼル市 CH-4051 エーシェンフォルシュタット1
（Aeschenvorstadt 1, CH-4051, Basel, Switzerland）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 月岡 崇

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 - 6889 - 7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 酒井 嘉彦
弁護士 谷本 芳朗
弁護士 浅野 航平

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 - 6889 - 7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注1) 本書において、別段の記載がある場合を除き、「提出会社」又は「当行」とはユービーエス・エイ・ジー（UBS AG）を、「UBS AG（連結ベース）」又は「UBS AG（連結）」とはユービーエス・エイ・ジー及びその連結子会社を、「UBS」、「当グループ」又は「UBSグループ」とはUBSグループの持株会社でありユービーエス・エイ・ジーの親会社であるユービーエス・グループ・エイ・ジー（UBSグループAG）及びその連結子会社を指し、また、別段の記載がある場合を除き、「スイス」又は「スイス連邦」とはスイス連邦共和国を指す。
- (注2) 本書に記載されている日本円の換算は、平成28年6月1日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行本店の対顧客電信直物売買相場の仲値（1スイス・フラン=111.31円）により行われている。
- (注3) 本書の中で、金額及び比率を表示する場合、四捨五入している場合がある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合、四捨五入してある。したがって、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。
- (注4) 本書の中で、事業年度とは1月1日に始まり12月31日に終わる一年を指す。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

当行は、アクティエンゲセルシャフト(Aktiengesellschaft)又はソシエテ・アノニム(Société Anonyme)又はソシエタ・アノニマ(Società Anonima)(一般に「株式会社」と翻訳されている。)であり、一般にドイツ語では「AG」の文字で、又はフランス語若しくはイタリア語では「SA」の文字で表示されており、スイスで設立された他の事業組織体と同様、銀行の業務に多くの点で影響を与えているスイス連邦法である1911年3月30日付スイス連邦債務法(改正済)、1934年11月8日付スイス連邦銀行業及び貯蓄銀行法(改正済)並びにこれに関連する銀行業及び貯蓄銀行に関する2014年4月30日付のスイス連邦規則(改正済)、金融市場インフラストラクチャー並びに証券及びデリバティブ取引の市場行動に関する2015年6月19日付スイス連邦法並びにこれに関連する金融市場インフラストラクチャー並びに証券及びデリバティブ取引の市場行動に関する2015年11月25日付スイス連邦規則、銀行及び証券ディーラーに対する自己資本規制及びリスク分散に関する2012年6月1日付スイス連邦規則(改正済)、銀行流動性に関する2012年11月30日付スイス連邦規則、銀行及び証券ディーラーの支払不能に関するスイス金融市場監督当局の2012年8月30日付規則(改正済)(以下「連邦銀行法」という。)、並びに上場会社における過剰報酬に対する2013年11月20日付スイス連邦規則(上場会社に対してのみ。)により規制されている。これらは、銀行に関するスイス連邦法のうち最も重要なものである。以下、スイス連邦債務法の規定に従って設立された株式会社としての銀行に適用されるスイス連邦債務法の規定を要約する。

(a)株式会社

株式会社(Aktiengesellschaft)は、商号を有し、単位(株式)に分割される資本金を有する法人であり、その責任の限度を、法人の資産とする。

(b)設立

創立総会の決議については、公正証書が用意されなければならない。当該公正証書には基本的な書類が添付される。定款の変更、とりわけ資本の増減及び解散決議についても同様である。設立時には少なくとも一人の株主がいることを要する。原則として、株主の国籍については制約はない。

(c)定款

定款は、とりわけ、会社の商号、会社の登記上の事務所、目的、株式資本金額、払込資本金額、株式数、株式の額面及び種類、株式総会招集手続、株式の議決権等に関する規定、取締役会及び監査役に関する規定、並びに会社による通知公告の様式に関する規定を備えていなければならない。更に上場会社の場合、定款には、とりわけ、取締役会及び執行役員会の報酬にかかる株主の年次投票に関する規定を含めなければならない。株主が金銭以外の資産によって株式に関わる支払を行う場合、その手続の細目は定款に規定されなければならない。また会社が資産を株主又は株主の関係者から取得する場合、その手続の細目も定款に規定されなければならない。これは、会社設立時に会社の発起人、設立者及びその他の者に対し認められる特権に関しても適用される。設立時に、設立発起人又はその他の者が特別の権利を受領する旨合意される場合、定款にはかかる者の氏名並びに当該権利の正確な内容及び価値が規定されなければならない。

会社は、本拠地とする地域の商業登記簿に登録されなければならない。特に、次の事項は商業登記簿に登録されなければならない。すなわち、定款の日付、会社の商号、会社の登記上の事務所、会社の目的及び定款に規定ある場合には会社の存続期間、株式資本金額、払込済資本、株式数、株式の額面及び種類、いずれかの種類の株式に関わる譲渡制度及び優先権、資産としての出資金の内容及びその見返りとして発行された株式、会社の取得資産の内容、会社により約定された対価又は支払われた対価の内容、並びに特別の権利の内容及び価値。

会社は、商業登記への登記により設立される。登記以前に発行された株式は無効である。

(d)免許

銀行は、連邦銀行法のもとでの免許を受けなければならない。

(e)株式

株式は記名式又は無記名式で発行される。会社は記名株式の所有者の名簿、いわゆる株主名簿を作成しなければならない。両方の形式の株式は、定款で定められた割合で同時に発行することができる。

定款はまた、二つの種類の株式の間の違いについても規定することができ、優先権を有する株式についても規定することができる。企業再編の場合を除いて、株式の額面は0.01スイス・フラン以上でなければならない。定款は利益配当、清算の場合の分配、新たに発行された株式の申込みにつき優先権を持つ株式（優先株式）を定めることができる。また、定款は利益配当優先権付証券若しくは利益分配証書について規定することができる。

株券には「株式」の文字、会社の名前、登記上の事務所の所在地、額面及び固有の特徴（番号又はアルファベット）について記載しなければならない。株券にはまた、異なる種類がある場合の当該株式の種類が表示されていることが望ましい。株券は取締役会の構成員の一人以上によって署名されなければならない。大量の株式発行の場合には、複写式署名の使用が認められる。会社は、印刷された株券の代わりに株券の発行されない株式発行を選択することができ、必要な場合、2008年10月3日改正の中期債に関する連邦法（Federal Act on Intermediate Securities）に従い売買可能な振替決済証券に転換することができる。株式の譲渡に関して、株式は有価証券としての法的性格を有する。無記名株式は株券の引渡しによって譲渡され、記名株式は裏書又は書面譲渡及び株主名簿への登録によって譲渡される。定款により譲渡制限について特別の規定を定めることができる。

(f)株主

スイス連邦債務法と定款の規定に基づく株主の基本的な権利には、平等な取扱い、議決権、株主総会に出席する権利、株主総会で配当が決議された場合に利益配当を受ける権利、清算の場合に資産の分配を受ける権利が含まれる。ただし、定款に異なる定めがある場合を除く。株主の責任については、会社の債務に関して、株主が個人責任を負うことはない。株主総会は会社の最高機関である。株主総会は定款を変更することができ、取締役会の構成員、監査役及び（上場会社の場合）株主総会のための独立代理人を選任・解任し、貸借対照表及び損益計算書を承認し、利益配当を決定し、（上場会社の場合）取締役会及び執行役員会の報酬にかかる投票を行う。株主総会は通常毎事業年度終了後6か月以内に取締役会によって招集され、また必要であれば監査役、清算人及び社債権者の代表者によっても招集される。合計で全株式の10%以上を表章する株主は、株主総会の招集を要求できる。定款に別段の規定がない場合、合計で100万スイス・フラン以上の額面総額を表章する株式を有する株主は、提案事項が議題に入れられるよう要求することができる。株主総会を招集し、議案を議題に追加する旨の要求は書面によるものとし、また株主総会に提出される議題項目及び提案を特定しなければならない。株主総会の招集通知は当該株主総会の20日以上前に発せられなければならない。ただし、全株式資本を有する株主又はその代理人が会議に出席し、異議のないときは、この限りではない。

スイス連邦債務法上、株主総会が開催されるべき場所については規定がない。定款に別段の規定がない場合、株主総会は会社の登記上の事務所の所在地において、又は会社の主たる営業所若しくは取締役会によって指定された場所で開催される。

定款に別段の規定がない限り、記名株主は（株主である必要はない）第三者に書面による委任状を発行できる。

無記名株式の場合には、その株券の所持により議決権が付与される。当該資格は、無記名株券を呈示又は取締役会により定められたその他の方法で証明される。

(g)外国人株主

スイス連邦会社法は原則として、外国人又は非居住者の株式保有を制限していない。

(h)経営及び営業

取締役会は少なくとも一人の構成員で構成される。会社を代表する権限を有する者が少なくとも一人はスイスに居住していなければならない。この者は、取締役会の構成員又は執行役員でなければならない。

定款上異なる権利を有する数種の株式が認められている場合、定款においてそのような株式の種類ごとに、取締役会の構成員の少なくとも一人を輩出することを要する旨規定しなければならない。取締役会の構成員は株主総会で選任され、解任される。定款は各取締役の在任期間について定めなければならない。定款に別段の規定がない限り、取締役会の構成員は3年を任期として選任される。いかなる場合も当該任期は6年を超えてはならない。上場会社の場合、当該任期は1年までに制限される。欠員は株主総会によってのみ選任され補充される。

連邦銀行法に基づき、取締役会は、監督権限を有し、スイス連邦会社法上、取締役会は会社の業務執行のための会社機関として行なうことができる(ただし、株主総会又は他の機関が監督権限を有する事項は除かれる。)が、業務執行機関とは分離されている。

定款及び組織規則は、経営の全部若しくは一部、又は会社の代表について、取締役会の一若しくは複数の構成員に対し事業の監督権限を付与することができる。取締役会の少なくとも一人の構成員(又は連署が必要ならば、二人の構成員)は、会社を代表する権限がなければならない。定款又は組織規則に該当する規定がない場合、会社の経営と代表は経営構成員各人が行うことができる。会社を拘束する署名権限を有する者には、会社の名で会社の目的上必要な全ての行為を遂行する権限が与えられる。会社を代表する権限を与えられた者は、その署名を会社名に付加することによって署名する。取締役会の職務は委任不能かつ譲渡不能とする。かかる職務とは、会社の最終的指令及び必要な指示の行使、会社組織の決定、会計処理、財務管理及び会社の経営上必要な範囲内での財務計画、会社の経営及び代表を委任される者の選任及び解任、会社の経営を委任された者に対する法律、定款、組織規則及び指示の遵守の観点からの最終的な監督、年次報告書の作成、株主総会の準備、並びに株主総会による採択決議の実施及び負債が資産を上回る場合の裁判所通告の実施をいう。

監査役についてみると、株主総会は一又は複数の監査役を選任する。監査役は、会計処理、年次決算報告書及び利益処分案が法律及び定款を遵守しているか否か並びに内部統制システムが構築されているか否かを確認する。

監査役は独立していなければならない。その独立性は見かけ上又は事実上のものであってはならない。

監査役は監査結果を要約した報告書を株主総会に提出する。監査役は年次決算報告書の限定付若しくは無限定の承認又は不承認を勧告する。

監査報告書においては首席監査役の氏名が記載され、資格上及び独立上の必要条件が充足されている旨確認される。

監査役は、会計、内部統制システム並びに監査の実施及び結果について述べた包括的な報告書を取締役に提出する。

監査役がその監査中に法律又は定款若しくは組織規則の違反を確認した場合、監査役は取締役会に書面により通知する。監査役は、法律又は定款の違反が重大なものであり又は取締役会が監査役から書面による通知を受けても適切な対応を講じない場合、当該違反を株主総会に通知する。

資産に対する負債の明白な超過がある場合、監査役は取締役会が通告しない場合にはその事実を裁判所に通告する。

(i) 帳簿及び記録

会社は、その事業の性格や規模から要求される正確な帳簿及び記録を維持しなければならない。かかる帳簿及び記録においては、事業の財務状況が反映され、各事業年度にかかる業績、債務及び債権が確定されていないなければならない。貸借対照表及び損益計算書に適用される原則は、法律により規定されている。

(j) 資本

ア．資本の増加

株式資本の増加には株主総会の決議を必要とする。通常の増資の場合、取締役会は3か月以内に増資を行う。定款の変更により、株主総会も2年を超えない期間内に株式資本を増加することを取締役会に対し授權することができ(授權資本)、また株主総会は会社若しくはその関連会社の従業員に対し又はこれらの会社の新規債券若しくは類似の債務証券の所持人に対し新株の受領権(転換権又は新株引受権)を付与することによって、条件付で増資することができる。(条件付資本)。

イ．資本の減少

同時に新たに全額払い込まれた資本により、元の資本を増加することなくしてなされる資本の減少に関する株主総会の決議は、特別の監査を必要とする。その監査において全ての債権者の債権が資本減少にもかかわらず満足されることが確認されなければならない。

株主総会の決議は、スイス官報（Swiss Official Gazette of Commerce）に3回、及び定款に定める公告方法によって公告されなければならない。

それらの公告の中で、債権者に対し、スイス官報での3回目の公告から2か月以内に債権者は債権を届け出て、支払を要求するか、又は担保を要求することができる旨を公告しなければならない。

監査報告書を含む認証された書類は、上記の規定の遵守を証明しなければならない。

債権者に対する公告、債権者への履行及び債権者への担保の供与は、資本の減少が損失によって生じた資本の欠損を填補する目的のためにのみ行われる場合には省略することができる。ただし、減少額は当該欠損額を超えない。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

当行の2016年5月4日付定款（「定款」）の規定の要約は、以下の通りである。

(a) 株式資本

当行の株式資本は、385,840,846.60スイス・フランであり、額面金額0.10スイス・フランの全額払込済記名株式3,858,408,466株に分割されている。

株式資本は、従業員並びに当行及びその子会社の執行役員及び取締役会構成員に発行された従業員オプション権の行使により、一株当たり額面金額0.10スイス・フランの全額払込済記名株式を最高136,200,312株発行することにより、13,620,031.20スイス・フランまで増加することができる。株主の新株予約権及び新株引受権は除外される。当該オプション権は、従業員並びに当行及びその子会社の執行役員及び取締役会構成員に対して、取締役会及びその報酬委員会により公布される持株プラン規定に従い発行される。オプション権の行使による株式の取得及びその後の当該株式の全ての譲渡は、定款第5条に規定される登録要件に従うものとする。

株式資本は、当行又は当行グループ会社のうち1社が国内外の資本市場で発行する社債又は同種の金融商品に関連して付与された転換権及び／又はワラントの任意行使又は強制行使により、一株当たり額面金額0.10スイス・フランの全額払込済記名株式を最高380,000,000株発行することにより、38,000,000スイス・フランまで増加することができる。株主の新株引受権は除外される。転換権及び／又はワラントの当該時点での所有者は、新株を引き受ける権利を有する。転換権及び／又はワラントの条件は、取締役会が決定する。

転換権及び／又はワラントの任意行使又は強制行使による株式の取得は、その後の株式の各譲渡と同様に、定款第5条に規定する登録要件に服する。

転換社債、ワラント付社債又は同種の金融商品の発行については、取締役会は、当該商品が（ ）国内外の資本市場で、又は（ ）1以上の金融投資家に対して発行される場合、株主の新株予約権を制限又は除外する権限を有する。新株予約権が取締役会によって制限又は除外される場合、以下が適用される

- 当該商品は実勢の市場条件で発行され、新株は当該金融商品の関連ある条件に従って発行される。転換権の行使期間はその発行日から最長10年であり、ワラントの行使期間はその発行日から最長7年である。転換権及び／又はワラントの任意行使又は強制行使による新株の発行は、株式の時価及び／又は類似証券の関連ある金融商品の発行時の時価を考慮した条件でなされる。

(b) 株主名簿及び登録名義人

記名株式については、株主名簿が作成され、所有権者及び用益権者の氏名又は法人の名称、住所及び国籍（法人については登記上の事務所）が記入される。全ての登録された株式保有者が下記第3段落で要求される宣言を行った場合には、共同勘定で保有される株式を議決権付きのものとして、共同名義で株主名簿に記載することができる。

株主が郵送先住所又は登記上の事務所を変更した場合、新住所を当行に通知しなければならない。これを行わない限り、全ての書面による通知は、法律上の要求に従い有効である、株主名簿に記載のある住所宛てに送付される。

記名株式を取得した者は、要請があった場合、その名義及び勘定で当該記名株式を取得した旨明示的に宣言することにより、議決権を有する株主として株主名簿に記入される。株式取得者がかかる宣言を行う用意ができていない場合、取締役会は、当該株式を議決権付きのものとして記載することを拒否することができる。

上記の登録制限は、新株引受権、選択権又は転換権の行使により取得する株式にも適用がある。

取締役会は、詐欺により記入が行われた場合、影響を受ける登録された保有者又は登録名義人の事情に関する聴聞を行った後、記入の日に遡って、当該株主名簿から議決権を有する株主としての記載を削除する権限を有する。影響を受ける当事者は、直ちにかかる措置の通知を受けるものとする。

取締役会は、受任者／登録名義人の登録に関する一般的規則を制定し、上記規定に沿うように必要な規則を発するものとする。

(c)株式の形態

当行の記名株式は、次段落を条件として、（スイス連邦債務法の意味における）株券の発行されない証券及び（間接保有証券法の意味における）間接保有証券の形態とする。

記名株式について株主名簿に記載した後、株主は、いつでも当行に対し、当該株主の保有する記名株式に関して記載された書面の発行を請求することができる。ただし、当該株主は、株券の印刷や交付を行う権限はない。一方、当行はいつでも記名株式の株券（単一株式を表章する株券、複数の株式を表章する株券及び大券の券面）を印刷、交付することができる。これにより、間接保有証券として発行された記名株式は、それぞれの保管システムから引き揚げられる可能性がある。株主の同意により、当行は、株券の発行を取り消し、引き替えなしに株券の返還を受けることができる。

(d)当行の機関

当行の機関は、株主総会、取締役会、執行役員会及び監査役により構成される。

(e)株主総会の招集

株主総会は、当行の最高会社機関である。

株主総会は、会日より少なくとも20日前までに、取締役会又は必要に応じて監査役が招集するものとする。株主総会は、当行の指定する記録用の公的刊行物において単一の通知を公告することにより招集される。招集通知は、全ての記名株主に送付される。

株主総会の招集通知には、議題、取締役会の議案及び株主の提案、並びに取締役等の選任の場合は提案にかかる候補者の氏名を特定するものとする。

ただし、異議がない場合に限り、全株式の株主又は当該株主に適法に授權された代理人は、上記通知手続を経ずに、株主総会を開催する権利を有する。全株式の株主が自ら又は委任状により出席する場合に限り、かかる会において、株主総会の権限の範囲内で、全ての事項について審議又は正当に決議を可決することができる。

額面総額62,500スイス・フラン相当以上を表章する株式を保有する株主は、株主総会の審議に付すべき事項の提案を行うことができる。ただし、当該提案は、当行の公表した期限までに、書面で、審議に付すべき具体的な動議を示してこれを行う。

適切に議題として示された事項以外については決議を行わない。ただし、株主総会による臨時株主総会を招集すべき旨の議事又は特別監査を行うべき旨の議事については、この限りでない。

(f)議長、集計係、議事録

取締役会の会長、又は会長に支障のある場合は副会長若しくは取締役会の指名する他の取締役が、株主総会の議長を務め、秘書役及び必要な集計係を選任する。

議事手続について議事録を作成し、株主総会の議長及び秘書役の署名を付すことを要する。

(g)株主代理

取締役会は、株主総会における株主の参加及び代理に関する手続についての規則を制定する。

株主総会においては、株主の法定代理人又は書面による委任状に基づいて投票を行うことのできる、株主である必要のない他の者が株主を代理することができる。

株主総会の議長は、委任状を承認するか否か決定する。

(h) 定足数及び議決

株主総会における決議及び選任は、本定款及び強行法規に従うことを条件として、白紙投票及び無効投票を除く投票された議決権の絶対多数決により議決される。

(i) 議決権

一株当り一議決権を付与される。

当行は、一株当り一代理のみを認める。

議決権及び付随的権利は、議決権を有するものとして株主名簿に記入された当事者により、当行に関するものに限り行使することができる。

(j) 特別決議

スイス連邦債務法第704条に基づき、当行の目的の変更、特別議決権付株式の創設、授權資本又は条件付資本の増加、及び清算を伴わない当行の解散等の重要な決議は、議決権の3分の2以上が出席する株主総会において、出席額面株式の絶対多数が当該決議に賛成することにより採択される。

定款の第18条を変更する決議、取締役会の構成員の4分の1以上を解任する決議、又は定款第16条第2項を削除若しくは変更する決議には、株主総会で代表される議決権の少なくとも3分の2の賛成投票を要する。

(k) 議決及び選任の投票

株主総会の議長は、決議及び選任にかかる投票をどのような方法によって行うかを決定する。

(l) 年次株主総会

年次株主総会は、毎年事業年度末から6か月以内に開催する。会日の少なくとも20日前までには、株主が、当行の登記上の事務所において年次報告書及び監査報告書を閲覧することができるようにしなくてはならない。

(m) 臨時株主総会

臨時株主総会は、取締役会又は監査役が必要とみなすときに随時開催する。

臨時株主総会は、株主総会決議又は株式資本の少なくとも10分の1以上を代表する一若しくは複数の株主の議題及び議案を特定した書面による請求により、招集されることを要する。

(n) 株主総会の機能

株主総会は、下記の権限を有する。

ア) 定款の作成及び改正

イ) 取締役会の構成員及びその会長の選任

ウ) 監査役の選任

エ) 年次報告書の承認及び貸借対照表に表示された純収益の処分の決定

オ) 取締役会及び執行役員会の構成員に対する管理事務に関する免除の付与

カ) 法律若しくは定款により株主総会に留保された全ての事項又は取締役会が株主総会の議事に付した全ての事項についての決定

(o) 取締役会

選任、任期及び資格

取締役会は、5名以上12名以下で構成する。

取締役会の構成員及びその会長は、次回の年次株主総会の終了時に満了する任期について、個別に選任される。

任期を終了した構成員は、直ちに再任されることができる。

組織

株主総会による取締役会長の選任を除き、取締役会は取締役会自身を構成する。取締役会は、その構成員の中から1名以上の副会長を選任する。

取締役会は、秘書役を選任するものとし、秘書役は、取締役会の構成員であることを要しない。

取締役会長が空位の場合、取締役会は、残りの任期につきその構成員の中から新しい取締役会長を選任する。

招集、参加

取締役会長は、業務上の必要に応じ、取締役会を招集するものとする。

取締役会は、取締役会の構成員又はチーフ・エグゼクティブ・オフィサーが書面により取締役会開催を取締役会長に請求した場合、招集される。

決議

取締役会の決議は、出席議決権の絶対多数決による。賛否同数の場合、取締役会の議長が決定票を投じる。

定足数を構成する出席構成員数及び決議の議決方法は、取締役会が組織規則に規定する。かかる定足数は、資本増加にかかる実施、確認及び修正決議については要求されない。

職責、権限

取締役会は、当行の経営並びに経営管理の監督及び管理に対する最終責任を担う。

取締役会は、法律又は定款により株主総会その他の会社機関に明示的に留保されていない全ての事項についても決定を行うことができる。

当行の経営に対する最終責任は、とりわけ下記により構成される。

ア) 株主総会の議事に付する提案についての準備及び決定

イ) 業務の執行及び権限の概要決定に必要な規則、とりわけ組織規則及び内部監査に適用のある規則の制定

ウ) 会計、財務及びリスク管理、並びに財務計画、とりわけ業務運営のための資本資源及びリスク資本の配分に関する原則の設定

エ) 戦略及び組織規則上取締役会に留保されたその他の事項についての決定

オ) () チーフ・エグゼクティブ・オフィサー、() 組織規則が取締役会による任命を要求しているその他の執行役員会の構成員及び() グループ内部監査エグゼクティブの任命並びに解任

カ) 取締役会の権限(スイス連邦債務法第651条第4項)内における株式資本の増加、資本の増加に関する報告(スイス連邦債務法第652e条)並びに資本増加の確認及びその旨の定款改正についての決定

監督、管理

業務運営の監督及び管理は、とりわけ下記の事項により構成される。

ア) 年次報告書の精査

イ) 業務の遂行過程、当行の状態、各国、契約の相手方及び市場リスクの現状及び進展、並びに業務運営により発生する資本及び資本リスクの程度について記述する定例報告書の受理

ウ) 監査役が作成した報告書の検討

取締役会は、本定款第24条及び第25条の規定に従い、その権限の一部を一若しくは複数の取締役会構成員又は第三者に委任することができる。権限及び機能の配分は、組織規則に規定される。

署名

取締役会構成員又はそれ以外の者が当行を正式かつ有効に代表する権利は、組織規則及び特別指令で決定される。

報酬

取締役会は、取締役会構成員の報酬について決定する。

(p) 執行役員会 構成

執行役員会は、組織規則で詳述される通り、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー及び少なくとも3名の他の構成員により構成される。

機能、権限

チーフ・エグゼクティブ・オフィサーの指揮の下で行為する執行役員会は、当行の経営について責任を負う。執行役員会は、連邦銀行法で規定される最高業務執行機関に相当する。執行役員会は、取締役会の決定する戦略を実施し、取締役会の決定の執行を確保する。執行役員会は、当行の業績について責任を負う。

執行役員会及び取締役会により任命された他の管理部門の責任及び権限は、組織規則に規定されている。

(q) 監査役

法定の政府当局監督に従って、監査法人が監査役に任命される。

株主総会は、1年を任期として、監査役を選任することができる。監査役の権利及び職責は、法律の規定により定められる。

株主総会は、3年の任期で、増資に必要な証明書を提供する特別監査役を任命することができる。

(r) 財務諸表、利益処分、準備金

法定の財務書類は、毎年12月31日を決算日とする。

一般法定準備金の額が株式資本の20%に達するまでの間、各年の利益の少なくとも5%が当該準備金に充当される。

残余の利益は、スイス連邦債務法及び連邦銀行法に従い、株主総会における株主の処分に委ねられる。かかる株主は、任意準備金及び特別準備金の積立てのためにこれを使用することもできる。

株主総会は、取締役会の推薦に基づき、法律の規定に従って、準備金の使用について決定を行う。

(s) 存続期間

当行の存続期間について、時間的制限はない。

(t) 公告

公告は、スイス官報に掲載される。

取締役会は、他の刊行物を指定することもできる。

(u) 管轄

会社関係から生じる紛争の管轄は、当行の2つの登記上の事務所とするが、株主総会決議を争うもの又は株主総会決議若しくは取締役会決議の無効に関する訴訟は、例外的にチューリッヒの裁判所の専属的管轄権に服する。

2 【外国為替管理制度】

日本の居住者による証券投資及びスイスにおける証券投資の手取金又は利益配当の送金については為替管理上の制限はない。適用ある法律上、連邦政府又はスイス中央銀行には、一般的な外国為替規制を導入する権限はない。

国際連合（以下「国連」という。）による経済制裁は、最も一般的な国際的報復行為である。国連憲章に従い、安全保障理事会は、平和を脅かす若しくは混乱させる、又は侵略行為を犯す国に対して経済的措置の行使を命じる権限を有する。国連加盟以来、スイスは、国際公法上、当該制裁措置を行使するよう義務づけられている。

スイスにおいては、国際的制裁の行使に関する連邦法（通商禁止法）が、国際公法の遵守及び特に人権の尊重を回復することを目的として、国連、OSCE（ヨーロッパ安全保障協力機構）又は欧州連合により発せられる制裁を行使するため、高圧的措置を採択する法的根拠となっている。当該措置は、連邦議会が公布する規則の様式で採択される。

銀行及びその他の金融機関は、スイス中央銀行に関する連邦法（以下「スイス中央銀行法」という。）に基づき、スイス中央銀行が、スイスの金融市場の状況を調査し、把握できるよう、スイス中央銀行に統計資料を提出するよう義務づけられている。

スイス中央銀行法上、スイスの銀行は、金融市場の機能を促進するため、最低限の準備金を保有するよう義務づけられている。

スイス中央銀行は、現金の供給と分配を確保する。法律上、社債発行の特権が付与されている。

金融政策を行う中で、スイス中央銀行は、法律上、金融制度の安定性に寄与するよう義務づけられている。

スイス中央銀行は、連邦政府のための銀行でもある。

3【課税上の取扱い】

(1) 二重課税回避条約

1971年12月26日施行の所得に対する租税に関する二重課税の回避のためのスイスと日本との間の条約（以下「条約」という。）（2010年5月21日に改正済）は、とりわけ、スイスにより課される源泉徴収税を含む所得税及びキャピタル・ゲインにかかる税金に関して適用される。条約は、日本の居住者（個人及び法人）に適用がある。

(2) スイスの所得税の取扱い

(a) 原則

日本の居住者は、スイスの恒久的施設(permanent establishment)を通じて商業活動又は事業活動を行わない限り、スイスの所得税を課せられない。

(b) 社債に関する源泉徴収税

スイス国外のUBS AGの支店により発行された社債に関し支払われる利息については、手取金が常時スイス国外で使用される限り、スイス連邦源泉徴収税に服さない。

(c) 社債の売却益

日本の居住者がスイスの恒久的施設を通して商業活動又は事業活動を行わない限り、同人によって現金化された社債の譲渡益はスイスにおいて課税されない。

(3) その他のスイスの税金

(a) 有価証券取引にかかる印紙税

スイス又はリヒテンシュタイン公国の居住者である銀行又はブローカー又はその他の証券ディーラーが仲介者又は本人として、スイス印紙税法に関連するような取引に関与している場合にのみ、スイスの有価証券取引にかかる印紙税が課される。

(b) 相続税及び贈与税

死亡者又は贈与者がスイスの居住者である場合にのみ、社債の移転はスイスの課税対象となることがある。

(4) 日本での課税上の取扱い

日本国の居住者である個人又は内国法人が支払を受ける当行が日本国外で発行し日本国内で売出しが行われた社債（以下「本社債」という。）の利息、本社債の償還により支払を受ける金額が本社債の発行価格を超える場合の差額（以下「償還差益」という。）及び本社債の譲渡によって生じる所得については、日本国の租税に関する現行法令（以下「日本国の租税法」という。）の定めるところにより一般的に課税対象となる。

日本国の非居住者である個人又は外国法人が支払を受ける本社債の利息には、原則として日本国の租税は課されない。日本国の租税法上は、日本国の非居住者である個人又は外国法人が支払を受ける償還差益については一般的に課税対象とならないが、(i)日本に恒久的施設を有する非居住者の場合には、2017年1月1日以降に支払を受ける償還差益のうち当該恒久的施設に帰せられるべき所得について、()日本に恒久的施設を有する外国法人の場合には、2016年4月1日以後に開始する事業年度の初日以降に支払を受ける償還差益のうち当該恒久的施設に帰せられるべき所得について、それぞれ原則として課税対象となる。日本国の租税法上は、日本国の非居住者である個人又は外国法人が本社債を日本国内において譲渡したこと

により生じる所得については、(1)(i)譲渡人が日本に恒久的施設を有する非居住者の場合には、2017年1月1日より前に、()譲渡人が日本に恒久的施設を有する外国法人の場合には、2016年4月1日以後に開始する事業年度の初日より前に、それぞれ本社債を日本国内において譲渡したことにより生じる所得のうち特定の要件に該当する所得、(2)上記(1)の(i)及び()の日付以降に、日本に恒久的施設を有する非居住者又は日本に恒久的施設を有する外国法人が、それぞれ本社債を日本国内において譲渡したことにより生じる所得のうち恒久的施設に帰せられるべき所得を除き、原則として日本国の租税は課されない。

4【法律意見】

法律意見書は、エグゼクティブ・ディレクター兼リーガル・カウンセラーであるアラン・ビー氏により提出され、その内容は次の通りである。

- (1) 当行は、スイス法に基づき適法に設立され、有効に存続する法人である。
- (2) 有価証券報告書中のスイスの法令に関する記述は、真実、正確かつ誤りのないものである。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) UBS AG(連結ベース)

(単位：百万スイス・フラン(億円))

(連結)	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
営業収益合計	27,788 (30,931)	25,423 (28,298)	27,732 (30,868)	28,026 (31,196)	30,605 (34,066)
営業費用合計	22,482 (25,025)	27,216 (30,294)	24,461 (27,228)	25,557 (28,447)	25,198 (28,048)
継続事業からの税引前営業利益/(損失)	5,307 (5,907)	-1,794 (-1,997)	3,272 (3,642)	2,469 (2,748)	5,407 (6,019)
UBS AG株主に帰属する当期純利益/(損失)	4,138 (4,606)	-2,480 (-2,760)	3,172 (3,531)	3,502 (3,898)	6,235 (6,940)
資産合計	1,416,962 (1,577,220)	1,259,797 (1,402,280)	1,013,355 (1,127,965)	1,062,327 (1,182,476)	943,256 (1,049,938)
UBS AG株主に帰属する持分	48,530 (54,019)	45,949 (51,146)	48,002 (53,431)	52,108 (58,001)	55,248 (61,497)
利益剰余金	18,361 (20,438)	16,491 (18,356)	20,608 (22,939)	22,902 (25,492)	29,433 (32,762)
資本金	383 (426)	384 (427)	384 (427)	384 (427)	386 (430)
UBS AG株主に帰属する株主資本利益率 (%) (注1)	9.1	-5.1	6.7	7.0	11.7
普通株式等Tier 1自己資本比率 (%、フェーズ・イン・ベース) (注2)		15.3	18.5	19.9	19.5
普通株式等Tier 1自己資本比率 (%、完全適用ベース) (注2)		9.8	12.8	14.2	15.4
総自己資本比率 (%、フェーズ・イン・ベース) (注2)		18.9	22.2	25.6	24.9
総自己資本比率 (%、完全適用ベース) (注2)		11.4	15.4	19.0	21.0
リスク加重資産 (フェーズ・イン・ベース) (注2)		261,800 (291,410)	228,557 (254,407)	221,150 (246,162)	212,609 (236,655)
リスク加重資産 (完全適用ベース) (注2)		258,113 (287,306)	225,153 (250,618)	217,158 (241,719)	208,186 (231,732)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出) (注3)	-14,241 (-15,852)	67,160 (74,756)	54,374 (60,524)	7,231 (8,049)	1,997 (2,223)
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出) (注3)	19,377 (21,569)	-14,879 (-16,562)	5,457 (6,074)	2,596 (2,890)	-8,434 (-9,388)

財務活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出) (注3)	2,670 (2,972)	-38,110 (-42,420)	-47,555 (-52,933)	2,081 (2,316)	-5,573 (-6,203)
現金及び現金同等物期末残高 (注3)	85,612 (95,295)	99,108 (110,317)	96,284 (107,174)	116,715 (129,915)	102,962 (114,607)
従業員数 (人) (正社員相当)	64,820	62,628	60,205	60,155	58,131

(注1) UBS AG株主に帰属する当期純利益/UBS AG株主に帰属する平均持分。

(注2) スイスのシステミックな関係にある銀行 (SRB) に適用あるパーゼルの枠組みに基づいている。2012年12月31日の数値はプロ・フォーマベースである。

(注3) 2015年度に、UBS AGは銀行が契約相手先のデリバティブに係る差入担保金を除くために現金及び現金同等物の定義を改正した。過去の期間 (2013年及び2014年) の数値は修正再表示された。詳細については、本書「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の「連結財務書類に対する注記」の注記1のb)を参照。

(2) UBS AG (単体ベース) (注)

(単位：百万スイス・フラン(億円))

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
当期純利益 / (損失)	5,440 (6,055)	-6,645 (-7,397)	2,753 (3,064)	7,849 (8,737)	11,984 (13,339)
営業収益合計	18,023 (20,061)	17,374 (19,339)	17,074 (19,005)	18,297 (20,366)	15,263 (16,989)
資産合計	846,085 (941,777)	775,687 (863,417)	715,917 (796,887)	777,893 (865,873)	477,045 (530,999)
資本合計 (資本準備金取崩 / 配当金支払前)	40,174 (44,718)	33,176 (36,928)	35,437 (39,445)	42,376 (47,169)	51,728 (57,578)
資本金	383 (426)	384 (427)	384 (427)	384 (427)	386 (430)

(注) 上の表のUBS AGの単体ベースの数値は、スイスGAAP (FINMA令2015/1及び銀行法) に従い表示されている。

2【沿革】

当行の法律上及び商業上の名称は、ユービーエス・エイ・ジー (ユービーエス・エス・エイ / ユービーエス・インク) である。当行は、スイス・ユニオン銀行 (1862年設立) 及びスイス銀行コーポレイション (1872年設立) が合併しユービーエス・エイ・ジーとなった1998年6月29日に設立された。

2014年度に、UBSグループの持株会社としてユービーエス・グループ・エイ・ジー (UBS Group AG) (以下「UBSグループAG」という。) が設立された。

UBSグループの法人体制

過去2年間にわたり当グループは、スイス及び当グループが事業を行う他の国々における「too big to fail (以下「TBTF」という。))」規制要件に応じ、当グループの対応能力向上を目的とした一連の措置を実施してきた。

2014年12月、UBSグループAGはUBS AG株式のエクスチェンジ・オファーを完了し、UBSグループの持株会社としてUBSグループAGを設立した。

2015年度中、UBSグループAGはスイス証券取引所法第33条に基づく裁判所手続 (以下「SESTA手続」という。) を申請、これを完了し、これにより残りの少数株主が保有していたUBS AG株式が消却された。その結果、現在UBSグループAGは、UBS AGの社外流通株式の100%を保有するに至っている。

2015年6月、当グループは、スイス国内勘定に計上されるパーソナル&コーポレート・バンキング事業及びウェルス・マネジメント事業をUBS AGからUBSスイスAGに移転した。

また、2015年度第2四半期中に当グループは、当グループの英国投資銀行子会社であるUBSリミテッドにおいて、より自給自足的な事業及び業務運営モデルの導入を完了した。かかるモデルにより、UBSリミテッドは、その事業活動においてより大きなリスク及びリターンを受容し、維持することが可能となる。

第3四半期中、当グループは、そのサービス会社としての役割を担わせることを目的に、UBSグループAGの直接子会社としてUBSビジネス・ソリューションズAGを設立した。当グループは、当グループの既存のサービス子会社に対する所有権の過半数を、当該事業体に移転する意向である。かかるサービス会社組織への共通業務及びサポート部門の移転は、2018年度を通じて段階的に実施される予定である。サービス会社組織の目的は、再生・破綻事由の発生下においても当グループがその重要サービスを継続的に運営できるよう確保することにより、当グループの対応能力を向上させることにある。

また、2015年度中にUBS AGは、新たな子会社としてUBSアメリカズ・ホールディングLLCを設立した。当グループは、ドッド・フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法（以下「ドッド・フランク法」という。）に基づく米国における外国銀行に対する新規則に従い、2016年7月1日の期限までに、かかる子会社を当グループの米国子会社の中間持株会社に指定する意向である。2015年度第3四半期中、UBS AGは、当グループの全米国事業（UBS AGの支店を除く。）を中間持株会社に所有させるべき旨のドッド・フランク法に基づく要請を遵守するため、主要な米国事業子会社に対するその出資持分をUBSアメリカズ・ホールディングLLCに移転した。

当グループはまた、UBS AGの新たな子会社としてUBSアセット・マネジメントAGを設立した。当グループは、2016年度中にアセット・マネジメントの事業子会社の大部分をかかる子会社に移転する意向である。当グループは、引き続きアセット・マネジメント事業が利用する法人の更なる変更を検討しており、かかる変更にはスイス国内でUBS AGが営む業務のUBSアセット・マネジメントAGの子会社への移転等が含まれる。

これらの変更は、当グループの戦略、当グループの事業及び当グループの顧客の大部分に対する当グループのサービスの提供方法に影響を及ぼすものではない。これらの計画は、普通株式資本の追加調達の実現性をもたらすものではなく、また、当グループの資本創出能力に重大な影響を及ぼす見込みもない。

当グループは、UBSグループAG及びUBSスイスAGの設立が、発表されている他の措置と共に、当グループの対応能力を大きく向上させるであろうと確信している。スイス金融市場監督当局（以下「FINMA」という。）は、原則としてこれらの措置が、現行のスイス資本規制に基づく自己資本要件リポートを保証するに相応しい適切性を有する旨確認している。従って、当グループは新たなスイスのTBTF案に基づくゴーンコンサーン要件のリポートの対象となる資格を有していることとなり、これにより、当グループの全般的な自己資本要件が縮小することが見込まれる。かかる一切のリポートの額及び時期は、これらの政策の実際の実施内容に左右されるため、かかる全ての政策が実施されて初めて明らかとなるものである。

当グループは、自己資本及びその他の規制要件に応じて、また、当グループが適格性を有する可能性のある自己資本要件のリポート獲得のため、引き続き当グループの法人体制に対する更なる変更を検討していく。かかる変更には、UBSグループAGの直接子会社となるためのUBS AGの事業子会社の移転、欧州連合の事業子会社の統合、商品及びサービスを計上する事業体又は地域の調整等が含まれる。これらの構造改革はFINMA及びその他の規制当局と間における継続的な協議の対象となっており、引き続きその実行可能性、範囲又は時期に影響を及ぼす可能性のある多数の不確定性に服することとなる。

3【事業の内容】

UBS AGは、その子会社と共に、世界中の個人顧客、機関投資家顧客及び法人顧客並びにスイスの個人顧客に対し、金融アドバイス及びソリューションを提供している。UBS AGはスイスの銀行である。UBS AGは、UBSグループの持株会社であるUBSグループAGの完全子会社である。UBSグループは、5つの事業部門（ウェルス・マネジメント、ウェルス・マネジメント・アメリカズ、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメント及びインベストメント・バンク）及びコーポレート・センターからなるグループとして事業を行っている。

以下は、UBS AG（連結ベース）の情報ではなく、UBSグループAG（連結ベース）の情報であり、専ら参考情報として記載している。UBSグループAG（連結ベース）の当該情報は、UBS AG（連結ベース）と大きな差異はないことに留意されたい。

ウェルス・マネジメント

ウェルス・マネジメント部門は、個々のニーズに合った投資アドバイス及びソリューションを富裕層個人顧客に提供している。2015年度末時点で、当部門は40ヶ国を超える国々に進出し、9,470億スイス・フランの運用資産を有している。

事業

当部門は、世界中の富裕な個人顧客（ウェルス・マネジメント・アメリカズがサービスを提供する顧客を除く。）に対して総合的なアドバイス及び金融サービスを提供している。UBSは国際的な能力を有する国際企業であり、当部門の顧客は、ウェルス・プランニング、投資運用ソリューション及び企業金融アドバイス、バンキング及び貸付ソリューション並びに下記に概説する個別の商品及びサービスを含む資源の全領域から利益を享受している。当グループのアーキテクチャー・モデルは、顧客に、当部門独自の商品を補完する、世界の主導的な第三者機関からの多様な商品へのアクセスを提供する。

戦略及び顧客

ウェルス・マネジメント事業は魅力的かつ長期的な成長見通しを有しており、当部門は、その成長が世界各地で国内総生産の成長を上回ると見込んでいる。顧客層の成長見込みに関しては、世界の超富裕層市場（ファミリー・オフィスを含む。）が最も高く、その次に富裕層市場及び準富裕層市場が高い。当部門は、広範な顧客基盤及び世界各地の基盤の安定した拠点を有することにより、地域及び顧客層全体で成長機会を捉える優れた立場にある。

当部門は、世界的にも秀でたウェルス・マネジャーであり、当部門の顧客に対して個々のニーズに合った総合的なアドバイスを提供することを目標としている。当部門では、個人顧客、特に、超富裕層セグメント（通常、市場の影響で一定の差異があるが、5,000万スイス・フランを超える投資可能な資産を有する顧客と考えられている。）、富裕層セグメント（通常、市場の影響で一定の差異があるが、200万スイス・フランから5,000万スイス・フランまでの投資可能な資産を有する顧客と考えられている。）、及び準富裕層セグメント（通常、市場の影響で一定の差異があるが、25万スイス・フランから200万スイス・フランまでの投資可能な資産を有する顧客と考えられている。）の顧客にサービスを提供している。当部門には、無比の規模を有し、業界を主導するプラットフォーム及び広範な組織構造があり、最も多様なウェルス・マネジメント市場及びセグメントにおいて、活発に活動している。

当部門では、5つの主要な業績指標に照らして事業の業績を評価している。当該指標とは、税引前利益増加率、費用対収益比率、新規純資金増加率、運用資産の粗利益率及び運用資産の純利益率である。当部門は、当部門の年次業績目標に照らした業績の評価も行っている。当該年次業績目標には、費用対収益比率55～65%、新規純資金増加率3～5%、及びウェルス・マネジメント・アメリカズと合わせて、税引前利益増加率10～15%が含まれる。当部門では、収益的成長を実現し、かつウェルス・マネジメント業界を形成する最前線にいたるために、一連の戦略的優先事項を定めている。当部門の目標は、業界が変容するにつれて、当部門の競争優位を更に収益的市場シェアの獲得に転換することである。

投資運用及びポートフォリオ構築は当部門の主要な商品及びサービスである。投資一任契約を選択した顧客は、自己の保有資産の運用を専門的なポートフォリオ・マネジャーのチームに委託する。自己の保有資産の運用に積極的に関わりたい顧客はアドバイザリー契約を選択することができる。アドバイザリー契約を選

択した顧客のポートフォリオは注意深く監視及び分析され、顧客が十分な情報に基づいた投資判断を行えるようにニーズに合った提案が行われる。当部門では、顧客により多様な付加価値サービスを提供するために、運用委託契約の浸透率がウェルス・マネジメントの運用資産の約40%に到達することを目標としている。当部門の運用委託契約事業の拡大は、経常収益の増加にも寄与する。

当部門は、超富裕層事業において市場を牽引する当部門のポジションを最大限生かし、この高成長セグメントにおいて著しくシェアを伸ばそうと努めている。更に、当部門では、拡大する当部門の富裕層顧客セグメント及び準富裕層顧客セグメントに多額の投資を行っている。当該投資は、特に、投資運用における当部門の主要な競争力の推進及び更なる強化、並びに当部門のデジタル機能に対する投資により行われている。

当部門は各顧客層特有のニーズに応じたサービスを提供している。当部門の超富裕層顧客は、当部門が顧客機関投資家顧客に提供しているインフラを利用することができる。最も洗練された超富裕層顧客は、当部門のグローバル・ファミリー・オフィス・グループを通して、ウェルス・マネジメント部門とインベストメント・バンク部門の熱心な専門家チームが提供する、顧客のニーズに合った機関投資家専用のカバレッジ及びグローバルな取引の実行から恩恵を受けている。当部門は、当部門の投資運用能力の全範囲にわたり、富裕層顧客にサービスを提供している。例えば、当部門の投資一任契約の商品及びサービスの一部を提供するUBS Adviceは、個々の顧客のニーズに応じた投資アドバイスを提供している。UBS Adviceは、リスク及び主要な投資戦略からの逸脱を発見する目的で顧客のポートフォリオを体系的に監視するために最先端の技術をいかに活用するかを考慮している点で業界を先導している。当部門は、顧客に対し当部門の最良の投資運用能力を提供することで、アドバイザリー契約及び投資一任契約の商品及びサービスにおいて優れた価値ある提案を提供していると確信している。

また全顧客は、株式や債券等の単一証券から様々な投資ファンド、仕組商品及びオルタナティブ投資商品に至るまで、あらゆる種類の金融商品に投資することができる。当部門は、この他に、仕組貸付及びコーポレート・ファイナンスについても顧客にアドバイスをを行っている。当部門の総合的な顧客サービス・モデルは、あらゆる市況の投資機会を獲得し、個人顧客のニーズに合ったソリューションを創出するために必要な能力をUBSグループ全体から集めることを可能にする。この連携もまた、当部門が主要なオンショア市場において重点を絞って拡大していくためには大変重要であり、かかる市場において、当部門は、現地のインベストメント・バンク及びアセット・マネジメントの各チームとの確立された事業関係から継続して恩恵を受けている。

当部門では、当部門の顧客基盤の進化するニーズを満たすため、デジタル化及び技術革新に多額の投資を行っている。当部門は、最先端の銀行サービスの急速な発展を支援するため、また、それらが確実に一貫して提供されるよう、当部門の情報技術プラットフォームを世界規模で更に強固にし拡大している。これに加え、当部門では、デジタルチャンネルを通じて当部門の主要なコンテンツを配信するための新しいソリューションを開発している。例えば、当部門は2015年にウェルス・マネジメント・オンラインを開始し、顧客に対し、ポートフォリオの運用サービス及びアドバイザリー・サービスを含む当部門の商品及びサービスに対する電子的なアクセスを提供している。当部門はまた、当部門の投資リサーチのためのインタラクティブ・フィルターである、マイ・ハウス・ビュー（My House View）を導入した。これにより、ユーザーは自身に最も関連のあるコンテンツを容易に見つけることが可能になった。

当部門のオペレーティング・モデルは、効率、平易さ及びデジタルの技術革新に焦点を当てるため、継続的に改変されている。例えば、当部門では、2015年のドイツでの成功に続き、アジア及びヨーロッパの当部門の最も重要な市場を対象に、スイスのプラットフォームを強化する予定である。これに加え、当部門は成長機会を捉えるため当部門のオンショア事業に継続して集中投資を行う。

当部門は、世界各地に設置されているブッキング・センターにより、顧客の好みに応じて顧客の資産を複数の拠点で計上できる強力な基盤を現地に構築している。また、当部門のフランチャイズの強み及び範囲は、変化する法的及び規制環境への当部門の迅速な適応を助けている。

アジア太平洋では、当部門は、当該地域の主要な金融センターである香港及びシンガポールに加え中国に特に重点を置くことで、その成長を加速させた。2015年、当部門は、九竜に中心的商業地区外の香港における最初の支店を開設し、かつ長期的な成長機会の獲得を支援するために中国における現地オンショア拠点の拡大を継続した。また、当部門は、日本及び台湾等の主要なオンショア市場において拠点を展開している。

新興市場においては、メキシコ、ブラジル、トルコ、ロシア、イスラエル及びサウジアラビア等の市場に重点を置いている。当部門は、主要な市場における顧客への近接性を確保できるよう、主な新興地域における主要な拠点から最も効率的にサービスを提供することを目指して、その現地拠点を定期的に評価している。新興市場の顧客の多くが既存の金融センターで資産を計上することを好むため、当該顧客の業務の取扱

いをスイス及び英国並びにウェルス・マネジメント・アメリカズを通じた米国にある当部門のブッキング・センターを通じて行う取組みを強化している。

ヨーロッパでは、全ての主要な市場における当部門の長期にわたる現地拠点の確立は、当部門の成長意欲の支えとなっている。当部門は、早い段階から顧客のニーズを認識し、オフショア事業とオンショア事業の一体化を行った。これにより、当該地域における顧客に当部門の広範なスイスの商品群の利用機会が提供され、かつ当部門が増加した規制上及び金融上の要件に対して効率的に対応できるようになったことにより規模の経済が実現される。

スイスでは、当部門は、当グループの統合された事業モデルに基づき、個人及び法人向け銀行事業、アセット・マネジメント事業並びにインベストメント・バンク事業の同部門の同僚らと密接な提携を行っている。この提携により、当部門は、顧客による紹介を通じて事業を拡大する機会が与えられ、かつUBSの広範な支店ネットワーク（100前後のウェルス・マネジメント・オフィスを含む。）が利用可能になることにより効率性が創出される。

当部門のグローバル・ファイナンシャル・インターメディアリーズ事業は、当部門に市場へのアクセス及び顧客アドバイザーによるネットワーク外の顧客を提供することにより、当部門の成長目標を支えている。更に、当事業は、全ての主要な金融センターに配属されている2,000を超える金融仲介機関の戦略的ビジネス・パートナーとして活動している。当事業は、金融仲介機関が顧客により効果的な助言を行えるよう、金融仲介機関に対し、専門的な投資顧問サービス、グローバルな銀行インフラ及び顧客のニーズに応じたソリューションを提供している。

組織構造

当部門はスイスに本店を置き、40ヶ国を超える国々に約190の事務所を構えている。その内、100前後の事務所はスイス国内にある。2015年度末現在、当部門の従業員数は、全世界で10,239名であり、その内、4,019名は顧客アドバイザーである。

当部門は執行委員会、運営委員会及びリスク委員会によって管理運営されており、当事業分野を有する地域ライン、具体的には、アジア太平洋、ヨーロッパ、グローバル新興市場、スイス及びグローバル超富裕層顧客に沿って主として組織されている。当部門の事業は、チーフ・インベストメント・オフィス及びグローバルなインベストメント・プロダクト・アンド・サービス部門並びにチーフ・オペレーティング・オフィサーが管理する中枢部門及びコーポレート・センターが提供する共通業務によりサポートされている。

競合企業

当部門の主要な国際的競合企業には、クレディ・スイス、JPモルガン、ドイツ銀行、BNPパリバ、HSBC、シティグループ及びジュリアス・ベアのプライベート・バンキング部門が含まれる。ヨーロッパの国内市場において、当部門は、主として英国のRBS、ドイツのドイツ銀行、及びイタリアのウニクレディ等の大手銀行の地方に所在するプライベート・バンク部門と競合している。アジア太平洋においては、シティグループ、クレディ・スイス及びHSBCのプライベート・バンキング・フランチャイズが当部門の主要な競合会社である。

インベストメント・アドバイス及びソリューション

グローバルな総合企業の一部門として、当部門は中枢に投資運用能力を有する活力に満ちたウェルス・マネジャーである。当部門のアプローチは、顧客のライフサイクルに応じたニーズ及び財務目標を基本的に理解することに焦点を当てている。このアプローチに基づき、当部門では優れた投資アドバイス及びソリューションを提供できるよう努めている。当部門の顧客アドバイザーは、顧客との関係において積極的であり、また当部門は、顧客の財務目標及びリスク選好を十分に理解するための体系的なプロセスを有している。顧客アドバイザーの顧客がそのライフサイクルに応じたニーズに基づく財務上の決定を行う際に顧客アドバイザーが相談に乗る中で、当部門のウェルス・プランナー（当部門のスペシャリスト・プロダクト・チームの一部）がそれをサポートすることがしばしばある。この総合的なサービスにより、当部門は顧客にウェルス・プランニングに係るアドバイス及び商品を提供し、当部門が顧客に提供する投資ソリューションの基礎となる顧客の投資戦略を確認する。顧客アドバイザーは、顧客の投資内容が顧客の進化する優先順位及び変化するリスク許容度に対応していることを確認するために、投資内容を定期的に検討する。当グループが顧客アドバイザーに提供する専用の訓練プログラムと継続的なサポートにより、顧客アドバイザーは優れたアドバイス及びソリューションを顧客に提供することができる。当部門の顧客アドバイザーは、高い水準の知

識と専門性があることを保証するウェルス・マネジメント修了証書（スイスの連邦経済省経済事務局（State Secretariat for Economic Affairs）認定プログラム）を取得する必要がある。当部門のほとんどのシニア顧客アドバイザーに対しては、ウェルス・マネジメント・マスター・プログラムを通して広範囲の訓練を提供している。

当部門のグローバルなチーフ・インベストメント・オフィスは、世界中に及ぶ全事業部門にわたるエコノミスト、ストラテジスト、アナリスト及び投資スペシャリストから成るグローバルなネットワークのリサーチ力及び専門知識を統合している。かかる専門家は、金融市場の進展を注意深く監視及び評価している。こうした取組みにより、当部門は、洞察に基づいた判断をリアル・タイムで提供し、現地の専門知識を当部門のグローバルな投資プロセスに組み込むことができる。これらの分析を使用し、UBSインベスター・フォーラム（UBS Investor Forum）にて外部のパートナー・ネットワーク（世界で最も成功しているマネー・マネジャーの多くが含まれる。）と相談した上で、チーフ・インベストメント・オフィスが明確かつ簡潔で、一貫性のあるインベストメント・ビュー（「UBSハウス・ビュー」として知られる。）を策定する。

UBSハウス・ビューは、顧客の資産を保護し、増やす助けとなるよう、投資機会及び市場リスクを見極め、かつ伝達しており、当部門は、UBSハウス・ビューを顧客のポートフォリオに継続的に適用し、実施することを目指している。UBSハウス・ビューには、当部門の戦略的資産配分及び戦術的資産配分が反映されている。当部門の戦略的資産配分及び戦術的資産配分は、いずれも、最も重要な投資一任契約に関する投資戦略を実証している。戦略的資産配分は、当部門の顧客の資産を運用するための統制された手法の重要な部分を占めており、当部門の顧客が確実に長期にわたり財務目標を達成し続けることを目指している。当部門の戦略的資産配分は、戦術的資産配分により補完されており、戦術的資産配分は、グローバルな専門知識を利用して、顧客が市場を運行し、顧客のポートフォリオのリスクと収益のトレード・オフの可能性を最終的に改善する手助けをする。

当部門のインベストメント・プロダクト・アンド・サービス部門は、当部門の投資一任契約及びアドバイザー契約の各商品及びサービスをUBSハウス・ビューと整合させることにより、当部門のソリューションと市況を一致させる。当部門の顧客が一層複雑化する金融業界の課題に取り組むのを助ける目的で、当部門は革新的な商品の開発を継続している。例えば2015年に、当部門は、チーフ・インベストメント・オフィス資産配分の新枠組みに基づき、新しい投資一任ソリューションを導入した。

当部門の商品は、様々なマーケット・シナリオにおいて積極的な関連実績を上げることが目的としている。当該商品は、インベストメント・プロダクト・アンド・サービス、アセット・マネジメント、インベストメント・バンク及びアーキテクチャー・モデルの中で運営する際の第三者を含む広範な調達源から開発される。個人投資家の投資フローを機関投資家規模の投資フローに統合することにより、当部門は、顧客に対し、通常は機関投資家顧客のみが利用できる投資対象へのアクセスを提供することができる。

ウェルス・マネジメント・アメリカズ

ウェルス・マネジメント・アメリカズは、超富裕層顧客及び富裕層顧客のニーズに応えることを目的とした、完全に統合された一連のウェルス・マネジメント・ソリューションを提案するファイナンシャル・アドバイザーを通して、アドバイス・ベースの関係を構築している。

事業

当部門は、金融アドバイザーの生産性及び運用資産において南北アメリカの主要なウェルス・マネジャーの一つである。その対象事業には、UBSの米国及びカナダ国内ウェルス・マネジメント事業のみならず、米国で計上された国際事業が含まれている。当部門は、魅力的な成長機会と、対象とする顧客層にサービスを提供することに的を絞った明確な戦略を有している。2015年12月31日現在、当部門の運用資産は合計1兆330億米ドルであった。

戦略及び顧客

当部門は、南北アメリカでトップのウェルス・マネジメント事業となることを目指している。当部門は、顧客を重視し、アドバイザーを中心に業務を行うという戦略により、対象とする顧客層、すなわち富裕層顧客及び超富裕層顧客のニーズに応えるために完全に統合された一連の商品及びサービスを提供しつつ、主要な大都市市場のファイナンシャル・アドバイザーを通してアドバイス・ベースのウェルス・マネジメント・ソリューション及び銀行業務を提供している。その一方で、中核富裕層のニーズにも対応している。当部門

では、富裕層顧客を100万米ドルから1,000万米ドルの投資可能資産を有する顧客と定義し、超富裕層顧客を1,000万米ドル超の投資可能資産を有する顧客と定義している。中核富裕層は、250,000米ドルから100万米ドルまでの投資可能資産を有する顧客と定義している。ウェルス・マネジメント・アメリカズとインベストメント・バンクの合併事業であるグローバル・ファミリー・オフィス・アメリカズは、選ばれたファミリー・オフィス顧客に対し、統合された総合的なウェルス・マネジメント及び機関投資家向けサービスを提供している。当部門のウェルス・アドバイス・センターは、250,000米ドル未満の投資可能資産を有する新興富裕層にサービスを提供している。当部門は、業界で最も優秀な専門家を雇用し、最高基準の執行サービスを提供し、合理的かつ効率的な事業を行うことによって、全ての金融ニーズを満たす質の高いアドバイスの提供に取り組んでいる。

当部門では、5つの主要な業績指標に照らして事業の業績を評価している。当該指標とは、税引前利益増加率、費用対収益比率、新規純資金増加率、運用資産の粗利益率及び運用資産の純利益率である。当部門は、当部門の年次業績目標に照らした業績の評価も行っている。当該年次業績目標には、費用対収益比率75～85%、新規純資金増加率2～4%、及びウェルス・マネジメントと合わせて、税引前利益増加率10～15%が含まれる。

当部門は、世界最大のウェルス市場の富裕層及び超富裕層の投資家に対してサービスを提供するユニークな存在であると考えている。7,140名のファイナンシャル・アドバイザーのネットワークを有し、1兆米ドルを超える運用資産を有する当部門は、有意義といえる規模の大きさを有するが、流通の速さを維持するには十分集約されており、大規模及びブティック型双方のウェルス・マネジャーの利点を組み合わせることが可能となった。当部門は、競合他社と差をつけ、顧客に金融アドバイス及びソリューションを提供する信頼ある主要なプロバイダーとなることを目標に、ファイナンシャル・アドバイザーに対してUBSの全資源（ウェルス・マネジメント・リサーチ、当部門のグローバルなチーフ・インベストメント・オフィス並びに当部門のアセット・ギャザリング事業及びインベストメント・バンクから提供されるソリューションへのアクセスを含む。）の利用を認めた。これらの資源は、オープン・アーキテクチャー・プラットフォームへの取組みにより増大し、世界の主要な第三者機関投資家とのパートナーシップによりサポートされている。更に、ウェルス・マネジメント・サービスは、銀行、住宅ローン、金融に係るソリューションによって補完されており、かかるソリューションにより、当部門は、顧客の貸借対照表の資産及び負債の双方について助言することが可能である。

当部門は、ウェルス・マネジメント事業の長期成長見込みにおいて南北アメリカが魅力的であると考えている。当該地域は、運用資産の観点から富裕層及び超富裕層が最も高い成長率を示すことが予想される地域である。2015年度、当部門の戦略及び絞込みにより、質の高いファイナンシャル・アドバイザーが確保され、また新規純流入資金が増加した。当部門は、かかる成長を足掛かりに更なる成長の持続を目指している。この目標を達成するために、ファイナンシャル・アドバイザーによる顧客ニーズの全範囲を対象とした全体論的なアドバイスの提供をより重視するようにし、当グループの事業の垣根を越えた連携を会社全体に拡大し続けることにより顧客に対するUBSのグローバルなサービス提供能力を高め、当部門のウェルス・マネジメント・ソリューションを補完する銀行業務及び貸付業務を提供している。更に、当部門は、費用を抑制しつつ、プラットフォーム及び技術の改善に向けた投資を引き続き行うことを計画している。これらの取組みにより、当部門は、顧客の満足度を高め、顧客との関係性を強化し、ファイナンシャル・アドバイザー間の収益の生産性を高めることができると期待している。

組織構造

ウェルス・マネジメント・アメリカズは、米国、プエルトリコ、カナダ及びウルグアイで構成される支店網を有し、2015年12月31日現在7,140名のファイナンシャル・アドバイザーを雇用している。コーポレート機能及び営業機能の大半は、ニュージャージー州ウィーホーケンのウェルス・マネジメント・アメリカズ本店及びテネシー州ナッシュビルのUBSビジネス・ソリューションズ・センター（UBS Business Solutions Center）内に置かれている。

当部門は、米国及びプエルトリコにおいて、主にUBSの子会社を通じて運営されている。証券業務及び運用業務は、主として、登録ブローカー・ディーラー2社（UBSファイナンシャル・サービスズ・インク及びUBSファイナンシャル・サービスズ・インコーポレーテッド・オブ・プエルトリコ）を通じて行われている。当部門の米国における銀行業務には、UBS AGの支店及びUBSバンクUSA（連邦政府により規制されるユタ州の銀行であり、連邦預金保険機構（以下「FDIC」という。）の保証付預金口座、担保付貸出業務、住宅ローン及びクレジットカードを提供している。）を通じて行われる業務が含まれている。

カナダにおけるウェルス・マネジメント業務及び銀行業務は、UBSバンク（カナダ）を通じて行われ、ウルグアイにおけるウェルス・マネジメント業務は、UBSファイナンシャル・サービスズ・モンテビデオ（UBS Financial Services Montevideo）を通じて行われている。

競合企業

当部門は、米国及びカナダの個人顧客、並びに米国内でウェルス・マネジメント・サービスの提供を求める非居住者の外国人顧客に対してウェルス・マネジメント・サービスを提供する、国営のフル・サービス・ブローカー、国内外のプライベート・バンク、地域ブローカー・ディーラー、独立ブローカー・ディーラー、登録投資顧問会社、信託会社及びその他の金融サービス会社と競合している。当部門の主要な競合企業には、バンク・オブ・アメリカ、モルガン・スタンレー及びウェルズ・ファーストのウェルス・マネジメント事業が含まれる。

商品及びサービス

当部門は、顧客の個々の金融ニーズに的を絞ったあらゆる種類のソリューションを顧客に提供している。総合プランニングは、教育資金、慈善事業への寄付、財産戦略、保険、退職、信託及び財団等の人生の様々な段階において、それにふさわしい商品を提供して、顧客をサポートするものである。当部門のアドバイザーは、ウェルス・プランニング、ポートフォリオ戦略、退職金及び年金、オルタナティブ投資商品、運用勘定、仕組商品、バンキング及び貸付、株式並びに債券等の分野で、社内のコンサルタントと緊密に連携して業務を行っている。顧客は、リサーチアドバイスを通じて顧客の投資判断のサポートを手助けする専用のチーム、ウェルス・マネジメント・リサーチ・チームも利用することができる。

当部門の商品及びサービス提供は、富の蓄積と維持、所得創出及びポートフォリオの分散を含む、様々な投資目的を充足するよう策定されている。顧客のあらゆる種類の金融ニーズに応えるため、当部門は、証券担保貸付、リソース・マネジメント・アカウント、FDIC保証付預金口座、住宅ローン及びクレジットカード等の、競争力のある貸付サービス及び資金管理サービスも提供している。

また、当部門のUBSエクイティ・プラン・アドバイザリー・サービス（UBS Equity Plan Advisory Services）は、株式報酬制度に関するサービスの主要な提供会社であり、150社超の米国企業（全世界で100万人の参加者が存在する。）にアドバイスを提供している。当部門は、法人及び機関投資家顧客に対して、株式報酬、管理、投資コンサルティング、確定給付・拠出型年金制度及び資金管理を含む、一連の強固なソリューションを提供している。

当部門の顧客は、資産ベース、取引ベース又はその双方の組み合わせによる価格設定を選択することができる。資産ベース勘定を選択した顧客は、一任勘定及び非一任勘定の両方の投資顧問プログラムを利用することができる。非一任勘定の顧問プログラムでは顧客が勘定内の全ての取引を自分で管理することができ、一任勘定の顧問プログラムを選択した顧客は、投資専門家に自己の代理としてポートフォリオを運用する権限を付与する。顧客は、一任勘定プログラムの種類に応じて、資格を有するファイナンシャル・アドバイザー、当部門の投資専門家チーム又は第三者の投資マネジャーに投資指図を与えることができる。これとは別個に当部門は投資信託に関する顧問プログラムも提供しており、ファイナンシャル・アドバイザーが顧客と協力して、リサーチ重視の資産配分枠組みを指針として投資信託による分散型ポートフォリオを作り上げている。

当部門は、個別証券を好む顧客に株式及び債券商品等の幅広い商品を提供している。また、資格のある顧客は、ポートフォリオ戦略を補完するため、仕組商品及びオルタナティブ投資商品に投資することができる。

これらのソリューションは全て、専属のキャピタル・マーケット・グループによるサポートを受けている。このグループは、会社全体の資源にアクセスすることを目的として、インベストメント・バンク及びアセット・マネジメントと連携するだけでなく、第三者である投資銀行及び資産運用会社とも連携している。

パーソナル&コーポレート・バンキング

スイスにおける主導的な個人及び法人向け銀行事業として、当部門は、個人顧客、法人顧客及び機関投資家顧客に対して総合的な金融商品及びサービスを提供すること、当グループに安定的かつ相当な利益を提供すること、並びに、当グループ内の他の事業のために収益の機会を創造することを目的とする。

事業

当部門は、スイス国内の個人顧客、法人顧客及び機関投資家顧客に対し、これらの顧客層における主導的地位を維持し、マルチ・チャネル・アプローチに当部門が提供する商品及びサービスを組み込みながら、総合的な金融商品及びサービスを提供している。当部門の個人及び法人向け銀行事業は安定的な利益を計上し、当グループ全体の業績に大きく貢献している。当部門は、スイスの個人顧客及び法人顧客向け貸付市場における主要なプレイヤーの一つであり、2015年12月31日現在、好条件の担保付貸出ポートフォリオは1,360億スイス・フランであった。このポートフォリオは、市場シェアを維持するためではなく、収益性及び信用度に重点を置いて保守的に管理運用されている。

当部門の個人及び法人向け銀行事業は、スイスにおけるUBSのユニバーサル・バンクの業務提供モデルの主要な要素であり、他の事業部門に顧客を紹介することで他の事業部門を支援し、また、個人顧客がウェルス・マネジメント部門で運用できる水準まで富を増やすことができるようこれらの顧客を支援している。更に、当部門は、アセット・ギャザリング事業及びインベストメント・バンク事業により提供される商品及びサービスの抱合せ販売を行う機会を活用している。この他に、当部門は、UBSのスイスのインフラ及びスイスの銀行商品プラットフォームの重要部分を管理しており、これらはともに当グループ全体にわたって活用されている。

戦略及び顧客

当部門の戦略は、スイスにおける収益的かつ質的な成長に焦点を当てている。個人向け銀行事業において、当部門では、適度にかつ選択的に優良な貸出業務を増加させる当部門の戦略を実行し、デジタル化から生じる可能性を更に強化し続けている。

当部門は、付加価値のあるサービスを提供することにより、スイス国内の個人顧客に選ばれる銀行となることを目指している。現在、当部門は、スイスにおいて3軒に1軒の世帯に対してサービスを提供している。当部門の販売網は、約300の支店、1,250の現金自動預け払い機（セルフサービス端末を含む。）、及び4ヶ所の顧客サービス・センター並びに最先端のデジタル・バンキング・サービスから構成されている。技術は、当部門による商品及びサービスの提供方法を根本から変えている。そのため、当部門は継続的に多様な方法によって提供される商品及びサービスの拡大及び強化を行っており、また顧客に優良な顧客経験を提供し、市場シェアを獲得し、効率を上げるために、デジタル・サービスにおける当グループのリーダー及び革新者としての長い歴史を基礎として成長を続ける。更に、当部門は、顧客に人生の様々な段階における特別なニーズに合致する個々に応じたソリューションを提供するために、ライフサイクルに基づく商品のアプローチ方法を採用している。取引の実行については、当部門は、顧客中心かつ効率的な販売プロセスを確保している。

当部門では、4つの主要な業績指標に照らして事業の業績を評価している。当該指標とは、税引前利益増加率、費用対収益比率、個人向け銀行事業に関する新規純業務取扱高増加率及び純利息マージンである。当部門は、当部門の年次業績目標に照らした業績の評価も行っている。当該年次業績目標には、費用対収益比率50～60%、個人向け銀行事業に関する新規純業務取扱高増加率が1～4%、及び純利息マージン140～180ベース・ポイントが含まれる。

法人及び機関投資家向け事業については、質的成長戦略に焦点を当てている。当部門の主要な戦略では、収益性及び資本効率を継続的に向上させることに重点を置いている。事業部門間の連携を通じ、当部門は、全事業部門における当部門の能力を高めることで、最大限の価値ある提案を顧客に提供している。

スイスにおける当部門の規模及び当部門が運営する事業の多様性により、当部門は、一体的かつ効率的な方法で顧客のあらゆる複雑な金融ニーズに対応できる優位な地位を確保している。当部門の目的は、中小企業から多国籍企業、年金基金及び保険会社から商品取引業者及び銀行にまで及ぶ法人及び機関投資家である顧客のメインバンクとなることである。当部門は、120,000社を超える企業（スイスの大手企業1,000社のうちの85%超を含む。）、スイス国内の年金基金の3社に1社（大手100基金のうちの75基金を含む。）及びスイスに拠点を有する銀行の約80%に対してサービスを提供している。当部門は、キャッシュ・フロー・ベースの貸付及び手数料並びにトレーディング業務に焦点を絞って、スイスにおける当部門の市場シェアの選択的拡大に向けて努力する。更に、当部門は、海外で事業を行うスイス企業及びスイスに本店を置くグローバル企業である顧客に最適なサービスを提供するための当部門の商品提供能力を強化する国際的な拠点を体系的に拡大している。

当部門の顧客は、当部門が提供する質の高い仕事を評価し、かかる功績を再度表彰した。2015年、国際的な金融誌であるユーロマネー（Euromoney）は、キャッシュ・マネジャー及びチーフ・ファイナンシャル・オ

フィサーを対象とした調査に基づき、UBSを「ベスト・ドメスティック・キャッシュ・マネジャー・スイス（Best Domestic Cash Manager Switzerland）」に5年連続で指名した。更に2015年には、業界で最も重要な顧客調査の一つであるR&Mサーベイによって、UBSは「アセット・マネジャーに関するベスト・カスタディアン」であると認められ、複数のカテゴリーにおいて主要なアセット・サービシング・プロバイダーとして評価された。

当部門は、スイスにおける主導的な個人及び法人向け銀行事業として、顧客のニーズを支援する役割の重要性を認識している。当部門は、事業全体のサービス・コミットメントを合理化するための体制及びプロセスを継続的に見直している。かかる措置には、プロセスの合理化、顧客アドバイザーの管理事務負担の軽減及びリスク基準の低下を伴わない長期的な生産性の向上が含まれる。

優良な顧客サービスを確実に提供するための鍵となる、特に顧客と直接接するスタッフの継続的な教育は、当部門の戦略上、非常に重要である。UBSは、顧客アドバイザーの認定に関してスイス市場において先駆者であり、国家によるISO認定プログラムに関する基準を設けた。スイスにおける他の銀行グループは、UBSに倣い自行の認定プログラムに当該基準を採用している。

組織構造

当部門は、スイスにおけるUBSのユニバーサル・バンクとしての業務提供モデルの中枢である。これにより、当部門は、銀行全体の専門知識をスイスの個人顧客、法人顧客及び機関投資家顧客にまで拡大して提供することができる。スイスは、当部門が個人顧客、法人顧客及び機関投資家向けの銀行業務、ウェルス・マネジメント及びアセット・マネジメント業務並びに投資銀行業務を行っている唯一の国である。

スイス全域で一貫したサービスの提供を確保するため、スイス国内のネットワークは10の地域に編成されている。全事業分野から選出された各地域及び各支店の専任マネジメント・チームは、ユニバーサル・バンク・モデルの実行に責任を負っており、その一環として、事業部門を越えた連携を促進し、一般公衆と顧客が単一の企業イメージ及び共通のサービス基準に基づいて統一的なサービスを受けられるよう取り組んでいる。

競合企業

スイスのリテール事業における競合企業は、ライフアイゼン、クレディ・スイス、州立銀行、ポストファイナンス及びその他スイスの地域銀行又は地方銀行である。

スイスの法人及び機関投資家向け事業における主要な競合企業は、クレディ・スイス、州立銀行、及びスイス国内の外国銀行である。

商品及びサービス

当部門の個人顧客は、現金取引口座、支払、貯蓄、退職関連ソリューション、投資信託商品、住宅ローン、ロイヤリティ・プログラム及びアドバイザリー・サービスを含む理解しやすい商品で構成された、ライフサイクルに基づく総合的なサービスを利用することができる。当部門は、法人顧客及び機関投資家顧客に対して金融及び投資ソリューションを提供しており、株式及び債券市場、シンジケート・ローン及び仕組信用商品、私募発行、リース並びに従来型の資金調達の利用機会を提供している。当部門のトランザクション・バンキング事業は、支払及びキャッシュ・マネジメント・サービス、貿易及び輸出金融、債権金融に関するソリューションを提供するだけでなく、機関投資家顧客に対して包括的なカスタディ・ソリューションを提供している。2015年、当部門は多くの商品及びサービスの革新を実施した。かかる革新には、中小規模顧客のための革新的なコーポレート・ファイナンシャル・マネジメントの開始、トレード金融取引のための電子文書提示サービスの開発、並びにシンガポール及び香港に所在するスイス顧客の子会社及び支店をターゲットとした法人向け銀行業務の継続的拡張が含まれる。これらに加え、当部門では、顧客をデジタル及び非デジタルのチャンネルに最適に誘導し、無比の顧客経験を創出することを目的として、マルチ・チャンネル・センターを更に拡大した。顧客に対する当部門の価値提案を最良なものにするために、当部門とインベストメント・バンク及びアセット・マネジメント事業との密接な提携は、当部門のユニバーサル・バンク戦略の主要な構成要素である。これは、キャピタル・マーケット商品、外国為替商品、ヘッジ戦略及びトレーディング能力の提供を可能にし、また、インベストメント・バンクを通じた法人向け金融アドバイス並びにアセット・マネジメントを通じた最先端のファンド・ソリューション及びポートフォリオ運用の提供を可能にしている。

当部門の分配モデルは、強固でバランスの取れたマルチ・チャンネルの戦略に基づいている。当部門が拡大している電子的及びモバイルの銀行サービスの提供は高評価を受けており、当部門ではユーザー数及び顧客間のやりとりが着実に増加しているのを継続して確認している。スイス証券取引所（SIX）及びチューリッヒ州立銀行と共同でPaymitを導入したことにより、UBSはスイスにおけるモバイル支払スペースの先導者となった。UBS Paymitは2015年度末までに150,000を超えるダウンロードを達成した。当部門は、顧客経験の改善、市場シェアの獲得及び効率性の向上のため、引き続きスイスにおける主要なマルチ・チャンネル銀行としてのポジション及びデジタル・サービスにおける革新者としてのポジションを構築していく。

アセット・マネジメント

アセット・マネジメントは、22ヶ国に拠点を有する大規模な資産運用部門である。当部門は、世界中の機関投資家、ホールセール仲介業者及びウェルス・マネジメント顧客に対し、あらゆる主要な従来型及び代替的な資産クラスについて投資運用能力及び投資運用手法を提供している。

事業

当部門は、ヨーロッパの主要なファンド・ハウスであり、スイス最大のミューチュアル・ファンド・マネジャーであり、アジアで3番目の規模を有する国際的なアセット・マネジャーであり、世界で2番目の規模を有するファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ・マネジャーであり、かつ世界で最大の不動産投資マネジャーの一つである。当部門では、世界中の広範な顧客に対し、投資運用商品及びサービスを提供しており、当該顧客には、企業年金制度及び公的年金制度、政府及び中央銀行等のソブリン機関、国際機関、基金、地方自治体及び慈善団体、保険会社、ホールセール仲介業者、金融機関、並びに個人顧客が含まれる。

当部門のグローバルな投資運用能力には、株式、債券、通貨、ヘッジ・ファンド、不動産、インフラ及びプライベート・エクイティが含まれ、これらはカスタマイズされたソリューション及びマルチ・アセット戦略に組み込むことが可能である。投資運用サービスを補完するため、当部門のファンド・サービス事業では、従来型のUBS及び第三者のファンドに対し、ファンド管理運営サービスを提供している。

当部門では世界中に多様な顧客基盤を有している。2015年12月31日現在、運用資産の総額は6,500億スイス・フランであり、管理資産は4,070億スイス・フランであった。運用資産の約66%は機関投資家顧客からのものであり、残りは、UBSのウェルス・マネジメント事業及び第三者を含むホールセール顧客からの運用資産であった。

運用資産の約30%は受動的戦略において運用され、9%はマネー・マーケット資産であり、残りの61%はアクティブな非マネー・マーケット戦略で運用されていた。

戦略及び顧客

当部門では、質の高いソリューション及びサービスを提供するための幅広く深い洞察力及び能力を使い、顧客に最良のアイデア及び優れた運用実績を提供することを目指している。

当部門は、全顧客層について、収益的で持続可能な成長を促進することを目指している。第三者顧客に関しては、当部門は、主要な市場に関する成長目標、機関投資家事業の強化、ホールセール事業拡大の促進を重視している。また、当部門は、顧客のニーズを満たす商品を提供し続けるために、UBSのウェルネス・マネジメント事業との補完及び提携を強化している。

当部門のグローバルな事業モデルは、厳しい市況においても回復力が高いことを証明し、かつ市場力学の変化に影響を受けず成長機会を捕えるための確固たる基盤を提供した。

2015年に当グループは、顧客に最高クラスの投資運用能力を提供することに重点を置くための戦略の一環として、当部門のオータナティブ・ファンド・サービス事業を三菱UFJフィナンシャル・グループに売却した。

当部門は、従来型、代替的及び受動的投資運用において、得意分野を構築する予定である。代替的投資運用については、当部門は、全ての運用地域で専門知識及びベスト・プラクティスを強化することにより、不動産及びヘッジ・ファンドにおける当部門の確立された地位を引き続き拡大していく。代替的及び従来型資産クラスについて顧客のニーズを満たすために提供される当部門のソリューションを更に発展させるため、当部門では、カスタマイズされた顧客ソリューション能力を結びつけた。受動的投資運用については、当部門は、指標連動型ストラテジー及び上場ファンド（ETF）を含め、確立した運用能力の開発を継続している。

当部門における戦略の実施を成功させるために、当部門ではオペレーティング・プラットフォーム並びに世界クラスの専門家の獲得、育成及び確保に投資を行っている。

当部門では、5つの主要な業績指標に照らして事業の業績を評価している。当該指標とは、税引前利益増加率、費用対収益比率、新規純資金増加率、運用資産の粗利益率及び運用資産の純利益率である。当部門は、当部門の年次業績目標に照らした業績の評価も行っており、当該年次業績目標には、中期で年次の税引前利益10億スイス・フラン、費用対収益比率60～70%、及び新規純資金増加率3～5%が含まれ、マネー・マーケット・フローは含まれない。

アセット・マネジメント業界では、継続的な資産流入が確認された。3つの要因、すなわち、先進国において高齢化が進み、将来に備えた貯蓄の必要性を高めること、各国政府は引き続き年金及び給付金支援を削減しており、民間資金の必要性が高まっていること、並びに、新たに課された規制により、新しい付加価値サービスを提供できる程度の規模を有するアセット・マネジャーのための機会が創出されていることに照らして、長期的見通しは明るい。

組織構造

当部門のオータナティブ・ファンド・サービスズ事業が売却された後、当部門は、2015年度末現在、22ヶ国で2,277名の従業員を雇用しており、シカゴ、フランクフルト、ハートフォード、香港、ロンドン、ニューヨーク、シンガポール、シドニー、東京及びチューリッヒに主たる事務所を有している。

2016年1月1日以降、当部門の組織構造は下記の投資運用分野及び機能に基づいている。

- 投資運用分野及び事業分野：株式、マルチ・アセット&オコナー、債券、グローバル不動産、インフラ及びプライベート・エクイティ、ソリューション、並びにファンド・サービス
- 販売：顧客のサービシング及びカバレッジを担当するグローバル及び地域のチーム
- 商品：商品開発及びライフサイクル・マネジメントを担当するグローバル及び地域のチーム
- チーフ・オペレーティング・オフィサー業務及びコーポレート・センターが提供する共通業務を含むサポート業務

競合企業

当部門の競合企業は、ブラックロック、JPモルガン・アセット・マネジメント、BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ、アムンディ、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント、アライアンスバーンスタイン・インベストメンツ、シュローダー及びモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント等の、幅広い能力と販売チャネルを有するグローバル企業を含む。当部門のその他の競合企業には、特定の市場又は資産クラスに焦点を置く企業が含まれる。

商品及びサービス

当部門は、異なる資産クラスについて、広範囲にわたる投資運用商品及びサービスを顧客に提供しており、これらの商品及びサービスは、分離、合同又はアドバイザリー契約並びに様々な法域を対象とした登録済投資ファンドを通じて提供することができる。当部門のアクティブな従来型及び代替的な能力は下記の通りである。

- **株式運用部門** 異なるリスク・リターン目標を有する投資戦略（グローバルな戦略、地域重視の戦略及びテーマ別戦略を含む。）並びに高アルファ、グロース及び定量的手法
- **マルチ・アセット** リスク/リターン・スペクトラムを対象としたグローバル及び地域別資産配分並びに通貨投資運用戦略
- **オコナー** 相対的価値に重点をおいたシングル・マネジャー型のグローバルなヘッジ・ファンド・プラットフォームで、絶対的かつリスク調整されたリターンを投資家に提供する。
- **債券運用部門** グローバル、地域別及び国別市場ベースのシングルセクター戦略、マルチセクター戦略、並びにハイイールド債及び新興市場債等の拡張セクター戦略。本チームは、制約のない債券及び通貨戦略も扱っている。
- **グローバル不動産投資部門** 主要な不動産セクターを対象に、グローバル及び地域別戦略。コア戦略及び付加価値戦略に重点を置いているが、リスク/リターン・スペクトラムにおけるその他の戦略も含む。

- インフラ及びプライベート・エクイティ部門 コアのインフラ資産に対するグローバルな直接的インフラ投資及び広く分散投資されたファンド・オブ・ファンズのポートフォリオにおけるマルチ・マネジャー型のインフラ及びプライベート・エクイティ戦略。

当部門のソリューション事業は、下記を提供している。

- マルチ・マネジャー型のヘッジ・ファンド・ソリューション及びアドバイザリー・サービス。これにより、ニーズに合ったリスク及びリターン・プロファイルを有するヘッジ・ファンド・インベストメントに対するエクスポージャーを提供する。
- カスタマイズされたマルチ・アセット・ソリューション及びアドバイザリー・サービス。これには、リスクが管理され、構造化された戦略、マネジャーの選任、年金リスク管理、リスク・アドバイザリー、グローバルな戦術的資産配分が含まれる。

当部門の受動的能力には、株式、債券、コモディティ、不動産並びに主要な指標から大幅にカスタマイズされた指標までのベンチマーク及びルールに基づくソリューションを有するオルタナティブ投資にわたる指標連動型ストラテジー、オルタナティブ・ベータ・ストラテジー及びルールに基づいたストラテジーが含まれる。商品は、上場ファンド（ETF）、合同運用資産、仕組運用資産及び運用委託資産を含む様々な仕組商品で提供されている。

インベストメント・バンク

インベストメント・バンクは、法人顧客、機関投資家顧客及びウェルス・マネジメント事業の顧客に対して、専門的助言、革新的ソリューション、取引実行及び国際資本市場への広範囲なアクセスを提供している。また、インベストメント・バンクは、コーポレート・クライアント・ソリューション及びインベスター・クライアント・サービスという事業部門を通じて、アドバイザリー・サービスを提供し、株式関連サービス、外国為替関連サービス、貴金属関連サービス並びに厳選された金利及び金融市場へのアクセスと共に、綿密なクロスアセット・リサーチを提供している。インベストメント・バンクは、広範な有価証券全般について、販売、取引及びマーケット・メイキングを含む資本市場のフローに活発に参加している。

事業

インベストメント・バンクは、2つの別個の、しかし連携している事業部門に編成されている。

コーポレート・クライアント・ソリューション

コーポレート・クライアント・ソリューションには、全てのアドバイザリー及びファイナンシャル・ソリューション事業、オリジネーション、組成及び取引実行（法人、金融機関、スポンサー顧客及びUBSのウェルス・マネジメント事業への業務提供に係る株式及び債券の資本市場を含む。）が含まれる。

インベスター・クライアント・サービス

インベスター・クライアント・サービスには、機関投資家のための取引実行、販売、売買が含まれ、コーポレート・クライアント・ソリューション事業及びUBSのウェルス・マネジメント事業に対するサポートが行われる。当該事業には、当グループの株式事業（キャッシュ、デリバティブ及びファイナンス・サービス）、クロスアセット・クラスのリサーチ能力並びに当グループの外国為替フランチャイズ、貴金属、金利及びクレジット事業が含まれる。インベスター・クライアント・サービス事業部門は、当グループの全ての事業をサポートするために必要な販売及びリスク管理能力も提供する。

戦略及び顧客

当部門は、法人、機関投資家及びウェルス・マネジメントの顧客に対し、知的資本及び受賞歴のある当部門の電子的プラットフォームの強化によりもたらされたソリューション主導型の総合的アプローチを通じて、最高のサービス及びソリューションを提供したいと考えている。当部門の顧客中心型事業モデルでは、当部門は、ウェルス・マネジメント事業、個人及び企業向け銀行事業及びアセット・マネジメント事業の理想のパートナーであり、市場に関する深い洞察並びに全世界を対象としたカバレッジ及び取引実行を提供する安定した地位を占めている。

当部門は、アドバイザリー事業、資本市場事業、株式事業及び外国為替事業の従来の長所に引き続き重点を置いており、有利で持続可能なリスク調整後収益を分配するために、金利事業及びクレジット事業のプラットフォームに再度焦点を絞ることによりこれを補完している。当部門は、世界クラスのリサーチ能力及び技術能力のサポートを受けて、引き続き、全資産クラスを対象に革新的で統合されたソリューションを開拓する。これにより、当部門は、顧客が規制上及び技術上の変化による市場構造の発展に順応するよう顧客を支援することが可能になる。

当部門のコーポレート・クライアント・ソリューション事業部門には、アドバイザリー事業及び資本市場事業並びに金融ソリューションが含まれ、長期的な戦略目標を達成するために最良の機会を提供する分野及び地域を対象としている。当部門は全ての主要な金融市場に拠点を有し、国、セクター及び金融商品専門家に関する総合的な基盤に基づくカバレッジを有している。

インベスター・クライアント・サービス事業部門において、当部門は、世界の主要な株式関連フランチャイズの一つである。この事業は、グローバルなディストリビューション・プラットフォーム及び総合的な商品提供能力を引き続き活用することで、UBSのウェルス・マネジメント事業を含む広範な顧客基盤並びに機関投資家及び一般投資家を支援し、グローバルな株式発行市場及び流通市場へのアクセスを提供している。世界レベルのディストリビューション・プラットフォームを基礎とする当部門の外国為替事業及び貴金属事業は、今後も引き続き当部門のサービスの中核的事業となる。当部門の戦略に合わせて、当部門の金利及びクレジット事業は、取引所で取引される債券及びコモディティ・デリバティブの取引実行及びクリアリングに加え、クライアント・フロー及びソリューションに重点を置いている。金利及びクレジット事業は、株式及び外国為替事業と同様に、仲介モデルを通して資本市場事業を支えている。

当部門の戦略が確実に成功し続けるよう、当部門は、今後も引き続き技術投資を行い、事業の主要分野では優秀な人材を選別して雇用する。更に、当部門は継続しているコスト削減プログラム及び運営上のリスク対応策の強化に引き続き重点を置く。2015年度中、当部門は、対象を絞った技術計画を実施することにより、継続して内部効率を最大限に高めた。この技術計画は、顧客のためにプラットフォームの効率を高めることを目的とした事業全体の長期的なポートフォリオ・アプローチに基づいている。更に、当部門は、生産プロセスを簡素化し、フロント部門からバックオフィスまでのプロセスを縮小し、かつ、より少ない拠点で営業するための対策を継続的に実施している。

魅力的な配分資本利益率を獲得するという当部門の目標を支援するため、当部門は、バランスシート、リスク加重資産及びレバレッジ比率分母の指標が厳しく管理されている枠組みの中で運用を行っている。これに合わせ、当部門は、コーポレート・クライアント・ソリューション及びインベスター・クライアント・サービスをそれらが生み出す利益に基づき個別に評価すると共に、それらが相互に提供する支援及び貢献を考慮する。

当部門では、5つの主要な業績指標により事業の業績を評価している。当該指標とは、税引前利益増加率、費用対収益比率、帰属資本利益率、資産総利益率及び平均バリュエーション・アット・リスクである。当部門は、当部門の年次業績目標に照らした業績の評価も行っており、当該年次業績目標には、費用対収益比率70～80%、及び年次の税引前帰属資本利益率15%超が含まれる。これに加え、当部門では短期から中期の見通しを有しており、完全適用ベースのリスク加重資産が850億スイス・フラン、及び完全適用ベースのレバレッジ比率分母が3,250億スイス・フランである。

組織構造

2015年度末現在、当部門は、35を超える国々で5,243名の従業員を雇用しており、香港、ロンドン、ニューヨーク、シンガポール、シドニー、東京及びチューリッヒに主たる事務所を有している。

当部門の法人顧客及び機関投資家顧客が個々のニーズを満たすために最適なソリューションのグローバルな範囲及び機能から確実に利益を得られるよう、当部門は、コーポレート・クライアント・ソリューション及びインベスター・クライアント・サービスの2つの顧客中心事業部門に分かれている。これらの事業部門の専用マネジメント・チームは、商品や部門の枠を超えた連携を強化するために、当部門のグローバルな商品提供能力を地域の専門知識で補完しており、これにより当部門では顧客に会社の総合的なサービスを提供することができる。

インベストメント・バンクは、執行委員会、運営委員会及びリスク委員会に管理されており、UBS AGの支店及びUBSグループのその他の子会社を通じて業務を行っている。米国における証券業務は、登録ブローカー・ディーラーであるUBSセキュリティーズ・エルエルシーを通じて行われている。英国では、インベスト

メント・バンクは、UBSリミテッドを対象に2014年及び2015年に実施された修正後の経営モデルに沿って、主にUBS AG ロンドン支店及びUBSリミテッドにおいて業務を行っている。

競合企業

当グループが関与している事業及び市場の多くでは競合企業が活発に事業活動を行っているが、当グループのインベストメント・バンクの戦略はユニークである。当グループの株式、外国為替及び法人アドバイザリー事業の主な競合企業は、バンク・オブ・アメリカ・メリル・リンチ、バークレイズ、シティグループ、クレディ・スイス、ドイツ銀行、ゴールドマン・サックス、JPモルガン・チェース及びモルガン・スタンレーを含む世界の大手投資銀行である。

商品及びサービス

コーポレート・クライアント・ソリューション

当部門では、法人顧客、金融機関顧客、金融スポンサー顧客及びUBSのウェルス・マネジメント事業の顧客を対象としたクライアント・カバレッジ・ソリューション、アドバイザリー・ソリューション、債券及び株式資本市場ソリューション並びに金融ソリューションを提供している。コーポレート・クライアント・ソリューションは、資本市場商品及び金融ソリューションの販売及びリスク管理においてインベスター・クライアント・サービスと密接に連携してサービスを提供する。また、コーポレート・クライアント・ソリューションは、あらゆる主要な金融市場に進出しており、その業務は、地域ごとに管理され、商品、業種及び国のバンキングの専門家を基盤として組織されている。本部門の主要な業務分野の概要は以下の通りである。

- アドバイザリーは、顧客の最も複雑な戦略上の問題に対してカスタマイズされたソリューションを提供する。当該業務には、国内及びクロスボーダーの合併及び買収の他、スピンオフ、交換買付、レバレッジド・バイアウト、ジョイント・ベンチャー、独占的販売、再編、買収防衛、コーポレート・ブローキング及びその他アドバイザリー・サービスが含まれる。
- 株式資本市場業務は、株式の資本調達サービスの他、関連するデリバティブ商品及びリスク管理ソリューションを提供する。その業務には、新規株式公開、フォローオン（ライツ・イシュー及びブロック・トレードを含む。）のみならず、私募、エクイティ・リンク取引及びその他戦略的株式ソリューションの管理が含まれる。
- 債券資本市場業務は、債券資本（投資適格社債、新興市場社債、ハイイールド債、劣後債及びハイブリッド債を含む。）の調達において、法人顧客及び金融機関顧客と密接に連携している。また、同業務は、イベント牽引型（買収、レバレッジド・バイアウト）ローン、債券及びメザニンによる資金調達も提供している。全ての債券商品は、リスク管理ソリューション（外国為替、金利及びクレジット事業と密接に連携したデリバティブを含む。）とともに提供されている。
- 金融ソリューション業務は、広範な資金調達能力（仕組金融、不動産ファイナンス及び特別な状況下にあるグループを含む。）を駆使して全資産クラスを対象としたカスタマイズ・ソリューションを提供することにより、全世界の法人顧客及び投資家顧客にサービスを提供している。
- リスク・マネジメント業務には、法人に対する貸付及びそれに関連するヘッジ活動が含まれる。

インベスター・クライアント・サービス

インベスター・クライアント・サービス事業（当グループの株式事業並びに当グループの外国為替、金利及びクレジット事業を含む。）は、法人顧客、機関投資家顧客及びウェルス・マネジメント顧客に対し、スペシャリストとしての技能のみならず高度なクロスアセット・デリバリー機能を備えた、包括的ディストリビューション・プラットフォームを提供する。

株式部門

当グループは世界大手のエクイティ・ハウスの一つであり、現物株式及び株式デリバティブの発行・流通市場の主要な参加者の一つである。当グループは、フロント部門からバックオフィスまでの一連の全商品（ファイナンス、取引実行、クリアリング及びカストディの各サービスを含む。）をグローバルに提供している。当グループの営業網では、顧客中心のアプローチを使用して、世界中のヘッジ・ファンド、資産運用会社、ウェルス・マネジメント・アドバイザー、金融機関及びスポンサー、年金基金、ソブリン・ウェルス・ファンド並びに企業へサービスを提供している。具体的には、現物株式及び株式デリバティブ商品の

販売、組成、取引実行、資金調達及びクリアリングを行っている。当グループの研究部門により、各会社、各セクター、各地域、マクロ経済動向、公共政策及び資産配分戦略に関する綿密な投資分析が提供される。株式部門の主要な業務分野の概要は以下の通りである。

- キャッシュ業務は、発行市場、流通市場、企業管理及び対象分野の専門家への広範なアクセスを提供するとともに、流動性、投資顧問、売買執行に係る業務及びコンサルタント業務を提供している。個別株式及びポートフォリオについてはフル・サービスの売買執行（キャピタル・コミットメント、ブロック・トレーディング、小型株取引及び手数料管理に関する各サービスを含む。）を提供している。また、当業務は、高度な電子取引商品、世界100ヶ所を超える拠点への直接的な市場アクセス（待ち時間の短い取引実行を含む。）、革新的アルゴリズム並びに事前取引、事後取引及びリアル・タイムの分析ツール一式を顧客に提供している。当業務のブローカー及び仲介サービス網により、リテール・ホールセラーに対する取引実行及び価格は改善されている。
- デリバティブ業務は、全種類のフロー商品、仕組商品、転換社債及び戦略的株式ソリューションを、グローバルな発行・流通市場へのアクセスとともに提供している。当業務の事業規模により、顧客は、上場商品、店頭デリバティブ商品、証券化商品及びファンドラップ商品という幅広い商品を通じて、リスクを管理し、資金需要を満たすことができる。機関投資家及びリテール投資家のために、会社、セクター及び多数の資産クラス（コモディティを含む。）についての指数に連動・関係した投資リターンを有する仕組商品及び仕組債の開発及び販売を行っている。
- 金融業務は、ヘッジ・ファンド顧客のために、プライム・ブローカレッジ、資本導入、クリアリング及びカस्टディ、シンセティック・ファイナンス及び有価証券の貸付を含む、完全に統合されたプラットフォームを提供している。加えて、世界の45を超える取引所において、上場株式デリバティブの取引の実行及びクリアリングを行っている。

外国為替、金利及びクレジット

外国為替、金利及びクレジットは、世界的にも一流であるとされる外国為替業務、市場主導型の貴金属事業に加え、主要な金利及びクレジット事業で構成される。これらの事業は、法人顧客及び機関投資家顧客の事業に関連した取引実行、販売及びリスク管理をサポートし、また、対象となる仲介機関経由で、UBSのウェルス・マネジメント事業の顧客のニーズも満たしている。当部門は、主導的な代理取引実行及び電子取引事業の構築に重点を置いており、バランスシート上の高いレベルの流通速度を維持し続けている。当部門の主要な業務分野の概要は以下の通りである。

- 外国為替業務は、G10及び新興市場通貨及び貴金属サービス全般をグローバルに提供している。当業務部門は、専門的な直物、先渡し及びオプション市場における主要な為替マーケット・メーカーの一つである。当業務部門は、全世界の顧客を対象に、強固なアドバイザリー・組成能力を備えた最高級の（音声、電子、アルゴリズム方式の）取引実行設備を提供し、顧客のポジション、ヘッジ及び流動性管理に最適で、ニーズに合ったソリューションを提供している。当業務部門は、約一世紀にわたり現物及び非現物貴金属市場へ参入しており、貴金属商品全般にわたって売買、投資及びヘッジを行っている。
- 金利及びクレジット業務には、標準金利を重視した商品、金利スワップ、ミディアム・ターム・ノート、国債及び社債、銀行債、クレジット・デリバティブを含む、特定数量の金利商品及びクレジット商品の販売、売買及びマーケット・メイキング並びに取引所で取引される債券及びコモディティ・デリバティブの取引実行及びクリアリングが含まれる。更に、当業務部門は、コーポレート・クライアント・ソリューションと密接に連携して、当部門の債券資本市場事業及び顧客の個々のニーズに応じカスタマイズされた金融ソリューションをサポートしている。

リサーチ

UBSセキュリティーズ・リサーチは、世界中の主な金融市場の多数の証券について主要な洞察を顧客に提供している。

可能な限り顧客ニーズに沿うことを目的として、UBSセキュリティーズ・リサーチの売り主側金融リサーチに対するアプローチでは、まず市場価格に影響を及ぼす問題を特定する。当グループの顧客から受けた質問事項に基づき作成された当部門で最も重要な「Qシリーズ」報告によれば、UBSセキュリティーズ・リサーチのアナリスト、エコノミスト及びストラテジストは、各地域、各セクター及び各資産クラスについて整理された客観的視点で問題に取り組んでいる。

洞察に満ちた根拠が引き続き当部門の顧客のニーズであることを受け、当部門ではUBSエビデンス・ラボを設置し、これは、今や経験を有する主要なリサーチ専門家から成る売り主側最大のチームとなっている。UBSエビデンス・ラボは、UBSセキュリティーズ・リサーチのアナリストと連携して、顧客に投資判断について情報を与える主要事項に関する新しい根拠を発見する手助けをしており、技術の最先端のツールキットもこれを支えている。

コーポレート・センター

コーポレート・センターは、サービス、グループ資産・負債管理（以下「グループALM」ともいう。）並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオから構成されている。サービスには、当グループで管理する業務が含まれ、当グループの各事業に対し、全ての物流及びサポート・サービスを提供している。グループALMは、当グループの流動性及び資金調達ポジションの中央管理に加え、当グループに対するその他のバランスシート及び資本管理サービスの提供を任されている。非中核事業及びレガシー・ポートフォリオは、コーポレート・センターの再編が行われる前はインベストメント・バンクの一部であった非中核な事業及びレガシー・ポジションから構成されている。

戦略的優先事項及びイニシアチブ

コーポレート・センター全体に関わる当グループの戦略で最も重要視するのは、有効性及び効率性をより高めることである。2015年度末現在、当グループは2013年度通年と比較して11億スイス・フランのコスト削減（純額）を達成し、2017年度末までに21億スイス・フランというコスト削減（純額）目標を達成するために引き続き全力を尽くしている。当グループでは、労働力及び拠点、組織及びプロセスの最適化並びに技術に分類可能な戦略的手段に引き続き注力している。

現在、オフショア又はニアショアに所在している従業員及び契約者は、2年前の18%に対し27%となっている。将来の人件費の減少に加え、これにより、当グループでは、拡大する人材プールを利用し、不動産費用が高い当グループの拠点を減らすことにより効率性を実現することが可能になる。

組織及びプロセスの最適化を通じて、当部門では、共通する能力を強化し、集約化された機能を創出することにより有効性及び効率性を高めるよう努めている。グループ・テクノロジー部門においては、当グループは引き続きインフラを近代化し、アプリケーションに係るポートフォリオを簡略化していく。

グループ資産・負債管理では、当グループ全体の資産・負債ポジションを最適化することに引き続き重点を置いている。この活動の主要な原動力は、外国為替感応度を含む構造的リスク、カウンターパーティの信用リスク、及びバンキング勘定における金利リスクの管理、世界的な規制上の見通しに関する継続的な取り組み、並びに当グループの事業部門の財務資源要件の変更である。

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオは、株主の最終利益と比較考量して、リスク加重資産及びレバレッジ比率分母両方の統制の取れた追加削減の釣り合いを保たせる縮小戦略を継続している。

コーポレート・センター - サービス

2015年度末現在、コーポレート・センター - サービスにおける従業員数は23,470名であった。コーポレート・センター - サービスは、共通業務に関連する営業費用の大部分を、業務の消費高に基づき、各業務の提供先である事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に配分する。かかる共通業務には、事業運営、情報技術、人事、規制関連及び戦略的イニシアチブ、コミュニケーション及びブランド確立、法人向けサービス、物的セキュリティ、情報セキュリティ、並びに外部委託、ニアショアリング及びオフショアリングが含まれる。更に、グループ・ファイナンス、グループ・リスク及びグループ・ジェネラル・カウンセルを含む統制機能に関連する営業費用は、利用状況に基づき、事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に配分される。

年次の事業計画サイクルの一環として、コーポレート・センター - サービスは、毎年、各事業部門、非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ並びにグループALMと、業務に関する費用分配について合意する。かかる費用は、固定額が確立した算式に基づく変動額となり、資本及び業務の消費高並びに提供された業務の内容に依拠する。しかしながら、実際発生する費用はこれらの予測額と異なる可能性があるため、コーポレー

ト・センター・サービスにより、コーポレート・センター・サービスが業務提供を管理する能力及び費用削減を達成する能力を含む様々な要因を受けて、分配額の著しい不足や超過が認識される可能性がある。

配分後にコーポレート・センター・サービスに残存する営業費用は、主に、当グループのガバナンス機能及びその他の企業活動、特定の戦略及び規制上のプロジェクト並びに特定の留保再編費用に関連する。

グループ・チーフ・ファイナンシャル・オフィサー

グループ・チーフ・ファイナンシャル・オフィサー（以下「グループCFO」という。）は、UBSグループ及びその事業部門の財務実績における透明性及びかかる財務実績の評価の確保、並びにUBSグループの財務会計、管理、予測、計画立案及び報告の各プロセスについて責任を負う。グループCFOはまた、戦略的プロジェクト及び取引の財務面に関するアドバイスを提供する。また、グループCFOは、UBSグループの税務問題の管理統制、並びに財務及び資本管理（規制上の自己資本比率並びにグループ・チーフ・リスク・オフィサー（以下「グループCRO」という。）から独立した監督を受ける資金調達リスク及び流動性リスクを含む。）の管理統制について責任を負う。グループCFOは、取締役会の監査委員会と協議の上、当グループが適用している会計方針について取締役会に提案を行い、また財務報告及び開示に関する方針を定める。グループCFOは、グループ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー（以下「グループCEO」という。）とともに2002年サーベンス・オクスリー法（以下「SOX法」ともいう。）第302条及び第404条に基づく外部証明書を作成し、またグループCEOと協力して投資家及び社外アナリストとの関係を管理する。グループCFOは、戦略開発及び戦略上の主要項目に関し、グループCEOをサポートしている。コーポレート・ディベロップメント機能は、UBSの戦略を決定、実施及び監視する上で、UBSの上級役員をサポートしている。

グループ・チーフ・オペレーティング・オフィサー

グループ・チーフ・オペレーティング・オフィサー（以下「グループCOO」という。）は、グループ・テクノロジー、グループ・オペレーション及びグループ・コーポレート・サービスについて責任を負う。グループCOOは、事業部門及びコーポレート・センターのニーズに合わせて、クオリティが高く、費用効率がよく、かつ分化されたグループ全体の情報技術サービス及びツールを提供することに責任を負い、また、全ての事業部門及び地域にわたる広範な事業運営サービスの提供に責任を負う。更に、グループCOOは、不動産インフラ・サービス及び一般管理サービスの提供並びに会社全体の全ての需要・供給管理業務の指揮監督に責任を負う。グループCOOは、第三者への商品供給戦略をもって会社をサポートし、銀行のニアショア、オフショア、外部委託及びサプライヤー関連プロセスに責任を負っている。グループCOOは、UBSの事業運営モデル及びプロセスの有効性及び効率を高めること、複雑性を軽減すること、並びに組織の柔軟性及び敏捷性を高めることにより、変更や移行を実現できるように当グループをサポートしている。

グループ・チーフ・リスク・オフィサー

グループ・チーフ・リスク・オフィサー（以下「グループCRO」という。）は、当グループのリスク選好の枠組み、リスク管理及び統制の原則並びにリスクに対する方針の開発に責任を有する。グループCROは、取締役会が承認したリスク選好の枠組みに従い、当グループの信用リスク、市場リスク、トレジャリー・リスク、カントリー・リスク、コンプライアンス・リスク及びオペレーショナル・リスクに対する適切な独立した統制枠組みの実施に責任を有する。また、グループCROは、リスク測定、リスク合算、ポートフォリオ管理及びグループCFOと共同して行うリスク報告の枠組みの開発及び実施に責任を有する。グループCROは、委任されたリスク統制権限に従って、取引、ポジション、エクスポージャー、ポートフォリオ制限及び信用リスク引当金を承認する権限を有する。グループCROは、事業部門、地域及び会社全体のリスク統制機能に対する管理責任を有しており、また銀行のリスク・テキングを監視し、かつその正当性を調査する。当グループのセキュリティ・サービス機能もまた、グループCROの担当である。

グループ・ジェネラル・カウンセル

グループ・ジェネラル・カウンセル（以下「グループGC」という。）は、法務に関する問題、方針及びプロセス、並びに当グループの法務機能の管理について責任を負う。更に、グループGCは、当グループの主要な規制上の相互作用について法的な監視を行うこと、及び法務問題に関して主要な規制当局との関係を維持することについて責任を負う。グループGCは、法的リスク及び重要な訴訟に関する報告、並びに内部調査、特別調査及び規制当局による調査の管理についても責任を負う。

コーポレート・センター - グループALM

グループALMは、当グループのバランスシートの構造的リスクを管理しており、これには、当グループの構造的金利及び為替リスク、資金調達及び流動性リスク、通貨ベース及び金利ベース・リスク、並びに担保リスクの評価及び管理が含まれる。グループALMは、当グループの流動性、資金調達及び資本目標の枠内で資産及び負債をより調和させることにより当グループの財務実績を最適化することにも尽力している。グループALMは、全ての事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門にサービスを提供しており、そのリスク管理は当グループのリスク・ガバナンスの枠組みに完全に統合されている。

適用ある会計処理によりもたらされたあらゆる非経済的ボラティリティを含む特定のヘッジ活動の結果は、グループALMにより留保される。

ウェルス・マネジメント及びパーソナル&コーポレート・バンキングのために実施されるグループALMの銀行帳簿金利リスク管理活動によりもたらされる収益は、発生元の事業部門に全額配分される。資金調達及び流動性費用は、消費高に基づき事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に配分される。かかる消費高は、様々な内部の資金調達及び流動性モデルにより決定される。当グループは、流動性及び資金調達レベルを規制上の最低要件以上に維持するよう努めている。

コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ

コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオは、その再編が行われる前はインベストメント・バンクの一部であった事業のポジションから構成されており、グループ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー、グループ・チーフ・ファイナンシャル・オフィサー及びグループ・チーフ・リスク・オフィサーで構成される委員会によって監督される。

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオのポジションは、当グループの戦略計画に沿って、株主価値を最大化するという目的に基づき管理され、時間と共に当該ポジションから撤退している。

4【関係会社の状況】

(1) 親会社

名称：	UBSグループAG (UBS Group AG)
住所：	スイス国 チューリッヒ市 8001 バーンホフストラッセ45 (Bahnhofstrasse 45, 8001 Zürich, Switzerland)
資本金：	2015年12月31日現在、UBSグループAGは、各額面金額0.10スイス・フランの記名株式3,849,731,535株に分割された384,973,153.50スイス・フランの株式資本を有している。
事業の内容：	その定款に従い、UBSグループAGの事業目的は、あらゆる種類の企業（特にスイス及び外国における銀行、金融、アドバイザー、取引及びサービス活動分野）の直接又は間接的な持分の取得、保有、管理及び売却である。UBSグループAGは、スイス及び外国においてあらゆる種類の企業を設立することができ、それらの企業の株式を保有し、管理することができる。UBSグループAGは、スイス及び外国の不動産及び建物の権利を取得し、これらに抵当権を設定し、売却する権限を有する。UBSグループAGは、グループ会社へ貸付、保証並びにその他の種類の融資及び担保の提供、並びに金融資本市場における借入及び投資を行うことができる。
提出会社の議決権に対する当該親会社の所有割合：	100.00% (2015年12月31日現在)
取締役及び役員：	2015年12月31日現在、UBSグループAGの取締役会の全構成員がUBS AGの取締役会の構成員を兼任しており、委員会の構成員もUBSグループAGとUBS AGで同一である。2015年12月31日現在、ゲーヴィラー氏を除くUBSグループAGのグループ執行役員会の全構成員がUBS AGのグループ執行役員会の構成員を兼任している。

(2) 子会社及びその他の関係会社

本書「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の「連結財務書類に対する注記」の注記30を参照のこと。

5【従業員の状況】

(1) 従業員数（2015年12月31日現在の正社員相当）

	(人)
ウェルス・マネジメント	10,235
ウェルス・マネジメント・アメリカズ	13,611
パーソナル&コーポレート・バンキング	5,058
アセット・マネジメント	2,277
インベストメント・バンク	5,243
コーポレート・センター	21,707
UBS AG及びその子会社	58,131

(2) 人件費

2015年度のUBS AGの連結ベースの人件費総額は、159億5,400万スイス・フラン（約1兆7,760億円）（事業再編費用4億5,800万スイス・フラン（約510億円）を含む。）であった。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

UBS AGのセグメント報告に関する情報については、本書「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の「連結財務書類に対する注記」の注記2を参照のこと。また、本書「第6 経理の状況 1 財務書類」の「参考情報」に含まれる「UBS AG（連結）主要な数値」の表を参照されたい。

以下は、UBS AG（連結ベース）の情報ではなく、UBSグループAG（連結ベース）の情報であり、専ら参考情報として記載している。UBS AGの財務情報（連結ベース）はUBSグループAG（連結ベース）の財務情報と大きな差異はないことに留意されたい。UBSグループAG（連結ベース）とUBS AG（連結ベース）との間における、主要な財務情報の差異については、本書「第6 経理の状況 1 財務書類」の「参考情報」に含まれる「UBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）の比較」を参照されたい。

ウェルス・マネジメント

2015年度の税引前利益は、前年度に23億2,600万スイス・フランであったのに対して、26億8,900万スイス・フランとなった。調整後の税引前利益は3億1,700万スイス・フラン増加し、28億2,800万スイス・フランとなった。これは主に、訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金の2億9,000万スイス・フランの減少と、受取利息純額の増加を主因とした営業収益7,000万スイス・フランの増加によるものであった。調整後の新規純資金流入額は前年度の344億スイス・フランに対して、228億スイス・フランとなった。その結果、新規純資金増加率は、前年度の3.9%に対して2.3%となった。

2014年度と2015年度の比較

業績

営業収益

営業収益合計は、2億5,400万スイス・フラン増加して、81億5,500万スイス・フランとなった。子会社及び事業の売却による利得純額1億6,900万フラン並びに当グループによるSIXグループへの投資に関連する1,500万スイス・フランの利得を除いた調整後の営業収益は、7,000万スイス・フラン増加して79億7,100万スイス・フランとなった。これは主に、受取報酬純額及び経常受取利息純額の増加によるものであるが、取引ベース収益の減少により一部相殺された。

受取利息純額は1億6,100万スイス・フラン増加し、23億2,600万スイス・フランとなった。これは主に、貸付業務収益の増加と、コーポレート・センター・グループ資産・負債管理（グループALM）からの収益配分額の増加によるものである。

経常受取報酬純額は、投資一任契約及びアドバイザー契約の浸透率の継続的な上昇並びに料金設定措置によるプラスの影響を反映して3,700万スイス・フラン増加し、38億2,000万スイス・フランとなった。かかる増加は、クロスボーダーの資金流出の継続的な影響に起因する収益の減少により一部相殺された。

取引ベース収益は全地域で1億5,000万スイス・フラン減少して、17億7,800万スイス・フランとなった。これは主に、特にヨーロッパ及び新興市場において顕著であった顧客活動の鈍化によるものであった。かかる全体的な減少は主に、投資信託、債券現金商品及び仕組商品に関連しており、外国為替取引及び運用委託契約からの収益の増加により一部相殺されている。グループALMからの取引ベース収益配分額も減少した。これらの減少は、顧客層の詳細な見直しの結果、一定の顧客がウェルス・マネジメントからパーソナル&コーポレート・バンキングに移動したことにより、パーソナル&コーポレート・バンキングから受領したフィー4,500万スイス・フランにより一部相殺されている。

その他の収益は、2億600万スイス・フラン増加して2億3,100万スイス・フランとなった。これは主に、前述の純利得に関連していた。

営業費用

営業費用合計は前年度から1億900万スイス・フラン減少し、54億6,500万スイス・フランとなった。3億2,300万スイス・フラン（前年度は1億8,500万スイス・フラン）の事業再編費用を除いた調整後の営業費用は、2億4,700万スイス・フラン減少し、51億4,200万スイス・フランとなったが、これは主として訴訟、規制及びそれと同種の事項に係る引当金（純額）が3億9,400万スイス・フランから1億400万スイス・フランに減少したためである。

人件費は、6,500万スイス・フラン増加して25億3,200万スイス・フランとなった。2,000万スイス・フラン（前年度は1,800万スイス・フラン）の事業再編費用を除いた調整後の人件費は、6,300万スイス・フラン増加したが、これは主に、年金関連費用及び変動報酬費用の増加、並びに給与の増加によるものであった。これは、為替差益と人員削減の影響により一部相殺された。

一般管理費は、2億8,100万スイス・フラン減少して6億3,700万スイス・フランであった。3,800万スイス・フラン（前年度は4,800万スイス・フラン）の事業再編費用を除いた調整後の一般管理費は、2億7,100万スイス・フラン減少しており、これは主に、前述の通り、訴訟、規制及びそれと同種の事項に係る引当金が減少したことによるものである。

その他の事業部門及びコーポレート・センターからの業務費用純額は、1億900万スイス・フラン増加して22億8,900万スイス・フランとなった。2億6,500万スイス・フラン（前年度は1億1,900万スイス・フラン）の事業再編費用を除く業務費用純額は、3,700万スイス・フラン減少して20億2,400万スイス・フランとなったが、これは主に、グループ・オペレーション及びグループ・コーポレート・サービスの費用の減少によるものであり、グループALMの費用の増加により一部相殺されている。

費用対収益比率

費用対収益比率は、前年度の70.5%に対して67.0%であった。調整後の費用対収益比率は、68.2%から64.5%となったが、当部門の目標範囲である55%から65%の範囲内に留まった。

新規純資金

調整後の新規純資金（当グループの貸借対照表及び資本最適化プログラムからの99億スイス・フランの純資金流出を除く。）は、228億スイス・フランであった。これはアジア太平洋地域、スイス及びヨーロッパの純資産資金流入によるものであり、新興国市場からの資金流出により一部相殺されている。その結果、新規純資金増加率は、前年度の3.9%に対して2.3%となり、当部門の目標範囲である3%から5%の範囲を下回った。調整後の新規純資金は、顧客デレバレッジ及びクロスボーダーの資金流出によるマイナスの影響を受けた。また、世界的規模で見ると、超富裕層顧客からの調整後の新規純資金は前年度の298億スイス・フランに対して234億スイス・フランであった。報告ベースでは、新規純資金総額は前年度の344億スイス・フランに対して129億スイス・フランであった。2016年度、当グループは、クロスボーダー関連の資金流出を含む、現在予測されている不利な状況を、当グループの新規純資金の目標増加率範囲である3%から5%の範囲で吸収できると予想している。

運用資産

2015年12月31日現在の運用資産は、400億スイス・フラン減少して、9,470億スイス・フランとなった。これは、250億スイス・フランの為替換算のマイナスの影響、新規純資金に影響しない前述の子会社及び事業の売却に起因する160億スイス・フランの減少、並びに市場での90億スイス・フランのマイナスの業績によるものであり、130億スイス・フランの新規純資金流入額（当グループの貸借対照表及び資本最適化プログラムからの100億スイス・フランの純資金流出を含む。）により一部相殺されている。運用委託契約の浸透率は、2014年12月31日現在では24.4%であったのに対し、2015年12月31日現在、運用資産の26.4%にまで上昇している。

運用資産の利益率

運用資産の純利益率は3ベース・ポイント増加し、28ベース・ポイントとなった。調整後の運用資産の純利益率は3ベース・ポイント増加し、30ベース・ポイントとなった。運用資産の粗利益率は1ベース・ポイント増加し、86ベース・ポイントとなり、調整後ベースでは1ベース・ポイント減少し、84ベース・ポイントとなった。

従業員

ウェルス・マネジメント部門の雇用人数は、2014年12月31日現在の10,337名に対して、2015年12月31日現在、10,239名となっている。

顧客アドバイザーの数は、231名減少して4,019名であったが、これは、実績が伴わないアドバイザーの削減及び一定の人員の顧客アドバイザーから非顧客対応人員への分類変更を主因とする、ヨーロッパ、アジア太平洋地域及び新興市場における減少によるものであった。

非顧客対応人員は、133名増加して6,220名であったが、これは主に、当グループの戦略的優先事項及び規制上の優先事項のための雇用、不動産ファイナンスの専門家チームのパーソナル&コーポレート・バンキング部門からウェルス・マネジメント部門への移動、並びに前述した分類変更によるものであった。これは、2015年度に行われた子会社及び事業の売却の影響により、一部相殺されている。

貸借対照表及び資本最適化プログラム

2015年上半期に、ウェルス・マネジメントは、その事業を新しい規制及び金利環境に適合させるために、レバレッジ比率分母（以下「LRD」ともいう。）及び流動性カバレッジ比率（以下「LCR」という。）の最適化を目的としたグローバルなプログラムを開始した。このプログラムは、特に高品質流動資産の維持に係る関連費用がLCRに組み込まれているアウトフローの規制上の仮定条件を満たす必要があると仮定して、当部門の業績に対する低い金利、場合によってはマイナスの金利による影響を軽減するために開始された。当部門は、特に運用していない預金に焦点を当て、運用資産に関する短期預金の割合が大きい顧客の多くを対象に価格設定を変更した。当部門は、当該顧客に対し、預金残高を現金及び投資運用商品に置き換えるか、あるいは既存商品の価格の再設定を検討するオプションを提供した。大部分の顧客は、当部門との関係を選択した。しかしながら、当部門は、影響を受けた顧客に関し、140億スイス・フランの顧客預金の減少を計上した。当部門では、第2四半期及び第3四半期に、新規純資金流出合計として99億スイス・フランを計上した。当部門ではこの金額を、調整項目として処理している。

全体としては、当該プログラムは当部門の事業に関し、LRD及び高品質流動資産に関する条件を引き下げた。当該プログラムの対象である顧客は、当部門に対し最小の経済的収益をもたらし、その後の当部門の取り組みにより、維持された顧客関係に基づく経済的収益は著しく改善した。

ウェルス・マネジメント・アメリカズ

税引前利益は、訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金が増加したことにより、9億8,100万米ドルであったのに対し、7億5,400万米ドルとなった。調整後の税引前利益は、10億3,000万米ドルから8億7,400万米ドルに減少した。新規純資金流入額は、前年度の100億米ドルに対して214億米ドルとなり、新規純資金増加率は1.0%であったのに対し2.1%に増加した。

2014年度と2015年度の比較

業績

営業収益

営業収益合計は、受取利息純額が増加し運用勘定の手数料も継続的に増加したことに起因して、4,700万米ドル増加して76億5,300万米ドルであったが、これは、取引ベース収益の減少と2015年度に正味貸倒引当金繰入額を計上（2014年度には貸倒引当金戻入額を計上）したことにより一部相殺された。

受取利息純額は、1億4,800万米ドル増加して12億1,500万米ドルとなったが、これは、貸出及び預金の残高が継続的に増加したことによるものであった。抵当貸付ポートフォリオの平均残高は16%増加し証券担保貸付ポートフォリオの平均残高は12%増加した。

経常受取報酬純額は、1億2,900万米ドル増加して47億9,500万米ドルとなったが、これは主に、運用資産水準の上昇を反映して運用勘定の手数料が増加したことによる。

取引ベース収益は、顧客活動の鈍化を主因として、2億1,100万米ドル減少して16億1,400万米ドルとなった。

当グループは、正味貸倒引当金戻入額が1,600万米ドルであったのに対し、400万米ドルの正味貸倒引当金繰入額を計上した。2014年度の正味貸倒引当金戻入額には、一人の顧客のための貸倒引当金の全額取崩及び

プエルトリコの地方債券及び関連資金によって担保される、証券担保貸付ファシリティに対する貸倒引当金の取崩が含まれていた。

営業費用

営業費用は、2億7,400万米ドル増加し、68億9,900万米ドルとなった。5,900万米ドルであった事業再編費用が1億4,100万米ドルとなり、米国の退職者給付制度の変更に関連する利得が1,000万米ドルから2,100万米ドルとなったことを除き、調整後の営業費用は、2億300万米ドル増加し、67億7,900万米ドルとなった。これは主に、訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金が1億7,800万米ドル増加したこと並びに他の引当金及び弁護士費用が増加したためであるが、コーポレート・センター・サービスの費用が減少したことにより一部相殺された。

米国の退職者給付制度の変更に関連する利得が800万米ドルから2,000万米ドルに増加したことを除き、調整後の人件費は1,800万米ドル増加して47億6,600万米ドルとなった。これは主に、新規に採用したファイナンシャル・アドバイザーに関する報酬コミットメントの増加によるものであるが、補償関連の収益の減少を反映してファイナンシャル・アドバイザー報酬が減少したことにより一部相殺された。

一般管理費は、2億4,800万米ドル増加して8億4,500万米ドルとなった。これは主に、訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金が1億7,800万米ドルから3億5,600万米ドルに増加したことによるものである。更に、当グループは、その他の引当金費用及び弁護士費用の増加を記録した。

5,900万米ドルであった事業再編費用が1億4,100万米ドルとなり、米国の退職者給付制度の変更に関連して両年度に200万米ドルの利得を計上したことを除き、その他の事業部門及びコーポレート・センターからの調整後の正味サービス費用は、コーポレート・センター・サービスの費用が減少したことにより6,400万米ドル減少して11億1,300万米ドルとなった。

費用対収益比率

費用対収益比率は87.3%であったのに対し90.1%であった。調整後ベースでは、費用対収益比率は86.6%から88.5%に増加したが、当部門の目標範囲の75%から85%の範囲を上回った。

新規純資金

新規純資金は、1年超勤めているアドバイザーからの堅調な純資金流入額及び新規に採用されたアドバイザーからの純資金流入額により214億米ドルとなった。新規純資金増加率は、1.0%から2.1%に増加し、目標範囲の2%から4%の範囲内に留まった。利息及び配当収入を算入すると、新規純資金流入額は、前年度の372億米ドルに対し、478億米ドルであった。

運用資産

2015年12月31日現在の運用資産は、2014年12月31日現在から10億米ドル増加し、1兆330億米ドルであった。これは、新規純資金流入額が210億米ドルと堅調であったためであるが、200億米ドルの市場のマイナスの動向により大部分が相殺された。運用勘定資産は50億米ドル増加し、3,510億米ドルとなり、運用資産に占める割合は、2014年12月31日現在と変わらず34%であった。

運用資産の利益率

運用資産の純利益率は、10ベシス・ポイントから7ベシス・ポイントとなり、調整後の運用資産の純利益率は、2ベシス・ポイント減少して8ベシス・ポイントとなった。運用資産の粗利益率は、2ベシス・ポイント減少して74ベシス・ポイントとなった。

従業員

2015年12月31日現在、ウェルス・マネジメント・アメリカズの雇用人数は2014年12月31日から289名増加し13,611名であった。ファイナンシャル・アドバイザーの人員は143名増加して7,140名であった。これは、経験豊富なファイナンシャル・アドバイザーを雇用したことからファイナンシャル・アドバイザーの削減数が引き続き少なかったことによる。非ファイナンシャル・アドバイザーの人員は、ファイナンシャル・アドバイザーのサポート人員の増加により、146名増加して6,471名となった。

パーソナル&コーポレート・バンキング

税引前利益は、2014年度の15億600万スイス・フランから、2015年度には16億4,600万スイス・フランとなった。調整後の税引前利益は、1億1,100万スイス・フラン増加し、16億8,100万スイス・フランとなった。これは、正味貸倒引当金繰入額の減少及び営業費用の減少並びに収益の増加を反映している。当部門のパーソナル・バンキング業務の新規純業務取扱高増加率は2.3%から2.4%に上昇した。

2014年度と2015年度の比較

業績

営業収益

営業収益合計は、1億3,600万スイス・フラン増加し、38億7,700万スイス・フランとなり、これには当部門によるSIXグループへの投資に関する6,600万スイス・フランの利益が含まれている。この利益を除くと、調整後の営業収益は7,000万スイス・フラン増加し、38億1,100万スイス・フランとなった。これは、受取利息純額の増加及び正味貸倒引当金繰入額の減少によるものであるが、取引ベース収益及び経常受取報酬純額の減少により相殺された。

受取利息純額は8,600万スイス・フラン増加し、22億7,000万スイス・フランであったが、これは主に、当部門の料金設定措置による貸出金及び預金からの収益の増加によるものであった。

経常受取報酬純額は1,200万スイス・フラン減少し、5億4,400万スイス・フランであったが、これは主に、発行済カバード・ボンドに関する担保財産の提供に関しコーポレート・センター・グループ資産・負債管理（グループALM）から割り当てられた受取報酬が減少したこと及び資産以外をベースとする商品からの収益が減少したことによるものである。これは、口座管理業務、銀行取引パッケージ業務及び保管業務に関する収益の増加により一部相殺された。

取引ベース収益は、6,300万スイス・フラン減少し、9億5,900万スイス・フランであったが、これは主に、顧客の細分化についての詳細な検討の結果、特定の顧客がウェルス・マネジメントからパーソナル&コーポレート・バンキングに乗り換えたことに関してウェルス・マネジメントに支払った4,500万スイス・フランの手数料が発生したこと及びクレジットカード手数料が減少したことによるものである。

その他の収益は6,500万スイス・フラン増加し、1億4,000万スイス・フランであった。これは主に、前述した当部門によるSIXグループへの投資に関する利益によるものである。

正味貸倒引当金繰入額は9,500万スイス・フランであったのに対し、3,700万スイス・フランとなった。これは主に、新たに減損したポジションに関する繰入額が減少したためである。

営業費用

営業費用は400万スイス・フラン減少し、22億3,100万スイス・フランであった。6,400万スイス・フランから1億100万スイス・フランとなった事業再編費用を除き、調整後の営業費用は、4,100万スイス・フラン減少し21億3,000万スイス・フランとなった。

人件費は2,300万スイス・フラン増加し、8億7,300万スイス・フランとなった。これは主に、変動報酬費用及び年金関連費用の増加によるものである。

一般管理費は、2,900万スイス・フラン減少し、2億6,400万スイス・フランであったが、これは主に、訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金が前年度は5,900万スイス・フランであったのに対し、当年度は200万スイス・フランの正味戻入があったためである。これは、マーケティング費用の増加（2014年の見込計上の1回限りの戻入を含む。）により一部相殺されている。

コーポレート・センター及びその他の事業部門からの正味費用請求額は、300万スイス・フラン増加して、10億7,700万スイス・フランであった。6,000万スイス・フランから9,900万スイス・フランとなった事業再編費用を除き、調整後の正味費用請求額は、グループ・オペレーション及びグループ・コーポレート・サービスからの費用が減少したことにより、3,600万スイス・フラン減少して、9億7,800万スイス・フランとなった。これは、グループ技術部門からの費用が増加したことにより一部相殺された。

費用対収益比率

費用対収益比率は、58.3%であったのに対し57.0%となった。調整後ベースでは、費用対収益比率は、56.6%であったのに対して55.4%となり、当部門の目標範囲である50%から60%の範囲内に留まった。

純利息マージン

純利息マージンは8 ベーシス・ポイント上昇し、167ベーシス・ポイントとなり、目標範囲の140から180 ベーシス・ポイントの範囲内に留まった。

パーソナル・バンキングの新規純業務取扱高増加率

当部門のパーソナル・バンキング業務の新規純業務取扱高の増加率は、2.3%であったのに対して2.4%となり、目標範囲の1 %から4 %の範囲内に留まった。新規純顧客資産プラスになったが、新規純貸出金は、僅かにマイナスとなった。これは、高品質のローンを適切に選別して当部門の事業を成長させる当部門の戦略である。

従業員

2014年12月31日現在のパーソナル&コーポレート・バンキング部門の従業員は5,206名であったのに対し、2015年12月31日現在では148名減の5,058名であった。これは主に、不動産融資専門家チームがパーソナル&コーポレート・バンキング部門からウェルス・マネジメント部門へ異動したこと及び人員削減（当グループの継続的なコスト削減プログラムに関するものを含む。）が行われたことによるものである。

アセット・マネジメント

2015年度の税引前利益は、2014年度の4 億6,700万スイス・フランに対し、5 億8,400万スイス・フランであった。調整後の税引前利益は、5 億900万スイス・フランであったのに対し、6 億1,000万スイス・フランとなった。これは主に、運用手数料の増加によるものである。マネー・マーケット・フローを除くと、前年度は226億スイス・フランの純資金流入額があったのに対して、新規純資金流出額が7 億スイス・フランとなった。2015年度には、マージンの少ない受動的な商品を主因とした顧客の流動性ニーズによる330億スイス・フランの流出額が含まれている。

2014年度と2015年度の比較

業績

営業収益

営業収益合計は、19億200万スイス・フランから20億5,700万スイス・フランとなった。当部門のオータナティブ・ファンド・サービス事業の売却に関する5,600万スイス・フランの利益を除き、調整後の営業収益は、19億200万スイス・フランから20億100万スイス・フランとなった。調整後の運用手数料純額は、主にグローバル不動産及びファンド・サービスの分野で9,100万スイス・フラン増加して18億4,700万スイス・フランとなった。実績報酬は、主に従来型運用業務及びグローバル不動産の分野で800万スイス・フラン増加して1 億5,400万スイス・フランとなったが、オコナー及びヘッジ・ファンド・ソリューションの収益の減少により一部相殺された。

オコナー及びヘッジ・ファンド・ソリューションの実績報酬適格資産の約25%は、2015年12月31日現在、ハイウォーターマークを超えた。2014年12月31日現在の65%から減少したが、これは、2015年後半の困難な市況を反映したものである。

営業費用

営業費用合計は、前年度の14億3,500万スイス・フランに対し、14億7,400万フランとなった。前年度の5,000万スイス・フランから8,200万スイス・フランとなった事業再編費用と前年度の米国の退職者給付制度の変更に関連する利得800万スイス・フランを除いた調整後の営業費用は、13億9,200万スイス・フランで、2014年度から大きな変化はなかった。

人件費は、6 億4,300万スイス・フランに対し7 億2,900万スイス・フランであった。1,900万スイス・フランから400万スイス・フランとなった事業再編費用と前年度退職者給付制度に関連する利益400万スイス・フランを除いた調整後の人件費は、9,700万スイス・フラン増加して7 億2,500万スイス・フランとなった。

これは主に、人員の水準が上昇したこと、前述したオータナティブ・ファンド・サービスの売却による影響を除いたこと及び変動報酬費用が増加したことによる給与関連コストの増加によるものである。

一般管理費は、3億500万スイス・フランに対し、2億3,200万スイス・フランであった。100万スイス・フランから900万スイス・フランとなった事業再編費用を除いた調整後の一般管理費は、8,100万スイス・フラン減少して2億2,300万スイス・フランとなった。この減少は主に、2014年度に計上した5,500万スイス・フランの訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金と2014年度に計上した1,400万スイス・フランのファンド清算引当金によるものである。

その他の事業部門及びコーポレート・センターからの正味費用請求額は、前年度の4億7,800万スイス・フランに対し、5億200万スイス・フランとなった。3,000万スイス・フランから6,800万スイス・フランとなった事業再編費用と前年度の退職者給付制度に関連する利益400万スイス・フランを除いた調整後のその他の事業部門及びコーポレート・センターからの正味費用請求額は、1,800万スイス・フラン減少して4億3,400万スイス・フランとなった。グループ・オペレーション部門からの費用請求額は減少したが、グループ技術部門からの費用請求額の増加により一部相殺された。

費用対収益比率

費用対収益比率は、前年度の75.4%に対し、71.7%となった。調整後の費用対収益比率は、73.2%であったのに対して69.6%となり、当部門の目標範囲である60%から70%の範囲内に留まった。

新規純資金

マネー・マーケット・フローを除き、前年度は226億スイス・フランの新規純資金流入額を記録したのに対し、当年度は7億スイス・フランの純資金流出額を記録した。これにより、新規純資金増加率が前年度の4.4%のプラスから0.1%のマイナスとなり、当部門の目標範囲である3%から5%の範囲を下回った。顧客層別では、前年度は第三者からの純資金流入額が113億スイス・フランであったのに対し、当年度は第三者からの純資金流出額が77億スイス・フランとなった。2015年度には、マージンの少ない受動的な商品を主因とした顧客の流動性ニーズによる330億スイス・フランの流出額が含まれている。純資金流出額は主に、ヨーロッパの顧客によるものである。UBSのウェルス・マネジメント事業の顧客からの新規純資金流入額は、前年度113億スイス・フランの純資金流入額に対し、70億スイス・フランとなった。純資金流入額は、主にアジア太平洋地域及びスイスの顧客からの純流入額であった。

マネー・マーケットの純資金流出額は、67億スイス・フランに対し、47億スイス・フランであった。顧客層別では、第三者からの純資金流出額は、前年度のゼロ計上に対して34億スイス・フランとなった。南北アメリカ、スイス及びヨーロッパ、中東並びにアフリカからの純資金流出額は、アジア太平洋地域における純資金流入額により一部相殺された。UBSのウェルス・マネジメント事業の顧客からの純資金流出額は、前年度の67億スイス・フランに対して、13億スイス・フランとなった。

運用資産

運用資産は、2014年12月31日現在の6,640億スイス・フランに対し、2015年12月31日現在は6,500億スイス・フランであった。これは、為替換算の悪影響にによる110億スイス・フランの減少と50億スイス・フランの純資金流出額を反映したものであるが、市場でのプラスの業績40億スイス・フランにより一部相殺された。

2015年12月31日現在、運用資産のうち1,950億スイス・フラン、あるいは運用資産の30%はパッシブ・ストラテジーにおいて運用されており、また、運用資産のうち580億スイス・フラン、あるいは運用資産の9%は短期金融市場資産であった。運用資産のうち残りの61%は、アクティブな非短期金融市場ストラテジーにおいて運用されていた。地域ベースでは、運用資産の34%がスイスの顧客に関連しており、23%が南北アメリカの顧客に関連しており、22%がヨーロッパ、中東及びアフリカの顧客に関連しており、そして21%がアジア太平洋地域の顧客に関連している。

管理資産

新規純管理資産は、439億スイス・フランであったのに対し、240億スイス・フランとなった。総管理資産は、2014年12月31日現在の5,200億スイス・フランから2015年12月31日現在には4,070億スイス・フランとなった。この減少は、当部門のオータナティブ・ファンド・サービス事業の売却に関連する1,320億スイ

ス・フランの減少と為替換算の悪影響による50億スイス・フランの減少によるものであるが、前述した240億スイス・フランの流入額により一部相殺された。

運用資産の利益率

運用資産の純利益率は、8 ベーシス・ポイントであったのに対し、9 ベーシス・ポイントとなった。調整後の純利益率は、前年度と変わらず9 ベーシス・ポイントであった。粗利益率は、31ベーシス・ポイントであったのに対し、32ベーシス・ポイントとなり、調整後の粗利益率は、前年度と変わらず31ベーシス・ポイントであった。

従業員

2014年12月31日現在のアセット・マネジメント部門の従業員は2,323名であったのに対し、2015年12月31日現在では2,277名であった。この減少は主に、前述した当部門のオータナティブ・ファンド・サービスズ事業の売却によるものであり、従来型運用業務及びグローバル不動産における増加により一部相殺された。

運用実績

株式市況は、2015年度後半に大規模なセロオフが行われたことにより、2015年度は時間の経過につれてますます激しく変動した。全体としては、当部門のアクティブ・エクイティ・ファンドの業績は、特にヨーロッパ、アジア及び新興国市場においてベンチマークを上回り、ピアグループにも差を付けた。しかしながら、当部門の本質的価値戦略の多くは、特に米国で評価スプレッドが拡大したことにより困難に直面した。パッシブ・ストラテジー及び範囲が拡大している当部門のオルタナティブ・インデックス又はスマートベータ商品は、インデックスに近い動きをした。

債券部門では、2015年度はアクティブ・マネジャーにとって再び厳しい年であった。しかしながら、当部門のアクティブ・ファンドは、2015年度中ピアグループの順位をはるかに上回った。2015年度全体にわたり、ハイ・イールド債務及び新興国市場債務のうち変動の激しい商品関連部門でのリスクを低減させたことにより、良い結果が得られた。スイス国債及び米国の地方債等、地域市場での堅調な業績も好結果に寄与した。当部門の全体的な業績は、投資適格市場での債券発行者の特有のリスクの悪影響を受けることもあった。流動性及びパッシブ・ストラテジーは引き続き、資本の保全とエラーゴールの追跡を果たした。

当部門のマルチ・アセット・ストラテジーは、変化に富む1年であった。ベンチマーク関連ストラテジーとピアグループ関連ストラテジーはいずれも、資産配分効果が混合しているため、多様なアクティブ・リターンを得たが、特定の株式のストラテジーの実行により、当部門の業績は全体的に悪影響を受けた。絶対的リターン・ストラテジーは、金融市場への多くの衝撃による影響を受けた。当部門が為替換算のリスクを取ったことにより、当部門の業績に好影響を与えた。当部門のマルチ・アセット・ファンドの業績は長期間にわたって魅力を維持している。グローバル転換ストラテジーは、当年度はベンチマークを若干下回ったが、長期ではピアグループに対して引き続き良好な順位を維持した。

オコナーの最も重要なマルチ・ストラテジー・ヘッジ・ファンドの実績はマルチ・ストラテジーのピアグループと同水準であり、広範なヘッジ・ファンドの平均を上回った。

ヘッジ・ファンドにとっては厳しい1年となり、ヘッジ・ファンド・ソリューションは、広範囲で多様な中核ポートフォリオにプラスのリターンを上げ、概して、関連するヘッジ・ファンドのベンチマークを上回った。ヘッジ・ファンド・ソリューションの業績は、特に多様な中立型ポートフォリオにおいて堅調であった。

2015年度は、グローバル不動産部門の米国のコンボジット及び英国の直接投資ストラテジーは全て2桁のリターンをもたらした。ドイツの直接ストラテジー及びマルチ・マネジャー間接ストラテジーも、当年度において堅調なプラスの絶対的リターンをもたらした。日本のJ-REITはほとんどプラスのリターンをもたらしたが、汎ヨーロッパ直接ファンドの絶対的リターンはマイナスとなった。スイスのコンボジットは、当年度の市場インデックスを若干下回ったが、スイスの不動産証券のコンボジットはプラスであった。どちらのコンボジットも、当年度においてプラスの絶対的リターンをもたらした。

プライベート・エクイティ・ポートフォリオ部門では、2014年度の勢いが2015年度半ばまで継続し、堅調な業績に繋がり、投資家に分配することができた。2015年度後半の著しい景気後退にかかわらず、当年度の業績は全体的に良好であった。インフラストラクチャー・マルチ・マネジャー・ポートフォリオは2015年度に投資活動を活発化させ、原資産からのキャッシュフローによる配当が増加した。

インベストメント・バンク

インベストメント・バンクは、2014年度では8,400万スイス・フランの税引前損失であったのに対し、2015年度では18億9,200万スイス・フランの税引前利益を計上した。調整後ベースで、インベストメント・バンクは、前年度の1億6,200万スイス・フランに対して22億8,800万スイス・フランの税引前利益を計上した。これは主に、訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金計上の18億5,300万スイス・フランの減少及びインベスター・クライアント・サービスからの収益の増加によるものだが、コーポレート・クライアント・ソリューションの収益の減少により一部相殺された。完全適用ベースのリスク加重資産は40億スイス・フラン減少し、2015年12月31日現在で630億スイス・フランとなった。2015年度の帰属資本利益率は、調整後ベースで31.3%となり、当部門の目標15%超を上回った。

2014年度と2015年度の比較

業績

営業収益

営業収益合計は、5億1,300万スイス・フラン（6%）増加して88億2,100万スイス・フランであった。これは、インベスター・クライアント・サービスにおける収益が8億1,100万スイス・フラン増加したことによるものだが、コーポレート・クライアント・ソリューションにおける収益が2億2,900万スイス・フラン減少したことにより一部相殺された。調整後ベースで、金融情報サービス会社であるマークイットに対する当部門の持分の一部売却に関連した利益1,100万スイス・フラン（2015年度）及び4,300万スイス・フラン（2014年度）並びに金融投資に関する4,800万スイス・フランの減損損失（2014年度）を除くと、営業収益合計は83億1,300万スイス・フランから4億9,700万スイス・フラン（6%）増加して88億1,000万スイス・フランであった。主にエネルギー・セクターに関連して、正味貸倒引当金繰入額が6,800万スイス・フランであったのに対し、前年度は戻入額が200万スイス・フランであった。米ドル建てでは、調整後の営業収益は1%増加した。

営業費用

営業費用合計は、14億6,300万スイス・フラン（17%）減少して69億2,900万スイス・フランであった。2014年度の事業再編費用2億6,100万スイス・フラン及び2015年度の事業再編費用3億9,600万スイス・フラン、2015年度の無形資産に関する減損損失1,100万スイス・フラン並びに2014年度の米国の退職者給付制度の変更に関連する利益2,000万スイス・フランを除いた調整後の営業費用合計は、16億2,900万スイス・フラン（20%）減少し、65億2,200万スイス・フランになった。これは主に、訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金が、18億5,500万スイス・フランから200万スイス・フランに減少したことによるものだが、事業の業績改善に伴う変動報酬費用の増加により一部相殺されている。米ドル建てでは、調整後の営業費用は23%減少した。

人件費は29億6,400万スイス・フランから32億2,000万スイス・フランに増加した。2014年度の事業再編費用6,400万スイス・フラン及び2015年度の事業再編費用1,400万スイス・フラン、並びに2014年度の米国の退職者給付制度の変更に関連する利益1,100万スイス・フランを除いた人件費は、29億1,100万スイス・フランから増加して32億600万スイス・フランとなった。これは主に、業績連動型変動報酬費用の増加によるものであった。

一般管理費は、26億7,100万スイス・フランから8億4,100万スイス・フランに減少した。2014年度の事業再編費用3,000万スイス・フラン及び2015年度の事業再編費用700万スイス・フランを除いた一般管理費は、26億4,100万スイス・フランから8億3,400万スイス・フランに減少したが、これは主に、前述した訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金の減少によるものである。年間の英国銀行税に関する費用は、前年度の6,400万スイス・フランに対し、9,800万スイス・フランであった。

その他の事業部門及びコーポレート・センターからの業務費用純額は、27億1,100万スイス・フランから28億1,700万スイス・フランに増加した。2015年度の事業再編費用3億7,600万スイス・フラン及び2014年度の事業再編費用1億6,100万スイス・フラン並びに2014年度の米国の退職者給付制度の変更に関連する利益900万スイス・フランを除くと、調整後のその他の事業部門及びコーポレート・センターからの業務費用純額は、25億5,900万スイス・フランから24億4,100万スイス・フランに減少した。

費用対収益比率

費用対収益比率は、101.0%から78.0%に低下した。調整後ベースでは、費用対収益比率は98.1%から73.5%に低下し、当部門の目標範囲である70%から80%の範囲内であった。

帰属株式によるリターン

2015年度の帰属株式によるリターン（RoAE）は25.9%であり、調整後ベースでは31.3%となり、当部門の目標である15%超を上回った。

資産

2015年12月31日現在の資産は、前年度から110億スイス・フラン減少して1,600億スイス・フランとなったが、これは主に、第4四半期に顧客活動が減少したことにより、外国為替、金利及びクレジット業務におけるトレーディング・ポートフォリオ資産が減少したことに起因する。

リスク加重資産

完全適用ベースのリスク加重資産は、40億スイス・フラン減少して、2015年12月31日現在630億スイス・フランとなり、当部門の2015年度の限度額である700億スイス・フラン及び当部門の短期から中期の見通しである850億スイス・フランを下回った。この減少は主に、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク（VaR）及びVaRに含まれないリスクの減少に関連する市場リスクRWAの30億スイス・フランの減少によるものである。

レバレッジ比率分母

完全適用ベースのスイスのシステム上関連ある銀行（SRB）レバレッジ比率分母（LRD）は、2015年12月31日現在2,680億スイス・フランであり、当部門の短期から中期の見通しである3,250億スイス・フランを下回った。2015年12月31日以後、スイスSRBレバレッジ比率分母の計算は、BISバーゼル 規則と完全に連携している。それより前の期間の数字は、旧スイスSRB規則に従い算出されているため、比較できない場合がある。

事業部門別の営業収益

コーポレート・クライアント・ソリューション

コーポレート・クライアント・ソリューションの収益は、債券資本市場及び金融ソリューションにおける減少を主因として、31億8,900万スイス・フランから7%減少して29億6,000万スイス・フランであった。米ドル建てでは収益は12%減少した。

アドバイザリー業務及び株式資本市場業務の収益はいずれも、それぞれ2014年度の7億900万スイス・フラン及び10億4,700万スイス・フランと概ね一致していた。

債券資本市場業務の収益は、10億500万スイス・フランから31%減少して6億9,100万スイス・フランとなった。これは主に、手数料収入プールが世界的に23%低下したことを受けてレバレッジド・ファイナンス業務の収益が減少したことによるものであった。投資適格収益は2014年度と概ね一致していた。

金融ソリューション業務の収益は、2015年度の取引高の減少及びマージン・コンプレッションを反映して、4億9,700万スイス・フランから11%減少して4億4,100万スイス・フランとなった。

リスク管理収益は、マイナス4,200万スイス・フランからプラスの7,300万スイス・フランに改善した。これは主に、ポートフォリオ・マクロ・ヘッジに関する利益及び法人向け貸付に関連したリスク管理費用の減少によるものであった。

インベスター・クライアント・サービス

インベスター・クライアント・サービスの収益は、株式部門並びに外国為替、金利及びクレジット部門の両方の収益が増加したため、51億1,800万スイス・フランから16%増加して59億2,900万スイス・フランとなった。米ドル建てでは、収益は11%増加した。

株式部門

株式部門の収益は、36億5,900万スイス・フランから8%増加して39億6,200万スイス・フランとなった。前述した2014年度の金融投資に関する利益及び減損損失を除いた調整後の収益は、37億300万スイス・フランから7%増加して39億6,200万スイス・フランとなった。これは、金融サービスの収益が増加し、それより程度は下回るものの、現物株式業務における収益も増加したことによるものだが、デリバティブ業務の収益の減少により一部相殺された。

現物株式業務の収益は、13億5,200万スイス・フランから増加して13億7,100万スイス・フランとなった。2014年度の金融投資に関する利益400万スイス・フランを除いた調整後の収益は、13億4,800万スイス・フランから増加して13億7,100万スイス・フランとなった。これは主に、顧客活動水準の上昇に伴う手数料収入の増加によるものである。

デリバティブ収益は、10億8,900万スイス・フランから10億4,600万スイス・フランに減少した。これは、ヨーロッパ、中東及びアフリカの業績が減速したことに起因するが、南北アメリカ及びアジア太平洋地域の収益の増加により一部相殺された。

金融サービスの収益は、12億8,900万スイス・フランから15億8,100万スイス・フランに増加した。これは主に、プライム・ブローカレッジ及びエクイティ・ファイナンスにおける顧客活動水準の上昇によるものである。

外国為替、金利及びクレジット部門

外国為替、金利及びクレジット部門の収益は、14億5,900万スイス・フランから35%増加して19億6,700万スイス・フランとなった。金融投資に関連した利益1,100万スイス・フラン（前年度は3,900万スイス・フラン）を除いた調整後の収益は、14億2,000万スイス・フランから19億5,600万スイス・フランに増加した。これは主に、顧客活動の増加及びボラティリティの上昇（2015年1月15日付のスイス国立銀行の措置後に特に上昇した。）を反映して、外国為替及び金利業務において収益が増加したことによる。

従業員

2015年12月31日現在のインベストメント・バンク部門の従業員は、2014年12月31日現在の5,194名から僅かに増加し、5,243名であった。

コーポレート・センター

コーポレート・センター - サービス

コーポレート・センター - サービスは、前年度に6億5,200万スイス・フランの税引前損失を計上したのに対し、2015年度は8億1,800万スイス・フランの税引前損失を計上した。事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門への配分後にコーポレート・センター - サービスに残存する営業費用合計は、10億5,900万スイス・フランであった。営業収益合計は、主に不動産売却益を反映して、2億4,100万スイス・フランであった。

2014年度と2015年度の比較

業績

営業収益

営業収益合計は、2014年に3,700万スイス・フランであったのに対し、2015年度は2億4,100万スイス・フランであった。これは主に、スイス、ジュネーブの不動産物件が売却されたことを主因として、不動産売却益が4,400万スイス・フランから3億7,800万スイス・フランに増加したことによる。これは、コーポレート・センター - グループ資産・負債管理（グループALM）から配分された当グループの株式投資からの収益の減少により一部相殺されている。更に、2014年度の実績には、その他の収益に計上されていた訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金の取崩に関する5,800万スイス・フランの利益が含まれていた。

営業費用

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に業務を配分する前の営業費用

営業費用合計は、事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に業務を配分する前のグロスベースでは、5億4,000万スイス・フラン増加して92億7,400万スイス・フランとなった。事業再編費用は、主に当グループの業務のオフショア及びニアショア拠点への移転に関連して、前年度に4億8,400万スイス・フランであったのに対し、11億2,500万スイス・フランとなった。また、2015年度の実績には、米国の退職者給付制度の変更に関連する200万スイス・フランの利益（2014年度は1,600万スイス・フランの利益）が含まれていた。これらの項目を除いた業務配分前の調整後の営業費用は、前年度に82億6,600万スイス・フランであったのに対し、81億5,100万スイス・フランとなった。この1億1,500万スイス・フランの減少は主に、人件費が1億3,900万スイス・フラン減少し、かつ施設費及び専門家報酬が減少したことによるものである。この減少は、訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金が1,500万スイス・フランであったのに対し、前年はその正味戻入が1億2,500万スイス・フランであったことにより一部相殺されている。更に、2015年度の実績には、自己創設ソフトウェアの資産計上に関連する減価償却費の増加も含まれていた。

人件費は前年度から6,000万スイス・フラン増加して39億300万スイス・フランとなり、これには、2015年度の事業再編費用4億600万スイス・フラン及び2014年度の事業再編費用2億2,100万スイス・フランがそれぞれ含まれていた。2015年度の実績には、前述の退職者給付制度に関連する200万スイス・フランの利益（前年度は1,600万スイス・フランの利益）も含まれていた。調整後ベースでは、人件費は、前年度に36億3,800万スイス・フランであったのに対し、34億9,900万スイス・フランとなった。これは主に、外部委託並びにニアショアリング及びオフショアリングの推進によるものである。

一般管理費は、3億6,000万スイス・フラン増加して44億8,300万スイス・フランとなった。正味事業再編費用7億700万スイス・フラン（前年度の正味事業再編費用2億4,000万スイス・フラン）を除いた調整ベースでは、一般管理費は1億700万スイス・フラン減少しているが、これは主に、施設費及び専門家報酬の減少によるものである。この減少は、前述した訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金（前年度は正味戻入）により一部相殺されている。

有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損は、7億6,200万スイス・フランから増加して8億6,800万スイス・フランとなった。これは、自己創設ソフトウェアの資産計上に関連する減価償却費の増加を反映している。

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に対するノからの業務

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に対する業務費用純額は、前年度の80億4,600万スイス・フランに対し、82億1,500万スイス・フランであった。事業再編費用9億8,600万スイス・フラン（前年度は4億5,400万スイス・フラン）及び米国の退職者給付制度の変更に関連する200万スイス・フランの利益（前年度は1,600万スイス・フランの利益）を除いた業務費用純額は、前年度に76億800万スイス・フランであったのに対し、72億3,100万スイス・フランとなった。これは主に、人件費及び施設費の減少に関連しており、減価償却費の増加により一部相殺されている。

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に対するノからの業務配分後の営業費用

配分後のコーポレート・センター・サービスに残存する営業費用は、主としてUBSグループのガバナンス機能及びその他のコーポレート業務、並びに戦略的プロジェクト及び規制上のプロジェクト並びに特定の事業再編費用に関するものである。

配分後にコーポレート・センター・サービスに残存する営業費用合計は、前年度の6億8,800万スイス・フランから増加し、10億5,900万スイス・フランであった。この3億7,100万スイス・フランの増加は主に、前年度に、訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金の正味戻入を計上したのに対し、2015年度には当該引当金が計上されたこと、並びに事業再編費用が、前年度の3,000万スイス・フランに対し、2015年度には1億4,000万スイス・フランであったことによるものである。更に、コーポレート・センター・サービスが負担した通年の費用は、年次の事業計画サイクルの一環として合意された、事業部門並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに対する費用配分額を超過した。

従業員

コーポレート・センター・サービスの従業員数は、前年度末現在で23,517名であったのに対し、2015年12月31日現在では23,470名であった。この47名の減少は、主に外部委託業務に関連しており、その大半が、リスク統制の増加並びにニアショアリング及びオフショアリング拠点の増加により相殺されている。

コーポレート・センター - グループ資産・負債管理

コーポレート・センター - グループ資産・負債管理は、2014年度の200万スイス・フランの税引前利益に対し、2015年度は2億8,200万スイス・フランの税引前利益を計上した。

2014年度と2015年度の比較

業績

営業収益

自己クレジットを除くグロススペースの収益

自己クレジットを除くグロススペースの収益は、2015年度に6億スイス・フランであり、公開買付における負債買戻しに関する2億5,700万スイス・フランの損失及び子会社の処分に関する8,800万スイス・フランの為替差益純額を含んでいた。これらの項目を除くと、自己クレジットを除く調整後のグロススペースの収益は、前年度の8億3,100万スイス・フランに対し、7億6,900万スイス・フランであった。

貸借対照表のリスク管理活動からのグロススペースの収益は、前年度に16億9,500万スイス・フランであったのに対し、17億1,500万スイス・フランであった。高品質の流動資産に関する収益は、2億1,600万スイス・フラン増加して2億9,600万スイス・フランとなり、ウェルス・マネジメント及びパーソナル&コーポレートの代わりに実施されたバンキング勘定金利リスク管理から生じた収益は、3,400万スイス・フラン増加して7億5,800万スイス・フランとなった。加えて、2015年度の業績には、グループALMが管理するスイス・フラン以外の通貨による利益の月次換算からの利益が3,800万スイス・フラン増加したことも反映されていた。この増加は、2015年度中の追加Tier 1(AT1)自己資本及び非劣後無担保債務の発行から生じた支払利息の増加並びに2015年1月15日付のスイス国立銀行の措置による当グループの株式投資からの収益減少により一部相殺された。

ヘッジ活動は、前年度に7,300万スイス・フランの利益を計上したのに対し、9,400万スイス・フランのグロススペースの利益を計上した。これは主に、経済的ヘッジとして保有されていたクロスカレンシー・ベシス・スワップに関する1億6,900万スイス・フランの利益(前年度は1億4,200万スイス・フランの利益)及びキャッシュ・フロー・ヘッジに関する6,600万スイス・フランの利益(前年度は5,500万スイス・フランの利益)に関連していた。当該利益は、米ドル金利の低下によりもたらされた、高品質の流動資産をヘッジするための保有されていた金利デリバティブに関する1億6,600万スイス・フランの損失(前年度は1億3,300万スイス・フランの損失)により一部相殺された。損益計算書においてすぐに認識される金利デリバティブのヘッジに関する公正価値の変動とは異なり、ヘッジされた高品質の流動資産は、資本に含まれるその他の包括利益として計上された未実現公正価値変動と共に、売却可能と分類される金融投資として保有される。

グループALMで発生した資金調達費用は、前年度の9億3,700万スイス・フランに対し、10億3,900万スイス・フランであった。当該増加は、特定の内部資金取引に関する1,900万スイス・フランの公正価値による損失(前年度は8,200万スイス・フランの利益)によりもたらされた。純支払利息は、満期を迎える長期債務が新しい追加Tier 1自己資本及び非劣後無担保債務に取って代わられた結果、前年度から横ばいで10億2,000万スイス・フランであった。

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に対する配分

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に対する配分は、主に、金利リスク管理活動及び当グループの株式投資から生じた収益で構成され、流動性及び資金調達費用、様々な担保管理活動並びに資本調達商品の発行費用により相殺される。

グループALMは、主に、当グループの株式投資からの収益減少並びに追加Tier 1自己資本及び非劣後無担保債務の発行に起因して、前年度の11億2,000万スイス・フランに対し、8億7,600万スイス・フランの収益を配分した。

配分後の営業収益

グループALMは、中心的な資金調達費用、ヘッジ活動からの一定の収益、公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己クレジット利得、並びに前述した負債買戻しに関する損失及び子会社の処分に関連する為替差損益を留保している。

グループALMに残存する営業収益純額は、前年度の200万スイス・フランに対し、2億7,700万スイス・フランであった。

公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己クレジット利得は、前年度の2億9,200万スイス・フランの利得に対し、5億5,300万スイス・フランの利得を計上した。2015年に、当グループは、公正価値での測定を指定された金融負債の公正価値のうち、自己クレジットの要素についての評価方法を更に強化した。かかる会計上の見積もりの変更により、2億6,000万スイス・フランの利得が発生した。

営業費用

配分額控除後の営業費用合計は、事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に配分された費用が、グループALMが負担した実際費用を僅かに上回ったため、前年度のゼロ計上に対し、マイナス500万スイス・フランであった。

貸借対照表上の資産

資産合計は、概ね横ばいとなり、2,380億スイス・フランであった。これは、高品質の流動資産のリバランシングを主因として、現金及び中央銀行預け金の減少のほとんどが、売却可能と分類された金融投資及びリバース・レボ契約の増加により相殺されたことによるものである。

コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ

コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオは、2014年度に20億500万スイス・フランの税引前損失を計上したのに対し、2015年度は15億300万スイス・フランの税引前損失を計上した。営業収益は、マイナス2億300万スイス・フランとなり、これは、改編及び更改遂行から生じた損失に主に関連していた。営業費用は、訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金が4億2,700万スイス・フラン増加したことを主因として、11億4,400万スイス・フランから13億100万スイス・フランに増加した。これは、その他コーポレート・センターの業務部門からの業務費用純額の減少により一部相殺されている。

2014年度と2015年度の比較

業績

営業収益

2015年度の営業収益は、マイナス2億300万スイス・フランであり、改編及び更改遂行から生じた損失並びに公正価値での測定を指定された金融資産に関する評価損に主に関連していた。

前年度の収益は、8億6,200万スイス・フランのマイナスであったが、これは主に、デリバティブに係る調達評価調整及び負債評価調整（FVA / DVA）に関連する3億4,500万スイス・フランの純損失によるものであり、そのうち、2億5,200万スイス・フランはFVAの実施に伴って計上された。更に、2014年度には、金利の改編及び更改遂行に起因する1億9,700万スイス・フランのマイナス収益、クレジット・デフォルト・スワップ契約の一部が終了したことによる1億800万スイス・フランの損失、並びにコリレーション・トレーディング・ポートフォリオの大半を解消したことによるストラクチャード・クレジットにおける9,700万スイス・フランの損失が含まれていた。

営業費用

営業費用合計は、訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金が、4億2,700万スイス・フラン増加して6億2,000万スイス・フランとなったことを主因として、前年度の11億4,400万スイス・フランから13億100万スイス・フランに増加した。当該増加は、共通業務の利用が減ったことで事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門からの業務費用純額が1億3,500万スイス・フラン減少したことにより一部相殺されている。更に、2014年度の実績には、一定の係争中の債権に関する費用（純額）1億2,000万スイ

ス・フランが含まれている。2015年度の実績には、年間の英国銀行税に関する費用5,000万スイス・フラン（2014年度は5,200万スイス・フラン）が含まれている。

貸借対照表上の資産

2015年度中、貸借対照表上の資産は、1,700億スイス・フランから、940億スイス・フランへと減少した。これは主に、再調達価額-借方（以下「PRV」という。）が620億スイス・フラン減少したことを反映していた。当部門の金利ポートフォリオにおけるPRVは、金利の動向に伴う公正価値の低下、並びに、合意による清算（解消）、第三者による更改（中央決済機関への移管を含む。）（取引移転）及び他のディーラー・カウンターパーティとのネット・ダウン取引への合意（取引のコンプレッション）を含む継続的な縮小措置により、570億スイス・フラン減少した。店頭デリバティブに対する差入担保は、90億スイス・フラン減少した。資産は、主に、非線型金利のポートフォリオにおいて最後に残存した仕組債のポジション及び証券化ポートフォリオにおける最後のローン担保証券ポジションの売却、並びにクレジット業務におけるローンの一部返済により、40億スイス・フラン減少して、70億スイス・フランであった。

公正価値階層のレベル3に分類される資産及びPRVは、2015年12月31日現在、合計20億スイス・フランであった。

リスク加重資産

リスク加重資産（RWA）は、特定のカウンターパーティとの合意による清算、第三者による更改及び取引のコンプレッションを反映した、未決済の店頭デリバティブ取引の減少を主因として、50億スイス・フラン減少し、310億スイス・フランであった。

レバレッジ比率分母

完全適用ベースのスイスのシステム上関連ある銀行（SRB）レバレッジ比率分母（LRD）は、2015年12月31日現在460億スイス・フランであった。2015年12月31日以後、スイスSRBレバレッジ比率分母の計算は、BISバーゼル規則と完全に連携している。それより前の期間の数字は、旧スイスSRB規則に従い算出されているため、比較できない場合がある。

従業員

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオのフロントオフィスの従業員は、前年度末現在では137名であったのに対し、2015年12月31日現在では77名であった。

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの構成

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの構成の概要は、以下の表の通りである。

区分別のポジションの分類及びその掲載順は、必ずしも当該ポジションに関連するリスクの重大性を表すものではなく、また、下表に掲載される測定値は、必ずしも当該ポジションの管理及び統制において用いられるリスク測定値を表すものではない。当該ポジションの出口戦略の実施状況についてより高い透明性を提供するため、資産及びPRVの測定値も掲載している。

(単位：十億スイス・フラン)

エクスポージャー区分	説明	RWA (注1)		資産 (注2)		PRV (注3)		LRD (注4)	
		2015年 12月31日	2014年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日
金利(線型)	線型金利店頭商品(主に全主要通貨及び一部の新興市場のパニラ金利スワップ、インフレ・スワップ、ベシス・スワップ及びクロス・カレンシー・スワップ)及び非線型金利店頭商品(パニラ・オプション及び仕組オプション)からなる。総PRVの95%超は、担保により保証されている。無担保エクスポージャーは各カウンターパーティに十分に分散しており、そのうち過半数は、投資適格格付を有している。総PRVの50%超は、2021年度末までに満期を迎える。	3.6	6.0	0.9	0.4	48.8	88.3	17.8	47.4
金利(非線型)		0.7	1.2	0.1	0.7	20.5	38.3	2.8	12.8
信用	主にその大部分が市場リスクに対してヘッジされた残存ストラクチャード・クレジット勘定からなる。残りのカウンターパーティ・リスクは、担保により完全に保証され、様々な名義に分散している。残存ストラクチャード・クレジット勘定は、2018年度末までに大幅に縮小する見込みである。また、同様の縮小プロフィールが見込まれる企業貸付及び残存不良信用ポジションも含まれる。	0.5	1.0	0.4	1.1	1.4	3.7	7.0	13.7
証券化	主に指向性変動による影響を軽減するために関連ある現金のABS資産及び総合的ヘッジ取引を参照するCDSポジションのポートフォリオからなる。ポジションの大部分は、2018年度末までに縮小する見込みである。	1.5	3.9	1.2	2.6	0.5	1.1	1.9	4.6
オークション優先株(APS)及びオークション・レート証券(ARS)	長期APS及び地方ARSのポートフォリオ。2015年12月31日現在、全てのAPSはA以上の格付を有し、全てのARSエクスポージャーはBa1以上の格付を有する。	0.9	0.9	2.8	3.0	-	-	2.8	2.9
地方スワップ及びオプション	米国の地方自治体と間のスワップ及びオプション。PRVの95%超は、2015年12月31日現在投資適格格付を有するカウンターパーティを相手方とする。	0.5	0.6	-	-	3.4	4.2	2.5	2.8
その他	CVA及び関連あるヘッジ活動に対するエクスポージャー、及びより小規模のポジションに係る様々なポートフォリオ。	1.8	2.8	1.5	3.4	4.0	5.1	11.3	9.2

オペレーショナル・リスク	非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに割り当てられたオペレーショナル・リスクRWA。	21.1	19.3	-	-	-	-	-	-
合計		30.7	35.7	7.0	11.3	78.5	140.7	46.2	93.4

(注1) 完全適用ベース及びフェーズ・イン・ベースのパーゼル RWA。

(注2) 資産とは、再調達価額 - 借方 (PRV) 及び店頭 (OTC) デリバティブに対する差入担保 (2015年現在89億スイス・フラン、2014年現在179億スイス・フラン) を除く貸借対照表上の資産合計と定義される。

(注3) 再調達価額 - 借方 (一切のカウンターパーティ・ネットティングの影響を除く総エクスポージャー)。

(注4) スイスSRB規則に従い計算されている。2015年12月31日以後レバレッジ比率分母の計算は、BISパーゼル 規則と完全に連携している。それより前の期間の数字は、旧スイスSRB規則に従い算出されているため、比較できない場合がある。

2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項なし。

3【対処すべき課題】

UBS AG及びその子会社は、現地市場及び個別の事業分野において、UBS AG及びその子会社に匹敵する規模を有する世界的な金融機関との競争に直面している。更に、UBS AG及びその子会社の事業、特にウェルス・マネジメント事業では、常に変動する市況、規制環境及びその他の事項に関する課題に直面している。低金利及びマイナス金利、並びに特にユーロに対するスイス・フラン高は、引き続き逆風となっている。それに加えて、スイス国内及び国際的な銀行規制の枠組みの変更案により、UBS AG及びその子会社並びにUBSグループの所要自己資本及び資本コストが引き上げられる予定である。また、UBS AG及びその子会社を含むUBSグループは、その事業の性質により、重要な規制上の監視及び責任負担のリスクに服する。50を超える国々で業務を行う世界的な金融サービス機関として、UBS AG及びその子会社は多数の異なる法律、税金及び規制の体制に服している。UBS AG及びその子会社は、そのクロスボーダー事業及び免許、取引慣行、住宅ローン担保証券を含む有価証券の募集、販売慣行及び適合性、会計上の問題、マネーロンダリング防止、罰則及び腐敗行為防止法並びに投資運用慣行に関する事項をはじめとした様々な請求、紛争、法的手続並びに政府の調査及び取調べに関わっている。これらの手続により、UBS AG及びその子会社は、その事業に対する規制上の制限を受ける可能性のほか、多額の損害賠償金及び法的防御費用、差止措置、刑事上の罰金及び民事上の違約金にさらされている。これらの問題のほとんどの結果、並びにUBS AG及びその子会社の将来の事業及び財務成果に対する潜在的な影響を予測することは限りなく難しい。

4【事業等のリスク】

本項には将来に関する事項が含まれているが、当該事項は2015年12月31日現在において判断したものである。

以下の記載を含む一定のリスクは、当グループの戦略遂行の能力に影響するかもしれない、あるいは当グループの事業活動、財政状況、業績及び見通しに影響するかもしれないものである。UBSのような広範な基盤を持つ国際的な金融サービス企業のビジネスは、本質的に、事後的にのみ明らかとなるリスクにさらされるため、現在当グループが認識していない又は重大であると考えていないリスクもまた、当グループの戦略遂行の能力に影響するかもしれない。更に、これらのリスクは、当グループの事業活動、財務状況、業績及び見通しに影響を及ぼす可能性がある。以下のリスク要因の記載順は、その発生可能性又は影響の潜在的な重大さの順を示すものではない。

外国為替相場の変動及び低金利又はマイナス金利の継続は、当グループの強固な資本基盤、当グループの流動性及び資金調達ポジション、並びに当グループの収益性にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

当グループはスイス・フランによって連結財務諸表を作成している。しかし、当グループの資産、負債、運用資産、収益及び費用、在外営業活動体に対する持分並びにリスク加重資産 (以下「RWA」という。) の大部分は米ドル、ユーロ、英ポンドをはじめとする外貨建てである。従って、外国為替相場の変動は当グループの報告利益及び費用、並びにその他の包括利益、運用資産、貸借対照表の資産、RWA及び普通株式等Tier 1自己資本のような他の報告数値に影響を及ぼす。これらの影響は、当グループの利益、貸借対照表、資本、レバレッジ比率及び流動性比率に悪影響を及ぼすおそれがある。

当グループの営業収益のうちスイス・フラン以外の通貨建ての営業収益の割合は、スイス・フラン以外の通貨建ての営業費用を上回っていた。更に、在外営業活動体に対する持分の大部分は、米ドル、ユーロ英ポンド及び他の外貨建てである。従って、スイス・フランの価値が他の通貨に対して上昇すると、軽減措置が講じられなければ、全体として当グループの収益及び繰延税金資産をはじめとする資本に悪影響が及ぶ。

同様に、当グループの資本及びRWAの大部分も、米ドル、ユーロ、英ポンド及び他の外国通貨建てで表示されている。普通株式等Tier 1自己資本比率をヘッジするために、普通株式等Tier 1自己資本には、その通貨感応度につながる外貨建てエクスポージャーを加える必要がある。そのため、資本と自己資本比率を同時に完全にヘッジすることは不可能である。外国通貨建てのRWAの割合がこれらの通貨建ての資本を上回っているため、スイス・フランの価値が当該通貨に対して大幅に上昇すると当グループの自己資本比率は好影響を受ける可能性があるが、当該通貨に対する大幅なスイス・フラン安は当グループのバーゼル 自己資本比率に悪影響を及ぼす可能性がある。

2015年1月15日、スイス国立銀行（以下「SNB」という。）は、2011年9月以降実施してきた、ユーロに対するスイス・フランの最低目標為替相場を撤廃した。同時に、SNBは、一定の適用除外基準を超えるSNBの預金口座残高に対する金利を引き下げた。これらの決定により、スイス・フランは、ユーロ、米ドル、英ポンド、日本円及び他の複数の通貨に対して即座に大幅に上昇し、スイス・フラン金利も低下した。これらの他の通貨に対するスイス・フランの長期的な為替相場は明白ではなく、スイス・フランの金利の今後の方向性も明白ではない。他の複数の中央銀行も同様にマイナス金利政策を採用している。

スイスのカウンターパーティは、全体として、国内経済と輸出先、特にEU及び米国の経済に大きく依拠している。更に、ユーロ対スイス・フランの為替相場はスイス企業にとって重要なリスク要因である。スイス・フランの上昇は、スイス経済、特に輸出に悪影響を及ぼす可能性があり、それによって当グループの国内貸付ポートフォリオ内の一部のカウンターパーティに影響が及ぶ可能性があり、近年の貸倒引当金繰入額の水準の低さを踏まえると、今後の貸倒引当金繰入額の水準が上昇する可能性がある。

更に、当グループの持分及び資本は金利変動の影響も受ける。特に、当グループの確定給付資産・債務純額の算定は、適用される割引率に敏感である。金利が更に引き下げられると、割引率が引き下げられ、結果として、対応する債務の存続期間が長いため、年金制度の不足額が増える。この結果、これに対応して当グループの持分及び完全適用ベースの普通株式等Tier 1自己資本が減少する。

低金利又はマイナス金利の環境が継続すると、UBSの資産及び債務の金利更改に悪影響が及ぶ可能性があり、当グループのウェルス・マネジメント事業及びパーソナル&コーポレート・バンキングから生みだされる受取利息純額に重大な影響が及ぶ可能性がある。低金利又はマイナス金利の環境は顧客の行動に影響を及ぼす可能性があり、それゆえに、全体的なバランスシートの構成に影響を及ぼす可能性がある。更に、低金利又はマイナス金利の環境は、特に、上記の銀行に対するSNB預金適用除外基準の引き下げにより悪化する可能性がある。流動性カバレッジ比率（以下「LCR」という。）に組み込まれている規制上の想定流出額を補うために必要な優良流動資産（HQLA）の維持関連費用を考慮すると、当グループのウェルス・マネジメント事業の業績にも影響を及ぼす可能性があり、これらの影響を緩和するために、当グループがこれまで講じてきたか又は今後講じる可能性のある軽減措置には選択的な預金手数料や最低貸付金利の導入等が挙げられるが、これらの軽減措置によって、当グループの主要な資金調達源である顧客預金、新規純資金流出額を喪失する可能性及び/又は当グループの国内貸付における市場シェアが低下する結果となっており、今後更にそのような結果となる可能性がある。

規制及び法律の変更は、当グループの事業及び当グループの事業戦略上の計画を実行する当グループの能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

金融機関に影響を与える法令等の根本的な変更は、当グループの事業に重大な悪影響を及ぼし得る。2007年から2009年の金融危機を受けて、また、その後の世界的な金融市場の不安定さに鑑み、規制当局及び立法関係者は、様々な法令等の変更について、提案や採用を行ってきており、また積極的に検討を続けている。これらの対応策は、一般的に、認識済みの危機の原因について対処をするためのものや、主要金融機関が引き起こすシステムック・リスク（金融システム全体が連鎖的に機能不全に陥るリスク）を制限するためのものである。そうした対応策には以下のものがある。

- 著しく厳格な自己資本比率規制
- 所要自己資本の定義及び算定方法の変更

- RWAの算定方法の変更（バーゼル の枠組みに基づきスイス金融市場監督当局（以下「FINMA」という。）が要求する、当グループが現在使用している内部モデル手法よりもリスクに対する敏感度が低い標準化された手法を使用してRWAを算定又は開示することを要求される可能性を含む。）
- 規制当局の裁量による資産の評価に対する慎重な調整
- レバレッジ比率の算定方法の変更及びより厳しいレバレッジ比率の導入
- 新たな又は著しく強化された流動性及び安定した資金需要
- 活動が行われ、計上される法域において流動性と資本基盤を維持するための要件
- 自己勘定取引及びその他の活動における制限
- 新たな免許、登録及びコンプライアンス規制
- リスク集中及びリスクの最高水準の制限
- バランスシートの増大を効果的に制限し、又はトレーディング及びその他の活動の収益性を縮小する税金及び賦課金
- クロスボーダー市場への参入の制限
- 報酬を抑制し、報酬に課税し、又は報酬に関する追加的な要件を課す様々な措置
- システム上重要な機能の維持を優先して処理することが意図された新たな清算体制の採用
- 当グループ又は当グループ会社の再生手段又は破綻処理の一環として、損失吸収資本又は評価減の対象となる負債性商品を維持することを求める要件（子会社にかかる商品を維持することを求める要件を含む。）
- 一定の活動のリングフェンシング及び別法人における事業運営を含む、システミック・リスクを縮減し、主要な金融機関をより容易に管理、再構築、解体又は清算できるように策定された構造改革及びその他の変更を採用するための要件
- 現地法域レベル又は事業体レベルでリスク及びその他のガバナンス体制を採用する要件

これまでにこれらの措置が数多く採用されており、これらを実施することにより、当グループの事業に重大な影響が及んでいる。その他の措置も今後数年の間に実施されていくことになる。場合によっては法令化や規制当局による規則の追加が行われたうえで実施に至ることもある。従って、上記の措置の多くについては、それらが採用されるか否か又は採用される様式、実施の時期、実施規則の内容、解釈及びそれらの効力発生日も含め、かなり不確実なままである。また、スイス及び当グループが事業を行っている他の法域の法令の改正による蓄積効果も不確実なままである。これらの措置を実施すること、更にはより制限的な変更を実施することは、当グループの事業及び当グループの事業戦略上の計画を実行する能力に重大な影響を及ぼす可能性があり、当グループに追加の実施費用、コンプライアンス費用及びその他費用が課されるか又は一定のサービス及び商品の値上げ若しくは打切りを余儀なくされる可能性がある。

かかる取組みを調整するための規制当局の試みにもかかわらず、採用された又は提案された措置は、主要な法域によって著しく異なるため、世界的な金融機関の事業運営が更に困難になる。更に、法域間で規制方法が調整されていないと、比較的より厳格な基準を課している法域に本店を置く機関は不利益を被る。スイスがスイスの大手国際銀行に対して採用した所要自己資本及び所要流動性は、主要な金融センターの中でも最も厳しいものの一つである。これによりUBS等のスイスの銀行は、より緩い規制に従う同種の金融機関又は規制のないノンバンクの競合相手と競争する際、不利益を被る可能性がある。

スイスにおける規制及び法制変更

資本、流動性及びその他の分野に関するスイスにおける規制変更は、全般的に他の主要な法域よりも急速に進んでおり、FINMA、SNB及びスイス上院は、UBS等スイスの主要銀行向けとして、他の主要なグローバル金融センターで規制当局が採用又は提案しているものよりも著しく更に負担が大きく規制的な要件を実施している。

自己資本及び大きすぎて潰せない（*too-big-to-fail*）（以下「TBTF」という。）規制：バーゼル 資本基準及びスイスのTBTF法を施行する改正された銀行規則及び自己資本比率規則は、2013年1月1日に効力が発生した。当グループは、システム上関連あるスイスの銀行として、基準所要自己資本並びに当グループのエクスポージャー合計（貸借対照表の規模に基づく指標）及びスイスにおける市場シェアに対応する「プロGRESS・バッファ」に服する。2015年、スイス上院は、スイスのTBTFの枠組みの改正案を発表した。これにより、RWAに基づく当グループの所要自己資本が大幅に増加し、極めて高いレバレッジ比率要件が課される可能性がある。加えて、TBTF規則の改正案により、総損失吸収資本に関する要件が課される可能性が

ある。更に、スイスの政府当局は、追加のカウンターシクリカルなバッファ所を自己資本を課す権限を有しており、これを行使し、更に、内部格付に基づく（IRB）手法を使用している銀行に対し、スイスの住宅ローン、収益をもたらす住宅用不動産及び商業不動産（IPRE）並びにインベストメント・バンクにつき法人に対する信用エクスポージャーに関するRWAを算定する際に、銀行固有の乗数を使用することを求めた。更に、UBSは、FINMAとの間で、訴訟、規制及びそれと同種の問題並びにその他の偶発債務に対する追加的運転所を自己資本に相互合意し、2015年12月31日に当グループのRWAに133億スイス・フランが追加された。当グループが将来的にRWA又は最低所を自己資本のその他の要素の算定に更なる追加額が課されることによって所を自己資本の増加の対象にならないという保証はない。

スイスは、第3の柱である、整合化された手法に基づくRWAの強制開示について、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）の新たな要件を実施した。当グループは、BCBSが（ ）信用リスクに関する内部格付に基づく手法の改訂、（ ）市場リスクに関する標準化された手法等、トレーディング勘定の基本的な調査、（ ）信用リスクに関する標準化された手法、（iv）標準化された手法に基づく自己資本最低水準の導入、及び（v）オペレーショナル・リスクの計算に関する改定を確定した時点でこれを実施すると予想している。BCBSの基準の改定により、当グループの信用リスク及び市場リスクのRWAが増加する可能性があり、更に、内部分析に基づき、オペレーショナル・リスクのRWAも増加する可能性がある。これらの改定が実施された場合、当グループに多額の実施費用が生じる可能性がある。また、標準化された手法に基づく自己資本最低水準は、リスクに対する敏感度が低くなる可能性が高く、RWAが大幅に増えることとなる可能性が高い。

流動性及び資金調達：当グループは、スイスSRBの一員として、見込まれるストレス時の短期的な純資金流出に備えて、優良な流動資産のLCRを維持することが求められており、安定調達比率（以下「NSFR」という。）を維持することが今後求められる。これらの要件は両方とも、当グループが短期的な資金に過度に依存しないこと及び当グループの非流動資産のための長期資金調達が十分であることを徹底することを意図している。

当グループは、これらの要件並びに当グループが事業を行う他の法域において課せられる流動性要件及び資金需要により、従来よりも著しく高い水準を流動性全体について維持することが義務付けられるか、又は支払利息を最適化する当グループの取組みが制限される。資本、資金調達及び流動性要件の増大は、特定の事業の魅力を損なうものであり、当グループの利益を生み出す全般的な能力を低下させるかもしれない。LCR及びNSFRの算定は、市場又は企業に特有のストレスのある状況において、資金流出の相対的な可能性及び流出額並びに利用可能な追加的資金調達の資金源について前提を置いている。実際のストレス状況下において当グループの資金流出額がこの前提額を超えないという保証はない。

破綻処理計画及び破綻処理の実行可能性：スイスの銀行法及び自己資本比率規則は、金融機関が経営難に陥ることを阻止するため、また、経営難に陥った金融機関について破綻処理をするために、影響力の強い介入権限をFINMAに与えている。FINMAは、当該権限を行使するか否か、いつ又はどのような形で当該権限を行使するかを決定するための大きな自由裁量権を有している。

当グループが決済不能のおそれにさらされた場合には、FINMAは、配当及び利息の支払の制限を含むより負担の大きい要求を当グループに課す可能性がある。また、FINMAは、例えば、UBSグループ内の資金調達や特定の保証を制限するとともに、各業務ラインをそれぞれ別法人化するといった当グループの法人体制の変更又は特定の方法による事業リスク水準の更なる縮小を当グループに対して直接的又は間接的に要求する可能性がある。

スイスの銀行法はまた、銀行の破綻処理に際して、FINMAがUBSグループAG、UBS AG及びUBSスイスAGの資本調達商品及び債務を償却すること又は普通株式に転換することを認めている。FINMAは、破綻処理手続に関して広範囲な権限とその行使について大きな自由裁量権を有している。スイスの預金等、特定の種類の債権者は保護される。そのため、スイスの再編成手続の対象事業体の債務を保有する者については、当該債務と同順位の債務又は当該債務に劣後する債務の条件が変更されなかったとしても、当該債務が償却されるか又は株式に転換される可能性がある。

スイスのTBTF要件は、UBSを含むスイスSRBの一員に対して、金融機関が経営難に陥った場合にシステム上重要な機能を保つことができるよう、これらの活動が事前に十分に分離されることのない範囲で実行可能な緊急計画を整えることを要求している。スイスの現行のTBTF法は、破綻処理の実行可能性リスクを法的に求められているレベルを超えて減らすための措置を講じているスイスSRBに対して、所を自己資本を限定的に縮小する可能性がある。かかる措置には銀行グループの法人体制の変更が含まれるが、そのような体制の変更は、当該グループの一部を当該グループのその他の部分から生じるリスクにさらされることから分離するような方法で行われる。それによって、再生シナリオにおいてかかるグループの特定の部分を処分するこ

と、破綻処理シナリオにおいてかかるグループの特定の部分を清算若しくは処分すること又は債務をバイル・インすることが容易になる。上記のTBTF規則の改正案は、破綻処理の実行可能性の改善に基づき提案されたゴーン・コンサーン（gone concern）要件の限定的な削減を企図している。しかしながら、リポートが行われる可能性のあるタイミング又は規模について確実なものはない。

子会社への事業の移転（以下「子会社化」という。）の実行には、多大な時間と資金が必要である。下記に述べる通り、スイス及びその他の地域における子会社化は、営業、資本、流動性、資金調達及び税金の無駄を創出する可能性があり、当グループ及びカウンターパーティの信用リスクを増大させる可能性がある。

当グループが約束したか、予定しているか、又は将来実施する可能性のある改革の実施により、所要自己資本又はゴーン・コンサーン要件が大幅に縮小する保証はなく、これらの改革が、破綻処理の実行可能性又は銀行機関における強制的な構造改革に関する既存の又は今後の要件を満たすという保証もない。

市場規制：2015年6月、スイス連邦議会は、段階的な移行規定及び、とりわけ店頭デリバティブの決済をセントラル・カウンターパーティに委任することを条件として、2016年1月1日に施行されたスイスの金融市場インフラストラクチャーに関する新規則を可決した。当該法律は、当グループが利用している市場インフラ、利用可能なプラットフォーム、担保管理及び当グループの顧客との取引方法に重大な影響を及ぼす可能性がある。更に、これらの取組みにより、当グループは多額の実施費用を負う可能性がある。

スイス国外での規制及び法制変更

当グループが事業を行う他の地域での規制及び法制変更により、当グループは個々の法域のみならず場合によっては世界的に広範囲な新しい制限を受ける可能性がある。

銀行の体制及び業務の制限：規制及び法制変更により、当グループは、業務をUBS AGの支店から子会社へと移動させることを求める要件に服さなければならない可能性がある。かかる「子会社化」は、営業、資本、流動性、資金調達及び税金の無駄を創出し、当グループ内の複数の事業体と取引を行っているカウンターパーティに対する当グループの信用エクスポージャー全体を増加させ、当グループの事業を更に現地の所要自己資本、流動性要件及び資金需要にさらし、個々の子会社の信用度に対する顧客及びカウンターパーティの潜在的な懸念を引き起こす可能性がある。当該変更はまた、当グループの資金調達モデルにマイナスの影響を与え、当グループにおける帳簿上の柔軟性を厳しく制限する可能性がある。

例えば、当グループは英国における営業を重視しており、現在UBS AGのロンドン支店を多くの種類の商品のグローバル・ブッキング・センターとして利用している。当グループは、英国健全性規制機関（以下「PRA」という。）及びFINMAから当グループの英国銀行子会社であるUBSリミテッドの自己資本をかなり大幅に増強するよう要求されており、更には当グループの帳簿実務を変更し、UBS AGのロンドン支店をインベストメント・バンクの継続事業のグローバル・ブッキング・センターとして利用することを縮小し又は消失させることさえも要求される可能性がある。

当グループは、ドッド・フランク法に基づく「ボルカー・ルール」の適用を受けており、また当グループが従事する可能性のある種類の活動を大幅に制限する他の規則の適用を受ける可能性がある。当グループは、「ボルカー・ルール」を遵守するためのコンプライアンス・監視枠組みの実施に相当な費用を負担しており、当該活動の制限に合わせて米国内外での当グループの事業活動の変更を要求されている。ボルカー・ルールも市場の流動性及びマーケット・メイキング活動の経済状態に大きな影響を与える可能性がある。

店頭デリバティブ規制：2009年にG20加盟国は、全ての標準化された店頭デリバティブ(OTC)契約が取引所又は取引機関において取引され、セントラル・カウンターパーティを通じて決済されることを義務づけることを約束した。かかる約束は、米国のドッド・フランク法、並びにEU、スイス—2016年1月1日に新規則が施行された—及び他の法域の対応する法制を通じて実施されており、主にインベストメント・バンクで行われている当グループの店頭デリバティブ事業に重大な影響を与えており、今後も引き続き与える。例えば、当グループは、原則として、店頭デリバティブ取引の中央決済モデルへの移行によって、これらの商品の利益率は縮小に向かうと予想している。これらのマーケット変化は、大部分の市場参加者にとって一定の業務分野の収益可能性を縮小させるおそれがあり、当グループも悪影響を受ける可能性がある。

UBS AGは、2012年末にスワップ・ディーラーとして米国の商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）に登録され、米国人とのスワップ事業の継続が可能となった。当グループは、登録が求められたときは、UBS AGを証券ベースのスワップ・ディーラーとしてSECに登録すると見込んでいる。スワップ・データ報告、記録保存、コンプライアンス及び監督に関連する規制を含む一部のCFTCの規制は、世界的範囲でUBS AGに適用される。店頭デリバティブ規制の変更により、米国、EU、スイス及びその他の国においては継続して相当の実施負担が生じており、米国の規則は、米国外（スイスを含む。）で当グループに適用される法的要

件と重複する又は相反する可能性もあり、当グループは、米国でスワップ・ディーラーとしてSEC又はCFTCに登録することを義務付けられていない企業に対して競争上不利な状況に置かれる可能性がある。

金融サービスに係るクロスボーダー条項の規制：多くの場面で、当グループはクロスボーダーでサービスを提供している。従って、当グループは第三国の企業の市場アクセスを制限する障壁に敏感である。特に、第三国の企業による欧州市場の利用に関する規制を調和させるEUにおける取組みは、当グループがスイスからこれらの法域で事業を運営する能力に悪影響を及ぼす新しい障壁を創出する効果を有する可能性がある。更に、多くの法域では、礼譲の概念（例えば、代替コンプライアンス、同質性の判断）からクロスボーダー活動への規制が増している。特定の法域におけるマイナスの判断は、当グループが当該法域の市場へアクセスする機会を制限する可能性があり、当グループがグローバル企業として事業を行う能力にマイナスの影響を与える可能性がある。更に、当該判断は企業レベルではなく法域レベルで適用される傾向にあるため、当グループは多くの場合、法域の協調に向けた積極性に頼る必要がある。

破綻処理及び再生：ベイル・イン

当グループは、現在米国、英国、スイス及びドイツにおいて再生・破綻処理計画を作成することを求められており、また、EUの銀行再生・破綻処理に関する指令案の一環として、EU全体における当グループの事業運営を含む、他の法域における当グループの事業運営に関して同様の要件が課されることが考えられる。関連当局は、再生・破綻処理計画を不十分又は信用できないと判断した場合、関連規則により、当該法域での当グループの事業の範囲又は規模に制限を課す権限が与えられ、破綻処理を妨げている障害を取り除くために、資本金額又は流動性金額のいずれか高い方を保つよう当グループに義務付けるか、又は当グループの法人体制若しくは事業を変更するよう当グループに義務付けることができる。関連当局が受け入れられないような障害がいくつかの法域における破綻処理計画により特定された場合、破綻処理計画は、別法人の設立等、当グループが構造改革を実施するよう圧迫を増す可能性がある。当該構造改革は、事業部門間の相乗作用から利益を得る当グループの能力にマイナスの影響を与える可能性があり、別法人の設立が含まれる場合には、子会社化に関して前述した別の悪い結果をより広い範囲でもたらす可能性がある。

スイスTBTF規則の改正案に基づき企図されている規制要件又は子会社の総損失吸収能力（以下「TLAC」という。）を維持する要件（例えば、連邦準備制度理事会が米国中間持株会社（IHC）に関して提案した要件）等、銀行に最低TLACを維持させる規制要件、並びにTLAC及び他の債務のベイル・インを実行する破綻処理当局の権限及びかかる権限がどのように行使されるかが不確実であることより、当グループの資金調達費用が増加する可能性があり、当グループの事業に他の変更がなければ、必要な総資金調達金額が増加する可能性がある。

規制及び法制の変化により予想される影響

スイス及び当グループが事業を行う他の法域において計画され、予測される規制及び立法の進展は、当グループの事業戦略上の計画を実行する能力、世界的な又は特定の地域における特定の事業分野の収益性又は実行可能性、及び、場合によっては、他の金融機関と競争する当グループの能力に重大な悪影響を与える可能性がある。これまで、こうした進展を実施するのに多額の費用が発生しており、今後もそのおそれがあり、当グループの法人体制又はビジネスモデルにもマイナスの影響を与える可能性があり、自己資本の非効率性が生じ、当グループの収益性に影響を与える可能性がある。最後に、法規制上の変更に関する不確実性又はその施行は、顧客と当グループとの関係及び魅力あるクライアント・ビジネスにおける当グループの成功にマイナスの影響を及ぼすかもしれない。

当グループの強固な資本基盤を維持できない場合、当グループの戦略を実施し顧客及び競争力のある事業基盤を維持する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

スイスSRBのパーゼル 要件に基づく当グループのリスク加重資本比率及びレバレッジ比率により評価される当グループの資本基盤は、当グループのRWA、レバレッジ比率の分母及び適格資本である。RWA、レバレッジ比率の分母及び適格資本は、多くの要因により変動する可能性がある。

RWAは、規制基準に従い評価され、リスク加重される、信用リスク・ポジション、非カウンターパーティに関連するリスク・ポジション、市場リスク・ポジション及びオペレーショナル・リスク・ポジションである。これらは当グループの事業活動及び当グループのエクスポージャーのリスク・プロファイルにおける変化並びに通貨及び方法の変化による影響及び規制要件に左右される。例えば、市場のボラティリティの高さ、信用スプレッドの拡大（当グループのバリュエーション・リスクの主な要因である。）、不利な為替の

動き、カウンターパーティ・リスクの増大、経済環境の悪化又はオペレーショナル・リスクの増大等がRWAの増大につながる。当グループが純利益又は包括利益内で認識される損失を計上すれば、所要自己資本の算定上、当グループの適格資本が減少するおそれがあり、当グループの新たな資金調達により困難又は高づくことになる可能性もある。加えて、適格資本が減少する原因は他にもある。証券化エクスポージャーの格付けにおける低下、取得及び売却によるのれんの水準の変化、持分の価額に影響する為替の不利な動き、特定の種類のポジションに係る評価が不確実な場合に要求される慎重を期した調整、並びにその他の包括利益に計上される特定の年金基金資産及び負債の価額の変動又は当グループの確定給付債務純額の変動を計算するために使用される金利及びその他の前提の変動等である。年金制度の確定給付債務の変更による資本への影響に関する詳細については、「外国為替相場の変動及び低金利又はマイナス金利の継続は、当グループの強固な資本基盤、当グループの流動性及び資金調達ポジション、並びに当グループの収益性にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。上記に述べたようなRWAの増大や適格資本の減少は当グループの自己資本比率を大幅に引き下げのおそれがある。

RWAのオペレーショナル・リスク構成要素でとらえられるリスクは、当グループのRWA全体の構成要素としてますます重要になっている。当グループは、戦略を実施することにより当グループの市場リスク及び信用リスクのRWAを大幅に縮小させたが、オペレーショナル・リスク事由、特に訴訟、規制及びそれと同種の問題により生じるオペレーショナル・リスク事由により、オペレーショナル・リスクのRWAが大幅に増大することとなった。当グループとFINMAは、訴訟、規制及びそれと同種の問題並びにその他の偶発債務のために保有するオペレーショナル・リスクに係る追加資本費用の計算に使用される補足的分析について合意した。2015年12月31日現在の当該追加資本費用は、133億スイス・フランであった。UBSが現在又は将来における引当金の水準で上記の問題を滞りなく解決し、オペレーショナル・リスク構成要素の追加RWAを縮小又は消去することができるという保証はない。

当グループの所要自己資本の必要水準及び算定並びにRWAの算定の要件となる水準もまた、スイス又は当グループが事業を行っている他の法域における規制要件の変更又はその解釈及び監督当局の裁量の影響を受ける可能性がある。RWA算定における変更又は上記に既に述べた追加補完RWA費用若しくは一定のエクスポージャーに適用される乗数が課されること、若しくは標準化された手法若しくは他の方法の変更に基づいてRWAの下限が課される場合、当グループのRWAが大幅に増加する可能性がある。また、当グループは、当グループの更なるRWA縮小の計画を成功させることができないおそれがある。というのも、その方策を全て計画どおりには実施できないか、又は当グループの措置によって得られた利益を幾分か減殺するような事業、規制上の変化又は措置が生まれてくるからである。

リスク・ベース自己資本規制に加え、当グループはスイスSRBに対する最低レバレッジ比率要件に服しており、更にスイスのTBTF枠組みの改正案に従って大幅に引き上げられたレバレッジ比率に基づく所要自己資本及びTLAC要件に従うこととなることが予想される。レバレッジ比率はリスク・ベース自己資本規制とは別に運用される。レバレッジ比率は単純なバランスシートの指標であり、従って、バランスシート集約度の小さい業務に比べ、融資等のバランスシート集約型の業務を制限し、当グループが他のリスクに基づく所要自己資本を満たしたとしても、当グループの事業活動を抑制するものとなりかねない。最低レバレッジ比率が上昇するか又は現在のスイスの提案にあるような他のLRDベースの要件が課された場合、当グループの一部の事業の収益性に悪影響が及び、当該事業の競争力が低下し、当グループの収益性に悪影響が及ぶ可能性がある。

当グループは、公表した戦略上の計画の達成に成功しないかもしれない。

2012年10月、当グループは、当グループの戦略を、大幅に加速して実行することを公表した。この戦略には、当グループのインベストメント・バンクを変革して伝統的な強みに集中させること、バーゼル RWAを極めて大幅に削減して当グループの資本基盤を更に強化すること、及び費用を大幅に削減して効率性を改善することが含まれていた。当グループは、当グループの事業変更をほぼ完了した。当グループはまた、当グループの戦略の一環として、当グループ、事業部門及びコーポレート・センターの年間の業績予想と目標を発表した。2015年第3四半期において、当グループは、マクロ経済状況の実際の変化及び予想される変化、スイスでの新たなTBTF案の発表、及び新規規制要件を満たすために継続的にかかる費用を勘案して、2016年以降の当該業績予想と目標の一部を変更した。当グループの目標及び予想を更に変更する必要性が生じるリスク、当グループの残りの計画の実行を完全に達成することができないリスク、当グループの計画が遅れるリスク、市場事由若しくは他の要因が当グループの計画の実施に悪影響を及ぼすリスク又は当該計画の効果が意図していたものとは異なるリスクが依然として存在する。

特に、当グループはRWA並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオのポジションのLRDの使用を大幅に縮小したが、当グループが残りのポジションを計画が示唆するほど迅速に引き続き処分できるという保証も、またそれによって当グループが著しい損失を被らないという保証もない。多くの当グループの残存リスク・ポジションは流動性を欠いたまま複雑性を有し、このことが特に、当該ポジションを売却又はその他の方法により処分することを困難にしており、RWA及びこれらのエクスポージャーに関連するLRDの使用を縮小することを困難にしている。

また当グループの戦略の一環として、更なる大幅な費用削減を達成するためのプログラムが進行中である。当グループの費用削減構想の実施は当グループの重要な優先事項であるが、多くの要因により当グループの計画に悪影響が及ぶ可能性がある。規制上の永続的な費用及び業務上の要求が当グループの当初予想を上回った分は、当グループの総費用削減額により一部減殺された。2015年に目標としていた正味費用削減額は、2016年半ば頃までには達成されると現在予想しているが、この計画と今後の費用削減計画の実施に更に挑戦することができたであろう。更に、当グループの戦略の成功や、当グループが公表した一部の目標を到達できるかどうかは、当グループが実行することができる有効性及び効率性に関する施策の成功に依存する。主要な有効性及び効率性に関するプログラムにはしばしば見られることであるが、当グループの計画には重大なリスクが存在する。これらの中には、再構築費用が当グループが予測するよりも高く、より早く認識され得るリスク、及び実現可能な、当グループの事業目的とも整合するコスト削減機会を識別することができないリスク、又はコスト削減が後になって実現されるか若しくは当グループの見込みほどは実現されないリスクがある。外注、ニアショアリング若しくはオフショアリング又は人員削減による当グループの総人員の変化は、効果的に対処しなければ、当該変化により、目標とした費用及び他の利益を認識する当社の能力に影響を及ぼす可能性があり、運営上の損失が生じることとなる可能性がある。従業員の勤務地の変更又は従業員の削減により、かかる従業員戦略を通じて達成することが意図されている費用削減よりかなり前に、損益計算書に認識される費用が生じる可能性がある。例えば、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）の下では、契約に基づく義務を遂行するための不可避の費用が、かかる契約に基づき得られると予想される経済的利益を上回る場合、当グループは、不動産賃貸借契約に係る引当金を認識することが求められる。更に、事業の中止又は処分により、以前は他の包括利益に記録されていた為替差損（差益）が損益計算書に振り替えられることとなる可能性がある。

また、当グループの有効性及び効率性に関するプログラムを実行する中で、当グループの競争力を維持し、当グループの目標とするリターンを達成するために必要な能力を喪失したり低下させたりする意図しない結果を経験するかもしれない。

当グループの事業遂行においては重大な法的及び規制上のリスクが発生する。

当グループの事業の性質により、当グループは重要な規制上の監視及び責任負担のリスクに服する。50を超える国々で業務を行う世界的な金融サービス機関として、当グループは多数の異なる法律、税金及び規制の体制に服している。当グループは、当グループのクロスボーダー事業及び免許、取引慣行、住宅ローン担保証券を含む有価証券の募集、販売慣行及び適合性、会計上の問題、マネーロンダリング防止、罰則及び腐敗行為防止法並びに投資運用慣行に関する事項をはじめとした様々な請求、紛争、法的手続並びに政府の調査及び取調べに関わっている。これらの手続により、当グループは、当グループの事業に対する規制上の制限を受ける可能性のほか、著しい金銭的損害、法的防御費用、差止措置、刑事上の罰金及び民事上の違約金にさらされている。これらの問題のほとんどの結果、並びに当グループの将来の事業及び財務成果に対する潜在的な影響を予測することは限りなく難しい。

2012年12月、当グループは、米国、英国及びスイス当局によるLIBOR及びその他のベンチマーク利率に関する調査を解決するために、当該各当局に対して、罰金及び不正利得の返還として総額約14億スイス・フランを支払う和解を公表した。当グループは、米国司法省（以下「DOJ」という。）との間で不起訴合意（a non-prosecution agreement）（以下「NPA」という。）を締結し、UBS証券株式会社もまた、一定のベンチマーク利率の操作に関連する電子通信手段による詐欺1件について有罪を認めている。2015年5月、DOJは、当グループが外国為替に関連する事項について米国で犯罪を犯したと判断してNPAを終了することを独自の裁量にて決定した。その結果、UBS AGは、ある裁判所でLIBORに関する事項での行為について電子通信手段による詐欺で有罪と認められ、2億300万米ドルの罰金の支払いと3年間の執行猶予期間を受け入れることに同意した。

外国為替及びLIBOR並びにベンチマーク利率に関連する政府当局との当グループの和解は、主要な法域において、規制事項に現在伴う財務リスク及び風評リスクの程度が大きく増加していることを際だって示して

いる。当グループは当局に対して、LIBOR及びその他のベンチマーク利率に関する調査に全面的に協力したにもかかわらず、更に、米国及びスイスを含む多くの法域における独占禁止法当局から条件付の減免又は条件付の免責を受けながら、当グループに対して非常に多額の罰金及び不正利得の返還が課され、当グループは有罪自認を要求された。当グループは、当局が当グループに対する結論を出すにあたり、近い過去において当グループがその他の数件の問題について重大な不正行為に従事していたと認定した点を考慮したものと理解している。

当グループは、引き続き多数の請求、紛争、法的手続及び政府調査（本書に含まれる連結財務諸表注記に記載された事項を含む。）の対象となっており、当グループは、現在行われている当グループの事業活動が、今後そのような問題を引き続き発生させると予想している。これらの及びその他の事項に対する当グループの財務エクスポージャーの範囲は重大であり、当グループが設定した引当金の水準を大幅に上回る可能性がある。当グループは、これらの問題の一部が解決される際の財務その他の面の条件を予想することはできない。また、訴訟、規制及びそれと同種の問題によって非金銭的な罰則及び効果が生じる可能性もある。特に、犯罪の有罪答弁又は有罪判決（NPAの解除の結果によるものを含む。）は、当グループに重大な結果をもたらす可能性がある。規制手続の解決により、当グループが一定の業務を維持するために規制上の不適格の権利放棄を取得することが求められ、許可及び規制上の承認を制限、停止又は解除する権利が規制当局に付与され、金融市場の公益事業に対し、当グループがそのような公益事業に参加することを制限、停止又は解除することを認める可能性がある。そのような権利放棄を取得することを怠った場合、又は許可、承認若しくは参加が制限、停止若しくは解除される場合、当グループに重大な影響が及ぶ可能性がある。

2007年から2009年までの金融危機に起因する重大な損失以降、当グループは、非常に高いレベルの規制上の監視を受けており、当グループの戦略上の柔軟性を制限する特定の規制措置に服している。当グループは、当該損失及び2011年9月に公表された無許可取引事件に繋がった不備を修復したものと考えているが、2012年のLIBORに関する和解、当グループの外国為替及び貴金属事業に関連する問題の一部規制当局との和解、並びにこれらの問題により生じた当グループの評判や規制当局との関係への影響を克服することがより難しいことが判明した。当グループは、上記から生じた問題又はその他の問題に対し、包括的かつ建設的な方法による解決を目指している。当グループは、当グループのオペレーショナル・リスクの管理及び統制の枠組みを改善するために採る措置について、規制当局との話し合いを積極的に進めているが、当グループの取組みが期待される効果をもたらすとの保証はない。かかる経緯により、当グループの規制執行に関するリスクのレベルは、同業の一部の金融機関が負担するレベルよりも大きくなる可能性がある。

オペレーショナル・リスクは、当グループの事業に影響を及ぼす。

当グループの事業は、異なる通貨による複数のかつ様々な市場において大量の複雑な取引を処理する当グループの能力、当グループが服する多くの様々な法体制及び規制体制の要件を遵守する能力、並びに無許可の、架空の又は詐欺の取引を防止し、速やかに発見し、停止する能力に依拠している。当グループはまた、決済システム、為替、情報の処理業者並びにセントラル・カウンターパーティ等、第三者が管理するシステムへのアクセス及びその機能にも依拠している。当グループのシステム又は第三者のシステムが故障すると、当グループに悪影響が及ぶ可能性がある。当グループのオペレーショナル・リスクの管理及び統制に関するシステム及びプロセスは、当グループの活動に伴うリスク（処理過程のミス、実行ミス、違法行為、無許可取引、詐欺行為、システム障害、金融犯罪、サイバー攻撃、情報セキュリティ違反、セキュリティ障害及び物理的防御の失敗から生じるリスクを含む。）の適切な管理の確保を支援することが企図されている。

当グループは、当グループのシステム、ネットワーク及びソフトウェアを保護するため並びに当グループの顧客及び当グループに帰属する情報の秘密を守るために設計されたシステム及びプロセスの維持に相当な資源を投入している。しかしながら、当グループ及び他の金融サービス会社は、セキュリティ侵害並びにサイバー攻撃及び他の形式の攻撃にさらされており、その一部は秘密情報若しくはシステムへのアクセス権の取得、サービスの妨害又はデータの破壊をもくろむ、的を絞った高度な攻撃である。当グループは、当グループのシステム又はデータへの脅威を予想、検出又は認識できない可能性があり、また当グループの予防措置が攻撃又はセキュリティ侵害を予防するのに効果的でない可能性がある。当グループのシステム又はデータのセキュリティ侵害又は回避が成功した場合、当グループの業務の妨害、当グループ又は当グループの顧客に関する秘密情報の不正使用、当グループのシステムへの損害、当グループ又は顧客の金銭的損失、データ保護法及び類似の法律の違反、訴訟エクスポージャー及び当グループの評判の侵害等、当グループに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

近年の米国政府による金融機関に関する政策の主要な焦点は、マネーロンダリング及びテロの資金調達を食い止めることである。当グループに適用される規制は、マネーロンダリング及びテロの資金調達を発見し、防止し、報告するための、並びに当グループの顧客の身分を証明するための有効な方針、手順及び管理を維持する義務を課している。当グループはまた、米国海外腐敗行為防止法や英国贈収賄防止法等、腐敗行為防止及び他者による公務員への不正な支払いに関する法令にも服している。当グループは、当該法令を遵守するよう設計された方針、手続き及び内部管理を実施している。マネーロンダリング、テロの資金調達又は腐敗行為を防ぐのに十分なプログラムを維持し、実施できなければ、またそれらの分野での当グループのプログラムが失敗すれば、法的執行行為及び当グループの評判に及ぶダメージの両面で深刻な結果を招く可能性がある。

当グループは、上記のリスクを発見し、対応するために当グループの能力を絶えず順応させるよう努めているが、当グループの内部統制によってこれらのリスクの特定及び是正を行えない場合又は行えないことが判明した場合、当グループは、業務支障をきたし、2011年9月に公表された無許可取引事件による損失のような多額の損失を招くおそれがある。

当グループのウェルス・マネジメント業務及びアセット・マネジメント業務は、規制上の監督が強化され、基準が変更される環境の中で業務を行っている。法律及び規制当局は、資産運用会社及びアドバイザーに関する受託者及びその他の注意基準を変更しており、今後も引き続き変更する可能性が高く、運用会社又はアドバイザーと顧客との間の利益相反を軽減又は排除することを更に重視するようになっている。これらの変更によって、規制上のリスク及びオペレーショナル・リスクが生じており、投資マネジャー及び他の業界参加者の世界的なシステム及びプロセス全体にわたって効果的に実施されない場合、引き続きかかるリスクが生じる可能性が高い。当グループは、ウェルス・マネジメント及びアセット・マネジメント業界において新しい厳格化された基準の全面的な遵守を徹底するための統制を効果的に実施できない場合、その結果として追加の罰金及び制裁の対象となる可能性がある。これらは、当グループのウェルス・マネジメント業務及びアセット・マネジメントを当グループの戦略と調和させながら運営し、又は発展させる当グループの能力に影響を及ぼす可能性がある。

一定の種類のオペレーショナル・コントロールの弱点及び瑕疵もまた、正確かつ適時の財務報告書を作成し公表する当グループの能力に悪影響を与える可能性がある。2011年9月に公表された無許可取引事件の後、経営陣は、2010年末及び2011年末の時点において、いずれの年度の財務諸表への信頼度にも影響は及ばないものの、当グループの財務報告における内部統制に重大な欠陥があると判断した。

更に、当グループが構築している緊急時対策にかかわらず、当グループの業務遂行能力は、当グループの業務及び当グループが所在する共同体を支えるインフラの混乱によって悪影響を受けることがある。これには、自然災害、疫病の流行、市民暴動、戦争又はテロリズムによる混乱が含まれる可能性があり、また当グループ又は当グループの取引相手の第三者が利用する電力、通信、交通又はその他のサービスもかわる可能性がある。

当グループの評判は、当グループの事業の成功にとって重要なものである。

当グループの評判は当グループの戦略プランの成功に不可欠なものである。当グループの評判に対するダメージは、当グループの事業及び将来性に重大な悪影響を及ぼしかねない。評判のダメージを覆すことは困難で、その改善には時間がかかる傾向にあり、測定が難しい。このことは近年の事象が示している。金融危機の間の非常に大きな損失と米国のクロスボーダー事件（2000年から2007年の間の米国の個人顧客に対する当グループのクロスボーダーのプライベート・バンキング・サービスに関する政府の取調べ及び調査、並びにこの問題に関して米国当局と締結した和解に関するもの）及びその他の事象は当グループの評判に深刻なダメージを与えた。評判へのダメージは、2008年及び2009年において当グループの資産受入れ事業全般にわたって顧客及び顧客の資産が減少したことの大きな要因であり、また、従業員が辞めていくのを止められなかった一因となっている。こうした事象が当グループの財務実績に及ぼした悪影響は短期的なものもあれば、より根強いものもあり、評判を回復することは、顧客、投資家、規制当局及び一般市民との関係のみならず、当グループの従業員との関係維持にとっても重要であることを当グループは認識した。より最近では、2011年9月に公表された無許可取引事件、当グループのLIBOR問題への関与並びに当グループの外国為替及び貴金属事業に関する調査もまた、当グループの評判に悪影響を及ぼした。これ以上評判が傷つければ、当グループの経営実績及び財務状態、更に事業戦略目標及び財務目標の達成能力は重大な悪影響を被りかねない。

金融サービス業界における業績は市場状況及びマクロ経済環境に影響される。

当グループの事業は、市場及び経済状況により大きな影響を受ける。利率、信用スプレッド、証券の価格、市場のボラティリティ及び流動性、外国為替水準、商品価格、及びその他の市場変動並びに投資家心理に不利な変化が生じると、当グループの利益に、そして最終的には当グループの財務状況及び資本基盤に悪影響を及ぼすおそれがある。

市場の低迷及び低迷しているマクロ経済環境は、地政学的事由、金融若しくは財政政策の変更、貿易不均衡、自然災害、疾病、市民暴動、戦争又はテロを含む様々な要因により生じる可能性がある。金融市場は全世界的なものであり、また高度な相関性があるため、ヨーロッパのソブリン債の長引く懸念若しくは英国がEUを脱退する可能性に関する懸念又は中国の経済成長の大幅な鈍化等、地方及び地域の事象であってもその発生国にとどまらず広範に様々な影響を及ぼす可能性がある。

マクロ経済及び政治的展開に対して影響を受けやすい新興市場及び先進的な市場の混乱により、又は主要な市場参加者の破綻により、地域的に又は世界的に危機が拡大するおそれがある。マクロ経済及び政治的展開は、当グループが総合ストレス・テストの枠組みで拘束力のあるシナリオとして2015年に実施した世界的景気後退シナリオで考察した通り、予測不能で不安定な影響をもたらし得るものである。当該シナリオでは、中国でのハードランディングがアジアと新興国市場の経済に深刻な広がりを見せ、同時にヨーロッパでは複数の債務の再編が重なり、ヨーロッパの銀行はそれに関連する直接損失を被り、ユーロ圏崩壊の懸念が発生してスイス、英国及び米国等、先進国市場に深刻な影響を与えることを想定している。

当グループは複数の市場に対し、ウェルス・マネジャーとして、また投資銀行として重大なエクスポージャーを有している。更に、当グループの戦略プランが、中国を含む新興市場での成長と利益を生み出す当グループの能力にますます依存するようになっており、これによって当グループがこれらに関連したリスクにさらされる可能性は高くなる。2015年末にかけて、中国、更に広範囲に見ると新興国市場のマクロ経済の発展に関する不確実性及び商品価格、特に原油価格の下落により市場の変動が増しており、これが2016年全体にわたって持続する可能性がある。

事業活動及び顧客活動並びに市場取引規模の全般的な縮小は、著しい市場ボラティリティにより明らかとなるように、また最近当グループが経験したように、特に当グループのウェルス・マネジメント事業及び当グループのインベストメント・バンクの取引報酬、手数料及びマージンに影響を及ぼす。市場の低迷は、当グループが顧客のために運用する資産の規模及び評価を低下させ、当グループの資産ベース及び業績ベースの手数料を減少させる可能性が高い。一方で、市場の流動性及びボラティリティの低下は、トレーディング及び裁定取引（アービトラージ）の機会を制約し、当グループのリスク管理能力を妨げ、トレーディング収益及び業績ベースの報酬の双方に影響を及ぼす。更に、悪化する市場環境により、当グループが保有し、投資対象又は当グループのトレーディング・ポジションとして計上する資産の価値を下落させる可能性がある。

当グループは、当グループの事業構成の地域的なバランスからリスクにさらされている。例えば、当グループのインベストメント・バンクのエクイティ事業はヨーロッパ及びアジアをより重視しており、ヨーロッパ及びアジアにおける当グループのデリバティブ事業は、ウェルス・マネジメントの顧客、特にヨーロッパ及びアジアの基盤顧客に対する仕組商品をより重視している。従って、これらの市場が混乱すると、当グループは他の金融サービス提供者よりも深刻な影響を受ける可能性がある。

低金利環境が継続することで、当グループの複数の事業における金利マージンが更に浸食され、当グループの年金制度に関連する確定給付債務純額に悪影響を及ぼすであろう。更に、スイス及び他の地域の中央銀行が発表したマイナス金利は、顧客の行動にも影響を及ぼす可能性がある。また、マイナス金利及び顧客の行動に対応して当グループが行った当グループの預金及び貸付の価格設定及び構造の変更並びに今後行う可能性のあるそれらの変更は、特に、LCRに組み込まれている規制上の想定流出額を補うために必要な優良流動資産の維持関連費用を考慮すると、預金の流出（2015年のウェルス・マネジメントの貸借対照表及び資本最適化計画で発生したような流出）、業務取扱高の減少又はその他の当グループの事業への悪影響をもたらす可能性がある。

信用リスクは、貸付業務、引受業務及びデリバティブに関する活動といった、当グループの多くの事業において不可欠な部分である。悪化をたどる経済状態及びマイナスとなる市場での展開により、信用エクスポージャー並びに取引ポジション及び投資ポジションの減損及びデフォルトが発生する可能性があり、当グループが保有する担保の価値下落により損失が拡大することがある。当グループが融資を行う資産の価値又は流動性は急速に下落する可能性があるため、当グループは、とりわけ、プライム・ブローカレッジ、リバース・レボ及びロンバード貸付業務におけるリスクにもさらされている。

当グループは他の主要金融機関に対して極めて大きなエクスポージャーを有しているため、それらの金融機関のうち1機関又はそれ以上が破綻すれば当グループは重大な影響を被ることになりかねない。

当グループは、数多くの証券・デリバティブ取引所及び手形交換所の一員である。その一部の会員資格に関連して、当グループは、債務不履行を行った別の会員の金融債務の一部を支払うことを要求されるか又は追加の金融債務にさらされる可能性がある。

更に、各国がクロスボーダーの支払若しくはその他の為替取引に対する制限若しくは資本規制を課した場合、又は通貨の変更（例えば、1国以上の国がユーロを脱退する場合）があった場合、当グループは、カウンターパーティの強制執行される債務不履行により損失を被り、自己の資産を使用することができず、又は自己のリスクを管理することを妨げられる可能性がある。

上記の展開は、これまでに事業部門及びUBS全体のパフォーマンスに、そして究極的には当グループの財務状況及び資本基盤に影響を及ぼしている。また今後においても重大な影響を及ぼす可能性がある。上記の要因の結果、ある事業部門ののれんの帳簿価額に減損が発生し、繰延税金資産のレベルの調整が必要となる可能性があるという関連リスクが存在する。

当グループは、変化する市場、規制及びその他の状況に応じて当グループのウェルス・マネジメント事業の変更を実行することができないかもしれない。

当グループは、当グループの資産受入れ事業において見込まれる顧客資産の流出及び当グループのウェルス・マネジメント業務の収益性に影響を及ぼす変化にさらされている。また、当グループはこれらの問題を処理するために必要な事業の改革を実施できない可能性がある。

2008年及び2009年において、当グループはウェルス・マネジメント業務及びアセット・マネジメント業務における相当量の顧客資産の純流出を経験した。この純流出は、当グループの巨額の損失、当グループの評判に対するダメージ、顧客アドバイザーの喪失、有能な顧客アドバイザーを勧誘する難しさ、並びに当グループのクロスボーダーのプライベート・バンキング業務に関する税制、法制及び規制上の展開等、様々な要因から生じた。これらの要因の多くはうまく対処できている。しかし、クロスボーダーのプライベート・バンキング事業モデルに影響する長期的変化は、より長い期間に渡り、ウェルス・マネジメント事業部門において引き続き顧客の流出入に影響し続けるであろう。

長期的なクロスボーダーのプライベート・バンキング資産の金額の減少の重要な要因の一つは、金融当局がクロスボーダー投資をより重視するようになったことにある。これは、とりわけヨーロッパにおいて言えることであるが、新興国市場を含むその他の地域においても当てはまることが多くなってきている。この数年間において、UBSはそのスイスのブッキング・センターにおいてスイス以外のヨーロッパに居住する顧客からの純資金引出を経験したが、多くの場合それらは、スイスと他国の租税条約の交渉に関連したものであった。現地の税法又は税規制の変更及びその実施、クロスボーダーの税務情報交換体制の実施（ヨーロッパ又は世界の他の国での税務情報の自動的な交換、国内でのタックス・アムネ스티若しくは実施プログラム又は類似の措置に関する国際的な契約等）は、当グループの顧客が当グループと事業を行うことの可否若しくは当グループと事業を行う意思に影響を及ぼす可能性があり、更に恐らく相当なクロスボーダー流出が追加で発生する可能性があり、また当グループの戦略及びビジネスモデルの実行可能性に影響を及ぼす可能性がある。

近年の当グループのウェルス・マネジメント事業部門における新規純資金流入は、主にアジア太平洋地域の顧客及びグローバルな超富裕層の顧客に由来するものであった。徐々に、これらの利益率の低い層や市場からの資金の流入が、利益率の高い層や市場、とりわけクロスボーダーの顧客からの資金流出に取って代わりつつある。この変動は、顧客の商品選好の変化とあいまって、以前に比べて利益率の低い商品が当グループの収入のより大きな割合を占めるという結果をもたらし、当グループの運用資産に対する収益に下向きの圧力をかけており、当グループのウェルス・マネジメント事業部門の収益性に悪影響を及ぼしている。

当グループは、事業環境の変化が当グループの収益性、貸借対照表及び資本基盤に与える影響に対処することを目指して、引き続き必要に応じて顧客の傾向、規制や市場の動向に合わせた取組みを行っていくが、当該影響を中和させることができるという保証はない。更に、その取組みを目的として実施する構想により、2015年のウェルス・マネジメントの貸借対照表及び資本最適化計画で発生したような新たな資金の流出や顧客預金の減少が発生する可能性がある。加えて、当グループはまた、当グループの事業提供及び価格設定の実務について、スイス最高裁判所による再々保険（第三者及びグループ内の投資ファンド並びに仕組商品を販売することに対して銀行に支払われる手数料）に関する判例及びその他業界の進展に沿った変更を行った。当該変更は、これらの商品に係る利益率に悪影響を及ぼす可能性があり、現在提供している商品が

顧客にとって、それに取って代わられる商品と比べて魅力がない可能性がある。これらの傾向や進展の悪影響を打ち消すべく当グループが行う努力が成功するという保証はない。

当グループは、収益機会若しくは競争機会を見極め若しくは捉えることができず、又は有能な従業員を雇用し勧誘することができない可能性がある。

金融サービス業界は、激しい競争、継続的な改革、詳細な（断片化されていることも多い）規制及び統合の進行という特徴を有する。当グループは、地方市場レベル及び個々の事業レベルでの競争、並びにその規模及び範囲において当グループに匹敵する世界的な金融機関からの競争に直面している。個々の市場に対する参入障壁及び価格形成レベルでの障壁は、新たな手法により徐々になくなりつつある。当グループは、このような動向が継続し、競争が激しくなると予想している。当グループが市場の動向及び展開を見極めることができず、適切な事業戦略を考案及び実施し、当グループの手法、とりわけ取引業務における手法を十分に発展させ若しくは最新のものにすることによりかかる市場動向及び展開に対応せず、又はかかる戦略を実施する有能な人材を勧誘し若しくは雇用することができない場合、当グループの競争力及び市場における地位は、徐々に侵食されるおそれがある。

当グループの従業員報酬の金額及び構成は当グループの業績のほかに競争的要素と規制上考慮すべき事項の影響も受けている。従業員報酬の金額及び構成に対する制約、繰延報酬の多さ、業務成績条件及び権利未確定報奨の喪失を引き起こすその他の状況が、当グループの重要な従業員を雇用し勧誘する当グループの能力に悪影響を及ぼし、当グループの業績に悪影響を及ぼすことがある。

当グループは、報酬条件を変更し、報酬条件に規制当局及び株主を含む様々な利害関係者の要求を反映した。これらの条件は、当グループが市場で発行した損失吸収資本の側面を多く有するが自己資本比率の低下の引き金となりやすいグループ執行役員の構成員向けの繰延コンティンジェント・キャピタル・プランの導入を含み、株式報奨の平均繰延期間を引き延ばし、権利喪失規定を拡大し、限定された範囲で業績に連動した一定の報奨に対するクロウバック条項を定めた。

当グループはEU内で、リスクを負担する重要な役割を担う従業員について、定額報酬の金額に応じて変動報酬の金額の上限を定めた法体制に服している。かかる法体制の適用は、2015年12月に欧州銀行監督局が発表した健全な報酬方針に関する改定ガイドラインに基づき、より多くの従業員に拡大される可能性がある。

更に、UBSは、スイスの法律により、2015年の年次株主総会から、取締役会と執行役員会のそれぞれの報酬の合計額について、毎年、株主の拘束力のある採決に従うよう義務付けられている。

これらの要件は、当グループの職員の利益と他の利害関係者の利益を更に一致させることをねらいとしているが、重要な従業員が競合他社の勧誘を受け当グループの退職を決断してしまうリスク、及び当グループが競合他社に比べて有能な従業員の勧誘に成功しないリスクを増大させる。重要な従業員の喪失及び代わりの有能な従業員を勧誘できないことは、どの職務やどのくらいの職務が影響を受けるかによって、当グループが自らの戦略を実行し、当グループの業務及び管理環境の改善を成功させる能力を深刻に損なう可能性がある。

当グループは、金融市場の状況に悪影響を受けるおそれのある残存リスク及び他のリスク・ポジションを有している。残存リスク・ポジションは清算するのが困難かもしれない。

当グループは、他の金融市場参加者と同様、2007年に始まった金融危機の深刻な影響を受けた。金融市場は金融危機の発生当初から過去の水準に比べて極めて深刻な悪化を示し、当グループの債券トレーディング・ポジションは、特に2008年及び2009年において著しい損失を計上することになった。2008年以降、そしてより最近では当グループがその戦略を推進しスイスTBTF規制を遵守することに集中する中で、当グループのリスク・エクスポージャーは大幅に縮小したものの、当グループは、主にコーポレート・センター—非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに含まれる重大な残存リスク・ポジションを引き続き有している。多くの場合、当該リスク・ポジションは依然として流動性を欠いた状態にあり、当グループは引き続き、残存しているポジションの価値が再び悪化するリスクにさらされている。

当グループは、更に、様々な国における不動産関連のポジションを有しており、かかるポジションについて損失を被る可能性がある。これらのポジションには極めて大規模なスイスのモーゲージ・ポートフォリオも含まれる。経営陣はこのポートフォリオが極めて慎重に運用されてきたと信じているが、それにもかかわらず、スイス国立銀行その他が表明している、スイスの不動産市場における維持できない価格の上昇に関する懸念が現実となった場合に、当グループが損失を被る可能性がある。スイス・フランの価値の上昇、スイス国立銀行若しくは他の中央銀行によるマイナス金利の採用、又はユーロ圏内又はEU内での危機的状況の再

燃による輸出市場への影響及びスイスが決定したEU及びEEA（欧州経済領域）加盟国に対する移民制限の復活により今後もたらされる影響等のその他のマクロ経済に関する展開もスイス経済及び当グループのスイス国内での事業全般、とりわけ当グループのスイス国内でのモーゲージ及び企業向け貸出金ポートフォリオに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、当グループの事業において発生し得る損失の回避又は制限のための自己のリスク管理・統制プロセスに依拠している。

統制されたリスクを取ることは、金融サービス企業の事業の重要な一部である。リスクを取る活動による損失には避けられないものもあるが、長期的に成功するためには、取るリスクと得られるリターンとのバランスを保たなければならない。従って、通常の市況における場合だけでなく、エクスポージャーの集中が深刻な損失を生じさせる可能性のある、より極端なストレスのある状況においてリスクが生じる場合にも、自己のリスクを精緻に見極め、評価し、管理し、統制しなければならない。

2007年から2009年の金融危機の間に見られた通り、当グループは、当グループのリスク測定及びシステムでは予想することのできない急激又は突発的な市場事由から発生する深刻な損失を常に回避できるわけではない。市場リスクの統計的な計測であるバリュエーション・リスクは、過去の市場データから得られるため、本質的に、金融危機のストレスのある状況において見舞われた損失を予想することができなかった。更に、ストレス・イベントに起因する損失及び集中の統制並びに潜在的に高い相関性を有するエクスポージャーを見極めるために当グループがリスクを統合する範囲は、不適切であることが判明した。当グループのリスク管理・統制体制を強化するために当グループが講じてきた措置にもかかわらず、当グループは、将来、例えば以下のような場合に、更なる損失を被る可能性がある。

- 自己のポートフォリオのリスク、特にリスク集中及び相関性あるリスクを完全に見極めていなかった場合。
- 見極めていたリスクの評価、又は不利な動向に対する対応が、時機を失しているか、不適切、不十分又は妥当でないことが明らかになった場合。
- 市場が、その速度、方向性、深刻さ又は相関関係という点において当グループの予期しない方向に動き、ゆえに、結果的に生じた環境において当グループのリスク管理能力が悪影響を受けた場合。
- 当グループが信用エクスポージャーを有する第三者又はその証券を当グループの勘定で保有する第三者が、当グループのモデルにより予想されなかった事由により深刻な影響を受け、これにより当グループのリスク評価により示された水準を超えるデフォルト及び減損が当グループに発生した場合。
- カウンターパーティから提供されている担保物又はその他の担保が、カウンターの不履行時点で、債務を補填するには不十分であることが明らかになった場合。

当グループはまた、アセット・マネジメント事業及びウェルス・マネジメント事業において顧客のためにリスクを管理している。かかる業務において当グループが顧客のために保有する資産のパフォーマンスは、同様の要因により悪影響を受ける可能性がある。顧客が損失を被った場合、又は顧客が当グループにおいて保有する資産のパフォーマンスが、顧客が投資パフォーマンスを評価するためのベンチマークに追いつかなかった場合、当グループは、手数料収入が減少し、運用資産が減少し、又は運用委託を解消される可能性がある。

当グループは、当グループのアセット・マネジメント事業又はウェルス・マネジメント事業において出資するファンド又は他の投資を支援することを決定した場合、事実と状況により、重大なレベルまで増加する可能性のある費用を負担する可能性がある。

戦略的なイニシアチブの一環として行われる株式投資及び当グループにより運用される投資信託の設定時に行われる当初資金投資等の投資ポジションもまた、市場リスク要因の影響を受ける可能性がある。かかる投資対象は、多くの場合、流動性を持たず、一般的に、通常のトレーディング期間よりも長い保有が意図され又は要求されるものである。かかる投資対象は、明確な管理体制に従う。かかるポジションの公正価値の下落は、当グループの収益にマイナスの影響を及ぼすおそれがある。

特定のポジションの評価は、モデルに依拠している。かかるモデルについては制限が内在し、観察可能なソースが存在しないインプットを利用する可能性がある。

金融商品又は非金融資産若しくは負債の公正価格は、入手可能な場合、活発な市場における同様の資産又は負債に対する相場価格を用いて決定される。市場が低迷している場合、公正価格は、価格モデル等の評価

技法を用いて確定される。入手可能な場合、評価技法には市場で観察可能な仮定及びインプットが用いられる。かかる情報が入手できない場合、インプットは、活発な市場における類似の金融商品を参照することにより、同様の取引にかかる最近の価格又はその他の市場で観察可能なデータより導き出される。市場で観察可能なデータが入手できない場合には、当グループは、当グループの評価技法において、市場で観察不能なインプットを使用することを選択する。

更に、当グループは、社内で策定した評価モデルを使用している。かかるモデルには制限が内在し、異なる前提及びインプットは異なる結果を生み出し、かかる相違は当グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性がある。当グループは、価格決定において市場参加者が検討し得るあらゆる要因を組み入れるために、その評価モデルを定期的に見直し、更新している。これには、現在の市況におけるファクタリングも含まれる。判断は、本プロセスの重要な要素であり、変化し続ける市場環境を反映するうえで必要な変更を行わない場合、当グループの業績に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。更に、変化し続ける市場慣行によって、当グループの業績に多大な影響を及ぼし得る評価技法の変更が行われる場合がある。

モデル・インプットの変更、モデルの一部をなす評価手法に対する修正若しくは変更、又は変化し続ける市場環境を反映するうえで必要な変更を行わないことは、当グループの業績に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。

流動性及び資金調達管理は当グループの継続的な事業遂行に不可欠である。

当グループの事業の実行可能性は、資金調達源の利用可能性に依拠しており、その成功は、全ての市場状況において当グループの資産ベースを効果的に補強することが可能となる時期、額、期間及び利率にて資金を獲得する能力に依拠している。当グループの流動性及び資金需要の大部分は、小口預金及び大口預金並びに短期金融商品の通常発行を含む、短期かつ無担保の資金源を活用して充足される。かかる資金源の容量は通常安定しているが、将来、特に一般的な市場の混乱又は信用スプレッドの拡大により変化する可能性があり、資金調達費用にも影響が及ぶ可能性がある。短期の資金調達の利用可能性における変化は突然起こる可能性がある。

当グループの信用格付の引下げは、特にホールセール無担保資金源からの資金調達に関し資金調達費用を増加させる可能性があり、特定の資金調達の利用可能性に影響が及ぶ可能性がある。更に、当グループが、2012年6月のムーディーズによる当グループの長期の格付の引下げに関連して経験したように、格付の引下げの際には、当グループのデリバティブ業務に係る主契約に従い、追加担保の差入れ又は追加現金の支払を要求されることもあり得る。当グループの信用格付もまた、当グループの強固な資本基盤及び評判とともに、顧客及びカウンターパーティの信頼の維持に貢献するものであり、格付の変更は当グループの一部の事業の業績に影響を与える可能性がある。

より厳格な所要自己資本及び所要流動性並びに資金需要は、担保付資金源及び安定的な資金源としての預金双方の競争を増し、資金調達コストの増大へ結びつくと思われる。当グループの債務超過又はその他の清算時に評価減される可能性のある無担保上位負債を維持するための所要自己資本の一部として、かつ将来の潜在的な要件の一部として、損失を吸収するための負債が増加することによって、当グループの資金調達費用が増加するか、又は必要とされる種類の資金の利用可能性が制限される可能性がある。

当グループの財務成績は、会計基準の変更からマイナスの影響を受ける可能性がある。

当グループは、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）の発表するIFRSに従い、当グループの業績及び財務状況を報告している。IFRS又はその解釈の変更によって、当グループの今後の報告済みの業績及び財務状況が、現在の予想と異なるものとなったり、又は、会計基準を遡及適用することにより、過去の業績がこれまでに報告されたものと異なるものとなったりする可能性がある。かかる変更はまた、当グループの所要自己資本及び自己資本比率に影響を及ぼす可能性がある。当グループは潜在的な会計制度の変更を監視し、かかる変更がIASBによって成立した場合には、当グループはその潜在的な影響を判断し、当グループの財務書類において今後の重大な変更を開示する。現在、発表されたがまだ有効となっていないIFRSの変更は、潜在的なIFRSの変更と同様、数多くあり、その一部は当グループの報告済みの財務成績、財務状況及び将来の所要自己資本に影響を及ぼす可能性があるものと予想される。例えば、IFRS第9号が全面的に採用されると、当グループは、信用損失を既発生損失に基づき記録するのではなく、貸出金の予想信用損失の純額を貸出時点で記録するよう義務付けられる。

当グループの財務成績は、のれん価値の基礎となる前提の変更によりマイナスの影響を受ける可能性がある。

当グループが業務セグメントそれぞれの貸借対照表において認識したのれんは、少なくとも年に一度、減損テストを受ける。2015年12月31日付で認識された当グループの資産に関する減損テストでは、当グループの各のれんの残高の損失は示されなかった。減損テストは、のれんに関連する各セグメントの回収可能価額に影響を及ぼす推定収益、割引率及び長期成長率の見積り、並びにかかるセグメントの推定帳簿価額を前提としている。今後、推定収益及び他の見積額が現在の前提から逸脱する場合は、当グループの1又は複数の事業ののれんの価値は将来減損となる可能性があり、損益計算書における損失を発生させる。

課税が当グループの財務実績に及ぼす影響は繰延税金資産の再評価に大きく左右される。

当グループの2015年12月31日現在の貸借対照表に認識された繰延税金資産（以下「DTA」という。）は過年度における税務上の欠損金に基づくもので、当グループの事業計画において報告された将来の課税所得を前提にして回収可能な範囲を示している。将来の事業年度において事業計画上の収益や仮定が現在の予想から大きくずれた場合は、認識されたDTAの金額を将来修正する必要が生じる可能性がある。この修正で、損益計算書上でDTAの評価を切り下げることもある。

当グループの実効税率は、当グループの業績、及び事業計画に反映されている将来の収益性に関する当グループの予想の双方をきわめて敏感に反映している。近年における当グループの業績からわかることは、DTA認識額の変化が報告済みの業績に及ぼす影響は大きいということである。当グループの業績が、とりわけ米国又は英国において改善すると予測される場合、当グループはかかる評価からDTAを追加認識する可能性がある。そして、これによって当グループの実効税率は、追加のDTAが認識された年度において著しく減少することとなり、当グループの実効税率が将来上昇することとなる。逆に、これらの国々における業績により今後課税所得が減少することが予想される場合は、当グループは、現在、損益計算書上で認識されているDTAの全部又は一部について評価を切り下げなければならないかもしれない。このことは、評価減が行われた年度において当グループの実効税率の引き上げ効果をもたらすこととなる。

2016年度については、繰延税金資産のレベルについて行われる可能性のある再評価の影響にかかわらず、当グループは実効税率が22%～25%の範囲になると予測している。過去の業務慣行に従い、当グループは、更新された事業計画見通しを踏まえた今後の収益性の再評価に基づき、2016年下半期に当グループの繰延税金資産のレベルを再評価するものと予想している。かかる再評価により通年実効税率が大幅に変動する可能性がある。更に、かかる実効税率は、損失カバレッジされない支店及び子会社からの利益に関する税費用の総額が予想額と異なる場合に変動する可能性がある。上記に基づく将来の収益性の再評価の一部には、米国の繰延税金資産を認識する目的で使用される予測期間を、2015年12月31日の時点で使用されていた7年から8年に更に延長する可能性を考慮に入れている。予測期間を追加年分延長するか否かは、その時点における関連するあらゆる事実及び状況に基づき決定される。予測期間の更なる延長について当グループが事前に設定したパラメーターが過年度よりも更に達成することが困難である場合には、当グループの米国の繰延税金資産の再評価に関して2016年に予測期間を8年に延長する見込みは少ない。

また、UBSの実効税率は、特に米国とスイスにおいて、将来の法定税率の引き下げにも敏感である。法定税率の引き下げは、影響のある地域において、繰越欠損金のような項目から税務上の便益が期待される値を今後縮小させる可能性がある。このことは、ひいては関連するDTAの評価切り下げを引き起こすこととなる。

更に、制定法上及び規制上の変更によって、並びに裁判所及び税務当局による税法の解釈方法の変更によって、UBSが最終的に納付する金額と税効果会計の金額とが大きく食い違ってくる可能性もある。

更に、当グループは、米国、英国、スイス及び他の国々において規制の改正に対処するために法人体制の変更を実施又は検討している。当該国の税法又は税務当局は、ある法人が負担する税務上の欠損金を、新規に設立、若しくは再編成される子会社若しくは関連会社へ移転することを阻止するか、又は移転人が従前行っていた事業に関連する税務上の欠損金を活用することに制限を課す可能性がある。かかる事情が生じた場合で、税務上の欠損金が生じた法人においてかかる欠損金を活用する機会の計画に制限がある場合、当該欠損金に伴うDTAは、損益計算書上で評価減が行われる場合がある。

当グループが表明した資本還元益目標は、一部には資本比率に基づいており、かかる資本比率は規制上の変更の影響を受け、大幅に変動する可能性がある。

当グループは、その完全適用ベースの普通株式等Tier 1自己資本比率を13%以上に保ち、ストレス後の完全適用ベースの普通株式等Tier 1自己資本比率を10%以上に維持するという当グループの目標に矛盾しないことを条件として、総資本還元率を、当グループの株主に帰属する当期純利益の50%以上とすることを約束している。

完全適用ベースの普通株式等Tier 1自己資本比率を13%以上に維持する当グループの能力は数多くのリスクにさらされている。かかるリスクには、当グループの財務成績、当グループの完全適用ベースの普通株式等Tier 1自己資本比率の算定に悪影響を及ぼす可能性のある資本基準、方法及び解釈の変更（資本基準の変更については、スイスで現在提案されている変更を含む。）、並びにリスク追加条項の規定、又は資本バッファの賦課が挙げられる。年金制度に関する確定給付債務の変更による資本への影響等、当グループの自己資本比率の大幅な変動の原因となり得る一定の要因に関する詳細情報については、上記「外国為替相場の変動及び低金利又はマイナス金利の継続は、当グループの強固な資本基盤、当グループの流動性及び資金調達ポジション、並びに当グループの収益性にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。」及び「当グループの強固な資本基盤を維持できない場合、当グループの戦略を実施し顧客及び競争力のある事業基盤を維持する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。

更に、方法、前提、ストレス・シナリオ、市場の状況、取引高及びその他の要因の変更により、当グループのストレス後の完全適用ベースの普通株式等Tier 1自己資本比率に重大な変更が生じる可能性がある。これらの要因は、時期を問わず、当グループのストレス後の完全適用ベースの普通株式等Tier 1自己資本比率の大幅な変動に繋がる可能性がある。当グループは、随時、当グループのストレス後の完全適用ベースの普通株式等Tier 1自己資本比率に関する目標が達成されているか否かを評価する際に、現在の比率と、当該比率の将来の展開についての当グループの予想の両方を考慮に入れることがある。

当グループのストレス後の普通株式等Tier 1自己資本比率を算定するため、当グループは、利益、費用、株主分配及び普通株式等Tier 1自己資本に影響を及ぼす他の要因（当グループの確定給付資産・債務純額を含む。）に関する内部予測に基づき、1年先の資本を予測している。当グループはまた、RWAにおける1年間の展開も予測している。当グループは、これらの予測を、これらが深刻なストレス事由によってどのように変化するかに関する前提に基づいて調整する。その後更に、ストレス後の完全適用ベースの普通株式等Tier 1自己資本比率を算出するため、当グループの統合ストレス・テスト（以下「CST」という。）枠組みを使用して見積もられるストレス損失を資本から控除する。ストレス事由が当グループの事業予測に与える影響を反映するために使用される前提又は当グループのCSTの結果において、当グループの業績、事業計画及び予測が変更された場合、当グループのストレス・シナリオ結果及び当グループのストレス後の完全適用ベースの普通株式等Tier 1自己資本比率の算定に重大な影響が及ぶ可能性がある。

当グループのCST枠組みは様々なリスク・エクスポージャーの測定方法（その大部分は独自のものである。）、当グループによる可能性のあるストレス・シナリオの選定及び定義、並びに幅広いマクロ経済変数及びこれらのシナリオの各々に特有の一定の事由における変動の見積に関する当グループの前提に依拠している。当グループは定期的にこれらの方法を見直しており、前提は定期的に見直しが行われ、定期的に変更される。当グループのリスク・エクスポージャーの測定方法は、発展する市場慣行及び当グループのリスク管理環境の強化に対応して変更される可能性があり、モデルのインプット・パラメーターは、ポジションの変更、市場パラメーター及びその他の要因により変更される可能性がある。

当グループのストレス・シナリオ、シナリオに含まれる事由、並びに各シナリオに適用される、想定されたショック並びに市場及び経済への影響は、定期的に見直され、変更される可能性がある。ストレス後の完全適用ベースの普通株式等Tier 1自己資本比率を算定するために使用されるCSTシナリオの変更、又は特定のシナリオにおいて使用される前提の変更によって、ストレス後の完全適用ベースの普通株式等Tier 1自己資本比率が大幅に変動する可能性がある。

当グループの事業計画及び予測は、固有の不確実性の影響を受け、当グループによるストレス・テスト・シナリオの選択並びに各シナリオで使用される市場及びマクロ経済に関する前提は、発生する可能性のある将来の事由に関する判断及び前提に基づいている。当グループのリスク・エクスポージャーの測定方法は、固有の制限を受け、数多くの前提、及び固有の制限を有する可能性があるデータに依拠している。特に、一部のデータは毎月入手することができず、従って、当グループは見積りとして前月/前四半期のデータに依拠する可能性がある。

これら全ての要因によって、ある期間について当グループの方法を使用して計算される、当グループのストレス後の完全適用ベースの普通株式等Tier 1自己資本比率が、ストレス・シナリオの実際の影響よりも著しく高く、又は著しく低くなる可能性がある。

当グループが財政困難に陥った場合、FINMAは、UBSグループAG、UBS AG又はUBSスイスAGに関して破綻処理手続若しくは清算手続を開始するか又は保護措置を課す権限を有し、当該手続又は措置は、当グループの株主及び債権者に対して重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

UBS AG、UBSグループAG又はUBSスイスAGのようなスイスの銀行及び金融グループのスイス国内の親会社について、債務超過であるか、流動性に深刻な問題があるか又は関連する期限の満了後に自己資本比率規制がもはや達成されないとの懸念に正当な根拠がある場合、FINMAは、スイス銀行法に基づき、当該事業体に関して広範囲な法的権限を行使することができる。当該権限には、保護措置の命令を下すこと、再編成手続を開始すること（及び当該手続に関連してスイスでの破綻処理実施権限を行使すること）、並びに清算手続を開始することが含まれ、当該権限は全て当グループの株主及び債権者に対して重大な悪影響を及ぼす可能性があるか、又はUBSグループAG若しくはUBS AGによる配当金の支払い若しくは債務の返済を阻止する可能性がある。

保護措置には、支払いの猶予若しくは繰延を義務付けるか又は結果として支払いを猶予するか若しくは繰り延べることとなる特定の措置が含まれる可能性があるが、これらに限定されない。当グループが当該保護措置に対して異議を申し立てる能力は十分でない可能性がある。更に、債権者は、スイス法に基づき又はスイスの裁判所において、当該保護措置の賦課（債権者に対する支払いの繰延が義務付けられるか又は結果として支払いが繰り延べられる場合を含む）に対する拒否、差止めの要求、又は異議申立てを行う権利を有さない可能性がある。

UBSグループAG、UBS AG又はUBSスイスAGに関して再編成手続が開始された場合、FINMAが行使する可能性のある破綻処理実施権限には、（ ）手続の対象事業体の資産、債務及びその他の負債の全部並びに契約を他の事業体に移転する権限、（ ）手続の対象事業体が当事者となっている契約の終了又は当該契約の終了権、当該契約に基づくネットティング権、当該契約に基づく特定の種類の担保の実行若しくは処分を行う権利、若しくは当該契約に基づく請求権、負債若しくは特定の担保を譲渡する権利の行使を最大2営業日間、停止する権限、及び/又は（ ）手続の対象事業体の株主資本の一部若しくは全部の評価減を行う権限、また当該株主資本の全部の評価減が行われた場合には、株式に転換するか又は手続の対象事業体の資本及び他の負債性商品の評価減を行う権限が含まれる。株主及び債権者は、当該破綻処理実施権限の行使の根拠となる破綻処理計画を拒否する権利又は当該計画の差止めを求める権利を有さない可能性がある。株主及び債権者は、破綻処理実施権限の行使の決定に異議を申し立てる権利又は当該決定を司法手続若しくは行政手続若しくはその他により見直させる権利しか有さない可能性がある。

破綻処理手続の対象事業体の株式及び債務の全部又は一部の評価減が行われる場合、関連する株主及び債権者は、その評価減の対象となる当該株式及び債務について一切支払いを受けることができない可能性があり、当該評価減は永続的であり、投資家はその時点で又はその後に、株式又は他の参加権を受領せず、債務者の財産回復が見込まれる場合であっても評価増し又は他の補償を受ける権利を有さない可能性がある。FINMAが破綻処理手続の対象事業体の債務を株式に転換するよう命令した場合、投資家が受領する有価証券は、当初の債務よりも大幅に価値が下落している可能性があり、リスク・プロフィールも大幅に異なる可能性があり、当該転換により既存株主の所有権も希薄化する可能性がある。更に、株式を受領する債権者は、その後、破綻処理手続の対象事業体の評価増し、清算又は解散が行われた場合、事実上、全ての債権者に劣後する可能性があり、投資家が投資額の全部又は一部を失うリスクが増大する可能性がある。

FINMAは、破綻処理手続に関連して広範囲な権限を有しており、その権限の行使について大きな自由裁量権を有する。特定の種類の預金等、特定の区分の債務は保護される。そのため、スイスの再編成手続の対象事業体の債務を保有する者については、当該債務が、評価減又は株式への転換が行われていない債務と同順位又は劣後することとなったとしても、当該債務を評価減されるか又は株式に転換される可能性がある。

更に、FINMAは、組織的に重要な世界規模の金融グループについて、当該銀行の本国の監督当局及び破綻処理当局が行う「シングル・ポイント・オブ・エントリー」の破綻処理戦略が望ましいと述べており、最上位のグループ会社に注目している。これは、UBS AG又はUBSグループAGの他の子会社のうちいずれかが相当な損失を計上した場合、FINMAがUBSグループAGのみに関して再編成手続を開始することができ、当該損失が近い将来、UBSグループAGに影響を与える可能性があるという懸念に正当な根拠がある場合、UBSグループAGの負債のペイル・インを命令することができるということの意味する。その場合、UBS AG又はUBSグループ

AGの他のいずれかの子会社の債務は一切処理されずに残存する可能性があるが、UBSグループAGの株主資本、資本及び他の負債性商品は、UBS AG又は他の当該子会社の資本再編を行うために、評価減され、かつ、UBSグループAGの株式に転換されるか又はそのいずれか一方が行われる可能性がある。

UBS AGの財務成績、財務状況及び将来における債務の支払能力は、UBSスイスAG又はその他一切の直接子会社から受領する調達資金、配当及びその他の分配金による影響を受ける可能性があり、また、かかる調達資金、配当及びその他の分配金は、制限に服する可能性がある。

UBS AGの将来における債務の支払能力は、UBSスイスAG及び現在存続し又は将来UBS AGにより設立されるその他一切の子会社から受領する調達資金、配当及びその他の分配金（もしあれば）の水準により影響を受ける可能性がある。かかる子会社がUBS AGに（直接的又は間接的に）融資又は配当を行う能力は、いくつかの要因（融資契約上の制限、適用ある法律上の要請及び規制上、財務上又はその他の制限を含む。）に起因して制約を受ける可能性がある。UBS AGの子会社（UBSスイスAG、UBSリミテッド及び米国中間持株会社（指定された場合）を含む。）は、配当の支払を制限し、当該子会社からUBS AGへの資金の流れを遮り若しくは抑制する権限を規制機関に付与し、又は関係会社との取引を限定若しくは禁止する法令に服する。このような制限及び規制措置は、UBS AGがその支払のために必要とする資金の利用を妨げる可能性がある。

また、子会社の清算又は更生の際の財産分配に参加するUBS AGの権利は、当該子会社の債権者によるあらゆる事前の請求に服する。

更にUBS AGは、随時その一定の子会社の支払債務の一部について、保証を行う可能性がある。また、2015年6月におけるスイス国内勘定に計上されるリテール&コーポレート事業（現在はパーソナル&コーポレート・バンキング事業）及びウェルス・マネジメント事業のUBS AGからUBSスイスAGへの移転に関連し、UBS AGは、スイス合併法に基づき、資産移転日である2015年6月14日の時点で存在し、UBSスイスAGに移転された債務について連帯責任を負っている。これらの保証により、UBS AGは、自身の債務に充てる流動性資産が必要となる時期に、子会社又はその債権者若しくは取引先に対して多額の資金又は資産を提供することを求められることとなる可能性がある。

5【経営上の重要な契約等】

UBSスイスAGの設立

UBSスイスAG（UBS Switzerland AG）は、スイス法に基づき設立及び組織された株式会社（Aktiengesellschaft）であり、スイスを本拠地とし、チューリッヒ市、バーンホフストラッセ45（Bahnhofstrasse 45, Zurich）にその登録事務所を有する。

UBSスイスAGは、UBS AGの完全子会社として2014年9月3日に設立された。2014年9月3日から2015年3月31日にかけて、UBSスイスAGは100,000スイス・フランの株式資本を有していたが、一切の事業活動を行っていなかったため、当該期間については実質的に一切の損益を計上していない。2015年5月12日、UBSスイスAGの株式資本は1,000万スイス・フランに増加し、また2015年5月21日に、UBSスイスAGはFINMAから銀行業、証券取引業及び証券保管銀行業の免許を取得した。

2015年6月14日、UBS AGは、そのスイス国内勘定に計上されるパーソナル&コーポレート・バンキング事業及びウェルス・マネジメント事業をUBSスイスAGに移転した。かかる事業移転は、合併、分割、改編並びに資産及び負債移転に関するスイス連邦法（Swiss Federal Act on Merger, Scission, Conversion and Transfer of Assets and Liabilities）（スイス合併法）の第69条以降の規定に基づく資産負債移転の方法によるUBSスイスAGへの資本拠出として行われ、これによりUBS AGのUBSスイスAGに対する投資額は増加した。かかる移転は2015年4月1日付で遡及的に計上された。

2015年4月1日現在のUBSスイスAGの開始貸借対照表は、アーンスト・アンド・ヤングの監査を受けている。

UBSスイスAGに移転した事業

スイス国内勘定に計上された以下の事業及びその関連機能は、UBS AGからUBSスイスAGに移転した。

- () UBS AGのパーソナル&コーポレート・バンキング事業及びウェルス・マネジメント事業（フロントオフィス機能及びミドルオフィス機能を含むが、一部の特定の取引を除く。下記「UBS AGに留保される事業」を参照のこと。）
- () 主にインベストメント・バンクに由来するUBS AGのその他の事業（スイス証券取引所におけるマーケット・メイキング、担保付資金調達取引及び銀行券事業を含む。）
- () 事業運営に必要な金融市場インフラの利用手段（支払及び保管に関する基盤、外部ブローカー並びに一定の取引所会員権を含む。）
- () 一部の金融機能、リスク統制機能及び法務機能（その大部分はコーポレート・センターの一部であり、上記()乃至()において言及される事業に関連している。）

UBS AGに留保される事業

以下の事業及びその関連機能は、UBS AGに留保される。

- () スイス国内勘定以外に計上されたパーソナル&コーポレート・バンキング事業及びウェルス・マネジメント事業
- () スイス国内勘定に計上されたパーソナル&コーポレート・バンキング事業及びウェルス・マネジメント事業に係る一定の取引（主にデリバティブ取引からなる。）。これは、主に多数のUBS AG支店との国際取引契約（多支店取引契約）を締結している顧客に関連している。
- () コーポレート・センターの事業又は機能及びUBS AGのその他一切の事業部門（特に、インベストメント・バンク及びアセット・マネジメント。但し、移転した事業に関連する上述の機能を除く。）

本書「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の「連結財務書類に対する注記」の注記32を参照のこと。

6【研究開発活動】

該当事項なし。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項には将来に関する事項が含まれているが、当該事項は2015年12月31日現在において判断したものである。

下記「UBSグループの業績」、「貸借対照表」、「オフバランスシート」、「キャッシュ・フロー」及び「リスク管理及び統制」に記載される情報は、別途記載がない限り、UBS AG（連結ベース）の情報ではなく、UBSグループAG（連結ベース）の情報であり、専ら参考情報として記載している。UBS AGの財務情報（連結ベース）はUBSグループAG（連結ベース）の財務情報と大きな差異はないことに留意されたい。UBSグループAG（連結ベース）とUBS AG（連結ベース）との間における、主要な財務情報の差異については、本書「第6 経理の状況 1 財務書類」の「参考情報」に含まれる「UBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）の比較」を参照されたい。

UBS AG（連結）自己資本及びレバレッジ比率情報

この項目では、UBS AG（連結）自己資本及びレバレッジ比率情報並びにUBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）との間の差異を開示している。

自己資本の情報

スイスSRB自己資本比率規制及び関連情報（フェーズ・イン・ベース） - UBS AG（連結）

単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く	自己資本比率（％）			自己資本		
	規制 ¹	実際 ²		規制	適格 ²	
	2015年 12月31日 現在	2015年 12月31日 現在	2014年 12月31日 現在	2015年 12月31日 現在	2015年 12月31日 現在	2014年 12月31日 現在

ベース自己資本（普通株式等Tier 1自己資本）	4.5	4.5	4.0	9,567	9,567	8,846
バッファ自己資本（普通株式等Tier 1自己資本及び高トリガーの損失吸収資本）	5.3	15.0	15.9	11,252	31,948	35,244
内、カウンターシクリカルなバッファの効果	0.2	0.2	0.1	356	356	322
プログレッシブ・バッファ自己資本（低トリガーの損失吸収資本）	2.8	4.9	4.7	6,020	10,325	10,451
フェーズ・アウト自己資本（Tier 2自己資本）		0.5	0.9		996	2,050
合計	12.6	24.9	25.6	26,839	52,837	56,591

¹ スイスの自己資本に関する条例に基づく現在のフェーズ・イン・ベースの総自己資本比率規制は12.6%である。スイス金融市場監督当局はまた、スイスSRBの枠組みの実施に先立ち、UBS AG（連結）を対象とした総自己資本比率の目標値を14.4%と設定した。かかる目標値は、スイスSRBに基づくフェーズ・イン・ベースの自己資本規制がそれを超えるまで有効となる。² ベース自己資本規制を上回るスイスSRB普通株式等Tier 1自己資本は、バッファ自己資本に割り当てられる。

スイスSRBに基づく自己資本の情報 - UBS AG（連結）

	フェーズ・イン・ベース		完全適用ベース	
	2015年12月31日現在	2014年12月31日現在	2015年12月31日現在	2014年12月31日現在
単位：百万スイス・フラン、別載されている場合を除く				
普通株式等Tier 1自己資本				
普通株式等Tier 1自己資本	41,516	44,090	32,042	30,805
追加Tier 1自己資本				
高トリガーの損失吸収資本	0 ¹	0 ²	1,252	0
Tier 1自己資本	41,516	44,090	33,294	30,805
Tier 2自己資本				
低トリガーの損失吸収資本	10,325	10,451	10,325	10,451
フェーズ・アウト自己資本	996	2,050		
Tier 2総自己資本	11,321	12,501	10,325	10,451
総自己資本	52,837	56,591	43,619	41,257
普通株式等Tier 1自己資本比率（％）	19.5	19.9	15.4	14.2
Tier 1自己資本比率（％）	19.5	19.9	16.0	14.2
総自己資本比率（％）	24.9	25.6	21.0	19.0
リスク加重資産	212,609	221,150	208,186	217,158

¹ 高トリガーの損失吸収資本及びハイブリッド債の形式をとった追加Tier 1自己資本（のれんに関し必要となる控除により全て相殺されている。）を含む。² ハイブリッド債の形式をとった追加Tier 1自己資本（のれんに関し必要となる控除により全て相殺されている。）を含む。

2015年12月31日現在、UBS AG（連結）の完全適用ベースの総自己資本は、UBSグループAG（連結）を38億スイス・フラン下回った。これは、AT1自己資本が49億スイス・フラン及びTier 2自己資本が9億スイス・フラン下回ったものの、普通株式等Tier 1自己資本が20億スイス・フラン上回ったことにより一部相殺されたことを反映している。

完全適用ベースの普通株式等Tier 1自己資本における20億スイス・フランの差異は、主に、UBSグループAGレベルで反映される、報酬に関連した規制上の資本計上、負債及び資本商品に起因していた。

完全適用ベースのAT1自己資本における49億スイス・フランの差異は、2015年にUBSグループAGがAT1自己資本社債を発行したこと並びに2015年及び2014年の業績年度について適格従業員に付与された高トリガーの損失吸収資本DCCP報奨10億スイス・フランに関連している。

Tier 2自己資本における9億スイス・フランの差異は、UBSグループAGレベルで保有された、2012年及び2013年DCCP報奨形式の高トリガーの損失吸収資本に関連している。

従業員報酬制度に関連したUBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）の自己資本の差異は、UBS AG及びその子会社の従業員が対象となるサービスを遂行し、当該サービスが結果的にUBS AG及びその子会社の勘定に計上される限度において、逆になる。かかる逆転は、通常、従業員報酬制度のサービス期間に亘り発生する。

リスク加重資産に関するUBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）との間の差異は、2015年12月31日現在、フェーズ・イン・ベース及び完全適用ベースの両方において10億スイス・フラン未満であった。

スイスSRBに基づく自己資本の情報（UBSグループAG（連結）対UBS AG（連結））

2015年12月31日現在	フェーズ・イン・ベース			完全適用ベース		
単位：百万スイス・フラン、 別載されている場合を除く	UBSグループAG （連結）	UBS AG （連結）	差異	UBSグループAG （連結）	UBS AG （連結）	差異
普通株式等Tier 1自己資本						
普通株式等Tier 1自己資本	40,378	41,516	(1,138)	30,044	32,042	(1,998)
追加Tier 1自己資本						
高トリガーの損失吸収資本	3,828	0	3,828	3,828	1,252	2,576
低トリガーの損失吸収資本	353	0	353	2,326	0	2,326
追加Tier 1総自己資本	4,181	0	4,181	6,154	1,252	4,902
Tier 1自己資本	44,559	41,516	3,043	36,198	33,294	2,904
Tier 2自己資本						
高トリガーの損失吸収資本	912		912	912		912
低トリガーの損失吸収資本	10,325	10,325	0	10,325	10,325	0
フェーズ・アウト自己資本	996	996	0			
Tier 2総自己資本	12,233	11,321	912	11,237	10,325	912
総自己資本	56,792	52,837	3,955	47,435	43,619	3,816
普通株式等Tier 1自己資本比率（％）	19.0	19.5	(0.5)	14.5	15.4	(0.9)
Tier 1自己資本比率（％）	21.0	19.5	1.5	17.4	16.0	1.4
総自己資本比率（％）	26.8	24.9	1.9	22.9	21.0	1.9
リスク加重資産	212,302	212,609	(307)	207,530	208,186	(656)

スイスSRBIに基づく自己資本に対するIFRS資本の調整（UBSグループAG（連結）対UBS AG（連結））

2015年12月31日現在	フェーズ・イン・ベース			完全適用ベース		
	UBSグループAG （連結）	UBS AG （連結）	差異	UBSグループAG （連結）	UBS AG （連結）	差異
単位：百万スイス・フラン						
株主に帰属する持分	55,313	55,248	65	55,313	55,248	65
優先証券保有者及びその他非支配持分に帰属する持分	1,995	1,995	0	1,995	1,995	0
IFRS資本合計	57,308	57,243	65	57,308	57,243	65
優先証券保有者及びその他非支配持分に帰属する持分	(1,995)	(1,995)	0	(1,995)	(1,995)	0
確定給付型制度（フェーズ・イン前）				(50)	(50)	0
確定給付型制度、40%フェーズ・イン	(20)	(20)	0			
税務上の繰越欠損金として認識された繰延税金資産（フェーズ・イン前）				(7,468)	(7,468)	0
税務上の繰越欠損金として認識された繰延税金資産、40%フェーズ・イン	(2,988)	(2,988)	0			
一時差異に関する繰延税金資産、基準値超過分	(702)	(657)	(45)	(2,598)	(2,414)	(184)
ハイブリッド資本及び損失吸収資本控除後のれん、税引後	(2,618)	(3,339)	721	(6,545)	(6,545)	0
無形資産、税引後	(323)	(323)	0	(323)	(323)	0
キャッシュ・フロー・ヘッジからの未実現（利益）／損失、税引後	(1,638)	(1,638)	0	(1,638)	(1,638)	0
報酬及び自己株式関連資本の構成要素（資本剰余金を含む。）	(1,383)		(1,383)	(1,383)		(1,383)
公正価値及び再調達価額での測定を指定された金融負債に関する自己クレジット、税引後	(442)	(442)	0	(442)	(442)	0
売却可能金融投資に関する未実現利益、税引後	(402)	(402)	0	(402)	(402)	0
ブルーデンス評価調整	(83)	(83)	0	(83)	(83)	0
連結範囲	(130)	(130)	0	(130)	(130)	0
株主に対する提案済配当金計上	(3,188)	(3,434)	246	(3,188)	(3,434)	246
その他	(1,018)	(277)	(741)	(1,018)	(277)	(741)
普通株式等Tier 1自己資本	40,378	41,516	(1,138)	30,044	32,042	(1,998)
高トリガーの損失吸収資本	3,828	1,252	2,576	3,828	1,252	2,576
低トリガーの損失吸収資本	2,326		2,326	2,326		2,326
フェーズ・アウトに服するハイブリッド資本	1,954	1,954	0			
ハイブリッド資本及び損失吸収資本での相殺後のれん、税引後	(3,927)	(3,206)	(721)			
追加Tier 1自己資本	4,181	0	4,181	6,154	1,252	4,902
Tier 1自己資本	44,559	41,516	3,043	36,198	33,294	2,904
Tier 2自己資本	12,233	11,321	912	11,237	10,325	912
合計	56,792	52,837	3,955	47,435	43,619	3,816

レバレッジ比率の情報

スイスSRBレバレッジ比率規制及び関連情報（フェーズ・イン・ベース） - UBS AG（連結）

単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く	スイスSRBレバレッジ比率（％）			スイスSRBレバレッジ自己資本比率		
	規制要件 ¹	実際 ^{2,3}		規制要件	適格 ^{2,3}	
	2015年 12月31日 現在	2015年 12月31日 現在	2014年 12月31日 現在	2015年 12月31日 現在	2015年 12月31日 現在	2014年 12月31日 現在
ベース自己資本（普通株式等Tier 1自己資本）	1.1	1.1	1.0	9,769	9,769	9,658
バッファー自己資本（普通株式等Tier 1自己資本及び高トリガーの損失吸収資本）	1.2	3.5	3.4	11,126	31,747	34,432
プログレッシブ・バッファー自己資本（低トリガーの損失吸収資本）	0.7	1.1	1.0	6,146	10,325	10,451
合計	3.0	5.7	5.4	27,041	51,841	54,542

¹ ベース自己資本（4.5%の24%）、バッファー自己資本（5.1%の24%）及びプログレッシブ・バッファー自己資本（2.8%の24%）の規制要件を示している。スイスの自己資本に関する条例に基づく現在のフェーズ・イン・ベースの総レバレッジ比率規制は、3.0%である。これに加え、スイス金融市場監督当局は、総レバレッジ比率の目標値を3.5%と設定した。かかる目標値は、スイスSRBに基づくフェーズ・イン・ベースの規制がそれを超えるまで有効となる。² ベース自己資本規制を上回るスイスSRB普通株式等Tier 1自己資本は、バッファー自己資本に割り当てられる。³ 当該要件を算出するのに使用されるレバレッジ比率分母は、スイスSRB規則に従って計算される。2015年12月31日以降、当該規則はBISバーゼル規則と完全に連携しており、レバレッジ比率分母はスポットベースで報告されている。BIS規則と連携する前は、レバレッジ比率分母は先のスイス金融市場監督当局規則に基づき3ヶ月平均ベースで算出されていた。

UBSグループAG（連結）と一致させるために、UBS AG（連結）は、2015年12月31日以降、スイスSRBレバレッジ比率の計算に関する新しい規制を適用しており、かかる規制は、FINMA通達「レバレッジ比率 - 銀行」に従い、スイスSRB分子及びスポットベースでのBISレバレッジ比率分母に基づいている。

2015年12月31日現在、UBS AG（連結）のスイスSRBレバレッジ比率は、UBSグループAG（連結）の当該比率を、完全適用ベース及びフェーズ・イン・ベースにおいてそれぞれ0.4パーセント・ポイント及び0.5パーセント・ポイント下回った。これは主に、UBS AG（連結）の損失吸収資本を含む普通株式等Tier 1自己資本が、完全適用ベース及びフェーズ・イン・ベースにおいてそれぞれ38億スイス・フラン及び40億スイス・フラン下回ったことによる。

レバレッジ比率分母におけるUBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）との間の差異は、2015年12月31日現在、フェーズ・イン・ベース及び完全適用ベースの両方において10億スイス・フラン未満であった。

スイスSRBレバレッジ比率（UBSグループAG（連結）対UBS AG（連結））

2015年12月31日現在			
単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く	UBSグループAG （連結）	UBS AG （連結）	差異
IFRS資産合計	942,819	943,256	(437)
IFRSと規制上の連結範囲の差異 ¹	(16,763)	(16,822)	59
控除：デリバティブ・エクスポージャー及び証券金融取引 ²	(300,834)	(300,834)	0
オンバランス・シートのエクスポージャー（デリバティブ・エクスポージャー及び証券金融取引を除く。）	625,222	625,601	(379)
デリバティブ・エクスポージャー ²	128,866	128,866	0
証券金融取引 ²	120,086	120,086	0
オフバランス・シート項目	41,132	41,211	(79)
スイスSRB Tier 1自己資本からの控除項目、フェーズ・イン・ベース	(11,291)	(11,246)	(45)
エクスポージャー合計（レバレッジ比率の分母）、フェーズ・イン・ベース	904,014	904,518	(504)
スイスSRB Tier 1自己資本からの追加控除項目、完全適用ベース	(6,407)	(6,268)	(139)
エクスポージャー合計（レバレッジ比率の分母）、完全適用ベース	897,607	898,251	(644)
フェーズ・イン・ベース			
普通株式等Tier 1自己資本	40,378	41,516	(1,138)
損失吸収資本	15,418	10,325	5,093
損失吸収資本を含む普通株式等Tier 1自己資本	55,796	51,841	3,955
スイスSRBレバレッジ比率（％）	6.2	5.7	0.5
完全適用ベース			
普通株式等Tier 1自己資本	30,044	32,042	(1,998)
損失吸収資本	17,391	11,578	5,813
損失吸収資本を含む普通株式等Tier 1自己資本	47,435	43,619	3,816
スイスSRBレバレッジ比率（％）	5.3	4.9	0.4

¹ IFRSと規制上の連結範囲（レバレッジ比率分母計算に適用ある範囲）の差異を表している。² 規制上の連結範囲に従い、再調達価額 - 借方、デリバティブに係る差入担保金、借入有価証券に係る担保金、リバース・レボ契約、貸出マージン及び証券金融取引に関連するプライム・ブローカレッジ債権から成り、本表においてデリバティブ・エクスポージャーと証券金融取引とに区分して表示されている。

UBSグループの業績

UBSグループAGの株主に帰属する当期純利益は2015年度において62億300万スイス・フランであり、2014年度は34億6,600万スイス・フランであった。税引前営業利益は54億8,900万スイス・フランとなり、前年度は24億6,100万スイス・フランであった。これは主に、コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの損失が減少したこと、並びにインベストメント・バンク及びウェルス・マネジメント事業の受取利息純額及びトレーディング収益純額が増加したことにより営業収益が25億7,800万スイス・フラン増加したことを反映している。営業費用は、主に訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金の純額が15億700万スイス・フラン減少したことにより、4億5,100万スイス・フラン減少したが、再編費用及び人件費の増加により一部相殺されている。税金便益純額は8億9,800万スイス・フランであり、前年度は11億8,000万スイス・フランであった。この減額は、両年度の繰延税金資産の上方再評価純額が課税所得の税金費用を相殺してなおプラスとなったためである。

2014年度と2015年度の比較

業績

税引前営業利益は54億8,900万スイス・フランとなり、前年度は24億6,100万スイス・フランであった。これは主に、コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの損失が減少したこと、並びにインベストメント・バンク及びウェルス・マネジメント事業の受取利息純額及びトレーディング収益純額が増加したことにより、営業収益が25億7,800万スイス・フラン増加したことを反映している。営業費用は、訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金の純額が15億700万スイス・フラン減少したことにより、4億5,100万スイス・フラン減少したが、再編費用及び人件費の増加により一部相殺されている。

国際財務報告基準(IFRS)に従って当グループの業績を報告することに加え、当グループは、経営陣が当グループ事業の業績を代表するものではないと考える項目を除外した調整後の業績を報告している。かかる調整後の業績は、米国証券取引委員会(以下「SEC」という。)規則で定義された非GAAPの金融基準に基づくものである。2015年度において当グループが除外した項目は、自己クレジット利得5億5,300万スイス・フラン、主にスイス、ジュネーブにおける不動産物件の売却に関連する不動産売却益3億7,800万スイス・フラン、子会社及び事業の売却による純利得2億2,500万スイス・フラン、子会社売却による為替差益純額8,800万スイス・フラン、当グループによるSIXグループへの投資に関連する利得8,100万スイス・フラン、マークイット(Markit)の持分の一部を更に売却したことによる利益1,100万スイス・フラン、公開買付における負債買戻しに関する純損失2億5,700万スイス・フラン、正味再編費用12億3,500万スイス・フラン、米国での当グループ退職者給付制度の変更に係る利得2,100万スイス・フラン並びに無形資産の減損1,100万スイス・フランである。2014年度において当グループが除外した項目は、自己クレジット利得2億9,200万スイス・フラン、不動産売却益4,400万スイス・フラン、マークイットの持分の一部売却による利益4,300万スイス・フラン、売却可能金融投資の減損に関連する損失4,800万スイス・フラン、正味再編費用6億7,700万スイス・フラン及び米国での当グループ退職者給付制度の変更に係る利得4,100万スイス・フランである。

かかる調整後の税引前利益は、前年度の27億6,600万スイス・フランに対して、56億3,500万スイス・フランとなった。

調整後の営業収益は、18億3,000万スイス・フラン増加して295億2,600万スイス・フランとなった。これは主に、インベストメント・バンク及び当グループのウェルス・マネジメント事業の拡大と、コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの損失の減少を反映した、調整後の受取利息純額及びトレーディング収益純額の18億1,600万スイス・フランの増加によるものである。

調整後の営業費用は、主に訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する正味引当金が15億700万スイス・フラン減少したことにより、10億4,000万スイス・フラン減少して238億9,100万スイス・フランとなった。かかる減少は、人件費の5億4,800万スイス・フランの増加により一部相殺されている。

当グループでは、当グループの法人体制を最適化するための継続的な取り組みの結果として、以前はその他の包括利益を通じて資本に直接計上されていた為替差益及び為替差損について、UBS AGの支店及び子会社の売却又は閉鎖により、今後の期間については損益計算書に振替が行われると予想している。当グループでは現在、当該処分に関連する為替差損純額約1億3,000万スイス・フランが、2016年第1四半期において計上

されると予想している。当該損失は、調整項目として取り扱われ、コーポレート・センター - グループ資産・負債管理（グループALM）で記録される予定である。為替差損の損益計算書への振替が、株主資本又は所要自己資本に影響を及ぼすことはない。

営業収益

営業収益合計は、前年度の280億2,700万スイス・フランに対して、306億500万スイス・フランとなった。調整後の営業収益合計は、18億3,000万スイス・フラン増加して295億2,600万スイス・フランとなった。調整後の受取利息純額及びトレーディング収益純額は、インベストメント・バンク及び当グループのウェルス・マネジメント事業の拡大と、コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの損失の減少を反映して、18億1,600万スイス・フラン増加した。受取報酬及び手数料純額は、主にウェルス・マネジメント・アメリカズ及びアセット・マネジメントで6,400万スイス・フラン増加した。調整後のその他の収益は、ほぼ横ばいであった。

受取利息純額及びトレーディング収益純額

受取利息純額及びトレーディング収益純額は、20億7,700万スイス・フラン増加して、124億7,400万スイス・フランとなった。2015年度には、公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己クレジット利得5億5,300万スイス・フランが含まれている。前年度は、金融負債に関する自己クレジット利得2億9,200万スイス・フランを計上した。2015年度、当グループは、公正価値での測定を指定された金融負債の公正価値のうち、自己クレジットの要素についての評価方法を更に強化した。かかる会計上の見積もりの変更により、2億6,000万スイス・フランの利得が発生した。2014年度と2015年度の自己クレジットの影響を除く、受取利息純額及びトレーディング収益純額は、インベストメント・バンク及び当グループのウェルス・マネジメント事業の拡大と、コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの損失の減少を反映して、18億1,600万スイス・フラン増加して119億2,100万スイス・フランとなった。

2016年第1四半期、当グループはIFRS 9の自己クレジット表示要件を採用する。IFRS 9のこの点によれば、公正価値での測定を指定された金融負債の公正価値の、自己クレジットに関する損益を通じた変動は、その他の包括利益に計上され、損益計算書への振替は行われない。当グループはIFRS 9のその他の要件を、その強制適用日である2018年1月1日付で採用する。

ウェルス・マネジメント事業における受取利息純額及びトレーディング収益純額は、1億8,900万スイス・フラン増加した。受取利息純額は、主として貸付業務収益の増加、グループALMからの収益配分額の増加により、1億6,100万スイス・フラン増加し、トレーディング収益純額は、2,800万スイス・フラン増加した。

ウェルス・マネジメント・アメリカズにおける受取利息純額及びトレーディング収益純額は、1億8,500万スイス・フラン増加して15億3,700万スイス・フランとなった。これは、貸出及び預金の残高が継続して増加したことにより、受取利息純額が増加したことによるものであった。

パーソナル&コーポレート・バンキングにおける受取利息純額及びトレーディング収益純額は、7,700万スイス・フラン増加して26億1,300万スイス・フランとなった。これは、当部門の料金設定措置を反映して、貸出金及び預金からの受取利息純額が増加したことによるものであった。

インベストメント・バンクにおける受取利息純額及びトレーディング収益純額は、6億6,900万スイス・フラン増加して51億8,600万スイス・フランとなった。これは主に、2015年1月15日付のスイス国立銀行の措置を受けて、顧客活動水準及びボラティリティ水準が特に上昇した結果、インベスター・クライアント・サービス内の外国為替取引業務及び金利取引業務の収益が増加したことを主因とするものであった。更に、インベスター・クライアント・サービス内の金融サービス所得は、プライム・ブローカレッジ及びエクイティ・ファイナンスにおける顧客活動の増大により増加した。

コーポレート・センター - グループALMの受取利息純額及びトレーディング収益純額は、2014年度と2015年度の自己クレジットの影響を除き、1億4,800万スイス・フラン増加した。これは主に、高品質の流動資産に関連する収益の増加を反映したものであった。

コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおける受取利息純額及びトレーディング収益純額は、5億9,100万スイス・フラン増加した。これは主に、契約の更改及び解約による損失の減少を反映したものであった。加えて、2014年度の金額には、デリバティブの調達評価調整・負債評価調整（FVA/DVA）に関連する損失純額3億4,500万スイス・フラン（うち2億5,200万スイス・フランは、FVAの実施時に計上された）が含まれていた。

貸倒引当金繰入額 / 戻入額

正味貸倒引当金繰入額は1億1,700万スイス・フランであり、前年度の正味貸倒引当金繰入額は7,800万スイス・フランであった。インベストメント・バンクは、主にエネルギー・セクターに関連して、正味貸倒引当金繰入額6,800万スイス・フランを計上したのに対し、正味戻入額は200万スイス・フランであった。パーソナル&コーポレート・バンキングにおける正味貸倒引当金繰入額は3,700万スイス・フランであり、戻入額は9,500万スイス・フランであった。これは主に、ポジションの新規減損の費用の減少によるものであった。

受取報酬及び手数料純額

受取報酬及び手数料純額は、6,400万スイス・フラン増加して171億4,000万スイス・フランとなった。

ポートフォリオの運用及びアドバイザリー報酬は、主に運用資産水準の増加を反映した運用勘定の手数料の増加により、主にウェルス・マネジメント・アメリカズにおいて、5億1,500万スイス・フラン増加して78億5,800万スイス・フランとなった。ポートフォリオの運用及びアドバイザリー報酬はウェルス・マネジメント及びアセット・マネジメントにおいても増加した。

引受報酬は、主に、インベストメント・バンクにおける株式及び債券の引受報酬が減少したことを反映して2億2,400万スイス・フラン減少した。

投資信託報酬は、主にウェルス・マネジメント・アメリカズにおける、ミューチュアル・ファンド関連の報酬の減少と、ウェルス・マネジメントにおける、取引ベース収益の減少を反映して、1億5,000万スイス・フラン減少した。これは、アセット・マネジメントにおける増加により一部相殺されている。

その他の収益

その他の収益は、前年度の6億3,200万スイス・フランに対して、11億700万フランとなった。調整後のその他の収益は、1,200万スイス・フラン減少した。関連会社及び子会社に関連する調整後の収益は、1億2,400万スイス・フラン減少したが、これは主に、2014年度には、新規株式公開後に売却可能金融投資に振り替えられた関連会社への投資に関する利益6,500万スイス・フランを計上したことと、訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金戻入額に関する利益5,800万をその他の収益として計上したことによるものである。これは、主にインベストメント・バンク内の、2015年度の株式投資の売却による純利得等に関連する、売却可能として分類された金融投資による調整後収益の9,200万スイス・フランの増加により、一部相殺されている。

ウェルス・マネジメント、ウェルス・マネジメント・アメリカズ及びパーソナル&コーポレート・バンキングの経常受取報酬純額及び取引ベース収益

ウェルス・マネジメント、ウェルス・マネジメント・アメリカズ及びパーソナル&コーポレート・バンキングの経常受取報酬純額には、各事業部門の顧客資産に関して発生するポートフォリオ管理報酬、資産ベースの投資信託報酬、カストディ報酬及び口座管理費等、継続的に提供されるサービスに対する報酬が含まれる。当該経常受取報酬純額は、UBSグループの財務書類上の受取報酬及び手数料純額総額の一部である。取引ベース収益には、主に仲介報酬及び取引ベースの投資信託報酬並びにクレジットカード手数料及び支払取引手数料から構成される上記の事業部門の経常外の受取報酬及び手数料純額と各部門のトレーディング収益純額が含まれる。

営業費用

営業費用合計は、4億5,100万スイス・フラン減少して、251億1,600万スイス・フランとなった。再編費用は、主に当グループの業務のオフショア又はニアショアへの移転に関連して、前年度の6億7,700万スイス・フランに対して、12億3,500万スイス・フランであった。人件費に関連する再編費用は1億3,300万スイス・フラン増加して4億6,000万スイス・フランとなり、人件費に関連しない再編費用は4億2,500万スイス・フラン増加して7億7,500万スイス・フランとなった。

2014年度及び2015年度の再編費用と米国における当グループ退職者給付制度の変更に係る利得、並びに2015年度に行われた無形資産の減損を除いた調整後の営業費用合計は、10億4,000万スイス・フラン減少して238億9,100万スイス・フランとなった。この減少は、主に訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金

(純額)が15億700万スイス・フラン減少したことによるものである。この減少は、変動報酬費用の増加を主因とする、調整後の人件費の5億4,800万スイス・フランの増加によって一部相殺されている。

人件費

人件費は、7億100万スイス・フラン増加して159億8,100万スイス・フランとなった。これには、前年度の3億2,700万スイス・フランに対して、4億6,000万スイス・フランの再編費用が含まれている。この再編費用は、主に当グループの業務のオフショア又はニアショアへの移転に関連している。再編費用及び米国における当グループ退職者給付制度の変更に係る利得を除いた調整後の人件費は、5億4,800万スイス・フラン増加して155億4,200万スイス・フランとなった。

再編費用を除く支払給与は、主に、従業員数の減少により1億5,400万スイス・フラン減少して59億7,000万スイス・フランとなった。

再編費用を除く変動報酬費用(合計)は、2億9,700万スイス・フラン増加した。報奨に関する費用は、業績の改善を反映して2億7,200万スイス・フラン増加した。過年度の報奨の償却に関する費用は2,400万スイス・フラン増加した。

ウェルス・マネジメント・アメリカズのファイナンシャル・アドバイザーの報酬は、主に為替換算の悪影響により、1億6,700万スイス・フラン増加して35億5,200万スイス・フランとなった。

再編費用及び上記の米国における当グループ退職者給付制度の変更に係る利得を除いたその他の人件費は、主に年金及びその他の退職後従業員給付制度に関する費用の1億1,300万スイス・フランの増加、並びに外注費用の1億1,300万スイス・フランの増加により、2億4,100万スイス・フラン増加して26億1,300万スイス・フランとなった。

一般管理費

一般管理費は、12億8,000万スイス・フラン減少して、81億700万スイス・フランとなった。正味再編費用は、主に当グループの業務のオフショア又はニアショアへの移転に関連して、3億1,900万スイス・フランから増加して7億6,100万スイス・フランとなった。正味再編費用を除いた調整後の一般管理費は、主に訴訟、規制及びそれと同種の事項に関する引当金(純額)が15億700万スイス・フラン減少したことによって17億2,200万スイス・フラン減少した。

現時点で、当グループは、本業界では訴訟、規制及びそれと同種の事項に関連する費用が近い将来においても引き続き増加すると考えられる状況での経営が続き、当グループは今後も多数の重要な請求及び規制事項の対象となると考えている。

再編費用を除いたその他の一般管理費は、主に、2014年度において特定の係争中の債権に関する費用純額1億2,000万スイス・フランが計上されていたことにより、2億1,500万スイス・フラン減少した。更に、施設費並びにIT及びその他の業務の外部委託費用は減少した。

一般管理費にはまた、主にインベストメント・バンク並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおいて、2014年度に計上された1億2,300万スイス・フランの費用純額に対して、2015年度の年間英国銀行税に関する費用純額1億6,600万スイス・フランが含まれている。

減価償却費及び減損損失

有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損は、1億300万スイス・フラン増加して9億2,000万スイス・フランとなった。事業再編費用1,200万スイス・フラン(前年度は2,900万スイス・フラン)を除くと、減価償却費は1億2,000万スイス・フラン増加した。これは主に、資産計上された自己創設ソフトウェアに関する減価償却費の増加によるものであった。

無形資産の減価償却費及び減損損失は、前年度の8,300万スイス・フランに対し、2015年度は1億700万スイス・フランであった。調整後ベースでは、これらの費用は1,300万スイス・フラン増加した。

税金

当グループは、2015年度において、主に米国の繰延税金資産に関する上方再評価に係る、スイスの税に関する費用純額5億6,900万スイス・フラン及びスイス国外税金ベネフィット純額14億6,700万スイス・フランを含む所得税便益純額8億9,800万スイス・フランを計上した。

スイスの税に関する費用には、主にスイスの子会社から生じた課税所得（損失と相殺することができない。）に関連する当期税金費用2億3,900万スイス・フランが含まれている。更に、スイスの税に関する費用には、主に税務上の繰越欠損金に関して以前計上された繰延税金資産の正味減少額を反映した繰延税金費用3億3,000万スイス・フランが含まれている。これは、一時的な差異に関して認識された繰延税金資産の増加により一部相殺されている。

当該スイス国外税金ベネフィット純額には、スイス国外の子会社及び支店から生じた課税所得（損失と相殺することができない。）に関する当期税金費用4億7,600万スイス・フランが含まれる。これは、主に、更新された利益予想及び当グループの繰延税金資産の評価に用いる課税所得予測期間の延長を反映した、当グループの米国に関する繰延税金資産の増加による、繰延税金ベネフィット純額19億4,300万スイス・フランにより一部相殺された。当グループの業績及びこれまでの予測の正確性に基づき、米国の課税所得に関する繰延税金資産の予測期間は6年から7年に延長された。当グループは、当グループの繰延税金資産の回収可能性を評価するにあたり、税務上の繰越欠損金の残余期間や、課税所得の可能性を現在の予測期間を超えて評価する当グループの信頼水準を含む、その他の要素を考慮する。将来の収益性の予想は、予測が困難な将来の経済、市場その他の状況に本質的に左右され、かつ特にその影響を受ける。

2016年度において、実施される可能性のある繰延税金資産の水準の再評価の影響にかかわらず、当グループは、実効税率が22%から25%までの範囲となると予想している。これまでの慣習と同様、当グループは、最新の事業計画の予測を考慮した将来の収益性の再評価に基づき、2016年下半年期において当グループの繰延税金資産を再評価する予定である。通年での実効税率は、この再評価により大幅に変わる可能性がある。損失カバレッジのない支店及び子会社からの利益に関する税金費用総額が予測と異なる場合も、通年での実効税率は変わる可能性がある。上記の将来の収益性の再評価には、米国の繰延税金資産を認識するために使用する予測期間を、2015年12月31日現在適用されている7年から更に延長して8年とする案についての検討を含む。予測期間を1年延長するか否かは、その時点での全ての関連する要素及び状況に基づき決定される。予測期間の更なる延長のために当グループが設定していた事前パラメーターの数値は、過去の年度と比較して到達困難となっているため、当グループが2016年度において、当グループの米国の繰延税金資産を再評価する目的で、予測期間に8年目の期間を追加する可能性は低下している。

2016年3月16日、英国政府は、英国の税務上の繰越欠損金により相殺できる銀行の年間課税所得の比率を50%から25%に引き下げる、2016年4月1日に発効する法律改正案を発表した。この改正案では、英国法人所得税率も、2020年4月1日以降18%から17%に引き下げられる。この法改正が2016年に成立した場合、当グループは、計上済の繰延税金資産のうち、1億2,500万スイス・フランが減少すると予測している。

UBSグループAGの株主に帰属する包括利益合計

UBSグループAGの株主に帰属する包括利益合計には、UBSグループAGの株主による投資及び株主に対する分配並びに持分決済型株式報酬によるものを除き、一定期間のUBSグループAGの株主に帰属する持分（純利益を含む。）の全ての変動が含まれている。包括利益に含まれる項目（ただし、純利益には含まれない。）は、その他の包括利益（以下「OCI」ともいう。）として計上される。かかる項目は、確定給付型制度の損益及び特定の資産の再評価を除き、基本的な項目が売却又は実現された場合に純利益に振り替えられる。

2015年度のUBSグループAGの株主に帰属する包括利益合計は、当期純利益62億300万スイス・フランを反映して56億9,800万スイス・フランとなった。これは、マイナス5億600万スイス・フランのOCIにより一部相殺された。

2015年度、キャッシュ・フロー・ヘッジに関連するOCIは、前年度の6億8,900万スイス・フランに対し、マイナス5億900万スイス・フランとなり、これは主に長期金利の下落によるヘッジ手段のデリバティブからの未実現利益の減少を反映していた。

為替OCIはマイナス2億3,100万スイス・フランであったが、これは主に、スイスフランに対して著しいユーロ安及び英ポンド安となったことと、損益計算書に合計9,000万スイス・フランの純利得の振替があったことによる。

売却可能と分類される金融投資に付随するOCIは、6,300万スイス・フランのマイナスであった。これは主に、以前の未実現純利益が投資対象の売却時にOCIから損益計算書に振り替えられた（長期金利の下落による未実現利益純額の減少により一部相殺）ことによる。売却可能と分類される株式投資に関する取引が締結されたため、当グループは現在、OCIで繰り延べられる約1億スイス・フランの利益を、2016年上半年中に損益計算書に計上する予定である。これらの予想利益は、パーソナル&コーポレート・バンキング及びウェル

ス・マネジメントで計上され、過去の実務と整合して、調整項目として取り扱われる。利益をOCIから損益計算書に振り替えることにより、株主資本には影響はないが、普通株式等Tier 1自己資本は増加する。

確定給付型制度のOCIは、2億9,800万スイス・フランであった。当グループは2015年度、当グループの確定給付債務（以下「DB0」ともいう。）の計算に用いる数理計算上の仮定に対して、方法論的な検討を行った。その結果、スイスの年金制度に関するOCI利益は20億200万スイス・フランとなり、英国の年金制度に関するOCI利益は1億8,800万スイス・フランとなった。英国の年金制度に関する税引前OCIの合計は3億2,100万スイス・フランであったが、これは、主に上記の仮定の変更と適用ある割引率の上昇を反映した、DB0の4億4,400万スイス・フランの純減を反映したものであり、年金制度の原資産の公正価値が1億2,300万スイス・フラン減少したことにより一部相殺されている。加えて、当グループは、当グループのスイスの年金制度による税引前OCI利益純額合計5,300万スイス・フランを計上した。これは、主に上記の仮定の変更に起因する確定給付債務の純減に関連するOCI利益12億1,200万スイス・フランを反映しており、適用ある割引率の市場に主導された下落と、年金制度の原資産の公正価値が増加したことによるOCI利益1億500万スイス・フランにより一部相殺されている。これらのOCI利益は、OCIが、年金余剰額が将来の経済的な便益の見積もりを超過した金額である12億6,500万スイス・フラン減少したことにより、ほぼ全てが相殺された。

優先証券保有者に帰属する当期純利益及び非支配持分

優先証券保有者に帰属する当期純利益は、前年度の1億4,200万スイス・フランに対して、2015年度はゼロであった。2014年第4四半期のエクスチェンジ・オファーに従ってUBS AGが発行した優先証券は、2015年度、UBSグループAGの連結財務書類の被支配持分に帰属する持分に振り替えられた。

非支配持分に帰属する純利益は、前年度の3,200万スイス・フランに対して、2015年度には1億8,300万スイス・フランとなった。これは主に、UBS AGの非支配持分に帰属する純利益（2015年度において1億300万スイス・フラン）に関連する。2015年第3四半期にSESTA手続が完了したことにより、UBSグループAGはUBS AGの発行済株式の100%を保有している。これ以降、UBS AGの利益の全ては、UBSグループAGの株主に帰属している。

更に、優先社債権者に対して7,600万スイス・フランの配当金が支払われたが、これについては前期間において見越計上を行う義務はなかった。

当グループは現在、UBS AGが発行した優先証券に関連する被支配持分に帰属する当期純利益を、2016年度に約8,000万スイス・フラン（全て第2四半期に行う。）、2017年度に約7,000万スイス・フラン、2018年度以降に年間1,000万スイス・フラン未満と予測している。

主要な数値

費用対収益比率

2015年度の費用対収益比率は、前年度の91.0%に対して、81.8%となった。調整後の費用対収益比率は前年度の89.8%に対して80.6%であり、当グループの短中期的な予測であった65%から75%の範囲を上回った。

有形資本利益率

有形資本利益率（以下「RoTE」ともいう。）は、前年度に8.2%であったのに対し、2015年度では13.7%であった。調整後ベースでは、有形資本利益率は、前年度に8.6%であったのに対して2015年度には13.7%であり、2015年度の当グループの目標である10%前後を上回った。

普通株式等Tier 1自己資本比率

当グループの完全適用ベースの普通株式等Tier 1自己資本比率は、リスク加重資産が90億スイス・フラン減少し、普通株式等Tier 1自己資本が11億スイス・フラン増加した結果、1.1%上昇して2015年12月31日現在で14.5%となり、当グループの目標である13.0%を上回った。

リスク加重資産

当グループのリスク加重資産（以下「RWA」ともいう。）は、90億スイス・フラン減少して完全適用ベースで2015年12月31日現在2,075億スイス・フランとなり、当グループの短中期的な予測であった約2,500億スイス・フランを下回った。信用リスクのRWAは、主にデリバティブ取引の解約及びコーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの更改により、42億スイス・フラン減少した。市場リスクのRWAは、市場の動向によるリスクの減少により、44億スイス・フラン減少した。オペレーショナル・リスクのRWAは、当グループとスイス金融市場監督当局（以下「FINMA」ともいう。）が相互に合意した補足的なオペレーショナル・リスクの資本分析に基づく追加的オペレーショナル・リスクのRWAが減少したことにより、16億スイス・フラン減少した。

レバレッジ比率分母

完全適用ベースのスイスSRBレバレッジ比率分母（LRD）は、プロ・フォーマベースの比較数値である2015年1月1日現在の9,780億スイス・フランから800億スイス・フラン減少して2015年12月31日現在8,980億スイス・フランとなり、当グループの短中期的な予測であった約9,500億スイス・フランを下回った。2015年度中の減少は、主に追加的なネットティング及び390億スイス・フランの担保軽減利益、為替の影響240億スイス・フラン、並びに方法の変更に関連する130億スイス・フランの減少を反映したものである。

新規純資金及び運用資産

経営陣による新規純資金及び運用資産の検討及び分析については、本書「ウェルス・マネジメント」、「ウェルス・マネジメント・アメリカズ」及び「アセット・マネジメント」の項に記載されている。

地域別業績

各営業地域は、当グループの各地域についての運営体制に対応している。これらの地域への収益と費用の配分は、事業の運営と業績評価の基準を反映し、当該基準に基づいて行われている。またこれらの配分は、経営陣が合理的と判断する推測及び決定に従って行われるものであるが、予測又は経営体制の変更を反映すべく修正される可能性がある。

配分方法の主な方針として、顧客収益を顧客の居住地に帰属させ、取引及びポートフォリオの運用収益をリスクの管理実施国に帰属させている。この収益の帰属は当グループの国及び地域の社長の指図に従って行われる。費用は収益に沿って配分される。コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに関する収益及び費用、特定の訴訟費用及び再編費用並びにその他項目等、特定の収益及び費用は、グループレベルで管理される。

貸借対照表

2015年12月31日現在、当グループの貸借対照表上の資産は、2014年12月31日から1,200億スイス・フラン（11%）減少して9,430億スイス・フランとなったが、これはコーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオとインベストメント・バンクの双方における再調達価額 - 借方（以下「PRV」ともいう。）の減少を主因としていた。PRV及び店頭デリバティブに対する差入担保を除く資産合計を表す当グループの資産は、主にユーロ及び英ポンドに対するスイス・フラン高による為替効果で、190億スイス・フラン減少し、7,560億スイス・フランとなった。為替効果を除くと、当グループの資産は、概ね横ばいであった。

事業部門別及びコーポレート・センターの業務部門別の資産の推移

インベストメント・バンク

インベストメント・バンクの資産合計は、390億スイス・フラン減少して2,530億スイス・フランとなった。これは主に、当部門の外国為替取引業務、金利取引業務及びクレジット業務で見られ、外国為替デリバティブ契約の正味満了分を主因とする、PRVの260億スイス・フランの減少によるものであった。資産は、第4四半期における顧客活動の鈍化による外国為替取引業務、金利取引業務及びクレジット業務のトレーディング・ポートフォリオ資産の減少を主因として、110億スイス・フラン減少して1,600億スイス・フランとなった。

コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの資産合計は750億スイス・フラン減少し、940億スイス・フランとなったが、これは、PRVが620億スイス・フラン減少したことを主に反映している。当部門の金利ポートフォリオでは、金利の変動に続く公正価値の減少、並びに合意による清算、第三者による更改（中央決済機関への移管を含む。）及び他のディーラー・カウンターパーティとのネット・ダウン取引への合意を含む当部門の継続中の削減活動に起因して、PRVは570億スイス・フラン減少した。店頭デリバティブにつき提供された担保は、90億スイス・フラン減少した。資産は、40億スイス・フラン減少して70億スイス・フランとなったが、これは主に、非線型金利のポートフォリオにおいて最後に残存した仕組債のポジション及び証券化ポートフォリオにおける最後のローン担保証券ポジションの売却、並びにクレジット業務におけるローンの一部返済によるものであった。

コーポレート・センター - グループALM

コーポレート・センター - グループALMの資産合計は2,380億スイス・フランと概ね横ばいになったが、これは主に、高品質の流動資産のリバランシングを主因として、現金及び中央銀行預け金の減少のほとんどが、売却可能と分類された金融投資及びリバース・レポ契約の増加により相殺されたことによるものである。

その他の事業部門

ウェルス・マネジメント及びパーソナル&コーポレート・バンキングの資産合計は、それぞれ80億スイス・フラン及び30億スイス・フラン減少し、1,200億スイス・フラン及び1,410億スイス・フランとなったが、これは主に、貸付残高の減少を反映していた。

ウェルス・マネジメント・アメリカズの資産合計は、50億スイス・フラン増加し610億スイス・フランとなったが、これは主に、融資業務の増加を反映していた。コーポレート・センター - サービスの資産合計は、30億スイス・フラン増加して230億スイス・フランとなったが、これは主に、認識された繰延税金資産並びに有形固定資産及びソフトウェアの増加によるものであった。

アセット・マネジメントの資産合計は、130億スイス・フランであり、概ね横ばいであった。

資産及び負債の推移 - 商品分類別

現金及び中央銀行預け金

現金及び中央銀行預け金は、前述したコーポレート・センター - グループALMにおける高品質の流動資産のリバランシングを主因として、130億スイス・フラン減少し、2015年12月31日現在で910億スイス・フランとなった。

貸付

貸出金は、40億スイス・フラン減少して3,120億スイス・フランとなった。これは主にウェルス・マネジメントにおけるものであるが、かかる減少は、ウェルス・マネジメント・アメリカズにおける増加により一部相殺された。銀行間貸付及び公正価値での測定を指定された金融資産は、それぞれ120億スイス・フラン及び60億スイス・フランであり、概ね横ばいであった。

担保付トレーディング

リバース・レポ契約及び借入有価証券に係る担保金から成る担保付トレーディング資産は、930億スイス・フランと概ね横ばいであったが、これは、前述した当グループの高品質の流動資産のリバランシングを主因とするコーポレート・センター - グループALMにおけるリバース・レポ契約の増加の大半が、インベストメント・バンクにおける顧客主導のリバース・レポ契約の減少によって相殺されたことによる。

レポ契約及び貸付有価証券に係る担保金から成る担保付トレーディング負債は、30億スイス・フラン減少し、180億スイス・フランとなった。

トレーディング・ポートフォリオ

トレーディング・ポートフォリオ資産は、主に、インベストメント・バンクの株式業務並びに金利及びクレジット業務の双方において、140億スイス・フラン減少して1,240億スイス・フランとなった。これは主

に、顧客主導の減少及び為替効果を反映したものであった。非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおけるトレーディング・ポートフォリオ資産は、前述した売却及び解消を主因として引き続き減少した。

トレーディング・ポートフォリオ負債は、290億スイス・フランであり、概ね横ばいであった。

再調達価額

再調達価額 - 借方又は貸方は、前述したインベストメント・バンク並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおける減少により、貸借対照表の資産の部及び負債の部の両方において減少し、再調達価額 - 借方は900億スイス・フラン減少して1,670億スイス・フランとなり、再調達価額 - 貸方は、920億スイス・フラン減少して1,620億スイス・フランとなった。

売却可能と分類される金融投資

売却可能金融投資は、前述した高品質の流動資産のリバランシングを主因として50億スイス・フラン増加し、630億スイス・フランとなった。

短期借入金

既発の短期債及び銀行間借入を含む短期借入金は、主に譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーの双方の正味満了分を反映した、既発の短期債の60億スイス・フランの減少を主因として、50億スイス・フラン減少して330億スイス・フランとなった。この減少は、銀行間貸付が10億スイス・フラン増加したことにより、一部相殺されている。

顧客預り金

顧客預金は、主にウェルス・マネジメントの貸借対照表及び資本最適化プログラム、パーソナル&コーポレート・バンキングにおける預金需要の低下、並びに為替効果を反映して、200億スイス・フラン減少して3,900億スイス・フランとなった。この減少は、ウェルス・マネジメント・アメリカズの純資金流入により、一部相殺されている。

既発の長期債

公正価値での測定を指定された金融負債及び既発の長期債により構成される長期負債残高は、主に元本総額61億スイス・フラン相当の特定の上位債、劣後債及びカバード・ボンドの公開買付による買戻し、並びにインベストメント・バンクにおける顧客主導の減少並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおける満期到来を反映した公正価値での測定を指定された金融負債の公正価値の減少により、40億スイス・フラン減少して1,350億スイス・フランとなった。この減少は、追加のTier 1資本永久債及び無担保上位債の発行により、一部相殺されている。

その他

その他の資産は、主に再調達価額の減少後のデリバティブ商品に係る差入担保金の70億スイス・フランの減少に起因して、60億スイス・フラン減少したが、計上された繰延税金資産の20億スイス・フランの増加により一部相殺されている。

その他の負債は、デリバティブ商品に係る受入担保金の減少がプライム・ブローカレッジ債務の増加に相殺されたため、概ね横ばいであった。

資本の推移

2015年12月31日現在のUBSグループAG株主に帰属する持分は、前年度の506億800万スイス・フランから47億500万スイス・フラン増加し、553億1,300万スイス・フランとなった。UBSグループAG株主に帰属する包括利益合計は、当期純利益62億300万スイス・フランを反映して、56億9,800万スイス・フランとなったが、その他の包括利益(OCI) 5億600万スイス・フランのマイナスに一部相殺された。マイナスのOCIには、2億3,100万スイス・フランの為替差損並びにキャッシュ・フロー・ヘッジに関連するマイナスのOCI 5億900万スイス・フラン及び売却可能金融投資に関連するマイナスのOCIの6,300万スイス・フランが含まれているが、2億9,800万スイス・フランの確定給付型制度による純利得により一部相殺されている。

株式報酬は、主にUBS AGの資本準備金からの27億6,000万スイス・フランの支払により減少したが、これは、繰延株式報酬の償却を主に反映した従業員株式報酬 3 億200万スイス・フランにより一部相殺されている。

自己株式に係る正味の活動により、UBSグループAG株主に帰属する持分は、主に従業員株式報酬に関する自己株式の純増を反映して 2 億6,300万スイス・フラン減少した。

2015年度、UBSグループAGは、SESTA手続の完了後、そのUBS AGに対する持分を100%に増加させた。これにより、UBSグループAG株主に帰属する持分は、17億2,400万スイス・フラン増加した。

期間内残高

本項に記載された貸借対照表のポジションは、年度末のポジションである。期間内の貸借対照表のポジションは、通常業務において変動するため、四半期末及び年度末のポジションと異なる場合がある。

オフバランスシート

オフバランス取引

当グループは、通常の業務過程において、国際財務報告基準（以下「IFRS」ともいう。）を適用した結果、その全部又は一部が当グループの貸借対照表に計上されない取引を行っている。当該取引には、デリバティブ商品、保証及び類似の取引、並びに非連結会社（以下「SE」ともいう。）の購入持分及び留保持分の一部が含まれ、これは顧客の特定のニーズを充足するため、又は当グループの支配下でない会社を通じた投資の機会を顧客に提供するためのマーケット・メイキングやヘッジ活動等の複数の理由によるものである。

当グループがかかる取引を通じて債務を負担し、又は資産に対する権利を取得した場合、当グループはこれらを貸借対照表に計上する。貸借対照表上で認識される金額は、一定の場合、当該取引に内在する潜在的な利得又は損失の全額を表示していないことに留意する必要がある。

以下は、様々な異なるオフバランス取引についての詳細な情報である。

非連結投資信託へのサポート

2015年度、UBSグループは、非連結投資信託に対して資金面又はその他の実質的なサポートを提供しなかった。グループにかかる契約上の義務はなく、またサポートを提供する意思もない。

保証及び類似取引

当グループは、通常の業務過程において、様々な保証、信用供与コミットメント、顧客支援のためのスタンドバイ信用状及びその他の信用状、先スタート条件付取引のコミットメント、債券発行ファシリティ並びにリボルビング引受ファシリティを発行する。関連するプレミアムを除き、通常、かかる保証及び類似義務は、潜在的な損失を埋め合わせる引当金が要求されない限り、オフバランスシートの項目として維持される。

保証及び類似商品からのネット・エクスポージャー（総価値からサブ・パーティシペーションを差し引く。）は、2014年12月31日現在で149億スイス・フランであったのに対し、2015年12月31日現在では133億スイス・フランとなった。保証の発行による手数料収入が2015年度の収益全体に占める割合は多くはなかった。

保証は、一定の条件を充足することを条件に、当グループの顧客が第三者に対する義務を履行しなかった場合に当グループが支払を行う旨の取消不能の保証を表章する。当グループはまた、当グループの顧客の流動性需要を確保する目的で利用できる信用枠により信用供与コミットメントを行う。未使用の信用枠の大部分は1ヶ月から5年を満期とする。顧客が義務を履行しなかった場合、当グループの信用リスクのエクスポージャーは、かかる商品の契約金額を上限とする。かかるリスクは、融資の拡大に伴うリスクに類似しており、それと同一のリスク管理及び統制の枠組みに服する。当グループは、融資コミットメント及び保証に関連して2014年度については4,900万スイス・フランの正味貸倒引当金戻入額を、2015年度については200万スイス・フランの正味貸倒引当金繰入額を計上した。保証及び融資コミットメントに関して認識された引当金は、2014年12月31日現在では2,300万スイス・フランであったが、2015年12月31日現在では3,500万スイス・フランとなった。

一定の債務について、当グループは、保証及び融資コミットメントから発生する様々なリスクを軽減するため、一部でサブ・パーティシペーションを行う。サブ・パーティシペーションとは、債務者により債務が

履行されなかった場合に損失の一部を負担する旨、及び該当する場合にはクレジット・ファシリティの一部の資金を調達する旨の第三者による同意である。当グループは、債務者との間で契約関係を有し、サブ・パーティシペーション参加者は、間接的な関係のみを有する。当グループは、債務者と同等又はそれ以上の信用格付を有すると当グループが認める銀行との間でのみサブ・パーティシペーション契約を締結する。

更に、当グループは、通常の業務過程で、第三者に対し表明、保証及び補償を提供する。

決済機関及び取引所の会員

当グループは、様々な証券取引所、デリバティブ取引所及び決済機関の会員である。かかる会員資格の一部に関し、当グループは、他の不履行会員の金融債務の一部の支払を余儀なくされ、又はその他追加の金融債務にさらされる可能性がある。会員規則は変更されるものの、債務は、通常、取引所又は決済機関がそのリソースを使い果たした場合にのみ発生する。当グループは、かかる債務により重大な損失が発生する可能性はほとんどないと考えている。

スイスの預金保険

スイスの銀行法及び預金保険制度は、スイスの銀行及び証券ディーラーに対し、スイスの銀行又は証券ディーラーが破産した場合の優先顧客預金として60億スイス・フランを上限とする金額を共同で保証するよう求めている。スイス金融市場監督当局は、当グループが預金保険制度に納付する保険料は、9億スイス・フランになると見積もっている。預金保険は保証であり、当グループを追加のリスクにさらす。2015年12月31日現在、当グループは、かかる債務により重大な損失が発生する可能性はほとんどないと考えている。

契約債務

（当グループが一定量の商品及びサービスの購入を約束した場合）購入債務を除く全ての契約は、当グループの貸借対照表上で負債として認識されている。

2015年12月31日現在の長期債務は、1,520億スイス・フランであり、公正価値での測定を指定された金融負債（680億スイス・フラン）及び既発の長期債（840億スイス・フラン）で構成されており、将来の利息の概算及び割引前の元本支払額を表している。長期債務合計のほぼ半数が変動利付であった。2015年12月31日現在の金利スワップの名目価額は、480億スイス・フランであった。公正価値での測定を指定された金融負債の殆どは仕組債で構成されており、大部分が経済的にヘッジされているが、かかる商品をヘッジするために用いられた金利スワップの支払金額及び／又は支払時期を見積もることは、各々の負債に内在する金利リスクが一般的にポートフォリオ・レベルで管理されているため、実際的ではない。

（当グループが退職する従業員に対する契約上で合意した給与の支払を要求される）通知期間中の従業員債務は、購入債務に含まれない。

キャッシュ・フロー

グローバルな金融機関である当グループのキャッシュ・フローは複雑であり、当グループの純利益及び純資産と殆ど関係がない場合がある。従って、当グループの流動性ポジションを評価するにあたり、従来のキャッシュ・フロー分析は、流動性、資金調達並びに資本管理の枠組み及び方法と比較して意義がないと当グループは考えている。

2015年度

現金及び現金同等物の合計は、後述するように、投資活動及び財務活動による純資金流出と、17億スイス・フランの為替換算の影響を一因として、2014年12月31日現在から137億スイス・フラン減少し、2015年12月31日現在で1,030億スイス・フランとなった。

営業活動

2015年度に営業活動で流入した純資金流入は、主に70億スイス・フランの営業活動による純資金流入（営業活動に係る資産及び負債の変動並びに支払税金（還付後）控除前）を反映して、31億スイス・フランとなったが、営業活動に係る負債の全体的な減少が、営業活動に係る資産の純減少額を相殺してなお上回ったことにより生じた、純資金流出34億スイス・フランにより一部相殺された。70億スイス・フランの営業活動

による純資金流入（営業活動に係る資産及び負債の変動並びに支払税金（還付後）控除前）は、純利益64億スイス・フラン及び非現金調整項目（大部分を相殺している）で構成されている。営業活動に係る資産及び負債の変動に関する純資産流出34億スイス・フランは、顧客預金の184億スイス・フランの減少、及び証券金融取引より生じた56億スイス・フランの流出に起因するものであるが、その他の負債（即ち、プライム・ブローカレッジ債務）の増加、トレーディング・ポートフォリオ資産の81億スイス・フランの減少、及びデリバティブ商品に係る差入担保金（債務の支払後）の33億スイス・フランの減少による78億スイス・フランの純資産流入により一部相殺されている。

2014年度における、営業活動で流入した純資金流入72億スイス・フランは、主に、借入有価証券及びリバース・レボ契約における現金担保の著しい減少によるものであり、その結果、純資金流入は323億スイス・フランとなり、顧客預金からの純資金流入は88億スイス・フランとなったが、これは、貸出金の増加による純資金流出204億スイス・フラン及びその他の純資金流出により一部相殺された。

投資活動

2015年度の投資活動の結果、純資金流出は84億スイス・フランとなったが、これは主に、売却可能と分類される金融投資の増加純額76億スイス・フランに関連するものであった。

2014年度と比較すると、投資活動で流入した正味キャッシュ・フローは、主に、前述した売却可能と分類される金融投資の増加に関連して、26億スイス・フランの純資金流入から減少して、84億スイス・フランの純資金流出となった。

財務活動

2015年度の財務活動の結果、純資金流出は66億スイス・フランとなり、これは主に、短期債の償還の純額64億スイス・フラン、及び資本準備金の株主への分配28億スイス・フランによるものであったが、これは、公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期債の正味発行額36億スイス・フランにより一部相殺された。

2014年度と比較すると、投資活動による正味キャッシュ・フローは、21億スイス・フランの純資金流入から減少して、66億スイス・フランの純資金流出となった。これは主に、短期債の正味償却額の35億スイス・フランの増加、長期債の正味発行額の32億スイス・フランの減少、及び資本準備金の株主への分配の18億スイス・フランの増加によるものであった。

リスク管理及び統制

当グループの事業活動から生じるリスクの概要

当グループの事業は、当グループの事業のリスクから生じるリスク加重資産（RWA）をカバーするために利用可能な資本、当グループのレバレッジ比率及び規制上の流動性比率への貢献を通じた当グループの貸借対照表上の資産及び簿外資産の規模、並びに当グループのリスク選好により制約を受けている。これらの制約を合わせて、当グループの戦略、当グループの事業が引き受けるリスクと利用可能な貸借対照表及び資本資源の間に密接なつながりを生み出している。

当グループの持分帰属の枠組みは、堅調な資本基盤を維持し、潜在的利益、リスク、貸借対照表及び資本利用を当グループの事業が適切にバランスさせるように当グループの事業を運営するという目的を反映している。当該枠組みは、RWA、スイスSRBレバレッジ比率基準（LRD）及びリスク・ベース資本（RBC）（経済的資本に類似するリスクの内部測定）を含めることによりこのつながりを確立させている。これらは、有形資本を当グループ事業部門及びコーポレート・センターに配分する3つの主要な要因となっている。有形資本に加えて、当グループはのれんや無形資産の他、一定の資本控除項目をサポートし、事業部門及びコーポレート・センターに帰属する資本の合計に達するよう資本を配分している。

リスク区分

当グループの事業部門及びコーポレート・センターが直面するリスクを下記表の概要の通り区分する。

リスクの定義

	リスクの管理者	独立の監視者	当グループのリスク 選好の枠組みによる 捕捉の有無
主要リスク：当グループの事業がその事業目的の達成のために負担することのできるリスク			
信用リスク ：顧客又はカウンターパーティの契約上の義務の不履行により損失を被るリスク。これには、決済リスク及び融資引受リスクが含まれる。 決済リスク ：当グループが最初に対価を受領できると確実に判断できないうちに自らの義務を履行しなければならない価値の交換を伴う取引において発生する損失を被るリスク。 融資引受リスク ：再販を目的とした資金調達取引の保有期間中に発生する損失を被るリスク。	経営幹部	リスク統制部門	○
市場リスク（トレーディング及び非トレーディング） ：一般的な市場リスク要因（金利、株式指数の水準、為替相場、コモディティ価格及び一般の信用スプレッド等）並びに個別の企業又は団体に特有の要因や事象に起因する債務証券及びエクイティ証券の価格の変動により損失を被るリスク。市場リスクには、発行体リスク及び投資リスクが含まれる。 発行体リスク ：取引可能な有価証券又は発行体を参照するデリバティブを通じて当グループがさらされている発行体又は関連する発行体のグループ（政府機関を含む。）に影響を与える信用事象に起因する公正価値の変動により損失を被るリスク。 投資リスク ：金融投資として保有するポジションに関連する発行体リスク。	経営幹部	リスク統制部門	○
カントリー・リスク ：各国特有の事象に起因する損失を被るリスク。これには、ある国の監督機関が債務の支払いを防止又は制限するトランスファー・リスク、及びある国特有の政治動向又はマクロ経済動向によって生じるシステミック・リスク事象が含まれる。	経営幹部	リスク統制部門	○
付随リスク：当グループの事業がその運営に付随してさらされているリスク			
流動性リスク ：支払義務をその期限到来時に履行するために十分な資金を資産から創出することができないリスク（ストレス時を含む。） 資金調達リスク ：既存の資金調達ポジションが満了し、更改又は他のより高額な資金源への転換が必要となった際のUBSの信用スプレッドが想定よりも拡大したために資金調達費用が想定よりも高額となるリスク。ストレス事象において利用可能な資金調達源の不足が想定される場合、資金調達リスクには資産の競売処分による潜在的な追加の損失も含まれる。	グループ財務部門	リスク統制部門	○

構造的為替リスク：スイス・フラン以外の通貨建ての資本金を換算する際にマイナスの影響を与える外国為替レートの変動による当グループの資本金の減少リスク。	グループ財務部門	リスク統制部門	○
オペレーショナル・リスク：不適切な又は機能しない社内手続、人為的ミス及びシステム故障又は外的事象により生じる損失を被るリスク（サイバー・リスクを含む。）。オペレーショナル・リスクには、法的リスク、コンダクト・リスク及びコンプライアンス・リスク等が含まれる。 法的リスク：（ ）契約の強制執行不能又は契約外の権利の主張不能による財務リスク、又は（ ）UBSが契約上又は法律上の請求について責任を負うこととなり、又はその他訴訟上の制裁又は責任の対象となったことによる財務又は風評リスク（契約上又はその他の法律上の請求、法令違反、知的財産権の侵害、又は訴訟又はその他の手続に対して適切又は効果的に対応できなかったことに基づく。）。 コンダクト・リスク：コンダクト・リスクとは、会社又はその職員の行為が顧客又は取引先に不当に影響を与え、金融システムの完全性を害し、又は効果的な競争を阻害して消費者に損害が及ぶリスクをいう。 コンプライアンス・リスク：適用ある法令及び規則、現地の及び国際的なベストプラクティス（倫理基準を含む。）並びにUBS自身の内部基準を遵守しなかったことによりUBSが被った財務又は風評リスク。	経営幹部	リスク統制部門 法務部門 リスク統制部門 リスク統制部門	○
年金リスク：確定給付型年金基金が保有する資産の公正価値の減少、並びに／又は数理計算上の仮定（例えば、割引率、平均余命、支給年金の増加率等）の変更及び／若しくは制度設計の変更に起因する確定年金債務の価値の変動に伴う拠出状態の悪化によりその他の包括利益にマイナスの影響を与えるリスク。	人事部門	リスク統制部門及び財務部門	○
環境・社会リスク：環境的配慮又は社会的配慮を伴う活動に関連している者が関与している取引、製品、サービス又は活動からUBSの評判が傷つけられるか財務的損害を被るリスク。	経営幹部	リスク統制部門	
ビジネス・リスク：当グループが事業を行っている商業的、戦略的及び経済的環境から生じるリスク			
ビジネス・リスク：費用の減少によっても相殺されなかったことにより、取引高及び／又はマージンが予想より低くなったことに伴い、利益に潜在的な悪影響を与えるリスク。	経営幹部	財務部門	○
風評リスク			

風評リスク： 顧客、株主、スタッフ及び一般社会等、UBSの利害関係者の観点からUBSの評判が下がるリスク。	全ての事業及び機能	全ての統制機能	
--	-----------	---------	--

トップリスク及び新たに発生するリスク

トップリスク及び新たに発生するリスクを特定し、監視する当グループの手法は、当グループのリスク管理枠組みの継続的に行われている部分である。下記に開示されるトップリスク及び新たに発生するリスクは、現在当グループに重大な影響を与える可能性があり、1年以内に実現する可能性があるとして当グループが考えるリスクを反映したものである。投資家は、トップリスク及び新たに発生するリスクが詳述されている本書の「リスク要因」の項目に記載された全ての情報、及び当グループが現在重要と考えるその他のリスク（当グループの戦略を遂行する能力に影響を与え、また、当グループの事業活動、財政状態、業績及び将来の見通しに影響を与うるリスク）を慎重に検討すべきである。

規制上及び法律上の変更：当グループは、引き続き多くの規制上及び法律上の変更さらされている。既に採択され施行されている変更と、最終的に施行される前に規制当局による法的措置に従うか、又は更なる規則の制定に従う変更がある。このことにより、これらの規制上及び法律上の変更が採択されるか否か、また、どのような形で採択されるか、規制の施行の時期及びその内容、その効力についての解釈及び/又は日付が不確実になっている。更に、採択された変更及び提案された変更は、いずれも主要な法域にわたって大きく異なっており、このことで世界的な制定を管理するのが難しくなり、1つの法域内でのみ営業する同業他社や規制環境が比較的緩和な法域で営業する同業他社に対して当グループは潜在的に不利な立場に置かれている。また、子会社化した組織のリスク・プロファイルの管理は、労力と複雑性の増加に繋がる。当グループは、グループ規模の世界的な枠組みと手順を活用することを目指しているものの、現地の規制要件は、同一のリスクに対する異なるモデルの適用、当グループ内の資本の自由な移動を阻害する子会社におけるバッファ資本の維持、職員が現地の居住者であることを課す必要等、潜在的な非効率性をもたらす可能性がある。

当グループは、規制上及び法律上の変更（改正案の継続的な監視、関係当局に対するガイダンス及びフィードバックの提供、内部評価の開発及び計画の実施を含む。）から生じるリスクに対応できるようプログラムを整備している。2015年度中、当グループのより活動的なプログラムには、破綻処理計画及び破綻処理の実行可能性に関するもの、当グループの組織体系及び事業モデルの変更、新規及び変更された資本比率、流動性比率及び資金調達関連の規制、並びにリスク・データの統合と報告に関連して要求されるものが含まれている。当グループは、これらの全てのプログラムにおいて、その実施に向けた準備を順調に進めている（UBSグループの持株会社であるUBSグループAGの設立及びUBSスイスAGの設立を含む。）。

法的及び規制上の執行リスク：当グループは、数多くの請求、紛争、法的手続及び政府の調査の対象となっており、当グループが現在行っている事業活動は、将来においても引き続きこれらの問題が発生すると予想される。当グループは、引き続きオペレーショナル・リスク枠組み及び規制当局との関係の強化に取り組んでおり、当グループの利害関係者に最も有益な方法で未解決の問題を解決するよう努めている。上記事案及びその他の事案に対する当グループの財務エクスポージャーの範囲は、重大である可能性があり、当グループが設定した引当金の水準（2015年12月31日現在、30億スイス・フラン）を大幅に上回る可能性がある。現時点における当グループの認識によると、本業界においては、引き続き訴訟、規制及びそれと同種の事項に関連する正味費用が予測可能な将来にわたり高い水準を維持する環境の中で事業を行わざるを得ないと考えており、当グループは、引き続き数多くの重大な訴え及び規制上の問題にさらされている。

市場の動向とマクロ経済情勢：当グループは、多くのマクロ経済問題や一般的な市場の動向の影響を受けている。これらの外部圧力は、当グループの事業活動及び関連する財務成績（主に利益幅の縮小、資産の減損及びその他の評価調整を通して）に重大な悪影響をもたらす可能性がある。それに合わせてこれらのマクロ経済的要因は、当グループの継続的なリスク管理活動のストレス・テストのシナリオ開発において検討の対象となる。

経営陣は、引き続きユーロ圏における展開が当グループにとって最も重大であると考えているが、その一方で当グループは、中国（及びより広くには新興市場）のマクロ経済上の発展及び物価（特に原油価格）の下落によるリスクの拡大も認識している。これらは2015年度において市場の不安定性が増す要因となり、かかる不安定性は2016年度を通じて継続する可能性がある。更に、当グループの戦略計画は、新興市場において当グループが成長し、収益を生み出す力に大きく依存しているため、当グループは、かかる地域における発展を注意深く見守っている。中国により牽引される世界経済の鈍化がもたらす潜在的影響は、当グループ

の総合ストレス・テスト枠組みにおける必須シナリオがユーロ圏危機シナリオから新たな世界的景気後退シナリオに置き換えられた後の、当グループのストレス後完全適用ベース普通株式等Tier 1 (CET1) 資本比率の算出において捕捉されている。

近年のヨーロッパ及び日本における経験によって発生した副次的な悪影響が限定的な範囲に留まったことを受け、マイナス金利が政策ツールとして確立されたものとなったという認識が高まりつつあり、今後数ヶ月間にわたり金利が更に削減される可能性が高まっている。マイナス金利の長期化は、景気動向の予測不可能な構造的転換及び経済的及び財政的歪みに繋がるおそれがある。

当グループは、輸出に大きく依存し、継続するスイス・フラン高により悪影響を受ける可能性のある国内経済の発展を、引き続き注意深く見守っていく。

風評リスク：当グループの評判は、当グループの戦略目標及び財務目標を達成する上で重要であり、当グループの評判が損なわれた場合、当グループの事業及び見通しに本源的な悪影響が及ぼされる可能性がある。このことは、LIBORに関する問題や当グループの外国為替取引業務に対する調査等の事案を受けて近年当グループにおいて強調され、当グループ全体を通じたリスクに強い企業風土と行動様式の確立及び維持、一貫性のある総体的なコンダクト・リスク対応策の実施並びに当グループの監督・監視能力の継続的開発を更に重視するきっかけとなった。

サイバー・リスク：多くの業界が直面し、絶えず進化を続けている最も重要なリスクの1つに、サイバー攻撃による脅威が挙げられる。業界他社と同様、当グループは、データ窃盗、サービス妨害及びサイバー詐欺等の脅威に常にさらされており、そのいずれもが極めて甚大な影響を及ぼす可能性をはらんでいる。当グループはサイバー攻撃に対する防御力の強化のため、引き続き専用のセキュリティー・プログラムへの多額の投資を行っている。当グループは近年、絶えず変動する外的環境と当グループの独自の技術革新によりもたらされる課題に効果的に対応するため、サイバー・リスク担当部長を任命した。その役割はサイバー関連の活動における企業ガバナンスに焦点が当てられており、サイバー脅威情報の定期的な評価、当グループの統制能力の有効性の分析及び当グループの能力向上の推進等が含まれている。当グループの回復力の更なる強化のため、「分析 (Analyze)」、「保護 (Protect)」、「探知 (Detect)」及び「対応 / 回復 (Respond/Recover)」能力からなる当グループのサイバー対応枠組みを専用のプログラムを通じて更に強化し、当グループのベンダーの能力の評価を盛り込むことが予定されている。

その他のオペレーショナル・リスク：当グループの全ての事業の運営が複雑であるため、当グループは絶えずプロセス誤差、実行の失敗や不正行為等のオペレーショナル・リスクにさらされている。当グループは、これらのリスクが適切に統制されることを確保する強固なオペレーショナル・リスク管理の枠組みを備えていると考えている。しかしながら、業界全体と同様、依然として一部の分野には高い固有リスク（特に金融犯罪、マネーロンダリング防止 / 顧客管理、社内及び社外の詐欺的行為、並びに賄賂防止及び汚職）が存在している。当グループのオペレーショナル・リスク管理の枠組みは、2011年度の無許可取引事件を受けて大幅に強化されている。変化する性質を持つオペレーショナル・リスクと当グループが事業を運営する環境を鑑みて、当グループは、必要に応じて強化できるように関連する統制の枠組みの見直しを継続的に行っている。2016年度の当グループの戦略は、金融犯罪防止並びに監督及び監視における当グループの中核的能力の継続的な開発に焦点を当てる。また、当グループがその営業を行う市場及び顧客を適切に取り扱うことを確保するため、引き続きコンダクト・リスクが優先的事項に据えられる。当グループは引き続きベンダー管理及び変革に対する統制の枠組みを強化していく。

リスク・ガバナンス

当グループのリスク・ガバナンスの枠組みは、3つの防衛線に沿って運営されている。経営幹部は、第1の防衛線としてそれぞれ自分のリスク・エクスポージャーを担い、リスクを管理する効果的なプロセスとシステム（強固かつ包括的な内部統制と書面手続を含む。）を維持することを求められる。経営幹部はまた、統制上の脆弱性、不十分なプロセス及び不慮の事象を特定するための適切な監督権及び審査手続を備えていなければならない。統制機能は第2の防衛線として機能し、独立した立場で主要リスクと付随リスクを監督する。これには、リスク制限の設定及び適用ある法令の不遵守の防止が含まれる。グループ内部監査部門（GIA）は第3の防衛線を構成し、ガバナンス、リスク管理及び統制環境の全体的な効果を評価する（第1の防衛線及び第2の防衛線の目的達成状況の審査を含む。）。

取締役会（BoD）は、当グループのリスク原則、リスク選好及び主なポートフォリオ制限（事業部門及びコーポレート・センターへの配分を含む。）の決定について責任を負う。取締役会によるリスク評価及び経営の監督は、ベスト・プラクティスの展開を考慮し、法定要件を遵守する意図がある。取締役会は取締役会

リスク委員会により支援されており、同委員会は、当グループのリスク・プロフィール及び取締役会が承認したリスク統制枠組みの実施を監視、監督し、当グループの主要なリスク測定手法の評価も行う。企業風土・責任委員会は、責任ある持続可能な行動により当グループの評判を維持及び向上させるという取締役会の職責を取締役会が遂行するための支援を提供する。同委員会は、UBSの社会的実績及びUBSの企業風土の発展に関する利害関係者の関心事項及び期待並びにそれらがUBSに及ぼしうる影響を審査及び評価し、取締役会に対し適切な行為を提言する。取締役会会長及び監査委員会は、グループ内部監査部門の業績を監督する。

グループ執行委員会（GEB）は、リスク統制枠組みを実施し、当グループのリスク・プロフィールを統制し、また主なリスク方針を承認する。

グループ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー（グループCEO）は、当グループの業績について責任を負い、取引、ポジション及びエクスポージャーに関するリスク権限を有し、また各事業部門及びコーポレート・センター内において取締役会により承認されたポートフォリオ制限の配分を行う。

経営幹部は、各事業部門及び地域別の社長で構成される。各事業部門の社長は、その事業部門の結果について説明責任を負う。当該責任には、リスク・エクスポージャーを積極的に管理すること、並びに潜在的利益、リスク、貸借対照表及び資本の利用のバランスを確保することが含まれる。地域別の社長は、事業部門の社長と統制・サポート機能の責任者と共同で、各地域におけるUBSの戦略を調整し、実施する。地域別の社長は、各担当地域において規制上又は評判上の悪影響を及ぼす可能性のある全ての事業活動に係る決定について拒否権を有する。

グループ・チーフ・リスク・オフィサー（グループCRO）は、グループCEOに直接報告を行い、当グループ全体のリスク統制部門に対する機能上・管理上の権限を有する。リスク統制部門は、上記「リスク区分」に概説した通り、独立した立場で全ての主要リスク及び付随リスクの大部分を監督する。これには、リスクの測定・評価手法の確立、リスク制限の設定並びに適切なリスク統制基盤の開発及び運営が含まれる。リスク統制プロセスは、方針と権限の枠組みによってサポートされる。事業部門、地域及び法人別のチーフ・リスク・オフィサーは、それぞれの事業部門、地域及び法人について代理権を有する。更に、リスク・オフィサーにもそれぞれの専門知識、経験及び責任に応じて権限が与えられている。

グループ・チーフ・フィナンシャル・オフィサー（グループCFO）は、当グループの財務実績の開示が、規制上の要件及びコーポレート・ガバナンスの基準を明確に、かつ透明性をもって満たすよう確保する責任を負う。グループCFOは、UBSの税務、資金業務及び資本の管理（資金調達リスク、流動性リスク及びUBSの法定自己資本比率の管理を含む。）についても責任を負う。グループCFOはまた、関連ある統制の枠組みの実施についても責任を負うが、例外として資金業務に関する統制の枠組みの実施に係る責任は、リスク統制部門が担う。

グループ・ジェネラル・カウンセル（グループGC）は、法律問題について当グループのリスク管理及び統制の原則を実施すること、並びにUBSグループの法的機能の管理について責任を負う。グループGCは、法的リスク及び重大な訴訟を報告すること、並びに法的、内部的、特別及び規制上の調査の管理について責任を負う。

グループ内部監査部門（GIA）は、独立した立場で客観的かつ体系的に、当グループの戦略の遵守状況、統制の有効性、リスク管理及び統制プロセス（法律上、規制上及び法定上の要件、並びに内部方針及び契約の遵守を含む。）を当グループ並びに事業部門及び地域レベルで評価する。GIAは、監査委員会に対して職務上の報告系統を有する。

リスク選好の枠組み

当グループのリスク選好は総合的水準により定義され、当グループが引き受ける意思を有するリスク又は回避することを意図するリスクの種類を反映している。リスク選好は、グループレベルで定義される一組の補完的な質的目的及び定量的目的によって決められ、当グループの事業部門及び当グループの各法人、事業部門別及び法人別の方針、制限及び権限を通じて適用される。これらの目的は、組織を通じた強固なリスク統制の企業風土を維持するために必要不可欠な基盤である。「リスク選好の枠組み」の図はかかる枠組みの主要要素を示しており、かかる主要要素の詳細については後述の通りである。

質的ステートメントは、当グループのリスク管理及び統制の原則並びに様々な方針及び戦略に反映されており、当グループが望ましいリスク統制の企業風土を維持するよう確保することを目的としている。

定量的リスク選好の目的は、グループ全体のリスク・エクスポージャーを当グループのリスク許容度と関連付けるものであり、発生しうる経済的又は地政学的な重大有害事象の影響に対する当グループの弾力性を

向上させるよう設定されている。当該ステートメントは、当グループの資本バッファ、支払能力、利益、レバレッジ、流動性及び資金調達等の分野を対象としており、また、年次事業計画プロセスの一環として行われるものも含め、定期的な見直しが行われている。

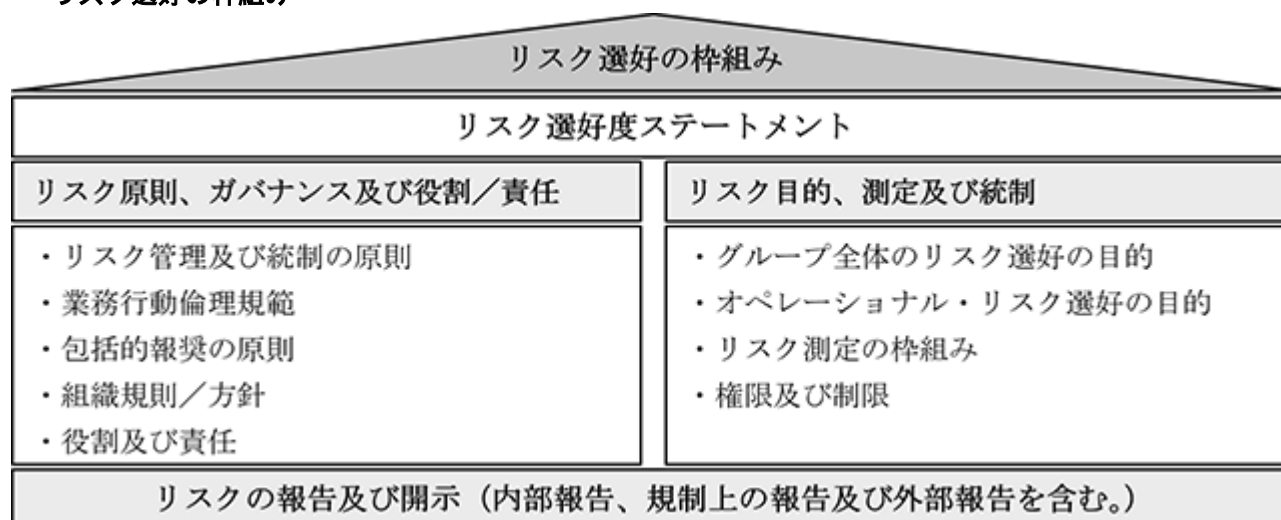
これらの目的は、オペレーショナル・リスク選好の目的により補完されている。オペレーショナル・リスク選好の目的は、当グループのオペレーショナル・リスクの区分ごとに設定されている（例えば、市場行為、窃盗、詐欺、情報守秘義務及び技術リスク）。営業収益に対する既定の割合に基づき設定されたリスク耐性を超過するオペレーショナル・リスク事象は、適宜事業部門別の社長又はより上層に上申されなければならない。

リスク選好の目的の状況は毎月評価され、取締役会及びグループ執行委員会に報告される。当グループのリスク選好は長い時間の中で変更されることがあり、そのため、とりわけ年次事業計画プロセスとの関連で、ポートフォリオ制限やリスク権限には定期的な見直し及び修正が行われる。

また、会社の再生計画に盛り込まれている上申要因は、経営陣が日常的に監視している一連のリスク制限をもとに設定されている。

当グループのリスク選好の枠組みは単一の包括的な方針にまとめられており、2013年11月18日に公表された金融安定理事会の「効率的なリスク選好の枠組みに係る原則」に準拠している。

リスク選好の枠組み



リスク原則及びリスク統制の企業風土

今日の高度に複雑化した営業環境において成功を収めるには、力強いダイナミックなリスク統制の企業風土が不可欠である。当グループは、リスクと業績の両方の観点における持続可能な競争上の優位性の根源として企業風土を育み、これを更に強化させることに焦点を当てている。あらゆる意思決定の中核において堅実かつ厳格なリスクの引受を実施することにより、当グループは比類ない顧客満足を実現し、利害関係者の長期価値を創出し、そしてUBSを就労の場として世界で最も魅力ある会社の1つにするという目標の達成を目指している。

当グループのリスク選好の枠組みは、当グループの柱となるもの、原則及び行動様式、当グループのリスク管理及び統制の原則、当グループの業務行動倫理規範並びに当グループの包括的報奨の原則に示される、当グループのリスク統制の企業風土のあらゆる重要な要素を組み合わせている。これらは合わせて、当グループによる意思決定を会社の戦略、原則及びリスク選好と連携させることを目指している。これらは当グループの在り方や当グループが日々どの様に事業を営むべきかを決定付ける一助となり、リスク認識を促進し、適切なリスクの引受をもたらし、強固なリスク管理及び統制手続を確立するための確固たる基盤を提供する。

柱となるもの、原則及び行動様式

当グループのリスク統制の企業風土は、成功に必要な3つの鍵に基づいている。すなわち、柱となるもの（資本力、効率性及び有効性並びにリスク管理）、原則（顧客重視、卓越性及び持続可能な実績）及び行動様式（誠実性、協調性及び挑戦）である。当グループの原則及び行動様式を常に遵守するという全ての個人が有する責任に大きな重点が置かれており、また、長期の目的及びUBSの成功に絶え間ない重点が置かれ、これにより当グループの最も貴重な財産である会社の評判が守られている。

リスク管理及び統制の原則

この原則は、リスク管理及び統制の原理の主要要素に焦点をあてており、当グループの3つの防衛線モデルと一貫している。

リスク管理及び統制の原則

財務の健全性の保護	評判の保護	経営幹部の説明責任	独立した統制	リスクの開示
全てのリスク・タイプにおいて、当グループのリスク・エクスポージャーを管理し、個別のエクスポージャー・レベル、特定のポートフォリオ・レベル及び会社全体のレベルで、潜在的なリスク集中を回避することにより、UBSの財務の健全性を保護する。	リスク、パフォーマンス及び報酬に対する全体的かつ総合的見解により特徴づけられる健全なリスク文化並びに当グループの業務行動倫理規範を始めとする基準及び原則の完全な遵守を通じて、評判を保護する。	経営幹部は、リスク統制部門とは対照的に、当グループ全体の推定される全てのリスクに対し説明責任を負い、また、リスクと利益のバランスを確保するため、全てのリスク・エクスポージャーを継続的かつ積極的に管理する責任を負うことから、経営幹部の経営説明責任を確実なものとする。	独立したリスク統制機能は、事業のリスク管理の有効性及び事業のリスク引受を監督する。	上級役員、取締役会、投資家、規制当局、信用格付機関及びその他の利害関係者に対して適切な水準の包括的かつ透明性を有するリスク開示を行う。

業務行動倫理規範

業務行動倫理規範（以下「本規範」という。）には、全ての従業員及び取締役会の構成員が文面上でも精神的にも無条件に従うことを要求する原則及び慣行の概要が記載されており、毎年行われる遵守状況の認証プロセスでサポートされている。本規範には、法律、規則及び規制をカバーする要件、倫理的な責任ある行動、情報管理、職場環境、社会的責任及び懲罰処分が記載されている。

包括的報奨の原則

当グループの実績測定及び管理プロセスは、全ての従業員がそれぞれの役割や責任に応じたリスク目的を持つことが求められる。これは、徹底したリスク管理が顧客に最良の体験を提供し、当グループの事業目的を達成する上で重要な役割を果たしていることを当グループの従業員が認識する一助となっている。つまり、UBSに在籍する誰もがリスクを予測し、これに対応し、管理する責任を負っている。実績測定及び管理プロセスは、当グループの報酬の枠組みに関連づけられている。

当グループの報酬指針は、各従業員の貢献、チーム、事業部門及び当グループの実績を認識し、給与と実績（単に業務目標の達成だけではなく、従業員の行動を通じてどのようにその成果が達成されたのかが問われる。）を明確に関連づけた報酬を従業員に提供することである。グループ執行役員会の構成員の実績は、量的要因と質的要因の両方により評価される。質的要因には、説明責任及び責任の企業風土を強化することが含まれており、これにより、責任ある企業市民であること及び利害関係者とのあらゆる交流において誠実に行動することへのコミットメントが実証されている。

報酬プロセスには、リスクと報酬を適切にバランスさせて各個人が積極的にリスク管理に取り組んでいるか、また各個人が専門家としてどの程度の倫理的行動を示しているかの検証が含まれている。当グループは、従業員が一定の加害行為を行った場合及びその他の定められた場合において、権利失効規定に基づき報酬の権利未確定の繰延部分の一部又は全部を喪失させることができる。

当グループに望ましいリスク統制の企業文化を植え込むため、あらゆるレベルの従業員を対象とする一連の施策（後述の要素を含む。）がこれらの原則を支援している。

リーダーシップに対するハウス・ビュー

リーダーシップは、誇りと競争上の優位性の根源となる企業風土の開発において重要な要素である。2014年9月に正式導入されたUBSのリーダーシップに対するハウス・ビュー（House View on Leadership）は、リーダーに対する期待値を明文化し、UBS全体で一貫したリーダーシップの基準を設定するものである。かかるハウス・ビューは、事業分野を越えて集められた従業員と外部専門家により構成され、グループ執行役員会が率いたグループにより開発されたものである。2015年度中、リーダーシップに対するハウス・ビューは、取締役以上のレベルの役職に係る全ての昇進、採用及び開発に関する手続に組み込まれた。その目的は、採用に関する決定の改善と、現在及び将来のUBSリーダーの開発と昇進を支援することにある。かかるハウス・ビューはまた、リーダーシップ開発のプログラムとイニシアチブの基礎としても利用されている。

優れた監督の原則

当グループには、定義付けされた優れた監督の原則があり、当該原則は、管理責任者及び従業員の監督責任（特に、責任を取ること、業務を整理すること、自分の従業員を知り、彼らが何をしているのか、どのような業務を行っているのかを知ること、良好な法令遵守の環境を整えること、問題に対応し、解決すること。）について明確な期待値を確立している。監督責任者は、専門家としての行動について理解し、よい模範を示し、ロールモデルとしての役割を果たすこと、問題に対して偏見を持たないこと、通常と異なる行動に気を配ること、危険信号が発せられたときに行動すること、問題の解決を確保することが期待される。当グループは、かかる原則の確実な遵守を実現することを目的とした枠組みを確立している。

内部告発

当グループは、引き続き建設的な意見表明の企業風土を推進しており、従業員による発言を奨励している。当グループの内部告発の方針は、全ての従業員に対し、当グループに適用ある法律、規制及びその他の法律要件又は当グループの業務行動倫理規範、方針若しくは関連あるあらゆる専門基準に係る違反の疑いについて、（公然と又は匿名で）懸念を表明するための正式な枠組みと複数のルートを提供する。研修とコミュニケーションを通じて従業員の意識を向上させることは、当グループのアプローチにおいて不可欠の要素である。当グループは、内部告発された懸念事項が検討され、適切かつ一貫した措置が執られることを確実にするための手続を確立している。

法令遵守及びリスク研修

当グループには、法令遵守及びリスク関連のテーマ（マネーロンダリング防止及びオペレーショナル・リスクを含む。）の範囲を取り扱う全従業員を対象とする必修の研修プログラムがある。更に、より専門的な研修（例えば、トレーディング分野の従業員に対する信用リスクや市場リスクの研修）が従業員の具体的役割と責務に応じて提供されている。2015年度中、当グループの従業員及び外部職員は、800,000を超える必

修の研修会を修了させることが求められており、当該研修会の数は、2014年度から約14%増加している。これらの研修会の約65%はコンプライアンス及びオペレーショナル・リスク統制部門（C&ORC）によって企画されたものであり、当グループは引き続きリスク統制の企業風土強化に注力している。研修会は、通常その評価と併せて一定の期限内に修了させなければならない規則となっている。受講期限から定められた期限以内に満足のいくレベルで研修会を修了できなかった場合は処分等の結果がもたらされる。2015年度における最終的な当該必修の研修会の修了率は100%であった。

定量的リスク選好の目的

当グループは、一連の定量的リスク選好の目的を通して、リスク・エクスポージャー合計を当グループの資本及び事業計画に基づき、当グループが望むリスク許容度内に確実に収めることを目指している。各目的に係るリスク許容度の個別定義は、厳しいストレス事象下においても当グループの営業基盤を守り、最低限の規制上の要件を上回るために当グループが資本、利益及び資金調達の流動性を十分確保することが求められる。リスク選好の目的は、年次事業計画プロセスの一環として評価され、取締役会の承認を受ける。リスク・エクスポージャーとリスク許容度との比較は、事業戦略及び当グループのリスク・プロフィールへの潜在的な調整に係る経営判断において重要な留意事項である。

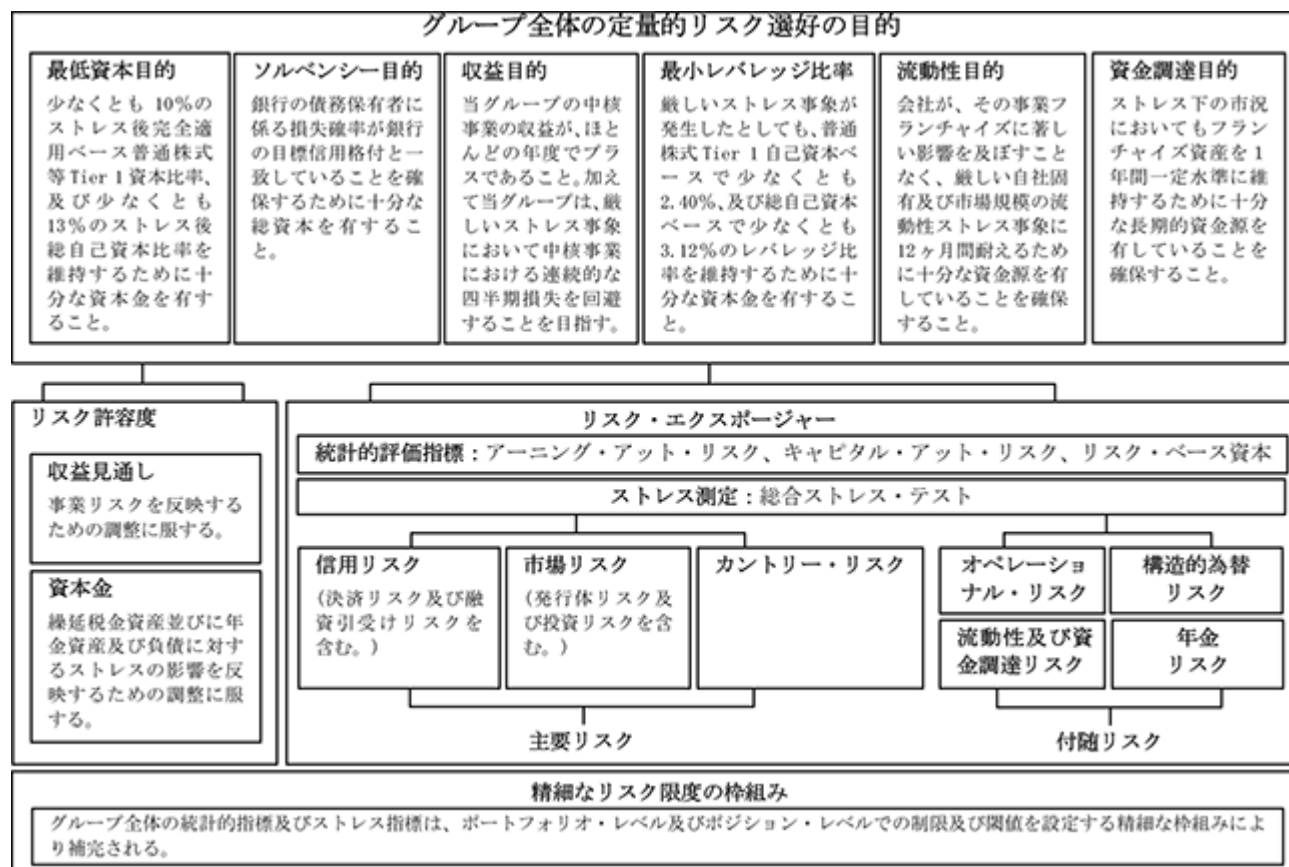
当グループは、深刻なストレス事象を評価するために、シナリオに基づくストレス・テストと統計的なリスク測定法の両方を利用している。これらの相補的な枠組みは、当グループの事業部門及びコーポレート・センターの業務部門を通して全ての重要な主要リスク及び付随リスクに対するエクスポージャーを捕捉している。

事業部門レベルのリスク選好の目的は、グループ全体の目的から論理的に導かれるものであり、グループ全体の目的に準拠するものでなければならない。部門レベルのリスク選好の目的はまた、当該部門における特定の活動及びリスクに関連した、当該部門特有の目的により構成されることがある。リスク選好の目的はまた、特定の法人についても設定される。このような目的は、グループ全体のリスク選好の枠組みに準拠していることを要し、当該法人における規制及び当グループの規制に従い承認される。これらの目的には、関連ある法人の特定の性質、規模及び複雑性並びに適用ある法令を反映した差異が生じることがある。

当グループはリスク許容度を判断するために、収益見通しの減少及び費用の減少（例えば、厳しいストレス事象における変動報酬の見越計上の戻入によるもの）を反映させるためにビジネス・リスクの戦略計画による収益見通しを調整する。当グループはまた、繰延税金資産、年金制度資産及び負債並びに株主に対する投資利益の見越計上額に対するストレスの影響を考慮するため、当グループの資本を調整する。

下記図表は、当グループの定量的リスク選好の目的の概要を示している。

定量的リスク選好の目的



リスク測定

当グループのポートフォリオのリスク及びリスク集中の定量化については、様々な方法論や測定法が適用されている。標準的な測定法において完全に反映されないリスクは、追加の統制（特定の取引の事前承認及び特別なリスク制限の適用を含む場合がある。）の対象とされる。通常、リスクの定量化モデルは統制機能内の専任部門により確立され、独立した検証の対象となる。

モデル及び方法論の適用には承認が必要とされ、また、規制要件及び内部方針に従い定期的な見直しを行い、当該モデルが想定どおりに機能し、現実の事象や価値と同等の実績を残し、また、ベスト・プラクティスに基づくアプローチ及び最新の学術的発展を反映するものであるか否かの検証が行われなければならない。従って、当グループは当該モデルが満足のいく水準で機能しているか否か、追加的な分析を要するか否か、及び再調整又は再開発を要するか否かの評価を行う。評価結果及び結論は、関連あるガバナンス機関及び（義務づけられている場合は）規制当局に開示される。

生産環境でモデルの質及びパフォーマンスを評価するために進行しているプロセスは、2つの要素によって構成される。すなわち、モデルの理論的健全性に関する初期段階の定期的な評価手続であり、定量的リスク統制部門（QRC）により実施されるモデル検証と、モデルの出力及びその適用に関する正確性及び適切性を確認するための定期的な手続であり、モデルの開発者により実施され、QRCにより見直されるモデル確認である。

ストレス・テスト

当グループは、ストレス・テストを行うことで極端だが妥当なマクロ経済的及び地政学的ストレス事象から生じ得る損失を数量化している。ストレス・テストにより、潜在的な脆弱性及びリスク集中を特定し、その理解を深め、管理することができる。ストレス・テストは、当グループ全体、事業部門、法人及びポートフォリオの各レベルにおける上限値の枠組みにおいて重要な役割を果たしている。ストレス・テストの結果は定期的に取り締役会、リスク委員会及びGEBに報告される。また、当グループは、スイス金融市場監督当局（FINMA）に対し、その要件に従って詳細なストレス損失分析を提供している。上記「リスク選好の枠組み」に記載した通り、ストレス・テストは、統計損失測定と併せてリスク選好及び事業計画プロセスにおいて中心的な役割を果たしている。

当グループのストレス・テストの枠組みは、以下の3つの柱を包含している：即ち 総合ストレス・テスト、ポートフォリオのストレス・テスト及びリスク・タイプ別のストレス・テストの包括的な範囲、リバース・ストレス・テストである。

当グループの総合ストレス・テスト(CST)は、シナリオに基づくものであり、多くの潜在的な世界規模のシステミックな事象から生じ得るグループ全体の損失の総額を定量化することを目指している。当該枠組みは、上記「リスク区分」に示されている通り、全ての重要な主要リスク及び付随リスク、並びにビジネス・リスクを捕捉する。シナリオは、将来を見通したものであり、かつマクロ経済学的・地政学的ストレス事象を包含しており、潜在的な深刻さの度合いによって異なっている。各シナリオは、当該シナリオに基づく市場指標及び経済的変数の期待される展開を通して実施されている。これにより当グループの主要リスク、付随リスク及びビジネス・リスクにもたらされる影響は、その後シナリオが生じた場合の全体的な損失及び資本にもたらす影響を計算するために評価される。リスク委員会は、少なくとも年に1回、通常のCST報告を行うため、並びに当グループのリスク選好の枠組みにおける最低資本額、収益目標及びレバレッジ比率目標に対するリスク・エクスポージャーを監視するために、中心シナリオとして使用される最も関連の深いシナリオを承認する(これは、必須の想定シナリオとして知られている)。これらの結果は、毎月リスク委員会及びGEBに報告され、リスク委員会及びGEBにおいて検討され、また、取締役会及びFINMAに報告される。

グループCRO及びグループCFOが監督する全体的なモデル統制枠組みの中で、全社的ストレス委員会(ESC)は、グループ全体のストレス測定に使用される想定及びシナリオの一貫性と妥当性を確保する責任を負う。これらの責任の一環として、ESCは、一連のストレス・シナリオが、マクロ経済的及び地政学的环境における現在及び潜在的な動向、当グループの現在及び計画されている事業活動、並びに当グループのポートフォリオにおける現実の又は潜在的なリスク集中及び脆弱性を正確に反映することを確保する責任を負う。ESCは、少なくとも四半期毎に会議を開き、かかる会議はリスク統制部門の当グループ代表者、事業部門の代表者及び法人の代表者で構成されている。その責任を実行する際、ESCはリスク「シンクタンク」からのインプットを考慮する。このシンクタンクは、各事業部門、リスク統制部門及び経済研究部門の上級代表者の一団であり、四半期毎に会議を開いて現在及び将来の市場環境について精査し、当グループの利益に重大な影響を与える可能性のある潜在的なストレス・シナリオを特定することを目的としている。この結果、FINMAから命じられているシナリオとは別に一連の内部ストレス・シナリオが開発され、時間をかけて改良されることになる。

各シナリオは、当グループのポートフォリオにおけるストレス・シナリオの影響を評価する上で関係するとみなされる幅広いマクロ経済的な変数を捕捉する。これには、国内総生産(GDP)、株価指数、金利、為替レート、物価、不動産価格及び失業率が含まれる。各シナリオにおいて当該マクロ経済的な変数の想定される変動は、当グループのポートフォリオの主要なリスク要因を強調するために使用される。例えば、GDPの成長率の低下と金利上昇は、当グループが貸出を行った企業の収益を減少させる可能性があり、デフォルト確率、デフォルト時損失率及びデフォルト時エクスポージャーに係る信用リスク・パラメーターの変化につながり、その結果、ストレス・シナリオにおいて予想信用損失が上昇するというものである。また、当グループは、受取報酬、受取利息及びトレーディング収益の減少並びに費用の減少により生じるビジネス・リスクも捕捉する。これらの影響は、損益、その他の包括利益、RWA、スイスSRBレバレッジ比率分母(LRD)、そして最終的には当グループの資本及びレバレッジ比率に係るシナリオの見積り影響総額を計算するために、全ての重要なリスク・タイプ及び全ての事業を通して測定される。マクロ経済的変数の変動の仮定は、現在及び予想される将来の市況の変化を考慮して定期的に更新される。

2015年度のCSTの必須の想定シナリオは、内部のユーロ圏危機シナリオである。当該シナリオは、ユーロ圏経済の急速な悪化により、一定の周辺国家における政府及び銀行のデフォルト、金融市場の低迷、及び世界経済への波及が誘発されることを想定している。CSTリスク・エクスポージャーは、当該年度を通じて概ね安定的であり、当該測定値における月次変動の大部分は、インベストメント・バンクにおける一時的な融資引受エクスポージャーに起因していた。

CSTの枠組みの一環として、2015年度を通じて5つのストレス・シナリオが定期的に監視された。

- 不況シナリオは、世界的な大手金融機関の破綻により金融市場が新たに混乱し、長引く金融デレバレッジや世界各国における活動の著しい低迷へとつながる状況を表している。
- 米国危機シナリオは、米国への信頼が喪失し、多国籍ポートフォリオの米ドル建て資産以外への再配置につながり、米ドルの急激な大暴落を引き起こす状況を表している。当該シナリオでは、米国は不況に

後戻りし、他の先進工業国もこれと同パターンを辿り、インフレ懸念から全体的に高い金利水準につながる。

- 中国のハード・ランディング・シナリオは、中国における経済的な反動と、それにより世界経済（とりわけ新興成長市場）に与える影響を表している。
- 中東／北アフリカ・シナリオは、政治的な混乱の拡大により原油価格が高騰し、先進国の不況を引き起こす状況を表している。
- 恐慌シナリオは、ユーロ圏危機シナリオをより顕在化、長期化させた状況を表している。当該シナリオでは、更に周辺国がデフォルトに陥り、ユーロ圏から脱退し、先進経済が長期的な景気低迷へと引きずり込まれる。

近年の市場の展開を受け、当グループの事業計画手続において新たに世界的景気後退シナリオが主要なストレス・シナリオとして使用された。かかるシナリオは、ユーロ圏危機シナリオと中国のハード・ランディング・シナリオの要素を組み合わせたものである。世界的景気後退シナリオは、中国のハード・ランディングがアジア及び新興市場の経済に甚大な悪影響を及ぼす一方で、ヨーロッパ内の度重なる債務のリストラクチャリング、ヨーロッパの銀行の関連ある直接的な損失及びユーロ圏崩壊に対する懸念が、スイス、英国及び米国等の先進国市場に多大な影響を及ぼすと想定する。この世界的景気後退シナリオは、当グループの一連の総合ストレス・テスト・シナリオにおけるユーロ圏危機シナリオにとってかわり、2015年度末には必須のシナリオとして採用された。これにより、中国により牽引される世界的な経済の鈍化による潜在的影響が、当グループのストレス後完全適用ベース普通株式等Tier 1（CET1）自己資本比率の計算過程において確実に捕捉される。

ポートフォリオ別のストレス・テストは、特定のポートフォリオのリスクに合わせて作成された測定法である。当グループのポートフォリオのストレス損失測定は、過去の事象の測定から情報を得るだけでなく、将来の見通しに関する要素も含んでいる。例えば、当グループの流動性調整ストレス指標における予想市場変動は、過去事象の分析に基づく市場動向の変遷、及び過去に発生したことのない定義されたシナリオの検討を含む将来分析の組合せを用いることにより得られる。ポートフォリオ別ストレス・テストの結果は、明示的にリスク負担を統制するために制限を受ける可能性、又は脆弱性を特定するために制限なく監視される可能性がある。

リバース・ストレス・テストは、定義されたストレス結果（例えば、特定の損失額、風評被害、流動性不足又は法定自己資本比率の違反）からスタートし、かかる結果をもたらすような経済的又は財務的シナリオを特定するために逆算する。そのため、リバース・ストレス・テストは、通常考えられる範囲を超える「仮定」の結果を想定することによって順行ストレス・テストを補完することが意図されており、このことによって深刻さの程度及び妥当性の前提について潜在的に異議を唱える。当該リバース・ストレス・テストの結果は、その実行の重大性と範囲に応じて関連するガバナンス機関に報告される。

加えて当グループは、金利の増減の影響やイールド・カーブ構造の変更も定期的に分析している。

更に、グループ財務部門は、様々なシナリオ下において当グループが適切なバランスの流動性・資金調達ポジションを維持することを可能にする最適な資産負債構造を決定するため、ストレス・テストを行う。これらのシナリオは、上記で概説したものとは異なる。なぜなら、CSTの枠組みにおいて用いられるシナリオが損益及び資本に対する影響に焦点を当てているのに対し、これらのシナリオは流動性及び資金調達ストレスをもたらす可能性のある特定の状況に焦点を当てているからである。

大手金融機関のほとんどはストレス・テストを採用しているが、個別のビジネスモデルやポートフォリオに合わせて作成されているのでその手法は非常に多様である。また、ストレス・シナリオを定めた業界基準や、各行のリスク・エクスポージャーへの適用方法は存在しない。従って、金融機関同士のストレス・テスト結果の比較は誤解を招く恐れがあるため、当グループは、多くの同業他社と同様、当グループ内部ストレス・テストの数値化されたストレス・テスト結果を公表していない。

統計的測定

当グループは、シナリオに基づく総合ストレス・テスト（CST）による測定に加え、統計的手法を用いてリスクを算出及び合算し、選択された信頼水準におけるストレス事象を導き出すことを可能とする、統計的ストレス測定の枠組みを採用している。

この枠組みは、過去の市場変動の実績及び当グループの実際のリスク・エクスポージャーの組合せに基づき、また収益及び費用への影響を考慮した上で、潜在的利益の分布を導き出すために用いられている。こ

れにより当グループは、95%の信頼水準で収益の潜在的不足額（すなわち予測利益からの乖離）を測定し、1年の期間について評価するアーニング・アット・リスク（EaR）を定めている。EaRは、当グループのリスク選好の枠組みにおける利益目標の評価に用いられる。

当グループは、その他の包括利益により実現した損益の影響を含めることにより、EaR測定を拡張して、普通株式等Tier 1（CET1）資本に対するストレス事象の潜在的な影響の分布を導き出している。この分布から、当グループは95%の信頼水準でキャピタル・アット・リスク（CaR）バッファの測定法を確立し、これを当グループの資本及びレバレッジ比率のリスク選好目標の評価に利用しており、また、99.9%の信頼水準でCaRソルベンシーの測定法を確立し、これを当グループの支払能力のリスク選好目標の評価に利用している。

CaRソルベンシーの測定法はまた、事業部門及びコーポレート・センターのリスク・ベース資本（RBC）に対する寄与度の抽出の根拠としても用いられている。RBCは当グループの持分帰属枠組みの核となる構成要素である。RBCは、不測の損失を吸収し、なおかつ全ての債権者に対する支払を完済するために必要となる資本を推定するため、大きなストレス事象による資本の潜在的な減損を99.9%の信頼水準で測定する。当グループは当年度中、RBCモデルに係る一部の要素を改訂した。かかるモデルの変更により、RBC全体の水準が緩やかに増加している。

ポートフォリオ及びポジションの制限

グループ全体のストレス指標及び統計的指標は、下位レベルのポートフォリオ及びポジションの制限、トリガー及び目標により補完されている。これらの測定法を組み合わせることにより、当グループの事業部門及びコーポレート・センター並びに重要な法人に、そのビジネスモデルから生じる重要なリスクに関連するものとして適用される、包括的かつ詳細な統制の枠組みが提供される。

当グループは、各種のエクスポージャーに対して、ポートフォリオのレベルで、統計的測定法及びストレススペースの測定法（当グループの貸出金残高に対するバリュエーション・アット・リスク、流動性調整ストレス、想定ローン引受制限、経済価値感応度及びポートフォリオ・デフォルト・シミュレーション等）を用いて、制限を適用している。これらは、受取利息純額感応度、売却可能ポートフォリオの時価評価による損失、並びに資本及び資本比率に対する為替変動の影響に関する、一連の統制により補完されている。

ポートフォリオ測定法は、ポジション・レベルでの統制により補完されている。ポジション統制に関するリスク測定法は、市場リスクの感応度及びカウンターパーティ・レベルでの信用リスク・エクスポージャーに基づいている。市場リスクへの感応度には、株式指数、為替レート及び金利といった市場一般のリスク要因の変動への感応度と、発行体の信用スプレッド又はデフォルト・リスクといった発行体個別の要素への感応度が含まれる。当グループは、インベストメント・バンク並びにコーポレート・センター・グループ資産・負債管理及び非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに対する、多数の市場リスク統制を日々監視している。カウンターパーティ測定法は、担保及び法的強制力を有するネットティング契約を考慮した、各カウンターパーティの現在のエクスポージャー及び将来における潜在的なエクスポージャーを測定するものである。

リスク集中

リスク集中は、（ ）ポジションが一群の相関要因の変更による影響を受ける場合又は一群のポジションが同じリスク要因若しくは一群の相関要因の変更による影響を受ける場合、また（ ）エクスポージャーが、広範囲であるが妥当と思われる厳しい状況において、多大な損失をもたらす可能性がある場合に起こる。リスク集中の発生しうるカテゴリーには、カウンターパーティ、産業、法人、国又は地理的地域、製品及び事業が含まれる。

リスク集中の特定は、今後の展開の可能性を正確に予測することができないことや、また年度ごとに変動する可能性があることから、判断を要する。当グループにリスク集中があるか否か判断する場合、当グループは、多数の要素を個別に又は併せて考慮する。かかる要素には、ポジション及び当グループのカウンターパーティの共有の特徴、ポジション又は一群のポジションの規模、リスク要因の変更に対するポジション又は一群のポジションの感応度並びに当該要因のボラティリティ及び相関性が含まれる。当グループの評価の際に重視すべき事項は、ポジションの取引市場の流動性並びにヘッジ又はその他の潜在的リスクの軽減要素の利用可能性及びその効果である。ヘッジ商品の価格は、常にポジションのヘッジにより変動するわけではなく、この不一致はベシス・リスクといわれる。

リスク集中は、リスク統制部門による更なる監督の対象となり、利用できる方法により当該リスクが削減されるか又は軽減されるか否かが判断される。特に、厳しい環境で生じた相関関係が当グループのリスク対応モデルにより予測される相関関係と大きく異なる場合、重大な損失が、資産クラス、ポジション及びヘッジにおいて発生する可能性がある。

信用リスク

信用リスクの主要な発生源

- 当グループの貸付エクスポージャーの相当部分は、居住用不動産及び収益をもたらす不動産を担保とした企業向け貸出金及び抵当貸付を提供するスイス国内のビジネスから生じているため、スイス経済の健全性に連動している。
- インベストメント・バンクにおける当グループの信用エクスポージャーの大部分は、投資適格とされている。融資引受活動は、一時的に集中的なエクスポージャーをもたらした。
- 当グループのウェルス・マネジメント事業は証券担保貸付及び抵当貸付を行っている。
- 非中核及びレガシー・ポートフォリオにおける信用リスクの大部分は、現金担保に基づいて実行されたデリバティブ取引及び証券化されたポジションに関連する。

測定、監視及び管理の手法の概要

- 各カウンターパーティとの取引から生じる信用リスクは、デフォルト確率、デフォルト時エクスポージャー及びデフォルト時損失率の当グループの推定値に従って測定される。当グループは、個々のカウンターパーティ及び関連するカウンターパーティのグループについて、バンキング商品及び取引商品を対象とする制限及び決済金額の制限を設けている。リスク統制権限は、リスク・エクスポージャーの金額及び内部の信用格付に基づき、取締役会によって承認され、グループ最高責任者、グループ・チーフ・リスク・オフィサー及び部門毎のチーフ・リスク・オフィサーに委任される。
- これらの制限は、債務の未払額だけでなく、偶発的なコミットメント及び取引商品に関する潜在的な将来のエクスポージャーにも適用されるものである。
- インベストメント・バンクに関する当グループの監視、測定及び制限の枠組みは、償還期限までの保有を意図するエクスポージャー（取得保有エクスポージャー）と、分配又はリスク移転がなされるまでの間の短期的保有を意図するエクスポージャー（一時的エクスポージャー）を区別している。
- 当グループはまた、ポートフォリオの信用リスク測定値（予想損失、統計的損失、及びストレス損失）を得るために当グループ全体及び事業部門のレベルでモデルを使用し、当グループ全体及び事業部門のレベル毎にポートフォリオ・レベルの制限を設けている。
- 顧客が同種の事業活動に従事している場合や、同一の地理的地域に拠点を置いている場合、又は顧客の契約上の義務の履行能力が経済的、政治的又はその他の条件の変化により同様の影響を受ける等、類似した経済的特徴を有している場合には、信用リスクの集中が発生する可能性がある。信用リスク集中を避けるため、当グループは、セクター・エクスポージャー、カントリー・リスク、及び特定の商品のエクスポージャーについて、ポートフォリオ及びサブ・ポートフォリオのレベルのリスク集中を制約する制限及び／又はオペレーショナル・コントロールを設けている。

当グループの信用リスク・プロフィール - IFRSの考え方

信用リスクに対する最大エクスポージャー

信用リスクに対する最大エクスポージャーは、貸借対照表に認識された信用リスクの対象となる金融商品の帳簿価額を含み、オフバランスシートの契約についての想定元本を含んでいる。

担保は、情報が入手可能な場合、公正価値で表示されている。不動産等のその他の担保については、合理的な代替値が使用されている。クレジット・デリバティブ契約及び保証等の信用補完は、その想定元本で含まれる。両方ともに、保証対象としている信用リスクに対する最大エクスポージャーが上限となるように設定されている。

本項で以下に記載される当グループ経営陣の内部見解に基づく信用リスクの補足的な見解は、一定の事項においてIFRSの要求事項と相違が生じる場合がある。

減損金融商品

2015年12月31日現在の減損金融商品の総額は、僅かに1億スイス・フラン増加した15億スイス・フランであった。担保の見積清算手取金並びに特定の引当金及び準備金の控除後における2015年12月31日現在の純減損資産は、前年度末の5億スイス・フランと比較して、6億スイス・フランであった。

減損の生じている貸出金

2015年12月31日現在の減損の生じている貸出金の総額（銀行預け金を含む。）は、前年度末の12億400万スイス・フランから僅かに増加し、12億2,600万スイス・フランとなった。このエクスポージャーの総額の多くは、スイス国内事業における貸出金に関連するが、インベストメント・バンクにおける、エネルギー・セクターへの貸付に関連して新たに生じた減損も反映している。減損の生じている貸出金が貸出金総額に占める割合は、変わらず0.4%を維持した。

2015年12月31日現在、減損の生じている貸出金のエクスポージャーに対する担保は、主に不動産と証券で構成されている。当グループの方針は、担保権を実行された不動産を可及的速やかに処分することである。担保権実行不動産について貸借対照表のその他の資産に計上された簿価は、2015年度末は4,400万スイス・フラン、2014年度末は4,300万スイス・フランであった。当グループは、金融資産の形式で保有する担保を迅速に、かつ公正とみなされる価格で清算するよう努力している。これにより当グループは、法律上認められる場合、秩序ある清算中に、自らの勘定で資産を購入しなければならない場合がある。

2015年12月31日現在の特定及び一般の貸倒引当金及び準備金は、僅かに800万スイス・フラン減少して7億2,700万スイス・フランとなった。これには、前年度から200万スイス・フラン減少した一般貸倒引当金600万スイス・フランが含まれる。

延滞しているが減損の生じていない貸出金

延滞しているが減損の生じていない抵当貸付金額は、抵当貸付ポートフォリオ全体の規模との比較では重大ではなかった。

当グループの信用リスク・プロフィール - 内部のリスク見解

本項に詳述するエクスポージャーは、IFRSの測定要件と一定の事項において相違する信用リスクに関する当グループ経営陣の内部見解に基づくものである。

当グループは、内部で信用リスク・エクスポージャーをバンキング商品及び取引商品の2つに大別している。バンキング商品は、実行済融資、未実行の保証及び貸出コミットメント、銀行預け金並びに中央銀行預け金から成る。取引商品は、店頭（OTC）デリバティブ、取引所取引デリバティブ（ETD）並びに有価証券貸借取引、レポ契約及びリバース・レポ契約で構成される証券金融取引（SFT）から成る。

バンキング商品

2015年12月31日現在のバンキング商品に係るグロス・エクスポージャーの総額は、コーポレート・センター・グループALMの中央銀行預け金残高における減少（インベストメント・バンクにおける年度末の融資引受エクスポージャーの増加により部分的に相殺された）を主な理由として、2014年度末の4,970億スイス・フランから4,850億スイス・フランに減少した。

ウェルス・マネジメント

ウェルス・マネジメントのバンキング商品に係るグロス・エクスポージャーは、ロンバード残高における顧客デレバレッジの結果、また、スイス・ブクト・ウェルス・マネジメントのモーゲージ・エクスポージャーをパーソナル&コーポレート・バンキングへ20億スイス・フラン転換した結果、2014年12月31日現在の1,180億スイス・フランから、2015年12月31日現在では1,110億スイス・フランまで減少した。

当グループのウェルス・マネジメントの貸出金ポートフォリオは主に、有価証券、居住用不動産及び現金により担保されている。2015年12月31日現在、有価証券により担保された貸出金の大部分（95%）は当グループの内部の信用格付に基づき投資適格とされる高い質を有するものであり、2014年12月31日現在から変更がなかった。

2015年12月31日現在のスイス以外の不動産によって担保される抵当貸付ポートフォリオは、前年度末の58億スイス・フランから増加し60億スイス・フランとなった。当該ポートフォリオは、貸出対総額比率（LTV）がヨーロッパにおいては56%、アジア太平洋地域においては42%という総合的に高い質を保った。

ウェルス・マネジメント・アメリカズ

ウェルス・マネジメント・アメリカズのバンキング商品に係るグロス・エクスポージャーは、融資の組成が増加したことにより、2014年12月31日現在の470億スイス・フランから、2015年12月31日現在の520億スイス・フランまで増加した。このエクスポージャーは、有価証券により担保された貸出金及び住宅ローン貸出金に大きく関連している。

有価証券により担保された貸出金のうち、2015年12月31日現在、96%が当グループの内部の信用格付に基づき投資適格とされ、2014年12月31日現在から変更がなかった。これらの投資適格貸付は、2014年12月31日現在は81%であったのに対し、2015年12月31日現在では貸付ポートフォリオ全体の80%を反映している。

抵当貸付ポートフォリオは主に、米国において提供される住宅ローンで構成される。2015年12月31日現在のグロス・エクスポージャーは、前年度末の76億スイス・フランから増加し84億スイス・フランとなった。当該ポートフォリオは、貸出対総額比率（LTV）58%という総合的に高い質を保ち、2014年から変更がなかった。当グループは、2009年に抵当貸付プログラムを開始してから、軽微な信用損失しか経験していない。当該ポートフォリオにおいて、最も集中している地域の上位5地域は、カリフォルニア（30%）、ニューヨーク（16%）、フロリダ（9%）、テキサス（4%）及びニュージャージー（4%）であった。

2015年12月31日現在の減損貸出金は、前年度末の2,600万スイス・フランから2,900万スイス・フランに増加しており、減損の大部分は、プエルトリコの地方債及び関連する投資信託によって担保される証券担保貸付枠に関するものである。

パーソナル&コーポレート・バンキング

2015年12月31日現在のパーソナル&コーポレート・バンキングのバンキング商品に係るグロス・エクスポージャーは、2014年12月31日現在から30億スイス・フラン減少して1,530億スイス・フランとなった。バンキング商品に係るネット・エクスポージャーも同じく30億スイス・フラン減少し、1,530億スイス・フランとなった。そのうち約64%（前年度末は63%）が投資適格であると格付けされた。そのエクスポージャーの80%超が0%から25%の最も低いデフォルト時損失率（LGD）のカテゴリーに区分された。

パーソナル&コーポレート・バンキングの貸出金ポートフォリオの総額の規模は、僅かに20億スイス・フラン減少し、1,360億スイス・フランとなった。2015年度末、このポートフォリオの94%が居住用及び商業用不動産を主とする担保により保証されている。無担保の総額のうち、66%は企業であるカウンターパーティへのキャッシュ・フローに基づく貸出に関するものであり、18%は政府機関への貸付に関するものであった。当グループの内部の信用格付に基づき、無担保貸付ポートフォリオの52%（前年度は53%）が投資適格であると格付けされた。

当グループのウェルス・マネジメント事業により組成されたスイス抵当貸付を含む当グループのスイス抵当貸付ポートフォリオについては以下に詳述する。

当グループのスイスの企業向けバンキング商品のポートフォリオは、2014年12月31日現在で255億スイス・フランだったのと比較して、2015年12月31日現在で合計244億スイス・フランとなったが、多国籍企業又は国内企業であるカウンターパーティに対する貸出金、保証及び融資コミットメントで構成される。当該ポートフォリオは多様な業界にわたっているが、これらのスイスのカウンターパーティは、一般的に自国の国内経済及び輸出（特に欧州連合（EU）と米国間）の相手国の経済に強く依存する。加えて、ユーロ/スイス・フラン間の為替相場は、スイス企業にとって重大なリスク・ファクターとなっている。2015年の当該ポートフォリオの貸倒引当金繰入額が低いまま維持されたのに対し、スイスの輸出経済の信用を考慮すると、継続的なスイス・フラン高はスイス経済に悪影響を与える可能性があり、そのことにより、当グループの国内貸付ポートフォリオの範囲内の複数のカウンターパーティに影響を与え、将来の貸倒引当金繰入額の水準の増大につながる可能性がある。

当グループのスイス住宅ローン貸出金及びスイスの企業向け貸出金の返済遅延率は、低い水準を維持している。延滞しているが減損の生じていない貸出金の貸出金全体に対する割合である返済遅延率は、企業向け貸出金については、2014年12月31日現在は0.6%であったのに対し、2015年12月31日現在では0.7%であった。

スイスの居住用及び商業用不動産を担保とする抵当貸付ポートフォリオは、引き続き当グループの最大の貸付ポートフォリオである。2015年12月31日現在1,380億スイス・フランであったこれらのモーゲージ・ローンは、主に当グループのパーソナル&コーポレート・バンキングが組成するが、ウェルス・マネジメントが組成するモーゲージ・ローンも含む。2015年12月31日現在、これらのモーゲージ・ローンの多くを占め

る1,240億スイス・フランについては、借り手が占有又は賃貸に出している居住用不動産に関連し、また、借り手に対する完全償還請求権がある。1,240億スイス・フランのうち、約880億スイス・フランが、借り手が占有する不動産に関連しており、平均LTV率は、2014年12月31日現在の52%と比較して、2015年12月31日現在では約51%であった。2015年度にこの部分につき新たに組成されたローンの平均LTVは、2014年度から変わらず62%であった。スイスの住宅ローン貸出金ポートフォリオの残りの360億スイス・フランは、借り手が賃貸に出している物件に関連し、当該ポートフォリオの平均LTVは、2015年12月31日現在で56%であり、2014年12月31日現在と比較して変更はなかった。2015年度に新たに組成されたスイス住宅ローン貸出金の平均LTVは、2014年度の55%と比較して57%であった。

スイス住宅ローン貸出金の総額の99%超は、例えば担保に付与される価値が20%低下したとしても、継続して担保不動産によりカバーされ、また、98%以上は、例えば担保に付与される価値が30%低下したとしても、担保不動産によるカバーが維持される。

アセット・マネジメント

2015年12月31日現在のアセット・マネジメントのバンキング商品に係るグロス・エクスポージャーは、10億スイス・フランを下回った。

インベストメント・バンク

インベストメント・バンクの融資業務の大部分は、企業及びその他のノンバンクに関連している。当該事業は幅広い業種をまたいでいるが、北米に集中している。

インベストメント・バンクのバンキング商品に係るグロス・エクスポージャーは、2014年12月31日現在の600億スイス・フランから、2015年12月31日現在の690億スイス・フランに増加した。エクスポージャーの増加は、年度末に向けての一時的な融資引受活動の増加によるもので、大部分が投資適格とされており、戦略的なM&Aによるものである。これらの投資適格エクスポージャーの分配が堅調であるのに対し、投資不適格市場の状況は、複数の低格付取引が計画通りに分配されず、当グループのシンジケーション向けエクスポージャーの水準で売りこむこととなる等、引き続き難しい状況となっている。これらのエクスポージャーは、取引のために保有され、年度末の市況を反映した公正価値であると分類されている。

インベストメント・バンクはこのポートフォリオに係る信用リスクを積極的に管理しており、2015年12月31日現在、企業及びその他のノンバンクへのエクスポージャーに対して、シングルネームのクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）のヘッジに76億スイス・フランを保有しており、2014年度と比較して13億スイス・フラン減少した。更に、インベストメント・バンクは、ストラクチャード信用プロテクションの劣後トランシェからのロス・プロテクション2億7,600万スイス・フランを保有していた。

2015年12月31日現在、引当金、準備金及びヘッジ控除後のバンキング商品に係るネット・エクスポージャー（銀行預け金の大部分及び中央銀行預け金を除く。）は、2015年度末における前述の高水準の融資引受によって、2014年度末の429億スイス・フランから530億スイス・フランに増加した。2015年度末において、当グループの内部格付に基づき、インベストメント・バンクのバンキング商品に係るネット・エクスポージャーの63%（前年度末は59%）は、投資適格であると格付けされた。また、インベストメント・バンクのバンキング商品に係るネット・エクスポージャーの多くは、デフォルト時損失比率が0%及び50%の間であると見込まれる。

商品価格が低いという現況により、エネルギー・セクターにおける特定のカウンターパーティに係るエクスポージャーは、現在、前期よりも多くのリスクを保有している。2015年12月31日現在、主に北アメリカにおける石油及びガス・セクターに対する当グループのバンキング商品に係るネット・エクスポージャーの合計は、資金を拠出しているエクスポージャー及び資金を拠出していないエクスポージャーを含めて、61億スイス・フランであった。このうち59億スイス・フランは、インベストメント・バンク内で記録され、残りはコーポレート・センター・非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ内のエクスポージャーであった。このうち25億スイス・フランは、インフラストラクチャーのような中流工程の下位セクターに関連していた。輸送による収益は主に手数料又は数量ベースによるため、当グループは当該セクターが低エネルギー価格に影響を受けにくいと予想している。当該中流工程に係るエクスポージャーのうち5億スイス・フラン未満が、当グループが投資不適格であると格付けているカウンターパーティに対するものである。開発・生産（E&P）の下位セクターに係るエクスポージャーは、20億スイス・フランを計上し、石油とガスとでほぼ同等に分かれていた。これは、長期化する商品の低価格に最も直接的にさらされていると当グループが考える下位セクターの一つである。当該E&P関連エクスポージャーの最大の構成要素は、当グループが投資不適格

と格付けしているカウンターパーティについての準備金ベースの貸付であり、確定埋蔵量により保証され、通常は半期ベースで再評価される。精製関連エクスポージャーは合計8億スイス・フランとなり、大部分が資産ベースの貸付であった。当グループの統合された下位セクターに係るエクスポージャーは5億スイス・フランで、全体的に高い投資適格に当グループが格付けしているカウンターパーティについてのものである。サービス・供給下位セクターに係るエクスポージャーは4億スイス・フランであった。また、当グループは、開発活動及び生産活動の水準により収益が変動し、一般に担保が、困難な状況下において回収可能な価値の低い装置であるため、当該下位セクターが、長期化する商品の低価格に最も直接的にさらされている下位セクターのうちの一つであると考える。

2017年度末までを通じて、1バレル当たり25米ドルの推定平均石油価格を用いて、当グループは、当グループが追加で約1億スイス・フランの貸倒引当金繰入額を負担する可能性があるとして予測している。当該予測に至るにあたって、当グループは、特に、開発及び生産セグメントにおける準備金ベースの貸付を支えるため担保に入れられた石油及びガスの埋蔵量の価値の低下により予測される影響を検討し、油田施設セグメントについてのより高いデフォルト率及び低回復を想定し、その他重要な想定を行った。当グループは、長期間に及ぶ低調なエネルギー価格についていかなる広範囲のマクロ経済的影響も考慮に入れておらず、また、間接的影響も考慮していない。これらの要素の全てが、当該予測よりも著しく高いか又は低いことにより実際の損失をもたらす可能性があり、実際の損失を認識する時期についての確実性はない。

2015年12月31日現在、当該エネルギー関連エクスポージャーに関する個別引当金は合計4,000万スイス・フランであった。長期間にわたる低調なエネルギー価格は、将来の当グループのポートフォリオの当該下位セクターにおける貸倒引当金繰入額の増加をもたらす可能性がある。

コーポレート・センター - グループ資産・負債管理

コーポレート・センター - グループ資産・負債管理（グループALM）のバンキング商品（主に資金業務に関連して生じる。）に係るグロス・エクスポージャーは、130億スイス・フラン減少して970億スイス・フランとなった。これは主に、グループALMで一元管理されている当グループの高品質かつ流動的資産のリバランスによって、中央銀行預け金が140億スイス・フラン減少したことによる。

取引商品

店頭デリバティブに係るエクスポージャーは、SFT及びETDに係るエクスポージャーと同様、取引商品に含まれる。マスター・ネットリング契約の影響後の取引商品により生じる信用リスク（信用評価調整及びヘッジ前）は、2015年12月31日現在、40億スイス・フラン減少して450億スイス・フランとなった。店頭デリバティブは220億スイス・フランを占め、また、SFTからのエクスポージャーは140億スイス・フラン、ETDエクスポージャーは80億スイス・フランであった。店頭デリバティブに係るエクスポージャーは、通常、法的強制力を有するネットリング契約の適用並びに現金及び担保として保有される市場性のある有価証券の控除後の借方の再調達価額純額として測定される。SFTエクスポージャーは、受領担保を勘案のうえ計上され、ETDエクスポージャーは、委託証拠金請求が考慮されている。

合計350億スイス・フランの取引商品エクスポージャーの大部分が、インベストメント・バンク、非中核的及びレガシー・ポートフォリオ並びにグループALMにおけるものである。このうち3億スイス・フランが、大部分が投資適格と格付けされたエネルギー・セクター内のカウンターパーティに関連していた。取引商品に関するカウンターパーティ・リスクは、カウンターパーティのレベルで管理されるため、インベストメント・バンク並びに非中核的及びレガシー・ポートフォリオ及びグループALMにおけるエクスポージャーとの間で更に分割されることはない。取引商品エクスポージャーは、インベストメント・バンク並びに非中核的及びレガシー・ポートフォリオにおける店頭デリバティブに係るエクスポージャー160億スイス・フランを含む。前年から50億スイス・フラン減少したが、これは主に非中核的及びレガシー・ポートフォリオにおける当グループの継続中の削減活動及びインベストメント・バンクにおける顧客の影響による削減によるものである。SFTエクスポージャーは、主にインベストメント・バンク及びグループALMの範囲内で生じるが、140億スイス・フランを計上し、ETDエクスポージャーは60億スイス・フランであった。

信用リスクの軽減

当グループは、エクスポージャーに対する担保設定及びクレジット・ヘッジの活用により、ポートフォリオに内在する信用リスクを積極的に管理している。

不動産を担保とする貸付

当グループは、スイスのモーゲージ・ローンを組成又は変更する際の与信決定をサポートする標準的なフロント部門からバックオフィスまでのプロセスの一環としてスコアリング・モデルを使用している。収益総額に応じた支払能力の計算及び貸出対総額比率（LTV）がこのモデルにおける二つの重要な要素である。

支払能力の計算については、利息支払、最低償却費要件、発生する可能性がある物件の維持費及び物件が賃貸されることが予想される場合の賃料収入が考慮される。利息支払予測については、予め定められた枠組みが用いられ、ローンの対象期間中に金利が著しく上昇する可能性を考慮して見積もられる。

借り手が占有する不動産に関して標準的な承認プロセスにおいて許容されるLTVの上限は、80%である。休暇用使用物件及び高級物件については、この上限が60%に下がる。借り手が賃貸に出している不動産に関して標準的承認プロセスにおいて許容されるLTVの上限の範囲は、不動産の種類、不動産の築年数及び必要となる改修工事の規模に応じて60%から80%である。

UBSは、内部で算出される評価、購入価格及び場合によっては更なる外部評価から決定された最低評価に従って各物件の評価をしている。

当グループは、所有者が占有している居住用不動産（ORP）及び収益をもたらす不動産について、代表的なベンダーによって提供される不動産の評価を得るためのモデルを二つ別々に使用している。当グループは、ORPについては、回帰モデル（ヘドニック・モデル）を使用して各不動産の性質の詳細を不動産取引のデータベースと比較し、不動産の現在価値を見積もる。モデルによって得られた価値に加えて、ORPの評価は、地域特有の不動産価格指数を用いて、ローンの対象期間を通じて四半期毎に更新される。当該価格指数は、外部のベンダーから提供され、内部検証及び他の外部ベンダー2社をベンチマークとする比較検証が行われる。当グループは、全てのORPに関して指数に連動させたLTVを計算するために毎年これらの評価を使用し、よりリスクの高い貸出金を特定するためにその他のリスク測定値（格付マイグレーション及び行動情報等）とともに検討し、特定されたリスクの高い貸出金は、顧客アドバイザー及びクレジット・オフィサーによって個別に見直され、必要とみなされる場合には対応策がとられる。

収益をもたらす不動産については、資本還元モデルを使用して、様々な特質に基づいたキャップレートをを用いて将来継続する収入の見積もりを割り引くことにより不動産の評価を決定する。これらの特質は、市場及び所在場所のデータ（空室率等）、ベンチマーク（管理費について等）その他の標準的に入力される一定のパラメーター（不動産の条件等）等、地域的特質及び不動産に固有の特質を考慮する。不動産からの賃料収入は最低でも3年に一度見直されるが、賃料収入額や空室率の著しい変動によっては、中期における再評価が行われることがある。

これらのモデルに関して市場の動向を考慮するために、外部のベンダーは、定期的にパラメーターの更新及び/又は各モデルの構造の改良を行う。モデルの変更及びパラメーターの更新は、当グループの内部で開発されたモデルと同じ検証手続の対象となる。

当グループは、貸出金のアフォードビリティ及び担保の充分性を確保するために、当グループのウェルス・マネジメント・アメリカズのモーゲージ・ローンの審査ガイドラインを同様に適用する。

これらガイドラインには、不動産の種類ごとの貸出金額の上限、満期及びLTVの制限、返済比率の制限、提案する貸出金額に必要な準備金割合、並びに適切なクレジット・スコア・ガイドラインが含まれる。標準的な承認プロセスにおいて認められるLTVの上限は、不動産の種類及び貸出金の全体の規模に応じて45%から80%の範囲とされる。

その他の形式の担保により保証されるエクスポージャー

ロンバード・ローン及び証券金融取引等のその他の貸付は、適格で市場性のある有価証券、保証及びその他の形式の担保の差入れを担保とする。担保として適格とされる金融資産の主なものには、流動性があり活発に取引される譲渡可能有価証券（社債及び株式等）並びに承認された仕組商品等その他の譲渡可能有価証券で一定の価格が入手可能であって当該有価証券の発行体により市場が提供されているものが含まれる。

当グループは、担保のリスクを反映し、「貸付価値」を得るためにディスカウント（ヘアカット）を用いる。

適格な市場性のある有価証券に関するヘアカットは、一定のクローズアウト期間及び信頼水準において起こりうる市場価格の変化をカバーするために計算される。仕組商品及び特定の社債等の流動性が低い金融商品並びに償還期間の長い商品に関しては、流動性の高い金融商品と比較してクローズアウト期間はより長くなることから、ヘアカットもより高くなる。現金、生命保険及び保証/信用状に関しては、ヘアカットは個別の商品/クライアント毎に決定される。

更に当グループは、部門レベルで差し入れられた担保物全体にわたり集中リスクを検討し、当グループ全体を範囲とする集中度の再検討を追加的に行う。単一の有価証券、発行体若しくは発行体グループ、産業分野、国、地域又は通貨に担保が集中することによって、リスクの増加及び流動性の減少が生じる場合がある。その場合、それに従って担保の貸付価値、証拠金請求及びクローズアウトのレベルが調整される。

エクスポートと担保の価値は、信用エクスポートが十分な担保によって継続的にカバーされることを確保するために、毎日監視される。貸付価値がエクスポートを下回ると不足が生じる。不足が所定のトリガーレベルを下回った場合証拠金請求が実行され、追加の担保提供、エクスポートの削減又はエクスポートを担保の貸付価値に合わせるためのその他の行為の実施を顧客に要求する。不足が拡大する場合、又は要求された期間内に不足が修正されない場合、清算が実行され、当該清算を通じて、担保の現金化、デリバティブのオープンポジションの清算及び保証又は信用状の支払請求が実行される。

更に当グループは、担保により保証されたエクスポートのストレス・テストを実施して、担保の価値を大幅に減少させること若しくは取引商品のエクスポートを増加させること、又はその両方により、担保の不足及び無担保のエクスポートのリスクを増加させることとなるような市場事象をシミュレーションする。

店頭デリバティブは、実務的に可能な場合にはセントラル・カウンターパーティ（CCP）を通じて行われる。CCPが利用されない場合には、当グループは、支払不能の場合には関連管轄区域において契約が強制力を有するという法律意見書の要求を含む、ネットティング契約及び担保契約の締結に係る手続きを明確に定めている。通常取引は国際スワップデリバティブ協会（以下「ISDA」ともいう。）又はISDAに相当する機関の二者間のマスター・ネットティング契約に基づいて行われ、債務不履行の場合には全取引の清算及びネットティング決済が認められる。更に当グループは、主要な市場参加者であるほとんどのカウンターパーティについては、相互担保差入れ契約を使用することがあり、当該契約の下では、エクスポートが所定のレベルを上回った場合には、いずれの当事者も、現金又は市場性のある有価証券（通常高格付の国債に限定される。）の形で担保を提供するよう要求される可能性がある。

クレジット・ヘッジ

当グループは、シングルネームのクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）、クレジット・インデックスCDS、オーダーメードによるプロテクション及びその他の金融商品を用いて、インベストメント・バンク並びに非中核的部門及びレガシー・ポートフォリオの信用リスクを積極的に管理する。これは特定のカウンターパーティ、セクター又はポートフォリオからのリスク集中を低減することを目的とする。

当グループは、リスクを軽減するために、クレジット・ヘッジの考慮について厳格なガイドラインを維持している。例えば、当グループはカウンターパーティの限度額に対するエクスポートを監視する際、通常、プロキシ・ヘッジ（相関性があるが異なる銘柄に対する信用プロテクション）又はインデックスCDS等の信用リスク軽減策を認めていない。信用プロテクションを購入することにより、プロテクション提供者に対する信用エクスポートが発生する。当グループは、信用プロテクション提供者に対するエクスポート、及びクレジット・ヘッジの有効性を、関連するカウンターパーティに対する当グループ全体の信用エクスポートの一部として監視している。これには、貸付ポートフォリオをヘッジするために購入された信用プロテクションに関しては、購入された信用プロテクションの満期と関連する貸付金の満期との間のミスマッチの監視が含まれる。このようなミスマッチはベース・リスクに繋がり、信用プロテクションの有効性を低減させる可能性がある。ミスマッチはクレジット・オフィサーに定期的に報告され、必要と判断されたときには軽減措置が講じられる。

決済リスクの軽減

当グループは、決済リスクを軽減するために、カウンターパーティとの多国間協定及び二者間協定（ペイメントネットティング等）を利用して、実際の決済高を減少させている。

当グループの決済リスクの最も重要な発生源は、外国為替取引である。当グループは、外国為替決済機関である多通貨同時決済のメンバーであり、取引は同時決済ベースで決済され、外国為替関連の決済リスクは取引量に比較して大幅に削減されている。しかし、外国為替取引に係る信用リスク（決済前の外国為替相場の変動に起因するもの）は、多通貨同時決済のメンバーであること及びその他の手段による決済リスクの緩和によって完全には排除されず、店頭デリバティブ商品の信用リスク管理全体の一部として管理される。

信用リスクモデル

当グループは、現在のポートフォリオに潜在する将来の貸倒引当金を見積もるための手段及びモデルを開発してきた。

各カウンターパーティへのエクスポージャーは、一般に認められた三つのパラメーターに基づいて測定される。すなわち、デフォルト確率（PD）、デフォルト時損失率（LGD）及びデフォルト時エクスポージャー（EAD）である。これら三つのパラメーターによって一定の信用枠に対する予想損失を得る。かかるパラメーターは、信用リスクの内部測定が多くについて基礎となるものであり、また、自己資本比率に関する国際統一基準を規定するバーゼル 枠組みの先進的内部格付手法に従って規制上の資本を計算する際の重要な入力情報である。当グループはまた、ポートフォリオの信用リスク測定値（予想損失、統計的損失、及びストレス損失）を得るためにモデルを使用する。

デフォルト確率

デフォルト確率（PD）は、カウンターパーティが今後12ヶ月の間に契約上の義務の不履行を起こす可能性を予測するものである。PDは、信用リスクの測定のために用いられ、信用リスクの承認権限を定める際の重要な入力情報である。

PDは、様々な区分のカウンターパーティに合わせた評価ツールを用いて評価される。当グループの多くの法人顧客及び不動産抵当貸付金のPDは、債務者の重要な特質に基づき統計的に開発されたスコアカードを用いて決定される。入手可能な場合には、大企業のカウンターパーティのPDを得るために市場データも用いられる。ローン・ローンに対する当グループの格付手法においては、担保证券の価値の潜在的变化を考慮したマートン型モデルのシミュレーションが用いられる。これらの区分は更に、各カウンターパーティ間のデフォルト確率の一貫性ある評価を確保するために策定された、当グループ内部の信用格付スケール（マスタースケール）に調整される。当グループのマスタースケールは、当グループが様々な評価ツールを用いて明確なクラス分け（各クラスにはデフォルト確率の範囲が組み込まれる。）に基づいて決定した1年間のデフォルト確率を表したものである。カウンターパーティは、当グループによるPDの評価の変動に伴い、評価クラス間を移動する。

デフォルト時損失率

デフォルト時損失率（LGD）は、デフォルトがある場合に起こりえる損失の度合いである。LGDの推定値には、元本及び利息の損失、並びにその他の金額（ワークアウト期間中の減損ポジションの負担費用を含むワークアウト費用等）等の回収の可能性が低いものが算入される。当グループは、デフォルトが発生したカウンターパーティに対する債権の回収可能性（カウンターパーティの種類及び担保又は保証による信用軽減に依拠）に基づいて、LGDを算定する。当グループの推定値は、社内の損失データ及び外部の情報（入手可能な場合）で裏付けを行っている。市場性のある有価証券や担保不動産等の担保がある場合には、貸出対総額比率もLGD算定の重要なパラメーターとなる。

デフォルト時エクスポージャー

デフォルト時エクスポージャー（EAD）は、発生する可能性があるデフォルト発生時にカウンターパーティが支払うべき予想金額を表したものである。EADは、カウンターパーティに対するカレント・エクスポージャー及びその潜在的な将来の動向から求められる。

貸出金のEADは、当該貸出金の実行金額又は額面金額である。融資コミットメント及び保証については、EADには、実行金額のほか、将来実行される可能性がある潜在的金額（過去の観測実績に基づいて見積られる。）が含まれる。

取引商品については、シナリオ及び統計的技法を用いて様々な時点における潜在的なエクスポージャーの増減範囲をモデリングして、EADを求めている。他社が当グループに又は当グループが他社に支払う純額が、当グループのポジションの清算に要するであろう潜在的期間における市場動向の影響を考慮した上で評価される。取引所取引デリバティブのEADは、委託証拠金請求を勘案して算出される。与信限度に対する各カウンターパーティのエクスポージャーを測定する場合、当グループは、高い信頼水準で測定された最大期待エクスポージャーを考慮に入れている。ただし、ポートフォリオ・リスクを測定するために異なるカウンターパーティへのエクスポージャーを合算する際には、一定の対象期間（通常1年間）における各カウンターパーティへの期待エクスポージャー（同じモデルにより算定されたもの）を使用している。

カウンターパーティの信用度に影響を与える要因と、当グループの取引商品のエクスポージャーの潜在的な将来価値に影響を与える要因との間に実質的な相関関係がある場合（誤方向（ウロング・ウェイ）リス

ク)には、当グループは当該エクスポージャーを評価しており、またこのようなリスクを軽減する特別な管理方法を定めている。

予想損失

貸倒引当金は事業運営に内在する費用であるが、その発生は不規則で金額は大きく変動する。当グループは、現在のポートフォリオに潜在する将来の貸倒引当金を数値化するため、予想損失の概念を使用している。

予想損失は統計的評価基準の一つであり、ポジションの減損により発生が期待される平均年間費用を見積もるために使用されている。一定の信用枠にかかる予想損失は、上記の三つの構成要素（PD、EAD及びLGD）の商品である。ポートフォリオ全体の予測貸倒引当金は、各カウンターパーティの予想損失額を合算して算出する。

予想損失は当グループの全ポートフォリオの信用リスクを定量化するための基準であり、ポートフォリオの統計的損失及びストレス損失の測定の起点でもある。

当グループは、ある1年間における当グループの信用ポートフォリオ毎の損失プロフィールを特定の信頼水準で測定するため、統計的モデリング手法を使用している。この損失配分の平均値が予想損失である。平均値から逸脱している損失推定値は、デフォルトが発生しているカウンターパーティにおける統計的不確実性及びセグメント内（及びセグメント間）のカウンターパーティ間の体系的なデフォルト関係に起因する。また統計的測定は、個々のカウンターパーティ及びカウンターパーティ・グループへの集中リスクに敏感に反応する。この結果は当グループのポートフォリオのリスク水準及びその長期的動向を示すものである。

ストレス損失

当グループは、統計的モデリング手法をシナリオに基づくストレス損失評価基準によって補完する。ストレス・テストは、主な信用リスク・パラメーターの大幅な悪化が仮定された、当グループのポートフォリオに対する極端であるが妥当と思われる事象に関する潜在的影響を監視するために、定期的実施される。当グループが適切であるとみなす場合には、これを基準に制限を適用している。

ストレス・シナリオ及び方法論は、ポートフォリオの性質に適応し、地域毎に着目された世界的なシステミック事象にわたり、保有期間によって異なる。例えば、当グループの融資引受ポートフォリオについては、当グループは、ローン・シンジケーションの市場の凍結、市況の著しい悪化及び信用度の悪化が同時に発生するような世界的な市場事象を適用する。同様に、ロンボード貸付については、全ての担保の流動性及び潜在的な集中を考慮して、あらゆる担保及びエクスポージャーについてのポジションに瞬時に影響するような市場の衝撃に相当する範囲内でのシナリオを適用する。当グループのスイスにおける抵当貸付事業のポートフォリオ別のストレス・テストは、複数年にわたる事象を反映する。国際的なホールセール及びカウンターパーティに関する企業の信用リスクの包括的なストレス・テストでは、1年間の世界的なストレス事象を用い、単一のカウンターパーティへのエクスポージャーの集中を考慮する。

信用リスクモデルの確認

当グループのモデル確認の手法には、ポートフォリオにおける構造的な変化及びバック・テストの結果の監視等の量的な方法、並びにモデルのパフォーマンス及び信頼性を示す実践的な指標としての、モデルの出力に関するユーザーからのフィードバック等の質的な評価の両方が含まれる。

ポートフォリオの構造の重大な変化によって、モデルの理論的健全性が無効になる場合がある。そのため、当グループは、ポートフォリオの推移を定期的に分析してポートフォリオの構造の変化及び信用度を特定する。これには、重要な特徴の変化、ポートフォリオ集中測定の変化、及びRWAにおける変化の分析が含まれる。

バック・テスト

当グループはエクスポージャー・モデルのパフォーマンスをバック・テストとベンチマーキングによって監視しており、これらによって、当グループの内部実績及び外部から観察された実績に基づいて、モデル結果が実際の結果と比較される。店頭デリバティブ、ETD商品等の取引商品についての信用エクスポージャー・モデルを予測する当グループの能力を評価するため、当グループは、異なる予測期間において予測された将来のエクスポージャー分布と実現した価値とを統計的に比較する。

PDについては、当グループは統計的モデリングを用いてデフォルトの数値の予測分布を導き出す。当該分布と観察されたデフォルトの数を比較することによって、モデルの保守性における統計的な信頼水準とともに平均的なデフォルト率の上限及び下限を導き出す。ポートフォリオの平均PDが当該範囲の外にある場合には、原則的に評価ツールが再調整される。

LGDについては、バック・テストは、観察されたLGDと予測されたLGDの間の平均差がゼロであるか否かにつき、統計的に検査される。検査に不合格となる場合は、当グループの予測したLGDが低すぎるという証拠となる。このような場合、相違が予測から外れたものであるときには、モデルは再調整される。

企業のカウンターパーティに対する未実行の貸付枠に関するEADの算出において用いられるクレジット・コンバージョン・ファクター（CCF）は、貸付枠の契約上のいくつかの要因に依存する。当グループは、予測引出金額とデフォルトが発生したカウンターパーティについて観察された当該貸付枠の過去の利用状況を比較する。統計的に重大な逸脱が観察される場合には、関連するCCFは再定義される。

当年度におけるモデル及びモデル・パラメーターの変更

当グループは、モデルを改良して市場の推移及び入手可能な新しいデータを反映させる取組みを継続しており、その一環として、2015年度中にいくつかのモデルが変更された。スイスの中小企業の顧客に対しては、変更された評価ツールが2015年に用いられた。これには、追加のレーティング・ドライバーとしての行動に係る情報が含まれている。更に、当該評価ツールは、拡大したデータ履歴に基づき再調整される。

銀行及びレバレッジされた企業向けに変更された評価方法は、カウンターパーティの経済的特徴及び債務不履行事由との間での実証的な回帰分析に基づく純粋に定量的な評価をストラクチャード・クオリティティブ・オーバーレイに結びつけることにより導入された。これにより、リスク・オフィサーの専門家としての意見を評価に含めることが見込めるようになった。必要な場合には、モデル及びモデル・パラメーターの変更は、導入の前にスイス金融市場監督当局（FINMA）によって承認がなされた。

延滞している不履行の減損債権に対する方針

店頭デリバティブ等の公正価値ベースで計算される商品については、信用の低下は信用評価調整(CVA)を通じて認識され、従って、これらの商品は以下の減損の枠組みに服さない。

償却原価で計算される債権（貸出金、補償、貸出コミットメント又はSFT）は、契約上の返済が契約上の支払日までに行われないうちに延滞とみなされる。これには、与信枠を超えたアカウント当座貸越が含まれる。延滞している債権は、当グループが債権の契約条件に基づいて支払われるべき金額を全額回収できると予想する場合には、減損が生じているとみなされていない。

延滞している債権は、利息、元本又は手数料の支払が90日を超えて延滞している場合に不履行とみなされる。更に、倒産手続／強制清算が開始した場合、又は金利の優遇、支払期日の延長若しくは劣後等の優先的な条件で債務が再構築された場合に、債権は不履行と分類される。不履行の債権は、当グループの内部の信用格付スケールに基づきカウンターパーティにデフォルトが発生したと評価される。

個々の債権は、個々の減損の評価に従い、貸倒損失が成立する場合に、減損が生じているものと分類される。従って、履行及び不履行の両方の貸出金について減損が生じていると分類される可能性がある。

再構築された債権

当グループは、カウンターパーティのデフォルトを防ぐための債権再構築の一般的な方針を運用しない。再構築が行われる場合には、当グループは個別に評価する。デフォルトを防ぐために再構築により付与される典型的な性質の条件には、特別金利、利息若しくは元本の支払の延長、返済計画の変更、劣後化又は貸出金の支払期日の変更が含まれる場合がある。

貸出金が優先的な条件で再構築される場合（すなわち、債務者の質及び貸出金の種類に関する現行の通常の市場基準を満たさない新しい条件が合意される場合）も、債権は不履行と分類され、カウンターパーティにデフォルトが発生したと評価される。これは、貸出金が回収若しくは償却されるまで、又は償却若しくは優先的な条件に代わる非優先的な条件が承認されるまで継続し、個別に減損が生じていると評価される。

個別の減損評価及び総合的な減損評価

減損の兆候がある場合、債権は、減損について個別に評価される。それ以外の場合においては、債権は単一の総合的な減損評価に含まれる。

個別の減損評価

不履行の状態は、貸出金について減損の兆候があるとみなされることから、不履行の債権は、減損について個別に評価される。しかし、減損分析は、その他の客観的証拠が貸出金の減損の可能性を示唆している場合、不履行の状態にあるか否かを問わず実施される。現在の又は今後のキャッシュ・フローに影響を与える事象は、減損を示唆している可能性があり、これによりリスク・オフィサーが評価を実施する可能性がある。かかる事象とは、() 貸付価値(証券及び不動産)の下落による担保の著しい不足、() 貸出金のエクスポージャー又はデリバティブ・エクスポージャーの増加、() 顧客の著しい財政困難並びに() 顧客の倒産の高確率、債務の支払猶予、又は財務再編等の事象を言う。

個々の債権は、借り手の総合的な経済状況、資源及び支払記録、契約上の保証人からの援助の見込み並びに担保の実現可能価額(適用があれば)を基に減損について評価される。回収可能額は関連する全てのキャッシュ・フローから決定され、回収可能額が債権の帳簿価額を下回る場合には債権は減損が生じているとみなされる。

当グループは、減損債権の簿価が、IFRSの要件に従って決定されるプロセスを定めた。当グループの評価プロセス及び処理契約に適用される与信管理は、償却減価と公正価値において測定される信用商品について同一である。当グループの処理戦略及び回収可能見積額は、当グループの信用権限に従い個別に承認されている。

総合的な減損評価

類似する信用リスク・プロフィールを有し、償却原価で計上されている債権ポートフォリオについて、かかるポートフォリオに個別に特定できない減損債務が含まれているかを考慮するために当グループはこれを評価する。前述の方針に基づいて減損事由の発生とその特定との時間差をカバーするため、当グループは、トリガー事由と各減損の特定との間の平均期間中に当該ポートフォリオの予想損失に基づき、一般貸倒引当金を設定する。

当グループは更に、全てのポートフォリオに関して、事由に起因する減損をもたらす可能性があるが直ちに明らかにはならない、何らかの動向があるか否かを評価している。かかる事由は、天災若しくは国家の危機等のストレス状態であるか、又は法的環境若しくは規制環境の重大な変化から発生する可能性がある。当グループは、総合的な減損が存在するか否かを判断するため、最も不安定な国々を定期的に評価し、また特定の潜在的な減損事由の影響について検討するために、一連の世界的経済要因を使用している。

減損の認識

財務書類における減損の認識は、当該債権の会計処理により異なる。償却原価で計上されている債権の減損は、引当金の設定、又は保証及び融資のコミットメント等帳簿外項目の場合には準備金により認識され、いずれも損益計算書の貸倒引当金繰入額に計上される。公正価値で計上されるデリバティブ等の商品については、信用度の悪化は損益計算書のトレーディング収益純額に信用評価調整として認識される。

市場リスク

市場リスクの主な原因

- 市場リスクは、当グループのトレーディング業務及び非トレーディング業務の両方から発生する。
- トレーディング市場リスクは、主に、当グループのインベストメント・バンクにおけるマーケット・メイキング及びクライアント主導目的の証券及びデリバティブ取引に関連して、非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおける残存ポジションから、並びにウェルス・マネジメント・アメリカズにおける当グループの地方債トレーディング業務からも発生する。
- 非トレーディング市場リスクは、その大部分は、資金業務に加え、当グループのウェルス・マネジメント業務における当グループのパーソナル・バンキング及び貸付、スイスにおけるパーソナル及びコーポレート・バンキング業務並びにインベストメント・バンキングの貸付業務に関連する金利リスク及び為替リスクの形で発生する。
- コーポレート・センター - 資産・負債管理(グループALM)は、金利リスク及び構造的為替リスク管理の過程における市場リスク並びに当グループの流動性及び資金調達プロフィールの市場リスクを仮定する。

- 株式及び債券投資もまた、当グループの確定給付型年金制度等の従業員給付が一部の側面においてそうであるように、市場リスクを発生させる可能性がある。

測定、監視及び管理手法の概要

- 市場リスク制限は、市場リスクの性質及び重大性を反映させながら、当グループ、事業部門及びコーポレート・センターごとに、様々な業務分野において細かく設定される。
- 当グループの主要なポートフォリオの市場リスク測定法は、流動性調整ストレス（LAS）損失及びバリュー・アット・リスク（VaR）である。これらは、双方ともに当グループの全ての事業部門について共通で、かつ、取締役会（BoD）が承認した制限に服している。
- かかる測定法は、一般的及び特定の市場リスク要因に係る集中度及び細かい制限によって補完される。当グループのトレーディング業務は、複合された市場リスク制限に服する。これらの制限では、市場の流動性及びボラティリティ、利用可能な業務遂行能力、及び評価の不透明さの程度を、また当グループのシングルネーム・エクスポージャーについては発行体の信用度を考慮している。
- 発行体リスクは、ジャンプ・トゥ・ゼロ測定法に基づき、事業部門レベルで適用される制限によって管理される。ジャンプ・トゥ・ゼロ測定法とは、当グループの最大デフォルト・エクスポージャー（債務不履行事由の場合の損失の回復はゼロと仮定する。）を測定するものである。
- 非トレーディング為替リスクは、グループALMが管理する連結資本業務を除き、市場リスク制限に基づいて管理される。

当グループのトレジャリー・リスク統制部門の役割は、資金業務関連のリスク負担の許容度を定める全体的なリスクの枠組みを当グループ全体に適用することである。この枠組みの重要な要素は、取締役会（BoD）が定める、全体にわたる経済価値感応度の限度である。この限度は、パーゼル 普通株式Tier 1（CET1）自己資本に連動しており、金利リスク、為替リスク及び信用スプレッドから発生するリスクを考慮する。更に、受取利息純額の金利リスクの変動に対する感応度は、市場予想金利に基づき受取利息純額の見通し及び変動性を分析するために、当グループのチーフ・エグゼクティブ・オフィサーが定める目標に対して監視される。この限度はまた、当グループのCET1資本及びCET1資本比率における為替変動の影響のバランスを取るために、取締役会（BoD）によって定められる。非トレーディング金利及び為替リスクは、当グループ全体の統計的及びストレス・テスト基準に含まれ、当グループのリスク選好の枠組みに含まれる。

株式及び債券投資は、業務管理及びリスク管理部門による新規投資の事前承認並びに定期的な監視及び報告等の広範なリスク管理に服する。これらも、当グループ全体の統計的及びストレス・テスト基準に含まれ、当グループのリスク選好の枠組みに含まれる。

当グループの事業活動から発生する市場リスク・エクスポージャー

実際面では、とりわけバンキング勘定に分類されるポジションについて、当グループは、例えば貸出金と預金との間で発生するような、貸借対照表上の項目間の自然なリスクの相殺を考慮に入れて、残存エクスポージャーを管理する。規制上のトレーディング勘定における市場リスクを実証するために必要な資本金額は、FINMAによって承認される様々な手法を用いて計算される。市場リスクRWAの構成要素は、バリュー・アット・リスク（VaR）、ストレスVaR（SVaR）、VaRにおいて潜在的に完全にモデル化されないリスクに対する追加額、増分リスク費用（IRC）、相関ポートフォリオに係る包括的リスク賦課（CRM）、及びトレーディング勘定中の証券化ポジションに係る証券化の枠組みである。

市場リスク・ストレス損失

当グループは、当グループの市場リスクを、主に非統計的な測定法及びこれに付随する限界という包括的な枠組みを通じて測定し、管理する。これには、極端ではあるが生じうる事象が発生した場合に生じる損失が当グループのリスク選好を超えないようにするために当グループが継続的に評価をする、広範囲に及ぶ一連のストレス・テスト及びシナリオ分析が含まれる。

流動性調整ストレス

当グループ全体の市場リスクに係るストレス損失を測定する当グループの主な手法は、流動性調整ストレス（LAS）である。LASの枠組みは、一定のストレス・シナリオのもとで発生しうる経済的損失をとらえることをねらいとする。これは、一部は、下記に説明するように、管理及び規制上のVaRに用いられる標準的な1日間及び10日間の保有期間という仮定を、流動性調整保有期間に置き替えることによって達成される。そ

の次に、特定のシナリオにより得られた流動性調整保有期間にわたり、予想市場動向に基づいてポジションにショックをかける。

LASに用いられる保有期間は、ストレス環境における主要なリスク要因各々におけるポジションのリスクを減少又はヘッジするのにかかる時間を反映して調整されるが、その際、当該ポジション限度を最大限まで利用するものと仮定する。保有期間は、危険の認定及びそれに対する反応は必ずしも即時ではないという事実を反映して、観測された流動性レベルを問わず最低期間を設ける。

予想市場動向は、過去の事由の分析に基づく過去の市場行動と、過去に発生したことの無い、決められたシナリオを考慮した将来予測に関する分析を組み合わせ導き出される。

LASに基づく限度は、当グループ全体、事業部門及びコーポレート・センター、事業領域及びサブ・ポートフォリオといった、多くのレベルで利用される。更に、LASは、当グループの総合ストレス・テストの枠組みの中核的な市場リスク要素を構成し、それゆえに当グループの全体的なリスク許容度の枠組みにとって不可欠である。

バリュー・アット・リスク

VaRの定義

バリュー・アット・リスク（VaR）は市場リスクの統計的測定法であり、設定された信頼水準において、定められた期間（保有期間）にわたり、潜在的に発生しうる市場リスクによる損失を表す。この測定法では、定められた期間中に当グループのトレーディング・ポジションに変更がないことを前提としている。

当グループはVaRを、毎日ベースで、市場リスク要因の過去の変動を当グループの現在のポジションに直接当てはめて（ヒストリカル・シミュレーション法）算出する。当グループは、信頼水準及び保有期間の違いを考慮するが、内部管理及び市場リスクに係る規制上の所要自己資本の決定の両方の目的に単一のVaRモデルを使用する。内部管理上は、当グループはリスク限度を設定し、保有期間を1日、信頼水準を95%としてVaRを用い、当グループのトレーディング業務に関連するリスクを考慮する方法に合わせて、リスク・エクスポージャーを測定する。バーゼル基準に基づく市場リスクに係る所要自己資本を実証するために使用される市場リスクの規制上の測定では、信頼水準を99%、保有期間を10日とする測定が義務づけられている。

また、母集団は、管理上と規制上のVaRとでは若干異なる。規制上のVaR中の母集団は、規制上のVaRに含める最低限の所要要件を満たしている。管理上のVaRは、ポジションのより広い母集団を含む。規制上のVaRは、例えば、証券化ポートフォリオからの信用スプレッドを除外し、それらは規制上、証券化アプローチに基づいて扱われる。

当年度の管理上のVaR

市場リスクについて保有期間を1日、信頼水準を95%として測定された管理上のVaRは依然として低い水準を維持し、2015年度の管理上のVaRの平均値は前年度のそれと比べて安定していた。VaRが非常に低い水準であったことから、当グループは引き続きクライアントの主導性並びにオプションの満了から生じたポジションの影響による大規模な相対的変動を確認しているが、それらは当年度におけるVaRの最大値に反映されている。

当年度の規制上のVaR

規制上のVaRは管理上のVaRと類似の傾向を示しているが、その顕著な変動は10日間の保有期間によって、過去に報告された値の最大値として反映されている。

VaRの限界

実際に実現した市場リスク損失は、様々な理由により、当グループのVaRが示唆する損失と異なることがある。

- VaR測定は、指定された信頼水準に基づいて行われ、かかる信頼水準を超える潜在的な損失を示すことはできない。
- 規制上のVaR測定における保有期間を内部管理目的では1日、規制上のVaRにおいては10日とした場合、指定期間内に決済又はヘッジできないポジションの市場リスクを完全にとらえることはできない。

- 一定の場合のVaRの算出では、ポジション及びポートフォリオの価値に係るリスク要因の変動による影響を概算することとなる。これは、VaRモデルに含まれるリスク要因の数がやむを得ず制限されるためである。例えば、イールド・カーブ・リスク要因は、将来において常に存在するものではない。
- 極端な市場変動の影響については、非線型リスク感応度並びに実際のボラティリティ及び相関レベルがVaRの算出で用いた前提と異なりうることから、概算に誤りが生じる可能性がある。
- 過去5年間の対象とすることによって、過去5年未満の期間を対象とした観測よりも、市場ボラティリティの急激な上昇がVaRの増加に適時に反映されない傾向があるが、かかる上昇は、より長期においては当グループのVaRに影響を与える。同様に、ボラティリティが上昇した期間の後に市場が安定すると、VaR予想は、過去の観測期間の長さに影響された期間については、更に保守的にとどまる。

当グループは、いかなる測定法も、単独ではポジション又はポートフォリオに伴うリスクの全体を網羅することはできないことを認識している。そのため、当グループはリスクの識別及び測定の実質的な完全性を確保する総体的な枠組みを構築するために、重複する特性及び補足的な特性の双方を有する一連の多様な測定基準を用いている。統計的なリスク総額の測定として、VaRは、非統計的な測定法及びこれに付随する限界という包括的な枠組みにより、補完する。

更に、当グループは当グループのVaRモデルでは適切に把握されない潜在的なリスクを識別し、数値化する枠組みを構築している。この枠組みは、本セクションの後半において説明する。

VaRのバック・テスト

バック・テストの目的のため、当グループは、規制上のVaRに含まれる母集団に対し、信頼水準99%及び保有期間1日としてバック・テスト上のVaRを計算する。バック・テスト・プロセスは、ポジションについて各営業日の終了時に計算されるバック・テスト上のVaRを、当該ポジションにより翌営業日に生じる収益と比較するものである。同種同士の比較を確実にするため、バック・テスト上の収益は、報酬及び手数料等の非トレーディング収益並びに日中取引の収益を除いて計算される。バック・テスト上の収益がマイナスで、かかる収益の絶対値が前日のバック・テスト上のVaRを超える場合に、バック・テストの超過事象が発生する。

統計的に、信頼水準を99%とすると、年間2から3件のバック・テストの超過事象が予想される。これよりも超過事象が多い場合は、期間を延ばしても超過事象が少なすぎる場合と同様、VaRモデルが適切に機能していないことを意味する可能性がある。しかしながら、上記のVaRの限界で述べたように、過去5年間と比較して市場ボラティリティの急激な増減によって、超過事象の回数がそれぞれ増減することがある。従って、UBSグループレベルでのバック・テストの超過事象は、バック・テスト上の超過利益と同様に調査対象となり、その結果は事業グループの上級役員、グループ・チーフ・リスク・オフィサー及び事業部門のチーフ・リスク・オフィサーに対して報告される。バック・テストの超過事象は、内部監査人及び社外監査人、並びに関連する規制機関にも報告される。

2015年度においては当グループについて4件のマイナスのバック・テストの超過事象が発生した。いずれの超過事象も2015年度の下半期に発生したものである。2015年8月から9月中旬までの間に2件の超過事象を生じさせたトレーディング損失並びに同時期におけるバック・テスト収益の3度にわたる急増は、主に、中国のオンショア/オフショア外国為替ベース・リスクに起因する。UBSは、外国投資家のオンショア資本市場の利用を可能としている、UBSに割当てられた適格海外機関投資家(QFII)によってかかるリスクに晒されている。この通貨ベースのボラティリティは中国人民銀行が2015年8月11日に突然、人民元の対米ドル為替レートの基準値を大幅に引き下げたことで急速に高まった。過去のVaR時系列の99パーセンタイルでは見られなかったこれらの極端な市場の動きに対し、UBSは中国のオンショア/オフショア外国為替ベース・リスクへのエクスポージャーを大幅に減少させた。9月末及び11月末に発生した2件の超過事象は() 上記で述べられた外国為替ベースの縮小及び市場の更なる変動、並びに() VaRに含まれないリスクを裏付ける資本として会計処理されるリスクに部分的に示される、月末の又はその他日次ではない評価調整に起因するトレーディング収益の調整の組合せによって発生した。

上記で述べられた具体的な状況及び超過事象が統計的に年間で2から3件発生するものとされていることを踏まえ、当グループは、最近のマイナスの超過事象の増加が当グループのVaRモデルの重大な不備を示しているとは考えていない。

1月のバック・テスト収益は、スイス国立銀行がスイス・フランの対ユーロ相場上限撤廃を決定したことにより市場が大きく変動したことに起因する。市場の極端な動き、特に外国為替市場の動きは、過去のVaR時系列の99パーセンタイルとはかけ離れていた。

VaRモデルの確認

上記で述べられた規制目的上のモデル・バック・テスト・テスト・テストに加え、当グループは内部モデル確定の目的でバック・テスト・テストを延長している。これにはモデルのパフォーマンスが末端部分だけでなく、損益全体並びに事業部門内及びコーポレート・センター・ヒエラルキー内の複数レベルにわたるものであるかの確認も含まれる。

2015年度のVaRモデル推移

当グループは、2015年度においてVaRモデルに重大な変更を行っていないが、当グループは、VaRに含まれないリスク項目から厳選された項目をVaRモデルに統合することによってVaRモデルを改善した。かかる項目をVaRに統合した影響は僅かである。

規制上のVaRに基づくRWAの算出

規制上のVaRは、バーゼル RWAに係る市場リスクにおける規制上のVaR要素を算出するために用いられる。この計算は、期末における規制上のVaRの最大値と期末直前の60取引日における規制上のVaRの平均値に、FINMAが定めるVaR乗数を乗じて行われる。2015年12月31日現在のVaR乗数は3であった。この値は250営業日の間に生じたVaRバック・テスト・テストの超過事象の数に依拠している。超過事象の数が4を超える場合、乗数は3から最大で4（10以上の超過事象が発生した場合）に徐々に増加する。更に、RWAを決定するために、これに1,250%のリスク加重ファクターを乗じる。

ストレスのかかったVaR

ストレスのかかったVaR（いわゆるストレスVaR（SVaR））では、規制上のVaRと同じ手法を広く採用し、同じ母集団、保有期間（10日間）及び信頼水準（99%）を用いて計算される。しかしながら、規制上のVaRとは違って、SVaRにおいて対象とする過去のデータ・セットは5年間に限定されない。SVaRでは、継続的な1年間のデータ・セットを使用し、当グループの現在のポートフォリオに関して著しい財務的ストレスが1年間かかった場合に生じる最大の潜在的損失を引き出す。

SVaRには、上記のVaRで述べたのと同じ限界があるが、1年間のデータ・セットを使用することにより、VaRにおいて5年間のデータ・セットが使われる場合の平準化の効果を回避し、過去5年間を対象とせず、より長期の過去の潜在的損失事由について規定する。

従って、規制上のVaRが対象とする過去5年間には金融危機の著しく長期にわたるストレスは含まれていないが、SVaRではこのデータ・セットを利用し続けることができる。この手法は、市場リスクに係る規制上の所要自己資本の景気循環増幅効果を削減することをねらいとしている。

当グループは、2015年度においてSVaRモデルに重大な変更を行っていない。

当年度のSVaR

当年度を通じて、SVaRは上記で述べた管理上及び規制上のVaRと類似したパターンを示した。

SVaRに基づくRWAの算出

SVaRは、バーゼル RWAの市場リスクにおけるSVaR要素を算出するために用いられる。この要素の計算は、下記の規制上のVaRの場合と同様である。

VaRに含まれないリスク

VaRに含まれないリスクの定義

当グループは、当グループのVaRモデルでは完全にとらえることができない潜在的リスク要因を認識し、数値化するための枠組みを設定している。当グループは、これらのリスク要因を、VaRに含まれないリスク（RniV）と呼んでいる。この枠組みは、規制上の自己資本におけるこれらの潜在的リスク要因を実証するために用いられ、規制上のVaRとSVaRの倍数として算出される。

これらのRniVは、ポジション及びポートフォリオの損益上のリスク要因の変化の影響を数値化するためにVaRモデルによって生み出される近似値、並びに一定の市場リスク要因の代用の使用から発生する。当グループは、RniVを項目ごとに分類し、各項目によってどの商品クラスが影響を受けるかを記録する。

VaRの母集団に新商品が含まれる場合、当グループは、新しい項目をRniV項目リストに加える必要があるかどうか評価する。

VaRに含まれないリスクの数値化

リスク・オフィサーは、毎年、RniVリストのポジションごとに数値化の評価を行う。この評価は、保有期間を10日、信頼水準を99%とするVaR測定法を、可能な日において当グループの最良の見積もりに基づき算出される損益シナリオと現在のモデルによって規制上のVaR計算に用いて生み出される損益シナリオとの差異に適用して行われる。利用できる市場データが許容する限りいつであろうと、過去5年間のデータによる過去のシミュレーション手法が、項目ごとに信頼水準を99%、保有期間を10日とするVaRを見積もるために使われる。その他の適格な手法は、分析的考察又はストレス・テスト及び最悪の場合の評価に基づいている。統計的手法は、独立型のリスクを統合するために使われ、特定の日にRniV項目リスト全体につき、UBSグループレベルで、保有期間を10日間、信頼水準を99%とするVaR見積もりを算出する。この金額の規制上のVaRに対する比率は、対応する規制上のVaRの数値をかかるとして固定比率で測ることにより任意の時点の見積もりを算出するために利用される。類似の手法がSVaRに適用される。

VaRに含まれないリスクの軽減

重要なRniV項目は、ポジション限度及びストレス限度等、VaR以外の手段及び測定法によって監視され、管理される。更に、これらのリスクをもっと把握するため、VaRモデルを拡大する新たな取組みが現在行われている。

VaRに含まれないリスクのためのRWA追加額の算出

RniVの枠組みは、上記の手法によりパーゼル RWAの市場リスクにおけるRniVに基づく要素を算出するために用いられる。この手法はFINMAによって承認されており、毎年再調整される。RniVからのRWAは追加額であるため、VaRとSVaRにより算出されるリスク間の分散の効果は反映されない。

2015年第3四半期に実施された資本比率の年次のキャリブレーション後、RniV VaR資本及びSVaR資本のいずれにも変更はなく、FINMAによってそれぞれ105%及び92%に設定された。

FINMAは、引き続き、RniVストレスVaR資本はRniV VaR資本を下限とすることを義務づけている。

上記の規制上のVaR及びSVaR RWAに基づき、2015年12月31日現在のRniV RWA追加額はそれぞれ16億スイス・フラン及び26億スイス・フランに減少した。これに対し、VaR及びSAaRの資本比率の低下を受けた2014年12月31日現在ではそれぞれ21億スイス・フラン及び38億スイス・フランであった。

増分リスク費用

増分リスク費用（IRC）は、株式商品及び証券化エクスポージャーを除く、発行体リスクを有する全てのトレーディング勘定ポジションのデフォルト及び格付マイグレーション・リスクの見積もりを表し、保有期間を1年、信頼水準を99.9%として測定される。この測定の計算では、IRCポートフォリオにおける全てのポジションが1年の流動可能期間を有し、かかる期間にかけて変化させずに維持できるものと仮定する。

ポートフォリオのデフォルト及び格付マイグレーション・リスクは、メルトン型モデルに基づき、IRCポートフォリオ中の全ての発行体に対して相関性がある格付マイグレーション事由（債務不履行及び格付の変更）についてモンテカルロ・シミュレーションを用いて見積もられる。ポジションごとに、デフォルト損失が、最大デフォルト・エクスポージャー測定法（債務不履行事由の場合の損失の回復はゼロと仮定する。）及びランダム・リカバリー・コンセプトに基づき計算される。商品間の潜在的な基本リスクを計算するため、異なるリカバリー・バリューが、たとえ同じ発行体に属するものであっても異なる商品に対して生み出される。格付マイグレーション損失を計算するため、線型（デルタ）近似値が使われる。すなわち、格付マイグレーション事由による損失は、格付マイグレーションにおける変化による信用スプレッドの変化の見積もりを、信用スプレッドの変化に対するポジションの相当する感応度で乗じて計算される。

当グループの期末IRCの低下は、主にグループALMの流動性資産バッファの低下及び2015年第4四半期に適用された仕様変更によるものである。

IRCに基づくRWAの算出

IRCは毎週計算され、その結果はバーゼル RWAに係る市場リスクにおけるIRCに基づく要素を算出するために用いられる。この計算は、VaRに基づくRWA及びSVaRに基づくRWAの計算と類似するが、VaR乗数は使われない。

包括的リスク測定

包括的リスク測定（CRM）は、債務不履行及び複雑な価格リスクの見積もりであり、信用スプレッド、相関性及び回復に係るCRMポートフォリオの凸状曲線及び交差凸状曲線を含み、保有期間を1年間、信頼水準を99.9%として測定される。この測定法の計算では、CRMポートフォリオにおける全てのポジションが1年の流動可能期間を有し、かかる期間にかけて変化させずに維持できるものと仮定する。モデルの範囲は、債務担保証券（CDO）スワップ、クレジット・リンク債（CLNs）、第1次から第n次までのデフォルト・スワップ及びCLNs、並びにクレジット・デフォルト・スワップ（CDSs）、CLNs及びインデックスCDSsを含むこれらのポジションに対するヘッジが含まれる。

CRMの損益配分は、翌12ヶ月における債務不履行についてモンテカルロ・シミュレーションを用いて見積もられ、その結果から生み出されるCRMポートフォリオにおけるキャッシュ・フローを計算する。その次に、ポートフォリオは、1年の保有期間後の日に、信用スプレッド及びインデックス基準等の情報を当日から保有期間末日に移行して再評価される。その結果として生じる利益及び損失の分配の99.9%のマイナスの変位値は、次にCRM結果とされる。CRM手法は、当グループのCRM手法は、最低定性基準及びストレス・テストに服する。

2014年度に非中核コリレーション・トレーディング・ポートフォリオ市場リスクを脱して以降、当グループのCRMは低い水準を維持している。

CRMに基づくRWAの算出

CRMは毎週計算され、その結果はバーゼル RWAに係る市場リスクにおけるCRMに基づく要素を算出するために用いられる。この計算は、関連トレーディング・ポートフォリオに係る特定のリスク測定法（SRM）に基づくキャピタル・チャージ相当の8%を下限とする。

トレーディング勘定の証券化ポジション

トレーディング勘定の証券化ポジションに対する当グループのエクスポージャーは限定的であり、主に、当グループが段階的に縮小し続けているコーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオのポジションに関係する。インベストメント・バンクにおける商業用不動産担保証券における二次的取引からも少額のエクスポージャーが発生する。

バンキング勘定における金利リスク

バンキング勘定における金利リスクの発生源

バンキング勘定における金利リスクは、貸出金及び債権、顧客預金及び既発の社債、売却可能商品、特定の損益を通じて公正価値での測定を指定された商品、損益を通じて公正価値で測定されたデリバティブ及びキャッシュ・フロー・ヘッジ会計のために利用されたデリバティブ、並びに関連する資金調達取引等の貸借対照表のポジションから発生する。かかるポジションは、会計処理によっては、その他の包括利益又は損益に影響を与える可能性がある。

当グループで最大のバンキング勘定の金利エクスポージャーは、当グループのウェルス・マネジメント業務及びパーソナル&コーポレート・バンキング部門の両方における顧客預金及び金融商品から発生する。ウェルス・マネジメント部門及びパーソナル&コーポレート・バンキング部門について、固有の金利リスクは、バック・ツー・バック取引、又は、約定満期日若しくは市場連動相場が存在しない商品の場合、発生事業からのポートフォリオをグループALMに複製する方法のいずれかによって移転される。グループALMでは、当該金利リスクを、他の発生源からの金利リスクとの相殺も認めながら、統合ベースで管理する。グループ財務部門に移転されないウェルス・マネジメント拠点及びパーソナル&コーポレート・バンキング部門における残余金利リスクは、当該地域において管理され、当該拠点においては現地のリスク統制部門により、また中央においては市場リスク統制部門により、独立した監視及び統制を受ける。金利リスクを中央において管理するために、グループALMはデリバティブ商品を活用し、その大部分は指定されたヘッジ会計に関連づけられている。金利リスクのかなりの部分はグループALMによる資金調達及び投資活動、例えば、企業の貸

借対照表上の非金銭項目による投資及び借換えで無期限のもの（株式、のれんや不動産等）からも発生する。かかる項目について、上級役員は、当グループが規定どおりに資金調達及び投資する基準となる特定の対象期間（デュレーション）を定めている。かかる対象は複製ポートフォリオによって定められ、これに対して実行するためにローリング・ベンチマークを設定する。グループALMはまた、当グループの流動性の需要を満たすため、売却可能な債券投資のポートフォリオを維持する。2015年第1四半期、当グループは主にスイス・フランの低金利状態に対応すべく、当グループのスイス・フラン建て株式のデュレーション目標を短縮した。その結果、グループALMの低金利感応度の初期上昇が見られた。その後、グループALMが新たな株式のデュレーション目標を達成すべくバンキング勘定をリバランスしたためエクスポージャーは低下した。2015年12月31日現在の当グループの連結持分は次の通り投資されていた：スイス・フラン建ては平均して約2年のデュレーション、公正価値感応度は1ベシス・ポイントにつき400万スイス・フラン；米ドル建ては平均して約5年のデュレーション、公正価値感応度は1ベシス・ポイントにつき1,000万スイス・フランであった。感応度はそれぞれのデュレーションに依拠している。

ウェルス・マネジメント・アメリカズにおける金利リスクは、顧客に提供した貸付及び預金商品に加え、事業部門の売却可能商品のポートフォリオの投資から発生する。金利リスクは、金利リスクを相互に相殺するウェルス・マネジメント・アメリカズの貸借対照表項目を勘案し、承認されたリスク制限及び統制の範囲内で厳密に測定、監視及び管理される。

インベストメント・バンクにおけるバンキング勘定の金利エクスポージャーは主に、取引ごとに個別の承認が必要とされるコーポレート・クライアント・ソリューションの事業において発生する。

2008年度第4四半期及び2009年度第1四半期にトレーディング目的保有から貸出金及び債権に分類を組み替えられたコーポレート・センター・非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの資産、並びに貸出金及び債権として保有されたその他の特定の債務証券もまた、非トレーディング金利リスクを発生させる。

株主資本及びCET1資本に係る金利更改の効果

公正価値で保有する商品について、金利更改は、損益計算上又はその他の包括利益（OCI）を通じてのいずれかにおいて即時に公正価値の損益をもたらす。償却原価で保有する利付資産については、金利更改によって金融商品の帳簿価格に変化が生じることはないが、受取利息及び損益計算書に計上される費用には影響を与える可能性がある。概して、金利の上昇は、当グループの公正価値で保有する長期資産の価値を即時に減少させることとなるが、当グループは、これは当グループの中核のバンキング商品に係る受取利息純額（NII）の増加によって時間をかけて相殺されるものと考えている。

会計処理が異なるだけでなく、当グループのバンキング勘定ポジションは、イールド・カーブ上の異なるポジションに対する感応度も異なる。例えば、当グループの売却可能債券のポートフォリオ及びキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定された金利スワップは、全体として、長期デュレーションの金利の変化により敏感であるが、当グループの預金及び当グループの受取利息純額に帰属する貸出金の重要な部分は、短期金利の方により敏感である。これらの要因は、イールド・カーブが平行に移動できず、例えば当初は急勾配を示し、その後に時間をかけてフラット化する可能性があるため、重要である。

上記の会計処理及びイールド・カーブ感応度により、急勾配を示すイールド・カーブ・シナリオにおいて、当グループは、OCIを通じた公正価値の損失の結果、当初、株主資本の減少を認識するものと予想している。このことは、金利の上昇がとりわけイールド・カーブのショート・エンドの方（短期の方）にいったん影響を及ぼした後で、NIIの増加によって時間をかけて埋め合わせがなされる。この影響は、キャッシュ・フロー・ヘッジとして示された金利スワップ上の損益が所要自己資本目的において認識されないためにはっきり言えないものの、CET1資本に類似することとなる。

当グループは、1年及び3年の間に一定の業務取扱高の仮定の下で想定されるNIIへの影響を分析するため、金利に敏感なバンキング勘定エクスポージャーを一連の金利シナリオに適用する。当グループは、更に、各シナリオにおける金利の動きが、グループALMに管理され、OCIを通じて認識される売却可能社債ポートフォリオ及びキャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値へ与える影響も考慮する。かかるシナリオ分析は、株主資本並びに年金基金資産及び負債のCET1資本に対する、推定されるOCIを通じた効果も含まれる。標準的なシナリオの一部（全てのイールド・カーブの100ベシス・ポイントのプラスの平行移動をする等。）は維持され、定期的に使用されるが、その他のシナリオは変化する市場状況の機能のひとつとして採用される。

2015年度末においては下記のシナリオが詳細に分析された。

- ネガティブIR (NIR) のち回復：ユーロ及びスイス・フランのイールド・カーブが最初の3ヶ月間において50ベース・ポイントマイナスの平行移動（ゼロ・フロアの適用なし）を示し、その結果、マイナス又は更なるマイナスとなった。他方、米ドル及びその他の通貨のイールド・カーブは25ベース・ポイントマイナスの平行移動をしたものの、下限はゼロに留まった。市場インプライド・フォワード・レートによれば、その後、全ての通貨は回復している。
- NIRのち安定：NIRのち回復のシナリオと同様の仮定であるが、最初の3ヶ月の後もレートは回復せず、シミュレーションの時間枠終了時までその当時に優勢な水準に留まっている。
- ユーロ圏のデフレ及び連邦準備制度理事会による量的緩和の縮小：米ドルのイールド・カーブは上昇し、急勾配を示した。ユーロ及びスイス・フランのイールド・カーブはNIRのち回復のシナリオと同様の变化を示した。
- 平行移動+100ベース・ポイント：全てのイールド・カーブが100ベース・ポイントプラスの平行移動を示した。
- 2015年CCAR「悪化」：連邦準備制度理事会による包括的な資本の分析及び見直し（CCAR）の「悪化」のシナリオ。
- 2015年CCAR「深刻な悪化」：連邦準備制度理事会によるCCARの「深刻な悪化」のシナリオ。
- 量的金融緩和政策のち回復：中央銀行が市場を流動性で満たし、短期金利（ゼロ又はマイナス金利政策）を食い止めている。債券市場／投資家は後にインフレの恐怖に怯えることとなり、その結果、長期金利が急上昇する（その結果、5年先のレートが2008年以前の水準となる）；短期金利も後に続く。
- フラットナー：全ての通貨において短期金利が急上昇する（長期金利は小幅な上昇）：1年以下の満期については+200ベース・ポイント、5年満期については+100ベース・ポイント、そして8年から10年満期については+20ベース・ポイント上昇する。
- 安定したレート：全てのレートが現状の水準を維持する。

分析の結果は、NIIのベースラインと比較された。NIIのベースラインは、全ての通貨の金利が、その市場インプライド・フォワード・レートに従い、一定の業務取扱残高の仮定の下で変化する前提で計算される。1年及び3年の期間で計算されたNIIベースラインへの影響値は、それぞれ4%及び17%の悪化並びに1年及び3年の期間の両期間で17%の改善の範囲で変動した。最も深刻なシナリオは1年の期間で計算された「NIRのち安定」のシナリオ及び3年の期間で計算された「CCAR「深刻な悪化」」である。1年の期間で計算されたシナリオのうち最も有益なシナリオは「フラットナー」であり、3年の期間で計算されたシナリオのうち最も有益なシナリオは「平行移動+100ベース・ポイント」である。

上記のシナリオ分析に加え、当グループはNIIのベースライン（先の場合と同様に、一定の業務取扱残高及び構造の下で変化する前提で計算される。）と比較した、瞬時の-200及び+200の平行移動ショックに対するNIIの感応度も観察している。初年度のNIIがNIIのベースラインと比較して結果的に減少した場合は、市場金利の不利な動きに晒された場合の感応度の動きを観察するため、事前に定義された基準値レベルの対象となる。2015年12月31日現在、NIIのベースラインは-200の平行移動ショックの下では11%低くなったと考えられ、他方で+200の平行移動ショックの下ではおよそ31%高くなったと考えられる。

当グループが2015年を通してNIIを改善する能力の重要な要素は、当グループの金利商品のプライシングの適切な調整並びに特にスイス・フランの低金利又はマイナス金利環境において、当グループのウェルス・マネジメント業務及びパーソナル&コーポレート・バンキング部門の預金ベースを通じた融資業務の大規模な自己資金調達である。この貸借対照表の平衡を例えば、当グループの抵当貸付又は当グループの預金のいずれかが当グループのピアに対しても魅力のない価格設定等で失った場合、持続する低金利又はマイナス金利環境下においてNIIの水準を維持する能力に影響を与える可能性がある。当グループは一定の業務取扱高を仮定しているため、これらのリスクは上記の金利シナリオには反映されていない。

更に、低金利又はマイナス金利環境が持続又は悪化した場合、当グループのNIIに更なる圧力がかかる。当グループのスイス・フランのNIIはスイス・フラン金利の更なる低下の影響からは概ね保護されているが、当グループが上記の平衡の維持に成功したと仮定した場合、当グループは、スイス・フランの高品質の流動資産ポートフォリオを維持するための追加費用が必要となる。スイス国立銀行の銀行向け預金免税限度の引き下げも当グループが、例えば、当グループの預託者に費用の一部を転嫁することでは相殺できない程の費用の増加に繋がる可能性がある。ユーロの金利が著しくマイナスになった場合も同様に、当グループの流動性費用も増加し、ユーロ建ての貸出金及び預金から発生した当グループのNIIを取引高不均衡のリスク

に晒すことになる。全体的な経済及び市場状況により、大幅なマイナス金利又はマイナス金利の持続は、当グループのウェルス・マネジメント業務及びパーソナル&コーポレート・バンキング部門の顧客の負債の返済及び当グループに預金として預ける金額のうちの、余分な金額を減少させる原因にもなる。これにより潜在的な業務取扱高が減少し、NIIも共に低下する。

預金の純減少額により、代替資金調達の間及び性質、かかる資金調達がホールセール市場において調達されるのか、かかる資金調達が他通貨建ての利用可能な資金とのスワップで調達されるのか等、様々な要因に依拠する、比較的大幅なコスト増での代替資金調達が必要となる。他方、過剰な預金ポジションの原因となる不均衡に対しては、マイナスのイールドにおいての投資が必要となるが、当グループの過剰預金残高処理の構造上、十分に相殺できない可能性がある。

金利感応度のイールド・カーブにおける平行移動

バンキング勘定における金利リスクは資本目的において実証されていないが、規制上の基準に従う。2015年12月31日現在、当グループのバンキング勘定金利リスク・エクスポージャーにおける金利の200ベシス・ポイントのプラス及びマイナスの平行移動の経済価値への影響は、規制機関が推奨する適格な自己資本の20%の基準を大幅に下回る。

とりわけスイス・フラン、またスイス・フランほどではないがユーロについても、低金利状態においては、ウェルス・マネジメント業務及びパーソナル&コーポレート・バンキング部門の顧客取引の金利の下限は非負の利率に設定されている。同様に、この開示テーブルの目的においては、100 / 200ベシス・ポイントの下向の動きは、結果として生じる金利ショックがマイナスにならないようにするために下限となっている。この下限設定によって、感応度は非線型となる。

バンキング勘定の金利上昇に対する感応度は、1ベシス・ポイントにつき前年度比でマイナス340万スイス・フランずつ増加した。これは主に預金デューレーションモデルの米ドル短期市場金利が上昇したことによるウェルス・マネジメント・アメリカズにおけるマイナスの感応度の増加によるもので、バンキング勘定の負債側からの感応度の寄与率は低下（プラスが減少）した。バンキング勘定の金利上昇に対する感応度には、売却可能金融投資及びそれに関連するヘッジに分類されている債券投資から発生する金利感応度が含まれる。これらのポジション（ヘッジを除く。また、売却可能に計上される資金への投資を除く。）のそれぞれの投資における利回りの1ベシス・ポイントの平行上昇に対する感応度は、約マイナス900万スイス・フランであるが、かかる費用が発生する場合には、その他の包括利益に計上されることになる。

バンキング勘定の金利上昇に対する感応度には、キャッシュ・フロー・ヘッジにおいて指定された金利スワップから生じる金利感応度も含まれる。これらのスワップの有効な部分に伴う公正価値の損益は、当初、資本において認識される。ヘッジの対象となる予想キャッシュ・フローが損益に影響を及ぼす場合、ヘッジ手段のデリバティブに伴う損益は資本から損益に再分類される。これらのスワップは、米ドル、ユーロ、英ポンド及びスイス・フランで表示される。2015年12月31日現在、これらの金利スワップの公正価値は、23億スイス・フラン（再調達価額－借方）及び2億スイス・フラン（再調達価額－貸方）であった。基礎的なLIBORのイールド・カーブにおける1ベシス・ポイント増加の影響は、税金調整を除外すれば、約2,200万スイス・フランの資本の減少となったはずである。

その他の市場リスク・エクスポージャー

自己クレジット

当グループは、公正価値での測定を指定された金融債務の価値に反映される当グループの自己クレジットの変化にさらされている。これに対して当グループの自己クレジットに係るリスクは市場参加者によって考慮されることとなる。当グループはまた、自己のクレジットをデリバティブの価値に組み入れるために債務評価調整額（DVA）を見積もる。自己クレジットの変化による公正価値の変化は損益計算書上で認識され、それゆえに株主資本及びCET1資本に影響を及ぼす。

当グループは2016年第1四半期において、当グループ独自のIFRS9に基づく当グループ独自のクレジットの表示に関する規定を採用している。IFRS9のこの側面の下では、当グループのクレジットに関連する、損益を通じて公正価値での測定を指定された金融負債の公正価値の変動はその他の包括利益（OCI）として認識され、損益計算書に再分類されることはない。

構造的為替リスク

連結では、海外事業において保有されている資産及び負債は、財務諸表日付における最終の為替レートによりスイス・フランに換算され、損益項目は期間中の平均レートによりスイス・フランに換算される。その結果生じる為替差異はその他の包括利益において認識され、それゆえに株主資本及びCET1資本に影響を及ぼす。

グループALMIは、資産及び負債の組み合わせによる資金調達並びに純投資ヘッジを含め、この為替エクスポージャーを管理する戦略を採用している。

株式投資

IFRSに基づき、トレーディング勘定に含まれない株式投資は、**売却可能と分類される金融投資**、**公正価値での測定を指定された金融資産**又は**関連会社投資**に分類される場合がある。

当グループは、様々な目的で、様々な事業体への直接投資及び上場・非上場会社の持分の購入を行う。これには、当グループの事業活動を支えるために保有されるその他の投資（取引所会員及び決済機関メンバーシップ等）が含まれる。当グループは、当グループが管理するファンドについては、当該ファンドの設定時に資金を提供若しくは「当初資金を投入」する目的又は当グループの利益と投資家の利益が合致していることを証明する目的で投資を行うこともある。当グループは、自ら顧客に販売したファンドから証券及び受益証券を購入し、また契約要件により購入することもある。

株式投資の公正価値は、各投資固有の要因の影響を受ける傾向にある。株式投資は、通常、中長期での保有が意図され、ロックアップ契約に従うことがある。これらの理由により、当グループは、通常、これらのエクスポージャーを、トレーディング活動に適用される市場リスク測定を利用して管理しないが、これらの株式投資は、経営幹部及びリスク統制部門による新規投資の事前承認、ポートフォリオ及び集中度の制限等の様々な範囲の統制並びに定期的な監視及び報告の対象とされる。また、これらは、当グループ全体の統計的及びストレステスト基準にも含まれ、当グループのリスク選好の枠組みに含まれる。

2015年12月31日現在、当グループは、合計16億スイス・フランの株式投資を行っており、うち6億スイス・フランは**売却可能金融投資**に分類され、10億スイス・フランは**関連会社投資**に分類された。これは概して前年度から変化がなかった。

債券投資

売却可能金融投資に分類される債券投資は公正価値で測定され、公正価値における変動は資本を通じて計上され、主として法律上、規制上、又は流動性を理由として保有されるマネー・マーケット商品及び債務証券に広く分類することができる。

売却可能金融投資に分類された負債性商品に適用されるリスク統制の枠組みは、商品の性質と保有目的により異なる。当グループのエクスポージャーは、市場リスク制限に組み入れられ、又は特別な監視を受ける可能性及び金利の感応度分析のを受ける可能性がある。これらはまた、UBSグループ全体の統計的及びストレステスト基準に含まれ、当グループのリスク選好の枠組みに含まれる。

売却可能金融投資に分類された債券投資は、2015年12月31日現在、公正価値で619億スイス・フランであった。これに対し、2014年12月31日現在は、公正価値で565億スイス・フランであった。

年金リスク

当グループは、過去及び現在の従業員向けに年金制度を多数提供しているが、その一部はIFRSに基づき確定給付型年金制度として定義されている。これらの確定給付型年金制度は当グループのIFRS資本及びCET1資本に重大な影響を及ぼす可能性がある。

今後、予想年金支払額を満たすため、各制度は従業員及び雇用者による拠出を様々な資産に投資する。年金制度の資金状況はこれらの資産の公正価値と年金制度加入者に対する予想年金支払額の現在の価値との差（確定給付債務）である。

IFRSの下でのマイナスの資金状況（資産の公正価値が確定給付債務を十分に満たしていない場合）は、当グループのバランスシート上で負債として認識され、CET1資本からも差し引かれる。

プラスの資金状況は、バランスシート上で資産として認識されるが、UBSが利用可能な経済的便益が上限とされている。また、CET1資本には認識されない。

資産の公正価値及び確定給付債務は各バランスシートの日付において再測定され、それぞれの変動はその他の包括利益を通じて認識される（プラスの資金状況については上記の上限が適用される）。

年金リスクは、確定給付年金制度の資金状況が悪化した場合に当グループのIFRS資産及び／又はCET1資本に悪影響を与えるリスクである。かかるリスクは制度資産又は投資収益の価値の低下、確定給付債務の増加若しくはこれらの組合せで発生する。

制度資産の公正価値に影響を与える重要なリスク要因には、とりわけ、株式市場収益、金利、債券利回り及び不動産価格が含まれる。

予想年金支払額の現在価値に影響を与える重要なリスク要因には、高水準の債券利回り、金利、インフレ率及び平均寿命が含まれる。

年金リスクは、UBSグループ全体の統計的及びストレス・テスト基準に含まれ、当グループのリスク選好の枠組みに含められる。潜在的な影響は、従って、当グループのストレスが完全に適用された後のCET1資本の計算において確認することができる。

当グループ自己株式エクスポージャー

当グループは、主に、従業員株式オプション制度に備えて自己株式を保有している。マーケット・メイキング及びヘッジ活動のためにインベストメント・バンクも少数の自己株式を保有している。

カントリー・リスク

当年度のマクロ経済の動向

継続する商品価格の低迷及び連邦準備制度理事会による金利引き上げが多くの主要な新興市場を圧迫した。当グループの最大の新興市場エクスポージャーは中国に対するものであるが、中国の2015年の経済成長は引き続き緩やかで、金融市場は度々極端なボラティリティに見舞われた。ユーロ圏における懸念事項及び欧州中央銀行の方針には、ギリシャの共通通貨からの離脱の可能性並びに中東及び北アフリカにおける混乱による移民・難民危機が含まれていた。

カントリー・リスク対応策

カントリー・リスクには、国家の法域内で起こる当該国特有の全ての事象が含まれ、当該リスクはUBSのエクスポージャーの減損を招く可能性がある。カントリー・リスクは、財政的責任を履行する政府の能力及び意欲に関するソブリン・リスク、発行体若しくはカウンターパーティが中央銀行の外国為替振替における一時停止を受けて外貨を取得できない場合に生じるトランスファー・リスク、又は「その他の」カントリー・リスクの形を取る可能性がある。「その他の」カントリー・リスクは、一方では増加した複数のカウンターパーティ及び発行体のデフォルト・リスク（システミック・リスク）により、また他方では国家の状況（例えば、政治の安定、制度的枠組み及び法的枠組み）に影響を及ぼしうる事象により生じる。当グループは安定したリスク統制の枠組みを確立しており、かかる枠組みを通して当グループは、当グループがエクスポージャーを有する全ての国のリスク・プロファイルを評価する。

当グループは各外国に対して、当該国家が自身の外貨建ての金融債務につき債務不履行となる可能性を示すソブリン格付を付与する。当グループの格付は、「デフォルト確率」の項に記載される、統計的に導出されたデフォルト確率により表示される。こうした内部の分析に基づき、当グループは送金事象が発生する確率も明確にし、「その他の」カントリー・リスクの側面を各国に所在する事業体のカウンターパーティ格付の分析にどのように組み込むべきかということに関して規則を制定する。

外国に対する当グループのリスク・エクスポージャーにおいては、それらの国々に与えられた信用格付が考慮されている。カントリー・リスク・シーリング（すなわち、エクスポージャー合計の上限）は、該当する外国のカウンターパーティ又は証券及び金融商品の発行体に対する当グループのエクスポージャーに適用される。当グループは、あるカウンターパーティについて、カントリー・シーリングがなければエクスポージャーを引き受けられる場合でも、信用供与、取引商品の取引、及び証券ポジションを、カントリー・シーリングに基づいて制限することがある。

カントリー・リスクの内部測定及び統制のため、当グループは、国家の危機の発生前、発生中、及び発生後に生じる市場の混乱について、その財務上の影響も検討する。市場の混乱は、ある国の債券・株式市場若しくはその他の資産市場の大幅な悪化、又は通貨の急落という形をとる場合がある。当グループは、国家の深刻な危機による潜在的な財務上の影響額を評価するために、ストレス・テストを使用している。これには、総合ストレス・テストのための妥当なストレス・シナリオの開発、危機事由が発生する可能性がある国

の特定、潜在的損失額の算定、並びに関連信用取引の種類に応じた回収率及び影響を受けた国の経済的な重要性に関して仮定を行うことが含まれる。

当グループの市場リスクに対するエクスポージャーは、総合ストレス・テストにも使用される主要なグローバル・シナリオをカバーする標準ストレス・テストの対象でもあり、当該テストにおいて当グループは、全ての関連する国々における株式指数、金利及び為替レートに対して市場にショックを与える要因を適用し、金融商品の潜在的流動性を考察する。

カントリー・リスク・エクスポージャー

カントリー・リスク・エクスポージャーの測定

カントリー・リスクのプレゼンテーションは、当グループ内部のリスク見解に基づく。当グループ内部のリスク見解において、エクスポージャーの測定基準は、当グループが自身のエクスポージャーを分類している商品カテゴリーに基づく。「当グループの信用リスク・プロフィール - 内部のリスク見解」の項において定義されているバンキング商品及び取引商品へのエクスポージャーの分類に加えて、当グループは、社債や株式等の有価証券に関する発行体リスクの他に、当グループが売買する信用プロテクション、販売開始前のローン又は証券引受コミットメント及びシンジケーション向けの単一株式マージン貸出に関連するものを含むデリバティブ・ポジションに係る原参照資産に関するリスクをトレーディング滞留資産内に分類している。

当グループは純額でトレーディング滞留資産を管理することから、同一の原発行体のロング・ポジションの価値をショート・ポジションとネットしている。しかしながら、ネット・エクスポージャーは、表示された数値においては発行体ごとにゼロまで低下する。そのため、当グループは一定のヘッジ及び発行体全体のショート・ポジションの潜在的相殺利益を認識しない。

当グループは、「ヘッジ前エクスポージャー」としてカントリー・エクスポージャーを報告する際には、マスター・ネットリング契約のリスク軽減効果及び現金又は多様な市場性のある有価証券のポートフォリオの形で保有された担保（これらは、基準となるエクスポージャーの正値から控除される。）を除き、予想回収金額を認識しない。バンキング商品及び取引商品において、信用プロテクションのリスク軽減効果は「ヘッジ後」エクスポージャーを決定する際に、想定ベースで考慮に入れられる。

カントリー・リスク・エクスポージャーの分配

通常、エクスポージャーは、契約上のカウンターパーティ又は証券の発行体の居住地である国に対して示される。資産又は収益源といった経済的財産を異なる国に有するカウンターパーティに関して、エクスポージャーは、かかる国のリスクに分配される。

これは例えば、金融オフショア・センターに設立された法人で、その主要な資産及び収益が居住地である国の外に流れている場合である。エクスポージャーに対して、当グループが保有する第三者保証又は担保にも同様の原則が適用される。このような場合、原有価証券の保証人若しくは発行体いずれかの居住地である国に対するエクスポージャー、又は担保資産がある国に対するエクスポージャーを報告する。

当グループは、その法人の居住地である国以外の国にある金融機関の支店に対するバンキング商品エクスポージャーには特別なアプローチを適用する。このような場合、エクスポージャーは、そのカウンターパーティの居住地である国に対して全額記録され、追加で支店がある国に対して全額記録される。

デリバティブの場合、当グループは、カウンターパーティの居住地である国に対する、再調達価額に付随するカウンターパーティ・リスクを（取引商品において）示す。更に、原参照資産の価値の瞬間的なゼロまでの低下（回復を想定しない。）に付随するリスクは、参照資産の発行体の居住地である国に対して（トレーディング滞留資産において）示される。このアプローチにより、当グループは、デリバティブから生じるカウンターパーティ及び該当する場合には発行体の双方のリスク要因を把握することができ、またこのアプローチは、シングルネームのクレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）及びその他のクレジット・デリバティブを含む全てのデリバティブに包括的に適用される。

基本的な例として、その居住地がX国であるカウンターパーティから購入した名目価値100のCDSプロテクションで、かつその居住地がY国である発行体の債務を参照するCDSプロテクションが20の再調達価額を有する場合、当グループは、（ ）（取引商品における）X国に対するCDSの公正価値（20）、及び（ ）（トレーディング滞留資産における）Y国に対するCDSのヘッジ利益（名目価値 - 公正価値）（ $100 - 20 = 80$ ）を記録する。購入したプロテクションの例においては、80のヘッジ利益は、同一の発行体により参照資

産として保有及び発行される有価証券から生じるエクスポージャーと相殺され、発行体ごとにゼロまで低下する。売却したプロテクションの場合、同一の発行体により参照資産として保有及び発行される有価証券から生じるエクスポージャーに加えて、80のリスク・エクスポージャーとして反映される。資産のバスケットを参照資産とするデリバティブの場合、各参照事業体に対する発行体リスクは、当該事業体により発行された対応する参照資産（又は資産）の価値が瞬間的にゼロまで低下することを前提として、デリバティブの公正価値における予想変動として計算される。エクスポージャーはその後、発行体ごとにゼロを下限として、発行体の居住する国ごとに合計される。

ユーロ圏主要国に対するエクスポージャー

周縁のヨーロッパ諸国に対する当グループのエクスポージャーは引き続き限定的であるが、当グループは、ユーロ圏における不利な展開の影響拡大の可能性について依然として警戒している。「ストレス・テスト」の項で述べた通り、ユーロ圏の危機は、依然として世界的景気後退シナリオという総合ストレス・テストのための新たな必須の想定シナリオの中核的な部分であり、当グループのリスク選好度の枠組みにおける最低自己資本、利益及びレバレッジ比率の達成目標に対するリスク・エクスポージャーの定期的な監視において最重要項目とされている。

CDSは当グループのトレーディング事業に関連して主に売買されているが、当グループのリスク・エクスポージャーの一部（ユーロ圏主要国に関連するリスク・エクスポージャーを含む。）をヘッジするためにも使われている。2015年12月31日現在において、マスター・ネットリング契約のリスク軽減効果を考慮に入れることなく、当グループは、ギリシャ、イタリア、アイルランド、ポルトガル又はスペイン（以下「GIIPS」という。）に居住の発行体に関する名目元本総額約200億スイス・フランのシングルネームCDSプロテクションを購入し、名目元本総額190億スイス・フランのシングルネームCDSプロテクションを売却した。純額では、マスター・ネットリング契約のリスク軽減効果を考慮に入れて、これは名目元本総額約40億スイス・フランの購入及び名目元本総額30億スイス・フランの売却に相当する。購入されたプロテクション総額の99%超は、投資適格カウンターパーティ（当グループの内部の格付に基づく。）から購入したもので、担保付であった。かかるプロテクションの大半はユーロ圏外に居住の金融機関から購入したものであった。購入されたプロテクション総額のうちの約1億スイス・フランがGIIPSに居住のカウンターパーティから購入したものであり、参照法人として同国に居住のカウンターパーティから購入したものは僅か4,000万スイス・フラン超であった。

契約上、支払は一定のシナリオ下においてのみ行われるので、信用破綻防止のためにCDSを保有することにより、必ずしもプロテクションの買手が損失から守られるわけではない。デフォルト・リスクのヘッジとしての当グループのCDSプロテクションの有効性は、CDSが引き受けられた契約条項を含む多くの要因の影響を受ける。通常、CDS条項により定義された信用事象（とりわけ、債務不履行、再編又は破産を含むことがある。）の発生によってのみ、購入された信用プロテクション契約に基づく支払が生じる。ソブリン債に係るCDS契約では、契約拒絶も債務不履行事由とみなされうる。信用事象が発生したか否かの判断は、CDS条項並びに当該事象を取り巻く事実及び状況に基づき、関連ある国際スワップデリバティブ協会（ISDA）の決定委員会（多様なISDA加盟法人により構成される。）が下す。

新興市場国に対するエクスポージャー

ソブリン格付区分に基づけば、2015年12月31日現在の当グループの新興市場国へのエクスポージャーのうち、83%（2014年12月31日現在は94%）は投資適格であった。

2015年12月31日現在の当グループのロシアに対する直接的な正味のエクスポージャーは7億スイス・フランであり、その約半分がロシア企業の発行する海外株式預託証書により保証されたロシアの借入人に対するマージン貸出に関連していた。2015年12月31日現在の当グループの中国に対する直接的な正味のエクスポージャーは66億スイス・フランであり、その約80%が、公正価値で測定される、トレーディング滞留資産の区分に関連していた。かかるトレーディング滞留資産に係るエクスポージャーの大部分は、短期資金募集により当グループの適格海外機関投資家（QFII）割当枠を運用した結果である。

オペレーショナル・リスク

当年度のコンプライアンス及びオペレーショナル・リスク管理の動向

当グループは、2015年度に、当グループのコンプライアンス・リスク、コンダクト・リスク及びオペレーショナル・リスクを完全に一括して管理するためにコンプライアンス部門とオペレーショナル・リスク統制部門を統合する計画を完了した（以下、統合後の部門を「コンプライアンス及びオペレーショナル・リスク統制部門」又は「C&ORC」という。）。この変革の結果、統制環境が強化され、全世界で一貫したプロセスが導入され、当グループの発見的統制能力が大幅に向上するとともに、当グループの戦略と変化し続ける規制要件に合致した、明確で機動的な経営モデルが形成された。更に、当グループは、統合機能として、当グループが抱えるオペレーショナル・リスクについてより大局的でより整合性の取れた見方をし、首尾一貫した事業に対する課題を与えることができる。当グループは、2015年度を通じて、全ての事業について及び事業間においてより優れたデータ分析及び比較を行うことが可能な共通のリスク評価法の実施を含め、オペレーショナル・リスクの管理を強化するための多くの具体的な措置を講じた。また、当グループは、事業部門主導のより広範なリスク評価にも着手し、最も重要なリスクテーマ全てについて当グループの主要な統制手続を見直すことにより統制環境を強化した。

当グループは、コンプライアンス部門とオペレーショナル・リスク統制部門の統合中、多くの改善を成し遂げたが、業界全体のベストプラクティスは絶えず進化しており、引き続き新たなリスクが出現し、脅威は変化し続けている。そのため、2016年度の当グループの戦略は、当グループのサイバー脅威に対する統制の枠組み、ベンダー管理及び変革を強化しつつ、金融犯罪防止、監視及び監督、並びにコンダクト・リスクに関する中核的能力の継続的な開発に重点を置く。更に、当グループは、経営モデルを改良して効果を高め、効率を向上させつつ、新たなリスクの特定及び対応に積極的に取り組む続ける。

当グループの監視・監督能力の開発は、より強力で汎用性の高い当グループ全体の分析システム及び集約化されたサービスに重点を置いて継続されている。電子及び音声コミュニケーション用の自動監視機能並びに顧客、取引及びクロスボーダーに対する最先端の監督の効果が明らかになり始めている。かかる効果により、当グループは、関連する方針違反や疑わしい行動パターンを早期に特定することができるようになった。規制の期待が高まり、技術能力が向上し続けているため、引き続きこの分野を重視し続けることが極めて重要である。当グループの営業地域及び事業範囲は拡大され、当グループは、データの最大限の活用及び洞察の最適な伝達を徹底するために分析能力を強化していく予定である。

2015年度に、当グループは、グループ技術リスク部門の組織をコンプライアンス及びオペレーショナル・リスク統制部門に統合することにより、当グループのオペレーショナル・レジリエンス機能を強化した。当グループのオペレーショナル・レジリエンスを高めることは、当グループのベンダーの枠組み、サイバー防衛及び変革に係るリスク管理の枠組みの強化の継続と共に、2016年度も引き続き重点事項となるであろう。

当グループは、サイバー攻撃に対する防御力を向上させるべく、引き続き専用のセキュリティ・プログラムへの多額の投資を行っている。金融業界全体がさらされている脅威は概ね類似しており、犯罪組織による犯行が増加するデータ窃盗、分散型サービス拒否攻撃等のサービス妨害、及びビジネスメールによるセキュリティ侵害やフィッシング攻撃によることが多いサイバー詐欺等である。最近、当グループは、ダイナミックな外部環境がもたらす問題や当グループ自身の技術革新に効果的に取り組むために、サイバーリスク責任者を任命した。その職務は、サイバー関連行為に関する企業ガバナンスが中心であり、サイバー脅威情報、当グループの統制手続の有効性の分析及び当グループのサイバー防衛能力改善の進捗状況の定期的評価を含む。より広範に業界がさらされている、絶えず進化する、最も重要なリスクのうちの1つに対するレジリエンスを更に高めるために、当グループは、専用のプログラムにより、「分析する」、「保護する」、「検出する」及び「対応する／回復する」能力によって構成されるサイバー対応枠組みの強化を継続している。サイバー対応枠組みには、当グループのベンダーの能力の評価も含まれている。

金融犯罪リスクの統制環境が有効に維持され、新たな脅威に対応すべく継続的に更新されることは、顧客及び会社の資産を守る上で必要不可欠である。このことは、現在、地政学的環境及び関連する制裁環境が変わりやすく、そのため、確固とした、高度で機動的な金融犯罪防止体制の重要性が強調され続けていることを考えると、特に重要である。当グループは、2015年度に能力向上計画を完了したことで、例えば、強化された支払監視機能の導入により、著しい進歩を遂げることができた。当グループは、マネーロンダリング防止に係る世界的なリスク評価及び統制の枠組み強化、新たな取引関係監視機能、並びに潜在的な贈収賄及び不正行為リスクの検出改善等、金融犯罪防止及び詐欺対策のための基幹システムを開発し続けている。急速に変化しながら展開する地政学的環境を考えると、当グループは、これらのソリューションを更に統合し、顧客の行動やリスクの特徴の変化を認識し、かかる変化に対応できるように調整することが必要になるであろう。地政学的環境において現在起こっている変化からも、当グループは、国際的な制裁体制を注意深く監視し続け、テロ資金供与防止統制をできるだけ堅固なものにすることになる。

低金利及びEUの金融商品市場指令 等の主要な法改正プログラムが継続しているため、適合性リスク、アドバイスの質及び価格の透明性は、引き続き金融業界において重視が強まる分野であろう。これらは、商品のカスタマイズや部門間のサービス提供に対する規制当局の関心の高まりに加わった動向である。当グループは、当グループの成長戦略と商品イノベーションを持続的に維持するため、引き続き適合性及び商品リスクの分野のガバナンス及び統制を強化していく。当グループの適合性及び商品管理の枠組みは、適用される法律及び顧客の要求に従って明確な基準を定め、当グループの適合性戦略を効果的に伝え、適合性の基準及び統制手続の遵守を継続的に監視し実施するように設計されている。

クロスボーダー・リスクは、財政透明性に対する強い重視や自動情報交換等の法律の増加により、依然として、世界中の金融機関について規制当局が注目している分野である。当グループは、引き続き、規制の動向に応じてクロスボーダー統制の枠組みを調整し、法令を遵守した、顧客主導のクロスボーダー事業を促進し続ける。

当グループは、外国為替事業におけるフロントオフィスの手続と統制の更なる強化に重点を置いた改善作業計画を実質的に完了した。また、当グループのシステムは、機密情報の分離を推進させるために強化され、当グループの監視・監督能力は、当グループが従業員の異常な行動パターンや不適切な取引慣行及び従業員行為を発見できるように大幅に強化された。このプログラムは、外国為替問題の解決の一環として、米国商品先物取引委員会、コネティカット州銀行局、米国司法省、英国金融行為規制機構、スイス金融市場監督局（FINMA）及びニューヨーク連邦準備銀行に対して行った具体的な約束を守るものでもある。適切な場合には、当グループは、金利取引業務及びクレジット業務部門、株式部門、非中核事業及びレガシー事業等の他のトレーディング業務全体にわたって同様の統制及び監視の強化を行っている。

顧客にとって最も公正な結果を実現すること及び市場の健全性を守ることが当グループにとって極めて重要である。コンダクト・リスクの管理は当グループの改善活動の中心となっており、当グループは、既存のオペレーショナル・リスク対応策に組み込まれた、当グループ全体のコンダクト・リスク対応策を実施してきた。この対応策には行為関連の管理情報が含まれ、この情報は、ビジネス・フォーラム及び地域ガバナンス・フォーラムにおいて検討され、毎年の報酬に係る手続において主要な検討事項である従業員行為と共に、従業員行為、顧客及び市場に関する指標を提供する。また、当グループは、全ての勘定をUBS内又は若干の特定のブローカーに集中させることにより、当グループの人員のための個人勘定取引に関する監視統制も大幅に強化した。

前述した展開及び重点分野に加え、当グループは、UBSが事業を行っているより広範なリスク環境の将来の見通しによるリスク評価プロセスの補完において一層進歩した。当グループは、UBSの戦略、マクロ経済見通し、技術革新及び規制の動向等の主要な変化要因を検討することで、全世界でのリスク評価及び企画活動を改善することができる。当グループは、ダイナミックな業界及び当グループが業務を行っている環境を認識して、リスク対応策を、機動的で、当グループの戦略に整合する、規制要件に対応した、将来的なリスクの特定を支援するものとなるように改善及び強化し続けていく。

当グループは、リスク評価プロセスを補完するために重要なものとして、常に利害関係者との関わりを強化している。2015年度に、当グループは、統制機能（第1の防衛線）のリスク責任と事業機能（第2の防衛線）のリスク責任を明確に区別すると共に、包括的なサービス提供と経営モデルを通じて、コンプライアンス及びオペレーショナル・リスク統制部門の責務と委任を強化し、明確化した。リスク管理責任において第2の防衛線からの挑戦の有効性を高め、第1の防衛線を支援する取り組みは、2016年度においても継続される。この戦略の一環として、問い合わせに対する当グループの対応の仕方を変え、認可を管理し、当グループ全体の標準的ソリューションを活用して問題に対処する。

オペレーショナル・リスク対応策

オペレーショナル・リスクは当グループの事業に固有の部分である。損失は、不適切な若しくは機能しない社内手続、決定及びシステム又は外的事象により生じうる。当グループは、リスクと利益の適切なバランスを実現するために、重大なオペレーショナル・リスク及びその潜在的集中の特定と評価を支援する枠組みを設定している。

事業部門の社長及びコーポレート・センター部門の責任者は、オペレーショナル・リスク管理の有効性及びオペレーショナル・リスク対応策の実施について最終的に責任を負う。全ての部門の経営陣は、確固とした内部統制、効果的な監督及びリスクに対する強固な企業風土の確立及び保守を含め、適切なオペレーショナル・リスク管理の環境を確保する責任を負っている。

C&ORCは、当グループ全体におけるオペレーショナル・リスク管理の妥当性について、独立した客観的視点を提供する。C&ORCは、グループ・チーフ・リスク・オフィサーの監督下であり、リスク・エグゼクティブ委員会のメンバーであるコンプライアンス及びオペレーショナル・リスク統制部門のグローバル責任者が委員長を務める、C&ORC管理委員会により統括される。

オペレーショナル・リスク対応策は、UBSにおけるオペレーショナル・リスクを管理及び統制するための一般的な要件を定めている。当該対応策は以下の4つの大きな柱に基づいている。

1. オペレーショナル・リスク分類法による固有リスクの分類
2. 内部統制評価プロセスによる統制の設計及び運営効果に対する評価
3. オペレーショナル・リスク及びビジネス・リスクの評価プロセスによる残余リスクの評価
4. 残余リスクの許容水準の範囲外で特定された欠陥に対応するための改善

オペレーショナル・リスク分類法により、全事業部門にわたる当グループ固有のオペレーショナル・リスクが明確かつ論理的に分類される。組織の各階層を通じて、リスク・エクスポージャーを許容範囲に留まらせるのに必要とみなされるリスク耐性の水準並びに最低限の内部統制及び関連する運用基準値が、分類区分ごとに合意されなければならない。

当グループの全ての機能は、半期ごとの内部統制評価プロセスの実施を義務づけられており、これにより各機能の主要な統制手続の設計上及び運用上の有効性が評価及び証明される。かかるプロセスは、サーベンス・オクスリー法第404条（SOX法第404条）により義務づけられる財務報告の監視を行う統制手段の評価及びテストのベースともなる。この対応策により、独立したテスト、機能的な評価、経営の確認、及び必要に応じて改善のトラッキングに対するSOX法第404条上の統制の検証が容易になる。UBSは、統制不備の総合的な影響及び改善努力の十分性を評価するための一貫した全社的な枠組みを採用している。

UBSのリスク評価のアプローチは、全ての事業活動並びにUBSグループに脅威をもたらす内的及び外的要因を対象としている。リスク評価は、統制環境に弱点があればそれと共に集約されて、合意されたリスク耐性水準に対する現状のオペレーショナル・リスク・エクスポージャーを明確に示す。

内部統制プロセス及びリスク評価プロセス中に発覚する重大な統制の不備は、オペレーショナル・リスクの要約として報告されなければならない、持続可能な改善策が策定及び実施されなければならない。全ての重要な課題は上級役員レベルの所有者に割り当てられ、かかる各管理責任者の年間実績測定及び経営目的に反映されなければならない。発生源を問わずに全ての既知のオペレーショナル・リスク課題に優先順位を付ける一助として、全ての内部統制部門並びに内部及び外部監査により、共通の格付方法が採用される。グループ内部監査部門は、オペレーショナル・リスク課題の持続的な軽減及び統制において強固な経営規律を維持するために、リスク課題終結後に課題保証プロセスを実施する。

フロント部門からバックオフィスまでの統制環境及びリスク管理の責任は、チーフ・オペレーティング・オフィサーが負い、当グループにおける透明性のある報告により支えられている。

リスクと行動は、引き続き当グループの業績及び報奨の検討において考慮され、また当グループは、引き続き一企業として、「優れた監督の原則」や必修の法令遵守及びリスク研修等の行動イニシアチブに従業員に示す。

先進的計測手法モデル

上記に詳述したオペレーショナル・リスク対応策は、所要自己資本の算定と連動し、かつ、かかる算定の基盤となるものであり、これにより当グループはオペレーショナル・リスクの定量化及び効果的な管理インセンティブの設定が可能となる。

当グループは、FINMAの要件に従い、先進的計測手法（以下「AMA」ともいう。）を利用して、オペレーショナル・リスクのエクスポージャーを測定し、オペレーショナル・リスクに係る所要自己資本を計算している。

規制対象子会社については、現地の規制機関の承認に従い、基本的指数又は標準的手法が採用されている。現在、規制要件により、特定のUBSの企業体のためのAMAモデルの実施が推進されている。スイスにおけるUBS AGの新たな銀行子会社のオペレーショナル・リスクに係る所要自己資本が設定され、2015年度に確定した。新子会社のオペレーショナル・リスク・エクスポージャーを満たすように最適化されたAMAモデルの設計は、方法論及びキャリブレーション・プロセスの観点から当グループのモデルと連動しており、必要な調整が施されている。確定後、アウトプットは、FINMAに提示され、その使用が承認された。

AMAモデルは、過去に遡る歴史的要素と将来予想のシナリオ要素から成る。歴史的要素とは、2002年1月以降の当グループのオペレーショナル・リスク損失（UBSが負担した極度の損失を除く。かかる損失は、シナリオ要素を通じて認識される。）の経緯に基づく回顧的視点である。歴史的要素においては、過去の出来事が将来の出来事の合理的な予測を構築することが重要な前提となっている。一年以上累積した損失の分布は、規模及び頻度を個別に設計し、またそれらを統合することで引き出される。これを損失分布手法といい、過去の経験に基づき将来の損失合計を予想し、当グループの所要自己資本について予想される損失額の判断に利用されている。

シナリオ要素とは、当グループが直面するオペレーショナル・リスク課題を考慮し、発生する可能性のある潜在的オペレーショナル損失について行う将来予測である。予想しない損失又はテールロスのエクスポージャー（低頻度／高重要度の事象に対応する。）を合理的に予想することを目的としたものである。現時点において、現行モデルにより20種類のAMA測定単位が利用されており、その全てがオペレーショナル・リスク対応策分類法と連動している。

各モデル測定単位につき、ベース時、ストレス時及び最悪の事態を表す3つのケースにおいて頻度／重要度がセットになって定められている。シナリオ要素のパラメーターのキャリブレーション及び調整は、内部の極度な損失、同業の銀行からの損失に関するデータ、統合リスク評価のアウトプット（事業環境及び内部統制環境の検討を含む。）及び関連事項に関する内部の専門家による年次の広範な検証に基づいている。

AMAモデルは、全体的な年間オペレーショナル・リスク損失分布の99.9%の分位に相当する所要自己資本額を引き出すために、歴史的要素及びシナリオ要素から抽出された年間損失を追加する。

現在、当グループは、AMAモデルにおいて保険又はその他のリスク移転メカニズムを通じた軽減を反映していない。

2015年度に、当グループのAMAモデルの設計、方法論及びキャリブレーションの大規模な再開発が行われた。当グループは、規制当局の承認を得た上で2016年度に実施することを目指して、全ての改定をFINMAに提出した。変更点は、モデルの構成、最初のキャリブレーション、事業環境及び内部統制要因、多様性、訴訟に特有の要素、並びに内部損失と外部損失の統合に集中している。

既知又は未知の訴訟、コンプライアンス及びその他オペレーショナル・リスク対象事項に関して当グループのAMAに基づいて算定したオペレーショナル・リスクに係るRWA（OR RWA）に対しFINMAが命じた増加額は、2013年10月1日に効力を生じ、2015年度を通じて引き続き適用を受けた。UBSとFINMAの間で相互に合意している通り、OR RWA追加額は、四半期ごとに実施される補足的分析に基づく再計算に服する。この補足的分析に基づき算定された2015年12月31日現在のOR RWA追加額は、133億スイス・フランとなり、2014年12月31日現在から42億スイス・フラン減少した。2016年度は、OR RWA追加額に代えて、改良されたAMAによりOR RWA合計額を算定することを目指す。ストレス訴訟に関する評価は、改良されたAMAの固有の部分となるであろう。

当グループは、引き続きオペレーショナル・リスクに係る所要自己資本を従来の損失に基づいて事業部門とコーポレート・センターに割り当てた。

AMAモデルの確認

当グループのAMAモデルには、モデルのパラメーターの適切性を確保し、かつ日々変化する当グループのオペレーショナル・リスク・プロファイルを反映するための質的及び定量的な見直しが毎年実施される。かかる見直しは定量的リスク統制部門による独立の検証に服し、また追加的な感応度及びベンチマーク分析により補足される。

AMAモデルに関する今後の動向

2015年、バーゼル銀行監督委員会は、オペレーショナル・リスク資本の計算に関する重大な変更を起草中であることを公表した。2016年3月に、AMAに代えて標準的計測手法を導入することを提案する市中協議文書が出された。UBSは、現在当該提案を検討中であり、協議プロセスに参加する予定である。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

下記2を参照のこと。

2【主要な設備の状況】

当行及びその連結子会社の設備は、継続的に保守及び改良が行われており、現在の業務及び予想される業務に適切かつ適当であるものとみなされる。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

当行の普通株式は、1株当たりの額面0.10スイス・フランの記名株式であり、全額払込済みである。

(1)【株式の総数等】（2015年12月31日現在）

【株式の総数】

授 権 株 数 (株)	発 行 済 株 式 総 数 (株)	未 発 行 株 式 数 (株)
記 名 式 4,410,761,225	記 名 式 3,858,408,466	記 名 式 552,352,759

(注) 上記記名株式は額面金額0.10スイス・フランである。

資本の額（2015年12月31日現在 / 財務書類に基づく）

	額 面 価 額 スイス・フラン	株 式 数	資 本 金 スイス・フラン	(百万円)
発行済払込済株式資本	0.10	3,858,408,466	385,840,846.60	(42,948)

【発行済株式】

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種 類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内 容
記名式額面株式 (額面金額0.10スイス・フラン)	普通株式	3,858,408,466	該当なし	(注)

(注) 株式1株につき1議決権を有する。

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3)【発行済株式総数及び資本金の推移】(2015年12月31日現在)

株式資本の変動

(単位: スイス・フラン(百万円))

年 月 日	発行済株式総数 増減数(数)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額	資本金残高	摘 要
2011年12月31日	-	3,832,121,899	-	383,212,190 (42,655)	従業員オプションの行使
2012年12月31日	3,128,334	3,835,250,233	312,833 (35)	383,525,023 (42,690)	従業員オプションの行使
2013年12月31日	6,751,836	3,842,002,069	675,184 (75)	384,200,207 (42,765)	従業員オプションの行使
2014年12月31日	2,558,844	3,844,560,913	255,884 (28)	384,456,091 (42,794)	従業員オプションの行使
2015年12月31日	13,847,553	3,858,408,466	1,384,755 (154)	385,840,847 (42,948)	2015年5月に任意の株式 配当を行った際、条件付 株式資本からUBS AGの新 株を発行

(4)【所有者別状況】

UBSグループAGは、2015年12月31日現在UBS AG株式の100.00%を所有している。よって、2015年12月31日現在、UBSグループAGがUBS AGの唯一の主要株主であった。

(5)【大株主の状況】

2015年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
UBSグループAG	スイス国 チューリッヒ市 8001 バーンホフストラッセ45	3,858,408,466	100.00%

2【配当政策】

配当支払を行うか否かの決定及び当行が払う配当の水準は、年次の利益及び当行に投入される資本水準を含む様々な要因に依拠する。

3【株価の推移】

該当事項なし。

4【役員の状況】（提出日現在。ただし、株式所有数については2015年12月31日現在）

UBS AGの役員のうち、17名が男性で5名が女性であった（女性の比率は22.7%）。

(1) 取締役会

氏名	役職名	生年月日	主要略歴	任期	所有株式数 (普通株式)
アクセル A. ウェーバー (Axel A. Weber)	取締役会会長 企業・風土責任委員会委員長 ガバナンス・指名委員会委員長	1957年3月8日	2002年～2004年 ドイツ政府 経済諮問委員会委員 2004年～2011年 ドイツ連邦 銀行総裁 2011年～2012年 シカゴ大学 経営大学院客員教授 職務：UBSグループAGの取締 役、スイス銀行協会の理事、 アヴニール・スイス評議会の メンバー、ツークンフト・ フィナンツプラッツ (Zukunft Finanzplatz) の諮問委員会の メンバー、スイス財務審議会 の理事、国際金融協会の理 事、国際通貨会議の理事、 ヨーロッパ・ファイナン シャル・サービス・ラウン ドテーブルのメンバー、欧州 銀行グループのメンバー、シ ンガポール金融管理局国際諮 問委員会のメンバー、クアラ ルンプールの金融サービス専 門家会議の理事、グループ・ オブ・サーティのメンバー、 DIWベルリン評議会の議長、 チューリッヒ大学経済学部の 諮問委員会のメンバー	1年	0株

ミシェル・デマレー (Michel Demaré)	独立副会長 監査委員会委員 報酬委員会委員 ガバナンス・指名 委員会委員	1956年 8月31日	2005年～2013年 アセア・ブ ラウン・ボヴェリ(ABB) (スイ ス) 在籍 2005年～ グループ執行委員 会及びチーフ・ファイナン シャル・オフィサー 2008年 2月～ 8月 臨時CEO 2008年～2011年 グローバ ル・マーケット部門社長 職務：UBSグループAGの取締 役、シンジェンタの取締役会 会長、ルイ・ドレフェス・コ モディティーズ・ホールディ ングス・ビーヴィの取締役、 ローザンヌのIMDファウンデ ーション監事会メンバー、持続 的農業のためのシンジェンタ 基金の理事長及びチューリッ ヒ大学の銀行金融学部諮問委 員会のメンバー、ツークンフ ト・フィナンツプラッツ (Zukunft Finanzplatz) の諮 問委員会のメンバー	1 年	0株
デイヴィッド・ シドウェル (David Sidwell)	上級独立取締役 リスク委員会委員 長 ガバナンス・指名 委員会委員	1953年 3月28日	2004年～2007年 モルガン・ スタンレーの執行副社長兼CFO 職務：UBSグループAGの取締 役、ワシントンDCの連邦住宅 抵当公庫(ファニー・メイ) の取締役兼会長、ニューヨー クのオリバー・ワイマンの上 級顧問、チャプ・リミテッド の取締役、GAVIアライアンス の理事、ニューヨークのピ レッジ・ケアの取締役会会 長、ワシントンDCの全米高齢 者問題協議会の理事	1 年	0株
レト・フランチオーニ (Reto Francioni)	報酬委員会委員 企業風土・責任委 員会委員 リスク委員会委員	1955年 8月18日	2005年～2015年ドイツ証券取 引所のCEO、ベーゼル大学教授 職務：UBSグループAGの取締 役、スイス・インターナショ ナル・エアラインの取締役会 長、コカコーラ・エイチビー シー・アーゲーの取締役、フ ランチオーニ・アーゲーの取 締役、メテク・イノベーション ・パートナーズ・アーゲー の取締役	1 年	0株

アン F. ゴッドピア (Ann F. Godbehere)	報酬委員会委員長 監査委員会委員	1955年 4 月14日	1996年～2007年 スイス・リー・グループ 2001年～2003年 チューリッヒのプロバティ&カジュアルティ部門のチーフ・ファイナンシャル・オフィサー 2003年～2007年 スイス・リー・グループ・スイスのチーフ・ファイナンシャル・オフィサー 2008年～2009年 ノーザン・ロックのチーフ・ファイナンシャル・オフィサー兼執行役員 職務：UBSグループAGの取締役、プルデンシャル・ピーエルシー、リオ・ティント・ピーエルシー及びリオ・ティント・リミテッドの取締役会構成員、並びにブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ピーエルシーの取締役会構成員	1 年	0株
ウィリアム G. パレット (William G. Parrett)	監査委員会委員長 報酬委員会委員 企業風土・責任委員会委員	1945年 6 月 4 日	1967年～2007年 デロイト 1999年～2003年 デロイト&トウシュ USA LLPのマネージング・パートナー 1999年～2007年 デロイトのグローバル執行委員 2003年～2007年 デロイトのチーフ・エグゼクティブ・オフィサー 職務：UBSグループAGの取締役、イーストマン・コダック・カンパニー、ブラックストーン・グループ・エルピー及びサーモフィッシャーサイエンティフィック・インクの取締役会構成員、キャピタル・マーケット・レギュレーションの委員会委員、カーネギー・ホール理事会メンバー、米国国際ビジネス委員会の旧理事長及びユナイテッド・ウェイ・ワールドワイドの旧取締役会会長	1 年	0株

イザベル・ロミー (Isabelle Romy)	監査委員会委員 ガバナンス・指名 委員会委員	1965年1月4日	1995年～2003年 ニーデ ラー・クラフト・アンド・フ ライ(Niederer Kraft & Frey)のアソシエイト 1996年～ フライブルク大学 及びローザンヌの連邦工科大 学の准教授 2003年～2012年 ニーデ ラー・クラフト・アンド・フ ライのパートナー 2012年～ フロリープ (Froriep)のパートナー 職務: UBSグループAGの取締 役、スイス証券取引所の制裁 委員会の副会長、ユニセフの スイス国内委員会の資金調達 委員会構成員	1年	0株
ロバート W. スカリー (Robert W. Scully)	リスク委員会委員	1950年2月5日	1996年 モルガン・スタン レーに入社 2007年～2009年 モルガン・ スタンレーの会長 職務: UBSグループAGの取締 役、チャブ・リミテッドの取 締役、ゾエティス・インクの 取締役、ケーケーアール・ア ンド・カンパニー・エルピー の取締役、ハーバード・ビジ ネス・スクールの学部長付ア ドバイザー	1年	0株
ビアトリス・ ウェーダー・ディ・ マウロ (Beatrice Weder di Mauro)	監査委員会委員 リスク委員会委員	1965年8月3日	2001年～ ヨハネス・ゲーテ ンベルク大学マインツの経済 学、経済政策及び国際マクロ 経済学の教授 2004年～2012年 ドイツ政府 経済諮問委員会委員 職務: UBSグループAGの取締 役、シュトゥットガルトのロ バート・ボッシュGmbHの諮問 委員会委員、ボンバルディ ア・インクの取締役、ETH チューリッヒ・ファンデー ション評議会のメンバー、フ ラポート・アーゲーの経済諮 問委員会委員、デロイト・ ジャーマニーの諮問委員会委 員、マインツ大学の大学審議 会の大学副会長、マックス・ プランク協会の議会メンバー	1年	0株

ディーター・ウェマー (Dieter Wemmer)	リスク委員会委員	1957年2月27日	2012年 アリアンツに入社 2013年1月～ アリアンツの チーフ・ファイナンシャル・ オフィサー (CFO) 職務：UBSグループAGの取締 役、アリアンツ・アセット・ マネジメント・アーゲー及び アリアンツ・インベストメン ト・マネジメント・エスイー (いずれもアリアンツグルー プ)の管理委員会委員、CFO フォーラムの構成員、FCB及び BISのシステマティック・リス ク・ワーキング・グループの 構成員、欧州保険協会の経 済・金融委員会の委員長、 コーポレート・ガバナンスの ベルリン・センターの構成員	1年	0株
ジョセフ・ヤム (Joseph Yam)	企業風土・責任委 員会委員 リスク委員会委員	1948年9月9日	1991年 為替基金局局長 1993年～2009年 香港金融管 理局の最高責任者 2009年～ 中国金融学会の執 行副理事、中国人民銀行の顧 問 職務：UBSグループAGの取締 役、ジョンソン・エレクト リック・ホールディングス・ リミテッド、ユニオンペイ・ インターナショナル・カンパ ニー・リミテッド及び香港コ ミュニティー・チェストの取 締役会構成員、チャイナ・イ ンベストメント・コーポレー ションの国際諮問委員会委 員、香港中文大学国際経済及 び金融研究所の特別研究員	1年	0株

(2) グループ執行役員会

氏名	役職名	生年月日	主要略歴	任期	所有株式数 (普通株式)
セルジオ P. エルモッティ (Sergio P. Ermotti)	グループ・チー フ・エグゼク ティブ・オフィ サー	1960年5月11日	2011年～ グループ執行役員 及びグループ・チーフ・エグ ゼクティブ・オフィサー	定め なし	0株
クリスチャン・ブルーム (Christian Bluhm)	グループ・チー フ・リスク・オ フィサー	1969年9月21日	2016年～ グループ執行役員 及びグループ・チーフ・リス ク・オフィサー	定め なし	0株
マーカス U. ディートヘルム (Markus U. Diethelm)	グループ・ジェ ネラル・カウン セル	1957年10月22日	2008年～ グループ執行役員 及びグループ・ジェネラル・ カウンセル	定め なし	0株

カート・ガードナー (Kirt Gardner)	グループ・チーフ・ファイナンシャル・オフィサー	1959年 8 月16日	2016年～ グループ執行役員及びグループ・チーフ・ファイナンシャル・オフィサー	定めなし	0株
サبین・ケラーブッセ (Sabine Keller-Busse)	人事グループ・ヘッド	1965年 7 月19日	2014年～ 人事グループ・ヘッド 2016年～ グループ執行役員	定めなし	0株
ウルリッヒ・ケルナー (Ulrich Körner)	グローバル・アセット・マネジメント社長及びUBSヨーロッパ・ミドル・イースト・アンド・アフリカ社長	1962年10月25日	2009年～ グループ執行役員 2011年～ ヨーロッパ・ミドル・イースト・アンド・アフリカ社長 2014年～ アセット・マネジメント社長	定めなし	0株
アクセル P. レーマン (Axel P. Lehmann)	グループ・チーフ・オペレーティング・オフィサー	1959年 3 月23日	2016年～ グループ執行役員及びグループ・チーフ・オペレーティング・オフィサー	定めなし	0株
トム・ナラティル (Tom Naratil)	ウェルス・マネジメント・アメリカズ社長兼UBSアメリカズ社長	1961年12月 1 日	2011年～ グループ執行役員 2016年～ ウェルス・マネジメント・アメリカズ社長及びUBSアメリカズ社長	定めなし	0株
アンドレア・オーセル (Andrea Orcel)	インベストメント・バンク社長	1963年 5 月14日	2012年～ グループ執行役員及びインベストメント・バンク社長	定めなし	0株
キャサリン・シー (Kathryn Shih)	UBSアジア・パシフィック社長	1958年11月 7 日	2016年～ グループ執行役員及びUBSアジア・パシフィック社長	定めなし	0株
ユルグ・ツェルトナー (Jürg Zeltner)	ウェルス・マネジメント社長	1967年 5 月 4 日	2009年～ グループ執行役員及びウェルス・マネジメント社長 2009年 2 月～2012年 1 月 UBSウェルス・マネジメント & スイス・バンク共同CEO	定めなし	0株

(3) 監査役

氏 名 及 び 社 名	住所又は所在地	略 歴	任命年
社外監査人 アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド (Ernst & Young Ltd.)	バーゼル	UBS AG及び当グループの監査人	1998年
社外監査人 BDOアーゲー (BDO AG)	チューリッヒ	特別監査人	2006年

役員の報酬

本書「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の「連結財務書類に対する注記」の注記34を参照のこと。

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社のコーポレート・ガバナンス原則は、当社の持続可能な収益性の目標をサポートし、株主とその他の利害関係者のために価値を創造し、かつ、それらの利益を保護することにある。当社は、「コーポレート・ガバナンス（企業統治）」という用語を、当グループの組織及び経営に関する機能について用いる。

UBSグループAGは、スイス証券取引所の「コーポレート・ガバナンスに関わる情報に関する準則」を含むスイスの法令上のコーポレート・ガバナンスに関する全ての関連ある要件、及び経営陣への報酬についての別紙を含む「スイス連邦コーポレート・ガバナンス・ベスト・プラクティス」に規定される基準に服しており、これらを遵守している。

また、UBSグループAGは、ニューヨーク証券取引所（以下「NYSE」という。）に上場している外国会社として、外国民間証券発行者に適用ある全ての関連あるコーポレート・ガバナンスの基準を遵守している。

スイス連邦債務法第716b条並びにUBSグループAG及びUBS AGの定款第25条及び第27条に基づき、取締役会は、当社のコーポレート・ガバナンスの主要な指針となるUBSグループAG及びUBS AGの組織規則（Organization Regulations of UBS Group AG and UBS AG）（以下「組織規則」という。）を承認した。改訂後の組織規則は2016年1月1日に発効した。当該組織規則は、第一に新しい持株会社構造に適合するガバナンスの新枠組みに関する責任を果たし、かつUBSグループAG及びその子会社のためのガバナンスの主要な指針を定義している。

2015年第3四半期にスクイズ・アウトの手続が無事完了した後、UBSグループAGはUBS AGの全株式を保有する唯一の株主となり、2015年8月にUBS AGの全株式について、スイス証券取引所における上場が廃止された。結果、もはやUBS AGはスイス証券取引所の上場規則に基づきコーポレート・ガバナンスに関する情報を年次報告書の中で公開する義務を有していない。ただし、UBS AGに関する情報は、米国証券取引委員会の規則に従い引き続き提出される。

実務上可能な範囲でUBSグループAGのガバナンス体制はUBS AGと類似している。両者の定款はほぼ同一であり、両者は統合された一連の組織規則により管理されている。本項におけるコーポレート・ガバナンスの記載は、別途違いが明記される場合を除き、UBSグループAG及びUBS AGの両方に関するものである。この項において、「当社」とは、別段の記載がある場合を除き、UBSグループAG及びUBS AGの両方に関連しており、また、法人の機関又は機能について言及する場合、UBSグループAG及びUBS AGの両方の機関又は機能を意味する。

米国上場会社に関するコーポレート・ガバナンス基準との相違

NYSEのコーポレート・ガバナンスに関する上場基準に従って、外国民間証券発行者は、自身のコーポレート・ガバナンスの慣行と米国内の企業が服する慣行との重要な相違点を開示する義務を負う。

取締役会委員会による業績評価

全ての取締役会委員会は、その活動について自己査定を行い、取締役会の全構成員に報告する。

独立監査人に関する監査委員会の責任

監査委員会は、独立監査人の報酬、維持及び監督に責任を負っているが、独立監査人の指名には責任を負っていない。監査委員会は、社外監査人の実績と能力を評価し、その指名、再指名又は解任を取締役会の全構成員に対して提案する。スイス連邦債務法に従い、取締役会は、当該提案を年次株主総会で株主の投票に付す。

リスク委員会によるリスク評価及びリスク管理方針の検討

組織規則に従って、リスク委員会は取締役会に代わって当社のリスク原則とリスク許容度を監視する。リスク委員会は、当社による当該リスク原則の厳守と、事業部門及び管理部門がリスク管理及び統制において適切なシステムを維持しているかについて、モニタリングする義務を負う。

内部監査機能の監督

取締役会会長及び監査委員会は、内部監査機能に関し、監督する責任及び権限を共有する。

上級役員の業績評価に対する報酬委員会の責任

報酬委員会（従前の人事・報酬委員会）は、取締役会と共に、取締役会に対する報酬総額の最高限度額、グループ執行役員会（以下「GEB」ともいう。）に対する固定報酬総額の最高限度額及びGEBに対する変動報酬総額について年次株主総会にて株主の承認を求める。スイス法に従い、年次株主総会にて株主は報酬委員会の構成員を選任する。

取締役会を評価するガバナンス・指名委員会の責任

取締役会は、ガバナンス・指名委員会による事前評価に基づき、自己の業績の評価について直接的に責任と権限を有する。

監査委員会と報酬委員会の議決権代理行使に係る参考資料

NYSE上場基準により、上記の委員会は各々の報告書を株主に直接提出するよう義務付けられる可能性がある。しかしながら、スイス連邦法上、株主宛てに作成する当社の報告書（上記の委員会からの報告書を含む。）は全て、取締役会により作成及び承認されており、取締役会は、株主に対して最終的な責任を負っている。

株式報酬制度に対する株主の議決権

スイス法に基づき、取締役会は報酬制度を承認する権限を有する。スイス法上、株主がかかる権限を有することはないが、スイス企業は自身の定款において資本の種類と内容を定めることが義務づけられており、増資の都度、株主の承認を必要とする。これは、株式ベースの報酬制度により増資が必要となった場合に株主の承認が必須であることを意味している。ただし、当該制度に係る株式が市場で調達される場合、株主の承認は必要とされない。

グループの構成

UBSグループの法人体制

UBSグループAGは、スイス連邦債務法第620ff条に基づく株式会社（AG）として組織されている。UBSグループAGは、UBSグループ（以下「当グループ」という。）の頂点にある親会社である。当グループの持株会社としてのUBSグループAGは、子会社の要求に応じて債務を発行又は保証し、かつ資本を提供する、非営業の金融持株会社である。

UBSグループAGの完全子会社であるUBS AG及びUBSAGの完全子会社であるUBSスイスAG（UBS Switzerland AG）もまた、スイス連邦債務法第620ff条に基づく株式会社として組織されている。

当社は、この2年間、スイス及び当グループが事業を行うその他の国における「大きすぎて潰せない（too big to fail）」規制に応じて当グループの破綻処理の実行可能性を改善するための一連の措置を取ってきた。

2015年第3四半期にスクイーズ・アウトの手続が無事完了した後、UBSグループAGはUBS AGの全株式を保有する唯一の株主となり、その後も当グループの他の会社を直接取得することも予想される。2015年の中旬にウェルス・マネジメント及びパーソナル&コーポレート・バンキング（従前のリテール&コーポレート）のスイス・ブクト事業は、UBSスイスAGに移転した。当社はまた、2015年に英国のUBSリミテッドについてビジネス及び営業モデルの見直しを完了した。

更に、当社は2015年度中に当グループのサービスカンパニーとして行為するUBSビジネス・ソリューションズAG（UBS Business Solutions AG）をUBSグループAGの直接子会社として設立しており、既存のサービス子会社の所有権の大半を当該子会社に移転させる予定である。当社は、ドッド・フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法に基づく米国における中間持株会社とすることを意図して、新しい子会社であるUBSアメリカズ・ホールディングLLC（UBS Americas Holding LLC）を設立した。当社はまた、UBS AGの新しい子会社として、UBSアセット・マネジメントAG（UBS Asset Management AG）を設立しており、2016年の内に当該子会社にアセット・マネジメントの事業子会社の大半を移転する予定である。

事業グループの構成

2015年12月31日現在、当グループの運営組織は、ウェルス・マネジメント、ウェルス・マネジメント・アメリカズ、パーソナル&コーポレート・バンキング（従前のリテール&コーポレート）、アセット・マネジメント（従前のグローバル・アセット・マネジメント）及びインベストメント・バンク並びにコーポレート・センターとその構成部門であるコーポレート・センター・サービス、コーポレート・センター・グループ資産・負債管理並びにコーポレート・センター・非中核業務及びレガシー・ポートフォリオで構成されている。

当グループの上場及び非上場会社

当グループには、数多くの連結法人が含まれているが、そのうち、UBSグループAGの株式だけが証券取引所に上場されている。

取締役会

UBSグループAG及びUBS AGの取締役会は、それぞれ取締役会会長の指揮の下にあり、当社の定款に規定されている通り6名から12名の構成員から成る。取締役会は、グループ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー（以下「グループCEO」という。）の推薦に基づき当グループの戦略を決定し、かつ適用法令遵守の監督に責任を有するのみならず、当グループ及びその経営に関する全般的な指揮、監督及び統制に責任を有する。取締役会は、UBSグループAG及びその子会社全体を監督し、かつUBSグループAG及びその子会社がさらされている主要なリスクを考慮した上で、当グループに関する有効な事業運営及び監督を確実にするために当グループの明確なガバナンス枠組みを確立する責任を有する。

取締役会は、慎重で効果的な統制に関する枠組みの中で、当グループを成功に導き、かつ持続的な株主価値を創出することに関し最終的な責任を有し、公表される全ての財務書類を承認し、かつグループ執行役員会の全構成員の指名及び解任を行う。

取締役会の構成員

2015年5月7日、ミシェル・デマレー、デイヴィッド・シドウェル、レト・フランチオーニ、アン F. ゴッドピア、アクセル P. レーマン、ウィリアム G. パレット、イザベル・ロミー、ピアトリス・ウェーダー・ディ・マウロ及びジョセフ・ヤムが取締役会の構成員として再任された。当時ブルーマウンテン・キャピタル・マネジメント・エルエルシーのマネージング・パートナーであったジェス・ステアリーが新しい取締役として選任された一方で、ヘルムート・パンケは2015年度年次株主総会において再任のための立候補を行わなかった。上記構成員の選任後、取締役会は、ミシェル・デマレーをUBSグループAGの副会長に、デイヴィッド・シドウェルをUBSグループAGの上級独立取締役指名した。同時に、アクセル A. ウェーバーを取締役会会長に再任し、アン F. ゴッドピア、ミシェル・デマレー、レト・フランチオーニ及びジェス・ステアリーを報酬委員会の構成員に選任した。更に、ADBアルトルファー・デュス・ウント・バイルシュタイン・アーゲー（ADB Altorfer Duss & Beilstein AG）が独立議決権行使代理人に選任された。

パークレイズ・ピーエルシーによりジェス・ステアリーがCEOの役職を引き継ぐ旨が発表された後、2015年10月28日に、UBSは利益相反を避けるために彼が直ちにUBSの全業務から退くことを承諾したと発表した。更に、2015年11月3日、当社はグループ執行役員会及び取締役会に対してなされた様々な変更を発表した。かかる変更には、2016年1月1日付でアクセル P. レーマンをグループ・チーフ・オペレーティング・オフィサーに任命したことも含まれた。その結果、彼は取締役から退き、2016年度の年次株主総会では再任のための立候補を行わなかった。アクセル P. レーマンは、グループ執行役員会の構成員に任命されたため2015年11月以降の取締役会には関与していない。

当社の定款は、取締役がUBSグループ以外で受ける委任の数を制限している。定款の第31条は、取締役に許容される委任の上限を、上場会社については4の取締役委任まで、非上場会社については5の追加委任までとしている。当社が支配している会社又は当社を支配している会社についての委任はこの制限の適用外である。更に、取締役は、UBSの要請により10を超えて委任を受けることはできず、かつ組合、慈善団体、財団、信託会社及び従業員福利財団について10を超えて委任を受けることはできない。いかなる取締役会構成員も、定款の第31条に規定される上限を超えてはならない。

UBSグループAGの取締役会の全構成員がUBS AGの取締役会の構成員を兼任しており、委員会の構成員もUBSグループAGとUBS AGで同一である。

役員の選任及び任期

取締役会は、取締役会会長候補を提案し、かかる候補は、その後年次株主総会において株主により選任される。

更に、株主は、年次ベースで、取締役会の各構成員を個別に選任し、また、報酬委員会の構成員を選任する。その後、取締役会は、1名又は複数名の副会長、上級独立取締役、取締役会委員会の構成員及びその委員長並びにグループ会社秘書役を指名する。

組織規則に規定される通り、取締役会の構成員は、通常、最低3年間就任することが予定されている。取締役会のいずれの構成員も、10回を超えて連続して任期を務めること、又は70歳の誕生日より後の暦年に開催される年次株主総会以後は就任し続けることができない。ただし、例外的な状況において、取締役会はかかる両制限を延長することができる。

組織原則及び組織構成

各年次株主総会後に、取締役会は、1名又は複数名の副会長、上級独立取締役、取締役会委員会の構成員（株主に選任された報酬委員会の構成員を除く。）及びその委員長を指名するために開催される。かかる会において、取締役会は、取締役会及びその委員会の秘書役として行為するグループ会社秘書役を指名する。

定款によれば、取締役会は、業務上必要な場合、ただし少なくとも年6回以上、開催されなければならない。2015年度中、取締役会の会議（電話会議も含む。）は全部で24回開催され、うち13回はグループ執行役員会の構成員も出席した。平均して、取締役会の構成員の97%が全ての取締役会に出席している。グループ執行役員会の構成員も出席した取締役会に加え、グループCEOはグループ執行役員が出席せずに開催された取締役会の大多数の会議に部分的に出席した。上記会議及び電話会議の平均開催時間は2時間であった。2015年度について、会議の頻度及び長さはUBSグループAGとUBS AGで同じであった。

各取締役会において、各委員会の委員長は、当該委員会が現在行っている活動及び当該委員会の重要な問題についての進捗報告を取締役会に対して行う。

少なくとも年1回以上、取締役会は、それ自体の業績及び各委員会の業績を見直す。かかる見直しは、ガバナンス・指名委員会が主導する取締役会の評価及び取締役会の各委員会の自己査定に基づき、取締役会及びその委員会が効率良くかつ効果的に機能しているか否かの判断を行う。2014年、取締役会委員会は自己査定を実施し、取締役会が効果的に機能していると結論づけた。取締役会の査定では、少なくとも3年に1回は外部専門家による評価も行われる。2015年については、第三者により取締役会の査定が行われ、2016年春に完了する。

以下の各委員会は取締役会の責任の遂行を支援している。各委員会及び各委員会規程については、www.ubs.com/governanceに公表されている組織規則に記載されている。共通の利害に関わる議題又は複数の委員会に影響する議題については、合同委員会で話し合いが行われた。2015年度中、UBSグループAGに関する合同委員会は7回（UBS AGについても同じ回数）開催された。

監査委員会

監査委員会は、その全員が独立性を堅持していると取締役会が判断する5名の取締役会の構成員で構成される。監査委員会の構成員は、委員会全体として、その全職務を履行するのに必要な能力及びスキルを有する必要があり、かつ、財務に精通し、バンキング及びリスク管理に関する経験を有していなければならない。2015年12月31日現在、ウィリアム G. パレットが監査委員会の委員長を務めており、ミシェル・デマレー、アン F. ゴッドピア、イザベル・ロミー及びピアトリス・ウェーダー・ディ・マウロが委員を務める。

監査委員会は、それ自体が監査業務を行うのではなく、UBSグループAG 及びUBS AGの年次の連結及び単体の財務書類の監査及び四半期財務書類の審査を行う責任を担う社外監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッド（以下「EY」という。）による監査を監視する。

監査委員会は、（ ）UBSグループAG、UBS AG及び当グループの会計方針、財務報告及び開示統制手続き、（ ）外部監査の質、妥当性及び範囲、（ ）UBSグループAG、UBS AG及び当グループの財務報告要件の遵守、（ ）財務書類の作成と完全性及び業績の開示に関する内部統制に対する上級役員のアプローチ並びに（ ）取締役会会長と協働して、グループ内部監査部門の実績を監督する独立性及び客観性を有する機関

としての役割を果たす。かかる目的上、監査委員会は、グループCEOと協議の上、業務監査機関及び外部機関と会議を行う権限を有する。上級役員は、財務書類の作成、提出及び完全性に責任を負う。

監査委員会は、経営陣が取締役会にその承認（監査委員会が適切と考える調整を含む。）を促すために社外監査人及びグループ内部監査部門とともに提案したUBSグループAG及びUBS AGの年次の財務書類並びにUBSグループAGの四半期財務書類、並びに当グループの連結年次報告書を審査する。

定期的かつ最低年1回、監査委員会は、社外監査人の指名又は解任及び主席監査パートナーのローテーションについての取締役会の判断をサポートするために、社外監査人及び主席監査パートナーの適格性、専門知識、有効性、独立性及び業務の遂行状況を評価する。その結果を受けて、取締役会は、当該提案を株主に承認してもらうために年次株主総会に提出する。

2015年度中、監査委員会は7回の会議と13回の電話会議を行い、出席率は92%であった。これらの会議及び電話会議の平均開催時間はそれぞれ約4時間30分及び約1時間であった。2015年度について、取締役会の頻度及び長さはUBSグループAGとUBS AGで同じであった。監査委員会の全ての会議及び電話会議にグループ・チーフ・ファイナンシャル・オフィサーが出席しており、会議の多くにグループCEOが出席していた。更に、監査委員会はスイス金融市場監督当局と1回会談し、監査委員会委員長はニューヨーク連邦準備銀行と定期的に会談した。

監査委員会は、当社の社外監査人との協議内容について、取締役会に対して報告を行う。スイス金融市場監督当局が義務付けるところに従い、年に1回、社外監査人の主席代表者が取締役会に対し、社外監査人の長文の様式の報告書を提出する。

監査委員会の全委員は、会計又は関連ある財務管理の専門知識を有し、2002年米国サーベンス・オクスリー法により制定された規則を遵守しており、少なくとも1名の委員が財務専門家としての資格を有している。NYSEのコーポレート・ガバナンスに関する上場基準では、監査委員会の構成員について取締役会の他の構成員より厳格な独立性の要件を設定している。監査委員会の構成員は、5名とも社外取締役であり、当社の独立性の基準を充足しており、取締役会の構成員としての自身の権能以外でUBSグループAGからコンサルティング報酬、アドバイザー報酬又は補償費を直接的にも間接的にも受領しておらず、発行済み資本の5%超のUBSグループAG株式を直接的にも間接的にも保有しておらず、（以下に注記される場合を除き）その他の公開会社2社超の監査委員会に所属していない。NYSEのコーポレート・ガバナンスに関する上場基準では、監査委員会の構成員は、同時に複数の職務を有することで各委員会の委員を有効に務める能力及びその義務を果たす能力を損なわないと取締役会の全構成員が判断した場合、3社超の公開会社の監査委員会に所属することが認められている。

ウィリアム G. パレット及びアン F. ゴッドピアの資格を考慮して、取締役会は、ウィリアム G. パレット及びアン F. ゴッドピアにその許可を与えた。

報酬委員会

報酬委員会（従前の人事・報酬委員会）は、とりわけ、（ ）報酬及び福利厚生に関するガイドラインの策定についての取締役会の職務のサポート、（ ）取締役会会長及び非独立取締役の報酬総額についての承認、（ ）取締役会会長と協働して、グループCEOのための財務成績目標及び非財務成績目標を設定し、グループCEOの勧告を受けた上で、他のグループ執行役員のための財務成績目標及び非財務成績目標を見直すこと、（ ）取締役会会長と協議して、グループCEOの業績を合意済みの目標と照らして評価し、グループ執行役員の業績評価結果を取締役会に対し承認を求めて報告すること、（ ）取締役会会長と協働して、独立性を有する取締役会の構成員及びグループCEOの個別の報酬総額について取締役会に対し承認を求めて提案を行うこと、並びに（ ）グループCEOの勧告を受けた上で、グループ執行役員の個別の報酬総額について承認を求めて取締役会に提案を行うことについて責任を担っている。報酬委員会はまた、2015年度年次報告書に記載された報酬開示情報を審査する。

報酬委員会は、4名の独立性を有する取締役会の構成員で構成され、2015年12月31日現在、アン F. ゴッドピアがその委員長を務め、ミシェル・デマレー、レト・フランチオーニ及びウィリアム G. パレットが委員を務める。ジェス・ステアリーは2015年5月から10月まで委員であったが、取締役を退いてからはウィリアム G. パレットが引き継いだ。

2015年度中、報酬委員会は7回の会議と1回の電話会議を行い、出席率は91%であった。各会議及び電話会議の平均開催時間は約140分であった。これらの会議には外部アドバイザー、取締役会会長及びグループCEOが同席した。2015年度について、会議の頻度及び長さはUBSグループAGとUBS AGで同じであった。委

員長はスイス金融市場監督当局及び英国の金融行為規制機構と1回会談し、健全性監督機構とも1回会談した。

企業風土・責任委員会

企業風土・責任委員会は、責任ある、かつ持続可能な企業行動についての当グループの評判を守りかつ向上させるために自己の職務を全うするにあたり、取締役会をサポートする。企業責任委員会は、とりわけ、UBSの社会的実績に関する利害関係者の懸念及び期待を検討・評価し、取締役会に対して適切な行動を勧める。企業風土・責任委員会の大多数の構成員は、独立性を有していなければならない。企業風土・責任委員会は、2015年12月31日現在、アクセル A. ウェーバーが委員長を務め、独立性を有する取締役会の構成員であるレト・フランチオーニ、ウィリアム G. パレット及びジョセフ・ヤムが委員を務める。グループCEO及びUBSと社会のグローバル・ヘッドは企業風土・責任委員会の固定ゲストであり、地域担当の社長は2回の会議にゲストとして出席する。2015年度中、5回の会議が開催され、出席率は95%であった。各会議の平均開催時間は80分であった。2015年度について、会議の頻度及び長さはUBSグループAGとUBS AGで同じであった。

ガバナンス・指名委員会

ガバナンス・指名委員会は、当グループ内のコーポレート・ガバナンスに関するベスト・プラクティスを確立するため、取締役会会長及び取締役会全体のパフォーマンス及び有効性について年次の自己査定（当該査定には、少なくとも3年に1回行われる外部専門家による評価が含まれる。）を行うため、取締役会及びグループ執行役員会（後者の場合、グループCEOの提案による。）の新構成員の選任手順を確立し維持するため、並びにグループ執行役員会の全構成員の後継者育成計画を管理するための職務を全うするにあたり、取締役会をサポートする。ガバナンス・指名委員会は、3名の独立性を有する取締役会の構成員で構成され、2015年12月31日現在、アクセル A. ウェーバーがガバナンス・指名委員会の委員長を務め、ミシェル・デマレー、イザベル・ロミー及びデイヴィッド・シドウェルが委員を務めた。2015年度中、7回の会議と1回の電話会議が行われ、出席率は91%であった。各会議及び電話会議の平均開催時間は50分であった。2015年度について、会議の頻度及び長さはUBSグループAGとUBS AGで同じであった。ガバナンス・指名委員会の全ての会議にグループCEOが出席した。

リスク委員会

リスク委員会は、（ ）信用リスク、市場リスク、カントリー・リスク、リーガル・リスク、コンプライアンス・リスク、オペレーショナル・リスク及び行為規制違反リスクを含むリスク管理及び統制、（ ）資金調達、流動性及び持分帰属を含む財務管理及び資本管理、並びに（ ）バランスシート管理の分野において、適切なリスク管理及び統制の原則を管理及び設定するために自己の職務を全うするにあたり、取締役会を監督し、サポートする責任を担っている。リスク委員会は、グループの評判に関する上記リスクの潜在的な影響を精査する。かかる目的上、リスク委員会は、グループ執行役員会から関連する全ての情報を受領し、グループCEOと協議の上、業務監査機関及び外部機関と会議を行う権限を有する。2015年12月31日現在、リスク委員会は、5名の独立性を有する取締役会の構成員で構成され、デイヴィッド・シドウェルがリスク委員会の委員長を務め、レト・フランチオーニ、アクセル P. レーマン、ピアトリス・ウェーダー・ディ・マウロ及びジョセフ・ヤムが委員を務めた。ジェス・ステーリーは2015年5月から10月まで委員であったが、取締役を退いてからはレト・フランチオーニが引き継いだ。アクセル P. レーマンは、グループ執行役員会の構成員に任命されたため2015年11月以降のリスク委員会の会議には関与していない。2015年度中、リスク委員会は9回の会議と5回の電話会議を行い、出席率は93%であった。各会議及び電話会議の平均開催時間は約220分であった。2015年度について、会議の頻度及び長さはUBSグループAGとUBS AGで同じであった。通常、これらの会議及び電話会議にはグループCEO、グループCFO、グループCRO及びグループ・ジェネラル・カウンセルが同席する。リスク委員会はスイス金融市場監督当局と1回会談し、ニューヨーク連邦準備銀行及びコネチカット州銀行局と1回会談した。委員長は、金融行為規制機構及び健全性監督機構と1回会談し、ニューヨーク連邦準備銀行とは定期的に会談した。

特別委員会

特別委員会は、決まった構成員を有する臨時的委員会であり、臨時に招集・開催される。

特別委員会は3名の独立性を有する取締役から構成され、外国為替に関する内部調査及び規制当局による調査を重点的に取り扱っている。2015年12月31日現在、デイヴィッド・シドウェルが特別委員会の委員長を務め、イザベル・ロミー及びジョセフ・ヤムが委員を務めた。2015年度中、1回の会議と5回の電話会議が開催され、出席率は83%であった。電話会議及び会議の平均開催時間は約50分であった。2015年度について、会議の頻度及び長さはUBSグループAGとUBS AGで同じであった。

取締役会会長の役割及び責任

取締役会会長であるアクセル A. ウェーバーは、常勤の雇用契約に基づき任務を遂行している。

取締役会会長は、取締役会内の業務の調整、取締役会の招集及び議案の設定を行う。取締役会会長の指揮の下、取締役会は、グループCEOの推薦に基づく当グループの戦略の決定、最終的な経営陣の監督及びグループ執行役員会の全構成員の指名を行う。

取締役会会長は、全ての株主総会において議長を務め、委員会の委員長と協働して全取締役会委員会の業務の調整を行う。取締役会会長は、グループCEOとともに、株主との間で、並びに政府官僚、業務監査機関及び公的機関を含む他の利害関係者との間で、効率的なコミュニケーションを確保する責任を担う。これは、グループCEO及び他のグループ執行役員との緊密な業務上の関係の確立及び維持並びに適宜行われる助言とサポートの提供に追加されるものである。取締役会会長は、主要な監督当局と定期的に会談した。これには、スイス金融市場監督当局との四半期毎の会合、スイス国立銀行及びニューヨーク連邦準備銀行/コネチカット州銀行局との半期毎の会合、並びに英国での健全性監督機構及び金融行為規制機構との年次の会合が含まれる。その他の監督当局との会合は臨時に又は必要に応じて予定された。

副会長及び上級独立取締役の役割及び責任

取締役会は、副会長1名以上と上級独立取締役1名を指名する。取締役会が複数の副会長を指名する場合、副会長のうち1名は、独立性を有していなければならない。副会長としてミシェル・デマレーが、また、上級独立取締役としてデイヴィッド・シドウェルが指名された。副会長は、取締役会会長が欠席の場合に取締役会を主導し、また、取締役会会長に対してサポートと助言を提供する義務を負う。上級独立取締役は、独立性を有する取締役会の構成員による取締役会会長が出席しない会議を、少なくとも年2回計画し、開催する。2015年度には、UBSグループAG及びUBS AGに関する独立性を有する取締役会が1回開催され、出席率は100%で、開催時間は1時間であった。2016年度第1四半期にも当該会議が1回開催された。上級独立取締役は、独立取締役会の構成員が提出する問題点と懸念事項を取締役会会長に伝達し、独立取締役会の構成員との協議を希望する株主及び利害関係者の窓口となる。

独立性を有する取締役会の構成員との間の重要なビジネス関係

当社は、スイスに拠点を置く大手銀行であり、かつ、グローバルに展開する金融サービスのプロバイダーとして、当社の取締役会の構成員が経営に関与している又は独立性を有する取締役会の役員を兼務している会社を含む多くの大企業との間でビジネス上の関係を有している。ガバナンス・指名委員会は、それぞれの状況毎に、当グループの事業とかかる企業との間の関係が、当社の取締役の独立した判断を表明する能力を危うくする可能性がないか判断する。

当社の組織規則により、取締役会の構成員の4分の3が独立性を有していなければならない。この目的上、独立性は、ニューヨーク証券取引所規則であるスイス金融市場監督当局通達08/24「監督及び内部統制」並びにUBSグループAGの株式が上場している証券取引所の規則及び規制がある場合はそれに従い、最も厳しい基準を適用して判断される。

2015年度に当社の取締役会は、前述した基準を満たした独立性を有しているとみなされる取締役の割合に関して組織規則の基準を満たした。当社取締役会会長がUBSグループAGで常勤していることから、アクセル A. ウェーバーは独立性を有しているとはみなされない。

UBSグループAGの独立性を有する取締役会の構成員との間の関係及び取引は全て、通常の業務の範囲内で行われ、関係を有していない者との間における類似の取引についてその時点で適用される条件と同じ条件で行われる。取締役会の構成員が関係する会社との間の関係及び取引は全て公正に行われる。

チェック・アンド・バランス機能 - 取締役会とグループ執行役員会

当社は、スイス連邦銀行法により要求される、厳格な二重取締役会構造の下で経営されている。取締役会とグループ執行役員会との職務分掌は組織規則に明確に定義されている。取締役会はグループCEOの推

薦に基づく当グループの戦略を決定し、事業の監督・監視を行っており、グループCEOが率いるグループ執行役員会は、事業運営に対する最終的な責任を担っている。取締役会会長とグループCEOには異なる2名の人間が就任しており、権限の分離が確保されている。こうした構造により、互いのチェック・アンド・バランス機能が保たれ、グループCEOの指揮の下グループ執行役員会にその責任が委ねられたUBSグループの日常の事業運営から、取締役会の組織としての独立性が維持されている。取締役会とグループ執行役員会の構成員は、同時に他方の構成員とはならない。

グループ執行役員会の監督及び管理は取締役会が担っている。取締役会及びグループ執行役員会の各組織の権限及び責任は、定款及び組織規則（「別紙B - 主要な承認権限」を含む。）に準拠している。

グループ執行役員会との情報共有及び管理ツール

取締役会は、グループ執行役員会が行う活動について、様々な方法（取締役会の構成員の閲覧に供されているグループ執行役員会の議事録を含む。）で報告を受けている。また、取締役会では、グループCEOやグループ執行役員会の構成員が重要な事項について取締役会に定期報告を行う。

取締役会において、取締役会の構成員は、その職務を全うするために必要とされる当グループに関する事項に係る情報の提供を、取締役会又はグループ執行役員会の構成員に対して求めることができる。取締役会以外の場合でも、取締役会の構成員は、他の取締役会及びグループ執行役員会の構成員に対して情報提供を求めることができる。かかる要求は取締役会会長の承認を要する。

グループ内部監査部門は、独立して、客観的及び体系的に以下の事項を評価している。

- ・ 戦略及びリスク選好を決定するプロセスの有効性並びに承認された戦略の全体的な遵守状況
- ・ ガバナンス・プロセス、リスク管理及び内部統制の有効性
- ・ リスク及び統制の企業風土の健全性
- ・ 改善活動の有効性及び持続性
- ・ 財務上及び営業上の情報の信用性及び完全性（すなわち、事業活動が適切、正確かつ完全に記録されているか、並びに基礎データ及びモデルのクオリティ）
- ・ 法律上、規制上及び法定上の要件並びに社内方針及び契約の遵守状況の有効性（すなわち、かかる要件が充足されているか及びかかる要件を持続的に充足するプロセスが妥当かについての評価）

かかる内部監査組織は、組織規則に規定された責任の範囲内で監査委員会への機能的なレポートラインを有している。監査委員会は、グループ内部監査部門の年次監査計画及び年次監査目標の妥当性について毎年評価及び承認し、グループ内部監査部門長と定期的に連絡をとらなければならない。グループ内部監査部門は、重要な問題について、取締役会会長、監査委員会及びリスク委員会に対し、定期的に報告しなければならない。更に、グループ内部監査部門は、監査委員会及び委員長に、当該部門の活動及び重要な監査結果を要約した年次報告書を提出する。

グループ執行役員会

当社は、スイス連邦銀行法により要求される、厳格な二重構造の下で経営されているため、事業運営は、取締役会からグループ執行役員会に委ねられている。

グループ執行役員会の職責、権限及び組織原則

グループCEOの指揮の下、グループ執行役員会は、当グループ及びその事業を運営する経営管理上の責任を担っている。グループ執行役員会は、当グループ及び各事業部門の戦略の展開並びに承認された戦略の実施につき、全責任を担う。グループ執行役員会は、当グループのリスク・カウンセラーとしての任務を担っている。この機能において、グループ執行役員会は、リスク管理及びリスク統制の原則の実施を確立し監督する全責任、並びに取締役会及びリスク委員会が決定した当グループ全体のリスク特性を管理する全責任を担っている。グループ執行役員会は、2015年度に、22回（2回の臨時の電話会議を含む。）の会議及び2回のオフサイトミーティングを開催した。2015年度について、会議の頻度及び長さはUBSグループAGとUBS AGで同じであった。

グループ・アセット・アンド・ライアビリティ・マネジメント・コミッティの職責及び権限

グループ執行役員会によって設置されたグループ・アセット・アンド・ライアビリティ・マネジメント・コミッティ（以下「グループALCO」という。）は、当グループの戦略、規制上の義務並びに株主及び

その他の利害関係者の利益に沿った当グループの資産及び負債の使用を促すためにグループ執行役員会をサポートする責任を担っている。グループALCOは、資本管理、資金調達及び流動性リスクの枠組みを提案し、かつ、取締役会に対し承認を求めて当グループのための上限及び目標値を提案する。グループALCOは、当グループ、その事業部門及びコーポレート・センターの貸借対照表の管理を監督する。組織規則には、グループ執行役員会のいずれの権限がグループALCOに委譲されたかが追加で規定されている。2015年度に、グループALCOはUBSグループAG及びUBS AGに関する会議を10回開催した。

経営契約

当社は、その経営について、当グループに属さない会社又は自然人と契約を締結していない。

グループ執行役員会の構成員

2015年11月3日、当社はグループ執行役員会に対してなされた、全て2016年1月1日付で効力が発生する変更を発表した。従前グループ・ファイナンシャル・オフィサー兼グループ・チーフ・オペレーティング・オフィサーであったトム・ナラティルは、ウェルス・マネジメント・アメリカズ社長兼UBSアメリカズ社長に任命され、グループ執行役員会に残った。アクセル P. レーマンは、取締役を退き、グループ・チーフ・オペレーティング・オフィサーとしてグループ執行役員会に加わった。従前ウェルス・マネジメントのチーフ・ファイナンシャル・オフィサーであったカート・ガードナーは、グループ執行役員会に加わり、グループ・チーフ・ファイナンシャル・オフィサーに任命された。従前エフエムエス・ウェルトマネジメント(FMS Wertmanagement)に在席していたクリスチャン・ブルームは、グループ執行役員会に加わり、グループ・チーフ・リスク・オフィサーに任命された。従前アジア太平洋地域ウェルス・マネジメントの責任者であったキャサリン・シーは、グループ執行役員会に加わり、UBSアジア・パシフィック社長に任命された。人事グループ・ヘッドであるサビーン・ケラーブッセがグループ執行役員会に加わった。フィリップ J. ロフツ及びユン・チウォンは、2015年度末をもってグループ執行役員会から退いた。ロバート J. マカン、UBSアメリカズの会長に就任したことにより、グループ執行役員会から退いた。

スイス法に沿って、当社の定款はグループ執行役員会の構成員がUBSグループ以外で受ける委任の数を制限している。定款の第36条は、グループ執行役員会の構成員に許容される委任の上限を、上場会社(UBSグループAG及びUBS AGを除く。)については1の取締役委任まで、非上場会社については5の追加委任までとしている。更に、グループ執行役員会の構成員は、当該会社の要請により10を超えて委任を受けることはできず、かつ組合、慈善団体、財団、信託会社及び従業員福利財団について8を超えて委任を受けることはできない。グループ執行役員会の構成員は、定款の第36条に規定される上限を超えてはならない。

ゲーヴィラー氏を除くUBSグループAGのグループ執行役員会の全構成員がUBS AGのグループ執行役員会の構成員を兼任している。

監査人

監査はコーポレート・ガバナンスにおいて不可欠な要素である。社外監査人は、その独立性を保持する一方で、グループ内部監査部門と密接に協力して業務を行っている。監査委員会、そして最終的には取締役会が監査業務の有効性を監督している。

社外独立監査人

2015年度の年次株主総会において、アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド(以下「EY」という。)が当グループの監査人として1年の任期で再選された。EYは、法律、規制上の要請及び定款に基づく、実質的に全ての会計業務を引き受けている。2015年以降、当グループの財務監査の責任者であるEYの主要パートナーは、マリーローラ・ドラリュであり、任期は最長5年である。財務書類監査について共同で署名するパートナーは、トロイ J. バットナーである。2016年には、イラ S. フィトリンが最長7年の任期でバットナー氏から引き継ぐ予定である。2015年以降、パトリック・シュヴァラーがスイス金融市場監督当局に対する主要監査人であり、以前に別な任務でUBSの監査業務に携わっていたため任期は最長6年である。スイス金融市場監督当局監査について共同で署名するパートナーは、2012年以降マーク・ライザーであり、任期は最長7年である。

増資に関する特別監査人

2015年5月7日の年次株主総会において、BD0アーゲーが3年の任期で特別監査人に再選された。特別監査人は、増資に関し、監査人とは別個に監査意見書を提出する。

(2)【監査報酬の内容等】

【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

千スイス・フラン（百万円）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度（注2）	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
UBSグループ（注1）	61,824 (6,882)	9,789 (1,090)	59,707 (6,646)	12,874 (1,433)

（注1）上記の表に記載されているのはUBSグループの金額であるが、その大部分は当行とその連結子会社に関連している。

（注2）UBSグループAG（連結）に関する監査証明業務及び非監査業務に基づく報酬の合計72,581千スイス・フランのうち、71,766千スイス・フランがUBS AG（連結）に関するものであった。

【その他重要な報酬の内容】

上記に加え、UBSの投資ファンド（その多くは独立したファンドの役員会又は受託者を有する。）のために実施されたサービスの対価として、アーンスト・アンド・ヤング・リミテッドに対し、2015年度に2,930万スイス・フラン（32億6,100万円）（2014年度は2,970万スイス・フラン（33億600万円））が支払われた。

（注）上記金額はUBSグループについての金額であるが、その大部分はUBS AGとその連結子会社に関連している。

【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

税務サービスには、アーンスト・アンド・ヤング・リミテッドの税務部門に所属する専門スタッフが行うサービス、並びに当グループの事業にかかる税務コンプライアンス及び税務コンサルティングが含まれる。

その他のサービスとは、技術的なITセキュリティ管理のレビュー及び評価を含む認可されたサービスである。

【監査報酬の決定方針】

該当事項なし。

第6 【経理の状況】

(a) 本書記載のUBS AG及び子会社（以下「UBS AG」という。）の連結財務書類は、スイスにおいて公表されたUBS AGの原文（英文）の2015年度年次報告書（以下「UBS AGの年次報告書」という。）に含まれている国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従って作成された2015年12月31日終了事業年度の原文（英文）の連結財務書類（以下「原文の連結財務書類」という。）の日本語訳（以下「邦文の連結財務書類」という。）である。また、本書記載のUBS AGの個別財務書類は、UBS AGの年次報告書に含まれているスイスGAAPに従って作成された2015年12月31日終了事業年度の原文（英文）の個別財務書類（以下「原文の個別財務書類」という。）の日本語訳（以下「邦文の個別財務書類」という。）である。UBS AGの連結財務書類及びUBS AGの個別財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）第131条第1項の規定が適用されている。

なお、UBS AG及びUBS AGが採用する会計処理の原則及び手続のうち日本で一般に公正妥当と認められているものと相違するもので重要なものは、財務諸表等規則の規定に準拠して、それぞれ第6の4.「連結財務書類：IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の相違」及び「個別財務書類：スイスと日本における会計原則及び会計慣行の相違」に説明されている。

(b) UBS AGの原文の連結財務書類及びUBS AGの個別財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・エルティーディー（スイスにおける法定監査人）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けている。その監査報告書の原文及び訳文は本書に掲載されている。

(c) 邦文の連結財務書類及び個別財務書類には、財務諸表等規則の規定に従って、原文の連結財務書類及び個別財務書類中のスイス・フラン表示の金額の主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には1スイス・フラン＝111.31円（2016年6月1日現在の三菱東京UFJ銀行における対顧客電信直物売買相場の仲値）の換算レートが使用されている。億円未満の端数は四捨五入されている。

(d) 円換算額並びに第6の1.の末尾の参考情報及び第6の2.から4.までにに関する記載は、原文の連結財務書類及び個別財務書類には含まれておらず、当該事項における原文の連結財務書類及び個別財務書類への参照事項を除き、上記（b）の監査の対象に含まれていない。

財務報告に係る内部統制に関する経営者の報告書

財務報告に係る内部統制に関する経営者の責任

UBS AGの取締役会及び経営者は、財務報告に対して適切な内部統制を確立し、維持する責任を負っている。財務報告に係るUBS AGの内部統制は、IASBが公表するIFRSに準拠して公表された財務書類が作成され、かつ適正に表示されていることについて、合理的な保証を提供するために整備されている。

財務報告に係るUBS AGの内部統制には、次の方針及び手続が含まれる。

- 資産の取引及び処分を、合理的な詳細さで正確かつ公正に反映する記録の維持に関する方針及び手続
- 財務書類を作成し適正に表示できるよう、諸取引が記録されること、並びに会社の収入と支出は、UBS AGの経営者の承認によってはじめて実行されることについて、合理的な保証を提供する方針及び手続
- 財務書類に重要な影響を及ぼす可能性がある会社の資産について未承認の取得、使用または処分を防止、あるいは適時に発見することについて合理的な保証を提供する方針及び手続

固有の限界により、財務報告に係る内部統制は虚偽表示を防止または発見できない可能性がある。また、将来の期間に対する有効性の評価の予測は、状況の変化のため統制が不十分になるかもしれないリスク、あるいは方針や手続への遵守の程度が低下しているかもしれないリスクにさらされている。

2015年12月31日現在の財務報告に係る内部統制に関する経営者の評価

UBS AGの経営者は、トレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）が「内部統制 - 統合的枠組み」（2013年版フレームワーク）で定めている基準に基づき、2015年12月31日現在の財務報告に係るUBS AGの内部統制の有効性を評価した。この評価に基づき、経営者は、2015年12月31日現在、財務報告に係るUBS AGの内部統制は有効であったと考える。

2015年12月31日現在の財務報告に係るUBS AGの内部統制の有効性は、UBS AGの独立登録会計事務所であるアーンスト・アンド・ヤング・エルティーディーが監査し、564ページから565ページ（訳者注：原文のページ）に掲載されている監査報告書に記載されているように、2015年12月31日現在の財務報告に係るUBS AGの内部統制の有効性について、無限定意見が表明されている。

1【財務書類】

監査済
損益計算書

単位：百万スイス・フラン、1株当たり利益を除く	注記	終了事業年度			変化率（％）
		2015年12月31日	2014年12月31日	2013年12月31日	対2014年12月31日
受取利息	3	13,178	13,194	13,137	0
支払利息	3	(6,449)	(6,639)	(7,351)	(3)
受取利息純額	3	6,729	6,555	5,786	3
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	12	(117)	(78)	(50)	50
貸倒引当金繰入額控除後受取利息純額		6,612	6,477	5,736	2
受取報酬及び手数料純額	4	17,184	17,076	16,287	1
トレーディング収益純額	3	5,696	3,841	5,130	48
その他の収益	5	1,112	632	580	76
営業収益合計		30,605	28,026	27,732	9
人件費	6	15,954	15,280	15,182	4
一般管理費	7	8,219	9,377	8,380	(12)
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損	16	918	817	816	12
無形資産の償却費及び減損	17	107	83	83	29
営業費用合計		25,198	25,557	24,461	(1)
税引前営業利益 / (損失)		5,407	2,469	3,272	119
税金費用 / (税務上の便益)	8	(908)	(1,180)	(110)	(23)
当期純利益 / (損失)		6,314	3,649	3,381	73
優先証券保有者に帰属する当期純利益 / (損失)		77	142	204	(46)
非支配持分に帰属する当期純利益 / (損失)		3	5	5	(40)
UBS AG株主に帰属する当期純利益 / (損失)		6,235	3,502	3,172	78

損益計算書（続き）

単位：億円、1株当たり利益を除く	注記	終了事業年度			変化率（％）
		2015年12月31日	2014年12月31日	2013年12月31日	対2014年12月31日
受取利息	3	14,668	14,686	14,623	0
支払利息	3	(7,178)	(7,390)	(8,182)	(3)
受取利息純額	3	7,490	7,296	6,440	3
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	12	(130)	(87)	(56)	50
貸倒引当金繰入額控除後受取利息純額		7,360	7,210	6,385	2
受取報酬及び手数料純額	4	19,128	19,007	18,129	1
トレーディング収益純額	3	6,340	4,275	5,710	48
その他の収益	5	1,238	703	646	76
営業収益合計		34,066	31,196	30,868	9
人件費	6	17,758	17,008	16,899	4
一般管理費	7	9,149	10,438	9,328	(12)
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損	16	1,022	909	908	12
無形資産の償却費及び減損	17	119	92	92	29
営業費用合計		28,048	28,447	27,228	(1)
税引前営業利益 / (損失)		6,019	2,748	3,642	119
税金費用 / (税務上の便益)	8	(1,011)	(1,313)	(122)	(23)
当期純利益 / (損失)		7,028	4,062	3,763	73
優先証券保有者に帰属する当期純利益 / (損失)		86	158	227	(46)
非支配持分に帰属する当期純利益 / (損失)		3	6	6	(40)
UBS AG株主に帰属する当期純利益 / (損失)		6,940	3,898	3,531	78

包括利益計算書

	終了事業年度		
	2015年12月31日	2014年12月31日	2013年12月31日
単位：百万スイス・フラン			
UBS AG株主に帰属する包括利益			
当期純利益 / (損失)	6,235	3,502	3,172
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益			
為替換算調整			
為替換算調整の変動、税効果前	(174)	1,839	(440)
資本から損益計算書に振り替えられた為替換算額	(90)	2	(36)
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	(1)	(7)	5
為替換算調整、税効果後小計	(266)	1,834	(471)
売却可能金融投資			
売却可能金融投資に係る未実現利得 / (損失)純額、税効果前	180	335	(57)
資本から損益計算書に振り替えられた減損損失	1	76	41
資本から損益計算書に振り替えられた実現利得	(298)	(244)	(265)
資本から損益計算書に振り替えられた実現損失	45	25	56
売却可能金融投資に係る未実現利得 / (損失)純額に関連する法人所得税	8	(52)	71
売却可能金融投資、税効果後小計	(64)	140	(154)
キャッシュ・フロー・ヘッジ			
キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動の有効部分、税効果前	550	2,086	(652)
資本から損益計算書に振り替えられた実現(利得) / 損失純額	(1,199)	(1,197)	(1,261)
キャッシュ・フロー・ヘッジに関連する法人所得税	131	(196)	393
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後小計	(518)	693	(1,520)
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益、税効果後合計	(848)	2,667	(2,145)
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益			
確定給付制度			
確定給付制度に係る利得 / (損失)、税効果前	322	(1,454)	1,178
確定給付制度に関連する法人所得税	(19)	247	(239)
確定給付制度、税効果後小計	304	(1,208)	939
資産再評価剰余金			
資産再評価に係る利得、税効果前	0	0	0
利益剰余金に振り替えられた(利得) / 損失純額	0	0	(6)
資産再評価に係る利得に関連する法人所得税	0	0	0
資産再評価剰余金の変動、税効果後小計	0	0	(6)
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	304	(1,208)	933
その他の包括利益合計	(545)	1,459	(1,211)
UBS AG株主に帰属する包括利益合計	5,690	4,961	1,961

包括利益計算書（続き）

	終了事業年度		
	2015年12月31日	2014年12月31日	2013年12月31日
単位：百万スイス・フラン			
優先証券保有者に帰属する包括利益			
当期純利益 / (損失)	77	142	204
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益			
為替換算調整の変動、税効果前	(59)	119	355
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	(59)	119	355
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	(59)	119	355
優先証券保有者に帰属する包括利益合計	18	260	559
非支配持分に帰属する包括利益			
当期純利益 / (損失)	3	5	5
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益			
為替換算調整の変動、税効果前	(2)	3	(1)
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	(2)	3	(1)
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	(2)	3	(1)
非支配持分に帰属する包括利益合計	1	7	4
包括利益合計			
当期純利益 / (損失)	6,314	3,649	3,381
その他の包括利益	(606)	1,580	(857)
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益	(848)	2,667	(2,145)
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益	243	(1,087)	1,288
包括利益合計	5,709	5,229	2,524

包括利益計算書（続き）

単位：億円	終了事業年度		
	2015年12月31日	2014年12月31日	2013年12月31日
UBS AG株主に帰属する包括利益			
当期純利益 / (損失)	6,940	3,898	3,531
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益			
為替換算調整			
為替換算調整の変動、税効果前	(194)	2,047	(490)
資本から損益計算書に振り替えられた為替換算額	(100)	2	(40)
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	(1)	(8)	6
為替換算調整、税効果後小計	(296)	2,041	(524)
売却可能金融投資			
売却可能金融投資に係る未実現利得 / (損失)純額、税効果前	200	373	(63)
資本から損益計算書に振り替えられた減損損失	1	85	46
資本から損益計算書に振り替えられた実現利得	(332)	(272)	(295)
資本から損益計算書に振り替えられた実現損失	50	28	62
売却可能金融投資に係る未実現利得 / (損失)純額に関連する法人所得税	9	(58)	79
売却可能金融投資、税効果後小計	(71)	156	(171)
キャッシュ・フロー・ヘッジ			
キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動の有効部分、税効果前	612	2,322	(726)
資本から損益計算書に振り替えられた実現(利得) / 損失純額	(1,335)	(1,332)	(1,404)
キャッシュ・フロー・ヘッジに関連する法人所得税	146	(218)	437
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後小計	(577)	771	(1,692)
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益、税効果後合計	(944)	2,969	(2,388)
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益			
確定給付制度			
確定給付制度に係る利得 / (損失)、税効果前	358	(1,618)	1,311
確定給付制度に関連する法人所得税	(21)	275	(266)
確定給付制度、税効果後小計	338	(1,345)	1,045
資産再評価剰余金			
資産再評価に係る利得、税効果前	0	0	0
利益剰余金に振り替えられた(利得) / 損失純額	0	0	(7)
資産再評価に係る利得に関連する法人所得税	0	0	0
資産再評価剰余金の変動、税効果後小計	0	0	(7)
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	338	(1,345)	1,039
その他の包括利益合計	(607)	1,624	(1,348)
UBS AG株主に帰属する包括利益合計	6,334	5,522	2,183

包括利益計算書（続き）

単位：億円	終了事業年度		
	2015年12月31日	2014年12月31日	2013年12月31日
優先証券保有者に帰属する包括利益			
当期純利益 / (損失)	86	158	227
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益			
為替換算調整の変動、税効果前	(66)	132	395
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	(66)	132	395
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	(66)	132	395
優先証券保有者に帰属する包括利益合計	20	289	622
非支配持分に帰属する包括利益			
当期純利益 / (損失)	3	6	6
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益			
為替換算調整の変動、税効果前	(2)	3	(1)
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	(2)	3	(1)
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	(2)	3	(1)
非支配持分に帰属する包括利益合計	1	8	4
包括利益合計			
当期純利益 / (損失)	7,028	4,062	3,763
その他の包括利益	(675)	1,759	(954)
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益	(944)	2,969	(2,388)
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益	270	(1,210)	1,434
包括利益合計	6,355	5,820	2,809

貸借対照表

				変化率（％）
単位：百万スイス・フラン	注記	2015年 12月31日現在	2014年 12月31日現在	対2014年 12月31日
資産				
現金及び中央銀行預け金		91,306	104,073	(12)
銀行預け金	10, 12	11,866	13,334	(11)
借入有価証券に係る担保金	11, 26	25,584	24,063	6
リバース・レボ契約	11, 26	67,893	68,414	(1)
トレーディング・ポートフォリオ資産	13, 24	124,047	138,156	(10)
内、取引相手先により売却又は再担保差入 される可能性のある差入担保資産	25	51,943	56,018	(7)
再調達価額—借方	14, 24, 26	167,435	256,978	(35)
デリバティブに係る差入担保金	11, 26	23,763	30,979	(23)
公正価値での測定を指定された金融資産	24, 26, 27	5,808	4,493	29
貸出金	10, 12	312,723	315,984	(1)
売却可能金融投資	15, 24	62,543	57,159	9
関連会社投資	30	954	927	3
有形固定資産及びソフトウェア	16	7,683	6,854	12
のれん及び無形資産	17	6,568	6,785	(3)
繰延税金資産	8	12,833	11,060	16
その他の資産	18	22,249	23,069	(4)
資産合計		943,256	1,062,327	(11)
負債				
銀行預り金	19	11,836	10,492	13
貸付有価証券に係る担保金	11, 26	8,029	9,180	(13)
レボ契約	11, 26	9,653	11,818	(18)
トレーディング・ポートフォリオ負債	13, 24	29,137	27,958	4
再調達価額—貸方	14, 24, 26	162,430	254,101	(36)
デリバティブに係る受入担保金	11, 26	38,282	42,372	(10)
公正価値での測定を指定された金融負債	20, 24, 26	62,995	75,297	(16)
顧客預り金	19	402,522	410,979	(2)
社債	21	82,359	91,207	(10)
引当金	22	4,163	4,366	(5)
その他の負債	8, 23	74,606	70,392	6
負債合計		886,013	1,008,162	(12)
資本				
資本金		386	384	1
資本剰余金		29,477	32,057	(8)
自己株式		0	(37)	(100)
利益剰余金		29,433	22,902	29
資本に直接認識されたその他の包括利益、税効果後		(4,047)	(3,199)	27
UBS AG株主に帰属する持分		55,248	52,108	6
優先証券保有者に帰属する持分		1,954	2,013	(3)
非支配持分に帰属する持分		41	45	(9)

資本合計	57,243	54,165	6
負債及び資本合計	943,256	1,062,327	(11)

貸借対照表（続き）

				変化率（％）
単位：億円	注記	2015年 12月31日現在	2014年 12月31日現在	対2014年 12月31日
資産				
現金及び中央銀行預け金		101,633	115,844	(12)
銀行預け金	10, 12	13,208	14,842	(11)
借入有価証券に係る担保金	11, 26	28,478	26,785	6
リバース・レボ契約	11, 26	75,572	76,152	(1)
トレーディング・ポートフォリオ資産	13, 24	138,077	153,781	(10)
内、取引相手先により売却又は再担保差入 されている可能性のある差入担保資産	25	57,818	62,354	(7)
再調達価額—借方	14, 24, 26	186,372	286,042	(35)
デリバティブに係る差入担保金	11, 26	26,451	34,483	(23)
公正価値での測定を指定された金融資産	24, 26, 27	6,465	5,001	29
貸出金	10, 12	348,092	351,722	(1)
売却可能金融投資	15, 24	69,617	63,624	9
関連会社投資	30	1,062	1,032	3
有形固定資産及びソフトウェア	16	8,552	7,629	12
のれん及び無形資産	17	7,311	7,552	(3)
繰延税金資産	8	14,284	12,311	16
その他の資産	18	24,765	25,678	(4)
資産合計		1,049,938	1,182,476	(11)
負債				
銀行預り金	19	13,175	11,679	13
貸付有価証券に係る担保金	11, 26	8,937	10,218	(13)
レボ契約	11, 26	10,745	13,155	(18)
トレーディング・ポートフォリオ負債	13, 24	32,432	31,120	4
再調達価額—貸方	14, 24, 26	180,801	282,840	(36)
デリバティブに係る受入担保金	11, 26	42,612	47,164	(10)
公正価値での測定を指定された金融負債	20, 24, 26	70,120	83,813	(16)
顧客預り金	19	448,047	457,461	(2)
社債	21	91,674	101,523	(10)
引当金	22	4,634	4,860	(5)
その他の負債	8, 23	83,044	78,353	6
負債合計		986,221	1,122,185	(12)
資本				
資本金		430	427	1
資本剰余金		32,811	35,683	(8)
自己株式		0	(41)	(100)
利益剰余金		32,762	25,492	29
資本に直接認識されたその他の包括利益、税効果後		(4,505)	(3,561)	27
UBS AG株主に帰属する持分		61,497	58,001	6
優先証券保有者に帰属する持分		2,175	2,241	(3)

非支配持分に帰属する持分	46	50	(9)
資本合計	63,717	60,291	6
負債及び資本合計	1,049,938	1,182,476	(11)

[次へ](#)

持分変動計算書

単位：百万スイス・フラン	資本金	資本 剰余金	自己株式	利益 剰余金	資本に直接 認識された その他の包括利 益、税効果後 ¹	内、 為替 換算調整	内、 売却可能金融 投資	内、 キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	UBS AG株主に 帰属する 持分合計	優先 証券 保有者	非支配 持分	資本合計
2013年 1 月 1 日現在残高	384	33,862	(1,071)	16,491	(3,715)	(6,954)	249	2,983	45,949	3,109	42	49,100
株式発行	1								1			1
自己株式の取得			(846)						(846)			(846)
自己株式の売却			887						887			887
自己株式処分益 / (損) 及び自己持分のデリバティブ 取引に係るプレミアム / (ディスカウント) 純額		203							203			203
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		30							30			30
従業員持株制度及び株式オプション制度		305							305			305
資本剰余金に認識された(税金費用) / 税務上の便益		91							91			91
配当金		(564) ²							(564)	(204)	(6)	(773)
買戻し義務付自己株式		(9)							(9)			(9)
優先証券									0	(1,572)		(1,572)
新規連結及びその他の増加 / (減少)				6					6			6
連結除外及びその他の減少		(11)							(11)	0		(11)
当期の包括利益合計				4,111	(2,151)	(471)	(154)	(1,520)	1,961	559	4	2,524
内、当期純利益 / (損失)				3,172					3,172	204	5	3,381
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他 の包括利益、税効果後					(2,145)	(471)	(154)	(1,520)	(2,145)			(2,145)
内、損益計算書に振り替えられることのないその他 の包括利益、税効果後 - 確定給付制度				939					939			939
内、損益計算書に振り替えられることのないその他 の包括利益、税効果後 - 為替換算調整									0	355	(1)	355
2013年12月31日現在残高	384	33,906	(1,031)	20,608	(5,866)	(7,425)	95	1,463	48,002	1,893	41	49,936
株式発行	0								0			0
自己株式の取得			(953)						(953)			(953)
自己株式の売却			1,946						1,946			1,946
自己株式処分益 / (損) 及び自己持分のデリバティブ 取引に係るプレミアム / (ディスカウント) 純額		24							24			24
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		802							802			802
従業員持株制度及び株式オプション制度		(1,785)							(1,785)			(1,785)
資本剰余金に認識された(税金費用) / 税務上の便益		3							3			3

配当金	(938) ²	(938)	(142)	(4)	(1,084)				
買戻し義務付自己株式	46	46			46				
優先証券		0	1		1				
新規連結及びその他の増加 / (減少)		0		1	1				
連結除外及びその他の減少		0			0				
当期の包括利益合計	2,294	2,667	1,834	140	693	4,961	260	7	5,229
内、当期純利益 / (損失)	3,502					3,502	142	5	3,649
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益、税効果後		2,667	1,834	140	693	2,667			2,667
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後 - 確定給付制度	(1,208)					(1,208)			(1,208)
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後 - 為替換算調整						0	119	3	121

2014年12月31日現在残高	384	32,057	(37)	22,902	(3,199)	(5,591)	236	2,156	52,108	2,013	45	54,165
株式発行	1								1			1
自己株式の取得			(292)						(292)			(292)
自己株式の売却			328						328			328
自己株式処分益 / (損)及び自己持分のデリバティブ取引に係るプレミアム / (ディスカウント)純額		42							42			42
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		290							290			290
従業員持株制度及び株式オプション制度		(6)							(6)			(6)
資本剰余金に認識された(税金費用) / 税務上の便益		9							9			9
配当金	(2,914) ²			(8)					(2,922)	(77)	(5)	(3,004)
買戻し義務付自己株式	0								0			0
優先証券									0	1		1
新規連結及びその他の増加 / (減少)									0			0
連結除外及びその他の減少									0		(1)	(1)
当期の包括利益合計				6,538	(848)	(266)	(64)	(518)	5,690	18	1	5,709
内、当期純利益 / (損失)				6,235					6,235	77	3	6,314
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益、税効果後					(848)	(266)	(64)	(518)	(848)			(848)
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後 - 確定給付制度				304					304			304
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後 - 為替換算調整									0	(59)	(2)	(61)

2015年12月31日現在残高	386	29,477	0	29,433	(4,047)	(5,857)	172	1,638	55,248	1,954	41	57,243
-----------------	-----	--------	---	--------	---------	---------	-----	-------	--------	-------	----	--------

¹ 利益剰余金に直接認識されている確定給付制度を除く。² UBS AGにおいて1株(額面0.10スイス・フラン)当たり0.75スイス・フラン(2014年度:0.25スイス・フラン、2013年度:0.15スイス・フラン)の資本準備金からの配当を行ったことを反映している。

持分変動計算書(続き)

	資本金	資本 剰余金	自己株式	利益 剰余金	資本に直接 認識された その他の包括利 益、税効果後 ¹	内、 為替 換算調整	内、 売却可能金融 投資	内、 キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	UBS AG株主に 帰属する 持分合計	優先 証券 保有者	非支配 持分	資本合計
単位：億円												
2013年 1 月 1 日現在残高	427	37,692	(1,192)	18,356	(4,135)	(7,740)	277	3,320	51,146	3,461	47	54,653
株式発行	1								1			1
自己株式の取得			(942)						(942)			(942)
自己株式の売却			987						987			987
自己株式処分益 / (損)及び自己持分のデリバティブ 取引に係るプレミアム / (ディスカウント)純額		226							226			226
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		33							33			33
従業員持株制度及び株式オプション制度		339							339			339
資本剰余金に認識された(税金費用) / 税務上の便益		101							101			101
配当金		(628) ²							(628)	(227)	(7)	(860)
買戻し義務付自己株式		(10)							(10)			(10)
優先証券									0	(1,750)		(1,750)
新規連結及びその他の増加 / (減少)				7					7			7
連結除外及びその他の減少		(12)							(12)	0		(12)
当期の包括利益合計				4,576	(2,394)	(524)	(171)	(1,692)	2,183	622	4	2,809
内、当期純利益 / (損失)				3,531					3,531	227	6	3,763
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他 の包括利益、税効果後					(2,388)	(524)	(171)	(1,692)	(2,388)			(2,388)
内、損益計算書に振り替えられることのないその他 の包括利益、税効果後 - 確定給付制度				1,045					1,045			1,045
内、損益計算書に振り替えられることのないその他 の包括利益、税効果後 - 為替換算調整									0	395	(1)	395
2013年12月31日現在残高	427	37,741	(1,148)	22,939	(6,529)	(8,265)	106	1,628	53,431	2,107	46	55,584
株式発行	0								0			0
自己株式の取得			(1,061)						(1,061)			(1,061)
自己株式の売却			2,166						2,166			2,166
自己株式処分益 / (損)及び自己持分のデリバティブ 取引に係るプレミアム / (ディスカウント)純額		27							27			27
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		893							893			893
従業員持株制度及び株式オプション制度		(1,987)							(1,987)			(1,987)
資本剰余金に認識された(税金費用) / 税務上の便益		3							3			3

配当金	(1,044)	²							(1,044)	(158)	(4)	(1,207)
買戻し義務付自己株式	51								51			51
優先証券	0								0	1		1
新規連結及びその他の増加 / (減少)	0								0		1	1
連結除外及びその他の減少	0								0			0
当期の包括利益合計	2,553			2,969	2,041	156	771	5,522	289	8		5,820
内、当期純利益 / (損失)	3,898							3,898	158	6		4,062
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益、税効果後				2,969	2,041	156	771	2,969				2,969
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後 - 確定給付制度	(1,345)							(1,345)				(1,345)
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後 - 為替換算調整								0	132	3		135
2014年12月31日現在残高	427	35,683	(41)	25,492	(3,561)	(6,223)	263	2,400	58,001	2,241	50	60,291
株式発行	1								1			1
自己株式の取得			(325)						(325)			(325)
自己株式の売却			365						365			365
自己株式処分益 / (損) 及び自己持分のデリバティブ取引に係るプレミアム / (ディスカウント) 純額	47								47			47
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム	323								323			323
従業員持株制度及び株式オプション制度	(7)								(7)			(7)
資本剰余金に認識された(税金費用) / 税務上の便益	10								10			10
配当金	(3,244)	²		(9)					(3,252)	(86)	(6)	(3,344)
買戻し義務付自己株式	0								0			0
優先証券	0								0	1		1
新規連結及びその他の増加 / (減少)	0								0			0
連結除外及びその他の減少	0								0		(1)	(1)
当期の包括利益合計	7,277			(944)	(296)	(71)	(577)	6,334	20	1		6,355
内、当期純利益 / (損失)	6,940							6,940	86	3		7,028
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益、税効果後					(944)	(296)	(71)	(577)	(944)			(944)
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後 - 確定給付制度				338				338				338
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後 - 為替換算調整								0	(66)	(2)		(68)
2015年12月31日現在残高	430	32,811	0	32,762	(4,505)	(6,519)	191	1,823	61,497	2,175	46	63,717

¹ 利益剰余金に直接認識されている確定給付制度を除く。² UBS AGにおいて1株（額面0.10スイス・フラン）当たり83円（2014年度：28円、2013年度：17円）の資本準備金からの配当を行ったことを反映している。

[次へ](#)

UBS AGの発行済株式及び保有自己株式

2015年12月31日現在、UBS AGが発行した株式は合計3,858,408,466株（2014年12月31日：3,844,560,913株）であった。

2015年1月1日現在、UBS AGは自己株式を2,115,255株保有していたが、これは2015年度にUBSグループAG株式と交換された。2015年12月31日現在において保有していた自己株式はなかった。

→ 詳細については、当報告書の「UBS株式」のセクション（訳者注：UBS AGの年次報告書の「UBS Shares」のセクション）を参照。

条件付資本金

2015年12月31日現在、UBS AGの資本金は、従業員オプションの行使の際の136,200,312株の発行により増加する可能性があった。

2015年12月31日現在、社債又は同様の金融商品の発行に関連して付与された転換権及びワラントのために追加で最大380,000,000株の条件付資本を使用することが可能であった。

また、2015年12月31日現在、UBS AGの資本金は、2015年度に分配された現金又は配当金の権利に関連して付与されたオプションの行使を通じて、最大36,152,447株増加する可能性があった。

キャッシュ・フロー計算書

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		
	2015年12月31日 ¹	2014年12月31日 ¹	2013年12月31日 ¹
営業活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)			
当期純利益 / (損失)	6,314	3,649	3,381
当期純利益から営業活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)への調整			
当期純利益に含まれている非資金項目及びその他の調整：			
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損	918	817	816
無形資産の償却費及び減損	107	83	83
貸倒引当金繰入額 / (戻入額)	117	78	50
関連会社持分純利益	(169)	(94)	(49)
繰延税金費用 / (税務上の便益)	(1,614)	(1,635)	(545)
投資活動から生じた純損失 / (利得)	(934)	(227)	(522)
財務活動から生じた純損失 / (利得)	(1,654)	2,135	3,988
その他の調整純額	3,628	(7,250)	5,326
営業活動に係る資産及び負債の変動純額：			
銀行預け金 / 銀行預り金	1,768	(1,235)	(7,551)
借入有価証券に係る担保金及びリバース・レボ契約	(2,712)	32,262	43,754
貸付有価証券に係る担保金及びレボ契約	(2,909)	(3,698)	(23,659)
トレーディング・ポートフォリオ、再調達価額純額及び公正価値での測定を指定された金融資産	5,407	(2,879)	43,944
デリバティブに係る担保金	3,285	(7,301)	(22,412)
貸出金	841	(20,427)	(7,108)
顧客預り金	(17,362)	8,803	19,195
その他の資産、引当金及びその他の負債	7,516	4,751	(3,935)
支払税金、還付金控除後	(551)	(600)	(382)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	1,997	7,231	54,374
投資活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)			
子会社、関連会社及び無形資産取得	(13)	(18)	(49)
子会社、関連会社及び無形資産処分 ²	477	70	136
有形固定資産及びソフトウェア購入	(1,841)	(1,915)	(1,236)
有形固定資産及びソフトウェア処分	547	350	639
売却可能金融投資に係る(投資) / 売却純額 ³	(7,605)	4,108	5,966
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	(8,434)	2,596	5,457

キャッシュ・フロー計算書（続き）

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		
	2015年12月31日 ¹	2014年12月31日 ¹	2013年12月31日 ¹
財務活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)			
短期借入債務発行 / (償還)純額	(6,404)	(2,921)	(4,290)
自己株式及び自己持分のデリバティブ取引に係る変動純額	0	(719)	(341)
株式の発行	0	0	1
UBS AG株式に係る配当金の支払	(2,626)	(938)	(564)
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務発行	47,790	40,982	28,014
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務償還	(44,221)	(34,210)	(68,954)
配当金の支払及び優先証券の償還	(108)	(110)	(1,415)
非支配持分の変動純額	(5)	(3)	(6)
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	(5,573)	2,081	(47,555)
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	(1,742)	8,522	(2,705)
現金及び現金同等物の増加 / (減少)純額	(13,753)	20,430	9,569
現金及び現金同等物期首残高	116,715	96,284	86,715
現金及び現金同等物期末残高	102,962	116,715	96,284
現金及び現金同等物の構成：			
現金及び中央銀行預け金	91,306	104,073	80,879
銀行預け金	10,732	11,772	11,117
マネー・マーケット・ペーパー ⁴	924	869	4,288
合計 ⁵	102,962	116,715	96,284
追加情報			
営業活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)は以下を含む：			
利息として受領した現金	11,144	11,321	12,148
利息として支払った現金	5,267	5,360	7,176
株式投資、投資信託受益証券及び関連会社に係る配当として受領した現金 ⁶	2,120	1,961	1,421

¹ 2015年度に、UBS AGは銀行が契約相手先の「デリバティブに係る差入担保金」を除くために現金及び現金同等物の定義を改正した。過去の期間の数値は修正再表示された。詳細については、注記1bを参照。² 関連会社からの受取配当金を含む。³ 売却と満期到来によるキャッシュ・フロー収入総額（2015年12月31日終了事業年度：93,584百万スイス・フラン、2014年12月31日終了事業年度：140,438百万スイス・フラン、2013年12月31日終了事業年度：153,887百万スイス・フラン）及び購入によるキャッシュ・フロー支出総額（2015年12月31日終了事業年度：101,189百万スイス・フラン、2014年12月31日終了事業年度：136,330百万スイス・フラン、2013年12月31日終了事業年度：147,921百万スイス・フラン）を含む。⁴ マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、「トレーディング・ポートフォリオ資産」（2015年12月31日現在：795百万スイス・フラン、2014年12月31日現在：835百万スイス・フラン、2013年12月31日現在：1,716百万スイス・フラン）及び「売却可能金融投資」（2015年12月31日現在：129百万スイス・フラン、2014年12月31日現在：34百万スイス・フラン、2013年12月31日現在：2,571百万スイス・フラン）に含まれる。⁵ 現金及び現金同等物のうち、3,963百万スイス・フラン(2015年12月31日現在)、4,178百万スイス・フラン(2014年12月31日現在)及び4,534百万スイス・フラン(2013年12月31日現在)（主として「銀行預け金」に反映されている）が使用制限のあるものである。詳細については、注記25を参照。⁶ 投資活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)に計上された関連会社からの受取配当金(2015年度：114百万スイス・フラン、2014年度：54百万スイス・フラン、2013年度：69百万スイス・フラン)を含む。

キャッシュ・フロー計算書（続き）

単位：億円	終了事業年度		
	2015年12月31日 ¹	2014年12月31日 ¹	2013年12月31日 ¹
営業活動によるキャッシュ・フロー収入／(支出)			
当期純利益／(損失)	7,028	4,062	3,763
当期純利益から営業活動によるキャッシュ・フロー収入／(支出)への調整			
当期純利益に含まれている非資金項目及びその他の調整：			
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損	1,022	909	908
無形資産の償却費及び減損	119	92	92
貸倒引当金繰入額／(戻入額)	130	87	56
関連会社持分純利益	(188)	(105)	(55)
繰延税金費用／(税務上の便益)	(1,797)	(1,820)	(607)
投資活動から生じた純損失／(利得)	(1,040)	(253)	(581)
財務活動から生じた純損失／(利得)	(1,841)	2,376	4,439
その他の調整純額	4,038	(8,070)	5,928
営業活動に係る資産及び負債の変動純額：			
銀行預け金／銀行預り金	1,968	(1,375)	(8,405)
借入有価証券に係る担保金及びリバース・レボ契約	(3,019)	35,911	48,703
貸付有価証券に係る担保金及びレボ契約	(3,238)	(4,116)	(26,335)
トレーディング・ポートフォリオ、再調達価額純額及び公正価値での測定を指定された金融資産	6,019	(3,205)	48,914
デリバティブに係る担保金	3,657	(8,127)	(24,947)
貸出金	936	(22,737)	(7,912)
顧客預り金	(19,326)	9,799	21,366
その他の資産、引当金及びその他の負債	8,366	5,288	(4,380)
支払税金、還付金控除後	(613)	(668)	(425)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	2,223	8,049	60,524
投資活動によるキャッシュ・フロー収入／(支出)			
子会社、関連会社及び無形資産取得	(14)	(20)	(55)
子会社、関連会社及び無形資産処分 ²	531	78	151
有形固定資産及びソフトウェア購入	(2,049)	(2,132)	(1,376)
有形固定資産及びソフトウェア処分	609	390	711
売却可能金融投資に係る(投資)／売却純額 ³	(8,465)	4,573	6,641
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	(9,388)	2,890	6,074

キャッシュ・フロー計算書（続き）

単位：億円	終了事業年度		
	2015年12月31日 ¹	2014年12月31日 ¹	2013年12月31日 ¹
財務活動によるキャッシュ・フロー収入／(支出)			
短期借入債務発行／(償還)純額	(7,128)	(3,251)	(4,775)
自己株式及び自己持分のデリバティブ取引に係る変動純額	0	(800)	(380)
株式の発行	0	0	1
UBS AG株式に係る配当金の支払	(2,923)	(1,044)	(628)
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務発行	53,195	45,617	31,182
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務償還	(49,222)	(38,079)	(76,753)
配当金の支払及び優先証券の償還	(120)	(122)	(1,575)
非支配持分の変動純額	(6)	(3)	(7)
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	(6,203)	2,316	(52,933)
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	(1,939)	9,485	(3,011)
現金及び現金同等物の増加／(減少)純額	(15,308)	22,741	10,651
現金及び現金同等物期首残高	129,915	107,174	96,522
現金及び現金同等物期末残高	114,607	129,915	107,174
現金及び現金同等物の構成：			
現金及び中央銀行預け金	101,633	115,844	90,026
銀行預け金	11,946	13,103	12,374
マネー・マーケット・ペーパー ⁴	1,029	967	4,773
合計 ⁵	114,607	129,915	107,174
追加情報			
営業活動によるキャッシュ・フロー収入／(支出)は以下を含む：			
利息として受領した現金	12,404	12,601	13,522
利息として支払った現金	5,863	5,966	7,988
株式投資、投資信託受益証券及び関連会社に係る配当として受領した現金 ⁶	2,360	2,183	1,582

¹ 2015年度に、UBS AGは銀行が契約相手先の「デリバティブに係る差入担保金」を除くために現金及び現金同等物の定義を改正した。過去の期間の数値は修正再表示された。詳細については、注記1bを参照。² 関連会社からの受取配当金を含む。³ 売却と満期到来によるキャッシュ・フロー収入総額（2015年12月31日終了事業年度：104,168億円、2014年12月31日終了事業年度：156,322億円、2013年12月31日終了事業年度：171,292億円）及び購入によるキャッシュ・フロー支出総額（2015年12月31日終了事業年度：112,633億円、2014年12月31日終了事業年度：151,749億円、2013年12月31日終了事業年度：164,651億円）を含む。⁴ マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、「トレーディング・ポートフォリオ資産」（2015年12月31日現在：885億円、2014年12月31日現在：929億円、2013年12月31日現在：1,910億円）及び「売却可能金融投資」（2015年12月31日現在：144億円、2014年12月31日現在：38億円、2013年12月31日現在：2,862億円）に含まれる。⁵ 現金及び現金同等物のうち、4,411億円(2015年12月31日現在)、4,650億円(2014年12月31日現在)及び5,047億円(2013年12月31日現在)（主として「銀行預け金」に反映されている）が使用制限のあるものである。詳細については、注記25を参照。⁶ 投資活動によるキャッシュ・フロー収入／(支出)に計上された関連会社からの受取配当金(2015年度：127億円、2014年度：60億円、2013年度：77億円)を含む。

[次へ](#)

連結財務書類に対する注記

注記 1 重要な会計方針の概要

a) 重要な会計方針

ユービーエス・エイ・ジー及び子会社（以下「UBS AG」という。）の連結財務書類（以下「当財務書類」という。）の作成に適用された重要な会計方針は、本注記に記載されている。当該方針は、別途記載のある場合を除き、表示された全ての年度に継続適用されている。

1) 会計の基礎

UBS AGは、全世界におけるアドバイザー・サービス、証券引受、融資、マーケット・メイキング、資産管理、及び仲介、並びにスイスにおけるリテール・バンキング等の広範な金融サービスを提供している。UBS AGは、1998年6月29日にスイス銀行コーポレーションとスイス・ユニオン銀行が合併した際に設立された。2014年度にグループの持株会社としてUBSグループAGが設立され、2015年度に、スイス証券取引所法第33条に基づく手続（SESTA手続）が完了したことに伴い、UBS AGに対する持分比率が100%に増加した。詳細は注記32を参照。

当財務書類は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が発行するIFRSに準拠して作成されており、UBS AGの設立国スイスの通貨であるスイス・フランで表示されている。2016年3月10日、取締役会により当財務書類の発表が承認された。当財務書類は、類似の取引及び他の事象に関し、統一した会計方針を用いて作成される。会社間の取引及び残高は消去されている。

当財務書類の一部である当年次報告書の「リスク、財務及び資本管理」のセクション（訳者注：UBS AGの年次報告書の「Risk, treasury and capital management」のセクション。以下同じ。）に組み込まれている開示は、監査済として表示されている。これらの開示は、IFRS第7号「金融商品：開示」及びIAS第1号「財務諸表の表示」の下での規定に関連しており、「財務情報 - 連結財務書類」のセクション（訳者注：UBS AGの年次報告書の「Financial information - consolidated financial statements」のセクション。以下同じ。）には繰り返して記載されていない。

2) 見積りの使用

当財務書類をIFRSに準拠して作成するに当たり、経営者は見積りや仮定をする必要があり、それらは報告された資産、負債、収益及び費用の額並びに偶発資産及び偶発負債の開示に影響を与えている。これらの見積りや仮定は、入手可能な最善の情報に基づいている。将来における実際の結果は、当該見積りと相違する場合があり、これらの相違は、当財務書類に重要な影響を与える場合がある。見積りは定期的に見直され、修正は発生した期間に認識される。

以下の当財務書類に対する注記には、重要な判断が必要とされ、当財務書類の認識金額に最も重要な影響を与える、見積りに不確実性が存在する領域に関する情報が含まれている。その注記とは、「注記8 法人所得税」、「注記12 貸倒引当金」、「注記17 のれん及び無形資産」、「注記22 引当金及び偶発負債」、「注記24 公正価値測定」、「注記28 年金及びその他の退職後給付制度」、「注記29 持株参加制度及びその他の報酬制度」及び「注記30 子会社及び他の企業への関与」である。

3) 子会社及びストラクチャード・エンティティ

当財務書類は、UBS AGと支配するストラクチャード・エンティティ（以下「SE」という。）を含むその子会社の財務書類から成り、単一の経済実体として表示されている。非支配持分に帰属する持分は、連結貸借対照表の資本に表示されており、UBS AG株主に帰属する持分と区分されている。

UBS AGは、事業体の関連性のある活動に対するパワーを有している場合、変動リターンに対するエクスポージャーを有している場合、及びそのパワーを当該リターンに影響を及ぼすように行使する能力を有している場合に事業体を支配しているとされる。

議決権により事業体を支配する場合は通常、議決権の過半数を直接保有することで支配しているとみなされる。

その他のケースでは、支配の評価はより複雑であり、より広範な判断を求められる。UBS AGが変動性を吸収する事業体の持分を有している場合、当該事業体のリターンの変動性に影響を与えることのできるパワーがUBS AGにあるかどうかの検討が行われる。全ての事実と状況を考慮してUBS AGが別の事業体にパワーを有しているか、すなわち、事業体の関連性のある活動に関する意思決定を行う必要がある場合に当該活動を指図する現時点での能力を有しているかを判断する。事業体の目的や設計、コールの権利、プットの権利又は清算権等の契約上の取決め、並びに潜在的な意思決定権などの要因は、この評価を行う際に全て検討される。UBS AGが関連性のある活動に対するパワーを有している場合は、当該パワーを通じて、自らのリターンに影響を及ぼす能力を有しているかさらに評価を行うが、これは、パワーを本人として保有しているのか、あるいは代理人として保有しているのかを評価するものである。検討事項は、()意思決定権限の範囲、()他の当事者が保有する権利(解任権や他の参加権を含む。)、()事業体の変動性の合計と比較した変動性(報酬を含む。)に対するエクスポージャー、並びに当該エクスポージャーの他の投資家との相違である。これらの要因の検討後、UBS AGがそのパワーを自らのリターンに影響を及ぼすように行使することができるとの結論に至った場合、事業体は連結される。

SEを含む子会社は、支配を獲得した日から連結され、支配が終了した日に連結対象から除外される。支配又は支配の喪失は、事実や状況が、支配の存在を認めるのに必要であった要素のうち1つ以上に変更があることを示す場合に再評価される。

→ 子会社とストラクチャード・エンティティに関する詳細については、注記30を参照。

ストラクチャード・エンティティ(「SE」)

SEとは、事業体を誰が支配しているかの判定に際し、議決権又は類似の権利が決定的な要因にならないように事業体が設計されている場合(例えば、議決権が管理業務のみに関係していて、関連性のある活動が契約上の取決めにより指図されている場合)に該当する。このような事業体は通常、限定的な十分に明確化された目的を有しており、これまで特別目的事業体(SPE)と呼ばれていた事業体や一部の投資信託が含まれる。UBS AGは、事業体の活動の性質及び他の当事者(投資家や独立した役員を含む。)に付与された議決権又は類似の権利の実体を考慮して、事業体がSEであるかを評価する。UBS AGは、事業体を清算する能力や意思決定者を解任する能力等の権利を、その保有者が理由なく当該権利を行使する実質的能力を有している場合に、議決権に類似するとみなしている。このような権利がない場合又はこのような権利の存在が十分に確認できない場合に、当該事業体はSEとみなされる。

UBS AGは、顧客が特定のリスク特性を取得したり、当該リスクにさらされたりすること、資金を供給すること又は信用リスクの売買を行うことを可能にするなど、様々な理由でSEを組成するための出資を行い、出資していないSEとの相互関係を有している。多くのSEは、倒産隔離されたものとして設立される。これは、SEの資産のみが当該SEに対する投資家の便益のために使用可能であり、当該投資家にはUBS AGに対する遡及権がないことを意味している。UBS AGは、SEの組成、設立及び推進に関与し、資産の移転や明示的又は黙示的な財務的支援、営業支援あるいはその他の支援の提供により継続的な成長を促進している場合に、当該SEのスポンサーとみなされる。UBS AGが、第三者が組成したSEのアドバイザー、管理者又はプレイスマント・エージェントの役割を単に果たしているだけである場合は、UBS AGが当該SEのスポンサーになっているとはみなされない。

個々の事業体について、UBS AGの関与の性質や範囲を考慮し、上記の連結原則に従って連結の評価を行っている。UBS AGの関与の性質や程度は各事業体に独自のものであるため、連結結果は事業体ごとに異なる。すなわち、同一種類に属していても、連結される事業体もあれば、連結されない事業体もある。SEを連結しないが、UBS AGがSEに関与している場合やSEのスポンサーとなっている場合は、注記30において当該関与やスポンサー活動の性質に関する追加の開示を行っている。UBS AGが関与しているSEの種類は以下の通りである。

- 証券化ストラクチャード・エンティティは、SEが保有する資産を裏付けとして投資家に証券を発行するために設立される。これにより()証券化のエクスポージャーに伴う重大な信用リスクが第三者に移転され、()パーゼルの証券化定義に準拠した証券化ビークルが発行した2つ以上のリスク・ポジション又はトランシェが存在することになる。証券化事業体は全てSEに分類される。
- 顧客投資ストラクチャード・エンティティは、SEが発行した債券を(大部分が期限付きで)購入することにより、顧客が主として特定の資産又はリスク・エクスポージャーに投資するために設立される。当該SEは、UBS AGからの移転により又は外部市場取引を通じて資産を調達することがある。場合によっては、UBS AGはSEとデリバティブ契約を締結し、事業体のキャッシュ・フローを投資家の意図する投資目的に一致させたり、希望する他のリスク・エクスポージャーを導入したりすることがある。一定の場合には、特定のリスク

をヘッジするか、又は資産担保による資金調達への参加を行うために、UBS AGは第三者がスポンサーとなっているSEへの関与を有することがある。

- 投資信託ストラクチャード・エンティティは、共同の投資目的を有し、投資運用会社によりパッシブ運用（従って、意思決定者が変動性に実質的な影響を及ぼさない。）又はアクティブ運用され、投資家又はその支配機関に実質的な議決権又は類似の権利がないものである。UBSは多数のファンドを組成し、そのスポンサーになっていることから、変動管理報酬を受けること及び／又は直接投資を通じて当該ファンドへの関与を有する場合がある。さらにUBS AGは、発行済仕組商品をヘッジするために、第三者が組成し、スポンサーとなっている多数のファンド（取引所取引ファンドやヘッジ・ファンドを含む。）に対する持分を有している。

企業結合

企業結合は、取得法を用いて会計処理されている。取得日において、UBS AGは、識別可能な取得した資産及び引き受けた負債を取得日公正価値で認識する。企業結合それぞれについて、UBS AGは、被取得企業に対する非支配持分を、公正価値又は被取得企業の識別可能な純資産に対する比例持分のいずれかで測定する。非支配持分は一般的に現在の所有持分であり、清算された場合に被取得企業の純資産に対する比例持分への権利を所有者に提供する。

取得原価は、取得日公正価値で測定された、移転した資産、被取得企業の旧所有者が負う負債及び発行された資本性金融商品の合計である。取得関連費は発生時に費用処理される。UBS AGにより移転される可能性のある条件付対価は全て、取得日現在の公正価値で認識される。

条件付対価が資産又は負債に分類される場合、当該条件付対価の公正価値のその後の変動は損益計算書に認識される。条件付対価が資本に分類される場合は、再測定されず、その後の決済は資本において会計処理される。移転された対価と非支配持分に関して認識された金額の合計額が、識別可能な取得した資産及び引き受けた負債の純額を超過する額は、のれんとみなされ、当初取得原価で測定されて、貸借対照表に独立した資産項目として認識される。取得した子会社の純資産の公正価値が、移転された対価と非支配持分に関して認識された金額の合計を超過する場合、差額は取得日に損益計算書に認識される。

→ 企業結合に関する詳細については、注記31を参照。

4) 関連会社及び共同支配企業

UBS AGが企業の財務及び営業の方針に対して重要な影響力（ただし支配ではない。）を行使できる企業に対する投資は、関連会社投資として分類され、持分法に基づいて会計処理されている。重要な影響力は、通常、UBS AGが会社の議決権の20%から50%を保有している場合に有するとされる。関連会社投資は、当初取得原価で認識され、帳簿価額は取得日後の被投資会社の純損益（資本に直接計上された純損益を含む。）に対するUBS AGの持分相当額を認識して増減する。共同支配企業に対する持分も、持分法に基づいて会計処理されている。共同支配企業は、その関連する活動に係る共同支配を規定し、当該事業体の純資産に対する権利を提供する、UBS AGと単独又は複数の第三者との契約上の合意に従うものとする。共同支配企業に対する持分は、関連会社投資に分類されている。

関連会社又は共同支配企業の報告日がUBS AGの報告日と異なる場合、関連会社又は共同支配企業の入手可能な最新の財務書類が持分法の適用対象として使用される。関連会社又は共同支配企業の報告日とUBS AGの報告日との間に発生しうる重要な取引又は事象の影響に対して修正が加えられる。

関連会社投資及び共同支配企業に対する持分は、これらの帳簿価額が、継続的な使用を通じてではなく、主に売却取引を通じて回収されることになる場合には「売却目的保有」として分類する。詳細は29の項を参照。

→ 関連会社及び共同支配企業に関する詳細については、注記30を参照。

5) 金融商品の認識及び認識の中止

UBS AGは、認識基準が満たされている場合、UBS AGが金融商品に関する契約条項の当事者になった時点で当該商品を貸借対照表上で認識している。UBS AGはまた、受託者やその他の信託に基づく役割を果たしているため、個人、信託、退職給付制度及びその他の機関の代理として資産の保有又は売却を行う。当該資産及び関連収益は、認識に関する基準が満たされていない場合、UBS AGの資産ではなく、UBS AGの財務書類に含まれていない。

金融資産

UBS AGは、貸借対照表上で認識されていた金融資産を譲渡するが、かかる譲渡金融資産のリスク及び経済価値の全て又は一部を留保するような一定の取引を行っている。リスク及び経済価値の全て又は実質的に全てを留保する場合、かかる譲渡金融資産は、貸借対照表における認識の中止の対象とならない。金融資産の譲渡の結果、UBS AGがリスク及び経済価値の全て又は実質的に全てを留保することになる取引は、13及び14の項で説明する有価証券貸付及びレポ取引や、金融資産を第三者に売却すると同時に、当該譲渡資産に係るトータル・リターン・スワップによってリスク及び経済価値の全て又は実質的に全てをUBS AGが留保する取引も含まれる。このような種類の取引については、有担保ファイナンス取引として会計処理を行う。

金融資産の所有に伴う実質的に全てのリスク及び経済価値を留保も譲渡もしない取引においては、UBS AGは、当該金融資産への支配が移転された場合にその資産の認識を中止するものとしている。譲渡に伴い留保される権利及び義務は、それぞれ資産及び負債として認識されている。金融資産に対する支配が留保される譲渡の場合、UBS AGは、継続的関与の程度に応じて当該資産を継続的に認識し、その程度は譲渡後、UBS AGが譲渡資産価値の変動の影響を受ける程度により決定される。こうした取引の例には、プット・オプションの売建て、コール・オプションの買建て、又は譲渡資産のパフォーマンスにリンクしたその他の商品が含まれる。

譲渡した金融資産に関するUBS AGの開示上、金融資産は通常、UBS AGが、a)金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡した場合、又はb)当該資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利は留保しているが、1社以上の事業体に当該キャッシュ・フローを支払う契約上の義務を引き受けている場合に譲渡されているとみなされる。

金融資産が担保として差し入れられているか、又は類似の契約下にある場合には、取引相手が担保差入資産のキャッシュ・フローに対する契約上の権利を受け取っていれば（例えば、当該資産の売却又は再担保差入を行う取引相手の権利により裏付けられる場合等）、当該金融資産は譲渡されているとみなされる。金融資産の担保差入先である取引相手がキャッシュ・フローに対する契約上の権利を受け取っていない場合、当該資産は担保として差し入れられているが譲渡されていないとみなされる。

→ 譲渡金融資産に関する詳細については、注記25 b 及び25 c を参照。

金融負債

UBS AGでは、契約中に特定された債務が免責されたか、取消されたか、又は失効した時など、金融負債が消滅する場合、貸借対照表における当該金融負債の認識を中止している。既存の金融負債が同一の貸手からの著しく異なる条件による新たな金融負債と交換された場合、又は既存の負債の条件が大幅に変更された場合に、そのような交換又は変更は、従前の負債の認識の中止及び新しい負債の認識として処理される。それぞれの帳簿価額の差異は、損益計算書に認識される。

6) 公正価値の決定

公正価値とは、測定日現在において、主要な市場（主要な市場がない場合は、最も有利な市場）における市場参加者間の秩序ある取引で、資産の売却により受け取る、又は負債の移転により支払うであろう価格である。

→ 公正価値測定に関する詳細は、注記24を参照。

7) トレーディング・ポートフォリオ資産及び負債

デリバティブ以外の金融資産及び金融負債は、a)主として短期的に売却又は買戻しを行う目的で取得又は発生させたものである場合、又はb)まとめて管理され、かつ、最近における実際の短期的な利益獲得のパターンの証拠がある識別された金融商品のポートフォリオの一部である場合、取得時にトレーディング目的保有として分類され、トレーディング・ポートフォリオに表示される。

トレーディング・ポートフォリオには、デリバティブ以外の金融商品（デリバティブが組み込まれているものを含む。）及びコモディティが含まれる。全体としてデリバティブとみなされる金融商品は、再調達価額 - 借方又は再調達価額 - 貸方として貸借対照表に表示されている。詳細は15の項を参照。トレーディング・ポートフォリオには、自己ポジションの取引、ヘッジ及び顧客関連事業に関して認識された資産及び負債が含まれる。

トレーディング・ポートフォリオ資産には、UBS AGの保有する負債性商品（有価証券、マネー・マーケット・ペーパー、企業融資及び銀行貸出によるものを含む。）、資本性金融商品、ユニットリンク型契約に基づいて保有する資産、貴金属、及びその他のコモディティ（「ロング」ポジション）が含まれる。トレーディン

グ・ポートフォリオ負債には、UBS AGが第三者に対して売却したが保有していない（「ショート」ポジション）負債性商品及び資本性金融商品等の金融商品を引渡す義務が含まれる。

トレーディング・ポートフォリオの資産及び負債は、公正価値で測定される。これらの資産及び負債の売却又は償還による実現利得及び損失、並びに当該資産及び負債の公正価値の変動による未実現利得及び損失は、**トレーディング収益純額**として報告されている。これらの資産及び負債に係る受取利息及び受取配当金並びに支払利息及び支払配当金は、**受取利息又は支払利息**に含まれている。

トレーディング・ポートフォリオの資産及び負債を認識する際、UBS AGは、決済日基準で会計処理している。UBS AGは、購入取引が行われた日（約定日）から決済日まで、公正価値の変動から生じる未実現利得及び損失を**トレーディング収益純額**に認識している。対応する未収金又は未払金は、**再調達価額 - 借方**又は**再調達価額 - 貸方**として貸借対照表に表示される。決済日に、その結果発生した金融資産は、提供又は受領した対価の公正価額と、約定日以降の当該契約の公正価値の変動との合計額又は差引額で貸借対照表上に認識される。売却取引の約定日以降、未実現利得及び損失の認識は中止され、当該資産の認識は決済日に中止される。

外部に譲渡したものの認識の中止に該当しない**トレーディング・ポートフォリオ資産**（詳細は5の項を参照）は、その売却又は再担保差入を行う権利が譲受人に与えられている場合、UBS AGの貸借対照表上では、**トレーディング・ポートフォリオ資産**として引き続き分類されるが、**取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある担保差入資産**として識別される。これらの資産は引き続き公正価値で測定される。

→ **トレーディング・ポートフォリオ資産及び負債に関する詳細については、注記13及び24を参照。**

8) 純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融資産及び金融負債

金融商品を純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に指定できるのは当初認識時だけであり、その後指定を変更することはできない。公正価値での測定を指定された金融資産及び金融負債は貸借対照表上、独立項目で表示されている。以下の基準のいずれかを満たす場合のみ、公正価値オプションを適用することができる。

- 当該金融商品が実質的な組込デリバティブを含む混合金融商品であること。
- 公正価値に基づいてリスクを管理し、経営幹部にもそのように報告されるポートフォリオに組入れられている金融商品であること。
- 公正価値オプションの適用がなければ発生すると思われる会計上のミスマッチを排除するか、又は大幅に低減する場合。

UBS AGは、混合負債性商品が組込デリバティブを含んでいるという理由、及び／又は公正価値に基づいて管理されるという理由で、当該商品のほとんどに公正価値オプションを適用し、純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融負債に指定している。このような混合負債性商品には主に以下が含まれる。

- **株価連動型債券**：単一の株式、株式バスケット又は株式指数に連動している。
- **クレジット・リンク債**：単名（企業又は国家）又は参照企業のバスケットのパフォーマンス（クーポン及び／又は償還金額）に連動している。
- **金利連動型債券**：基準金利、金利スプレッド又は金利計算式に連動している。

主にクレジット・デリバティブでヘッジしている一定の貸出金及びローン・コミットメントに対して、公正価値オプションを適用している（公正価値オプションが適用されなければ償却原価で会計処理される。）。当該クレジット・デリバティブは純損益を通じて公正価値で測定するデリバティブとして会計処理されるため、これらの貸出金及びローン・コミットメントに公正価値オプションを適用することによって会計上のミスマッチは低減される。同様に、UBS AGは、公正価値に基づいて管理するポートフォリオに組入れられている特定の仕組ローン及びリバース・レポ契約及び有価証券借入契約に対して公正価値オプションを適用している。

負債が公正価値に基づいて測定されることから通常生じる会計上のミスマッチを低減するため、現金決済型の繰延従業員報酬報奨をヘッジするために保有する資産に対して、公正価値オプションが適用される。

純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融商品の公正価値の変動は、**トレーディング収益純額**で認識される。純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融資産及び金融負債に係る受取利息及び支払利息は、**公正価値での測定を指定された金融資産に係る受取利息又は公正価値での測定を指定された金融負債に係る支払利息**に認識される。

UBS AGは、公正価値での測定を指定された金融商品に対して、トレーディング・ポートフォリオの金融商品における認識及び認識の中止の原則と同様の原則を適用している（詳細は、5及び7の項を参照）。

→ **公正価値での測定を指定された金融資産及び負債に関する詳細については、注記3、20、24e及び27dを参照。**

9) 売却可能に分類された金融投資

売却可能に分類された金融投資とは、トレーディング目的保有の金融資産、純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融資産、貸出金及び債権のいずれにも分類されていないデリバティブ以外の金融資産を指している。これらは決済日基準で認識される。

売却可能に分類された金融投資には、(a) コーポレート・センター・グループ資産・負債管理によって中央管理されている無担保で良質な資産（その大部分が短期）で構成される大規模な複数通貨ポートフォリオの一端として保有する負債証券、(b) 戦略的持分投資、(c) 不動産ファンドに対する特定の投資、(d) プライベート・エクイティ投資を含む特定の資本性金融商品、並びに(e) 負債性商品及び流通市場で取得された不良債権が含まれる。

売却可能に分類された金融投資は、取引費用控除後の公正価値で当初認識され、その後は公正価値で測定される。税引後未実現利得又は損失は、当該投資が売却、回収、もしくは処分されるか、又は減損していると判断されるまで、資本のその他の包括利益に計上される。税引前未実現利得は、注記15で税引前未実現損失とは別に表示されている。

貨幣性商品（負債証券等）に関連する為替換算差損益は、当該商品の償却原価を参照して決定され、トレーディング収益純額に認識される。公正価値のその他の変動に関連する為替換算差損益は資本のその他の包括利益に認識される。非貨幣性商品（持分証券等）に関連する為替換算差損益は当該商品の公正価値の変動全般の一部であり、資本のその他の包括利益に認識される。

売却可能に分類された金融投資に係る受取利息及び受取配当金は、売却可能金融投資からの受取利息及び受取配当金として計上される。受取利息は、実効金利（以下「EIR」という。）を使用した、当該商品の償却原価を参照して決定される。

投資の処分時に、資本に計上された関連する累積未実現利得又は損失は、損益計算書に振り替えられ、その他の収益として計上される。処分に係る利得又は損失は、平均原価法を使用して決定される。

UBS AGでは、売却可能金融投資の減損の兆候の有無を、各貸借対照表日に評価している。売却可能金融投資の当初認識後に発生した1つ又は複数の事象の結果として当該投資の見積将来キャッシュ・フローが減少したという客観的証拠がある場合に、当該投資は減損している。売却可能資本性金融商品の、取得原価を下回る公正価値の著しい下落、又は長期にわたる下落は、減損の客観的証拠とみなされる。取得原価を下回る公正価値の著しい下落（20%）又は長期にわたる下落（6ヶ月間）が発生した場合、価値の下落自体が減損の証拠でないことを事実及び状況が明確に示さない限り、減損が計上される。

負債性投資については、減損の客観的証拠には、発行体もしくは契約相手先の重大な財政的困難、利息もしくは元本の支払不履行もしくは延滞、又は借主の倒産もしくは財務再編を行う可能性が高くなったことが含まれる。売却可能金融投資が減損していると判断された場合、それまでに資本のその他の包括利益に認識された関連する累積未実現純損失は損益計算書のその他の収益に計上される。資本性金融商品については、追加の損失は全て、損益計算書に直接認識されるが、負債性商品については、減損に関する追加的な客観的証拠がある場合のみ、追加の損失が損益計算書に認識される。売却可能に分類された資本性金融商品が減損した後に公正価値が増加した場合には、資本のその他の包括利益に計上される。負債性商品の公正価値がその後に増加した場合は、その公正価値の増加が減損損失計上後に発生した事象に関連しているならば、元の通貨による償却原価に相当する金額を上限として、その他の収益で認識される。当該金額を超過した増加額は、資本のその他の包括利益に計上される。

UBS AGは、売却可能に分類された金融資産に対して、トレーディング・ポートフォリオ内の金融商品（詳細は5及び7の項を参照）に対する認識及び認識の中止の原則と同様の原則を適用している。ただし、約定日から決済日までの未実現利得又は損失は損益計算書でなく資本のその他の包括利益に認識される。

→ 売却可能金融投資に関する詳細については、注記15及び24を参照。

10) 貸出金及び債権

貸出金及び債権は、支払額が固定であるか又は決定可能なデリバティブ以外の金融資産で、活発な市場における相場価格がなく、トレーディング目的保有に分類されておらず、純損益を通じて公正価値での測定を指定されたものでも売却可能に分類されたものでもなく、また、信用の悪化以外の理由でUBS AGが当初の純投資のほぼ全額を回収できない可能性のある資産でもない。貸出金及び債権として分類される金融資産には、以下が含まれる。

- 実行する貸出金で、借主に直接資金を供給する貸出金。

- 他の貸主からの貸出金への参加、並びに購入した貸出金。
- コーポレート・センター - 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオのオークション・レート地方債等、取得日に貸出金及び債権として分類された証券（詳細は注記27cを参照）。

貸出金及び債権は、UBS AGが当該商品の契約条項の当事者となった時点、すなわち借主への現金引渡し時点で認識され、当初は公正価値、すなわち当該資産を実行又は購入するために投入した金額に取得に直接起因する取引費用を上乗せした価額で計上される。その後、EIR法を使用した償却原価（貸倒引当金控除後）で測定される。貸倒引当金に関する詳細については11の項、貸出金及び債権に分類されている金融資産の概要については注記27aを参照。

貸出金及び債権の利息は、貸出金及び前渡金に係る受取利息に含め、発生主義で認識される。貸出の実行、借換又は条件緩和、並びにローン・コミットメントに係るアップ・フロント・フィー及び直接費用は、通常、繰り延べられ、EIR法を用いて貸出期間にわたって貸出金及び前渡金に係る受取利息として償却されている。貸出には至らないと見込まれるローン・コミットメントに係る手数料は、当該コミットメント期間にわたり受取報酬及び手数料に認識される。UBS AGが保有していないシンジケーション部分の手数料又はUBS AGが同等のリスクについて他の参加者と同じ実効利回りで保有しているシンジケーション部分の手数料は、サービスが提供された時点で受取報酬及び手数料に貸方計上される。

中央銀行に対する債権の表示

要求払いの中央銀行預け金は、貸借対照表上、現金及び中央銀行預け金として表示されている。中央銀行に対するより長期の預け金は全て銀行預け金に表示されている。

貸出金及び債権に分類変更された金融資産

金融資産がトレーディング目的保有から貸出金及び債権に分類変更される際、当該金融資産の分類変更は、分類変更日の公正価値で行われる。分類変更前に損益計算書に認識された利得又は損失は、一切戻入れされない。分類変更日の金融資産の公正価値は、その後の原価の基準額となる。2008年度及び2009年度において、UBS AGは、トレーディング目的保有として分類している金融資産の一部が、短期的に売買する目的で保有するものではなく、かつ、UBS AGが当該資産を予見可能な将来まで（分類変更から約12ヶ月間と考えられる。）保有する意思及び能力を有すると判断した。従って、当該資産はトレーディング目的保有から貸出金及び債権に分類変更された。

→ 分類変更された資産に関する詳細については注記27cを参照。

条件変更貸出金

条件変更貸出金又は条件緩和貸出金は、貸出条件が変更されている貸出金、又は当初の契約では検討されていなかった追加担保が要求されている貸出金として定義される。

債務不履行を回避するために条件変更を通じて与えられる条件の主な一般的特徴には、特別な金利、利息又は分割返済の支払いの延期、返済スケジュールの変更又は貸出金の満期の変更が含まれる。条件変更後のEIRに変更はない。

貸出金が優遇条件（すなわち、合意された新条件又は条件変更が、債務者の信用度及び貸出金の種類に関して通常の市場の基準と合っていない。）で条件変更された場合、当該ポジションは不良債権として分類されたままで、取引相手の債務不履行として格付けされることになる。当該貸出金が回収されるか、又は償却されるまでその状態のままであり、減損について個別に評価される。

貸出金が優遇されない基準（例えば、顧客により追加担保が差し入れられる、又は新たに合意された条件が、債務者の信用度及び貸出金の種類に関して通常の市場の基準と合っている。）で条件変更された場合、当該貸出金は、UBS AGの通常の格付けの基準を用いて格付けされる。こうした状況において、減損の兆候が存在する場合（この場合、貸出金は減損について個別に評価される。）を除き、貸出金は減損の区分から除外され、集合的に評価される貸倒引当金に含まれる。貸倒損失の測定目的上、貸倒損失の集合的な評価において、当該貸出金は、条件変更されていない他の貸出金から分別されない。貸出契約に従った全ての基準が満たされ続け、将来の支払いが発生する可能性が高いことを確保するために、経営者は全ての貸出金を定期的に見直している。貸倒引当金に関する詳細については11の項を参照。

貸出金の条件緩和は、貸出金の条件の根本的変更につながる場合があり、その結果当初の貸出金の認識が中止され、新規の貸出金が認識されることがある。

こうした状況において貸出金の認識が中止された場合、新規の貸出金は当初認識時に公正価値で測定される。当初の貸出金に対してそれまでに設定された引当金は認識が中止され、新規の貸出金には帰属しない。従って、新規の貸出金は減損について個別に評価される。当該貸出金が減損していない場合、貸倒損失の測定目的上、通常の貸出金の集合的な評価に含まれる。

11) 貸倒引当金

貸倒引当金は、発行体又は契約相手先の信用力が低下したため、当初の契約条件による債権に基づく金額（又は同等物）を、UBS AGが全額は回収できない客観的証拠がある場合に計上される。「債権」とは、償却原価で計上される貸出金もしくは債権、又は信用状、保証、もしくはその他の類似の商品等のコミットメントである。減損の客観的証拠には、発行体又は契約相手先の重大な財政的困難、利息又は元本の支払不履行もしくは延滞、又は借主が倒産もしくは財務再編に陥る可能性が高くなったことが含まれる。

貸倒引当金は、貸借対照表上の債権の帳簿価額の減少として計上されるが、コミットメント等のオフバランス項目に対する貸倒引当金は引当金として計上されている。貸倒引当金の変動は、 $\text{貸倒引当金繰入額} / \text{戻入額}$ として認識されている。

貸倒引当金は、以下の方針に基づき契約相手先別の個別に及び集合的に評価される。

契約相手先別の評価：UBS AGが、当初の契約条件に基づく金額（又は同等の額）を全額は回収できない可能性が高いと経営者が判断する場合、貸出金は減損しているとみなされる。個々の信用エクスポージャーは、借主の全般的な財政状態、財源及び支払記録、契約上の保証人からの援助見込み、及び該当する場合には担保の実現可能価額を基礎に評価される。見積回収可能価額は、債権の当初EIRを使用して計算した、条件緩和又は担保の清算から生じる金額を含む予想将来キャッシュ・フローの現在価値である。変動利付貸出金の場合、回収可能価額を計算するために使用する割引率は現在のEIRである。減損が測定され、帳簿価額と見積回収可能価額との差額に対して貸倒引当金が計上されている。減損発生時、貸出金の当初の条件に基づく受取利息の発生は停止される。時間の経過による減損後の貸出金の現在価値の増加分は受取利息として計上される。

全ての減損後の貸出金は、少なくとも一年に一度、見直され、分析される。過去の見積りと比較した場合の、予想将来キャッシュ・フローの金額及びタイミングのその後の変動は、貸倒引当金の変動をもたらす、 $\text{貸倒引当金繰入額} / \text{戻入額}$ が計上される。減損引当金は、当該債権の当初の契約条件に基づく元本及び利息、又は同等の額の適時の回収が合理的に保証される程度まで、信用度が改善されている場合にのみ、戻入される。債権の全部又は一部が回収不能であると考えられる場合、又は免除される場合、当該部分は償却される。償却により債権の元本は減少し、過去に計上された貸倒引当金が取崩されるか、又は過去に引当金が設定されていない場合には直接 $\text{貸倒引当金繰入額} / \text{戻入額}$ に計上される。過去に償却済の債権の一部又は全部が回収された場合、 $\text{貸倒引当金繰入額} / \text{戻入額}$ に貸方計上される。

貸出金は、利息、元本又は手数料の支払いが90日超延滞している場合、破産手続が開始された場合、又は優遇条件に基づいて債務の条件が緩和された場合、不良債権として分類される。貸出金は90日超延滞している場合に減損について個別に評価されるが、減損の分析は他の客観的証拠が貸出金の減損の兆候を示す場合に行われることがある。

集合的な評価：契約相手先別の個別に減損が特定されない貸出金は全て、資産の種類、業種、地理的所在地、担保の種類、延滞の状況及びその他の関連要素等の信用リスク特性を考慮したUBS AG内部の信用格付システムに基づいてグループ分けされ、ポートフォリオ内に減損が生じているか否かが集合的に評価される。減損について集合的に評価される金融資産グループの将来キャッシュ・フローは、当該資産グループの信用リスク特性と類似した信用リスク特性を有する資産の過去の損失実績に基づいて見積られる。過去の損失実績は、過去の損失実績の基になる金融資産グループの現在の状況の影響額を反映し、現在はポートフォリオ内に存在していない過去の期間の状況の影響額を取り除くために、最新の観察可能なデータに基づいて調整する。金融資産グループの将来キャッシュ・フローの見積りの変更は、年ごとの関連する観察可能なデータの変動を反映し、当該データの変動とその方向性において整合的である。金融資産グループの将来キャッシュ・フローの見積りに使用される手法及び仮定は、損失見積額と実際の損失実績との差異を低減するために定期的に見直される。集合的減損評価による引当金は、 $\text{貸倒引当金繰入額} / \text{戻入額}$ として認識され、貸出金ポジション合計と相殺される。引当金を貸出金ごとに配分できないため、貸出金は減損しているとみなされず、また利息も、契約条件に従って貸出金ごとに未収計上される。個別の金融資産の減損の兆候を示す客観的証拠が入手可能になった場合、当該金融資産は、減損について集合的に評価された金融資産グループから除外され、契約相手先別の債権として個別に評価される。

償却原価で計上される、分類変更された有価証券及び取得された類似有価証券：10の項における要求に従ってトレーディング目的保有の区分から貸出金及び債権に分類変更された金融資産及びその後取得したその他の類似の資産に関連する見積キャッシュ・フローは、定期的に見直される。信用事象に関連するキャッシュ・フローの見積りのマイナスの修正は、 $\text{貸倒引当金繰入額} / \text{戻入額}$ として損益計算書に認識される。分類変更さ

れた貸出金について、当該有価証券の回収可能性や将来の現金受取額に関する予想に変更が生じた場合は、変更日から貸出金に係るEIRを修正する必要がある（詳細は注記27cを参照）。

→ 貸倒引当金に関する詳細については、注記12を参照。

12) UBS AGが設定した証券化ストラクチャー

UBS AGは通常、投資家に対して証券を発行するSEヘトレーディング・ポートフォリオ資産を売却し、当該資産を証券化する。UBS AGでは、それぞれのSEの連結の要否に関する判断の際には3の項に詳述された方針を、及び譲渡金融資産の認識の中止に関する妥当性に関する判断の際には5の項に詳述された方針を適用している。以下の記述は、主に認識の中止の要件を満たす金融資産の譲渡に適用される。

証券化に関連するトレーディング・ポートフォリオ資産の売却に係る利得又は損失は、認識の中止の要件が満たされたときに認識され、その結果発生した利得又は損失はトレーディング収益純額に含まれる。

証券化された金融資産に対する持分は、シニアもしくは劣後トランシェ、金利ストリップ又はその他の残余持分（以下「留保持分」という。）の形態で留保される場合がある。留保持分は、主に、トレーディング・ポートフォリオ資産として、公正価値で計上される。シンセティック型証券化ストラクチャーは、通常15の項に詳述された原則が適用されるデリバティブ金融商品を内包している。

UBS AGは、様々なモーゲージ担保証券（以下「MBS」という。）及びその他の資産担保証券（以下「ABS」という。）の証券化で、ストラクチャラー及びプレイスメント・エージェントとしての役割を果たしている。そのような立場において、UBS AGは、自己のために又は顧客に代わり、証券化の前に担保を購入することがある。UBS AGは通常、次に証券化のクローズ時に担保を指定された信託に売却する。その他の証券化において、証券化の前に指定された信託による担保の購入のために資金調達することを目的として、UBS AGは当該信託に資金の供与のみを行うことがある。さらにUBS AGは、投資家に対する募集の引受けを行い、そのプレイスメント及びストラクチャー・サービスについては報酬を受け取っている。類似の保有金融商品の評価と一貫して、留保トランシェの公正価値は、当初及びその後、入手可能な場合には市場相場価格により、又はイールド・カーブ、期限前償還速度、デフォルト率、予想損失度、金利ボラティリティ及びスプレッドなどの変数を用いる内部価格モデルにより決定している。留保持分の公正価値の決定には、可能な場合、観察可能な取引に基づく仮定が使用されるが、持分の一部については観察可能な情報を入手することは実質的にできない。

→ UBS AGのストラクチャード・ビークルへの関与に関する詳細については、注記30cを参照。

13) 有価証券貸借

有価証券貸借取引は、通常、担保付で締結される。こうした取引においては、通常UBS AGは、有価証券又は現金の担保と引き換えに、持分証券及び負債証券を貸借する。その他、UBS AGは、貸借料を支払う代わりに、顧客の保護預り勘定から也有価証券を借り入れる。貸借取引は、通常、金融市場参加者が採用する標準的な契約に従って実行され、UBS AGの通常の信用リスク統制プロセスが適用される取引相手との間で行われる。UBS AGは、受領又は提供する有価証券の市場価値を日々監視しており、基礎となる契約に従って、追加担保の要求もしくは提供、又は余剰担保の返却もしくは回収を行う。

現金担保受取額は、それに対応する返還義務（貸付有価証券に係る担保金）とともに認識され、現金担保提供額は認識が中止され、それに対応する、UBS AGの返還を受ける権利を反映する受取債権が計上される（借入有価証券に係る担保金）。所有に伴うリスク及び経済価値も移転しない限り、譲渡された有価証券は貸借対照表上での認識、又は認識の中止の対象とはならない。詳細は5の項を参照。UBS AGが所有する有価証券のうち、譲渡証券の売却又は再担保差入を行う権利を付与された借主に譲渡された当該有価証券は、貸借対照表上では、**トレーディング・ポートフォリオ資産 - 内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある担保差入資産**として表示される。借入取引で受け取る有価証券は、UBS AGがその転売又は再担保差入を行う権利を有する場合には、オフバランス・シート項目として開示され、UBS AGが実際に転売又は再担保差入を行った有価証券も追加して開示される。借入取引で受け取った有価証券の引渡しにより決済される有価証券の売却では、通常それを機にトレーディング負債が認識される（空売り）。現金の代わりに有価証券が受け渡し（引き渡し）される場合（「有価証券と有価証券」の取引）、認識の中止の要件が満たされないため、受け取った（引き渡した）有価証券も有価証券を返還する義務（受け取る権利）も、貸借対照表に認識されない。詳細は5の項を参照。

利息は、発生主義で損益計算書に認識され、受取利息又は支払利息として計上される。受取利息には、有価証券借入で稼得した利息及び有価証券貸付に係るマイナス利息（手数料を含む。）が含まれる。支払利息には、有価証券貸付に係る利息及び有価証券借入に係るマイナス利息（手数料を含む。）が含まれる。

→ 有価証券貸借に関する詳細については、注記11、25及び26を参照。

14) レボ及びリバース・レボ取引

売戻条件付有価証券購入契約（以下「リバース・レボ契約」という。）及び買戻条件付有価証券売却契約（以下「レボ契約」という。）は、有担保ファイナンス取引として処理される。ほぼ全てのリバース・レボ契約及びレボ契約は、債券、手形、マネー・マーケット・ペーパーなどの負債性商品に係わるものである。当該取引は、通常、金融市場参加者が採用する標準的な契約に従って実行され、UBS AGの通常の信用リスク統制プロセスが適用される取引相手との間で行われる。UBS AGは、受領又は提供する有価証券の市場価値を日々監視しており、基礎となる契約に従って、追加担保の要求もしくは提供、又は余剰担保の返却もしくは回収を行う。

リバース・レボ契約の場合、現金差入額は認識が中止され、経過利息を含めた対応する受取債権は、貸借対照表上、UBS AGの返金を受ける権利を表すリバース・レボ契約として計上される。同様にレボ契約の場合、現金受取額が認識され、経過利息を含めた対応する義務は、貸借対照表上、レボ契約として計上される。リバース・レボ契約に基づいて受領する有価証券及びレボ契約に基づいて提供する有価証券は、所有に伴うリスク及び経済価値の移転を伴わない限り、貸借対照表上での認識又は認識の中止の対象とならない。UBS AGが所有する有価証券のうち、譲渡証券の転売又は再担保差入を行う権利を付与された受取側に譲渡された当該有価証券は、貸借対照表において、**トレーディング・ポートフォリオ資産 - 内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある担保差入資産**に表示される。リバース・レボ契約において受け取る有価証券は、UBS AGがその転売又は再担保差入を行う権利を有する場合には、オフバランス項目として開示し、UBS AGが実際に転売又は再担保差入を行った有価証券も追加して開示される（詳細は注記25d参照）。さらに、リバース・レボ取引で受け取った有価証券の引渡しにより決済される有価証券の売却では、通常それを機にトレーディング負債が認識される（空売り）。

利息は、発生主義で損益計算書に認識され、受取利息又は支払利息として計上される。受取利息には、リバース・レボ契約で稼得した利息及びレボ契約に係るマイナス利息が含まれる。支払利息には、レボ契約に係る利息及びリバース・レボ契約に係るマイナス利息が含まれる。

UBS AGは通常、関連する会計上の要求に従って、同一の相手先、満期、通貨及び債券集中保管機関（CSD）のリバース・レボ契約及びレボ契約を相殺している。詳細は35の項を参照。

→ レバ及びリバース・レバ取引に関する詳細については、注記11、25及び26を参照。

15) デリバティブ及びヘッジ会計

UBS AGが行うデリバティブは、公正価値で当初認識され、その後も公正価値で計上される。公正価値の変動は通常、かかる変動の有効部分をその他の包括利益に認識することが要求されるヘッジ関係に指定されていない場合に限り、損益計算書に認識される。

デリバティブは通常、貸借対照表上、再調達価額 - 借方又は再調達価額 - 貸方として報告される。経済的に日次で決済される取引所取引デリバティブ及び実質的に日次で純額決済される一部のOTCデリバティブは、デリバティブに係る差入担保金/デリバティブに係る受入担保金として分類される。このように処理する商品は、先物契約、日次で全額の証拠金を入れる取引所取引オプション及びロンドン清算機構との金利スワップである。デリバティブの公正価値の変動はトレーディング収益純額に計上される。ただし、デリバティブがヘッジ会計におけるヘッジ関係の特定の種類においてヘッジ手段として指定され、かつ有効である場合を除く。

→ デリバティブ及びヘッジ会計に関する詳細については、注記14を参照。

ヘッジ会計

UBS AGは、特に、予定取引から生じるエクスポージャーを含む、金利リスク及び為替リスクへのエクスポージャーを管理するため、そのリスク管理業務の一部として、デリバティブを利用している。デリバティブ及びデリバティブ以外の商品が下記で特定された一定の基準を満たす場合、認識されている資産又は負債の公正価値の変動のヘッジ（以下「公正価値ヘッジ」という。）、認識されている資産もしくは負債又は可能性の非常に高い予定取引に起因する将来キャッシュ・フローの変動可能性のヘッジ（以下「キャッシュ・フロー・ヘッジ」という。）、又は在外営業活動体に対する純投資のヘッジ（以下「純投資のヘッジ」という。）におけるヘッジ手段として指定される。

金融商品がヘッジ関係に指定されるとき、UBS AGは、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係を正式に文書化している。この文書化には、ヘッジ取引実施におけるリスク管理目的及び戦略並びにヘッジ関係の有効性評価に使用される方法が含まれる。従って、UBS AGは、ヘッジ開始時及びその後継続して、ヘッジ手段（主にデリバティブ）が、ヘッジ対象の指定されたリスクに関連する公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺するに当たり「高い有効性」があるか否かを評価している。ヘッジは、（ ）ヘッジ対象のリスクに起因する公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺するに当たり、ヘッジ取引開始時及び取引期間を通してヘッジの有効性が高いと予想され、かつ、（ ）ヘッジの実際の結果は80%から125%の範囲内である、という条件が満たされている場合に、ヘッジの有効性が高いとみなされる。予定取引をヘッジする場合、当該取引は、その発生可能性が非常に高くなければならず、報告される純損益に最終的に影響を与える可能性があるキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを表すものでなければならない。UBS AGは、任意に、又はヘッジ手段にヘッジとして高い有効性がない、もしくはなくなったと判断する場合、デリバティブが失効、売却、終了、もしくは実行された場合、ヘッジ対象が満期を迎え、売却もしくは返済された場合、又は予定取引の発生可能性が非常に高いとはみなされない場合、ヘッジ会計の適用を中止する。

ヘッジの非有効性は、ヘッジ対象のリスクに起因するヘッジ手段の公正価値の変動とヘッジ対象の公正価値の変動との差額、又はヘッジ手段の将来キャッシュ・フローの現在価値の変動がヘッジ対象の将来（予想）キャッシュ・フローの現在価値の変動を超過する額を意味する。こうした非有効性は、当期の損益としてトレーディング収益純額に計上される。有効なヘッジ関係においてヘッジ手段として指定されたデリバティブに係る受取利息及び支払利息は、受取利息に計上される。

公正価値ヘッジ

適格な公正価値ヘッジの場合、ヘッジ手段の公正価値変動は、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動とともに損益計算書に認識される。金利リスクの公正価値ヘッジにおいて、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動は、ヘッジ対象の帳簿価額に反映される。ヘッジ対象の認識の中止以外の理由によりヘッジ会計におけるヘッジ関係が終了した場合、その時点のヘッジ対象の帳簿価額とヘッジが存在しなかった場合の帳簿価額との差額（以下「未償却公正価値修正額」という。）は、償却されてヘッジ対象の満期までの残存期間にわたり損益計算書に計上される。

金利リスクに関するポートフォリオ・ヘッジの場合、公正価値の同額の変動がその他の資産又はその他の負債に反映される。ヘッジ対象の認識の中止以外の理由によりヘッジ関係が終了した場合、その他の資産又はその他の負債に計上された金額は、ヘッジ対象の満期までの残存期間にわたり損益計算書で償却される。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フローの金利改定リスクに対するキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの有効部分に関連した公正価値測定による利得又は損失は、当初は、資本のその他の包括利益に認識される。ヘッジ対象である予定キャッシュ・フローが純損益に影響を与える際、ヘッジ手段のデリバティブに係る関連する利得又は損失が資本から損益計算書に振り替えられる。

予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジが、有効でなくなったとみなされる場合、又はヘッジ関係が終了した場合、それまでに資本に計上されたヘッジ手段のデリバティブに係る利得又は損失の累積額は、確約又は予定取引が発生し、純損益に影響を及ぼすまで、引き続き資本に計上される。予定取引の発生が見込まれなくなった場合、繰り延べられた利得又は損失は直ちに損益計算書に振り替えられる。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様に会計処理される。ヘッジの有効部分に関連する、ヘッジ手段の商品に係る利得又は損失は、資本に直接認識され（そして持分変動計算書及び包括利益計算書の為替換算調整に表示される。）、非有効部分及び／又は指定されていない部分（例えば、先渡契約の金利の構成要素）に関連する利得又は損失は損益計算書に認識される。在外営業活動体を処分もしくは一部処分した時点で、当該事業体に関連して資本に直接認識された利得又は損失の累積額は、損益計算書に振り替えられる。

ヘッジ会計に適格でない経済的ヘッジ

経済的にはヘッジとして取引されるが、ヘッジ会計に適格でないデリバティブは、トレーディング目的で使用するデリバティブと同様に処理される。すなわち、実現並びに未実現利得及び損失は、トレーディング収益純額として認識される。ただし、一部の短期外国為替契約のフォワード・ポイントについては、この限りではない。この場合、当該フォワード・ポイントは、受取利息純額に計上される。

→ 経済的ヘッジに関する詳細については、注記14を参照。

組込デリバティブ

デリバティブは、他の金融商品（以下「主契約」という。）に組み込まれている場合がある。例えば、転換社債に組み込まれている転換権が代表的である。このような混合金融商品は主に、一定の仕組債の発行から発生している。（ ）主契約が、公正価値で評価されず、公正価値変動が損益計算書に計上されない場合、（ ）組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが、主契約の経済的特徴及びリスクに密接に関連しない場合、及び（ ）組込デリバティブの条件が、個別の契約に含まれていたとしたら単独のデリバティブの定義を満たす場合、組込デリバティブは、一般的に主契約とは分離して処理される必要があり、純損益を通じて公正価値で測定される単独のデリバティブとして会計処理される。区分処理された組込デリバティブは、貸借対照表上で主契約と同じ項目に表示され、適用される測定及び認識の原則を反映して、注記27aにおいては「トレーディング目的保有」の区分に表示されている。

一般的に、UBS AGは混合金融商品に対して公正価値オプションを適用しているため（詳細は8の項を参照）、組込デリバティブ部分を区分して会計処理する必要はない。

16) ローン・コミットメント

ローン・コミットメントは、規定された条件で顧客が融資を受けることができる、規定の金額（未使用の与信枠又は与信枠の未実行部分）である。

通常の条件に従って、UBS AGがいつでも自らの裁量で取消可能なローン・コミットメントは、貸借対照表に認識されず、オフバランス・シート項目の開示にも含まれない。契約相手先による借入の実行時に、貸出の金額が貸出金及び債権と同様に会計処理される。詳細は10の項を参照。

取消不能のローン・コミットメント（いったん受取者に通知されるとUBS AGには取り消す権利がないか、又は借主の信用度が悪化した際の自動取消によってのみ取消可能である。）は、以下の区分に分類される。

- デリバティブのローン・コミットメント（現金での純額決済が可能であるか、又は他の金融商品の引渡もしくは発行により決済が可能であるローン・コミットメント）、又は類似のローン・コミットメントから生じた当該貸出金を実行前又は実行の直後に売却した実績がある場合のローン・コミットメント。
- 純損益を通じて公正価値での測定を指定されたローン・コミットメント（詳細は8の項を参照）。
- その他の全てのローン・コミットメント。これらは貸借対照表に計上されない。ただし、損失がすでに発生している可能性が高く、かつ当該債務の金額を信頼性をもって見積ることができる場合、引当金が認識される。その他のローン・コミットメントには、取消不能先日付のリバース・レボ契約及び取消不能有価証券借入契約が含まれる。これらのその他のローン・コミットメントに関連する負債の変動は、損益計算書の貸倒引当金繰入額／戻入額に計上される。詳細は11及び27の項を参照。

17) 金融保証契約

金融保証契約は、特定の債務者が特定の負債性商品の条件に従った期日の到来時に支払いを行わないことにより保証契約保有者に発生する損失を、その保有者に対し補償することを契約発行者に要求する契約である。UBS AGは、借入金、当座借越及びその他の銀行融資枠を担保するために、顧客に代わり、銀行、金融機関及び他の当事者に対する金融保証を発行している。

公正価値に基づいて管理される一定の引受金融保証は、純損益を通じて公正価値での測定を指定される。詳細は8の項を参照。公正価値に基づいて管理されない金融保証は、財務書類において当初公正価値で認識される。当初認識後、これらの金融保証は、償却累計額控除後の当初認識額と、当該保証に基づく支払いが発生する確率が高くなった場合には予想支払額の現在価値のいずれか高い方の金額で測定される。保証から生じる、発生可能性の高い予想支払額に関連する負債の変動は、損益計算書の貸倒引当金繰入額/戻入額に計上される。

18) 現金及び現金同等物

キャッシュ・フロー計算書の目的上、現金及び現金同等物は、当初の満期が3ヶ月以内の残高から成り、現金、マネー・マーケット・ペーパー並びに中央銀行及びその他の銀行への預け金を含む。

19) 現物商品（コモディティ）

ブローカー・トレーダー業務によりUBS AGが保有する現物商品（貴金属、卑金属及びその他の商品）は、売却費用控除後の公正価値で会計処理され、トレーディング・ポートフォリオ資産に認識される。売却費用控除後の公正価値の変動は、トレーディング収益純額に計上される。

20) 有形固定資産及びソフトウェア

有形固定資産及びソフトウェアは、自己使用不動産、リース物件改良費、ITハードウェア、外部購入ソフトウェア及び自己創設ソフトウェア並びに通信機器及びその他の類似の機器を含む。有形固定資産及びソフトウェアは全て、取得原価（該当する場合は、関連する借入金から生じる利息の資産計上額を含む。）から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で計上され、定期的に減損の可能性を検討している。

→ 有形固定資産に関する詳細については、注記16を参照。

リース物件改良費

リース物件改良費は、オペレーティング・リース契約に基づき使用する建物及び事務所を使用目的に合致するようにカスタマイズするための投資である。リース満了時にリース物件をその当初の状況に戻すために必要な見積原状回復費用の現在価値が、リース物件改良費合計額の一部として資産計上され、対応する負債が、その義務の発生を反映して認識される。

原状回復費用は、資産計上されたリース物件改良費の見積耐用年数にわたる減価償却を通して損益計算書に認識され、その結果発生した負債は現金が支払われた際に消滅する。

売却目的で保有する不動産

不動産又は設備等の非流動資産について、UBS AGが売却を決定していて、かつ当該資産の売却が12ヶ月以内に実行される可能性が非常に高い場合、これらを売却目的で保有する非流動資産として分類し、その他の資産に分類変更している。売却目的保有として分類された時点で、かかる資産は減価償却の対象外となり、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い方の金額で計上される。

ソフトウェア

ソフトウェア開発費用は、当該費用を信頼性をもって測定することが可能であり、かつ将来の経済的便益が発生する可能性が高い場合にのみ資産計上される。

有形固定資産及びソフトウェアの見積耐用年数

有形固定資産及びソフトウェアに区分される資産は、見積耐用年数にわたり定額法で減価償却される。有形固定資産及びソフトウェアに区分される資産の減価償却は、当該資産が事業の用に供された時期、すなわち、当該資産が経営者の意図した方法で稼働可能とするために必要な場所及び状態に置かれた時点から開始される。

有形固定資産及びソフトウェアの見積耐用年数

不動産（土地を除く）	67年以下
リース物件改良費	残存リース期間
その他の機械設備	10年以下
ITハードウェア及び通信機器	5年以下
ソフトウェア	10年以下

21) のれん及び無形資産

のれんとは、取得日における被取得企業の識別可能資産（純額）の公正価値に対するUBS AGの持分相当額を取得原価が超過する部分を示している。のれんは償却されず、毎年減損テストを実施し、さらに各報告期間の末日現在で減損の兆候がある場合には追加的にテストを実施している。のれんの減損テストの目的上、UBS AGは、注記2aで報告するセグメントを個別の資金生成単位として考えている。これは、経営者がセグメント・レベルで投資パフォーマンスの見直し及び評価を行うからである。セグメントの回収可能価額は使用価値に基づいて決定される。

無形資産は、企業結合から生じる個別に識別可能な無形資産項目、また一部の購入商標及び類似の項目から成る。無形資産は取得原価で認識される。企業結合の際に取得された無形資産の取得原価は、取得日における公正価値である。耐用年数を確定できる無形資産は、一般に20年以下の見積耐用年数にわたって定額法で償却される。耐用年数を確定できない無形資産は、償却されない。ほぼ全ての場合において、識別された無形資産には確定できる耐用年数がある。各貸借対照表日に、無形資産は、減損の兆候について見直される。かかる兆候が存在する場合、無形資産の分析を行って、帳簿価額が全額回収可能であるか否かを評価する。帳簿価額が回収可能価額を上回る場合、減損損失が認識される。

無形資産は、（ ）インフラストラクチャー、及び（ ）顧客関係、契約上の権利及びその他、という2つのカテゴリーに分類される。インフラストラクチャーは、ペインウェバー・グループ・インクの取得に関連して認識した支店ネットワークの無形資産から成り立っている。顧客関係、契約上の権利及びその他の主な内訳は、企業結合で取得した顧客関係、競業禁止規定、有利な契約、商標及び商号に関する無形資産である。

→ のれん及び無形資産に関する詳細については、注記17を参照。

22) 法人所得税

利益に対する法人所得税負担額は、各租税管轄区で適用される税法により計算された、利益が発生する期間の費用として認識される。税務上の繰越欠損金に対する税効果は、将来その使用対象となる課税所得（利益予想の仮定に基づく。）が稼得される可能性が高い場合には、繰延税金資産として認識される。

繰延税金資産は、将来の期間に減算金額となる一時差異について、十分な課税所得がそれら差異を使用できるように生じる可能性が高い範囲でのみ、認識される。繰延税金負債は、特定の項目が将来の期間に課税所得を生じさせるという予測を反映した、貸借対照表の資産及び負債の帳簿価額における一時差異に対して認識される。繰延税金資産及び負債は、資産が実現するか、又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率で測定される。

繰延税金資産及び繰延税金負債並びに当期税金資産及び当期税金負債は、それらが同一の税務申告グループから生じたもので、同一の税務当局に関連し、相殺する法的権利が存在し、かつ純額での清算又は同時に実現を意図する場合に相殺される。

当期税金及び繰延税金は、損益計算書に税務上の便益又は税金費用として認識される。ただし、（ ）子会社の取得時に、（ ）売却可能に分類された金融投資に係る未実現利得又は損失、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動、確定給付制度の再測定、及び在外営業活動体の特定の外国為替の換算に対して、並びに（ ）自己株式の売却に係る利得及び損失に対して認識される当期税金及び繰延税金は除く。企業結合において認識される繰延税金（ポイント（ ））は、のれんの決定時に考慮される。ポイント（ ）及び（ ）に関連する金額は、資本のその他の包括利益として資本に計上される。

→ 法人所得税に関する詳細については、注記8を参照。

23) 社債

社債は償却原価で計上される。（スイス法の下でFINMAに与えられた破綻処理権限に基づき評価減や転換が適用される、UBS AG発行の無担保シニア債の場合と同様に）評価減又は株式への転換に関する法的な仕組みがある場合、契約条件の一部ではないため、これらの金融商品に適用される償却原価の会計処理に影響を及ぼさない。将来の期間において社債が評価減される場合又は株式へ転換される場合は、当該金融負債の全て又は一部の認識が中止されることになり、評価減又は株式へ転換された社債の帳簿価額と発行された株式の公正価値との差額は損益計算書に認識される。

UBS AGのリスク管理業務の一環として公正価値ヘッジ会計が償却原価で計上される固定利付負債性商品に適用される場合、社債の帳簿価額は、ヘッジ対象エクスポージャーに係る公正価値の変動に応じて修正される。ヘッジ会計についての詳細については、15の項を参照。ほとんどの場合、仕組債は、公正価値オプションを利用して、純損益を通じて公正価値での測定を指定される。これは、仕組債が公正価値に基づいて管理されているため、仕組債が組込デリバティブを含んでいるため、又はその両方のためである。公正価値オプションについての詳細については、8の項を参照。公正価値オプションは、為替レート及び/又は貴金属の価格を参照する組込デリバティブを含む特定の仕組債には適用されない。これらの商品については、組込デリバティブの要素は公正価値に基づいて測定され、関連する原債務の主契約要素は償却原価に基づいて測定される。また、両要素は合わせて社債に表示される。組込デリバティブに関する詳細については、15の項を参照。

マーケット・メーカー又はその他の活動に関連して発行し、その後買い戻した社債は、償還されたものとして処理される。償還に係る利得又は損失は、社債の買戻価格がその帳簿価額と比較して高いか低いかによりその他の収益に計上される。その後の市場における自己社債の売却は、社債の再発行として処理される。償却原価で測定される負債性商品の支払利息は、社債利息に含まれる。

→ 社債に関する詳細については、注記21を参照。

24) 年金及びその他の退職後給付制度

UBS AGは、全世界においてその従業員のために、多数の退職後給付制度を提供している。これら制度は、確定給付年金制度及び確定拠出年金制度、並びに雇用の終了後に支払義務が生じる医療給付及び生命保険給付等のその他の退職後給付を含んでいる。主要な確定給付年金制度は、スイス、英国、米国及びドイツで設けられている。

→ 年金及びその他の退職後給付制度に関する詳細については、注記28を参照。

確定給付年金制度

確定給付年金制度では、従業員が受領する年金給付額が確定しており、当該金額は通常、年齢、勤続年数及び報酬金額などの1つ又は複数の要素によって決定する。貸借対照表に認識される確定給付負債は、貸借対照表日の確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した金額である。制度資産の公正価値が確定給付制度債務の現在価値を上回る場合、発生した確定給付資産（純額）の認識は、制度からの返還又は制度への将来掛金の減額という形で利用可能な経済的便益に制限される。UBS AGは、予測単位積増方式を適用して、その確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用（該当がある場合）を算定する。これらの金額は、従業員と雇用主の間のリスク分担を含む各制度に特有の特徴を考慮し、独立した資格のあるアクチュアリーによって定期的に計算される。

確定拠出制度

確定拠出制度は、UBS AGが固定額の掛金を、退職後給付及びその他の給付の支払いを行う別個の事業体に支払う年金制度である。当該制度が、当期及び過年度の従業員の勤務に関連する給付金を従業員に支払うために十分な資産を保有していないとしても、UBS AGには、追加の掛金を支払う法的義務も推定的義務もない。UBS AGの掛金は、当該掛金と交換に従業員が勤務を提供したとき（通常は拠出した年度）に費用計上される。前払掛金は、現金の払戻し又は将来の支払いの減額として使用可能な範囲で資産として認識される。

その他の退職後給付

さらに、UBS AGは、米国及び英国の一定の退職者向けの退職後の医療給付及び生命保険給付も提供している。これらの給付の予想費用は、確定給付年金制度に使用されるものと同じ会計処理方法を用いて、雇用期間にわたり認識される。

25) 持株参加制度及びその他の報酬制度

繰延報酬制度の移行

2014年度のグループ再編の一環として、UBSグループAGは、従業員持株制度、オプション制度、概念上のファンド制度及び繰延現金報酬制度に基づく特定の未払報奨に関連して、付与者としてのUSB AGの債務を引き受けた。本セクションでは、グループ再編前後にこれらの制度に適用された会計方針及び繰延報酬制度の移行について個別に説明する。

グループ再編前の期間及び繰延報酬制度の移行

持株参加制度

UBS AGは、強制的、自由裁量的及び任意の制度を含む複数の持株参加制度を設立している。UBS AGは、これらの制度に基づいて付与された報奨の付与日に算定される公正価値を、従業員が当該報奨を得るために勤務する必要のある期間にわたり報酬費用として認識する。

定年退職の基準を満たす従業員を含む、退職給付の受給資格のある従業員に付与される報奨等、従業員が報奨の受給資格を得るために将来勤務する必要がない場合は、報酬費用は、付与日に認識されるか、又は付与日より前に認識される。一定の権利確定条件でない条件が充足されない場合、このような報奨は法的な権利確定日まで失効可能な状態であることがある。権利確定条件でない条件の違反から生じた失効の事象による報酬費用の戻入は発生しない。

将来の勤務が必要とされる場合、報酬費用は、当該将来期間にわたり認識される。トランシェに分けて提供される報奨は、各トランシェが個別の報奨とみなされ、別々に償却される。制度が、退職給付の受給資格の獲得により、又は余剰人員を理由とする雇用の終了時に必要な勤務期間を短縮する規定を含む場合がある。その場合、報酬費用は、付与日から従業員の退職給付の受給資格の取得日又は余剰人員を理由とする雇用の終了日までの期間にわたり認識される。勤務期間中の当該報奨の失効により報酬費用の戻入が発生する。

UBS AGの株式又はオプションで決済される報奨は持分決済型として分類される。持分決済型の報奨の公正価値は、付与日に決定され、その後に再測定されない。ただし、条件が修正され、修正直後の公正価値が、修正直前の公正価値を上回る場合を除く。修正の結果、公正価値が増加する場合、残存勤務期間にわたって、又は権利確定した報奨については直ちに、当該増加分を報酬費用として認識する。

現金決済型の報奨は負債として分類され、未決済である限り、各貸借対照表日に公正価値への再測定が行われる。公正価値の変動は報酬費用に反映され、累積ベースでの報酬費用は、行使されず無価値となった報奨、又は未行使のまま残る報奨については認識されない。

→ 持株参加制度に関する詳細については、注記29を参照。

その他の報酬制度

UBS AGは、その価値がUBS AGの自己株式に連動していない、その他の固定又は変動繰延報酬制度を設立している。繰延現金報酬制度は、強制的又は自由裁量的な制度で、名目上の現金の額に基づく報奨を含んでいる。この場合、最終的な支払額は固定であるか、又は業績条件の達成もしくは特定の原資産の価値に応じて変動することがある。報酬費用は、従業員が当該報奨を得るために勤務する必要のある期間にわたり認識される。定年退職の基準を満たす従業員を含む、退職給付の受給資格のある従業員に付与される報奨等、従業員が報奨の受給資格を得るために将来勤務する必要がない場合、報酬費用は付与日又はそれより前に認識される。勤務期間に認識された金額は、当該制度に基づいて支払われることが見込まれる見積額に基づいており、認識した費用の累積額は最終的に従業員に分配した現金の額と等しくなる。オルタナティブ投資ピークル又は同様の仕組商品の形での報奨は、特定の原資産の価値に基づいて従業員に支払いを行い、当初の価額は原資産の付与日の公正価値に基づく(例：マネー・マーケット・ファンド、UBS及びUBS以外のミューチュアル・ファンド、並びにUBSが提供するその他のファンド)。これらの報奨は、分配されるまで、各報告日に公正価値で再測定される。価値の変動は、勤務期間の経過に比例して認識される。当該報奨の失効により報酬費用の戻入が発生する。

→ その他の報酬制度に関する詳細については、注記29を参照。

グループ再編後の期間及び繰延報酬制度の移行

持株参加制度

UBSグループAGは、UBS AGの従業員に付与される複数の持株参加制度を設立し、決済する義務を保持している。UBSグループAGの持株参加制度は、強制的、自由裁量的及び任意の制度を含む。UBS AGは、従業員に付与された報奨の付与日に算定される公正価値を、従業員が当該報奨を得るために勤務する必要がある期間にわたり認識する。

定年退職の基準を満たす従業員を含む、退職給付の受給資格のある従業員に付与される報奨等、従業員が報奨の受給資格を得るために将来勤務する必要がある場合は、報酬費用は、付与日に認識されるか、又は付与日より前に認識される。一定の権利確定条件でない条件が充足されない場合、このような報奨は法的な権利確定日まで失効可能な状態であることがある。権利確定条件でない条件の違反から生じた失効の事象による報酬費用の戻入は発生しない。

将来の勤務が必要とされる場合、報酬費用は、当該将来期間にわたり認識される。トランシェに分けて提供される報奨は、各トランシェが個別の報奨とみなされ、別々に償却される。制度が、退職給付の受給資格の獲得により、又は余剰人員を理由とする雇用の終了時に必要な勤務期間を短縮する規定を含む場合がある。その場合、報酬費用は、付与日から従業員の退職給付の受給資格の取得日又は余剰人員を理由とする雇用の終了日までの期間にわたり認識される。勤務期間中の当該報奨の失効により報酬費用の戻入が発生する。

UBS AGは報奨を決済する義務を有していないため、UBSグループAG株式又はオプションによる報奨は、持分決済型の株式に基づく支払取引として分類される。持分決済型の報奨の公正価値は、付与日に決定され、その後、に再測定されない。ただし、条件が修正され、修正直後の公正価値が、修正直前の公正価値を上回る場合を除く。修正の結果、公正価値が増加する場合、残存勤務期間にわたって、又は権利確定した報奨については直ちに、当該増加分を報酬費用として認識する。

→ 持株参加制度に関する詳細については、注記29を参照。

その他の報奨制度

UBSグループAGは、その価値がUBSグループAG又はUBS AGの自己株式に連動していない、その他の固定又は変動繰延報酬制度を設立している。繰延現金報奨制度は、強制的又は自己裁量的な制度で、名目上の現金の額に基づく報奨を含んでいる。この場合、最終的な支払額は固定であるか、もしくは業績条件の達成又は特定の原資産の価値に応じて変動することがある。報酬費用は、従業員が当該報奨を得るために勤務する必要がある期間にわたり認識される。定年退職の基準を満たす従業員を含む、退職給付の受給資格のある従業員に付与される報奨等、従業員が報奨の受給資格を得るために将来勤務する必要がある場合は、報酬費用は付与日又はそれより前に認識される。勤務期間に認識された金額は、当該制度に基づいて支払われることが見込まれる見積額に基づいており、認識した費用の累積額は最終的に従業員に分配した現金の額と等しくなる。オルタナティブ投資ピークル又は同様の仕組商品の形での報奨は、特定の原資産の価値に基づいて従業員に支払いを行い、当初の価額は原資産の付与日の公正価値に基づく(例：マネー・マーケット・ファンド、UBS及びUBS以外のミューチュアル・ファンド、並びにUBSが提供するその他のファンド)。これらの報奨は、分配されるまで、各報告日に公正価値で再測定される。価値の変動は、勤務期間の経過に比例して認識される。当該報奨の失効により報酬費用の戻入が発生する。

→ その他の報酬制度に関する詳細については、注記29を参照。

26) ユニットリンク型投資契約未払額

ユニットリンク型投資契約による金融負債は、貸借対照表においてその他の負債として表示されている。当該契約により、投資家は、発行された投資ユニットを通じて資産プールへの投資が可能となる。ユニット所有者は、参照資産プールに付随する全ての経済価値を享受し、また全てのリスクを負う。金融負債は、ユニット所有者に対する未払額に相当するもので、参照資産プールの公正価値に等しい。ユニットリンク型投資契約により保有する資産は、トレーディング・ポートフォリオ資産として表示されている。

→ ユニットリンク型投資契約の詳細については、注記13及び23を参照。

27) 引当金

引当金は、時期又は金額が不確定な負債であり、UBS AGが過去の事象の結果として現在の債務を有し、当該債務を決済するために資源の流出が必要となる可能性が高く、債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識される。

UBS AGの引当金の大半は、訴訟、規制上及び類似の問題、リストラクチャリング、従業員給付、不動産並びにローン・コミットメント及び保証に関連している。性質の類似する引当金は合計されて1項目を形成し、金額の重要性が低いものを含む残りの引当金は、その他の引当金に表示される。引当金は貸借対照表において独立表示され、時期及び金額が不確定でなくなった時点でその他の負債 - その他に分類変更される。

法的助言を求めた上で、過去の事象の結果としてUBS AGが現在の法的又は推定的債務を有している可能性の方が高く、資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ金額について信頼性のある見積りが可能であると経営者が判断した場合に、UBS AGは訴訟、規制上及び類似の問題に関連する引当金を認識する。これらの要素が別途満たされる場合、類似の請求に関するUBS AGの過去の実績に基づき、UBS AGに対してまだ提起されていないが提起が予想される請求に対して引当金を計上することがある。

リストラクチャリング引当金は、リストラクチャリングに関する詳細かつ公式な計画が承認され、リストラクチャリング計画の実施を開始することによって、又はリストラクチャリング計画をそれによって影響を受ける従業員に公表することによって、リストラクチャリングを実行するであろうという妥当な期待を惹起している場合に認識される。

リース契約に対する引当金は、契約の不可避的な費用が便益の受取見込額を超過している（不利な契約）場合に認識される。これは、例えば、リース不動産の相当な部分が長期間空きであることが見込まれる場合に発生する可能性がある。

従業員給付に対する引当金は、永年勤続報奨及び長期有給休暇に関して主に認識される。

引当金は、貸借対照表日における現在の債務を決済するために要する対価の最善の見積りで認識される。このような見積りは、入手可能な全ての情報に基づき、時の経過に伴ってより多くの情報が入手可能となることにより修正される。貨幣の時間価値の影響に重要性がある場合には、引当金額は割引かれ、債務の決済又は免除に必要と見込まれる支出額の現在価値で測定される。その際、貨幣の時間価値及び債務に固有のリスクに関する現在の市場の評価を反映した割引率が使用される。

UBS AGが過去の事象の結果として現在の債務を有しているが、その決済のために資源の流出が必要となる可能性は高くない、又は債務の金額について十分に信頼性のある見積りができない場合、引当金は認識されない。代わりに、資源の流出の可能性がほとんどない場合を除き、偶発負債が開示される。偶発負債は、過去の事象から発生し得る債務のうち、完全にはUBS AGの支配可能な範囲にない将来の不確実な事象によってのみその存在が確認される債務についても開示される。

→ 引当金についての詳細については、注記22を参照。

28) 資本、自己株式及びUBS AG株式に係る契約

非支配持分及び優先証券保有者

当期純利益及び資本は、非支配持分損益及び非支配持分並びに優先証券保有者損益及び優先証券保有者持分を含めて表示されている。当期純利益は、UBS AG株主に帰属する当期純利益、非支配持分に帰属する当期純利益及び優先証券保有者に帰属する当期純利益に分けられる。資本は、UBS AG株主に帰属する持分、非支配持分に帰属する持分及び優先証券保有者に帰属する持分に分けられる。

UBS AG株式の所有（自己株式）

UBS AGの所有するUBS AG株式は、取引費用を含む取得原価で自己株式として資本に表示される。自己株式は、消却又は再発行されるまで資本から控除される。自己株式の売却収入と加重平均原価との差額（該当する場合は税引後）は、資本剰余金として計上される。

非連結の優先証券事業体に発行された優先証券

UBS AGは、優先証券を発行した特定の非連結の事業体に劣後証券（すなわち、優先証券）を発行した。UBS AGは、当該優先証券に係る契約上の支払いの全てに対して完全かつ無条件の保証を供与している。こうした保証に基づくUBS AGの債務は、UBS AGの預金負債及びUBS AGのその他全ての負債の全額に対する優先返済に劣後する。当該優先証券には現金を引き渡す契約上の義務がないため、資本性金融商品に分類される。資本性金融商品に分類された優先証券は、連結貸借対照表及び持分変動計算書において優先証券保有者に帰属する持分と

して表示される。これらの優先証券に係る分配金は、連結損益計算書及び包括利益計算書において優先証券保有者に帰属する当期純利益に表示される。

現金純額決済契約

株式交換に先立ち、UBS AGは、現金純額決済を要求するか、又は契約相手先もしくはUBS AGに決済方法の選択権（現金純額決済の選択を含む。）を与える自己株式に係る契約を締結した。このような契約は、トレーディング目的保有として分類され、公正価値の変動は、トレーディング収益純額として損益計算書に計上される。

株式交換の後、本契約は引き続き同様の方法で会計処理されているが、現在は自己株式に係る契約には分類されていない。

29) 売却目的で保有する非流動資産及び処分グループ

UBS AGでは、個々の非流動資産及び処分グループが、通常かつ慣例的な条件で、現状のままで直ちに売却可能であり、かつ売却の発生可能性が非常に高いと考えられる場合、こうした資産又は処分グループを売却目的保有に分類している。売却の発生可能性が非常に高いとするためには、経営者は当該資産の売却計画を確約して積極的に買手を探さなければならない。さらに、当該資産がその公正価値と比較して合理的な売却価格で活発に取引されており、売却が1年以内に完了することが見込まれなければならない。これらの売却目的で保有する資産及び処分グループは、帳簿価額又は売却費用控除後公正価値のどちらか低い方の金額で測定され、その他の資産及びその他の負債に表示される。子会社の非流動資産及び負債は、その帳簿価額が継続的使用を通じてではなく主に売却取引を通じて回収される場合には「売却目的保有」として分類される。

→ 売却目的で保有する非流動資産及び処分グループに関する詳細については、注記18及び23を参照。

30) リース

UBS AGは、主にリース賃借人として、主に施設及び設備のリース契約又はリースの要素を含む契約を締結している。対象となる資産に対するリスク及び経済価値を実質的に全て移転するが、法的所有権は必ずしも移転しないリースは、ファイナンス・リースとして分類される。その他のリースは全てオペレーティング・リースとして分類される。

ファイナンス・リースに従ってリースされた資産は、貸借対照表において有形固定資産として認識され、資産の耐用年数とリース期間のいずれか短い方の期間にわたり減価償却され、対応する債務の金額を銀行／顧客預り金に計上される。未払金融費用は、リースの計算利子率に基づき、一定の利子率となるようにリース期間にわたって受取利息純額に認識される。

UBS AGがリース賃借人となっているオペレーティング・リースに分類されるリース契約については、注記33で開示している。こうした契約には、大半のUBS AGの拠点におけるオフィスビルの解約不能長期リース契約が含まれている。オペレーティング・リースの支払リース料は、リース期間（賃借人が物件の物理的使用を支配する際に開始する。）にわたり定額法で費用として認識される。リースに関するインセンティブは支払リース料に対する控除項目として処理され、リース期間にわたり規則的な基準で認識される。

UBS AGがファイナンス・リースにおける賃借人となる場合、最低リース料総額に、リース契約終了時にUBS AGが回収する見込みである無保証残存価額があればその額を加えた合計額の現在価値に相当する額の債権が貸出金に認識される。初期直接費用もリース債権の当初の測定に加算される。リース期間中に受け取るリース料は債権残高の返済と受取利息に割り当てられ、リースの計算利子率を使用し、UBS AGの純投資額に対して期間収益率が一定になるように反映される。UBS AGでは毎年、無保証残存価額の見積額を見直し、実現可能と期待される見積残存価額がリース開始時に想定した金額を下回る場合は、当該不足見込額に対して損失を認識する。

特定の契約には、リースの法的形式を取らないが、1回の支払い又は複数回の支払いと引き換えに資産の使用権を移転するものがある。そのような契約に関して、UBS AGは、当該契約の履行が特定の資産（単数又は複数）の使用に依存しているかどうかを当該契約の開始日に判断する。契約の履行が特定の資産の使用に依存する場合、当該契約はリースとして会計処理される。

→ オペレーティング・リース及びファイナンス・リースに関する詳細については、注記33を参照。

31) 受取報酬

UBS AGは、顧客に対する多様なサービス提供から報酬を受け取る。受取報酬は、大きく2種類に区分が可能である。1つは、一定期間に提供されるサービスから発生する報酬（例えば、投資信託報酬、ポートフォリオの運用及びアドバイザリー報酬）で、もう1つは取引型サービスから発生する報酬（例えば、引受手数料、コーポレート・ファイナンス手数料、及び仲介手数料）である。一定期間に提供されるサービスから発生する報酬は、サービス提供期間に比例して認識される。ただし、パフォーマンスに連動して発生する報酬又は特定のパフォーマンス基準を伴う報酬の構成要素を除く。これらの報酬は、パフォーマンスの基準が満たされ、かつ回収可能性が合理的に保証された時点で認識される。取引型サービスから発生する報酬は、当該サービスの提供が完了した時点で認識される。通常、報酬は、対象となる金融商品の貸借対照表上における分類に応じて損益計算書に表示される。

貸出契約に係るローン・コミットメント報酬は、当該信用枠が使用されると当初に見込まれている場合、貸出が実行されるまで繰り延べられ、その後、貸出期間にわたり実効利回りへの修正として認識される。コミットメントが失効して貸出が実行されない場合、報酬はコミットメントの失効時に収益として認識される。当該信用枠が使用される可能性が低いと当初に見込まれている場合、ローン・コミットメント報酬はコミットメントの期間にわたり定額法で認識される。そのような場合において、当該信用枠が最終的に実行されたならば、ローン・コミットメント報酬の未償却部分は貸出の期間にわたり実効利回りへの修正として償却される。

→ 受取報酬及び手数料純額に関する詳細については、注記4を参照。

32) 為替換算

外貨建取引は、取引日の直物為替レートで報告単位の機能通貨に換算される。貸借対照表日において、貨幣性の外貨建資産及び負債は、全て決算日の為替レートで機能通貨に換算される。取得原価で測定される非貨幣性項目は、取引日の為替レートで換算される。売却可能に分類された金融投資に係る為替換算差額は通常、当該資産が売却されるか、又は減損処理されるまで直接資本に計上される。ただし、貨幣性の売却可能金融投資に係る為替換算差額は、貨幣性の資産及び負債に係るその他の為替換算差額全てとともにトレーディング収益純額に計上される。

連結の際、在外営業活動体の資産及び負債は、貸借対照表日の為替レートでUBS AGの表示通貨であるスイス・フラン（CHF）に換算され、損益項目は、期中平均レートで換算される。その結果生じる為替換算差額のうちUBS AG株主に帰属する当該差額は、UBS AG株主に帰属する持分合計の一部を構成する資本の為替換算調整に直接認識され、為替換算差額のうち非支配持分に帰属する当該差額は、非支配持分に帰属する持分に表示される。

在外営業活動体が処分又は一部処分された場合、当該在外営業活動体に関連する資本の為替換算調整の累積額は処分に係る利得又は損失の一部として損益計算書に振り替えられる。UBS AGが在外営業活動体を含む子会社に対する持分の一部を処分するが、支配は留保する場合、為替換算調整の累積残高のうち関連する部分は非支配持分に帰属する持分に振り替えられる。重要な影響力又は共同支配を留保したままで在外営業活動体を含む関連会社又は共同支配企業に対する投資の一部をUBS AGが処分する場合、為替換算調整の累積残高のうち関連する部分は損益計算書に振り替えられる。

→ 為替レートに関する詳細については、注記36を参照。

33) 1株当たり利益（EPS）

2015年度において、UBS AG株式はスイス証券取引所（SIX）及びニューヨーク証券取引所（NYSE）での上場が廃止された。2015年12月31日現在、UBS AGの発行済株式の100%がUBSグループAGに保有されているため、市場で取引されていない。従って、UBS AGの1株当たり利益の情報は提供していない。

34) セグメント報告

UBS AGの事業は、世界的規模で5つの事業部門、すなわちウェルス・マネジメント、ウェルス・マネジメント・アメリカズ、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメント及びインベストメント・バンクで構成され、コーポレート・センターによるサポートを受けている。この5つの事業部門は、セグメント報告の目的上、報告セグメントとしての要件を満たし、また、コーポレート・センター及びその構成要素とともにUBS AGの経営上の構造を反映している。さらに、これまでインベストメント・バンクにあった非中核の業務及びレガシー・ポジションは、コーポレート・センター内の独立した報告セグメント「非中核業務及びレガシー・ポートフォリオ」として管理及び報告されている。グループ執行役員会（IFRS第8号「事業セグメン

ト」における「最高経営意思決定者」であると考えられる。)への内部の経営者向け報告書において、5つの事業部門及びコーポレート・センター(及びその構成要素)に関する財務情報は、区分表示されている。

経営者向け報告用の会計方針及びサービス・レベルに関する合意を含むUBS AGの社内の会計方針は、各報告セグメントに直接帰属する収益及び費用を決定する。内部費用及び振替価格調整は、報告セグメントの業績に反映されている。報告セグメント間の取引は内部で合意済みの価格で実施され、各報告セグメントの業績にも反映されている。収益分配契約は、複数の報告セグメントが一連の価値の創出に関与する場合、外部顧客収益を報告セグメントに配分するために使用される。手数料は、対応する顧客関係に基づいて報告セグメントに貸方計上される。受取利息純額は通常、貸借対照表のポジションに基づいて報告セグメントに配分される。UBS AGの連結持分の運用から稼得した受取利息は、平均帰属持分に基づいて報告セグメントに配分される。公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用の利得及び損失は、事業部門の業績の測定から除外され、UBS AGの業績への調整上の差異であると考えられ、コーポレート・センター・グループ資産・負債管理(グループALM)にまとめて報告される。

報告セグメントの資産及び負債は、コーポレート・センター・グループ資産・負債管理を通じて資金供給され、同部門により投資されて、利息差額純額が各報告セグメントの業績に反映される。UBS AGのセグメント間収益の合計は、収益の大部分が収益分配契約により事業部門全体にわたって配分されるため、重要ではない。

セグメントの貸借対照表の資産は第三者の観点に基づいており、当該資産の額には連結会社間残高は含まれていない。この観点は経営者への内部報告と一致している。コーポレート・センター・サービス業務及びコーポレート・センター・グループ資産・負債管理によって中央管理されている一部の資産(有形固定資産及び一部の金融資産を含む。)は、対応する費用及び/又は収益の配分とは異なる基準で各セグメントに配分される場合がある。例えば、コーポレート・センター・サービス業務又はコーポレート・センター・グループ資産・負債管理に計上されている一部の資産は、コーポレート・センターの該当する構成要素の貸借対照表上に留保される可能性があるが、これらの資産に関連する費用及び/又は収益は全体又は部分的に各セグメントに配分されている。同様に、一部の資産は各事業部門に報告されているが、対応する費用及び/又は収益は、全体又は部分的にコーポレート・センター・サービス業務及びコーポレート・センター・グループ資産・負債管理に配分されている。

IFRS第8号に基づくセグメント報告の目的上、非流動資産は、関連会社及び共同支配企業に対する投資、のれん、その他の無形資産並びに有形固定資産及びソフトウェアから成る。

→ セグメント報告に関する詳細については、注記2を参照。

35) ネッティング

UBS AGが、平時もしくは、債務不履行や破産又は倒産などの非常時の双方の状況において、認識した金額を相殺する無条件で法的に強制可能な権利を有し、かつ純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有する場合、UBS AGは貸借対照表上の金融資産と金融負債を相殺する。相殺されたポジションには、例えば、満期日にわたり通貨ごとに相殺される、ロンドン清算機構と取引した店頭金利スワップ、並びに取引相手先、通貨、債券集中保管機関及び満期日ごとに相殺される、ロンドン清算機構及び債券清算機関(Fixed Income Clearing Corporation)の両組織と締結したレポ取引及びリバース・レポ取引が含まれている。また、他の様々な取引相手先、取引所及び清算機関との取引も含まれる。

UBS AGが純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有しているかを評価するに当たって重視されるのは、両取引相手間の信用及び流動性エクスポージャーの実質的に全てを解消する際に運用上の決済メカニズムが有効に機能しているかどうかである。この条件により、たとえ強制可能なネッティング契約の対象となる場合であっても、UBS AGの金融資産及び負債の相当額は貸借対照表上で相殺されないことになる。デリバティブ契約については、貸借対照表上の相殺は通常、日々の現金による証拠金決済プロセスによって純額決済を有効に行うことができる取引所又は清算機関を介した市場の決済メカニズムが存在する状況においてのみ認められる。レポ契約及び有価証券貸借については、決済メカニズムにより、信用及び流動性リスクが解消されるか又は僅少となる範囲においてのみ、貸借対照表上の相殺が認められる場合がある。

→ 金融資産と金融負債の相殺に関する詳細については、注記26を参照。

36) マイナス利息

金融資産に関連して発生するマイナス受取利息は受取利息の定義を満たさないため、金融資産に係るマイナス利息及び金融負債に係るマイナス利息は、それぞれ支払利息及び受取利息に表示されている。

→ 受取利息及び支払利息に関する詳細については、注記3を参照。

b) 会計方針の変更、比較可能性及びその他の修正

キャッシュ・フロー計算書 - 現金及び現金同等物の定義

2015年度に、UBS AGはキャッシュ・フロー計算書に表示される現金及び現金同等物の定義を改め、銀行を取引相手とするデリバティブに係る差入担保金を除外した。変更後の定義は、UBS AGの流動性及び資金調達の管理の枠組みにおけるこれらの債権の取扱い並びに2015年度から適用された流動性及び資金調達に関する規制と整合しており、より多くの関連情報が表示されることになると考えられている。

比較期間の情報は、これに従って修正再表示された。その結果、2014年12月31日現在、2013年12月31日現在及び2012年12月31日現在の現金及び現金同等物は、それぞれ10,265百万スイス・フラン、8,982百万スイス・フラン及び12,393百万スイス・フラン減少した。2014年12月31日終了事業年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、修正再表示後ベースで1,195百万スイス・フラン減少（2013年度：3,415百万スイス・フラン増加）し、同期間の現金及び現金同等物に係る為替変動の影響による利得は89百万スイス・フラン減少（2013年度：為替変動の影響による損失は3百万スイス・フラン増加）した。

確定給付債務の算出に用いる数理計算上の仮定の見直し

UBS AGは、確定給付債務の算出に用いる数理計算上の仮定を定期的に見直し、その継続的な妥当性を判断している。

2015年度に、UBS AGはスイスの年金制度の確定給付債務を算出するのに用いる数理計算上の仮定の計算方法の見直しを実施した。その結果、UBS AGは、満期までの期間が長期となるスイスの優良社債の市場に十分な厚みがない場合にイールド・カーブの構造を改良することにより、割引率の見積方法を改善させた。さらにUBS AGは、昇給率、退職金貯蓄に係る金利、従業員の離職率、従業員の身体障害率及び婚姻率の見積方法も改良した。これらの見積りの改善により、スイスの年金制度の確定給付債務（以下「DB0」という。）は純額で合計21億スイス・フラン減少した。このうち10億スイス・フランは人口統計上の仮定、10億スイス・フランは財務上の仮定に関連するものであり、これに対応してその他の包括利益が同額増加した。

またUBS AGは、英国及びその他の年金制度に関する様々な数理計算上の仮定の見積りに用いる計算方法を改善し、アプローチを改良した。これらの見積りの改善により、英国年金制度のDB0は純額で合計2億スイス・フラン減少した。このうち1億スイス・フランは人口統計上の仮定、1億スイス・フランは財務上の仮定に関連するものであり、これに対応してその他の包括利益が同額増加した。

公正価値での測定を指定された金融負債の自己の信用要素の評価手法

2015年度に、UBS AGは公正価値での測定を指定された金融負債の公正価値の自己の信用要素の評価手法を改善した。2015年度第4四半期より前は、自己の信用は、資金振替価格カーブ（以下「FTP」という。）を用いて見積られていた。これは、UBSグループAG（連結）の新規発行シニア債のイールド・カーブ・スプレッドを、主としてUBSグループAG（連結）の債券についてのシニア無担保債市場におけるスプレッドとUBSグループAG（連結）のメディアム・ターム・ノート（以下「MTN」という。）の発行金利水準との差異を反映した割引率で割り引くことにより導出される。UBSグループAG（連結）の事業変革に伴い、UBSグループAG（連結）の長期物のMTN発行高が減少したことにより、FTPの評価基準に利用できる観察可能な市場データが減少した。2015年度第4四半期から、自己の信用は、自己の信用調整カーブ（以下「OCA」という。）を用いて見積られている。これには、UBSグループAG（連結）のシニア債に関する市場で観察された流通価格、UBSグループAG（連結）のクレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）のスプレッド、及び同業他行のシニア債のイールド・カーブなど、観察可能性がより高い市場データが組み込まれている。関連インフラの強化に裏付けられた高度な公正価値アプローチの策定を目的とする複数期間にわたる実施計画に従い、この会計上の見積りの変更は2015年度第4四半期に最終確定した。当該変更は2015年度第4四半期に将来に向かって適用され、公正価値での測定を指定された金融負債の帳簿価額合計630億スイス・フランに対して260百万スイス・フランの利得が生じた。

加えて、UBS AGは2016年度第1四半期にIFRS第9号の自己の信用の表示規定を早期適用する予定である。過年度の修正再表示は要求されていない。IFRS第9号に基づき、純損益を通じた公正価値での測定を指定された金融負債の公正価値の変動のうち自己の信用に関連する部分は、その他の包括利益に認識され、損益計算書に

振り替えられることはない。UBS AGは、IFRS第9号のその他の規定（分類及び測定、減損、ヘッジ会計）を2018年の強制適用日より適用する予定である。

グローバル・アセット・マネジメントのアセット・マネジメントへの名称変更

2015年度において、グローバル・アセット・マネジメント事業部門の名称がアセット・マネジメントに変更された。この変更は本報告書の全体にわたって反映されている。

リテール&コーポレートのパーソナル&コーポレート・バンキングへの名称変更

2016年度より、リテール&コーポレート事業部門の名称がパーソナル&コーポレート・バンキングに変更されている。この変更は本報告書の全体にわたって反映されている。

コーポレート・センターの新体制

2015年1月1日付で、コーポレート・センター - 中核業務は、コーポレート・センター - サービス業務とコーポレート・センター - グループ資産・負債管理（以下「グループALM」という。）という2つの新たな事業単位に組織変更された。これにより、UBS AGは、（ ）コーポレート・センター - サービス業務、（ ）コーポレート・センター - グループALM、並びに（ ）コーポレート・センター - 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオに区分して報告しており、コーポレート・センターの業務の透明性が高められている。

グループALMは、UBS AGの流動性及び資金調達ポジションの中央管理、並びにUBS AGに対するその他の貸借対照表及び資本管理サービスの提供に責任を負っている。これらの業務からグループALMに生じる収益及び費用の大部分は、各事業部門及び他のコーポレート・センター部門に引き続き配分される。グループALMから各事業部門及び他のコーポレート・センター部門への収益配分に関する透明性の向上は、注記2に記載されている。公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用の変動による利得及び損失はグループALMに表示されている。

コーポレート・センター - サービス業務には、各事業部門及び他のコーポレート・センター - 部門に資するUBS AGの中央管理機能と全てのロジスティクス及び支援機能が含まれている。コーポレート・センター - サービス業務の費用の大部分は、各事業部門及び他のコーポレート・センター部門に配分されている。

→ 詳細については、注記2を参照。

コーポレート・センター - サービス業務から各事業部門及び他のコーポレート・センター部門へのサービス及び人件費の配分

2015年度において、UBS AGは、経済的関係をより反映するために、コーポレート・センター - サービス業務から各事業部門及び他のコーポレート・センター部門へのサービスの配分の表示を修正した。これらの費用配分は、過年度においては人件費、一般管理費並びに有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損の項目において表示されており、他の事業部門及びコーポレート・センター（に対する）／からのサービスの項目において新たに表示されている。過年度の情報は、この変更を反映するために修正再表示されている。この表示の変更は、表示期間における事業部門及びコーポレート・センター部門の営業収益合計又は税引前業績に影響を及ぼしていない。同様に、コーポレート・センター - サービス業務の人件費は、各事業部門及び他のコーポレート・センター部門へ配分されなくなった。過年度の情報はこれに応じて修正再表示されている。

→ 詳細については、注記2を参照。

一部の内部資金調達取引に係る公正価値利得及び損失に関連するセグメント報告の変更

2015年度からの事業セグメントの業績評価方法の変更に合わせて、UBS AGは、コーポレート・センター - グループALM業務とインベストメント・バンク並びにコーポレート・センター - 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオの間の一部の内部資金調達取引について、償却原価による会計処理から公正価値による会計処理に変更した。この変更により、これらの内部取引がインベストメント・バンクとコーポレート・センター - 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオにおいてリスク管理される場合に使用される時価基準と整合することになる。資金調達取引の条件は、その他の点では変更されていない。この変更を反映するために過年度の数値は修正再表示されている。その結果、インベストメント・バンクの営業収益及び税引前業績は、2014年12月31日終了事業年度において37百万スイス・フラン、2013年12月31日終了事業年度において162百万スイス・フラン減少したが、コーポレート・センターにおける増加により相殺された。この変更は、表示期間におけるUBS AGの営業収益合計又は当期純利益に影響を及ぼさなかった。

→ 詳細については、注記2を参照。

c) 2016年度以後に適用される国際財務報告基準及び解釈指針並びにその他の修正

IFRS第9号「金融商品」

2014年7月に、IASBはIFRS第9号「金融商品」の最終版を公表した。本基準は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」を置き換えるIASBのプロジェクトの、分類及び測定、減損並びにヘッジ会計のフェーズを反映している。

本基準は、金融資産の管理に関する企業の事業モデル及び金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に基づいて全ての金融資産（資本性金融商品を除く。）を純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、その他の包括利益（以下「OCI」という。）を通じて公正価値で測定する金融資産又は償却原価で測定する金融資産として分類することを要求している。金融資産が償却原価又はOCIを通じた公正価値での測定のための基準を満たす場合、会計上のミスマッチを大幅に低減又は解消するのであれば、公正価値オプションに基づいて当該資産を純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定することができる。トレーディング目的保有でない資本性金融商品はOCIを通じて公正価値で会計処理することができるが、その後の実現利得又は損失は損益計算書に振り替えられない。一方、その他全ての資本性金融商品は純損益を通じて公正価値で会計処理される。

金融負債の会計処理に関する当該指針には、1つの例外、すなわち、金融負債の信用リスク（自己の信用）の変動に帰属する、純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融負債から生じる利得又は損失は、OCIに表示され、損益計算書には認識されない点を除いて変更はない。自己の信用に係る実現利得又は損失のOCIから損益計算書へのその後の振替はない。

さらに本基準は、IAS第39号の発生損失モデルを置き換える、将来を考慮した予想信用損失モデルを導入している。またIFRS第9号は、ヘッジの有効性及び適格要件の大幅な変更並びに新たな開示を導入する、ヘッジ会計に適用する改良された手法も取り入れている。本基準は、マクロヘッジ会計戦略については明示的に言及していない。

本新基準の強制適用日は2018年1月1日であり、早期適用が認められている。IFRS第9号のヘッジ会計の要件の適用は、IASBによるマクロヘッジ会計戦略に関するプロジェクトが完了するまで任意である。

UBS AGは、2016年度第1四半期に自己の信用の表示変更を適用する予定であり、現在、財務書類に対するその他の規定の影響を評価している。

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

2014年5月に、IASBはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表した。本基準は、顧客との契約全てに適用される収益認識の原則を定めている。本基準により、企業は財又はサービスが顧客に移転された時点で、かかる財又はサービスと交換に当該企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映した金額で収益を認識する必要がある。本基準はまた、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期並びに不確実性についての情報に関する一体性のある開示規定を定めている。本基準は、UBS AGでは、2018年1月1日以降に開始する事業年度から適用され、早期適用が認められている。企業はこの基準の適用に完全遡及適用アプローチを用いるか、又は適用年度に部分的遡及適用アプローチを用いるかを選択することができる。UBS AGは現在、財務書類に対する本新基準の影響を評価している。

IFRS第16号「リース」

2016年1月に、IASBはIFRS第16号「リース」を公表した。本基準は、これまでオフバランスのファイナンス取引として会計処理されていたオペレーティング・リースがオンバランスの負債として認識され、対応する使用権資産も計上されることから、リースの賃借人の会計処理に大幅な変更をもたらすものである。本基準は、IAS第17号「リース」を置き換えるものであり、UBS AGでは2019年1月1日から適用される。IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」も適用している企業については、早期適用が認められている。UBS AGは現在、本新基準が財務書類に及ぼす影響を評価している。UBS AGのオペレーティング・リースの割引前最低支払リース料は、注記33に開示されている。

IFRS第11号「共同支配の取決め」、IAS第16号「有形固定資産」及びIAS第38号「無形資産」の修正

2014年5月に、IASBはIFRS第11号「共同支配の取決め」、IAS第16号「有形固定資産」及びIAS第38号「無形資産」の修正を公表した。本基準は、UBS AGでは2016年1月1日以降に開始する事業年度から適用される。こ

これらの修正はUBS AGの財務書類に重要な影響を及ぼさない見込みである。UBS AGが行う共同支配の取決めは、個別でも合計しても重要性はない（注記30を参照）。またUBS AGは、IAS第16号及びIAS第38号の修正が禁じている収益を基礎とした減価償却方法を採用していない。

IFRSの年次改善（2012年-2014年サイクル）

2014年9月に、IASBは「IFRSの年次改善（2012年-2014年サイクル）」を公表し、その結果、4つのIFRS（IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」、IFRS第7号「金融商品 - 開示」、IAS第19号「従業員給付」及びIAS第34号「中間財務報告」）に対する修正が行われた。通常、本修正はUBS AGでは2016年1月1日から適用される。UBS AGは、財務書類に対する本修正の適用による影響は軽微であると見込んでいる。

IAS第1号「財務諸表の表示」の修正

2014年12月に、IASBはIAS第1号の修正を公表した。本修正は、企業がどのような情報を財務諸表に開示するのか、また、財務内容を開示するに当たって情報をどこに、どのような順番で表示するのかを決定するのに専門的な判断を適用するようさらに促すものである。本修正の強制適用日はUBS AGでは2016年1月1日である。財務書類に対する本修正の適用による影響は軽微であると見込んでいる。

IAS第12号「法人所得税」の修正

2016年1月に、IASBはIAS第12号「法人所得税」の限定的な修正を公表し、公正価値で測定する負債性金融商品に関連した繰延税金資産の会計処理方法を明確にした。企業は、2017年1月1日以降に開始する事業年度から本修正を適用する必要がある。UBS AGは、財務書類に対する本修正の適用による影響は軽微であると見込んでいる。

IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正

2016年1月に、IASBはIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正を公表した。本修正は、特にキャッシュ・フローによる変動及び非現金項目の変動（為替換算損益など）を含む、財務活動から生じる金融負債の変動に関する情報を提供するように企業に要求している。企業は、2017年1月1日以降に開始する事業年度から本修正を適用する必要がある。

注記2a セグメント報告

UBS AGの運営組織は、コーポレート・センター及び次の5つの事業部門、すなわちウェルス・マネジメント、ウェルス・マネジメント・アメリカズ、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメント及びインベストメント・バンクから構成されている。

ウェルス・マネジメント

ウェルス・マネジメント事業部門は、世界中の富裕層の個人顧客（ウェルス・マネジメント・アメリカズがサービス提供する顧客を除く。）に包括的な金融サービスを提供している。UBS AGは国際的な能力を有するグローバル企業であり、その顧客は、幅広い個別の商品やサービスに加え、ウェルス・プランニング、投資運用ソリューション及びコーポレート・ファイナンスの助言、バンキング及び貸付ソリューションにわたるリソースの全領域から便益を得ている。ウェルス・マネジメントが主導するアーキテクチャー・モデルにより、顧客は同事業部門独自の商品を補完する、第三者である世界の主要金融機関から提供される多様な商品へのアクセスが可能となる。

ウェルス・マネジメント・アメリカズ

ウェルス・マネジメント・アメリカズ事業部門は、金融アドバイザーの生産性及び運用資産において南北アメリカの主要なウェルス・マネジャーの1つである。その事業には、UBS AGの米国及びカナダ国内のウェルス・マネジメント事業並びに米国で記帳される国際事業が含まれる。当該部門は、超富裕層及び富裕層の顧客のニーズに応えるよう企画された、総合的なウェルス・マネジメント・ソリューションを提供している。

パーソナル&コーポレート・バンキング

パーソナル&コーポレート・バンキング事業部門は、スイス国内のUBS AGの個人顧客、法人顧客及び機関投資家顧客に対し、これらのセグメントにおける主導的地位を維持し、マルチ・チャネル・アプローチに当事業部門が提供する商品及びサービスを組み込みながら、包括的な金融商品及びサービスを提供している。当該事業は、スイスにおけるUBS AGのユニバーサル・バンクの業務提供モデルの中核であり、顧客を紹介し、当該顧客がウェルス・マネジメント部門で運用できるよう当社の個人顧客の富を増やすことで他の事業部門を支援している。パーソナル&コーポレート・バンキング事業部門は、UBS AGのアセット・ギャザリング事業及びインベストメント・バンク事業により提供される商品及びサービスも顧客に提供し、UBS AGのスイスのインフラ及び銀行商品プラットフォームの重要部分を管理している。

アセット・マネジメント

アセット・マネジメント事業部門は、大規模でグローバルな資産運用を行っている。同事業部門は、世界中の金融機関、ホールセール仲介機関及びウェルス・マネジメント事業の顧客に対し、主要な従来型の資産クラス及びオルタナティブ資産クラスの全てにわたる広範囲な投資運用能力及び投資スタイルを提供している。

インベストメント・バンク

インベストメント・バンク事業部門は、専門家による助言、革新的ソリューション、取引実行及び国際資本市場への総合的なアクセスを、法人、機関投資家及びウェルス・マネジメントの顧客に提供している。同事業部門は、コーポレート・クライアント・ソリューション及びインベスター・クライアント・サービスという事業部門を通じて、アドバイザリー・サービスを提供し、株式、外国為替、貴金属並びに特定の金利及びクレジット市場へのアクセスとともに、細部にわたるクロスアセット・リサーチを提供している。インベストメント・バンク事業部門は、キャピタル・マーケットにおけるフロー取引のアクティブな参加者であり、その取引には販売、トレーディング、及び様々な有価証券のマーケット・メイキングが含まれる。

コーポレート・センター

コーポレート・センターは、サービス業務、グループ資産・負債管理（以下「グループALM」という。）並びに非中核業務及びレガシー・ポートフォリオで構成されている。サービス業務は、財務、リスク管理（コンプライアンスを含む。）及び法務など、UBS AGの管理機能を提供している。さらに同業務は、全てのロジスティクス及び支援サービスを提供しており、これには業務、情報技術、人事、規制関係及び戦略的イニシアチブ、コミュニケーション及びブランド確立、法人向けサービス、現物の保全、情報セキュリティ並びに外部委託、ニアショアリング及びオフショアリングが含まれる。グループALMは、UBS AGの流動性及び資金調達ポジションの中央管理、並びにその他の内部貸借対照表及び資本管理サービスの提供に責任を有している。非中核業務及びレガシー・ポートフォリオは、非中核業務と事業再編前まではインベストメント・バンクの一部であったレガシー・ポジションで構成されている。

注記2a セグメント報告(続き)

	ウェルス・ マネジ メント	ウェルス・ マネジメン ト・アメリ カズ	パーソナル& コーポレー ト・バンキン グ	アセット・ マネジ メント	インベスト メント・ バンク	コーポレート・ センター			UBS
						サービス 業務	グループ ALM	非中核業務 及び レガシー・ ポート フォリオ	
単位：百万スイス・フラン									
2015年12月31日終了 事業年度									
受取利息純額	1,825	1,067	1,890	(34)	1,573	(337)	789	(44)	6,729
受取利息以外	5,859	6,213	1,603	2,077	7,525	434	361	(79)	23,993
コーポレート・センター - グループALMから事業部門及 び他CC部門への配分	471	104	421	15	(211)	145	(876)	(71)	0
収益 ^{1,2}	8,155	7,384	3,913	2,057	8,889	243	275	(195)	30,721
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	0	(4)	(37)	0	(68)	0	0	(8)	(117)

営業収益合計	8,155	7,381	3,876	2,057	8,821	243	275	(203)	30,605
人件費	2,532	4,579	873	729	3,220	3,875	30	116	15,954
一般管理費	650	848	264	233	882	4,517	20	805	8,219
他の事業部門及びコーポレート・センター(に対する)/からのサービス	2,289	1,209	1,077	502	2,816	(8,214)	(56)	378	0
内、CC - サービス業務からのサービス	2,209	1,193	1,180	523	2,730	(8,243)	95	314	0
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損	5	3	17	2	26	866	0	0	918
無形資産償却費及び減損 ³	3	51	0	8	24	21	0	0	107
営業費用合計 ⁴	5,478	6,689	2,231	1,475	6,969	1,065	(6)	1,298	25,198
税引前営業利益/(損失)	2,676	692	1,646	583	1,852	(822)	281	(1,501)	5,407
税金費用/(税務上の便益)									(908)
純利益/(損失)									6,314
追加情報									
資産合計	119,850	60,993	141,174	12,874	253,571	22,866	237,560	94,369	943,256
非流動資産への追加	6	4	14	1	18	1,844	0	1	1,888

¹2015年12月31日終了事業年度の売却可能金融投資の減損は合計1百万スイス・フランであり、このうち1百万スイス・フランはウェルス・マネジメントで発生したものである。²コーポレート・センター - グループALMの自己の信用に関する詳細については、注記24を参照。³詳細については、注記17を参照。⁴リストラクチャリング費用についての情報に関しては、注記32を参照。

注記2a セグメント報告¹(続き)

	ウェルス・ マネジ メント	ウェルス・ マネジメン ト・アメリ カズ	パーソナル& コーポレー ト・バンキン グ	アセット・ マネジ メント	インベスト メント・ バンク	コーポレート・ センター			UBS
						サービス 業務	グルー プ ALM	非中核業務 及び レガシー・ ポート フォリオ	
単位：百万スイス・フラン									
2014年12月31日終了 事業年度									
受取利息純額	1,693	864	1,801	(39)	1,583	(338)	816	174	6,555
受取利息以外	5,726	6,004	1,575	1,914	6,823	157	307	(956)	21,549
コーポレート・センター - グループALMから事業部門及 び他CC部門への配分	481	116	461	27	(100)	217	(1,120)	(82)	0
収益 ^{2,3}	7,902	6,984	3,836	1,902	8,306	35	2	(863)	28,104
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	(1)	15	(95)	0	2	0	0	2	(78)
営業収益合計	7,901	6,998	3,741	1,902	8,308	35	2	(862)	28,026
人件費	2,467	4,363	850	643	2,964	3,843	26	124	15,280
一般管理費	918	550	293	305	2,671	4,113	21	507	9,377
他の事業部門及びコーポレー ト・センター(に対する) / からのサービス	2,180	1,137	1,074	478	2,711	(8,046)	(47)	513	0
内、CC - サービス業務から のサービス	2,122	1,121	1,196	495	2,658	(8,084)	82	411	0
有形固定資産及びソフトウェ アの減価償却費及び減損	4	0	17	2	32	762	0	0	817
無形資産償却費及び減損 ⁴	5	48	0	9	15	6	0	0	83
営業費用合計 ⁵	5,574	6,099	2,235	1,435	8,392	679	0	1,144	25,557
税引前営業利益 / (損失)	2,326	900	1,506	467	(84)	(643)	2	(2,005)	2,469
税金費用 / (税務上の便益)									(1,180)
純利益 / (損失)									3,649
追加情報									
資産合計	127,588	56,026	143,711	15,207	292,347	19,720	237,901	169,826	1,062,327
受取利息純額	7	6	9	2	7	1,677	0	0	1,708

¹本表の数値は、組織変更に伴う修正、新しい会計基準の遡及適用又は会計方針の変更に伴う修正再表示、及び後発事象により当初公表された四半期及び年次報告書の数値と異なる場合がある。詳細については、注記1bを参照。²2014年12月31日終了事業年度の売却可能金融投資の減損は合計76百万スイス・フランであり、このうち49百万スイス・フランはインベストメント・バンク、23百万スイス・フランはコーポレート・センター - 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオにおいて発生したものである。³コーポレート・センター - グループALMの自己の信用に関する詳細については、注記24を参照。⁴詳細については、注記17を参照。⁵リストラクチャリング費用についての情報に関しては、注記32を参照。

注記2a セグメント報告¹(続き)

	ウェルス・ マネジ メント	ウェルス・ マネジメン ト・アメリ カズ	パーソナル& コーポレー ト・バンキン グ	アセット・ マネジ メント	インベスト メント・ バンク		コーポレート・ センター		UBS
						サービス 業務	グループ ALM	非中核業務 及び レガシー・ ポート フォリオ	
単位：百万スイス・フラン									
2013年12月31日終了 事業年度									
受取利息純額	1,568	742	1,822	(44)	1,102	(388)	624	359	5,786
受取利息以外	5,519	5,629	1,556	1,954	7,552	347	(544)	(18)	21,997
コーポレート・センター - グループALMから事業部門及 び他CC部門への配分	486	193	396	23	(217)	218	(921)	(179)	0
収益 ^{2,3}	7,573	6,565	3,774	1,935	8,436	178	(841)	163	27,782
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	(10)	(27)	(18)	0	2	0	0	3	(50)
営業収益合計	7,563	6,538	3,756	1,935	8,438	178	(841)	166	27,732
人件費	2,433	4,102	843	609	2,899	4,065	26	205	15,182
一般管理費	708	383	297	218	843	4,249	14	1,668	8,380
他の事業部門及びコーポレー ト・センター(に対する) / からのサービス	2,165	1,145	1,140	521	2,517	(8,276)	3	785	0
内、CC - サービス業務から のサービス	2,074	1,127	1,301	535	2,487	(8,304)	87	693	0
有形固定資産及びソフトウェ アの減価償却費及び減損	3	0	19	4	28	761	0	0	816
無形資産償却費及び減損 ⁴	7	49	0	8	13	4	0	2	83
営業費用合計 ⁵	5,316	5,680	2,298	1,359	6,300	804	43	2,660	24,461
税引前営業利益 / (損失)	2,247	858	1,458	576	2,138	(626)	(884)	(2,494)	3,272
税金費用 / (税務上の便益)									(110)
純利益 / (損失)									3,381
追加情報									
資産合計	109,758	45,491	141,369	14,223	239,971	17,203	230,204	215,135	1,013,355
非流動資産への追加	5	1	17	1	81	1,236	0	0	1,341

¹本表の数値は、組織変更に伴う修正、新しい会計基準の遡及適用又は会計方針の変更に伴う修正再表示、及び後発事象により、当初公表された四半期及び年次報告書の数値と異なる場合がある。詳細については、注記1bを参照。²2013年12月31日終了事業年度の売却可能金融投資の減損は合計41百万スイス・フランであり、このうち10百万スイス・フランはウェルス・マネジメント、20百万スイス・フランはインベストメント・バンク、8百万スイス・フランはコーポレート・センター - 非中核業務及びレガシー・ポートフォリオにおいて発生したものである。³コーポレート・センター - グループALMの自己の信用に関する詳細については、注記24を参照。⁴詳細については、注記17を参照。⁵リストラクチャリング費用についての情報に関しては、注記32を参照。

注記 2 b 地域別セグメント報告

下記の表に表示された営業地域は、UBS AGの地域別の経営体制に対応している。各地域への営業収益の配分は、事業の運営とその業績評価の基準を反映し、当該基準に従って行われている。これらの配分は、経営者が合理的と判断する仮定及び判断を必要とするものであり、見積り又は経営体制の変更を反映するように変更される場合がある。配分方法の主たる原則として、顧客収益を顧客の居住地に帰属させ、トレーディング収益及びポートフォリオ運用収益をリスク管理が実施される国に帰属させている。このような収益の帰属は、国及び地域の最高責任者の指図に従って行われる。コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに関する収益などの特定の収益は、グローバルレベルで管理される。これらの収益は、「グローバル」として表示されている。

営業収益及び非流動資産の地域別分析は、資産が計上されている事業体の所在地を基礎としている。

2015年12月31日終了事業年度

	営業収益合計		非流動資産合計	
	単位：		単位：	
	十億スイス・フラン	割合%	十億スイス・フラン	割合%
南北アメリカ	11.3	37	7.1	47
内、米国	10.7	35	6.7	44
アジア太平洋	5.0	16	0.5	3
欧州、中東及びアフリカ	6.8	22	1.7	11
スイス	7.1	23	5.9	39
グローバル	0.5	2	0.0	0
合計	30.6	100	15.2	100

2014年12月31日終了事業年度

	営業収益合計		非流動資産合計	
	単位：		単位：	
	十億スイス・フラン	割合%	十億スイス・フラン	割合%
南北アメリカ	10.7	38	7.0	48
内、米国	10.1	36	6.6	45
アジア太平洋	4.6	16	0.4	3
欧州、中東及びアフリカ	6.8	24	1.5	10
スイス	6.8	24	5.6	38
グローバル	(0.9)	(3)	0.0	0
合計	28.0	100	14.6	100

2013年12月31日終了事業年度

	営業収益合計		非流動資産合計	
	単位：		単位：	
	十億スイス・フラン	割合%	十億スイス・フラン	割合%
南北アメリカ	10.2	37	6.1	46
内、米国	9.6	35	5.6	43
アジア太平洋	4.5	16	0.4	3
欧州、中東及びアフリカ	6.6	24	1.5	11
スイス	6.8	25	5.3	40
グローバル	(0.4)	(1)	0.0	0
合計	27.7	100	13.1	100

損益計算書の注記

注記3 受取利息純額及びトレーディング収益純額

	終了事業年度			変化率（％）
	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2013年 12月31日	対2014年 12月31日
単位：百万スイス・フラン				
受取利息純額及びトレーディング収益純額				
受取利息純額	6,729	6,555	5,786	3
トレーディング収益純額	5,696	3,841	5,130	48
受取利息純額及びトレーディング収益純額合計	12,425	10,396	10,915	20
ウェルス・マネジメント	3,034	2,845	2,868	7
ウェルス・マネジメント・アメリカズ	1,537	1,352	1,323	14
パーソナル&コーポレート・バンキング	2,613	2,536	2,485	3
アセット・マネジメント	(5)	0	9	
インベストメント・バンク	5,186	4,517	4,852	15
内、コーポレート・クライアント・ソリューション	1,001	1,030	1,146	(3)
内、インベスター・クライアント・サービス	4,185	3,487	3,707	20
コーポレート・センター	61	(855)	(622)	
内、サービス業務	(1)	33	(166)	
内、グループALM	375	16	(535)	
内、公正価値での測定を指定された金融負債に係る 自己の信用 ¹	553	292	(283)	89
内、非中核業務及びレガシー・ポートフォリオ	(313)	(904)	79	(65)
受取利息純額及びトレーディング収益純額合計	12,425	10,396	10,915	20
受取利息純額				
受取利息				
貸出金及び前渡金に係る受取利息 ²	8,626	8,722	8,686	(1)
証券ファイナンス取引に係る受取利息 ³	896	752	852	19
トレーディング・ポートフォリオからの受取利息及び受取配当金	3,071	3,196	2,913	(4)
公正価値での測定を指定された金融資産に係る受取利息	194	208	364	(7)
売却可能金融投資からの受取利息及び受取配当金	391	315	322	24
合計	13,178	13,194	13,137	0
支払利息				
銀行及び顧客への支払利息	774	708	893	9
証券ファイナンス取引に係る支払利息 ⁴	976	827	829	18
トレーディング・ポートフォリオからの支払利息 ⁵	1,670	1,804	1,846	(7)
公正価値での測定を指定された金融負債に係る支払利息	730	919	1,197	(21)
社債利息	2,299	2,382	2,586	(3)

合計	6,449	6,639	7,351	(3)
受取利息純額	6,729	6,555	5,786	3

¹自己の信用に関する詳細については、注記24を参照。²減損が認められた貸出金及び前渡金に係る受取利息について、2015年度は16百万スイス・フラン、2014年度は15百万スイス・フラン、2013年度は15百万スイス・フランを含む。³借入有価証券及びリバース・レポ契約に係る受取利息、並びに貸付有価証券及びレポ契約に係るマイナス利息（手数料を含む。）を含む。⁴貸付有価証券及びレポ契約に係る支払利息、並びに借入有価証券及びリバース・レポ契約に係るマイナス利息（手数料を含む。）を含む。⁵トレーディング負債に係る配当金の支払債務に関連する費用を含む。

	終了事業年度			変化率（％）
	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2013年 12月31日	対2014年 12月31日
単位：百万スイス・フラン				
トレーディング収益純額				
インベストメント・バンクーコーポレート・クライアント・ソリューション	321	276	425	16
インベストメント・バンクーインベスター・クライアント・サービス	3,494	2,760	3,541	27
その他の事業部門及びコーポレート・センター	1,882	806	1,164	133
トレーディング収益純額	5,696	3,841	5,130	48
内、公正価値での測定を指定された金融資産からの純利得／(損失)	(119)	(81)	99	47
内、公正価値での測定を指定された金融負債からの純利得／(損失) ^{1,6}	3,701	(2,380)	(2,056)	

¹自己の信用に関する詳細については、注記24を参照。⁶公正価値での測定を指定された金融負債に関連するヘッジの公正価値の変動及び外貨建取引を各機能通貨に換算したことにより生じる為替の影響を除く。両者ともトレーディング収益純額に報告されている。

注記 4 受取報酬及び手数料純額

	終了事業年度			変化率（％）
	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2013年 12月31日	対2014年 12月31日
単位：百万スイス・フラン				
引受報酬	1,290	1,470	1,374	(12)
内、株式引受報酬	836	947	850	(12)
内、債券引受報酬	455	522	524	(13)
M&A及びコーポレート・ファイナンス報酬	737	731	613	1
仲介報酬	3,930	3,918	4,035	0
投資信託報酬	3,567	3,717	3,803	(4)
ポートフォリオの運用及びアドバイザー報酬	7,858	7,343	6,625	7
その他	1,678	1,760	1,725	(5)
受取報酬及び手数料合計	19,060	18,940	18,176	1
支払仲介手数料	869	818	839	6
その他	1,007	1,045	1,050	(4)
支払報酬及び手数料合計	1,876	1,863	1,889	1
受取報酬及び手数料純額	17,184	17,076	16,287	1
内、仲介報酬純額	3,060	3,100	3,196	(1)

注記5 その他の収益

	終了事業年度			変化率（％）
	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2013年 12月31日	対2014年 12月31日
単位：百万スイス・フラン				
関連会社及び子会社				
子会社処分純利得 / (損失) ¹	264 ²	56	111	371
関連会社投資処分純利得 / (損失)	0	69	0	(100)
関連会社の純利益に対する持分	169	94	49	80
合計	433	219	160	98
売却可能金融投資				
処分純利得 / (損失)	252	219	209	15
減損損失	(1)	(76)	(41)	(99)
合計	251	143	168	76
不動産収益純額(処分純利得 / 損失を除く) ³	28	30	35	(7)
投資不動産純利得 / (損失) ⁴	(1)	2	(16)	
売却目的で保有する不動産処分純利得 / (損失)	378	44	291	759
貸出金及び債権処分純利得 / (損失)	26	39	53	(33)
その他	(4) ⁵	155	(111)	
その他の収益合計	1,112	632	580	76

¹処分された又は休眠状態の子会社に関連してその他の包括利益から振り替えられた為替換算損益を含む。²ウェルス・マネジメントにおける子会社売却純利得113百万スイス・フラン及びアセット・マネジメントにおける子会社売却純利得56百万スイス・フランを含む。³第三者から受け取った賃貸料純額及び営業費用純額を含む。⁴公正価値で評価された投資不動産及び担保権実行資産からの未実現及び実現利得 / 損失を含む。⁵ウェルス・マネジメントにおける事業売却純利得56百万スイス・フランを含む。詳細は注記32を参照。

注記6 人件費

	終了事業年度		変化率（％）	
	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2013年 12月31日	対2014年 12月31日
単位：百万スイス・フラン				
給与 ¹	6,260	6,269	6,268	0
変動報酬 - 業績報酬 ²	3,209	2,820	2,986	14
内、新規採用者に対する保証	38	48	76	(21)
変動報酬 - その他 ²	346	466	288	(26)
内、報酬の補填 ³	76	81	78	(6)
内、失効による貸方計上額	(86)	(70)	(146)	23
内、退職手当 ⁴	157	162	114	(3)
内、リテンション・プラン及びその他の支払金	198	292	242	(32)
契約社員給与	365	234	190	56
社会保険	817	791	792	3
年金及びその他の退職後給付制度 ⁵	807	711	887	14
ウェルス・マネジメント・アメリカズ： ファイナンシャル・アドバイザー報酬 ^{2,6}	3,552	3,385	3,140	5
その他の人件費	597	605	631	(1)
人件費合計⁷	15,954	15,280	15,182	4

¹役割ベース給を含む。²詳細については、注記29を参照。³報酬の補填は、UBSに入社したことによって失効した繰延報酬を従業員に補填するための支払である。⁴法律上義務付けられた標準的な退職手当及び追加的な退職手当が含まれている。⁵詳細については、注記28を参照。

⁶ファイナンシャル・アドバイザー報酬は、ファイナンシャル・アドバイザーが直接上げた収益に基づく評価表を基礎とした報酬、並びにファイナンシャル・アドバイザーの生産性、在職期間、資産及びその他の変数に基づき算定される補助報酬により構成されている。これには、権利確定のための要件を条件とした、採用時にファイナンシャル・アドバイザーと締結した報酬コミットメントに関連する費用も含まれている。⁷リストラクチャリング費用純額が、2015年12月31日、2014年12月31日及び2013年12月31日終了事業年度において、それぞれ458百万スイス・フラン、327百万スイス・フラン及び156百万スイス・フラン含まれている。詳細については、注記32を参照。

注記7 一般管理費

	終了事業年度		変化率（％）	
	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2013年 12月31日	対2014年 12月31日
単位：百万スイス・フラン				
賃借料	928	1,005	1,044	(8)
ITその他の機器の使用料及び維持管理費	510	479	458	6
通信及び市場データサービス費用	610	608	609	0
管理費	855	608	638	41
マーケティング及び広報費用	484	468	478	3
旅費及び交際費	456	458	451	0
専門家報酬	1,351	1,306	1,032	3

IT及びその他のサービスの外部委託費用	1,742	1,603	1,340	9
訴訟、規制上の問題及び類似の問題に対する引当金 ¹	1,087	2,594	1,701	(58)
その他	195	248	628	(21)
一般管理費合計²	8,219	9,377	8,380	(12)

¹損益計算書で認識された訴訟、規制上の問題及び類似の問題に対する引当金の純増加が反映されている。詳細については、注記22を参照。さらに、第三者からの回収が2015年12月31日、2014年12月31日及び2013年12月31日終了事業年度において、それぞれ10百万スイス・フラン、10百万スイス・フラン及び15百万スイス・フラン含まれている。²リストラクチャリング費用純額が2015年12月31日、2014年12月31日及び2013年12月31日終了事業年度において、それぞれ760百万スイス・フラン、319百万スイス・フラン及び548百万スイス・フラン含まれている。詳細については、注記32を参照。

注記 8 法人所得税

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		
	2015年12月31日	2014年12月31日	2013年12月31日
税金費用 / (税務上の便益)			
スイス			
当期	230	46	93
繰延	329	1,348	455
国外			
当期	476	409	342
繰延	(1,943)	(2,983)	(1,000)
税金費用 / (税務上の便益)合計	(908)	(1,180)	(110)

税金費用 / (税務上の便益)

スイスの当期税金費用230百万スイス・フランは主に、スイスの子会社が稼得した課税所得に関連する。この課税所得に対して相殺可能な損失はなかった。スイスの繰延税金費用329百万スイス・フランは主に、当期の税務上の繰越欠損金に関して、過年度に認識された繰延税金資産の減少（純額）を反映している。当該費用は、一時差異に係る繰延税金資産の認識額の増加により一部相殺された。

スイス以外の当期税金費用476百万スイス・フランは、スイス以外の子会社及び支店で稼得した課税所得に関連する。この課税所得に対して相殺可能な損失はなかった。スイス以外の繰延税金便益純額1,943百万スイス・フランは主に、米国の繰延税金資産の増加に起因するものであり、最新の収益予測及び繰延税金資産の評価に使用する関連課税所得の予測期間の延長を反映している。事業の業績及び過去の予測の精度を踏まえ、UBS AGは米国の課税所得に対する繰延税金資産の予測期間を6年から7年に延長した。さらにUBS AGは、繰延税金資産の回収可能性を評価する際に他の要素（税務上の繰越欠損金の残存繰越期間及び現在の予測期間を超えた期間の課税所得の発生確率の評価における信頼度など）も検討している。将来の収益性の見積りは本質的に主観的なものであり、予測が困難な将来の経済状況、市況及びその他の状況に特に大きな影響を受ける。

終了事業年度

単位：百万スイス・フラン	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2013年 12月31日
税引前営業利益 / (損失)	5,407	2,469	3,272
内訳：スイス	3,665	1,181	3,323
内訳：スイス以外	1,742	1,288	(51)
スイスの税率21%による法人所得税	1,135	519	687
増 / (減)の内訳：			
スイスの税率と異なるスイス以外の税率	(69)	68	(305)
未認識の損失の税効果	107	325	58
当期に利用された過年度未認識の税務上の欠損金	(107)	(285)	(419)
非課税及び低税率所得	(273)	(384)	(624)
損金不算入費用及び追加的な課税所得	519	1,069	1,245
過年度調整 - 当期税金	29	5	(32)
過年度調整 - 繰延税金	(48)	(9)	6
繰延税金の評価性引当額の変動	(2,419)	(2,373)	(859)
税率の変更から生じる繰延税金残高に対する調整	191	(183)	107
その他の項目	26	68	28
税金費用 / (税務上の便益)	(908)	(1,180)	(110)

税引前営業利益の内訳及び財務書類に計上されている税金費用とスイスの税率で計算した金額との差異の内訳は、上記の表に記載されており、その説明は以下の通りである。

スイスの税率と異なるスイス以外の税率

UBS AGの損益がスイス国外で発生する場合、現地の適用税率がスイスの税率と異なることがある。この項目には、かかる損益について、スイスの税率で発生するであろう税金費用 / (税務上の便益)と現地の適用税率で発生するであろう税金費用 / (税務上の便益)との調整が反映されている。企業に利益が生じた場合、現地の税率がスイスの税率を超過するのであれば税金費用が発生し、現地の税率がスイスの税率を下回るのであれば税務上の便益が発生する。逆に、企業に損失が生じた場合、現地の税率がスイスの税率を超過するのであれば税務上の便益が発生し、現地の税率がスイスの税率を下回るのであれば税金費用が発生する。

未認識の損失の税効果

この項目は、当期に発生した企業の税務上の欠損金の内、繰延税金資産に認識されていないものに関連するものである。結果として、当該欠損金には税務上の便益は発生しないため、上記の通り、当該欠損金に現地の税率を適用して計算した税務上の便益は戻入される。

当期に利用された過年度未認識の税務上の欠損金

この項目は、当期の課税所得の内、過年度に繰延税金資産が計上されていない税務上の繰越欠損金と相殺されるものに関連するものである。結果として、当該課税所得には当期の税金費用又は繰延税金費用は発生しないため、当該課税所得に現地の税率を適用して計算した税金費用は戻入される。

非課税及び低税率所得

この項目は、当期の利益の内、永久に非課税であるか、又は課税されるが現地の税率よりも低い税率が適用されるものに関連するものである。この項目にはまた、税務上、永久に損金算入されるものも含まれている。当該損金は財務書類に反映されていないことから、当該損金の対象となる利益が非課税となることを効果的に確保している。

損金不算入費用及び追加的な課税所得

この項目は主として、当期の所得の内、税務上、企業に帰属するが、その営業利益には含まれていないものに関連するものである。さらに、当期の費用の内、永久に損金不算入であるものも含まれている。

過年度調整 - 当期税金

この項目は、過年度に関する当期税金費用の調整に関連している。例えば、税務当局と合意した、ある課税年度の納付すべき税金が過年度に財務書類に反映された金額と異なる場合に、この調整が発生する。

過年度調整 - 繰延税金

この項目は、過年度に認識した繰延税金のポジションの調整に関連するものである。例えば、ある課税年度の税務上の欠損金全てが認識され、税務当局と合意した当該欠損金の金額が財務書類に繰延税金資産として過年度に認識された金額と異なることが予想される場合に、この調整が発生する。

繰延税金の評価性引当額の変動

この項目には、将来の課税所得予想を見直したことにより生じる、過年度に認識された繰延税金資産の再評価が含まれている。この項目にはまた、繰延税金が認識されていない一時差異の当期における変動も含まれている。当期の金額は主に、上述の繰延税金資産の評価額の上方修正に関連している。

税率の変更から生じる繰延税金残高に対する調整

この項目は、税率の変更に伴い認識された繰延税金資産及び負債の再測定に関連するものである。この再測定には、税務上の欠損金又は将来減算一時差異から予想される将来の節税額（すなわち、繰延税金資産の認識額）を変動させる効果、あるいは将来加算一時差異から生じる追加課税所得に係る税金負担額（すなわち、繰延税金負債）を変動させる効果がある。

その他の項目

その他の項目には、当期の不確実なポジションに係る引当金の増加、過年度の当該引当金に係る利息の見越計上額など、現地の税率を適用した損益と現地の実際の税金費用又は税務上の便益との間の差異が含まれている。

資本に認識される税金

税金費用及び税務上の便益の一部は資本に直接認識されている。これには、その他の包括利益に認識されたキャッシュ・フロー・ヘッジに係る税務上の便益131百万スイス・フラン（2014年度：196百万スイス・フランの税金費用）、売却可能に分類された金融投資に係る税務上の便益8百万スイス・フラン（2014年度：52百万スイス・フランの税金費用）、為替換算差損益に係る税金費用1百万スイス・フラン（2014年度：7百万スイス・フランの税金費用）及び確定給付年金制度に係る税金費用19百万スイス・フラン（2014年度：246百万スイス・フランの税務上の便益）が含まれている。加えて、資本剰余金に認識された税務上の便益9百万スイス・フラン（2014年度：3百万スイス・フランの税務上の便益）も含まれている。さらに、スイス・フラン以外の通貨建てによる税務上の資産及び負債における為替レートの変動の影響に関連した為替換算調整の変動（純額）が生じていた。

繰延税金資産及び負債

UBS AGは、税務上の繰越欠損金及び以下の表に示したその他の項目に関し、繰延税金資産を計上している。2015年12月31日現在、繰延税金資産2,094百万スイス・フラン（2014年12月31日現在、1,378百万スイス・フラン）が当期又は前期に損失が発生している事業体によって認識されている。

評価性引当金は、関連する税務上の繰越欠損金や控除可能な一時差異の使用対象となる将来の課税所得が稼得されない可能性が高いとみなされるため認識されていない繰延税金資産を反映している。

単位：百万スイス・フラン		2015年12月31日現在			2014年12月31日現在		
		総額	評価性 引当額	認識額	総額	評価性 引当額	認識額
繰延税金資産¹							
税務上の繰越欠損金		25,471	(18,378)	7,093	29,727	(22,271)	7,456
一時差異		7,023	(1,284)	5,739	4,869	(1,264)	3,605
内、報酬及び給付金		1,576	(267)	1,310	1,424	(317)	1,107
内、トレーディング資産関連		1,116	(77)	1,038	1,459	(61)	1,398
内、子会社に対する投資及びのれん		2,310	0	2,310	0	0	0
内、その他		2,021	(940)	1,081	1,986	(886)	1,100
繰延税金資産合計		32,494	(19,661)	12,833	34,596	(23,535)	11,060
繰延税金負債							
のれん及び無形資産				28			32
金融投資				1			13
関連会社及びその他に対する投資				27			35
繰越税金負債合計				56			80

¹ 繰延税金負債控除後（該当する場合）

2015年12月31日現在、合計56,973百万スイス・フラン（2014年12月31日：68,869百万スイス・フラン）の税務上の繰越欠損金（繰延税金資産として未認識）が将来の課税所得を相殺するために使用可能であった。これらの税務上の欠損金は下記の表の通り失効する。

未認識の税務上の繰越欠損金

単位：百万スイス・フラン	2015年12月31日現在	2014年12月31日現在
1年以内	3,727	9,341
2年から5年以内	33	43
6年から10年以内	753	613
11年から20年以内	34,833	39,899
無期限	17,627	18,973
合計	56,973	68,869

通常、スイスの税務上の欠損金は7年、米国連邦税の税務上の欠損金は20年並びに英国及びジャージーの税務上の欠損金は無期限に繰越可能である。

UBS AGは、子会社の未分配利益が無期限に投資される場合を除き、繰延税金負債を認識している。2015年12月31日現在、無期限に投資されるものとして処理されている未分配利益はなかった。

注記9 1株当たり利益（以下「EPS」という。）及び社外流通株式数

2015年度において、UBS AG株式はスイス証券取引所（SIX）及びニューヨーク証券取引所（NYSE）での上場が廃止された。2015年12月31日現在、UBS AGの発行済株式の100%がUBSグループAGに保有されているため、市場で取引されていない。従って、UBS AGの1株当たり利益の情報は提供していない。

貸借対照表の注記：資産

注記10 銀行預け金及び貸出金（償却原価で保有）

単位：百万スイス・フラン	2015年12月31日現在	2014年12月31日現在
エクスポートタイプ別		
銀行預け金、総額	11,869	13,347
内、中央銀行預け金	1,035	648
貸倒引当金	(3)	(13)
銀行預け金、純額	11,866	13,334
貸出金、総額		
住宅モーゲージ	141,608	142,380
商業用モーゲージ	21,509	22,368
ロンバード・ローン	107,084	108,230
その他の貸出金 ¹	39,321	39,152
ファイナンス・リース債権 ²	1,083	1,101
有価証券 ³	2,807	3,448
小計	313,413	316,679
貸倒引当金	(689)	(695)
貸出金、純額	312,723	315,984
銀行預け金及び貸出金、純額⁴	324,590	329,317

¹法人向け貸出金が含まれている。²詳細については、注記33を参照。³トレーディング目的保有から分類変更された有価証券が含まれている。詳細については、注記1 aの10の項及び注記27を参照。⁴担保及びその他の信用補完に関する情報については、当報告書の「リスク管理及び統制」のセクション（訳者注：UBS AGの年次報告書の「Risk management and control」のセクション）の「信用リスクに対する最大エクスポートジャー」を参照。

注記11 有価証券貸借取引、リバース・レポ契約及びレポ契約並びにデリバティブに係る担保金

UBS AGは、取引の相手方が契約義務の履行不能な場合に、信用エクスポージャーが顕在化する可能性がある有担保リバース・レポ及びレポ契約、有価証券貸借取引並びにデリバティブ取引を締結している。UBS AGでは、取引の相手方の信用エクスポージャー及び担保価値を日々監視し、必要な場合に、UBS AGに対して追加担保の差入又は返還を要求することによって、これらの取引に関連する信用リスクを管理している。

→ 金融資産と金融負債の相殺に関する詳細については、注記26を参照。

貸借対照表上の資産

単位：百万スイス・フラン	2015年12月31日現在			2014年12月31日現在		
	借入有価証券に係る担保金	リバース・レポ契約	デリバティブに係る差入担保金	借入有価証券に係る担保金	リバース・レポ契約	デリバティブに係る差入担保金
相手先別						
銀行	8,658	12,903	6,037	10,517	13,746	10,265
顧客	16,925	54,991	17,727	13,546	54,668	20,713
合計	25,584	67,893	23,763	24,063	68,414	30,979

貸借対照表上の負債

単位：百万スイス・フラン	2015年12月31日現在			2014年12月31日現在		
	貸付有価証券に係る担保金	レポ契約	デリバティブに係る受入担保金	貸付有価証券に係る担保金	レポ契約	デリバティブに係る受入担保金
相手先別						
銀行	7,078	5,637	17,041	7,041	5,174	20,895
顧客	951	4,016	21,241	2,138	6,644	21,477
合計	8,029	9,653	38,282	9,180	11,818	42,372

注記12 貸倒引当金

単位：百万スイス・フラン

変動項目別	個別引当金	集合引当金	引当金合計	引当金 ¹	2015年 12月31日 現在合計	2014年 12月31日 現在合計
期首残高	704	8	711	23	735	750
償却 / 引当金の取崩	(162)	(2)	(164)	0	(164)	(154)
戻入	48	0	48	0	48	29
損益計算書に認識された増加 / (減少)	114	0	114	2	117	78
振替	(9)	0	(9)	9	0	0
為替換算	(11)	0	(11)	0	(11)	21
その他	2	0	2	0	2	11
期末残高	686	6	692	35	727	735

¹ローン・コミットメント及び保証に対する引当金を表している。詳細については、注記22を参照。ローン・コミットメント及び保証の取消不能額の上限については、当報告書の「財務及び経営成績」のセクション（訳者注：UBS AGの年次報告書の「Financial and operating performance」のセクション）を参照。

貸借対照表科目別	個別引当金	集合引当金	引当金合計	引当金	2015年 12月31日 現在合計	2014年 12月31日 現在合計
銀行預け金	3	0	3		3	13
貸出金	683	6	689		689	695
借入有価証券に係る担保金	0	0	0		0	4
引当金 ¹				35	35	23
期末残高	686	6	692	35	727	735

¹ローン・コミットメント及び保証に対する引当金を表している。

注記13 トレーディング・ポートフォリオ

単位：百万スイス・フラン	2015年12月31日現在	2014年12月31日現在
発行体タイプ別トレーディング・ポートフォリオ資産¹		
負債性商品		
政府及び政府機関	18,768	16,625
内、スイス	119	293
内、米国	6,050	3,816
内、英国	3,915	2,103
内、オーストラリア	1,649	2,307
内、スウェーデン	1,274	191
内、シンガポール	1,259	822
内、ドイツ	796	1,280
銀行	2,691	4,342
企業及びその他	19,443	24,252
負債性商品合計	40,902	45,219
資本性金融商品	63,984	69,763
ユニットリンク型投資契約金融資産	15,519	17,410
トレーディング目的保有金融資産	120,405	132,392
貴金属及びその他のコモディティ	3,642	5,764
トレーディング・ポートフォリオ資産合計	124,047	138,156

発行体タイプ別トレーディング・ポートフォリオ負債¹		
負債性商品		
政府及び政府機関	7,257	8,716
内、スイス	50	232
内、米国	2,754	2,987
内、フランス	915	1,259
内、イタリア	838	569
内、オーストラリア	798	1,087
内、日本	725	810
内、ドイツ	510	335
銀行	782	743
企業及びその他	2,014	2,591
負債性商品合計	10,053	12,050
資本性金融商品	19,084	15,908

トレーディング・ポートフォリオ負債合計	29,137	27,958
---------------------	--------	--------

¹商品タイプ及び公正価値ヒエラルキーの区分に関する詳細については、注記24eを参照。

注記14 デリバティブ及びヘッジ会計

デリバティブ：概要

デリバティブとは、1つ以上の変数（以下「基礎数値」という。）から派生した価値を自身の価値とする金融商品である。基礎数値には、指数、外国為替レートもしくは金利、又は株式、コモディティ、債券もしくはその他の金融商品の価値が含まれる場合もある。デリバティブは通常、取引に対してどちらか一方の取引相手先による当初の純投資をほとんどもしくはまったく必要としない。

大部分のデリバティブ契約では、他の金融商品について慣習的なように、想定元本、期間、価格及び決済方法について交渉が行われる。

店頭（以下「OTC」という。）デリバティブ契約は、UBS AGとUBS AGの取引相手との間では、通常、標準化された国際スワップデリバティブ協会（以下「ISDA」という。）のマスター契約に従い取引されている。条件については、取引相手と直接交渉が行われ、当該契約はISDAの定めた業界の標準的な方法で決済される。業界はOTC取引の清算に関して、中央清算機関（以下「CCP」という。）の利用を継続して奨励している。CCPでの清算及び決済は、通常、システミックな信用エクスポージャーの低減を促す。

他のデリバティブ契約は、想定元本額及び決済日の条件が標準化されており、これらは組織化された取引所で売買されている。これらは通常、取引所取引デリバティブ（以下「ETD」という。）契約と称される。取引所は、価格決定の透明性、標準化された価値の変動の日次決済及びその結果としての信用リスクの低減といった利点を提供する。

UBS AGはデリバティブ契約に関して、表示上、IFRSのネットティングの規定の対象となる。デリバティブは公正価値で測定され、通常、貸借対照表上の再調達価額 - 借方及び再調達価額 - 貸方として分類される。ただし、経済的に日次で決済されるETD及び実質的に日次で純額決済される一部のOTCデリバティブは、デリバティブに係る差入担保金又はデリバティブに係る受入担保金に分類される。デリバティブの再調達価額の変動は、トレーディング収益純額に計上される。ただし、デリバティブが、一定の種類のヘッジ関係においてヘッジ手段として指定されかつ有効である場合を除く。

→ 詳細については、注記1aの15の項を参照。

デリバティブの測定に適用される評価原則及び手法は、注記24に記載されている。再調達価額 - 借方は、デリバティブ契約が貸借対照表日に全額売却された場合に、UBS AGが受け取る予定の見積金額を表す。再調達価額 - 貸方は、UBS AGが貸借対照表日に原契約に関する債務について履行を要求される又は履行する権利を与えられている場合に、その債務を移転するために支払う見積金額を示している。

その他の金融商品に組み込まれるデリバティブは、本注記の「デリバティブ」の表には含まれていない。区分処理された組込デリバティブは、貸借対照表上で主契約と同じ項目に表示される。UBS AGが混合金融商品に公正価値オプションを適用している場合、組込デリバティブの部分の区分処理は要求されないため、この部分も「デリバティブ」の表に含まれない。

→ 詳細については、注記20及び24を参照。

デリバティブの種類

UBS AGは、トレーディング及びヘッジ両方の目的で、以下のデリバティブ金融商品を利用している。以下に挙げた商品の利用を通じて、UBS AGは、広範で大量のマーケット・メイキング及びフロービジネスと称される顧客の取引を容易にするための取引に従事している。

UBS AGが利用しているデリバティブの主要な種類は以下の通りである。

- スワップ：スワップとは、当事者双方が予め決められた期間中に、特定の想定元本額に基づくキャッシュ・フローを交換する取引である。クロス・カレンシー・スワップでは、2種類の異なる通貨の想定元本と基準金利に基づき、利息支払を交換するものであり、通常、契約の開始時又は終了時の元本交換も伴う。クロス・カレンシー・スワップのほとんどはOTC市場で取引されている。
- 先渡及び先物：先渡及び先物とは、将来の日に、特定の価格で金融商品又はコモディティを買う又は売る契約上の義務である。先渡契約はOTC市場において当事者間で取引されるテラーメードの契約であり、先物契約は規制された取引所で取引される標準化された契約である。
- オプション及びワラント：オプション及びワラントは、通常売手（ライター）が買手に、予め決めた日もしくはその日より前に、指定数量の金融商品もしくはコモディティを予め決められた価格で買う（コール・オプション）又は売る（プット・オプション）権利（義務ではない。）を付与する契約である。買手は、この権利について売手にプレミアムを支払う。より複雑な支払構造を伴うオプション取引もある。オプションはOTC市場又は規制された取引所で取引されることもあるし、証券（ワラント）の形態で取引されることもある。

UBS AGが利用している主要なデリバティブ商品の種類は以下の通りである。

- 金利契約：金利商品には、金利スワップ、金利先渡契約、スワップション並びにキャップ及びフロアが含まれる。
- クレジット・デリバティブ契約：クレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）は、クレジット・デリバティブの最も一般的な形態であり、この契約に基づき、プロテクションの買手は、特定の第三者信用対象企業に係る契約上定義されている信用事象が発生した後にプロテクションの売手が当該買手に対する支払を引き受けることと交換に、当該売手に対して1回以上の支払を行う。信用事象発生後の決済は、現金正味額で行われるか、信用対象企業の1件又は複数の債務の現物受渡しに見合う現金で行われ、プロテクションの買手が現実に損失を被ったか否かに関らず実施される。信用事象発生及び決済後、通常、当該契約は終了する。クレジット・デリバティブの詳細については、以下の別のセクションに含まれている。トータル・リターン・スワップ（以下「TRS」という。）は、一方の当事者が設定された金利（固定又は変動）に基づき、原資産の公正価値のマイナスの変動額を加えた支払を行い、他方の当事者が資産からの収益（当該資産から生じる収益とその公正価値のプラスの変動額の両方を含む。）に基づく支払を行うよう組成されている。
- 外国為替契約：外国為替契約には、直物、先渡及びクロス・カレンシー・スワップ、並びにオプション及びワラントが含まれる。通貨の先渡売買契約は、一般に、顧客のニーズを満たすため、並びにトレーディング及びヘッジ目的で執行される。
- 株式/株式指数契約：UBS AGは、シングルネーム、シングルネームの指数及びバスケット並びに指数に連動する株式デリバティブを利用している。使用される指数は、標準的な市場の指数に基づく場合もあれば、UBS AGが決定する場合もある。取引される商品の種類には、標準的な上場デリバティブ、オプションと先物の両方、トータル・リターン・スワップ、先渡及び標準的でないOTCの契約が含まれる。
- コモディティ契約：UBS AGは、確立されたコモディティ・デリバティブのトレーディング業務を行っている。これには、商品指数に係る業務及びストラクチャード・コモディティ・ビジネスが含まれる。指数に係る業務及びストラクチャード・ビジネスは、商品指数に関連する取引所取引ファンド、OTCスワップ及びオプション並びに個々の対象コモディティを売買する、顧客の取引を容易にするための業務である。基礎をなす指数には、第三者が決定する指数及びUBS AGが保有する指数（UBSブルームバーグ・コンスタント・マチュリティ商品指数及びブルームバーグ商品指数等）が含まれる。取引は全て、現金で決済され、原資産の実際の受渡しを伴わない。さらにUBS AGは、現物取引と非現物取引の両方を組み込んだ、フローのOTC商品及び標準的でないOTC商品において、確立された貴金属に係る業務を行っている。フロービジネスは投資家主導であり、商品にはETD、標準的なOTC及び標準的でない一定のOTCが含まれる。標準的なOTCには、先渡、スワップ及びオプションがある。

デリバティブ商品の種類ごとの公正価値の算定に適用される測定手法は、注記24に記載されている。

デリバティブのリスク

デリバティブは多くのトレーディング・ポートフォリオで取引され、かかるポートフォリオには、デリバティブのみでなく、数種類の商品が含まれるのが一般的である。デリバティブの市場リスクは、かかるポートフォリオの市場リスクの不可欠な要素として主に管理・統制の対象となっている。市場リスクに対するUBS AGのアプローチについては、当報告書の「リスク管理及び統制」のセクション（訳者注：UBS AGの年次報告書の「Risk management and control」のセクション）の「市場リスク」の監査済の部分で説明している。

デリバティブは多くの異なる相手方と取引され、そのほとんどはその他の種類のビジネスにおける取引相手でもある。デリバティブの信用リスクは、取引相手に対するUBS AG全体の信用エクスポージャーとの関連で管理・統制の対象となっている。信用リスクに対するUBS AGのアプローチについては、当報告書の「リスク管理及び統制」のセクションの「信用リスク」の監査部分で説明している。貸借対照表に表示された再調達価額 - 借方は、UBS AGの信用エクスポージャーの重要な構成要素となる可能性があるが、相手方の再調達価額 - 借方が、当該相手方とのデリバティブ取引に関するUBS AGの信用エクスポージャーを十分に反映することはまれであることに注意が必要である。一方では再調達価額は時間の経過とともに増加する可能性があるが（「潜在的将来エクスポージャー」）、他方ではマスター・ネットリング契約及び相互担保協定を締結することによって、エクスポージャーが軽減される場合があることから、一般的に上記が当てはまる。信用リスク管理のためにUBS AGが内部で使用するエクスポージャー測定基準、及び規制当局の課す所要自己資本はいずれも、かかる追加要因を反映している。

UBS AGの貸借対照表に表示された再調達価額には、IFRSの要件に準拠したネットリング(注記1aの35の項を参照。)が含まれている。このネットリングは、スイス連邦銀行法に準拠したネットリングと比べて概してより制限的である。スイス連邦銀行法によるネットリングは通常、支払不能時に法的強制力を有する一括清算ネットリング契約に基づいている。

- 強制力のあるネットリング契約で認められたネットリングの可能性を考慮後の再調達価額 - 借方及び再調達価額 - 貸方に関する詳細については、注記26を参照。

デリバティブ¹

2015年12月31日現在						2014年12月31日現在				
	PRV 合計 ²	PRVに 関連する 想定 元本 ³	NRV 合計 ⁴	NRVに 関連する 想定 元本 ³	その他の 想定 元本 ^{3,5}	PRV 合計 ²	PRVに 関連する 想定 元本 ³	NRV 合計 ⁴	NRVに 関連する 想定 元本 ³	その他の 想定元本 ^{3,5}
単位：十億スイス・フラン										
金利契約										
店頭（OTC）契約										
先渡契約 ⁶	0.1	48.6	0.2	51.9	2,351.4	0.1	49.0	0.2	55.9	2,622.8
スワップ	57.0	840.1	48.2	782.0	5,904.7	91.8	1,323.4	83.7	1,233.4	10,244.3
オプション	17.3	581.7	19.1	549.8		31.7	799.8	33.9	790.3	
取引所取引契約										
先物					346.0					446.0
オプション	0.0	22.7	0.0	15.5	169.4	0.0	15.7	0.0	4.9	134.7
委託取引 ⁷	0.1		0.1			0.1		0.1		
合計	74.5	1,493.1	67.6	1,399.3	8,771.4	123.7	2,187.9	117.9	2,084.5	13,447.7
クレジット・デリバティブ契約										
店頭（OTC）契約										
クレジット・デフォルト・スワップ	6.1	152.7	6.0	165.7		11.1	238.1	11.3	245.8	
トータル・リターン・スワップ	0.6	5.0	0.6	4.1		0.4	3.8	0.4	5.1	
オプション及びワラント	0.0	4.2	0.0	0.1		0.0	6.5	0.0	1.6	
合計	6.7	161.9	6.7	169.8		11.5	248.4	11.7	252.4	
外国為替契約										
店頭（OTC）契約										
先渡契約	17.8	727.6	16.6	673.9		20.6	817.6	19.2	741.4	
金利及び通貨スワップ	38.3	1,429.9	37.6	1,330.1		62.2	1,626.3	62.3	1,554.0	
オプション	9.5	496.8	9.3	478.0		15.6	667.3	16.0	601.4	
取引所取引契約										
先物					8.1					14.8
オプション	0.0	3.4	0.0	4.6		0.0	4.9	0.1	3.7	
委託取引 ⁷	0.0		0.0			0.0		0.0		
合計	65.7	2,657.7	63.5	2,486.6	8.1	98.4	3,116.2	97.6	2,900.5	14.8
株式／株式指数契約										
店頭（OTC）契約										
先渡契約	0.0	0.0	0.0	0.0		0.1	0.1	0.0	0.1	
スワップ	2.9	64.1	4.3	87.0		3.4	58.5	4.7	70.0	
オプション	4.8	59.1	6.7	92.6		6.4	71.7	8.9	115.4	
取引所取引契約										
先物					30.0					27.9
オプション	4.3	107.2	5.2	126.0	13.4	4.8	109.4	4.8	124.2	10.1
委託取引 ⁷	5.0		4.9			4.9		4.8		
合計	16.9	230.3	21.2	305.6	43.3	19.5	239.6	23.3	309.6	38.0
コモディティ契約										
店頭（OTC）契約										
先渡契約	0.3	2.8	0.3	2.3		0.3	4.6	0.3	4.4	
スワップ	0.7	9.9	0.5	9.4		0.9	13.8	0.5	7.9	
オプション	0.9	11.8	0.6	7.5		0.9	12.5	0.7	9.8	
取引所取引契約										
先物					8.2					7.3
先渡契約	0.0	4.4	0.2	3.7		0.0	6.5	0.1	5.3	
オプション	0.0	1.0	0.1	1.9	0.1	0.0	0.8	0.1	3.7	0.1

委託取引 ⁷	1.5		1.5			1.4		1.4		
合計	3.4	30.0	3.2	24.6	8.3	3.6	38.1	3.2	31.1	7.3
デリバティブ以外の 金融資産の未決済の購入 ⁸	0.1	9.6	0.2	16.7		0.1	11.4	0.2	12.9	
デリバティブ以外の 金融資産の未決済の売却 ⁸	0.2	20.1	0.1	6.4		0.2	16.1	0.1	9.1	
IFRSに準拠したネットティング に基づくデリバティブ合計 ⁹	167.4	4,602.7	162.4	4,409.0	8,831.1	257.0	5,857.8	254.1	5,600.2	13,507.9

¹区分処理された組込デリバティブは、貸借対照表上で主契約と同じ項目に表示され、本表から除外されている。2015年12月31日現在、当該デリバティブの合計は、PRV 1 億スイス・フラン（関連する想定元本 6 億スイス・フラン）であり、NRV 2 億スイス・フラン（関連する想定元本34億スイス・フラン）である。2014年12月31日現在、当該デリバティブの合計は、PRV 3 億スイス・フラン（関連する想定元本65億スイス・フラン）であり、NRV 3 億スイス・フラン（関連する想定元本78億スイス・フラン）である。² PRV：再調達価額-借方

³貸借対照表上で再調達価額が純額で表示される場合でも、ネットティングされる再調達価額のそれぞれの想定元本は総額で表示される。

⁴ NRV：再調達価額-貸方 ⁵その他の想定元本は、中央清算機関又は取引所のいずれかを通じて決済されたデリバティブに関連している。これらのデリバティブの公正価値は、対応する証拠金控除後の金額で、貸借対照表のデリバティブに係る差入担保金及びデリバティブに係る受入担保金に表示されており、表示期間において重要ではなかった。⁶ 2015年12月31日現在の再調達価額-貸方は、デリバティブのローン・コミットメントに関連する 1 億スイス・フラン（2014年12月31日現在：0 億スイス・フラン）を含む。これらの再調達価額に関連する想定元本は表には含まれていない。これらのコミットメントに関連する最大取消不能額は、2015年12月31日現在158億スイス・フラン（2014年12月31日現在：45億スイス・フラン）であった。⁷取引所取引の委託取引の想定元本及びクライアントのために締結したOTC清算取引は、著しく異なるリスク特性により開示されていない。⁸約定日から決済日までの間に売買したデリバティブ以外の金融資産の公正価値の変動は、再調達価額として認識されている。⁹ネットティング契約に関する詳細については、注記26を参照。

デリバティブの想定元本は、一般的に、デリバティブ契約が基にする原商品の金額であり、デリバティブの価値の変動を測定する際に比較する基準となる。想定元本自体は、通常、当事者間で交換される価値を直接示すものではなく、従ってリスクや資金負担の直接的な基準ではないが、UBS AGが行う異なる種類のデリバティブについての規模を示すものとしてみなされている。

2015年12月31日現在保有するOTC金利契約の満期の内訳は、想定元本ベースで、約53%（2014年12月31日現在：45%）が1年以内に、29%（2014年12月31日現在：34%）が1年超5年以内に、18%（2014年12月31日現在：22%）が5年より後に満期となる。清算機関と清算する金利契約の想定元本のうち、IFRSに準拠した貸借対照表上のネットティングの要件を満たすものは、「その他の想定元本」として表示されており、清算される原デリバティブ契約の契約上の満期に基づいて、満期別に分類されている。

トレーディング目的で取引されるデリバティブ

UBS AGのデリバティブ取引のほとんどは、販売及びトレーディング活動に関係している。販売活動は、顧客が現在の又は予想されるリスクを負担したり、移転したり、修正したり、軽減したりできるよう、顧客に対しデリバティブの組成及びマーケティングを行うことを含む。トレーディング業務には、顧客業務の円滑化及び履行を直接支援するマーケット・メイキングが含まれる。マーケット・メイキングには、スプレッド及び数量に基づいて収入を獲得することを意図して、他の市場参加者に買値及び売値を提示することが含まれる。

クレジット・デリバティブ

UBS AGは、多数の発行体の有価証券に関連する、CDS及び関連商品を含む債券市場におけるディーラーである。これらの業務の主な目的は、マーケット・メイキング業務を通じてのUBS AGの顧客の利益のため、及びトレーディング勘定のエクスポージャーに対する継続的なヘッジのためである。

インベストメント・バンク内で実施されているマーケット・メイキング作業は、顧客のトレーディング活動を容易にするための、シングルネームCDS、インデックスCDS、ローンCDS及び関連して参照される現物商品の売買から成る。UBS AGはまた、個別の銘柄、セクター、又は特定のポートフォリオへの集中を軽減することを目的として、発生貸出金ポートフォリオ及び売買貸出金ポートフォリオ（オフバランスのローン・コミットメントを含む。）における特定の取引相手先の信用リスクを経済的にヘッジするためにも、CDSを積極的に利用している。

さらにUBS AGは、純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融商品を含むOTCのデリバティブ・ポートフォリオにおける特定の取引相手先の信用リスクを経済的にヘッジするために、CDSを積極的に利用している。

以下の表は、買建及び売建信用プロテクションの詳細を示し、再調達価額及び想定元本の商品及び取引相手別の情報が含まれる。買建及び売建プロテクションの価値は、単独ではUBS AGの信用リスクの測定値とはならない。取引相手との関係は、現在ある信用リスクの合計（CDSに加えて他の商品とも関連する。）として、実行されている担保契約との関連で考えられる。2015年12月31日現在の買建及び売建信用プロテクションは、想定元本ベースで、約22％（2014年12月31日：27％）が1年以内に、約68％（2014年12月31日：64％）が1年超5年以内に、約10％（2014年12月31日：8％）が5年より後に満期となる。

クレジット・デリバティブ - 商品別

単位：十億スイス・フラン	買建プロテクション			売建プロテクション		
	公正価値： PRV	公正価値： NRV	想定元本	公正価値： PRV	公正価値： NRV	想定元本
単一銘柄のクレジット・デフォルト・スワップ	3.1	1.9	115.5	1.9	2.9	105.1
複数銘柄の指数連動クレジット・デフォルト・スワップ	0.3	0.6	48.0	0.6	0.5	45.6
複数銘柄のその他のクレジット・デフォルト・スワップ	0.1	0.1	2.4	0.0	0.1	1.8
トータル・レート・オブ・リターン・スワップ	0.5	0.2	6.3	0.1	0.4	2.8
オプション及びワラント	0.0	0.0	4.2	0.0	0.0	0.1
2015年12月31日現在の合計	4.0	2.8	176.4	2.6	3.9	155.3
内、経済的ヘッジに関連するクレジット・デリバティブ	2.7	2.4	152.8	2.2	2.5	132.8
内、マーケット・メイキングに関連する クレジット・デリバティブ	1.4	0.4	23.6	0.4	1.3	22.5

単位：十億スイス・フラン	買建プロテクション			売建プロテクション		
	公正価値： PRV	公正価値： NRV	想定元本	公正価値： PRV	公正価値： NRV	想定元本
単一銘柄のクレジット・デフォルト・スワップ	5.9	4.0	173.3	3.0	5.6	148.8
複数銘柄の指数連動クレジット・デフォルト・スワップ	0.4	0.9	72.8	1.7	0.5	80.7
複数銘柄のその他のクレジット・デフォルト・スワップ	0.1	0.3	4.8	0.0	0.1	3.4
トータル・レート・オブ・リターン・スワップ	0.1	0.3	5.4	0.3	0.2	3.5
オプション及びワラント	0.0	0.0	6.5	0.0	0.0	1.6
2014年12月31日現在の合計	6.5	5.4	262.8	5.0	6.3	238.0
内、経済的ヘッジに関連するクレジット・デリバティブ	3.2	5.0	245.5	4.6	3.0	220.5
内、マーケット・メイキングに関連する クレジット・デリバティブ	3.3	0.4	17.3	0.5	3.3	17.4

クレジット・デリバティブ - 取引先別

	買建プロテクション			売建プロテクション		
	公正価値： PRV	公正価値： NRV	想定元本	公正価値： PRV	公正価値： NRV	想定元本
単位：十億スイス・フラン						
ブローカー・ディーラー	0.8	0.3	27.3	0.2	0.6	19.5
銀行	1.9	1.3	78.0	1.2	1.6	68.3
中央清算機関	0.4	0.8	55.3	0.9	0.9	58.9
その他	0.8	0.4	15.8	0.3	0.8	8.7
2015年12月31日現在の合計	4.0	2.8	176.4	2.6	3.9	155.3

	買建プロテクション			売建プロテクション		
	公正価値： PRV	公正価値： NRV	想定元本	公正価値： PRV	公正価値： NRV	想定元本
単位：十億スイス・フラン						
ブローカー・ディーラー	1.4	0.5	32.8	0.3	1.1	23.5
銀行	4.0	2.9	156.4	2.6	4.4	144.3
中央清算機関	0.2	1.1	53.2	1.3	0.3	56.7
その他	0.9	0.9	20.4	0.8	0.5	13.5
2014年12月31日現在の合計	6.5	5.4	262.8	5.0	6.3	238.0

UBS AGのCDS取引については、文書化の業種別標準様式、又はカスタマイズされた契約書に記載された同等の条件を用いて文書化される。CDSを規定する当該契約書には通常、UBS AGが支払った金額について、UBS AGが第三者から回収することを可能にするリコース条項は含まれていない。

CDS契約に基づきUBS AGに履行が要求されることになる信用事象の種類は、取引時における当事者間の合意に従ったものであるが、ほぼ全ての取引について、取引が関連する参照企業の種類に基づき、特定の市場慣行で適用される信用事象を用いて、取引が行われる。市場慣行に応じて適用される信用事象には、倒産、支払不履行、条件変更、債務弁済期日繰上げ及び履行拒絶/支払猶予が含まれる。

デリバティブ負債の偶発的な担保の特徴

一部のデリバティブ債務は、通常の業務過程において、UBS AGの公表された信用格付けの引き下げをトリガーとする偶発的な担保又は終了の特徴を含んでいる。2015年12月31日現在のUBS AGの信用格付けに基づき、長期信用格付けが1ノッチ（段階）、2ノッチ（段階）及び3ノッチ（段階）引き下げとなった場合、OTCデリバティブ取引に関連する契約上の資金流出額がそれぞれ約2億スイス・フラン、16億スイス・フラン及び19億スイス・フラン要求されることになっていた。UBS AGの流動性所要額の評価を行う際に、UBS AGは、UBS AGの長期信用格付けが引き下げられる場合及び短期格付けが相当に引き下げられる場合に要求される追加の担保又は解約手数料を考慮している。

ヘッジ目的で取引されるデリバティブ

構造的ヘッジに利用されるデリバティブ

UBS AGは、資産、負債及び予定取引に内在するリスクをヘッジすることを目的として、デリバティブ取引を締結する。ヘッジ取引の会計処理上の取扱い、ヘッジ対象商品の性質によって、また当該ヘッジが会計処理上ヘッジ取引として適格であるかどうかによって異なる。

会計処理上ヘッジとして適格であり、かつ指定されているデリバティブ取引は、この注記の対応する項目（公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資のヘッジ）で述べる。ヘッジ手段としての指定及び会計処理を行うデリバティブに係るUBS AGの会計方針については、注記1aの15の項で説明しているが、当該注記では、以下のセクションで使用する用語について説明している。

UBS AGはまた、ヘッジ会計が適用されていないデリバティブを利用した様々なヘッジ戦略に取り組んでいる。これらには日常の経済的金利リスク管理を目的とする金利スワップ及びその他の金利デリバティブ(先物など)が含まれる。UBS AGはまた、対象となる株式と株価ボラティリティのエクスポージャーを相殺するための様々な株式取引戦略における経済的ヘッジを目的として、株式先物取引、オプション及び、相対的に少ないがスワップも利用している。UBS AGは同様に、信用リスク・エクスポージャーの経済的ヘッジをもたらすCDSを締結している（本注記のクレジット・デリバティブのセクションを参照）。経済的なヘッジ関係の一部ではあるがヘッジ会計処理が認められないデリバティブの公正価値の変動は、**トレーディング収益純額**に報告される。ただし、一部の短期外国為替契約に係るフォワード・ポイントは除く。これは**受取利息純額**に報告される。

公正価値ヘッジ：負債性商品に関連する金利リスク

UBS AGの公正価値ヘッジは、主に、市場金利の変動を原因とした固定利付負債性商品(仕組債以外の固定利付債券、カバード・ボンド及び劣後債など)の公正価値の変動を防ぐために利用される金利スワップからなる。公正価値ヘッジとして指定された金利デリバティブ残高の公正価値は、2015年12月31日現在、1,656百万スイス・フランの資産及び11百万スイス・フランの負債であり、2014年12月31日現在、2,236百万スイス・フランの資産及び37百万スイス・フランの負債であった。

金利リスクの公正価値ヘッジ

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		
	2015年12月31日	2014年12月31日	2013年12月31日
ヘッジ手段に係る利得 / (損失)	554	1,113	(1,123)
ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に係る利得 / (損失)	(552)	(1,111)	1,116
公正価値ヘッジの非有効部分を表す純利得 / (損失)	2	2	(7)

公正価値ヘッジ：貸出金に関連する金利リスクのポートフォリオ

UBS AGは、モーゲージ・ローンのポートフォリオの金利リスクに対しても公正価値ヘッジ会計を適用している。ヘッジ対象の公正価値変動は、貸借対照表上、ヘッジ対象とは切り離して計上され、**その他の資産**に含まれている。これらのヘッジに指定された金利デリバティブ残高の公正価値は、2015年12月31日現在、7百万スイス・フランの資産及び327百万スイス・フランの負債（2014年12月31日：256百万スイス・フランの負債）であった。

金利リスクのポートフォリオの公正価値ヘッジ

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		
	2015年12月31日	2014年12月31日	2013年12月31日
ヘッジ手段に係る利得 / (損失)	(176)	(694)	636
ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に係る利得 / (損失)	147	676	(625)
公正価値ヘッジの非有効部分を表す純利得 / (損失)	(29)	(18)	11

予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジ

UBS AGは、変動金利付きの、又は将来借換もしくは再投資が予想される非トレーディング金融資産及び負債について、将来の金利キャッシュ・フローの変動にさらされている。元本及び利息の両方のフローを示す将来キャッシュ・フローの金額とタイミングは、契約条件、並びに期限前償還及び債務不履行に関する見積りを含めたその他の関連要因に基づいて予測されている。全ポートフォリオの元本残高及び金利キャッシュ・フローの総額は、UBS AGの非トレーディング金利リスクを特定するための基礎を形成し、満期の上限を13年間とする金利スワップによりヘッジされている。以下の表は、2015年12月31日現在、予想金利キャッシュ・フローを生ずる予定元本残高を示す。以下の表の表示金額は、キャッシュ・フロー・ヘッジ関係におけるヘッジ対象として指定された予定キャッシュ・フローの対象となる資産及び負債の平均を期間別に示している。

予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブ残高の公正価値は、2015年12月31日現在、2,176百万スイス・フランの資産及び195百万スイス・フランの負債（2014年12月31日：4,521百万スイス・フランの資産及び1,262百万スイス・フランの負債）であった。

2015年度に150百万スイス・フランの利得が、ヘッジの非有効性によりトレーディング収益純額に認識された。これに対して2014年度は87百万スイス・フランの利得、2013年度は80百万スイス・フランの損失が認識された。

予定キャッシュ・フローの対象となる元本残高

単位：十億スイス・フラン	1年以内	1～3年	3～5年	5～10年	10年超
資産	61	81	48	54	1
負債	4	7	3	3	0
正味残高	57	74	45	51	1

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

UBS AGは、在外営業活動体に対する一部の純投資について、ヘッジ会計を適用している。2015年12月31日現在、純投資のヘッジ関係の枠組みの中で、ヘッジ手段として指定された通貨デリバティブ（主に通貨スワップ）の再調達価額 - 借方及び再調達価額 - 貸方は、それぞれ170百万スイス・フラン及び79百万スイス・フラン（2014年12月31日：再調達価額 - 借方158百万スイス・フラン及び再調達価額 - 貸方305百万スイス・フラン）であった。2015年12月31日現在、ヘッジ対象である複数通貨の構造的なエクスポージャーは合計で55億スイス・フラン（2014年12月31日：80億スイス・フラン）であった。

米ドル以外の通貨に関する通貨の構造的なエクスポージャーは、為替リスクがまず米ドルに対してヘッジされ、次にUBS AGの表示通貨であるスイス・フランに換算されることから、別個の為替デリバティブ取引の一環として、2つまとめて指定されたデリバティブからなる。2015年12月31日現在、指定されたヘッジ手段のデリバティブについての想定元本の合計は112億スイス・フラン（2014年12月31日：147億スイス・フラン）で、これには米ドル/スイス・フランのスワップに関連した想定元本56億スイス・フランと外貨（米ドル以外）/米ドルをヘッジするデリバティブに関連した56億スイス・フランの想定元本が含まれる。これらの通貨スワップの利得及び損失の有効部分は、直接OCIに振り替えられ、国外の支店及び子会社に対する純投資の為替換算差損益と相殺される。このように、これらの通貨スワップは、個々の国外の支店及び子会社レベルでの、ひいてはUBS AGのOCIの為替換算調整合計での、為替換算調整額の累積による構造的な為替エクスポージャーをヘッジしている。

UBS AGは純投資のヘッジ会計の枠組みの中で、国外の支店又は子会社の一部のデリバティブ以外の外貨建て金融資産及び負債をヘッジ手段として指定している。一方の国外企業のデリバティブ以外のヘッジ手段に係るOCIの為替換算調整に計上された為替換算差額は、もう一方の国外企業の構造的な為替エクスポージャーを相殺する。従って、UBS AGのOCIの為替換算調整の総額は、このヘッジ指定により変動しない。2015年12月31日現在、このような純投資ヘッジにおけるヘッジ手段として指定されたデリバティブ以外の金融資産及び負債の想定元本は、それぞれ31億スイス・フラン及び31億スイス・フラン（2014年12月31日：143億スイス・フランのデリバティブ以外の金融資産及び143億スイス・フランのデリバティブ以外の金融負債）であった。

2015年度、2014年度及び2013年度では、在外営業活動体に対する純投資のヘッジに係る非有効性に重要性はなかった。

割引前キャッシュ・フロー

以下の表では、ヘッジ関係において指定された全てのデリバティブの割引前キャッシュ・フローを示している。金利スワップのキャッシュ・フローには、ヘッジ関係において指定された金利スワップに係る全てのキャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローが含まれる。当該スワップは、2015年12月31日現在UBS AGの資産又は負債のいずれかである。本表には、取引所又は清算機関を通じて取引されるデリバティブが含まれている。当該デリバティブの公正価値の変動は変動証拠金により、実際にあるいは実質的に日次で現金決済されている。

ヘッジ関係において指定されたデリバティブ（割引前キャッシュ・フロー）

単位：十億スイス・フラン		期限が 1ヶ月 以内	期限が1 ～3ヶ月 の間	期限が3 ～12ヶ月 の間	期限が1 ～5年 の間	期限が 5年超	合計
要求払い							
金利スワップ¹							
キャッシュ・インフロー	0	0	0	2	4	2	8
キャッシュ・アウトフロー	0	0	0	1	3	1	5
通貨スワップ/先渡							
キャッシュ・インフロー	0	7	3	0	0	0	10
キャッシュ・アウトフロー	0	7	3	0	0	0	10
正味キャッシュ・フロー	0	0	0	1	2	0	3

¹本表には、ヘッジ関係において指定された全ての金利スワップに係るキャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローの総額が含まれており、2015年12月31日現在、UBSの資産又は負債のいずれかに計上される。

注記15 売却可能金融投資

単位：百万スイス・フラン	2015年 12月31日現在	2014年 12月31日現在
発行体タイプ別売却可能金融投資¹		
負債性商品		
政府及び政府機関	47,245	45,334
内、スイス	702	43
内、米国	21,424	17,219
内、ドイツ	8,583	10,145
内、フランス	3,566	5,351
内、オランダ	2,934	2,528
内、英国	2,782	2,348
銀行	12,268	8,490
企業及びその他	2,385	2,670
負債性商品合計	61,898	56,494
資本性金融商品	645	664
売却可能金融投資合計	62,543	57,159
未実現利得 - 税引前	462	430
未実現(損失) - 税引前	(171)	(64)
純未実現利得 / (損失) - 税引前	291	365
純未実現利得 / (損失) - 税引後	167	238

¹ 商品タイプ及び公正価値ヒエラルキーの区分に関する詳細については、注記24eを参照。

注記16 有形固定資産及びソフトウェア

減価償却累計額控除後の取得原価									
単位：百万スイス・フラン	自己使用 不動産	リース物件 改良費	IT機器 及び 通信機器	自己創設 ソフト ウェア	購入 ソフト ウェア	その他の 機械設備	仕掛中プロ ジェクト	2015年 12月31日 現在	2014年 12月31日 現在
取得原価									
期首残高	7,756	3,060	2,377	1,525	536	847	1,341	17,442	16,136
取得	68	47	262	26	85	26	1,331	1,846	1,690
処分 / 除却 ¹	(181)	(97)	(750)	(54)	(210)	(30)	0	(1,322)	(518)
振替	220	194	21	888	9	27	(1,394)	(35) ⁶	(359)
為替換算調整	0	(36)	(39)	(9)	(9)	(8)	(7)	(108)	493
期末残高	7,863	3,169	1,872	2,375	411	862	1,270	17,823	17,442
減価償却累計額									
期首残高	4,365	2,120	1,976	1,089	452	592	0	10,593	10,140
減価償却費	161	180	227	230	41	62	0	901	799
減損 ²	2	10	1	3	0	1	0	18	19
処分 / 除却 ¹	(157)	(81)	(748)	(46)	(209)	(29)	0	(1,270)	(474)
振替	(11)	1	(2)	0	2	(14)	0	(25) ⁶	(217)
為替換算調整	(3)	(25)	(35)	(1)	(8)	(6)	0	(77)	326
期末残高	4,356	2,206	1,420	1,275	276	606	0	10,140	10,593
期末帳簿価額 ^{3,4}	3,506	963	452	1,100	135	256	1,270 ⁵	7,683	6,849 ⁷

¹償却済資産の除却を含む。² 2015年度に計上された減損損失は、その回収可能価額を使用価値に基づいて算定した資産に関連するものである（減損資産の回収可能価額：リース物件改良費 0 百万スイス・フラン、自己創設ソフトウェア 2 百万スイス・フラン）。³ 2015年12月31日現在、将来不動産を購入する契約上の義務は約 6 億スイス・フランであった。⁴リース資産（主にITハードウェア及び通信機器）に関連する47百万スイス・フランを含む。⁵自己創設ソフトウェアに関連する928百万スイス・フラン、自己使用不動産に関連する86百万スイス・フラン及びリース物件改良費に関連する257百万スイス・フランを含む。⁶その他の資産の中で報告されている売却目的で保有する不動産（純額で11百万スイス・フラン）への振替を反映している。⁷投資不動産 5 百万スイス・フランを除く。

注記17 のれん及び無形資産

はじめに

UBS AGはのれんの資産に対して、毎年又は減損の兆候が存在する場合に減損テストを実施している。UBS AGでは、注記2で報告したセグメントを個別の資金生成単位（以下「CGU」という。）であると考えている。減損テストは、のれんが配分されている各セグメントに対して、それぞれのセグメントの回収可能価額（使用価値に基づく）と帳簿価額を比較することによって実施される。減損損失は帳簿価額が回収可能価額を上回った場合に認識される。2015年12月31日現在、貸借対照表に認識されたのれんの合計額は62億スイス・フランであり、その内訳はウェルス・マネジメントが13億スイス・フラン、ウェルス・マネジメント・アメリカズが35億スイス・フラン、アセット・マネジメントが14億スイス・フランである。後述する減損テストの手法に基づき、UBS AGは、これらのセグメントに配分したのれんの2015年12月31日現在の残高は引き続き回収可能であり、減損していないという結論に達した。

のれん減損テストの手法

回収可能価額は、バンキング事業及びその規制環境の特色を考慮したインプットを用いるように調整された割引キャッシュ・フロー・モデルを使用して算定している。セグメントの回収可能価額は、今後3年間の株主に帰属する予想収益の割引現在価値及びターミナル・バリューの合計額である。3年目を超える全ての期間を対象とするターミナル・バリューは、3年目の利益、割引率及び長期成長率の予測を用いて算出され、長期成長率が織り込まれた永久成長を持続させるのに必要であると想定される資本の影響により調整される。

各セグメントの帳簿価額は、当グループの持分帰属（equity attribution）の枠組みを参照して算定される。当報告書の「資本管理」のセクション（訳者注：UBS AGの年次報告書の「Capital management」のセクション。）で説明している当該枠組みにおいて、取締役会（以下「BoD」という。）は、リスク・エクスポージャー、リスク加重資産及びレバレッジ比率の分母の使用、並びにのれん及び無形資産を考慮後、各事業に持分を帰属させている。事業部門に帰属する持分の合計額は、特定の期間におけるUBS AGの実際の持分と異なることがある。この枠組みは主に事業の業績評価のために使用されるものであり、一定の経営者の仮定を含んでいる。帰属持分は、事業を遂行するためにセグメントが必要とする資本相当であり、そのセグメントの帳簿価額を決定する際の適切な起点と考えられる。この帰属持分の手法は、事業計画の過程に沿ったものであり、当該過程からのインプットが各CGUの回収可能価額を計算するために使用されている。

→ 持分帰属の枠組みについての詳細は当報告書の「資本管理」のセクション（訳者注：UBS AGの年次報告書の「Capital management」のセクション。）を参照。

仮定

UBS AGの減損テスト・モデルで用いる評価パラメーターは、適用できる場合は外部の市場情報に連動する。回収可能価額の算定に使用されるモデルは、1年目から3年目までの予想株主配当可能利益の変動、割引率の変動及び長期成長率の変動に最も敏感に反応する。適用する長期成長率は、世界の様々な地域の長期経済成長率に基づいている。株主配当可能利益は、BoDにより承認された事業計画の一部をなす業績予想に基づいて見積られる。

割引率は、資本資産価格モデルに基づくアプローチを適用して決定され、その際には内外のアナリストによる定量的及び定性的なインプットと、経営者の見解が考慮される。2014年度から2015年度までの間で割引率の変更はなかった。

各セグメントの回収可能価額を算定するために用いる重要な仮定は、合理的な変動可能性をその仮定に当てはめることにより、感応度をテストされる。予想株主配当可能利益は10%変動され、割引率は1.0パーセンテージ・ポイント、長期成長率は0.5パーセンテージ・ポイント変動された。全てのシナリオにおいて、各セグメントの回収可能価額はそれぞれの帳簿価額を超過しており、重要な仮定の合理的な変動により減損が生じることはない。

将来の期間についての収益の見積り及びその他の仮定が、現在の見通しから外れた場合、のれんの価値は将来減損し、損益計算書に損失を計上することになる可能性がある。のれんの減損を認識した場合、IFRSの下での持分及び当期純利益は減少するが、キャッシュ・フローには影響しない。また、パーゼルの自己資本の枠組

みの下ではのれんを自己資本から差し引くことが要求されるため、UBS AGの総自己資本比率に影響を及ぼさない
いと見込まれる。

割引率及び成長率

	割引率		成長率	
	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日
単位：％				
ウェルス・マネジメント	9.0	9.0	1.7	1.7
ウェルス・マネジメント・アメリカズ	9.0	9.0	2.4	2.4
インベストメント・バンク	11.0	11.0	2.4	2.4
アセット・マネジメント	9.0	9.0	2.4	2.4

のれん		無形資産				
単位：百万スイス・フラン	合計	インフラ ストラク チャー	顧客関係、 契約上の 権利その他	合計	2015年 12月31日	2014年 12月31日
取得原価						
期首残高	6,368	756	833	1,589	7,957	7,283
取得			30	30	30	17
処分	(30)		(1)	(1)	(32)	(1)
除却			(20)	(20)	(20)	0
為替換算調整	(97)	5	(22)	(16)	(114)	657
期末残高	6,240	761	820	1,581	7,821	7,957
償却累積額及び減損						
期首残高	0	536	635	1,171	1,171	990
償却		37	57	94	94	80
減損 ¹			13	13	13	2
処分			(1)	(1)	(1)	0
除却			(20)	(20)	(20)	0
為替換算調整		5	(10)	(5)	(5)	99
期末残高	0	578	675	1,253	1,253	1,171
期末帳簿価額	6,240	183	145	328	6,568	6,785

¹ 2015年度及び2014年度に計上された減損損失は、その回収可能価額を使用価値に基づいて算定した資産に関連するものである（減損資産の回収可能価額：2015年度は4百万スイス・フラン、2014年度は3百万スイス・フラン）。

以下の表は、2015年12月31日終了事業年度のセグメント別ののれん及び無形資産を開示したものである。

単位：百万スイス・フラン	ウェルス・ マネジメント	ウェルス・ マネジメント・ アメリカズ	インベスト メント・ バンク	アセット・ マネジメント	コーポレート・ センター - サービス業務	合計
のれん						
期首残高	1,359	3,490	44	1,476		6,368
取得						0
処分	(7)			(23)		(30)
減損						0
為替換算調整	(40)	25	(14)	(68)		(97)
期末残高	1,312	3,514	29	1,385		6,240
無形資産						
期首残高	45	246	84	17	25	417
取得 / 振替		4	0		25	30
処分			0			0
償却	(3)	(51)	(13)	(5)	(21)	(94)
減損			(11)	(2)		(13)
為替換算調整	(4)	0	(6)	(1)		(12)
期末残高	38	199	53	8	30	328

無形資産の見積償却費合計は、以下の通りである。

単位：百万スイス・フラン	無形資産
年度別見積償却費合計：	
2016年度	93
2017年度	66
2018年度	56
2019年度	45
2020年度	37
それ以降	23
耐用年数を確定できないため償却されないもの	9
合計	328

注記18 その他の資産

単位：百万スイス・フラン	2015年12月31日現在	2014年12月31日現在
プライム・ブローカレッジ債権 ¹	11,341	12,534
ファイナンシャル・アドバイザーに対する採用時貸出金	3,184	2,909
ファイナンシャル・アドバイザーに対するその他の貸出金	418	372
保釈保証金 ²	1,221	1,323
未収利息	462	453
未収収益 - その他	844	1,009
前払費用	1,032	1,027
確定給付資産及び退職後給付資産純額 ³	50	0
決済勘定	402	616
未収付加価値税及びその他の税金	397	272
売却目的で保有する不動産及びその他の非流動資産	134	236
売却目的で保有する処分グループの資産 ⁴	279	0
その他	2,485	2,317
その他の資産合計	22,249	23,069

¹プライム・ブローカレッジ・サービスには、複数の資産クラスにわたって取引を行う法人顧客向けの清算、決済、保管、ファイナンス
グ及びポートフォリオ・レポーティング・サービスが含まれている。プライム・ブローカレッジ債権は、主としてマージン・レンディン
グ取引に係る債権で構成されている。²詳細については、注記22bの1の項を参照。³詳細については、注記28を参照。⁴詳細については、注
記32を参照。

貸借対照表の注記：負債

注記19 銀行及び顧客預り金

単位：百万スイス・フラン	2015年12月31日現在	2014年12月31日現在
銀行預り金	11,836	10,492
顧客預り金：要求払預金	174,262	187,516
顧客預り金：定期預金	60,274	52,269
顧客預り金：信託預金	6,139	14,766
顧客預り金：リテール貯蓄 / 預金	161,848	156,427
顧客預り金合計	402,522	410,979
銀行及び顧客預り金合計	414,358	421,471

注記20 公正価値での測定を指定された金融負債

単位：百万スイス・フラン	2015年12月31日現在	2014年12月31日現在
仕組債以外の債券	4,098	4,488
内、UBS AGが発行した当初満期1年超のもの ^{1,2}	3,542	3,616
仕組債		
エクイティ・リンク債 ³	30,965	37,725
クレジット・リンク債	3,652	4,645
金利連動債 ⁴	16,587	19,380
その他	1,231	2,138
仕組債合計	52,436	63,888
内、UBS AGが発行した当初満期1年超のもの ^{1,5}	36,539	45,851
仕組債（店頭）		
エクイティ・リンク債 ³	2,885	2,508
その他	2,608	3,154
仕組債（店頭）合計	5,493	5,662
内、UBS AGが発行した当初満期1年超のもの ^{1,6}	4,497	3,691
レボ契約	849	1,167
ローン・コミットメント及び保証⁷	119	93
合計	62,995	75,297
内、自己の信用の（利得）／損失累計額	(287)	302

¹ UBS AG（個別）が発行したものの。早期償還条項を考慮しない当初の約定満期に基づく。² 2015年12月31日現在、残高の100%が無担保。³ 投資信託受益証券ユニットリンク型商品を含む。⁴ 仕組債以外の金利連動債も含む。⁵ 2015年12月31日現在、残高の98%超が無担保。⁶ 2015年12月31日現在、残高の35%超が無担保。⁷ ローン・コミットメントは、融資が利用され、貸出金として認識されるまで、「公正価値での測定を指定された金融負債」として認識される。詳細については、注記1aの8の項を参照。

2015年12月31日現在、純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融負債の満期時点の約定償還額は、帳簿価額を1億スイス・フラン上回っていた。2014年12月31日現在、同負債の満期時点の約定償還額は、帳簿価額を7億スイス・フラン下回っていた。

以下の表は、公正価値での測定を指定された金融負債の帳簿価額の契約上の残存満期日を示している。これは契約条件に基づいて固定利付債と変動利付債を区分したものであり、早期償還の特徴は考慮していない。これらの公正価値での測定を指定された金融負債に関連する将来の利払いに係る金利幅は、これらの負債の大部分が仕組商品であることから以下の表には含まれていない。従って、将来の利払いは、組込デリバティブ及び各利払いが行われる時点の市場実勢に大きく左右される。

→ 割引前キャッシュ・フローに基づく満期についての情報は、注記27bを参照。

契約上の満期日別帳簿価額

								2015年 12月31日 現在合計	2014年 12月31日 現在合計
単位：百万スイス・フラン	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021-2025年	以降		
UBS AG ¹									
劣後債以外の社債									
固定金利	2,873	1,912	776	279	302	1,623	2,938	10,702	12,891
変動金利	23,148	5,314	3,559	2,839	3,286	2,838	8,839	49,824	58,643
小計	26,021	7,226	4,335	3,118	3,588	4,461	11,777	60,526	71,535
その他の子会社 ²									
劣後債以外の社債									
固定金利	29	58	179	17	34	164	513	993	1,473
変動金利	260	484	188	122	127	178	116	1,475	2,289
小計	288	542	367	139	161	342	629	2,469	3,762
合計	26,310	7,768	4,702	3,257	3,749	4,803	12,406	62,995	75,297

¹ UBS AG（個別）が発行した商品からなる。² UBS AGの子会社が発行した商品からなる。

注記21 償却原価で保有する負債

単位：百万スイス・フラン	2015年12月31日現在	2014年12月31日現在
譲渡性預金	11,967	16,591
コマーシャル・ペーパー	3,824	4,841
その他の短期社債	5,424	5,931
短期負債¹	21,215	27,363
仕組債以外の固定利付債	31,240	24,582
内、UBS AGが発行した当初満期1年超のもの ²	31,078	24,433
カバード・ボンド	8,490	13,614
劣後債	12,600	16,123
内、フェーズ・アウト（段階的除外）追加Tier1自己資本	0	1,197
内、低トリガーの損失吸収Tier2自己資本	10,346	10,464
内、フェーズ・アウト（段階的除外）Tier2自己資本	2,254	4,462
スイス地方銀行の中央債券発行機関を通じて発行された社債	8,237	8,029
その他の長期社債	577	1,495
内、UBS AGが発行した当初満期1年超のもの ²	278	861
長期負債³	61,144	63,844
償却原価で保有する負債合計⁴	82,359	91,207

¹当初満期1年未満の負債。²UBS AG（個別）が発行したもの。早期償還条項を考慮しない当初の約定満期に基づく。2015年12月31日現在、残高の100%が無担保。³当初満期1年以上の負債。⁴2015年12月31日現在、マイナスの公正価値純額130百万スイス・フラン（2014年12月31日：マイナスの公正価値純額25百万スイス・フラン）の区分処理された組込デリバティブ控除後。

UBS AGは、一部の負債性商品（償却原価で測定）に固有のリスクを管理するため、金利デリバティブ及び為替デリバティブを利用している。特定の状況において、UBS AGは、注記1aの15の項及び注記14で説明している通り、金利リスクに対してヘッジ会計を適用している。ヘッジ会計を適用した結果として、社債の帳簿価額は、金利動向による公正価値変動を反映して、2015年及び2014年12月31日現在でそれぞれ1,024百万スイス・フラン及び1,703百万スイス・フラン増加した。

劣後債は、無担保の債務で構成されており、各発行体の現在及び将来のその他全ての非劣後債務に、支払において契約上劣後する。2015年12月31日現在の劣後債の全残高は固定金利を支払う。

以下の表は、社債の帳簿価額の契約上の残存満期日を示している。これは契約条件に基づいて固定利付債と変動利付債を区分しており、早期償還条項は考慮していない。金利更改の特性を変動利付債に類似した特性に変更することで様々な固定利付債の発行をヘッジするために利用される金利スワップの影響も下表では考慮していない。

→ 割引前キャッシュ・フロー基準における満期に関する情報は、注記27bを参照。

契約上の満期日別帳簿価額

単位：百万スイス・フラン、 その他の記載がある場合を除く	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021-2025年	以降	2015年 12月31日 現在合計	2014年 12月31日 現在合計
UBS AG¹									
劣後債以外の負債									
固定金利	13,064	6,334	8,004	4,036	4,340	4,375	0	40,153	59,327
金利（%による金利幅）	0-6.4	0-5.9	0-6.6	2.4-4.0	0-4.9	1.3-4.0			
変動金利	10,014	3,721	963	939	239	0	2,031	17,907	11,296
劣後債									
固定金利	918	414	0	0	0	8,772	2,497	12,600	16,123
金利（%による金利幅）	3.1-5.9	4.1-7.4				4.8-8.8	4.8-7.8		
小計	23,996	10,468	8,967	4,974	4,579	13,147	4,528	70,659	86,746
子会社²									
劣後債以外の負債									
固定金利	3,936	728	791	742	732	3,592	1,171	11,692	4,460
金利（%による金利幅）	0-8.3	0.3-8.1	0.4-3.7	0.5-2.9	0.1-2.8	0-3.4	0.4-2.8		
変動金利	0	0	7	0	0	0	0	8	1
小計	3,936	728	798	742	732	3,593	1,171	11,700	4,462
合計	27,932	11,196	9,765	5,717	5,311	16,740	5,699	82,359	91,207

¹ UBS AG（個別）が発行した債券からなる。² UBS AGの子会社が発行した債券からなる。

注記22 引当金及び偶発負債

a) 引当金

単位：百万スイス・フラン	オペレー ショナル ・リスク ¹	訴訟、 規制上及 び類似の 問題 ²	リストラク チャリング	ローン・ コミット メント 及び保証	不動産	従業員 給付 ⁵	その他	2015年 12月31日 合計	2014年 12月31日 合計
期首残高	50	3,053	647	23	153	215	224	4,366	2,971
損益計算書で認識された引当金の増 加	43	1,263	361	6	27	7	71	1,778	3,308
損益計算書で認識された引当金の取 崩	(7)	(166)	(102)	(3)	(1)	(18)	(40)	(337)	(528)
所定の目的に従って使用された引当 金	(37)	(1,174)	(287)	0	(28)	(1)	(133)	(1,660)	(1,659)
原状回復費用資産計上額	0	0	0	0	5	0	0	5	0
振替	0	0	0	9	0	0	0	9	8
為替換算調整ノ割引の振戻し	(1)	7	5	0	2	(5)	(3)	3	266
期末残高	47	2,983	624³	35	157⁴	198	120	4,163	4,366

¹保証リスク及び取引過程におけるリスクにより発生する損失引当金から成る。²法律、責任及びコンプライアンスに関するリスクにより生じる損失引当金から成る。³ 2015年12月31日現在の人件費関連のリストラクチャリング引当金110百万スイス・フラン（2014年12月31日：116百万スイス・フラン）及び2015年12月31日現在の不利なリース契約に係る引当金514百万スイス・フラン（2014年12月31日：530百万スイス・フラン）を含む。⁴ 2015年12月31日現在のリース物件改良費の原状回復費用94百万スイス・フラン（2014年12月31日：98百万スイス・フラン）及び2015年12月31日現在の不利なリース契約に係る引当金62百万スイス・フラン（2014年12月31日：55百万スイス・フラン）を含む。⁵長期有給休暇及び永年勤続報奨に係る引当金並びにリストラクチャリング引当金に含まれない退職手当関連の引当金を含む。

リストラクチャリング引当金は、主に不利なリース契約及び退職手当の金額に関連していた。不利なリース契約に係る引当金は、基礎となるリース契約の満期により取り崩される。退職手当関連の引当金は、短期間（通常6ヶ月以内）に使用されるが、人員の自然減によりリストラクチャリングの影響を受ける人員数が減少し、ひいては費用の見積額が減少した場合には、計上金額に変動が生じる可能性がある。

1つの種類として、訴訟、規制上及び類似の問題に係る引当金及び偶発負債に関する情報が注記22b)に含められている。その他の種類の引当金に関連する重要な偶発負債はない。

b) 訴訟、規制上の問題及び類似の問題

UBSは、紛争及び規制上の手続から生じる重要な訴訟及び類似のリスクにさらされる、法的及び規制的な環境で事業を営んでいる。その結果UBS（本注記の目的上、UBS AG及び／又は1社もしくは複数の子会社を適宜指す。）は、訴訟、仲裁、及び規制当局による調査、犯罪の捜査を含め、様々な紛争や法的手続に関与している。

こうした問題は多くの不確実性を伴い、訴訟の初期段階にある場合は特に、その結果を予測し難いことが多い。さらに、UBSが和解を締結する状況もある。これは、UBSに責任はないとUBSが考えている問題であっても、費用、経営者の混乱、又は責任に異議を唱え続けることによる風評上の影響を回避するために生じることがある。このような問題全てに内在する不確実性は、すでに引当金が設定されている問題及びその他の偶発負債の両方に関して生じる可能性のある流出の金額及び時期に影響を及ぼす。UBSに対して発生したこのような問題に対して、UBSは、法的助言を求めた上で、過去の事象の結果としてUBSが現在の法的又は推定的債務を有している可能性の方が高く、資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ金額について信頼性のある見積りが可能であると経営者が判断した場合に、引当金を設定する。これらの要素が別途満たされる場合、類似の請求に関するUBSの過去の実績に基づき、UBSに対してまだ提起されていないが、提起が予想される請求に対して引当金を

計上することがある。これらの条件のいずれかが満たされない場合、そのような問題により偶発負債が生じる。債務の金額を信頼性をもって見積ることができない場合、資源が流出する可能性が高くても認識されない負債が存在する。従って、特定の問題に関して資源が流出する可能性に重要性がある場合でも、引当金は設定されていない。

特定の訴訟、規制上及びその他の問題が下記に記載されており、これには経営者が重要であるとする全ての問題及び潜在的な財務上、風評上及びその他の影響により経営者が重要であるとするその他の問題が含まれている。請求された損害賠償金額、取引の規模又はその他の情報は、入手可能であり、潜在的なエクスポージャーの重要性を利用者が検討することを助ける上で適切である場合に記載されている。

下記の一部の問題に関して、当行はすでに引当金を設定していると述べており、そのような記載のないその他の問題もある。当行がそのような記載をしていて、引当金の額の開示は、発生する可能性が高くかつ信頼性をもって見積可能な資源の流出であるとUBSが考えていることを明らかにするため、当該問題における他の当事者に対する当行の立場を著しく毀損すると考える場合には、当行は金額を開示していない。また、このような開示を不可能とする守秘義務に当行が従っている場合もある。当行が引当金を設定しているかどうかに言及していない問題に関しては、(a)当行は引当金を設定していない（適用される会計基準に基づいて問題を偶発負債として処理している場合）か、又は(b)当行は引当金を設定しているが、そのような事実の開示は、発生する可能性が高くかつ信頼性をもって見積可能な資源の流出であるとUBSが考えている事実を明らかにするため、当該問題における他の当事者に対する当行の立場を著しく毀損すると当行が考えているかのいずれかである。

引当金を設定した特定の訴訟、規制上及び類似の問題に関して、当行は資源流出の予想時期を見積ることができる。ただし、これらの資源流出の予想時期を見積ることができる問題に関し、予測される資源流出の合計額は、関連する期間にわたる現在及び将来の流動性の水準に比して重要ではない。

1つの種類として、訴訟、規制上及び類似の問題に対して引き当てた金額の合計は、上記の注記22aに開示されている。偶発負債の1つの種類として、当行の訴訟、規制上及び類似の問題に対する負債の見積合計額を提供することは実務上不可能である。そのような見積りを行うことは、特異な種類の事実又は新たな法的理論に関わる、始まっていないかもしくは裁判の初期段階にある請求及び訴訟手続、又は原告が損害賠償の請求額を明らかにしていない請求及び訴訟手続について当行に推論的な法的評価を行うことを要求するものである。従って、当行は、訴訟、規制上及び類似の問題から生じる将来の損失を数値的に見積ることはできないが、この種類から発生する可能性が合理的にあり得るであろう将来の損失の合計額は、現在の引当金の水準を大幅に上回っていると考えている。また訴訟、規制上及び類似の問題は、金銭以外の制裁や重要な影響を与える場合もある。例えば、本注記の5の項に記載されている、当行が基準金利、とりわけ英国銀行協会のロンドン銀行間取引金利（以下「LIBOR」という。）の提示に関連して米国司法省（以下「DOJ」という。）犯罪局詐欺部と結んだ不起訴合意（以下「NPA」という。）は、当行が為替問題に関連して米国の犯罪行為を行ったという判断に基づき、DOJによって解除された。このため、UBS AGは、LIBOR問題に関連する送金不正の1訴因について有罪を認め、罰金203百万米ドルの支払いに応じ、3年間の経過観察期間を受け入れた。有罪答弁又は有罪判決（NPAの解除による場合を含む。）により、UBSに重要な影響を与える可能性がある。行政手続を解決するに当たり、当行が特定の業務を引き続き行うために規制上の不適格を解消するよう求められたり、また規制当局に許認可や承認を制限、停止又は取消する権利が与えられたり、金融市場ユーティリティに当該ユーティリティへの参加を制限、停止又は取消する許可が与えられたりする場合がある。かかる解消が得られない場合や、許認可、承認又は参加の制限、停止又は取消を受ける場合は、UBSにとって重要な影響を与える可能性がある。

訴訟、規制上及び類似の問題に伴う損失のリスクは、当行の自己資本規制上、オペレーショナル・リスクの構成要素である。自己資本規制及びこれに対応するためのオペレーショナル・リスクの計算に関する情報は、当報告書の「資本管理」のセクション（訳者注：UBS AGの年次報告書の「Capital management」のセクション）に含まれている。

各事業部門及びコーポレート・センター部門の訴訟、規制上の問題及び類似の問題に係る引当金¹

単位：百万スイス・フラン	ウェル ス・マ ネジメ ント	ウェル ス・マ ネジメ ント・ アメ リカ ズ	パー ソナ ル&コ ーポ レー ト・ バ ンキ ング	アセ ット・ マ ネジメ ント	イン ベス ト・ バ ンク	コー ポ レー ト・ セン ター ・サ ービ ス業 務	コー ポ レー ト・ セン ター ・グ ルー プAL M	コー ポ レー ト・ セン ター ・非 中 核業 務及 びレ ガシ ー・ ポー トフ ォリ オ	2015年 12月31 日合計	2014年 12月31 日合計
期首残高	188	209	92	53	1,258	312	0	941	3,053	1,622

損益計算書で認識された引当金の増

加	114	372	0	0	17	15	0	744	1,263	2,941
損益計算書で認識された引当金の取										
崩	(10)	(19)	(3)	(3)	(15)	(1)	0	(115)	(166)	(395)
所定の目的に従って使用された引当										
金	(36)	(110)	(5)	(33)	(675)	(13)	0	(302)	(1,174)	(1,286)
振替	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(2)
為替換算調整 / 割引の振戻し	(12)	7	(2)	(1)	0	(3)	0	18	7	172
期末残高	245	459	83	16	585	310	0	1,284	2,983	3,053

¹本注記に記載された問題に係る引当金は、ウェルス・マネジメント（項目3）、ウェルス・マネジメント・アメリカズ（項目4）、コーポレート・センター・サービス業務（項目7）、並びにコーポレート・センター—非中核業務及びレガシー・ポートフォリオ（項目2及び8）に計上されている。本注記の項目1及び6に記載された問題に係る引当金は、ウェルス・マネジメントとパーソナル&コーポレート・バンキングに配分されており、本注記の項目5に記載された問題に係る引当金は、インベストメント・バンク、コーポレート・センター・サービス業務、並びにコーポレート・センター・非中核業務及びレガシー・ポートフォリオに配分されている。

1 クロスボーダーのウェルス・マネジメント事業に関する照会

多数の国々における税務当局及び規制当局は、UBS及びその他の金融機関が提供するクロスボーダーのウェルス・マネジメント・サービスに関連して、それぞれの管轄区域に所在する情報に関する照会を行い、要求を出し、あるいは従業員を調査した。金融サービスのクロスボーダー取引に関する税務情報自動交換やその他の手段を実施することにより、今後さらに照会が生じる可能性がある。

2013年のフランスにおける調査の結果、UBS(フランス)S.A.及びUBS AGは、フランスでクライアントの不法勧誘に共謀したとして方式審査決定（「mise en examen」）がなされ、脱税及び未承認の銀行業務・金融商品の勧誘で得た収入を不正洗浄したことに關して補佐付き証人（「témoin assisté」）により証言された。2014年に、UBS AGは、脱税による収入の不正洗浄容疑に関する方式審査を受け、捜査判事はUBSに対し、保釈保証金を11億ユーロとする命令（「caution」）を下した。UBS AGは保釈金額の決定を不服として異議を申立てたが、控訴院（「Cour d'Appel」）及びフランス最高裁判所（「Cour de Cassation」）は保釈金額を支持し、2014年度末に控訴を完全に棄却した。UBS AGは、フランスの裁判所による決定の様々な側面について欧州人権裁判所に異議を申立て、受理されている。2015年9月に、UBSウェルス・マネジメントの前CEOは、本手続に関連する方式審査を受けた。さらに捜査判事は、当該捜査判事による出頭命令に応じなかったUBS AGのスイスを拠点とする元従業員3名に対する逮捕状の発令を要求した。2016年2月に、捜査判事は、これ以上の捜査を行う意思はないことをUBSに通達した。この通達により、検察官が判事による正式な起訴を請求できる期間が開始した。

2015年3月、UBS(フランス)S.A.は、2004年から2008年の間に脱税及び権限のない人物による未承認の銀行業務・金融商品の勧誘で得た収入の不正洗浄に共謀したとして方式審査を受け、2009年から2012年において補佐付き証人により証言された。保釈保証金40百万ユーロが課せられたが、2015年5月に控訴裁判所により10百万ユーロへと減額された。これとは別に、2013年に、フランス銀行監督当局の懲戒委員会は、クロスボーダー事業及び「顧客確認」義務を取り巻く統制及びコンプライアンスの枠組みに不備があったとUBS(フランス)S.A.に対し戒告を行った。当局から10百万ユーロの制裁金を科され、同制裁金を支払った。

UBS AGは、ブリュッセルの検察局からUBSのクロスボーダー事業の様々な側面を捜査している旨の通知を受けている。

2015年1月に、UBSは、ニューヨーク州東部地区米国連邦検事事務局及び米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）から複数の照会を受けた。当該機関は、1982年公平税制・財政責任法（以下「TEFRA」という。）及び米国証券法の登録要件に違反して、当行が無記名債券及びその他の無登録証券を米国人に販売した可能性を調査している。UBSは本調査について当局に協力している。

UBS、また報道によれば他の多くの金融機関が、国際サッカー連盟（以下「FIFA」という。）及び傘下のサッカー協会並びに関係者及び関係企業に関連する口座について、当局から照会を受けている。UBSはこれらの照会について当局に協力している。

この項目1に記載された問題に関して、2015年12月31日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考える金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性

をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

2 住宅モーゲージ担保証券及びモーゲージの販売に関連する請求

米国住宅ローン市場の危機に先立つ2002年から2007年まで、UBSは、米国の住宅モーゲージ担保証券（以下「RMBS」という。）の実質的な発行体及び引受会社であり、また、米国住宅モーゲージの購入者であり販売者であった。UBSの子会社であるUBSリアル・エステート・セキュリティーズ・インク（以下「UBS RESI」という。）は、オリジネーターから住宅用モーゲージ・ローンのプールを取得し、（関係会社を通じて）証券化信託に預け入れた。このようにして、2004年から2007年に、UBS RESIは、発行した証券の当初元本残高に基づく約800億米ドルをRMBSに組成した。

さらに、UBS RESIは、オリジネーターから購入したローンのプールを第三者の購入者に売却した。2004年から2007年までの期間に売却したホール・ローンは、当初元本残高で合計約190億米ドルであった。

当行は米国の住宅ローンの重要なオリジネーターではなかった。UBSの子会社1社が、当該期間（このうち2006年から2008年において活発であった。）に米国住宅モーゲージ・ローンを約15億米ドル実行していたが、このうち証券化されたものは半分に満たなかった。

開示に関するRMBS関連訴訟：UBSは、UBSが引き受けた又は発行したRMBSの当初の額面価額約62億米ドルに関する訴訟においてRMBSの引受会社及び発行体としての役割に係る件で被告となっている。これらの訴訟において引き続き争点となっているRMBSの当初額面価額62億米ドルのうち、約32億米ドルは売出によって発行された。当該売出において、UBSの子会社は原資産であるローン（大部分は第三者のオリジネーターから購入した。）を証券化信託に譲渡し、当該ローンに関する表明及び保証を行った（UBSがスポンサーとなっているRMBS）。これらの訴訟に関連するRMBSのうち、残りの30億米ドルについては、UBSが引受会社である第三者による証券化によって発行された（第三者RMBS）。

これらの訴訟の一部に関連して、UBSは、UBSが被った損失又は負債について、存続する第三者発行体又はオリジネーターに対して求償権を有しているが、UBSは、どの程度この求償権を行使することができるのかを予測することはできない。

UBSは、特定の破綻信用組合の財産管理人として信用組合庁（以下「NCUA」という。）が提起した2件の訴訟の被告となっている。同訴訟は、当該信用組合が購入したRMBSの売出に係る文書に虚偽表示及び脱漏があったことを主張するものである。両訴訟は米国地方裁判所、すなわち、1件はカンザス地区地方裁判所、もう1件はニューヨーク州南部地区地方裁判所（以下「SDNY」という。）に提起された。カンザス地区の訴訟において争点となっている当初元本残高は約11.5億米ドルであり、SDNYの訴訟において争点となっている当初元本残高は約400百万米ドルである。2016年2月に、UBSはNCUAに対し、SDNYの訴訟に関する判決の提案を行った。NCUAはこの提案を受け入れ、これによりUBSは33百万米ドルに、裁判所が決定する判決前利息及び合理的な弁護士費用を加えた金額を支払う予定である。これらの金額が確定し、判決が登録されると、SDNYの訴訟は終結する。判決前利息及び弁護士費用により、SDNYの訴訟における支払合計額は大幅に増加する見込みである。

モーゲージ及びRMBSに関する契約上の表明及び保証に関連する訴訟：UBSは、RMBSのスポンサー又はモーゲージの販売者となった際に、通常、原資産のローンの性質に関連して一定の表明を行っていた。これらの表明に重大な違反が生じた場合、当行は、特定の状況において、関連するローンを買戻すか又は損失に対して特定の当事者に補償する契約上の義務を負っていた。UBSは、証券化信託にローンを譲渡した時点においてUBSが一定の表明を行っていた当初元本残高約41億米ドルの米国住宅モーゲージ・ローンを買戻す請求を受けている。UBSは、この金額のうち、当初元本残高約20億米ドルに関する請求（時効により認められない請求を含む。）は解決すると考えている。残りの請求は、以下に記載された問題を含め、ほぼ全てについて係争中である。UBSは、ニューヨーク州控訴裁判所の下した判決に基づき、米国住宅モーゲージ・ローンの買戻しを求める新たな請求は時効により認められないと考えている。

2012年に、いくつかのRMBS信託が、UBS RESIに対し、過去において金融保証保険会社のアシュアード・ギャランティ・ミュニシパル・コープ（以下「アシュアード・ギャランティ」という。）が買戻しを請求した、3件のRMBS証券化（以下「取引」という。）に係る担保プールに含まれるローン（当初元本残高約20億米ドル）を買戻す義務の履行を求めて、SDNYにおいて訴訟（以下「受託者訴訟」という。）を提起した。2015年1月に、裁判所は、3件のうちいずれかの取引において表明及び保証に違反したとされる全てのローンに対する損害賠償金を求める原告の試みを却下し、訴状に特定された、ローンについて行われたとされる違反又はUBSが独自に発見したと原告が立証できるその他の違反のみに基づいて請求を提起するよう原告に制限を課した。2015年2月に、裁判所は判決の再審を求める原告の申立てを却下した。存続している機関が設定した信託により申

立てられた受託者訴訟の対象であるローンの部分に関して、UBSは、これらの機関に対して求償権の実行を予定している。審理は現在、2016年4月に予定されている。

当行はまた、RMBSの一部の機関購入者と、UBSがスポンサーとなっているRMBS又は第三者RMBSの購入の大部分に関連する潜在的な賠償請求に関して、出訴期限の期間進行停止協定を結んでいる。

住宅モーゲージ担保証券及びモーゲージの販売に関連する請求に対する引当金

単位：百万米ドル	2015年12月31日	2014年12月31日
期首残高	849	817
損益計算書で認識された引当金の増加	662	239
損益計算書で認識された引当金の取崩	(94)	(120)
所定の目的に従って使用された引当金	(199)	(87)
期末残高	1,218	849

モーゲージ関連の規制上の問題：2014年に、UBSは、ニューヨーク州東部地区検事事務局が1989年金融機関改革救済執行法（以下「FIRREA」という。）に従って発行した召喚状を受領した。同局は2005年から2007年までのUBSのRMBS事業に関連する文書及び情報を求めている。2015年9月に、ニューヨーク州東部地区検事事務局は、現在、同局の照会の焦点となっている多数の取引を特定した。これらの取引に関して当行は追加情報を提供している。UBSは、FIRREA召喚状及びRMBS事業に関連したニューヨーク州司法長官（以下「NYAG」という。）からの召喚状への対応を継続している。さらにUBSは、不良資産救済プログラムの特別検査機関（コネチカット州の米連邦検事事務局及びDOJと連携している。（以下「SIGTARP」という。））及びSECからの2009年から現在までの流通市場におけるモーゲージ担保証券の売買関連業務に関する照会に応じている。当行はこれらの問題について当局に協力している。多くの他の銀行も同様の照会に応じていると報告されている。

「住宅モーゲージ担保証券及びモーゲージの販売に関連する請求に対する引当金」の表に反映されているように、この項目2に記載された問題に関して、2015年12月31日現在の当行の貸借対照表には、1,218百万米ドルの引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

3 マドフ

バーナード・L・マドフ・インベストメント・セキュリティーズ・エルエルシー（以下「BMIS」という。）の投資詐欺に関連して、UBS AG、UBS(ルクセンブルク)SA及びその他の一部のUBS子会社は、スイス金融市場監督当局（以下「FINMA」という。）及びルクセンブルク金融監督委員会（以下「CSSF」という。）を含む、多数の規制当局による照会の対象となっている。これらの照会は、ルクセンブルク法のもとで設定された2つの第三者ファンド（そのほぼ全ての資産はBMISに委託されていた。）、及びオフショア管轄区域で設定され、BMISへの直接的又は間接的なエクスポージャーを持つ特定のファンドに関するものであった。これらのファンドは現在深刻な損失を被っており、ルクセンブルクのファンドは清算中である。マドフのスキームが明らかになる前の、この2つのルクセンブルクのファンドの最終報告の純資産額は、総額で約17億米ドルであった。ただし、この数値にはBMISが報告した架空の利益が含まれている可能性が高い。両ファンドを規定する文書は、保管会社、管理会社、運用会社、販売会社及びプロモーターを含む、様々な役割を担っているUBSの企業を特定しており、また、UBSの従業員が取締役会のメンバーを務めていることを示している。UBS(ルクセンブルク)SA及びその他の一部のUBS子会社は、ルクセンブルク調査当局からの照会に対応しているが、当該調査における当事者としては特定されていない。2009年及び2010年に、ルクセンブルクの2つのファンドの清算人が、当該ファンドを代表して、UBSの企業、UBS以外の企業及び特定の個人（UBSの現・旧従業員を含む。）に対して訴訟を提起した。請求金額は、それぞれ約890百万ユーロ及び305百万ユーロである。清算人は、当該ファンドがBMISの受託者に対する支払いの責任が生じる可能性のある金額について追加で申立てている。清算人の請求額はそれぞれ約564百万ユーロ及び370百万ユーロである。さらに、受益者と称する多くの者が、マドフのスキームに関連して被ったとする損失の補償を求めて、UBSの企業（及びUBS以外の企業）を相手に請求を申立てている。これらの訴訟の大半は、ルクセンブルクにおいて係属中である。ルクセンブルクでは、多くのテスト・ケースにおける主張は容認できないと判示した2010年の裁判所の判決を不服として、原告により控訴が申立てられた。2014年7月、ルクセンブルク控訴裁判所は、テスト・ケース1件について控訴を全面的に棄却したが、投資家はこの決定に上訴した。2015年7月、ルクセンブルク最高裁判所はUBSを勝訴とし、投資家の上訴を退けた。米国においては、BMISの受託者が2010年に、特にルクセンブルクの2つのファンド及びオフショアのファンドの1つに関連するUBSの企業等に対して請求を申立てた。これらの訴訟の全被告に対する請求総額は、最低でも20億米ドルである。UBSの申立てを受けて、2011年にSDNYは、UBSに譲渡されたと主張される詐欺的譲渡の回収と優先

的支払いに対する請求を除いて、BMISの受託者にはそのような請求を行う資格がないとの理由から、BMISの受託者の請求の全てを却下した。2013年に、第2巡回区は、地方裁判所の判決を支持した。2014年6月、米国連邦最高裁判所は、第2巡回区の判決の再審理を求めるBMISの受託者の申立てを却下した。2014年12月、BMISの受託者と同様の請求を主張し、金額未定の損害賠償金を求めて、BMISの顧客によりUBSの企業等に対し、1件の推定上の集団訴訟を含むいくつかの請求が米国で提起された。1件の請求は原告により自発的に取り下げられた。2015年7月、UBSの申立てを受けて、SDNYは、UBSの企業に対する請求を審理する管轄権がニューヨーク州の裁判所にはないことを根拠に、残りの2件の請求を却下した。ドイツでは、UBSの一部の顧客が、第三者ファンド及びドイツのUBSの企業が管理するファンドを通じてマドフが運用したポジションの影響を受けている。これらのファンドに関して、数件の請求が申立てられている。2015年1月、控訴裁判所は、UBSに有利な下級裁判所の判決をかける訴訟の1件において覆し、UBSに49百万ユーロに利息（約15.3百万ユーロ）を加えた金額の支払いを命じた。UBSは当該判決に対する控訴許可の申請を申立てた。この申請は2015年12月にドイツ連邦最高裁判所によって退けられ、控訴裁判所の判決が確定した。

4 プエルトリコ

プエルトリコ債及びUBSトラスト・カンパニー・オブ・プエルトリコが単独運用及び共同運用し、UBSファイナンシャル・サービスズ・インコーポレイテッド・オブ・プエルトリコ（以下「UBS PR」という。）が販売するクローズド・エンド型投資信託（以下「当投資信託」という。）の市場価格が2013年8月以降下落したことは、複数の規制当局による照会、並びに顧客が提起した訴訟及び調停（損害賠償請求総額16億米ドル）の原因となった。このうち、損害賠償請求総額約374百万米ドル分の請求については、和解又は調停により解決している。本請求は、当投資信託又はプエルトリコ債を保有するプエルトリコの顧客及び／又はUBSの目的自由ローンの担保にUBS口座の資産を使用した顧客が提起したものである。顧客が提起した訴訟及び調停の申立てには、詐欺、虚偽表示並びに不適当なファンド及びローンが含まれる。また、2014年に、当投資信託で何億もの損失を被ったと主張する出資者の代表訴訟が、様々なUBSの企業や投資信託の現・旧役員に対して提起された。2015年に、棄却を求める被告の申立ては却下された。被告は、当該判決をプエルトリコ最高裁判所に上訴する許可を求めている。2014年に、2008年5月から2014年5月までの期間に投資家が被った損失に対する損害賠償を求める1件の連邦集団訴訟も、様々なUBSの企業、UBS PRの上級経営幹部及び一部当投資信託の共同マネジャーに対して提起された。被告は、かかる訴訟の棄却を申立てている。2015年3月、プエルトリコ裁判所に提訴されたUBS PRに対する集団訴訟では、公平な救済を求め、UBS PRが2013年12月にUBS バンクUSAから取得した目的自由ローンを回収する試みを停止するよう求めている。原告団は、当該ローンは無効だと主張している。

2014年に、UBSは、プエルトリコ自治連邦区の金融監督庁（以下「OCFI」という。）による2006年1月から2013年9月までのUBSの業務に関する審査に関連して、OCFIとの和解に至った。当該和解に従い、UBSは3.5百万米ドルを投資家教育基金に拠出し、特定の投資家への賠償として1.68百万米ドルを提供するとともに、追加賠償が適当であるか判断するために一部の顧客アカウントのさらなる見直しに特に取り組んだ。この見直しの結果、一部の投資家に対し2.1百万米ドルの追加賠償が提供されることになった。

2015年9月、SEC及び金融業規制機構（以下「FINRA」という。）は、2013年の市場の出来事に端を発した個別の調査に関するUBS PRとの和解を公表した。いずれの問題の調査結果も認めることも否定することもせず、UBS PRは、SECとの和解において15百万米ドル（返還利得1.18百万米ドル、民事制裁金13.63百万米ドル及び判決前利息を含む。）、FINRAとの和解において18.5百万米ドル（UBS PRの顧客165名に対する賠償金最大11百万米ドル及び民事制裁金7.5百万米ドルを含む。）の支払に同意した。SECとの和解には、会社の方針及び顧客とのローン契約に違反して、目的自由ローンから得た資金をUBS PRのクローズエンド型投資信託に許容されない投資を行うよう推奨した前ファイナンシャル・アドバイザーの行動を適切に監督しなかったことによるUBS PRに対する告発が含まれている。FINRAとの和解では、UBS PRは、UBS PRのクローズエンド型投資信託に75%以上投資され、かつ、当該ポジションに対してレバレッジが適用されていた一部の顧客アカウントを監督しなかったとされている。当行はまた、DOJが目的自由ローンから得た資金の許容されない再投資について犯罪捜査を行っていることを把握している。当行はこの捜査について当局に協力している。

2011年に、プエルトリコ自治連邦区の従業員退職制度（以下「当制度」という。）を代表した代表訴訟が、UBS PR並びに他のコンサルタント及び引受会社、当制度の受託者、及びプエルトリコ政府開発銀行の総裁及び取締役会を含む40を超える被告に対して提起された。原告は、2008年に当制度の債券約30億米ドルの発行及び引受に関連して、推定される受託者義務及び契約上の義務に被告が違反したと主張し、800百万米ドルを超える損害賠償を求めた。UBSは、引受及びコンサルティングのサービスに関連して被告となっている。2013年

に、本訴訟は、原告が訴訟を提起する当事者として適格でないことを理由にプエルトリコ第一審裁判所によって却下されたが、この却下はその後プエルトリコ控訴裁判所によって破棄された。被告は、裁判所が先の判決を下す際に言及しなかった理由により、却下を求める申立てを改めて行った。

さらに2013年に、SECの行政法判事は、違反は認められないとして、UBSの経営幹部2名に対するSECの訴えを却下した。この容疑は、2008年及び2009年におけるUBSによるクローズド・エンド型投資信託の販売に関するSECの調査に端を発するもので、UBSは2012年に和解した。2012年より、2件の連邦集団訴訟の訴状（その後併合）が、UBSの企業等、特定のファンド及びUBS PRの一部の上級経営幹部に対して提起された。当該訴状は、SECの訴訟と同様の主張に基づいて2008年1月から2012年5月までの期間中にファンドで投資家が被った損失に対する損害賠償を求めるものである。集団訴訟としての認定を求める申立ては棄却されたが、限定的な証拠開示手続の後に再訴する権利は認められ、その後、申立てが再度行われている。

2015年6月、プエルトリコ米国自治連邦区の知事は、債務不履行に陥ったことを発表した。さらに同自治連邦区の一部の政府機関及び公社は、債務再編の話し合いを債権者に行っており、また、同自治連邦区の一部の機関及び公社は、2015年8月及び2016年1月に期日を迎えた特定の金利の支払を履行していない。米国連邦最高裁判所は、プエルトリコ公社債務執行・回復法（以下「本法律」という。）を無効とする米国連邦地方裁判所の判決に関するプエルトリコの上訴を審理することに同意した。本法律では、プエルトリコの公社は、裁判所の承認により、又は裁判所の監督下で行う破産タイプの再編において、該当する全債権者を拘束することになる一定の債権者投票によって、各債務を強制的に再編することが認められている。上記の事象、同自治連邦区又はその政府機関及び公社による債務残高（又は債務残高に関して提案された債務再編後の債務）のさらなる不履行、本法律を支持するという連邦最高裁判所の判決（又は再審理のための地方裁判所への差戻し）、プエルトリコの公社が本法律に基づいて講じる追加措置、並びにこれらに対する市場の反応により、プエルトリコの証券に関するUBSへの請求及び潜在的な損害賠償請求が増加する可能性がある。

この項目4に記載された問題に関して、2015年12月31日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考える金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

5 外国為替、LIBOR及び基準金利並びにその他の取引実務

外国為替に関連する規制上の問題：2013年に外国為替市場での大規模な不正行為についてメディアが第一報を報じたあと、UBSは直ちに貴金属及び関連する仕組商品業務を含む外国為替業務の内部調査に着手した。その後、FINMA、スイス競争委員会（以下「WEKO」という。）、DOJ、SEC、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）、連邦準備制度理事会、英国金融行為監督機構（以下「FCA」という。）（英国金融庁（以下「FSA」という。）の一部権限を委譲）、英国重大不正捜査局（以下「SFO」という。）、オーストラリア証券投資委員会（以下「ASIC」という。）、香港金融管理局（以下「HKMA」という。）、韓国公正取引委員会（以下「KFTC」という。）及びブラジル競争法当局（以下「CADE」という。）など様々な当局が、外国為替相場不正操作の疑いに関する調査を開始した。WEKO、また報道によれば様々な当局が、貴金属価格の不正操作も調査している。UBSは、継続中の調査の結果を受けて、一部担当者に対し適切な措置を講じており、今後も講じていく予定である。

2014年に、UBSは、外国為替の調査に関連してFCA及びCFTCと和解に至り、FINMAは、外国為替及び貴金属業務に関連してUBSに対する正式な手続を終結する命令を発した。UBSはこれらの機関に合計約774百万スイス・フランを支払った。これには、FCAに対する罰金234百万英ポンド、CFTCに対する罰金290百万米ドル及びFINMAに対する、回避した費用と利益の没収に相当する134百万スイス・フランが含まれる。2015年5月、連邦準備制度理事会及びコネチカット州銀行局は、UBS AGに対し、停止命令及び民事制裁金査定に関する同意命令（以下「連邦準備制度命令」という。）を出した。連邦準備制度命令の一環として、UBS AGは民事制裁金342百万米ドルを支払った。

2015年5月、DOJの犯罪局（以下「犯罪局」という。）は、UBSによる基準金利の呈示に関連する2012年12月のUBS AGとの不起訴合意（以下「NPA」という。）を解除した。このため、UBS AGは犯罪局と司法取引を行い、当該取引に従って、UBS AGは、合衆国法典第18編第1343条及び第2条に違反する送金不正の1訴因についてコネチカット地区地方裁判所において提訴されたUBS AGに対する1件の犯罪情報について、有罪を認めることに同意し、実際に有罪を認めた。司法取引に基づき、UBS AGは、203百万米ドルの罰金と3年間の経過観察期間を含んだ判決に合意した。当該犯罪情報では、おおよそ2001年から2010年の間に、UBS AGが、日本円LIBORを含む

基準金利を操作することで取引相手先をだまして金利デリバティブを締結させるスキームに関与していたという主張がされている。判決言い渡しは現時点では2016年5月9日に予定されている。犯罪局は、UBS AGの一部従業員がNPAに違反する犯罪行為を行ったという判断を単独で下し、これに基づきNPAを解除した。違反行為には、顧客と特定の為替市場取引を実施する際の詐欺的かつ不正な為替取引及び販売実務、並びに一部の為替市場における他の参加者との共謀が含まれる。

当行は、これらの当局に協力し、プロセス及び統制の向上など特定の改善に取り組む継続的な義務を有している。

UBSは、ユーロ/米ドルに関する共謀について、DOJの反トラスト局（以下「反トラスト局」という。）により条件付免責が認められており、他の通貨ペアに関する不起訴合意も締結している。このため、UBS AGは、反トラスト法違反について、反トラスト局による起訴、罰金又はその他の制裁の対象とならない。これはUBS AGが継続して協力することを条件としている。ただし、条件付免責は、上記の和解及び継続中の調査で明らかにされているように、政府機関がUBS AGに対してその他の請求を行うこと及び制裁を課することを妨げない。またUBSは、貴金属に関する競争法違反の可能性について、特定の管轄区域の当局（WEKOを含む。）から条件付の制裁措置の減免が認められており、そのため、UBS AGの継続的な協力を条件として、当該管轄区域における反トラスト法又は競争法の違反による起訴、罰金又はその他の制裁の対象とならない。

2015年10月、UBS AGは、ボラティリティキャップ付UBS V10通貨インデックスに連動するUBS AG発行の仕組債に関してSECと和解した。

上述の解決にかかわらず、CFTCを含む多数の当局による為替及び貴金属の問題に関する調査は依然として継続している。

外国為替に関連する民事訴訟：2013年11月以降、UBS及び他の銀行に対する推定集団訴訟が、被告の銀行のいずれかと外国為替取引を行った者の推定上の集団を代表して米国連邦裁判所及びその他の管轄区域に提起されている。これらの訴訟は、被告による共謀を申立て、反トラスト法に基づく請求及び不当利得に対する請求を主張している。2015年に、為替先物契約及び為替先物契約に係るオプションを2003年1月1日以降に契約した者又は保有している者の推定上の集団を代表して、UBS及び他行に対し、追加の推定集団訴訟がニューヨークの連邦裁判所で提起された。訴状は、商品取引法（以下「CEA」という。）及び米国反トラスト法に基づく請求を主張している。2015年7月、上記の米国連邦裁判所集団訴訟の対象となる者の推定上の両集団を代表して、併合訴状が提出された。UBSは、これら米国連邦裁判所集団訴訟の全てを解決する和解合意を締結している。この和解合意は、裁判所の予備承認を得ているが、裁判所の最終承認を条件としており、特にUBSが合計141百万米ドルを支払い、和解集団への協力を行うことを求めている。

2015年6月、1974年従業員退職所得保障法（以下「ERISA法」という。）適格制度の参加者、受益者及び指名された受託者を代表した推定集団訴訟が、UBS及び他行に対して、ニューヨークの連邦裁判所で提起された。被告となっている銀行は、当該参加者、受益者及び受託者のために、為替取引サービスを提供し、ERISA制度の管理に関する一任された権限又は支配権を行使し、また当該制度の資産に関連する為替取引サービスの実行を認可又は許可していた。訴状は、ERISA法に基づく請求を主張している。

2015年に、UBSは、現物貴金属及び様々な貴金属商品並びにデリバティブの購入者又は売却者の推定上の集団を代表してニューヨークの連邦裁判所及びその他の管轄区域において他行に対して提起された係争中の推定集団訴訟に加えられた。当該訴訟における訴状は、米国反トラスト法及びCEAに基づく請求並びに他の請求を主張している。

LIBOR及びその他の基準金利に関連する規制上の問題：SEC、CFTC、DOJ、FCA、SF0、シンガポール通貨監督庁（以下「MAS」という。）、HKMA、FINMA、米国における様々な州司法長官、及び様々な管轄区域における競争当局を含む多くの政府機関が、LIBOR及び他の基準金利の呈示に係る調査をこれまで実施し、あるいは継続して実施している。これらの調査は、自社のみで行われたのか又は他社とともに行われたのかのいずれにしても、特にUBSによって一定の時点のLIBOR及び他の基準金利を操作する不適切な試みがあったのかどうかに焦点を当てている。

2012年に、UBSは、基準金利の調査に関して、FSA、CFTC及びDOJの犯罪局との和解に至った。これと同じ時期に、FINMAが、基準金利に関連してUBSに関する正式な手続を終結する命令を発した。UBSは、合計約14億スイス・フランの罰金及び返還利得を支払った。これには、FSAに対する罰金160百万英ポンド、CFTCに対する罰金700百万米ドル、DOJに対する罰金500百万米ドル及びFINMAに対する返還利得59百万スイス・フランが含まれる。日本のUBS証券株式会社（以下「UBSSJ」という。）は、DOJと司法取引を行い、当該取引に従って日本円LIBORを含む特定の基準金利の操作に関連する送金不正の1訴因に対して罪を認めた。UBSはDOJとNPAを締結した。この合意は（司法取引と共に）、以下に記載した条件付の軽減措置や免責の認定範囲を超える行為を対象

としており、UBSSJの判決後に500百万米ドルの罰金をDOJに支払うことをUBSに要求し、判決でUBSSJに科される刑事処分による罰金はこの500百万米ドルの罰金から差し引かれることを定めている。NPAに基づき、当行は、特に2012年12月18日より2年間にわたり、UBSは米国内においていかなる犯罪も行っていないこと、また詐欺又は証券及びコモディティ市場に関する米国の法律違反にかかる犯罪行為に該当するおそれのあるUBS又はその従業員による全ての行為について当行よりDOJに報告することについて同意した。NPAの期間は、1年延長されて2015年12月18日までとなった。犯罪局は、UBS AGの一部従業員がNPAに違反する犯罪行為を行ったという判断を単独で下し、これに基づき2015年5月に、NPAを解除した。このためUBSは、DOJと司法取引を行い、当該取引に従って日本円LIBORを含む特定の基準金利の操作に関連する送金不正の1訴因に対して罪を認め、罰金203百万米ドルの支払いに応じ、3年間の経過観察期間を受け入れた。判決の言い渡しは現在、2016年5月9日に予定されている。

2014年に、スイス・フランの金利デリバティブに関連するビッド・アスクスプレッドの調査に関して、UBSは欧州委員会（以下「EC」という。）と和解に至り、12.7百万ユーロの罰金を支払った。当該金額は、UBSがECに協力したことを一部踏まえ、この額まで減額されたものである。MAS、HKMA及び日本の金融庁は、UBS（及び場合によっては他行）の調査を全て終結している。当行は、解決の当事者である当局に協力し、基準金利の呈示に関する特定の救済を行う継続的な義務を負っている。

これらの解決にかかわらず、CFTC、ASIC及びその他の政府当局による調査は依然として継続している。

UBSは、日本円LIBOR及びユーロ円TIBORの呈示に関する反トラスト法又は競争法の違反の可能性に関連して、DOJの反トラスト局、WEKO及びECを含む一定の管轄区域の当局から条件付の制裁措置の減免又は条件付の免責が認められた。さらにWEKOは、スイス・フランLIBORの呈示及びスイス・フランLIBORに関連した特定の取引についての競争法違反の可能性に関連して、UBSに条件付免責を認めた。この条件付の措置により、当行は、これらの条件付の措置の対象である問題に関連して、当行が条件付免責又は制裁措置の減免を認められた管轄区域においては、反トラスト法又は競争法違反について、起訴、罰金又はその他の制裁の対象とならない。これは当行が継続して協力することを条件としている。ただし、当行に認められた条件付の制裁措置の減免及び条件付の免責は、上記の和解及び継続中の調査で明らかにされているように、政府機関が当行に対してその他の請求を行うこと及び制裁を課すことを妨げない。さらに、DOJと合意した条件付の制裁措置の減免により、合意の対象である行為により米国の法律に基づく民事上の反トラスト訴訟において損害賠償が命じられた場合でも、当行は三倍額賠償ではなく、実際の損害賠償に対する責任を上限とすることができ、また、これらの民事上の反トラスト訴訟に関連した潜在的な連帯責任から解放される。これは当行の協力がDOJ及び民事上の訴訟を統括する裁判所にとって妥当なものであることを条件としている。ただし、条件付の制裁措置の減免及び条件付の免責の認定は、当行に対して民事上の主張を行なう個人の当事者能力には影響を及ぼさない。

LIBOR及びその他の基準金利に関連する民事訴訟：特定の基準金利に基づくデリバティブ取引を行なう当事者を代表した多くの推定集団訴訟及びその他の訴訟が、UBS及び多くの他の銀行に対して、ニューヨークの連邦裁判所において係属中であるか、又は同裁判所に移管される見込みである。さらに、変動利付モーゲージ、優先証券及び債券、担保差入債券、貸出金、預金勘定、投資及びその他の利付商品を含む、米ドルLIBORに金利が連動する様々な商品に関連した損失を主張する訴訟も係属中である。全ての申立ては、様々な方法による、様々な基準金利（米ドルLIBOR、ユーロ円TIBOR、日本円LIBOR、EURIBOR、スイス・フランLIBOR、英ポンドLIBOR又は米ドルISDAFIXを含む。）の操作について主張しており、様々な法理論に基づいて金額未定の補償的損害賠償及び他の損害賠償を求めている。2013年に、米ドルに関連する訴訟の裁判所は、特定の米ドルLIBORの原告による連邦反トラスト法及び恐喝防止法に係る請求並びにCEA及び州の判例法に基づく請求の一部を却下した。原告は、請求の却下に対して上訴し、当該上訴は係属中である。2014年に、1件のユーロ円TIBOR訴訟の裁判所は、連邦反トラスト法に基づく請求を含む、原告の請求の一部を却下した。2015年に、同裁判所は、連邦恐喝防止法に基づく原告の請求を却下し、連邦反トラスト法に基づく原告の請求に対する以前の却下を支持した。その他の訴訟（EURIBOR、スイス・フランLIBOR及び英ポンドLIBORに関する訴訟を含む。）においてUBS及び他の被告は却下の申立てを行っている。

2014年9月以降、特にISDAFIXに連動する金利デリバティブ取引を行った当事者を代表して、UBS及び他の金融機関に対し、複数の推定集団訴訟がニューヨーク及びニュージャージーの連邦裁判所に提起されている。訴状（その後1件の修正訴状に併合）は、被告が2006年1月1日から2014年1月までにわたり共謀してISDAFIXを操作し、いくつかある法理論の中で特に米国反トラスト法及びCEAに違反したと主張し、三倍額賠償を含む金額未定の補償的損害賠償を求めている。UBS及び他の被告は却下の申立てを行い、その申立ては係属中である。

国債：2007年以降の米国債市場の参加者を代表して、UBS及び他の銀行に対し、推定集団訴訟が米国連邦裁判所に提起されている。訴状は全体として、これらの銀行がオークションで販売された米国債に関して共謀し、

その価格を操作したと申立てている。訴状では、反トラスト法及びCEAに基づく請求並びに不当利得に対する請求を主張している。これらの訴訟はSDNYで併合された。これらの提訴を受け、UBS、また報道によれば他の銀行は、様々な当局から米国債及びその他の国債の取引実務に関する情報提供を要請されている。

上記の和解及び命令に含まれていない追加の問題及び管轄区域に関して、2015年12月31日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考える金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金の額を最終的に大幅に上回る（又は下回る）ことがある。

6 スイスにおける手数料返還

2012年にスイス連邦最高裁判所は、UBSに対するテスト・ケースにおいて、第三者及びグループ会社の投資信託及び仕組商品の販売に関してある会社に支払われた販売手数料は、有効な権利放棄がない限り、その会社と投資一任契約を締結している顧客に対して開示され、返還されなければならないという判決を下した。

FINMAは、最高裁判所の判決に対応して、スイスの全銀行に監督者覚書を発行した。この覚書は、スイスの銀行が導入すべき施策を定めており、これには影響を受ける全ての顧客に最高裁判所の判決を伝え、詳細については銀行内部の連絡先を教えることが含まれている。UBSは、FINMAの要求事項を満たしており、影響を受ける可能性のある全顧客に通知した。

最高裁判所の判決により、多数の顧客がUBSに手数料の開示及び返還を請求しており、引き続き請求する可能性がある。顧客の請求は1件ごとに検討されている。これらの検討に当たり考慮される事項には、特に、投資一任契約の存在及び販売手数料に関する有効な権利放棄が顧客への文書に含まれているか否かがある。

この項目6に記載された問題に関して、2015年12月31日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考える金額の引当金が反映されている。最終的なエクスポージャーは、顧客の請求及びその解決、予測及び評価が困難である要素により決定する。このため、当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金の額を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

7 パンコUBSパクチュアルの税金補償

UBSによるBTGインベストメント・エルピー（以下「BTG」という。）へのパンコUBSパクチュアル・エスエー（以下「パクチュアル」という。）の2009年における売却によって、BTGは契約上の補償請求を提示した。UBSは金額を約24億ブラジル・レアル（利息及び罰金を含み、BTGが保有する負債を控除した金額）と見積っている。当該請求は、UBSがパクチュアルを所有していた2006年12月から2009年3月までの期間に関連する、ブラジル税務当局がパクチュアルに対して交付した複数の課税評価に主に関連している。これらの評価の大部分は、UBSによる2006年のパクチュアル買収に関連するのれんの償却及び様々な利益分配制度を通じてパクチュアルの従業員に行われた支払いの控除可能性に関連するものである。これらの評価は、行政及び司法手続において異議が申立てられている。2015年5月、のれんの償却の評価に関連して、行政裁判所は税務当局におおむね有利な判決を下した。この判決は上訴されている。

8 CDS市場に関する問題

2013年に、ECは、UBSを含むクレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）のディーラー13社、並びにデータ・サービス・プロバイダーのマークイット及び国際スワップデリバティブ協会（以下「ISDA」という。）に対し、異議告知書を発行した。当該異議告知書は、ディーラーが2006年から2009年までの間に、証券取引所がクレジット・デリバティブ市場へ参入することを阻止するために談合し、欧州連合の反トラスト規則に違反したと幅広く主張している。2015年12月、ECは、UBSを含むディーラー全13社に対する調査の終了を決定したとの声明を発表した。マークイット及びISDAに関するECの調査は継続中である。2009年半ば以降、DOJの反トラスト局もまた、UBSを含む複数のディーラーが互いに、また、マークイットと共謀してCDSの売買、清算及びその他のサービスの市場における競争を制限したかどうかを調査している。2014年に、推定集団訴訟の原告は、UBSを含むディーラー12社、並びにマークイット及びISDAに対し、シャーマン反トラスト法及び判例法の違反を主張する併合修正訴状をSDNYに提出した。原告は、被告が、店頭市場でCDSを売買して得られる利益を確保しようと不法に共謀して米国におけるCDS取引市場の競争を阻害し、独占したと申立てている。2015年9月、UBS及び他の被告は、当該訴訟を解決するために和解合意を締結した。この和解合意に従い、UBS

は、全被告が支払う和解金合計額約18.65億米ドルのうち75百万米ドルを支払った。この合意は、裁判所の予備承認を得ているが、裁判所の最終承認を条件としている。

注記23 その他の負債

単位：百万スイス・フラン		
	2015年12月31日現在	2014年12月31日現在
未払プライム・ブローカレッジ ¹	45,306	38,633
ユニットリンク型投資契約未払額	15,718	17,643
報酬関連負債	5,122	5,414
内、未払費用	2,827	2,583
内、その他の繰延報酬制度	1,559	1,457
内、確定給付年金負債及び退職後給付負債、純額 ²	736	1,374
連結投資信託における第三者持分	594	707
決済勘定	893	1,054
当期税金負債及び繰延税金負債 ³	810	642
付加価値税その他の未払税金	446	420
繰延収益	210	259
未払利息	1,438	1,327
その他の未払費用	2,492	2,472
売却目的で保有する処分グループの負債 ⁴	235	0
その他	1,343	1,820
その他の負債合計	74,606	70,392

¹プライム・ブローカレッジ・サービスには、複数の資産クラスにわたって取引を行う法人顧客向けの清算、決済、保管、ファイナンス
グ及びポートフォリオ・レポーティング・サービスが含まれている。未払プライム・ブローカレッジは、主として顧客の有価証券貸借及
び預金で構成されている。²詳細に関しては、注記28を参照。³詳細に関しては、注記 8 を参照。⁴詳細に関しては、注記32を参照。

追加情報

注記24 公正価値測定

本注記は、金融商品及び非金融商品の双方に関する公正価値測定の情報を提供するものであり、構成は以下の通りである。

- a) 評価原則
- b) 評価ガバナンス
- c) 評価技法
- d) 評価調整
- e) 公正価値測定及び公正価値ヒエラルキーの区分
- f) 公正価値ヒエラルキーにおけるレベル1とレベル2の間の振替
- g) レベル3商品の変動
- h) レベル3に分類される資産及び負債の評価
- i) 観察不能なインプットの仮定の変更に対する公正価値測定の感応度
- j) 公正価値で測定されない金融商品

a) 評価原則

公正価値とは、測定日現在において、主たる市場（又は主たる市場がない場合、最も有利な市場）における市場参加者間の秩序ある取引で、資産の売却により受け取る、又は負債の移転により支払うであろう価格と定義される。公正価値の測定に際し、UBS AGは様々な評価アプローチを活用し、観察可能な市場データがあればそれらを最大限に活用した価格やインプットに対してヒエラルキーを適用する。

公正価値で測定又は開示される金融及び非金融資産・負債は全て、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルのうちの1つのレベルに分類される。状況によっては、公正価値の測定に用いられるインプットで、公正価値ヒエラルキーの異なるレベルのものが使われている場合がある。開示の目的上、ポジション全体の公正価値に対して重要な最も低いレベルのインプットに相当するヒエラルキーに当該商品全体を分類する。

- レベル1—活発な市場における同一の資産又は負債に関する（無調整の）相場価格
- レベル2—全ての重要なインプットが観察可能な市場データである場合、又はそのデータに基づいている場合の評価技法
- レベル3—重要なインプットが観察可能な市場データに基づかない評価手法

入手可能な場合、公正価値は、同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格を用いて算定される。活発な市場とは、当該資産又は負債に係る取引が、継続的に価格データを提供するために十分な頻度と規模で行われる市場をいう。活発な市場で価格が形成され、取引される資産及び負債は、現在の相場価格に保有している商品の単位数を乗じて評価される。

金融商品又は非金融資産もしくは負債の市場が活発でない場合は、公正価値は価格算定モデルなどの評価技法を用いて算定される。評価技法には見積りの使用が含まれ、その範囲は当該商品の複雑性や市場に基づくデータによって異なる。モデル・リスク、流動性リスク、信用リスク及び資金調達リスク（これらのリスクは、評価技法では明確に捉えられないが、価格設定時に市場参加者が検討すると考えられる。）を含む別の要因を考慮して評価調整が行われる場合がある。特定の評価技法に内在する制約は、資産又は負債をどの公正価値ヒエラルキーに分類するかを決定する際に考慮される。

現物商品や店頭（以下「OTC」という。）デリバティブ契約の多くは、市場で観察可能なビッドプライス及びオファープライスを有している。ビッドプライスは、当事者が自発的に資産に支払う最高価格を反映しており、オファープライスは、当事者が資産の購入に自発的に受け入れる最低価格を表している。一般的に、ロング・ポジションはビッドプライスで測定され、ショート・ポジションはオファープライスで測定される。これらの価格は、当該商品が通常の市場条件の下で移転され得る価格を反映している。同一の金融商品におけるポジションの相殺は、ビッド・オファースプレッドの仲値で評価される。

通常、金融商品の会計単位は個々の商品であり、UBSは、かかる会計単位と整合する個別の商品レベルで評価調整を行っている。しかしながら、一定の条件を満たす場合には、UBSは、実質的に類似した、相殺し合うリスク・エクスポージャーを有する金融資産及び金融負債のポートフォリオの公正価値を、正味のオープン・リスクに基づいて見積る場合がある。

公正価値を測定するために用いられる評価技法が、観察可能な市場データに基づいていない重要なインプットを必要とするような取引については、当該金融商品は当初、取引価格で認識される。この当初認識額は、評価技法を用いて入手した公正価値と異なる場合がある。かかる差異は、繰り延べられて損益計算書には認識されず、繰延Day1損益として計上される。

→ 詳細については、注記24dを参照。

b) 評価ガバナンス

UBS AGの公正価値測定及びモデルのガバナンスの枠組みには、財務書類上報告される公正価値測定の質を最大限高めることを目的とした多数の統制及びその他の手続上の予防策が含まれている。新規の商品及び評価技法は、リスク及び財務統制部門の主要関係者によるレビュー及び承認を必要とする。金融商品及び非金融商品を公正価値で継続して測定する責任は事業部門にある。この評価責任を遂行する際に、事業部門は、外部の市場データの入手可能性及び質を検討し、その公正価値の見積りに関する正当性及び論理的根拠を示すことが求められる。

事業部門が提供する公正価値の見積りは、各事業部門から独立したリスク及び財務統制部門によってその妥当性が確認される。独立した価格検証は、事業部門の公正価値の見積りを観察可能な市場価格やその他の独立した情報源をもって評価することにより、財務部門によって実施される。第三者の価格情報源が用いられる場合には、その質を確保するために、統制とガバナンスが整備されている。公正価値の算定に評価モデルを用いる金融商品については、財務及びリスク部門内の独立した評価及びモデル統制グループが、定期的にUBS AGのモデル（評価及びモデルへのインプット・パラメーター並びに価格決定を含む。）を評価する。このような評価統制が取られることから、独立した市場データ及び会計基準に整合するように、事業部門による公正価値の見積りに評価調整が行われる場合がある。

→ 詳細については、注記24dを参照。

c) 評価技法

市場価格を入手できないポジションを評価する場合に評価技法が用いられる。例えば、流動性の低い負債性商品及び資本性金融商品、一部の取引所取引デリバティブ、並びにOTC市場で売買される全てのデリバティブなどである。UBS AGは、活発に売買されず相場が形成されない金融商品及び非金融商品の公正価値の算定に、広く認められた評価技法を用いている。最も頻繁に適用される評価技法は、期待キャッシュ・フローの割引価値、相対的価値モデル及びオプション価格算定モデルである。

期待キャッシュ・フローの割引価値は、資産又は負債から生じる将来の期待キャッシュ・フローを見積り、次にこのキャッシュ・フローを割引率又はディスカウント・マージン（類似のリスク特性や流動性特性を有する商品の現在価値をもたらすために市場が要求する信用スプレッド及び／又は資金調達スプレッドを反映したもの）で割り引くことにより公正価値を測定する評価技法である。かかる評価技法を利用する場合、将来の期待キャッシュ・フローは、当該将来キャッシュ・フローの観察された又は推定された市場価格を用いて見積られるか、あるいは業界の標準的なキャッシュ・フロー予測モデルを用いて見積られる。計算に使用される割引係数は、業界の標準的なイールド・カーブのモデル化技法及びモデルを用いて算出される。

相対的価値モデルは、同等又は比較可能な資産又は負債の市場価格に基づいて公正価値を測定し、観察された商品と評価対象の商品における特性の違いにより調整するものである。

オプション価格算定モデルは、参照原資産の将来の価格変動動向に関する仮定を組み込み、オプションに対する将来の確率加重期待ペイオフを算出する。結果として得られた確率加重期待ペイオフは、業界の標準的なイールド・カーブのモデル化技法及びモデルから算出された割引係数を用いて割り引かれる。オプション価格算定モデルは、閉形の解析公式やその他の数値計算手法（例えば、二項分布ツリー又はモンテカルロ・シミュレーション）を用いて適用される場合がある。

入手可能な場合、評価技法は市場で観察可能な仮定やインプットを利用する。そのようなデータが入手できない場合は、インプットは、活発な市場における類似資産を参照して、比較可能な取引の最新価格又は他の観察可能な市場データから導出されることがある。そのような場合、インプットは、類似商品に係る過去の実績及び実務、観察可能な価格水準の類似商品に基づくインプットの水準の導出、並びに現在の市況及び評価アプローチに対する知識に基づいて選択する。

より複雑な商品及び活発な市場で取引されない商品の場合、公正価値は、観察された取引価格、コンセンサス方式のプライシング・サービス及び関連する相場を組み合わせで見積られることがある。相場の性質（例え

ば、気配値又は確定気配値）及び裏付けのある最近の市場活動とコンセンサス方式のプライシング・サービスにより提供された価格との関係性が考慮される。また、UBS AGでは、内部で開発したモデルを使用するが、かかるモデルは通常、業界内での標準として認識されている評価モデル及び手法に基づいている。

評価技法に利用される仮定及びインプットには、基準金利のイールド・カーブ、割引率を見積る際に用いられる信用スプレッド及び資金調達スプレッド、債券価格及び株価、株式指数の基準価格、外国為替レート並びに市場ボラティリティ及び相関の程度が含まれる。詳細については、注記24e及び24hを参照。UBS AGが用いるディスカウント・カーブには、適用される商品の資金調達及び信用特性が組み込まれている。

d) 評価調整

評価技法によるアウトプットは、完全な確実性をもって測定できない公正価値の見積りであるのが常である。その結果、取引解消費、信用エクスポージャー、モデルに起因する評価の不確実性、資金調達の費用と便益、取引制限及びその他の要因について公正価値の見積時に市場参加者が考慮する場合にはこれらの要素を反映して、適宜評価の調整が行われる。評価調整は、評価技法を用いて測定される資産又は負債の公正価値の重要な構成要素である。このような調整は、公正価値測定プロセス内の不確実性を反映すること、特定されたモデル簡略化に合わせて調整を行うこと、また、個々の商品レベルの特性に基づく評価ではなくポートフォリオ全体としての角度から公正価値を評価することを目的として適用される。

評価調整の主な種類について以下に詳述する。

Day1リザーブ

公正価値の測定に使用する評価技法が観察可能な市場データに基づかない重要なインプットを必要とする新規の取引については、当該金融商品は当初、取引価格で認識される。この取引価格は、評価技法を用いて取得した公正価値とは異なる場合があり、かかる差異は繰り延べられ、損益計算書には当初認識されない。評価調整として適宜、このようなDay1損益リザーブが反映される。

以下の表は、各期間の繰延Day1損益リザーブの変動を要約したものである。同等の商品の価格もしくは原パラメーターが観察可能となった時点又は当該取引がクローズアウトされた時点で、繰り延べられた金額は損益計算書に振り替えられ、トレーディング収益純額に計上される。

繰延Day1損益

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		
	2015年12月31日	2014年12月31日	2013年12月31日
期首残高	480	486	474
新規取引で繰り延べられた利益 / (損失)	268	344	694
損益計算書で認識された(利益) / 損失	(321)	(384)	(653)
為替換算調整	(6)	35	(29)
期末残高	421	480	486

公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用調整

デリバティブのリスク要素の評価を検討することに加え、公正価値オプションを適用する負債の評価には、資金調達要素と、特に公正価値の自己の信用要素を考慮することも求められる。自己の信用リスクは、この要素が評価の目的上、取引相手先及びその他の市場参加者によって考慮されている場合に、当行の公正価値オプションを適用する負債の評価に反映される。一方、自己の信用リスクは、全額担保された当行の負債及び自己の信用要素を含めないことが市場慣行として確立しているその他の債務には反映されない。

2015年度に、UBS AGは公正価値での測定を指定された金融負債の公正価値の自己の信用要素の評価手法を改善した。2015年度第4四半期より前は、自己の信用は、資金振替価格カーブ（以下「FTP」という。）を用いて見積られていた。これは、UBSグループAG（連結）の新規発行シニア債のイールド・カーブ・スプレッドを、主としてUBSグループAG（連結）の債券についてのシニア無担保債市場におけるスプレッドとUBSグループAG（連結）のメディアム・ターム・ノート（以下「MTN」という。）の発行金利水準との差異を反映した割引率で割り引くことにより導出される。UBSグループAG（連結）の事業変革に伴い、UBSグループAG（連結）の長期物のMTN

発行高が減少したことにより、FTPの評価基準に利用できる観察可能な市場データが減少した。2015年度第4四半期から、自己の信用は、自己の信用調整カーブ（以下「OCA」という。）を用いて見積られている。これには、UBSグループAG（連結）のシニア債に関する市場で観察された流通価格、UBSグループAG（連結）のクレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）のスプレッド、及び同業他行のシニア債のイールド・カーブなど、観察可能性がより高い市場データが組み込まれている。関連インフラの強化に裏付けられた高度な公正価値アプローチの策定を目的とする複数期間にわたる実施計画に従い、この会計上の見積りの変更は2015年度第4四半期に最終確定した。当該変更は2015年度第4四半期に将来に向かって適用され、公正価値での測定を指定された金融負債の帳簿価額合計630億スイス・フランに対して260百万スイス・フランの利得が生じた。

OCAは通常、レベル2の価格算定インプットである。ただし、活発に取引されている期間を超える一部の長期物エクスポージャーは、レベル3に分類される。

公正価値での測定を指定された金融負債（主に発行済仕組商品）に関連する自己の信用調整の影響は、以下の表に要約されている。

現時点までの保有期間累計額は当初認識後の変動累積額を反映している。期間中の自己の信用の変動額は、UBS AGの信用スプレッドの変動に起因する公正価値の変動額、及び信用スプレッド以外の要素（例えば、償還、時の経過に伴う影響、金利やその他の市場レートの変動など）に起因する公正価値の変動額で構成されている。

公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用調整

単位：百万スイス・フラン	現在又は終了事業年度		
	2015年12月31日	2014年12月31日	2013年12月31日
終了事業年度の利得 / (損失)	553	292	(283)
現時点までの累計利得 / (損失)	287	(302)	(577)

信用評価調整

OTCデリバティブ（公正価値での測定を指定された金融資産に分類される資金調達型（funded）デリバティブを含む。）の公正価値を測定するためには、このようなデリバティブに内在する取引相手先の信用リスクを反映するために、信用評価調整（以下「CVA」という。）を行う必要がある。この金額は、当該商品の取引相手先の信用リスクをヘッジするために必要なプロテクションの見積公正価値を表している。CVAは、取引相手先別の当該取引相手先に対する全てのエクスポージャーを考慮して算定され、予測されるエクスポージャーの将来価値、デフォルト確率及び回収率、適用される担保又はネットティング契約、並びに中途解約条項及びその他の契約上の要素によって決まる。

調達評価調整

調達評価調整（以下「FVA」という。）は、無担保及び部分担保付デリバティブ債権及び債務に関連した資金調達の費用と便益を反映しており、無担保デリバティブのキャッシュ・フローの割引に用いる割引率をLIBORからCVAの枠組みを使用するOCAに移行することによる評価の影響額として算出される。

上述のように、UBS AGは2015年度第4四半期に、公正価値で計上する金融負債の評価の目的上、FTPカーブをOCAカーブに変更した。無担保及び部分担保付デリバティブ債務に関連するFVAに適用されたため、この変更の結果、損益計算書に40百万スイス・フランが借方計上された。

FVAは、担保を売却又は再担保差入できない担保付デリバティブ資産にも適用される。

負債評価調整

CVAの枠組みと効果的に整合するようにデリバティブの評価に自己の信用を組み込むために負債評価調整（以下「DVA」という。）が見積られる。DVAは、取引相手先別の当該取引相手先の全てのエクスポージャーを検討し、担保ネットティング契約、予測される将来の時価変動及びUBS AGのクレジット・デフォルト・スプレッドを考慮して算定される。2014年度下半期のFVA導入時に、UBS AGはFVAと重複する部分のDVAを戻入れた。

その他の評価調整

ロング・ポジションとショート・ポジションを組み合わせたポートフォリオの一部として測定される商品は、ロング及びショートの構成商品のリスクを一貫して評価するために仲値レベルで評価される。その後、正味のロング又はショート・ポジションのエクスポージャーに対して流動性の評価調整が行われ、現在の市場流動性の水準を反映して公正価値を適宜、ビッド又はオファー価格に修正する。評価調整の計算に用いられるビッド・オファースプレッドは、市場取引及びその他の関連情報源から入手され、定期的に更新される。

モデルに基づく評価の適用に関連する不確実性は、モデルリザーブの適用により公正価値の測定に反映されている。モデルリザーブには、関係するモデル仮定条件に使用されるモデル及び市場インプットに、あるいは既知のモデル自体の欠陥を修正する目的でモデルのアウトプットの修正に不確実性を組み込むために、モデルによって直接計算された評価額から差し引くべきであるとUBS AGが見積る金額が反映されている。かかる見積額を算定するに当たり、UBS AGは、他の市場参加者がこれらの不確実性についてどのように見積るかを含め、一連の市場慣行を勘案している。モデルリザーブは、市場取引、コンセンサス方式のプライシング・サービス及びその他の関連情報源からのデータに照らして定期的に再評価される。

金融商品の評価調整

現時点までの累計利得 / (損失)、単位：十億スイス・フラン	2015年12月31日現在	2014年12月31日現在
信用評価調整¹	(0.3)	(0.5)
調達評価調整	(0.2)	(0.1)
負債評価調整	0.0	0.0
その他の評価調整	(0.8)	(0.9)
内、流動性	(0.5)	(0.5)
内、モデルの不確実性	(0.3)	(0.4)

¹当該金額は、債務不履行に陥った相手方に対するリザーブを含まない。

e) 公正価値測定及び公正価値ヒエラルキーの区分

公正価値で測定される金融及び非金融資産・負債の公正価値ヒエラルキー区分は、以下の表の通り要約される。表に続いて、公正価値で測定される資産及び負債の各クラスに係る重要な評価インプット及び仮定、公正価値の測定に用いられた評価技法（該当する場合）並びに公正価値ヒエラルキーの区分を決定する要因の説明が記載されている。

市場相場価格又は評価技法による公正価値の決定¹

単位：十億スイス・フラン	2015年12月31日現在				2014年12月31日現在			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
継続的に公正価値で測定される資産								
トレーディング目的保有金融資産 ²	96.4	21.9	2.1	120.4	101.7	27.2	3.5	132.4
内、								
国債	12.9	3.3	0.0	16.2	8.8	4.7	0.0	13.6
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	0.2	8.1	0.7	9.0	0.6	11.0	1.4	12.9
貸出金	0.0	1.8	0.8	2.6	0.0	2.2	1.1	3.2
投資信託受益証券	6.1	5.7	0.2	11.9	6.7	6.4	0.3	13.4
資産担保証券	0.0	1.0	0.2	1.2	0.0	1.5	0.6	2.1
資本性金融商品	62.4	1.5	0.1	64.0	68.8	0.8	0.1	69.8
ユニットリンク型投資契約金融資産	14.8	0.7	0.1	15.5	16.8	0.6	0.1	17.4
再調達価額 - 借方	0.5	164.0	2.9	167.4	1.0	251.6	4.4	257.0
内、								
金利契約	0.0	74.4	0.1	74.5	0.0	123.4	0.2	123.7
クレジット・デリバティブ契約	0.0	5.4	1.3	6.7	0.0	9.8	1.7	11.5
外国為替契約	0.3	64.9	0.5	65.7	0.7	97.0	0.6	98.4
株式／株式指数契約	0.0	15.9	1.0	16.9	0.0	17.7	1.9	19.5
コモディティ契約	0.0	3.4	0.0	3.4	0.0	3.6	0.0	3.6
公正価値での測定を指定された金融資産	0.2	2.3	3.3	5.8	0.1	0.9	3.5	4.5
内、								
貸出金（仕組ローンを含む）	0.0	2.3	1.7	4.0	0.0	0.8	1.0	1.7
仕組リバース・レボ契約及び有価証券借入契約	0.0	0.0	1.5	1.6	0.0	0.1	2.4	2.5
その他	0.2	0.0	0.1	0.3	0.1	0.0	0.1	0.3
売却可能金融投資	34.2	27.7	0.7	62.5	32.7	23.9	0.6	57.2
内、								
国債	31.1	2.0	0.0	33.1	30.3	2.8	0.0	33.1
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	3.0	22.2	0.0	25.2	2.2	16.9	0.0	19.1
投資信託受益証券	0.0	0.1	0.1	0.2	0.0	0.1	0.2	0.3
資産担保証券	0.0	3.4	0.0	3.4	0.0	4.0	0.0	4.0
資本性金融商品	0.1	0.0	0.5	0.6	0.2	0.1	0.4	0.7
非金融資産								
貴金属及びその他のコモディティ	3.7	0.0	0.0	3.7	5.8	0.0	0.0	5.8
非継続的に公正価値で測定される資産								
その他の資産 ³	0.3	0.1	0.1	0.4	0.0	0.1	0.2	0.2
公正価値で測定される資産合計	135.2	216.0	9.0	360.3	141.4	303.5	12.2	457.1

¹区分された組込デリバティブは、貸借対照表上で主契約と同じ項目に表示され、この表から除外されている。2015年12月31日現在、公正価値で保有される区分処理された組込デリバティブ負債純額合計 1 億スイス・フラン（内、1 億スイス・フランはレベル2 資産純額、2

億スイス・フランはレベル2 負債純額であった。)は、貸借対照表において社債に計上されている。2014年12月31日現在、公正価値で保有される区分処理された組込デリバティブ負債純額合計0 億スイス・フラン(内、3 億スイス・フランはレベル2 資産純額、3 億スイス・フランはレベル2 負債純額であった。)は、貸借対照表において社債に計上されている。²トレーディング目的保有金融資産には貴金属及びコモディティは含まれない。³その他の資産及びその他の負債は主に、正味帳簿価額又は売却費用控除後の公正価値のいずれか低い方の金額で測定される売却目的保有資産並びに売却目的処分グループの資産及び負債で構成されている。売却目的処分グループに関する詳細は、注記32を参照。

市場相場価格又は評価技法による公正価値の決定¹（続き）

単位：十億スイス・フラン	2015年12月31日現在				2014年12月31日現在			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
継続的に公正価値で測定される負債								
トレーディング目的保有金融負債	25.5	3.5	0.2	29.1	23.9	3.9	0.1	28.0
内、								
国債	6.0	0.8	0.0	6.8	7.0	1.2	0.0	8.2
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	0.0	2.4	0.1	2.5	0.1	2.4	0.1	2.6
投資信託受益証券	0.7	0.1	0.0	0.7	1.1	0.1	0.0	1.2
資産担保証券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
資本性金融商品	18.8	0.2	0.0	19.1	15.7	0.1	0.0	15.9
再調達価額-貸方	0.6	158.5	3.3	162.4	1.1	248.1	5.0	254.1
内、								
金利契約	0.0	67.2	0.3	67.6	0.0	117.3	0.6	117.9
クレジット・デリバティブ契約	0.0	5.4	1.3	6.7	0.0	10.0	1.7	11.7
外国為替契約	0.3	63.0	0.2	63.5	0.7	96.6	0.3	97.6
株式／株式指数契約	0.0	19.7	1.4	21.2	0.0	20.9	2.4	23.3
コモディティ契約	0.0	3.2	0.0	3.2	0.0	3.2	0.0	3.2
公正価値での測定を指定された金融負債	0.0	52.3	10.7	63.0	0.0	63.4	11.9	75.3
内、								
仕組債以外の固定利付債券	0.0	1.5	2.6	4.1	0.0	2.3	2.2	4.5
仕組債	0.0	45.7	6.7	52.4	0.0	56.6	7.3	63.9
仕組債（店頭）	0.0	4.7	0.8	5.5	0.0	4.1	1.5	5.7
仕組レボ契約	0.0	0.3	0.6	0.8	0.0	0.3	0.9	1.2
ローン・コミットメント及び保証	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
その他の負債 - ユニットリンク型投資契約に基づく金額	0.0	15.7	0.0	15.7	0.0	17.6	0.0	17.6
非継続的に公正価値で測定される負債								
その他の負債 ³	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
公正価値で測定される負債合計	26.1	230.3	14.1	270.5	25.0	333.0	17.0	375.0

¹区分された組込デリバティブは、貸借対照表上で主契約と同じ項目に表示され、この表から除外されている。2015年12月31日現在、公正価値で保有される区分処理された組込デリバティブ負債純額合計1億スイス・フラン（内、1億スイス・フランはレベル2資産純額、2億スイス・フランはレベル2負債純額であった。）は、貸借対照表において社債に計上されている。2014年12月31日現在、公正価値で保有される区分処理された組込デリバティブ負債純額合計0億スイス・フラン（内、3億スイス・フランはレベル2資産純額、3億スイス・フランはレベル2負債純額であった。）は、貸借対照表において社債に計上されている。²トレーディング目的保有金融資産には貴金属及びコモディティは含まれない。³その他の資産及びその他の負債は主に、正味帳簿価額又は売却費用控除後の公正価値のいずれか低い方の金額で測定される売却目的保有資産並びに売却目的処分グループの資産及び負債で構成されている。売却目的処分グループに関する詳細は、注記32を参照。

トレーディング目的保有金融資産及び金融負債、公正価値での測定を指定された金融資産、並びに売却可能に分類された金融投資

国債

国債には、主権を有する政府が発行する固定利付、変動利付及びインフレ連動型の債券、並びにこれらの債券に基づく金利及び元本のストリップ債が含まれる。このような商品は通常、活発な市場で取引され、当該市場から価格を直接入手することができるため、レベル１に分類される。残りのポジションはレベル２に分類される。活発な市場のデータを用いて直接価格算定ができない商品は、類似の政府金融商品の市場データに基づき推定されたイールド・カーブを組み込む割引キャッシュ・フローによる評価技法を用いて評価される。このイールド・カーブは、将来の指数水準を予測するとともに、将来の期待キャッシュ・フローを割り引くために使用される。これらの商品の評価技法に投入される主要なインプットは、債券価格と変動利付又は物価連動商品の将来の指数水準を見積るインプットである。レベル３に分類される商品は限定されており、通常、活発な市場取引のレンジ外にイールド・カーブを外挿して求める必要がある場合にはレベル３に分類される。

社債及び地方債

社債には、企業が発行するシニア債、ジュニア債及び劣後債が含まれる。地方債は、州及び地方政府から発行される債券である。商品の大部分は標準的な固定利付又は変動利付証券であるが、一部には複雑なクーポンや組込オプションを有する債券もある。社債及び地方債は通常、市場から直接入手される価格を用いて評価される。直接比較可能な価格が入手できない場合は、商品は、同一発行体による他の証券から算定された利回りを用いて評価されるか、又は弁済順位、満期及び流動性を調整した上で類似の証券にベンチマーキングした価額によって評価されている。活発な市場のデータを用いて直接価格設定ができない商品は、発行体の信用スプレッドを組み込む割引キャッシュ・フローによる評価技法を用いて評価される。この信用スプレッドは、他の発行や発行体のCDSデータから算定するか、もしくは他の同等の発行体の観察された価格を参照するか又は信用モデルによる手法から見積ることができる。社債は通常、レベル２に分類される。これは、市場データは容易に入手できるが、活発な市場とそれに対応するレベル１の分類を妥当だと証明するには、第三者による売買取引データが不十分であることが多いためである。地方債は通常、価格情報源の裏付けになる取引活動の活発度によってレベル１又はレベル２に分類される。レベル３商品には、入手できる適切な価格が存在せず、また、同一発行体が発行した他の証券を参照できない。従って、このような商品は、類似の発行体の価格水準から期間と発行体の質を相対的に調整して測定される。

転換社債は通常、市場から直接入手される価格を用いて評価される。直接比較可能な価格が入手できない場合は、転換社債モデルを用いて価格設定されることがある。このモデルは、組み込まれた株式オプションと負債の構成要素を評価し、その評価額を発行体の信用スプレッドを組み込んだカーブで割り引く。市場データは容易に入手できるが、レベル１の分類を妥当だと証明するには第三者による売買取引データが不十分であることから、転換社債は通常、レベル２に分類される。

売買された貸出金及び公正価値での測定を指定された貸出金

売買された貸出金及び公正価値での測定を指定された貸出金は、最近の取引価格又は入手可能な場合はディーラーの相場価格などの市場価格を用いて評価される。市場価格データが入手できない流動性が欠如した貸出金については、代替的な評価技法が用いられ、この方法には、同業他社の負債性商品又は同一の企業の異なる商品から算定された価格を用いる相対的価値をベンチマークとする手法が含まれる。企業向け貸出ポートフォリオは、典型的にはプロバイダーが合意した価格から直接的に観察可能な市場価格、又はクレジット・デフォルト・スワップの評価技法（信用スプレッド、信用回収率及び金利に係るインプットが必要となる。）のいずれかを用いて評価されている。このような商品の価格データは通常入手できるが、価格データが直接観察可能ではなく、さらにこれらの商品の市場が活発に取引されていない限り、法人向け貸出金は通常、レベル１の分類基準を満たさない。適度に取り引実績があり、流動性のある価格データが入手可能な商品はレベル２に分類されるが、評価技法の利用が必要なポジションや価格情報源に十分な取引の実績のないポジションは、レベル３に分類される。レベル３に分類される最近組成した商業用不動産ローンは、格付機関の指針に基づく証券化アプローチを用いて測定される。

貸出金には、各種の条件付貸出取引が含まれており、その評価は保険数理上の死亡率や生命保険契約失効率によって決定される。死亡率や失効率の仮定は、大規模な同種のプールに対する外部の保険数理上の見積りに

基づいている。偶発事象は、保険数理計算による予想額に対するレンジから算定される。さらに、価格算定手法は死亡率のボラティリティをインプットとして使用する。

投資信託受益証券

投資信託受益証券は、大半が取引所で取引されており、流動性のある市場における相場価格を容易に入手することができる。相場価格が入手できない場合、公正価値は、償還に何らかの制限がある場合はそれを考慮し、純資産価値（以下「NAV」という。）に基づき測定することができる。上場受益証券は、活発な市場の分類基準を満たす十分な取引がある限りレベル1に分類されるが、その他のポジションはレベル2に分類される。NAVが入手できない、あるいは測定日又は近い将来において償還可能ではないポジションは、レベル3に分類される。

資産担保証券：住宅モーゲージ担保証券（以下「RMBS」という。）、商業用モーゲージ担保証券（以下「CMBS」という。）、その他の資産担保証券（以下「ABS」という。）及び担保債務証券（以下「CDO」という。）

RMBS、CMBS、ABS及びCDOは通常、原利付資産の証券化プロセスを通じて発行された商品である。裏付けとなる担保は、RMBSの場合は住宅モーゲージ、CMBSの場合は商業用モーゲージ、ABSの場合はクレジット・カード債権、自動車又は学生ローン、リース債権などのその他の資産、CDOの場合はRMBS、CMBS又はABSなど他の証券化ポジションである。これらの証券の市場は活発ではないため、公正価値の測定には様々な評価技法が使用されている。流動性が高い証券については、保有商品の取引データや相場価格を定期的に取得できる場合があり、評価プロセスは、このような取引及び価格に関するデータを用いることになる。この情報は取引時と評価時との間の相場価格の変動に合わせて更新される。流動性の低い商品は、類似のリスク特性を有する商品や指数の価格データを組み込んだ割引期待キャッシュ・フローを用いて測定される。期待キャッシュ・フローの見積りには、資産を所有していると仮定したモデル、ファンダメンタル分析及び／又は現在及び将来の経済環境に関する経営者の定量的・定性的評価に基づく市場調査から導出されたインプットの仮定を用いて、担保資産からの期待キャッシュ・フローのモデル化を行う。このように見積られた担保資産からの期待キャッシュ・フローは、証券化の信用補完や劣後特約に基づく条件を考慮し、証券の予想収益へ転換される。期待キャッシュ・フローのスケジュールは、類似のリスク特性及び流動性特性を有する商品に市場が要求する割引レベルを反映した割引率又はディスカウント・マージンを用いて割り引かれる。割引期待キャッシュ・フロー法に対するインプットには、資産の年率換算期限前償還率、ディスカウント・マージン又は割引利回り、資産のデフォルト確率及び損失度が含まれ、これらのインプットは、LTVデータ、住宅価格評価、担保権行使に伴う費用、賃料収入水準、空室期間及び雇用率（ただし、これらに限定されない）など、当該貸出金や経済状況に関する基礎情報を用いて見積られる。RMBS、CMBS及びABSは通常、レベル2に分類される。ただし、重要なインプットが観察不能である場合、あるいは保有ポジションと十分に類似したリスク特性を有する商品や担保に関する市場又は基礎的データが入手できない場合は、レベル3に分類される。

資本性金融商品

資本性証券の大部分は、相場価格が容易かつ定期的に入手できる公的な証券取引所で活発に売買が行われていることから、レベル1に分類される。ヘッジ・ファンドのユニットも、資本性金融商品に分類される。これらユニットの公正価値は、公表されたNAVに基づき、償還の制限がある場合はそれを考慮した上で、測定される。これらのユニットはレベル2に分類されるが、公表されたNAVが入手できない、あるいは測定日又は近い将来に償還できないポジションは、レベル3に分類される。

プライベート・エクイティのポジションなど未上場の保有株式は当初取引価格で計上され、価格変動の信頼できる証拠が入手可能、又は当該ポジションが減損しているとみなされるものについてのみ定期的に再評価される。

ユニットリンク型投資契約金融資産

ユニットリンク型投資契約により、投資家は発行された投資ユニットを通じて資産プールに投資することができる。ユニット保有者は、参照資産プールに関連する全てのリスク及び経済価値にさらされている。ユニットリンク型投資契約に基づいて保有する資産は、トレーディング・ポートフォリオ資産として表示されている。資産の大部分は取引所に上場されており、活発に取引されている場合はレベル1に、そうでない場合はレベル2に分類される。ただし、価格が容易に入手できない商品は、レベル3に分類される。

仕組（リバース・）レボ契約

公正価値での測定を指定された仕組（リバース・）レボ契約は、割引期待キャッシュ・フロー手法を用いて測定される。適用される割引率は、当該契約における担保適格条件に対応する資金調達カーブに基づき算定される。これらのポジションについて担保条件は標準的でないため、評価目的に使用される資金調達スプレッドの水準は市場では観察することはできない。よって、これらのポジションは主にレベル3に分類される。

再調達価額

担保付デリバティブの評価において期待キャッシュ・フローを割り引くために用いられるカーブは、評価対象商品に関連する担保契約の資金調達条件を反映している。当該担保契約は、適格通貨、金利条件が取引相手先によって異なる。担保付デリバティブの大部分は、個々の取引相手先との担保契約に対して最も安価な適格通貨建ての翌日物金利から算定された資金調達レートに基づくディスカウント・カーブを用いて測定される。

無担保及び部分担保付デリバティブは、対象商品の通貨のLIBOR（あるいはLIBOR相当の金利）カーブを用いて割り引かれる。注記24dに記載の通り、無担保及び部分担保付デリバティブの公正価値はその後、取引相手先の信用リスク、UBS AGの自己の信用リスク及び資金調達の費用及び便益による影響の見積りを反映するように必要に応じてCVA、DVA及びFVAにより調整される。

金利契約

金利スワップ契約には、金利スワップ、ベシス・スワップ、クロス・カレンシー・スワップ、インフレーション・スワップ及び金利先渡契約（先渡金利契約と呼ばれることもある（以下「FRA」という。））が含まれている。これらの商品は、利息の将来キャッシュ・フローを見積り、かかるキャッシュ・フローを、測定対象のポジションに対する適切な資金調達レートを反映した金利を用いて割り引くことにより、評価されている。将来の指数水準と割引率を見積るために用いられるイールド・カーブは、標準的なイールド・カーブ・モデルに市場で取引されている金利を用いて算定される。当該モデルに対する主要なインプットは、金利スワップ・レート、FRAレート、短期金利先物価格、ベシス・スワップ・スプレッド及びインフレ・スワップ・レートである。多くの場合、イールド・カーブ・モデルのインプットを形成する標準的な市場における契約は、活発かつ観察可能な市場で取引されるため、これらの金融商品の大部分はレベル2に分類される。

金利オプション契約には、キャップ及びフロア、スワップション、複雑なペイオフ特性を有するスワップ、並びにその他のより複雑な金利オプションが含まれる。これらの契約は、金利イールド・カーブ、インフレーション・カーブ、ボラティリティ及び相関などのインプットを使用し、市場で標準的な各種オプション・モデルを用いて評価される。モデル内のボラティリティ及び相関などのインプットは、市場で取引される標準的なオプション商品について市場で観察された価格に基づくデータを使用する。よりエキゾチックな商品进行评估するために用いられるオプション・モデルは、エキゾチックモデルが標準的なオプション商品を市場で観察された価格水準に価格設定することを可能とするために調整が必要な複数のモデル・パラメーター・インプットを有している。これらのインプットは直接観察できないが、調整プロセスによりモデルのアウトプットを活発な市場水準であると正当化できるため、通常レベル2として取り扱われる。このように調整されたモデルはその後、標準的オプションとエキゾチック・オプションとの双方のポートフォリオを評価するために用いられる。多くの場合、イールド・カーブ・モデルで使用されるインプットやボラティリティ及び相関などのインプットを形成する標準的な市場の商品には、活発かつ観察可能な市場があるため、これらの商品の大部分はレベル2に分類される。金利オプション契約のうち、ボラティリティ又は相関インプットを適切な観察可能な市場データから導出できないエキゾチック・オプションは、レベル3に分類される。このようなオプションは、市場以外の情報から得られるボラティリティ及び相関を用いて評価される。

金利スワップ及びオプション契約は、当該契約の満期までの期間が、重要なインプット・パラメーターについて標準的な相場価格が観察可能である期間を超える場合、レベル3に分類される。かかるポジションは、標準的な仮定を用いて最後に観察された相場価格を外挿することにより、又はその期間について代理となる観察可能なインプット・パラメーターを参照することにより評価される。

残高保証スワップ（以下「BGS」という。）は、証券化プールに基づく想定元本を有する金利スワップ又は通貨スワップであり、評価には想定元本の将来における未知の変動性を組み込むことが求められる。BGSを評価するインプットは、スワップに係る標準的な市場リスクを評価するために用いられるインプットと裏付けとなる証券化プールの想定元本を見積るために用いられるインプット（すなわち、年率換算期限前償還率、年率換

算デフォルト率及び金利)である。BGSは、予定外の想定元本の変動とBGSの原市場リスクとの相関が活発な市場を有しておらず、観察することができないため、レベル3に分類される。

クレジット・デリバティブ契約

シングル・クレジット・ネームに基づくクレジット・デリバティブには、企業及びソブリンのシングルネームによるクレジット・デフォルト・スワップ(以下「CDS」という。)、貸出金に係るCDS、及びトータル・リターン・スワップ(以下「TRS」という。)が含まれる。これらの契約は、市場信用スプレッド、アップフロント・プライシング・ポイント及びインプライドの回収率に基づく業界で標準的なモデルを用いて将来のデフォルト確率を見積ることにより評価される。これらの債務不履行及び回収の仮定は、将来の期待キャッシュ・フローを算定するために使用される。この期待キャッシュ・フローはその後、市場で標準的な割引キャッシュ・フロー・モデルとポートフォリオの関連部分に見合う資金調達レートを反映した割引率を用いて割り引かれる。デリバティブに基づく信用スプレッドが直接入手できないTRS及び一部のシングルネームのCDS契約は、現物債券と複合商品のファンディングの差を調整することにより、クレジット・デリバティブが参照する現物債券の価格から導出される信用スプレッドを用いて評価される。信用スプレッドが直接観察できないローンCDSは、可能であれば、ローン及び債券のデフォルト定義と回収率の仮定との差異で調整した当該企業固有の債券イールド・カーブを用いて評価される。シングルネーム及びローンCDSを評価するために使用される評価モデルに対するインプットには、シングルネーム信用スプレッド及びアップフロント・プライシング・ポイント、回収率、並びに資金調達カーブが含まれる。加えて、上述の通り、社債の価格はTRS及び一部のシングルネーム又はローンCDSの評価モデルに対するインプットとして用いられる。シングルネーム・クレジット・デフォルト・スワップの多くは、これらの契約を評価するために使用される信用スプレッドと回収率が活発に取引され、観察可能な市場データが入手可能であるため、レベル2に分類される。対象となる参照銘柄が活発に取引されていない場合は、レベル3に分類される。

複数のクレジット・ネームからなるポートフォリオに基づくクレジット・デリバティブ契約には、信用指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ、ビスパーク型ポートフォリオに基づくクレジット・デフォルト・スワップ又はファースト・トゥ・デフォルト・スワップ(以下「FTD」という。)が含まれる。これらの契約の評価は、シングルネームCDSにおける上述の評価と同様であり、市場信用スプレッド、アップフロント・プライシング・ポイント及びインプライドの回収率に基づく業界で標準的なモデルを用いる将来のデフォルト確率の見積りが行われる。これらの債務不履行及び回収の仮定は、将来の期待キャッシュ・フローを算定するために使用される。この期待キャッシュ・フローはその後、市場で標準的な割引キャッシュ・フロー・モデルとポートフォリオの関連部分に見合う資金調達レートを反映した割引率を用いて割り引かれる。トランシェとFTD商品は、上記の債務不履行及び回収の仮定に加えて、ポートフォリオ・レベルの期待信用損失を全体構成内の異なるトランシェや銘柄に配分することを目的としてインプライドの相関を使用する業界で標準的なモデルを用いて評価される。相関に係る仮定は、活発に取引されるインデックス・トランシェ又はその他のFTDバスケットの価格から導出される。ポートフォリオのクレジット・デフォルト・スワップ全てに用いられる評価モデルに対するインプットには、シングルネーム又はインデックス信用スプレッド及びアップフロント・プライシング・ポイント、回収率並びに資金調達カーブが含まれる。さらに、トランシェとFTD商品に用いられるモデルは、インプライドの信用相関をインプットとして採用している。複数のクレジット・ネームからなるポートフォリオに基づくクレジット・デリバティブ契約は、信用スプレッド及び回収率が活発に取引される観察可能な市場データから算定される場合、並びにビスパーク型及びインデックス・トランシェを評価するために用いられる相関データが活発に取引されるインデックス・トランシェ商品に基づいている場合は、レベル2に分類される。これらの相関データでは、ポートフォリオの資本構成全体における相対的なトランシェのアタッチメント/デタッチメント・ポイントとポートフォリオの構成の両方を考慮に入れるマッピング・プロセスが行われる。マッピング・プロセスにおいて入手可能で活発な市場データのレンジを超えた外挿が求められる場合、当該ポジションはレベル3に分類される。このケースは少数のインデックス・トランシェ及び全ビスパーク型トランシェ契約に関連するものである。FTDは、FTDポートフォリオ内の特定の銘柄間の相関が活発に取引されていないことから、レベル3に分類される。「オフ・ザ・ラン」インデックスと呼ばれる複数の古いクレジット・インデックス・ポジションは、インデックス信用スプレッドについて活発な市場が不足しているため、同様にレベル3に分類される。

証券化商品に係るクレジット・デリバティブ契約は、証券化商品(RMBS、CMBS、ABS又はCDO)である参照原資産を有し、クレジット・デフォルト・スワップ及び特定のTRSが含まれる。これらのクレジット・デフォルト・スワップ(通常pay-as-you-go(以下「PAYG」という。))CDSと呼ばれる。)及びTRSは原証券と類似の評価技法

を用いて（市場で取引される同等の証券を参照して、あるいはキャッシュ・フローの見積りと上記「資産担保証券」の項で説明した割引キャッシュ・フロー法を使用して）評価され、現物と複合型との資金調達差額を反映するよう調整が行われる。PAYG CDSとTRSに対するインプットは、原証券の評価に使用されるインプット（年率換算期限前償還率、年率換算デフォルト率、損失度、ディスカウント・マージン／割引率及びその他のインプット）及び現物と複合型との資金調達ベースの差額を反映するインプットである。PAYG CDSとTRSの分類は原証券の特性に従うため、レベル2とレベル3にわたって分布している。

外国為替契約

未決済の直物為替契約は、市場で観察される直物為替レートを用いて評価されている。先物為替契約については、標準的な市場に基づくデータから得られるフォワード・プライシング・ポイントに応じて調整された直物為替レートで評価されている。外国為替直物及びフォワード・プライシング・ポイントの市場はともに活発に取引され、観察可能であるため、外国為替契約は通常、レベル2に分類される。

OTC通貨オプション契約には、標準的なコール及びプット・オプション、複数の行使日を有するオプション、経路依存型オプション、平均化特性を有するオプション、不連続なペイオフ特性を有するオプション、並びに複数の基礎となる為替レートに係るオプションが含まれる。OTC通貨オプション契約は、市場の標準的なオプション・モデルを用いて評価されている。短期物オプション（すなわち、5年以内に満期到来）に用いられるモデルは、長期物オプションに用いられるモデルと異なる傾向がある。これは、長期物OTC通貨契約に必要とされるモデルは、金利と為替レートの相互依存性をさらに考慮に入れることを求められるからである。オプション評価モデルに対するインプットには、直物為替レート、為替フォワード・ポイント、為替ボラティリティ、金利イールド・カーブ、金利ボラティリティ及び相関が含まれている。ボラティリティと相関のインプットは、市場内の標準的なオプション契約取引で観察された価格の調整を通じて導出される。

インプットは、その多くが活発で観察可能な市場で取引される標準的な市場の契約から得られるため、OTC通貨オプション契約は、かなりの割合でレベル2に分類される。レベル3に分類されるOTC通貨オプション契約には、ボラティリティや相関のインプットを得る活発な市場がない長期物為替エキゾチック・オプションが含まれる。これらのOTC通貨オプション契約の評価に使用されるインプットは、裏付けとなる主たる市場のないコンセンサス方式のプライシング・サービス、資産価格の実績、又は外挿法を用いて算出される。

クロス・カレンシーの残高保証スワップは、外国為替契約に分類される。公正価値の分類の詳細については、上記の金利契約のセクションに記載されている。

株式／株式指数契約

株式／株式指数契約には、株式先渡契約及び株式オプション契約が含まれる。株式先渡契約は基礎となる個別株式又は指数を有し、市場で標準的なモデルを用いて評価される。モデルに対する主要なインプットは、株価、予想配当率及びエクイティ・ファンディング・レート（市場で観察された先渡契約の価格から算出）である。見積キャッシュ・フローは、ポートフォリオの関連部分に見合う資金調達レートを反映した割引率を使用し市場で標準的な割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて割り引かれる。インプットは、その多くが活発で観察可能な市場で取引される標準的な市場の契約から得られるため、株式先渡契約はかなりの割合でレベル2に分類される。レベル3に分類されるポジションは、商品の満期に関する市場データがなく、入手可能なデータで一種の外挿を行うか、配当の実績情報、又は関連株式のデータを用いて評価されるものが該当する。

株式オプション契約には、市場で標準的な個別又はバスケット株式もしくは指数のコール及びプット・オプション、並びにより複雑な特性を有する株式オプション契約（複数又は連続した行使日を有するオプション契約、ペイオフがバスケットの構成要素の相対的又は平均実績に基づくオプション契約、不連続のペイオフ特性を有するオプション契約、経路依存型オプション及び価格以外の株式特性に直接基づいて算定されるペイオフ特性を有するオプション契約（すなわち：配当率、ボラティリティ又は相関））が含まれる。株式オプション契約は、上記株式先渡契約で説明の通り、株式先渡水準を見積り、株式のボラティリティとバスケット内の株式銘柄間の相関に係るインプットを組み込む、市場の標準的なモデルを用いて評価される。オプションから生じる確率加重期待ペイオフは、ポートフォリオの関連部分に見合う資金調達レートを反映した割引率を使用する、市場で標準的な割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて割り引かれる。インプットが活発で観察可能な市場で取引される標準的な市場の契約から得られるポジションは、レベル2に分類される。レベル3のポジションは、ボラティリティ、フォワード又は相関のインプットが観察不能なため、入手可能なデータの外挿、配当の実績、相関又はボラティリティデータ、又は関連する株式の同等データを用いて評価される。

コモディティ・デリバティブ契約

コモディティ・デリバティブ契約には、個別のコモディティ及びコモディティ指数に係る先渡、スワップ及びオプション契約が含まれる。コモディティ先渡及びスワップ契約は、標準的な商品に関する市場先渡水準を使用する、市場の標準的なモデルを用いて測定される。コモディティ・オプション契約は、上記のコモディティ先渡及びスワップ契約で説明の通り、コモディティ先渡水準を見積り、基礎となるインデックス又はコモディティのボラティリティに係るインプットを組み込む、市場で標準的なオプション・モデルを用いて測定される。オプション・モデルは、最初にオプションの確率加重期待ペイオフを計算し、次にこのペイオフは、ポートフォリオの関連部分に見合う資金調達レートを反映したレートを使用して、市場で標準的な割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて割り引かれる。コモディティのバスケット又はビスポーク型コモディティ指数のコモディティ・オプションについては、評価技法に異なるコモディティ又はコモディティ指数間の相関に係るインプットも組み込まれる。個別のコモディティ契約は通常、先渡及びボラティリティの活発な市場データが入手できるため、レベル2に分類される。

公正価値での測定を指定された金融負債

発行済仕組債及び仕組債（店頭）

発行済仕組債は、ミディアム・ターム・ノート（以下「MTN」という。）で構成されており、公正価値オプションに基づいて公正価値で保有されている。これらのMTNは、特にストラクチャード・クーポンやペイオフに関する保有者のリスクや投資の選好度に合わせて組成されている。これらのMTNのリスク管理及び評価アプローチは、同種のデリバティブや基礎となるリスクと緊密に連携しているため、この構成要素に用いられる評価技法は上記の関連する評価技法と同一である。例えば、エクイティ・リンク債は、株式／株式指数契約を参照すべきであり、クレジット・リンク債は、クレジット・デリバティブ契約を参照すべきである。

その他の負債—ユニットリンク型投資契約未払額

ユニットリンク型投資契約により、投資家は発行された投資ユニットを通じて資産プールに投資することができる。ユニット保有者は、参照資産プールに関連する全ての経済価値及びリスクにさらされている。この金融負債は、ユニット保有者に対する未払額を表し、参照資産プールの公正価値の額に等しい。投資契約負債の公正価値は、対応する資産の公正価値を参照して算定される。負債自体は活発に取引されないが、主に活発に取引される商品を参照するため、レベル2に分類される。

f) 公正価値ヒエラルキーにおけるレベル1とレベル2の間の振替

以下に記載した金額は、全報告期間を通じて保有していた金融商品のレベル1とレベル2との間の振替を反映している。

金融資産合計約6億スイス・フラン（主に売却可能に分類された金融投資、社債及び地方債、並びにトレーディング目的保有金融資産で構成）が、2015年度においてレベル2からレベル1に振り替えられた。これは主に、市場内で観察される取引活動が増加したことによるものである。2015年度における金融負債のレベル2からレベル1への振替は重要ではなかった。

金融資産合計約8億スイス・フラン（主に資本性金融商品及び国債であるトレーディング目的保有金融資産、並びに主に社債及び地方債である売却可能に分類された金融投資で構成）が、2015年度においてレベル1からレベル2に振り替えられた。これは主に、市場内で観察される取引活動が減少したことによる。2015年度における金融負債のレベル1からレベル2への振替は重要ではなかった。

g) レベル3商品の変動

レベル3商品の重要な変動

次の表は、継続的に公正価値で測定されるレベル3資産及び負債の追加情報を示したものである。レベル3資産及び負債は公正価値ヒエラルキーのレベル1又はレベル2に分類される商品でヘッジされる場合があることから、表に計上された実現及び未実現利得／（損失）には、関連するヘッジ活動の影響が含まれないことがある。さらに、評価は通常、観察可能なパラメーターと観察不能なパラメーターの両方から算定されるため、表に表示された実現及び未実現利得／（損失）は、レベル3のインプットから生じるものに限定されない。

レベル3へ／レベル3から振り替えられた資産及び負債は、かかる資産及び負債が当年度の期首時点ですでに振り替えられていたものとして表示されている。

2015年12月31日現在、市場で観察不能な重要なインプットを使用した評価技法によって測定された金融商品（レベル3）は、主に以下により構成されていた。

- 貸出金（仕組ローンを含む）
- 仕組リバース・レポ契約及び有価証券借入契約
- クレジット・デリバティブ契約
- 株式／株式指数契約
- 仕組債以外の固定利付債
- 発行済仕組債（エクイティ・リンク債及びクレジット・リンク債）

2015年12月31日終了事業年度におけるレベル3商品の重要な変動は以下の通りである。

トレーディング目的保有金融資産

トレーディング目的保有金融資産は、当事業年度において35億スイス・フランから21億スイス・フランに減少した。54億スイス・フランの発行及び7億スイス・フランの購入（主にそれぞれ貸出金及び社債で構成）は、76億スイス・フランの売却（主に貸出金及び社債で構成）により相殺され、全体で売却額が発行額及び購入額を上回った。当事業年度におけるレベル3への振替は9億スイス・フランであり、主に資本性金融商品及び投資信託受益証券から成る。この振替は各株価ボラティリティのインプットの観察可能性が低下したことによるものである。レベル3からの振替額は5億スイス・フランであり、主に貸出金から成る。この振替は信用スプレッドの観察可能性が高まったことを反映している。

公正価値での測定を指定された金融資産

公正価値での測定を指定された金融資産は、当事業年度において35億スイス・フランから33億スイス・フランに減少した。この減少は、13億スイス・フランの決済を反映しているが、8億スイス・フランの発行により一部相殺されている。レベル3への振替及びレベル3からの振替は、それぞれ8億スイス・フラン及び4億スイス・フランであった。

売却可能に分類された金融投資

売却可能に分類された金融投資は、当事業年度において6億スイス・フランから7億スイス・フランに増加した。この増加は合計1億スイス・フランの購入によるものである。

再調達価額 - 借方

再調達価額 - 借方は、当事業年度において44億スイス・フランから29億スイス・フランに減少した。この減少は主に、29億スイス・フランの決済（主としてクレジット・デリバティブ及び株式／株式指数契約に関連）によるものであり、合計17億スイス・フランの発行（主としてクレジット・デリバティブ及び株式／株式指数契約に関連）により一部相殺されている。レベル3への振替は合計7億スイス・フランであり、主に金利契約及び株式／株式指数契約から成る。この振替は主として、保有するポートフォリオと市場データを独自に検証するために使用される代表的なマーケット・ポートフォリオとの相関性が変動したことによるものである。レベル3からの振替は合計5億スイス・フランであり、主に株式／株式指数契約から成る。この振替も主として、保有するポートフォリオと市場データを独自に検証するために使用される代表的なマーケット・ポートフォリオとの相関性が変動したことによるものである。

再調達価額 - 貸方

再調達価額 - 貸方は、当事業年度において50億スイス・フランから33億スイス・フランに減少した。決済及び発行は、それぞれ22億スイス・フラン及び10億スイス・フランであり、主に株式／株式指数契約から成る。レベル3への振替及びレベル3からの振替はともに5億スイス・フランである。これらの振替は主に、株価ボラティリティ及び信用スプレッドの観察可能なインプットの入手可能性の変化に関連している。

公正価値での測定を指定された金融負債

公正価値での測定を指定された金融負債は、当事業年度において119億スイス・フランから107億スイス・フランに減少した。61億スイス・フランの発行（主に発行済仕組債及び仕組債（店頭）から成る）は67億スイス・フランの決済（主に発行済仕組債及び仕組債（店頭）、から成る）により相殺され、全体で決済額が発行額を上回った。レベル3への振替は合計13億スイス・フランであった。これらの振替は主に、発行済エクイティ及びクレジット・リンク仕組債から成り、観察可能な株価ボラティリティのインプットの減少、及びこれらのストラクチャーに組み込まれたオプションの公正価値の算定に使用される各信用スプレッドの変動に関連している。レベル3からの振替は合計22億スイス・フランであった。この振替は主に、エクイティ及びクレジット・リンク仕組債から成り、観察可能な株価ボラティリティのインプットの変動、及びこれらのストラクチャーに組み込まれたオプションの公正価値の算定に使用される各信用スプレッドの変動に関連している。

レベル3 商品の変動

	2013年 12月31日 現在残高	包括利益に含まれる 利得 / 損失合計		その他の 包括利益	購入	売却	発行	決済	レベル3 への 振替	レベル3 からの 振替	為替 換算
		受取利息 純額、ト レーディ ング収益 純額及び その他の 収益	内、報告 期間末現 在で保有 されるレ ベル3商 品に関連 するもの								
単位：十億スイス・フラン											
トレーディング目的保有資産	4.3	(1.6)	(0.9)		1.4	(6.5)	5.2	0.0	1.0	(0.5)	0.1
内、											
社債及び地方債（金融機関が 発行した債券を含む）	1.7	(0.1)	(0.1)		0.9	(1.2)	0.0	0.0	0.2	(0.2)	0.1
貸出金	1.0	(1.4)	(0.8)		0.2	(4.1)	5.2	0.0	0.2	(0.1)	0.1
資産担保証券	1.0	0.0	0.0		0.1	(0.7)	0.0	0.0	0.5	(0.3)	0.0
その他	0.6	(0.1)	0.0		0.2	(0.5)	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
公正価値での測定を指定された 金融資産	4.4	(0.8)	(0.3)		0.0	0.0	1.3	(1.2)	0.0	(0.3)	0.2
内、											
貸出金（仕組ローンを含む）	1.1	(0.3)	(0.2)		0.0	0.0	0.6	(0.2)	0.0	(0.3)	0.0
仕組リバース・レボ契約及び 有価証券借入契約	3.1	(0.5)	0.0		0.0	0.0	0.7	(1.0)	0.0	0.0	0.1
その他	0.2	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
売却可能金融投資	0.8	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
再調達価額 - 借方	5.5	1.1	0.0		0.0	0.0	2.6	(5.1)	1.1	(0.5)	(0.2)
内、											
クレジット・デリバティブ契約	3.0	0.3	(0.8)		0.0	0.0	1.1	(3.2)	0.5	(0.2)	0.1
外国為替契約	0.9	0.1	0.1		0.0	0.0	0.1	(0.2)	0.0	(0.1)	(0.3)
株式／株式指数契約	1.2	0.6	0.5		0.0	0.0	1.3	(1.3)	0.3	(0.2)	0.0
その他	0.3	0.0	0.1		0.0	0.0	0.2	(0.4)	0.3	(0.1)	0.0
再調達価額 - 貸方	4.4	0.7	(0.6)		0.0	0.0	2.5	(3.7)	1.4	(0.5)	0.2
内、											
クレジット・デリバティブ契約	2.0	0.1	(1.2)		0.0	0.0	1.0	(2.4)	1.0	(0.2)	0.3
外国為替契約	0.5	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0
株式／株式指数契約	1.5	0.4	0.4		0.0	0.0	1.5	(1.2)	0.3	(0.1)	0.0
その他	0.5	0.2	0.3		0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.1	0.0	(0.1)
公正価値での測定を指定された 金融負債	12.1	0.5	1.3		0.0	0.0	7.4	(7.4)	2.0	(3.2)	0.5
内、											
仕組債以外の固定利付債	1.2	0.4	0.3		0.0	0.0	1.9	(1.4)	0.4	(0.4)	0.1
発行済仕組債	7.9	0.9	0.4		0.0	0.0	3.7	(4.2)	1.2	(2.6)	0.4
仕組債（店頭）	1.8	(0.4)	(0.1)		0.0	0.0	1.4	(1.5)	0.4	(0.2)	0.0
仕組レボ契約	1.2	(0.3)	0.7		0.0	0.0	0.5	(0.4)	0.0	0.0	0.0

レベル3 商品の変動（続き）

単位：十億スイス・フラン	2014年12月31日現在残高	包括利益に含まれる 利得／損失合計			購入	売却	発行	決済	レベル3 への 振替	レベル3 からの 振替	為替 換算	2015年12月31日現在残高 ¹
		受取利息 純額、ト レーディ ング収益 純額及び その他の 収益	内、報告 期間末現 在で保有 されるレ ベル3商 品に関連 するもの	その他の 包括利益								
トレーディング目的保有資産	3.5	(0.2)	(0.4)		0.7	(7.6)	5.4	0.0	0.9	(0.5)	(0.1)	2.1
内、												
社債及び地方債（金融機関が 発行した債券を含む）	1.4	0.0	0.0		0.5	(1.0)	0.0	0.0	0.1	(0.1)	(0.1)	0.7
貸出金	1.1	(0.1)	(0.3)		0.1	(5.5)	5.4	0.0	0.2	(0.3)	0.0	0.8
資産担保証券	0.6	0.0	0.0		0.1	(0.6)	0.0	0.0	0.2	(0.1)	0.0	0.2
その他	0.5	(0.1)	(0.1)		0.1	(0.5)	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.4
公正価値での測定を指定された 金融資産	3.5	0.0	0.0		0.0	0.0	0.8	(1.3)	0.8	(0.4)	(0.1)	3.3
内、												
貸出金（仕組ローンを含む）	1.0	(0.1)	(0.1)		0.0	0.0	0.7	(0.2)	0.8	(0.4)	0.0	1.7
仕組リバース・レボ契約及び 有価証券借入契約	2.4	0.1	0.1		0.0	0.0	0.1	(1.0)	0.0	0.0	(0.1)	1.5
その他	0.1	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
売却可能金融投資	0.6	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7
再調達価額 - 借方	4.4	(0.4)	(0.1)		0.0	(0.1)	1.7	(2.9)	0.7	(0.5)	(0.1)	2.9
内、												
クレジット・デリバティブ契 約	1.7	(0.1)	0.2		0.0	0.0	0.9	(1.1)	0.1	(0.1)	(0.1)	1.3
外国為替契約	0.6	(0.1)	0.0		0.0	0.0	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.5
株式／株式指数契約	1.9	0.0	(0.3)		0.0	(0.1)	0.7	(1.4)	0.2	(0.3)	0.0	1.0
その他	0.3	(0.1)	(0.1)		0.0	0.0	0.0	(0.3)	0.4	(0.1)	0.0	0.1
再調達価額 - 貸方	5.0	(0.4)	0.0		0.0	0.0	1.0	(2.2)	0.5	(0.5)	(0.1)	3.3
内、												
クレジット・デリバティブ契 約	1.7	0.3	0.6		0.0	0.0	0.0	(0.9)	0.3	(0.1)	0.0	1.3
外国為替契約	0.3	0.0	(0.1)		0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.2
株式／株式指数契約	2.4	(0.4)	(0.5)		0.0	0.0	0.9	(1.2)	0.1	(0.4)	(0.1)	1.4
その他	0.6	(0.2)	(0.1)		0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	(0.1)	0.3
公正価値での測定を指定された 金融負債	11.9	0.6	0.0		0.0	0.0	6.1	(6.7)	1.3	(2.2)	(0.3)	10.7
内、												
仕組債以外の固定利付債	2.2	(0.1)	0.0		0.0	0.0	1.1	(0.2)	0.1	(0.4)	0.0	2.6
発行済仕組債	7.3	0.5	0.1		0.0	0.0	3.8	(4.2)	1.3	(1.9)	(0.2)	6.7
仕組債（店頭）	1.5	0.2	(0.1)		0.0	0.0	1.2	(2.0)	0.0	0.0	(0.1)	0.8
仕組レボ契約	0.9	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	(0.3)	0.0	0.0	0.0	0.6

¹ 2015年12月31日現在のレベル3 資産の合計は、90億スイス・フラン（2014年12月31日現在：122億スイス・フラン）であった。2015年12月31日現在のレベル3 負債の合計は、141億スイス・フラン（2014年12月31日現在：170億スイス・フラン）であった。

h) レベル3 に分類される資産及び負債の評価

次の表は、公正価値で認識され、レベル3に分類される資産及び負債、並びに公正価値の測定に用いられた評価技法、当該評価技法に使用された観察不能とみなされた重要なインプット及びかかる観察不能なインプットの値のレンジを表示している。

値のレンジとは、評価技法に使用される最高レベルと最低レベルのインプットを表している。従って、このレンジは特定のインプットに係る不確実性のレベルではなく、関連する資産・負債の基本的な特性を反映している。このレンジは、各貸借対照表日に保有される商品の特性に基づいて、期間ごと及びパラメーターごとに異なることとなる。さらに、観察不能なインプットのレンジは、各社の保有商品が多様であるため、他の金融機関ごとに異なる場合がある。

レベル3ポジションにおける重要な観察不能なインプット

このセクションでは、次の表で特定された重要な観察不能なインプットについて説明し、観察不能な各インプットの変動が単独で公正価値測定に及ぼす可能性がある潜在的な影響を評価する。表の通りインプットのレンジに幅が生じる要因についての理解の手助けとなる情報の説明も合わせて行う。観察可能なインプットと観察不能なインプットとの関係については、以下の要約に含まれていない。

レベル3資産及び負債の公正価値測定に使用される評価技法及びインプット

公正価値					インプットのレンジ						
資産		負債		重要な観察不能な 評価技法	インプット ¹	2015年 12月31日 現在		2014年 12月31日 現在		単位 ¹	
2015年 12月 31日 現在	2014年 12月 31日 現在	2015年 12月 31日 現在	2014年 12月 31日 現在			最低値	最高値	最低値	最高値		
単位：十億スイス・フラン											
トレーディング目的保有金融 資産／トレーディング・ポ ートフォリオ負債、公正価値で の測定を指定された金融資産 ／負債及び売却可能金融投 資											
社債及び地方債（金融機関が 発行した債券を含む）											
0.7	1.4	0.1	0.1	市場類似商品 の相対的価値	債券相当価格	0	134	8	144	ポイント	
売買された貸出金、公正価値 での測定を指定された貸出 金、ローン・コミットメント 及び保証											
2.6	2.2	0.0	0.0	市場類似商品 の相対的価値	貸出金相当価格	65	100	80	101	ポイント	
割引期待 キャッシュ・ フロー											
信用スプレッド											
3025237138											
ベース・ ポイント											
市場類似商品 及び証券化モ デル											
ディスカウント・ マージン／ スプレッド											
114013%											
死亡率依存 キャッシュ・ フロー											
死亡率の ボラティリティ ²											
270280%											
投資信託受益証券 ³											
0.3	0.5	0.0	0.0	市場類似商品 の相対的価値	純資産価値						
割引期待 キャッシュ・ フロー											
年率換算 期限前償還率											
018018%											
ディスカウント・ マージン／ スプレッド											
012022%											
市場類似商品 の相対的価値											
債券相当価格											
1920102ポイント											
資本性金融商品 ³											
0.6	0.5	0.0	0.0	市場類似商品 の相対的価値	価格						
割引期待 キャッシュ・ フロー											
資金調達 スプレッド											
1818310163											
ベース・ ポイント											
仕組（リバース・）レボ契約											

ユニットリンク型投資契約金 融資産 ³	0.1	0.1	市場類似商品 の相対的価値	価格
仕組債及び仕組債以外の固定 利付債 ⁴		10.1	11.0	

275/636

割引期待 キャッシュ・ フロー	個別の不動産 に係る費用と 収益の予測
	割引率
	個別の不動産の 状態に関する 評価

¹重要な観察不能なインプットのレンジは、ポイント、パーセント（％）及びベース・ポイントで表示される。ポイントは額面に対する割合である。例えば、100ポイントとは、額面の100％である。²この観察不能なインプット・パラメーターは2015年12月31日現在、各評価技法にとって重要ではなかったため、同日現在のインプットのレンジは開示されていない。³インプットのレンジは、投資の性質が多様であり、予想される値が分散しているため、開示されていない。⁴仕組債及び仕組債以外の固定利付債の評価技法、重要な観察不能なインプット、及びインプットのレンジについては、本表の別の場所に表示された対応するデリバティブ又は仕組金融商品と同じである。⁵非金融資産には主に売却可能資産で構成されるその他の資産が含まれる。

債券相当価格：債券の市場価格が入手できない場合、公正価値は類似商品の観察可能な価格データと比較して測定される。比較可能な商品の選択時に考慮される要素には、信用の質、満期及び発行体の業種が含まれる。公正価値は、直接価格を比較するか、又は商品の価格を利回り（完全な利回り又はLIBORに対するスプレッドのいずれかとして）に転換して測定することができる。債券価格は、100を公正価値と名目価値（すなわち、額面）が等しい場合の、額面に対するポイントで表される。

社債及び地方債における0から134のレンジは、公正価値の算定に使用される参照発行債券の価格レンジを表している。価格が0の債券は、回収が全く見込まれない債務不履行債券であり、一方100すなわち「額面」を大きく上回る価格は、測定日現在の市場のベンチマークを超えるクーポンを支払うインフレ連動債又は仕組債に関連している。加重平均価格は約94ポイントで、ポジションの大部分はこの価格近辺に集中している。

資産担保証券における1から92の債券相当価格レンジは、公正価値の算定に使用される参照証券の価格レンジを表している。価格が0の商品は、元本又は利息の支払いが見込まれない商品であり、一方価格が100ポイント近辺の商品は全額返済が見込まれ、かつ、市場の利回りに近い利回りを支払うと予想される商品である。レベル3ポートフォリオのこの部分に該当するレベル3資産の加重平均価格は72ポイントである。

クレジット・デリバティブについて、0から104ポイントの債券相当価格レンジは、通常、評価プロセスの一部として同等利回り又は信用スプレッドに転換される参照商品に用いられる価格のレンジを表している。このレンジは、上記の社債及び資産担保証券のレンジに類似する。

貸出金相当価格：売買された貸出金の市場価格が入手できない場合、公正価値は類似商品の観察可能な価格データと比較して測定される。比較可能な商品を選択する際に考慮される要素には、業種セグメント、担保の質、満期及び発行体に固有の制限条項が含まれる。公正価値は、直接価格を比較するか、又は商品の価格を利回りに転換して測定する場合がある。65から100ポイントのレンジは、レベル3に分類される貸出金の公正価値測定時に使用される類似の信用の質を有する参照発行から得られた価格のレンジを表している。価格が0の貸出金は、回収が全く見込まれない不良貸出金であり、一方現在の価格が100である貸出金は、全額返済が見込まれる貸出金である。加重平均は約93ポイントである。

信用スプレッド：多くのクレジット・デリバティブの評価モデルには、関連する参照原商品の信用の質を反映している信用スプレッドのインプットが必要である。特定の証券の信用スプレッドは、ベンチマークとなる証券の利回り又は参照金利（通常は米国債利回り又はLIBOR）に対して見積られ、一般的にベシス・ポイント単位として表される。信用スプレッドの上昇／（低下）により、CDS及び他のクレジット・デリバティブ商品によって提供される信用プロテクションの価値は上昇／（下落）することになる。かかる信用スプレッドの変動が損益計算書の経営成績に及ぼす影響は、保有ポジションの性質及び方向に左右される。資産の信用度が、スプレッドの算定対象であるベンチマークよりも高い場合には、信用スプレッドはマイナスになる可能性がある。信用スプレッドの拡大は、信用度の低下を表す。貸出金における30から252ベシス・ポイントのレンジとクレジット・デリバティブにおける1から1,163ベシス・ポイントのレンジは、原商品の多様性を示しており、レンジの下限は最高の質（例：LIBORのリスクに近似）を表し、レンジの上限は最大レベルの信用リスクを表している。

年率換算期限前償還率：年率換算期限前償還率とは、貸出金プールに係る予定外の元本返済額を示している。年率換算期限前償還率は、類似の特性を持つ返済済みの貸出金及び既存の貸出金の年率換算期限前償還率実績や将来の経済の見通しなど複数の要素に基づき、将来の金利を含む（ただし、これに限定されない）要素を考慮して見積られる。一般的に、この観察不能なインプットが単独で大幅に上昇（低下）すると、ディスカウントで取引される債券の公正価値は著しく高く（低く）なると推測される。プレミアムで取引される債券はその逆が当てはまり、年率換算期限前償還率が上昇すると公正価値は下落する。ただし、特定の状況においては、期限前償還速度の変動が商品の価格に与える影響はより複雑で、証券化商品の正確な条件と証券化商品の資本構成における当該商品のポジションの両方に依存する。

資産担保証券における0から18%のレンジは、様々な種類の資産担保証券にわたるインプットを表している。インプットが0%の証券は通常、原担保に関して現時点で期限前償還の実績がなく近い将来に変動が予想されないことを示している。一方、上限の18%は、現に年率換算期限前償還率が高い証券に関連している。資産担保証券の種類が異なれば、借り手の借換能力、借換の実勢金利、及び貸出金原担保プールの質又は特性などの要素の組合せ次第で期限前償還の特性レンジも異なる。ポートフォリオの加重平均年率換算期限前償還率は、5.0%である。

クレジット・デリバティブにおける0から15%のレンジは、資産担保証券に係るクレジット・デリバティブのインプットの仮定を表している。レンジは、資産担保証券のレンジと同様の影響を受ける。

金利契約における0から3%のレンジは、BGSポートフォリオを原資産とする証券化商品に関する期限前償還の仮定を表している。

年率換算デフォルト率（以下「CDR」という。）：CDRとは、債務不履行となり清算されると予測されるプール内の残存している元本残高の割合を示すものであり、モーゲージ又は貸出金グループに対する年率換算したデフォルト率である。CDRは、プール内の担保延滞率や将来の経済の見通しなどの複数の要素に基づいて見積られる。一般的に、この観察不能なインプットが単独で大幅に上昇（低下）すると、取引に係るキャッシュ・フローは著しく減少（増加）する（従って評価が低下（上昇）する）と推測される。ただし、資本構成内の商品が異なると、CDRの変動はこれとは異なる反応を示す可能性がある。通常、CDRが上昇すると劣後債の価値は下落するが、十分に保護されたシニア債については、CDRの上昇が、価格の上昇をもたらす場合がある。加えて、ある証券の担保プールに保証人の元利支払保証があることにより、資本構成の後順位側にある債券の価格は、年率換算デフォルト率の上昇に伴って上昇する場合がある。

クレジット・デリバティブにおける0から9%のレンジは、個々の商品の原担保プールにわたる予想デフォルト割合を表している。

損失度／回収率：損失度／回収率の予測値は、予想されるデフォルト発生時に実現するであろう見積損失を反映している。損失度は通常、資産担保証券内の担保に適用され、回収率は企業又はソブリン・クレジットに用いられるものと同様の価格算定用インプットである。回収は損失度の反対であるため、100%の回収率は0%の損失度に相当する。損失度が上昇／回収率が低下すると、商品のデフォルト時にストラクチャーにもたらされる期待キャッシュ・フローは減少することになる。一般的に、損失度のみが大幅に低下（上昇）すると、個々の資産担保証券の公正価値は著しく高く（低く）なると推測される。回収率の変動がクレジット・デリバティブのポジションに与える影響は、信用プロテクションが売買されているかどうかによって左右される。

損失度は、貸出金の元本（場合によっては担保権行使時点での未収利息も含む）に対する、担保権行使後に保有する担保からの回収可能額に最終的な影響を受ける。クレジット・デリバティブについては、損失度のレンジ0から100%が資産担保証券に係るデリバティブに適用される。回収率のレンジ0から95%は、レベル3ポートフォリオ内のクレジット・デリバティブ契約に係る幅広い予想回収水準を表している。

ディスカウント・マージン（以下「DM」という。）・スプレッド：DMスプレッドは、見積キャッシュ・フローの不確実性に対して市場が要求するリターンを反映するよう資産のキャッシュ・フローを現在価値に割り引くために用いられる割引率を表している。DMスプレッドは、期待キャッシュ・フローを割り引くために変動金利の指標（例：LIBOR）に上乗せされて適用される利率である。一般的に、この観察不能なインプットが単独で低下（上昇）すると、公正価値が著しく高く（低く）なると推測される。

割引率のレンジは、貸出金（1から14%）、資産担保証券（0から12%）及びクレジット・デリバティブ（1から72%）とそれぞれ異なっている。レンジの上限は、期待キャッシュ・フローに対して市場で非常に低く価格設定される証券に関連するものである。これは、市場が、期待キャッシュ・フローの生成プロセスで織り込まれているリスクより大きな信用損失リスクを当該証券の価格に織り込んでいることを示している。レンジの下限は、信用度の高い商品に係る資金調達レートの特徴を示すものである。資産担保証券の場合、加重平均DMは2.7%であり、貸出金の場合、平均実効DMは2.4%である。

株式配当利回り：先渡契約又はスワップ契約の公正価値を測定するため、また、オプション価格算定モデルを用いて公正価値を測定するために、個別株式又は指数に係る先渡価格を導出することが重要である。現在の株価と先渡価格との関係は、将来の予想配当水準及び支払時期に加え、若干ではあるが当該株式に適用される資金調達レートに基づいている。配当利回りは通常、株価に対する年率で表示され、下限の0%は配当が支払われる見込みのない株式を表している。配当利回りと時期は、株式の先渡価格の影響を受けやすい商品の公正価値を算定するに当たり最も重要なパラメーターである。0から57%のレンジは、ポートフォリオの配当率の予想レンジを反映している。

ボラティリティ：ボラティリティは、特定の商品に係る将来の価格の変動を測定するものであり、通常パーセント（%）で表示される。数値が高くなると、将来の価格変動が発生する可能性が高い、より変動しやすい商

品を反映する。ボラティリティの最小値は0%で、最大値は理論上、存在しない。ボラティリティはオプション・モデルに投入される主要なインプットである。オプション・モデルにおいて、このインプットは、将来の原資産価格の確率分布を導出するために用いられる。ボラティリティがポートフォリオ内の個々のポジションに及ぼす影響は、主としてオプション契約がロング・ポジションであるのか又はショート・ポジションであるのかによって左右される。多くの場合、オプションの公正価値は、ボラティリティの上昇に伴って高くなり、ボラティリティの低下に伴って低くなる。一般的に、公正価値の測定に用いられるボラティリティは、活発な市場のオプション価格（以下「インプライド・ボラティリティ」という。）から得られる。インプライド・ボラティリティの主な特徴は、ボラティリティ・「スマイル」又は「スキュー」である。これは、インプライド・ボラティリティが異なれば、異なるオプション行使価格の価格設定となることを表している。

- 金利のボラティリティ—16から130%のレンジは、異なる通貨及び基礎となる金利水準の観察不能なボラティリティのレンジを反映している。低金利のボラティリティは高金利のボラティリティよりかなり高くなる傾向がある。さらに、通貨によってインプライド・ボラティリティが大幅に異なる場合がある。
- 株式、株式及びその他の指数のボラティリティ—1から143%のレンジは、基礎となる株式のボラティリティのレンジを反映している。

相関：相関は2つの変数の変動間の相互関係を測定するものである。-100%から+100%までのパーセント(%)で表示される。+100%とは、変数が完全に正の相関（すなわち、1つの変数の変動が他の変数の同方向への変動に関連している）の関係にあることを表し、-100%とは、変数が逆相関（すなわち、1つの変数の変動が他の変数の逆方向への変動に関連している）の関係にあることを意味する。相関が公正価値の測定に及ぼす影響は、商品ごとにペイオフ特性のレンジが異なることから、評価対象の商品の特定の条件に左右される。

- 金利／金利相関—2つの異なる通貨の金利間の相関である。84から94%のレンジは、通貨ペアが異なることにより生じる。
- カーブ内相関—同一のイールド・カーブの異なる時点間の相関である。相関は通常、比較的高く、36から94%のレンジである。
- 信用指数相関—10から85%のレンジは、ベンチマーク指数の資本構成の異なる部分にわたる各種指数から導出された相関を反映している。ピスポーク型及びレベル3のインデックス・トランシェにとって特に重要なインプットである。
- 信用ペア相関—ファースト・トゥ・デフォルトの信用構成にとって特に重要である。57から94%のレンジは、低相関の信用と類似の高相関の信用との差異を反映している。
- 金利／為替相関—金利と為替レートの相関を捕捉するものである。ポートフォリオのレンジは-57から60%で、これは金利と為替水準の関係を示している。かかる相関の符号は、原為替レートの相場基準によって決まる（例：同一金利に対するユーロ／ドル及びドル／ユーロの相関は、異なる符号を持つことになる）。
- 為替／為替相関—予測ペイオフに異なる為替レートを組み込む複雑なオプションにとって特に重要である。-70から80%のレンジは、UBS AGがエクスポージャーを有する主要な通貨ペアにわたる基礎特性を反映している。
- 株式／為替相関—原株式の通貨とは異なる通貨に基づく株式オプションにとって重要である。-44から82%のレンジは、原株式のボラティリティと為替のボラティリティとの間の関係のレンジを示している。
- 株式／株式相関—予測ペイオフに一部異なる株式を組み込む複雑なオプションにとって特に重要である。相関が100%に近づくほど、株式同士の関連性が高まる。例えば、非常に高い相関性を有する株式は、同一の法人組織の異なる部分から生じる可能性がある。3から99%のレンジは、このような状況を反映している。

資金調達スプレッド：ストラクチャード・ファイナンス取引は、当該取引の担保として差し入れられた資産を最も良く示す複合型の資金調達カーブを用いて評価される。このカーブは、UBS AGが無担保ベースで資金調達できる水準ではなく、UBS AGが特定の担保で担保付資金調達を取引相手先と行うことができる水準を示している。資金調達スプレッドはLIBORプラス／マイナスのベース・ポイントとして表示され、資金調達スプレッドが拡大した場合、割引の影響が増加する。仕組レポ契約及び仕組リバース・レポ契約の両方に対する18から183ベース・ポイントのレンジは、資産担保型資金調達カーブのレンジを表している。このカーブにおいて、資金調達を目的とする原担保の流動性が低下すると、スプレッドは拡大する。

公正価値での測定を指定された金融負債に含まれる仕組債及び仕組債以外の固定利付債のごく一部は、活発に取引されている市場よりもデュレーションが長期の資金調達スプレッドに対するエクスポージャーを有していた。かかるポジションは、上述の18から183ベース・ポイントのレンジにある。

アップフロント・プライス・ポイント：アップフロント・プライス・ポイントは、クレジット・デリバティブ契約の価格見積りの構成要素であり、これにより全体の公正価値水準は（上記の通り）、信用スプレッドと新規契約履行時に見積られ決済される構成要素とに分離される。後者の構成要素はアップフロント・プライス・ポイントと呼ばれ、市場で取引される少数の標準的な契約と、現在の契約に係るプロテクションのプレミアムとして支払われる信用スプレッドとの差額を示している。破綻クレジット・ネームでは、CDSのプロテクションは、現在の信用スプレッドではなくアップフロント・ポイントでのみ取引され、相場が形成されることが多くなる。アップフロント・ポイントが上昇（低下）すると、CDSや他のクレジット・デリバティブ商品から提供される信用プロテクションの価値は上昇（下落）することになる。アップフロント・プライス・ポイントの上昇又は低下が及ぼす影響は、保有ポジションの特性や方向に左右される。アップフロント・プライス・ポイントは、契約が市場の標準よりも少ないプレミアムで取引される場合はマイナスになる場合があるが、通常は、信用度の悪化に伴い市場が要求する信用プレミアムが増加することを反映してプラスとなる。以下の表にある8から25%のレンジは、見積気配値の基準として用いられるベンチマークと比較した現在の市場の様々な信用スプレッドを示している。25%のアップフロント・ポイントは、信用状態が破綻していることを示している。

i) 観察不能なインプットの仮定の変更に対する公正価値測定の感応度

以下の表は、合理的に利用可能な代替的仮定を反映するように1つ又は複数の観察不能なインプットを変更した場合、公正価値が大幅に変動すると推測される、レベル3に分類された金融資産と金融負債、及びその変更による影響の見積額を要約したものである。2015年12月31日現在、レベル3に分類された金融商品に係る合理的に利用可能な代替的仮定を反映するために1つ又は複数の観察不能なインプットを変更することによる有利な影響及び不利な影響の合計額は、それぞれ8億スイス・フラン及び6億スイス・フラン（2014年12月31日現在：それぞれ10億スイス・フラン及び8億スイス・フラン）であった。

以下の表は、公正価値の潜在的な変動が重要であるとみなされる金融資産及び金融負債の種類ごとの有利な影響及び不利な影響を表示している。この感応度のデータは、貸借対照表日現在におけるレベル3のインプットの合理的に利用可能な代替値に基づく評価の不確実性の見積りであり、ストレス・シナリオの影響を見積ったものではない。一般的に、これらの金融資産及び金融負債はレベル1から3のインプットの組合せに影響を受ける。レベル1及び2とレベル3のパラメーター間（例：通常、レベル1かレベル2である金利と通常、レベル3である年率換算期限前償還率との間）には明白な相互依存性が存在する場合があるが、このような相互依存性は以下の表に組み込まれていない。さらに以下に記載されるレベル3パラメーター間の直接的相互関係は、評価の不確実性の重要な要素ではない。

感応度のデータは、異なる市場参加者間の価格分散の見積り、モデル化アプローチの違い、公正価値測定プロセスで用いられる仮定に対する合理的に可能性のある変更など、複数の手法を用いて見積られている。感応度のレンジは、評価に使用されるインプットが必ずしも有利と不利の間で、厳密に中間にあるとは限らないため、公正価値に対して必ずしも対称とはならない。

感応度のデータは商品又はパラメーター・レベルで算定され、分散効果を想定せずに集計される。計算された感応度は、アウトライート・ポジション及び関連するレベル3のヘッジのどちらにも適用される。単一の観察不能なインプット・パラメーターに対するレベル3商品間の主要な相互依存は、エクスポージャーを相殺する計算の基礎に含まれている。分散を考慮しない集計とは、感応度の合計と個々の結果を単純合計することであり、従って、かかる集計は、仮に合理的に可能性のある有利又は不利なレベルへ同時に変動する場合、評価に重要な変動をもたらす全ての観察不能なインプットの影響を示している。分散には異なる感応度結果間の予測相関が組み込まれることから、全体の感応度は個々の構成要素の感応度の合計より小さくなると推測される。これらの感応度の数値を示すポートフォリオ内に分散効果はあるが、本分析にとって重要ではないとUBS AGは考えている。

観察不能なインプットの仮定の変更に対する公正価値測定の感応度

	2015年12月31日現在		2014年12月31日現在	
単位：百万スイス・フラン	有利な変動 ¹	不利な変動 ¹	有利な変動 ¹	不利な変動 ¹
国債	0	(1)	10	(1)
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	24	(25)	33	(41)
売買された貸出金、公正価値での測定を指定された貸出金、ローン・コミットメント及び保証	88	(28)	103	(63)
資産担保証券	7	(6)	16	(12)
資本金金融商品	166	(74)	105	(42)
金利デリバティブ契約（純額）	107	(67)	106	(58)
クレジット・デリバティブ契約（純額）	174	(196)	248	(277)
外国為替デリバティブ契約（純額）	33	(28)	35	(32)
株式／株式指数デリバティブ契約（純額）	61	(57)	82	(83)
仕組債及び仕組債以外の固定利付債	136	(146)	202	(199)
その他	14	(13)	23	(17)
合計	809	(640)	965	(824)

¹有利な変動の合計額の内、2015年12月31日現在、164百万スイス・フラン（2014年12月31日現在：116百万スイス・フラン）は、売却可能金融投資に関連するものである。不利な変動の合計額の内、2015年12月31日現在、71百万スイス・フラン（2014年12月31日現在：56百万スイス・フラン）は、売却可能金融投資に関連するものである。

j) 公正価値で測定されない金融商品

以下の表は、公正価値で測定されない金融商品の見積公正価値を示している。

公正価値で測定されない金融商品

単位：十億スイス・フラン	2015年12月31日現在					2014年12月31日現在				
	帳簿価額		公正価値			帳簿価額		公正価値		
	合計	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計	合計	レベル1	レベル2	レベル3
資産										
現金及び中央銀行預け金	91.3	91.3	91.3	0.0	0.0	104.1	104.1	104.1	0.0	0.0
銀行預け金	11.9	11.9	11.4	0.5	0.0	13.3	13.3	12.6	0.7	0.0
借入有価証券に係る担保金	25.6	25.6	0.0	25.6	0.0	24.1	24.1	0.0	24.1	0.0
リバース・レボ契約	67.9	67.9	0.0	65.8	2.1	68.4	68.4	0.0	66.5	2.0
デリバティブに係る差入担保金	23.8	23.8	0.0	23.8	0.0	31.0	31.0	0.0	31.0	0.0
貸出金	312.7	314.9	0.0	170.9	143.9	316.0	318.6	0.0	186.6	131.9
その他の資産	20.1	20.1	0.0	20.1	0.0	21.3	21.2	0.0	21.2	0.0
負債										
銀行預り金	11.8	11.8	10.4	1.4	0.0	10.5	10.5	9.6	0.9	0.0
貸付有価証券に係る担保金	8.0	8.0	0.0	8.0	0.0	9.2	9.2	0.0	9.2	0.0
レボ契約	9.7	9.7	0.0	9.6	0.0	11.8	11.8	0.0	11.6	0.2
デリバティブに係る受入担保金	38.3	38.3	0.0	38.3	0.0	42.4	42.4	0.0	42.4	0.0
顧客預り金	402.5	402.8	0.0	402.8	0.0	411.0	411.0	0.0	411.0	0.0
社債	82.2	84.4	0.0	78.4	6.0	91.2	94.3	0.0	88.5	5.8
その他の負債	52.1	52.1	0.0	52.1	0.0	46.0	46.0	0.0	46.0	0.0
保証／ローン・コミットメント										
保証 ¹	0.0	(0.1)	0.0	0.0	(0.1)	0.0	(0.1)	0.0	0.0	(0.1)
ローン・コミットメント	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

¹ 2015年12月31日現在の保証の帳簿価額は0億スイス・フラン（2014年12月31日現在：0億スイス・フラン）の負債を示す。保証の見積公正価値は、2015年12月31日現在では1億スイス・フラン（2014年12月31日現在：1億スイス・フラン）の資産を示す。

上記の表の公正価値は、開示目的のためにのみ算定されたものである。後述の公正価値の評価技法及び仮定は、公正価値で測定されないUBS AGの金融商品の公正価値にのみ関連する。他の金融機関では公正価値の見積りに異なる評価方法及び仮定が用いられている場合があるため、このような公正価値の開示を他の金融機関と必ずしも比較できない可能性がある。以下の原則は、公正価値で測定されない金融商品の見積公正価値を算定する際に適用されたものである。

- 満期までの残存期間が3ヶ月超の金融商品の公正価値は、入手可能な場合には市場相場価格から算定された。
- 市場相場価格が入手できなかった場合、その公正価値は、信用リスク及び満期が類似した商品に係る現在の市場金利又は適切なイールド・カーブを用いて、契約上のキャッシュ・フローを割り引くことにより見積られた。当該見積りには、通常、取引相手先の信用リスク又はUBS AGの自己の信用による調整が含まれている。
- 満期までの残存期間が3ヶ月以下の短期金融商品については、その帳簿価額(貸倒引当金控除後)が、通常、公正価値の合理的な見積額であると考えられる。公正価値で測定されない次の金融商品は、2015年12月31日現在、満期までの残存期間が3ヶ月以下であった。すなわち、現金及び中央銀行預け金の100%、銀行預け金の96%、借入有価証券に係る担保金の100%、リバース・レボ契約の87%、デリバティブに係る差入担保金の100%、貸出金の52%、銀行預り金の88%、貸付有価証券に係る担保金の87%、レボ契約の96%、デリバティブに係る受入担保金の100%、顧客預り金の96%、及び発行済債券の18%が該当する。

- 変動及び固定利付レボ及びリバース・レボ契約の見積公正価値には、全ての満期について、金融商品の金利部分の評価額が含まれている。当該金融商品は短期であるため、評価額に信用評価調整及び負債評価調整は含まれていない。
- オフバランスの金融商品の見積公正価値は、類似の信用枠及び保証に関する市場価格に基づく。当該情報が入手できない場合、公正価値は、割引キャッシュ・フロー分析を用いて見積られる。

[次へ](#)

注記25 制限付金融資産及び譲渡金融資産

本注記は、制限付金融資産（注記25a）、金融資産の譲渡（注記25b及び25c）、及び担保として受け入れた金融資産で売却又は再担保差入を行う権利を伴うもの（注記25d）に関する情報を提供している。

a) 制限付金融資産

制限付金融資産は、既存の負債又は偶発負債の担保として差し入れられた資産及び資金調達を確保するのに使用できないよう明示的に制限されるその他の資産から成る。

金融資産は、主に有価証券貸付取引及びレボ取引において、スイスのモーゲージ機関からの借入金に対して、またカバード・ボンドの発行に関連して担保に差し入れられている。UBS AGは通常、標準的な市場の取決めに基づいてレボ契約及び有価証券貸付契約を締結する。この契約では、市場実勢に基づくヘアカットが担保に適用されるため、関連負債の帳簿価額が資産の帳簿価額を下回ることになる。担保に差し入れられたモーゲージ・ローン、スイスの中央モーゲージ機関に対する既存の負債及び2015年12月31日現在の発行額16,727百万スイス・フラン（2014年12月31日：21,644百万スイス・フラン）の既存のカバード・ボンドに対する担保である。

その他の制限付金融資産には、顧客資産の分別管理規則により保護された資産、保険契約者に対する関連負債の裏付けとしてUBS AGの保険会社が保有する資産、明示された現地の最低資産維持要件に従うために特定の地域で保有する資産、及び特定の投資信託やその他のストラクチャード・エンティティなど連結倒産隔離企業で保有する資産が含まれている。これらその他の制限付金融資産に関連する負債の帳簿価額は通常、資産の帳簿価額に等しい。ただし、現地の最低資産維持要件に従うために保有する資産は例外で、関連する負債の帳簿価額が資産の帳簿価額を上回る。

UBS AG及びその子会社は通常、UBS AGとその子会社の間で配当や資本の移転を妨げる重大な制限を受けていない。しかし、一部の規制対象の子会社は、現地の法規制を遵守するために資本及び／又は流動性を維持することを要求され、分配又は移転できる資金の金額を制限する当局の健全性規制の対象となる場合がある。規制対象外の子会社は通常、このような規定及び移転の制限を受けていない。ただし、様々な法律上、規制上、契約上の取決め及び／又は規定、あるいは企業又は国独自の取決め及び／又は規定により制限が課される可能性もある。

制限付金融資産

単位：百万スイス・フラン	帳簿価額	
	2015年12月31日	2014年12月31日
担保として差し入れられた金融資産		
トレーディング・ポートフォリオ資産	57,024	61,304
内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある担保差入資産	51,943	56,018
貸出金	24,980	27,973
内、モーゲージ・ローン ¹	24,980	27,973
売却可能金融投資	632	2,868
内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある担保差入資産	6	2,662
担保として差し入れた金融資産合計²	82,636	92,144
その他の制限付金融資産		
銀行預け金	3,285	3,511
リバース・レボ契約	1,099	1,896
トレーディング・ポートフォリオ資産	24,388	25,567
デリバティブに係る差入担保金	7,104	6,135
売却可能金融投資	502	1,209
その他	480	679
その他の制限付金融資産合計	36,858	38,997
担保として差し入れられた金融資産及びその他の制限付金融資産合計	119,494	131,142

¹担保に差し入れられたこれらのモーゲージ・ローンは、スイスの中央モーゲージ機関に対する既存の負債及び既存のカバード・ボンド発行の担保となっている。担保に差し入れられたこれらのモーゲージ・ローンのうち、2015年12月31日現在、約44億スイス・フラン（2014年12月31日：約45億スイス・フラン）は、既存の担保要求に違反しなければ、返還もしくは将来の負債又はカバード・ボンドの発行のために使用が可能であった。²未実行の信用枠に関連して、並びに支払い、清算及び決済のために中央銀行に差し入れた資産（2015年12月31日：49億スイス・フラン、2014年12月31日：61億スイス・フラン）は含まれていない。

b) 全額で認識が中止されない譲渡金融資産

以下の表は、譲渡されているが継続して全額を認識する金融資産、及びこれらの譲渡資産に関連して認識された負債に関する情報を表している。

継続して全額を認識する譲渡金融資産

単位：百万スイス・フラン	2015年12月31日現在		2014年12月31日現在	
	譲渡資産の 帳簿価額	貸借対照表に 認識された、 関連負債の帳 簿価額	譲渡資産の 帳簿価額	貸借対照表に 認識された、 関連負債の帳 簿価額
契約相手による売却又は再担保差入が可能で譲渡されたトレーディング・ポートフォリオ資産	51,943	13,146	56,018	18,289
受け取った現金と引き換えの有価証券貸付契約及びレボ契約に関連	13,406	13,146	19,366	18,147
受け取った有価証券と引き換えの有価証券貸付契約に関連	37,097	0	35,557	0
その他の金融資産譲渡に関連	1,440	0	1,095	142

契約相手による売却又は再担保差入が可能で譲渡された売却可能金融投

資	6	6	2,662	2,584
譲渡金融資産合計	51,950	13,152	58,680	20,873

金融資産は譲渡されるが、UBS AGの貸借対照表において継続して全額を認識する取引には、有価証券貸付契約、レポ契約及びその他の金融資産の譲渡が含まれる。レポ契約及び有価証券貸付契約は、その大半が標準的な市場の取決めに基づいて実施され、UBS AGの通常の信用リスク統制プロセスが適用される契約相手との間で行われる。

→ レポ契約及び有価証券貸付契約に関する詳細については、注記1aの13及び14の項を参照。

2015年12月31日現在、約4分の1の譲渡金融資産は、現金と引き換えに譲渡されたトレーディング・ポートフォリオ資産であり、この場合、関連して認識された負債は、契約相手に返済する予定の金額を表す。有価証券貸付契約及びレポ契約に関しては、通常0%から15%のヘアカットが担保に適用されるため、関連する負債の帳簿価額が譲渡資産の帳簿価額を下回ることになる。上記の表に表示されている関連する負債の契約相手は、UBS AGに対して完全な遡及権を有する。

担保としての他の有価証券の受け取りと引き換えに締結する有価証券貸付契約において、受け取った有価証券も当該有価証券を返還する義務も、所有権に伴うリスク及び経済価値がUBS AGに移転しないため、UBS AGの貸借対照表には認識されない。受け取った金融資産を、その後に別の取引において売却する又は再担保として差し入れる場合、これは金融資産の譲渡とはみなされない。

その他の金融資産の譲渡には、主としてデリバティブ取引を担保するために譲渡される有価証券が含まれているが、関連する負債の帳簿価額は上記の表に記載されていない。これは、これらの再調達価額が契約相手及び商品タイプ全体でポートフォリオごとに管理されているため、特定の差入担保と関連負債に直接的な関係がないためである。

トレーディング・ポートフォリオ資産及び売却可能金融投資以外の譲渡資産で、契約相手による売却又は再担保差入が可能なものは、2015年12月31日及び2014年12月31日現在において重要でなかった。

全額での認識中止の対象でない譲渡金融資産で、UBS AGの継続的関与の範囲で貸借対照表に引き続き計上されているものは、2015年12月31日及び2014年12月31日現在において重要でなかった。

c) 継続的関与を伴う、全額で認識を中止された譲渡金融資産

譲渡され、全額で認識を中止された金融資産への継続的関与は、譲渡契約又は譲渡に関連して取引相手又は第三者と締結した別の契約における契約条項から生じる可能性がある。以下の表は、譲渡され、全額で認識が中止された金融資産に対するUBS AGの継続的関与に関する情報を提供している。

継続的関与を伴う、全額で認識を中止された譲渡金融資産

単位：百万スイス・フラン		2015年12月31日現在				
		譲渡され認識を中止した 金融資産に対する継続的関与 からの利得 / (損失)				
		取得から 譲渡までの累計 (2015年 12月31日 まで)				
貸借対照表項目	継続的関与の 帳簿価額	継続的関与の 公正価値	金融資産の譲渡日 に認識した 利得 / (損失) ²	2015年 12月31日 終了事業年度		
継続的関与の種類						
証券化ストラクチャーに対する 持分の 購入及び留保	トレーディング・ ポートフォリオ 資産 / 再調達価額 ¹	15	15	8	16	(1,566)
合計		15	15	8	16	(1,566)

単位：百万スイス・フラン		2014年12月31日現在				
		譲渡され認識を中止した 金融資産に対する継続的関与 からの利得 / (損失)				
		取得から 譲渡までの累計 (2014年 12月31日 まで)				
貸借対照表項目	継続的関与の 帳簿価額	継続的関与の 公正価値	金融資産の譲渡日 に認識した 利得 / (損失)	2014年 12月31日 終了事業年度		
継続的関与の種類						
証券化ストラクチャーに対する 持分の 購入及び留保	トレーディング・ ポートフォリオ 資産 / 再調達価額 ¹	(22)	(22)	22	13	(1,582)
合計		(22)	(22)	22	13	(1,582)

¹ 2015年12月31日現在、証券化ストラクチャーに対する持分の購入及び留保合計の内訳は、トレーディング・ポートフォリオ資産37百万スイス・フラン及び再調達価額 - 貸方22百万スイス・フランである。2014年12月31日現在、証券化ストラクチャーに対する持分の購入及び留保合計の内訳は、トレーディング・ポートフォリオ資産29百万スイス・フラン及び再調達価額 - 貸方51百万スイス・フランである。² 各報告期間の譲渡日に認識した利得 / (損失)を表す。

証券化ピークルに対する持分の購入及び留保

UBS AGが証券化ピークルに資産を譲渡し、これに関して持分を留保又は購入する場合において、UBS AGは、当該譲渡資産に対して継続的関与を有する。トレーディング・ポートフォリオで所有する、留保した継続的関与の証券化ポジションの大半は、債務担保証券、米国商業用モーゲージ担保証券及び住宅モーゲージ担保証券である。過年度に損失が発生した結果、2015年12月31日現在のこれらの継続的関与のポジションの大半の帳簿価額はゼロであった。2015年12月31日現在、証券化ストラクチャーに対する持分の購入及び留保に係る損失に対する最大エクスポージャーは、2014年12月31日現在の48百万スイス・フランに対して、55百万スイス・フランであった。これらは、ともに主としてトレーディング・ポートフォリオ資産に関連するものである。購入及び留保した持分を保有する結果、将来の期間に41百万スイス・フランの割引前キャッシュ・フローを譲受人へ支払う場合がある。支払いが必要となる可能性がある最も早い期間は1ヶ月以内である。上記の表に表示されている現時点までの損失は、2015年12月31日現在で所有していた留保持分のみに関連している。

d) オフバランス・シートの受入資産

以下の表は、売却又は再担保差入が可能な第三者から受け入れた資産で、貸借対照表には認識されていないが、担保として保有しているもの（売却又は再担保差入されている金額を含む。）の金額を表示している。

オフバランス・シートの受入資産

単位：百万スイス・フラン	2015年12月31日現在	2014年12月31日現在
売却又は再担保差入可能な受入資産の公正価値	401,511	388,855
リバース・レポ契約、有価証券貸借契約、デリバティブ取引及び その他の取引に基づく担保として受け入れたもの ¹	393,839	383,354
無担保借入金において受け入れたもの	7,672	5,502
上記の内、売却又は再担保差入されたもの ²	286,757	271,963
財務活動に関連	241,992	227,515
空売り取引約定の充足	29,137	27,958
デリバティブ取引及びその他取引に関連 ¹	15,628	16,491

¹顧客から当初証拠金として受け取った証券のうち、UBS AGが取引所取引デリバティブ（以下「ETD」という。）の清算及び執行サービスを通じてCCP、ブローカー及び預金銀行に預託する必要があるものを含む。²未実行の信用枠に関連して、並びに支払い、及び清算決済のために中央銀行に差し入れたオフバランス・シートの資産（2015年12月31日：473億スイス・フラン、2014年12月31日：376億スイス・フラン）は含まれていない。また、これらに関連する負債又は偶発負債はない。

注記26 金融資産と金融負債の相殺

UBS AGは、主にレポ取引及びリバース・レポ取引、有価証券貸借、並びに店頭（以下「OTC」という。）及び取引所取引デリバティブ（以下「ETD」という。）に伴う信用リスクを管理するため、取引相手先とネットティング契約を締結する。このようなネットティング契約及び類似の契約により、一般的に、契約の両当事者は、通常の営業過程において及び／又は取引の相手先が契約上の義務を履行できない場合に、受け取り可能な資産と負債を相殺することができる。相殺権は、取引相手先に支払うべき金額の全て又は一部を、当該同一取引相手先から受け取るべき金額を充当することによって決済又は消去する法的な権利であり、信用エクスポージャーを軽減することになる。

以下の表は、相殺、強制可能なマスター・ネットティング契約及び類似契約の対象となる金融資産、並びにこれらの金融資産に係る信用エクスポージャーを軽減するために受け入れた金融担保の概要を示したものである。相殺、強制可能なマスター・ネットティング契約及び類似契約の対象となるUBS AGの金融資産の総額は、貸借対照表上で相殺された同一取引相手先に対する金融負債及び強制可能なマスター・ネットティング契約又は類似契約の対象とならないその他の金融資産の影響を考慮した上で、関連する貸借対照表の項目に表示された純額へ調整されている。さらに、貸借対照表上で相殺されない金融負債及び受入担保の関連金額が潜在的なネットティング考慮後の金融資産になるよう表示されている。

UBS AGは、ネットティング契約及び担保契約に加えて、取引相手先の信用リスクを軽減する様々な戦略を講じている。従って、次の表に表示した純額は、UBS AGの実際の信用エクスポージャーを示すことを意図するものではない。

相殺、強制可能なマスター・ネットティング契約及び類似契約の対象となる金融資産

2015年12月31日現在									
ネットティング契約の対象となる資産									
単位：十億スイス・フラン	貸借対照表上に認識された ネットティング		貸借対照表上で認識されない 潜在的なネットティング ³			ネットティング 契約の対象と ならない資産 ⁴		資産合計	
	相殺前の 資産総額	負債総額 との相殺 ²	貸借対照表 上に認識さ れた資産純 額	金融負債	受入担保	潜在的な ネットティ ング考慮後の 資産	貸借対照表上 に認識された 資産	潜在的な ネットティ ング考慮後の 資産合計	貸借対照表上 に認識された 資産 合計
借入有価証券に係る担保金	23.9	0.0	23.9	(3.1)	(20.9)	0.0	1.6	1.6	25.6
リバース・レボ契約	117.9	(62.1)	55.8	(4.4)	(51.4)	0.0	12.1	12.1	67.9
再調達価額 - 借方	161.9	(2.5)	159.3	(123.0)	(25.5)	10.8	8.1	18.9	167.4
デリバティブに係る 差入担保金 ¹	85.9	(66.3)	19.6	(10.9)	(1.5)	7.2	4.1	11.3	23.8
公正価値での測定を 指定された金融資産	2.4	0.0	2.4	0.0	(1.8)	0.6	3.4	4.0	5.8
資産合計	392.1	(131.0)	261.1	(141.3)	(101.1)	18.7	29.3	48.0	290.5

2014年12月31日現在									
ネットティング契約の対象となる資産									
単位：十億スイス・フラン	貸借対照表上に認識された ネットティング		貸借対照表上で認識されない 潜在的なネットティング ³			ネットティング 契約の対象と ならない資産 ⁴		資産合計	
	相殺前の 資産総額	負債総額 との相殺 ²	貸借対照表 上に認識さ れた資産純 額	金融負債	受入担保	潜在的な ネットティ ング考慮後の 資産	貸借対照表上 に認識された 資産	潜在的な ネットティ ング考慮後の 資産合計	貸借対照表上 に認識された 資産 合計
借入有価証券に係る担保金	22.7	0.0	22.7	(1.9)	(20.8)	0.0	1.4	1.4	24.1
リバース・レボ契約	99.2	(42.8)	56.4	(3.4)	(52.8)	0.1	12.1	12.2	68.4
再調達価額 - 借方	249.9	(3.1)	246.8	(198.7)	(30.8)	17.3	10.1	27.4	257.0
デリバティブに係る 差入担保金 ¹	245.7	(218.4)	27.4	(18.8)	(1.6)	7.0	3.6	10.6	31.0
公正価値での測定を 指定された金融資産	3.1	0.0	3.1	0.0	(3.0)	0.1	1.4	1.5	4.5
資産合計	620.5	(264.2)	356.3	(222.9)	(108.9)	24.5	28.6	53.1	384.9

¹貸借対照表に認識された「デリバティブに係る差入担保金」の純額には、IAS第32号に基づいて日次で実質的に純額決済される一部のOTCデリバティブ及び日次で経済的に決済されるETDが含まれている。さらに、この残高には、次ページに表示された表の「再調達価額 - 借方」項目に反映された、差入担保の現金部分に相当するOTC及びETD担保金残高が含まれている。²本表のロジックから、「負債総額との相殺」欄の金額と次ページの負債の表における「資産総額との相殺」欄の金額は一致している。³本開示の目的上、表示されている金融商品及び担保金の金額は、貸借対照表に表示される金融資産の純額を超えないように関連するネットティング契約によって上限が設けられている。すなわち、超過担保がある場合でも、本表には反映されない。⁴強制可能なネットティング契約の対象とならない資産及びその他の対象外項目を含む。

以下の表は、相殺、強制可能なマスター・ネットリング契約及び類似契約の対象となる金融負債、並びにこれらの金融負債に係る信用エクスポージャーを軽減するために差し入れた金融担保の概要を示したものである。相殺、強制可能なマスター・ネットリング契約及び類似契約の対象となるUBS AGの金融負債の総額は、貸借対照表上で相殺された同一取引相手先に対する金融資産及び強制可能なマスター・ネットリング契約又は類似契約の対象とならないその他の金融負債の影響を考慮した上で、関連する貸借対照表の項目に表示された純額へ調整されている。さらに、貸借対照表上で相殺されない金融資産及び差入担保の関連金額が潜在的なネットリング考慮後の金融負債になるよう表示されている。

相殺、強制可能なマスター・ネットリング契約及び類似契約の対象となる金融負債

2015年12月31日現在									
単位：十億スイス・フラン	ネットリング契約の対象となる負債						ネットリング 契約の対象と ならない負債 4	負債合計	
	貸借対照表上に認識された ネットリング			貸借対照表上で認識されない 潜在的なネットリング ³					
	相殺前の 負債総額	資産総額 との相殺 ²	貸借対照表 上に認識さ れた負債純 額	金融資産	差入担保	潜在的な ネットリン グ考慮後の 負債			
									貸借対照表上 に認識された 負債
貸付有価証券に係る担保金	7.9	0.0	7.9	(3.1)	(4.8)	0.0	0.1	0.1	8.0
レボ契約	69.0	(62.1)	6.9	(4.4)	(2.5)	0.0	2.8	2.8	9.7
再調達価額 - 貸方	154.2	(2.5)	151.7	(123.0)	(17.4)	11.3	10.7	22.1	162.4
デリバティブに係る 受入担保金 ¹	99.9	(66.3)	33.6	(19.0)	(2.5)	12.1	4.7	16.8	38.3
公正価値での測定を 指定された負債	3.9	0.0	3.9	0.0	(0.7)	3.1	59.1	62.3	63.0
負債合計	334.9	(131.0)	203.9	(149.4)	(28.0)	26.5	77.4	104.0	281.4
2014年12月31日現在									
単位：十億スイス・フラン	ネットリング契約の対象となる負債						ネットリング 契約の対象と ならない負債 4	負債合計	
	貸借対照表上に認識された ネットリング			貸借対照表上で認識されない 潜在的なネットリング ³					
	相殺前の 負債総額	資産総額 との相殺 ²	貸借対照表 上に認識さ れた負債純 額	金融資産	差入担保	潜在的な ネットリン グ考慮後の 負債			
									貸借対照表上 に認識された 負債
貸付有価証券に係る担保金	8.4	0.0	8.4	(1.9)	(6.5)	0.0	0.7	0.8	9.2
レボ契約	51.5	(42.8)	8.7	(3.4)	(5.2)	0.0	3.2	3.2	11.8
再調達価額 - 貸方	243.3	(3.1)	240.2	(198.7)	(21.8)	19.7	13.9	33.5	254.1
デリバティブに係る 受入担保金 ¹	256.1	(218.4)	37.7	(25.1)	(2.3)	10.3	4.6	14.9	42.4
公正価値での測定を 指定された負債	3.8	0.0	3.8	0.0	(1.4)	2.4	71.5	73.9	75.3
負債合計	563.1	(264.2)	298.8	(229.2)	(37.3)	32.4	93.9	126.3	392.8

¹貸借対照表に認識された「デリバティブに係る受入担保金」の純額には、IAS第32号に基づいて日次で実質的に純額決済される一部のOTCデリバティブ及び日次で経済的に決済されるETDが含まれている。さらに、この残高には、前ページに表示された表の「再調達価額 - 借方」項目に反映された、受入担保の現金部分に相当するOTC及びETD担保金残高が含まれている。²本表のロジックから、「資産総額との相殺」欄の金額と前ページの資産の表における「負債総額との相殺」欄の金額は一致している。³本開示の目的上、表示されている金融商品及び担保金の金額は、貸借対照表に表示される金融負債の純額を超えないように関連するネットリング契約によって上限が設けられている。すなわち、超過担保がある場合でも、本表には反映されない。⁴強制可能なネットリング契約の対象とならない負債及びその他の対象外項目を含む。

注記27 金融資産及び金融負債 - 追加情報

a) 金融資産及び金融負債の測定カテゴリー

以下の表は、IAS第39号「*金融商品：認識及び測定*」で定義される金融資産及び金融負債の測定カテゴリーにおける金融商品の各クラスの帳簿価額に関する情報を提供している。IAS第32号「*金融商品：表示*」で定義される金融商品である資産及び負債のみが以下の表に含まれているため、一定の残高について貸借対照表上の表示と異なる場合がある。

→ 金融商品の公正価値の決定方法の詳細については、注記24を参照。

金融資産及び金融負債の測定カテゴリー

単位：百万スイス・フラン	2015年12月31日現在	2014年12月31日現在
金融資産¹		
トレーディング目的保有		
トレーディング・ポートフォリオ資産	120,405	132,392
内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある担保差入資産	51,493	56,018
社債 ²	106	283
再調達価額 - 借方	167,435	256,978
合計	287,946	389,653
純損益を通じた公正価値での測定		
公正価値での測定を指定された金融資産	5,808	4,493
償却原価で計上される金融資産		
現金及び中央銀行預け金	91,306	104,073
銀行預け金	11,866	13,334
借入有価証券に係る担保金	25,584	24,063
リバース・レポ契約	67,893	68,414
デリバティブに係る差入担保金	23,763	30,979
貸出金 ³	312,723	315,984
その他の資産	20,139	21,332
合計	553,275	578,179
売却可能		
売却可能金融投資	62,543	57,159
金融資産合計	909,572	1,029,483
金融負債		
トレーディング目的保有		
トレーディング・ポートフォリオ負債	29,137	27,958
社債 ²	236	308
再調達価額 - 貸方	162,430	254,101
合計	191,803	282,367
純損益を通じた公正価値での測定、その他		
公正価値での測定を指定された金融負債	62,995	75,297
ユニットリンク型投資契約未払額	15,718	17,643
合計	78,713	92,940
償却原価で計上される金融負債		
銀行預り金	11,836	10,492
貸付有価証券に係る担保金	8,029	9,180
レポ契約	9,653	11,818

デリバティブに係る受入担保金	38,282	42,372
顧客預り金	402,522	410,979
社債	82,230	91,183
その他の負債	52,065	46,013
合計	604,617	622,036
金融負債合計	875,133	997,343

¹ 2015年12月31日現在、貸出金の1,230億スイス・フラン、銀行預け金の0億スイス・フラン、リバース・レボ契約の10億スイス・フラン、売却可能金融投資の300億スイス・フラン及び公正価値での測定を指定された金融資産の30億スイス・フランは、回収又は決済されるまで12ヶ月以上であると見込まれている。2014年12月31日現在、貸出金の1,190億スイス・フラン、銀行預け金の0億スイス・フラン、リバース・レボ契約の10億スイス・フラン、売却可能金融投資の350億スイス・フラン及び公正価値での測定を指定された金融資産の40億スイス・フランは、回収又は決済されるまで12ヶ月以上であると見込まれている。² 公正価値オプションが使用されていない仕組債の組込デリバティブの構成要素を表しており、この金額は、貸借対照表上の社債に表示されている。³ 2015年12月31日現在、ファイナンス・リース債権11億スイス・フラン（2014年12月31日：11億スイス・フラン）が含まれている。詳細については、注記10及び33を参照。

b) 金融負債の満期別分析

2015年12月31日現在の当行のデリバティブ以外及びトレーディング目的以外の金融負債に係る契約上の満期は、UBSが契約に基づき支払う必要が生じる最も早い日を基準としている。各期間区分において契約上満期を迎える合計金額は、2014年12月31日現在についても表示されている。デリバティブのポジションとトレーディング負債は、主に空売り取引から成り、1ヶ月以内の列に割り当てられている。これは、当該トレーディング活動の内容を保守的に反映させるためである。契約上の満期は、大幅に延長される可能性がある。

金融負債の満期別分析¹

単位：十億スイス・フラン	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 12ヶ月以内	1年超 5年以内	5年超	合計
貸借対照表に認識された金融負債²						
銀行預り金	8.1	2.4	1.1	0.3	0.0	11.8
貸付有価証券に係る担保金	5.7	1.3	1.0			8.0
レボ契約	7.9	1.4	0.2	0.1	0.2	9.7
トレーディング・ポートフォリオ負債 ^{3,4}	29.1					29.1
再調達価額 - 貸付 ³	162.4					162.4
デリバティブに係る受入担保金	38.3					38.3
公正価値での測定を指定された金融負債 ⁵	15.2	15.9	13.1	11.9	12.0	68.1
顧客預り金	373.3	13.4	4.8	4.1	9.7	405.3
社債	5.7	9.9	16.3	36.6	22.7	91.2
その他の負債	66.7					66.7
2015年12月31日現在合計	712.5	44.3	36.4	53.0	44.6	890.7
2014年12月31日現在合計	812.3	48.4	39.4	60.9	49.8	1,010.9

保証、コミットメント及び先日付スタートの取引

6						
ローン・コミットメント	55.7	0.2	0.2	0.0		56.1
保証	15.9	0.0	0.0	0.1	0.0	16.0
先日付スタートの取引						
リバース・レボ契約	6.6					6.6
有価証券借入契約	0.0					0.0
2015年12月31日現在合計	78.1	0.2	0.2	0.1	0.0	78.7
2014年12月31日現在合計	78.3	0.1	0.2	0.2	0.0	78.8

¹繰延収益、繰延税金負債、引当金及び従業員報酬制度に係る負債等の非金融負債は、この分析に含まれていない。²トレーディング・ポートフォリオ負債と再調達価額 - 貸方（脚注3を参照）を除き、表示されている金額は通常、将来の金利及び元本支払額の割引前キャッシュ・フローである。³帳簿価額が公正価値である。経営者は、この金額が、これらのポジションを決済又は処分しなければならない場合に支払う必要があると推測されるキャッシュ・フローを最も適切に表していると考えている。ヘッジ会計関係に指定されたデリバティブの割引前キャッシュ・フローについては、注記14を参照。⁴トレーディング・ポートフォリオ負債の契約上の満期の内訳は、以下の通りである。1ヶ月以内：272億スイス・フラン（2014年：267億スイス・フラン）、1ヶ月超1年以内：12億スイス・フラン（2014年：13億スイス・フラン）、1年超5年以内：8億スイス・フラン（2014年：0億スイス・フラン）。⁵変動金利が適用される負債に係る将来の金利支払額は、報告日現在の実勢金利を参照して算定される。変動する将来の元本支払額は、報告日現在に存在する状況を参照して算定される。⁶保証、コミットメント及び先日付スタートの取引の取消不能金額の上限から成る。

c) 金融資産の分類変更

2008年度及び2009年度において、一部の金融資産がトレーディング・ポートフォリオ資産から貸出金に分類変更された。分類変更日におけるこれらの資産の公正価値は、それぞれ260億スイス・フラン及び6億スイス・フランであった。

金融資産の分類変更は、これらの金融資産を短期的に売買するのではなく予見可能な将来まで保有するというUBSの意思及び能力の変更を反映していた。当該金融資産は、分類変更日の公正価値を用いて分類変更され、これが同日現在の新たな原価となる。

2015年12月31日現在、残存する分類変更された金融資産（全て地方債オークション・レート証券で構成）の帳簿価額は2億スイス・フラン（2014年12月31日：7億スイス・フラン）であり、これらの資産の公正価値と同額であった。

分類変更された金融資産による税引前営業利益への全体的な影響額は、2015年12月31日終了事業年度において23百万スイス・フラン（2014年度：84百万スイス・フラン）の利益であった。当該金融資産の分類変更がなかったと仮定した場合、2015年12月31日終了事業年度の税引前営業利益への影響額は、10百万スイス・フランを下回る利益であったと考えられる。

d) 公正価値での測定を指定された金融資産の信用リスクに対する最大エクスポージャー

公正価値での測定を指定された金融資産は、2015年12月31日現在、合計5,808百万スイス・フラン（2014年12月31日：4,493百万スイス・フラン）であった。公正価値での測定を指定された金融資産の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、2015年12月31日現在、56億スイス・フラン（2014年12月31日：43億スイス・フラン）であった。ストラクチャード・ローン並びにリバース・レボ契約及び有価証券借入契約に関連するエクスポージャーは、2015年12月31日現在、35億スイス・フラン（2014年12月31日：33億スイス・フラン）の有価証券担保によって軽減されている。

ストラクチャード・ローン以外の貸出金の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、通常クレジット・デリバティブ又はそれに類する金融商品によって軽減される。以下の表は、これらの金融商品やこれらの金融商品が軽減するエクスポージャーについての情報を、想定元本ベースで示している。

公正価値での測定を指定された投資信託受益証券は、信用リスクに直接さらされていない。

→ 公正価値での測定を指定された金融資産に関する詳細については、注記24を参照。公正価値での測定を指定された金融資産に係る担保に関する詳細については、当報告書の「リスク管理及び統制」のセクション（訳者注：UBS AGの年次報告書の「Risk management and control」のセクション）の「信用リスクに対する最大エクスポージャー」を参照。

公正価値での測定を指定された貸出金及び関連するクレジット・デリバティブの想定元本

単位：百万スイス・フラン	2015年12月31日現在	2014年12月31日現在
貸出金 - 想定元本	687	667
貸出金に関連するクレジット・デリバティブ - 想定元本 ¹	630	644
貸出金に関連するクレジット・デリバティブ - 公正価値 ¹	4	1

¹クレジット・デリバティブ契約には、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップ及びこれらの類似商品が含まれる。

以下の表は、信用リスクの変動が貸出金の公正価値に及ぼす影響を、表示期間及び開始からの累計額により示している。同様に、これらの貸出金をヘッジするために使用されるクレジット・デリバティブ及び類似商品の公正価値の変動額も示している。

信用リスクの変動に起因する貸出金及び関連するクレジット・デリバティブの公正価値の変動

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		開始から期末までの累計	
	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日
信用リスクの変動に起因する公正価値での測定を指定された				
貸出金の公正価値変動 ¹	(3)	(3)	(4)	(2)
公正価値での測定を指定された貸出金の信用リスクに対する 最大エクスポージャーを軽減するクレジット・デリバティブ 及び類似商品の公正価値変動 ¹	3	3	4	1

¹信用リスクの変動に起因する公正価値での測定を指定された貸出金の公正価値の当期変動額及び変動累計額は、貸借対照表日現在の貸出金残高のみに関して算出したものである。そのような貸出金をヘッジ対象とするクレジット・デリバティブの公正価値の当期変動額及び変動累計額には、公正価値での測定を指定されて以来、同貸出金の信用リスク軽減のために用いられてきたデリバティブ全てが網羅されている。公正価値オプションを適用して計上された貸出金に関して、借主の信用状況の変化に起因する公正価値の変動額は、独立した市場の情報源から入手した取引相手方の信用状況に関する情報に基づき算出したものである。

注記28 年金及びその他の退職後給付制度

以下の表は、確定給付制度及び確定拠出制度の年金費用に関連する情報を提供している。これらの費用は人件費の一部である。

損益計算書 - 年金及びその他の退職後給付制度に関連する費用

単位：百万スイス・フラン	2015年12月31日	2014年12月31日	2013年12月31日
確定給付制度の期間年金費用純額	569	467	651
内、主要な年金制度に関連 ¹	546	508	638
内、スイスの制度	515	458	555
内、英国の制度	18	17	24
内、その他の制度	12	33	58
内、退職後の医療及び生命保険制度に関連 ²	4	(36)	(11)
内、英国の制度	1	2	2
内、米国の制度	2	(37)	(12)
内、残りの制度及びその他の費用に関連 ³	19	(5)	24
確定拠出制度の年金費用 ⁴	239	244	236
内、英国	86	91	91
内、米国	100	91	91
内、その他の国	53	62	54
年金及びその他の退職後給付制度費用合計⁵	808	711	887

¹詳細については、注記28aを参照。²詳細については、注記28bを参照。³その他の費用には、業績連動報奨未払費用の実際の金額と見積額との差異並びにリストラクチャリングに関連する未払年金費用純額が含まれている。⁴詳細については、注記28cを参照。⁵詳細については、注記6を参照。

以下の表は、確定給付制度に関してその他の包括利益に認識された金額に関連する情報を提供している。

その他の包括利益 - 年金及びその他の退職後給付制度に係る利得 / (損失)

	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2013年 12月31日
単位：百万スイス・フラン			
主要な年金制度 ¹	339	(1,456)	1,168
内、スイスの制度	58	(1,032)	1,119
内、英国の制度	317	(168)	(65)
内、その他の制度	(35)	(256)	115
退職後の医療及び生命保険制度 ²	(3)	(5)	3
内、英国の制度	6	(3)	2
内、米国の制度	(9)	(2)	1
残りの制度	(14)	7	7
その他の包括利益に認識された利得 / (損失)、税引前	322	(1,454)	1,178
その他の包括利益に認識された、確定給付制度に関連する税金(費用) / 税務上の便益	(19)	247	(239)
その他の包括利益に認識された利得 / (損失)、税引後³	303	(1,208)	939

¹詳細については、注記28aを参照。²詳細については、注記28bを参照。³「包括利益計算書」を参照。

以下の表は、年金及び退職後給付制度に係るUBS AGの資産及び負債に関連する情報を提供している。これらは、貸借対照表上、その他の資産及びその他の負債に認識されている。

貸借対照表 - 確定給付年金及び退職後給付資産純額

単位：百万スイス・フラン	2015年12月31日	2014年12月31日
主要な年金制度 ¹	50	0
内、スイスの制度	0	0
内、英国の制度	50	0
内、その他の制度	0	0
退職後の医療及び生命保険制度	0	0
内、英国の制度	0	0
内、米国の制度	0	0
残りの制度	0	0
確定給付年金及び退職後給付資産純額合計²	50	0

¹詳細については、注記28aを参照。²注記18を参照。

貸借対照表 - 確定給付年金及び退職後給付負債純額

単位：百万スイス・フラン	2015年12月31日	2014年12月31日
主要な年金制度 ¹	622	1,256
内、スイスの制度	0	25
内、英国の制度	0	568
内、その他の制度 ²	622	664
退職後の医療及び生命保険制度 ³	84	85
内、英国の制度	25	32
内、米国の制度	59	53
残りの制度	30	32
確定給付年金及び退職後給付負債純額合計⁴	736	1,374

¹詳細については、注記28aを参照。²負債の内訳は以下の通りである。米国の制度に関する315百万スイス・フラン及びドイツの制度に関する307百万スイス・フラン（2014年12月31日：米国の制度に関する297百万スイス・フラン及びドイツの制度に関する367百万スイス・フラン）³詳細については、注記28bを参照。⁴注記23を参照。

a) 確定給付年金制度

UBS AGは、様々な拠点の従業員のための確定給付年金制度を設立している。そのうち主要なものは、スイス、英国、米国、ドイツにある。これらの国々の制度に対しては、独立した年金数理評価が必要に応じて実施されている。

UBS AGの確定給付年金制度の全体的な投資方針及び戦略は、掛金と共に、支払期限の到来した年金給付の支払に十分な資産を確保すると同時に制度の様々なリスクを軽減する投資リターンを達成することを指針としている。資産を伴う制度（すなわち積立型制度）に関して、制度の投資戦略は通常、各管轄区域における現地の法令に基づいて管理される。実際の資産配分は、管理主体が経済状況及び市場状況の現況と見通しを参照しつつリスクの特性の中の特定の資産種類のリスクを考慮して決定される。この枠組みの中で、UBS AGは、資産投資戦略が制度負債の満期特性といかに相関しているか及び制度の積立状況に対するそれぞれの潜在的影響（潜在的な短期の流動性の必要性を含む。）を受託者が考慮することを確実にしている。

UBS AGの全ての確定給付年金制度の確定給付債務は、当該制度が維持されている各国における優良社債の利回りの変動に直接的な影響を受ける。これは、確定給付債務の算定に適用する割引率が当該利回りに基づいているためである。積立型制度の年金資産は、各地域にわたって不動産、債券、投資ファンド、現物など、多様な金融資産ポートフォリオに投資され、現地の年金法で許容される範囲でリスクとリターンのバランスを確保している。これらの金融資産の市場価値は、優良社債の利回りとは完全には相関していないことから、各制度の資産／負債純額のポジションにボラティリティが生じることになる。各年金制度の特定の資産・負債マッチング戦略は、各国で責任を負う管理主体により独自に決定される。各制度の資産／負債純額のボラティリティは各制度の受託者が選択した個別の金融資産に左右される。特定の年金制度では、潜在的なボラティリティを軽減するため、制度資産の一部に負債対応投資（LDI）の手法が適用されている。

スイスの年金制度

スイスの年金制度は、UBS AGの従業員及びUBS AGと緊密な経済的又は財務的關係を有する企業の従業員を対象としており、スイスの年金法が要求する最低給付を上回っている。

当該年金制度への掛金は、雇用主及び従業員によって支払われる。このスイスの年金制度は、従業員が支払う掛金の水準に関して当該従業員の選択を認めている。従業員掛金は、拠出給与の一定割合として計算され、月次で控除される。給与から控除される割合は、年齢及び掛金の区分の選択に応じて、拠出基本給の1%から13.5%及び拠出変動報酬の0%から9%となる。従業員の年齢に応じて、UBS AGは、拠出基本給の6.5%から27.5%及び拠出変動報酬の3.6%から9%の間の掛金を支払う。UBS AGはまた、死亡及び障害が発生した際に支払われる給付を賄うため、並びにつなぎ年金を賄うために使用されるリスク掛金も支払っている。

これらの制度給付には、退職給付並びに障害、死亡及び遺族年金が含まれる。当該年金制度において、通常の退職年齢である64歳の加入者は、終身年金（全額返戻あり／なし）又は一時金（一部／全額）のいずれかを選択することができる。加入者は、58歳から退職給付を引き出すことが可能である。2015年度以降、従業員は、早期退職給付の積立てのために給付の追加買取りが可能である（以下「制度58+」という。）。

未払年金の金額は、退職日における各年金加入者の年金口座の累積残高に転換率を適用して求められるものである。各制度加入者の年金口座の累積残高は、前雇用主から移管された権利確定済みの給付受給権、給付の買取り、及び各制度加入者の年金口座に対する雇用主及び従業員の掛金並びに累積残高に対して発生する利息に基づいている。発生する利息は、年金基金委員会により毎年規定される。

スイスの年金制度は、スイスの年金法における確定拠出の約定に基づいているが、IAS第19号に基づく確定給付制度として会計処理されている。これは主に年金口座に係る利息及び終身年金の支払いを発生処理する義務による。スイスの年金制度に使用する数理計算上の仮定は、スイスの経済環境に基づいている。

→ 確定給付年金制度の会計方針の説明については、注記1aの24の項を参照。

スイスの年金制度は、スイスの年金法が要求する年金基金委員会により管理されており、この委員会の責任は、スイスの年金法及び制度の規則によって規定されている。スイスの年金法に準拠して、一時的かつ限定的な積立不足が認められる。ただし、積立不足の状況が発生した場合、年金基金委員会は、最長10年までの期間に満額の積立を確実に回復するために必要な方策を講じることを要求される。スイスの年金法に基づき、スイスの年金制度がスイスの年金法による基準に基づいて大幅な積立不足となった場合には、雇用主及び従業員の追加的な掛金の支払いが要求される可能性がある。こうした状況において、リスクは雇用主と従業員との間で分担され、雇用主には必要な追加掛金の50%を超過して負担する法的義務はない。スイスの年金制度は、2015

年12月31日現在でスイスの年金法に基づく技術的な積立比率が123.3%（2014年12月31日現在：123.7%）であった。

スイスの制度の投資戦略は、多段階の投資及びリスク管理プロセスに基づいて実行され、制度資産の多様化に関連する法令を含む、スイスの年金法に従っている。これらの規則は、特に制度資産の構成に関する制約（例：株式投資を50%に制限）を規定するものである。スイスの制度の投資戦略は、年金基金委員会が設定した確定リスク予算と整合している。リスク予算は定期的実施される資産負債管理分析を基にして算定される。リスク予算を実行するために、スイスの制度は直接投資、投資信託及びデリバティブを利用する場合がある。為替リスクの低減には、特定の為替ヘッジ戦略が実施される。年金基金委員会は、資産と負債の間の中長期の均衡を目指している。IAS第19号の下では、制度資産の公正価値が短期的に制度の確定給付債務の価額の変動と直接相関していないため、スイスの年金制度の純資産額にはボラティリティが生じる。

2015年12月31日現在、スイスの年金制度は、制度資産の公正価値が確定給付債務を1,283百万スイス・フラン上回っていたため、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）による測定基準で積立超過（2014年12月31日：25百万スイス・フランの積立不足）であった。ただし、積立超過は、当該超過額が将来の見積経済的便益（将来の見積勤務費用純額の現在価値と将来の見積雇用主掛金の現在価値との差異に相当）を上回らない範囲においてのみ貸借対照表に認識される。将来の経済的便益の最大額は、割引率の変動によって大幅に異なる。2015年12月31日現在、将来の見積経済的便益はゼロであったことから、確定給付資産純額は貸借対照表に認識されなかった。年金制度の積立超過額と将来の見積経済的便益との差異（アセット・シーリングによる影響額と呼ばれる。）1,283百万スイス・フランは、その他の包括利益に認識された。

2016年度にスイスの年金制度に拠出される予定の雇用主掛金は、474百万スイス・フランになると見込まれている。

スイス以外の年金制度

UBS AGのスイス以外の拠点では、現地の規則や慣行に適合した様々な確定給付年金制度を提供している。主要な確定給付制度を有するスイス以外の拠点は、英国、米国及びドイツである。他の拠点の確定給付年金制度はUBS AGの財務成績に重要ではないため、個別に開示されていない。

スイス以外の制度は、退職、死亡又は障害の発生時に給付を支給する。支給される給付の水準は、個別の給付の発生率及び従業員の報酬水準によって決まる。UBS AGの一般的な原則は、制度が各国における現地の年金に係る規則に基づき適切に積立てられていることを確実にすることであり、これはいつ追加の掛金が必要であるかを判断する上での第1の要因である。スイスの年金制度と同様に、各制度資産の公正価値が制度の確定給付債務の価額の変動と直接相関していないため、スイス以外の制度の資産／負債純額のポジションにもボラティリティが生じる。

これらの制度の積立方針は、現地の政府による規制及び税務上の要求事項に一致しており、使用された数理計算上の仮定は、現地の経済環境に基づいている。

→ 確定給付年金制度の会計方針の説明については、注記1 aの24の項を参照。

英国

英国の制度は、勤務期間平均給与再評価制度（career-average revalued earnings scheme）であり、英国の価格インフレに基づいて給付は自動的に増加する。英国の制度への加入者の通常の退職年齢は60歳である。2013年7月1日、UBS AGは、将来の勤務に対する英国の確定給付年金制度を廃止した。当該日より後に、UBS AGは本制度に係る当期勤務費用を認識しなくなった。本確定給付制度において現役の従業員である制度加入者は、本制度が将来の勤務に対して廃止された後の勤務に係る確定拠出制度に加入する資格を有する。

英国の制度の管理の責任は、現地の年金法で要求される年金受託者委員会とUBS AGが合同で負っている。雇用主の年金基金への拠出には、将来の勤務に対して制度廃止日までは通常の拠出と積立不足解消のための特別拠出が含まれていたが、その後は合意された積立不足解消のための拠出のみが反映されている。積立不足解消のための年金基金への拠出は、年金受託者委員会とUBS AGが合意した仮定を基に実施された直近の数理計算上の評価に基づいて決定される。積立不足が発生した場合、UBS AGは、法定期限内に年金受託者委員会と積立不足解消計画について合意しなければならない。2015年度に、UBS AGは、積立不足を解消するために316百万スイス・フラン（2014年度：75百万スイス・フラン）の拠出を行った。

制度資産は多様な金融資産ポートフォリオに投資される。制度資産の一部を、物価インフレに対する部分的なヘッジを提供するインフレ連動債へ投資するため、負債対応投資（LDI）の手法を適用している。物価インフレが増大すれば、確定給付債務は制度資産の公正価値の変動よりも大幅に増加する可能性が高く、このため確

定給付負債純額の増加が生じることになる。制度の規則及び現地の年金法制は、制度の給付に適用できるインフレの増加水準に上限を設けている。

制度には退職に際して制度加入者に生涯にわたる年金給付を保証する義務があるため、平均余命の上昇により制度の負債が増加する。これは、インフレの増大により平均余命の変動に対する感応度が上昇する英国制度において特に重要である。

2015年12月31日現在、英国の制度は、制度資産の公正価値が確定給付債務を50百万スイス・フラン超過していたため、IFRSによる測定基準で積立超過であった。UBS AGは、英国の制度に関連して払戻しを受ける権利を有していることから、この超過額は、UBS AGの貸借対照表に認識されている。

2016年度に英国の確定給付制度に拠出される予定の雇用主掛金は、ない。

米国

米国には2つの別個の主要な確定給付年金制度がある。米国の制度への加入者の通常の退職年齢は65歳である。当該制度は新従業員の加入を受け入れておらず、新従業員は代わりに確定拠出制度に加入することができる。

主要な確定給付年金制度の1つは拠出に基づく制度であり、各加入者は給与の一定割合を年金口座に積立てる。年金口座は、1年物米国国債の平均利回りに連動した利率に基づいて利息が年次で発生する。もう1つの主要な確定給付年金制度は、各個人の制度加入者の勤務期間中の平均給与に基づいて退職給付が発生する。この制度では、制度加入者は、退職時に退職給付一時金及び終身年金のいずれかを選択することができる。

現地の州の年金法に基づいて要求されるように、これらの確定給付年金制度の両方に年金制度受託者がいる。受託者は、UBS AGとともに、制度の管理に連帯責任を負う。数理計算上の評価は、制度に対して定期的を実施され、UBS AGは、従来から現地の年金に係る規則に基づいた計算による、最低でも80%の積立比率を維持するよう制度に掛金を支払うことを選択してきた。年間の雇用主掛金は、毎年発生する給付の現在価値に過去の積立不足の償却費を加えた額である。雇用主が最低額を超過して拠出を行うか、又は制度が負債を超過する資産を有している場合、超過額は最低積立要求額を相殺するために使用することができる。

両制度の制度資産は、多様な金融資産ポートフォリオに投資される。各年金制度の受託者は、制度資産に係る投資決定に責任を負う。資産/負債純額のポジションにおけるボラティリティの管理を支援するため、米国の年金制度の1つに負債対応投資(LDI)の手法を適用している。ボラティリティの管理にデリバティブを用いる場合もある。このデリバティブには、金利先物、株式先物及びスワップ(クレジット・デフォルト・スワップや金利スワップを含む。)が含まれるが、これらに限定されない。

2015年度に、米国の年金制度の規則が修正されたため、米国の確定給付年金制度の受給権が確定しているUBS AGの元従業員は、退職年齢時に開始する終身年金ではなく、一時金(又は年金の繰上げ支給)を受け取ることを選択できる。その結果、確定給付債務が24百万スイス・フラン減少し、対応する利得が2015年度の損益計算書に認識された。このうち21百万スイス・フランはウェルス・マネジメント・アメリカズに計上された。

2013年度に、UBS AGは、米国の確定給付年金制度の受給権が確定しているUBS AGの元従業員に終身年金ではなく一時金(又は年金の繰上げ支給)を受け取る1回限りの選択権を提示した。これにより、確定給付債務と制度資産の公正価値がそれぞれ196百万スイス・フラン及び216百万スイス・フラン減少し、2013年度の損益計算書に20百万スイス・フランが借方計上された。

2016年度に米国の確定給付年金制度に拠出される予定の雇用主掛金は、43百万スイス・フランになると見込まれている。

ドイツ

ドイツにおいては2つの異なる確定給付年金制度があり、共に拠出に基づく制度である。これらの制度へ資金を提供するための年金資産は維持されておらず、給付金はUBS AGが直接支払う。ドイツの制度への加入者の通常の退職年齢は65歳である。2つの年金制度のいずれかが大きい方の制度内で、各加入者は年金口座に給与の一定割合を積立てる。制度加入者の口座の累積残高には、年間5%の保証された利息が発生する。もう1つの制度は従業員の選択で金額が毎年積立てられる繰延報酬制度である。この繰延報酬制度では、口座の累積残高が年間ベースで計上され、2009年度より後に積立てられた金額に4%の保証された利息が発生する。ドイツの両制度はドイツの年金法に基づいて規制され、支払期限の到来時に年金給付を支給する責任は完全にUBS AGにある。ドイツの制度では、年金支払額の一部が物価インフレに連動して直接増加する。

2016年度にドイツの制度に拠出される予定の雇用主掛金は、8百万スイス・フランになると見込まれている。

以下の表は、期首から期末までに確定給付年金制度に関して貸借対照表に認識された資産 / (負債)純額の変動の内訳及び当期純利益及びその他の包括利益に認識された金額の内訳を提供している。

2015年度に、本注記の開示が拡大され、これまで「スイス以外の」制度に含まれていた英国の制度に関する情報が個別に表示されている。そのため、米国の制度とドイツの制度は、合わせて「その他」に表示されている。比較情報はそれに応じて修正された。

確定給付年金制度

単位：百万スイス・フラン	スイス		英国		その他		合計	
	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日
終了事業年度								
期首確定給付債務	23,956	20,738	3,949	3,355	1,693	1,315	29,598	25,408
当期勤務費用	589	496	0	0	10	10	599	506
利息費用	270	465	137	158	57	59	463	682
制度加入者掛金	205	202	0	0	0	0	205	202
確定給付債務の再測定	(1,231)	3,120	(441)	349	(8)	270	(1,681)	3,739
内、人口統計上の仮定の変更から生じた 数理計算上の差(益)ノ損	(1,038)	66	(122)	(15)	34	85	(1,125)	136
内、財務上の仮定の変更から生じた 数理計算上の差(益)ノ損	(237)	2,705	(201)	489	(71)	180	(509)	3,374
内、経験(利得)ノ損失 ¹	44	349	(119)	(126)	28	6	(47)	228
制度の変更に関連する過去勤務費用	0	0	0	0	(24)	0	(24)	0
縮小	(81)	(54)	0	0	0	0	(81)	(54)
支払給付	(1,071)	(1,045)	(128)	(91)	(83)	(81)	(1,283)	(1,218)
解雇給付	1	34	0	0	0	0	1	34
為替換算調整	0	0	(166)	178	(26)	119	(192)	297
期末確定給付債務	22,636	23,956	3,350	3,949	1,619	1,693	27,605	29,598
内、現役の加入者に対して支払う義務のある金 額	10,359	11,480	255	312	267	312	10,881	12,104
内、繰延加入者に対して支払う義務のある金額	0	0	1,864	2,211	523	545	2,388	2,756
内、退職者に対して支払う義務のある金額	12,278	12,477	1,230	1,425	829	836	14,336	14,738
期首制度資産の公正価値	23,931	22,498	3,381	2,922	1,029	845	28,341	26,266
制度資産に係る収益(利息収益に含まれる金額を 除く。)	109	1,262	(124)	181	(44)	14	(59)	1,457
利息収益	273	513	118	141	39	43	430	697
雇用主掛金 - 解雇給付以外	482	478	316	75	57	107	855	659
雇用主掛金 - 解雇給付	1	34	0	0	0	0	1	34
制度加入者掛金	205	202	0	0	0	0	205	202
支払給付	(1,071)	(1,045)	(128)	(91)	(83)	(81)	(1,283)	(1,218)
管理費、税金及び保険料支払額	(10)	(10)	0	0	(8)	(6)	(18)	(16)
制度の変更に関連する支払額	0	0	0	0	0	0	0	0
為替換算調整	0	0	(163)	154	7	107	(156)	261
期末制度資産の公正価値	23,919	23,931	3,400	3,381	997	1,029	28,316	28,341
アセット・シーリングによる影響額	1,283	0	0	0	0	0	1,283	0
確定給付資産 / (負債)純額	0	(25)	50	(568)	(622)	(664)	(572)	(1,256)

貸借対照表に認識された資産 / (負債)純額の変動

期首に貸借対照表に認識された資産 / (負債)純額	(25)	952	(568)	(433)	(664)	(470)	(1,256)	50
期間年金費用純額	(515)	(458)	(18)	(17)	(12)	(33)	(546)	(508)
その他の包括利益に認識された金額	58	(1,032)	317	(168)	(35)	(256)	339	(1,456)
雇用主掛金 - 解雇給付以外	482	478	316	75	57	107	855	659
雇用主掛金 - 解雇給付	1	34	0	0	0	0	1	34
為替換算調整	0	0	3	(24)	33	(12)	36	(36)

期末に貸借対照表に認識された資産 / (負債)純額	0	(25)	50	(568)	(622)	(664)	(572)	(1,256)
---------------------------	---	------	----	-------	-------	-------	-------	---------

積立型制度及び非積立型制度

積立型制度からの確定給付債務	22,636	23,956	3,350	3,949	1,288	1,301	27,274	29,205
非積立型制度からの確定給付債務	0	0	0	0	331	392	331	392
制度資産	23,919	23,931	3,400	3,381	997	1,029	28,316	28,341
積立超過 / (積立不足)	1,283	(25)	50	(568)	(622)	(664)	711	(1,256)
アセット・シーリングによる影響額	1,283	0	0	0	0	0	1,283	0
確定給付資産 / (負債) 純額	0	(25)	50	(568)	(622)	(664)	(572)	(1,256)

¹ 経験(利得) / 損失は、確定給付債務の数理計算上の再測定の構成要素であり、以前の数理計算上の仮定と実績との差異の影響を反映している。

当期純利益に認識した金額の内訳

単位：百万スイス・フラン	スイス		英国		その他		合計	
終了事業年度	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日
当期勤務費用	589	496	0	0	10	10	599	506
確定給付債務に関連する利息費用	270	465	137	158	57	59	463	682
制度資産に関連する利息収益	(273)	(513)	(118)	(141)	(39)	(43)	(430)	(697)
アセット・シーリングによる影響額に係る利息費用	0	19	0	0	0	0	0	19
管理費、税金及び保険料支払額	10	10	0	0	8	6	18	16
制度の変更	0	0	0	0	(24)	0	(24)	0
縮小	(81)	(54)	0	0	0	0	(81)	(54)
解雇給付	1	34	0	0	0	0	1	34
期間年金費用純額	515	458	18	17	12	33	546	508

その他の包括利益に認識された金額の内訳

単位：百万スイス・フラン	スイス		英国		その他		合計	
終了事業年度	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日
確定給付債務の再測定	1,231	(3,120)	441	(349)	8	(270)	1,681	(3,739)
制度資産に係る収益(利息収益に含まれる金額を除く。)	109	1,262	(124)	181	(44)	14	(59)	1,457
アセット・シーリングによる影響額(アセット・シーリングによる影響額に係る利息費用を除く。)	(1,283)	808	0	0	0	0	(1,283)	808
アセット・シーリングによる影響額に係る利息費用	0	19	0	0	0	0	0	19
その他の包括利益に認識された利得 / (損失) 合計(税引前)	58	(1,032)	317	(168)	(35)	(256)	339	(1,456)

以下の表は、確定給付年金債務の期間及び給付支払いの時期の区分に関する情報を提供している。

	スイス		英国		その他 ¹	
	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日
確定給付債務の期間(年)	15.1	16.7	19.7	20.2	11.3	12.5

支払いが予想される給付の満期別の内訳

単位：百万スイス・フラン

12ヶ月以内に支払いが予想される給付	1,146	1,033	80	81	92	85
1年から3年以内に支払いが予想される給付	2,218	2,023	177	173	185	171
3年から6年以内に支払いが予想される給付	3,403	3,035	338	322	291	274
6年から11年以内に支払いが予想される給付	5,526	5,394	785	768	509	485
11年から16年以内に支払いが予想される給付	5,173	5,571	981	997	510	513
16年を超えて支払いが予想される給付	18,892	26,613	7,348	7,926	1,172	1,363

¹確定給付債務の期間は、その他の制度全体の加重平均期間を表している。

UBS AGは、確定給付債務の算出に用いる数理計算上の仮定を定期的に見直し、その継続的な妥当性を判断している。

2015年度に、UBS AGはスイスの年金制度の確定給付債務を算出するのに用いる数理計算上の仮定の計算方法の見直しを実施した。その結果、UBS AGは、満期までの期間が長期となるスイスの優良社債の市場に十分な厚みがない場合にイールド・カーブの構造を改良することにより、割引率の見積方法を改善させた。さらにUBS AGは、昇給率、退職金貯蓄に係る金利、従業員の離職率、従業員の身体障害率及び婚姻率の見積方法も改良した。これらの見積りの改善により、スイスの年金制度の確定給付債務（以下「DB0」という。）は純額で合計2,055百万スイス・フラン減少した。このうち1,038百万スイス・フランは人口統計上の仮定、1,017百万スイス・フランは財務上の仮定に関連するものである。見積りの改善によるDB0の減少は、市場主導の割引率の変動により一部相殺され、それにより、再測定されたスイスの制度のDB0は、全体で1,231百万スイス・フランの下方修正となった。これはその他の包括利益に認識された。

またUBS AGは、英国及びその他の年金制度に関する様々な数理計算上の仮定の見積りに用いる計算方法を改善し、アプローチを改良した。これらの見積りの改善により、英国年金制度のDB0は純額で合計192百万スイス・フラン減少した。このうち122百万スイス・フランは人口統計上の仮定、残りの71百万スイス・フランは財務上の仮定に関連するものである。加えて、主に市場主導の割引率の変動により、DB0はさらに減少し、それにより、再測定された英国の制度のDB0は、全体で441百万スイス・フランの下方修正となった。これはその他の包括利益に認識された。

以下の表は、確定給付債務の算定に使用された主な数理計算上の仮定を示している。

	スイス		英国		その他 ¹	
	2015年 12月31日 現在	2014年 12月31日 現在	2015年 12月31日 現在	2014年 12月31日 現在	2015年 12月31日 現在	2014年 12月31日 現在
使用された主な数理計算上の仮定(%)						
期末確定給付債務の算定に使用された仮定						
割引率	1.09	1.15	3.90	3.69	4.01	3.60
昇給率	1.75	2.40	0.00	0.00	2.89	3.01
年金増加率	0.00	0.00	3.02	3.08	1.50	1.75
退職貯蓄に対して発生する金利	1.09	1.40	0.00	0.00	1.48	1.13

¹その他の制度全体の仮定の加重平均値を表している。

主要制度のための生命表及び平均余命

		男性加入者の65歳時の平均余命			
		現在65歳		現在45歳	
国	生命表	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日
スイス	BVG 2010 G	21.5	21.4	23.2	23.2
英国	S2PA CMI _ 2015 (予想) ¹	23.9	24.4	25.6	27.2

米国	RP2014 WCHA及び付随するMP2015死亡率改善スケール ²	23.0	21.7	24.5	23.4
ドイツ	ドクターK.ヒューベック 2005 G	20.0	19.9	22.6	22.5

国		女性加入者の65歳時の平均余命			
		現在65歳		現在45歳	
		2015年 12月31日	2014年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日
スイス	BVG 2010 G	24.0	23.9	25.7	25.6
英国	S2PA CMI _ 2015 (予想) ¹	25.8	25.7	28.0	28.0
米国	RP2014 WCHA及び付随するMP2015死亡率改善スケール ²	24.6	23.9	26.2	25.6
ドイツ	ドクターK.ヒューベック 2005 G	24.1	23.9	26.6	26.5

¹ 2014年度はS1NA_L CMI 2014 G (予想) の生命表が使用された。² 2014年度はRP2014 G及び付随するMP2014死亡率改善スケールの法定生命表が使用された。

確定給付債務の測定時に以下の数理計算上の仮定が用いられるため、各年金制度の確定給付債務にボラティリティが生じる。

- 割引率：割引率は、各年金制度の属する国の市場における優良社債の利回りに基づいている。その結果、優良社債の利回りが低下すると、年金制度の確定給付債務は増加する。それとは逆に、優良社債の利回りが上昇すると、年金制度の確定給付債務は減少する。
- 昇給率：制度加入者の昇給率が上昇すると、特にスイスとドイツの制度では確定給付債務は通常、増加する。英国の制度については、同制度が将来の勤務に対して閉鎖されているため、UBS AGの従業員が将来勤務給付を積立でなくなったことから、昇給による確定給付債務への影響はない。米国の制度については、全加入者のごく僅少な割合の者のみが継続して将来勤務給付を積立でていることから、昇給による確定給付債務への影響は軽微である。
- 年金増加率：スイスの制度には、年金の自動物価スライド制はない。年金額の上昇がある場合は、年金基金委員会が決定する。米国の制度にも同様に、年金の自動物価スライド制はない。英国の制度については、制度の規則及び現地の年金法制に従って、年金額は物価インフレに自動的に連動する。同様に、ドイツの確定給付年金制度は物価インフレに自動的に連動し、年金の一部は物価インフレにより直接増額される。英国及びドイツで物価が上昇すると、各制度の確定給付債務は増加する。
- 退職貯蓄に係る金利：スイスの年金制度及び米国の制度のうち1つの制度には退職貯蓄残高があり、毎年金利分増加する。これらの制度については、当該金利が上昇すると、各制度の確定給付債務は増加すると推測される。
- 平均余命：UBS AGの確定給付年金制度の大部分について、各制度は、生涯保証された年金給付を提供する義務を負っている。全制度の確定給付債務は、制度加入者の平均余命に関する、基礎となる最善の見積りを用いて算出される。制度加入者の平均余命が上昇すると、制度の確定給付債務は増加する。

以下の表は、重要な数理計算上の仮定それぞれの感応度分析を示している。これは、確定給付債務が、貸借対照表日現在で合理的に発生可能な、関連する数理計算上の仮定の変更によりいかに影響を受けるかを表している。不測の事態が発生し、合理的に可能とみなされる代替範囲外の変動が生じる可能性がある。この感応度分析は、確定給付債務のみに適用され、全体としての資産 / 負債純額には適用されない。感応度は線形でない場合があるため、確定給付債務に対する全般的な影響を下回る感応度を推定する場合には、注意が必要である。

重要な数理計算上の仮定の感応度分析¹

	スイスの制度： 確定給付債務の 増加 / (減少)		英国の制度： 確定給付債務の 増加 / (減少)		その他の制度： 確定給付債務の 増加 / (減少)	
	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日
単位：百万スイス・フラン						

割引率

50ベース・ポイントの増加	(1,416)	(1,688)	(308)	(372)	(84)	(98)
50ベース・ポイントの減少	1,609	1,936	354	428	92	108
昇給率						
50ベース・ポイントの増加	82	210	- ²	- ²	1	2
50ベース・ポイントの減少	(86)	(198)	- ²	- ²	(1)	(2)
年金増加率						
50ベース・ポイントの増加	1,163	1,315	343	414	6	8
50ベース・ポイントの減少	- ³	- ³	(300)	(363)	(5)	(7)
退職貯蓄に係る金利						
50ベース・ポイントの増加	263	334	- ⁴	- ⁴	8	9
50ベース・ポイントの減少	(249)	(315)	- ⁴	- ⁴	(8)	(8)
平均余命						
さらに1年の寿命の延び	719	755	97	135	42	45

¹感応度分析は、その他の全ての仮定を一定に保っている間の1つの仮定の変更に基づいている。従って、仮定間の相互依存性は除外されている。²当該制度は、将来の勤務に対して閉鎖されているため、仮定の変更は適用されない。³ 2015年12月31日現在及び2014年12月31日現在の見積年金増加率は0%であったため、仮定の減少方向への変更は該当しない。⁴当該制度は、退職貯蓄に係る利息を提供していないため、仮定の変更は適用されない。

以下の表は、スイスの年金制度、英国の年金制度及びその他の年金制度の、制度資産の構成及び公正価値に関する情報を提供している。

制度資産の構成及び公正価値

スイスの制度								
2015年12月31日					2014年12月31日			
単位：百万スイス・フラン	公正価値		合計	制度資産 の配分 (%)	公正価値		合計	制度資産 の配分 (%)
	活発な市場 における 取引相場価格	その他			活発な市場 における 取引相場価格	その他		
現金及び現金同等物	517	0	517	2	829	0	829	3
不動産 / 財産								
国内	0	2,647	2,647	11	0	2,582	2,582	11
投資信託								
株式								
国内	699	0	699	3	798	0	798	3
国外	6,948	1,085	8,033	34	6,245	994	7,239	30
債券 ¹								
国内、AAAからBBB-	2,112	0	2,112	9	2,591	0	2,591	11
国外、AAAからBBB-	6,109	0	6,109	26	6,418	0	6,418	27
国外、BBB-より下	1,056	0	1,056	4	104	0	104	0
不動産								
国外	0	63	63	0	0	104	104	0
その他	1,064	1,605	2,669	11	2,513	736	3,249	14
その他の投資	0	15	15	0	0	17	17	0
合計	18,505	5,414	23,919	100	19,499	4,432	23,931	100

	2015年12月31日	2014年12月31日
制度資産の公正価値合計	23,919	23,931
内、		
UBS AG銀行口座及びUBS AG負債性商品	522	385
UBSグループAG株式	38	38
UBS AGへ貸し付けられた有価証券 ²	962	921
UBS AGが占有する財産	82	87
デリバティブ金融商品（契約先UBS AG） ²	(170)	(357)
仕組商品（契約先UBS AG）	0	42

¹債券の信用格付けは、主にスタンダード・アンド・プアーズの信用格付けに基づいている。AAAからBBB-及びBBB-より下の格付けは、それぞれ投資適格格付け及び投資不適格格付けを表す。その他の格付会社の信用格付けが使用されている場合には、スタンダード・アンド・プアーズの格付区分における同等の格付けに変換されている。² UBS AGへ貸し付けられた有価証券及びデリバティブ金融商品は、担保を含む総額で表示されている。担保を控除すると、2015年12月31日現在のデリバティブ金融商品は合計(90)百万スイス・フラン（2014年12月

31日：(123)百万スイス・フラン)になる。UBS AGへ貸し付けられた有価証券は、2015年12月31日及び2014年12月31日現在、担保で全額カバーされている。

英国の制度								
2015年12月31日					2014年12月31日			
	公正価値			制度資産の 配分 (%)	公正価値			制度資産 の配分 (%)
	活発な市場 における 取引相場価格	その他	合計		活発な市場 における 取引相場価格	その他	合計	
単位：百万スイス・フラン								
現金及び現金同等物	426	0	426	13	192	0	192	6
投資信託								
株式								
国内	98	0	98	3	122	0	122	4
国外	1,080	0	1,080	32	1,042	0	1,042	31
債券 ¹								
国内、AAAからBBB-	1,305	0	1,305	38	1,344	0	1,344	40
国内、BBB-より下	53	0	53	2	179	0	179	5
国外、AAAからBBB-	189	0	189	6	91	0	91	3
国外、BBB-より下	31	0	31	1	153	0	153	5
不動産								
国内	46	68	115	3	43	99	142	4
その他	(32)	123	91	3	(33)	139	106	3
その他の投資	6	7	13	0	0	10	10	0
制度資産の公正価値合計	3,202	198	3,400	100	3,133	248	3,381	100

¹債券の信用格付けは、主にスタンダード・アンド・プアーズの信用格付けに基づいている。AAAからBBB-及びBBB-より下の格付けは、それぞれ投資適格格付け及び投資不適格格付けを表す。その他の格付け会社の信用格付けが使用されている場合には、スタンダード・アンド・プアーズの格付け区分における同等の格付けに変換されている。

その他の制度								
2015年12月31日					2014年12月31日			
	公正価値			制度資産の 配分 (加重平均) (%)	公正価値			制度資産 の配分 (加重平均)(%)
	活発な市場 における 取引相場価格	その他	合計		活発な市場 における 取引相場価格	その他	合計	
単位：百万スイス・フラン								
現金及び現金同等物	52	0	52	5	32	0	32	3
債券 ¹								
国内、AAAからBBB-	56	0	56	6	104	0	104	10
国内、BBB-より下	60	0	60	6	10	0	10	1
国外、AAAからBBB-	17	0	17	2	24	0	24	2
国外、BBB-より下	6	0	6	1	3	0	3	0
プライベート・エクイティ	0	0	0	0	0	0	0	0
投資信託								
株式								
国内	240	0	240	24	250	0	250	24
国外	240	0	240	24	258	0	258	25
債券 ¹								
国内、AAAからBBB-	134	0	134	13	142	0	142	14
国内、BBB-より下	13	0	13	1	13	0	13	1
国外、AAAからBBB-	31	0	31	3	32	0	32	3
国外、BBB-より下	3	0	3	0	4	0	4	0
不動産								
国内	0	12	12	1	0	13	13	1
その他	56	42	98	10	66	39	105	10
保険契約	0	17	17	2	0	17	17	2
資産担保証券	14	0	14	1	17	0	17	2
その他の投資	5	0	5	0	5	0	5	0
制度資産の公正価値合計	926	70	997	100	961	68	1,029	100

¹債券の信用格付けは、主にスタンダード・アンド・プアーズの信用格付けに基づいている。AAAからBBB-及びBBB-より下の格付けは、それぞれ投資適格格付け及び投資不適格格付けを表す。その他の格付会社の信用格付けが使用されている場合には、スタンダード・アンド・プアーズの格付区分における同等の格付けに変換されている。

b) 退職後の医療及び生命保険制度

UBS AGは米国及び英国において、一部の退職後の従業員及び受益者への医療保障に関連する退職後医療給付を提供している。

英国の退職後医療給付制度は、新従業員の加入を受け入れていない。退職後医療給付に加え、UBS AGは米国において一部の従業員に対して退職後生命保険給付も提供している。英国及び米国における退職後医療給付は、全ての種類の医療費（往診、入院、手術及び処方箋の費用を含むがこれらに限定されない。）を対象としている。当該制度は、事前積立型の制度ではなく、費用は発生時に認識される。米国の退職者は、退職後医療給付費用に対しても支払いを行う。

2014年度に、UBS AGは、米国の退職後医療給付について、医療給付に対する補助金の削減又は廃止に関する変更を公表した。この変更により、退職後給付債務が33百万スイス・フラン減少し、その結果、対応する利得が2014年度の損益計算書に認識された。

さらに2014年度に、UBS AGは、米国の退職後生命保険給付について、米国の退職後生命保険契約の解消に関する変更を公表した。この変更により、退職後給付債務は8百万スイス・フラン減少し、その結果、対応する利得が2014年度の損益計算書に認識された。

2016年度に支払いが予定されている退職後の医療制度及び生命保険制度に対する雇用主掛金は、6百万スイス・フランと見積られている。

以下の表は、期首から期末までの退職後の医療及び生命保険制度に関して貸借対照表に認識された資産 / 負債純額の内訳、並びに当期純利益及びその他の包括利益に認識された金額の内訳を提供している。

2015年度に、本注記の開示が拡大され、これまで米国の退職後医療給付制度と合わせて表示されていた英国の退職後医療給付制度に関する情報が個別に表示されている。比較情報はそれに応じて修正された。

退職後の医療及び生命保険制度

単位：百万スイス・フラン	英国		米国		合計	
	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日
終了事業年度						
期首退職後給付債務	32	28	53	87	85	114
当期勤務費用	0	0	0	0	0	0
利息費用	1	1	2	3	3	5
制度加入者掛金	0	0	2	2	2	2
退職後給付債務の再測定	(6)	3	9	2	3	5
内、人口統計上の仮定の変更から生じた数理計算上の差(益)／損	2	0	2	4	4	4
内、財務上の仮定の変更から生じた数理計算上の差(益)／損	(1)	4	(2)	5	(3)	8
内、経験(利得)／損失 ¹	(7)	0	9	(7)	2	(7)
制度の変更に関連する過去勤務費用	0	0	0	(41)	0	(41)
支払給付 ²	(1)	(2)	(8)	(9)	(10)	(10)
為替換算調整	(2)	1	1	8	(1)	10
期末退職後給付債務	25	32	59	53	84	85
内、現役の加入者に対して支払う義務のある金額	5	12	0	0	5	12
内、繰延加入者に対して支払う義務のある金額	0	0	0	0	0	0
内、退職者に対して支払う義務のある金額	20	21	59	53	79	74
期末制度資産の公正価値	0	0	0	0	0	0
退職後給付資産／(負債)純額	(25)	(32)	(59)	(53)	(84)	(85)
当期純利益に認識された金額の内訳						
当期勤務費用	0	0	0	0	0	0
退職後給付債務に関連する利息費用	1	1	2	3	3	5
制度の変更に関連する過去勤務費用	0	0	0	(41)	0	(41)
期間費用純額	1	2	2	(37)	4	(36)
その他の包括利益に認識された利得／(損失)の内訳						
退職後給付債務の再測定	6	(3)	(9)	(2)	(3)	(5)
その他の包括利益に認識された利得／(損失)合計、税引前	6	(3)	(9)	(2)	(3)	(5)

¹経験(利得)／損失は、退職後給付債務の数理計算上の再測定の構成要素であり、以前の数理計算上の仮定と実績との差異の影響を反映している。²支払給付は雇用主掛金及び制度加入者掛金により賄われている。

退職後給付債務は、見積平均医療費趨勢率、割引率及び平均余命を用いて算定されている。医療及び生命保険制度の退職後給付債務の算出には、年金制度の確定給付債務と同じ国別の割引率を適用している。

UBS AGは、確定給付債務の算定に用いる数理計算上の仮定を定期的に見直し、その継続的な妥当性を判断している。2015年度に、UBS AGは様々な数理計算上の仮定の見積りに用いる計算方法を改善し、アプローチを改良した。これらの見積りの改善により、退職後給付債務が純額で増加した。

割引率及び見積平均医療費趨勢率は以下の表に表示されている。平均余命の仮定の基礎は、注記28aの確定給付制度の場合と同じである。

使用された主な加重平均数理計算上の仮定(%)¹

期末退職後給付債務の算出に使用された仮定	英国		米国	
	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日
終了事業年度				
割引率	3.90	3.69	4.23	3.93

平均医療費趨勢率 - 当初	5.10	5.50	6.75	7.00
平均医療費趨勢率 - 最終	5.10	5.50	5.00	5.00

¹平均余命に関する仮定は注記28aに記載されている。

退職後給付債務の測定時に以下の数理計算上の仮定が用いられるため、各退職後医療及び生命保険制度の退職後給付債務にボラティリティが生じる。

- 割引率：確定給付制度の場合と同様に、優良社債の利回りが低下すると、これらの制度の退職後給付債務は増加する。それとは逆に、優良社債の利回りが上昇すると、これらの制度の退職後給付債務は減少する。
- 平均医療費趨勢率：医療費が増加すると、一般的に退職後給付債務は増加すると推測される。
- 平均余命：これらの制度では一部の制度加入者が生涯給付を受けるため、平均余命が上昇すると、退職後給付債務は増加すると推測される。

以下の表は、重要な数理計算上の仮定それぞれの感応度分析を示している。これは、退職後給付債務が、貸借対照表日現在で合理的に発生可能な、関連する数理計算上の仮定の変更によりいかに影響を受けるかを表している。

重要な数理計算上の仮定の感応度分析¹

	退職後給付債務の増加 / (減少)			
	英国		米国	
	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日
単位：百万スイス・フラン				
割引率				
50ベース・ポイントの増加	(1)	(2)	(3)	(2)
50ベース・ポイントの減少	2	2	3	2
平均医療費趨勢率				
100ベース・ポイントの増加	3	4	1	(1)
100ベース・ポイントの減少	(3)	(4)	(1)	1
平均余命				
さらに1年の寿命の延び	2	2	5	5

¹感応度分析は、その他の全ての仮定を一定に保っている間の1つの仮定の変更に基づいている。従って、仮定間の相互依存性は除外されている。

c) 確定拠出制度

UBS AGは、スイス以外の拠点において多くの確定拠出制度も提供している。重要な確定拠出制度を提供している拠点は、英国及び米国である。一部の制度では、従業員が拠出し、UBS AGから対応する掛金又は他の拠出を得ることが出来る。2015年、2014年及び2013年12月31日終了事業年度に費用として認識された、これらの制度に対する雇用主掛金の額は、それぞれ239百万スイス・フラン、244百万スイス・フラン及び236百万スイス・フランであった。

d) 関連当事者に関する情報開示

UBS AGは、スイスにおけるUBS AGの年金基金を取り扱う、銀行サービスの主要プロバイダーである。この機能においては、UBS AGは、当該年金基金に係る銀行業務のほとんどを実施している。これらに該当する業務には、トレーディング及び有価証券貸借が含まれることがあるが、それらに限定されない。スイス以外のUBS AGの年金基金は、UBS AGとの間で同様の取引銀行としての関係を有していない。

2008年度に、UBS AGは銀行が占有する一定の不動産をスイスの年金基金に売却した。同時に、UBS AGとスイスの年金基金は、当該不動産の一部についてリース期間25年、10年ごとの2つの更新オプション付のリース・バック契約を締結した。2009年度において、UBS AGは、リース契約の1つについて再度交渉を行い、この交渉により、UBS AGの残存リース債務は減少した。最初の5年が経過した2013年度に、リースの大部分について早期解約オプションが行使されなかったため、次の5年間の最小契約債務が増加した。2015年12月31日現在、関連するリースに基づくスイス年金基金への最小契約債務は、約11百万スイス・フラン（2014年12月31日：14百万スイス・フラン）である。

以下は、UBS AGがこれらの銀行業務及び契約に関連して、年金基金から受領した又は年金基金へ支払った金額である。

関連当事者に関する情報開示

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		
	2015年12月31日	2014年12月31日	2013年12月31日
UBS AGによる受取			
報酬	33	33	33
UBS AGによる支払			
リース料	5	6	8
利息	(1)	0	1
配当及び元本返済	14	4	2

UBS株式及びUBS AGの負債性商品の取引高は、以下の通りである。

取引高 - UBS株式及びUBS AGの負債性商品

	終了事業年度	
	2015年12月31日	2014年12月31日
年金基金が購入した金融商品		
UBS株式 ¹ （千株単位）	1,544	2,092
UBS AG負債性商品（額面 百万スイス・フラン）	3	4
年金基金が売却した、又は満期償還された金融商品		
UBS株式 ¹ （千株単位）	2,255	1,735
UBS AG負債性商品（額面 百万スイス・フラン）	4	4

¹ 2014年11月28日まではUBS AG株式の購入／売却、それ以降はUBSグループAG株式の購入／売却を表している。詳細については、注記32を参照。

UBS AG確定拠出年金基金は、2015年12月31日現在、UBSグループAG株式15,782,722株を所有しており、その公正価値は、306百万スイス・フラン（2014年12月31日：UBSグループAG株式16,253,804株、公正価値276百万スイス・フラン）であった。

確定給付年金制度の制度資産の公正価値に関する詳細は、注記28aに開示されている。

注記29 持株参加制度及びその他の報酬制度

a) 提供されている制度

UBSグループは、経営幹部、マネジャー及びスタッフの利益を株主の利益と整合させるために、各種持株参加制度及びその他の報酬制度を運営している。これらの制度の一部（例えば、株式プラス及び株式所有制度）は、約50カ国の適格従業員に対して付与されており、提供されている各国の法律、税法及び規制要件に合致するように設定されている。一部の制度は、特定の国、事業分野において使用される（例えば、ウェルス・マネジメント・アメリカズ内で付与される報奨）か、又はグループ執行役員会（以下「GEB」という。）のメンバーにのみ提供される。UBSグループは、報酬制度を強制的、裁量的及び任意に運営している。以下の説明は、2015年の業績年度（2016年度に付与）に関連した、当グループが提供している最も重要な制度、及び過年度の最も重要な制度でその費用の一部を2015年度に処理したのものに関する条件の一般的な説明である。

→ 持株参加制度及びその他の報酬制度に係る会計方針の説明は、注記1aの25の項を参照。

繰延報酬制度の譲渡

2014年度のグループ再編の一環として、UBSグループAGは、従業員持株制度、オプション制度、概念上のファンド制度及び繰延現金報酬制度に基づく特定の未払報奨に関連して、「付与者」としてのUSB AGの債務を引き受けた。この譲渡の結果、UBSグループAGは、各制度の「付与者」としての役割に伴う責任及び権利（該当する従業員を雇用する子会社へ再請求する権利を含む。）の全てをUBS AGから引き受けた。繰延報酬制度に関する債務のうち、定めに基づいてこれまで雇用子会社及び／又はスポンサー子会社が付与していたものについては、UBSグループAGは引き受けをせず、今後もこの取り扱いが継承される。確定給付年金制度やその他の現地報奨などその他の報酬・報奨に関する債務についても、UBSグループAGは引き受けをせず、関連する雇用子会社及び／又はスポンサー子会社が引き続き有する。本注記の目的上、譲渡後の期間の株式、パフォーマンス・シェア、概念上の株式及びオプションはUBSグループAGの商品を指し、譲渡前の期間はUBS AGの商品を指す。

本注記の表は、持株参加制度及びその他の報酬制度がUBS AGの損益計算書にもたらす影響、並びにUBS AGが保有するUBS株式及び概念上の株式報奨の変動に関する概要を示している。

強制的な株式報酬制度

株式所有制度（以下「EOP」という。）：一定の従業員は、年間業績連動報酬の一部（一定水準を上回る部分。）を、UBS株式、概念上の株式又はUBSパフォーマンス・シェア（業績条件が付された概念上の株式）といったEOP報奨の形で受領する。2014年2月以降、概念上の株式及びUBSパフォーマンス・シェアのみが付与されている。2011年度より、「主たるリスクテイカー」であるEOP加入者、インセンティブが一定水準を上回るグループ・マネージング・ディレクター（以下「GMD」という。）又は従業員にパフォーマンス・シェアが付与されており、2013年度以降はGEBメンバーにパフォーマンス・シェアが付与されている。2012年以降の業績年度に関して付与されたパフォーマンス・シェアについては、業績条件は当グループの有形資本利益率及び部門の帰属持分利益率（コーポレート・センターの加入者については、コーポレート・センターを除く当グループの帰属持分利益率）に基づいている。代替報奨やサインオン支払など、通常の業績年度のサイクルから外れて提供される報奨は、EOP制度の規則に基づく繰延現金で提供される場合がある。

UBS株式による報奨は、権利確定期間に議決権及び配当請求権を与えるものであるが、概念上の株式及びパフォーマンス・シェアは、権利確定時にUBS株式を受領する約束を表しており、権利確定期間に議決権を有するものではない。2014年2月より前に付与された概念上の株式及びパフォーマンス・シェアには配当に対する権利がないが、2014年2月以降に付与された報奨では、従業員は、配当相当額（概念上の株式及び／又は現金で支払われる場合があり、当該報奨と同一の条件で権利が確定する。）を受け取る権利を有する。UBS株式、概念上の株式及びパフォーマンス・シェアの形で付与された報奨は、法律上又は税務上の理由により禁止されている国を除き、権利確定時にUBS株式の交付により決済される。2012年度までに付与されたEOP報奨は通常、3年間の権利確定期間にわたって3回の均等額で権利が確定し、2013年3月以降付与された報奨は通常、付与後2年目及び3年目に均等額で権利が確定する。当該報奨に対する権利は特に、通常、UBS AGにおける雇用を自己都合で終了した時点で失効可能となる。報酬費用は、従業員が付与日に当該退職給付の受給要件を満たしている場合には、当該業績年度に認識される。それ以外は、報酬費用は、付与日から、従業員の権利確定日又は退職給付の受給要件を満たす日のうちいずれか早い時点までの期間にわたり段階的に認識される。

上級管理者株式所有制度（以下「SEEOP」という。）：2012年度（2011年の業績年度）まで、GEBのメンバー及び一定の上級管理者は、強制的に繰り延べられる報酬の一部を、UBS株式又は概念上の株式で受領した。当該株式は、5年間の権利確定期間にわたって5分の1ずつ権利が確定し、所定の条件が満たされない場合には失効可能である。2011年度及び2012年度に付与された報奨には、EOPに基づいて付与されたパフォーマンス・シェアと同じ業績条件が付されている。当該報奨は、権利確定予定年度の前事業年度に加入者の事業部門が利益を上げている場合にのみ全額で権利が確定する（コーポレート・センターの加入者については、当グループ全体として利益を上げている必要がある。）。SEEOPに基づき付与された報奨は、権利確定時にUBS株式の交付により決済される。報酬費用は、株式決済型EOP報奨と同様の基準に基づき認識される。2012年度以降、新たなSEEOP報奨は付与されていない。2013年度（2012年の業績年度）より、GEBのメンバーはEOP業績報奨を受領している。

インセンティブ・パフォーマンス制度（以下「IPP」という。）：2010年度においてGEBのメンバー及びその他の一定の上級管理者は、年次インセンティブの一部を、IPPに基づいて付与されたパフォーマンス・シェアの形で受領した。付与された各パフォーマンス・シェアは、目標とする株価の達成状況に応じて、権利確定時に、1株から3株までのUBS株式を受け取ることができるという条件付権利であった。権利の確定には、UBS AGとの継続雇用及び他の一定の条件が付されていた。IPP報奨は、2015年3月に権利が確定した。報酬費用は、付与日から、従業員の権利確定日又は退職給付の受給要件を満たす日のうちいずれか早い時点までの期間にわたり段階的に認識される。IPPは、2010年度に限り付与された、1度限りの制度であった。

業績連動型株式制度（以下「PEP」という。）：2012年度においてGEBのメンバーは、年次インセンティブの一部を、PEPに基づいて付与されたパフォーマンス・シェアの形で受領した。各パフォーマンス・シェアは、目標とする経済的利益（以下「EP」という。）及び株主総利回り（以下「TSR」という。）の達成状況に応じて、権利確定時に、ゼロ株から2株までのUBS株式を受け取ることができるという条件付権利であった。権利の確定には、当行との継続雇用及び他の一定の条件が付されていた。最後のPEP報奨は、2015年3月に権利が確定した。報酬費用は、付与日から、従業員の権利確定日又は退職給付の受給要件を満たした日のうちいずれか早い時点までの期間にわたり段階的に認識される。2012年より後に付与されたPEP報奨はなかった。

インベストメント・バンクの2012年特別制度報奨プログラム（以下「SPAP」という。）：2012年4月、インベストメント・バンクの一部のマネージング・ディレクター及びグループ・マネージング・ディレクターに対し、UBS株式の報奨が付与された。当該報奨は2015年に権利が確定した。権利の確定には、業績条件、当行との継続雇用及び他の一定の条件が付されていた。報酬費用は、付与日から、従業員の権利確定日又は退職給付の受給要件を満たした日のうちいずれか早い時点までの期間にわたり認識された。

役職ベース給（以下「RBA」という。）：市場慣行に従い、特定の国の従業員は、基本給に加えて役職ベース給を受け取る権利を有する。この手当は特定の役職の市場価値を反映するものであり、当該従業員がかかる役職に従事する限りにおいて支払われる。この手当は通常、現金で支払われ、一定の基準を上回る部分は売却制限株式の形で付与される。当該株式は、2年後及び3年後に均等に制限が解除される。報酬費用は、付与された年度に認識される。

強制的な繰延現金報酬制度

繰延条件付資本制度（以下「DCCP」という。）：DCCPは、報酬総額が一定の基準を超える全ての従業員を対象とした、強制的な業績報奨繰延制度である。2015年1月までに付与された報奨については、従業員は、年間インセンティブの一部を概念上の社債（権利確定時に現金で支払を受ける権利）の形で受領した。2014年及び2015年の業績年度に対して付与された報奨については、従業員は、概念上のその他Tier 1（以下「AT1」という。）証券を受け取っている。当該報奨は、UBSグループAG（連結ベース）の裁量で現金支払い又は市場性のあるAT1証券（永久債）のいずれかの形で決済が可能である。報奨は付与から5年経過後に全額で権利が確定し、トリガー事由がないことを条件とする。DCCPに基づき付与された報奨は、UBSグループAGの連結ベースのフェーズ・インの普通株式Tier 1自己資本比率が、GEBメンバーについては10%、他の全従業員については7%を下回った場合に失効する。さらに、報奨が失効するケースとして、存続事由が発生した場合、すなわち、FINMAがUBSグループAGに対し、UBSグループAG（連結ベース）の支払不能、破産もしくは不履行を回避するためにDCCPを減額しなければならない旨を書面で通知するか、又はかかる事由を回避するのに必要な特別支援の確約をUBSグループAG（連結ベース）が公共部門から受ける場合がある。GEBのメンバーについては、追加の業績条件が適用される。UBSグループAG（連結ベース）が権利確定期間中のいずれかの年度で調整後税引前利益を達成できない場合、GEBのメンバーは、不足の発生した各事業年度において当該報奨の20%を喪失する。2015年1月までに付与された報奨については、当行に調整後税引前利益が発生した業績年度につき、当該報奨に係る利息が年に

1 回支払われる。2015年2月以降に付与された報奨については、利息の支払いは任意である。当該報奨は、標準的な失効規定及び加害行為規定の対象となる（自己都合によるUBS AGとの雇用の終了を含む。）。報酬費用は、従業員が付与日に退職給付の受給要件を満たしている場合には業績年度に認識される。満たしていない場合には、報酬費用は、付与日から、従業員の権利確定日又は退職給付の受給要件を満たす日のうちいずれか早い時点までの期間にわたり認識される。

長期繰延保有優先インセンティブ制度（以下「LTDRSIS」という。）：LTDRSISに基づいて付与された報奨は、オーストラリアの従業員に付与され、オーストラリアの事業の収益性に基づく利益の分配額を表す。報奨は3年経過後に確定するが、権利確定の前年（暦年）に事業が損失を出した場合には、支払予定額のうち未払分について減額されることを認める契約を含んでいる。当該報奨は、通常自己都合によりUBS AGとの雇を終了した時点で失効可能となる。報酬費用は、従業員が付与日に退職給付の受給要件を満たしている場合には業績年度に認識される。満たしていない場合には、報酬費用は、付与日から、従業員の権利確定日又は退職給付の受給要件を満たす日のうちいずれか早い時点までの期間にわたり比例して認識される。2014年度が、LTDRSISに基づく報奨が付与された最終年度であった。

アセット・マネジメントの株式所有制度：従業員の報酬と管理するファンドのパフォーマンスを整合させるため、EOP報奨を受領するアセット・マネジメントの従業員は、現金決済型の概念上のファンドの形で当該報奨を受領する。その金額は、基礎となるアセット・マネジメントの関連ファンドの権利確定時の価額によって決定する。当該報奨は特に、通常、UBS AGにおける雇を自己都合で終了した時点で失効可能となる。報酬費用は、従業員が付与日に当該退職給付の受給要件を満たしている場合には、当該業績年度に認識される。それ以外は、報酬費用は、付与日から、従業員の権利確定日又は退職給付の受給要件を満たす日のうちいずれか早い時点までの期間にわたり段階的に認識される。

ウェルス・マネジメント・アメリカズのファイナンシャル・アドバイザーの報酬

ファイナンシャル・アドバイザーの報酬制度は通常、主に定式に基づき、事業活動の水準に比例して変動する現金支払い及び繰延報奨を提供する。

UBS AGはまた、主に採用のインセンティブとして、並びに一定の適格な現役ファイナンシャル・アドバイザーが特定の収益成果及びその他の業績基準を達成するためのインセンティブとして、一定の新規のファイナンシャル・アドバイザーと報酬契約を締結する場合がある。当該報酬は、継続雇用の期間に稼得されて従業員に支払われる場合があるが、一定の状況において失効することがある。

グロースプラスは、2010年から2017年の間の収益成果及び勤務期間が規定の基準を超える特定の適格ファイナンシャル・アドバイザーのためのプログラムである。報酬契約は2010年度、2011年度及び2015年度に付与され、2018年度に付与される可能性がある。当該報奨は付与から7年間にわたって比例して権利が確定するが、2018年度の契約に関しては5年間にわたって権利が確定する。

パートナープラスは、一定の適格ファイナンシャル・アドバイザーのための強制的な繰延現金報酬制度である。報奨（UBS AGによる会社の拠出金）は業績年度の規定の定式に基づいている。加入者は、給与の一定割合を上限として、本来は当該年度に支払われるべき金額を任意で追加拠出することもできる。この追加金額分は、拠出時に権利が確定する。会社の拠出金及び任意の拠出金は、制度の条件に従って利息が生じる。加入者は、利息を得るのではなく、任意の拠出金として受け取ることを選択することができる。当該拠出金には、権利確定した会社の拠出金とともに様々なミューチュアル・ファンドの実績を基準とした概念上の利益が生じる。会社の拠出金並びに会社の拠出金及び任意の拠出金の両方に係る利息は、付与日後の6年から10年間に20%ずつ定率で権利が確定する。会社の拠出金並びに会社の拠出金及び任意の拠出金の両方に係る利息／概念上の利益、は一定の状況において失効する。報奨に係る報酬費用は、従業員が付与日に退職給付の受給要件を満たしている場合には業績年度に認識される。満たしていない場合には、報奨に係る報酬費用は、業績年度から、従業員の権利確定日又は退職給付の受給要件を満たす日のうちいずれか早い時点までの期間にわたり比例して認識される。任意の拠出金に係る報酬費用は、繰延年度に認識される。

裁量的な株式報酬制度

主要従業員株式増価受益権制度（以下「KESAP」という。）及び主要従業員株式オプション制度（以下「KESOP」という。）：2009年度まで、主要従業員及び有能な従業員に対して、裁量的に株式で決済される株式増価受益権（以下「SAR」という。）又はUBSのオプションが付与されていた。その行使価格は、SAR又はオプション付与日のUBS株式の公正市場価値以上であった。SARは、付与日と行使日との間のUBS株式の市場価格の増価分に相当する数量でUBS株式を受領する権利を、従業員に付与するものである。1 オプションで、UBSの登録

株式 1 株をオプション行使価格で取得する権利が与えられる。SAR及びオプションは、法的理由により禁止されている国を除き、UBS株式の交付により決済される。本報奨は通常、UBS AGにおける雇用が終了した時点で失効可能となる。報酬費用は、付与日から、従業員の権利確定日又は退職給付の受給要件を満たす日のうちいずれか早い時点までの期間にわたり認識される。2009年度以降、オプション及びSAR報奨のいずれも付与されていない。

任意の株式報酬制度

株式プラス制度（以下「株式プラス」という。）：株式プラスは、任意の制度で、適格従業員に対して、UBS株式を市場価値で購入し、年間の上限までは、3株購入ごとに概念上のUBS株式1株を追加費用なしに無償で受け取ることができる機会を与えている。業績報奨から年1回株式を購入する、及び/又は給与からの定額控除により毎月1回、株式を購入することができる。購入した株式を3年間保有した場合、さらに通常は当該従業員が引き続き雇用されている場合に、概念上のUBS株式の権利が確定する。2014年4月以降に付与された概念上のUBS株式については、従業員は配当相当額（概念上の株式及び/又は現金で支払われる場合がある。）を受け取る権利を有する。2010年度より前では、加入者は、この制度に基づき株式1株を購入するごとに、概念上の株式でなく、UBSのオプション2個を受領していた。当該オプションには、オプション付与日におけるUBS株式の公正市場価値に等しい行使価格が設定されるとともに、2年間の権利確定期間が設定され、オプションは通常付与日から10年で失効していた。オプションは所定の状況において失効する可能性があり、法的理由により禁止されている国を除き、UBS株式の交付により決済される。株式プラスの報酬費用は、付与日から、従業員の権利確定日又は退職給付の受給要件を満たす日のうちいずれか早い時点までの期間にわたり認識される。

b) 損益計算書への影響

当事業年度及び将来の期間における損益計算書への影響

以下の表は、2015年12月31日終了事業年度に認識された報酬費用、及び2016年度以降の損益計算書に費用として認識される予定の繰延報酬費用について要約したものである。表中の繰延報酬費用には、主に2016年2月に付与された権利確定済及び権利未確定の報奨も含まれている。これは、2015年の業績年度に関連している。

人件費 - 認識及び繰延¹

	2015年度人件費			2016年度以降に繰り延べられた人件費		
	2015年度の 報奨に関連 する費用	過年度の 報奨に関連す る費用	合計	2015年度の 報奨に関連	過年度の 報奨に関連	合計
単位：百万スイス・フラン						
業績報奨						
現金による業績報奨	2,073	(94)	1,980	0	0	0
繰延条件付資本制度（DCCP）	172	258	429	343	446	789
繰延現金制度（DCP及びその他の現金制度）	0	12	12	0	3	3
株式所有制度（EOP/SEEOP） - UBS株式	261	461	722	524	338	861
インセンティブ・パフォーマンス制度（IPP）	0	0	0	0	0	0
UBS株式制度合計	261	461	722	524	338	861
株式所有制度（EOP） - 概念上のファンド	28	38	67	34	35	69
業績報奨合計	2,535	675	3,210	900	822	1,722
変動報酬						
変動報酬 - その他	184	162	346 ²	248 ³	293 ⁴	541
ファイナンシャル・アドバイザー報酬 - 現金支払額	2,460	0	2,460	0	0	0
採用したファイナンシャル・アドバイザーとの 報酬コミットメント	43	692	735	940	1,899	2,839
グロースプラス及びその他の繰延制度	132	142	275	710	456	1,166
UBS株式制度	37	45	82	66	115	182
ウェルス・マネジメント・アメリカズ： ファイナンシャル・アドバイザー報酬 ⁵	2,673	879	3,552	1,716	2,470	4,186
合計	5,391	1,716	7,108	2,864	3,585	6,449

¹ 2015年12月31日終了事業年度に認識された株式に基づく人件費の総額は1,028百万スイス・フランであり、その内訳は、UBS株式制度807百万スイス・フラン、株式所有制度 - 概念上のファンド67百万スイス・フラン、関連する社会保険料56百万スイス・フラン及びその他の報酬制度（変動報酬 - その他に報告されている。）98百万スイス・フランであった。² 代替支払額76百万スイス・フラン（内、65百万スイス・フランは過年度に関連）、失効による貸方計上額86百万スイス・フラン（全額が過年度に関連）、退職金157百万スイス・フラン（全額が2015年度に関連）並びに雇用継続制度及びその他の支払金198百万スイス・フラン（内、183百万スイス・フランは過年度に関連）が含まれている。³ 2015年度DCCP報奨（2016年度に付与）に係るDCCP利息費用160百万スイス・フランが含まれている。⁴ 2014年度、2013年度及び2012年度DCCP報奨（2015年度、2014年度及び2013年度に付与）に係るDCCP利息費用200百万スイス・フランが含まれている。⁵ ファイナンシャル・アドバイザー報酬は、ファイナンシャル・アドバイザーが貢献した収益で報酬対象部分に直接基づいたグリッドベースの報酬、並びにファイナンシャル・アドバイザーの生産性、在職期間、資産及びその他の変数を基に算定された追加的な報酬から構成されている。これには、採用時にファイナンシャル・アドバイザーと締結した報酬コミットメントに関連する費用（権利確定条件の対象となっている。）が含まれている。繰延費用として反映されている金額は、貸借対照表日現在の繰り延べられた最大エクスポージャーを表す。

人件費 - 認識及び繰延¹

	2014年度人件費			2015年度以降に繰り延べられた人件費		
	2014年度の 報奨に関連 する費用	過年度の 報奨に関連す る費用	合計	2014年度の 報奨に関連	過年度の 報奨に関連	合計
単位：百万スイス・フラン						
業績報奨						
現金による業績報奨	1,822	(108)	1,714	0	0	0
繰延条件付資本制度（DCCP）	155	194	349	312	386	698
繰延現金制度（DCP及びその他の現金制度）	0	12	12	0	8	8
株式所有制度（EOP/SEEOP） - UBS株式	215	444	659	459	367	826
インセンティブ・パフォーマンス制度（IPP）	0	21	21	0	0	0
UBS株式制度合計	215	465	680	459	367	826
株式所有制度（EOP） - 概念上のファンド	24	41	65	36	33	69
業績報奨合計	2,216	604	2,820	807	794	1,601
変動報酬						
変動報酬 - その他	260	206	466 ²	307 ³	340 ⁴	647
ファイナンシャル・アドバイザー報酬 - 現金支払額	2,396	0	2,396	0	0	0
採用したファイナンシャル・アドバイザーとの 報酬コミットメント	39	636	675	524	2,058	2,582
グロースプラス及びその他の繰延制度	81	153	234	189	528	717
UBS株式制度	23	57	80	41	143	184
ウェルス・マネジメント・アメリカズ： ファイナンシャル・アドバイザー報酬 ⁵	2,539	846	3,385	754	2,729	3,483
合計	5,015	1,656	6,671	1,868	3,863	5,731

¹ 2014年12月31日終了事業年度に認識された株式に基づく人件費の総額は999百万スイス・フランであり、その内訳は、UBS株式制度800百万スイス・フラン、株式所有制度 - 概念上のファンド65百万スイス・フラン、関連する社会保険料41百万スイス・フラン及びその他の報酬制度（変動報酬 - その他に報告されている。）93百万スイス・フランであった。² 代替支払額81百万スイス・フラン（内、70百万スイス・フランは過年度に関連）、失効による貸方計上額70百万スイス・フラン（全額が過年度に関連）、退職金162百万スイス・フラン（全額が2014年度に関連）並びに雇用継続制度及びその他の支払金292百万スイス・フラン（内、206百万スイス・フランは過年度に関連）が含まれている。³ 2014年度DCCP報奨（2015年度に付与）に係るDCCP利息費用121百万スイス・フランが含まれている。⁴ 2013年度及び2012年度DCCP報奨（2014年度及び2013年度に付与）に係るDCCP利息費用161百万スイス・フランが含まれている。⁵ ファイナンシャル・アドバイザー報酬は、ファイナンシャル・アドバイザーが貢献した収益で報酬対象部分に直接基づいたグリッドベースの報酬、並びにファイナンシャル・アドバイザーの生産性、在職期間、資産及びその他の変数を基に算定された追加的な報酬から構成されている。これには、採用時にファイナンシャル・アドバイザーと締結した報酬コミットメントに関連する費用（権利確定条件の対象となっている。）が含まれている。繰延費用として反映されている金額は、貸借対照表日現在の繰り延べられた最大エクスポージャーを表す。

2015年度及び2014年度において、UBS AGは、リストラクチャリング・プログラムの影響を受けた従業員に関連した一定の繰延報酬契約に関する費用の認識を前倒した。制度規則の余剰人員規定に基づき、これらの従業員は繰延報酬報奨を保持するが、当該従業員は将来勤務の提供が要求されないことから、これらの報奨に関連した報酬費用は、短縮された勤務期間に基づき、解雇日までの期間に認識が前倒しされた。前倒しされ2015年度及び2014年度に株式に基づく支払報奨に関連して認識された金額は、それぞれ9百万スイス・フラン及び38百万スイス・フランであり、繰延現金報奨に関連した金額は、それぞれ10百万スイス・フラン及び29百万スイス・フランであった。

UBS AGはさらに、繰延報酬報奨に関する双方で合意した解雇規定に従って一定の従業員に関する勤務期間を短縮した。費用の認識は、解雇日までの期間に前倒しされた。前倒しされ2015年度及び2014年度に株式に基づ

く支払報奨に関連して認識された金額は、それぞれ6百万スイス・フラン及び11百万スイス・フランであり、繰延現金報奨に関連した金額は、それぞれ11百万スイス・フラン及び8百万スイス・フランであった。

人件費 - 認識及び繰延¹

	2013年度人件費			2014年度以降に繰り延べられた人件費		
	2013年度の 報奨に関連 する費用	過年度の 報奨に関連す る費用	合計	2013年度の 報奨に関連	過年度の 報奨に関連	合計
単位：百万スイス・フラン						
業績報奨						
現金による業績報奨	1,942	(30)	1,912	0	0	0
繰延条件付資本制度（DCCP）	152	96	248	348	230	578
繰延現金制度（DCP及びその他の現金制度）	2	53	55	7	12	19
株式所有制度（EOP/SEEOP） - UBS株式	190	466	656	520	307	827
業績連動型株式制度（PEP）	0	3	3	0	0	0
インセンティブ・パフォーマンス制度（IPP）	0	33	33	0	21	21
UBS株式制度合計	190	502	692	520	328	848
株式所有制度（EOP） - 概念上のファンド	19	60	79	37	36	73
業績報奨合計	2,305	681	2,986	912	606	1,518
変動報酬						
変動報酬 - その他	152	136	288 ²	340 ³	398 ⁴	738
ファイナンシャル・アドバイザー報酬 - 現金支払額	2,219	0	2,219	0	0	0
採用したファイナンシャル・アドバイザーとの 報酬コミットメント	33	605	638	440	2,098	2,538
グロースプラス及びその他の繰延制度	62	132	194	107	564	671
UBS株式制度	20	69	89	45	165	210
ウェルス・マネジメント・アメリカズ： ファイナンシャル・アドバイザー報酬 ⁵	2,334	806	3,140	592	2,827	3,419
合計	4,791	1,623	6,414	1,844	3,831	5,675

¹ 2013年12月31日終了事業年度に認識された株式に基づく人件費の総額は1,042百万スイス・フランであり、その内訳は、UBS株式制度787百万スイス・フラン、株式所有制度 - 概念上のファンド79百万スイス・フラン、関連する社会保険料65百万スイス・フラン及びその他の報酬制度（変動報酬 - その他に報告されている。）111百万スイス・フランであった。² 代替支払額78百万スイス・フラン（内、72百万スイス・フランは過年度に関連）、失効による貸方計上額146百万スイス・フラン（全額が過年度に関連）、退職金114百万スイス・フラン（全額が2013年度に関連）並びに雇用継続制度及びその他の支払金242百万スイス・フラン（内、210百万スイス・フランは過年度に関連）が含まれている。³ 2013年度DCCP報奨（2014年度に付与）に係るDCCP利息費用101百万スイス・フランが含まれている。⁴ 2012年度DCCP報奨（2013年度に付与）に係るDCCP利息費用109百万スイス・フランが含まれている。⁵ ファイナンシャル・アドバイザー報酬は、ファイナンシャル・アドバイザーが貢献した収益で報酬対象部分に直接基づいたグリッドベースの報酬、並びにファイナンシャル・アドバイザーの生産性、在職期間、資産及びその他の変数を基に算定された追加的な報酬から構成されている。これには、採用時にファイナンシャル・アドバイザーと締結した報酬コミットメントに関連する費用（権利確定条件の対象となっている。）が含まれている。繰延費用として反映されている金額は、貸借対照表日現在の繰り延べられた最大エクスポージャーを表す。

強制的、裁量的及び任意の株式報酬制度（EOPに基づき付与された概念上のファンドを含む。）に関する追加の開示

2015年、2014年及び2013年12月31日終了事業年度に認識された株式に基づく人件費の総額は、それぞれ、1,028百万スイス・フラン、999百万スイス・フラン及び1,042百万スイス・フランであった。これには、過年度に発行された報奨に係る当期の費用、償却額及び関連する社会保険料、並びに報酬の条件において、従業員が将来勤務することが必要でない場合の、退職給付の受給要件を満たす従業員に付与された報酬に関する業績年度の費用が含まれる。

過年度に関連して2015年12月31日までに付与された権利未確定の株式に基づく報奨で、今後認識される予定の報酬費用総額は、553百万スイス・フランであり、加重平均残存期間1.9年にわたり人件費として計上される予定である。これには、UBS株式制度、株式所有制度（概念上のファンド）、その他の変動報酬制度及び株式プラス制度が含まれる。2015年度の表に含まれる繰延報酬合計額はこの金額とは異なるが、それは、繰延報酬の金額には、2015年の業績年度に関連して2016年2月に付与された権利未確定の報奨も含まれているためである。

2015年及び2014年12月31日終了事業年度に係る現金決済型株式報酬制度の加入者への実際の支払額（EOPに基づき発行された概念上のファンドとして付与された金額を含む。）は、それぞれ98百万スイス・フラン及び90百万スイス・フランであった。これらの制度に関連する負債の帳簿価額合計は、2015年12月31日時点で170百万スイス・フラン及び2014年12月31日時点で143百万スイス・フランであった。

c) 当期中の増減

UBS株式及びパフォーマンス・シェア報奨

UBS株式及び概念上の株式報奨の増減は、以下の通りであった。

UBS株式報奨

	2015年度株式数	付与日における 加重平均公正価値 (スイス・フラン)	2014年度株式数	付与日における 加重平均公正価値 (スイス・フラン)
期首残高	467,848	15	186,633,491	15
当期株式付与	259,334	17	56,851,628	18
当期分配	(279,415)	15	(69,921,325)	16
当期失効	(20,323)	19	(6,859,017)	16
UBSグループAGへの譲渡			(166,704,777)	15
期末残高	427,443	18	467,848	15
内、会計目的上権利確定した株式	138,908		26,946	

2015年及び2014年12月31日終了事業年度において法的に権利が確定し分配された（すなわち全ての条件が満たされた）株式の公正価値は、それぞれ1,443百万スイス・フラン及び1,269百万スイス・フランであった。

d) 評価

UBS株式報奨

UBS AGは、付与日におけるスイス証券取引所でのUBS株式の平均株価に基づき、権利確定後の売却及びヘッジ制限、権利確定条件でない条件及び市況を適宜考慮して、報酬費用を測定している。権利確定後の売却及びヘッジ制限の対象となる株式報奨の公正価値は、権利確定後に制限を受ける期間を基に割り引かれ、譲渡制限期間に係るアット・ザ・マネーの状態にあるヨーロピアンタイプのプット・オプションの購入原価が参照される。2015年度に付与された株式及びパフォーマンス・シェア報奨に対する加重平均割引額は、UBS株式の市場価格の約16.7%（2014年度：12.9%）に相当する。配当請求権のない概念上のUBS株式の付与日における公正価値についても、付与日から分配までの間に支払われる将来の予想配当額の現在価値が控除される。

注記30 子会社及び他の企業への関与

a) 子会社への関与

UBS AGでは、重要な子会社を、個別に又は総体として、UBS AGの財政状態又は経営成績に大きく貢献する企業と定義する。この定義に用いられる基準には、IFRS第12号、スイスの規制及び米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）の規則に準拠した、子会社の資本並びにUBS AGの資産合計及び税引前純損益に対する当該子会社の寄与、などが含まれる。

個別に重要な子会社

以下の表は、2015年12月31日現在のUBS AGの個別に重要な子会社の一覧である。別途記載のない限り、以下に記載した子会社の資本金は普通株式のみで構成され、その全株式をUBS AGが所有している。所有持分比率は、UBS AGが保有する議決権付株式数に等しい。各設立管轄地域が所在する国は通常、主要な事業所でもある。

2015年12月31日現在個別に重要な子会社

会社名	設立管轄地域	主要事業部門	資本金 単位：百万	累積持分比率 (%)
UBS Americas Holding LLC	Wilmington, Delaware, USA	コーポレート・センター	USD 1,200.0 ¹	100.0
UBS Bank USA	Salt Lake City, Utah, USA	ウェルス・マネジメント・アメリカズ	USD 0.0	100.0
UBS Financial Services Inc.	Wilmington, Delaware, USA	ウェルス・マネジメント・アメリカズ	USD 0.0	100.0
UBS Limited	London, United Kingdom	インベストメント・バンク	GBP 226.6	100.0
UBS Securities LLC	Wilmington, Delaware, USA	インベストメント・バンク	USD 1,283.1 ²	100.0
UBS Switzerland AG	Zurich, Switzerland	パーソナル&コーポレート・バンキング	CHF 10.0	100.0

¹ 普通株式資本1,000米ドル及び無議決権優先株式資本1,200,000,000米ドルから成る。² 普通株式資本100,000米ドル及び無議決権優先株式資本1,283,000,000米ドルから成る。

2015年度に、UBSは、スイスで記帳されたパーソナル&コーポレート・バンキング事業部門及びウェルス・マネジメント事業部門を、UBS AGから新たに設立された銀行子会社であるUBS Switzerland AGに譲渡した。

→ 詳細は注記32を参照。

UBS Americas Holding LLC、UBS Limited及びUBS Switzerland AGは、UBS AGの完全子会社である。UBS Bank USA、UBS Financial Services Inc.及びUBS Securities LLCは、UBS Americas Holding LLCの直接又は間接の完全子会社である。

その他の子会社

以下の表に一覧表示したその他の子会社は、個別には重要ではないが、UBS AGの資産合計及び合算した税引前利益の基準を超えることから、米国SECが設定した要求事項に従って選択された企業である。

2015年12月31日現在のその他の子会社

会社名	設立管轄地域	主たる事業部門	資本金 単位：百万	累積持分比率 (%)
Topcard Service AG	Glattbrugg, Switzerland	パーソナル&コーポレート・バンキング	CHF 0.2	100.0
UBS (Italia) SpA	Milan, Italy	ウェルス・マネジメント	EUR 95.0	100.0
UBS (Luxembourg) S.A.	Luxembourg, Luxembourg	ウェルス・マネジメント	CHF 150.0	100.0
UBS Americas Inc.	Wilmington, Delaware, USA	コーポレート・センター	USD 0.0	100.0
UBS Asset Management (Americas) Inc.	Wilmington, Delaware, USA	アセット・マネジメント	USD 0.0	100.0
UBS Asset Management (Australia) Ltd	Sydney, Australia	アセット・マネジメント	AUD 20.1	100.0
UBS Asset Management (Deutschland) GmbH	Frankfurt, Germany	アセット・マネジメント	EUR 7.7	100.0
UBS Asset Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, Hong Kong	アセット・マネジメント	HKD 150.0	100.0
UBS Asset Management (Japan) Ltd	Tokyo, Japan	アセット・マネジメント	JPY 2,200.0	100.0
UBS Asset Management (Singapore) Ltd	Singapore, Singapore	アセット・マネジメント	SGD 4.0	100.0
UBS Asset Management (UK) Ltd	London, United Kingdom	アセット・マネジメント	GBP 125.0	100.0
UBS Asset Management AG	Zurich, Switzerland	アセット・マネジメント	CHF 0.1	100.0
UBS Australia Holdings Pty Ltd	Sydney, Australia	インベストメント・バンク	AUD 46.7	100.0
UBS Bank, S.A.	Madrid, Spain	ウェルス・マネジメント	EUR 97.2	100.0
UBS Beteiligungs-GmbH & Co. KG	Frankfurt, Germany	ウェルス・マネジメント	EUR 568.8	100.0
UBS Card Center AG	Glattbrugg, Switzerland	パーソナル&コーポレート・バンキング	CHF 0.1	100.0
UBS Credit Corp.	Wilmington, Delaware, USA	ウェルス・マネジメント・アメリカズ	USD 0.0	100.0
UBS Deutschland AG	Frankfurt, Germany	ウェルス・マネジメント	EUR 176.0	100.0
UBS Fund Advisor, L.L.C.	Wilmington, Delaware, USA	ウェルス・マネジメント・アメリカズ	USD 0.0	100.0
UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.	Luxembourg, Luxembourg	アセット・マネジメント	EUR 13.0	100.0
UBS Fund Management (Switzerland) AG	Basel, Switzerland	アセット・マネジメント	CHF 1.0	100.0
UBS Hedge Fund Solutions LLC	Wilmington, Delaware, USA	アセット・マネジメント	USD 0.1	100.0
UBS Italia SIM SpA	Milan, Italy	インベストメント・バンク	EUR 15.1	100.0
UBS O'Connor LLC	Dover, Delaware, USA	アセット・マネジメント	USD 1.0	100.0
UBS Real Estate Securities Inc.	Wilmington, Delaware, USA	インベストメント・バンク	USD 0.0	100.0
UBS Realty Investors LLC	Boston, Massachusetts, USA	アセット・マネジメント	USD 9.0	100.0
UBS Securities (Thailand) Ltd	Bangkok, Thailand	インベストメント・バンク	THB 500.0	100.0
UBS Securities Australia Ltd	Sydney, Australia	インベストメント・バンク	AUD 0.3	100.0
UBS Securities Canada Inc.	Toronto, Canada	インベストメント・バンク	CAD 10.0	100.0
UBS Securities España Sociedad de Valores SA	Madrid, Spain	インベストメント・バンク	EUR 15.0	100.0
UBS Securities India Private Limited	Mumbai, India	インベストメント・バンク	INR 140.0	100.0
UBS Securities Japan Co., Ltd.	Tokyo, Japan	インベストメント・バンク	JPY 46,450.0	100.0
UBS Securities Pte. Ltd	Singapore, Singapore	インベストメント・バンク	SGD 420.4	100.0
UBS Services LLC	Wilmington, Delaware, USA	コーポレート・センター	USD 0.0	100.0
UBS South Africa (Proprietary) Limited	Sandton, South Africa	インベストメント・バンク	ZAR 0.0	100.0
UBS Trust Company of Puerto Rico	Hato Rey, Puerto Rico	ウェルス・マネジメント・アメリカズ	USD 0.1	100.0
UBS UK Properties Limited	London, United Kingdom	コーポレート・センター	GBP 132.0	100.0

¹ 償還可能優先株式に関する概念上の金額を含む。

連結範囲の変更

2015年度中に、「大きすぎて潰せない (too big to fail)」規定への対応として、UBS AGの破綻処理の実行可能性を向上させるために複数の子会社 (UBS Americas Holding LLC、UBS Switzerland AG及びUBS Asset Management AG) を設立した。UBS Fund Services (Cayman) Ltd及びアセット・マネジメントの小規模な子会社数社は、オルタナティブ・ファンド・サービス事業の売却の一環として連結範囲から除外された。

非支配持分

2015年12月31日及び2014年12月31日現在、非支配持分はUBS AGにとって重要ではなかった。さらに両日現在、非支配持分の防衛的権利により、UBS AGが子会社の資産にアクセス又は使用する能力、及び負債を決済する能力に重要な制約はなかった。

→ 詳細については「持分変動計算書」を参照。

連結ストラクチャード・エンティティ

UBS AGは、ストラクチャード・エンティティ（以下「SE」という。）の関連性のある活動に対するパワーを有している場合、変動リターンへのエクスポージャーを有している場合、及びそのパワーを当該リターンに影響を及ぼすように行使する能力を有している場合に当該SEを連結する。連結SEには、特定の投資信託、証券化ピークル及び顧客投資ピークルが含まれる。UBS AGの個別に重要な子会社の中にSEはない。

投資信託SEは通常、UBS AGの意思決定権を伴うその総エクスポージャーが、本人として当該パワーを行使する能力を示唆する場合に連結される。一般的にUBS AGはファンド・マネジャーとして意思決定権を有し、管理報酬を稼得するとともに、ファンド開始時にシード資金を供給するか又はファンドのユニットの相当割合を保有することになる。他の投資家に意思決定者としてのUBS AGを解任する実質的な権限がない場合、UBS AGは支配しているとみなされるため、当該ファンドを連結する。

証券化SEは通常、UBS AGが、当該SEが発行した資産担保証券の相当割合を保有し、資産ポートフォリオのサービサーを任意に解任する権限を有する場合に連結される。

顧客投資SEは通常、UBS AGが当該SEに対する実質的な清算権又は当該SEが保有する資産に対する意思決定権を有し、当該SEと行ったデリバティブ取引又は当該SEが発行した債券の保有を通じて変動リターンへのエクスポージャーを有する場合に連結される。

2015年度及び2014年度において、UBS AGは、連結SEに財務的支援を行う必要が生じる可能性のある契約上の義務を負っていない。さらに、UBS AGは、UBS AGが契約上支援を行う義務がない場合に、連結SEに対して支援（財務的支援又はそれ以外の支援）を行わなかった。また、UBS AGには将来においても支援を行う意図はない。加えて、UBS AGは、過年度に連結されていないが当報告期間に支配するに至ったSEに対して支援（財務的支援又はそれ以外の支援）を行わなかった。

b) 関連会社及び共同支配企業への関与

2015年及び2014年12月31日現在、UBS AGにとって個別に重要な関連会社又は共同支配企業はなかった。さらに、関連会社又は共同支配企業が現金配当の形式でUBS AGもしくはその子会社に資金を移転する、又は貸付金もしくは前渡金を返済する能力に重要な制約はなかった。UBS AGの関連会社又は共同支配企業に関する公表市場価格はなかった。

関連会社又は共同支配企業に対する投資

単位：百万スイス・フラン	2015年 12月31日	2014年 12月31日
期首帳簿価額	927	842
取得	12	1
処分	(2)	(2)
包括利益に対する持分	151	103
内、純利益に対する持分 ^{1,2}	169	94
内、その他の包括利益に対する持分 ³	(18)	9
受取配当金	(114)	(54)
為替換算調整	(20)	38
期末帳簿価額	954	927
内、関連会社	925	900
内、UBS Securities Co. Limited, Beijing ⁴	411	404
内、SIX Group AG, Zurich ⁵	413	406
内、その他の関連会社	102	90
内、共同支配企業	29	27

¹ 2015年度の内訳は、関連会社158百万スイス・フラン、共同支配企業11百万スイス・フランである。2014年度の内訳は、関連会社83百万スイス・フラン、共同支配企業11百万スイス・フランである。² 2015年度に、SIX GroupはSTOXX Ltd及びIndexium Ltd.の持分を売却した。売却により生じた利得に対するUBSの持分は、81百万スイス・フランである。³ 2015年度の内訳は、関連会社(18)百万スイス・フラン、共同支配企業0百万スイス・フランであった。2014年度の内訳は、関連会社8百万スイス・フラン、共同支配企業0百万スイス・フランである。⁴ 2015年度において、UBS AGの持分比率は24.99%に増加した(2014年12月31日現在：20.0%)。⁵ UBS AGの持分比率は17.3%であり、UBS AGは取締役会の役員を務める。

c) 非連結のストラクチャード・エンティティへの関与

2015年度中に、UBS AGは、様々なSEの設立のスポンサーとなり、スポンサーとなっていない複数のSE(証券化ピークル、顧客ピークル及び特定の投資信託等)とも相互に連携している。UBS AGは当該SEを支配していないため、2015年12月31日現在、連結していない。

→ SEの性質、目的、活動及び財務構造に関する詳細については、注記1aの3の項を参照。

以下の表は、2015年12月31日現在におけるUBS AGの非連結のSEへの関与及び損失に対する最大エクスポージャーを示している。さらに、2015年12月31日現在、UBS AGが関与を有するSEの保有資産合計額も表示されている。ただし、第三者がスポンサーとなっている投資信託は例外で、2015年12月31日現在のUBS AGの持分の帳簿価額が開示されている。

非連結のストラクチャード・エンティティへの関与

2015年12月31日					
単位：百万スイス・フラン その他の記載がある場合を除く	証券化 ピークル	顧客 ピークル	投資信託	合計	損失に対する 最大エク スポージャー ¹
トレーディング・ポートフォリオ資産	1,060	463	6,102	7,624	7,624
再調達価額 - 借方	41	101	57	200	200
公正価値での測定を指定された金融資産		97 ²		97	1,636
貸出金	0	0	101	101	101
売却可能金融投資		3,396	102	3,498	3,498
その他の資産	0	45 ²	0	45	937
資産合計	1,101³	4,102	6,362	11,565	
再調達価額 - 貸方	30 ⁴	631	0	661	19
負債合計	30⁵	631	0	661	
UBS AGが関与を有する非連結の ストラクチャード・エンティティの保有資産 (十億スイス・フラン)	141⁶	43⁷	320⁸		
2014年12月31日					
単位：百万スイス・フラン その他の記載がある場合を除く	証券化 ピークル	顧客 ピークル	投資信託	合計	損失に対する 最大エク スポージャー ¹
トレーディング・ポートフォリオ資産	1,955	676	8,079	10,711	10,711
再調達価額 - 借方	26	83	2	111	111
公正価値での測定を指定された金融資産		115 ²	102	217	2,422
貸出金	466	40	206	712	712
売却可能金融投資		4,029	94	4,123	4,123
その他の資産		52 ²		52	1,248
資産合計	2,447³	4,996	8,482	15,925	
再調達価額 - 貸方	245 ⁴	27	75	347	21
負債合計	245⁵	27	75	347	
UBS AGが関与を有する非連結の ストラクチャード・エンティティの保有資産 (十億スイス・フラン)	355⁶	113⁷	304⁸		

¹ 開示の目的上、損失に対する最大エクスポージャーは、担保やその他の信用補完によるリスク低減効果を考慮していない。² それぞれ公正価値での測定を指定されたローン・コミットメント及び償却原価で保有するローン・コミットメントの帳簿価額である。これらの商品に係る損失に対する最大エクスポージャーは、想定元本に等しい。³ 2015年12月31日現在、11億スイス・フランの内、9億スイス・フラン

は、コーポレート・センター—非中核業務及びレガシー・ポートフォリオにより保有されている。2014年12月31日現在、24億スイス・フランの内、22億スイス・フランは、コーポレート・センター—非中核業務及びレガシー・ポートフォリオにより保有されている。⁴ クレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）とその他のスワップ負債から成る。CDSの損失に対する最大エクスポージャーは、マイナスの帳簿価額と想定元本の合計に等しい。その他のスワップ負債については、損失に対する最大エクスポージャーは報告されていない。⁵ コーポレート・センター—非中核業務及びレガシー・ポートフォリオで全額保有されている。⁶ 残存元本額である。⁷ 資産合計の市場価額である。⁸ UBSがスポンサーとなっている投資信託の純資産価値（2015年12月31日：3,100億スイス・フラン、2014年12月31日：2,960億スイス・フラン）及びUBSがスポンサーとなっていない投資信託に対するUBS AGの持分の帳簿価額（2015年12月31日：100億スイス・フラン、2014年12月31日：80億スイス・フラン）である。

UBS AGは、非連結のSEへの関与を、直接投資、ファイナンス、保証、信用状、デリバティブという形式で、また運用契約を通じて保持又は購入している。

保持している関与について、損失に対するUBS AGの最大エクスポージャーは通常、SEに対するUBS AGの持分の帳簿価額と等しいが、保証、信用状及びクレジット・デリバティブの場合は、当該契約の想定元本をすでに発生した損失で調整した金額が、UBS AGのさらされる最大損失となる。加えて、トータル・リターン・スワップなど、再調達価額・借方に計上されるデリバティブのスワップの現在公正価値のみが、損失に対するUBS AGの最大エクスポージャーとして表示される。これらのスワップのリスク・エクスポージャーは、市場の動きに応じて、時の経過とともに変動する可能性がある。

上記の表に開示された、損失に対する最大エクスポージャーには、UBS AGのリスク管理活動（非連結のSEに内在するリスクを経済的にヘッジするためにUBS AGが活用する金融商品による効果や担保又はその他の信用補完によるリスク低減効果を含む。）が反映されていない。

2015年度及び2014年度において、UBS AGが契約上の義務を負わない場合、UBS AGは、非連結のSEに対して支援（財務的支援又はそれ以外の支援）を行わなかった。また、UBS AGは将来においても支援を行う意図はない。

2015年度及び2014年度において、非連結のSEへの関与により生じた収益及び費用は主に、トレーディング収益純額に認識された時価評価の変動（通常、他の金融商品でヘッジされている。）並びにUBSがスポンサーとなっているファンドから受領した受取報酬及び手数料に起因する。

証券化ビークルへの関与

2015年12月31日及び2014年12月31日現在、UBS AGは、様々な証券化ビークルへの関与を保持している。2015年12月31日現在、証券化ビークルへの当行の関与の大部分は、資産担保証券（以下「ABS」という。）を参照するクレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）のポジションのポートフォリオに関連しており、コーポレート・センター・非中核業務及びレガシー・ポートフォリオで保有されている。インベストメント・バンクも、ファイナンス、引受業務、流通市場及びデリバティブ取引業務に関連する証券化ビークルへの関与を保持している。

場合によっては、UBS AGは、他の当事者よりも前に非連結のSEから生じる損失を負担することが要求される。これは、UBS AGの関与が、所有持分構造において、他の企業よりも劣後しているためである。次の表は、2015年12月31日及び2014年12月31日現在のUBS AGの非連結証券化ビークルへの関与の概要並びに当該関与の相対的な順位及び外部の信用格付けを示したものである。

→ UBS AGがSEのスポンサーとみなされる場合に関する詳細及びUBS AGが設立した証券化ビークルに関するUBS AGの会計方針については、注記1aの3及び12の項を参照。

顧客ビークルへの関与

2015年12月31日及び2014年12月31日現在、UBS AGは、ファイナンス及びデリバティブ活動、また仕組商品の売出しのヘッジに関連して、UBS AG及び第三者がスポンサーとなっている顧客ビークルへの関与を保持している。これらの投資に含まれるものは、米国政府機関が保証する有価証券である。

投資信託への関与

UBS AGは、主にシード投資の結果として、あるいは仕組商品の売出しをヘッジするために、複数の投資信託への関与を保有している。上記の表に開示された関与のほか、UBS AGは様々な投資信託プールの資産を運用し、ファンドの純資産価値及び／又はファンドのパフォーマンスに応じた報酬の全部又は一部を受け取っている。特定の報酬体系は、各種の市場要素に基づいており、ファンドの性質、設立管轄地、さらに顧客との交渉による報酬スケジュールを考慮に入れる。このような報酬契約は、UBS AGの投資家へのエクスポージャーを調整することから、ファンドへの関与を示し、事業体の業績による変動リターンを構成する。ファンドの構造に応じて、これらの報酬は、ファンドの資産及び／又は投資家から直接回収される場合がある。未収報酬は定期的に回収され、通常当該ファンドの資産を裏付けとしている。2015年12月31日現在及び2014年12月31日現在、UBS AGは、これらの関与から生じる損失に対する重要なエクスポージャーを有していない。

非連結証券化ビークルへの関与¹

2015年12月31日

単位：百万スイス・フラン その他の記載がある場合を除く	住宅 モーゲージ 担保証券	商業用 モーゲージ 担保証券	その他の 資産担保 証券 ²	再証券化 ³	合計
UBS AGがスポンサーとなっている証券化ピークル					
シニア・トランシェに対する持分	0	54	0	13	66
内、投資適格格付け		54	0		54
内、債務不履行				13	13
メザニン・トランシェに対する持分	3	7	0	0	10
内、投資適格格付け		7			7
内、投資適格未満の格付け	2				2
内、債務不履行	1				1
合計	3	61	0	13	77
内、トレーディング・ポートフォリオ資産	3	61	0	13	77
UBS AGが関与を有するピークルの保有資産合計 (十億スイス・フラン)					
	0	28	0	1	29
UBS AGがスポンサーとなっていない証券化ピークル					
シニア・トランシェに対する持分	284	66	383	140	873
内、投資適格格付け	284	65	383	140	872
メザニン・トランシェに対する持分	61	17	17	0	95
内、投資適格格付け	58	17	17	0	92
内、債務不履行	3				3
ジュニア・トランシェに対する持分	11	3	0	0	14
内、投資適格格付け	11	0			11
内、無格付け	0	3			3
合計	356	86	400	140	983
内、トレーディング・ポートフォリオ資産	356	86	400	140	983
UBS AGが関与を有するピークルの保有資産合計 (十億スイス・フラン)					
	64	37	6	2	109

¹ 本表には証券化ピークルとのデリバティブ取引は含まれてない。² クレジット・カード、自動車及び学生ローンを含む。³ 債務担保証券を含む。

非連結証券化ピークルへの関与¹（続き）

2014年12月31日					
単位：百万スイス・フラン その他の記載がある場合を除く	住宅 モーゲージ 担保証券	商業用 モーゲージ 担保証券	その他の 資産担保 証券 ²	再証券化 ³	合計
UBS AGがスポンサーとなっている証券化ピークル					
シニア・トランシェに対する持分	0	59	1	389	450
内、投資適格格付け	0	59	1	381	442
内、債務不履行				8	8
メザニン・トランシェに対する持分	1	16	0	6	22
内、投資適格格付け		7		6	13
内、債務不履行	1	1			2
内、無格付け		8			8
合計	1	75	1	395	472
内、トレーディング・ポートフォリオ資産	1	75	1	14	91
内、貸出金				381	381
UBS AGが関与を有するピークルの保有資産合計 (十億スイス・フラン)	1	14	3	2	20
UBS AGがスポンサーとなっていない証券化ピークル					
シニア・トランシェに対する持分	376	293	454	207	1,329
内、投資適格格付け	369	286	452	205	1,313
内、投資適格未満の格付け	6	6	2	1	15
メザニン・トランシェに対する持分	154	143	172	62	531
内、投資適格格付け	134	105	164	54	457
内、投資適格未満の格付け	15	37	8	8	69
内、債務不履行	5	1		0	5
ジュニア・トランシェに対する持分	68	18	1	2	89
内、投資適格格付け	56	11			67
内、投資適格未満の格付け	4	6			10
内、債務不履行	0	0	1		1
内、無格付け	8	1		2	11
合計	598	453	627	271	1,949
内、トレーディング・ポートフォリオ資産	598	453	588	225	1,865
内、貸出金		0	39	46	85
UBS AGが関与を有するピークルの保有資産合計 (十億スイス・フラン)	115	115	88	12	331

¹ 本表には証券化ピークルとのデリバティブ取引は含まれてない。² クレジット・カード、自動車及び学生ローンを含む。³ 債務担保証券を含む。

UBS AGが関与を有していないが、スポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティ

スポンサーとなっている複数のSEについて、UBS AGは、2015年12月31日現在及び2014年12月31日現在、関与を有していない。しかしながら、各報告期間において、UBS AGは資産を譲渡し、サービスを提供し、さらにスポンサーとなっているこれらのSEとの関与に該当しない金融商品を保有していたため、当該SEから生じた収益を稼得し、費用を負担した。以下の表は、2015年度中及び2014年度中にこれらのSEから直接稼得した収益及び発生した費用、並びに対応する資産情報を示している。本表には、リスク管理活動から稼得した収益及び発生した費用（UBS AGが非連結のSEと取引した商品を経済的にヘッジするために活用することが可能な金融商品から生じる収益及び費用など）は含まれていない。

期末現在、UBS AGが関与を有していないが、スポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティ¹

現在又は終了事業年度				
2015年12月31日				
単位：百万スイス・フラン その他の記載がある場合を除く	証券化 ピークル	顧客 ピークル	投資信託	合計
受取利息純額	2	(11)	0	(10)
受取報酬及び手数料純額	0	0	57	57
トレーディング収益純額	18	208	48	274
収益合計	20	197	104	321
資産情報(十億スイス・フラン)	8²	1³	12⁴	
現在又は終了事業年度				
2014年12月31日				
単位：百万スイス・フラン その他の記載がある場合を除く	証券化 ピークル	顧客 ピークル	投資信託	合計
受取利息純額	6	(51)		(44)
受取報酬及び手数料純額			54	54
トレーディング収益純額	63	(158)	10	(85)
収益合計	69	(208)	64	(75)
資産情報(十億スイス・フラン)	4²	1³	14⁴	

¹ 本表には、2015年12月31日及び2014年12月31日終了事業年度の優先証券保有者に帰属する利益それぞれ77百万スイス・フラン及び142百万スイス・フランは含まれていない。² 各証券化ピークルに譲渡された資産の額である。移転合計額の内、3億スイス・フラン（2014年12月31日：10億スイス・フラン）はUBS AGが移転し、50億スイス・フラン（2014年12月31日：30億スイス・フラン）は第三者が移転したものである。³ 各顧客ピークルに移転された資産の合計額である。移転合計額の内、10億スイス・フラン（2014年12月31日：10億スイス・フラン）はUBS AGが移転し、10億スイス・フラン（2014年12月31日：10億スイス・フラン）は第三者が移転したものである。⁴ 各投資信託の純資産価値の合計額である。

2015年度及び2014年度に、UBS AGは主に、UBS AGが関与を有していないが、スポンサーとなっているSEからの報酬を稼得し、トレーディング利益純額を認識した。報酬の大部分は、UBS AGがスポンサーとなって管理し、第三者が運用している投資信託から生じたものである。UBS AGは、積極的なマネジメント・サービスを提供していないことから、UBS AGはこれらの事業体の業績によるリスクにさらされておらず、従って当該事業体への関与を有しているとはみなされなかった。

一部のストラクチャーにおいて、管理目的の受取報酬は、投資家から直接回収される場合があるため、上記の表には含まれていない。

さらにUBS AGは、主にデリバティブ（金利スワップやUBS AGがプロテクションを購入しているクレジット・デリバティブなど）及び公正価値での測定を指定された金融負債から生じた未実現評価損益によるトレーディング利益純額が発生した。UBS AGは、事業体の業績による変動性を負担していないため、この負担は関与として認められない。純利益報告額は、UBS AGのリスク管理活動による経済的ヘッジやその他のリスク軽減効果を反映していない。

2015年度に、UBS AG及び第三者は、2015年度に設立され、UBS AGがスポンサーとなっている証券化ビークル及び顧客ビークルに合計90億スイス・フラン（2014年度：60億スイス・フラン）の資産を譲渡した。スポンサーとなっている投資信託については、投資家が投資を行うとともにポジションを買い戻したため、当期中に複数の譲渡が発生した。これらの移転と市場の変動によってファンド全体の規模が変動し、期末の純資産価値の合計額は120億スイス・フラン（2014年12月31日：140億スイス・フラン）となった。

注記31 企業結合

2015年度及び2014年度にUBS AGが完了した重要な企業結合はなかった。

注記32 組織変更及び処分

スイス及び当グループが事業を行う他の国における「大きすぎて潰せない」規定への対応としての当グループの破綻処理の実行可能性の向上策

2014年12月にUBS AG株式の証券交換による公開買付が完了し、UBSグループの持株会社としてUBSグループAGが設立された。2015年度において、UBSグループAGは、スイス証券取引所法第33条に基づく裁判手続（以下「SESTA手続」という。）を申請し、当該手続を完了したことにより、UBS AGの残存する少数株主の株式は消却された。その結果、UBSグループAGは現在、UBS AGの発行済株式の100%を所有している。

2015年6月に、UBS AGは、スイスで記帳されたパーソナル&コーポレート・バンキング事業部門及びウェルス・マネジメント事業部門をUBSスイスAGに譲渡した。

また2015年度第2四半期に、UBS AGは、英国の投資銀行子会社であるUBSリミテッドについて、より自立した事業運営モデルの導入を完了した。これにより、UBSリミテッドは、同社の事業活動に伴うリスクをより多く負担し、経済価値をより多く留保している。

さらに2015年度において、UBS AGは、新規の子会社UBSアメリカズ・ホールディングLLCを設立した。同社について、UBS AGは、ドッド・フランク・ウォール街改革及び消費者保護法（以下「ドッド・フランク法」という。）に準拠して在米外国銀行に適用される新規則に基づいて、2016年7月1日の期限より前に米国子会社の中間持株会社に指定する予定である。2015年第3四半期に、UBS AGは、主要な米国の事業子会社に対する参加持分をUBSアメリカズ・ホールディングLLCに無償譲渡し、中間持株会社は米国事業の全て（UBS AGの支店を除く。）を所有するものとするドッド・フランク法の規定を満たした。

最後に、UBS AGは、2015年度に新規の子会社UBSアセット・マネジメントAGも設立した。

子会社及び事業の売却

2015年度に、UBS AGは、オルタナティブ・ファンド・サービスズ（以下「AFS」という。）事業を三菱UFJフィナンシャル・グループ・インベスター・サービスズに売却した。従来型のミューチュアル・ファンドにファンド管理サービスを提供する、アセット・マネジメント事業部門のインベストメント・ファンド・サービスズ事業は、この売却に含まれていなかった。売却完了時に、UBS AGは売却益56百万スイス・フランを認識し、関連する為替換算差益（純額）119百万スイス・フランをその他の包括利益から損益計算書に振り替えた。

さらに2015年度に、UBS AGは、ウェルス・マネジメント事業部門内の一部の子会社及び事業の売却を完了した。その結果、合算して197百万スイス・フランの利得が認識された。

最後に、2015年度において、UBS AGは、ウェルス・マネジメント事業部門の一部の事業の売却に同意した。これらの売却は2016年度に成立する見込みであり、慣習的なクロージング条件が適用される。2015年12月31日現在、これらの子会社及び事業の資産及び負債は、その他の資産及びその他の負債で「売却目的で保有する処分グループ」として表示され、その合計金額は、それぞれ279百万スイス・フラン及び235百万スイス・フランであった。UBSは、これらの売却に関連して2015年度に28百万スイス・フランの損失を認識した。

リストラクチャリング費用

リストラクチャリング費用は、UBS AGの事業範囲又は当該事業の遂行方法を著しく変更する計画から生じる。リストラクチャリング費用は、かかる計画を実施するために必要な一時費用であり、退職手当及びその他の人件費関連費用、重複人員コスト、資産の減損及び加速償却費、契約解除料、コンサルティング料、並びに関連インフラ及びシステム費用が含まれる。これらの費用は、当該費用の根本的な性質に応じて損益計算書に表示されている。リストラクチャリング計画に関連する費用は、その性質が一時的なものであることから、また、業績をより精緻に表示するために、かかる費用を本注記に別途表示している。

各事業部門及びコーポレート・センター部門のリストラクチャリング費用純額

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		
	2015年12月31日	2014年12月31日	2013年12月31日
ウェルス・マネジメント	323	185	178
ウェルス・マネジメント・アメリカズ	137	55	59
パーソナル&コーポレート・バンキング	101	64	54
アセット・マネジメント	82	50	43
インベストメント・バンク	396	261	210
コーポレート・センター	194	61	229
内、サービス業務	138	30	(6)
内、非中核業務及びレガシー・ポートフォリオ	56	31	235
リストラクチャリング費用純額合計	1,233	677	772
内、人件費	458	327	156
内、一般管理費	760	319	548
内、有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損	12	29	68
内、無形資産の償却費及び減損	2	2	0

人件費の区分別のリストラクチャリング費用純額

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		
	2015年12月31日	2014年12月31日	2013年12月31日
給与	311	145	65
変動報酬 - 業績報奨	38	35	(15)
変動報酬 - その他	108	138	88
契約社員給与	46	28	3
社会保険	5	4	5
年金及びその他の退職後給付制度	(65)	(29)	8
その他の人件費	15	6	3
リストラクチャリング費用純額合計：人件費	458	327	156

一般管理費の区分別のリストラクチャリング費用純額

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		
	2015年12月31日	2014年12月31日	2013年12月31日
賃借料	109	49	35
ITその他の機器の使用料及び維持管理費	31	23	8
管理費	7	3	2
旅費及び交際費	16	11	4
専門家報酬	187	148	76
IT及びその他のサービスの外部委託費用	316	82	59
その他 ¹	95	2	364
リストラクチャリング費用純額合計：一般管理費	760	319	548

¹ 主に不利な不動産リース契約から成る。

注記33 オペレーティング・リース及びファイナンス・リース

UBS AGが賃借人となるオペレーティング・リースとして分類されたリース契約に関する情報は注記33aに、UBS AGが賃貸人となるファイナンス・リースに関する情報は注記33bに記載されている。

a) オペレーティング・リース契約

2015年12月31日現在、UBS AGは、主に銀行業務上使用する施設及び設備に関する多くの解約不能オペレーティング・リース契約を締結している。重要な施設のリースには、通常、価格指標に基づく賃料調整だけでなく一般のオフィス賃借市場状況に応じた更新オプション及びエスカレーション条項が含まれる。当行のリース契約は、変動リース料による支払条項及び購入選択権を含んでおらず、またUBS AGの配当金支払能力、借入による資金調達や追加リース契約締結に制限を加えていない。

単位：百万スイス・フラン	2015年12月31日
以下の年に認識される予定のオペレーティング・リース費用	
2016年	743
2017年	683
2018年	558
2019年	475
2020年	413
2021年以降	1,858
オペレーティング・リースの最低支払契約債務小計	4,730
控除：サブリース賃貸料契約債務	348
オペレーティング・リースの最低支払契約債務純額	4,382

単位：百万スイス・フラン	2015年12月31日	2014年12月31日	2013年12月31日
損益計算書に認識されたオペレーティング・リース費用総額	741	759	792
サブリース賃貸料	70	73	74

損益計算書に認識されたオペレーティング・リース費用純額	671	686	718
-----------------------------	-----	-----	-----

b) ファイナンス・リース債権

UBS AGは、ファイナンス・リースにより様々な資産を第三者にリースしている。対象となる資産に含まれるのは、商用車、生産ライン、医療機器、建設機材及び航空機などである。各リースの終了時に、資産は第三者に売却されるか、又は再びリースされる場合がある。賃借人は実現した売却収入に関与することができる。リース料は、資産の購入費用（残存価額控除後）及び金融費用を賄うものである。

2015年12月31日現在、無保証残存価額が167百万スイス・フラン計上されており、回収不能な最低リース料受取額に対する引当金累計額は10百万スイス・フランであった。2015年度に変動リース料は受け取らなかった。

リース債権

単位：百万スイス・フラン	2015年12月31日		
	最低リース料総額	前受金融収益	現在価値
2016年	341	23	318
2017年から2020年	651	38	613
以降	158	6	152
合計	1,150	67	1,083

注記34 関連当事者

UBS AGでは、関連会社（UBS AGが重要な影響力を有している企業）、UBS AG従業員の福利厚生用の退職後給付制度、主要経営幹部、主要経営幹部の近親者、並びに主要経営幹部及び近親者が直接もしくは間接的に支配又は共同支配する企業を、関連当事者と定義する。主要経営幹部は、取締役会（以下「BoD」という。）及びグループ執行役員会（以下「GEB」という。）のメンバーとして定義される。

a) 主要経営幹部に対する報酬

BoDの社外取締役以外のメンバーは経営者雇用契約を締結しており、退職時には年金給付を受ける。2015年度中に退任した者を含め、BoDの社外取締役以外のメンバー及びGEBのメンバーの報酬の総額は以下の表の通りである。

主要経営幹部に対する報酬

単位：百万スイス・フラン	2015年12月31日	2014年12月31日	2013年12月31日
基本給及びその他現金支給額	21 ¹	22 ¹	19
インセンティブ報奨 - 現金 ²	9	8	10
DCCPに基づく年次のインセンティブ報奨	20	18	19
雇用主による退職給付制度への掛金	1	2	2
現物給付、追加給付（市場価額）	2	1	2
株式報酬 ³	39	35	38
合計	92	86	89

¹ 2013年EU自己資本規制（CRD IV）に対応し、市場慣行に従って提供された役割ベース給を含む。² 即時現金及び繰延現金を含んでいる。

³ 付与された株式に係る費用は、付与日に測定され、通常、5年間の権利確定期間にわたり配分される。2015年度、2014年度及び2013年度の株式報酬は全て、EOP報奨から構成されていた。

BoDの社外取締役は、UBS AGとの間で雇用契約も役務提供契約も締結していないため、BoDに対する役務の終了時に給付を受ける資格を有することにはならない。社外取締役としての役務提供に関して個人へ支払われた総額は、2015年度に6.7百万スイス・フラン、2014年度に7.1百万スイス・フラン及び2013年度に7.6百万スイス・フランであった。

b) 主要経営幹部による株式保有

	2015年12月31日現在	2014年12月31日現在
持株参加制度でBoDの社外取締役以外のメンバー及びGEBのメンバーが保有するストック・オプション数 ¹	1,401,686	1,738,598
BoDとGEBのメンバー及び当該メンバーとの緊密な関係者が保有する株式数 ²	3,324,650	3,716,957

¹ 詳細な情報は注記29を参照。² 失効条件付変動報酬制度に基づき付与された株式は除く。

上記株式合計数のうち、2015年12月31日及び2014年12月31日現在、95,597株は、主要経営幹部の近親者が保有していた。2015年12月31日及び2014年12月31日現在、主要経営幹部又はその近親者が、直接もしくは間接的に支配又は共同支配する企業が保有している株式はなかった。詳細な情報は注記29を参照。2015年12月31日現在、BoD又はGEBのメンバーに、UBSグループAG株式の1%超を保有する実質株主はいない。

c) 主要経営幹部に対する貸出金、前渡金及び住宅ローン

BoDの社外取締役以外のメンバー及びGEBのメンバーに対する貸出金、定額前渡金及び住宅ローンは、第三者に対して提供される条件（ただし、異なる信用リスクを調整したもの）に基づき、他の従業員に対して提供される場合と同一の条件により提供された。BoDの社外取締役に対しては、一般の市場条件に基づいて貸出金及び住宅ローンが提供される。

貸出金、前渡金及び住宅ローン残高の増減は、以下の通りである。

主要経営幹部に対する貸出金、前渡金及び住宅ローン¹

単位：百万スイス・フラン	2015年	2014年
期首残高	27	20
増加	6	10
減少	(1)	(3)
期末残高	33	27

¹ 貸出金はUBS AGが供与したものである。全ての貸出金は担保付貸出金である。

d) 主要経営幹部が支配する企業とその他の関連当事者間取引

2015年度において、UBS AGは、UBS AGの主要経営幹部又はその近親者が直接もしくは間接的に支配又は共同支配する企業と取引を行わなかった。2014年度において、UBS AGは、Immo Heudorf AG（スイス）と取引を行った。

その他の関連当事者間取引

単位：百万スイス・フラン	2015年	2014年
期首残高	0	10
増加	0	0
減少	0	10
期末残高 ¹	0	0

¹ 貸出金から構成されている。

2014年度及び2015年度において、主要経営幹部が支配する企業は、UBS AGに商品の販売又はサービスの提供を行わなかったため、UBS AGからいかなる報酬も受け取らなかった。また、2014年度と2015年度の両年度において、UBS AGもかかる企業にサービスの提供を行わなかったため、いかなる報酬も受け取らなかった。

e) 関連会社及び共同支配企業との取引

関連会社及び共同支配企業に対する貸出金及び債権

単位：百万スイス・フラン	2015年	2014年
期首帳簿価額残高	552	288
増加	9	313
減少	(85)	(1)
減損	0	(51)
為替換算調整	0	3
期末帳簿価額残高	476	552
内、無担保貸出金	464	539
貸倒引当金を含む	1	1

関連会社及び共同支配企業とその他の取引

現在又は終了事業年度		
単位：百万スイス・フラン	2015年12月31日	2014年12月31日
商品及びサービスを受けた関連会社及び共同支配企業への支払い	149	169
関連会社及び共同支配企業へのサービス提供に伴う受取報酬	7	1
関連会社及び共同支配企業へのコミットメント及び偶発負債	4	2

→ 関連会社及び共同支配企業に対する投資の概要については、注記30を参照。

f) UBSグループAGとUBSグループAGのその他の子会社との間の債権及び債務

単位：百万スイス・フラン	2015年	2014年
債権		
貸出金	774	227
トレーディング・ポートフォリオ資産	12	0
その他の資産	93	80
債務		
顧客預り金	12,323	772
その他の負債	943	511

注記35 投資資産及び純新規資金

投資資産

投資資産は、投資目的でUBS AGが管理する、又はUBS AGに預けられている顧客資産の全てを含む。投資資産は、管理ファンド資産、管理機関投資家資産、一任勘定及びアドバイザリー資産管理ポートフォリオ、信託預金、定期預金、貯蓄預金及び資産管理証券又は株式委託取引口座を含む。資金管理及び取引目的のために保有する法人顧客資産を含む、純粋な取引目的で保有する資産及び保管のみの資産は全て、投資資産から除かれる。これは、UBS AGは資産を管理するのみであり、かかる資産の投資方法について助言を提供しないためである。また担保可能でない資産（例、アート・コレクションなど）及び資金拠出又はトレーディング目的の第三者銀行からの預り金も除かれる。

一任資産は、UBS AGが投資方法を決定する顧客資産として定義される。その他の投資資産は、顧客が最終的にその資産の投資方法を決定する場合の資産である。1つの商品が、ある事業部門で生み出され、他の事業部門で販売される場合、その商品は投資管理を実施する事業部門と販売する事業部門の両方で計上される。これは、UBS AGの総投資資産内での二重計上となる。その理由は、両事業部門がそれぞれの顧客に個別にサービスを提供し、価値を付加し、収益を発生させているためである。

純新規資金

期中の純新規資金とは、新規顧客及び既存顧客がUBS AGに預託した投資資産から、既存顧客及びUBS AGとの取引関係を終了した顧客が引き出した投資資産を差し引いた純額である。

純新規資金は取引に基づき、投資資産の流出入を顧客レベルで算定するという直接的な方法で算出される。投資資産からの受取利息及び受取配当金は、純新規資金の流入としては算入されない。市場及び為替の変動、並びに報酬、手数料及び借入金に係る利息は、UBS AGの子会社又は事業を取得又は処分した結果生じる影響と同様、純新規資金には算入されない。提供されるサービスのレベル変更に伴う投資資産と保管のみの資産との間での分類変更は通常、純新規資金の流出入として取扱われる。ただし、そうしたサービスのレベル変更が新たな外部規則に直接起因する場合には、実施に伴う一度限りの影響（純額）は、純新規資金に影響を及ぼさない資産の分類変更として報告される。

インベストメント・バンクは、投資資産及び純新規資金を追跡していない。しかし、顧客がインベストメント・バンクから他の事業部門に移管された場合、顧客の資産がすでにUBS AGの元にあったとしても、純新規資金が生じる。2015年度及び2014年度において、インベストメント・バンクと他の事業部門との間でのこのような移管はなかった。

投資資産及び純新規資金

	終了事業年度	
単位：十億スイス・フラン	2015年12月31日	2014年12月31日

UBSの運用するファンド資産	282	270
一任資産	830	854
その他の投資資産	1,577	1,610
投資資産合計¹	2,689	2,734
内、二重計上	185	173
純新規資金¹	27.7	58.9

¹ 二重計上を含む。

投資資産の変動

単位：十億スイス・フラン	終了事業年度	
	2015年12月31日	2014年12月31日
期首投資資産合計 ¹	2,734	2,390
純新規資金	28	59
市場の動き ²	(24)	115
為替換算調整	(31)	173
その他の影響	(16)	(3)
内、取得／(処分)	(16)	0
期末投資資産合計¹	2,689	2,734

¹ 二重計上を含む。² 受取利息及び受取配当金を含む。

注記36 為替換算レート

以下の表は、当行の在外営業活動体の財務情報をスイス・フランに換算するために使われた主要な為替レートである。

	直物レート		平均レート ¹		
	現在		終了事業年度		
	2015年12月31日	2014年12月31日	2015年12月31日	2014年12月31日	2013年12月31日
1 米ドル	1.00	0.99	0.97	0.92	0.92
1 ユーロ	1.09	1.20	1.06	1.21	1.23
1 英ポンド	1.48	1.55	1.47	1.51	1.45
100円	0.83	0.83	0.80	0.86	0.95

¹ スイス・フラン以外を機能通貨としている在外営業活動体の月次の損益計算書項目は、月末の為替レートでスイス・フランに換算されている。開示されている年間平均レートは、同じ機能通貨を使用しているの全ての在外営業活動体における毎月の収益及び費用の総額に応じて加重した12ヶ月間の月末の為替レートの平均を表す。個々の事業部門の加重平均レートは、UBS AGの加重平均レートから乖離している場合がある。

注記37 後発事象

2015年12月31日現在の財務書類に開示又は修正を必要とする重要な後発事象はなかった。

注記38 スイスGAAPの規定

UBS AGの連結財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。スイス金融市場監督当局（以下「FINMA」という。）は、IFRSに基づく財務書類を公開する金融グループに対して、IFRSとスイスGAAPとの主な相違の説明を義務付けている（FINMA令2015/1及び銀行法）。本注記に記載されているのは、IFRSと銀行法及び銀行法の第25条から第42条に基づく真実かつ公正な概観を表示する財務報告を規定するFINMAのガイドラインの規定との間の認識及び測定における重要な相違である。

1. 連結

IFRSでは、持株会社が支配する企業は全て連結される。

スイスGAAPでは、グループにとって重要でないとみなされた企業又は一時的にのみ保有する企業は、連結対象外とされ、持分投資又は金融投資として計上される。

2. 売却可能に分類された金融投資

IFRSでは、売却可能に分類された金融投資は、公正価値で計上される。公正価値の変動は、投資資産が売却、回収もしくは処分されるまで、又は投資資産が減損したと判断されるまで、資本に直接計上される。売却可能投資が減損したと判断される時点で、それまでに資本に計上された累積未実現損失は、当期純損益に含まれる。売却可能に分類された金融投資の処分の際に、それまでに資本に認識された累積未実現利得又は損失は、損益計算書に振替計上される。

スイスGAAPでは、売却可能に指定された金融投資の分類及び測定は、当該投資の性質によって決定される。永続的に保有する意図のない資本性金融商品及び負債性商品は、金融投資に分類され、（償却）原価と市場価値のいずれか低い価額で測定される。当初の取得原価を上限とする市場価額の調整及び金融投資の売却に係る実現利得又は損失は、損益計算書の経常活動からのその他の収益に計上される。永続的に保有する意図のある資本性金融商品は、子会社及びその他の持分投資に分類され、減損控除後の取得原価で測定される。減損損失は、損益計算書の子会社及びその他の持分投資の減損に計上される。当初の取得原価を上限とする減損の戻入額及び金融投資の売却に係る実現利得又は損失は、損益計算書の特別利益又は特別損失に計上される。

3. キャッシュ・フロー・ヘッジ

IFRSでは、ヘッジ会計が適用された場合、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの有効な部分に係る公正価値利得又は損失は、資本に認識される。ヘッジ対象のキャッシュ・フローが実現した場合、累積未実現利得又は損失が損益計算書に振り替えられる。

スイスGAAPでは、キャッシュ・フローによるエクスポージャーをヘッジするために利用されるデリバティブの公正価値の変動のヘッジ有効部分は、貸借対照表上、その他の資産又はその他の負債として繰延べられる。繰延額は、ヘッジ対象キャッシュ・フローが発生する時に損益計算書に計上される。

4. 公正価値オプション

IFRSでは、UBS AGは、トレーディング目的保有ではない一部の金融資産及び金融負債に対して、公正価値オプションを適用している。公正価値オプションが適用される商品は公正価値で会計処理され、公正価値の変動はトレーディング収益純額に計上される。公正価値オプションは、主に仕組債、一部の仕組債以外の債券、仕組リバース・レポ及びレポ契約並びに有価証券借入契約、一部の仕組ローン及び仕組ローン以外の貸出金、及びローン・コミットメントに適用される。

スイスGAAPでは、公正価値オプションは、債務の主契約及び自己の資本に関連しない1つ又は複数の組込デリバティブで構成される仕組債にのみ適用することが認められる。さらに未実現の自己の信用の変動に起因する公正価値の変動は損益計算書及び貸借対照表に認識されない。

5. のれん及び無形資産

IFRSでは、企業結合で取得したのれんは償却されず、毎年減損テストが実施される。耐用年数を確定できない無形資産も、償却されず、毎年減損テストが実施される。

スイスGAAPでは、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産は、5年以内の期間で償却される。ただし、それより長い年数が正当と認められる場合は、10年を超えない期間で償却できる。

6. 年金及びその他の退職後給付制度

スイスGAAPでは、年金及びその他の退職後給付制度に関してIFRS又はスイスの会計基準を適用することを認めている。その選択は制度ごとに行われる。

UBS AGは、その個別財務書類において、スイス以外の確定給付制度にIFRS（IAS第19号）を適用し、スイスの年金制度にはスイスGAAP（以下「FER第16号」という。）を適用している。スイスGAAPの規定は、確定拠出制度の部分と確定給付制度の部分との組み合わせである混合制度であるスイスの年金制度特有の性質により即したもののだが、IFRSでは確定給付制度として処理される。スイスGAAPとIFRSとの主な相違には、将来の昇給や退職貯蓄に係る将来の金利など、スイスGAAPに従って用いられる静的手法では考慮されない動的要素の処理が含まれる。さらに、IFRSに従って確定給付債務の算定に使用される割引率は、各年金制度の対象国の市場における優良社債の利回りに基づいている。スイスGAAPに従って使用される割引率（すなわち、予定利率）は、年金基金委員会の投資戦略による期待リターンを基に同委員会が決定する。

IFRSは確定給付制度について、制度資産控除後の確定給付債務の全額を貸借対照表に計上し、再測定から生じる変動額を直接資本に認識することを要求している。しかし、IFRSを選択した制度について、スイスGAAPは、再測定による変動額を損益計算書に認識することを要求している。

スイスGAAPは、年金基金に対する雇用主掛金を損益計算書において人件費として認識することを要求している。さらにスイスGAAPは、スイス会計基準（FER第26号）に従って作成された年金基金の財務書類に基づいて、年金基金からの経済的便益又は債務が雇用主に生じるかどうか、及びこれらが諸条件を満たす場合に貸借対照表に認識されるかどうかを評価することを要求している。年金資産又は年金負債を計上する条件が満たされるのは、例えば、雇用主掛金の積立金が利用できる場合や、雇用主が（FER第26号に基づく）年金の積立不足額を減らすために拠出を要求される場合などである。

7.再調達価額のネットティング

IFRSでは、限定的なIFRSに基づくネットティング条件を満たさない限りは、再調達価額及び関連する現金担保は総額で表示される。当該条件とは、（ ）通常の事業の過程においても、UBS AG及びその契約相手先に債務不履行、破産又は支払不能が生じた場合においても、無条件かつ法的強制力のあるマスター・ネットティング契約及び関連する担保契約が存在すること、及び（ ）純額ベースで決済する、あるいは資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図がUBS AGにあることである。

スイスGAAPでは、UBS AGの契約相手先に債務不履行、破産又は支払不能が生じた際にマスター・ネットティング契約及び関連する担保契約に法的強制力がある場合、再調達価額及び関連する現金担保は通常、純額で表示される。

8.マイナス利息

IFRSでは、金融資産に生じたマイナス利息は受取利息の定義を満たさないため、金融資産に係るマイナス利息及び金融負債に係るマイナス利息は、それぞれ支払利息及び受取利息に表示される。

スイスGAAPでは、金融資産に係るマイナス利息は受取利息に表示され、金融負債に係るマイナス利息は支払利息に表示される。

9.特別利益及び損失

スイスGAAPでは、臨時及び営業外利益及び損失の特定項目（持分投資、有形固定資産及び無形資産の処分による実現利得又は損失、持分投資及び固定資産の減損の戻入など）が特別利益及び損失に分類される。この区分はIFRSでは利用できない。

10.その他の表示上の相違

IFRSでは、財務諸表は損益計算書、包括利益計算書、貸借対照表、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記で構成されている。スイスGAAPでは、その他の包括利益の概念が存在しないため、包括利益計算書は求められていない。さらに、様々な表示上の相違が存在している。

注記39 SEC規則に基づき義務付けられた保証会社の補足情報

ペインウェバーの有価証券の保証

2000年にUBSが取得する前のペインウェバー・グループ・インク（以下「ペインウェバー」という。）はSEC登録会社であった。取得時にペインウェバーは、UBS AGの完全子会社であるUBSアメリカズ・インクに吸収合併された。取得後に、UBS AGは、ペインウェバーのシニア債（以下「負債性証券」という。）に対して完全かつ無条件の保証契約を締結した。当該保証に従い、UBSアメリカズ・インクが負債性証券の契約に基づき期日に返済することができなければ、負債性証券の保有者又は負債性証券の受託者は、UBSアメリカズ・インクに対する請求手続なしにUBS AGからの返済を要求することができる。

2015年12月31日現在、UBSアメリカズ・インクのシニア債の発行残高は、約150百万スイス・フランであった。本シニア債は2017年から2018年の間に満期を迎える。

その他の証券の保証

UBS AGの完全子会社である米国所在の一部の企業は、米国連邦証券法に基づいて登録された発行済トラスト型優先証券を保有している。UBS AGは、これらの企業、すなわちUBS Preferred Funding Trust IV及びUBS Preferred Funding Trust Vの業績による変動性を負担しないため、当該企業を連結していない。しかしながら、UBS AGは、これらの証券に対して完全かつ無条件の保証を供与している。連結対象外の米国所在の発行企業は、保証会社の補足情報に関する以下の表において独立した列項目として表示されている。かかる企業は連結対象外であるため、当該列項目に表示されている金額は、相殺消去処理の欄で相殺消去されている。当該保証におけるUBS AGの債務は、UBS AGの預金負債及びUBS AGのその他の債務全ての優先的な支払に劣後する。

2015年12月31日現在、当該優先証券の発行残高は13億米ドルであり、これらの証券の保有者の劣後するUBS AGの優先負債金額は、約8,720億スイス・フランであった。

UBSスイスAGの連帯債務

2015年6月に、スイスで記帳されたりテール&コーポレート事業部門及びウェルス・マネジメント事業部門は、スイス合併法に準拠した資産譲渡によりUBS AGからUBSスイスAGに譲渡された。資産譲渡契約の条件に従い、UBSスイスAGは、資産譲渡日に存在するUBS AGの契約上の債務（上述のペインウェバー及びその他の証券の既存の保証を含む。）に対する連帯責任を引き受けた。この連帯債務を反映するため、UBSスイスAGは、将来の期間について、連帯保証人である子会社として独立した列項目に表示されている。

保証会社の補足連結損益計算書

単位：百万スイス・フラン							
2015年12月31日終了事業年度	UBS AG (個別) ¹	UBS スイス AG(個別) ¹	UBS アメリカズ ・インク ²	UBS Preferred Funding Trust IV 及びV	その他の 子会社 ²	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
営業収益							
受取利息	8,911	3,040	1,662	63	1,515	(2,013)	13,178
支払利息	(5,882)	(544)	(590)		(1,321)	1,888	(6,449)
受取利息純額	3,029	2,496	1,072	63	194	(125)	6,729
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	(109)	(12)	0		4	0	(117)
貸倒引当金繰入額控除後受取利息純額	2,921	2,484	1,072	63	198	(126)	6,612
受取報酬及び手数料純額	2,852	2,539	7,751		4,115	(72)	17,184
トレーディング収益純額	5,252	709	274		224	(763)	5,696
その他の収益	10,335	564	496		(917)	(9,366)	1,112
営業収益合計	21,359	6,296	9,592	63	3,620	(10,326)	30,605
営業費用							
人件費	6,800	1,607	6,281		1,265	0	15,954
一般管理費	549	2,579	3,442		1,647	2	8,219
有形固定資産及びソフトウェア減価償却費 及び減損	672	11	159		76	0	918
無形資産の償却費及び減損	22		73		12	0	107
営業費用合計	8,044	4,197	9,955		3,001	2	25,198
税引前営業利益 / (損失)	13,315	2,099	(362)	63	619	(10,327)	5,407
税金費用 / (税務上の便益)	1,136	489	(1,200)		(1,317)	(16)	(908)
当期純利益 / (損失)	12,180	1,610	837	63	1,936	(10,313)	6,314
優先証券保有者に帰属する当期純利益 / (損失)	77			31		(31)	77
非支配持分に帰属する当期純利益 / (損失)					3	0	3
UBS AG株主に帰属する当期純利益 / (損失)	12,103	1,610	837	32	1,933	(10,281)	6,235

¹ UBS AG (個別) 及びUBSスイスAG (個別) として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、UBS AG及びUBSスイスAGの個別財務書類を参照。² これらの列に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AGの連結財務書類の作成の基礎となる。

保証会社の補足連結包括利益計算書

単位：百万スイス・フラン

	UBS AG (個別) ¹	UBS スイス AG(個別) ¹	UBS アメリカズ ・インク ²	UBS Preferred Funding Trust IV 及びV	その他の 子会社 ²	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
2015年12月31日終了事業年度							
UBS AG株主に帰属する包括利益							
当期純利益 / (損失)	12,103	1,610	837	32	1,933	(10,281)	6,235
その他の包括利益							
損益計算書に振り替えられる可能性のある その他の包括利益							
為替換算調整、税効果後	(11)	0	121		(843)	467	(266)
売却可能金融投資、税効果後	(51)	43	(21)		(16)	(19)	(64)
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後	(503)	(72)	0		0	57	(518)
損益計算書に振り替えられる可能性のある その他の包括利益合計、税効果後	(564)	(29)	100	0	(859)	504	(848)
損益計算書に振り替えられない その他の包括利益							
確定給付制度、税効果後	701	(337)	(71)		27	(15)	304
損益計算書に振り替えられない その他の包括利益合計、税効果後	701	(337)	(71)	0	27	(15)	304
その他の包括利益合計	136	(366)	29	0	(832)	489	(545)
株主に帰属する包括利益合計	12,239	1,244	866	32	1,101	(9,792)	5,690
優先証券保有者に帰属する包括利益	18	0	0	0	0	0	18
非支配持分に帰属する包括利益	0	0	0	0	1	0	1
UBS Preferred Funding Trust IV及びVに 帰属する包括利益合計	0	0	0	40	0	(40)	0
包括利益合計	12,257	1,244	866	72	1,102	(9,832)	5,709

¹ UBS AG (個別) 及びUBSスイスAG (個別) として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、UBS AG及びUBSスイスAGの個別財務書類を参照。² これらの列に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AG (連結) の財務書類の作成の基礎となる。

保証会社の補足連結貸借対照表

単位：百万スイス・フラン

2015年12月31日現在	UBS AG (個別) ¹	UBS スイス AG(個別) ¹	UBS アメリカズ ・インク ²	UBS Preferred Funding Trust IV 及びV	その他の 子会社 ²	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
資産							
現金及び中央銀行預け金	45,125	38,701	4,971		2,509	0	91,306
銀行預け金	29,225	3,224	12,776		27,510	(60,868)	11,866
借入有価証券に係る担保金	27,925	7,414	38,007		6,506	(54,268)	25,584
リバース・レボ契約	61,253	16,258	21,039		14,586	(45,243)	67,893
トレーディング・ポートフォリオ資産	94,132	1,736	5,931	1,310	30,132	(9,194)	124,047
内、取引相手先により売却又は再担保差入 されている可能性のある担保差入資産	53,708	0	3,038		2,264	(7,066)	51,943
再調達価額 - 借方	175,943	6,033	21,463		28,921	(64,925)	167,435
デリバティブに係る差入担保金	19,026	1,056	5,964		12,678	(14,962)	23,763
公正価値での測定を指定された金融資産	6,303	0	199		2,628	(3,322)	5,808
貸出金	89,052	186,872	47,054		14,554	(24,809)	312,723
売却可能金融投資	32,044	23,184	5,360		5,996	(4,042)	62,543
子会社及び関連会社投資	45,689	14	1		1	(44,751)	954
有形固定資産及びソフトウェア	6,499	15	972		197	0	7,683
のれん及び無形資産	347	0	5,112		1,139	(30)	6,568
繰延税金資産	2,332	845	7,766		1,890	0	12,833
その他の資産	12,108	1,255	10,041		3,111	(4,266)	22,249
資産合計	647,006	286,608	186,654	1,310	152,359	(330,680)	943,256
負債							
銀行預り金	31,725	18,948	26,320	4	5,782	(70,944)	11,836
貸付有価証券に係る担保金	34,094	2,493	23,437		2,274	(54,268)	8,029
レボ契約	20,658	6,505	11,490		16,244	(45,243)	9,653
トレーディング・ポートフォリオ負債	21,193	128	3,919		11,317	(7,420)	29,137
再調達価額 - 貸方	170,718	5,655	21,109		29,877	(64,928)	162,430
デリバティブに係る受入担保金	31,399	374	6,438		15,033	(14,962)	38,282
公正価値での測定を指定された金融負債	61,630	0	288		4,675	(3,598)	62,995
顧客預り金	102,483	231,252	53,633		34,002	(18,848)	402,522
社債	70,792	8,274	3,126		321	(153)	82,359
引当金	1,680	179	1,969		319	17	4,163
その他の負債	40,255	1,806	16,683	1	20,179	(4,318)	74,606
負債合計	586,628	275,611	168,411	4	140,023	(284,664)	886,013
UBS AG株主に帰属する持分	58,423	10,997	18,243	4	12,296	(44,714)	55,248
優先証券所有者に帰属する持分	1,954	0	0	1,302	0	(1,302)	1,954

非支配持分に帰属する持分	0	0	0	0	41	0	41
資本合計	60,378	10,997	18,243	1,306	12,336	(46,016)	57,243
負債及び資本合計	647,006	286,608	186,654	1,310	152,359	(330,680)	943,256

¹ UBS AG（個別）及びUBSスイスAG（個別）として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、UBS AG及びUBSスイスAGの個別財務書類を参照。² これらの列に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AG（連結）の財務書類の作成の基礎となる。

保証会社の補足連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万スイス・フラン					
2015年12月31日終了事業年度	UBS AG ¹	UBS スイスAG ¹	UBS アメリカズ ・インク ¹	その他の 子会社 ¹	UBS AG (連結)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	(1,457)	2,681	(525)	1,298	1,997
投資活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)					
子会社、関連会社及び無形資産取得	(12)	0	(1)	0	(13)
子会社、関連会社及び無形資産処分 ²	464	0	13	0	477
有形固定資産及びソフトウェア購入	(1,423)	(5)	(299)	(114)	(1,841)
有形固定資産及びソフトウェア処分	503	0	9	35	547
売却可能金融投資に係る(投資) / 売却純額	(15,144)	3,815	230	3,494	(7,605)
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	(15,613)	3,810	(47)	3,415	(8,434)
財務活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)					
短期借入債務発行 / (償還)純額	(5,603)	24	(826)	0	(6,404)
UBS AG株式に係る分配金の支払	(2,626)	0	0	0	(2,626)
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務発行	46,882	772	7	129	47,790
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務償還	(42,415)	(402)	(129)	(1,274)	(44,221)
配当金の支払及び優先証券の償還	(108)	0	0	0	(108)
非支配持分の変動純額	0	0	0	(5)	(5)
グループ内の資本取引及び配当に係る活動純額 ³	(30,512)	33,293	(114)	(2,666)	0
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	(34,382)	33,687	(1,062)	(3,817)	(5,573)
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	(1,309)	67	(241)	(259)	(1,742)
現金及び現金同等物の増加 / (減少)純額	(52,760)	40,246	(1,875)	638	(13,753)
現金及び現金同等物期首残高	100,662	0	8,960	7,093	116,715
現金及び現金同等物期末残高	47,902	40,246	7,084	7,731	102,962
現金及び現金同等物の構成：³					
現金及び中央銀行預け金	45,125	38,701	4,971	2,509	91,306
銀行預け金	2,072	1,438	2,009	5,213	10,732
マネー・マーケット・ペーパー ⁴	704	107	104	9	924
合計	47,902	40,246	7,084	7,731	102,962⁵

¹ キャッシュ・フローは一般的に、UBS AG (連結) の観点から見た第三者の見解を表している。従って、連結対象外のUBS Preferred Funding Trust IV及びVIは、本表に表示されていない。2015年12月31日終了事業年度において、これらの信託には、営業活動からの資金流入額77百万スイス・フラン及び優先証券保有者への配当金の支払に係る同額の資金流出額があった。² 関連会社から受け取った配当が含まれている。³ UBS AGからUBSスイスAGへの現金及び現金同等物の譲渡33,283百万スイス・フランを含む。UBS AGからUBSスイスAGへの事業譲渡に関する詳細については、「法人の財務及び規制情報」のセクション (訳者注：UBS AGの年次報告書の「Legal entity financial and regulatory information」のセクション) の「UBSスイスAGの設立」を参照。⁴ マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、トレーディング・ポートフォリオ資産及び売却可能金融投資に計上されている。⁵ 現金及び現金同等物の内、3,963百万スイス・フランは使途が制限されている。

保証会社の補足連結損益計算書

単位：百万スイス・フラン					
2014年12月31日終了事業年度	UBS AG (個別) ¹	UBS アメリカズ ・インク ²	その他の 子会社 ²	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
営業収益					
受取利息	11,585	1,591	1,160	(1,143)	13,194
支払利息	(6,287)	(597)	(898)	1,143	(6,639)
受取利息純額	5,298	995	262	0	6,555
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	(108)	9	9	13	(78)
貸倒引当金繰入額控除後受取利息純額	5,190	1,003	270	13	6,477
受取報酬及び手数料純額	6,111	7,288	3,799	(122)	17,076
トレーディング収益純額	2,750	438	237	416	3,841
その他の収益	5,584	95	(46)	(5,002)	632
営業収益合計	19,636	8,825	4,261	(4,695)	28,026
営業費用					
人件費	7,991	5,806	1,483	0	15,280
一般管理費	5,621	2,415	1,341	0	9,377
有形固定資産及びソフトウェア減価償却費及び減損	595	139	83	0	817
無形資産の償却費及び減損	7	59	16	0	83
営業費用合計	14,214	8,420	2,922	0	25,557
税引前営業利益 / (損失)	5,421	404	1,339	(4,695)	2,469
税金費用 / (税務上の便益)	949	(2,375)	248	(2)	(1,180)
当期純利益 / (損失)	4,472	2,779	1,091	(4,693)	3,649
優先証券保有者に帰属する当期純利益 / (損失)	142	0	0	0	142
非支配持分に帰属する当期純利益 / (損失)	0	0	5	0	5
UBS AG株主に帰属する当期純利益 / (損失)	4,330	2,779	1,086	(4,693)	3,502

¹ UBS AG (個別) として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、UBS AGの個別財務書類を参照。² これらの欄に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AG (連結) の財務書類の作成の基礎となる。

保証会社の補足連結包括利益計算書

単位：百万スイス・フラン					
	UBS AG (個別) ¹	UBS アメリカズ ・インク ²	その他の 子会社 ²	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
2014年12月31日終了事業年度					
UBS AG株主に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	4,330	2,779	1,086	(4,693)	3,502
その他の包括利益					
損益計算書に振り替えられる可能性のある その他の包括利益					
為替換算調整、税効果後	325	928	1,500	(920)	1,834
売却可能金融投資、税効果後	32	78	37	(6)	140
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後	693	0	0	0	693
損益計算書に振り替えられる可能性のある その他の包括利益合計、税効果後	1,050	1,006	1,537	(926)	2,667
損益計算書に振り替えられない その他の包括利益					
確定給付制度、税効果後	(999)	(167)	(56)	14	(1,208)
不動産再評価剰余金、税効果後	0	0	0	0	0
損益計算書に振り替えられない その他の包括利益合計、税効果後	(999)	(167)	(56)	14	(1,208)
その他の包括利益合計	51	838	1,481	(912)	1,459
UBS AG株主に帰属する包括利益合計	4,381	3,617	2,567	(5,605)	4,961
優先証券保有者に帰属する包括利益	260	0	0	0	260
非支配持分に帰属する包括利益	0	0	7	0	7
包括利益合計	4,641	3,617	2,575	(5,605)	5,229

¹ UBS AG (個別) として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、UBS AG (個別) の監査済財務書類を参照。² これらの欄に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AGの連結財務書類の作成の基礎となる。

保証会社の補足連結貸借対照表

単位：百万スイス・フラン					
2014年12月31日現在	UBS AG (個別) ¹	UBS アメリカズ ・インク ²	その他の 子会社 ²	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
資産					
現金及び中央銀行預け金	95,711	6,440	1,923	0	104,073
銀行預け金	32,448	7,099	52,637	(78,850)	13,334
借入有価証券に係る担保金	33,676	36,033	5,181	(50,827)	24,063
リバース・レボ契約	64,496	24,417	30,328	(50,827)	68,414
トレーディング・ポートフォリオ資産	101,922	6,697	34,479	(4,943)	138,156
内、取引相手先により売却又は再担保差入 されている可能性のある担保差入資産	51,476	3,310	6,969	(5,737)	56,018
再調達価額 - 借方	262,073	19,597	51,327	(76,020)	256,978
デリバティブに係る差入担保金	25,501	5,503	14,487	(14,512)	30,979
公正価値での測定を指定された金融資産	4,691	481	2,882	(3,562)	4,493
貸出金	299,032	43,566	16,553	(43,168)	315,984
売却可能金融投資	42,580	5,403	9,175	0	57,159
子会社及び関連会社投資	27,163	2	1	(26,239)	927
有形固定資産及びソフトウェア	5,792	823	238	0	6,854
のれん及び無形資産	354	5,381	1,051	0	6,785
繰延税金資産	4,290	6,479	349	(57)	11,060
その他の資産	14,649	9,021	2,256	(2,857)	23,069
資産合計	1,014,379	176,942	222,867	(351,860)	1,062,327
負債					
銀行預り金	38,461	38,269	12,611	(78,850)	10,492
貸付有価証券に係る担保金	33,284	22,961	3,761	(50,827)	9,180
レボ契約	22,087	12,548	28,010	(50,827)	11,818
トレーディング・ポートフォリオ負債	18,936	4,856	8,234	(4,068)	27,958
再調達価額 - 貸方	258,680	19,448	51,993	(76,020)	254,101
デリバティブに係る受入担保金	32,106	5,926	18,852	(14,512)	42,372
公正価値での測定を指定された金融負債	73,857	130	5,598	(4,288)	75,297
顧客預り金	362,564	48,236	43,474	(43,294)	410,979
社債	86,894	157	4,312	(156)	91,207
引当金	2,725	1,268	372	0	4,366
その他の負債	33,699	17,615	21,985	(2,907)	70,392
負債合計	963,293	171,415	199,201	(325,748)	1,008,162
UBS AG株主に帰属する持分	49,073	5,527	23,621	(26,113)	52,108
優先証券所有者に帰属する持分	2,013	0	0	0	2,013
非支配持分に帰属する持分	0	0	45	0	45

資本合計	51,085	5,527	23,666	(26,113)	54,165
負債及び資本合計	1,014,379	176,942	222,867	(351,860)	1,062,327

¹ UBS AG（個別）として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、UBS AG（個別）の監査済財務書類を参照。² これらの欄に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AGの連結財務書類の作成の基礎となる。

保証会社の補足連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万スイス・フラン				
2014年12月31日終了事業年度	UBS AG ¹	UBS アメリカズ ・インク ¹	その他の 子会社 ¹	UBS AG (連結)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	7,438	(1,814)	1,608	7,231
投資活動によるキャッシュ・フロー収入／(支出)				
子会社、関連会社及び無形資産取得	(18)	0	0	(18)
子会社、関連会社及び無形資産処分 ²	41	9	20	70
有形固定資産及びソフトウェア購入	(1,521)	(300)	(94)	(1,915)
有形固定資産及びソフトウェア処分	313	14	23	350
売却可能金融投資に係る(投資)／売却純額	7,774	(568)	(3,098)	4,108
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	6,589	(845)	(3,149)	2,596
財務活動によるキャッシュ・フロー収入／(支出)				
短期借入債務発行／(償還)純額	(3,984)	0	1,064	(2,921)
自己株式及び自己持分のデリバティブ取引に係る変動純額	(719)	0	0	(719)
UBS AG株式に係る分配金の支払	(938)	0	0	(938)
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務発行	40,272	24	686	40,982
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務償還	(32,083)	(494)	(1,632)	(34,210)
配当金の支払及び優先証券の償還	(110)	0	0	(110)
非支配持分の変動純額	0	0	(3)	(3)
グループ内の資本取引及び配当に係る投資活動純額	(319)	0	319	0
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	2,118	(470)	434	2,081
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	7,394	840	289	8,522
現金及び現金同等物の増加／(減少)純額	23,539	(2,289)	(819)	20,430
現金及び現金同等物期首残高	77,123	11,249	7,911	96,284
現金及び現金同等物期末残高	100,662	8,960	7,093	116,715
現金及び現金同等物の構成：				
現金及び中央銀行預け金	95,711	6,440	1,923	104,073
銀行預け金	4,119	2,489	5,164	11,772
マネー・マーケット・ペーパー ³	832	31	6	869
合計	100,662	8,960	7,093	116,715 ⁴

¹ キャッシュ・フローは一般的に、UBS AG(連結)の観点から見た第三者の見解を表している。² 関連会社から受け取った配当が含まれている。³ マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、トレーディング・ポートフォリオ資産及び売却可能金融投資に計上されている。⁴ 現金及び現金同等物の内、4,178百万スイス・フランは用途が制限されている。

保証会社の補足連結損益計算書

単位：百万スイス・フラン					
2013年12月31日終了事業年度	UBS AG (個別) ¹	UBS アメリカズ ・インク ²	その他の 子会社 ²	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
営業収益					
受取利息	11,308	1,984	1,204	(1,359)	13,137
支払利息	(7,093)	(695)	(930)	1,366	(7,351)
受取利息純額	4,215	1,290	275	6	5,786
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	(19)	(33)	(3)	5	(50)
貸倒引当金繰入額控除後受取利息純額	4,196	1,257	271	11	5,736
受取報酬及び手数料純額	6,430	6,781	3,079	(4)	16,287
トレーディング収益純額	4,922	379	159	(329)	5,130
その他の収益	499	416	(909)	574	580
営業収益合計	16,046	8,833	2,600	252	27,732
営業費用					
人件費	8,099	5,584	1,499	0	15,182
一般管理費	3,959	3,364	1,058	0	8,380
有形固定資産及びソフトウェア減価償却費及び減損	575	133	107	0	816
無形資産の償却費及び減損	6	60	17	0	83
営業費用合計	12,639	9,141	2,681	0	24,461
税引前営業利益 / (損失)	3,408	(307)	(81)	252	3,272
税金費用 / (税務上の便益)	570	(937)	261	(3)	(110)
当期純利益 / (損失)	2,837	630	(342)	256	3,381
優先証券保有者に帰属する当期純利益 / (損失)	204	0	0	0	204
非支配持分に帰属する当期純利益 / (損失)	0	0	5	0	5
UBS AG株主に帰属する当期純利益 / (損失)	2,634	630	(347)	256	3,172

¹ UBS AG (個別) として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、UBS AGの個別財務書類を参照。² これらの欄に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AG (連結) の財務書類の作成の基礎となる。

保証会社の補足連結包括利益計算書

単位：百万スイス・フラン					
2013年12月31日終了事業年度	UBS AG (個別) ¹	UBS アメリカズ ・インク ²	その他の 子会社 ²	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
UBS AG株主に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	2,634	630	(347)	256	3,172
その他の包括利益					
損益計算書に振り替えられる可能性のある その他の包括利益					
為替換算調整、税効果後	392	(348)	(311)	(204)	(471)
売却可能金融投資、税効果後	17	(163)	(16)	8	(154)
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後	(1,520)	0	0	0	(1,520)
損益計算書に振り替えられる可能性のある その他の包括利益合計、税効果後	(1,112)	(510)	(327)	(196)	(2,145)
損益計算書に振り替えられない その他の包括利益					
確定給付制度、税効果後	824	110	6	0	939
不動産再評価剰余金、税効果後	(6)	0	0	0	(6)
損益計算書に振り替えられない その他の包括利益合計、税効果後	818	110	6	0	933
その他の包括利益合計	(294)	(401)	(321)	(196)	(1,211)
UBS AG株主に帰属する包括利益合計	2,340	229	(668)	60	1,961
優先証券保有者に帰属する包括利益	559	0	0	0	559
非支配持分に帰属する包括利益	0	0	4	0	4
包括利益合計	2,899	229	(664)	60	2,524

¹ UBS AG (個別) として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、UBS AG (個別) の監査済財務書類を参照。² これらの欄に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AGの連結財務書類の作成の基礎となる。

保証会社の補足連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万スイス・フラン				
2013年12月31日終了事業年度	UBS AG ¹	UBS アメリカズ ・インク ¹	その他の 子会社 ¹	UBS AG (連結)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	58,756	(8,311)	3,929	54,374
投資活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)				
子会社、関連会社及び無形資産取得	(49)	0	0	(49)
子会社、関連会社及び無形資産処分 ²	136	0	0	136
有形固定資産及びソフトウェア購入	(1,032)	(160)	(44)	(1,236)
有形固定資産及びソフトウェア処分	545	5	91	639
売却可能金融投資に係る(投資) / 売却純額	751	6,076	(861)	5,966
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	351	5,922	(815)	5,457
財務活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)				
短期借入債務発行 / (償還)純額	(1,400)	0	(2,890)	(4,290)
自己株式及び自己持分のデリバティブ取引に係る変動純額	(341)	0	0	(341)
株式発行	1	0	0	1
UBS AG株式に係る分配金の支払	(564)	0	0	(564)
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務発行	27,442	59	513	28,014
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務償還	(65,112)	(486)	(3,356)	(68,954)
配当金の支払及び優先証券の償還	(1,415)	0	0	(1,415)
非支配持分の変動純額	0	0	(6)	(6)
グループ内の資本取引及び配当に係る活動純額	12	23	(35)	0
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	(41,377)	(405)	(5,774)	(47,555)
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	(2,329)	(203)	(174)	(2,705)
現金及び現金同等物の増加 / (減少)純額	15,400	(2,998)	(2,834)	9,569
現金及び現金同等物期首残高	61,723	14,247	10,745	86,715
現金及び現金同等物期末残高	77,123	11,249	7,911	96,284
現金及び現金同等物の構成：				
現金及び中央銀行預け金	69,808	8,893	2,178	80,879
銀行預け金	3,091	2,327	5,699	11,117
マネー・マーケット・ペーパー ³	4,224	28	35	4,288
合計	77,123	11,249	7,911	96,284 ⁴

¹ キャッシュ・フローは一般的に、UBS AG (連結) の観点から見た第三者の見解を表している。² 関連会社から受け取った配当が含まれている。³ マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、トレーディング・ポートフォリオ資産及び売却可能金融投資に計上されている。⁴ 現金及び現金同等物の内、4,534百万スイス・フランは用途が制限されている。

[次へ](#)

UBS AG個別財務書類

監査済
損益計算書

単位：百万スイス・フラン	注記	終了事業年度		変化率（％）
		2015年12月31日	2014年12月31日	対2014年12月31日
受取利息及び割引料		6,204	8,653	(28)
トレーディング・ポートフォリオからの受取利息及び受取配当金				
金		2,602	2,683	(3)
金融投資からの受取利息及び受取配当金		199	210	(5)
支払利息		(5,917)	(6,450)	(8)
受取利息総額		3,088	5,097	(39)
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額		(158)	(129)	22
受取利息純額		2,929	4,968	(41)
有価証券及び投資事業からの受取報酬及び手数料		3,416	6,248	(45)
与信関連報酬及び手数料		285	492	(42)
その他の受取報酬及び手数料		110	598	(82)
支払報酬及び手数料		(1,012)	(1,147)	(12)
受取報酬及び手数料純額		2,799	6,192	(55)
トレーディング収益純額	3	3,725	3,407	9
金融投資売却収益純額		150	147	2
子会社及びその他の持分投資からの受取配当金		1,218	878	39
保有不動産からの収益		565	26	
その他の経常収益	4	4,706	4,494	5
その他の経常費用	4	(831)	(1,816)	(54)
経常活動からのその他の収益		5,809	3,729	56
営業収益合計		15,263	18,297	(17)
人件費	5	6,438	6,787	(5)
一般管理費	6	5,615	5,727	(2)
営業費用小計		12,053	12,514	(4)
子会社及びその他の持分投資の減損		413	415	0
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損		674	596	13
のれん及び無形資産の償却費及び減損		22	20	10
引当金の変動及び損失		25	1,484	(98)
営業費用合計		13,187	15,029	(12)
営業利益		2,076	3,267	(36)
特別利益	7	10,264	4,850	112
特別損失	7	136	57	139
税金費用 / (税務上の便益)	8	220	212	4
当期純利益 / (損失)		11,984	7,849	53

損益計算書（続き）

単位：億円	終了事業年度		変化率（％）
	2015年12月31日	2014年12月31日	対2014年12月31日
受取利息及び割引料	6,906	9,632	(28)
トレーディング・ポートフォリオからの受取利息及び受取配当金	2,896	2,986	(3)
金融投資からの受取利息及び受取配当金	222	234	(5)
支払利息	(6,586)	(7,179)	(8)
受取利息総額	3,437	5,673	(39)
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	(176)	(144)	22
受取利息純額	3,260	5,530	(41)
有価証券及び投資事業からの受取報酬及び手数料	3,802	6,955	(45)
与信関連報酬及び手数料	317	548	(42)
その他の受取報酬及び手数料	122	666	(82)
支払報酬及び手数料	(1,126)	(1,277)	(12)
受取報酬及び手数料純額	3,116	6,892	(55)
トレーディング収益純額	3	4,146	9
金融投資売却収益純額	167	164	2
子会社及びその他の持分投資からの受取配当金	1,356	977	39
保有不動産からの収益	629	29	
その他の経常収益	4	5,002	5
その他の経常費用	4	(925)	(54)
経常活動からのその他の収益	6,466	4,151	56
営業収益合計	16,989	20,366	(17)
人件費	5	7,166	(5)
一般管理費	6	6,375	(2)
営業費用小計	13,416	13,929	(4)
子会社及びその他の持分投資の減損	460	462	0
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損	750	663	13
のれん及び無形資産の償却費及び減損	24	22	10
引当金の変動及び損失	28	1,652	(98)
営業費用合計	14,678	16,729	(12)
営業利益	2,311	3,636	(36)
特別利益	7	5,399	112
特別損失	7	63	139
税金費用 / (税務上の便益)	8	236	4
当期純利益 / (損失)	13,339	8,737	53

貸借対照表

		変化率（％）		
単位：百万スイス・フラン	注記	2015年 12月31日現在	2014年 12月31日現在	対2014年 12月31日
資産				
現金及び中央銀行預け金		45,125	95,711	(53)
銀行預け金		40,611	39,245	3
証券ファイナンス取引による債権	9	90,479	100,158	(10)
内、借入有価証券に係る担保金		27,925	33,676	(17)
内、リバース・レボ契約		62,553	66,481	(6)
顧客貸出金	10	97,401	156,344	(38)
モーゲージ・ローン	10	4,679	155,406	(97)
トレーディング・ポートフォリオ資産	12	94,210	107,549	(12)
再調達価額 - 借方	13	20,987	42,385	(50)
金融投資	14	27,528	42,384	(35)
未収収益及び前払費用		1,708	2,012	(15)
子会社及びその他の持分投資		43,791	27,199	61
有形固定資産及びソフトウェア		6,503	5,899	10
のれん及び無形資産		36	33	9
その他の資産	15	3,986	3,568	12
資産合計		477,045	777,893	(39)
内、劣後資産		5,752	4,257	35
内、強制転換及び／又は債権放棄の対象となるもの		4,020	0	
負債				
銀行預り金		36,669	43,787	(16)
証券ファイナンス取引による債務	9	55,457	56,460	(2)
内、貸付有価証券に係る担保金		34,094	33,284	2
内、レボ契約		21,363	23,175	(8)
顧客預り金		144,842	397,194	(64)
トレーディング・ポートフォリオ負債	12	21,179	18,965	12
再調達価額 - 貸方	13	24,669	42,911	(43)
公正価値での測定を指定された金融負債	12,18	58,104	49,803	17
中期債		0	602	(100)
発行済社債及び中央モーゲージ機関借入金		72,750	111,302	(35)
未払費用及び繰延収益		4,356	4,700	(7)
その他の負債	15	5,505	6,962	(21)
引当金	11	1,786	2,831	(37)
負債合計		425,316	735,517	(42)
資本				
資本金	19	386	384	0
一般法定準備金		33,669	28,453	18
内、法定資本準備金		38,149	40,782	(6)
内、資本準備金 ¹		38,149	40,782	(6)
内、法定利益準備金		(4,480)	(12,329)	(64)
任意利益準備金		5,689	5,689	0

当期純利益 / (損失)	11,984	7,849	53
資本合計	51,728	42,376	22
負債及び資本合計	477,045	777,893	(39)
内、劣後債務	16,139	18,538	(13)
内、強制転換及び / 又は債権放棄の対象となるもの	11,858	10,687	11

貸借対照表（続き）

	変化率（％）		
	2015年 12月31日現在	2014年 12月31日現在	対2014年 12月31日
単位：百万スイス・フラン			
オフバランス・シート項目			
偶発負債、総額	27,787	41,872	(34)
サブ・パーティシペーション	(1,866)	(2,792)	(33)
偶発負債、純額	25,920	39,080	(34)
内、子会社に関連する第三者に対する保証	19,392	23,140	(16)
内、信用保証及び類似の商品	4,224	7,842	(46)
内、履行保証及び類似の商品	26	2,555	(99)
内、確認信用状	2,278	5,543	(59)
取消不能コミットメント、総額	50,901	54,296	(6)
サブ・パーティシペーション	(1,559)	(1,256)	24
取消不能コミットメント、純額	49,342	53,040	(7)
内、ローン・コミットメント	49,342	52,172	(5)
内、預金保険に関連する支払コミットメント	0	868	(100)
先日付スタートの取引 ²	4,195	9,932	(58)
内、リバース・レボ契約	1,626	6,048	(73)
内、有価証券借入契約	6	125	(95)
内、レボ契約	2,561	3,758	(32)
内、有価証券貸付契約	2	0	
株式及びその他の資本性金融商品の償還に関する負債	7	45	(84)

¹ 2011年1月1日付けで、スイスの源泉所得税法は、資本準備金からの支払いは源泉所得税の対象ではないと規定している。この法律により、資本準備金の適格な金額及び財務書類上の開示についてスイス連邦税務当局と企業との間で解釈の相違が生じた。従って、スイス連邦税務当局は、利益剰余金から支払う配当金に適用する源泉所得税の徴収対象とせずに、UBSが開示された資本準備金274億スイス・フランを株主に払い戻すことが可能であると認めた（2011年1月1日現在の状況）。この金額は、2012年、2013年、2014年及び2015年の払戻しの後、2015年12月31日現在、230億スイス・フランまで減額した。残りの金額についての判断は、今後に持ち越されることになった。² 将来、UBS AG又は取引相手先のどちらかによって支払われる予定の現金。

貸借対照表（続き）

		変化率（％）		
単位：億円	注記	2015年 12月31日現在	2014年 12月31日現在	対2014年 12月31日
資産				
現金及び中央銀行預け金		50,229	106,536	(53)
銀行預け金		45,204	43,684	3
証券ファイナンス取引による債権	9	100,712	111,486	(10)
内、借入有価証券に係る担保金		31,083	37,485	(17)
内、リバース・レボ契約		69,628	74,000	(6)
顧客貸出金	10	108,417	174,027	(38)
モーゲージ・ローン	10	5,208	172,982	(97)
トレーディング・ポートフォリオ資産	12	104,865	119,713	(12)
再調達価額 - 借方	13	23,361	47,179	(50)
金融投資	14	30,641	47,178	(35)
未収収益及び前払費用		1,901	2,240	(15)
子会社及びその他の持分投資		48,744	30,275	61
有形固定資産及びソフトウェア		7,238	6,566	10
のれん及び無形資産		40	37	9
その他の資産	15	4,437	3,972	12
資産合計		530,999	865,873	(39)
内、劣後資産		6,403	4,738	35
内、強制転換及び／又は債権放棄の対象となるもの		4,475	0	
負債				
銀行預り金		40,816	48,739	(16)
証券ファイナンス取引による債務	9	61,729	62,846	(2)
内、貸付有価証券に係る担保金		37,950	37,048	2
内、レボ契約		23,779	25,796	(8)
顧客預り金		161,224	442,117	(64)
トレーディング・ポートフォリオ負債	12	23,574	21,110	12
再調達価額 - 貸方	13	27,459	47,764	(43)
公正価値での測定を指定された金融負債	12,18	64,676	55,436	17
中期債		0	670	(100)
発行済社債及び中央モーゲージ機関借入金		80,978	123,890	(35)
未払費用及び繰延収益		4,849	5,232	(7)
その他の負債	15	6,128	7,749	(21)
引当金	11	1,988	3,151	(37)
負債合計		473,419	818,704	(42)
資本				
資本金	19	430	427	0
一般法定準備金		37,477	31,671	18
内、法定資本準備金		42,464	45,394	(6)
内、資本準備金 ¹		42,464	45,394	(6)
内、法定利益準備金		(4,987)	(13,723)	(64)

任意利益準備金	6,332	6,332	0
当期純利益 / (損失)	13,339	8,737	53
資本合計	57,578	47,169	22
負債及び資本合計	530,999	865,873	(39)
内、劣後債務	17,964	20,635	(13)
内、強制転換及び / 又は債権放棄の対象となるもの	13,199	11,896	11

貸借対照表（続き）

	変化率（％）		
単位：億円	2015年 12月31日現在	2014年 12月31日現在	対2014年 12月31日
オフバランス・シート項目			
偶発負債、総額	30,930	46,608	(34)
サブ・パーティシペーション	(2,077)	(3,108)	(33)
偶発負債、純額	28,852	43,500	(34)
内、子会社に関連する第三者に対する保証	21,585	25,757	(16)
内、信用保証及び類似の商品	4,702	8,729	(46)
内、履行保証及び類似の商品	29	2,844	(99)
内、確認信用状	2,536	6,170	(59)
取消不能コミットメント、総額	56,658	60,437	(6)
サブ・パーティシペーション	(1,735)	(1,398)	24
取消不能コミットメント、純額	54,923	59,039	(7)
内、ローン・コミットメント	54,923	58,073	(5)
内、預金保険に関連する支払コミットメント	0	966	(100)
先日付スタートの取引 ²	4,669	11,055	(58)
内、リバース・レボ契約	1,810	6,732	(73)
内、有価証券借入契約	7	139	(95)
内、レボ契約	2,851	4,183	(32)
内、有価証券貸付契約	2	0	
株式及びその他の資本性金融商品の償還に関する負債	8	50	(84)

¹ 2011年1月1日付けで、スイスの源泉所得税法は、資本準備金からの支払いは源泉所得税の対象ではないと規定している。この法律により、資本準備金の適格な金額及び財務書類上の開示についてスイス連邦税務当局と企業との間で解釈の相違が生じた。従って、スイス連邦税務当局は、利益剰余金から支払う配当金に適用する源泉所得税の徴収対象とせずに、UBSが開示された資本準備金30,499億円を株主に払い戻すことが可能であると認めた（2011年1月1日現在の状況）。この金額は、2012年、2013年、2014年及び2015年の払戻しの後、2015年12月31日現在、25,601億円まで減額した。残りの金額についての判断は、今後に持ち越されることになった。² 将来、UBS AG又は取引相手先のどちらかによって支払われる予定の現金。

オフバランス・シート項目

オフバランス・シート項目には、UBS AGが子会社及び子会社の債権者のために発行した補償及び保証が含まれる。

UBS AGが発行した補償の額が明確に確定されていない場合、その補償は、子会社の支払能力又は最低資本金に関連しており、従って上記の表に金額は含まれていない。

さらに、UBS AGは、付加価値税（以下「VAT」という。）の対象となるグループに属するスイスの子会社のVAT債務について連帯責任を負っている。この偶発負債は、上記の表に含まれていない。

UBSリミテッドに対する保証

UBS AGは、UBSリミテッドの各取引相手先のために保証を供与している。この保証に基づき、UBS AGは、UBSリミテッドが締結したあらゆる契約上の債務それぞれを取消不能かつ無条件に保証している。UBS AGは、保証条件に従い、かかる負債の未払残高を要求に応じて当該取引相手先に支払うことを約束している。

UBSスイスAGの連帯債務

2015年6月に、パーソナル&コーポレート・バンキング事業部門内及びウェルス・マネジメント事業部門内のスイスで登録されている事業が、スイス合併法に準拠した資産譲渡によりUBS AGからUBSスイスAGに譲渡された（詳細は、本セクションの「UBSスイスAGの設立」を参照）。スイス合併法に基づき、UBS AGは、UBSスイスAGに譲渡された、資産譲渡日（2015年6月14日）に存在する債務に対する連帯責任を引き受けた。UBS AGは、資産譲渡日後にUBSスイスAGに生じた新たな債務については責任を負わない。

資産譲渡日現在、UBS AGは、UBSスイスAGの債務のうち、約2,600億スイス・フラン（契約上の担保付債務のうち、担保部分を除く。）について連帯債務を負っていた。債務が期日到来もしくは終了し、又は資産譲渡日後に更改されると、連帯債務の金額は減少する。2015年12月31日現在、連帯債務は約550億スイス・フランであった。

2015年12月31日現在、このような連帯債務による資源の流出の可能性はほとんどないと判断されたため、上記の表には、この連帯債務により生じるいかなるエクスポージャーも含まれていない。

持分変動計算書

単位：百万スイス・フラン	資本金	法定資本 準備金	法定利益 準備金	任意利益 準備金	当期純利益 ／（損失）	株主持分合計
2015年1月1日現在残高	384	40,782	(12,329)	5,689	7,849	42,376
資本金増加	1					1
配当金及びその他の分配金		(2,633)				(2,633)
利益／（損失）の処分又は処理			7,849		(7,849)	0
当期純利益／（損失）					11,984	11,984
2015年12月31日現在	386	38,149	(4,480)	5,689	11,984	51,728

単位：億円	資本金	法定資本 準備金	法定利益 準備金	任意利益 準備金	当期純利益 ／（損失）	株主持分合計
2015年1月1日現在残高	427	45,394	(13,723)	6,332	8,737	47,169
資本金増加	1					1
配当金及びその他の分配金		(2,931)				(2,931)
利益／（損失）の処分又は処理			8,737		(8,737)	0
当期純利益／（損失）					13,339	13,339
2015年12月31日現在	430	42,464	(4,987)	6,332	13,339	57,578

利益処分計算書及び配当金分配案

取締役会は、2016年5月4日の年次株主総会（以下「AGM」という。）に以下の利益処分及び配当金分配の承認議案を付議している。この配当金分配案が承認された場合、2016年5月12日にUBSグループAGに対して3,434

百万スイス・フランの支払いが行われる予定である。利益剰余金からの配当金の支払いは通常、スイスの源泉所得税の対象となる。ただし、一定の条件が満たされているため、UBS AGからUBSグループAGへの配当金の分配に係る源泉所得税は、いわゆる配当通知手続を通じてスイス連邦税務局と決済されることになる。この手続に基づき、実質的に所得税は源泉徴収されない。

利益処分案

	終了事業年度	
	2015年12月31日	
	百万スイス・ フラン	億円
当期純利益	11,984	13,339
繰越利益剰余金	0	0
利益処分可能額合計	11,984	13,339

利益処分案

一般準備金繰入：法定利益準備金	(4,480)	(4,987)
任意利益準備金への充当	(4,070)	(4,530)
配当金の分配	(3,434)	(3,822)
繰越利益剰余金	0	0

UBS AG個別財務書類注記

注記 1 社名、法的形態及び登記上の事務所

UBS AGは、スイスで設立され、同国を本拠地としている。登記上の事務所は、Bahnhofstrasse 45, CH-8001 Zurich及びAeschenvorstadt 1, CH-4051 Basel, Switzerlandにある。UBS AGは、スイス債務法及びスイス連邦銀行法に準拠し、投資家に普通株式を発行している株式会社（Aktiengesellschaft）として事業を行っている。UBS AGは、UBSグループの最終親会社であるUBSグループAGの完全子会社である。

注記 2 会計方針

a) 重要な会計方針

UBS AGの個別財務書類は、スイスGAAP（FINMA令2015/1及び銀行法）に準拠し、信頼性をもって評価された法定単体財務書類として作成されている。会計方針は、原則として連結財務書類の注記1に説明されている概要と同様である。スイスGAAPの規定と国際財務報告基準との重要な相違は、連結財務書類の注記38に記述されている。UBS AGの個別財務書類に適用された重要な会計方針は以下に記載されている。

リスク管理

UBS AG（個別）は、グループ全体のリスク管理プロセスに、完全に組み込まれており、それは本報告書の「リスク、資金及び資本管理」のセクション（訳者注：UBS AGの年次報告書の「Risk, treasury and capital management」のセクション）の監査済の部分に記述されている。

デリバティブの利用及びヘッジ会計に関する詳細については、連結財務書類の注記1及び14にその概要が記載されている。

報酬方針

UBS AGの報酬体系及びプロセスは、UBSグループAGの報酬原則及び枠組みを遵守している。詳細については、UBSグループAGの報酬報告書（Compensation Report）を参照のこと。

為替換算

外貨建取引は、取引日の直物為替レートでスイス・フランに換算される。貸借対照表日に、外貨建ての全ての貨幣性資産及び負債、並びにトレーディング・ポートフォリオ資産に計上された資本性金融商品及び金融投資は、決算日の為替レートでスイス・フランに換算される。取得原価で測定される非貨幣性項目は、取引日の為替レートで換算される。国外支店の資産及び負債は、決算日の為替レートでスイス・フランに換算され、国外支店の損益項目は、各期間の加重平均為替レートで換算されている。為替換算差額は全て損益計算書に認識される。

UBS AGが使用する主要通貨の換算レートは、連結財務書類の注記36に記載されている。

仕組商品

仕組商品は、主契約と、UBS AGの自己の株式に関連しない1つ以上の組込デリバティブから成る。組込デリバティブは、測定の目的上、区分して評価され、貸借対照表上で主契約と同じ項目に表示される。公正価値オプションを適用することにより、一部の仕組債は、全体として公正価値で測定され、公正価値での測定を指定された金融負債に認識される。仕組債は、発行済仕組債と仕組債（店頭）で構成される。仕組債に公正価値オプションを適用できるのは、以下の基準を累積的に満たしている場合のみである。

- 仕組債が公正価値基準で測定され、トレーディング活動に関するリスク管理と同等のリスク管理を受けていること。
- 公正価値オプションを適用することにより、発生する会計上のミスマッチが解消又は大幅に減少すること。
- 未実現の自己の信用の変動に起因する公正価値の変動が損益計算書及び貸借対照表に認識されていないこと。

公正価値での測定を指定された金融負債に関連する公正価値の変動は、未実現の自己の信用の変動を除き、トレーディング収益純額に認識される。公正価値での測定を指定された金融負債に係る支払利息は、支払利息に認識される。

→ 詳細は注記18を参照。

子会社及びその他の持分投資

子会社及びその他の持分投資は、UBS AGの事業活動を継続させるため又はその他戦略的目的により保有される株式持分であり、UBS AGが世界的規模で事業を通して、UBS AGが直接保有する子会社の全てが含まれている。当該投資は、個別に測定され、減損控除後の取得原価で計上される。帳簿価額は、価値の減少の兆候（重要な営業損失の発生又は当該投資を占める通貨の著しい下落を含む。）が存在する場合、減損テストの対象となる。子会社への投資が減損している場合、その価値は通常、純資産価額に減額される。減損認識後の価値の回復は、純資産価額の増加又は将来の収益性に関する経営者の予測において純資産価額を帳簿価額が上回ることを裏付けている場合は、当該純資産価額を超える部分に基づき、当初の取得原価を上限として認識される。経営者が、どの程度及びどの期間において価値の回復を認識するかに関して、自己の裁量で判断する場合がある。

投資の減損は、子会社及びその他の持分投資の減損として表示される。減損の戻入額は、損益計算書の特別利益に表示される。同一事業年度における子会社の減損及び減損の一部又は全額の戻入は、純額で算定される。

繰延税金

繰延税金資産は、UBS AGの個別財務書類では認識されないが、繰延税金負債は将来加算一時差異に対して認識される場合がある。繰延税金負債の変動は損益計算書に認識される。

子会社、関係会社及びUBSグループAGへ提供した／から提供を受けたサービス

UBSグループAG又はその子会社へ提供した／から提供を受けたサービスは、費用移転の支払い又は収益移転の受取りとして現金で決済される。

UBS AGとUBSグループAG又はその子会社との基礎となる取引の性質に、単一の明確に識別可能なサービス要素が含まれる場合、関連する収益及び費用は、損益計算書のそれぞれの項目（例：有価証券及び投資事業からの受取報酬及び手数料、その他の受取報酬及び手数料、支払報酬及び手数料、トレーディング収益純額又は一般管理費）に表示される。基礎となる取引の性質に様々なサービス要素が含まれ、特定の損益計算書項目に明確に帰属させることができない場合は、関連する収益及び費用は、その他の経常収益及びその他の経常費用に表示される。

→ 詳細は注記4及び6を参照。

年金及びその他の退職後給付制度

スイスGAAPでは、年金及びその他の退職後給付制度の会計処理に、IFRS又はスイスの会計基準の適用を認めており、その選択は制度ごとに行われる。

UBS AGは、個別財務書類においてスイスの年金制度に関してスイスGAAP（FER第16号）の適用を選択している。スイスGAAPの規定は、確定拠出制度の部分と確定給付制度の部分との組み合わせである混合制度であるスイスの年金制度特有の性質により即したもののだが、この制度はIFRSでは確定給付制度として処理される。スイスGAAPは、年金基金に対する雇用主掛金を損益計算書において人件費として認識することを要求している。スイスの年金基金に対する雇用主掛金は報酬からの拠出割合で決定される。さらにスイスGAAPは、スイスの会計基準（FER第26号）に準拠して作成された年金基金の財務書類に基づいて、年金基金からの経済的便益又は債務がUBS AGに生じるかどうか、及びこれらが諸条件を満たす場合に貸借対照表に認識されるかどうかを評価することを要求している。年金資産又は年金負債を計上する条件が満たされるのは、例えば、雇用主掛金の積立金を利用できる場合や、UBS AGが（FER第26号に基づく）年金の積立不足額を減らすために拠出を要求される場合などである。

スイスGAAPとIFRSとの主な相違には、将来の昇給や退職貯蓄に係る金利など、スイスGAAPに従って用いられる静的手法では考慮されない動的要素の処理が含まれる。さらに、IFRSに従って確定給付債務の算定に使用される割引率は、各年金制度の対象国の市場における優良社債の利回りに基づいている。スイスGAAPに従って使

用される割引率（すなわち、予定利率）は、年金基金委員会の投資戦略による期待リターンを基に同委員会が決定する。

→ 詳細については、注記20を参照。

UBS AGは、スイス以外の確定給付制度にIFRS（IAS第19号）の適用を選択した。しかしながら、確定給付債務及び制度資産の再測定による損益は、資本に直接ではなく損益計算書に認識される。IAS第19号の規定に準拠した、対応する開示については、連結財務書類の注記28を参照。

劣後資産及び負債

劣後資産は、債務者が清算手続、破産又は債務再編に陥った際に取消不能な書面による宣言により生じ、他の全ての債権者の請求に劣後し、当該債務者に対する支払債務と相殺できず、また当該債務者の資産により担保されない請求から成る。劣後負債は、これに対応する債務から成る。

劣後資産及び負債のうち、自己資本に関する条例（Capital Adequacy Ordinance）第29条及び第30条によるスイスの自己資本規制に準拠した実質的破綻時に関する条項を含むものは、**強制転換及び／又は債務放棄の適用**を受けるものとして開示され、発行銀行が実質的に破綻に陥った場合に当該請求が償却されるか又は当該債務が株式に転換されることが規定されている。

個別財務書類の免除

UBS AGは、IFRSに準拠して連結財務書類を作成しているため、UBS AGは個別財務書類における様々な開示を免除されている。この免除には、経営者の報告書、キャッシュ・フロー計算書の作成、注記による各種開示及び中間財務書類の公表が含まれる。

b) 会計方針の変更、比較可能性及びその他の修正

比較対象期間の数値

2014年12月31日として表示されている比較数値には、2015年4月1日付でUBS AGからUBSスイスAGに譲渡された、パーソナル&コーポレート・バンキング事業部門内及びウェルス・マネジメント事業部門内のスイスで記帳されている事業が含まれている。

→ 詳細については、当報告書の本セクションにある「UBSスイスAGの設立」を参照。

さらに、以下に詳述するように、UBS AGはスイスGAAPの改訂を2015年1月1日から遡及適用した。2014年度の比較損益計算書及び貸借対照表は、表示上の変更に関してのみ修正されている。また、スイスGAAPの改訂で新たに要求される注記の開示については、UBS AGが経過措置による免除を利用したため、比較情報は提供されていない。

最後に、UBS AGは費用及び収益移転の表示について再評価を行い、2015年度の数値は変更後の基準で表示されているが、2014年度の比較金額は修正されなかった。詳細は以下に記載の通りである。

銀行及び証券ディーラーに適用される会計基準の修正

会計及び財務報告に関するスイス法（スイス連邦債務法第32章）が2011年に改正され、2013年1月1日に施行された（移行期間2年（すなわち、2015年1月1日以降に開始する事業年度から適用される。））。この改正を受け、銀行及び証券ディーラーに適用される会計基準は修正された。2014年4月30日、スイス連邦参事会は銀行法改正案を承認し、2014年6月3日に新たなFINMA通達2015/1「会計処理 - 銀行」が公表された。かかる改正銀行法及び新規FINMA通達に準拠したスイスGAAPの改訂は、2015年1月1日以降に開始する事業年度から適用される。UBS AGは、2015年度第1四半期から第3四半期の期中財務報告について経過措置を利用し、2015年11月1日付でスイスGAAPの改訂を2015年度の年次財務書類に2015年1月1日から遡及適用した。

この適用によるUBS AGの個別財務書類への主要な移行の影響は、以下の通り要約される。

認識及び測定の変更

公正価値オプションの範囲が拡大し、主債務契約と明確かつ緊密に関連する組込デリバティブを有する仕組債も含まれることになった。この結果、公正価値193億スイス・フランの仕組債は、顧客預り金並びに発行済社

債及び中央モーゲージ機関借入金から公正価値での測定を指定された金融負債に組替えられた。これらの仕組債を公正価値で測定することによる移行の影響は190百万スイス・フランであり、2015年度にトレーディング収益純額の減少として認識された。

過年度にトレーディング・ポートフォリオ資産に認識されていた49億スイス・フランの自己社債は、公正価値での測定を指定された金融負債並びに発行済社債及び中央モーゲージ機関借入金に認識されていた社債と相殺された。保有自己社債と発行済自己社債との測定差額累計額25百万スイス・フランは、2015年度にトレーディング収益純額の減少として認識された。

一部の無形資産の耐用年数が20年から10年に短縮されたが、損益計算書及び貸借対照表に対する影響は軽微であった。

スイスGAAPの改訂：貸借対照表の表示変更

	従前のスイスGAAP	スイスGAAP改訂後	変動額
単位：百万スイス・フラン	2014年12月31日	2014年12月31日	2014年12月31日
資産合計	777,893	777,893	0
内、マネー・マーケット・ペーパー	10,966		(10,966)
内、トレーディング・ポートフォリオ資産	101,820	107,549	5,729
内、金融投資	37,154	42,384	5,230
内、銀行預け金	112,649	39,245	(73,404)
内、顧客貸出金	183,091	156,344	(26,747)
内、証券ファイナンス取引未収入金		100,158	100,158
負債合計	735,517	735,517	0
内、発行済マネー・マーケット・ペーパー	34,235		(34,235)
内、発行済社債及び中央モーゲージ機関借入金	77,067	111,302	34,235
内、銀行預り金	94,952	43,787	(51,165)
内、普通預金顧客預り金	112,709		(112,709)
内、その他の顧客預り金	289,779		(289,779)
内、顧客預り金		397,194	397,194
内、証券ファイナンス取引未払金		56,460	56,460

表示及び開示の変更

損益計算書の一部の項目の表示順序が変更され、損益計算書に小計が別途追加された。さらに、これまで引当金繰入額及び損失に含まれていた貸倒引当金（繰入額）／戻入額は現在、受取利息純額に計上されている。2014年度の比較損益計算書はこれに応じて修正されたため、受取利息純額及び営業収益合計が129百万スイス・フラン減少し、これに対応して引当金等及び損失の変動が同額増加した。これは、前述の貸倒引当金（繰入額）／戻入額の表示上の変更を反映したものである。当期純利益又は資本に影響はなかった。

貸借対照表の構成も修正された。保有マネー・マーケット・ペーパー及び発行済マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表の独立項目として表示されなくなり、その代わり、トレーディング・ポートフォリオ資産、金融投資、顧客貸出金並びに発行済社債及び中央モーゲージ機関借入金に計上されている。これとは反対に、証券ファイナンス取引未収入金及び証券ファイナンス取引未払金は、これまで銀行預け金、顧客貸出金、銀行預り金及び顧客預り金に報告されていたが、現在は独立項目として表示されている。最後に、過年度に開示されていた貸借対照表項目の普通預金顧客預り金及びその他の顧客預り金は、顧客預り金に合算された。上記の表は、これらの表示上の変更による2014年12月31日現在の貸借対照表への金額的影響を示している。

損益計算書及び貸借対照表に対する前述の変更に加えて、一部の注記が財務書類に追加されている。

内部振替の表示

2015年度において、UBSは、UBS AGとその子会社、関係会社及びUBSグループAGとの間の費用及び収益移転の表示について再評価を行い、2015年12月31日終了事業年度において、比較期間の金額を修正することなく、関連する収益及び費用の表示について、取引の基礎となる性質と一致させた。基礎となる取引の性質に、単一の明確に識別可能なサービス要素が含まれる場合、関連する収益及び費用は、損益計算書のそれぞれの項目に新たに表示される。基礎となる取引に様々なサービス要素が含まれ、特定の損益計算書項目に明確に帰属させることができない場合のみ、関連する収益及び費用は、引き続きその他の経常収益及びその他の経常費用に表示される。

注記3a 事業部門別トレーディング収益純額

	終了事業年度		変化率(%)
単位：百万スイス・フラン	2015年12月31日	2014年12月31日	対2014年12月31日

インベストメント・バンク - コーポレート・クライアント・ソリューション	318	56	467
インベストメント・バンク - インベスター・クライアント・サービス	3,203	3,039	5
その他の事業部門及びコーポレート・センター	205	313	(35)
トレーディング収益純額合計	3,725	3,407	9

注記 3 b 対象リスク・カテゴリー別トレーディング収益純額

	終了事業年度
単位：百万スイス・フラン	2015年12月31日
金利商品（ファンドを含む。）	(346)
外国為替商品	1,912
資本性金融商品（ファンドを含む。）	1,822
信用商品	290
貴金属 / コモディティ	47
トレーディング収益純額合計	3,725
内、公正価値での測定を指定された金融負債による利得 / 損失（純額） ¹	3,139

¹ 公正価値での測定を指定された金融負債に関連するヘッジの公正価値の変動及び外貨建取引のそれぞれの機能通貨への換算から生じた外国為替の影響を除く（いずれもトレーディング収益純額に計上されている。）。

注記 4 その他の経常収益及び費用

	終了事業年度		変化率（％）
単位：百万スイス・フラン	2015年12月31日	2014年12月31日	対2014年12月31日
貸出金及び債権の売却による利得	23	47	(52)
費用配分から生じる収益 ^{1,2}	4,580	2,498	83
収益配分から生じる収益 ²	18	1,853	(99)
その他	86	96	(11)
その他の経常収益合計	4,706	4,494	5
債券の早期償還による損失	(275)	(4)	
収益配分から生じる費用 ²	(497)	(1,772)	(72)
その他	(59)	(40)	47
その他の経常費用合計	(831)	(1,816)	(54)

¹ UBS AGが提供したサービスに対してUBSグループAG及びUBSグループ内の子会社から受け取った収益を表している。UBS AGが提供したサービスは主にコーポレート・センター業務に関連していた。² 詳細については注記 2 bを参照。

注記5 人件費

	終了事業年度
単位：百万スイス・フラン	2015年12月31日
給与	3,459
変動報酬 - 業績報奨	1,707
変動報酬 - その他	191
契約社員給与	303
社会保険料	408
年金及びその他の退職後給付制度	122
内、年金基金からの経済的便益又は義務に係る価値の調整 ¹	(318)
ウェルス・マネジメント・アメリカズ：ファイナンシャル・アドバイザー報酬	8
その他の人件費	240
人件費合計	6,438

¹ UBS AGがIAS第19号を適用しているスイス以外の確定給付制度の制度資産に係る確定給付債務及びリターンの再測定を反映している。

注記6 一般管理費

	終了事業年度
単位：百万スイス・フラン	2015年12月31日
賃借料	588
IT機器のレンタル料及びメンテナンス費	383
通信および市場データサービス費用	322
管理費 ¹	1,413
内、費用移転の支払い	955
マーケティング及び広報費用	283
旅費及び交際費	226
監査法人報酬	53
内、財務上及び規制上の監査	44
内、監査関連サービス	6
内、税務及びその他のサービス	3
その他の専門家報酬	776
IT及びその他のサービスの外部委託費用	1,571
一般管理費合計	5,615

¹ UBS AGが提供を受けたサービスに対するUBSグループAG及びUBSグループ内の子会社への費用移転の支払いを含む。

注記 7 特別損益

	終了事業年度		変化率(%)
単位：百万スイス・フラン	2015年12月31日	2014年12月31日	対2014年12月31日
子会社及びその他の持分投資の売却益	334	96	249
子会社及びその他の持分投資の減損及び引当金の戻入額	9,551	4,646	106
前期の関連利益	0	63	(100)
その他の特別利益	379	45	735
特別利益合計	10,264	4,850	112
子会社及びその他の持分投資の処分損	1	0	
前期の関連損失	0	55	(100)
その他の特別損失	134	2	
特別損失合計	136	57	139

2015年度第3四半期に、UBS AGは、UBSアメリカズ・インク、UBSセキュリティーズLLC及びアセット・マネジメント事業部門の子会社3社の参加持分を、UBS AGの直接子会社であるUBSアメリカズ・ホールディングLLCに無償譲渡した。この譲渡は公正価値212億スイス・フランで行われ、その結果、100億スイス・フランの利得が生じ、その大部分が特別利益として損益計算書に認識された。これにより、UBSアメリカズ・ホールディングLLCに対するUBS AGの投資価値が増加した。

注記 8 税金

	終了事業年度
単位：百万スイス・フラン	2015年12月31日
法人所得税費用 / (税務上の便益)	186
内、当期	185
内、繰延	1
資本税	34
税金費用 / (税務上の便益)合計	220

2015年12月31日終了事業年度において、平均税率（法人所得税費用を、営業利益と特別利益の合計から特別損失と資本税を控除した金額で除したものと定義される。）は1.5%であった。2015年12月31日終了事業年度の法人所得税費用には、UBS AGの主たる租税管轄区において税務上の繰越欠損金を利用したことによる3,188百万スイス・フランの税務上の便益が含まれている。

注記9 証券ファイナンス取引

単位：百万スイス・フラン		2015年12月31日現在
オンバランス・シート		
証券ファイナンス取引未収入金、総額		133.3
証券ファイナンス取引のネットティング		(42.8)
証券ファイナンス取引未収入金、純額		90.5
証券ファイナンス取引未払金、総額		98.2
証券ファイナンス取引のネットティング		(42.8)
証券ファイナンス取引未払金、純額		55.5
証券ファイナンス取引に関連する担保差入資産		54.0
内、トレーディング・ポートフォリオ資産		52.8
内、取引相手先により売却又は再担保差入される可能性のある資産		51.9
内、金融投資		1.2
内、取引相手先により売却又は再担保差入される可能性のある資産		1.2
オフバランス・シート		
証券ファイナンス取引に関連する担保受入資産の公正価値		249.9
内、再担保差入されたもの		183.0
内、空売りされたもの		21.2

注記10a 貸出金の担保及びオフバランス取引

2015年12月31日現在					
	担保付			無担保	合計
	担保別		その他の信用補完		
	不動産	その他の担保 ¹	による担保 ²		
単位：百万スイス・フラン					
オンバランス・シート					
顧客貸出金、総額	4	64,223	1,457	31,947 ³	97,630
モーゲージ・ローン、総額	4,681	0	0	0	4,681
内、住宅モーゲージ	4,605				4,605
内、オフィスビル・モーゲージ	4				4
内、産業施設モーゲージ	44				44
内、その他のモーゲージ	28				28
オンバランス・シート合計、総額	4,684	64,223	1,457	31,947	102,311
引当金	(2)	(152)	0	(77)	(231)
オンバランス・シート合計、純額	4,683	64,071	1,457	31,870	102,080
オフバランス・シート					
偶発負債、総額	0	2,121	2,093	23,573	27,787
取消不能のコミットメント、総額	456	9,673	7,515	33,256	50,901
先日付スタートのリバース・レボ取引及び有価証券借入取引	0	1,632	0	0	1,632
株式及びその他の持分の償還に係る負債	0	0	0	7	7

オフバランス・シート合計	456	13,425	9,608	56,837	80,327
--------------	-----	--------	-------	--------	--------

¹主に現金及び有価証券から成る。²クレジット・デフォルト・スワップ及び保証を含む。³主として子会社に対する債権から成る。

注記10b 減損した金融商品

2015年12月31日現在				
単位：百万スイス・フラン	減損した金融 商品(総額)	引当金	担保処分による 収入見積額	減損した金融 商品(純額)
顧客貸出金	474	229	0	245
モーゲージ・ローン	5	2	4	0
保証及びローン・コミットメント	17	3	0	14
減損した金融商品合計	496	234	4	259

注記11a 貸倒引当金

単位：百万スイス・フラン	2014年 12月31日 現在残高	損益計算書 に認識され た繰入額	損益計算書 に認識され た取崩額	償却	回収及び 延滞利息	組替 / その他 ²	為替換算 調整	UBS スイスAG への移転	2015年 12月31日現 在 残高
顧客貸出金及びモーゲージ・ ローンに対する個別貸倒引当金	655	198	(39)	(18)	21	44	(18)	(611)	231
銀行預け金に対する個別貸倒引当金	12	0	0	0	0	0	0	(12)	0
集合貸倒引当金 ¹	5	0	(1)	0	0	0	0	(5)	0
その他の貸倒引当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貸倒引当金合計	673	198	(40)	(18)	21	44	(18)	(628)	231

¹主に顧客貸出金に関連している。²前年度に認識された、顧客貸出金に対する個別貸倒引当金に係る47百万スイス・フランを含む。

注記11b 引当金（貸倒引当金を除く。）

単位：百万スイス・フラン	2014年 12月31日 現在残高	損益計算書 に認識され た繰入額	損益計算書 に認識され た取崩額	所定の目的 に従って使 用された 引当金	回収	組替	為替換算 調整	UBS スイスAG への譲渡	2015年 12月31日現 在 残高
ローン・コミットメント及び保証に係 る債務不履行リスク	23	3	(3)	0	0	3	0	(23)	3
オペレーショナル・リスク	28	8	(5)	(3)	0	0	(2)	(7)	20
訴訟、規制上及び類似の問題 ¹	1,881	95	(73)	(720)	0	0	(17)	(103)	1,063
リストラクチャリング	329	158	(40)	(160)	7	0	3	(9)	288
不動産 ²	83	26	(1)	(16)	3	0	(1)	0	94
従業員給付	208	4	(15)	0	2	0	(7)	(27)	165
子会社に対する親会社支援	97	0	0	0	0	0	0	0	96
繰延税金	10	1	0	0	0	0	(1)	0	10
その他	172	6	(15)	(112)	0	0	0	(5)	47
引当金合計	2,831	301	(152)	(1,011)	12	3	(24)	(174)	1,786

¹保証リスクにより発生する訴訟引当金が含まれる。² 2015年12月31日現在の不利なリース契約に係る引当金25百万スイス・フラン（2014年12月31日：14百万スイス・フラン）及び2015年12月31日現在のリース物件改良費の原状回復費用に係る引当金69百万スイス・フラン（2014年12月31日：70百万スイス・フラン）を含む。

注記12 トレーディング・ポートフォリオ及び公正価値で測定されるその他の金融商品

単位：百万スイス・フラン		2015年12月31日現在
資産		
トレーディング・ポートフォリオ資産		94,210
内、負債性商品 ¹		22,261
内、上場		13,831
内、資本性金融商品		70,035
内、貴金属及びその他の現物コモディティ		1,915
公正価値で測定される資産合計		94,210
内、評価モデルを用いて公正価値で算出したもの		18,783
内、流動性規制に準拠したレポ取引適格証券		15,894
負債		
トレーディング・ポートフォリオ負債		21,179
内、負債性商品 ¹		4,190
内、上場		3,899
内、資本性金融商品		16,989
公正価値での測定を指定された金融負債 ²		58,104
公正価値で測定される負債合計		79,283
内、評価モデルを用いて公正価値を算出したもの		60,520

¹マネー・マーケット・ペーパーを含む。²詳細については注記18を参照。

注記13 デリバティブ

2015年12月31日現在			
単位：十億スイス・フラン	PRV ²	NRV ³	想定元本 合計
金利契約			
先渡 ¹	0.1	0.3	2,458
スワップ	69.3	60.7	7,636
内、ヘッジ会計関係に指定されたもの	0.4	0.0	6
先物	0.0	0.0	335
店頭（OTC）オプション	17.4	19.2	1,132
取引所取引オプション	0.0	0.0	208
合計	86.9	80.1	11,769
外国為替契約			
先渡	17.7	16.5	1,388
金利及び通貨スワップ	38.8	38.0	2,837
先物	0.0	0.0	8
店頭（OTC）オプション	9.6	9.3	975
取引所取引オプション	0.0	0.0	8
合計	66.1	63.8	5,217
株式／株式指数契約			
先渡	0.1	0.1	15
スワップ	3.5	4.6	150
先物	0.0	0.0	25
店頭（OTC）オプション	4.7	6.7	156
取引所取引オプション	5.5	6.5	231
合計	13.8	18.0	577
クレジット・デリバティブ契約			
クレジット・デフォルト・スワップ	6.0	5.9	318
トータル・リターン・スワップ	0.6	0.7	12
その他	0.0	0.0	4
合計	6.7	6.5	334
コモディティ、貴金属及びその他の契約			
先渡	0.3	0.3	5
スワップ	0.7	0.5	19
先物	0.0	0.0	8
店頭（OTC）オプション	0.9	0.6	19
取引所取引オプション	0.7	0.9	11
合計	2.5	2.3	63
2015年12月31日現在のネットティング前合計	176.0	170.7	17,960
内、トレーディング・デリバティブ	175.6	170.7	
内、評価モデルを用いて公正価値を算出したもの	175.2	170.3	
内、ヘッジ会計関係に指定されたデリバティブ	0.4	0.0	
内、評価モデルを用いて公正価値を算出したもの	0.4	0.0	
受入担保金／差入担保金とのネットティング	(18.7)	(9.7)	
再調達価額のネットティング	(136.3)	(136.3)	
2015年12月31日現在のネットティング後合計	21.0	24.7	
内、取引相手先が中央清算機関	0.0	0.6	
内、取引相手先が銀行及びブローカー・ディーラー	7.4	9.2	

内、取引相手先がその他の顧客	13.6	14.9	
2014年12月31日現在			
単位：十億スイス・フラン	PRV ²	NRV ³	想定元本 合計
2014年12月31日現在のネットティング前合計	262.2	258.7	25,017
受入担保金 / 差入担保金とのネットティング	(20.0)	(16.0)	
再調達価額のネットティング	(199.8)	(199.8)	
2014年12月31日現在のネットティング後合計	42.4	42.9	

¹ 先渡金利契約を含む。 ² PRV：再調達価額 - 借方 ³ NRV：再調達価額 - 貸方

注記14a 商品別金融投資

	2015年12月31日現在	
単位：百万スイス・フラン	帳簿価額	公正価値
売却目的の負債性商品	27,296	27,354
資本性金融商品	223	234
内、適格持分投資 ¹	133	137
不動産	9	9
金融投資合計	27,528	27,598
内、流動性規制に準拠したレポ取引適格証券	27,127	27,181

¹適格持分投資とは、UBS AGが総資産の10%以上を保有しているか、又は全議決権の少なくとも10%を保有している投資である。

注記14b 取引相手先の格付け別金融投資 - 負債性商品

単位：百万スイス・フラン	2015年12月31日現在
UBSの内部格付け¹	
0-1	26,632
2-3	653
4-5	0
6-8	0
9-13	0
無格付け	10
金融投資合計	27,296

¹詳細は、注記17を参照。

注記15a その他の資産

	変化率(%)		
	2015年12月31日 現在	2014年12月31日 現在	対2014年 12月31日
単位：百万スイス・フラン			
決済勘定	116	348	(67)
未収付加価値税及びその他の税金	226	179	26
保釈保証金 ¹	1,210	1,323	(9)
その他	2,435	1,718	42
内、UBSグループAG及びUBSグループ内の子会社からのその他の債権	1,850	1,344	38
その他の資産合計	3,986	3,568	12

¹詳細は、連結財務書類の注記22bの1の項を参照。

注記15b その他の負債

	変化率(%)		
	2015年12月31日 現在	2014年12月31日 現在	対2014年 12月31日
単位：百万スイス・フラン			
ヘッジ手段に係る繰延ポジション	2,826	3,597	(21)
決済勘定	232	720	(68)

確定給付負債純額	129	680	(81)
未払付加価値税及びその他の税金	110	232	(53)
その他	2,208	1,732	27
内、UBSグループAG及びUBSグループ内の子会社に対するその他の債務	1,694	818	107
その他の負債合計	5,505	6,962	(21)

注記16 担保差入資産¹

以下の表は、主にデリバティブ取引に関連して差し入れられた資産に関する情報を提供している。2014年12月31日現在の情報には、スイスのモーゲージ機関に差し入れられた貸出金及びカバード・ボンドの発行に関連して差し入れられた貸出金が含まれていた。これらのローンは、2015年度においてUBSスイスAGに譲渡された。証券ファイナンス取引は、本表から除外されている。

→ 証券ファイナンス取引に関する詳細については、注記9を参照。

	2015年12月31日現在		2014年12月31日現在	
	担保差入資産 の帳簿価額	有効な コミット メント	担保差入資産 の帳簿価額	有効な コミット メント
単位：百万スイス・フラン				
モーゲージ・ローン ²	0	0	27,973	21,643
有価証券	2,597	258	1,568	0
子会社及びその他に対する貴金属の担保差入	0	0	1,153	0
担保差入資産合計	2,597	258	30,694	21,643

¹ 未実行の信用枠に関連して、並びに支払い、清算及び決済のために中央銀行に差し入れた資産（2015年12月31日：21億スイス・フラン、2014年12月31日：49億スイス・フラン）を除く。² 担保に差し入れられたこれらのモーゲージ・ローンは、スイスの中央モーゲージ機関に対する既存の負債に関する及び既存のカバード・ボンドの発行に対する担保である。担保に差し入れられたこれらのモーゲージ・ローンのうち、2015年12月31日現在、0億スイス・フラン（2014年12月31日：約45億スイス・フラン）は、既存の担保要件に違反しなければ、返還若しくは将来の負債又はカバード・ボンドの発行のために使用が可能であった。

注記17 資産合計のカントリー・リスク

以下の表は、スイス以外の資産合計の信用格付別の内訳を示したものである。これらの信用格付けは、原資産の最終リスクに関係を有する国の国債の信用格付けを表している。無担保貸出金ポジションに係る最終リスク国とは、直接の借り手の所在地、あるいは法人の場合、最終親会社の所在地である。担保付又は保証付ポジションの最終リスク国は、担保又は保証提供者の所在地、あるいは該当する場合、担保又は保証提供者の最終親会社の所在地である。モーゲージ・ローンの最終リスク国は不動産が所在する国である。同様に、有形固定資産の最終リスク国は当該有形固定資産が所在する国である。スイスが最終リスク国である資産は、貸借対照表上の資産合計に合わせるため、独立して表示されている。

→ 詳細については、本報告書の「リスク管理及び統制」のセクション（訳者注：UBS AGの年次報告書の「Risk management and control」のセクション）を参照。

2015年12月31日現在						
分類	UBSの 内部格付け	説明	ムーディーズの 投資家向け サービス	スタンダード・ アンド・ プアーズ	フィッチ	百万スイス ・フラン
	0及び1	投資適格	Aaa	AAA	AAA	227,855
	2		Aa1からAa3	AA+からAA-	AA+からAA-	141,073
低リスク	3		A1からA3	A+からA-	A+からA-	39,846
	4		Baa1からBaa2	BBB+からBBB	BBB+からBBB	19,053
中リスク	5		Baa3	BBB-	BBB-	4,399
	6	投資適格未満	Ba1	BB+	BB+	2,430
	7		Ba2	BB	BB	84
	8		Ba3	BB-	BB-	73
高リスク	9		B1	B+	B+	173
	10		B2	B	B	93
	11		B3	B-	B-	954
	12		Caa	CCC	CCC	216
超高リスク	13		CaからC	CCからC	CCからC	82
不良債権	債務不履行	債務不履行発生	D	D	D	5
小計						436,336
スイス						40,709
資産合計						477,045

注記18 仕組債

以下の表は、公正価値での測定を指定された金融負債のうち、仕組債とみなされるものの内訳を示している。

単位：百万スイス・フラン	2015年12月31日現在
仕組商品の特徴を有する固定利付債	3,017
発行済仕組債：	
エクイティ・リンク債	30,236
金利連動債	16,118
クレジット・リンク債	2,949
コモディティ・リンク債 ¹	1,075
為替リンク債	218
仕組債（店頭）	4,491
公正価値での測定を指定された金融負債合計	58,104

¹発行済貴金属リンク債を含む。

公正価値での測定を指定された金融負債のほか、一部の仕組債は、貸借対照表項目の発行済社債及び中央モーゲージ機関借入金並びに顧客預り金に計上された。これらの金融商品は、測定上、区分処理された。2015年12月31日現在の主契約の帳簿価額は、それぞれ3,304百万スイス・フラン及び320百万スイス・フランであった。区分処理された組込デリバティブの帳簿価額は、それぞれマイナス126百万スイス・フラン及びプラス66百万スイス・フランであった。

注記19a 資本金

	2015年12月31日現在			2014年12月31日現在		
	額面 (スイス・フラン)	株式数	内、有配株	額面 (スイス・フラン)	株式数	内、有配株
資本金 ¹	385,840,847	3,858,408,466	3,858,408,466	384,456,091	3,844,560,913	3,842,445,658
内、社外流通株式	385,840,847	3,858,408,466	3,858,408,466	384,244,566	3,842,445,658	3,842,445,658
内、UBS AGが保有する自己株式				211,526	2,115,255	
条件付資本	55,235,276	552,352,759		51,620,031	516,200,312	
内、当期における増資	1,384,755	13,847,553		255,884	2,558,844	

¹発行済記名株式である。

UBS AGの資本金は全額払込済である。1株の額面は0.10スイス・フランであり、株主は、議決権保有者として株主名簿に登録されれば、UBS AGの株主総会で1株につき1議決権を行使することができ、また持分比率に応じた配当を受ける権利も有する。UBS AGは、株式の譲渡にいかなる制限や制約も設けていない。

自己株式

2015年1月1日現在、UBS AGは自己株式2,115,255株を保有していたが、これは2015度にUBSグループAG株式と交換された。

分配不能剰余金

分配不能剰余金は、UBS AGの資本金の50%を構成し、2015年12月31日現在、193百万スイス・フランであった。

非現金配当

2015年度において、UBS AGの発行済株式数は13,847,553株増加した。これは、2015年5月の株式配当の分配に伴う条件付資本からの新株発行によるものである。

UBSビジネス・ソリューションズAGの設立の一環として、UBS AGは、ポーランド・サービス・センターに対する参加持分(帳簿価額5百万スイス・フラン)を現物配当としてUBSグループAGに譲渡した。

注記19b 主要株主

	2015年12月31日現在		2014年12月31日現在	
単位：百万スイス・フラン その他の記載がある場合を除く	資本金保有額	持株比率(%)	資本金保有額	持株比率(%)
UBS AGの主要な直接株主				
UBSグループAG	386	100	372	97
UBS AGの主要な間接株主				
Chase Nominees Ltd., London	35	9	34	9
GIC Private Limited, Singapore	25	6	25	7
DTC (Cede & Co.), New York	24	6	21	6
Norturst Nominees Ltd, London	14	4	13	4

¹ DTC (Cede & Co.), New York (「The Depository Trust Company」) は、米国の証券清算機関である。

本注記に表示されている主要株主は、直接又は間接的にUBS AGの資本金合計の3%以上を保有している株主である。UBS AGの唯一の直接株主はUBSグループAGであり、同社はUBS AG株式の100%を保有している。これらの株式には議決権が付与されている。上記の表に記載されているUBS AGの間接株主は、UBSグループAGの株主名簿に登録されたUBSグループAGの直接株主から成る。間接株主が保有するUBS AGの株式及び資本金は、UBSグループAG株式の保有割合に基づく相対的な持分である。間接株主は、UBS AGの議決権を有していない。

→ UBSグループAGの主要株主に関する詳細については、UBSグループAGの個別財務書類の注記22を参照。

注記20 スイスの年金制度及びスイス以外の確定給付制度

a) スイスの年金制度及びスイス以外の確定給付制度に関する負債

単位：百万スイス・フラン	2015年12月31日	2014年12月31日
スイスの年金制度に対する引当金	0	0
スイス以外の確定給付制度に係る確定給付負債純額	129	680
スイスの年金制度に対する引当金及びスイス以外の確定給付制度に係る確定給付負債純額	129	680
スイスの年金基金が保有するUBS銀行口座及びUBSの負債性商品	260	385
スイスの年金基金が保有するUBSのデリバティブ金融商品	27	102
スイスの年金制度及びスイス以外の確定給付制度に関する負債合計	416	1,168

b) スイスの年金制度

	現在又は終了事業年度	
単位：百万スイス・フラン	2015年12月31日	2014年12月31日
年金制度の積立超過額 ¹	2,243	4,572
UBS AGの経済的便益 / (債務)	0	0
損益計算書に認識された経済的便益 / 債務の変動	0	0
損益計算書に認識された当期の雇用主掛金	270	444
業績報奨に関連して生じた雇用主掛金	30	45
損益計算書の人件費に認識された年金費用合計	300	489

¹年金制度の積立超過額は、FER第26号に準拠して算定されており、資産価値の変動に対する引当金で構成される。FER第16号に準拠して、2015年12月31日及び2014年12月31日現在、当該余剰金はUBS AGに対する経済的便益を表わすものではなかった。

UBS AGは、スイスの年金制度にFER第16号を、英国及びその他のスイス以外の確定給付制度にはIAS第19号を適用することを選択している。2015年度及び2014年度において、スイスの年金制度には雇用主掛金の積立金はなかった。

→ IAS第19号に準拠したスイス以外の確定給付制度に関する詳細については、連結財務書類の注記28を参照。

注記21 株式に基づく報酬

UBSグループの最終持株会社としてUBSグループAGが設立されたことを受け、従業員持株制度、株式オプション制度、概念上のファンド制度及び繰延現金報酬制度に基づく特定の未払報奨の付与者としてのUBS AGの債務は、UBSグループAGに譲渡された。UBS AGの従業員に付与されたかかる報奨の費用は、UBSグループAGによってUBS AGに請求された。繰延報酬制度（UBS AGなどの雇用会社及び／又はスポンサー子会社が付与するよう義務付けられ、これまで付与してきた制度である。）に関する債務については、UBSグループAGは引き受けておらず、今後も引き続き同様に取り扱う予定である。さらに、確定給付年金制度及びその他の現地報奨など他の報酬ピークルに関する債務についても、UBSグループAGは引き受けておらず、UBS AGなどの関連する雇用会社及び／又はスポンサー子会社が保持している。

→ 詳細は、連結財務書類の注記29を参照。

注記22 関連当事者との取引

関連当事者との取引は、内部で合意された移転価格で、又は独立第三者間取引として行われる。また、社外の取締役会メンバー及びグループ執行委員会メンバーに対する貸出金、定額前渡金及び住宅ローンについては、他の従業員に適用されるのと同じ条件で行われる。

	2015年12月31日現在	
単位：百万スイス・フラン	債権	債務
適格株主	581	5,776
内、顧客貸出金／顧客預り金	567	5,171
子会社	119,900	87,059
内、銀行預け金／銀行預り金	37,278	28,685
内、顧客貸出金／顧客預り金	23,308	8,558
内、証券ファイナンス取引未収入金／証券ファイナンス取引未払金	54,422	44,149
関係会社	117	5,752
内、顧客貸出金／顧客預り金	39	5,699
取締役会メンバー及びグループ執行委員会メンバー	33	
外部監査人		20
その他の関連当事者 ¹	9	

¹主にUBS Securities Co. Limited, Beijing（UBS AGが24.99%の持分を所有）に関連する。

2015年12月31日現在、子会社に関連するオフバランス・シートのポジションは265億スイス・フランであり、そのうち194億スイス・フランは第三者に対する保証、53億スイス・フランはローン・コミットメントであった。

注記23 信託取引

	2015年12月31日 現在	2014年12月31日 現在	変化率(%) 対2014年12月31日 現在
単位：百万スイス・フラン			
信託預け金	310	5,869	(95)
内、第三者の銀行への預け金	310	5,853	(95)
内、子会社及び関係会社への預け金	0	16	(100)
信託取引合計	310	5,869	(95)

信託取引には、個人、信託、確定給付制度及びその他の機関に代わって資産を保有し又は預けることになる取引で、UBS AGが締結したり、許可した取引が含まれている。当該資産に関して認識基準が満たされない場合、これらの資産及び関連収益はUBS AGの貸借対照表及び損益計算書から除かれるが、オフバランス・シートの信託取引としてこの注記に開示される。UBS AGが当初は信託取引として預かった顧客の預け金は、後にUBS AGに預けられる場合は、UBS AGの貸借対照表に認識される場合がある。そのような場合には、これらの預け金は上記の表に報告されない。

注記24a 投資資産及び純新規資金

	終了事業年度 2015年12月31日
単位：百万スイス・フラン	
運用ファンド資産	11
一任勘定資産	166
その他の投資資産	311
投資資産合計	488
内、二重計上	2
純新規資金	0.0

注記24b 投資資産の変動

	終了事業年度 2015年12月31日
単位：百万スイス・フラン	
期首投資資産合計 ¹	1,076
純新規資金	0
市場の変動 ²	8
為替換算調整	(29)
UBSスイスAGへの譲渡	(557)
その他の影響	(10)
内、取得／(処分)	(10)
期末投資資産合計 ¹	488

¹二重計上を含む。²受取利息及び受取配当金を含む。

→ 詳細については連結財務書類の注記35を参照。

[次へ](#)

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Audited |

Income statement

		For the year ended		% change from	
CHF million, except per share data	Note	31.12.15	31.12.14	31.12.13	31.12.14
Interest income	3	13,178	13,194	13,137	0
Interest expense	3	(6,449)	(6,639)	(7,351)	(3)
Net interest income	3	6,729	6,555	5,786	3
Credit loss (expense)/recovery	12	(117)	(78)	(50)	50
Net interest income after credit loss expense		6,612	6,477	5,736	2
Net fee and commission income	4	17,184	17,076	16,287	1
Net trading income	3	5,696	3,841	5,130	48
Other income	5	1,112	632	580	76
Total operating income		30,605	28,026	27,732	9
Personnel expenses	6	15,954	15,280	15,182	4
General and administrative expenses	7	8,219	9,377	8,380	(12)
Depreciation and impairment of property, equipment and software	16	918	817	816	12
Amortization and impairment of intangible assets	17	107	83	83	29
Total operating expenses		25,198	25,557	24,461	(1)
Operating profit/(loss) before tax		5,407	2,469	3,272	119
Tax expense/(benefit)	8	(908)	(1,180)	(110)	(23)
Net profit/(loss)		6,314	3,649	3,381	73
Net profit/(loss) attributable to preferred noteholders		77	142	204	(46)
Net profit/(loss) attributable to non-controlling interests		3	5	5	(40)
Net profit/(loss) attributable to UBS AG shareholders		6,235	3,502	3,172	78

Statement of comprehensive income

CHF million	For the year ended		
	31.12.15	31.12.14	31.12.13
Comprehensive income attributable to UBS AG shareholders			
Net profit/(loss)	6,235	3,502	3,172
Other comprehensive income that may be reclassified to the income statement			
Foreign currency translation			
Foreign currency translation movements, before tax	(174)	1,839	(440)
Foreign exchange amounts reclassified to the income statement from equity	(90)	2	(36)
Income tax relating to foreign currency translation movements	(1)	(7)	5
Subtotal foreign currency translation, net of tax	(266)	1,834	(471)
Financial investments available-for-sale			
Net unrealized gains/(losses) on financial investments available-for-sale, before tax	180	335	(57)
Impairment charges reclassified to the income statement from equity	1	76	41
Realized gains reclassified to the income statement from equity	(298)	(244)	(265)
Realized losses reclassified to the income statement from equity	45	25	56
Income tax relating to net unrealized gains/(losses) on financial investments available-for-sale	8	(52)	71
Subtotal financial investments available-for-sale, net of tax	(64)	140	(154)
Cash flow hedges			
Effective portion of changes in fair value of derivative instruments designated as cash flow hedges, before tax	550	2,086	(652)
Net realized (gains)/losses reclassified to the income statement from equity	(1,199)	(1,197)	(1,261)
Income tax relating to cash flow hedges	131	(196)	393
Subtotal cash flow hedges, net of tax	(518)	693	(1,520)
Total other comprehensive income that may be reclassified to the income statement, net of tax	(848)	2,667	(2,145)
Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement			
Defined benefit plans			
Gains/(losses) on defined benefit plans, before tax	322	(1,454)	1,178
Income tax relating to defined benefit plans	(19)	247	(239)
Subtotal defined benefit plans, net of tax	304	(1,208)	939
Property revaluation surplus			
Gains on property revaluation, before tax	0	0	0
Net (gains)/losses reclassified to retained earnings	0	0	(6)
Income tax relating to gains on property revaluation	0	0	0
Subtotal changes in property revaluation surplus, net of tax	0	0	(6)
Total other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax	304	(1,208)	933
Total other comprehensive income	(545)	1,459	(1,211)
Total comprehensive income attributable to UBS AG shareholders	5,690	4,961	1,961

Table continues on the next page.

Consolidated
financial statements

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Statement of comprehensive income (continued)

Table continued from previous page.

CHF million	For the year ended		
	31.12.15	31.12.14	31.12.13
Comprehensive income attributable to preferred noteholders			
Net profit/(loss)	77	142	204
Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement			
Foreign currency translation movements, before tax	(59)	119	355
Income tax relating to foreign currency translation movements	0	0	0
Subtotal foreign currency translation, net of tax	(59)	119	355
Total other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax	(59)	119	355
Total comprehensive income attributable to preferred noteholders	18	260	559
Comprehensive income attributable to non-controlling interests			
Net profit/(loss)	3	5	5
Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement			
Foreign currency translation movements, before tax	(2)	3	(1)
Income tax relating to foreign currency translation movements	0	0	0
Subtotal foreign currency translation, net of tax	(2)	3	(1)
Total other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax	(2)	3	(1)
Total comprehensive income attributable to non-controlling interests	1	7	4
Total comprehensive income			
Net profit/(loss)	6,314	3,649	3,381
Other comprehensive income	(606)	1,580	(857)
of which: other comprehensive income that may be reclassified to the income statement	(848)	2,667	(2,145)
of which: other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement	243	(1,087)	1,288
Total comprehensive income	5,709	5,229	2,524

Balance sheet

CHF million	Note	31.12.15	31.12.14	% change from 31.12.14
Assets				
Cash and balances with central banks		91,306	104,073	(12)
Due from banks	10, 12	11,866	13,334	(11)
Cash collateral on securities borrowed	11, 26	25,584	24,063	6
Reverse repurchase agreements	11, 26	67,893	68,414	(1)
Trading portfolio assets	13, 24	124,047	138,156	(10)
<i>of which: assets pledged as collateral which may be sold or repledged by counterparties</i>	25	57,943	56,018	(7)
Positive replacement values	14, 24, 26	167,435	256,978	(35)
Cash collateral receivables on derivative instruments	11, 26	23,763	30,979	(23)
Financial assets designated at fair value	24, 26, 27	5,808	4,493	29
Loans	10, 12	312,723	315,984	(1)
Financial investments available-for-sale	15, 24	62,543	57,159	9
Investments in associates	30	954	927	3
Property, equipment and software	16	7,683	6,854	12
Goodwill and intangible assets	17	6,568	6,785	(3)
Deferred tax assets	8	12,833	11,060	16
Other assets	18	22,249	23,069	(4)
Total assets		943,256	1,062,327	(11)
Liabilities				
Due to banks	19	11,836	10,492	13
Cash collateral on securities lent	11, 26	8,029	9,180	(13)
Repurchase agreements	11, 26	9,653	11,818	(18)
Trading portfolio liabilities	13, 24	29,137	27,958	4
Negative replacement values	14, 24, 26	162,430	254,101	(36)
Cash collateral payables on derivative instruments	11, 26	38,282	42,372	(10)
Financial liabilities designated at fair value	20, 24, 26	62,995	75,297	(16)
Due to customers	19	402,522	410,979	(2)
Debt issued	21	82,359	91,207	(10)
Provisions	22	4,163	4,366	(5)
Other liabilities	8, 23	74,606	70,392	6
Total liabilities		886,013	1,008,162	(12)
Equity				
Share capital		386	384	1
Share premium		29,477	32,057	(8)
Treasury shares		0	(37)	(100)
Retained earnings		29,433	22,902	29
Other comprehensive income recognized directly in equity, net of tax		(4,047)	(3,199)	27
Equity attributable to UBS AG shareholders		55,248	52,108	6
Equity attributable to preferred noteholders		1,954	2,013	(3)
Equity attributable to non-controlling interests		41	45	(9)
Total equity		57,243	54,165	6
Total liabilities and equity		943,256	1,062,327	(11)

Consolidated
financial statements

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Statement of changes in equity

CHF million	Share capital	Share premium	Treasury shares	Retained earnings
Balance as of 1 January 2013	384	33,862	(1,071)	16,491
Issuance of share capital	1			
Acquisition of treasury shares			(846)	
Disposal of treasury shares			887	
Treasury share gains/(losses) and net premium/(discount) on own equity derivative activity		203		
Premium on shares issued and warrants exercised		30		
Employee share and share option plans		305		
Tax (expense)/benefit recognized in share premium		91		
Dividends		(564) ²		
Equity classified as obligation to purchase own shares		(9)		
Preferred notes				
New consolidations and other increases/(decreases)				6
Deconsolidations and other decreases		(11)		
Total comprehensive income for the year				4,111
of which: Net profit/(loss)				3,172
of which: Other comprehensive income that may be reclassified to the income statement, net of tax				
of which: Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax – defined benefit plans				939
of which: Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax – foreign currency translation				
Balance as of 31 December 2013	384	33,906	(1,031)	20,608
Issuance of share capital	0			
Acquisition of treasury shares			(953)	
Disposal of treasury shares			1,946	
Treasury share gains/(losses) and net premium/(discount) on own equity derivative activity		24		
Premium on shares issued and warrants exercised		802		
Employee share and share option plans		(1,785)		
Tax (expense)/benefit recognized in share premium		3		
Dividends		(938) ²		
Equity classified as obligation to purchase own shares		46		
Preferred notes				
New consolidations and other increases/(decreases)				
Deconsolidations and other decreases				
Total comprehensive income for the year				2,294
of which: Net profit/(loss)				3,502
of which: Other comprehensive income that may be reclassified to the income statement, net of tax				
of which: Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax – defined benefit plans				(1,208)
of which: Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax – foreign currency translation				

Other comprehensive income recognized directly in equity, net of tax ¹	of which: Foreign currency translation	of which: Financial invest- ments avail- able-for-sale	of which: Cash flow hedges	Total equity attributable to UBS AG shareholders	Preferred noteholders	Non-controlling interests	Total equity
(3,715)	(6,954)	249	2,983	45,949	3,109	42	49,100
				1			1
				(846)			(846)
				887			887
				203			203
				30			30
				305			305
				91			91
				(564)	(204)	(6)	(773)
				(9)			(9)
				0	(1,572)		(1,572)
				6			6
				(11)	0		(11)
(2,151)	(471)	(154)	(1,520)	1,961	559	4	2,524
				3,172	204	5	3,381
(2,145)	(471)	(154)	(1,520)	(2,145)			(2,145)
				939			939
				0	355	(1)	355
(5,866)	(7,425)	95	1,463	48,002	1,893	41	49,936
				0			0
				(953)			(953)
				1,946			1,946
				24			24
				802			802
				(1,785)			(1,785)
				3			3
				(938)	(142)	(4)	(1,084)
				46			46
				0	1		1
				0		1	1
				0			0
2,667	1,834	140	693	4,961	260	7	5,229
				3,502	142	5	3,649
2,667	1,834	140	693	2,667			2,667
				(1,208)			(1,208)
				0	119	3	121

Consolidated
financial statements

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Statement of changes in equity (continued)

CHF million	Share capital	Share premium	Treasury shares	Retained earnings
Balance as of 31 December 2014	384	32,057	(37)	22,902
Issuance of share capital	1			
Acquisition of treasury shares			(292)	
Disposal of treasury shares			328	
Treasury share gains/(losses) and net premium/(discount) on own equity derivative activity		42		
Premium on shares issued and warrants exercised		290		
Employee share and share option plans		(6)		
Tax (expense)/benefit recognized in share premium		9		
Dividends		(2,914) ²		(8)
Equity classified as obligation to purchase own shares		0		
Preferred notes				
New consolidations and other increases/(decreases)				
Deconsolidations and other decreases				
Total comprehensive income for the year				6,538
of which: Net profit/(loss)				6,235
of which: Other comprehensive income that may be reclassified to the income statement, net of tax				
of which: Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax – defined benefit plans				304
of which: Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax – foreign currency translation				
Balance as of 31 December 2015	386	29,477	0	29,433

¹ Excludes defined benefit plans that are recorded directly in retained earnings. ² Reflects the payment out of the capital contribution reserve of UBS AG of CHF 0.75 (2014: CHF 0.25, 2013: CHF 0.15) per CHF 0.10 par value share.

Other comprehensive income recognized directly in equity, net of tax ¹	of which: Foreign currency translation	of which: Financial invest- ments avail- able-for-sale	of which: Cash flow hedges	Total equity attributable to UBS AG shareholders	Preferred noteholders	Non-controlling interests	Total equity
(3,199)	(5,591)	236	2,156	52,108	2,013	45	54,165
				1			1
				(292)			(292)
				328			328
				42			42
				290			290
				(6)			(6)
				9			9
				(2,922)	(77)	(5)	(3,004)
				0			0
				0	1		1
				0			0
				0		(1)	(1)
(848)	(266)	(64)	(518)	5,690	18	1	5,709
				6,235	77	3	6,314
(848)	(266)	(64)	(518)	(848)			(848)
				304			304
				0	(59)	(2)	(61)
(4,047)	(5,857)	172	1,638	55,248	1,954	41	57,243

Consolidated
financial statements

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

UBS AG shares issued and treasury shares held

As of 31 December 2015, shares issued by UBS AG totaled 3,858,408,466 (31 December 2014: 3,844,560,913 shares).

As of 1 January 2015, UBS AG held 2,115,255 treasury shares, which were exchanged with UBS Group AG shares in 2015. No treasury shares were held as of 31 December 2015.

→ Refer to the "UBS shares" section of this report for more information

Conditional share capital

As of 31 December 2015, UBS AG's share capital could have been increased through the issuance of 136,200,312 shares upon exercise of employee options.

Additional conditional capital up to a maximum number of 380,000,000 shares was available as of 31 December 2015 for conversion rights and warrants granted in connection with the issuance of bonds or similar financial instruments.

Furthermore, UBS AG's share capital could have been increased by a maximum of 36,152,447 shares as of 31 December 2015 through the exercise of options granted in connection with the cash or title dividend distributed in 2015.

Statement of cash flows

CHF million	For the year ended		
	31.12.15 ¹	31.12.14 ¹	31.12.13 ¹
Cash flow from / (used in) operating activities			
Net profit/(loss)	6,314	3,649	3,381
Adjustments to reconcile net profit to cash flow from/(used in) operating activities			
Non-cash items included in net profit and other adjustments:			
Depreciation and impairment of property, equipment and software	918	817	816
Amortization and impairment of intangible assets	107	83	83
Credit loss expense/(recovery)	117	78	50
Share of net profits of associates	(169)	(94)	(49)
Deferred tax expense/(benefit)	(1,614)	(1,635)	(545)
Net loss/(gain) from investing activities	(934)	(227)	(522)
Net loss/(gain) from financing activities	(1,654)	2,135	3,988
Other net adjustments	3,628	(7,250)	5,326
Net change in operating assets and liabilities:			
Due from/to banks	1,768	(1,235)	(7,551)
Cash collateral on securities borrowed and reverse repurchase agreements	(2,712)	32,262	43,754
Cash collateral on securities lent and repurchase agreements	(2,909)	(3,698)	(23,659)
Trading portfolio, replacement values and financial assets designated at fair value	5,407	(2,879)	43,944
Cash collateral on derivative instruments	3,285	(7,301)	(22,412)
Loans	841	(20,427)	(7,108)
Due to customers	(17,362)	8,803	19,195
Other assets, provisions and other liabilities	7,516	4,751	(3,935)
Income taxes paid, net of refunds	(551)	(600)	(382)
Net cash flow from/(used in) operating activities	1,997	7,231	54,374
Cash flow from / (used in) investing activities			
Purchase of subsidiaries, associates and intangible assets	(13)	(18)	(49)
Disposal of subsidiaries, associates and intangible assets ²	477	70	136
Purchase of property, equipment and software	(1,841)	(1,915)	(1,236)
Disposal of property, equipment and software	547	350	639
Net (investment in)/ divestment of financial investments available-for-sale ³	(7,605)	4,108	5,966
Net cash flow from/(used in) investing activities	(8,434)	2,596	5,457

Table continues on the next page.

Consolidated
financial statements

Consolidated financial statements
UBS AG consolidated financial statements

Statement of cash flows (continued)

Table continued from previous page.

CHF million	For the year ended		
	31.12.15 ¹	31.12.14 ¹	31.12.13 ¹
Cash flow from / (used in) financing activities			
Net short-term debt issued/(repaid)	(6,404)	(2,921)	(4,290)
Net movements in treasury shares and own equity derivative activity	0	(719)	(341)
Capital issuance	0	0	1
Distributions paid on UBS AG shares	(2,626)	(938)	(564)
Issuance of long-term debt, including financial liabilities designated at fair value	47,790	40,982	28,014
Repayment of long-term debt, including financial liabilities designated at fair value	(44,221)	(34,210)	(68,954)
Dividends paid and repayments of preferred notes	(108)	(110)	(1,415)
Net changes of non-controlling interests	(5)	(3)	(6)
Net cash flow from/(used in) financing activities	(5,573)	2,081	(47,555)
Effects of exchange rate differences on cash and cash equivalents	(1,742)	8,522	(2,705)
Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents	(13,753)	20,430	9,569
Cash and cash equivalents at the beginning of the year	116,715	96,284	86,715
Cash and cash equivalents at the end of the year	102,962	116,715	96,284
Cash and cash equivalents comprise:			
Cash and balances with central banks	91,306	104,073	80,879
Due from banks	10,732	11,772	11,117
Money market paper ⁴	924	869	4,288
Total ⁵	102,962	116,715	96,284
Additional information			
Net cash flow from/(used in) operating activities include:			
Cash received as interest	11,144	11,321	12,148
Cash paid as interest	5,267	5,360	7,176
Cash received as dividends on equity investments, investment funds and associates ⁶	2,120	1,961	1,421

¹ In 2015, UBS AG refined its definition of cash and cash equivalents to exclude cash collateral receivables on derivatives with bank counterparties. Prior periods were restated. Refer to Note 1b for more information. ² Includes dividends received from associates. ³ Includes gross cash inflows from sales and maturities (CHF 93,584 million for the year ended 31 December 2015, CHF 140,438 million for the year ended 31 December 2014, CHF 153,887 million for the year ended 31 December 2013) and gross cash outflows from purchases of (CHF 101,189 million for the year ended 31 December 2015, CHF 136,330 million for the year ended 31 December 2014, CHF 147,921 million for the year ended 31 December 2013). ⁴ Money market paper is included in the balance sheet under Trading portfolio assets (31 December 2015: CHF 795 million, 31 December 2014: CHF 835 million, 31 December 2013: CHF 1,716 million) and Financial investments available-for-sale (31 December 2015: CHF 129 million, 31 December 2014: CHF 34 million, 31 December 2013: CHF 2,571 million). ⁵ CHF 3,963 million, CHF 4,178 million and CHF 4,534 million of cash and cash equivalents (mainly reflected in Due from banks) were restricted as of 31 December 2015, 31 December 2014 and 31 December 2013, respectively. Refer to Note 25 for more information. ⁶ Includes dividends received from associates (2015: CHF 114 million, 2014: CHF 54 million, 2013: CHF 69 million) reported within cash flow from/(used in) investing activities.

Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 1 Summary of significant accounting policies

a) Significant accounting policies

The significant accounting policies applied in the preparation of the consolidated financial statements (the "Financial Statements") of UBS AG and its subsidiaries ("UBS AG") are described in this note. These policies have been applied consistently in all years presented unless otherwise stated.

1) Basis of accounting

UBS AG provides a broad range of financial services including: advisory services, underwriting, financing, market-making, asset management and brokerage on a global level, and retail banking in Switzerland. UBS AG was formed on 29 June 1998 when Swiss Bank Corporation and Union Bank of Switzerland merged. UBS Group AG was established in 2014 as the holding company of the Group and in 2015 it increased its ownership interest in UBS AG to 100%, following the successful completion of the procedure under article 33 of the Swiss Stock Exchange Act (SESTA procedure). Refer to Note 32 for more information.

The Financial Statements are prepared in accordance with IFRS as issued by the International Accounting Standards Board (IASB), and are presented in Swiss francs (CHF), the currency of Switzerland, where UBS AG is incorporated. On 10 March 2016, the Financial Statements were authorized for issue by the Board of Directors. The Financial Statements are prepared using uniform accounting policies for similar transactions and other events. Intercompany transactions and balances have been eliminated.

Disclosures incorporated in the "Risk, treasury and capital management" section of this Annual Report, which form part of these Financial Statements, are marked as audited. These disclosures relate to requirements under IFRS 7 *Financial Instruments: Disclosures* and IAS 1 *Presentation of Financial Statements* and are not repeated in the "Financial information – consolidated financial statements" section.

2) Use of estimates

Preparation of these Financial Statements under IFRS requires management to make estimates and assumptions that affect reported amounts of assets, liabilities, income and expenses and disclosure of contingent assets and liabilities. These estimates and assumptions are based on the best available information. Actual results in the future could differ from such estimates and such differences may be material to the Financial Statements. Estimates are reviewed regularly and revisions are recognized in the period in which they occur.

The following notes to the Financial Statements contain information about those areas of estimation uncertainty considered to require critical judgment and have the most significant effect on the amounts recognized in the Financial Statements: Note 8 *Income taxes*, Note 12 *Allowances and provisions for credit losses*, Note 17 *Goodwill and intangible assets*, Note 22 *Provisions and contingent liabilities*, Note 24 *Fair value measurement*, Note 28 *Pension and other post-employment benefit plans*, Note 29 *Equity participation and other compensation plans* and Note 30 *Interests in subsidiaries and other entities*.

3) Subsidiaries and structured entities

The Financial Statements comprise those of UBS AG and its subsidiaries, including controlled structured entities (SEs), presented as a single economic entity. *Equity attributable to non-controlling interests* is presented on the consolidated balance sheet within *Equity*, separately from *Equity attributable to UBS AG shareholders*.

UBS AG controls an entity when it has power over the relevant activities of the entity, exposure to variable returns and the ability to use its power to affect its returns.

Where an entity is governed by voting rights, control is generally indicated by a direct shareholding of more than one-half of the voting rights.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

In other cases, the assessment of control is more complex and requires greater use of judgment. Where UBS AG has an interest in an entity that absorbs variability, UBS AG considers whether it has power over the entity that allows it to affect the variability of its returns. Consideration is given to all facts and circumstances to determine whether UBS AG has power over another entity, that is, the current ability to direct the relevant activities of an entity when decisions about those activities need to be made. Factors such as the purpose and design of the entity, rights held through contractual arrangements such as call rights, put rights or liquidation rights, as well as potential decision-making rights are all considered in this assessment. Where UBS AG has power over the relevant activities, a further assessment is made to determine whether, through that power, it has the ability to affect its own returns – that is, assessing whether power is held in a principal or agent capacity. Consideration is given to (i) the scope of decision-making authority, (ii) rights held by other parties, including removal or other participating rights and (iii) exposure to variability, including remuneration, relative to total variability of the entity as well as whether that exposure is different from other investors. If, after review of these factors, UBS AG concludes that it can exercise its power to affect its own returns, the entity is consolidated.

Subsidiaries, including SEs, are consolidated from the date control is obtained and are deconsolidated from the date control ceases. Control, or the lack thereof, is reassessed if facts and circumstances indicate that there is a change to one or more of the elements needed to establish that control is present.

→ Refer to Note 30 for more information on subsidiaries and structured entities

Structured entities (SEs)

SEs are entities that have been designed so that voting or similar rights are not the dominant factor in deciding who controls the entity, such as when voting rights relate only to administrative tasks and the relevant activities are directed by means of contractual arrangements. Such entities generally have a narrow and well-defined objective and include those historically referred to as special purpose entities (SPEs) and some investment funds. UBS AG assesses whether an entity is an SE by considering the nature of the activities of the entity as well as the substance of voting or similar rights afforded to other parties, including investors and independent boards or directors. UBS AG considers rights such as the ability to liquidate the entity or remove the decision maker to be similar to voting rights when the holder has the substantive ability to exercise such rights without cause. In the absence of such rights or in cases where the existence of such rights cannot be fully established, the entity is considered to be an SE.

UBS AG sponsors the formation of SEs and interacts with non-sponsored SEs for a variety of reasons including allowing clients to obtain or be exposed to particular risk profiles, to provide funding

or to sell or purchase credit risk. Many SEs are established as bankruptcy remote, meaning that only the assets in the SE are available for the benefit of the SE's investors and such investors have no other recourse to UBS AG. UBS AG is deemed to be the sponsor of an SE when it is involved in its creation, establishment and promotion and facilitates its ongoing success through the transfer of assets or the provision of explicit or implicit financial, operational or other support. Where UBS AG acts purely as an advisor, administrator or placement agent for an SE created by a third-party entity, it is not considered to be sponsored by UBS AG.

Each individual entity is assessed for consolidation in line with the consolidation principles described above, considering the nature and scope of UBS AG's involvement. As the nature and extent of UBS AG's involvement is unique to each entity, there is no uniform consolidation outcome by entity – certain entities within a class are consolidated and others are not. When UBS AG does not consolidate an SE but has an interest in an SE or has sponsored an SE, additional disclosures are provided in Note 30 on the nature of these interests and sponsorship activities. The classes of SEs UBS AG is involved with include the following:

- *Securitization structured entities* are established to issue securities to investors that are backed by assets held by the SE and whereby (i) significant credit risk associated with the securitized exposures has been transferred to third parties and (ii) there is more than one risk position or tranche issued by the securitization vehicle in line with the Basel III securitization definition. All securitization entities are classified as SEs.
- *Client investment structured entities* are established predominantly for clients to invest in specific assets or risk exposures through purchasing notes issued by the SE, predominantly on a fixed-term basis. The SE may source assets via a transfer from UBS AG or through an external market transaction. In some cases, UBS AG may enter into derivatives with the SE to either align the cash flows of the entity with the investor's intended investment objective or to introduce other desired risk exposures. In certain cases, UBS AG may have interests in a third-party sponsored SE to hedge specific risks or participate in asset-backed financing.
- *Investment fund structured entities* have a collective investment objective, are managed by an investment manager and are either passively managed, such that any decision-making does not have a substantive effect on variability, or are actively managed and investors or their governing bodies do not have substantive voting or similar rights. UBS creates and sponsors a large number of funds in which it may have an interest through the receipt of variable management fees and/or a direct investment. In addition, UBS AG has interests in a number of funds created and sponsored by third parties, including exchange-traded funds and hedge funds, to hedge issued structured products.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)*Business combinations*

Business combinations are accounted for using the acquisition method. As of the acquisition date, UBS AG recognizes the identifiable assets acquired and the liabilities assumed at their acquisition-date fair values. For each business combination, UBS AG measures the non-controlling interests in the acquiree either at fair value or at their proportionate share of the acquiree's identifiable net assets. Generally, non-controlling interests are present ownership interests that entitle their holders to a proportionate share of the net assets of the acquiree in the event of liquidation.

The cost of an acquisition is the aggregate of the assets transferred, the liabilities owed to former owners of the acquiree, and the equity instruments issued, measured at acquisition-date fair values. Acquisition-related costs are expensed as incurred. Any contingent consideration that may be transferred by UBS AG is recognized at fair value as of the date of acquisition.

If the contingent consideration is classified as an asset or liability, subsequent changes in the fair value of the contingent consideration are recognized in the income statement. If the contingent consideration is classified as equity, it is not remeasured and its subsequent settlement is accounted for within *Equity*. Any excess of the aggregate of the consideration transferred and the amount recognized for non-controlling interests over the net identifiable assets acquired and liabilities assumed is considered goodwill and is recognized as a separate asset on the balance sheet, initially measured at cost. If the fair value of the net assets of the subsidiary acquired exceeds the aggregate of the consideration transferred and the amount recognized for non-controlling interests, the difference is recognized in the income statement on the acquisition date.

→ Refer to Note 31 for more information on business combinations

4) Associates and joint ventures

Investments in entities in which UBS AG has significant influence, but not control, over the financial and operating policies of the entity are classified as investments in associates and accounted for under the equity method of accounting. Normally, significant influence is indicated when UBS AG owns between 20% and 50% of a company's voting rights. Investments in associates are initially recognized at cost, and the carrying amount is increased or decreased after the date of acquisition to recognize UBS AG's share of the investee's net profit or loss (including net profit or loss recognized directly in equity). Interests in joint ventures are also accounted for under the equity method of accounting. A joint venture is subject to a contractual agreement between UBS AG and one or more third parties, which establishes joint control over the relevant activities and provides rights to the net assets of the entity. Interests in joint ventures are classified as *Investments in associates*.

If the reporting date of an associate or joint venture is different than UBS AG's reporting date, the most recently available financial statements of the associate or joint venture are used to apply the equity method. Adjustments are made for effects of significant transactions or events that may occur between that date and UBS AG's reporting date.

Investments in associates and interests in joint ventures are classified as held for sale if their carrying amount will be recovered principally through a sale transaction rather than through continuing use. Refer to item 29 for more information.

→ Refer to Note 30 for more information on associates and joint ventures

5) Recognition and derecognition of financial instruments

UBS AG recognizes financial instruments on its balance sheet when UBS AG becomes a party to the contractual provisions of the instruments, provided the recognition criteria are met. UBS AG also acts in a trustee or other fiduciary capacity, which results in the holding or placing of assets on behalf of individuals, trusts, retirement benefit plans and other institutions. Unless the recognition criteria are satisfied, these assets and the related income are excluded from UBS AG's Financial Statements, as they are not assets of UBS AG.

Financial assets

UBS AG enters into certain transactions where it transfers financial assets recognized on its balance sheet but retains either all or a portion of the risks and rewards of the transferred financial assets. If all or substantially all of the risks and rewards are retained, the transferred financial assets are not derecognized from the balance sheet. Transactions where transfers of financial assets result in UBS AG retaining all or substantially all risks and rewards include securities lending and repurchase transactions described under items 13 and 14. They also include transactions where financial assets are sold to a third party together with a total return swap that results in UBS AG retaining all or substantially all risks and rewards of the transferred assets. These types of transactions are accounted for as secured financing transactions.

In transactions where substantially all of the risks and rewards of ownership of a financial asset are neither retained nor transferred, UBS AG derecognizes the financial asset if control over the asset is surrendered. The rights and obligations retained following the transfer are recognized separately as assets and liabilities, respectively. In transfers where control over the financial asset is retained, UBS AG continues to recognize the asset to the extent of its continuing involvement, determined by the extent to which it is exposed to changes in the value of the transferred asset following the transfer. Examples of such transactions include written put options, acquired call options, or other instruments linked to the performance of the transferred asset.

Consolidated
financial statements

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

For the purposes of UBS AG's disclosures of transferred financial assets, a financial asset is typically considered to have been transferred when UBS AG a) transfers the contractual rights to receive the cash flows of the financial asset or b) retains the contractual rights to receive the cash flows of that asset, but assumes a contractual obligation to pay the cash flows to one or more entities.

Where financial assets have been pledged as collateral or in similar arrangements, they are considered to have been transferred if the counterparty has received the contractual right to the cash flows of the pledged assets, as may be evidenced, for example, by the counterparty's right to sell or repledge the assets. Where the counterparty to the pledged financial assets has not received the contractual right to the cash flows, the assets are considered pledged, but not transferred.

→ Refer to Note 25b and 25c for more information on transferred financial assets

Financial liabilities

UBS AG derecognizes a financial liability from its balance sheet when it is extinguished, such as when the obligation specified in the contract is discharged, cancelled or has expired. When an existing financial liability is exchanged for a new one from the same lender on substantially different terms, or the terms of an existing liability are substantially modified, such an exchange or modification is treated as the derecognition of the original liability and the recognition of a new liability with any difference in the respective carrying amounts being recognized in the income statement.

6) Determination of fair value

Fair value is the price that would be received for the sale of an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants in the principal market (or most advantageous market, in the absence of a principal market) as of the measurement date.

→ Refer to Note 24 for more information on fair value measurement

7) Trading portfolio assets and liabilities

Non-derivative financial assets and liabilities are classified at acquisition as held for trading and presented in the trading portfolio if they are a) acquired or incurred principally for the purpose of selling or repurchasing in the near term, or b) part of a portfolio of identified financial instruments that are managed together and for which there is evidence of a recent actual pattern of short-term profit-taking.

The trading portfolio includes non-derivative financial instruments (including those with embedded derivatives) and commodities. Financial instruments that are considered derivatives in their entirety generally are presented on the balance sheet as *Positive replacement values* or *Negative replacement values*. Refer to item 15 for more information. The trading portfolio includes recognized assets and liabilities relating to proprietary, hedging and client-related business.

Trading portfolio assets include debt instruments (including those in the form of securities, money market paper and traded corporate and bank loans), equity instruments, assets held under unit-linked contracts and precious metals and other commodities owned by UBS AG (long positions). *Trading portfolio liabilities* include obligations to deliver financial instruments such as debt and equity instruments which UBS AG has sold to third parties but does not own (short positions).

Assets and liabilities in the trading portfolio are measured at fair value. Gains and losses realized on disposal or redemption of these assets and liabilities and unrealized gains and losses from changes in the fair value of these assets and liabilities are reported as *Net trading income*. Interest and dividend income and expense on these assets and liabilities are included in *Interest income* or *Interest expense*.

UBS AG uses settlement date accounting when recognizing assets and liabilities in the trading portfolio. From the date a purchase transaction is entered into (trade date) until settlement date, UBS AG recognizes any unrealized profits and losses arising from changes in fair value in *Net trading income*. The corresponding receivable or payable is presented on the balance sheet as a *Positive replacement value* or *Negative replacement value*. On settlement date, the resulting financial asset is recognized on the balance sheet at the fair value of the consideration given or received, plus or minus the change in fair value of the contract since the trade date. From the trade date of a sales transaction, unrealized profits and losses are no longer recognized and, on settlement date, the asset is derecognized.

Trading portfolio assets transferred to external parties that do not qualify for derecognition (refer to item 5 for more information) and where the transferee has obtained the right to sell or repledge the assets continue to be classified on the UBS AG balance sheet as *Trading portfolio assets* but are identified as *Assets pledged as collateral which may be sold or repledged by counterparties*. Such assets continue to be measured at fair value.

→ Refer to Note 13 and 24 for more information on trading portfolio assets and liabilities.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

8) Financial assets and financial liabilities designated at fair value through profit or loss

A financial instrument may be designated at fair value through profit or loss only upon initial recognition and this designation cannot be changed subsequently. Financial assets and financial liabilities designated at fair value are presented on separate lines on the face of the balance sheet. The fair value option can be applied only if one of the following criteria is met:

- the financial instrument is a hybrid instrument that includes a substantive embedded derivative;
- the financial instrument is part of a portfolio that is risk managed on a fair value basis and reported to senior management on that basis or
- the application of the fair value option eliminates or significantly reduces an accounting mismatch that would otherwise arise.

UBS AG has used the fair value option to designate most of its issued hybrid debt instruments as financial liabilities designated at fair value through profit or loss, on the basis that such financial instruments include embedded derivatives and/or are managed on a fair value basis. Such hybrid debt instruments predominantly include the following:

- *Equity-linked bonds or notes*: linked to a single stock, a basket of stocks or an equity index;
- *Credit-linked bonds or notes*: linked to the performance (coupon and/or redemption amount) of single names (such as a company or a country) or a basket of reference entities and
- *Rates-linked bonds or notes*: linked to a reference interest rate, interest rate spread or formula.

The fair value option is also applied to certain loans and loan commitments, otherwise accounted for at amortized cost, which are hedged predominantly with credit derivatives. The application of the fair value option to the loans and loan commitments reduces an accounting mismatch, as the credit derivatives are accounted for as derivative instruments at fair value through profit or loss. Similarly, UBS AG has applied the fair value option to certain structured loans and reverse repurchase and securities borrowing agreements which are part of portfolios managed on a fair value basis.

The fair value option is applied to assets held to hedge deferred cash-settled employee compensation awards, in order to reduce an accounting mismatch that would otherwise arise due to the liability being measured on a fair value basis.

Fair value changes related to financial instruments designated at fair value through profit or loss are recognized in *Net trading income*. Interest income and interest expense on financial assets and liabilities designated at fair value through profit or loss are recognized in *Interest income on financial assets designated at*

fair value or Interest expense on financial liabilities designated at fair value, respectively.

UBS AG applies the same recognition and derecognition principles to financial instruments designated at fair value as to financial instruments in the trading portfolio. Refer to items 5 and 7 for more information.

→ Refer to Notes 3, 20, 24e and 27d for more information on financial assets and liabilities designated at fair value

9) Financial investments classified as available-for-sale

Financial investments classified as available-for-sale are non-derivative financial assets that are not classified as held for trading, designated at fair value through profit or loss, or loans and receivables. They are recognized on a settlement date basis.

Financial investments classified as available-for-sale include: (a) debt securities held as part of a large multi-currency portfolio of unencumbered, high-quality assets managed centrally by Corporate Center – Group Asset and Liability Management, a majority of which is short-term, (b) strategic equity investments, (c) certain investments in real estate funds, (d) certain equity instruments including private equity investments, and (e) debt instruments and non-performing loans acquired in the secondary market.

Financial investments that are classified as available-for-sale are recognized initially at fair value less transaction costs and are measured subsequently at fair value. Unrealized gains and losses are reported in *Other comprehensive income* within *Equity*, net of applicable income taxes, until such investments are sold, collected or otherwise disposed of, or until any such investment is determined to be impaired. Unrealized gains before tax are presented separately from unrealized losses before tax in Note 15.

For monetary instruments (such as debt securities), foreign exchange translation gains and losses determined by reference to the amortized cost basis of the instruments are recognized in *Net trading income*. Foreign exchange translation gains and losses related to other changes in fair value are recognized in *Other comprehensive income* within *Equity*. Foreign exchange translation gains and losses associated with non-monetary instruments (such as equity securities) are part of the overall fair value change of the instruments and are recognized in *Other comprehensive income* within *Equity*.

Interest and dividend income on financial investments classified as available-for-sale are included in *Interest and dividend income from financial investments available-for-sale*. Interest income is determined by reference to the instrument's amortized cost basis using the effective interest rate (EIR).

On disposal of an investment, any related accumulated unrealized gains or losses included in *Equity* are reclassified to the income statement and reported in *Other income*. Gains or losses on disposal are determined using the average cost method.

Consolidated financial statements

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

At each balance sheet date, UBS AG assesses whether indicators of impairment are present for an available-for-sale investment. An available-for-sale investment is impaired when there is objective evidence that, as a result of one or more events that occurred after the initial recognition of the investment, the estimated future cash flows from the investment have decreased. A significant or prolonged decline in the fair value of an available-for-sale equity instrument below its original cost is considered objective evidence of impairment. In the event of a significant decline in fair value below its original cost (20%) or a prolonged decline (six months), an impairment is recorded unless facts and circumstances clearly indicate that the decline in value, on its own, is not evidence of an impairment.

For debt investments, objective evidence of impairment includes significant financial difficulty of the issuer or counterparty, default or delinquency in interest or principal payments, or it becoming probable that the borrower will enter bankruptcy or financial reorganization. If an available-for-sale financial investment is determined to be impaired, the related cumulative net unrealized loss previously recognized in *Other comprehensive income* within *Equity* is reclassified to the income statement within *Other income*. For equity instruments, any further loss is recognized directly in the income statement, whereas for debt instruments, any further loss is recognized in the income statement only if there is additional objective evidence of impairment. After an impairment of an equity instrument that is classified as available-for-sale, increases in the fair value are reported in *Other comprehensive income* within *Equity*. Subsequent increases in the fair value of debt instruments up to an amount that equals their amortized cost in original currency are recognized in *Other income*, provided that the fair value increase is related to an event occurring after the impairment loss was recorded. Increases in excess of that amount are reported in *Other comprehensive income* within *Equity*.

UBS AG applies the same recognition and derecognition principles to financial assets classified as available-for-sale as to financial instruments in the trading portfolio (refer to items 5 and 7 for more information), except that unrealized gains and losses between trade date and settlement date are recognized in *Other comprehensive income* within *Equity* rather than in the income statement.

→ Refer to Note 15 and 24 for more information on financial investments available-for-sale

10) Loans and receivables

Loans and receivables are non-derivative financial assets with fixed or determinable payments that are not quoted in an active market, not classified as held for trading, not designated at fair value through profit and loss or classified as available-for-sale, and are not assets for which UBS AG may not recover substantially all of its initial net investment other than because of credit deterioration. Financial assets classified as loans and receivables include:

- originated loans where funding is provided directly to the borrower;
- participation in a loan from another lender and purchased loans; and
- securities which were classified as loans and receivables at acquisition date, such as municipal auction rate securities in the Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio (refer to Note 27c for more information).

Loans and receivables are recognized when UBS AG becomes a party to the contractual provisions of the instrument, which is when funding is advanced to borrowers. They are recorded initially at fair value, based on the amount provided to originate or purchase the assets, together with any transaction costs directly attributable to the acquisition. Subsequently, they are measured at amortized cost using the EIR method, less allowances for credit losses. Refer to item 11 for information on allowances for credit losses and to Note 27a for an overview of the financial assets classified as loans and receivables.

Interest on loans and receivables is included in *Interest earned on loans and advances* and is recognized on an accrual basis. Upfront fees and direct costs relating to loan origination, refinancing or restructuring as well as to loan commitments are generally deferred and amortized to *Interest earned on loans and advances* over the life of the loan using the EIR method. For loan commitments that are not expected to result in a loan being advanced, the fees are recognized in *Net fee and commission income* over the commitment period. For loan syndication fees where UBS AG does not retain a portion of the syndicated loan, or where UBS AG does retain a portion of the syndicated loan at the same effective yield for comparable risk as other participants, fees are credited to *Net fee and commission income* when the services have been provided.

Presentation of receivables from central banks

Deposits with central banks that are available on demand are presented on the balance sheet as *Cash and balances with central banks*. All longer-dated receivables with central banks are presented under *Due from banks*.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)*Financial assets reclassified to loans and receivables*

When a financial asset is reclassified from held for trading to loans and receivables, the financial asset is reclassified at its fair value on the date of reclassification. Any gain or loss recognized in the income statement before reclassification is not reversed. The fair value of a financial asset on the date of reclassification becomes its cost basis going forward. In 2008 and 2009, UBS AG determined that certain financial assets classified as held for trading were no longer held for the purpose of selling or repurchasing in the near term and that UBS AG had the intention and ability to hold these assets for the foreseeable future, considered to be a period of approximately twelve months from the reclassification. Therefore, these assets were reclassified from held for trading to loans and receivables.

→ Refer to Note 27c for more information on reclassified assets

Renegotiated loans

A renegotiated or restructured loan is a loan for which the terms have been modified or for which additional collateral has been requested that was not contemplated in the original contract.

Typical key features of terms and conditions granted through renegotiation to avoid default include special interest rates, postponement of interest or amortization payments, modification of the schedule of repayments or amendment of loan maturity. There is no change in the EIR following a renegotiation.

If a loan is renegotiated with preferential conditions (i.e., new or modified terms and conditions are agreed which do not meet the normal market criteria for the quality of the obligor and the type of loan), the position is still classified as non-performing and is rated as being in counterparty default. It will remain so until the loan is collected or written off and will be assessed for impairment on an individual basis.

If a loan is renegotiated on a non-preferential basis (e.g., additional collateral is provided by the client, or new terms and conditions are agreed which meet the normal market criteria, for the quality of the obligor and the type of loan), the loan will be re-rated using UBS AG's regular rating scale. In these circumstances, the loan is removed from impaired status and included in the collective assessment of loan loss allowances, unless an indication of impairment exists, in which case the loan is assessed for impairment on an individual basis. For the purposes of measuring credit losses within the collective loan loss assessment, these loans are not segregated from other loans which have not been renegotiated. Management regularly reviews all loans to ensure that all criteria according to the loan agreement continue to be met and that future payments are likely to occur. Refer to item 11 for more information on allowances and provisions for credit losses.

A restructuring of a loan could lead to a fundamental change in the terms and conditions of a loan, resulting in the original loan being derecognized and a new loan being recognized.

If a loan is derecognized in these circumstances, the new loan is measured at fair value at initial recognition. Any allowance taken to date against the original loan is derecognized and is not attributed to the new loan. Consequently, the new loan is assessed for impairment on an individual basis. If the loan is not impaired, the loan is included within the general collective loan assessment for the purpose of measuring credit losses.

11) Allowances and provisions for credit losses

An allowance or provision for credit losses is established if there is objective evidence that UBS AG will be unable to collect all amounts due (or the equivalent thereof) on a claim, based on the original contractual terms due to credit deterioration of the issuer or counterparty. A claim means a loan or receivable carried at amortized cost, or a commitment such as a letter of credit, a guarantee, or another similar instrument. Objective evidence of impairment includes significant financial difficulty of the issuer or counterparty, default or delinquency in interest or principal payments, or a likelihood that the borrower will enter bankruptcy or financial reorganization.

An allowance for credit losses is reported as a reduction of the carrying value of a claim on the balance sheet. For an off-balance-sheet item, such as a commitment, a provision for credit loss is reported in *Provisions*. Changes to allowances and provisions for credit losses are recognized as *Credit loss expense/recovery*.

Allowances and provisions for credit losses are evaluated at both a counterparty-specific level and collectively based on the following principles:

Counterparty-specific: A loan is considered impaired when management determines that it is probable that UBS AG will not be able to collect all amounts due (or the equivalent value thereof) based on the original contractual terms. Individual credit exposures are evaluated based on the borrower's overall financial condition, resources and payment record, the prospects of support from contractual guarantors and, where applicable, the realizable value of any collateral. The estimated recoverable amount is the present value, calculated using the claim's original EIR, of expected future cash flows including amounts that may result from restructuring or the liquidation of collateral. If a loan has a variable interest rate, the discount rate used for calculating the recoverable amount is the current EIR. Impairment is measured and allowances for credit losses are established based on the difference between the carrying amount and the estimated recoverable amount. Upon impairment, the accrual of interest income based on the original terms of the loan is discontinued. The increase in the present value of the impaired loan due to the passage of time is reported as *Interest income*.

 Consolidated
financial statements

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

All impaired loans are reviewed and analyzed at least annually. Any subsequent changes to the amounts and timing of the expected future cash flows compared with prior estimates result in a change in the allowance for credit losses and are charged or credited to *Credit loss expense/recovery*. An allowance for impairment is reversed only when the credit quality has improved to such an extent that there is reasonable assurance of timely collection of principal and interest in accordance with the original contractual terms of the claim, or the equivalent value thereof. A write-off is made when all or part of a claim is deemed uncollectible or forgiven. Write-offs reduce the principal amount of a claim and are charged against previously established allowances for credit losses or, if no allowance has been established previously, directly to *Credit loss expense/recovery*. Recoveries, in part or in full, of amounts previously written off are credited to *Credit loss expense/recovery*.

A loan is classified as non-performing when the payment of interest, principal or fees is overdue by more than 90 days, when insolvency proceedings have commenced, or when obligations have been restructured on preferential terms. Loans are evaluated individually for impairment when amounts have been overdue by more than 90 days, or if other objective evidence indicates that a loan may be impaired.

Collectively: All loans for which no impairment is identified at a counterparty-specific level are grouped on the basis of UBS AG's internal credit grading system that considers credit risk characteristics such as asset type, industry, geographical location, collateral type, past-due status and other relevant factors, to collectively assess whether impairment exists within a portfolio. Future cash flows for a group of financial assets that are collectively evaluated for impairment are estimated on the basis of historical loss experience for assets with credit risk characteristics similar to those in the group. Historical loss experience is adjusted on the basis of current observable data to reflect the effects of current conditions of the group of financial assets on which the historical loss experience is based and to remove the effects of conditions in the historical period that do not exist currently in the portfolio. Estimates of changes in future cash flows for the group of financial assets reflect, and are directionally consistent with, changes in related observable data from year to year. The methodology and assumptions used for estimating future cash flows for the group of financial assets are reviewed regularly to reduce any differences between loss estimated and actual loss

experience. Allowances for collective impairment assessments are recognized as *Credit loss expense/recovery* and result in an offset to the aggregated loan position. As the allowance cannot be allocated to individual loans, the loans are not considered to be impaired and interest is accrued on each loan according to its contractual terms. If objective evidence becomes available that indicates that an individual financial asset is impaired, it is removed from the group of financial assets assessed for impairment on a collective basis and is assessed separately as a counterparty-specific claim.

Reclassified securities and similar acquired securities carried at amortized cost: Estimated cash flows associated with financial assets reclassified from the held for trading category to loans and receivables in accordance with the requirements in item 10 and other similar assets acquired subsequently are reviewed periodically. Adverse revisions in cash flow estimates related to credit events are recognized in the income statement as *Credit loss expense/recovery*. For a reclassified loan, a change in expectation regarding the recoverability of the security and its future cash receipts requires an adjustment to the EIR on the loan from the date of change (refer to Note 27c for more information).

→ Refer to Note 12 for more information on allowances and provisions for credit losses

12) Securitization structures set up by UBS AG

UBS AG securitizes certain financial assets, generally selling *Trading portfolio assets* to SEs that issue securities to investors. UBS AG applies the policies set out in item 3 in determining whether the respective SE must be consolidated and those set out in item 5 in determining whether derecognition of transferred financial assets is appropriate. The following statements mainly apply to transfers of financial assets that qualify for derecognition.

Gains or losses related to the sale of *Trading portfolio assets* involving a securitization are recognized when the derecognition criteria are satisfied; the resulting gain or loss is included in *Net trading income*.

Interests in the securitized financial assets may be retained in the form of senior or subordinated tranches, interest-only strips or other residual interests (retained interests). Retained interests are primarily recorded in *Trading portfolio assets* and are carried at fair value. Synthetic securitization structures typically involve derivative financial instruments for which the principles set out in item 15 apply.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

UBS AG acts as structurer and placement agent in various mortgage-backed securities (MBS) and other asset-backed securities (ABS) securitizations. In such capacity, UBS AG may purchase collateral on its own behalf or on behalf of clients during the period prior to securitization. UBS AG then typically sells the collateral into designated trusts upon closing of the securitization. In other securitizations, UBS AG may only provide financing to a designated trust in order to fund the purchase of collateral by the trust prior to securitization. Furthermore, UBS AG underwrites the offerings to investors, earning fees for its placement and structuring services. Consistent with the valuation of similar inventory, fair value of retained tranches is initially and subsequently determined using market price quotations where available or internal pricing models that utilize variables such as yield curves, prepayment speeds, default rates, loss severity, interest rate volatilities and spreads. Where possible, assumptions based on observable transactions are used to determine the fair value of retained interests, but for some interests substantially no observable information is available.

→ Refer to Note 30c for more information on the UBS AG's involvement with securitization vehicles

13) Securities borrowing and lending

Securities borrowing and securities lending transactions are generally entered into on a collateralized basis. In such transactions, UBS AG typically borrows or lends equity and debt securities in exchange for securities or cash collateral. Additionally, UBS AG borrows securities from its clients' custody accounts in exchange for a fee. The transactions are normally conducted under standard agreements employed by financial market participants and are undertaken with counterparties subject to UBS AG's normal credit risk control processes. UBS AG monitors on a daily basis the market value of the securities received or delivered and requests or provides additional collateral or returns or recalls surplus collateral in accordance with the underlying agreements.

Cash collateral received is recognized with a corresponding obligation to return it (*Cash collateral on securities lent*) and cash collateral delivered is derecognized and a corresponding receivable reflecting UBS AG's right to receive it back is recorded (*Cash collateral on securities borrowed*). The securities which have been transferred are not recognized on, or derecognized from, the balance sheet unless the risks and rewards of ownership are also transferred. Refer to item 5 for more information. UBS AG-owned securities transferred to a borrower that is granted the right to sell or repledge those transferred securities are presented on the balance sheet as *Trading portfolio assets, of which: assets pledged as collateral which may be sold or repledged by counterparties*. Securities received in a borrowing transaction are disclosed as off-balance-sheet items if UBS AG has the right to resell or repledge them, with additional disclosure provided for securities that UBS AG has actually resold or repledged. The sale of securities which is settled by delivering securities received in a

borrowing transaction generally triggers the recognition of a trading liability (short sale). Where securities are either received or delivered in lieu of cash (securities-for-securities transactions), neither the securities received or delivered nor the obligation to return or right to receive the securities are recognized on the balance sheet, as derecognition criteria are not met. Refer to item 5 for more information.

Interest is recognized in the income statement on an accrual basis and is recorded as *Interest income* or *Interest expense*. *Interest income* includes interest earned on securities borrowing, and negative interest, including fees, on securities lending. *Interest expense* includes interest on securities lent and negative interest, including fees, on securities borrowing.

→ Refer to Notes 11, 25 and 26 for more information on securities borrowing and lending

14) Repurchase and reverse repurchase transactions

Securities purchased under agreements to resell (*Reverse repurchase agreements*) and securities sold under agreements to repurchase (*Repurchase agreements*) are treated as collateralized financing transactions. Nearly all reverse repurchase and repurchase agreements involve debt instruments, such as bonds, notes or money market paper. The transactions are normally conducted under standard agreements employed by financial market participants and are undertaken with counterparties subject to UBS AG's normal credit risk control processes. UBS AG monitors on a daily basis the market value of the securities received or delivered and requests or provides additional collateral or returns or recalls surplus collateral in accordance with the underlying agreements.

In a reverse repurchase agreement, the cash delivered is derecognized and a corresponding receivable, including accrued interest, is recorded in the balance sheet line *Reverse repurchase agreements*, representing UBS AG's right to receive the cash back. Similarly, in a repurchase agreement, the cash received is recognized and a corresponding obligation, including accrued interest, is recorded in the balance sheet line *Repurchase agreements*. Securities received under reverse repurchase agreements and securities delivered under repurchase agreements are not recognized on or derecognized from the balance sheet, unless the risks and rewards of ownership are transferred. UBS AG-owned securities transferred to a recipient who is granted the right to resell or repledge them are presented on the balance sheet as *Trading portfolio assets, of which: assets*

pledged as collateral which may be sold or repledged by counterparties. Securities received in reverse repurchase agreements are disclosed as off-balance-sheet items if UBS AG has the right to resell or repledge them, with additional disclosure provided for securities that UBS AG has actually resold or repledged (refer to Note 25d for more information). Additionally, the sale of securities which is settled by delivering securities received in reverse repurchase transactions generally triggers the recognition of a trading liability (short sale).

Consolidated financial statements

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

Interest is recognized in the income statement on an accrual basis and is recorded as *Interest income* or *Interest expense*. *Interest income* includes interest earned on reverse repurchase agreements and negative interest on repurchase agreements. *Interest expense* includes interest on repurchase agreements and negative interest on reverse repurchase agreements.

UBS AG generally offsets reverse repurchase agreements and repurchase agreements with the same counterparty, maturity, currency and Central Securities Depository (CSD) in accordance with the relevant accounting requirements. Refer to item 35 for more information.

→ Refer to Notes 11, 25 and 26 for more information on repurchase and reverse repurchase transactions

15) Derivative instruments and hedge accounting

Derivative instruments that UBS AG enters into are initially recognized, and remain carried, at fair value. Fair value changes are generally recognized in the income statement unless and to the extent they are designated in hedge relationships which require recognition of the effective portion of such changes within other comprehensive income.

Derivative instruments are generally reported on the balance sheet as *Positive replacement values* or *Negative replacement values*. Exchange-traded derivatives that economically settle on a daily basis, and certain OTC derivatives that in substance net settle on a daily basis, are classified as *Cash collateral receivables on derivative instruments* or *Cash collateral payables on derivative instruments*. Products that receive this treatment include futures contracts, 100% daily margined exchange-traded options and interest rate swaps transacted with the London Clearing House. Changes in the fair value of derivative instruments are recorded in *Net trading income*, unless the derivatives are designated and effective as hedging instruments in certain types of hedge accounting relationships.

→ Refer to Note 14 for more information on derivative instruments and hedge accounting

Hedge accounting

UBS AG uses derivative instruments as part of its risk management activities to manage exposures particularly to interest rate and foreign currency risks, including exposures arising from forecast transactions. If derivative and non-derivative instruments meet certain criteria specified below, they may be designated as hedging instruments in hedges of the change in fair value of recognized assets or liabilities (fair value hedges), hedges of the variability in future cash flows attributable to a recognized asset or liability or highly probable forecast transactions (cash flow hedges) or hedges of a net investment in a foreign operation (net investment hedges).

At the time a financial instrument is designated in a hedge relationship, UBS AG formally documents the relationship between the hedging instrument(s) and hedged item(s), including the risk management objectives and strategy in undertaking the hedge transaction and the methods that will be used to assess the effectiveness of the hedging relationship. Accordingly, UBS AG assesses, both at the inception of the hedge and on an ongoing basis, whether the hedging instruments, primarily derivatives, have been "highly effective" in offsetting changes in the fair value or cash flows associated with the designated risk of the hedged items. A hedge is considered highly effective if the following criteria are met: (i) at inception of the hedge and throughout its life, the hedge is expected to be highly effective in achieving offsetting changes in fair value or cash flows attributable to the hedged risk and (ii) actual results of the hedge are within a range of 80% to 125%. In the case of hedging forecast transactions, the transaction must have a high probability of occurring and must present an exposure to variations in cash flows that could ultimately affect the reported net profit or loss. UBS AG discontinues hedge accounting voluntarily, or when UBS AG determines that a hedging instrument is not, or has ceased to be, highly effective as a hedge, when the derivative expires or is sold, terminated or exercised, when the hedged item matures, is sold or repaid or when forecast transactions are no longer deemed highly probable.

Hedge ineffectiveness represents the amount by which the changes in the fair value of the hedging instrument differ from changes in the fair value of the hedged item attributable to the hedged risk, or the amount by which changes in the present value of future cash flows of the hedging instrument exceed changes in the present value of expected cash flows of the hedged item. Such ineffectiveness is recorded in current period earnings in *Net trading income*. Interest income and expense on derivatives designated as hedging instruments in effective hedge relationships is included in *Interest income*.

Fair value hedges

For qualifying fair value hedges, the change in the fair value of the hedging instrument is recognized in the income statement along with the change in the fair value of the hedged item that is attributable to the hedged risk. In fair value hedges of interest rate risk, the fair value change of the hedged item attributable to the hedged risk is reflected in the carrying value of the hedged item. If the hedge accounting relationship is terminated for reasons other than the derecognition of the hedged item, the difference between the carrying value of the hedged item at that point and the value at which it would have been carried had the hedge never existed (the unamortized fair value adjustment) is amortized to the income statement over the remaining term to maturity of the hedged item.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

For a portfolio hedge of interest rate risk, the equivalent change in fair value is reflected within *Other assets* or *Other liabilities*. If the hedge relationship is terminated for reasons other than the derecognition of the hedged item, the amount included in *Other assets* or *Other liabilities* is amortized to the income statement over the remaining term to maturity of the hedged items.

Cash flow hedges

Fair value gains or losses associated with the effective portion of derivatives designated as cash flow hedges for cash flow repricing risk are recognized initially in *Other comprehensive income* within *Equity*. When the hedged forecast cash flows affect profit or loss, the associated gains or losses on the hedging derivatives are reclassified from *Equity* to the income statement.

If a cash flow hedge of forecasted transactions is no longer considered effective, or if the hedge relationship is terminated, the cumulative gains or losses on the hedging derivatives previously reported in *Equity* remain there until the committed or forecasted transactions occur and affect profit or loss. If the forecasted transactions are no longer expected to occur, the deferred gains or losses are reclassified immediately to the income statement.

Hedges of net investments in foreign operations

Hedges of net investments in foreign operations are accounted for similarly to cash flow hedges. Gains or losses on the hedging instrument relating to the effective portion of the hedge are recognized directly in *Equity* (and presented in the statement of changes in equity and statement of comprehensive income under *Foreign currency translation*), while any gains or losses relating to the ineffective and/or undesignated portion (for example, the interest element of a forward contract) are recognized in the income statement. Upon disposal or partial disposal of the foreign operation, the cumulative value of any such gains or losses associated with the entity, and recognized directly in *Equity*, is reclassified to the income statement.

Economic hedges that do not qualify for hedge accounting

Derivative instruments that are transacted as economic hedges but do not qualify for hedge accounting are treated in the same way as derivative instruments used for trading purposes (i.e., realized and unrealized gains and losses are recognized in *Net trading income*), except for the forward points on certain short duration foreign exchange contracts, which are reported in *Net interest income*.

→ Refer to Note 14 for more information on economic hedges

Embedded derivatives

Derivatives may be embedded in other financial instruments (host contracts). For example, they could be represented by the conversion feature embedded in a convertible bond. Such hybrid instruments arise predominantly from the issuance of certain structured debt instruments. An embedded derivative is generally required to be separated from the host contract and accounted for as a standalone derivative instrument at fair value through profit or loss if: (i) the host contract is not carried at fair value with changes in fair value reported in the income statement, (ii) the economic characteristics and risks of the embedded derivative are not closely related to the economic characteristics and risks of the host contract and (iii) the terms of the embedded derivative would meet the definition of a standalone derivative were they contained in a separate contract. Bifurcated embedded derivatives are presented on the same balance sheet line as the host contract, and are shown in Note 27a in the Held for trading category, reflecting the measurement and recognition principles applied.

Typically, UBS AG applies the fair value option to hybrid instruments (refer to item 8 for more information), in which case bifurcation of an embedded derivative component is not required.

16) *Loan commitments*

Loan commitments are defined amounts (unutilized credit lines or undrawn portions of credit lines) against which clients can borrow money under defined terms and conditions.

Loan commitments that can be cancelled at any time by UBS AG at its discretion, according to their general terms and conditions, are not recognized on the balance sheet and are not included in the off-balance-sheet disclosures. Upon a loan draw-down by the counterparty, the amount of the loan is accounted for in accordance with *Loans and receivables*. Refer to item 10 for more information.

Consolidated
financial statements

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

Irrevocable loan commitments (where UBS AG has no right to withdraw the loan commitment once communicated to the beneficiary, or which are revocable only due to automatic cancellation upon deterioration in a borrower's creditworthiness) are classified into the following categories:

- derivative loan commitments, being loan commitments that can be settled net in cash or by delivering or issuing another financial instrument, or loan commitments for which there is a past practice of selling those loans resulting from similar loan commitments before or shortly after origination;
- loan commitments designated at fair value through profit and loss (refer to item 8 for more information) and
- all other loan commitments. These are not recorded in the balance sheet, but a provision is recognized if it is probable that a loss has been incurred and a reliable estimate of the amount of the obligation can be made. Other loan commitments include irrevocable forward starting reverse repurchase and irrevocable securities borrowing agreements. Any change in the liability relating to these other loan commitments is recorded in the income statement in *Credit loss expense/recovery*. Refer to items 11 and 27 for more information.

17) Financial guarantee contracts

Financial guarantee contracts are contracts that require the issuer to make specified payments to reimburse the holder for an incurred loss because a specified debtor fails to make payments when due in accordance with the terms of a specified debt instrument. UBS AG issues such financial guarantees to banks, financial institutions and other parties on behalf of clients to secure loans, overdrafts and other banking facilities.

Certain written financial guarantees that are managed on a fair value basis are designated at fair value through profit or loss. Refer to item 8 for more information. Financial guarantees that are not managed on a fair value basis are initially recognized in the financial statements at fair value. Subsequent to initial recognition, these financial guarantees are measured at the higher of the amount initially recognized less cumulative amortization, and to the extent a payment under the guarantee has become prob-

able, the present value of the expected payment. Any change in the liability relating to probable expected payments resulting from guarantees is recorded in the income statement in *Credit loss expense/recovery*.

18) Cash and cash equivalents

For the purposes of the statement of cash flows, cash and cash equivalents comprise balances with an original maturity of three months or less including cash, money market paper and balances with central and other banks.

19) Physical commodities

Physical commodities (precious metals, base metals and other commodities) held by UBS AG as a result of its broker-trader activities are accounted for at fair value less costs to sell and recognized within *Trading portfolio assets*. Changes in fair value less costs to sell are recorded in *Net trading income*.

20) Property, equipment and software

Property, equipment and software includes own-used properties, leasehold improvements, information technology hardware, externally purchased and internally generated software and communication and other similar equipment. All *Property, equipment and software* is carried at cost (which includes capitalized interest from associated borrowings, where applicable), less accumulated depreciation and impairment losses, and is reviewed periodically for impairment.

→ Refer to Note 16 for more information on property and equipment

Leasehold improvements

Leasehold improvements are investments made to customize buildings and offices occupied under operating lease contracts to make them suitable for their intended purpose. The present value of estimated reinstatement costs required to bring a leased property back into its original condition at the end of the lease is capitalized as part of total leasehold improvements with a corresponding liability recognized to reflect the obligation incurred.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

Reinstatement costs are recognized in the income statement through depreciation of the capitalized leasehold improvements over their estimated useful lives and the resulting liability is extinguished as cash payments are made.

Property held for sale

Where UBS AG has decided to sell non-current assets such as property or equipment and the sale of these assets is highly probable to occur within 12 months, these assets are classified as non-current assets held for sale and are reclassified to *Other assets*. Upon classification as held for sale, they are no longer depreciated and are carried at the lower of book value or fair value less cost to sell.

Software

Software development costs are capitalized only when the costs can be measured reliably and it is probable that future economic benefits will arise.

Estimated useful life of property, equipment and software

An asset within property, equipment and software is depreciated on a straight-line basis over its estimated useful life. Depreciation of an asset within property, equipment and software begins when it is available for use; that is, when it is in the location and condition necessary for it to be capable of operating in the manner intended by management.

Estimated useful life of property, equipment and software

Properties, excluding land	Not exceeding 67 years
Leasehold improvements	Residual lease term
Other machines and equipment	Not exceeding 10 years
IT hardware and communication equipment	Not exceeding 5 years
Software	Not exceeding 10 years

21) Goodwill and intangible assets

Goodwill represents the excess of the cost of an acquisition over the fair value of UBS AG's share of net identifiable assets of the acquired entity at the date of acquisition. Goodwill is not amortized. It is tested annually for impairment and, additionally, when an indication of impairment exists at the end of each reporting period. For goodwill impairment testing purposes, UBS AG considers the segments reported in Note 2a as separate cash-generating units, since this is the level at which the performance of investments is reviewed and assessed by management. The recoverable amount of a segment is determined on the basis of its value-in-use.

Intangible assets are comprised of separately identifiable intangible items arising from business combinations and certain purchased trademarks and similar items. Intangible assets are recognized at cost. The cost of an intangible asset acquired in a business combination is its fair value at the date of acquisition. Intangible assets with a definite useful life are amortized using the straight-line method over their estimated useful life, generally not exceeding 20 years. Intangible assets with an indefinite useful life are not amortized. In nearly all cases, identified intangible assets have a definite useful life. At each balance sheet date, intangible assets are reviewed for indications of impairment. If such indications exist, the intangible assets are analyzed to assess whether their carrying amount is fully recoverable. An impairment loss is recognized if the carrying amount exceeds the recoverable amount.

Intangible assets are classified into two categories: (i) infrastructure and (ii) customer relationships, contractual rights and other. Infrastructure consists of a branch network intangible asset recognized in connection with the acquisition of PaineWebber Group, Inc. Client relationships, contractual rights and other includes mainly intangible assets for client relationships, non-compete agreements, favorable contracts, trademarks and trade names acquired in business combinations.

→ Refer to Note 17 for more information on goodwill and intangible assets

22) Income taxes

Income tax payable on profits is recognized as an expense based on the applicable tax laws in each jurisdiction in the period in which profits arise. The tax effects of income tax losses available for carry forward are recognized as a deferred tax asset if it is probable that future taxable profit (based on profit forecast assumptions) will be available against which those losses can be utilized.

Deferred tax assets are recognized for temporary differences that will result in deductible amounts in future periods, but only to the extent that it is probable that sufficient taxable profits will be available against which these differences can be utilized. Deferred tax liabilities are recognized for temporary differences between the carrying amounts of assets and liabilities in the balance sheet that reflect the expectation that certain items will give rise to taxable income in future periods. Deferred tax assets and liabilities are measured at the tax rates that are expected to apply in the period in which the asset will be realized or the liability will be settled.

Deferred and current tax assets and liabilities are offset when they arise from the same tax reporting group, they relate to the same tax authority, the legal right to offset exists, and they are intended to be settled net or realized simultaneously.

Consolidated financial statements

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

Current and deferred taxes are recognized as income tax benefit or expense in the income statement except for current and deferred taxes recognized (i) upon the acquisition of a subsidiary, (ii) for unrealized gains or losses on financial investments that are classified as available-for-sale, for changes in fair value of derivative instruments designated as cash flow hedges, for remeasurements of defined benefit plans, and for certain foreign currency translations of foreign operations, and (iii) for gains and losses on the sale of treasury shares. Deferred taxes recognized in a business combination (point (i)) are considered when determining goodwill. Amounts relating to points (ii) and (iii) are recognized in *Other comprehensive income within Equity*.

→ Refer to Note 8 for more information on income taxes

23) Debt issued

Debt issued is carried at amortized cost. In cases where there is a legal mechanism for write-down or conversion into equity (as is the case for instance with senior unsecured debt issued by UBS AG that is subject to write-down or conversion under resolution authority granted to FINMA under Swiss law) this is not part of the contractual terms, and, therefore, it does not affect the amortized cost accounting treatment applied to these instruments. If the debt were to be written down or converted into equity in a future period, this would result in the full or partial derecognition of the financial liabilities, with the difference between the carrying value of the debt written down or converted into equity and the fair value of any equity shares issued recognized in the income statement.

In cases where, as part of UBS AG's risk management activity, fair value hedge accounting is applied to fixed-rate debt instruments carried at amortized cost, their carrying amount is adjusted for changes in fair value related to the hedged exposure. Refer to item 15 for more information on hedge accounting. In most cases, structured notes issued are designated at fair value through profit or loss using the fair value option, on the basis that they are managed on a fair value basis, that the structured notes contain an embedded derivative, or both. Refer to item 8 for more information on the fair value option. The fair value option is not applied to certain structured notes that contain embedded derivatives that reference foreign exchange rates and/or precious metal prices. For these instruments, the embedded derivative component is measured on a fair value basis and the related underlying debt host component is measured on an amortized cost basis, with both components presented together within *Debt issued*. Refer to item 15 for more information on embedded derivatives.

Debt issued and subsequently repurchased in relation to market-making or other activities is treated as redeemed. A gain or loss on redemption (depending on whether the repurchase price of the bond is lower or higher than its carrying value) is recorded in *Other income*. A subsequent sale of own bonds in the market is treated as a reissuance of debt. Interest expense on debt

instruments measured at amortized cost is included in *Interest on debt issued*.

→ Refer to Note 21 for more information on debt issued

24) Pension and other post-employment benefit plans

UBS AG sponsors a number of post-employment benefit plans for its employees worldwide, which include defined benefit and defined contribution pension plans, and other post-employment benefits such as medical and life insurance benefits that are payable after the completion of employment. The major defined benefit pension plans are located in Switzerland, the UK, the US and Germany.

→ Refer to Note 28 for more information on pension and other post-employment benefit plans

Defined benefit pension plans

Defined benefit pension plans specify an amount of benefit that an employee will receive, which is usually dependent on one or more factors such as age, years of service and compensation. The defined benefit liability recognized in the balance sheet is the present value of the defined benefit obligation less the fair value of the plan assets at the balance sheet date. If the fair value of the plan assets is higher than the present value of the defined benefit obligation, the recognition of the resulting net defined benefit asset is limited to the present value of economic benefits available in the form of refunds from the plan or reductions in future contributions to the plan. UBS AG applies the projected unit credit method to determine the present value of its defined benefit obligations, the related current service cost and, where applicable, past service cost. These amounts, which take into account the specific features of each plan, including risk sharing between the employee and employer, are calculated periodically by independent qualified actuaries.

Defined contribution plans

A defined contribution plan is a pension plan under which UBS AG pays fixed contributions into a separate entity from which post-employment and other benefits are paid. UBS AG has no legal or constructive obligation to pay further contributions if the plan does not hold sufficient assets to pay employees the benefits relating to employee service in the current and prior periods. UBS AG's contributions are expensed when the employees have rendered services in exchange for such contributions. This is generally in the year of contribution. Prepaid contributions are recognized as an asset to the extent that a cash refund or a reduction in future payments is available.

Other post-retirement benefits

UBS AG also provides post-retirement medical and life insurance benefits to certain retirees in the US and the UK. The expected costs of these benefits are recognized over the period of employment using the same accounting methodology used for defined benefit pension plans.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**25) Equity participation and other compensation plans***Transfer of deferred compensation plans*

As part of the Group reorganization in 2014, UBS Group AG assumed obligations of UBS AG as grantor in connection with certain outstanding awards under employee share, option, notional fund and deferred cash compensation plans. This section separately describes the accounting policies applied to these plans during the periods prior to and post the Group reorganization and transfer of deferred compensation plans.

*Periods prior to the Group reorganization and transfer of deferred compensation plans**Equity participation plans*

UBS AG has established several equity participation plans which include mandatory, discretionary and voluntary plans. UBS AG recognizes the fair value of awards granted under these plans, determined at the date of grant, as compensation expense, over the period during which the employee is required to provide services in order to earn the award.

If the employee is not required to provide future services, such as for awards granted to employees who are retirement eligible, including those employees who meet full career retirement criteria, compensation expense is recognized on or prior to the grant date. Such awards may remain forfeitable until the legal vesting date if certain non-vesting conditions are not met. Forfeiture events resulting from breach of a non-vesting condition do not result in a reversal of compensation expense.

If future service is required, compensation expense is recognized over that future period. For awards that are delivered in tranches, each tranche is considered a separate award and amortized separately. Plans may contain provisions that shorten the required service period due to achievement of retirement eligibility or upon termination due to redundancy. In such instances, compensation expense is recognized over the period from grant date to the retirement eligibility or redundancy date. Forfeiture of these awards that occurs during the service period results in a reversal of compensation expense.

Awards settled in UBS AG shares or options are classified as equity settled. The fair value of an equity-settled award is determined at the date of grant and is not subsequently remeasured, unless its terms are modified such that the fair value immediately after modification exceeds the fair value immediately prior to modification. Any increase in fair value resulting from a modification is recognized as compensation expense, either over the remaining service period or, for vested awards, immediately.

Cash-settled awards are classified as liabilities and are remeasured to fair value at each balance sheet date as long as the

award is outstanding. Changes in fair value are reflected in compensation expense and, on a cumulative basis, no compensation expense is recognized for awards that expire worthless or remain unexercised.

→ Refer to Note 29 for more information on equity participation plans

Other compensation plans

UBS AG has established other fixed and variable deferred compensation plans, the values of which are not linked to UBS AG's own equity. Deferred cash compensation plans are either mandatory or discretionary plans and include awards based on a notional cash amount, where ultimate payout is fixed or may vary based on achievement of performance conditions or the value of specified underlying assets. Compensation expense is recognized over the period that the employee is required to provide services to earn the award. If the employee is not required to provide future services, such as for awards granted to employees who are retirement eligible, including those employees who meet full career retirement criteria, compensation expense is recognized on or prior to the grant date. The amount recognized during the service period is based on an estimate of the amount expected to be paid out under the plan, such that cumulative expense recognized ultimately equals the cash distributed to employees. For awards in the form of alternative investment vehicles or similar structures, which provide employees with a payout based on the value of specified underlying assets, the initial value is based on the fair value at the grant date of the underlying assets (e.g., money market funds, UBS and non-UBS mutual funds and other UBS-sponsored funds). These awards are remeasured at each reporting date based on the fair value of the underlying assets until the award is distributed. Changes in value are recognized proportionately to the elapsed service period. Forfeiture of these awards results in the reversal of compensation expense.

→ Refer to Note 29 for more information on other compensation plans

*Periods post the Group reorganization and transfer of deferred compensation plans**Equity participation plans*

UBS Group AG has established, and maintains the obligation to settle, several equity participation plans which are granted to employees of UBS AG. UBS Group AG's equity participation plans include mandatory, discretionary and voluntary plans. UBS AG recognizes the fair value of awards granted to its employees, determined at the grant date, over the period that the employee is required to provide services in order to earn the award.

Consolidated financial statements

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

If the employee is not required to provide future services, such as for awards granted to employees who are retirement eligible, including those employees who meet full career retirement criteria, compensation expense is recognized on or prior to the grant date. Such awards may remain forfeitable until the legal vesting date if certain non-vesting conditions are not met. Forfeiture events resulting from breach of a non-vesting condition do not result in a reversal of compensation expense.

If future service is required, compensation expense is recognized over that future period. For awards that are delivered in tranches, each tranche is considered a separate award and amortized separately. Plans may contain provisions that shorten the required service period due to achievement of retirement eligibility or upon termination due to redundancy. In such instances, compensation expense is recognized over the period from grant date to the retirement eligibility or redundancy date. Forfeiture of these awards that occurs during the service period results in a reversal of compensation expense.

UBS AG has no obligation to settle the awards and therefore awards over UBS Group AG shares are classified as equity settled share-based payment transactions. The fair value of an equity-settled award is determined at the date of grant and is not subsequently remeasured, unless its terms are modified such that the fair value immediately after modification exceeds the fair value immediately prior to modification. Any increase in fair value resulting from a modification is recognized as compensation expense, either over the remaining service period or, for vested awards, immediately.

→ Refer to Note 29 for more information on equity participation plans

Other compensation plans

UBS Group AG has established other fixed and variable deferred compensation plans, the values of which are not linked to UBS Group AG's or UBS AG's own equity. Deferred cash compensation plans are either mandatory or discretionary plans and include awards based on a notional cash amount, where ultimate payout is fixed or may vary based on achievement of performance conditions or the value of specified underlying assets. Compensation expense is recognized over the period that the employee is required to provide services to earn the award. If the employee is not required to provide future services, such as for awards granted to employees who are retirement eligible, including those employees who meet full career retirement criteria, compensation

expense is recognized on or prior to the grant date. The amount recognized during the service period is based on an estimate of the amount expected to be paid out under the plan, such that cumulative expense recognized ultimately equals the cash distributed to employees. For awards in the form of alternative investment vehicles or similar structures, which provide employees with a payout based on the value of specified underlying assets, the initial value is based on the fair value of the underlying assets (e.g., money market funds, UBS and non-UBS mutual funds and other UBS-sponsored funds). These awards are remeasured at each reporting date based on the fair value of the underlying assets until the award is distributed. Changes in value are recognized proportionately to the elapsed service period. Forfeiture of these awards results in the reversal of compensation expense.

→ Refer to Note 29 for more information on other compensation plans

26) Amounts due under unit-linked investment contracts

Financial liabilities from unit-linked investment contracts are presented as *Other liabilities* on the balance sheet. These contracts allow investors to invest in a pool of assets through issued investment units. The unit holders receive all rewards and bear all risks associated with the reference asset pool. The financial liability represents the amounts due to unit holders and is equal to the fair value of the reference asset pool. Assets held under unit-linked investment contracts are presented as *Trading portfolio* assets.

→ Refer to Notes 13 and 23 for more information on unit-linked investment contracts

27) Provisions

Provisions are liabilities of uncertain timing or amount, and are recognized when UBS AG has a present obligation as a result of a past event, it is probable that an outflow of resources will be required to settle the obligation, and a reliable estimate of the amount of the obligation can be made.

The majority of UBS AG's provisions relate to litigation, regulatory and similar matters, restructuring, employee benefits, real estate and loan commitments and guarantees. Provisions that are similar in nature are aggregated to form a class, while the remaining provisions, including those of less significant amounts are presented under *Other provisions*. Provisions are presented separately on the balance sheet and, when they are no longer considered uncertain in timing or amount, are reclassified to *Other liabilities – Other*.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

UBS AG recognizes provisions for litigation, regulatory and similar matters when, in the opinion of management after seeking legal advice, it is more likely than not that UBS AG has a present legal or constructive obligation as a result of past events, it is probable that an outflow of resources will be required, and the amount can be reliably estimated. Where these factors are otherwise satisfied, a provision may be established for claims that have not yet been asserted against UBS AG, but are nevertheless expected to be, based on the experience of UBS AG with similar asserted claims.

Restructuring provisions are recognized when a detailed and formal restructuring plan has been approved and a valid expectation has been raised that the restructuring will be carried out, either through commencement of the plan or announcements to affected employees.

Provisions are recognized for lease contracts if the unavoidable costs of a contract exceed the benefits expected to be received under it (onerous lease contracts). For example, this may occur when a significant portion of a leased property is expected to be vacant for an extended period.

Provisions for employee benefits are recognized mainly in respect of service anniversaries and sabbatical leave.

Provisions are recognized at the best estimate of the consideration required to settle the present obligation at the balance sheet date. Such estimates are based on all available information and are revised over time as more information becomes available. If the effect of the time value of money is material, provisions are discounted and measured at the present value of the expenditure expected to settle or discharge the obligation, using a rate that reflects the current market assessments of the time value of money and the risks specific to the obligation.

A provision is not recognized when UBS AG has a present obligation that has arisen from past events but it is not probable that an outflow of resources will be required to settle it, or a sufficiently reliable estimate of the amount of the obligation cannot be made. Instead, a contingent liability is disclosed, unless the likelihood of an outflow of resources is remote. Contingent liabilities are also disclosed for possible obligations that arise from past events whose existence will be confirmed only by uncertain future events not wholly within the control of UBS AG.

→ Refer to Note 22 for more information on provisions

28) Equity, treasury shares and contracts on UBS AG shares

Non-controlling interests and preferred noteholders

Net profit and Equity are presented including non-controlling interests and preferred noteholders. *Net profit* is split into *Net profit attributable to UBS AG shareholders*, *Net profit attributable to non-controlling interests* and *Net profit attributable to preferred noteholders*. *Equity* is split into *Equity attributable to UBS AG shareholders*, *Equity attributable to non-controlling interests* and *Equity attributable to preferred noteholders*.

UBS AG shares held (treasury shares)

UBS AG shares held by UBS AG are presented in *Equity* as *Treasury shares* at their acquisition cost, which includes transaction costs. Treasury shares are deducted from *Equity* until they are cancelled or reissued. The difference between the proceeds from sales of treasury shares and their weighted average cost (net of tax, if any) is reported as *Share premium*.

Preferred notes issued to non-consolidated preferred securities entities

UBS AG issued subordinated notes (that is, the preferred notes) to certain non-consolidated entities that issued preferred securities. UBS AG has fully and unconditionally guaranteed all contractual payments on the preferred securities. UBS AG's obligations under these guarantees are subordinated to the full prior payment of the deposit liabilities of UBS AG and all other liabilities of UBS AG. The preferred notes do not contain a contractual obligation to deliver cash and, therefore, they are classified as equity instruments. They are presented as *Equity attributable to preferred noteholders* on the consolidated balance sheet and statement of changes in equity. Distributions on these preferred notes are presented as *Net profit attributable to preferred noteholders* in the consolidated income statement and statement of comprehensive income.

Net cash settlement contracts

Prior to the share-for-share exchange, UBS AG issued contracts on own shares that required net cash settlement, or provided the counterparty or UBS AG with a settlement option which included a choice of settling net in cash. These contracts were classified as held for trading, with changes in fair value reported in the income statement as *Net trading income*.

Following the share-for-share exchange, these contracts continue to be accounted for in the same manner, however, they are no longer classified as contracts on own shares.

Consolidated
financial statements

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**29) Non-current assets and disposal groups held for sale**

UBS AG classifies individual non-current assets and disposal groups as held for sale if such assets or disposal groups are available for immediate sale in their present condition subject to terms that are usual and customary for sales of such assets or disposal groups and their sale is considered highly probable. For a sale to be highly probable, management must be committed to a plan to sell such assets and must be actively looking for a buyer. Furthermore, the assets must be actively marketed at a reasonable sales price in relation to their fair value and the sale must be expected to be completed within one year. Assets held for sale and disposal groups are measured at the lower of their carrying amount and fair value less costs to sell and are presented in *Other assets* and *Other liabilities*. Non-current assets and liabilities of subsidiaries are classified as held for sale if their carrying amount will be recovered principally through a sale transaction rather than through continuing use.

→ Refer to Notes 18 and 23 for more information on non-current assets and disposal groups held for sale

30) Leasing

UBS AG enters into lease contracts, or contracts that include lease components, predominantly of premises and equipment, and primarily as lessee. Leases that transfer substantially all the risks and rewards, but not necessarily legal title in the underlying assets, are classified as finance leases. All other leases are classified as operating leases.

Assets leased pursuant to finance leases are recognized on the balance sheet as *Property and equipment* and are depreciated over the lesser of the useful life of the asset or the lease term, with corresponding amounts payable included in *Due to banks/customers*. Finance charges payable are recognized in *Net interest income* over the period of the lease based on the interest rate implicit in the lease on the basis of a constant yield.

Lease contracts classified as operating leases where UBS AG is the lessee are disclosed in Note 33. These contracts include non-cancellable long-term leases of office buildings in most UBS AG locations. Operating lease rentals payable are recognized as an expense on a straight-line basis over the lease term, which commences with control of the physical use of the property. Lease incentives are treated as a reduction of rental expense and are recognized on a consistent basis over the lease term.

Where UBS AG acts as lessor under a finance lease, a receivable is recognized in *Loans* at an amount equal to the present value of the aggregate of the minimum lease payments plus any unguaranteed residual value that UBS AG expects to recover at the end of the lease term. Initial direct costs are also included in the initial measurement of the lease receivable. Lease payments received during the lease term are allocated to repayment of the outstanding receivable and interest income to reflect a constant periodic rate of return on UBS AG's net investment using the interest rate implicit in the lease. UBS AG reviews the estimated unguaranteed residual value annually and if the estimated residual value to be realized is less than the amount assumed at lease inception, a loss is recognized for the expected shortfall.

Certain arrangements do not take the legal form of a lease but convey a right to use an asset in return for a payment or series of payments. For such arrangements, UBS AG determines at the inception of the arrangement whether the fulfillment of the arrangement is dependent on the use of a specific asset or assets and, if so, the arrangement is accounted for as a lease.

→ Refer to Note 33 for more information on operating leases and finance leases

31) Fee income

UBS AG earns fee income from a diverse range of services it provides to its clients. Fee income can be divided into two broad categories: fees earned from services that are provided over a certain period of time (for example, investment fund fees, portfolio management and advisory fees) and fees earned from providing transaction-type services (for example, underwriting fees, corporate finance fees and brokerage fees). Fees earned from services that are provided over a certain period of time are recognized ratably over the service period, with the exception of performance-linked fees or fee components with specific performance criteria. Such fees are recognized when the performance criteria are fulfilled and when collectability is reasonably assured. Fees earned from providing transaction-type services are recognized when the service has been completed. Generally, fees are presented in the income statement in line with the balance sheet classification of the underlying instruments.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

With respect to loan commitment fees on lending arrangements where there is an initial expectation that the facility will be drawn down, such fees are deferred until the loan is drawn down and are then recognized as an adjustment to the effective yield over the life of the loan. If the commitment expires and the loan is not drawn down, the fees are recognized as revenue when the commitment expires. Where the initial expectation is that the facility is unlikely to be drawn down, the loan commitment fees are recognized on a straight-line basis over the commitment period. If, in such cases, the facility is ultimately drawn down, the unamortized component of the loan commitment fees is amortized as an adjustment to the effective yield over the life of the loan.

→ Refer to Note 4 for more information on net fee and commission income

32) Foreign currency translation

Transactions denominated in foreign currency are translated into the functional currency of the reporting unit at the spot exchange rate on the date of the transaction. At the balance sheet date, all monetary assets and liabilities denominated in foreign currency are translated to the functional currency using the closing exchange rate. Non-monetary items measured at historical cost are translated at the exchange rate on the date of the transaction. Foreign currency translation differences on financial investments classified as available-for-sale are generally recorded directly in *Equity* until the asset is sold or becomes impaired. However, translation differences on available-for-sale monetary financial investments are reported in *Net trading income*, along with all other foreign currency translation differences on monetary assets and liabilities.

Upon consolidation, assets and liabilities of foreign operations are translated into Swiss francs (CHF), UBS AG's presentation currency, at the closing exchange rate on the balance sheet date, and income and expense items are translated at the average rate for the period. The resulting foreign currency translation differences attributable to UBS AG shareholders are recognized directly in *Foreign currency translation within Equity* which forms part of *Total equity attributable to UBS AG shareholders*, whereas the foreign currency translation differences attributable to non-controlling interests are shown within *Equity attributable to non-controlling interests*.

When a foreign operation is disposed or partially disposed of, the cumulative amount in *Foreign currency translation* within *Equity* related to that foreign operation is reclassified to the income statement as part of the gain or loss on disposal. When UBS AG disposes of a portion of its interest in a subsidiary that includes a foreign operation but retains control, the related portion of the cumulative currency translation balance is reclassified to *Equity attributable to non-controlling interests*. When UBS AG disposes of a portion of its investment in an associate or joint venture that includes a foreign operation while retaining significant influence or joint control, the related portion of the cumulative currency translation balance is reclassified to the income statement.

→ Refer to Note 36 for more information on currency translation rates

33) Earnings per share (EPS)

During 2015, UBS AG shares were delisted from the SIX and the NYSE. As of 31 December 2015, 100% of UBS AG's issued shares were held by UBS Group AG and therefore were not publicly traded. Accordingly, earnings per share information is not provided for UBS AG.

34) Segment reporting

UBS AG's businesses are organized globally into five business divisions: Wealth Management, Wealth Management Americas, Personal & Corporate Banking, Asset Management and the Investment Bank, supported by the Corporate Center. The five business divisions qualify as reportable segments for the purpose of segment reporting and, together with the Corporate Center and its components, reflect the management structure of UBS AG. Additionally, the non-core activities and legacy positions formerly in the Investment Bank are managed and reported as a separate reportable segment within the Corporate Center as Non-core and Legacy Portfolio. Financial information about the five business divisions and the Corporate Center (with its components) is presented separately in internal management reports to the Group Executive Board, which is considered the "chief operating decision maker" within the context of IFRS 8 *Operating Segments*.

 Consolidated
financial statements

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

UBS AG's internal accounting policies, which include management accounting policies and service level agreements, determine the revenues and expenses directly attributable to each reportable segment. Internal charges and transfer pricing adjustments are reflected in operating results of the reportable segments. Transactions between the reportable segments are carried out at internally agreed rates and are also reflected in the operating results of the reportable segments. Revenue-sharing agreements are used to allocate external client revenues to reportable segments where several reportable segments are involved in the value-creation chain. Commissions are credited to the reportable segments based on the corresponding client relationship. Net interest income is generally allocated to the reportable segments based on their balance sheet positions. Interest income earned from managing UBS AG's consolidated equity is allocated to the reportable segments based on average attributed equity. Own credit gains and losses on financial liabilities designated at fair value are excluded from the measurement of performance of the business divisions, are considered reconciling differences to UBS AG results and are reported collectively under Corporate Center – Group Asset and Liability Management (Group ALM).

Assets and liabilities of the reportable segments are funded through and invested with Corporate Center – Group Asset and Liability Management, and the net interest margin is reflected in the results of each reportable segment. Total intersegment revenues for UBS AG are immaterial as the majority of the revenues are allocated across the segments by means of revenue-sharing agreements.

Segment balance sheet assets are based on a third-party view and do not include intercompany balances. This view is in line with internal reporting to management. Certain assets managed centrally by Corporate Center – Services and Corporate Center – Group Asset and Liability Management (including property and equipment and certain financial assets) may be allocated to the segments on a basis different to that which the corresponding costs and/or revenues are allocated. For example, certain assets that are reported in Corporate Center – Services or Corporate Center – Group Asset and Liability Management may be retained on the balance sheets of these components of Corporate Center notwithstanding that the costs and/or revenues associated with these assets may be entirely or partially allocated to the segments. Similarly, certain assets are reported in the business divisions, whereas the corresponding costs and/or revenues are entirely or partially allocated to Corporate Center – Services and Corporate Center – Group Asset and Liability Management.

For the purpose of segment reporting under IFRS 8, non-current assets consist of investments in associates and joint ventures, goodwill, other intangible assets and property, equipment and software.

→ Refer to Note 2 for more information on segment reporting

35) Netting

UBS AG nets financial assets and liabilities on its balance sheet if it has the unconditional and legally enforceable right to set-off the recognized amounts, both in the normal course of business and in the event of default, bankruptcy or insolvency of the entity and all of the counterparties, and intends either to settle on a net basis, or to realize the asset and settle the liability simultaneously. Netted positions include, for example, over-the-counter interest rate swaps transacted with the London Clearing House, netted by currency and across maturity dates, and repurchase and reverse repurchase transactions entered into with both the London Clearing House and the Fixed Income Clearing Corporation, netted by counterparty, currency, central securities depository and maturity, as well as transactions with various other counterparties, exchanges and clearing houses.

In assessing whether UBS AG intends to either settle on a net basis, or to realize the asset and settle the liability simultaneously, emphasis is placed on the effectiveness of operational settlement mechanics in eliminating substantially all credit and liquidity exposure between the counterparties. This condition precludes offsetting on the balance sheet for substantial amounts of UBS AG's financial assets and liabilities, even though they may be subject to enforceable netting arrangements. For derivative contracts, balance sheet offsetting is generally only permitted in circumstances in which a market settlement mechanism exists via an exchange or clearing house that effectively accomplishes net settlement through a daily cash margining process. For repurchase arrangements and securities financings, balance sheet offsetting may be permitted only to the extent that the settlement mechanism eliminates or results in insignificant credit and liquidity risk.

→ Refer to Note 26 for more information on offsetting financial assets and financial liabilities

36) Negative interest

Negative interest income arising on a financial asset does not meet the definition of interest income and therefore negative interest on financial assets and negative interest on financial liabilities is presented within *Interest expense* and *Interest income* respectively.

→ Refer to Note 3 for more information on interest income and interest expense

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**b) Changes in accounting policies, comparability and other adjustments***Statement of cash flows – definition of cash and cash equivalents*

In 2015, UBS AG refined its definition of cash and cash equivalents presented in the statement of cash flows to exclude cash collateral receivables on derivative instruments with bank counterparties. The refined definition is consistent with the treatment of these receivables in UBS AG's liquidity and funding management framework and with liquidity and funding regulations, which became effective in 2015, and is considered to result in the presentation of more relevant information.

Comparative period information was restated accordingly. As a result, cash and cash equivalents as of 31 December 2014, 31 December 2013 and 31 December 2012 were reduced by CHF 10,265 million, CHF 8,982 million and CHF 12,393 million, respectively. On a restated basis, cash flow from operating activities for the year ended 31 December 2014 decreased by CHF 1,195 million (2013: increase by CHF 3,415 million) and the gain from effects of exchange rate differences on cash and cash equivalents decreased by CHF 89 million for the same period (2013: loss from currency effects increased by CHF 3 million).

Review of actuarial assumptions used in calculating defined benefit obligations

UBS AG regularly reviews the actuarial assumptions used in calculating its defined benefit obligations to determine their continuing relevance.

In 2015, UBS AG carried out a methodology review of the actuarial assumptions used in calculating its defined benefit obligation for its Swiss pension plan. As a result, UBS AG enhanced its methodology for estimating the discount rate by improving the construction of the yield curve where the market for long tenor maturities of Swiss high-quality corporate bonds was not sufficiently deep. Furthermore, UBS AG refined its approach to estimating the rate of salary increases, the rate of interest credit on retirement savings, the employee turnover rate, the rate of employee disabilities and the rate of marriage. These improvements in estimates resulted in a total net decrease in the defined benefit obligation (DBO) of the Swiss pension plan of CHF 2.1 billion, of which CHF 1.0 billion related to demographic assumptions and CHF 1.0 billion related to finan-

cial assumptions, and a corresponding increase in *Other comprehensive income*.

Furthermore, UBS AG enhanced methodologies and refined approaches used to estimate various actuarial assumptions for its UK and other pension plans. These improvements in estimates resulted in a total net decrease in the DBO of the UK pension plan of CHF 0.2 billion, of which CHF 0.1 billion related to demographic assumptions and CHF 0.1 billion related to financial assumptions, and a corresponding increase in *Other comprehensive income*.

Valuation methodology for the own credit component of financial liabilities designated at fair value

In 2015, UBS AG made enhancements to its valuation methodology for the own credit component of fair value of financial liabilities designated at fair value. Prior to the fourth quarter of 2015, own credit was estimated using a funds transfer pricing curve (FTP), which was derived by discounting UBS Group AG (consolidated) new issuance senior debt curve spreads, with the discount primarily reflecting the differences between the spreads in the senior unsecured debt market for UBS Group AG (consolidated) debt and the levels at which UBS Group AG (consolidated) medium-term notes (MTN) were issued. A decline in long-dated UBS Group AG (consolidated) MTN issuance volumes, following UBS Group AG's (consolidated) business transformation, resulted in a reduction in the observable market data available to benchmark the FTP. From the fourth quarter of 2015 onwards, own credit is estimated using an own credit adjustment curve (OCA), which incorporates more observable market data, including market-observed secondary prices for UBS Group AG (consolidated) senior debt, UBS Group AG (consolidated) credit default swap (CDS) spreads and senior debt curves of peers. This change in accounting estimate was finalized in the fourth quarter of 2015, following a multi-period implementation project to develop an enhanced fair value approach supported by related infrastructure enhancements. The change was implemented on a prospective basis in the fourth quarter of 2015 and resulted in a gain of CHF 260 million on a total carrying amount of CHF 63 billion in financial liabilities designated at fair value.

Consolidated
financial statements

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

Additionally, UBS AG will early adopt the own credit presentation requirements of IFRS 9 in the first quarter of 2016. No restatement of prior periods is required. Under IFRS 9, changes in the fair value of financial liabilities designated at fair value through profit and loss related to own credit will be recognized in Other comprehensive income and will not be reclassified to the income statement. UBS AG will adopt the other requirements of IFRS 9 (classification and measurement, impairment and hedge accounting) as of the mandatory effective date in 2018.

Global Asset Management renamed Asset Management

During 2015, the business division Global Asset Management was renamed Asset Management. This change is reflected throughout this report.

Retail & Corporate renamed Personal & Corporate Banking

Effective 2016, the business division Retail & Corporate has been renamed Personal & Corporate Banking. This change is reflected throughout this report.

New structure of the Corporate Center

As of 1 January 2015, Corporate Center – Core Functions was reorganized into two new units, Corporate Center – Services and Corporate Center – Group Asset and Liability Management (Group ALM). Therefore, UBS AG now reports: (i) Corporate Center – Services, (ii) Corporate Center – Group ALM and (iii) Corporate Center – Non-Core and Legacy Portfolio separately, which enhances the transparency on Corporate Center activities.

Group ALM is responsible for centrally managing UBS AG's liquidity and funding position, as well as providing other balance sheet and capital management services to UBS AG. Most of the income generated and expenses incurred by Group ALM from these activities continues to be allocated to the business divisions and other Corporate Center units. Additional transparency on revenue allocations from Group ALM to business divisions and other Corporate Center units is provided in Note 2. Own credit gains and losses on financial liabilities designated at fair value are presented in Group ALM.

Corporate Center – Services includes UBS AG's central control functions and all logistics and support functions serving the business divisions and other Corporate Center units. Most of the expenses of Corporate Center – Services are allocated to the business divisions and other Corporate Center units.

→ Refer to Note 2 for more information

*Service and personnel allocations from Corporate Center –**Services to business divisions and other Corporate Center units*

In 2015, UBS AG revised the presentation of service allocations from Corporate Center – Services to the business divisions and other Corporate Center units to better reflect the economic relationship between them. These cost allocations were previously presented within the *Personnel expenses*, *General and administrative expenses* and *Depreciation and impairment of property, equipment and software* line items and are newly presented in the *Services (to)/from business divisions and Corporate Center* line items. Prior-period information was restated to reflect this change. This change in presentation did not affect total operating expenses or performance before tax of the business divisions and Corporate Center units for any period presented. Similarly, personnel of Corporate Center – Services are no longer allocated to the business divisions and other Corporate Center units. Prior-period information was restated accordingly.

→ Refer to Note 2 for more information

Change in segment reporting related to fair value gains and losses on certain internal funding transactions

Consistent with changes in the manner in which operating segment performance is assessed, beginning in 2015, UBS AG has applied fair value accounting for certain internal funding transactions between Corporate Center – Group ALM and the Investment Bank and Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio rather than applying amortized cost accounting. This treatment better aligns with the mark-to-market basis on which these internal transactions are risk managed within the Investment Bank and Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio. The terms of the funding transactions remain otherwise unchanged. Prior periods have been restated to reflect this change. As a result, Investment Bank operating income and performance before tax decreased by CHF 37 million for the year ended 31 December 2014 and by CHF 162 million for the year ended 31 December 2013, with offsetting increases in Corporate Center. This change did not affect UBS AG's total operating income or net profit for any period presented.

→ Refer to Note 2 for more information

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**c) International Financial Reporting Standards and Interpretations to be adopted in 2016 and later and other adjustments***IFRS 9, Financial Instruments*

In July 2014, the IASB published the final version of IFRS 9, *Financial Instruments*. The standard reflects the classification and measurement, impairment and hedge accounting phases of the IASB's project to replace IAS 39, *Financial Instruments: Recognition and Measurement*.

The standard requires all financial assets, except equity instruments, to be classified at fair value through profit or loss, fair value through other comprehensive income (OCI) or amortized cost on the basis of the entity's business model for managing the financial assets and the contractual cash flow characteristics of the financial asset. If a financial asset meets the criteria to be measured at amortized cost or at fair value through OCI, it can be designated at fair value through profit or loss under the fair value option if doing so would significantly reduce or eliminate an accounting mismatch. Equity instruments that are not held for trading may be accounted for at fair value through OCI, with no subsequent reclassification of realized gains or losses to the income statement, while all other equity instruments will be accounted for at fair value through profit or loss.

The accounting guidance for financial liabilities is unchanged with one exception: any gain or loss arising out of a financial liability designated at fair value through profit or loss that is attributable to changes in the credit risk of that liability (own credit) is presented in OCI and not recognized in the income statement. There is no subsequent reclassification of realized gains or losses on own credit from OCI to the income statement.

In addition, the standard introduces a forward-looking expected credit loss impairment model, replacing the incurred loss model of IAS 39. IFRS 9 also incorporates a reformed approach to hedge accounting that introduces substantial changes to hedge effectiveness and eligibility requirements as well as new disclosures. The standard does not explicitly address macro hedge accounting strategies.

The mandatory effective date of the new standard is 1 January 2018, with earlier adoption permitted. Adoption of the IFRS 9

hedge accounting requirements is optional, pending the completion by the IASB of its project on macro hedge accounting strategies.

UBS AG will adopt the own credit presentation changes in the first quarter of 2016 and is currently assessing the impact of the other requirements of IFRS 9 on its financial statements.

IFRS 15, Revenue from Contracts with Customers

In May 2014, the IASB issued IFRS 15, *Revenue from Contracts with Customers*, which establishes principles for revenue recognition that apply to all contracts with customers. The standard requires an entity to recognize revenue as goods or services are transferred to the customer in an amount that reflects the consideration to which the entity expects to be entitled in exchange for those goods or services. It also establishes a cohesive set of disclosure requirements regarding information about the nature, amount, timing and uncertainty of revenue and cash flows from contracts with customers. The standard is effective for UBS AG reporting periods beginning on 1 January 2018, with early adoption permitted. Entities can choose to apply the standard retrospectively or use a modified approach in the year of adoption. UBS AG is currently assessing the impact of the new standard on its financial statements.

IFRS 16, Leases

In January 2016, the IASB issued IFRS 16, *Leases*. The standard substantially changes the accounting by lessees as operating leases previously accounted for as off-balance sheet financing arrangements will be recognized as on-balance sheet liabilities with a corresponding right of use asset also being recorded. The standard replaces IAS 17, *Leases* and is effective for UBS AG from 1 January 2019. Early application is permitted for companies that also apply IFRS 15, *Revenue from Contracts with Customers*. UBS AG is currently assessing the impact of the new standard on its financial statements. UBS AG's undiscounted minimum lease payments for operating leases are disclosed in Note 33.

Consolidated
financial statements

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

Amendments to IFRS 11, Joint Arrangements; IAS 16, Property, Plant and Equipment and IAS 38, Intangible Assets

In May 2014, the IASB issued amendments to IFRS 11, *Joint Arrangements*, IAS 16, *Property, Plant and Equipment* and IAS 38, *Intangible Assets*. The standard is effective for UBS AG reporting periods beginning on 1 January 2016. The amendments will have no material impact on UBS AG's financial statements. UBS AG's joint arrangements are immaterial, both individually and in aggregate (refer to Note 30), and UBS AG does not use revenue-based depreciation methodologies, which the amendments to IAS 16 and IAS 38 prohibit.

Annual Improvements to IFRSs 2012 – 2014 Cycle

In September 2014, the IASB issued *Annual Improvements to IFRSs 2012 – 2014 Cycle* that resulted in amendments to four IFRSs (IFRS 5, *Non-current asset held for sale and discontinued operations*, IFRS 7, *Financial Instruments Disclosures*, IAS 19, *Employee Benefits* and IAS 34, *Interim Financial Reporting*). Generally, the amendments are effective for UBS AG on 1 January 2016. UBS AG expects that the adoption of these amendments will not have a material impact on its financial statements.

Amendments to IAS 1, Presentation of Financial Statements

In December 2014, the IASB issued amendments to IAS 1 to further encourage companies to apply professional judgment in determining what information to disclose in their financial statements and in determining where and in what order information is presented in the financial disclosures. The amendments have a mandatory effective date of 1 January 2016 for UBS AG. The adoption of these amendments will not have a material impact on the financial statements.

Amendments to IAS 12, Income Taxes

In January 2016, the IASB issued narrow scope amendments to IAS 12, *Income Taxes*, clarifying how to account for deferred tax assets related to debt instruments measured at fair value. Entities are required to apply the amendments for annual periods beginning on or after 1 January 2017. UBS AG expects that the adoption of these amendments will not have a material impact on its financial statements.

Amendments to IAS 7, Statement of Cash Flows

In January 2016, the IASB issued amendments to IAS 7, *Statement of Cash Flows*, which inter-alia requires companies to provide information about changes in their financial liabilities arising from financing activities, including changes from cash flows and non-cash changes (such as foreign exchange gains or losses). Entities are required to apply the amendments for annual periods beginning on or after 1 January 2017.

Note 2a Segment reporting

The operational structure of UBS AG is comprised of the Corporate Center and five business divisions: Wealth Management, Wealth Management Americas, Personal & Corporate Banking, Asset Management and the Investment Bank.

Wealth Management

Wealth Management provides comprehensive financial services to wealthy private clients around the world, with the exception of those served by Wealth Management Americas. UBS AG is a global firm with global capabilities, and its clients benefit from a full spectrum of resources, including wealth planning, investment management solutions and corporate finance advice, banking and lending solutions as well as a wide range of specific offerings. Wealth Management's guided architecture model gives clients access to a wide range of products from the world's leading third-party institutions that complement its own products.

Wealth Management Americas

Wealth Management Americas is one of the leading wealth managers in the Americas in terms of financial advisor productivity and invested assets. Its business includes UBS AG's domestic US and Canadian wealth management businesses, as well as international business booked in the US. It provides a fully integrated set of wealth management solutions designed to address the needs of ultra high net worth and high net worth clients.

Personal & Corporate Banking

Personal & Corporate Banking provides comprehensive financial products and services to UBS AG's private, corporate and institutional clients in Switzerland, maintaining a leading position in these segments and embedding its offering in a multi-channel approach. The business is a central element of UBS AG's universal bank delivery model in Switzerland, supporting other business divisions by referring clients and growing the wealth of the firm's private clients so they can be transferred to Wealth Management. Personal & Corporate Banking leverages the cross-selling potential of UBS AG's asset-gathering and investment bank businesses, and manages a substantial part of UBS AG's Swiss infrastructure and banking products platform.

Asset Management

Asset Management is a large-scale global asset manager. It offers investment capabilities and investment styles across all major traditional and alternative asset classes to institutions, wholesale intermediaries and wealth management clients around the world.

Investment Bank

The Investment Bank provides corporate, institutional and wealth management clients with expert advice, innovative solutions, execution and comprehensive access to international capital markets. It offers advisory services and provides in-depth cross-asset research, along with access to equities, foreign exchange, precious metals and selected rates and credit markets, through its business units, Corporate Client Solutions and Investor Client Services. The Investment Bank is an active participant in capital markets flow activities, including sales, trading and market-making across a range of securities.

Corporate Center

Corporate Center is comprised of Services, Group Asset and Liability Management (Group ALM) and Non-core and Legacy Portfolio. Services includes UBS AG's control functions such as finance, risk control (including compliance) and legal. In addition, it provides all logistics and support services, including operations, information technology, human resources, regulatory relations and strategic initiatives, communications and branding, corporate services, physical security, information security as well as outsourcing, nearshoring and offshoring. Group ALM is responsible for centrally managing UBS AG's liquidity and funding position, as well as providing other central internal balance sheet and capital management services. Non-core and Legacy Portfolio is comprised of the non-core businesses and legacy positions that were part of the Investment Bank prior to its restructuring.

Consolidated
financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 2a Segment reporting (continued)

	Wealth Management	Wealth Management Americas	Personal & Corporate Banking	Asset Management	Investment Bank	Corporate Center			UBS
						Services	Group ALM	Non-core and Legacy Portfolio	
<i>CHF million</i>									
For the year ended 31 December 2015									
Net interest income	1,825	1,067	1,890	(34)	1,573	(337)	789	(44)	6,729
Non-interest income	5,859	6,213	1,603	2,077	7,525	434	361	(79)	23,993
Allocations from Corporate Center – Group ALM to business divisions and other CC units	471	104	421	15	(211)	145	(876)	(71)	0
Income ^{1,2}	8,155	7,384	3,913	2,057	8,889	243	275	(195)	30,721
Credit loss (expense)/recovery	0	(4)	(37)	0	(68)	0	0	(8)	(117)
Total operating income	8,155	7,381	3,876	2,057	8,821	243	275	(203)	30,605
Personnel expenses	2,532	4,579	873	729	3,220	3,875	30	116	15,954
General and administrative expenses	650	848	264	233	882	4,517	20	805	8,219
Services (to)/from other business divisions and Corporate Center	2,289	1,209	1,077	502	2,816	(8,214)	(56)	378	0
of which: services from CC – Services	2,209	1,193	1,180	523	2,730	(8,243)	95	314	0
Depreciation and impairment of property, equipment and software	5	3	17	2	26	866	0	0	918
Amortization and impairment of intangible assets ³	3	51	0	8	24	21	0	0	107
Total operating expenses ⁴	5,478	6,689	2,231	1,475	6,969	1,065	(6)	1,298	25,198
Operating profit/(loss) before tax	2,676	692	1,646	583	1,852	(822)	281	(1,501)	5,407
Tax expense/(benefit)									(908)
Net profit/(loss)									6,314
Additional information									
Total assets	119,850	60,993	141,174	12,874	253,571	22,866	237,560	94,369	943,256
Additions to non-current assets	6	4	14	1	18	1,844	0	1	1,888

¹ Impairments of financial investments available-for-sale for the year ended 31 December 2015 totaled CHF 1 million, of which CHF 1 million was incurred in Wealth Management. ² Refer to Note 24 for more information on own credit in Corporate Center – Group ALM. ³ Refer to Note 17 for more information. ⁴ Refer to Note 32 for information on restructuring expenses.

Note 2a Segment reporting (continued)¹

	Wealth Management	Wealth Management Americas	Personal & Corporate Banking	Asset Management	Investment Bank	Corporate Center			UBS
						Services	Group ALM	Non-core and Legacy Portfolio	
CHF million									
For the year ended 31 December 2014									
Net interest income	1,693	864	1,801	(39)	1,583	(338)	816	174	6,555
Non-interest income	5,726	6,004	1,575	1,914	6,823	157	307	(956)	21,549
Allocations from Corporate Center – Group ALM to business divisions and other CC units	481	116	461	27	(100)	217	(1,120)	(82)	0
Income ^{2,3}	7,902	6,984	3,836	1,902	8,306	35	2	(863)	28,104
Credit loss (expense)/recovery	(1)	15	(95)	0	2	0	0	2	(78)
Total operating income	7,901	6,998	3,741	1,902	8,308	35	2	(862)	28,026
Personnel expenses	2,467	4,363	850	643	2,964	3,843	26	124	15,280
General and administrative expenses	918	550	293	305	2,671	4,113	21	507	9,377
Services (to)/from other business divisions and Corporate Center	2,180	1,137	1,074	478	2,711	(8,046)	(47)	513	0
of which: services from CC – Services	2,122	1,121	1,196	495	2,658	(8,084)	82	411	0
Depreciation and impairment of property, equipment and software	4	0	17	2	32	762	0	0	817
Amortization and impairment of intangible assets ⁴	5	48	0	9	15	6	0	0	83
Total operating expenses ⁵	5,574	6,099	2,235	1,435	8,392	679	0	1,144	25,557
Operating profit/(loss) before tax	2,326	900	1,506	467	(84)	(643)	2	(2,005)	2,469
Tax expense/(benefit)									(1,180)
Net profit/(loss)									3,649
Additional information									
Total assets	127,588	56,026	143,711	15,207	292,347	19,720	237,901	169,826	1,062,327
Additions to non-current assets	7	6	9	2	7	1,677	0	0	1,708

¹ Figures in this table may differ from those originally published in quarterly and annual reports due to adjustments following organizational changes, restatements due to the retrospective adoption of new accounting standards or changes in accounting policies, and events after the reporting period. Refer to Note 1b for more information. ² Impairments of financial investments available-for-sale for the year ended 31 December 2014 totaled CHF 76 million, of which CHF 49 million were incurred in the Investment Bank and CHF 23 million were incurred in Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio. ³ Refer to Note 24 for more information on own credit in Corporate Center – Group ALM. ⁴ Refer to Note 17 for more information. ⁵ Refer to Note 32 for information on restructuring expenses.

Consolidated
financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 2a Segment reporting (continued)¹

	Wealth Management	Wealth Management Americas	Personal & Corporate Banking	Asset Management	Investment Bank	Corporate Center			UBS
						Services	Group ALM	Non-core and Legacy Portfolio	
CHF million									
For the year ended 31 December 2013									
Net interest income	1,568	742	1,822	(44)	1,102	(388)	624	359	5,786
Non-interest income	5,519	5,629	1,556	1,954	7,552	347	(544)	(18)	21,997
Allocations from Corporate Center – Group ALM to business divisions and other CC units	486	193	396	23	(217)	218	(921)	(179)	0
Income ^{2,3}	7,573	6,565	3,774	1,935	8,436	178	(841)	163	27,782
Credit loss (expense)/recovery	(10)	(27)	(18)	0	2	0	0	3	(50)
Total operating income	7,563	6,538	3,756	1,935	8,438	178	(841)	166	27,732
Personnel expenses	2,433	4,102	843	609	2,899	4,065	26	205	15,182
General and administrative expenses	708	383	297	218	843	4,249	14	1,668	8,380
Services (to)/from other business divisions and Corporate Center	2,165	1,145	1,140	521	2,517	(8,276)	3	785	0
of which: services from CC – Services	2,074	1,127	1,301	535	2,487	(8,304)	87	693	0
Depreciation and impairment of property, equipment and software	3	0	19	4	28	761	0	0	816
Amortization and impairment of intangible assets ⁴	7	49	0	8	13	4	0	2	83
Total operating expenses ⁵	5,316	5,680	2,298	1,359	6,300	804	43	2,690	24,461
Operating profit/(loss) before tax	2,247	858	1,458	576	2,138	(626)	(884)	(2,494)	3,272
Tax expense/(benefit)									(110)
Net profit/(loss)									3,381
Additional information									
Total assets	109,758	45,491	141,369	14,223	239,971	17,203	230,204	215,135	1,013,355
Additions to non-current assets	5	1	17	1	81	1,236	0	0	1,341

¹ Figures in this table may differ from those originally published in quarterly and annual reports due to adjustments following organizational changes, restatements due to the retrospective adoption of new accounting standards or changes in accounting policies, and events after the reporting period. Refer to Note 1b for more information. ² Impairments of financial investments available-for-sale for the year ended 31 December 2013 totaled CHF 41 million, of which CHF 10 million was incurred in Wealth Management, CHF 20 million was incurred in the Investment Bank and CHF 8 million was incurred in Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio. ³ Refer to Note 24 for more information on own credit in Corporate Center – Group ALM. ⁴ Refer to Note 17 for more information. ⁵ Refer to Note 32 for information on restructuring expenses.

Note 2b Segment reporting by geographic location

The operating regions shown in the table below correspond to the regional management structure of UBS AG. The allocation of operating income to these regions reflects, and is consistent with, the basis on which the business is managed and its performance evaluated. These allocations involve assumptions and judgments that management considers to be reasonable, and may be refined to reflect changes in estimates or management structure. The main principles of the allocation methodology are that client revenues are attributed to the domicile of the client and trading and

portfolio management revenues are attributed to the country where the risk is managed. This revenue attribution is consistent with the mandate of the country and regional Presidents. Certain revenues, such as those related to Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio, are managed at a global level. These revenues are included in the Global line.

The geographic analysis of non-current assets is based on the location of the entity in which the assets are recorded.

For the year ended 31 December 2015

	Total operating income		Total non-current assets	
	CHF billion	Share %	CHF billion	Share %
Americas	11.3	37	7.1	47
of which: USA	10.7	35	6.7	44
Asia Pacific	5.0	16	0.5	3
Europe, Middle East and Africa	6.8	22	1.7	11
Switzerland	7.1	23	5.9	39
Global	0.5	2	0.0	0
Total	30.6	100	15.2	100

For the year ended 31 December 2014

	Total operating income		Total non-current assets	
	CHF billion	Share %	CHF billion	Share %
Americas	10.7	38	7.0	48
of which: USA	10.1	36	6.6	45
Asia Pacific	4.6	16	0.4	3
Europe, Middle East and Africa	6.8	24	1.5	10
Switzerland	6.8	24	5.6	38
Global	(0.9)	(3)	0.0	0
Total	28.0	100	14.6	100

For the year ended 31 December 2013

	Total operating income		Total non-current assets	
	CHF billion	Share %	CHF billion	Share %
Americas	10.2	37	6.1	46
of which: USA	9.6	35	5.6	43
Asia Pacific	4.5	16	0.4	3
Europe, Middle East and Africa	6.6	24	1.5	11
Switzerland	6.8	25	5.3	40
Global	(0.4)	(1)	0.0	0
Total	27.7	100	13.1	100

Consolidated
financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Income statement notes

Note 3 Net interest and trading income

CHF million	For the year ended		% change from	
	31.12.15	31.12.14	31.12.13	31.12.14
Net interest and trading income				
Net interest income	6,729	6,555	5,786	3
Net trading income	5,696	3,841	5,130	48
Total net interest and trading income	12,425	10,396	10,915	20
Wealth Management	3,034	2,845	2,868	7
Wealth Management Americas	1,537	1,352	1,323	14
Personal & Corporate Banking	2,613	2,536	2,485	3
Asset Management	(5)	0	9	
Investment Bank	5,186	4,517	4,852	15
of which: Corporate Client Solutions	1,001	1,030	1,146	(3)
of which: Investor Client Services	4,185	3,487	3,707	20
Corporate Center	61	(855)	(622)	
of which: Services	(1)	33	(166)	
of which: Group ALM	375	16	(535)	
of which: own credit on financial liabilities designated at fair value ¹	553	292	(283)	89
of which: Non-core and Legacy Portfolio	(313)	(904)	79	(63)
Total net interest and trading income	12,425	10,396	10,915	20
Net interest income				
Interest income				
Interest earned on loans and advances ²	8,626	8,722	8,686	(1)
Interest earned on securities financing transactions ³	896	752	852	19
Interest and dividend income from trading portfolio	3,071	3,196	2,913	(4)
Interest income on financial assets designated at fair value	194	208	364	(7)
Interest and dividend income from financial investments available-for-sale	391	315	322	24
Total	13,178	13,194	13,137	0
Interest expense				
Interest on amounts due to banks and customers	774	708	893	9
Interest on securities financing transactions ⁴	976	827	829	18
Interest expense from trading portfolio ⁵	1,670	1,804	1,846	(7)
Interest on financial liabilities designated at fair value	730	919	1,197	(21)
Interest on debt issued	2,299	2,382	2,586	(3)
Total	6,449	6,639	7,351	(3)
Net interest income	6,729	6,555	5,786	3
Net trading income				
Investment Bank Corporate Client Solutions	321	276	425	16
Investment Bank Investor Client Services	3,494	2,760	3,541	27
Other business divisions and Corporate Center	1,882	806	1,164	133
Net trading income	5,696	3,841	5,130	48
of which: net gains/(losses) from financial assets designated at fair value	(119)	(81)	99	47
of which: net gains/(losses) from financial liabilities designated at fair value ^{1,6}	3,701	(2,380)	(2,056)	

¹ Refer to Note 24 for more information on own credit. ² Includes Interest income on impaired loans and advances of CHF 16 million for 2015, CHF 15 million for 2014 and CHF 15 million for 2013. ³ Includes Interest income on securities borrowed and reverse repurchase agreements and negative interest, including fees, on securities lent and repurchase agreements. ⁴ Includes Interest expense on securities lent and repurchase agreements and negative interest, including fees, on securities borrowed and reverse repurchase agreements. ⁵ Includes expense related to dividend payment obligations on trading liabilities. ⁶ Excludes fair value changes of hedges related to financial liabilities designated at fair value and foreign currency translation effects arising from translating foreign currency transactions into the respective functional currency, both of which are reported within net trading income.

Note 4 Net fee and commission income

CHF million	For the year ended		% change from	
	31.12.15	31.12.14	31.12.13	31.12.14
Underwriting fees	1,290	1,470	1,374	(12)
of which: equity underwriting fees	836	947	850	(12)
of which: debt underwriting fees	455	522	524	(13)
M&A and corporate finance fees	737	731	613	1
Brokerage fees	3,930	3,918	4,035	0
Investment fund fees	3,567	3,717	3,803	(4)
Portfolio management and advisory fees	7,858	7,343	6,625	7
Other	1,678	1,760	1,725	(5)
Total fee and commission income	19,060	18,940	18,176	1
Brokerage fees paid	869	818	839	6
Other	1,007	1,045	1,050	(4)
Total fee and commission expense	1,876	1,863	1,889	1
Net fee and commission income	17,184	17,076	16,287	1
of which: net brokerage fees	3,060	3,100	3,196	(1)

Note 5 Other income

CHF million	For the year ended		% change from	
	31.12.15	31.12.14	31.12.13	31.12.14
Associates and subsidiaries				
Net gains/(losses) from disposals of subsidiaries ¹	264 ²	56	111	371
Net gains/(losses) from disposals of investments in associates	0	69	0	(100)
Share of net profits of associates	169	94	49	80
Total	433	219	160	98
Financial investments available-for-sale				
Net gains/(losses) from disposals	252	219	209	15
Impairment charges	(1)	(76)	(41)	(99)
Total	251	143	168	76
Net income from properties (excluding net gains/(losses) from disposals) ³	28	30	35	(7)
Net gains/(losses) from investment properties ⁴	(1)	2	(16)	
Net gains/(losses) from disposals of properties held for sale	378	44	291	759
Net gains/(losses) from disposals of loans and receivables	26	39	53	(33)
Other	(4) ⁵	155	(111)	
Total other income	1,112	632	580	76

¹ Includes foreign exchange gains/(losses) reclassified from other comprehensive income related to disposed or dormant subsidiaries. ² Includes a net gain on sale of subsidiaries of CHF 113 million in Wealth Management and a net gain on sale of subsidiaries of CHF 56 million in Asset Management. Refer to Note 32 for more information. ³ Includes net rent received from third parties and net operating expenses. ⁴ Includes unrealized and realized gains/(losses) from investment properties and foreclosed assets. ⁵ Includes a net gain on sale of businesses of CHF 56 million in Wealth Management. Refer to Note 32 for more information.

Consolidated
financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 6 Personnel expenses

CHF million	For the year ended		% change from	
	31.12.15	31.12.14	31.12.13	31.12.14
Salaries ¹	6,260	6,269	6,268	0
Variable compensation – performance awards ²	3,209	2,820	2,986	14
of which: guarantees for new hires	38	48	76	(21)
Variable compensation – other ²	346	466	288	(26)
of which: replacement payments ³	76	81	78	(6)
of which: forfeiture credits	(86)	(70)	(146)	23
of which: severance payments ⁴	157	162	114	(3)
of which: retention plan and other payments	198	292	242	(32)
Contractors	365	234	190	56
Social security	817	791	792	3
Pension and other post-employment benefit plans ⁵	807	711	887	14
Wealth Management Americas: Financial advisor compensation ^{2,6}	3,552	3,385	3,140	5
Other personnel expenses	597	605	631	(1)
Total personnel expenses ⁷	15,954	15,280	15,182	4

¹ Includes role-based allowances. ² Refer to Note 29 for more information. ³ Replacement payments are payments made to compensate employees for deferred awards forfeited as a result of joining UBS. ⁴ Includes legally obligated and standard severance payments. ⁵ Refer to Note 28 for more information. ⁶ Financial advisor compensation consists of grid-based compensation based directly on compensable revenues generated by financial advisors and supplemental compensation calculated based on financial advisor productivity, firm tenure, assets and other variables. It also includes expenses related to compensation commitments with financial advisors entered into at the time of recruitment which are subject to vesting requirements. ⁷ Includes net restructuring expenses of CHF 458 million, CHF 327 million and CHF 156 million for the years ended 31 December 2015, 31 December 2014 and 31 December 2013, respectively. Refer to Note 32 for more information.

Note 7 General and administrative expenses

CHF million	For the year ended		% change from	
	31.12.15	31.12.14	31.12.13	31.12.14
Occupancy	928	1,005	1,044	(8)
Rent and maintenance of IT and other equipment	510	479	458	6
Communication and market data services	610	608	609	0
Administration	855	608	638	41
Marketing and public relations	484	468	478	3
Travel and entertainment	456	458	451	0
Professional fees	1,351	1,306	1,032	3
Outsourcing of IT and other services	1,742	1,603	1,340	9
Provisions for litigation, regulatory and similar matters ¹	1,087	2,594	1,701	(58)
Other	195	248	628	(21)
Total general and administrative expenses ²	8,219	9,377	8,380	(12)

¹ Reflects the net increase in provisions for litigation, regulatory and similar matters recognized in the income statement. Refer to Note 22 for more information. Also includes recoveries from third parties of CHF 10 million, CHF 10 million and CHF 15 million for the years ended 31 December 2015, 31 December 2014 and 31 December 2013, respectively. ² Includes net restructuring expenses of CHF 760 million, CHF 319 million and CHF 548 million for the years ended 31 December 2015, 31 December 2014 and 31 December 2013, respectively. Refer to Note 32 for more information.

Note 8 Income taxes

CHF million	For the year ended		
	31.12.15	31.12.14	31.12.13
Tax expense / (benefit)			
Swiss			
Current	230	46	93
Deferred	329	1,348	455
Non-Swiss			
Current	476	409	342
Deferred	(1,943)	(2,983)	(1,000)
Total income tax expense / (benefit)	(908)	(1,180)	(110)

Income tax expense / (benefit)

The Swiss current tax expense of CHF 230 million related to taxable profits against which no losses were available to offset, mainly earned by Swiss subsidiaries. The Swiss deferred tax expense of CHF 329 million mainly reflected a net decrease of deferred tax assets previously recognized in relation to tax losses carried forward, partially offset by an increase in recognized deferred tax assets related to temporary differences.

The non-Swiss current tax expense of CHF 476 million related to taxable profits earned by non-Swiss subsidiaries and branches, against which no losses were available to offset. The non-Swiss net deferred tax benefit of CHF 1,943 million was primarily due to

an increase in US deferred tax assets, reflecting updated profit forecasts and an extension of the relevant taxable profit forecast period used in valuing deferred tax assets. Based on the performance of its businesses and the accuracy of historical forecasts, UBS AG extended the deferred tax asset forecast period for US taxable profits to seven years from six. In addition, UBS AG considers other factors in evaluating the recoverability of its deferred tax assets, including the remaining tax loss carry-forward period, and its confidence level in assessing the probability of taxable profit beyond the current forecast period. Estimating future profitability is inherently subjective and is particularly sensitive to future economic, market and other conditions which are difficult to predict.

CHF million	For the year ended		
	31.12.15	31.12.14	31.12.13
Operating profit/(loss) before tax	5,407	2,469	3,272
of which: Swiss	3,665	1,181	3,323
of which: Non-Swiss	1,742	1,288	(51)
Income taxes at Swiss tax rate of 21%	1,135	519	687
Increase/(decrease) resulting from:			
Non-Swiss tax rates differing from Swiss tax rate	(69)	68	(305)
Tax effects of losses not recognized	107	325	58
Previously unrecognized tax losses now utilized	(107)	(285)	(419)
Non-taxable and lower taxed income	(273)	(384)	(624)
Non-deductible expenses and additional taxable income	519	1,069	1,245
Adjustments related to prior years – current tax	29	5	(32)
Adjustments related to prior years – deferred tax	(48)	(9)	6
Change in deferred tax valuation allowances	(2,419)	(2,373)	(859)
Adjustments to deferred tax balances arising from changes in tax rates	191	(183)	107
Other items	26	69	28
Income tax expense/(benefit)	(908)	(1,180)	(110)

Consolidated
financial statements

Note 8 Income taxes (continued)

The components of operating profit before tax, and the differences between income tax expense reflected in the financial statements and the amounts calculated at the Swiss tax rate, are provided in the table on the previous page and explained below.

Non-Swiss tax rates differing from Swiss tax rate

To the extent that UBS AG profits or losses arise outside Switzerland, the applicable local tax rate may differ from the Swiss tax rate. This item reflects, for such profits or losses, an adjustment from the tax expense/benefit that would arise at the Swiss tax rate and the tax expense/benefit that would arise at the applicable local tax rate. If an entity generates a profit, a tax expense arises where the local tax rate is in excess of the Swiss tax rate and a tax benefit arises where the local tax rate is below the Swiss tax rate. Conversely, if an entity incurs a loss, a tax benefit arises where the local tax rate is in excess of the Swiss tax rate and a tax expense arises where the local tax rate is less than the Swiss tax rate.

Tax effects of losses not recognized

This item relates to tax losses of entities arising in the year, which are not recognized as deferred tax assets. Consequently, no tax benefit arises in relation to those losses. Therefore, the tax benefit calculated by applying the local tax rate to those losses as described above is reversed.

Previously unrecognized tax losses now utilized

This item relates to taxable profits of the year, which are offset by tax losses of previous years, for which no deferred tax assets were previously recorded. Consequently, no current tax or deferred tax

expense arises in relation to those taxable profits. Therefore, the tax expense calculated by applying the local rate on those profits is reversed.

Non-taxable and lower taxed income

This item relates to profits for the year, which are either permanently not taxable or are taxable, but at a lower rate of tax than the local tax rate. It also includes any permanent deductions made for tax purposes, which are not reflected in the accounts, thereby effectively ensuring that profits covered by the deduction are not taxable.

Non-deductible expenses and additional taxable income

This item mainly relates to income for the year, which is imputed for tax purposes for an entity, but is not included in its operating profit. In addition, it includes expenses for the year which are permanently non-deductible.

Adjustments related to prior years – current tax

This item relates to adjustments to current tax expenses for prior years, for example, if the tax payable for a year agreed with the tax authorities is expected to differ from the amount previously reflected in the accounts.

Adjustments related to prior years – deferred tax

This item relates to adjustments to deferred tax positions recognized in prior years, for example, if a tax loss for a year is fully recognized and the amount of the tax loss agreed with the tax authorities is expected to differ from the amount previously recognized as deferred tax assets in the accounts.

Note 8 Income taxes (continued)**Change in deferred tax valuation allowances**

This item includes revaluations of deferred tax assets previously recognized resulting from reassessments of expected future taxable profits. It also includes changes in temporary differences in the year, for which deferred tax is not recognized. The amount in the year mainly relates to the upward revaluation of deferred tax assets.

Adjustments to deferred tax balances arising from changes in tax rates

This item relates to re-measurements of deferred tax assets and liabilities recognized due to changes in tax rates. These have the effect of changing the future tax saving that is expected from tax losses or deductible tax differences and therefore the amount of deferred tax assets recognized or, alternatively, changing the tax cost of additional taxable income from taxable temporary differences and therefore the deferred tax liability.

Other items

Other items include other differences between profit or losses at the local tax rate and the actual local tax expense or benefit, including increases in provisions for uncertain positions in relation to the current year, interest accruals for such provisions in relation to prior years and other items.

Tax recognized in equity

Certain tax expenses and benefits were recognized directly in equity. These included a tax benefit of CHF 131 million related to cash flow hedges (2014: expense of CHF 196 million), a tax benefit of CHF 8 million related to financial investments classified as available-for-sale (2014: expense of CHF 52 million), a tax expense of CHF 1 million related to foreign currency translation gains and losses (2014: expense of CHF 7 million) and a tax expense of CHF 19 million related to defined benefit plans (2014: benefit of CHF 246 million) recognized in other comprehensive income. In addition, they included a tax benefit of CHF 9 million recognized in share premium (2014: benefit of CHF 3 million). Furthermore, there were net foreign currency translation movements related to the effects of exchange rate changes on tax assets and liabilities denominated in currencies other than Swiss francs.

Deferred tax assets and liabilities

UBS AG has deferred tax assets related to tax loss carry-forwards and other items as shown in the table below. As of 31 December 2015, deferred tax assets of CHF 2,094 million (CHF 1,378 million as of 31 December 2014) were recognized by entities which incurred losses in either the current or preceding year.

The valuation allowance reflects deferred tax assets which were not recognized because it was not considered probable that future taxable profits will be available to utilize the related tax loss carry-forwards and deductible temporary differences.

CHF million	31.12.15			31.12.14		
	Gross	Valuation allowance	Recognized	Gross	Valuation allowance	Recognized
Deferred tax assets ¹						
Tax loss carry-forwards	25,471	(18,378)	7,093	29,727	(22,271)	7,456
Temporary differences	7,023	(1,284)	5,739	4,869	(1,264)	3,605
<i>of which: related to compensation and benefits</i>	1,576	(267)	1,310	1,424	(317)	1,107
<i>of which: related to trading assets</i>	1,116	(77)	1,038	1,459	(61)	1,398
<i>of which: related to investments in subsidiaries and goodwill</i>	2,310	0	2,310	0	0	0
<i>of which: other</i>	2,021	(940)	1,081	1,986	(886)	1,100
Total deferred tax assets	32,494	(19,661)	12,833	34,596	(23,535)	11,060
Deferred tax liabilities						
Goodwill and intangible assets			28			32
Financial investments			1			13
Investments in associates and other			27			35
Total deferred tax liabilities			56			80

¹ Less deferred tax liabilities as applicable.

Consolidated financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 8 Income taxes (continued)

As of 31 December 2015, tax loss carry-forwards totaling CHF 56,973 million (31 December 2014: CHF 68,869 million), which are not recognized as deferred tax assets, were available to be offset against future taxable profits. These tax losses expire as outlined in the table below.

Unrecognized tax loss carry-forwards

CHF million	31.12.15	31.12.14
Within 1 year	3,727	9,341
From 2 to 5 years	33	43
From 6 to 10 years	753	613
From 11 to 20 years	34,833	39,899
No expiry	17,627	18,973
Total	56,973	68,869

In general, Swiss tax losses can be carried forward for seven years, US federal tax losses for 20 years and UK and Jersey tax losses for an unlimited period.

UBS AG recognizes deferred tax liabilities on undistributed earnings of subsidiaries except to the extent that those earnings are indefinitely invested. As of 31 December 2015, no such earnings were considered indefinitely invested.

Note 9 Earnings per share (EPS) and shares outstanding

During 2015, UBS AG shares were delisted from the SIX and the NYSE. As of 31 December 2015, 100% of UBS AG's issued shares were held by UBS Group AG and therefore were not publicly traded. Accordingly, earnings per share information is not provided for UBS AG.

Balance sheet notes: assets

Note 10 Due from banks and loans (held at amortized cost)

CHF million	31.12.15	31.12.14
By type of exposure		
Due from banks, gross	11,869	13,347
<i>of which: due from central banks</i>	<i>1,035</i>	<i>648</i>
Allowance for credit losses	(3)	(13)
Due from banks, net	11,866	13,334
Loans, gross		
Residential mortgages	141,608	142,380
Commercial mortgages	21,509	22,368
Lombard loans	107,084	108,230
Other loans ¹	39,321	39,152
Finance lease receivables ²	1,083	1,101
Securities ³	2,807	3,448
Subtotal	313,413	316,679
Allowance for credit losses	(689)	(695)
Loans, net	312,723	315,984
Total due from banks and loans, net ⁴	324,590	329,317

¹ Includes corporate loans. ² Refer to Note 33 for more information. ³ Includes securities reclassified from held for trading. Refer to Note 1a Item 10 and Note 27 for more information. ⁴ Refer to "Maximum exposure to credit risk" in the "Risk management and control" section of this report for information on collateral and credit enhancements.

Consolidated
financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 11 Cash collateral on securities borrowed and lent, reverse repurchase and repurchase agreements, and derivative instruments

UBS AG enters into collateralized reverse repurchase and repurchase agreements, securities borrowing and securities lending transactions and derivative transactions that may result in credit exposure in the event that the counterparty to the transaction is unable to fulfill its contractual obligations. UBS AG manages

credit risk associated with these activities by monitoring counterparty credit exposure and collateral values on a daily basis and requiring additional collateral to be deposited with or returned to UBS AG when deemed necessary.

→ Refer to Note 26 for more information on offsetting between financial assets and financial liabilities

Balance sheet assets

	31.12.15			31.12.14		
CHF million	Cash collateral on securities borrowed	Reverse repurchase agreements	Cash collateral receivables on derivative instruments	Cash collateral on securities borrowed	Reverse repurchase agreements	Cash collateral receivables on derivative instruments
By counterparty						
Banks	8,658	12,903	6,037	10,517	13,746	10,265
Customers	16,925	54,991	17,727	13,546	54,668	20,713
Total	25,584	67,893	23,763	24,063	68,414	30,979

Balance sheet liabilities

	31.12.15			31.12.14		
CHF million	Cash collateral on securities lent	Repurchase agreements	Cash collateral payables on derivative instruments	Cash collateral on securities lent	Repurchase agreements	Cash collateral payables on derivative instruments
By counterparty						
Banks	7,078	5,637	17,041	7,041	5,174	20,895
Customers	951	4,016	21,241	2,138	6,644	21,477
Total	8,029	9,653	38,282	9,180	11,818	42,372

Note 12 Allowances and provisions for credit losses

CHF million

By movement	Specific allowances	Collective allowances	Total allowances	Provisions ¹	Total 31.12.15	Total 31.12.14
Balance at the beginning of the year	704	8	711	23	735	750
Write-offs/usage of provisions	(162)	(2)	(164)	0	(164)	(154)
Recoveries	48	0	48	0	48	29
Increase/(decrease) recognized in the income statement	114	0	114	2	117	78
Reclassifications	(9)	0	(9)	9	0	0
Foreign currency translation	(11)	0	(11)	0	(11)	21
Other	2	0	2	0	2	11
Balance at the end of the year	686	6	692	35	727	735

¹ Represents provisions for loan commitments and guarantees. Refer to Note 22 for more information. Refer to the "Financial and operating performance" section of this report for the maximum irrevocable amount of loan commitments and guarantees.

By balance sheet line	Specific allowances	Collective allowances	Total allowances	Provisions	Total 31.12.15	Total 31.12.14
Due from banks	3	0	3		3	13
Loans	683	6	689		689	695
Cash collateral on securities borrowed	0	0	0		0	4
Provisions ¹				35	35	23
Balance at the end of the year	686	6	692	35	727	735

¹ Represents provisions for loan commitments and guarantees.

Consolidated
financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 13 Trading portfolio

CHF million	31.12.15	31.12.14
Trading portfolio assets by issuer type ¹		
Debt instruments		
Government and government agencies	18,768	16,625
of which: Switzerland	119	293
of which: USA	6,050	3,816
of which: United Kingdom	3,915	2,103
of which: Australia	1,649	2,307
of which: Sweden	1,274	191
of which: Singapore	1,259	822
of which: Germany	796	1,280
Banks	2,691	4,342
Corporates and other	19,443	24,252
Total debt instruments	40,902	45,219
Equity instruments	63,984	69,763
Financial assets for unit-linked investment contracts	15,519	17,410
Financial assets held for trading	120,405	132,392
Precious metals and other physical commodities	3,642	5,764
Total trading portfolio assets	124,047	138,156
Trading portfolio liabilities by issuer type ¹		
Debt instruments		
Government and government agencies	7,257	8,716
of which: Switzerland	50	232
of which: USA	2,754	2,987
of which: France	915	1,259
of which: Italy	838	569
of which: Australia	798	1,087
of which: Japan	725	810
of which: Germany	510	335
Banks	782	743
Corporates and other	2,014	2,591
Total debt instruments	10,053	12,050
Equity instruments	19,084	15,908
Total trading portfolio liabilities	29,137	27,958

¹ Refer to Note 24e for more information on product type and fair value hierarchy categorization.

Note 14 Derivative instruments and hedge accounting

Derivatives: overview

A derivative is a financial instrument, the value of which is derived from the value of one or more variables (underlyings). Underlyings may be indices, foreign currency exchange or interest rates, or the value of shares, commodities, bonds or other financial instruments. A derivative commonly requires little or no initial net investment by either counterparty to the trade.

The majority of derivative contracts are negotiated with respect to notional amounts, tenor, price and settlement mechanisms, as is customary with other financial instruments.

Over-the-counter (OTC) derivative contracts are usually traded under a standardized International Swaps and Derivatives Association (ISDA) master agreement between UBS AG and its counterparties. Terms are negotiated directly with counterparties and the contracts will have industry-standard settlement mechanisms prescribed by ISDA. The industry continues to promote the use of central counterparties (CCP) to clear OTC trades. The trend toward CCP clearing and settlement will generally facilitate the reduction of systemic credit exposures.

Other derivative contracts are standardized in terms of their amounts and settlement dates, and are bought and sold on regulated exchanges. These are commonly referred to as exchange-traded derivatives (ETD) contracts. Exchanges offer the benefits of pricing transparency, standardized daily settlement of changes in value, and consequently reduced credit risk.

For presentation purposes, UBS AG is subject to the IFRS netting provisions for derivative contracts. Derivative instruments are measured at fair value and generally classified as *Positive replacement values* and *Negative replacement values* on the face of the balance sheet. However, ETD which are economically settled on a daily basis and certain OTC derivatives which are in substance net settled on a daily basis are classified as *Cash collateral receivables on derivative instruments* or *Cash collateral payables on derivative instruments*. Changes in the replacement values of derivatives are recorded in *Net trading income*, unless the derivatives are designated and effective as hedging instruments in certain types of hedge accounting relationships.

→ Refer to Note 1a item 15 for more information

Valuation principles and techniques applied in the measurement of derivative instruments are discussed in Note 24. *Positive replacement values* represent the estimated amount UBS AG would receive if the derivative contract were sold on the balance

sheet date. *Negative replacement values* indicate the estimated amount UBS AG would pay to transfer its obligations in respect of the underlying contract, were it required or entitled to do so on the balance sheet date.

Derivatives embedded in other financial instruments are not included in the table "Derivative instruments" within this Note. Bifurcated embedded derivatives are presented on the same balance sheet line as the host contract. In cases where UBS AG applies the fair value option to hybrid instruments, bifurcation of an embedded derivative component is not required and as such, this component is also not included in the table "Derivative instruments."

→ Refer to Notes 20 and 24 for more information

Types of derivative instruments

UBS AG uses the following derivative financial instruments for both trading and hedging purposes. Through the use of the products listed below, UBS AG is engaged in extensive high-volume market-making and client facilitation trading referred to as the flow business.

The main types of derivative instruments used by UBS AG are:

- Swaps: Swaps are transactions in which two parties exchange cash flows on a specified notional amount for a predetermined period. Cross-currency swaps involve the exchange of interest payments based on two different currency notional amounts and reference interest rates and generally also entail exchange of notional amounts at the start or end of the contract. Most cross-currency swaps are traded in the OTC market.
- Forwards and futures: Forwards and futures are contractual obligations to buy or sell financial instruments or commodities on a future date at a specified price. Forward contracts are tailor-made agreements that are transacted between counterparties in the OTC market, whereas futures are standardized contracts transacted on regulated exchanges.
- Options and warrants: Options and warrants are contractual agreements under which, typically, the seller (writer) grants the purchaser the right, but not the obligation, either to buy (call option), or to sell (put option) at, or before, a set date, a specified quantity of a financial instrument or commodity at a predetermined price. The purchaser pays a premium to the seller for this right. Options involving more complex payment structures are also transacted. Options may be traded in the OTC market, or on a regulated exchange, and may be traded in the form of a security (warrant).

Consolidated
financial statements

Note 14 Derivative instruments and hedge accounting (continued)

The main derivative product types used by UBS AG are:

- Interest rate contracts: Interest rate products include interest rate swaps, forward rate agreements, swaptions and caps and floors.
- Credit derivative contracts: Credit default swaps (CDS) are the most common form of a credit derivative, under which the party buying protection makes one or more payments to the party selling protection in exchange for an undertaking by the seller to make a payment to the buyer following the occurrence of a contractually defined credit event with respect to a specified third-party credit entity. Settlement following a credit event may be a net cash amount, or cash in return for physical delivery of one or more obligations of the credit entity, and is made regardless of whether the protection buyer has actually suffered a loss. After a credit event and settlement, the contract is generally terminated. More information on credit derivatives is included in a separate section on the following pages. Total return swaps (TRS) are structured with one party making payments based on a set rate, either fixed or variable, plus any negative changes in fair value of an underlying asset, and the other party making payments based on the return of the asset, which includes both income it generates and any positive changes in its fair value.
- Foreign exchange contracts: Foreign exchange contracts include spot, forward and cross-currency swaps and options and warrants. Forward purchase and sale currency contracts are typically executed to meet client needs and for trading and hedging purposes.
- Equity/index contracts: UBS AG uses equity derivatives linked to single names, indices and baskets of single names and indices. The indices used may be based on a standard market index, or may be defined by UBS AG. The product types traded include vanilla listed derivatives, both options and futures, total return swaps, forwards and exotic OTC contracts.
- Commodities contracts: UBS AG has an established commodity derivatives trading business, which includes the commodity index and structured commodities business. The index and structured business are client facilitation businesses trading exchange-traded funds, OTC swaps and options on commodity indices and individual underlying commodities. The underlying indices cover third-party and UBS AG owned indices such as the UBS Bloomberg Constant Maturity Commodity Index and the Bloomberg Commodity Indices. All of the trading is cash-settled with no physical delivery of the underlying. UBS AG also has an established precious metals business in both

flow and non-vanilla OTC products incorporating both physical and non-physical trading. The flow business is investor led and products include ETD, vanilla and certain non-vanilla OTC. The vanilla OTC are in forwards, swaps and options.

Measurement techniques applied to determine the fair value of each derivative product type are described in Note 24.

Risks of derivative instruments

Derivative instruments are transacted in many trading portfolios, which generally include several types of instruments, not just derivatives. The market risk of derivatives is predominantly managed and controlled as an integral part of the market risk of these portfolios. UBS AG's approach to market risk is described in the audited sections of the "Risk management and control" section of this report.

Derivative instruments are transacted with many different counterparties, most of whom are also counterparties for other types of business. The credit risk of derivatives is managed and controlled in the context of UBS AG's overall credit exposure to its counterparties. UBS AG's approach to credit risk is described in the audited portions of Credit risk in the "Risk management and control" section of this report. It should be noted that, although the positive replacement values shown on the balance sheet can be an important component of UBS AG's credit exposure, the positive replacement values for a counterparty are rarely an adequate reflection of UBS AG's credit exposure in its derivatives business with that counterparty. This is generally the case because, on the one hand, replacement values can increase over time (potential future exposure), while on the other hand, exposure may be mitigated by entering into master netting agreements and bilateral collateral arrangements. Both the exposure measures used internally by UBS AG to control credit risk and the capital requirements imposed by regulators reflect these additional factors.

The replacement values presented on UBS AG's balance sheet include netting in accordance with IFRS requirements (refer to Note 1a item 35), which is generally more restrictive than netting in accordance with Swiss federal banking law. Swiss federal banking law netting is generally based on close-out netting arrangements that are enforceable in case of insolvency.

→ Refer to Note 26 for more information on the values of positive and negative replacement values after consideration of netting potential allowed under enforceable netting arrangements

Note 14 Derivative instruments and hedge accounting (continued)

Derivative instruments¹

	31.12.15					31.12.14				
	Total PRV ²	Notional values related to PRVs ²	Total NRV ⁴	Notional values related to NRVs ³	Other notional values ^{1,5}	Total PRV ²	Notional values related to PRVs ²	Total NRV ⁴	Notional values related to NRVs ³	Other notional values ^{1,5}
<i>CHF billion</i>										
Interest rate contracts										
Over-the-counter (OTC) contracts										
Forward contracts ⁶	0.1	48.6	0.2	51.9	2,351.4	0.1	49.0	0.2	55.9	2,622.8
Swaps	57.0	840.1	48.2	782.0	5,904.7	91.8	1,323.4	83.7	1,233.4	10,244.3
Options	17.3	581.7	19.1	549.8		31.7	799.8	33.9	790.3	
Exchange-traded contracts										
Futures					346.0					446.0
Options	0.0	22.7	0.0	15.5	169.4	0.0	15.7	0.0	4.9	134.7
Agency transactions ⁷	0.1		0.1			0.1		0.1		
Total	74.5	1,493.1	67.6	1,399.3	8,771.4	123.7	2,187.9	117.9	2,084.5	13,447.7
Credit derivative contracts										
Over-the-counter (OTC) contracts										
Credit default swaps	6.1	152.7	6.0	165.7		11.1	238.1	11.3	245.8	
Total return swaps	0.6	5.0	0.6	4.1		0.4	3.8	0.4	5.1	
Options and warrants	0.0	4.2	0.0	0.1		0.0	6.5	0.0	1.6	
Total	6.7	161.9	6.7	169.8		11.5	248.4	11.7	252.4	
Foreign exchange contracts										
Over-the-counter (OTC) contracts										
Forward contracts	17.8	727.6	16.6	673.9		20.6	817.6	19.2	741.4	
Interest and currency swaps	38.3	1,429.9	37.6	1,330.1		62.2	1,626.3	62.3	1,554.0	
Options	9.5	496.8	9.3	478.0		15.6	667.3	16.0	601.4	
Exchange-traded contracts										
Futures					8.1					14.8
Options	0.0	3.4	0.0	4.6		0.0	4.9	0.1	3.7	
Agency transactions ⁷	0.0		0.0			0.0		0.0		
Total	65.7	2,657.7	63.5	2,486.6	8.1	98.4	3,116.2	97.6	2,900.5	14.8
Equity/index contracts										
Over-the-counter (OTC) contracts										
Forward contracts	0.0	0.0	0.0	0.0		0.1	0.1	0.0	0.1	
Swaps	2.9	64.1	4.3	87.0		3.4	58.5	4.7	70.0	
Options	4.8	59.1	6.7	92.6		6.4	71.7	8.9	115.4	
Exchange-traded contracts										
Futures					30.0					27.9
Options	4.3	107.2	5.2	126.0	13.4	4.8	109.4	4.8	124.2	10.1
Agency transactions ⁷	5.0		4.9			4.9		4.8		
Total	16.9	230.3	21.2	305.6	43.3	19.5	239.6	23.3	309.6	38.0

Consolidated
financial statements

Table continues on the next page.

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 14 Derivative instruments and hedge accounting (continued)

Derivative instruments¹ (continued)

Table continued from the previous page.

	31.12.15					31.12.14				
	Total PRV ²	Notional values related to PRVs ³	Total NIRV ⁴	Notional values related to NIRVs ³	Other notional values ^{4,5}	Total PRV ²	Notional values related to PRVs ³	Total NIRV ⁴	Notional values related to NIRVs ³	Other notional values ^{4,5}
CHF billion										
Commodity contracts										
Over-the-counter (OTC) contracts										
Forward contracts	0.3	2.8	0.3	2.3		0.3	4.6	0.3	4.4	
Swaps	0.7	9.9	0.5	9.4		0.9	13.8	0.5	7.9	
Options	0.9	11.8	0.6	7.5		0.9	12.5	0.7	9.8	
Exchange-traded contracts										
Futures					8.2					7.3
Forward contracts	0.0	4.4	0.2	3.7		0.0	6.5	0.1	5.3	
Options	0.0	1.0	0.1	1.9	0.1	0.0	0.8	0.1	3.7	0.1
Agency transactions ⁷	1.5		1.5			1.4		1.4		
Total	3.4	30.0	3.2	24.6	8.3	3.6	38.1	3.2	31.1	7.3
Unsettled purchases of non-derivative financial investments ⁸	0.1	9.6	0.2	16.7		0.1	11.4	0.2	12.9	
Unsettled sales of non-derivative financial investments ⁸	0.2	20.1	0.1	6.4		0.2	16.1	0.1	9.1	
Total derivative instruments, based on IFRS netting ⁶	167.4	4,602.7	162.4	4,409.0	8,831.1	257.0	5,857.8	254.1	5,600.2	13,507.9

¹ Bilateral embedded derivatives are presented on the same balance sheet lines as their host contracts and are excluded from this table. As of 31 December 2015, these derivatives amounted to a PRV of CHF 0.1 billion (related notional values of CHF 0.6 billion) and an NIRV of CHF 0.2 billion (related notional values of CHF 3.4 billion). As of 31 December 2014, these derivatives amounted to a PRV of CHF 0.3 billion (related notional values of CHF 6.5 billion) and an NIRV of CHF 0.3 billion (related notional values of CHF 7.8 billion). ² PRV: Positive replacement value. ³ In cases where replacement values are presented on a net basis on the balance sheet, the respective notional values of the netted replacement values are still presented on a gross basis. ⁴ NIRV: Negative replacement value. ⁵ Other notional values relate to derivatives which are cleared through either a central clearing counterparty or an exchange. The fair value of these derivatives is presented on the balance sheet net of the corresponding cash margin under Cash collateral receivables on derivative instruments and Cash collateral payables on derivative instruments and was not material for the periods presented. ⁶ Negative replacement values as of 31 December 2015 include CHF 0.1 billion related to derivative loan commitments (31 December 2014: CHF 0.0 billion). No notional amounts related to these replacement values are included in the table. The maximum irrevocable amount related to these commitments was CHF 15.8 billion as of 31 December 2015 (31 December 2014: CHF 4.5 billion). ⁷ Notional values of exchange-traded agency transactions and OTC cleared transactions entered into on behalf of clients are not disclosed due to their significantly different risk profile. ⁸ Changes in the fair value of purchased and sold non-derivative financial investments between trade date and settlement date are recognized as replacement values. ⁹ Refer to Note 26 for more information on netting arrangements.

The notional amount of a derivative is generally the quantity of the underlying instrument on which the derivative contract is based and is the reference against which changes in the value of the derivative are measured. Notional values, in themselves, are generally not a direct indication of the values which are exchanged between parties, and are therefore not a direct measure of risk or financial exposure, but are viewed as an indication of the scale of the different types of derivatives entered into by UBS AG.

The maturity profile of OTC interest rate contracts held as of 31 December 2015, based on notional values, was: approximately 53% (31 December 2014: 45%) mature within one year, 29% (31 December 2014: 34%) within one to five years and 18% (31 December 2014: 22%) after five years. Notional values of interest rate contracts cleared with a clearing house that qualify for IFRS balance sheet netting are presented under other notional values and are categorized into maturity buckets on the basis of contractual maturities of the cleared underlying derivative contracts.

Derivatives transacted for trading purposes

Most of UBS AG's derivative transactions relate to sales and trading activities. Sales activities include the structuring and marketing of derivative products to customers to enable them to take, transfer, modify, or reduce current or expected risks. Trading activities include market-making to directly support the facilitation and execution of client activity. Market-making involves quoting bid and offer prices to other market participants with the intention of generating revenues based on spread and volume.

Credit derivatives

UBS AG is an active dealer in the fixed income market, including CDS and related products, with respect to a large number of issuers' securities. The primary purpose of these activities is for the benefit of UBS AG's clients through market-making activities and for the ongoing hedging of trading book exposures.

Note 14 Derivative instruments and hedge accounting (continued)

Market-making activity, which is undertaken within the Investment Bank, consists of buying and selling single-name CDS, index CDS, loan CDS and related referenced cash instruments to facilitate client trading activity. UBS AG also actively utilizes CDS to economically hedge specific counterparty credit risks in its accrual and traded loan portfolios (including off-balance sheet loan commitments) with the aim of reducing concentrations in individual names, sectors or specific portfolios.

In addition, UBS AG actively utilizes CDS to economically hedge specific counterparty credit risks in its OTC derivative portfolios including financial instruments which are designated at fair value through profit or loss.

The tables below provide further details on credit protection bought and sold, including replacement and notional value information by instrument type and counterparty type. The value of protection bought and sold is not, in isolation, a measure of UBS AG's credit risk. Counterparty relationships are viewed in terms of the total outstanding credit risk, which relates to other instruments in addition to CDS, and in connection with collateral arrangements in place. On a notional value basis, credit protection bought and sold as of 31 December 2015 matures in a range of approximately 22% (31 December 2014: 27%) within one year, approximately 68% (31 December 2014: 64%) within one to five years and approximately 10% (31 December 2014: 8%) after five years.

Credit derivatives by type of instrument

	Protection bought			Protection sold		
	Fair value: PRV	Fair value: NRV	Notional values	Fair value: PRV	Fair value: NRV	Notional values
<i>CHF billion</i>						
Single-name credit default swaps	3.1	1.9	115.5	1.9	2.9	105.1
Multi-name index linked credit default swaps	0.3	0.6	48.0	0.6	0.5	45.6
Multi-name other credit default swaps	0.1	0.1	2.4	0.0	0.1	1.8
Total rate of return swaps	0.5	0.2	6.3	0.1	0.4	2.8
Options and warrants	0.0	0.0	4.2	0.0	0.0	0.1
Total 31 December 2015	4.0	2.8	176.4	2.6	3.9	155.3
<i>of which: credit derivatives related to economic hedges</i>	<i>2.7</i>	<i>2.4</i>	<i>152.8</i>	<i>2.2</i>	<i>2.5</i>	<i>132.8</i>
<i>of which: credit derivatives related to market-making</i>	<i>1.4</i>	<i>0.4</i>	<i>23.6</i>	<i>0.4</i>	<i>1.3</i>	<i>22.5</i>

	Protection bought			Protection sold		
	Fair value: PRV	Fair value: NRV	Notional values	Fair value: PRV	Fair value: NRV	Notional values
<i>CHF billion</i>						
Single-name credit default swaps	5.9	4.0	173.3	3.0	5.6	148.8
Multi-name index linked credit default swaps	0.4	0.9	72.8	1.7	0.5	80.7
Multi-name other credit default swaps	0.1	0.3	4.8	0.0	0.1	3.4
Total rate of return swaps	0.1	0.3	5.4	0.3	0.2	3.5
Options and warrants	0.0	0.0	6.5	0.0	0.0	1.6
Total 31 December 2014	6.5	5.4	262.8	5.0	6.3	238.0
<i>of which: credit derivatives related to economic hedges</i>	<i>3.2</i>	<i>5.0</i>	<i>245.5</i>	<i>4.6</i>	<i>3.0</i>	<i>220.5</i>
<i>of which: credit derivatives related to market-making</i>	<i>3.3</i>	<i>0.4</i>	<i>17.3</i>	<i>0.5</i>	<i>3.3</i>	<i>17.4</i>

Consolidated
financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 14 Derivative instruments and hedge accounting (continued)

Credit derivatives by counterparty

	Protection bought			Protection sold		
	Fair value: PRV	Fair value: NRV	Notional values	Fair value: PRV	Fair value: NRV	Notional values
<i>CHF billion</i>						
Broker-dealers	0.8	0.3	27.3	0.2	0.6	19.5
Banks	1.9	1.3	78.0	1.2	1.6	68.3
Central clearing counterparties	0.4	0.8	55.3	0.9	0.9	58.9
Other	0.8	0.4	15.8	0.3	0.8	8.7
Total 31 December 2015	4.0	2.8	176.4	2.6	3.9	155.3

	Protection bought			Protection sold		
	Fair value: PRV	Fair value: NRV	Notional values	Fair value: PRV	Fair value: NRV	Notional values
<i>CHF billion</i>						
Broker-dealers	1.4	0.5	32.8	0.3	1.1	23.5
Banks	4.0	2.9	156.4	2.6	4.4	144.3
Central clearing counterparties	0.2	1.1	53.2	1.3	0.3	56.7
Other	0.9	0.9	20.4	0.8	0.5	13.5
Total 31 December 2014	6.5	5.4	262.8	5.0	6.3	238.0

UBS AG's CDS trades are documented using industry standard forms of documentation or equivalent terms documented in a bespoke agreement. The agreements that govern CDS generally do not contain recourse provisions that would enable UBS AG to recover from third parties any amounts paid out by UBS AG.

The types of credit events that would require UBS AG to perform under a CDS contract are subject to agreement between the parties at the time of the transaction. However, nearly all transactions are traded using credit events that are applicable under certain market conventions based on the type of reference entity to which the transaction relates. Applicable credit events by market conventions include bankruptcy, failure to pay, restructuring, obligation acceleration and repudiation/moratorium.

Contingent collateral features of derivative liabilities

Certain derivative payables contain contingent collateral or termination features triggered upon a downgrade of the published credit rating of UBS AG in the normal course of business. Based on UBS AG's credit ratings as of 31 December 2015, contractual outflows related to OTC derivative transactions of approximately CHF 0.2 billion, CHF 1.6 billion and CHF 1.9 billion would have been required in the event of a one-notch, two-notch and three-notch reduction in long-term credit ratings, respectively. In evaluating UBS AG's liquidity requirements, UBS AG considers additional collateral or termination payments that would be required in the event of a reduction in UBS AG's long-term credit ratings, and a corresponding reduction in short-term ratings.

Derivatives transacted for hedging purposes

Derivatives used for structural hedging

UBS AG enters into derivative transactions for the purposes of hedging risks inherent in assets, liabilities and forecast transactions. The accounting treatment of hedge transactions varies according to the nature of the instrument hedged and whether the hedge qualifies as such for accounting purposes.

Derivative transactions that qualify and are designated as hedges for accounting purposes are described under the corresponding headings in this Note (fair value hedges, cash flow hedges and hedges of net investments in foreign operations). UBS AG's accounting policies for derivatives designated and accounted for as hedging instruments are explained in Note 1a item 15, where terms used in the following sections are explained.

UBS AG has also entered into various hedging strategies utilizing derivatives for which hedge accounting has not been applied. These include interest rate swaps and other interest rate derivatives (e.g., futures) for day-to-day economic interest rate risk management purposes. In addition, UBS AG has used equity futures, options and, to a lesser extent, swaps for economic hedging in a variety of equity trading strategies to offset underlying equity and equity volatility exposure. UBS AG has also entered into CDS that provide economic hedges for credit risk exposures (refer to the credit derivatives section of this Note). Fair value changes of derivatives that are part of economic relationships, but do not qualify for hedge accounting treatment, are reported in *Net trading income*, except for the forward points on certain short duration foreign exchange contracts, which are reported in *Net interest income*.

Note 14 Derivative instruments and hedge accounting (continued)

Fair value hedges: interest rate risk related to debt instruments
UBS AG's fair value hedges principally consist of interest rate swaps that are used to protect against changes in the fair value of fixed-rate debt instruments, such as non-structured fixed-rate bonds, covered bonds and subordinated debt, due to movements

in market interest rates. The fair values of outstanding interest rate derivatives designated as fair value hedges were assets of CHF 1,656 million and liabilities of CHF 11 million as of 31 December 2015 and assets of CHF 2,236 million and liabilities of CHF 37 million as of 31 December 2014.

Fair value hedges of interest rate risk

CHF million	For the year ended		
	31.12.15	31.12.14	31.12.13
Gains/(losses) on hedging instruments	554	1,113	(1,123)
Gains/(losses) on hedged items attributable to the hedged risk	(552)	(1,111)	1,116
Net gains/(losses) representing ineffective portions of fair value hedges	2	2	(7)

Fair value hedges: portfolio interest rate risk related to loans
UBS AG also applies fair value hedge accounting to mortgage loan portfolio interest rate risk. The change in fair value of the hedged items is recorded separately from the hedged item and is included within *Other assets* on the balance sheet. The fair values

of outstanding interest rate derivatives designated for these hedges as of 31 December 2015 were assets of CHF 7 million and liabilities of CHF 327 million (31 December 2014: liabilities of CHF 256 million).

Fair value hedge of portfolio of interest rate risk

CHF million	For the year ended		
	31.12.15	31.12.14	31.12.13
Gains/(losses) on hedging instruments	(176)	(694)	636
Gains/(losses) on hedged items attributable to the hedged risk	147	676	(625)
Net gains/(losses) representing ineffective portions of fair value hedges	(29)	(18)	11

Cash flow hedges of forecasted transactions

UBS AG is exposed to variability in future interest cash flows on non-trading financial assets and liabilities that bear interest at variable rates or are expected to be refinanced or reinvested in the future. The amounts and timing of future cash flows, representing both principal and interest flows, are projected based on contractual terms and other relevant factors including estimates of prepayments and defaults. The aggregate principal balances and interest cash flows across all portfolios over time form the basis for identifying the non-trading interest rate risk of UBS AG, which is hedged with interest rate swaps, the maximum maturity of which is 13 years. The table on the following page shows forecasted principal

balances on which expected interest cash flows arise as of 31 December 2015. Amounts shown represent, by time bucket, average assets and liabilities subject to forecasted cash flows designated as hedged items in cash flow hedge accounting relationships.

As of 31 December 2015, the fair values of outstanding derivatives designated as cash flow hedges of forecasted transactions were CHF 2,176 million assets and CHF 195 million liabilities (31 December 2014: CHF 4,521 million assets and CHF 1,262 million liabilities).

In 2015, a gain of CHF 150 million was recognized in *Net trading income* due to hedge ineffectiveness, compared with a gain of CHF 87 million in 2014 and a loss of CHF 80 million in 2013.

Consolidated financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 14 Derivative instruments and hedge accounting (continued)

Principal balances subject to cash flow forecasts

CHF billion	Within 1 year	1–3 years	3–5 years	5–10 years	Over 10 years
Assets	61	81	48	54	1
Liabilities	4	7	3	3	0
Net balance	57	74	45	51	1

Hedges of net investments in foreign operations

UBS AG applies hedge accounting for certain net investments in foreign operations. As of 31 December 2015, the positive replacement values and negative replacement values of FX derivatives (mainly FX swaps) designated as hedging instruments in net investment hedge accounting relationships were CHF 170 million and CHF 79 million, respectively (31 December 2014: positive replacement values of CHF 158 million and negative replacement values of CHF 305 million). As of 31 December 2015, the underlying hedged structural exposures in several currencies amounted to CHF 5.5 billion (31 December 2014: CHF 8.0 billion).

Hedges of structural FX exposures in currencies other than the US dollar may be comprised of two jointly designated derivatives as the foreign currency risk may be hedged against the US dollar first and then converted into Swiss francs, the presentation currency of UBS AG, as part of a separate FX derivative transaction. The aggregated notional amount of designated hedging derivatives as of 31 December 2015 was CHF 11.2 billion in total (31 December 2014: CHF 14.7 billion) including CHF 5.6 billion notional values related to US dollar versus Swiss franc swaps and CHF 5.6 billion notional values related to derivatives hedging foreign currencies (other than the US dollar) versus the US dollar. The effective portion of gains and losses of these FX swaps is transferred directly to OCI to offset foreign currency translation (FCT) gains and losses on the net investments in foreign branches and subsidiaries. As such, these FX swaps hedge the structural FX exposure resulting in the accumulation of FCT on the level of individual foreign branches and subsidiaries and hence on the total FCT OCI of UBS AG.

UBS AG designates certain non-derivative foreign currency financial assets and liabilities of foreign branches or subsidiaries as hedging instruments in net investment hedge accounting arrangements. The FX translation difference recorded in FCT OCI of the non-derivative hedging instrument of one foreign entity offsets the structural FX exposure of another foreign entity. Therefore, the aggregated FCT OCI of UBS AG is unchanged from this hedge designation. As of 31 December 2015, the nominal amount of non-derivative financial assets and liabilities designated as hedging instruments in such net investment hedges was CHF 3.1 billion and CHF 3.1 billion, respectively (31 December 2014: CHF 14.3 billion non-derivative financial assets and CHF 14.3 billion non-derivative financial liabilities).

Ineffectiveness of hedges of net investments in foreign operations was not material in 2015, 2014 and 2013.

Undiscounted cash flows

The table below provides undiscounted cash flows of all derivative instruments designated in hedge accounting relationships. Interest rate swap cash flows include cash inflows and cash outflows of all interest rate swaps designated in hedge accounting relationships, which are either assets or liabilities of UBS AG as of 31 December 2015. The table includes derivatives traded on an exchange or through a clearing house where the change in fair value is settled each day, either in fact or in substance, through cash payment of variation margin.

Derivatives designated in hedge accounting relationships (undiscounted cash flows)

CHF billion	On demand	Due within 1 month	Due between 1 and 3 months	Due between 3 and 12 months	Due between 1 and 5 years	Due after 5 years	Total
Interest rate swaps ¹							
Cash inflows	0	0	0	2	4	2	8
Cash outflows	0	0	0	1	3	1	5
FX swaps/forwards							
Cash inflows	0	7	3	0	0	0	10
Cash outflows	0	7	3	0	0	0	10
Net cash flows	0	0	0	1	2	0	3

¹ The table includes gross cash inflows and cash outflows of all interest rate swaps designated in hedge accounting relationships, which are either assets or liabilities of UBS as of 31 December 2015.

Note 15 Financial investments available-for-sale

CHF million	31.12.15	31.12.14
Financial investments available-for-sale by issuer type ¹		
Debt instruments		
Government and government agencies	47,245	45,334
<i>of which: Switzerland</i>	702	43
<i>of which: USA</i>	21,424	17,219
<i>of which: Germany</i>	8,583	10,145
<i>of which: France</i>	3,566	5,351
<i>of which: Netherlands</i>	2,934	2,528
<i>of which: United Kingdom</i>	2,782	2,348
Banks	12,268	8,490
Corporates and other	2,385	2,670
Total debt instruments	61,898	56,494
Equity instruments	645	664
Total financial investments available-for-sale	62,543	57,159
Unrealized gains – before tax	462	430
Unrealized (losses) – before tax	(171)	(64)
Net unrealized gains/(losses) – before tax	291	365
Net unrealized gains/(losses) – after tax	167	238

¹ Refer to Note 24e for more information on product type and fair value hierarchy categorization.

Consolidated
financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 16 Property, equipment and software

At historical cost less accumulated depreciation

CHF million	Own-used properties	Leasehold improvements	IT hardware and communication	Internally generated software	Purchased software	Other machines and equipment	Projects in progress	31.12.15	31.12.14
Historical cost									
Balance at the beginning of the year	7,756	3,060	2,377	1,525	536	847	1,341	17,442	16,136
Additions	68	47	262	26	85	26	1,331	1,846	1,690
Disposals/write-offs ¹	(181)	(97)	(750)	(54)	(210)	(30)	0	(1,322)	(518)
Reclassifications	220	194	21	888	9	27	(1,394)	(35) ⁶	(359)
Foreign currency translation	0	(36)	(39)	(9)	(9)	(8)	(7)	(108)	493
Balance at the end of the year	7,863	3,169	1,872	2,375	411	862	1,270	17,823	17,442
Accumulated depreciation									
Balance at the beginning of the year	4,365	2,120	1,976	1,089	452	592	0	10,593	10,140
Depreciation	161	180	227	230	41	62	0	901	799
Impairment ²	2	10	1	3	0	1	0	18	19
Disposals/write-offs ¹	(157)	(81)	(748)	(46)	(209)	(29)	0	(1,270)	(474)
Reclassifications	(11)	1	(2)	0	2	(14)	0	(25) ⁶	(217)
Foreign currency translation	(3)	(25)	(35)	(1)	(8)	(6)	0	(77)	326
Balance at the end of the year	4,356	2,206	1,420	1,275	276	606	0	10,140	10,593
Net book value at the end of the year ^{3,4}	3,506	963	452	1,100	135	256	1,270 ⁵	7,683	6,849 ⁷

¹ Includes write-offs of fully depreciated assets. ² Impairment charges recorded in 2015 relate to assets for which the recoverable amount was determined based on value-in-use (recoverable amount of the impaired assets: CHF 0 million Leasehold Improvements, CHF 2 million Internally generated software). ³ As of 31 December 2015, contractual commitments to purchase property in the future amounted to approximately CHF 0.6 billion. ⁴ Includes CHF 47 million related to leased assets, mainly IT hardware and communication. ⁵ Includes CHF 928 million related to Internally generated software, CHF 86 million related to Own-used properties and CHF 257 million related to Leasehold Improvements. ⁶ Reflects reclassifications to Properties held-for-sale (CHF 11 million on a net basis) reported within Other assets. ⁷ Excludes investment properties of CHF 5 million.

Note 17 Goodwill and intangible assets

Introduction

UBS AG performs an impairment test on its goodwill assets on an annual basis, or when indicators of impairment exist. UBS AG considers the segments, as reported in Note 2, as separate cash-generating units (CGU). The impairment test is performed for each segment to which goodwill is allocated by comparing the recoverable amount, based on its value-in-use, to the carrying amount of the respective segment. An impairment charge is recognized if the carrying amount exceeds the recoverable amount. As of 31 December 2015, total goodwill recognized on the balance sheet was CHF 6.2 billion, of which CHF 1.3 billion, CHF 3.5 billion and CHF 1.4 billion was carried by Wealth Management, Wealth Management Americas and Asset Management, respectively. Based on the impairment testing methodology described below, UBS AG concluded that the goodwill balances as of 31 December 2015 allocated to these segments remain recoverable and thus were not impaired.

Methodology for goodwill impairment testing

The recoverable amounts are determined using a discounted cash flow model, which has been adapted to use inputs that consider features of the banking business and its regulatory environment. The recoverable amount of a segment is the sum of the discounted earnings attributable to shareholders from the first three forecasted years and the terminal value. The terminal value, which covers all periods beyond the third year, is calculated on the basis of the forecast of third-year profit, the discount rate and the long-term growth rate and is adjusted for the effect of the capital assumed to be needed to support the perpetual growth implied by the long-term growth rate.

The carrying amount for each segment is determined by reference to the Group's equity attribution framework. Within this framework, which is described in the "Capital management" section of this report, the Board of Directors (BoD) attributes equity to the businesses after considering their risk exposure, risk-weighted assets and leverage ratio denominator usage, goodwill and intangible assets. The total amount of equity attributed to the business divisions can differ from UBS AG's actual equity during a given period. The framework is primarily used for purposes of measuring the performance of the businesses and includes certain management assumptions. Attributed equity equals the capital

that a segment requires to conduct its business and is considered an appropriate starting point from which to determine the carrying value of the segments. The attributed equity methodology is aligned with the business planning process, the inputs from which are used in calculating the recoverable amounts of the respective CGU.

→ Refer to the "Capital management" section of this report for more information on the equity attribution framework

Assumptions

Valuation parameters used within UBS AG's impairment test model are linked to external market information, where applicable. The model used to determine the recoverable amount is most sensitive to changes in the forecast earnings available to shareholders in years one to three, to changes in the discount rates, and to changes in the long-term growth rate. The applied long-term growth rate is based on long-term economic growth rates for different regions worldwide. Earnings available to shareholders are estimated based on forecast results, which are part of the business plan approved by the BoD.

The discount rates are determined by applying a capital-asset-pricing-model-based approach, as well as considering quantitative and qualitative inputs from both internal and external analysts and the view of management. The discount rates were unchanged between 2014 and 2015.

Key assumptions used to determine the recoverable amounts of each segment are tested for sensitivity by applying a reasonably possible change to those assumptions. Forecast earnings available to shareholders were changed by 10%, the discount rates were changed by 1.0 percentage point and the long-term growth rates were changed by 0.5 percentage point. Under all scenarios, the recoverable amounts for each segment exceeded the respective carrying amount, such that the reasonably possible changes in key assumptions would not result in impairment.

If the estimated earnings and other assumptions in future periods deviate from the current outlook, the value of goodwill may become impaired in the future, giving rise to losses in the income statement. Recognition of any impairment of goodwill would reduce IFRS equity and net profit. It would not impact cash flows and, as goodwill is required to be deducted from capital under the Basel capital framework, no impact would be expected on UBS AG's total capital ratios.

Consolidated
financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 17 Goodwill and intangible assets (continued)

Discount and growth rates

In %	Discount rates		Growth rates	
	31.12.15	31.12.14	31.12.15	31.12.14
Wealth Management	9.0	9.0	1.7	1.7
Wealth Management Americas	9.0	9.0	2.4	2.4
Investment Bank	11.0	11.0	2.4	2.4
Asset Management	9.0	9.0	2.4	2.4

CHF million	Goodwill		Intangible assets		Total	31.12.15	31.12.14
	Total	Infrastructure	Customer relationships, contractual rights and other				
Historical cost							
Balance at the beginning of the year	6,368	756	833		1,589	7,957	7,283
Additions			30		30	30	17
Disposals	(30)		(1)		(1)	(32)	(1)
Write-offs			(20)		(20)	(20)	0
Foreign currency translation	(97)	5	(22)		(16)	(114)	657
Balance at the end of the year	6,240	761	820		1,581	7,821	7,957
Accumulated amortization and impairment							
Balance at the beginning of the year	0	536	635		1,171	1,171	990
Amortization		37	57		94	94	80
Impairment ¹			13		13	13	2
Disposals			(1)		(1)	(1)	0
Write-offs			(20)		(20)	(20)	0
Foreign currency translation		5	(10)		(5)	(5)	99
Balance at the end of the year	0	578	675		1,253	1,253	1,171
Net book value at the end of the year	6,240	183	145		328	6,568	6,785

¹ Impairment charges recorded in 2015 and 2014 relate to assets for which the recoverable amount was determined based on value-in-use (recoverable amount of the impaired assets: CHF 4 million for 2015 and CHF 3 million for 2014).

The table below presents the disclosure of goodwill and intangible assets by segment for the year ended 31 December 2015.

CHF million	Wealth Management	Wealth Management Americas	Investment Bank	Asset Management	Corporate Center – Services	Total
Goodwill						
Balance at the beginning of the year	1,359	3,490	44	1,476		6,368
Additions						0
Disposals	(7)			(23)		(30)
Impairment						0
Foreign currency translation	(40)	25	(14)	(68)		(97)
Balance at the end of the year	1,312	3,514	29	1,385		6,240
Intangible assets						
Balance at the beginning of the year	45	246	84	17	25	417
Additions/transfers		4	0		25	30
Disposals			0			0
Amortization	(3)	(51)	(13)	(5)	(21)	(94)
Impairment			(11)	(2)		(13)
Foreign currency translation	(4)	0	(6)	(1)		(12)
Balance at the end of the year	38	199	53	8	30	328

Note 17 Goodwill and intangible assets (continued)

The estimated, aggregated amortization expenses for intangible assets are as follows:

CHF million	Intangible assets
Estimated, aggregated amortization expenses for:	
2016	93
2017	66
2018	56
2019	45
2020	37
Thereafter	23
Not amortized due to indefinite useful life	9
Total	328

Note 18 Other assets

CHF million	31.12.15	31.12.14
Prime brokerage receivables ¹	11,341	12,534
Recruitment loans to financial advisors	3,184	2,909
Other loans to financial advisors	418	372
Bail deposit ²	1,221	1,323
Accrued interest income	462	453
Accrued income – other	844	1,009
Prepaid expenses	1,032	1,027
Net defined benefit pension and post-employment assets ³	50	0
Settlement and clearing accounts	402	616
VAT and other tax receivables	397	272
Properties and other non-current assets held for sale	134	236
Assets of disposal group held for sale ⁴	279	0
Other	2,485	2,317
Total other assets	22,249	23,069

¹ Prime brokerage services include clearance, settlement, custody, financing and portfolio reporting services for corporate clients trading across multiple asset classes. Prime brokerage receivables are mainly comprised of margin lending receivables. ² Refer to Item 1 in Note 22b for more information. ³ Refer to Note 28 for more information. ⁴ Refer to Note 32 for more information.

Consolidated
financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Balance sheet notes: liabilities

Note 19 Due to banks and customers

CHF million	31.12.15	31.12.14
Due to banks	11,836	10,492
Due to customers: demand deposits	174,262	187,516
Due to customers: time deposits	60,274	52,269
Due to customers: fiduciary deposits	6,139	14,766
Due to customers: retail savings / deposits	161,848	156,427
Total due to customers	402,522	410,979
Total due to banks and customers	414,358	421,471

Note 20 Financial liabilities designated at fair value

CHF million	31.12.15	31.12.14
Non-structured fixed-rate bonds	4,098	4,488
of which: issued by UBS AG with original maturity greater than one year ^{1,2}	3,542	3,616
Structured debt instruments issued		
Equity-linked ³	30,965	37,725
Credit-linked	3,652	4,645
Rates-linked ⁴	16,587	19,380
Other	1,231	2,138
Total structured debt instruments issued	52,436	63,888
of which: issued by UBS AG with original maturity greater than one year ^{1,5}	36,539	45,851
Structured over-the-counter debt instruments		
Equity-linked ³	2,885	2,508
Other	2,608	3,154
Total structured over-the-counter debt instruments	5,493	5,662
of which: issued by UBS AG with original maturity greater than one year ^{1,6}	4,497	3,691
Repurchase agreements	849	1,167
Loan commitments and guarantees ⁷	119	93
Total	62,995	75,297
of which: life-to-date own credit (gain)/loss	(287)	302

¹ Issued by UBS AG (standalone). Based on original contractual maturity without considering any early redemption features. ² 100% of the balance as of 31 December 2015 was unsecured. ³ Includes investment fund unit-linked instruments issued. ⁴ Includes non-structured rates-linked debt instruments issued. ⁵ More than 98% of the balance as of 31 December 2015 was unsecured. ⁶ More than 35% of the balance as of 31 December 2015 was unsecured. ⁷ Loan commitments recognized as "Financial liabilities designated at fair value" until drawn and recognized as loans. See Note 1a item 8 for additional information.

As of 31 December 2015, the contractual redemption amount at maturity of *Financial liabilities designated at fair value* through profit or loss was CHF 0.1 billion higher than the carrying value. As of 31 December 2014, the contractual redemption amount at maturity of such liabilities was CHF 0.7 billion lower than the carrying value.

The table on the following page shows the residual contractual maturity of the carrying value of financial liabilities designated at fair value, split between fixed-rate and floating-rate instruments based on the contractual terms and does not consider any early

redemption features. Interest rate ranges for future interest payments related to these financial liabilities designated at fair value have not been included in the table on the following page as a majority of these liabilities are structured products, and therefore the future interest payments are highly dependent upon the embedded derivative and prevailing market conditions at the time each interest payment is made.

→ Refer to Note 27b for maturity information on an undiscounted cash flow basis

Note 20 Financial liabilities designated at fair value (continued)

Contractual maturity of carrying value

CHF million	2016	2017	2018	2019	2020	2021–2025	Thereafter	Total 31.12.15	Total 31.12.14
UBS AG¹									
Non-subordinated debt									
Fixed-rate	2,873	1,912	776	279	302	1,623	2,938	10,702	12,891
Floating-rate	23,148	5,314	3,559	2,839	3,286	2,838	8,839	49,824	58,643
Subtotal	26,021	7,226	4,335	3,118	3,588	4,461	11,777	60,526	71,535
Other subsidiaries ²									
Non-subordinated debt									
Fixed-rate	29	58	179	17	34	164	513	993	1,473
Floating-rate	260	484	188	122	127	178	116	1,475	2,289
Subtotal	288	542	367	139	161	342	629	2,469	3,762
Total	26,310	7,768	4,702	3,257	3,749	4,803	12,406	62,995	75,297

¹ Comprises instruments issued by UBS AG (standalone). ² Comprises instruments issued by subsidiaries of UBS AG.

Note 21 Debt issued held at amortized cost

CHF million	31.12.15	31.12.14
Certificates of deposit	11,967	16,591
Commercial paper	3,824	4,841
Other short-term debt	5,424	5,931
Short-term debt¹	21,215	27,363
Non-structured fixed-rate bonds	31,240	24,582
of which: issued by UBS AG with original maturity greater than one year ²	31,078	24,433
Covered bonds	8,490	13,614
Subordinated debt	12,600	16,123
of which: phase-out additional tier 1 capital	0	1,197
of which: low-trigger loss-absorbing tier 2 capital	10,346	10,464
of which: phase-out tier 2 capital	2,254	4,462
Debt issued through the central bond institutions of the Swiss regional or cantonal banks	8,237	8,029
Other long-term debt	577	1,495
of which: issued by UBS AG with original maturity greater than one year ²	278	861
Long-term debt³	61,144	63,844
Total debt issued held at amortized cost⁴	82,359	91,207

¹ Debt with an original maturity of less than one year. ² Issued by UBS AG (standalone). Based on original contractual maturity without considering any early redemption features. 100% of the balance as of 31 December 2015 was unsecured. ³ Debt with original maturity greater than or equal to one year. ⁴ Net of bifurcated embedded derivatives with a net negative fair value of CHF 130 million as of 31 December 2015 (31 December 2014: net negative fair value of CHF 25 million).

UBS AG uses interest rate and foreign exchange derivatives to manage the risks inherent in certain debt instruments held at amortized cost. In certain cases, UBS AG applies hedge accounting for interest rate risk as discussed in Note 1a item 15 and

Note 14. As a result of applying hedge accounting, the carrying value of debt issued increased by CHF 1,024 million and by CHF 1,703 million as of 31 December 2015 and 2014, respectively, reflecting changes in fair value due to interest rate movements.

Consolidated
financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements**Note 21 Debt issued held at amortized cost (continued)**

Subordinated debt consists of unsecured debt obligations that are contractually subordinated in right of payment to all other present and future non-subordinated obligations of the respective issuing entity. All of the subordinated debt instruments outstanding as of 31 December 2015 pay a fixed rate of interest.

The table below shows the residual contractual maturity of the carrying value of debt issued, split between fixed-rate and float-

ing-rate based on the contractual terms and does not consider any early redemption features. The effects from interest rate swaps, which are used to hedge various fixed-rate debt issuances by changing the repricing characteristics into those similar to floating-rate debt, are also not considered in the table below.

→ Refer to Note 27b for maturity information on an undiscounted cash flow basis

Contractual maturity dates of carrying value

CHF million, except where indicated	2016	2017	2018	2019	2020	2021–2025	Thereafter	Total 31.12.15	Total 31.12.14
UBS AG¹									
Non-subordinated debt									
Fixed-rate	13,064	6,334	8,004	4,036	4,340	4,375	0	40,153	59,327
Interest rates (range in %)	0–6.4	0–5.9	0–6.6	2.4–4.0	0–4.9	1.3–4.0			
Floating-rate	10,014	3,721	963	939	239	0	2,031	17,907	11,296
Subordinated debt									
Fixed-rate	918	414	0	0	0	8,772	2,497	12,600	16,123
Interest rates (range in %)	3.1–5.9	4.1–7.4				4.8–8.8	4.8–7.8		
Subtotal	23,996	10,468	8,967	4,974	4,579	13,147	4,528	70,659	86,746
Subsidiaries²									
Non-subordinated debt									
Fixed-rate	3,936	728	791	742	732	3,592	1,171	11,692	4,460
Interest rates (range in %)	0–8.3	0.3–8.1	0.4–3.7	0.5–2.9	0.1–2.8	0–3.4	0.4–2.8		
Floating-rate	0	0	7	0	0	0	0	8	1
Subtotal	3,936	728	798	742	732	3,593	1,171	11,700	4,462
Total	27,932	11,196	9,765	5,717	5,311	16,740	5,699	82,359	91,207

¹ Comprises debt issued by UBS AG (standalone). ² Comprises debt issued by subsidiaries of UBS AG.

Note 22 Provisions and contingent liabilities

a) Provisions

CHF million	Operational risks ¹	Litigation, regulatory and similar matters ²	Restructuring	Loan commitments and guarantees	Real estate	Employee benefits ³	Other	Total 31.12.15	Total 31.12.14
Balance at the beginning of the year	50	3,053	647	23	153	215	224	4,366	2,971
Increase in provisions recognized in the income statement	43	1,263	361	6	27	7	71	1,778	3,308
Release of provisions recognized in the income statement	(7)	(166)	(102)	(3)	(1)	(18)	(40)	(337)	(528)
Provisions used in conformity with designated purpose	(37)	(1,174)	(287)	0	(28)	(1)	(133)	(1,660)	(1,659)
Capitalized reinstatement costs	0	0	0	0	5	0	0	5	0
Reclassifications	0	0	0	9	0	0	0	9	8
Foreign currency translation/unwind of discount	(1)	7	5	0	2	(5)	(3)	3	266
Balance at the end of the year	47	2,983	624 ³	35	157 ⁴	198	120	4,163	4,366

¹ Comprises provisions for losses resulting from security risks and transaction processing risks. ² Comprises provisions for losses resulting from legal, liability and compliance risks. ³ Includes personnel related restructuring provisions of CHF 110 million as of 31 December 2015 (31 December 2014: CHF 116 million) and provisions for onerous lease contracts of CHF 514 million as of 31 December 2015 (31 December 2014: CHF 530 million). ⁴ Includes reinstatement costs for leasehold improvements of CHF 94 million as of 31 December 2015 (31 December 2014: CHF 98 million) and provisions for onerous lease contracts of CHF 62 million as of 31 December 2015 (31 December 2014: CHF 55 million). ⁵ Includes provisions for sabbatical and anniversary awards as well as provisions for severance which are not part of restructuring provisions.

Restructuring provisions primarily relate to onerous lease contracts and severance payments. The utilization of onerous lease provisions is driven by the maturities of the underlying lease contracts. Severance-related provisions are utilized within a short time period, usually within six months, but potential changes in amount may be triggered when natural staff attrition reduces the

number of people affected by a restructuring and therefore the estimated costs.

Information on provisions and contingent liabilities in respect of Litigation, regulatory and similar matters, as a class, is included in Note 22b. There are no material contingent liabilities associated with the other classes of provisions.

Consolidated financial statements

Note 22 Provisions and contingent liabilities (continued)**b) Litigation, regulatory and similar matters**

UBS operates in a legal and regulatory environment that exposes it to significant litigation and similar risks arising from disputes and regulatory proceedings. As a result, UBS (which for purposes of this Note may refer to UBS AG and/or one or more of its subsidiaries, as applicable) is involved in various disputes and legal proceedings, including litigation, arbitration, and regulatory and criminal investigations.

Such matters are subject to many uncertainties and the outcome is often difficult to predict, particularly in the earlier stages of a case. There are also situations where UBS may enter into a settlement agreement. This may occur in order to avoid the expense, management distraction or reputational implications of continuing to contest liability, even for those matters for which UBS believes it should be exonerated. The uncertainties inherent in all such matters affect the amount and timing of any potential outflows for both matters with respect to which provisions have been established and other contingent liabilities. UBS makes provisions for such matters brought against it when, in the opinion of management after seeking legal advice, it is more likely than not that UBS has a present legal or constructive obligation as a result of past events, it is probable that an outflow of resources will be required, and the amount can be reliably estimated. Where these factors are otherwise satisfied, a provision may be established for claims that have not yet been asserted against UBS, but are nevertheless expected to be, based on UBS's experience with similar asserted claims. If any of those conditions is not met, such matters result in contingent liabilities. If the amount of an obligation cannot be reliably estimated, a liability exists that is not recognized even if an outflow of resources is probable. Accordingly, no provision is established even if the potential outflow of resources with respect to select matters could be significant.

Specific litigation, regulatory and other matters are described below, including all such matters that management considers to be material and others that management believes to be of significance due to potential financial, reputational and other effects. The amount of damages claimed, the size of a transaction or other information is provided where available and appropriate in order to assist users in considering the magnitude of potential exposures.

In the case of certain matters below, we state that we have established a provision, and for the other matters, we make no such statement. When we make this statement and we expect disclosure of the amount of a provision to prejudice seriously our position with other parties in the matter, because it would reveal what UBS believes to be the probable and reliably estimable outflow, we do not disclose that amount. In some cases, we are subject to confidentiality obligations that preclude such disclosure. With respect to the matters for which we do not state whether we have established a provision, either (a) we have not established a provision, in which case the matter is treated as a contingent liability under the applicable accounting standard or (b) we have established a provision but expect disclosure of that fact to prejudice seriously our position with other parties in the matter because it would reveal the fact that UBS believes an outflow of resources to be probable and reliably estimable.

With respect to certain litigation, regulatory and similar matters for which we have established provisions, we are able to estimate the expected timing of outflows. However, the aggregate amount of the expected outflows for those matters for which we are able to estimate expected timing is immaterial relative to our current and expected levels of liquidity over the relevant time periods.

Note 22 Provisions and contingent liabilities (continued)

The aggregate amount provisioned for litigation, regulatory and similar matters as a class is disclosed in Note 22a above. It is not practicable to provide an aggregate estimate of liability for our litigation, regulatory and similar matters as a class of contingent liabilities. Doing so would require us to provide speculative legal assessments as to claims and proceedings that involve unique fact patterns or novel legal theories, which have not yet been initiated or are at early stages of adjudication, or as to which alleged damages have not been quantified by the claimants. Although we therefore cannot provide a numerical estimate of the future losses that could arise from litigation, regulatory and similar matters, we believe that the aggregate amount of possible future losses from this class that are more than remote substantially exceeds the level of current provisions. Litigation, regulatory and similar matters may also result in non-monetary penalties and consequences. For example, the non-prosecution agreement (NPA) described in paragraph 5 of this Note, which we entered into with the US Department of Justice (DOJ), Criminal Division, Fraud Section in connection with our submissions of benchmark interest rates, including, among others, the British Bankers' Association London Interbank Offered Rate (LIBOR), was terminated by

the DOJ based on its determination that we had committed a US crime in relation to foreign exchange matters. As a consequence, UBS AG has pleaded guilty to one count of wire fraud for conduct in the LIBOR matter, and has agreed to pay a USD 203 million fine and accept a three-year term of probation. A guilty plea to, or conviction of, a crime (including as a result of termination of the NPA) could have material consequences for UBS. Resolution of regulatory proceedings may require us to obtain waivers of regulatory disqualifications to maintain certain operations, may entitle regulatory authorities to limit, suspend or terminate licenses and regulatory authorizations and may permit financial market utilities to limit, suspend or terminate our participation in such utilities. Failure to obtain such waivers, or any limitation, suspension or termination of licenses, authorizations or participations, could have material consequences for UBS.

The risk of loss associated with litigation, regulatory and similar matters is a component of operational risk for purposes of determining our capital requirements. Information concerning our capital requirements and the calculation of operational risk for this purpose is included in the "Capital management" section of this report.

Provisions for litigation, regulatory and similar matters by business division and Corporate Center unit¹

CHF million	Wealth Management	Wealth Management Americas	Personal & Corporate Banking	Asset Management	Investment Bank	CC – Services	CC – Group ALM	CC – Non-core and Legacy Portfolio	Total 31.12.15	Total 31.12.14
Balance at the beginning of the year	188	209	92	53	1,258	312	0	941	3,053	1,622
Increase in provisions recognized in the income statement	114	372	0	0	17	15	0	744	1,263	2,941
Release of provisions recognized in the income statement	(10)	(19)	(3)	(3)	(15)	(1)	0	(115)	(166)	(395)
Provisions used in conformity with designated purpose	(36)	(110)	(5)	(33)	(675)	(13)	0	(302)	(1,174)	(1,286)
Reclassifications	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(2)
Foreign currency translation/unwind of discount	(12)	7	(2)	(1)	0	(3)	0	18	7	172
Balance at the end of the year	245	459	83	16	585	310	0	1,284	2,983	3,053

¹ Provisions, if any, for the matters described in this Note are recorded in Wealth Management (Item 3), Wealth Management Americas (Item 4), Corporate Center – Services (Item 7) and Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio (Items 2 and 8). Provisions, if any, for the matters described in this Note in Items 1 and 6 are allocated between Wealth Management and Personal & Corporate Banking, and provisions, if any, for the matters described in this Note in Item 5 are allocated between the Investment Bank, Corporate Center – Services and Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio.

Consolidated financial statements

Note 22 Provisions and contingent liabilities (continued)

1. Inquiries regarding cross-border wealth management businesses

Tax and regulatory authorities in a number of countries have made inquiries, served requests for information or examined employees located in their respective jurisdictions relating to the cross-border wealth management services provided by UBS and other financial institutions. It is possible that implementation of automatic tax information exchange and other measures relating to cross-border provision of financial services could give rise to further inquiries in the future.

As a result of investigations in France, in 2013, UBS (France) S.A. and UBS AG were put under formal examination ("*mise en examen*") for complicity in having illicitly solicited clients on French territory, and were declared witness with legal assistance ("*témoin assisté*") regarding the laundering of proceeds of tax fraud and of banking and financial solicitation by unauthorized persons. In 2014, UBS AG was placed under formal examination with respect to the potential charges of laundering of proceeds of tax fraud, and the investigating judges ordered UBS to provide bail ("*caution*") of EUR 1.1 billion. UBS AG appealed the determination of the bail amount, but both the appeal court ("*Cour d'Appel*") and the French Supreme Court ("*Cour de Cassation*") upheld the bail amount and rejected the appeal in full in late 2014. UBS AG has filed and has had accepted a petition to the European Court of Human Rights to challenge various aspects of the French court's decision. In September 2015, the former CEO of UBS Wealth Management was placed under formal examination in connection with these proceedings. In addition, the investigating judges have sought to issue arrest warrants against three Swiss-based former employees of UBS AG who did not appear when summoned by the investigating judge. In February 2016, the investigating judge notified UBS that he does not intend to conduct further investigation. This notification commences a period in which the prosecutor may file a request for a judge to issue formal charges.

In March 2015, UBS (France) S.A. was placed under formal examination for complicity regarding the laundering of proceeds of tax fraud and of banking and financial solicitation by unauthorized persons for the years 2004 until 2008 and declared witness with legal assistance for the years 2009 to 2012. A bail of EUR 40 million was imposed, and was reduced by the Court of Appeals in May 2015 to EUR 10 million. Separately, in 2013, the French banking supervisory authority's disciplinary commission reprimanded UBS (France) S.A. for having had insufficiencies in its control and compliance framework around its cross-border activities and know your customer obligations. It imposed a penalty of EUR 10 million, which was paid.

UBS AG has been notified by the Brussels public prosecutor's office that it is investigating various aspects of UBS's cross-border business.

In January 2015, UBS received inquiries from the US Attorney's Office for the Eastern District of New York and from the US Securities and Exchange Commission (SEC), which are investigating potential sales to US persons of bearer bonds and other unregistered securities in possible violation of the Tax Equity and Fiscal Responsibility Act of 1982 (TEFRA) and the registration requirements of the US securities laws. UBS is cooperating with the authorities in these investigations.

UBS has, and reportedly numerous other financial institutions have, received inquiries from authorities concerning accounts relating to the Fédération Internationale de Football Association (FIFA) and other constituent soccer associations and related persons and entities. UBS is cooperating with authorities in these inquiries.

Our balance sheet at 31 December 2015 reflected provisions with respect to matters described in this item 1 in an amount that UBS believes to be appropriate under the applicable accounting standard. As in the case of other matters for which we have established provisions, the future outflow of resources in respect of such matters cannot be determined with certainty based on currently available information, and accordingly may ultimately prove to be substantially greater (or may be less) than the provision that we have recognized.

2. Claims related to sales of residential mortgage-backed securities and mortgages

From 2002 through 2007, prior to the crisis in the US residential loan market, UBS was a substantial issuer and underwriter of US residential mortgage-backed securities (RMBS) and was a purchaser and seller of US residential mortgages. A subsidiary of UBS, UBS Real Estate Securities Inc. (UBS RESI), acquired pools of residential mortgage loans from originators and (through an affiliate) deposited them into securitization trusts. In this manner, from 2004 through 2007, UBS RESI sponsored approximately USD 80 billion in RMBS, based on the original principal balances of the securities issued.

UBS RESI also sold pools of loans acquired from originators to third-party purchasers. These whole loan sales during the period 2004 through 2007 totaled approximately USD 19 billion in original principal balance.

We were not a significant originator of US residential loans. A subsidiary of UBS originated approximately USD 1.5 billion in US residential mortgage loans during the period in which it was active from 2006 to 2008, and securitized less than half of these loans.

Note 22 Provisions and contingent liabilities (continued)

RMBS-related lawsuits concerning disclosures: UBS is named as a defendant relating to its role as underwriter and issuer of RMBS in lawsuits related to approximately USD 6.2 billion in original face amount of RMBS underwritten or issued by UBS. Of the USD 6.2 billion in original face amount of RMBS that remains at issue in these cases, approximately USD 3.2 billion was issued in offerings in which a UBS subsidiary transferred underlying loans (the majority of which were purchased from third-party originators) into a securitization trust and made representations and warranties about those loans (UBS-sponsored RMBS). The remaining USD 3 billion of RMBS to which these cases relate was issued by third parties in securitizations in which UBS acted as underwriter (third-party RMBS).

In connection with certain of these lawsuits, UBS has indemnification rights against surviving third-party issuers or originators for losses or liabilities incurred by UBS, but UBS cannot predict the extent to which it will succeed in enforcing those rights.

UBS is a defendant in two lawsuits brought by the National Credit Union Administration (NCUA), as conservator for certain failed credit unions, asserting misstatements and omissions in the offering documents for RMBS purchased by the credit unions. Both lawsuits were filed in US District Courts, one in the District of Kansas and the other in the Southern District of New York (SDNY). The original principal balance at issue in the Kansas case is approximately USD 1.15 billion and the original principal balance at issue in the SDNY case is approximately USD 400 million. In February 2016, UBS made an offer of judgment to NCUA in the SDNY case, which NCUA has accepted, pursuant to which UBS will pay USD 33 million plus an amount of prejudgment interest that will be determined by the court and reasonable attorneys' fees. Once these amounts are determined and judgment is entered, the SDNY case will end. Prejudgment interest and attorneys' fees are expected to significantly increase the total amount to be paid in the SDNY case.

Lawsuits related to contractual representations and warranties concerning mortgages and RMBS: When UBS acted as an RMBS sponsor or mortgage seller, we generally made certain representa-

tions relating to the characteristics of the underlying loans. In the event of a material breach of these representations, we were in certain circumstances contractually obligated to repurchase the loans to which the representations related or to indemnify certain parties against losses. UBS has received demands to repurchase US residential mortgage loans as to which UBS made certain representations at the time the loans were transferred to the securitization trust aggregating approximately USD 4.1 billion in original principal balance. Of this amount, UBS considers claims relating to approximately USD 2 billion in original principal balance to be resolved, including claims barred by the statute of limitations. Substantially all of the remaining claims are in litigation, including the matters described in the next paragraph. UBS believes that new demands to repurchase US residential mortgage loans are time-barred under a decision rendered by the New York Court of Appeals.

In 2012, certain RMBS trusts filed an action (Trustee Suit) in the SDNY seeking to enforce UBS RESI's obligation to repurchase loans in the collateral pools for three RMBS securitizations (Transactions) with an original principal balance of approximately USD 2 billion, for which Assured Guaranty Municipal Corp. (Assured Guaranty), a financial guaranty insurance company, had previously demanded repurchase. In January 2015, the court rejected plaintiffs' efforts to seek damages for all loans purportedly in breach of representations and warranties in any of the three Transactions and limited plaintiffs to pursuing claims based solely on alleged breaches for loans identified in the complaint or other breaches that plaintiffs can establish were independently discovered by UBS. In February 2015, the court denied plaintiffs' motion seeking reconsideration of its ruling. With respect to the loans subject to the Trustee Suit that were originated by institutions still in existence, UBS intends to enforce its indemnity rights against those institutions. Trial is currently scheduled for April 2016.

We also have tolling agreements with certain institutional purchasers of RMBS concerning their potential claims related to substantial purchases of UBS-sponsored or third-party RMBS.

Consolidated
financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 22 Provisions and contingent liabilities (continued)

Provision for claims related to sales of residential mortgage-backed securities and mortgages

USD million	31.12.15	31.12.14
Balance at the beginning of the year	849	817
Increase in provision recognized in the income statement	662	239
Release of provision recognized in the income statement	(94)	(120)
Provision used in conformity with designated purpose	(199)	(87)
Balance at the end of the year	1,218	849

Mortgage-related regulatory matters: In 2014, UBS received a subpoena from the US Attorney's Office for the Eastern District of New York issued pursuant to the Financial Institutions Reform, Recovery and Enforcement Act of 1989 (FIRREA), which seeks documents and information related to UBS's RMBS business from 2005 through 2007. In September 2015, the Eastern District of New York identified a number of transactions that are currently the focus of their inquiry, as to which we are providing additional information. UBS continues to respond to the FIRREA subpoena and to subpoenas from the New York State Attorney General (NYAG) relating to its RMBS business. In addition, UBS has also been responding to inquiries from both the Special Inspector General for the Troubled Asset Relief Program (SIGTARP) (who is working in conjunction with the US Attorney's Office for Connecticut and the DOJ) and the SEC relating to trading practices in connec-

tion with purchases and sales of mortgage-backed securities in the secondary market from 2009 through the present. We are cooperating with the authorities in these matters. Numerous other banks reportedly are responding to similar inquiries from these authorities.

As reflected in the table "Provision for claims related to sales of residential mortgage-backed securities and mortgages," our balance sheet at 31 December 2015 reflected a provision of USD 1,218 million with respect to matters described in this item 2. As in the case of other matters for which we have established provisions, the future outflow of resources in respect of this matter cannot be determined with certainty based on currently available information, and accordingly may ultimately prove to be substantially greater (or may be less) than the provision that we have recognized.

Note 22 Provisions and contingent liabilities (continued)**3. Madoff**

In relation to the Bernard L. Madoff Investment Securities LLC (BMIS) investment fraud, UBS AG, UBS (Luxembourg) SA and certain other UBS subsidiaries have been subject to inquiries by a number of regulators, including the Swiss Financial Market Supervisory Authority (FINMA) and the Luxembourg Commission de Surveillance du Secteur Financier (CSSF). Those inquiries concerned two third-party funds established under Luxembourg law, substantially all assets of which were with BMIS, as well as certain funds established in offshore jurisdictions with either direct or indirect exposure to BMIS. These funds now face severe losses, and the Luxembourg funds are in liquidation. The last reported net asset value of the two Luxembourg funds before revelation of the Madoff scheme was approximately USD 1.7 billion in the aggregate, although that figure likely includes fictitious profit reported by BMIS. The documentation establishing both funds identifies UBS entities in various roles including custodian, administrator, manager, distributor and promoter, and indicates that UBS employees serve as board members. UBS (Luxembourg) SA and certain other UBS subsidiaries are responding to inquiries by Luxembourg investigating authorities, without, however, being named as parties in those investigations. In 2009 and 2010, the liquidators of the two Luxembourg funds filed claims on behalf of the funds against UBS entities, non-UBS entities and certain individuals including current and former UBS employees. The amounts claimed are approximately EUR 890 million and EUR 305 million, respectively. The liquidators have filed supplementary claims for amounts that the funds may possibly be held liable to pay the BMIS Trustee. These amounts claimed by the liquidator are approximately EUR 564 million and EUR 370 million, respectively. In addition, a large number of alleged beneficiaries have filed claims against UBS entities (and non-UBS entities) for purported losses relating to the Madoff scheme. The majority of these cases are pending in Luxembourg, where appeals were filed by the

claimants against the 2010 decisions of the court in which the claims in a number of test cases were held to be inadmissible. In July 2014, the Luxembourg Court of Appeal dismissed one test appeal in its entirety, which decision was appealed by the investor. In July 2015, the Luxembourg Supreme Court found in favor of UBS and dismissed the investor's appeal. In the US, the BMIS Trustee filed claims in 2010 against UBS entities, among others, in relation to the two Luxembourg funds and one of the offshore funds. The total amount claimed against all defendants in these actions was not less than USD 2 billion. Following a motion by UBS, in 2011, the SDNY dismissed all of the BMIS Trustee's claims other than claims for recovery of fraudulent conveyances and preference payments that were allegedly transferred to UBS on the ground that the BMIS Trustee lacks standing to bring such claims. In 2013, the Second Circuit affirmed the District Court's decision and, in June 2014, the US Supreme Court denied the BMIS Trustee's petition seeking review of the Second Circuit ruling. In December 2014, several claims, including a purported class action, were filed in the US by BMIS customers against UBS entities, asserting claims similar to the ones made by the BMIS Trustee, seeking unspecified damages. One claim was voluntarily withdrawn by the plaintiff. In July 2015, following a motion by UBS, the SDNY dismissed the two remaining claims on the basis that the New York courts did not have jurisdiction to hear the claims against the UBS entities. In Germany, certain clients of UBS are exposed to Madoff-managed positions through third-party funds and funds administered by UBS entities in Germany. A small number of claims have been filed with respect to such funds. In January 2015, a court of appeal reversed a lower court decision in favor of UBS in one such case and ordered UBS to pay EUR 49 million, plus interest (approximately EUR 15.3 million). UBS filed an application for leave to appeal the decision. That application was rejected by the German Federal Supreme Court in December 2015, meaning that the Court of Appeal's decision is final.

Consolidated
financial statements

Note 22 Provisions and contingent liabilities (continued)**4. Puerto Rico**

Declines since August 2013 in the market prices of Puerto Rico municipal bonds and of closed-end funds (the funds) that are sole-managed and co-managed by UBS Trust Company of Puerto Rico and distributed by UBS Financial Services Incorporated of Puerto Rico (UBS PR) have led to multiple regulatory inquiries, as well as customer complaints and arbitrations with aggregate claimed damages of USD 1.6 billion, of which claims with aggregate claimed damages of approximately USD 374 million have been resolved through settlements or arbitration. The claims are filed by clients in Puerto Rico who own the funds or Puerto Rico municipal bonds and/or who used their UBS account assets as collateral for UBS non-purpose loans; customer complaint and arbitration allegations include fraud, misrepresentation and unsuitability of the funds and of the loans. A shareholder derivative action was filed in 2014 against various UBS entities and current and certain former directors of the funds, alleging hundreds of millions in losses in the funds. In 2015, defendants' motion to dismiss was denied. Defendants are seeking leave to appeal that ruling to the Puerto Rico Supreme Court. In 2014, a federal class action complaint also was filed against various UBS entities, certain members of UBS PR senior management, and the co-manager of certain of the funds seeking damages for investor losses in the funds during the period from May 2008 through May 2014. Defendants have moved to dismiss that complaint. In March 2015, a class action was filed in Puerto Rico state court against UBS PR seeking equitable relief in the form of a stay of any effort by UBS PR to collect on non-purpose loans it acquired from UBS Bank USA in December 2013 based on plaintiffs' allegation that the loans are not valid.

In 2014, UBS reached a settlement with the Office of the Commissioner of Financial Institutions for the Commonwealth of Puerto Rico (OCFI) in connection with OCFI's examination of UBS's operations from January 2006 through September 2013. Pursuant to the settlement, UBS contributed USD 3.5 million to an investor education fund, offered USD 1.68 million in restitution to certain investors and, among other things, committed to undertake an additional review of certain client accounts to determine if additional restitution would be appropriate. That review resulted in an additional USD 2.1 million in restitution being offered to certain investors.

In September 2015, the SEC and the Financial Industry Regulatory Authority (FINRA) announced settlements with UBS PR of their separate investigations stemming from the 2013 market events. Without admitting or denying the findings in either matter, UBS PR

agreed in the SEC settlement to pay USD 15 million (which includes USD 1.18 million in disgorgement, a civil penalty of USD 13.63 million and pre-judgment interest), and USD 18.5 million in the FINRA matter (which includes up to USD 11 million in restitution to 165 UBS PR customers and a civil penalty of USD 7.5 million). The SEC settlement involves a charge against UBS PR of failing to supervise the activities of a former financial advisor who had recommended the impermissible investment of non-purpose loan proceeds into the UBS PR closed-end funds, in violation of firm policy and the customer loan agreements. In the FINRA settlement, UBS PR is alleged to have failed to supervise certain customer accounts which were both more than 75% invested in UBS PR closed-end funds and leveraged against those positions. We also understand that the DOJ is conducting a criminal inquiry into the impermissible reinvestment of non-purpose loan proceeds. We are cooperating with the authorities in this inquiry.

In 2011, a purported derivative action was filed on behalf of the Employee Retirement System of the Commonwealth of Puerto Rico (System) against over 40 defendants, including UBS PR and other consultants and underwriters, trustees of the System, and the President and Board of the Government Development Bank of Puerto Rico. The plaintiffs alleged that defendants violated their purported fiduciary duties and contractual obligations in connection with the issuance and underwriting of approximately USD 3 billion of bonds by the System in 2008 and sought damages of over USD 800 million. UBS is named in connection with its underwriting and consulting services. In 2013, the case was dismissed by the Puerto Rico Court of First Instance on the grounds that plaintiffs did not have standing to bring the claim, but that dismissal was subsequently overturned on appeal. Defendants have renewed their motion to dismiss the complaint on grounds not addressed when the court issued its prior ruling.

Also, in 2013, an SEC Administrative Law Judge dismissed a case brought by the SEC against two UBS executives, finding no violations. The charges had stemmed from the SEC's investigation of UBS's sale of closed-end funds in 2008 and 2009, which UBS settled in 2012. Beginning in 2012, two federal class action complaints, which were subsequently consolidated, were filed against various UBS entities, certain of the funds, and certain members of UBS PR senior management, seeking damages for investor losses in the funds during the period from January 2008 through May 2012 based on allegations similar to those in the SEC action. A motion for class certification was denied without prejudice to the right to refile the motion after limited discovery, and that motion has since been refiled.

Note 22 Provisions and contingent liabilities (continued)

In June 2015 Puerto Rico's Governor stated that the Commonwealth is unable to meet its obligations. In addition, certain agencies and public corporations of the Commonwealth have held discussions with their creditors to restructure their outstanding debt, and certain agencies and public corporations of the Commonwealth have defaulted on certain interest payments that were due in August 2015 and January 2016. The United States Supreme Court has agreed to hear Puerto Rico's appeal of a US District Court's invalidation of the Puerto Rico Public Corporations Debt Enforcement and Recovery Act (the Act), under which Puerto Rico's public corporations would be permitted to effect a mandatory restructuring of their respective debts with a specified creditor vote that would be binding on all applicable creditors, once approved by a court or, alternatively, under a court-supervised bankruptcy type restructuring. The foregoing events, any further defaults by the Commonwealth or its agencies and public corporations on (or any debt restructurings proposed by them with respect to) their outstanding debt, a Supreme Court decision upholding the Act (or sending it back to the District Court for further proceedings) and any further actions taken by Puerto Rico's public corporations under the Act, as well as any market reactions to any of the foregoing, may increase the number of claims against UBS concerning Puerto Rico securities as well as potential damages sought.

Our balance sheet at 31 December 2015 reflected provisions with respect to matters described in this item 4 in amounts that UBS believes to be appropriate under the applicable accounting standard. As in the case of other matters for which we have established provisions, the future outflow of resources in respect of such matters cannot be determined with certainty based on currently available information, and accordingly may ultimately prove to be substantially greater (or may be less) than the provisions that we have recognized.

5. Foreign exchange, LIBOR, and benchmark rates, and other trading practices

Foreign exchange-related regulatory matters: Following an initial media report in 2013 of widespread irregularities in the foreign exchange markets, UBS immediately commenced an internal review of its foreign exchange business, which includes our precious metals and related structured products businesses. Since then, various authorities have commenced investigations concerning possible manipulation of foreign exchange markets, including FINMA, the Swiss Competition Commission (WEKO), the DOJ, the SEC, the US Commodity Futures Trading Commission (CFTC), the Board of Governors of the Federal Reserve System (Federal Reserve Board), the UK Financial Conduct Authority (FCA) (to which certain responsibilities of the UK Financial Services Authority (FSA) have passed), the UK Serious Fraud Office (SFO), the Australian Securities and Investments Commission (ASIC), the Hong Kong Monetary Authority (HKMA), the Korea Fair Trade Commission (KFTC) and the Brazil Competition Authority (CADE). In addition, WEKO is, and a number of other authorities reportedly are, investigating potential manipulation of precious metals prices. UBS has taken and will take appropriate action with respect to certain personnel as a result of its ongoing review.

In 2014, UBS reached settlements with the FCA and the CFTC in connection with their foreign exchange investigations, and FINMA issued an order concluding its formal proceedings with respect to UBS relating to its foreign exchange and precious metals businesses. UBS has paid a total of approximately CHF 774 million to these authorities, including GBP 234 million in fines to the FCA, USD 290 million in fines to the CFTC, and CHF 134 million to FINMA representing confiscation of costs avoided and profits. In May 2015, the Federal Reserve Board and the Connecticut Department of Banking issued an Order to Cease and Desist and Order of Assessment of a Civil Monetary Penalty Issued upon Consent (Federal Reserve Order) to UBS AG. As part of the Federal Reserve Order, UBS AG paid a USD 342 million civil monetary penalty.

Consolidated
financial statements

Note 22 Provisions and contingent liabilities (continued)

In May 2015, the DOJ's Criminal Division (Criminal Division) terminated the December 2012 Non-Prosecution Agreement (NPA) with UBS AG related to UBS's submissions of benchmark interest rates. As a result, UBS AG entered into a plea agreement with the Criminal Division pursuant to which UBS AG agreed to and did plead guilty to a one-count criminal information filed in the US District Court for the District of Connecticut charging UBS AG with one count of wire fraud in violation of 18 USC Sections 1343 and 2. Under the plea agreement, UBS AG agreed to a sentence that includes a USD 203 million fine and a three-year term of probation. The criminal information charges that between approximately 2001 and 2010, UBS AG engaged in a scheme to defraud counterparties to interest rate derivatives transactions by manipulating benchmark interest rates, including Yen LIBOR. Sentencing is currently scheduled for 9 May 2016. The Criminal Division terminated the NPA based on its determination, in its sole discretion, that certain UBS AG employees committed criminal conduct that violated the NPA, including fraudulent and deceptive currency trading and sales practices in conducting certain foreign exchange market transactions with clients and collusion with other participants in certain foreign exchange markets.

We have ongoing obligations to cooperate with these authorities and to undertake certain remediation, including actions to improve processes and controls.

UBS has been granted conditional immunity by the Antitrust Division of the DOJ (Antitrust Division) from prosecution for EUR/USD collusion and entered into a non-prosecution agreement covering other currency pairs. As a result, UBS AG will not be subject to prosecutions, fines or other sanctions for antitrust law violations by the Antitrust Division, subject to UBS AG's continuing cooperation. However, the conditional immunity grant does not bar government agencies from asserting other claims and imposing sanctions against UBS AG, as evidenced by the set-

tlements and ongoing investigations referred to above. UBS has also been granted conditional leniency by authorities in certain jurisdictions, including WEKO, in connection with potential competition law violations relating to precious metals, and as a result, will not be subject to prosecutions, fines or other sanctions for antitrust or competition law violations in those jurisdictions, subject to UBS AG's continuing cooperation.

In October 2015, UBS AG settled charges with the SEC relating to structured notes issued by UBS AG that were linked to the UBS V10 Currency Index with Volatility Cap.

Investigations relating to foreign exchange and precious metals matters by numerous authorities, including the CFTC, remain ongoing notwithstanding these resolutions.

Foreign exchange-related civil litigation: Putative class actions have been filed since November 2013 in US federal courts and in other jurisdictions against UBS and other banks on behalf of putative classes of persons who engaged in foreign currency transactions with any of the defendant banks. They allege collusion by the defendants and assert claims under the antitrust laws and for unjust enrichment. In 2015, additional putative class actions were filed in federal court in New York against UBS and other banks on behalf of a putative class of persons who entered into or held any foreign exchange futures contracts and options on foreign exchange futures contracts since 1 January 2003. The complaints assert claims under the Commodity Exchange Act (CEA) and the US antitrust laws. In July 2015, a consolidated complaint was filed on behalf of both putative classes of persons covered by the US federal court class actions described above. UBS has entered into a settlement agreement that would resolve all of these US federal court class actions. The agreement, which has been preliminarily approved by the court and is subject to final court approval, requires, among other things, that UBS pay an aggregate of USD 141 million and provide cooperation to the settlement classes.

Note 22 Provisions and contingent liabilities (continued)

In June 2015, a putative class action was filed in federal court in New York against UBS and other banks on behalf of participants, beneficiaries, and named fiduciaries of plans qualified under the Employee Retirement Income Security Act of 1974 (ERISA) for whom a defendant bank provided foreign currency exchange transactional services, exercised discretionary authority or discretionary control over management of such ERISA plan, or authorized or permitted the execution of any foreign currency exchange transactional services involving such plan's assets. The complaint asserts claims under ERISA.

In 2015, UBS was added to putative class actions pending against other banks in federal court in New York and other jurisdictions on behalf of putative classes of persons who bought or sold physical precious metals and various precious metal products and derivatives. The complaints in these lawsuits assert claims under the antitrust laws and the CEA, and other claims.

LIBOR and other benchmark-related regulatory matters: Numerous government agencies, including the SEC, the CFTC, the DOJ, the FCA, the SFO, the Monetary Authority of Singapore (MAS), the HKMA, FINMA, the various state attorneys general in the US, and competition authorities in various jurisdictions have conducted or are continuing to conduct investigations regarding submissions with respect to LIBOR and other benchmark rates. These investigations focus on whether there were improper attempts by UBS, among others, either acting on our own or together with others, to manipulate LIBOR and other benchmark rates at certain times.

In 2012, UBS reached settlements with the FSA, the CFTC and the Criminal Division of the DOJ in connection with their investigations of benchmark interest rates. At the same time, FINMA issued an order concluding its formal proceedings with respect to UBS relating to benchmark interest rates. UBS has paid a total of approximately CHF 1.4 billion in fines and disgorgement – including GBP 160 million in fines to the FSA, USD 700 million in fines to the CFTC, USD 500 million in fines to the DOJ, and CHF 59 million in disgorgement to FINMA. UBS Securities Japan Co. Ltd.

(UBSSJ) entered into a plea agreement with the DOJ under which it entered a plea to one count of wire fraud relating to the manipulation of certain benchmark interest rates, including Yen LIBOR. UBS entered into an NPA with the DOJ, which (along with the plea agreement) covered conduct beyond the scope of the conditional leniency/immunity grants described below, required UBS to pay the USD 500 million fine to the DOJ after the sentencing of UBSSJ, and provided that any criminal penalties imposed on UBSSJ at sentencing be deducted from the USD 500 million fine. Under the NPA, we agreed, among other things, that for two years from 18 December 2012 UBS would not commit any US crime, and we would advise DOJ of any potentially criminal conduct by UBS or any of its employees relating to violations of US laws concerning fraud or securities and commodities markets. The term of the NPA was extended by one year to 18 December 2015. In May 2015, the Criminal Division terminated the NPA based on its determination, in its sole discretion, that certain UBS AG employees committed criminal conduct that violated the NPA. As a result, UBS entered into a plea agreement with the DOJ under which it entered a guilty plea to one count of wire fraud relating to the manipulation of certain benchmark interest rates, including Yen LIBOR, and agreed to pay a fine of USD 203 million and accept a three-year term of probation. Sentencing is currently scheduled for 9 May 2016.

In 2014, UBS reached a settlement with the European Commission (EC) regarding its investigation of bid-ask spreads in connection with Swiss franc interest rate derivatives and paid a EUR 12.7 million fine, which was reduced to this level based in part on UBS's cooperation with the EC. The MAS, HKMA and the Japan Financial Services Agency have also resolved investigations of UBS (and in some cases, other banks). We have ongoing obligations to cooperate with the authorities with whom we have reached resolutions and to undertake certain remediation with respect to benchmark interest rate submissions.

Investigations by the CFTC, ASIC and other governmental authorities remain ongoing notwithstanding these resolutions.

Consolidated
financial statements

Note 22 Provisions and contingent liabilities (continued)

UBS has been granted conditional leniency or conditional immunity from authorities in certain jurisdictions, including the Antitrust Division of the DOJ, WEKO and the EC, in connection with potential antitrust or competition law violations related to submissions for Yen LIBOR and Euroyen TIBOR. WEKO has also granted UBS conditional immunity in connection with potential competition law violations related to submissions for CHF LIBOR and certain transactions related to CHF LIBOR. As a result of these conditional grants, we will not be subject to prosecutions, fines or other sanctions for antitrust or competition law violations in the jurisdictions where we have conditional immunity or leniency in connection with the matters covered by the conditional grants, subject to our continuing cooperation. However, the conditional leniency and conditional immunity grants we have received do not bar government agencies from asserting other claims and imposing sanctions against us, as evidenced by the settlements and ongoing investigations referred to above. In addition, as a result of the conditional leniency agreement with the DOJ, we are eligible for a limit on liability to actual rather than treble damages, were damages to be awarded in any civil antitrust action under US law based on conduct covered by the agreement and for relief from potential joint and several liability in connection with such civil antitrust action, subject to our satisfying the DOJ and the court presiding over the civil litigation of our cooperation. The conditional leniency and conditional immunity grants do not otherwise affect the ability of private parties to assert civil claims against us.

LIBOR and other benchmark-related civil litigation: A number of putative class actions and other actions are pending in, or expected to be transferred to, the federal courts in New York against UBS and numerous other banks on behalf of parties who transacted in certain interest rate benchmark-based derivatives. Also pending are actions asserting losses related to various products whose interest rate was linked to USD LIBOR, including adjustable rate mortgages, preferred and debt securities, bonds pledged as collateral, loans, depository accounts, investments and other interest-bearing instruments. All of the complaints allege manipulation, through various means, of various benchmark interest rates, including USD LIBOR, Euroyen TIBOR, Yen LIBOR, EURIBOR, CHF LIBOR, GBP LIBOR or USD ISDAFIX rates and seek unspecified compensatory and other damages under varying legal theories. In 2013, the court in the USD action dismissed the

federal antitrust and racketeering claims of certain USD LIBOR plaintiffs and a portion of their claims brought under the CEA and state common law. Plaintiffs have appealed the dismissal, and the appeal remains pending. In 2014, the court in one of the Euroyen TIBOR lawsuits dismissed certain of the plaintiff's claims, including federal antitrust claims. In 2015, the same court dismissed plaintiff's federal racketeering claims and affirmed its previous dismissal of plaintiff's antitrust claims. UBS and other defendants in other lawsuits including those related to EURIBOR, CHF LIBOR and GBP LIBOR have filed motions to dismiss.

Since September 2014, putative class actions have been filed in federal court in New York and New Jersey against UBS and other financial institutions, among others, on behalf of parties who entered into interest rate derivative transactions linked to ISDAFIX. The complaints, which have since been consolidated into an amended complaint, allege that the defendants conspired to manipulate ISDAFIX rates from 1 January 2006 through January 2014, in violation of US antitrust laws and the CEA, among other theories, and seeks unspecified compensatory damages, including treble damages. UBS and other defendants have filed a motion to dismiss, which remains pending.

Government bonds: Putative class actions have been filed in US federal courts against UBS and other banks on behalf of persons who participated in markets for US Treasury securities since 2007. The complaints generally allege that the banks colluded with respect to and manipulated prices of US Treasury securities sold at auction. They assert claims under the antitrust laws and the CEA and for unjust enrichment. The cases have been consolidated in the SDNY. Following filing of these complaints, UBS and reportedly other banks have received requests for information from various authorities regarding US Treasury securities and other government bond trading practices.

With respect to additional matters and jurisdictions not encompassed by the settlements and order referred to above, our balance sheet at 31 December 2015 reflected a provision in an amount that UBS believes to be appropriate under the applicable accounting standard. As in the case of other matters for which we have established provisions, the future outflow of resources in respect of such matters cannot be determined with certainty based on currently available information, and accordingly may ultimately prove to be substantially greater (or may be less) than the provision that we have recognized.

Note 22 Provisions and contingent liabilities (continued)**6. Swiss retrocessions**

The Federal Supreme Court of Switzerland ruled in 2012, in a test case against UBS, that distribution fees paid to a firm for distributing third party and intra-group investment funds and structured products must be disclosed and surrendered to clients who have entered into a discretionary mandate agreement with the firm, absent a valid waiver.

FINMA has issued a supervisory note to all Swiss banks in response to the Supreme Court decision. The note sets forth the measures Swiss banks are to adopt, which include informing all affected clients about the Supreme Court decision and directing them to an internal bank contact for further details. UBS has met the FINMA requirements and has notified all potentially affected clients.

The Supreme Court decision has resulted, and may continue to result, in a number of client requests for UBS to disclose and potentially surrender retrocessions. Client requests are assessed on a case-by-case basis. Considerations taken into account when assessing these cases include, among others, the existence of a discretionary mandate and whether or not the client documentation contained a valid waiver with respect to distribution fees.

Our balance sheet at 31 December 2015 reflected a provision with respect to matters described in this item 6 in an amount that UBS believes to be appropriate under the applicable accounting standard. The ultimate exposure will depend on client requests and the resolution thereof, factors that are difficult to predict and assess. Hence, as in the case of other matters for which we have established provisions, the future outflow of resources in respect of such matters cannot be determined with certainty based on currently available information, and accordingly may ultimately prove to be substantially greater (or may be less) than the provision that we have recognized.

7. Banco UBS Pactual tax indemnity

Pursuant to the 2009 sale of Banco UBS Pactual S.A. (Pactual) by UBS to BTG Investments, LP (BTG), BTG has submitted contractual indemnification claims that UBS estimates amount to approximately BRL 2.4 billion, including interest and penalties, which is net of liabilities retained by BTG. The claims pertain principally to

several tax assessments issued by the Brazilian tax authorities against Pactual relating to the period from December 2006 through March 2009, when UBS owned Pactual. The majority of these assessments relate to the deductibility of goodwill amortization in connection with UBS's 2006 acquisition of Pactual and payments made to Pactual employees through various profit-sharing plans. These assessments are being challenged in administrative and judicial proceedings. In May 2015, the administrative court issued a decision that was largely in favor of the tax authority with respect to the goodwill amortization assessment. This decision has been appealed.

8. Matters relating to the CDS market

In 2013, the EC issued a Statement of Objections against 13 credit default swap (CDS) dealers including UBS, as well as data service provider Markit and the International Swaps and Derivatives Association (ISDA). The Statement of Objections broadly alleges that the dealers infringed European Union antitrust rules by colluding to prevent exchanges from entering the credit derivatives market between 2006 and 2009. In December 2015, the EC issued a statement that it had decided to close its investigation against all 13 dealers, including UBS. The EC's investigation regarding Markit and ISDA is ongoing. Since mid-2009, the Antitrust Division of the DOJ has also been investigating whether multiple dealers, including UBS, conspired with each other and with Markit to restrain competition in the markets for CDS trading, clearing and other services. In 2014, putative class action plaintiffs filed consolidated amended complaints in the SDNY against 12 dealers, including UBS, as well as Markit and ISDA, alleging violations of the US Sherman Antitrust Act and common law. Plaintiffs allege that the defendants unlawfully conspired to restrain competition in and/or monopolize the market for CDS trading in the US in order to protect the dealers' profits from trading CDS in the over-the-counter market. In September 2015, UBS and the other defendants entered into settlement agreements to resolve the litigation, pursuant to which UBS has paid USD 75 million out of a total settlement amount paid by all defendants of approximately USD 1.865 billion. The agreements have received preliminary court approval but are subject to final court approval.

Consolidated
financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 23 Other liabilities

CHF million	31.12.15	31.12.14
Prime brokerage payables ¹	45,306	38,633
Amounts due under unit-linked investment contracts	15,718	17,643
Compensation-related liabilities	5,122	5,414
<i>of which: accrued expenses</i>	2,827	2,583
<i>of which: other deferred compensation plans</i>	1,559	1,457
<i>of which: net defined benefit pension and post-employment liabilities²</i>	736	1,374
Third-party interest in consolidated investment funds	594	707
Settlement and clearing accounts	893	1,054
Current and deferred tax liabilities ³	810	642
VAT and other tax payables	446	420
Deferred income	210	259
Accrued interest expenses	1,438	1,327
Other accrued expenses	2,492	2,472
Liabilities of disposal group held for sale ⁴	235	0
Other	1,343	1,820
Total other liabilities	74,606	70,392

¹ Prime brokerage services include clearance, settlement, custody, financing and portfolio reporting services for corporate clients trading across multiple asset classes. Prime brokerage payables are mainly comprised of client securities financing and deposits. ² Refer to Note 28 for more information. ³ Refer to Note 8 for more information. ⁴ Refer to Note 32 for more information.

Additional information

Note 24 Fair value measurement

This Note provides fair value measurement information for both financial and non-financial instruments and is structured as follows:

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> a) Valuation principles b) Valuation governance c) Valuation techniques d) Valuation adjustments e) Fair value measurements and classification within the fair value hierarchy | <ul style="list-style-type: none"> f) Transfers between Level 1 and Level 2 in the fair value hierarchy g) Movements of Level 3 instruments h) Valuation of assets and liabilities classified as Level 3 i) Sensitivity of fair value measurements to changes in unobservable input assumptions j) Financial instruments not measured at fair value |
|--|--|

a) Valuation principles

Fair value is defined as the price that would be received for the sale of an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants in the principal market (or most advantageous market, in the absence of a principal market) as of the measurement date. In measuring fair value, UBS AG utilizes various valuation approaches and applies a hierarchy for prices and inputs that maximizes the use of observable market data, if available.

All financial and non-financial assets and liabilities measured or disclosed at fair value are categorized into one of three fair value hierarchy levels. In certain cases, the inputs used to measure fair value may fall within different levels of the fair value hierarchy. For disclosure purposes, the level in the hierarchy within which the instrument is classified in its entirety is based on the lowest level input that is significant to the position's fair value measurement:

- Level 1 – quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets and liabilities;
- Level 2 – valuation techniques for which all significant inputs are, or are based on, observable market data or
- Level 3 – valuation techniques for which significant inputs are not based on observable market data.

If available, fair values are determined using quoted prices in active markets for identical assets or liabilities. An active market is one in which transactions for the asset or liability take place with sufficient frequency and volume to provide pricing data on an ongoing basis. Assets and liabilities that are quoted and traded in an active market are valued at the currently quoted price multiplied by the number of units of the instrument held.

Where the market for a financial instrument or non-financial asset or liability is not active, fair value is established using a valuation technique, including pricing models. Valuation techniques involve the use of estimates, the extent of which depends on the

complexity of the instrument and the availability of market-based data. Valuation adjustments may be made to allow for additional factors including model, liquidity, credit and funding risks, which are not explicitly captured within the valuation technique, but which would nevertheless be considered by market participants when establishing a price. The limitations inherent in a particular valuation technique are considered in the determination of an asset or liability's classification within the fair value hierarchy.

Many cash instruments and over-the-counter (OTC) derivative contracts have bid and offer prices that can be observed in the marketplace. Bid prices reflect the highest price that a party is willing to pay for an asset. Offer prices represent the lowest price that a party is willing to accept for an asset. In general, long positions are measured at a bid price and short positions at an offer price, reflecting the prices at which the instruments could be transferred under normal market conditions. Offsetting positions in the same financial instrument are marked at the mid-price within the bid-offer spread.

Generally, the unit of account for a financial instrument is the individual instrument, and UBS applies valuation adjustments at an individual instrument level, consistent with that unit of account. However, if certain conditions are met, UBS may estimate the fair value of a portfolio of financial assets and liabilities with substantially similar and offsetting risk exposures on the basis of the net open risks.

For transactions where the valuation technique used to measure fair value requires significant inputs that are not based on observable market data, the financial instrument is initially recognized at the transaction price. This initial recognition amount may differ from the fair value obtained using the valuation technique. Any such difference is deferred and not recognized in the income statement and referred to as deferred day-1 profit or loss.

→ Refer to Note 24d for more information

Consolidated
financial statements

Note 24 Fair value measurement (continued)**b) Valuation governance**

UBS AG's fair value measurement and model governance framework includes numerous controls and other procedural safeguards that are intended to maximize the quality of fair value measurements reported in the financial statements. New products and valuation techniques must be reviewed and approved by key stakeholders from risk and finance control functions. Responsibility for the ongoing measurement of financial and non-financial instruments at fair value resides with the business divisions. In carrying out their valuation responsibilities, the businesses are required to consider the availability and quality of external market data and to provide justification and rationale for their fair value estimates.

The fair value estimates provided by the businesses are validated by risk and finance control functions, which are independent

of the business divisions. Independent price verification is performed by finance through benchmarking the business divisions' fair value estimates with observable market prices and other independent sources. Controls and governance are in place to ensure the quality of third-party pricing sources where used. For instruments where valuation models are used to determine fair value, independent valuation and model control groups within finance and risk evaluate UBS AG's models on a regular basis, including valuation and model input parameters as well as pricing. As a result of the valuation controls employed, valuation adjustments may be made to the business divisions' estimates of fair value to align with independent market data and the relevant accounting standard.

→ Refer to Note 24d for more information

c) Valuation techniques

Valuation techniques are used to value positions for which a market price is not available from market sources. This includes certain less liquid debt and equity instruments, certain exchange-traded derivatives and all derivatives transacted in the OTC market. UBS AG uses widely recognized valuation techniques for determining the fair value of financial and non-financial instruments that are not actively traded and quoted. The most frequently applied valuation techniques include discounted value of expected cash flows, relative value and option pricing methodologies.

Discounted value of expected cash flows is a valuation technique that measures fair value using estimated expected future cash flows from assets or liabilities and then discounts these cash flows using a discount rate or discount margin that reflects the credit and/or funding spreads required by the market for instruments with similar risk and liquidity profiles to produce a present value. When using such valuation techniques, expected future cash flows are estimated using an observed or implied market price for the future cash flows or by using industry standard cash flow projection models. The discount factors within the calculation are generated using industry standard yield curve modeling techniques and models.

Relative value models measure fair value based on the market prices of equivalent or comparable assets or liabilities, making adjustments for differences between the characteristics of the observed instrument and the instrument being valued.

Option pricing models incorporate assumptions regarding the behavior of future price movements of an underlying referenced

asset or assets to generate a probability-weighted future expected payoff for the option. The resulting probability-weighted expected payoff is then discounted using discount factors generated from industry standard yield curve modeling techniques and models. The option pricing model may be implemented using a closed-form analytical formula or other mathematical techniques (e.g., binomial tree or Monte Carlo simulation).

Where available, valuation techniques use market-observable assumptions and inputs. If such data is not available, inputs may be derived by reference to similar assets in active markets, from recent prices for comparable transactions or from other observable market data. In such cases, the inputs selected are based on historical experience and practice for similar or analogous instruments, derivation of input levels based on similar products with observable price levels and knowledge of current market conditions and valuation approaches.

For more complex instruments and instruments not traded in an active market, fair values may be estimated using a combination of observed transaction prices, consensus pricing services and relevant quotes. Consideration is given to the nature of the quotes (e.g., indicative or firm) and the relationship of recently evidenced market activity to the prices provided by consensus pricing services. UBS AG also uses internally developed models, which are typically based on valuation methods and techniques recognized as standard within the industry.

Note 24 Fair value measurement (continued)

Assumptions and inputs used in valuation techniques include benchmark interest rate curves, credit and funding spreads used in estimating discount rates, bond and equity prices, equity index prices, foreign exchange rates, levels of market volatility

and correlation. Refer to Notes 24e and 24h for more information. The discount curves used by UBS AG incorporate the funding and credit characteristics of the instruments to which they are applied.

d) Valuation adjustments

The output of a valuation technique is always an estimate of a fair value that cannot be measured with complete certainty. As a result, valuations are adjusted, where appropriate and when such factors would be considered by market participants in estimating fair value, to reflect close-out costs, credit exposure, model-driven valuation uncertainty, funding costs and benefits, trading restrictions and other factors. Valuation adjustments are an important component of fair value for assets and liabilities that are measured using valuation techniques. Such adjustments are applied to reflect uncertainties within the fair value measurement process, to adjust for an identified model simplification or to incorporate an aspect of fair value that requires an overall portfolio assessment rather than an evaluation based on an individual instrument level characteristic.

The major classes of valuation adjustments are discussed in further detail below.

Day-1 reserves

For new transactions where the valuation technique used to measure fair value requires significant inputs that are not based on observable market data, the financial instrument is initially recognized at the transaction price. The transaction price may differ from the fair value obtained using a valuation technique where any such difference is deferred and not initially recognized in the income statement. These day-1 profit or loss reserves are reflected, where appropriate, as valuation adjustments.

The table below summarizes the changes in deferred day-1 profit or loss reserves during the respective period. Amounts deferred are released and gains or losses are recorded in *Net trading income* when pricing of equivalent products or the underlying parameters become observable or when the transaction is closed out.

Deferred day-1 profit or loss

CHF million	For the year ended		
	31.12.15	31.12.14	31.12.13
Balance at the beginning of the year	480	486	474
Profit/(loss) deferred on new transactions	268	344	694
(Profit)/loss recognized in the income statement	(321)	(384)	(653)
Foreign currency translation	(6)	35	(29)
Balance at the end of the year	421	480	486

 Consolidated
financial statements

Note 24 Fair value measurement (continued)

Own credit adjustments on financial liabilities designated at fair value

In addition to considering the valuation of the derivative risk component, the valuation of fair value option liabilities also requires consideration of the funded component and specifically the own credit component of fair value. Own credit risk is reflected in the valuation of our fair value option liabilities where this component is considered relevant for valuation purposes by our counterparties and other market participants. On the other hand, own credit risk is not reflected in the valuation of our liabilities that are fully collateralized or for other obligations for which it is established market practice not to include an own credit component.

In 2015, UBS AG made enhancements to the valuation methodology for the own credit component of fair value of financial liabilities designated at fair value. Prior to the fourth quarter of 2015, own credit was estimated using a funds transfer pricing curve (FTP), which was derived by discounting UBS Group AG (consolidated) new issuance senior debt curve spreads, with the discount primarily reflecting the differences between the spreads in the senior unsecured debt market for UBS Group AG (consolidated) debt and the levels at which UBS Group AG (consolidated) medium-term notes (MTN) were issued. A decline in long-dated UBS Group AG (consolidated) MTN issuance volumes, following UBS Group AG's (consolidated) business transformation, resulted in a reduction in the observable market data available to benchmark the FTP. From the

fourth quarter of 2015 onwards, own credit is estimated using an own credit adjustment curve (OCA), which incorporates more observable market data, including market-observed secondary prices for UBS Group AG (consolidated) senior debt, UBS Group AG (consolidated) credit default swap (CDS) spreads and senior debt curves of peers. This change in accounting estimate was finalized in the fourth quarter of 2015, following a multi-period implementation project to develop an enhanced fair value approach supported by related infrastructure enhancements. The change was implemented on a prospective basis in the fourth quarter of 2015 and resulted in a gain of CHF 260 million on a total carrying amount of CHF 63 billion in financial liabilities designated at fair value.

OCA is generally a Level 2 pricing input. However, certain long-dated exposures that are beyond the tenors that are actively traded are classified as Level 3.

The effects of own credit adjustments related to financial liabilities designated at fair value (predominantly issued structured products) are summarized in the table below.

Life-to-date amounts reflect the cumulative change since initial recognition. The change in own credit for the period consists of changes in fair value that are attributable to the change in UBS AG's credit spreads, as well as the effect of changes in fair values attributable to factors other than credit spreads, such as redemptions, effects from time decay and changes in interest and other market rates.

Own credit adjustments on financial liabilities designated at fair value

CHF million	As of or for the year ended		
	31.12.15	31.12.14	31.12.13
Gain/(loss) for the year ended	553	292	(283)
Life-to-date gain/(loss)	287	(302)	(577)

Note 24 Fair value measurement (continued)**Credit valuation adjustments**

In order to measure the fair value of OTC derivative instruments, including funded derivative instruments which are classified as *Financial assets designated at fair value*, credit valuation adjustments (CVA) are necessary to reflect the credit risk of the counterparty inherent in these instruments. This amount represents the estimated fair value of protection required to hedge the counterparty credit risk of such instruments. A CVA is determined for each counterparty, considering all exposures to that counterparty, and is dependent on the expected future value of exposures, default probabilities and recovery rates, applicable collateral or netting arrangements, break clauses and other contractual factors.

Funding valuation adjustments

Funding valuation adjustments (FVA) reflect the costs and benefits of funding associated with uncollateralized and partially collateralized derivative receivables and payables and are calculated as the valuation impact from moving the discounting of the uncollateralized derivative cash flows from LIBOR to OCA using the CVA framework.

In the fourth quarter of 2015, as mentioned above, UBS AG replaced the FTP curve with the OCA curve for purposes of valuing its liabilities carried at fair value. As applied to the FVA associated with uncollateralized and partially collateralized derivative payables, the change resulted in a charge to the income statement of CHF 40 million.

An FVA is also applied to collateralized derivative assets in cases where the collateral cannot be sold or repledged.

Debit valuation adjustments

A debit valuation adjustment (DVA) is estimated to incorporate own credit in the valuation of derivatives, effectively consistent with the CVA framework. DVA is determined for each counterparty, considering all exposures with that counterparty and taking into account collateral netting agreements, expected future market movements and UBS AG's credit default spreads. Upon the implementation of FVA in the second half of 2014, UBS AG reversed DVA to the extent it overlapped with FVA.

Other valuation adjustments

Instruments that are measured as part of a portfolio of combined long and short positions are valued at mid-market levels to ensure consistent valuation of the long and short component risks. A liquidity valuation adjustment is then made to the overall net long or short exposure to move the fair value to bid or offer as appropriate, reflecting current levels of market liquidity. The bid-offer spreads used in the calculation of this valuation adjustment are obtained from market transactions and other relevant sources and are updated periodically.

Uncertainties associated with the use of model-based valuations are incorporated into the measurement of fair value through the use of model reserves. These reserves reflect the amounts that UBS AG estimates should be deducted from valuations produced directly by models to incorporate uncertainties in the relevant modeling assumptions, in the model and market inputs used, or in the calibration of the model output to adjust for known model deficiencies. In arriving at these estimates, UBS AG considers a range of market practices, including how it believes market participants would assess these uncertainties. Model reserves are reassessed periodically in light of data from market transactions, consensus pricing services and other relevant sources.

Valuation adjustments on financial instruments

	As of	
	31.12.15	31.12.14
<i>Life-to-date gain/(loss), CHF billion</i>		
Credit valuation adjustments ¹	(0.3)	(0.5)
Funding valuation adjustments	(0.2)	(0.1)
Debit valuation adjustments	0.0	0.0
Other valuation adjustments	(0.8)	(0.9)
<i>of which: liquidity</i>	(0.5)	(0.5)
<i>of which: model uncertainty</i>	(0.3)	(0.4)

¹ Amounts do not include reserves against defaulted counterparties.

Consolidated financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 24 Fair value measurement (continued)

e) Fair value measurements and classification within the fair value hierarchy

The fair value hierarchy classification of financial and non-financial assets and liabilities measured at fair value is summarized in the table below. The narrative that follows describes the significant valuation inputs and assumptions for each class of assets and

liabilities measured at fair value, the valuation techniques, where applicable, used in measuring their fair value, and the factors determining their classification within the fair value hierarchy.

Determination of fair values from quoted market prices or valuation techniques¹

CHF billion	31.12.15				31.12.14			
	Level 1	Level 2	Level 3	Total	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Assets measured at fair value on a recurring basis								
Financial assets held for trading ²	96.4	21.9	2.1	120.4	101.7	27.2	3.5	132.4
of which:								
Government bills/bonds	12.9	3.3	0.0	16.2	8.8	4.7	0.0	13.6
Corporate bonds and municipal bonds, including bonds issued by financial institutions	0.2	8.1	0.7	9.0	0.6	11.0	1.4	12.9
Loans	0.0	1.8	0.8	2.6	0.0	2.2	1.1	3.2
Investment fund units	6.1	5.7	0.2	11.9	6.7	6.4	0.3	13.4
Asset-backed securities	0.0	1.0	0.2	1.2	0.0	1.5	0.6	2.1
Equity instruments	62.4	1.5	0.1	64.0	68.8	0.8	0.1	69.8
Financial assets for unit-linked investment contracts	14.8	0.7	0.1	15.5	16.8	0.6	0.1	17.4
Positive replacement values	0.5	164.0	2.9	167.4	1.0	251.6	4.4	257.0
of which:								
Interest rate contracts	0.0	74.4	0.1	74.5	0.0	123.4	0.2	123.7
Credit derivative contracts	0.0	5.4	1.3	6.7	0.0	9.8	1.7	11.5
Foreign exchange contracts	0.3	64.9	0.5	65.7	0.7	97.0	0.6	98.4
Equity/index contracts	0.0	15.9	1.0	16.9	0.0	17.7	1.9	19.5
Commodity contracts	0.0	3.4	0.0	3.4	0.0	3.6	0.0	3.6
Financial assets designated at fair value	0.2	2.3	3.3	5.8	0.1	0.9	3.5	4.5
of which:								
Loans (including structured loans)	0.0	2.3	1.7	4.0	0.0	0.8	1.0	1.7
Structured reverse repurchase and securities borrowing agreements	0.0	0.0	1.5	1.6	0.0	0.1	2.4	2.5
Other	0.2	0.0	0.1	0.3	0.1	0.0	0.1	0.3
Financial investments available-for-sale	34.2	27.7	0.7	62.5	32.7	23.9	0.6	57.2
of which:								
Government bills/bonds	31.1	2.0	0.0	33.1	30.3	2.8	0.0	33.1
Corporate bonds and municipal bonds, including bonds issued by financial institutions	3.0	22.2	0.0	25.2	2.2	16.9	0.0	19.1
Investment fund units	0.0	0.1	0.1	0.2	0.0	0.1	0.2	0.3
Asset-backed securities	0.0	3.4	0.0	3.4	0.0	4.0	0.0	4.0
Equity instruments	0.1	0.0	0.5	0.6	0.2	0.1	0.4	0.7
Non-financial assets								
Precious metals and other physical commodities	3.7	0.0	0.0	3.7	5.8	0.0	0.0	5.8
Assets measured at fair value on a non-recurring basis								
Other assets ³	0.3	0.1	0.1	0.4	0.0	0.1	0.2	0.2
Total assets measured at fair value	135.2	216.0	9.0	360.3	141.4	303.5	12.2	457.1

Note 24 Fair value measurement (continued)

Determination of fair values from quoted market prices or valuation techniques¹ (continued)

CHF billion	31.12.15				31.12.14			
	Level 1	Level 2	Level 3	Total	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Liabilities measured at fair value on a recurring basis								
Trading portfolio liabilities	25.5	3.5	0.2	29.1	23.9	3.9	0.1	28.0
of which:								
Government bills/bonds	6.0	0.8	0.0	6.8	7.0	1.2	0.0	8.2
Corporate bonds and municipal bonds, including bonds issued by financial institutions	0.0	2.4	0.1	2.5	0.1	2.4	0.1	2.6
Investment fund units	0.7	0.1	0.0	0.7	1.1	0.1	0.0	1.2
Asset-backed securities	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Equity instruments	18.8	0.2	0.0	19.1	15.7	0.1	0.0	15.9
Negative replacement values	0.6	158.5	3.3	162.4	1.1	248.1	5.0	254.1
of which:								
Interest rate contracts	0.0	67.2	0.3	67.6	0.0	117.3	0.6	117.9
Credit derivative contracts	0.0	5.4	1.3	6.7	0.0	10.0	1.7	11.7
Foreign exchange contracts	0.3	63.0	0.2	63.5	0.7	96.6	0.3	97.6
Equity/index contracts	0.0	19.7	1.4	21.2	0.0	20.9	2.4	23.3
Commodity contracts	0.0	3.2	0.0	3.2	0.0	3.2	0.0	3.2
Financial liabilities designated at fair value	0.0	52.3	10.7	63.0	0.0	63.4	11.9	75.3
of which:								
Non-structured fixed-rate bonds	0.0	1.5	2.6	4.1	0.0	2.3	2.2	4.5
Structured debt instruments issued	0.0	45.7	6.7	52.4	0.0	56.6	7.3	63.9
Structured over-the-counter debt instruments	0.0	4.7	0.8	5.5	0.0	4.1	1.5	5.7
Structured repurchase agreements	0.0	0.3	0.6	0.8	0.0	0.3	0.9	1.2
Loan commitments and guarantees	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
Other liabilities – amounts due under unit-linked investment contracts	0.0	15.7	0.0	15.7	0.0	17.6	0.0	17.6
Liabilities measured at fair value on a non-recurring basis								
Other liabilities ²	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
Total liabilities measured at fair value	26.1	230.3	14.1	270.5	25.0	333.0	17.0	375.0

¹ Bilateral embedded derivatives are presented on the same balance sheet lines as their host contracts and are excluded from this table. As of 31 December 2015, net bifurcated embedded derivative liabilities held at fair value, totaling CHF 0.1 billion (of which CHF 0.1 billion were net Level 2 assets and CHF 0.2 billion net Level 2 liabilities) were recognized on the balance sheet within Debt issued. As of 31 December 2014, net bifurcated embedded derivative liabilities held at fair value, totaling CHF 0.0 billion (of which CHF 0.3 billion were net Level 2 assets and CHF 0.3 billion net Level 2 liabilities) were recognized on the balance sheet within Debt issued. ² Financial assets held for trading do not include precious metals and other physical commodities. ³ Other assets and other liabilities primarily consist of assets held for sale as well as assets and liabilities of a disposal group held for sale, which are measured at the lower of their net carrying amount or fair value less costs to sell. Refer to Note 32 for more information on the disposal group held for sale.

Consolidated
financial statements

Note 24 Fair value measurement (continued)

Financial assets and liabilities held for trading, financial assets designated at fair value and financial investments classified as available-for-sale

Government bills and bonds

Government bills and bonds include fixed-rate, floating-rate and inflation-linked bills and bonds issued by sovereign governments, as well as interest and principal strips based on these bonds. Such instruments are generally traded in active markets and prices can be obtained directly from these markets, resulting in classification as Level 1, while the remaining positions are classified as Level 2. Instruments that cannot be priced directly using active market data are valued using discounted cash flow valuation techniques that incorporate market data for similar government instruments converted into yield curves. These yield curves are used to project future index levels, and to discount expected future cash flows. The main inputs to valuation techniques for these instruments are bond prices and inputs to estimate the future index levels for floating or inflation index-linked instruments. Instruments classified as Level 3 are limited and are generally classified as such due to the requirement to extrapolate yield curve inputs outside the range of active market trading.

Corporate and municipal bonds

Corporate bonds include senior, junior and subordinated debt issued by corporate entities. Municipal bonds are issued by state and local governments. While most instruments are standard fixed or floating-rate securities, some may have more complex coupon or embedded option features. Corporate and municipal bonds are generally valued using prices obtained directly from the market. In cases where no directly comparable price is available, instruments may be valued using yields derived from other securities by the same issuer or benchmarked against similar securities, adjusted for seniority, maturity and liquidity. Instruments that cannot be priced directly using active market data are valued using discounted cash flow valuation techniques incorporating the credit spread of the issuer, which may be derived from other issuances or CDS data for the issuer, estimated with reference to other equivalent issuer price observations or from credit modeling techniques. Corporate bonds are typically classified as Level 2 because, although market data is readily available, there is often insufficient third-party trading transaction data to justify an active market and corresponding Level 1 classification. Municipal bonds are generally classified as Level 1 or Level 2 depending on the

depth of trading activity behind price sources. Level 3 instruments have no suitable price available and also cannot be referenced to other securities issued by the same issuer. Therefore, these instruments are measured based on price levels for similar issuers adjusted for relative tenor and issuer quality.

Convertible bonds are generally valued using prices obtained directly from market sources. In cases where no directly comparable price is available, issuances may be priced using a convertible bond model, which values the embedded equity option and debt components and discounts these amounts using a curve that incorporates the credit spread of the issuer. Although market data is readily available, convertible bonds are typically classified as Level 2 because there is insufficient third-party trading transaction data to justify a Level 1 classification.

Traded loans and loans designated at fair value

Traded loans and loans designated at fair value are valued directly using market prices that reflect recent transactions or quoted dealer prices where available. For illiquid loans where no market price data are available, alternative valuation techniques are used, which include relative value benchmarking using pricing derived from debt instruments in comparable entities or different products in the same entity. The corporate lending portfolio is valued using either directly observed market prices typically from consensus providers, or by using a credit default swap valuation technique, which requires inputs for credit spreads, credit recovery rates and interest rates. Even though price data are generally available for these instruments, corporate loans typically do not satisfy Level 1 classification criteria insofar as the price data may not be directly observable, and moreover the market for these instruments is not actively traded. Instruments with suitably deep and liquid price data available will be classified as Level 2, while any positions requiring the use of valuation techniques or for which the price sources have insufficient trading depth are classified as Level 3. Recently originated commercial real estate loans that are classified as Level 3 are measured using a securitization approach based on rating agency guidelines.

Included within loans are various contingent lending transactions for which valuations are dependent on actuarial mortality levels and actuarial life insurance policy lapse rates. Mortality and lapse rate assumptions are based on external actuarial estimations for large homogeneous pools, and contingencies are derived from a range relative to the actuarially expected amount. In addition, the pricing technique uses volatility of mortality as an input.

Note 24 Fair value measurement (continued)*Investment fund units*

Investment fund units are predominantly exchange-traded, with readily available quoted prices in liquid markets. Where market prices are not available, fair value may be measured using net asset values (NAV), taking into account any restrictions imposed upon redemption. Listed units are classified as Level 1, provided there is sufficient trading to justify active market classification, while other positions are classified as Level 2. Positions where NAV is not available or which are not redeemable at the measurement date or in the near future are classified as Level 3.

Asset-backed securities: residential mortgage-backed securities (RMBS), commercial mortgage-backed securities (CMBS), other asset-backed securities (ABS) and collateralized debt obligations (CDO)

RMBS, CMBS, ABS and CDO are instruments generally issued through the process of securitization of underlying interest-bearing assets. The underlying collateral for RMBS is residential mortgages, for CMBS, commercial mortgages, for ABS, other assets such as credit card, car or student loans and leases, and for CDO, other securitized positions of RMBS, CMBS or ABS. The market for these securities is not active, and therefore a variety of valuation techniques are used to measure fair value. For more liquid securities, trade data or quoted prices may be obtained periodically for the instrument held, and the valuation process will use this trade and price data, updated for movements in market levels between the time of trading and the time of valuation. Less liquid instruments are measured using discounted expected cash flows incorporating price data for instruments or indices with similar risk profiles. Expected cash flow estimation involves the modeling of the expected collateral cash flows using input assumptions derived from proprietary models, fundamental analysis and/or market research based on management's quantitative and qualitative assessment of current and future economic conditions. The expected collateral cash flows estimated are then converted into the securities' projected performance under such conditions based on the credit enhancement and subordination terms of the securitization. Expected cash flow schedules are discounted using a rate or discount margin that reflects the discount levels required by the market for instruments with similar risk and liquidity profiles. Inputs to discounted expected cash flow techniques include asset prepayment rates, discount margin or discount yields, asset default rates and asset loss on default severity, which may in turn be estimated using

more fundamental loan and economic drivers such as, but not limited to, loan-to-value data, house price appreciation, foreclosure costs, rental income levels, void periods and employment rates. RMBS, CMBS and ABS are generally classified as Level 2. However, if significant inputs are unobservable, or if market or fundamental data are not available for instruments or collateral with a sufficiently similar risk profile to the positions held, they are classified as Level 3.

Equity instruments

The majority of equity securities are actively traded on public stock exchanges where quoted prices are readily and regularly available, resulting in their classification as Level 1. Units held in hedge funds are also classified as equity instruments. Fair value for these units is measured based on their published NAV, taking into account any restrictions imposed upon the redemption. These units are classified as Level 2, except for positions where published NAV is not available or which are not redeemable at the measurement date or in the near future, in which case they are classified as Level 3.

Unlisted equity holdings, including private equity positions, are initially marked at their transaction price and are revalued to the extent reliable evidence of price movements becomes available or the position is deemed to be impaired.

Financial assets underlying unit-linked investment contracts

Unit-linked investment contracts allow investors to invest in a pool of assets through issued investment units. The unit holders are exposed to all risks and rewards associated with the reference asset pool. Assets held under unit-linked investment contracts are presented as Trading portfolio assets. The majority of assets are listed on exchanges and are classified as Level 1 if actively traded, or Level 2 if trading is not active. However, instruments for which prices are not readily available are classified as Level 3.

Structured (reverse) repurchase agreements

Structured (reverse) repurchase agreements designated at fair value are measured using discounted expected cash flow techniques. The discount rate applied is based on funding curves that are specific to the collateral eligibility terms for the contract in question. Collateral terms for these positions are not standard and therefore funding spread levels used for valuation purposes cannot be observed in the market. As a result, these positions are mostly classified as Level 3.

Consolidated
financial statements

Note 24 Fair value measurement (continued)*Replacement values*

The curves used for discounting expected cash flows in the valuation of collateralized derivatives reflect the funding terms associated with the relevant collateral arrangement for the instrument being valued. These collateral arrangements differ across counterparties with respect to the eligible currency and interest terms of the collateral. The majority of collateralized derivatives are measured using a discount curve that is based on funding rates derived from overnight interest in the cheapest eligible currency for the respective counterparty collateral agreement.

Uncollateralized and partially collateralized derivatives are discounted using the LIBOR (or equivalent) curve for the currency of the instrument. As described in Note 24d, the fair value of uncollateralized and partially collateralized derivatives is then adjusted by CVA, DVA and FVA as applicable, to reflect an estimation of the impact of counterparty credit risk, UBS AG's own credit risk and funding costs and benefits.

Interest rate contracts

Interest rate swap contracts include interest rate swaps, basis swaps, cross-currency swaps, inflation swaps and interest rate forwards, often referred to as forward-rate agreements (FRA). These products are valued by estimating future interest cash flows and discounting those cash flows using a rate that reflects the appropriate funding rate for the position being measured. The yield curves used to estimate future index levels and discount rates are generated using market standard yield curve models using interest rates associated with current market activity. The key inputs to the models are interest rate swap rates, FRA rates, short-term interest rate futures prices, basis swap spreads and inflation swap rates. In most cases, the standard market contracts that form the inputs for yield curve models are traded in active and observable markets, resulting in the majority of these financial instruments being classified as Level 2.

Interest rate option contracts include caps and floors, swaptions, swaps with complex payoff profiles and other more complex interest rate options. These contracts are valued using various market standard option models, using inputs that include interest

rate yield curves, inflation curves, volatilities and correlations. The volatility and correlation inputs within the models are implied from market data based on market observed prices for standard option instruments trading within the market. Option models used to value more exotic products have a number of model parameter inputs that require calibration to enable the exotic model to price standard option instruments to the price levels observed in the market. Although these inputs cannot be directly observed, they are generally treated as Level 2, as the calibration process enables the model output to be validated to active market levels. Models calibrated in this way are then used to revalue the portfolio of both standard options as well as more exotic products. In most cases, there are active and observable markets for the standard market instruments that form the inputs for yield curve models as well as the financial instruments from which volatility and correlation inputs are derived, resulting in the majority of these products being classified as Level 2. Within interest rate option contracts, exotic options for which appropriate volatility or correlation input levels cannot be implied from observable market data are classified as Level 3. These options are valued using volatility and correlation levels derived from non-market sources.

Interest rate swap and option contracts are classified as Level 3 when the maturity of the contract exceeds the term for which standard market quotes are observable for a significant input parameter. Such positions are valued by extrapolation from the last observable point using standard assumptions or by reference to another observable comparable input parameter to represent a suitable proxy for that portion of the term.

Balance guaranteed swaps (BGS) are interest rate or currency swaps that have a notional schedule based on a securitization vehicle, requiring the valuation to incorporate an adjustment for the unknown future variability of the notional schedule. Inputs to value BGS are those used to value the standard market risk on the swap and those used to estimate the notional schedule of the underlying securitization pool (i.e., prepayment, default and interest rates). BGS are classified as Level 3, as the correlation between unscheduled notional changes and the underlying market risk of the BGS does not have an active market and cannot be observed.

Note 24 Fair value measurement (continued)*Credit derivative contracts*

Credit derivative contracts based on a single credit name include credit default swaps (CDS) based on corporate and sovereign single names, CDS on loans and certain total return swaps (TRS). These contracts are valued by estimating future default probabilities using industry standard models based on market credit spreads, upfront pricing points and implied recovery rates. These default and recovery assumptions are used to generate future expected cash flows that are then discounted using market standard discounted cash flow models and a discount rate that reflects the appropriate funding rate for that portion of the portfolio. TRS and certain single-name CDS contracts for which a derivative-based credit spread is not directly available are valued using a credit spread derived from the price of the cash bond that is referenced in the credit derivative, adjusted for any funding differences between the cash and synthetic product. Loan CDS for which a credit spread cannot be observed directly may be valued, where possible, using the corporate debt curve for the entity, adjusted for differences between loan and debt default definitions and recovery rate assumptions. Inputs to the valuation models used to value single-name and loan CDS include single-name credit spreads and upfront pricing points, recovery rates and funding curves. In addition, corporate bond prices are used as inputs to the valuation model for TRS and certain single-name or loan CDS as described. Many single-name credit default swaps are classified as Level 2 because the credit spreads and recovery rates used to value these contracts are actively traded and observable market data are available. Where the underlying reference name is not actively traded, these contracts are classified as Level 3.

Credit derivative contracts based on a portfolio of credit names include credit default swaps on a credit index, credit default swaps based on a bespoke portfolio or first to default swaps (FTD). The valuation of these contracts is similar to that described above for single-name CDS and includes an estimation of future default probabilities using industry standard models based on market credit spreads, upfront pricing points and implied recovery rates. These default and recovery assumptions are used to generate future expected cash flows that are then discounted using market standard discounted cash flow models based on an estimation of the funding rate for that portion of the portfolio. Tranche products and FTD are valued using industry standard models that, in addition to default and recovery assumptions as above, incorporate

implied correlations to be applied to the credits within the portfolio in order to apportion the expected credit loss at a portfolio level across the different tranches or names within the overall structure. These correlation assumptions are derived from prices of actively traded index tranches or other FTD baskets. Inputs to the valuation models used for all portfolio credit default swaps include single-name or index credit spreads and upfront pricing points, recovery rates and funding curves. In addition, models used for tranche and FTD products have implied credit correlations as inputs. Credit derivative contracts based on a portfolio of credit names are classified as Level 2 when credit spreads and recovery rates are determined from actively traded observable market data, and when the correlation data used to value bespoke and index tranches are based on actively traded index tranche instruments. These correlation data undergo a mapping process that takes into account both the relative tranche attachment/detachment points in the overall capital structure of the portfolio and portfolio composition. Where the mapping process requires extrapolation beyond the range of available and active market data, the position is classified as Level 3. This relates to a small number of index and all bespoke tranche contracts. FTD are classified as Level 3 as the correlations between specific names in the FTD portfolio are not actively traded. Also classified as Level 3 are several older credit index positions, referred to as off-the-run indices, due to the lack of any active market for the index credit spread.

Credit derivative contracts on securitized products have an underlying reference asset that is a securitized product (RMBS, CMBS, ABS or CDO) and include credit default swaps and certain TRS. These credit default swaps (typically referred to as pay-as-you-go (PAYG) CDS) and TRS are valued using a similar valuation technique to the underlying security (by reference to equivalent securities trading in the market, or through cash flow estimation and discounted cash flow techniques as described in the Asset-backed securities section above), with an adjustment made to reflect the funding differences between cash and synthetic form. Inputs to the PAYG CDS and TRS are those used to value the underlying security (prepayment rates, default rates, loss severity, discount margin/rate and other inputs) and those used to capture the funding basis differential between cash and synthetic form. The classification of PAYG CDS and these TRS follow the characteristics of the underlying security and are therefore distributed across Level 2 and Level 3.

Consolidated
financial statements

Note 24 Fair value measurement (continued)*Foreign exchange (FX) contracts*

Open spot FX contracts are valued using the FX spot rate observed in the market. Forward FX contracts are valued using the FX spot rate adjusted for forward pricing points observed from standard market-based sources. As the markets for both FX spot and FX forward pricing points are both actively traded and observable, FX contracts are generally classified as Level 2.

OTC FX option contracts include standard call and put options, options with multiple exercise dates, path-dependent options, options with averaging features, options with discontinuous payoff characteristics and options on a number of underlying FX rates. OTC FX option contracts are valued using market standard option valuation models. The models used for shorter-dated options (i.e., maturities of five years or less) tend to be different than those used for longer-dated options because the models needed for longer-dated OTC FX contracts require additional consideration of interest rate and FX rate interdependency. Inputs to the option valuation models include spot FX rates, FX forward points, FX volatilities, interest rate yield curves, interest rate volatilities and correlations. The inputs for volatility and correlation are implied through the calibration of observed prices for standard option contracts trading within the market.

As inputs are derived mostly from standard market contracts traded in active and observable markets, a significant proportion of OTC FX option contracts are classified as Level 2. OTC FX option contracts classified as Level 3 include long-dated FX exotic option contracts for which there is no active market from which to derive volatility or correlation inputs. The inputs used to value these OTC FX option contracts are calculated using consensus pricing services without an underlying principal market, historical asset prices or by extrapolation.

Cross-currency balance guaranteed swaps are classified as foreign exchange contracts. Details of the fair value classification can be found under the interest rate contracts section above.

Equity/index contracts

Equity/index contracts include equity forward contracts and equity option contracts. Equity forward contracts have a single stock or index underlying and are valued using market standard models. The key inputs to the models are stock prices, estimated dividend rates and equity funding rates (which are implied from prices of forward contracts observed in the market). Estimated cash flows are then discounted using market standard discounted cash flow models using a rate that reflects the appropriate funding rate for that portion of the portfolio. As inputs are derived mostly from standard market contracts traded in active and observable markets, a significant proportion of equity forward

contracts are classified as Level 2. Positions classified as Level 3 have no market data available for the instrument maturity and are valued by some form of extrapolation of available data, use of historical dividend data, or use of data for a related equity.

Equity option contracts include market standard single or basket stock or index call and put options as well as equity option contracts with more complex features including option contracts with multiple or continuous exercise dates, option contracts for which the payoff is based on the relative or average performance of components of a basket, option contracts with discontinuous payoff profiles, path-dependent options and option contracts with a payoff calculated directly upon equity features other than price (i.e., dividend rates, volatility or correlation). Equity option contracts are valued using market standard models that estimate the equity forward level as described above for equity forward contracts and incorporate inputs for stock volatility and for correlation between stocks within a basket. The probability-weighted expected option payoff generated is then discounted using market standard discounted cash flow models using a rate that reflects the appropriate funding rate for that portion of the portfolio. Positions for which inputs are derived from standard market contracts traded in active and observable markets are classified as Level 2. Level 3 positions are those for which volatility, forward or correlation inputs are not observable and are therefore valued using extrapolation of available data, historical dividend, correlation or volatility data, or the equivalent data for a related equity.

Commodity derivative contracts

Commodity derivative contracts include forward, swap and option contracts on individual commodities and on commodity indices. Commodity forward and swap contracts are measured using market standard models that use market forward levels on standard instruments. Commodity option contracts are measured using market standard option models that estimate the commodity forward level as described above for commodity forward and swap contracts, incorporating inputs for the volatility of the underlying index or commodity. The option model produces a probability-weighted expected option payoff that is then discounted using market standard discounted cash flow models using a rate that reflects the appropriate funding rate for that portion of the portfolio. For commodity options on baskets of commodities or bespoke commodity indices, the valuation technique also incorporates inputs for the correlation between different commodities or commodity indices. Individual commodity contracts are typically classified as Level 2 because active forward and volatility market data are available.

Note 24 Fair value measurement (continued)*Financial liabilities designated at fair value**Structured and OTC debt instruments issued*

Structured debt instruments issued are comprised of medium-term notes (MTNs), which are held at fair value under the fair value option. These MTNs are tailored specifically to the holder's risk or investment appetite with structured coupons or payoffs. The risk management and the valuation approaches for these MTNs are closely aligned to the equivalent derivatives business and the underlying risk, and the valuation techniques used for this component are the same as the relevant valuation techniques described above. For example, equity-linked notes should be referenced to equity/index contracts and credit-linked notes should be referenced to credit derivative contracts.

Other liabilities – amounts due under unit-linked investment contracts

Unit-linked investment contracts allow investors to invest in a pool of assets through issued investment units. The unit holders are exposed to all risks and rewards associated with the reference asset pool. The financial liability represents the amounts due to unit holders and is equal to the fair value of the reference asset pool. The fair values of investment contract liabilities are determined by reference to the fair value of the corresponding assets. The liabilities themselves are not actively traded, but are mainly referenced to instruments that are and are therefore classified as Level 2.

f) Transfers between Level 1 and Level 2 in the fair value hierarchy

The amounts provided below reflect transfers between Level 1 and Level 2 for instruments that were held for the entire reporting period.

Assets totaling approximately CHF 0.6 billion, which were mainly comprised of financial investments classified as available-for-sale, primarily corporate and municipal bonds, and financial assets held for trading, were transferred from Level 2 to Level 1 during 2015, generally due to increased levels of trading activity observed within the market. Transfers of financial liabilities from Level 2 to Level 1 during 2015 were not significant.

Assets totaling approximately CHF 0.8 billion, which were mainly comprised of financial assets held for trading, primarily equity instruments and government bills/bonds, and financial investments classified as available-for-sale, mainly corporate and municipal bonds, were transferred from Level 1 to Level 2 during 2015, generally due to diminished levels of trading activity observed within the market. Transfers of financial liabilities from Level 1 to Level 2 during 2015 were not significant.

 Consolidated
financial statements

Note 24 Fair value measurement (continued)**g) Movements of Level 3 instruments***Significant changes in Level 3 instruments*

The table on the following pages presents additional information about Level 3 assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis. Level 3 assets and liabilities may be hedged with instruments classified as Level 1 or Level 2 in the fair value hierarchy, and, as a result, realized and unrealized gains and losses included in the table may not include the effect of related hedging activity. Further, the realized and unrealized gains and losses presented within the table are not limited solely to those arising from Level 3 inputs, as valuations are generally derived from both observable and unobservable parameters.

Assets and liabilities transferred into or out of Level 3 are presented as if those assets or liabilities had been transferred at the beginning of the year.

As of 31 December 2015, financial instruments measured with valuation techniques using significant non-market-observable inputs (Level 3) were mainly comprised of:

- loans (including structured loans);
- structured reverse repurchase and securities borrowing agreements;
- credit derivative contracts;
- equity/index contracts;
- non-structured fixed-rate bonds and
- structured debt instruments issued (equity and credit-linked).

Significant movements in Level 3 instruments during the year ended 31 December 2015 were as follows.

Financial assets held for trading

Financial assets held for trading decreased to CHF 2.1 billion from CHF 3.5 billion during the year. Issuances of CHF 5.4 billion and purchases of CHF 0.7 billion, mainly comprised of loans and corporate bonds, respectively, were more than offset by sales of CHF 7.6 billion, also primarily comprised of loans and corporate bonds. Transfers into Level 3 during the year amounted to CHF 0.9 billion and were mainly comprised of equity instruments and investment fund units due to decreased observability of the respective equity volatility inputs. Transfers out of Level 3 amounted to CHF 0.5 billion and were primarily comprised of loans, reflecting increased observability of the respective credit spread inputs.

Financial assets designated at fair value

Financial assets designated at fair value decreased to CHF 3.3 billion from CHF 3.5 billion during the year, mainly reflecting settlements of CHF 1.3 billion, partly offset by issuances of CHF 0.8 billion. Transfers into and out of Level 3 amounted to CHF 0.8 billion and CHF 0.4 billion, respectively.

Financial investments classified as available-for-sale

Financial investments classified as available-for-sale increased to CHF 0.7 billion from CHF 0.6 billion during the year, primarily due to purchases totaling CHF 0.1 billion.

Note 24 Fair value measurement (continued)

Positive replacement values

Positive replacement values decreased to CHF 2.9 billion from CHF 4.4 billion during the year, primarily due to settlements of CHF 2.9 billion, primarily related to credit derivative contracts and equity/index contracts, partly offset by issuances totaling CHF 1.7 billion, also primarily related to credit derivative contracts and equity/index contracts. Transfers into Level 3, totaling CHF 0.7 billion, were mainly comprised of interest rate contracts and equity/index contracts and primarily resulted from changes in the correlation between the portfolios held and the representative market portfolio used to independently verify market data. Transfers out of Level 3, totaling CHF 0.5 billion, were mainly comprised of equity/index contracts and also primarily related to changes in the correlation between the portfolio held and the representative market portfolio used to independently verify market data.

Negative replacement values

Negative replacement values decreased to CHF 3.3 billion from CHF 5.0 billion during the year. Settlements and issuances amounted to CHF 2.2 billion and CHF 1.0 billion, respectively, and were primarily comprised of equity/index contracts. Transfers into

and out of Level 3 both amounted to CHF 0.5 billion, and primarily related to changes in the availability of the respective observable equity volatility and credit spread inputs.

Financial liabilities designated at fair value

Financial liabilities designated at fair value decreased to CHF 10.7 billion from CHF 11.9 billion during the year. Issuances of CHF 6.1 billion, primarily comprised of structured debt instruments issued and structured over-the-counter debt instruments, were more than offset by settlements of CHF 6.7 billion, also primarily comprised of structured debt instruments issued and structured over-the-counter debt instruments. Transfers into Level 3, totaling CHF 1.3 billion, were primarily comprised of equity and credit-linked structured debt instruments issued, and mainly related to a reduction in the observable equity volatility inputs and from changes in the respective credit spreads used to determine the fair value of the embedded options in these structures. Transfers out of Level 3, totaling CHF 2.2 billion, were also mainly comprised of equity- and credit-linked structured debt instruments issued, and mainly related to changes in the observable equity volatility inputs and from changes in the respective credit spreads used to determine the fair value of the embedded options in these structures.

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 24 Fair value measurement (continued)

Movements of Level 3 instruments

CHF billion	Balance as of 31 Decem- ber 2013	Total gains/losses included in comprehensive income			Purchases	Sales	Issuances	Settlements	Transfers into Level 3	Transfers out of Level 3	Foreign currency trans- lation
		Net interest income, net trading income and other income	of which: related to Level 3 in- struments held at the end of the reporting period	Other com- prehensive income							
Financial assets held for trading	4.3	(1.6)	(0.9)		1.4	(6.5)	5.2	0.0	1.0	(0.5)	0.1
of which:											
Corporate bonds and municipal bonds, including bonds issued by financial institutions	1.7	(0.1)	(0.1)		0.9	(1.2)	0.0	0.0	0.2	(0.2)	0.1
Loans	1.0	(1.4)	(0.8)		0.2	(4.1)	5.2	0.0	0.2	(0.1)	0.1
Asset-backed securities	1.0	0.0	0.0		0.1	(0.7)	0.0	0.0	0.5	(0.3)	0.0
Other	0.6	(0.1)	0.0		0.2	(0.5)	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
Financial assets designated at fair value	4.4	(0.8)	(0.3)		0.0	0.0	1.3	(1.2)	0.0	(0.3)	0.2
of which:											
Loans (including structured loans)	1.1	(0.3)	(0.2)		0.0	0.0	0.6	(0.2)	0.0	(0.3)	0.0
Structured reverse repurchase and securities borrowing agreements	3.1	(0.5)	0.0		0.0	0.0	0.7	(1.0)	0.0	0.0	0.1
Other	0.2	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Financial investments available-for-sale	0.8	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Positive replacement values	5.5	1.1	0.0		0.0	0.0	2.6	(5.1)	1.1	(0.5)	(0.2)
of which:											
Credit derivative contracts	3.0	0.3	(0.8)		0.0	0.0	1.1	(3.2)	0.5	(0.2)	0.1
Foreign exchange contracts	0.9	0.1	0.1		0.0	0.0	0.1	(0.2)	0.0	(0.1)	(0.3)
Equity/index contracts	1.2	0.6	0.5		0.0	0.0	1.3	(1.3)	0.3	(0.2)	0.0
Other	0.3	0.0	0.1		0.0	0.0	0.2	(0.4)	0.3	(0.1)	0.0
Negative replacement values	4.4	0.7	(0.6)		0.0	0.0	2.5	(3.7)	1.4	(0.5)	0.2
of which:											
Credit derivative contracts	2.0	0.1	(1.2)		0.0	0.0	1.0	(2.4)	1.0	(0.2)	0.3
Foreign exchange contracts	0.5	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0
Equity/index contracts	1.5	0.4	0.4		0.0	0.0	1.5	(1.2)	0.3	(0.1)	0.0
Other	0.5	0.2	0.3		0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.1	0.0	(0.1)
Financial liabilities designated at fair value	12.1	0.5	1.3		0.0	0.0	7.4	(7.4)	2.0	(3.2)	0.5
of which:											
Non-structured fixed-rate bonds	1.2	0.4	0.3		0.0	0.0	1.9	(1.4)	0.4	(0.4)	0.1
Structured debt instruments issued	7.9	0.9	0.4		0.0	0.0	3.7	(4.2)	1.2	(2.6)	0.4
Structured over-the-counter debt instruments	1.8	(0.4)	(0.1)		0.0	0.0	1.4	(1.5)	0.4	(0.2)	0.0
Structured repurchase agreements	1.2	(0.3)	0.7		0.0	0.0	0.5	(0.4)	0.0	0.0	0.0

1 Total Level 3 assets as of 31 December 2015 were CHF 9.0 billion (31 December 2014: CHF 12.2 billion). Total Level 3 liabilities as of 31 December 2015 were CHF 14.1 billion (31 December 2014: CHF 17.0 billion).

Balance as of 31 Decem- ber 2014	Total gains/losses included in comprehensive income			Purchases	Sales	Issuances	Settlements	Transfers into Level 3	Transfers out of Level 3	Foreign currency trans- lation	Balance as of 31 Decem- ber 2015 ¹
	Net interest income, net trading income and other income	of which related to Level 3 in- struments held at the end of the re- porting period	Other com- prehensive income								
3.5	(0.2)	(0.4)		0.7	(7.6)	5.4	0.0	0.9	(0.5)	(0.1)	2.1
1.4	0.0	0.0		0.5	(1.0)	0.0	0.0	0.1	(0.1)	(0.1)	0.7
1.1	(0.1)	(0.3)		0.1	(5.5)	5.4	0.0	0.2	(0.3)	0.0	0.8
0.6	0.0	0.0		0.1	(0.6)	0.0	0.0	0.2	(0.1)	0.0	0.2
0.5	(0.1)	(0.1)		0.1	(0.5)	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.4
3.5	0.0	0.0		0.0	0.0	0.8	(1.3)	0.8	(0.4)	(0.1)	3.3
1.0	(0.1)	(0.1)		0.0	0.0	0.7	(0.2)	0.8	(0.4)	0.0	1.7
2.4	0.1	0.1		0.0	0.0	0.1	(1.0)	0.0	0.0	(0.1)	1.5
0.1	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
0.6	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7
4.4	(0.4)	(0.1)		0.0	(0.1)	1.7	(2.9)	0.7	(0.5)	(0.1)	2.9
1.7	(0.1)	0.2		0.0	0.0	0.9	(1.1)	0.1	(0.1)	(0.1)	1.3
0.6	(0.1)	0.0		0.0	0.0	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.5
1.9	0.0	(0.3)		0.0	(0.1)	0.7	(1.4)	0.2	(0.3)	0.0	1.0
0.3	(0.1)	(0.1)		0.0	0.0	0.0	(0.3)	0.4	(0.1)	0.0	0.1
5.0	(0.4)	0.0		0.0	0.0	1.0	(2.2)	0.5	(0.5)	(0.1)	3.3
1.7	0.3	0.6		0.0	0.0	0.0	(0.9)	0.3	(0.1)	0.0	1.3
0.3	0.0	(0.1)		0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.2
2.4	(0.4)	(0.5)		0.0	0.0	0.9	(1.2)	0.1	(0.4)	(0.1)	1.4
0.6	(0.2)	(0.1)		0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	(0.1)	0.3
11.9	0.6	0.0		0.0	0.0	6.1	(6.7)	1.3	(2.2)	(0.3)	10.7
2.2	(0.1)	0.0		0.0	0.0	1.1	(0.2)	0.1	(0.4)	0.0	2.6
7.3	0.5	0.1		0.0	0.0	3.8	(4.2)	1.3	(1.9)	(0.2)	6.7
1.5	0.2	(0.1)		0.0	0.0	1.2	(2.0)	0.0	0.0	(0.1)	0.8
0.9	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	(0.3)	0.0	0.0	0.0	0.6

Consolidated
financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 24 Fair value measurement (continued)

h) Valuation of assets and liabilities classified as Level 3

The table on the following pages presents the assets and liabilities recognized at fair value and classified as Level 3, together with the valuation techniques used to measure fair value, the significant inputs used in the valuation technique that are considered unobservable and a range of values for those unobservable inputs.

The range of values represents the highest and lowest level input used in the valuation techniques. Therefore, the range does not reflect the level of uncertainty regarding a particular input, but rather the different underlying characteristics of the relevant assets and liabilities. The ranges will therefore vary from period to period and parameter to parameter based on characteristics of the instruments held at each balance sheet date. Fur-

ther, the ranges of unobservable inputs may differ across other financial institutions due to the diversity of the products in each firm's inventory.

Significant unobservable inputs in Level 3 positions

This section discusses the significant unobservable inputs identified in the table on the following pages and assesses the potential effect that a change in each unobservable input in isolation may have on a fair value measurement, including information to facilitate an understanding of factors that give rise to the input ranges shown. Relationships between observable and unobservable inputs have not been included in the summary below.

Valuation techniques and inputs used in the fair value measurement of Level 3 assets and liabilities

CHF billion	Fair value				Valuation technique(s)	Significant unobservable input(s) ¹	Range of inputs				
	Assets		Liabilities				31.12.15		31.12.14		unit ²
	31.12.15	31.12.14	31.12.15	31.12.14			low	high	low	high	
Financial assets held for trading/trading portfolio liabilities, Financial assets/liabilities designated at fair value and Financial investments available-for-sale											
Corporate bonds and municipal bonds, including bonds issued by financial institutions	0.7	1.4	0.1	0.1	Relative value to market comparable	Bond price equivalent	0	134	8	144	points
Traded loans, loans designated at fair value, loan commitments and guarantees	2.6	2.2	0.0	0.0	Relative value to market comparable	Loan price equivalent	65	100	80	101	points
					Discounted expected cash flows	Credit spread	30	252	37	138	basis points
					Market comparable and securitization model	Discount margin/spread	1	14	0	13	%
					Mortality dependent cash flow	Volatility of mortality ³			270	280	%
Investment fund units ³	0.3	0.5	0.0	0.0	Relative value to market comparable	Net asset value					
Asset-backed securities	0.2	0.6	0.0	0.0	Discounted cash flow projection	Constant prepayment rate	0	18	0	18	%
						Discount margin/spread	0	12	0	22	%
					Relative value to market comparable	Bond price equivalent	1	92	0	102	points
Equity instruments ³	0.6	0.5	0.0	0.0	Relative value to market comparable	Price					
Structured (reverse) repurchase agreements	1.5	2.4	0.6	0.9	Discounted expected cash flows	Funding spread	18	183	10	163	basis points
Financial assets for unit-linked investment contracts ³	0.1	0.1			Relative value to market comparable	Price					
Structured debt instruments and non-structured fixed-rate bonds ⁴			10.1	11.0							

Note 24 Fair value measurement (continued)

Valuation techniques and inputs used in the fair value measurement of Level 3 assets and liabilities (continued)

CHF billion	Fair value				Valuation technique(s)	Significant unobservable input(s) ¹	Range of inputs				
	Assets		Liabilities				31.12.15		31.12.14		unit ²
	31.12.15	31.12.14	31.12.15	31.12.14			low	high	low	high	
Replacement values											
Interest rate contracts	0.1	0.2	0.3	0.6	Option model	Volatility of interest rates	16	130	13	94	%
						Rate-to-rate correlation	84	94	84	94	%
						Intra-curve correlation	36	94	50	94	%
					Discounted expected cash flows	Constant prepayment rate	0	3	0	3	%
Credit derivative contracts	1.3	1.7	1.3	1.7	Discounted expected cash flow based on modeled defaults and recoveries	Credit spreads	1	1,163	0	963	basis points
						Upfront price points	8	25	15	83	%
						Recovery rates	0	95	0	95	%
						Credit index correlation	10	85	10	85	%
						Discount margin /spread	1	72	0	32	%
						Credit pair correlation	57	94	57	94	%
					Discounted cash flow projection on underlying bond	Constant prepayment rate	0	15	1	16	%
						Constant default rate	0	9	0	9	%
						Loss severity	0	100	0	100	%
						Discount margin /spread	1	15	1	33	%
						Bond price equivalent	0	104	12	100	points
Foreign exchange contracts	0.5	0.6	0.2	0.3	Option model	Rate-to-FX correlation	(57)	60	(57)	60	%
						FX-to-FX correlation	(70)	80	(70)	80	%
					Discounted expected cash flows	Constant prepayment rate ²			0	13	%
Equity/index contracts	1.0	1.9	1.4	2.4	Option model	Equity dividend yields	0	57	0	15	%
						Volatility of equity stocks, equity and other indices	0	143	1	130	%
						Equity-to-FX correlation	(44)	82	(55)	84	%
						Equity-to-equity correlation	3	99	18	99	%
Non-financial assets ^{3,5}	0.1	0.2			Relative value to market comparable	Price					
					Discounted cash flow projection	Projection of cost and income related to the particular property					
						Discount rate					
						Assessment of the particular property's condition					

¹ The ranges of significant unobservable inputs are represented in points, percentages and basis points. Points are a percentage of par. For example, 100 points would be 100% of par. ² The range of inputs is not disclosed as of 31 December 2015 because this unobservable input parameter was not significant to the respective valuation technique as of that date. ³ The range of inputs is not disclosed due to the dispersion of possible values given the diverse nature of the investments. ⁴ Valuation techniques, significant unobservable inputs and the respective input ranges for structured debt instruments and non-structured fixed-rate bonds are the same as the equivalent derivative or structured financing instruments presented elsewhere in this table. ⁵ Non-financial assets include other assets which primarily consist of assets held for sale.

Consolidated
financial statements

Note 24 Fair value measurement (continued)

Bond price equivalent: Where market prices are not available for a bond, fair value is measured by comparison with observable pricing data from similar instruments. Factors considered when selecting comparable instruments include credit quality, maturity and industry of the issuer. Fair value may be measured either by a direct price comparison or by conversion of an instrument price into a yield (either as an outright yield or as a spread to LIBOR). Bond prices are expressed as points of the nominal, where 100 represents a fair value equal to the nominal value (i.e., par).

For corporate and municipal bonds, the range of 0–134 points represents the range of prices from reference issuances used in determining fair value. Bonds priced at 0 are distressed to the point that no recovery is expected, while prices significantly in excess of 100 or par relate to inflation-linked or structured issuances that pay a coupon in excess of the market benchmark as of the measurement date. The weighted average price is approximately 94 points, with a majority of positions concentrated around this price.

For asset-backed securities, the bond price range of 1–92 points represents the range of prices for reference securities used in determining fair value. An instrument priced at 0 is not expected to pay any principal or interest, while an instrument priced close to 100 points is expected to be repaid in full as well as pay a yield close to the market yield. The weighted average price for Level 3 assets within this portion of the Level 3 portfolio is 72 points.

For credit derivatives, the bond price range of 0–104 points represents the range of prices used for reference instruments that are typically converted to an equivalent yield or credit spread as part of the valuation process. The range is comparable to that for corporate and asset-backed issuances described above.

Loan price equivalent: Where market prices are not available for a traded loan, fair value is measured by comparison with observable pricing data for similar instruments. Factors considered when selecting comparable instruments include industry segment, collateral quality, maturity and issuer-specific covenants. Fair value may be measured either by a direct price comparison or by conversion of an instrument price into a yield. The range of 65–100 points represents the range of prices derived from reference issuances of a similar credit quality used in measuring fair value for loans classified as Level 3. Loans priced at 0 are distressed to the point that no recovery is expected, while a current price of 100 represents a loan that is expected to be repaid in full. The weighted average is approximately 93 points.

Credit spread: Valuation models for many credit derivatives require an input for the credit spread, which is a reflection of the credit quality of the associated referenced underlying. The credit spread of a particular security is quoted in relation to the yield on a benchmark security or reference rate, typically either US Treasury or LIBOR, and is generally expressed in terms of basis points. An increase/(decrease) in credit spread will increase/(decrease) the value of credit protection offered by CDS and other credit derivative products. The income statement impact from such changes depends on the nature and direction of the positions held. Credit spreads may be negative where the asset is more creditworthy than the benchmark against which the spread is calculated. A wider credit spread represents decreasing creditworthiness. The ranges of 30–252 basis points in loans and 1–1163 basis points in credit derivatives represents a diverse set of underlyings, with the lower end of the range representing credits of the highest quality (e.g., approximating the risk of LIBOR) and the upper end of the range representing greater levels of credit risk.

Constant prepayment rate: A prepayment rate represents the amount of unscheduled principal repayment for a pool of loans. The prepayment estimate is based on a number of factors, such as historical prepayment rates for repaid and existing loans with similar characteristics and the future economic outlook, considering factors including, but not limited to, future interest rates. In general, a significant increase/(decrease) in this unobservable input in isolation would result in a significantly higher/(lower) fair value for bonds trading at a discount. For bonds trading at a premium the reverse would apply, with a decrease in fair value when the constant prepayment rate increases. However, in certain cases the effect of a change in prepayment speed on instrument price is more complicated and depends on both the precise terms of the securitization and the position of the instrument within the securitization capital structure.

For asset-backed securities, the range of 0–18% represents inputs across various classes of asset-backed securities. Securities with an input of 0% typically reflect no current prepayment behavior with respect to the underlying collateral, and with no expectation of this changing in the immediate future, while the high range of 18% relates to securities that are currently experiencing high prepayments. Different classes of asset-backed securities typically show different ranges of prepayment characteristics depending on a combination of factors, including the borrowers' ability to refinance, prevailing refinancing rates, and the quality or characteristics of the underlying loan collateral pools. The weighted average constant prepayment rate for the portfolio is 5.0%.

Note 24 Fair value measurement (continued)

For credit derivatives, the range of 0–15% represents the input assumption for credit derivatives on asset-backed securities. The range is driven in a similar manner to that for asset-backed securities.

For interest rate contracts, the range of 0–3% represents the prepayment assumptions on securitizations underlying the BGS portfolio.

Constant default rate (CDR): The CDR represents the percentage of outstanding principal balances in the pool that are projected to default and liquidate and is the annualized rate of default for a group of mortgages or loans. The CDR estimate is based on a number of factors, such as collateral delinquency rates in the pool and the future economic outlook. In general, a significant increase/(decrease) in this unobservable input in isolation would result in significantly lower/(higher) cash flows for the deal (and thus lower/(higher) valuations). However, different instruments within the capital structure can react differently to changes in the CDR rate. Generally, subordinated bonds will decrease in value as CDR increases, but for well protected senior bonds an increase in CDR may cause an increase in price. In addition, the presence of a guarantor wrap on the collateral pool of a security may result in notes at the junior end of the capital structure experiencing a price increase with an increase in the default rate.

The range of 0–9% for credit derivatives represents the expected default percentage across the individual instruments' underlying collateral pools.

Loss severity/recovery rate: The projected loss severity/recovery rate reflects the estimated loss that will be realized given expected defaults. Loss severity is generally applied to collateral within asset-backed securities while the recovery rate is the analogous pricing input for corporate or sovereign credits. Recovery is the reverse of loss severity, so a 100% recovery rate is the equivalent of a 0% loss severity. Increases in loss severity levels/decreases in recovery rates will result in lower expected cash flows into the structure upon the default of the instruments. In general, a significant decrease/(increase) in the loss severity in isolation would result in significantly higher/(lower) fair value for the respective asset-backed securities. The impact of a change in recovery rate on a credit derivative position will depend on whether credit protection has been bought or sold.

Loss severity is ultimately driven by the value recoverable from collateral held after foreclosure occurs relative to the loan principal and possibly unpaid interest accrued at that point. For credit derivatives, the loss severity range of 0–100% applies to derivatives on asset-backed securities. The recovery rate range of 0–95% represents a wide range of expected recovery levels on credit derivative contracts within the Level 3 portfolio.

Discount margin (DM) spread: The DM spread represents the discount rates used to present value cash flows of an asset to reflect the market return required for uncertainty in the estimated cash flows. DM spreads are a rate or rates applied on top of a floating index (e.g., LIBOR) to discount expected cash flows. Generally, a decrease/(increase) in the unobservable input in isolation would result in a significantly higher/(lower) fair value.

The different ranges represent the different discount rates across loans (1–14%), asset-backed securities (0–12%) and credit derivatives (1–72%). The high end of the range relates to securities that are priced very low within the market relative to the expected cash flow schedule. This indicates that the market is pricing an increased risk of credit loss into the security that is greater than what is being captured by the expected cash flow generation process. The low ends of the ranges are typical of funding rates on better quality instruments. For asset-backed securities the weighted average DM is 2.7% and for loans the average effective DM is 2.4%.

Equity dividend yields: The derivation of a forward price for an individual stock or index is important for measuring fair value for forward or swap contracts and for measuring fair value using option pricing models. The relationship between the current stock price and the forward price is based on a combination of expected future dividend levels and payment timings, and, to a lesser extent, the relevant funding rates applicable to the stock in question. Dividend yields are generally expressed as an annualized percentage of the share price with the lowest limit of 0% representing a stock that is not expected to pay any dividend. The dividend yield and timing represents the most significant parameter in determining fair value for instruments that are sensitive to an equity forward price. The range of 0–57% reflects the expected range of dividend rates for the portfolio.

Volatility: Volatility measures the variability of future prices for a particular instrument and is generally expressed as a percentage, where a higher number reflects a more volatile instrument for which future price movements are more likely to occur. The minimum level of volatility is 0% and there is no theoretical maximum. Volatility is a key input into option models, where it is used to derive a probability-based distribution of future prices for the underlying instrument. The effect of volatility on individual positions within the portfolio is driven primarily by whether the option contract is a long or short position. In most cases, the fair value of an option increases as a result of an increase in volatility and is reduced by a decrease in volatility. Generally, volatility used in the measurement of fair value is derived from active market option prices (referred to as implied volatility). A key feature of implied volatility is the volatility "smile" or "skew," which represents the effect of pricing options of different option strikes at different implied volatility levels.

Consolidated
financial statements

Note 24 Fair value measurement (continued)

- Volatility of interest rates – the range of 16–130% reflects the range of unobservable volatilities across different currencies and related underlying interest rate levels. Volatilities of low interest rates tend to be much higher than volatilities of high interest rates. In addition, different currencies may have significantly different implied volatilities.
- Volatility of equity stocks, equity and other indices – the range of 1–143% reflects the range of underlying stock volatilities.

Correlation: Correlation measures the inter-relationship between the movements of two variables. It is expressed as a percentage between -100% and +100%, where +100% represents perfectly correlated variables (meaning a movement of one variable is associated with a movement of the other variable in the same direction), and -100% implies the variables are inversely correlated (meaning a movement of one variable is associated with a movement of the other variable in the opposite direction). The effect of correlation on the measurement of fair value depends on the specific terms of the instruments being valued, due to the range of different payoff features within such instruments.

- Rate-to-rate correlation – the correlation between interest rates of two separate currencies. The range of 84–94% results from the different pairs of currency involved.
- Intra-curve correlation – the correlation between different tenor points of the same yield curve. Correlations are typically fairly high, as reflected by the range of 36–94%.
- Credit index correlation of 10–85% reflects the implied correlation derived from different indices across different parts of the benchmark index capital structure. The input is particularly important for bespoke and Level 3 index tranches.
- Credit pair correlation is particularly important for first to default credit structures. The range of 57–94% reflects the difference between credits with low correlation and similar highly correlated credits.
- Rate-to-FX correlation – captures the correlation between interest rates and FX rates. The range for the portfolio is (57)–60%, which represents the relationship between interest rates and foreign exchange levels. The signage on such correlations depends on the quotation basis of the underlying FX rate (e.g., EUR/USD and USD/EUR correlations to the same interest rate will have opposite signs).
- FX-to-FX correlation is particularly important for complex options that incorporate different FX rates in the projected payoff. The range of (70)–80% reflects the underlying characteristics across the main FX pairs to which UBS AG has exposure.
- Equity-to-FX correlation is important for equity options based on a currency different than the currency of the underlying stock. The range of (44)–82% represents the range of the relationship between underlying stock and foreign exchange volatilities.

- Equity-to-equity correlation is particularly important for complex options that incorporate, in some manner, different equities in the projected payoff. The closer the correlation is to 100%, the more related one equity is to another. For example, equities with a very high correlation could be from different parts of the same corporate structure. The range of 3–99% reflects this.

Funding spread: Structured financing transactions are valued using synthetic funding curves that best represent the assets that are pledged as collateral for the transactions. They are not representative of where UBS AG can fund itself on an unsecured basis, but provide an estimate of where UBS AG can source and deploy secured funding with counterparties for a given type of collateral. The funding spreads are expressed in terms of basis points over or under LIBOR, and if funding spreads widen this increases the impact of discounting. The range of 18–183 basis points for both structured repurchase agreements and structured reverse repurchase agreements represents the range of asset funding curves, where wider spreads are due to a reduction in liquidity of underlying collateral for funding purposes.

A small proportion of structured debt instruments and non-structured fixed-rate bonds within financial liabilities designated at fair value had an exposure to funding spreads that was longer in duration than the actively traded market. Such positions are within the range of 18–183 basis points reported above.

Upfront price points: These are a component in the price quotation of credit derivative contracts, whereby the overall fair value price level is split between the credit spread (as described above) and a component that is quoted and settled upfront on transacting a new contract. This latter component is referred to as upfront price points and represents the difference between the credit spread paid as protection premium on a current contract versus a small number of standard contracts defined by the market. Distressed credit names frequently trade and quote CDS protection only in upfront points rather than as a running credit spread. An increase/(decrease) in upfront points will increase/(decrease) the value of credit protection offered by CDS and other credit derivative products. The effect of increases or decreases in upfront price points depends on the nature and direction of the positions held. Upfront price points may be negative where a contract is quoting for a narrower premium than the market standard, but are generally positive, reflecting an increase in credit premium required by the market as creditworthiness deteriorates. The range of 8–25% within the table represents the variety of current market credit spread levels relative to the benchmarks used as a quotation basis. Upfront points of 25% represent a distressed credit.

Note 24 Fair value measurement (continued)**i) Sensitivity of fair value measurements to changes in unobservable input assumptions**

The table below summarizes those financial assets and liabilities classified as Level 3 for which a change in one or more of the unobservable inputs to reflect reasonably possible alternative assumptions would change fair value significantly, and the estimated effect thereof. As of 31 December 2015, the total favorable and unfavorable effects of changing one or more of the unobservable inputs to reflect reasonably possible alternative assumptions for financial instruments classified as Level 3 were CHF 0.8 billion and CHF 0.6 billion, respectively (31 December 2014: CHF 1.0 billion and CHF 0.8 billion, respectively).

The table shown presents the favorable and unfavorable effects for each class of financial assets and liabilities for which the potential change in fair value is considered significant. The sensitivity data presented represent an estimation of valuation uncertainty based on reasonably possible alternative values for Level 3 inputs at the balance sheet date and do not represent the estimated effect of stress scenarios. Typically, these financial assets and liabilities are sensitive to a combination of inputs from Levels 1-3. Although well-defined interdependencies may exist between Levels 1-2 and Level 3 parameters (e.g., between interest rates, which are generally Level 1 or Level 2, and prepayments, which are generally Level 3), these have not been incorporated in the table. Further, direct inter-relationships between the Level 3 parameters discussed below are not a significant element of the valuation uncertainty.

Sensitivity data are estimated using a number of techniques including the estimation of price dispersion among different market participants, variation in modeling approaches and reasonably possible changes to assumptions used within the fair value measurement process. The sensitivity ranges are not always symmetrical around the fair values as the inputs used in valuations are not always precisely in the middle of the favorable and unfavorable range.

Sensitivity data are determined at a product or parameter level and then aggregated assuming no diversification benefit. The calculated sensitivity is applied to both the outright position and any related Level 3 hedge. The main interdependencies across different Level 3 products to a single unobservable input parameter have been included in the basis of netting exposures within the calculation. Aggregation without allowing for diversification involves the simple summation of individual results with the total sensitivity, therefore representing the impact of all unobservable inputs which, if moved to a reasonably possible favorable or unfavorable level at the same time, would result in a significant change in the valuation. Diversification would incorporate estimated correlations across different sensitivity results and, as such, would result in an overall sensitivity that would be less than the sum of the individual component sensitivities. UBS AG believes that, while there are diversification benefits within the portfolios representing these sensitivity numbers, they are not significant to this analysis.

Sensitivity of fair value measurements to changes in unobservable input assumptions

CHF million	31.12.15		31.12.14	
	Favorable changes ¹	Unfavorable changes ¹	Favorable changes ¹	Unfavorable changes ¹
Government bills/bonds	0	(1)	10	(1)
Corporate bonds and municipal bonds, including bonds issued by financial institutions	24	(25)	33	(41)
Traded loans, loans designated at fair value, loan commitments and guarantees	88	(28)	103	(63)
Asset-backed securities	7	(6)	16	(12)
Equity instruments	166	(74)	105	(42)
Interest rate derivative contracts, net	107	(67)	106	(58)
Credit derivative contracts, net	174	(196)	248	(277)
Foreign exchange derivative contracts, net	33	(28)	35	(32)
Equity/index derivative contracts, net	61	(57)	82	(83)
Structured debt instruments issued and non-structured fixed-rate bonds	136	(146)	202	(199)
Other	14	(13)	23	(17)
Total	809	(640)	965	(824)

¹ Of the total favorable changes, CHF 164 million as of 31 December 2015 (31 December 2014: CHF 116 million) related to financial investments available-for-sale. Of the total unfavorable changes, CHF 71 million as of 31 December 2015 (31 December 2014: CHF 56 million) related to financial investments available-for-sale.

Consolidated financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 24 Fair value measurement (continued)

j) Financial instruments not measured at fair value

The table below provides the estimated fair values of financial instruments not measured at fair value.

Financial instruments not measured at fair value

	31.12.15					31.12.14				
	Carrying value	Fair value				Carrying value	Fair value			
CHF billion	Total	Total	Level 1	Level 2	Level 3	Total	Total	Level 1	Level 2	Level 3
Assets										
Cash and balances with central banks	91.3	91.3	91.3	0.0	0.0	104.1	104.1	104.1	0.0	0.0
Due from banks	11.9	11.9	11.4	0.5	0.0	13.3	13.3	12.6	0.7	0.0
Cash collateral on securities borrowed	25.6	25.6	0.0	25.6	0.0	24.1	24.1	0.0	24.1	0.0
Reverse repurchase agreements	67.9	67.9	0.0	65.8	2.1	68.4	68.4	0.0	66.5	2.0
Cash collateral receivables on derivative instruments	23.8	23.8	0.0	23.8	0.0	31.0	31.0	0.0	31.0	0.0
Loans	312.7	314.9	0.0	170.9	143.9	316.0	318.6	0.0	186.6	131.9
Other assets	20.1	20.1	0.0	20.1	0.0	21.3	21.2	0.0	21.2	0.0
Liabilities										
Due to banks	11.8	11.8	10.4	1.4	0.0	10.5	10.5	9.6	0.9	0.0
Cash collateral on securities lent	8.0	8.0	0.0	8.0	0.0	9.2	9.2	0.0	9.2	0.0
Repurchase agreements	9.7	9.7	0.0	9.6	0.0	11.8	11.8	0.0	11.6	0.2
Cash collateral payables on derivative instruments	38.3	38.3	0.0	38.3	0.0	42.4	42.4	0.0	42.4	0.0
Due to customers	402.5	402.8	0.0	402.8	0.0	411.0	411.0	0.0	411.0	0.0
Debt issued	82.2	84.4	0.0	78.4	6.0	91.2	94.3	0.0	88.5	5.8
Other liabilities	52.1	52.1	0.0	52.1	0.0	46.0	46.0	0.0	46.0	0.0
Guarantees / Loan commitments										
Guarantees ¹	0.0	(0.1)	0.0	0.0	(0.1)	0.0	(0.1)	0.0	0.0	(0.1)
Loan commitments	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

¹ The carrying value of guarantees represented a liability of CHF 0.0 billion as of 31 December 2015 (31 December 2014: CHF 0.0 billion). The estimated fair value of guarantees represented an asset of CHF 0.1 billion as of 31 December 2015 (31 December 2014: CHF 0.1 billion).

Note 24 Fair value measurement (continued)

The fair values included in the table on the previous page were calculated for disclosure purposes only. The fair value valuation techniques and assumptions described below relate only to the fair value of UBS AG's financial instruments not measured at fair value. Other institutions may use different methods and assumptions for their fair value estimation, and therefore such fair value disclosures cannot necessarily be compared from one financial institution to another. The following principles were applied when determining fair value estimates for financial instruments not measured at fair value:

- For financial instruments with remaining maturities greater than three months, the fair value was determined from quoted market prices, if available.
- Where quoted market prices were not available, the fair values were estimated by discounting contractual cash flows using current market interest rates or appropriate yield curves for instruments with similar credit risk and maturity. These estimates generally include adjustments for counterparty credit risk or UBS AG's own credit.
- For short-term financial instruments with remaining maturities of three months or less, the carrying amount, which is net of credit loss allowances, is generally considered a reasonable estimate of fair value. The following financial instruments not measured at fair value had remaining maturities of three months or less as of 31 December 2015: 100% of cash and balances with central banks, 96% of amounts due from banks, 100% of cash collateral on securities borrowed, 87% of reverse repurchase agreements, 100% of cash collateral receivables on derivatives, 52% of loans, 88% of amounts due to banks, 87% of cash collateral on securities lent, 96% of repurchase agreements, 100% of cash collateral payable on derivatives, 96% of amount due to customers and 18% of debt issued.
- The fair value estimates for repurchase and reverse repurchase agreements with variable and fixed interest rates, for all maturities, include the valuation of the interest rate component of these instruments. Credit and debit valuation adjustments have not been included in the valuation due to the short-term nature of these instruments.
- The estimated fair values of off-balance sheet financial instruments are based on market prices for similar facilities and guarantees. Where this information is not available, fair value is estimated using discounted cash flow analysis.

Note 25 Restricted and transferred financial assets

This Note provides information on restricted financial assets (Note 25a), transfers of financial assets (Note 25b and 25c) and financial assets which are received as collateral with the right to resell or repledge these assets (Note 25d).

a) Restricted financial assets

Restricted financial assets consist of assets pledged as collateral against an existing liability or contingent liability and other assets that are otherwise explicitly restricted such that they cannot be used to secure funding.

Financial assets are mainly pledged as collateral in securities lending transactions, in repurchase transactions, against loans from Swiss mortgage institutions and in connection with the issuance of covered bonds. UBS AG generally enters into repurchase and securities lending arrangements under standard market agreements, with a market-based haircut applied to the collateral, which results in the associated liabilities having a carrying value below the carrying value of the assets. Pledged mortgage loans serve as collateral for existing liabilities against Swiss central mortgage institutions and for existing covered bond issuances of CHF 16,727 million as of 31 December 2015 (31 December 2014: CHF 21,644 million).

Other restricted financial assets include assets protected under client asset segregation rules, assets held by UBS AG's insurance entities to back related liabilities to the policy holders, assets held

in certain jurisdictions to comply with explicit minimum local asset maintenance requirements and assets held in consolidated bankruptcy remote entities such as certain investment funds and other structured entities. The carrying value of the liabilities associated with these other restricted financial assets is generally equal to the carrying value of the assets, with the exception of assets held to comply with local asset maintenance requirements for which the associated liabilities are greater.

UBS AG and its subsidiaries are generally not subject to significant restrictions that would prevent the transfer of dividends and capital between UBS AG and its subsidiaries. However, certain regulated subsidiaries are required to maintain capital and/or liquidity to comply with local regulations and may be subject to prudential limitations by regulators that limit the amount of funds that they can distribute or otherwise transfer. Non-regulated subsidiaries are generally not subject to such requirements and transfer restrictions. However, restrictions can also be the result of different legal, regulatory, contractual, entity or country-specific arrangements and/or requirements.

Restricted financial assets		
CHF million	31.12.15	31.12.14
Financial assets pledged as collateral		
Trading portfolio assets	57,024	61,304
<i>of which: assets pledged as collateral which may be sold or repledged by counterparties</i>	51,943	56,018
Loans	24,980	27,973
<i>of which: mortgage loans¹</i>	24,980	27,973
Financial investments available-for-sale	632	2,868
<i>of which: assets pledged as collateral which may be sold or repledged by counterparties</i>	6	2,662
Total financial assets pledged as collateral²	82,636	92,144
Other restricted financial assets		
Due from banks	3,285	3,511
Reverse repurchase agreements	1,099	1,896
Trading portfolio assets	24,388	25,567
Cash collateral receivables on derivative instruments	7,104	6,135
Financial investments available-for-sale	502	1,209
Other	480	679
Total other restricted financial assets	36,858	38,997
Total financial assets pledged and other restricted financial assets	119,494	131,142

¹ These pledged mortgage loans serve as collateral for existing liabilities against Swiss central mortgage institutions and for existing covered bond issuances. Of these pledged mortgage loans, approximately CHF 4.4 billion for 31 December 2015 (31 December 2014: approximately CHF 4.5 billion) could be withdrawn or used for future liabilities or covered bond issuances without breaching existing collateral requirements. ² Does not include assets placed with central banks related to undrawn credit lines and for payment, clearing and settlement purposes (31 December 2015: CHF 4.9 billion, 31 December 2014: CHF 6.1 billion).

Note 25 Restricted and transferred financial assets (continued)**b) Transferred financial assets that are not derecognized in their entirety**

The table below presents information for financial assets, which have been transferred but are subject to continued recognition in full, as well as recognized liabilities associated with those transferred assets.

Transferred financial assets subject to continued recognition in full

CHF million	31.12.15		31.12.14	
	Carrying value of transferred assets	Carrying value of associated liabilities recognized on-balance sheet	Carrying value of transferred assets	Carrying value of associated liabilities recognized on-balance sheet
Trading portfolio assets transferred which may be sold or repledged by counterparties	51,943	13,146	56,018	18,289
relating to securities lending and repurchase agreements in exchange for cash received	13,406	13,146	19,366	18,147
relating to securities lending agreements in exchange for securities received	37,097	0	35,557	0
relating to other financial asset transfers	1,440	0	1,095	142
Financial investments available-for-sale transferred which may be sold or repledged by counterparties	6	6	2,662	2,584
Total financial assets transferred	51,950	13,152	58,680	20,873

Transactions in which financial assets are transferred, but continue to be recognized in their entirety on UBS AG's balance sheet include securities lending and repurchase agreements as well as other financial asset transfers. Repurchase and securities lending arrangements are, for the most part, conducted under standard market agreements, and are undertaken with counterparties subject to UBS AG's normal credit risk control processes.

→ Refer to Note 1a items 13 and 14 for more information on repurchase agreements and securities lending agreements

As of 31 December 2015, approximately a quarter of the transferred financial assets were trading portfolio assets transferred in exchange for cash, in which case the associated recognized liability represents the amount to be repaid to counterparties. For securities lending and repurchase agreements, a haircut between 0% and 15% is generally applied to the collateral, which results in associated liabilities having a carrying value below the carrying value of the transferred assets. The counterparties to the associated liabilities presented in the table above have full recourse to UBS AG.

In securities lending arrangements entered into in exchange for the receipt of other securities as collateral, neither the secu-

rities received nor the obligation to return them are recognized on UBS AG's balance sheet, as the risks and rewards of ownership are not transferred to UBS AG. In cases where such financial assets received are subsequently sold or repledged in another transaction, this is not considered to be a transfer of financial assets.

Other financial asset transfers primarily include securities transferred to collateralize derivative transactions, for which the carrying value of associated liabilities is not provided in the table above because those replacement values are managed on a portfolio basis across counterparties and product types, and therefore is not a direct relationship between the specific collateral pledged and the associated liability.

Transferred assets other than trading portfolio assets and financial investments available-for-sale which may be sold or repledged by counterparties were not material as of 31 December 2015 and as of 31 December 2014.

Transferred financial assets that are not subject to derecognition in full, but which remain on the balance sheet to the extent of UBS AG's continuing involvement, were not material as of 31 December 2015 and as of 31 December 2014.

Consolidated financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 25 Restricted and transferred financial assets (continued)

c) Transferred financial assets that are derecognized in their entirety with continuing involvement

Continuing involvement in a transferred and fully derecognized financial asset may result from contractual provisions in the transfer agreement or in a separate agreement with the counterparty or a third party entered into in connection with the transfer. The table below provides information on UBS AG's continuing involvement in transferred and fully derecognized financial assets.

Transferred financial assets that are derecognized in their entirety with continuing involvement

CHF million		31.12.15				
	Balance sheet line item	Carrying amount of continuing involvement	Fair value of continuing involvement	Gain/(loss) recognized at the date of transfer of the financial assets ²	Gain/(loss) from continuing involvement in transferred and derecognized financial assets	
					For the year ended 31.12.15	Life-to-date 31.12.15
Type of continuing involvement						
Purchased and retained interest in securitization structures	Trading portfolio assets/ Replacement values ¹	15	15	8	16	(1,566)
Total		15	15	8	16	(1,566)
CHF million		31.12.14				
	Balance sheet line item	Carrying amount of continuing involvement	Fair value of continuing involvement	Gain/(loss) recognized at the date of transfer of the financial assets	Gain/(loss) from continuing involvement in transferred and derecognized financial assets	
					For the year ended 31.12.14	Life-to-date 31.12.14
Type of continuing involvement						
Purchased and retained interest in securitization structures	Trading portfolio assets/ Replacement values ¹	(22)	(22)	22	13	(1,582)
Total		(22)	(22)	22	13	(1,582)

¹ As of 31 December 2015, total purchased and retained interest in securitization structures consisted of trading portfolio assets of CHF 37 million and negative replacement values of CHF 22 million. As of 31 December 2014, total purchased and retained interest in securitization structures consisted of trading portfolio assets of CHF 29 million and negative replacement values of CHF 51 million. ² Represents gains/(losses) recognized on the date of transfer during the respective reporting period.

Purchased and retained interests in securitization vehicles

In cases where UBS AG has transferred assets into securitization vehicles and retained or purchased interests therein, UBS AG has a continuing involvement in those transferred assets. The majority of the retained continuing involvement securitization positions held in the trading portfolio are collateralized debt obligations, US commercial mortgage-backed securities and residential mortgage-backed securities. As a result of losses incurred in previous years, the majority of these continuing involvement positions had a carrying amount of zero as of 31 December 2015. As of

31 December 2015, the maximum exposure to loss related to purchased and retained interests in securitization structures was CHF 55 million compared with CHF 48 million as of 31 December 2014, both mainly related to trading portfolio assets. Undiscounted cash outflows of CHF 41 million may be payable to the transferee in future periods as a consequence of holding the purchased and retained interests. The earliest period in which payment may be required is less than one month. Life-to-date losses presented in the table above only relate to retained interests held as of 31 December 2015.

Note 25 Restricted and transferred financial assets (continued)**d) Off-balance-sheet assets received**

The table below presents assets received from third parties that can be sold or repledged, that are not recognized on the balance sheet, but that are held as collateral, including amounts that have been sold or repledged.

Off-balance-sheet assets received

CHF million	31.12.15	31.12.14
Fair value of assets received which can be sold or repledged	401,511	388,855
received as collateral under reverse repurchase, securities borrowing and lending arrangements, derivative transactions and other transactions ¹	393,839	383,354
received in unsecured borrowings	7,672	5,502
thereof sold or repledged ²	286,757	271,963
in connection with financing activities	241,992	227,515
to satisfy commitments under short sale transactions	29,137	27,958
in connection with derivative and other transactions ¹	15,628	16,491

¹ Includes securities received as initial margin from its clients that UBS AG is required to remit to CCPs, brokers and deposit banks through its exchange-traded derivative (ETD) clearing and execution services. ² Does not include off-balance sheet securities (31 December 2015: CHF 47.3 billion, 31 December 2014: CHF 37.6 billion) placed with central banks related to undrawn credit lines and for payment, clearing and settlement purposes for which there are no associated liabilities or contingent liabilities.

Note 26 Offsetting financial assets and financial liabilities

UBS AG enters into netting agreements with counterparties to manage the credit risks associated primarily with repurchase and reverse repurchase transactions, securities borrowing and lending, and over-the-counter (OTC) and exchange-traded derivatives (ETD). These netting agreements and similar arrangements generally enable the counterparties to set-off liabilities against available assets received in the ordinary course of business and/or in the event that the counterparty to the transaction is unable to fulfill its contractual obligations. The right of set-off is a legal right to settle or otherwise eliminate all or a portion of an amount due by applying an amount receivable from the same counterparty against it, thus reducing credit exposure.

The table on the following page provides a summary of financial assets subject to offsetting, enforceable master netting arrangements and similar agreements, as well as financial collateral

received to mitigate credit exposures for these financial assets. The gross financial assets of UBS AG that are subject to offsetting, enforceable netting arrangements and similar agreements are reconciled to the net amounts presented within the associated balance sheet line, after giving effect to financial liabilities with the same counterparties that have been offset on the balance sheet and other financial assets not subject to an enforceable netting arrangement or similar agreement. Further, related amounts for financial liabilities and collateral received that are not offset on the balance sheet are shown to arrive at financial assets after consideration of netting potential.

UBS AG engages in a variety of counterparty credit mitigation strategies in addition to netting and collateral arrangements. Therefore, the net amounts presented in the tables on the next pages do not purport to represent UBS AG's actual credit exposure.

 Consolidated
financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 26 Offsetting financial assets and financial liabilities (continued)

Financial assets subject to offsetting, enforceable master netting arrangements and similar agreements

31.12.15									
CHF billion	Assets subject to netting arrangements						Assets not subject to netting arrangements ⁴	Total assets	
	Netting recognized on the balance sheet			Netting potential not recognized on the balance sheet ²				Total assets after consideration of netting potential	Total assets recognized on the balance sheet
	Gross assets before netting	Netting with gross liabilities ³	Net assets recognized on the balance sheet	Financial liabilities	Collateral received	Assets after consideration of netting potential			
Cash collateral on securities borrowed	23.9	0.0	23.9	(3.1)	(20.9)	0.0	1.6	1.6	25.6
Reverse repurchase agreements	117.9	(62.1)	55.8	(4.4)	(51.4)	0.0	12.1	12.1	67.9
Positive replacement values	161.9	(2.5)	159.3	(123.0)	(25.5)	10.8	8.1	18.9	167.4
Cash collateral receivables on derivative instruments ¹	85.9	(66.3)	19.6	(10.9)	(1.5)	7.2	4.1	11.3	23.8
Financial assets designated at fair value	2.4	0.0	2.4	0.0	(1.8)	0.6	3.4	4.0	5.8
Total assets	392.1	(131.0)	261.1	(141.3)	(101.1)	18.7	29.3	48.0	290.5

31.12.14										
CHF billion	Assets subject to netting arrangements						Assets not subject to netting arrangements ⁴	Total assets		
	Netting recognized on the balance sheet			Netting potential not recognized on the balance sheet ²						
	Gross assets before netting	Netting with gross liabilities ²	Net assets recognized on the balance sheet	Financial liabilities	Collateral received	Assets after consideration of netting potential		Assets recognized on the balance sheet	Total assets after consideration of netting potential	Total assets recognized on the balance sheet
Cash collateral on securities borrowed	22.7	0.0	22.7	(1.9)	(20.8)	0.0	1.4	1.4	24.1	
Reverse repurchase agreements	99.2	(42.8)	56.4	(3.4)	(52.8)	0.1	12.1	12.2	68.4	
Positive replacement values	249.9	(3.1)	246.8	(198.7)	(30.8)	17.3	10.1	27.4	257.0	
Cash collateral receivables on derivative instruments ¹	245.7	(218.4)	27.4	(18.8)	(1.6)	7.0	3.6	10.6	31.0	
Financial assets designated at fair value	3.1	0.0	3.1	0.0	(3.0)	0.1	1.4	1.5	4.5	
Total assets	620.5	(264.2)	356.3	(222.9)	(108.9)	24.5	28.6	53.1	384.9	

¹ The net amount of Cash collateral receivables on derivative instruments recognized on the balance sheet includes certain OTC derivatives which are in substance net settled on a daily basis under IAS 32, and ETD which are economically settled on a daily basis. In addition, this balance includes OTC and ETD cash collateral balances which correspond with the cash portion of collateral pledged, reflected on the Negative replacement values line in the table presented on the following page. ² The logic of the table results in amounts presented in the "Netting with gross liabilities" column corresponding directly to the amounts presented in the "Netting with gross assets" column in the liabilities table presented on the following page. ³ For the purpose of this disclosure, the amounts of financial instruments and cash collateral presented have been capped by the relevant netting agreement so as not to exceed the net amount of financial assets presented on the balance sheet; i.e., over-collateralization, where it exists, is not reflected in the table. ⁴ Includes assets not subject to enforceable netting arrangements and other out-of-scope items.

Note 26 Offsetting financial assets and financial liabilities (continued)

The table below provides a summary of financial liabilities subject to offsetting, enforceable master netting arrangements and similar agreements, as well as financial collateral pledged to mitigate credit exposures for these financial liabilities. The gross financial liabilities of UBS AG that are subject to offsetting, enforceable netting arrangements and similar agreements are reconciled to the net amounts presented within the associated balance sheet

line, after giving effect to financial assets with the same counter-parties that have been offset on the balance sheet and other financial liabilities not subject to an enforceable netting arrangement or similar agreement. Further, related amounts for financial assets and collateral pledged that are not offset on the balance sheet are shown to arrive at financial liabilities after consideration of netting potential.

Financial liabilities subject to offsetting, enforceable master netting arrangements and similar agreements

	31.12.15							
	Liabilities subject to netting arrangements						Liabilities not subject to netting arrangements ⁴	
	Netting recognized on the balance sheet			Netting potential not recognized on the balance sheet ³			Total liabilities	
	Gross liabilities before netting	Netting with gross assets ²	Net liabilities recognized on the balance sheet	Financial assets	Collateral pledged	Liabilities after consideration of netting potential	Liabilities recognized on the balance sheet	Total liabilities after consideration of netting potential
CHF billion								
Cash collateral on securities lent	7.9	0.0	7.9	(3.1)	(4.8)	0.0	0.1	8.0
Repurchase agreements	69.0	(62.1)	6.9	(4.4)	(2.5)	0.0	2.8	9.7
Negative replacement values	154.2	(2.5)	151.7	(123.0)	(17.4)	11.3	10.7	162.4
Cash collateral payables on derivative instruments ¹	99.9	(66.3)	33.6	(19.0)	(2.5)	12.1	4.7	38.3
Financial liabilities designated at fair value	3.9	0.0	3.9	0.0	(0.7)	3.1	59.1	62.3
Total liabilities	334.9	(131.0)	203.9	(149.4)	(28.0)	26.5	77.4	281.4

	31.12.14							
	Liabilities subject to netting arrangements						Liabilities not subject to netting arrangements ⁴	
	Netting recognized on the balance sheet			Netting potential not recognized on the balance sheet ³			Total liabilities	
	Gross liabilities before netting	Netting with gross assets ²	Net liabilities recognized on the balance sheet	Financial assets	Collateral pledged	Liabilities after consideration of netting potential	Liabilities recognized on the balance sheet	Total liabilities after consideration of netting potential
CHF billion								
Cash collateral on securities lent	8.4	0.0	8.4	(1.9)	(6.5)	0.0	0.7	9.2
Repurchase agreements	51.5	(42.8)	8.7	(3.4)	(5.2)	0.0	3.2	11.8
Negative replacement values	243.3	(3.1)	240.2	(198.7)	(21.8)	19.7	13.9	254.1
Cash collateral payables on derivative instruments ¹	256.1	(218.4)	37.7	(25.1)	(2.3)	10.3	4.6	42.4
Financial liabilities designated at fair value	3.8	0.0	3.8	0.0	(1.4)	2.4	71.5	73.9
Total liabilities	563.1	(264.2)	298.8	(229.2)	(37.3)	32.4	93.9	392.8

¹ The net amount of Cash collateral payables on derivative instruments recognized on the balance sheet includes certain OTC derivatives which are in substance net settled on a daily basis under IAS 32, and ETD which are economically settled on a daily basis. In addition, this balance includes OTC and ETD cash collateral balances which correspond with the cash portion of collateral received, reflected on the Positive replacement values line in the table presented on the previous page. ² The logic of the table results in amounts presented in the "Netting with gross assets" column corresponding directly to the amounts presented in the "Netting with gross liabilities" column in the assets table presented on the previous page. ³ For the purpose of this disclosure, the amounts of financial instruments and cash collateral presented have been capped by the relevant netting agreement so as not to exceed the net amount of financial liabilities presented on the balance sheet; i.e., over-collateralization, where it exists, is not reflected in the table. ⁴ Includes liabilities not subject to enforceable netting arrangements and other out-of-scope items.

Consolidated financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 27 Financial assets and liabilities – additional information

a) Measurement categories of financial assets and liabilities

The table below provides information about the carrying amounts of individual classes of financial instruments within the measurement categories of financial assets and liabilities as defined in IAS 39 *Financial Instruments: Recognition and Measurement*. Only those assets and liabilities that are financial instruments as defined

in IAS 32 *Financial Instruments: Presentation* are included in the table below, which causes certain balances to differ from those presented on the balance sheet.

→ Refer to Note 24 for more information on how the fair value of financial instruments is determined

Measurement categories of financial assets and financial liabilities

CHF million	31.12.15	31.12.14
Financial assets¹		
Held for trading		
Trading portfolio assets	120,405	132,392
of which: assets pledged as collateral which may be sold or repledged by counterparties	51,943	56,078
Debt issued ²	106	283
Positive replacement values	167,435	256,978
Total	287,946	389,653
Fair value through profit or loss		
Financial assets designated at fair value	5,808	4,493
Financial assets at amortized cost		
Cash and balances with central banks	91,306	104,073
Due from banks	11,866	13,334
Cash collateral on securities borrowed	25,584	24,063
Reverse repurchase agreements	67,893	68,414
Cash collateral receivables on derivative instruments	23,763	30,979
Loans ³	312,723	315,984
Other assets	20,139	21,332
Total	553,275	578,179
Available-for-sale		
Financial investments available-for-sale	62,543	57,159
Total financial assets	909,572	1,029,483
Financial liabilities		
Held for trading		
Trading portfolio liabilities	29,137	27,958
Debt issued ²	236	308
Negative replacement values	162,430	254,101
Total	191,803	282,367
Fair value through profit or loss, other		
Financial liabilities designated at fair value	62,995	75,297
Amounts due under unit-linked investment contracts	15,718	17,643
Total	78,713	92,940
Financial liabilities at amortized cost		
Due to banks	11,836	10,492
Cash collateral on securities lent	8,029	9,180
Repurchase agreements	9,653	11,818
Cash collateral payables on derivative instruments	38,282	42,372
Due to customers	402,522	410,979
Debt issued	82,230	91,183
Other liabilities	52,065	46,013
Total	604,617	622,036
Total financial liabilities	875,133	997,343

¹ As of 31 December 2015, CHF 123 billion of Loans, CHF 0 billion of Due from banks, CHF 1 billion of Reverse repurchase agreements, CHF 30 billion of Financial investments available-for-sale and CHF 3 billion of Financial assets designated at fair value are expected to be recovered or settled after 12 months. As of 31 December 2014, CHF 119 billion of Loans, CHF 0 billion of Due from banks, CHF 1 billion of Reverse repurchase agreements, CHF 35 billion of Financial investments available-for-sale and CHF 4 billion of Financial assets designated at fair value are expected to be recovered or settled after 12 months. ² Represents the embedded derivative component of structured debt issued for which the fair value option has not been applied and which is presented within Debt issued on the balance sheet. ³ Includes finance lease receivables of CHF 1.1 billion as of 31 December 2015 (31 December 2014: CHF 1.1 billion). Refer to Notes 10 and 33 for more information.

Note 27 Financial assets and liabilities – additional information (continued)

b) Maturity analysis of financial liabilities

The contractual maturities for non-derivative and non-trading financial liabilities as of 31 December 2015 are based on the earliest date on which UBS could be contractually required to pay. The total amounts that contractually mature in each time-band are also shown for 31 December 2014. Derivative positions and

trading liabilities, predominantly made up of short sale transactions, are assigned to the column *Due within 1 month*, as this provides a conservative reflection of the nature of these trading activities. The contractual maturities may extend over significantly longer periods.

Maturity analysis of financial liabilities¹

CHF billion	Due within 1 month	Due between 1 and 3 months	Due between 3 and 12 months	Due between 1 and 5 years	Due after 5 years	Total
Financial liabilities recognized on balance sheet²						
Due to banks	8.1	2.4	1.1	0.3	0.0	11.8
Cash collateral on securities lent	5.7	1.3	1.0			8.0
Repurchase agreements	7.9	1.4	0.2	0.1	0.2	9.7
Trading portfolio liabilities ^{3,4}	29.1					29.1
Negative replacement values ⁵	162.4					162.4
Cash collateral payables on derivative instruments	38.3					38.3
Financial liabilities designated at fair value ⁵	15.2	15.9	13.1	11.9	12.0	68.1
Due to customers	373.3	13.4	4.8	4.1	9.7	405.3
Debt issued	5.7	9.9	16.3	36.6	22.7	91.2
Other liabilities	66.7					66.7
Total 31.12.15	712.5	44.3	36.4	53.0	44.6	890.7
Total 31.12.14	812.3	48.4	39.4	60.9	49.8	1,010.9
Guarantees, commitments and forward starting transactions⁶						
Loan commitments	55.7	0.2	0.2	0.0		56.1
Guarantees	15.9	0.0	0.0	0.1	0.0	16.0
Forward starting transactions						
Reverse repurchase agreements	6.6					6.6
Securities borrowing agreements	0.0					0.0
Total 31.12.15	78.1	0.2	0.2	0.1	0.0	78.7
Total 31.12.14	78.3	0.1	0.2	0.2	0.0	78.8

¹ Non-financial liabilities such as deferred income, deferred tax liabilities, provisions and liabilities on employee compensation plans are not included in this analysis. ² Except for trading portfolio liabilities and negative replacement values (see footnote 3), the amounts presented generally represent undiscounted cash flows of future interest and principal payments. ³ Carrying value is fair value. Management believes that this best represents the cash flows that would have to be paid if these positions had to be settled or closed out. Refer to Note 14 for undiscounted cash flows of derivatives designated in hedge accounting relationships. ⁴ Contractual maturities of trading portfolio liabilities are: CHF 27.2 billion due within one month (2014: CHF 26.7 billion), CHF 1.2 billion due between one month and one year (2014: CHF 1.3 billion), and CHF 0.8 billion due between 1 and 5 years (2014: CHF 0 billion). ⁵ Future interest payments on variable rate liabilities are determined by reference to the applicable interest rate prevailing as of the reporting date. Future principal payments which are variable are determined by reference to the conditions existing at the reporting date. ⁶ Comprises the maximum irrevocable amount of guarantees, commitments and forward starting transactions.

Consolidated
financial statements

Note 27 Financial assets and liabilities – additional information (continued)**c) Reclassification of financial assets**

In 2008 and 2009, certain financial assets were reclassified from *Trading portfolio assets* to *Loans*. On their reclassification date, these assets had fair values of CHF 26 billion and CHF 0.6 billion, respectively.

The reclassification of financial assets reflected UBS's change in intent and ability to hold these financial assets for the foreseeable future rather than for trading in the near term. The financial assets were reclassified using their fair value on the date of the reclassification, which became their new cost basis at that date.

As of 31 December 2015, the carrying value of the remaining

reclassified financial assets, which were entirely comprised of municipal auction rate securities, was CHF 0.2 billion (31 December 2014: CHF 0.7 billion), which was equal to the fair value of these assets.

The overall impact on operating profit before tax from reclassified financial assets for the year ended 31 December 2015 was a profit of CHF 23 million (2014: CHF 84 million). If the financial assets had not been reclassified, the impact on operating profit before tax for the year ended 31 December 2015 would have been a profit of less than CHF 10 million.

d) Maximum exposure to credit risk of financial assets designated at fair value

Financial assets designated at fair value totaled CHF 5,808 million as of 31 December 2015 (31 December 2014: CHF 4,493 million). Maximum exposure to credit risk from financial assets designated at fair value was CHF 5.6 billion as of 31 December 2015 (31 December 2014: CHF 4.3 billion). The exposure related to structured loans and reverse repurchase and securities borrowing agreements was mitigated by securities collateral of CHF 3.5 billion as of 31 December 2015 (31 December 2014: CHF 3.3 billion).

The maximum exposure to credit risk of loans, but not structured loans, is generally mitigated by credit derivatives or similar

instruments. Information regarding these instruments and the exposure which they mitigate is provided in the table below on a notional basis.

Investment fund units designated at fair value do not have a direct exposure to credit risk.

→ Refer to Note 24 for more information on financial assets designated at fair value, and to "Maximum exposure to credit risk" in the "Risk management and control" section of this report for more information on collateral related to financial assets designated at fair value

Notional amounts of loans designated at fair value and related credit derivatives

CHF million	31.12.15	31.12.14
Loans – notional amount	687	667
Credit derivatives related to loans – notional amount ¹	630	644
Credit derivatives related to loans – fair value ¹	4	1

¹ Credit derivatives contracts include credit default swaps, total return swaps and similar instruments.

The table below provides the effect on the fair values of loans from changes in credit risk for the periods presented and cumulatively since inception. Similarly, the change in fair value of credit derivatives and similar instruments which are used to hedge these loans is also provided.

Changes in fair value of loans and related credit derivatives attributable to changes in credit risk

CHF million	For the year ended		Cumulative from inception until the year ended	
	31.12.15	31.12.14	31.12.15	31.12.14
Changes in fair value of loans designated at fair value, attributable to changes in credit risk ¹	(3)	(3)	(4)	(2)
Changes in fair value of credit derivatives and similar instruments which mitigate the maximum exposure to credit risk of loans designated at fair value ²	3	3	4	1

¹ Current and cumulative changes in the fair value of loans designated at fair value, attributable to changes in their credit risk, are only calculated for those loans outstanding at balance sheet date. Current and cumulative changes in the fair value of credit derivatives hedging such loans include all the derivatives which have been used to mitigate credit risk of these loans since designation at fair value. For loans reported under the fair value option, changes in fair value due to changes in the credit standing of the borrower are calculated using counterparty credit information obtained from independent market sources.

Note 28 Pension and other post-employment benefit plans

The table below provides information relating to pension costs for defined benefit plans and defined contribution plans. These costs are part of *Personnel expenses*.

Income statement – expenses related to pension and other post-employment benefit plans

CHF million	31.12.15	31.12.14	31.12.13
Net periodic pension cost for defined benefit plans	569	467	651
of which: related to major pension plans ¹	546	508	638
of which: Swiss plan	515	458	555
of which: UK plan	18	17	24
of which: other plans	12	33	58
of which: related to post-retirement medical and life insurance plans ²	4	(36)	(11)
of which: UK plan	1	2	2
of which: US plans	2	(37)	(12)
of which: related to remaining plans and other costs ³	19	(5)	24
Pension cost for defined contribution plans ⁴	239	244	236
of which: UK	86	91	91
of which: US	100	91	91
of which: other countries	53	62	54
Total pension and other post-employment benefit plan expenses⁵	808	711	887

¹ Refer to Note 28a for more information. ² Refer to Note 28b for more information. ³ Other costs include differences between actual and estimated performance award accruals and net accrued pension costs related to restructuring. ⁴ Refer to Note 28c for more information. ⁵ Refer to Note 6.

The table below provides information relating to amounts recognized in other comprehensive income for defined benefit plans.

Other comprehensive income – gains / (losses) on pension and other post-employment benefit plans

CHF million	31.12.15	31.12.14	31.12.13
Major pension plans ¹	339	(1,456)	1,168
of which: Swiss plan	58	(1,032)	1,119
of which: UK plan	317	(168)	(65)
of which: other plans	(35)	(256)	115
Post-retirement medical and life insurance plans ²	(3)	(5)	3
of which: UK plan	6	(3)	2
of which: US plans	(9)	(2)	1
Remaining plans	(14)	7	7
Gains/(losses) recognized in other comprehensive income, before tax	322	(1,454)	1,178
Tax (expense)/benefit relating to defined benefit plans recognized in other comprehensive income	(19)	247	(239)
Gains/(losses) recognized in other comprehensive income, net of tax³	303	(1,208)	939

¹ Refer to Note 28a for more information. ² Refer to Note 28b for more information. ³ Refer to the "Statement of comprehensive income".

Consolidated financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 28 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

The tables below provide information on UBS AG's assets and liabilities with respect to pension and post-employment benefit plans. These are recognized on the balance sheet within *Other assets* and *Other liabilities*.

Balance sheet – net defined benefit pension and post-employment asset

CHF million	31.12.15	31.12.14
Major pension plans ¹	50	0
of which: Swiss plan	0	0
of which: UK plan	50	0
of which: other plans	0	0
Post-retirement medical and life insurance plans	0	0
of which: UK plan	0	0
of which: US plans	0	0
Remaining plans	0	0
Total net defined benefit pension and post-employment asset²	50	0

¹ Refer to Note 28a for more information. ² Refer to Note 18.

Balance sheet – net defined benefit pension and post-employment liability

CHF million	31.12.15	31.12.14
Major pension plans ¹	622	1,256
of which: Swiss plan	0	25
of which: UK plan	0	568
of which: other plans ²	622	664
Post-retirement medical and life insurance plans ³	84	85
of which: UK plan	25	32
of which: US plans	59	53
Remaining plans	30	32
Total net defined benefit pension and post-employment liability⁴	736	1,374

¹ Refer to Note 28a for more information. ² Liability consists of: CHF 315 million related to US plans and CHF 307 million related to German plans (31 December 2014: CHF 297 million related to US plans and CHF 367 million related to German plans). ³ Refer to Note 28b for more information. ⁴ Refer to Note 23.

Note 28 Pension and other post-employment benefit plans (continued)**a) Defined benefit pension plans**

UBS AG has established defined benefit pension plans for its employees in various locations, with the major plans located in Switzerland, the UK, the US and Germany. Independent actuarial valuations for the plans in these countries are performed as required.

The overall investment policy and strategy for UBS AG's defined benefit pension plans is guided by the objective of achieving an investment return which, together with contributions, ensures that there will be sufficient assets to pay pension benefits as they fall due while also mitigating the various risks of the plans. For the plans with assets (i.e., funded plans), the investment strategies for the plans are managed under local laws and regulations in each jurisdiction. The actual asset allocation is determined by the governance body with reference to the prevailing current and expected economic and market conditions and in consideration of specific asset class risk in the risk profile. Within this framework, UBS AG ensures that the fiduciaries consider how the asset investment strategy correlates with the maturity profile of the plan liabilities and the respective potential impact on the funded status of the plans, including potential short-term liquidity requirements.

The defined benefit obligation for all of UBS AG's defined benefit pension plans is directly impacted by changes in yields of high-quality corporate bonds in the respective country in which the plan is held, as the applicable discount rate used to determine the defined benefit obligation is based on these yields. For the funded plans, the pension assets are invested in a diversified portfolio of financial assets including real estate, bonds, investment funds and cash across geographic regions to ensure a balance of risk and return to the extent allowed under local pension laws. The market value of these financial assets is not fully correlated to changes in high-quality corporate bond yields. This results in volatility in the net asset/liability position for each plan. Specific asset-liability matching strategies for each pension plan are independently determined by the responsible governance body in each country. The net asset/liability volatility for each plan is dependent on the specific financial assets chosen by each plan's fiduciaries. For certain pension plans, a liability-driven investment approach is applied to a portion of the plan assets to reduce potential volatility.

Swiss pension plan

The Swiss pension plan covers employees of UBS AG and employees of companies having close economic or financial ties with UBS AG and exceeds the minimum benefit requirements under Swiss pension law.

Contributions to the pension plan are paid by the employer and the employees. The Swiss pension plan allows employees a choice with regard to the level of contributions paid by them. Employee contributions are calculated as a percentage of the contributory salary and are deducted monthly. The percentages deducted from salary depend on age and choice of contribution category and vary between 1% and 13.5% of contributory base salary and between 0% and 9% of contributory variable compensation. Depending on the age of the employee, UBS AG pays a contribution that ranges between 6.5% and 27.5% of contributory base salary and between 3.6% and 9% of contributory variable compensation. UBS AG also pays risk contributions which are used to finance benefits paid out in the event of death and disability, as well as to finance bridging pensions.

The plan benefits include retirement benefits and disability, death and survivor pensions. The pension plan offers to members at the normal retirement age of 64 a choice between a lifetime pension with or without full restitution and a partial or full lump sum payment. Members can draw early retirement benefits starting from the age of 58. Since 2015, employees have the possibility to make additional purchases of benefits to fund early retirement benefits (Plan 58+).

The payable pension amount is a result of the conversion rate applied on the accumulated balance of the individual plan participant's pension account at the retirement date. The accumulated balance of each individual plan participant's pension account is based on credited vested benefits transferred from previous employers, purchases of benefits and the employee and employer contributions that have been made to the pension account of each individual plan participant, as well as the interest accrued on the accumulated balance. The interest rate accrued is defined annually by the Pension Foundation Board.

Although the Swiss pension plan is based on a defined contribution promise under Swiss pension law, it is accounted for as a defined benefit plan under IAS 19, primarily because of the obligation to accrue interest on the pension accounts and the payment of lifetime pensions. The actuarial assumptions used for the Swiss pension plan are based on the Swiss economic environment.

→ Refer to Note 1a item 24 for a description of the accounting policy for defined benefit pension plans

Consolidated
financial statements

Note 28 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

The Swiss pension plan is governed by the Pension Foundation Board as required by Swiss pension law and the responsibilities of this board are defined by Swiss pension law and by the plan rules. According to Swiss pension law, a temporary limited underfunding is permitted. However, should an underfunded situation occur, the Pension Foundation Board is required to take the necessary measures to ensure that full funding can be expected to be restored within a maximum period of ten years. Under Swiss pension law, if a Swiss pension plan became significantly underfunded on a Swiss pension law basis, then additional employer and employee contributions could be required. In these situations, the risk is shared between employer and employees, and the employer is not legally obliged to cover more than 50% of the additional contributions required. The Swiss pension plan has a technical funding ratio under Swiss pension law of 123.3% as of 31 December 2015 (31 December 2014: 123.7%).

The investment strategy of the Swiss plan is implemented based on a multi-level investment and risk management process and is in line with Swiss pension law, including the rules and regulations relating to diversification of plan assets. These rules, among others, specify restrictions to the composition of plan assets, e.g., there is a limit of 50% for investments in equities. The investment strategy of the Swiss plan is aligned to the defined risk budget set out by the Pension Foundation Board. The risk budget is determined based on regularly performed asset and liability management analyses. In order to implement the risk budget, the Swiss plan may use direct investments, investment funds and derivatives. To mitigate foreign currency risk, a specific currency hedging strategy was implemented. The Pension Foundation Board strives for a medium- and long-term balance between assets and liabilities. Under IAS 19, volatility arises in the Swiss pension plan net asset/liability because the fair value of the plan assets is not directly correlated to movements in the value of the plan's defined benefit obligation in the short-term.

As of 31 December 2015, the Swiss pension plan was in a surplus situation on an International Financial Reporting Standards (IFRS) measurement basis, as the fair value of plan assets exceeded the defined benefit obligation by CHF 1,283 million (31 December 2014: deficit of CHF 25 million). However, a surplus can only be recognized on the balance sheet to the extent that it does not exceed the estimated future economic benefit, which equals the difference between the present value of the estimated future net service cost and the present value of the estimated future employer contributions. The maximum future economic

benefit is highly variable based on changes in the discount rate. As of 31 December 2015, the estimated future economic benefit was zero and hence, no net defined benefit asset was recognized on the balance sheet. The difference of CHF 1,283 million between the pension plan surplus and the estimated future economic benefit, the so-called asset ceiling effect, was recognized in other comprehensive income.

The employer contributions expected to be made to the Swiss pension plan in 2016 are estimated to be CHF 474 million.

Non-Swiss pension plans

The non-Swiss locations of UBS AG offer various defined benefit pension plans in accordance with local regulations and practices. The non-Swiss locations with major defined benefit plans are the UK, the US and Germany. Defined benefit pension plans in other locations are not material to the financial results of UBS AG and hence not separately disclosed.

The non-Swiss plans provide benefits in the event of retirement, death or disability. The level of benefits provided depends on the specific rate of benefit accrual and the level of employee compensation. UBS AG's general principle is to ensure that the plans are appropriately funded under local pension regulations in each country and this is the primary driver for determining when additional contributions are required. Similar to the Swiss pension plan, volatility arises in the net asset/liability position of the non-Swiss plans because the fair value of the respective plans' assets are not directly correlated to movements in the value of the plans' defined benefit obligations.

The funding policy for these plans is consistent with local government regulations and tax requirements, and actuarial assumptions used are based on the local economic environment.

→ Refer to Note 1a item 24 for a description of the accounting policy for defined benefit pension plans

UK

The UK plan is a career-average revalued earnings scheme, and benefits increase automatically based on UK price inflation. Normal retirement age for participants in the UK plan is 60. On 1 July 2013, UBS AG closed the UK defined benefit pension plan for future service. After that date, UBS AG no longer recognized current service costs for this plan. Plan participants who were active employees under the defined benefit plan were eligible to become participants of the defined contribution plan for any service after the plan was closed for future service.

Note 28 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

The responsibility for governance of the UK plan lies jointly with the Pension Trustee Board, which is required under local pension laws, and UBS AG. The employer contributions to the pension fund included regular contributions and specific deficit-funding contributions until the date of the closure for future service and thereafter only reflected agreed-upon deficit-funding contributions. The deficit-funding contributions are determined based on the most recent actuarial valuation, which is conducted based on assumptions agreed by the Pension Trustee Board and UBS AG. In the event of an underfunding, UBS AG must agree to a deficit recovery plan with the Pension Trustee Board within statutory deadlines. In 2015, UBS AG made a deficit-funding contribution of CHF 316 million (2014: CHF 75 million).

The plan assets are invested in a diversified portfolio of financial assets. A liability-driven investment approach is applied as a portion of the plan assets are invested in inflation-indexed bonds which provide a partial hedge against price inflation. If price inflation increases, the defined benefit obligation will likely increase more significantly than any change in the fair value of plan assets, which would result in an increase in the net defined benefit liability. Plan rules and local pension legislation cap the level of inflationary increase that can be applied to plan benefits.

As the plan is obligated to provide guaranteed lifetime pension benefits to plan participants upon retirement, increases in life expectancy will result in an increase in the plan's liabilities. This is particularly significant in the UK plan, where inflationary increases result in higher sensitivity to changes in life expectancy.

As of 31 December 2015, the UK plan was in a surplus situation on an IFRS measurement basis, as the fair value of plan assets exceeded the defined benefit obligation by CHF 50 million. This surplus was recognized on the UBS AG balance sheet, as UBS AG has a right to a refund with regards to the UK plan.

No employer contributions are expected to be made to the UK defined benefit plan in 2016.

US

There are two distinct major defined benefit pension plans in the US. Normal retirement age for participants in the US plans is 65. The plans are closed to new entrants, who instead can participate in defined contribution plans.

One of the major defined benefit pension plans is a contribution-based plan in which each participant accrues a percentage of salary in a pension account. The pension account is credited annu-

ally with interest based on a rate that is linked to the average yield on one-year US government bonds. For the other major defined benefit pension plan, retirement benefits accrue based on the career-average earnings of each individual plan participant. Upon retirement, the plans allow participants a choice between a lump sum payment and a lifetime pension.

Both of these defined benefit pension plans have fiduciaries as required under local state pension laws. The fiduciaries, along with UBS AG, are jointly responsible for governance of the plans. Actuarial valuations are regularly completed for the plans, and UBS AG has historically elected to make contributions to the plans in order to maintain a funded ratio of at least 80%, as calculated under local pension regulations. The annual employer contributions are equal to the present value of benefits accrued each year plus a rolling amortization of any prior underfunding. If the employer contributes more than the minimum or the plan has assets exceeding the liabilities, the excess can be used to offset minimum funding requirements.

The plan assets for both plans are invested in a diversified portfolio of financial assets. Each pension plan's fiduciaries are responsible for the investment decisions with respect to the plan assets. A liability-driven investment approach is applied for one of the US plans to support the volatility management in the net asset/liability position. Derivative instruments may also be employed to manage volatility, including, but not limited to, interest rate futures, equity futures and swaps, including credit default swaps and interest rate swaps.

In 2015, the US pension plan rules were amended such that former UBS AG employees with vested benefits in the US defined benefit pension plans have the option to receive a lump sum payment (or early annuity payments) instead of a lifetime pension commencing at retirement age. This resulted in a reduction in the defined benefit obligation of CHF 24 million and a corresponding gain recognized in the income statement in 2015, of which CHF 21 million was recorded in Wealth Management Americas.

In 2013, UBS AG offered a one-time option to former UBS AG employees with vested benefits in the US defined benefit pension plans to receive a lump sum payment (or early annuity payments) instead of a lifetime pension. This resulted in a reduction in the defined benefit obligation of CHF 196 million, a reduction of fair value of plan assets of CHF 216 million and a charge to the income statement of CHF 20 million in 2013.

The employer contributions expected to be made to the US defined benefit plans in 2016 are estimated to be CHF 43 million.

Consolidated
financial statements

Note 28 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

Germany

There are two different defined benefit pension plans in Germany and both are contribution-based plans. No plan assets are set aside to fund these plans and benefits are directly paid by UBS AG. Normal retirement age for the participants in the German plans is 65. Within the larger of the two pension plans, each participant accrues a percentage of salary in a pension account. On an annual basis the accumulated account balance of the plan participant is credited with guaranteed interest at a rate of 5%. The other plan is a deferred compensation plan in which amounts are accrued annually based on employee elections. For this deferred compensation plan, the accumulated account balance is credited on an annual basis with a guaranteed interest rate of 4% for amounts accrued after 2009. Both German plans are regulated under German pension law, under which the responsibility to pay

pension benefits when they are due rests entirely with UBS AG. For the German plans, a portion of the pension payments is directly increased in line with price inflation.

The employer contributions expected to be made to the German plans in 2016 are estimated to be CHF 8 million.

The table on the following pages provides an analysis of the movement in the net asset/liability recognized on the balance sheet for defined benefit pension plans from the beginning to the end of the year, as well as an analysis of amounts recognized in net profit and in other comprehensive income.

In 2015, disclosures within this Note have been expanded to separately present UK plan information, which was previously included within "Non-Swiss" plans. Consequently, the US and German plans are now shown together within "Other". Comparative information was adjusted accordingly.

Note 28 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

Defined benefit pension plans

CHF million	Swiss		UK		Other		Total	
For the year ended	31.12.15	31.12.14	31.12.15	31.12.14	31.12.15	31.12.14	31.12.15	31.12.14
Defined benefit obligation at the beginning of the year	23,956	20,738	3,949	3,355	1,693	1,315	29,598	25,408
Current service cost	589	496	0	0	10	10	599	506
Interest expense	270	465	137	158	57	59	463	682
Plan participant contributions	205	202	0	0	0	0	205	202
Remeasurements of defined benefit obligation	(1,231)	3,120	(441)	349	(8)	270	(1,681)	3,739
of which: actuarial (gains)/losses arising from changes in demographic assumptions	(1,038)	66	(122)	(15)	34	85	(1,125)	136
of which: actuarial (gains)/losses arising from changes in financial assumptions	(237)	2,705	(201)	489	(71)	180	(509)	3,374
of which: experience (gains)/losses ¹	44	349	(119)	(126)	28	6	(47)	228
Past service cost related to plan amendments	0	0	0	0	(24)	0	(24)	0
Curtailments	(81)	(54)	0	0	0	0	(81)	(54)
Benefit payments	(1,071)	(1,045)	(128)	(91)	(83)	(81)	(1,283)	(1,218)
Termination benefits	1	34	0	0	0	0	1	34
Foreign currency translation	0	0	(166)	178	(26)	119	(192)	297
Defined benefit obligation at the end of the year	22,636	23,956	3,350	3,949	1,619	1,693	27,605	29,598
of which: amounts owing to active members	10,359	11,480	255	312	267	312	10,881	12,104
of which: amounts owing to deferred members	0	0	1,864	2,211	523	545	2,388	2,756
of which: amounts owing to retirees	12,278	12,477	1,230	1,425	829	836	14,336	14,738
Fair value of plan assets at the beginning of the year	23,931	22,498	3,381	2,922	1,029	845	28,341	26,266
Return on plan assets excluding amounts included in interest income	109	1,262	(124)	181	(44)	14	(59)	1,457
Interest income	273	513	118	141	39	43	430	697
Employer contributions – excluding termination benefits	482	478	316	75	57	107	855	659
Employer contributions – termination benefits	1	34	0	0	0	0	1	34
Plan participant contributions	205	202	0	0	0	0	205	202
Benefit payments	(1,071)	(1,045)	(128)	(91)	(83)	(81)	(1,283)	(1,218)
Administration expenses, taxes and premiums paid	(10)	(10)	0	0	(8)	(6)	(18)	(16)
Payments related to plan amendments	0	0	0	0	0	0	0	0
Foreign currency translation	0	0	(163)	154	7	107	(156)	261
Fair value of plan assets at the end of the year	23,919	23,931	3,400	3,381	997	1,029	28,316	28,341
Asset ceiling effect	1,283	0	0	0	0	0	1,283	0
Net defined benefit asset/(liability)	0	(25)	50	(568)	(622)	(664)	(572)	(1,256)
Movement in the net asset/(liability) recognized on the balance sheet								
Net asset/(liability) recognized on the balance sheet at the beginning of the year	(25)	952	(568)	(433)	(664)	(470)	(1,256)	50
Net periodic pension cost	(515)	(458)	(18)	(17)	(12)	(33)	(546)	(508)
Amounts recognized in other comprehensive income	58	(1,032)	317	(168)	(35)	(256)	339	(1,456)
Employer contributions – excluding termination benefits	482	478	316	75	57	107	855	659
Employer contributions – termination benefits	1	34	0	0	0	0	1	34
Foreign currency translation	0	0	3	(24)	33	(12)	36	(36)
Net asset/(liability) recognized on the balance sheet at the end of the year	0	(25)	50	(568)	(622)	(664)	(572)	(1,256)
Funded and unfunded plans								
Defined benefit obligation from funded plans	22,636	23,956	3,350	3,949	1,288	1,301	27,274	29,205
Defined benefit obligation from unfunded plans	0	0	0	0	331	392	331	392
Plan assets	23,919	23,931	3,400	3,381	997	1,029	28,316	28,341
Surplus/(deficit)	1,283	(25)	50	(568)	(622)	(664)	711	(1,256)
Asset ceiling effect	1,283	0	0	0	0	0	1,283	0
Net defined benefit asset/(liability)	0	(25)	50	(568)	(622)	(664)	(572)	(1,256)

¹ Experience (gains)/losses are a component of actuarial remeasurements of the defined benefit obligation which reflect the effects of differences between the previous actuarial assumptions and what has actually occurred.

Consolidated
financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 28 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

Analysis of amounts recognized in net profit

CHF million	Swiss		UK		Other		Total	
For the year ended	31.12.15	31.12.14	31.12.15	31.12.14	31.12.15	31.12.14	31.12.15	31.12.14
Current service cost	589	496	0	0	10	10	599	506
Interest expense related to defined benefit obligation	270	465	137	158	57	59	463	682
Interest income related to plan assets	(273)	(513)	(118)	(141)	(39)	(43)	(430)	(697)
Interest expense on asset ceiling effect	0	19	0	0	0	0	0	19
Administration expenses, taxes and premiums paid	10	10	0	0	8	6	18	16
Plan amendments	0	0	0	0	(24)	0	(24)	0
Curtailments	(81)	(54)	0	0	0	0	(81)	(54)
Termination benefits	1	34	0	0	0	0	1	34
Net periodic pension cost	515	458	18	17	12	33	546	508

Analysis of amounts recognized in other comprehensive income

CHF million	Swiss		UK		Other		Total	
For the year ended	31.12.15	31.12.14	31.12.15	31.12.14	31.12.15	31.12.14	31.12.15	31.12.14
Remeasurement of defined benefit obligation	1,231	(3,120)	441	(349)	8	(270)	1,681	(3,739)
Return on plan assets excluding amounts included in interest income	109	1,262	(124)	181	(44)	14	(39)	1,457
Asset ceiling effect excluding interest expense on asset ceiling effect	(1,283)	808	0	0	0	0	(1,283)	808
Interest expense on asset ceiling effect	0	19	0	0	0	0	0	19
Total gains/(losses) recognized in other comprehensive income, before tax	58	(1,032)	317	(168)	(35)	(256)	339	(1,456)

The table below provides information on the duration of the defined benefit pension obligations and the distribution of the timing of benefit payments.

	Swiss		UK		Other ¹	
	31.12.15	31.12.14	31.12.15	31.12.14	31.12.15	31.12.14
Duration of the defined benefit obligation (in years)	15.1	16.7	19.7	20.2	11.3	12.5
Maturity analysis of benefits expected to be paid						
CHF million						
Benefits expected to be paid within 12 months	1,146	1,033	80	81	92	85
Benefits expected to be paid between 1 to 3 years	2,218	2,023	177	173	185	171
Benefits expected to be paid between 3 to 6 years	3,403	3,035	338	322	291	274
Benefits expected to be paid between 6 to 11 years	5,526	5,394	785	768	509	485
Benefits expected to be paid between 11 to 16 years	5,173	5,571	981	997	510	513
Benefits expected to be paid in more than 16 years	18,892	26,613	7,348	7,926	1,172	1,363

¹ The duration of the defined benefit obligation represents a weighted average across other plans.

Note 28 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

UBS AG regularly reviews the actuarial assumptions used in calculating its defined benefit obligations to determine their continuing relevance.

In 2015, UBS AG carried out a methodology review of the actuarial assumptions used in calculating its defined benefit obligation for its Swiss pension plan. As a result, UBS AG enhanced its methodology for estimating the discount rate by improving the construction of the yield curve where the market for long tenor maturities of Swiss high-quality corporate bonds was not sufficiently deep. Furthermore, UBS AG refined its approach to estimating the rate of salary increases, the rate of interest credit on retirement savings, the employee turnover rate, the rate of employee disabilities and the rate of marriage. These improvements in estimates resulted in a total net decrease in the defined benefit obligation (DBO) of the Swiss pension plan of CHF 2,055 million, of which CHF 1,038 million related to demographic assumptions and CHF 1,017 million related to financial assumptions.

These reductions in the DBO from improvements in estimates were partly offset by market-driven discount rate changes, resulting in an overall downward remeasurement of the Swiss plan DBO of CHF 1,231 million, which was recognized in other comprehensive income.

Furthermore, UBS AG enhanced methodologies and refined approaches used to estimate various actuarial assumptions for its UK and other pension plans. These improvements in estimates resulted in a total net decrease in the DBO of the UK pension plan of CHF 192 million, of which CHF 122 million related to demographic assumptions and CHF 71 million related to financial assumptions. In addition, mainly market-driven discount rate changes reduced the DBO further, resulting in an overall downward remeasurement of the UK plan DBO of CHF 441 million, which was recognized in other comprehensive income.

The tables below show the principal actuarial assumptions used in calculating the defined benefit obligations.

	Swiss		UK		Other ¹	
	31.12.15	31.12.14	31.12.15	31.12.14	31.12.15	31.12.14
Principal actuarial assumptions used (%)						
Assumptions used to determine defined benefit obligations at the end of the year						
Discount rate	1.09	1.15	3.90	3.69	4.01	3.60
Rate of salary increase	1.75	2.40	0.00	0.00	2.89	3.01
Rate of pension increase	0.00	0.00	3.02	3.08	1.50	1.75
Rate of interest credit on retirement savings	1.09	1.40	0.00	0.00	1.48	1.13

¹ Represents weighted average assumptions across other plans.

Mortality tables and life expectancies for major plans

Country	Mortality table	Life expectancy at age 65 for a male member currently			
		aged 65		aged 45	
		31.12.15	31.12.14	31.12.15	31.12.14
Switzerland	BVG 2010 G	21.5	21.4	23.2	23.2
UK	S2PA CMI_2015, with projections ¹	23.9	24.4	25.6	27.2
US	RP2014 WCHA, with MP2015 projection scale ²	23.0	21.7	24.5	23.4
Germany	Dr. K. Heubeck 2005 G	20.0	19.9	22.6	22.5

Country	Mortality table	Life expectancy at age 65 for a female member currently			
		aged 65		aged 45	
		31.12.15	31.12.14	31.12.15	31.12.14
Switzerland	BVG 2010 G	24.0	23.9	25.7	25.6
UK	S2PA CMI_2015, with projections ¹	25.8	25.7	28.0	28.0
US	RP2014 WCHA, with MP2015 projection scale ²	24.6	23.9	26.2	25.6
Germany	Dr. K. Heubeck 2005 G	24.1	23.9	26.6	26.5

¹ In 2014 the mortality table S1NA_L CMI 2014 G, with projections was used. ² In 2014 the mortality table RP2014 G, with MP2014 projection scale was used.

Consolidated
financial statements

Note 28 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

Volatility arises in the defined benefit obligation for each of the pension plans due to the following actuarial assumptions applied in the measurement of the defined benefit obligation:

- Discount rate: the discount rate is based on the yield of high-quality corporate bonds of the market in the respective pension plan country. Consequently, a decrease in the yield of high-quality corporate bonds will increase the defined benefit obligation of the pension plans. Conversely, an increase in the yield of high-quality corporate bonds will decrease the defined benefit obligation of the pension plans.
- Rate of salary increase: an increase in the salary of plan participants will generally increase the defined benefit obligation, specifically for the Swiss and German plans. For the UK plan, as the plan is closed for future service, UBS AG employees no longer accrue future service benefits and thus salary increases have no impact on the defined benefit obligation. For the US plans, only a small percentage of the total population continues to accrue benefits for future service, therefore the impact of a salary increase on the defined benefit obligation is minimal.
- Rate of pension increase: for the Swiss plan, there is no automatic indexing of pensions. Any increase would be decided by the Pension Foundation Board. Similarly, for the US plans, there is no automatic indexing of pensions. For the UK plan, pensions are automatically indexed to price inflation as per plan rules and local pension legislation. Similarly, the German defined benefit pension plans are automatically indexed and a portion of the pensions are directly increased by price inflation. An increase in price inflation in the UK and Germany will increase the respective plan's defined benefit obligation.
- Rate of interest credit on retirement savings: the Swiss plan and one of the plans in the US have retirement saving balances that are increased annually by an interest credit rate. For these plans, an increase in the interest credit rate would increase the respective plan's defined benefit obligation.
- Life expectancy: for most of UBS AG's defined benefit pension plans, the respective plan is obligated to provide guaranteed lifetime pension benefits. The defined benefit obligation for all plans is calculated using an underlying best estimate of the life expectancy of plan participants. An increase in the life expectancy of plan participants will increase the plan's defined benefit obligation.

The table below presents a sensitivity analysis for each significant actuarial assumption showing how the defined benefit obligation would be affected by changes in the relevant actuarial assumption that were reasonably possible at the balance sheet date. Unforeseen circumstances may arise, which could result in variations that are outside the range of alternatives deemed reasonably possible. This sensitivity analysis applies to the defined benefit obligation only and not to the net asset/liability in its entirety. Caution should be used in extrapolating the sensitivities below to the overall impact on the defined benefit obligation, as the sensitivities may not be linear.

Sensitivity analysis of significant actuarial assumptions¹

	Swiss plan: increase/(decrease) in defined benefit obligation		UK plan: increase/(decrease) in defined benefit obligation		Other plans: increase/(decrease) in defined benefit obligation	
CHF million	31.12.15	31.12.14	31.12.15	31.12.14	31.12.15	31.12.14
Discount rate						
Increase by 50 basis points	(1,416)	(1,688)	(308)	(372)	(84)	(98)
Decrease by 50 basis points	1,609	1,936	354	428	92	108
Rate of salary increase						
Increase by 50 basis points	82	210	↗	↗	1	2
Decrease by 50 basis points	(86)	(198)	↘	↘	(1)	(2)
Rate of pension increase						
Increase by 50 basis points	1,163	1,315	343	414	6	8
Decrease by 50 basis points	↘	↘	(300)	(363)	(5)	(7)
Rate of interest credit on retirement savings						
Increase by 50 basis points	263	334	↗	↗	8	9
Decrease by 50 basis points	(249)	(315)	↘	↘	(8)	(8)
Life expectancy						
Increase in longevity by one additional year	719	755	97	135	42	45

¹ The sensitivity analyses are based on a change in one assumption while holding all other assumptions constant, so that interdependencies between the assumptions are excluded. ↗ As the plan is closed for future service, a change in assumption is not applicable. ↘ As the assumed rate of pension increase was 0% as of 31 December 2015 and as of 31 December 2014, a downward change in assumption is not applicable. ↖ As the plan does not provide interest credits on retirement savings, a change in assumption is not applicable.

Note 28 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

The table below provides information on the composition and fair value of plan assets of the Swiss pension plan, the UK pension plan and the other pension plans.

Composition and fair value of plan assets

Swiss plan								
	31.12.15				31.12.14			
	Fair value			Plan asset allocation %	Fair value			Plan asset allocation %
	Quoted in an active market	Other	Total		Quoted in an active market	Other	Total	
CHF million								
Cash and cash equivalents	517	0	517	2	829	0	829	3
Real estate/property								
Domestic	0	2,647	2,647	11	0	2,582	2,582	11
Investment funds								
Equity								
Domestic	699	0	699	3	798	0	798	3
Foreign	6,948	1,085	8,033	34	6,245	994	7,239	30
Bonds ¹								
Domestic, AAA to BBB-	2,112	0	2,112	9	2,591	0	2,591	11
Foreign, AAA to BBB-	6,109	0	6,109	26	6,418	0	6,418	27
Foreign, below BBB-	1,056	0	1,056	4	104	0	104	0
Real estate								
Foreign	0	63	63	0	0	104	104	0
Other	1,064	1,605	2,669	11	2,513	736	3,249	14
Other investments	0	15	15	0	0	17	17	0
Total	18,505	5,414	23,919	100	19,499	4,432	23,931	100
			31.12.15					31.12.14
Total fair value of plan assets			23,919		23,931			
of which:								
Bank accounts at UBS AG and UBS AG debt instruments			522		385			
UBS Group AG shares			38		38			
Securities lent to UBS AG ²			962		921			
Property occupied by UBS AG			82		87			
Derivative financial instruments, counterparty UBS AG ²			(170)		(357)			
Structured products, counterparty UBS AG			0		42			

¹ The bond credit ratings are primarily based on Standard and Poor's credit ratings. Ratings AAA to BBB- and below BBB- represent investment grade and non-investment grade ratings, respectively. In cases where credit ratings from other rating agencies were used, these were converted to the equivalent rating in the Standard & Poor's rating classification. ² Securities lent to UBS AG and derivative financial instruments are presented gross of any collateral. Net of collateral, derivative financial instruments amounted to CHF (90) million as of 31 December 2015 (31 December 2014: CHF (123) million). Securities lent to UBS AG were fully covered by collateral as of 31 December 2015 and 31 December 2014.

Consolidated
financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 28 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

Composition and fair value of plan assets (continued)

UK plan

	31.12.15				31.12.14			
	Fair value			Plan asset allocation %	Fair value			Plan asset allocation %
	Quoted in an active market	Other	Total		Quoted in an active market	Other	Total	
<i>CHF million</i>								
Cash and cash equivalents	426	0	426	13	192	0	192	6
Investment funds								
Equity								
Domestic	98	0	98	3	122	0	122	4
Foreign	1,080	0	1,080	32	1,042	0	1,042	31
Bonds ¹								
Domestic, AAA to BBB-	1,305	0	1,305	38	1,344	0	1,344	40
Domestic, below BBB-	53	0	53	2	179	0	179	5
Foreign, AAA to BBB-	189	0	189	6	91	0	91	3
Foreign, below BBB-	31	0	31	1	153	0	153	5
Real estate								
Domestic	46	68	115	3	43	99	142	4
Other	(32)	123	91	3	(33)	139	106	3
Other investments	6	7	13	0	0	10	10	0
Total fair value of plan assets	3,202	198	3,400	100	3,133	248	3,381	100

¹ The bond credit ratings are primarily based on Standard and Poor's credit ratings. Ratings AAA to BBB- and below BBB- represent investment grade and non-investment grade ratings, respectively. In cases where credit ratings from other rating agencies were used, these were converted to the equivalent rating in the Standard & Poor's rating classification.

Note 28 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

Composition and fair value of plan assets (continued)

Other plans

	31.12.15				31.12.14			
	Fair value			Weighted average plan asset allocation %	Fair value			Weighted average plan asset allocation %
	Quoted in an active market	Other	Total		Quoted in an active market	Other	Total	
CHF million								
Cash and cash equivalents	52	0	52	5	32	0	32	3
Bonds ¹								
Domestic, AAA to BBB-	56	0	56	6	104	0	104	10
Domestic, below BBB-	60	0	60	6	10	0	10	1
Foreign, AAA to BBB-	17	0	17	2	24	0	24	2
Foreign, below BBB-	6	0	6	1	3	0	3	0
Private equity	0	0	0	0	0	0	0	0
Investment funds								
Equity								
Domestic	240	0	240	24	250	0	250	24
Foreign	240	0	240	24	258	0	258	25
Bonds ¹								
Domestic, AAA to BBB-	134	0	134	13	142	0	142	14
Domestic, below BBB-	13	0	13	1	13	0	13	1
Foreign, AAA to BBB-	31	0	31	3	32	0	32	3
Foreign, below BBB-	3	0	3	0	4	0	4	0
Real estate								
Domestic	0	12	12	1	0	13	13	1
Other	56	42	98	10	66	39	105	10
Insurance contracts	0	17	17	2	0	17	17	2
Asset-backed securities	14	0	14	1	17	0	17	2
Other investments	5	0	5	0	5	0	5	0
Total fair value of plan assets	926	70	997	100	961	68	1,029	100

¹ The bond credit ratings are primarily based on Standard and Poor's credit ratings. Ratings AAA to BBB- and below BBB- represent investment grade and non-investment grade ratings, respectively. In cases where credit ratings from other rating agencies were used, these were converted to the equivalent rating in the Standard & Poor's rating classification.

Consolidated
financial statements

Note 28 Pension and other post-employment benefit plans (continued)**b) Post-retirement medical and life insurance plans**

In the US and in the UK, UBS AG offers post-retirement medical benefits that contribute to the health care coverage of certain employees and their beneficiaries after retirement.

The UK post-retirement medical plan is closed to new entrants. In the US, in addition to post-retirement medical benefits, UBS AG also provides post-retirement life insurance benefits to certain employees. The post-retirement medical benefits in the UK and the US cover all types of medical expenses including, but not limited to, the cost of doctor visits, hospitalization, surgery and pharmaceuticals. These plans are not pre-funded plans and costs are recognized as incurred. In the US, the retirees also contribute to the cost of the post-retirement medical benefits.

In 2014, UBS AG announced changes to the US post-retirement medical plans in relation to a reduction or elimination of the subsidy provided for medical benefits. This change reduced the post-retirement benefit obligation by CHF 33 million, resulting in a corresponding gain recognized in the income statement in 2014.

Further in 2014, UBS AG announced changes to the US post-retirement life insurance plans in relation to an elimination of the US post-retirement life insurance policy. This change reduced the post-retirement benefit obligation by CHF 8 million, resulting in a corresponding gain recognized in the income statement in 2014.

The employer contributions expected to be made to the post-retirement medical and life insurance plans in 2016 are estimated to be CHF 6 million.

The table on the following page provides an analysis of the net asset/liability recognized on the balance sheet for post-retirement medical and life insurance plans from the beginning to the end of the year, as well as an analysis of amounts recognized in net profit and in other comprehensive income.

In 2015, disclosures within this Note have been expanded to separately present UK post-retirement medical plan information, which was previously presented together with the US post-retirement medical plans. Comparative information was adjusted accordingly.

Note 28 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

Post-retirement medical and life insurance plans						
CHF million						
For the year ended	UK		US		Total	
	31.12.15	31.12.14	31.12.15	31.12.14	31.12.15	31.12.14
Post-retirement benefit obligation at the beginning of the year	32	28	53	87	85	114
Current service cost	0	0	0	0	0	0
Interest expense	1	1	2	3	3	5
Plan participant contributions	0	0	2	2	2	2
Remeasurements of post-retirement benefit obligation	(6)	3	9	2	3	5
of which: actuarial (gains)/losses arising from changes in demographic assumptions	2	0	2	4	4	4
of which: actuarial (gains)/losses arising from changes in financial assumptions	(1)	4	(2)	5	(3)	8
of which: experience (gains)/losses ¹	(7)	0	9	(7)	2	(7)
Past service cost related to plan amendments	0	0	0	(41)	0	(41)
Benefit payments ²	(1)	(2)	(8)	(9)	(10)	(10)
Foreign currency translation	(2)	1	1	8	(1)	10
Post-retirement benefit obligation at the end of the year	25	32	59	53	84	85
of which: amounts owing to active members	5	12	0	0	5	12
of which: amounts owing to deferred members	0	0	0	0	0	0
of which: amounts owing to retirees	20	21	59	53	79	74
Fair value of plan assets at the end of the year	0	0	0	0	0	0
Net post-retirement benefit asset/(liability)	(25)	(32)	(59)	(53)	(84)	(85)
Analysis of amounts recognized in net profit						
Current service cost	0	0	0	0	0	0
Interest expense related to post-retirement benefit obligation	1	1	2	3	3	5
Past service cost related to plan amendments	0	0	0	(41)	0	(41)
Net periodic cost	1	2	2	(37)	4	(36)
Analysis of gains/(losses) recognized in other comprehensive income						
Remeasurement of post-retirement benefit obligation	6	(3)	(9)	(2)	(3)	(5)
Total gains/(losses) recognized in other comprehensive income, before tax	6	(3)	(9)	(2)	(3)	(5)

¹ Experience (gains)/losses are a component of actuarial remeasurements of the post-retirement benefit obligation which reflect the effects of differences between the previous actuarial assumptions and what has actually occurred. ² Benefit payments are funded by employer contributions and plan participant contributions.

Consolidated
financial statements

Note 28 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

The post-retirement benefit obligation is determined by using the assumed average health care cost trend rate, the discount rate and the life expectancy. On a country-by-country basis, the same discount rate is used for the calculation of the post-retirement benefit obligation from medical and life insurance plans as for the defined benefit obligations arising from pension plans.

UBS AG regularly reviews the actuarial assumptions used in calculating its post-retirement benefit obligations to determine

their continuing relevance. In 2015, UBS AG enhanced methodologies and refined approaches used to estimate various actuarial assumptions. These improvements in estimates resulted in a net increase in the post-retirement benefit obligation.

The discount rate and the assumed average health care cost trend rates are presented in the table below. The basis for life expectancy assumptions is the same as provided for defined benefit pension plans in Note 28a.

Principal weighted average actuarial assumptions used (%)¹

Assumptions used to determine post-retirement benefit obligations at the end of the year

For the year ended	UK		US	
	31.12.15	31.12.14	31.12.15	31.12.14
Discount rate	3.90	3.69	4.23	3.93
Average health care cost trend rate – initial	5.10	5.50	6.75	7.00
Average health care cost trend rate – ultimate	5.10	5.50	5.00	5.00

¹ The assumptions for life expectancies are provided within Note 28a.

Volatility arises in the post-retirement benefit obligation for each of the post-retirement medical and life insurance plans due to the following actuarial assumptions applied in the measurement of the post-retirement benefit obligation:

- Discount rate: similar as for defined benefit pension plans, a decrease in the yield of high-quality corporate bonds will increase the post-retirement benefit obligation for these plans. Conversely, an increase in the yield of high-quality corporate bonds will decrease the post-retirement benefit obligation for these plans.

- Average health care cost trend rate: an increase in health care costs would generally increase the post-retirement benefit obligation.
- Life expectancy: as some plan participants have lifetime benefits under these plans, an increase in life expectancy would increase the post-retirement benefit obligation.

The table below presents a sensitivity analysis for each significant actuarial assumption showing how the post-retirement benefit obligation would have been affected by changes in the relevant actuarial assumption that were reasonably possible at the balance sheet date.

Sensitivity analysis of significant actuarial assumptions¹

CHF million	Increase/(decrease) in post-retirement benefit obligation			
	UK		US	
	31.12.15	31.12.14	31.12.15	31.12.14
Discount rate				
Increase by 50 basis points	(1)	(2)	(3)	(2)
Decrease by 50 basis points	2	2	3	2
Average health care cost trend rate				
Increase by 100 basis points	3	4	1	(1)
Decrease by 100 basis points	(3)	(4)	(1)	1
Life expectancy				
Increase in longevity by one additional year	2	2	5	5

¹ The sensitivity analyses are based on a change in one assumption while holding all other assumptions constant, so that interdependencies between the assumptions are excluded.

c) Defined contribution plans

UBS AG sponsors a number of defined contribution plans in locations outside of Switzerland. The locations with significant defined contribution plans are the UK and the US. Certain plans permit employees to make contributions and earn matching or other

contributions from UBS AG. The employer contributions to these plans are recognized as an expense which, for the years ended 31 December 2015, 2014 and 2013, amounted to CHF 239 million, CHF 244 million and CHF 236 million, respectively.

Note 28 Pension and other post-employment benefit plans (continued)**d) Related party disclosure**

UBS AG is the principal provider of banking services for the pension fund of UBS AG in Switzerland. In this function, UBS AG is engaged to execute most of the pension fund's banking activities. These activities can include, but are not limited to, trading and securities lending and borrowing. The non-Swiss UBS AG pension funds do not have a similar banking relationship with UBS AG.

In 2008, UBS AG sold certain bank-occupied properties to the Swiss pension fund. Simultaneously, UBS AG and the Swiss pension fund entered into lease-back arrangements for some of the properties with 25-year lease terms and two renewal options for

10 years each. During 2009, UBS AG renegotiated one of the lease contracts, which reduced UBS AG's remaining lease commitment. In 2013, after the first five years, the early break options for most of the leases were not exercised, which resulted in an increase in the minimum commitment for an additional five years. As of 31 December 2015, the minimum commitment toward the Swiss pension fund under the related leases is approximately CHF 11 million (31 December 2014: CHF 14 million).

The following amounts have been received or paid by UBS AG from and to the pension funds in respect of these banking activities and arrangements.

Related party disclosure

CHF million	For the year ended		
	31.12.15	31.12.14	31.12.13
Received by UBS AG			
Fees	33	33	33
Paid by UBS AG			
Rent	5	6	8
Interest	(1)	0	1
Dividends and capital repayments	14	4	2

The transaction volumes in UBS shares and UBS AG debt instruments are as follows.

Transaction volumes – UBS shares and UBS AG debt instruments

	For the year ended	
	31.12.15	31.12.14
Financial instruments bought by pension funds		
UBS shares ¹ (in thousands of shares)	1,544	2,092
UBS AG debt instruments (par values in CHF million)	3	4
Financial instruments sold by pension funds or matured		
UBS shares ¹ (in thousands of shares)	2,255	1,735
UBS AG debt instruments (par values in CHF million)	4	4

¹ Represents purchases/sales of UBS AG shares up to 28 November 2014 and purchases/sales of UBS Group AG shares thereafter. Refer to Note 32 for more information.

UBS AG defined contribution pension funds held 15,782,722 UBS Group AG shares with a fair value of CHF 306 million as of 31 December 2015 (31 December 2014: 16,253,804 UBS Group AG shares with a fair value of CHF 276 million).

More information on the fair value of the plan assets of the defined benefit pension plans are disclosed in Note 28a.

Consolidated financial statements

Note 29 Equity participation and other compensation plans**a) Plans offered**

The UBS Group operates several equity participation and other compensation plans to align the interests of executives, managers and staff with the interests of shareholders. Some plans (e.g., Equity Plus and Equity Ownership Plan) are granted to eligible employees in approximately 50 countries and are designed to meet the legal, tax and regulatory requirements of each country in which they are offered. Certain plans are used in specific countries, business areas (e.g., awards granted within Wealth Management Americas), or are only offered to members of the Group Executive Board (GEB). The UBS Group operates compensation plans on a mandatory, discretionary and voluntary basis. The explanations below provide a general description of the terms of the most significant plans offered by the Group which relate to the performance year 2015 (awards granted in 2016) and those from prior years that were partly expensed in 2015.

→ Refer to Note 1a item 25 for a description of the accounting policy related to equity participation and other compensation plans

Transfer of deferred compensation plans

As part of the Group reorganization in 2014, UBS Group AG assumed obligations of UBS AG as grantor in connection with certain outstanding awards under employee share, option, notional fund and deferred cash compensation plans. As a result of the transfer, UBS Group AG assumed all responsibilities and rights associated with the grantor role for the plans from UBS AG, including the right of recharge to its subsidiaries employing the personnel. Obligations relating to deferred compensation plans which are required to be, and have been, granted by employing and/or sponsoring subsidiaries have not been assumed by UBS Group AG and will continue on this basis. Furthermore, obligations related to other compensation awards, such as defined benefit pension plans and other local awards, have not been assumed by UBS Group AG and are retained by the relevant employing and/or sponsoring subsidiaries. For the purpose of this Note, references to shares, performance shares, notional shares and options refer to UBS Group AG instruments for the period after the transfer and to UBS AG instruments for the period before the transfer.

The tables within this Note outline the effects from equity participation and other compensation plans on the UBS AG income statement, as well as the movements in UBS share and notional share awards retained by UBS AG.

Mandatory share-based compensation plans

Equity Ownership Plan (EOP): Select employees receive a portion of their annual performance-related compensation above a certain threshold in the form of an EOP award in UBS shares, notional shares or UBS performance shares (notional shares that are subject to performance conditions). From February 2014 onwards,

only notional shares and UBS performance shares have been granted. Since 2011, performance shares have been granted to EOP participants who are Key Risk-Takers, Group Managing Directors (GMD) or employees whose incentive awards exceed a certain threshold, and since 2013 to GEB members. For performance shares granted in respect of the performance years 2012 and thereafter, the performance conditions are based on the Group return on tangible equity and the divisional return on attributed equity (for Corporate Center participants, the return on attributed equity of the Group excluding Corporate Center). Awards issued outside the normal performance year cycle, such as replacement awards or sign-on awards, may be offered in deferred cash under the EOP plan rules.

Awards in UBS shares allow for voting and dividend rights during the vesting period, whereas notional and performance shares represent a promise to receive UBS shares at vesting and do not carry voting rights during the vesting period. Notional and performance shares granted before February 2014 have no rights to dividends, whereas for awards granted since February 2014 employees are entitled to receive a dividend equivalent that may be paid in notional shares and/or cash, and which will vest on the same terms and conditions as the award. Awards granted in the form of UBS shares, notional shares and performance shares are settled by delivering UBS shares at vesting, except in countries where this is not permitted for legal or tax reasons. EOP awards granted until 2012 generally vested in three equal increments over a three-year vesting period and awards granted since March 2013 generally vest in equal increments in years two and three following grant. The awards are generally forfeitable upon, among other circumstances, voluntary termination of employment with UBS AG. Compensation expense is recognized in the performance year if the employee meets the retirement eligibility requirements at the date of grant. Otherwise, compensation expense is recognized from the grant date to the earlier of the vesting date or the retirement eligibility date of the employee, on a tiered basis.

Senior Executive Equity Ownership Plan (SEEOP): Up to 2012 (performance year 2011), GEB members and selected senior executives received a portion of their mandatory deferral in UBS shares or notional shares, which vest in one-fifth increments over a five-year vesting period and are forfeitable if certain conditions are not met. Awards granted in 2011 and 2012 are subject to the same performance conditions as performance shares granted under the EOP. They will only vest in full if the participant's business division is profitable (for Corporate Center participants, the Group as a whole must be profitable) in the financial year preceding scheduled vesting. Awards granted under SEEOP are settled by delivering UBS shares at vesting. Compensation expense is recognized on the same basis as for share-settled EOP awards. No new SEEOP awards were granted since 2012. From 2013 (performance year 2012), GEB members have received EOP performance awards.

Note 29 Equity participation and other compensation plans (continued)

Incentive Performance Plan (IPP): In 2010, GEB members and certain other senior employees received part of their annual incentive in the form of performance shares granted under the IPP. Each performance share granted was a contingent right to receive between one and three UBS shares at vesting, depending on the achievement of share price targets. Vesting was subject to continued employment with UBS AG and certain other conditions. The IPP awards vested in March 2015. Compensation expense was recognized on a tiered basis from the grant date to the earlier of the vesting date or the retirement eligibility date of the employee. IPP was a one-time plan granted in 2010 only.

Performance Equity Plan (PEP): In 2012 GEB members received part of their annual incentive in the form of performance shares granted under the PEP. Each performance share was a contingent right to receive between zero and two UBS shares at vesting, depending on the achievement of Economic Profit (EP) and Total Shareholder Return (TSR) targets. Vesting was subject to continued employment with UBS AG and certain other conditions. The last PEP awards vested in March 2015. Compensation expense was recognized on a tiered basis from the grant date to the earlier of the vesting date or the retirement eligibility date of the employee. No PEP awards were granted after 2012.

Special Plan Award Program for the Investment Bank 2012 (SPAP): In April 2012, certain Managing Directors and Group Managing Directors of the Investment Bank were granted an award of UBS shares which vested in 2015. Vesting was subject to performance conditions, continued employment with the firm and certain other conditions. Compensation expense was recognized from the grant date to the earlier of the vesting date or the retirement eligibility date of the employee.

Role-based allowances (RBA): In line with market practice, in certain countries, employees are entitled to receive a role-based allowance in addition to their base salary. This allowance reflects the market value of a specific role and is only paid as long as the employee is within such a role. The allowance is generally paid in cash and above a threshold it is granted in blocked shares. Such shares will be unblocked in equal instalments after two and three years. The compensation expense is recognized in the year of grant.

Mandatory deferred cash compensation plans

Deferred Contingent Capital Plan (DCCP): The DCCP is a mandatory performance award deferral plan for all employees whose total compensation exceeds a certain threshold. For awards granted up to January 2015, employees received part of their annual incentive in the form of notional bonds, which are a right to receive a cash payment at vesting. For awards granted for the performance years 2014 and 2015, employees have been awarded notional additional tier 1 (AT1) instruments, which at the discretion of UBS Group AG (consolidated) can either be settled in the form of a cash payment or a perpetual, marketable AT1 instrument. Awards vest in full after five years, subject to

there being no trigger event. Awards granted under the DCCP forfeit if UBS Group AG's consolidated phase-in common equity tier 1 capital ratio falls below 10% for GEB members and 7% for all other employees. In addition, awards are also forfeited if a viability event occurs, that is, if FINMA provides a written notice to UBS Group AG that the DCCP awards must be written down to prevent an insolvency, bankruptcy or failure of UBS Group AG (consolidated), or if UBS Group AG (consolidated) receives a commitment of extraordinary support from the public sector that is necessary to prevent such an event. For GEB members, an additional performance condition applies. If UBS Group AG (consolidated) does not achieve an adjusted profit before tax for any year during the vesting period, GEB members forfeit 20% of their award for each loss-making year. For awards granted up to January 2015, interest on the awards is paid annually for performance years in which the firm generates an adjusted profit before tax. For awards granted since February 2015 interest payments are discretionary. The awards are subject to standard forfeiture and harmful acts provisions, including voluntary termination of employment with UBS AG. Compensation expense is recognized in the performance year if the employee meets the retirement eligibility requirements at the date of grant. Otherwise, compensation expense is recognized ratably from the grant date to the earlier of the vesting date or the retirement eligibility date of the employee.

Long-Term Deferred Retention Senior Incentive Scheme (LTDRSIS): Awards granted under the LTDRSIS are granted to employees in Australia and represent a profit share amount based on the profitability of the Australian business. Awards vest after three years and include an arrangement which allows for unpaid installments to be reduced if the business has a loss during the calendar year preceding vesting. The awards are generally forfeitable upon voluntary termination of employment with UBS AG. Compensation expense is recognized in the performance year if the employee meets the retirement eligibility requirements at the date of the grant. Otherwise, compensation expense is recognized ratably from the grant date to the earlier of the vesting date or the retirement eligibility date of the employee. 2014 was the last year awards were granted under LTDRSIS.

Asset Management Equity Ownership Plan: In order to align their compensation with the performance of the funds they manage, Asset Management employees who receive EOP awards receive them in the form of cash-settled notional funds. The amount depends on the value of the relevant underlying Asset Management funds at the time of vesting. The awards are generally forfeitable upon, among other circumstances, voluntary termination of employment with UBS AG. Compensation expense is recognized in the performance year if the employee meets the retirement eligibility requirements at the date of grant. Otherwise, compensation expense is recognized from the grant date to the earlier of the vesting date or the retirement eligibility date of the employee, on a tiered basis.

Consolidated
financial statements

Note 29 Equity participation and other compensation plans (continued)

Wealth Management Americas financial advisor compensation

Financial advisor compensation plans generally provide for cash payments and deferred awards that are formula driven and fluctuate in proportion to the level of business activity.

UBS AG also may enter into compensation commitments with certain new financial advisors primarily as a recruitment incentive and to incentivize certain eligible active financial advisors to achieve specified revenue production and other performance thresholds. The compensation may be earned and paid to the employee during a period of continued employment and may be forfeited under certain circumstances.

GrowthPlus is a program for selected financial advisors whose revenue production and length of service exceeds defined thresholds from 2010 through 2017. Compensation arrangements were granted in 2010, 2011 and 2015, with potential arrangements to be granted in 2018. The awards vest ratably over seven years from grant with the exception of the 2018 arrangement, which vests over five years.

PartnerPlus is a mandatory deferred cash compensation plan for certain eligible financial advisors. Awards (UBS AG company contributions) are based on a predefined formula during the performance year. Participants are also allowed to voluntarily contribute additional amounts otherwise payable during the year, up to a certain percentage of their pay, which are vested upon contribution. Company contributions and voluntary contributions are credited with interest in accordance with the terms of the plan. Rather than being credited with interest, a participant may elect to have voluntary contributions, along with vested company contributions, credited with notional earnings based on the performance of various mutual funds. Company contributions and interest on both company and voluntary contributions ratably vest in 20% increments six to ten years following grant date. Company contributions and interest/notional earnings on both company and voluntary contributions are forfeitable under certain circumstances. Compensation expense for awards is recognized in the performance year if the employee meets the qualifying separation eligibility requirements at the date of grant. Otherwise, compensation expense for awards is recognized ratably commencing in the performance year to the earlier of the vesting date or the qualifying separation eligibility date of the employee. Compensation expense for voluntary contributions is recognized in the year of deferral.

Discretionary share-based compensation plans

Key Employee Stock Appreciation Rights Plan (KESAP) and Key Employee Stock Option Plan (KESOP): Until 2009, key and high potential employees were granted discretionary share-settled stock appreciation rights (SARs) or UBS options with a strike price not less than the fair market value of a UBS share on the date the SAR or option was granted. A SAR gives employees the right to receive a number of UBS shares equal to the value of any appreciation in the market price of a UBS share between the grant date and the exercise date. One option gives the right to acquire one registered UBS share at the option's strike price. SARs and options are settled by delivering UBS shares, except in countries where this is not permitted for legal reasons. These awards are generally forfeitable upon termination of employment with UBS AG. Compensation expense is recognized from the grant date to the earlier of the vesting date or the retirement eligibility date of the employee. No options or SARs awards have been granted since 2009.

Voluntary share-based compensation plans

Equity Plus Plan (Equity Plus): Equity Plus is a voluntary plan that provides eligible employees with the opportunity to purchase UBS shares at market value and receive, at no additional cost, one free notional UBS share for every three shares purchased, up to a maximum annual limit. Share purchases may be made annually from the performance award and/or monthly through regular deductions from salary. If the shares purchased are held for three years, and in general if the employee remains in employment, the notional UBS shares vest. For notional UBS shares granted from April 2014 onwards, employees are entitled to receive a dividend equivalent which may be paid in either notional shares and/or cash. Prior to 2010, instead of notional shares participants received two UBS options for each share they purchased under this plan. The options had a strike price equal to the fair market value of a UBS share on the grant date, a two-year vesting period and generally expired ten years from the grant date. The options are forfeitable in certain circumstances and are settled by delivering UBS shares, except in countries where this is not permitted for legal reasons. Compensation expense for Equity Plus is recognized from the grant date to the earlier of the vesting date or the retirement eligibility date of the employee.

Note 29 Equity participation and other compensation plans (continued)**b) Effect on the income statement**

Effect on the income statement for the financial year and future periods

The following table summarizes the compensation expenses recognized for the year ended 31 December 2015 and deferred compensation expenses that will be recognized as an expense in the

income statements of 2016 and later. The deferred compensation expenses in the table also include vested and non-vested awards granted mainly in February 2016, which relate to the performance year 2015.

Personnel expenses – Recognized and deferred¹

CHF million	Personnel expenses for the year ended 2015			Personnel expenses deferred to 2016 and later		
	Expenses relating to awards for 2015	Expenses relating to awards for prior years	Total	Relating to awards for 2015	Relating to awards for prior years	Total
Performance awards						
Cash performance awards	2,073	(94)	1,980	0	0	0
Deferred Contingent Capital Plan (DCCP)	172	258	429	343	446	789
Deferred cash plans (DCP and other cash plans)	0	12	12	0	3	3
Equity Ownership Plan (EOP/SEOP) – UBS shares	261	461	722	524	338	861
Incentive Performance Plan (IPP)	0	0	0	0	0	0
Total UBS share plans	261	461	722	524	338	861
Equity Ownership Plan (EOP) – notional funds	28	38	67	34	35	69
Total performance awards	2,535	675	3,210	900	822	1,722
Variable compensation						
Variable compensation – other	184	162	346 ²	248 ³	293 ⁴	541
Financial advisor compensation – cash payments	2,460	0	2,460	0	0	0
Compensation commitments with recruited financial advisors	43	692	735	940	1,899	2,839
GrowthPlus and other deferral plans	132	142	275	710	456	1,166
UBS share plans	37	45	82	66	115	182
Wealth Management Americas: Financial advisor compensation ⁵	2,673	879	3,552	1,716	2,470	4,186
Total	5,391	1,716	7,108	2,864	3,585	6,449

¹ Total share-based personnel expenses recognized for the year ended 31 December 2015 were CHF 1,028 million and were comprised of UBS share plans of CHF 807 million, Equity Ownership Plan – notional funds of CHF 67 million, related social security costs of CHF 56 million and other compensation plans (reported within Variable compensation – other) of CHF 98 million. ² Includes replacement payments of CHF 76 million (of which CHF 65 million related to prior years), forfeiture credits of CHF 86 million (all related to prior years), severance payments of CHF 157 million (all related to 2015) and retention plan and other payments of CHF 198 million (of which CHF 183 million related to prior years). ³ Includes DCCP interest expense of CHF 160 million for DCCP awards 2015 (granted in 2016). ⁴ Includes DCCP interest expense of CHF 200 million for DCCP awards 2014, 2013 and 2012 (granted in 2015, 2014 and 2013). ⁵ Financial advisor compensation consists of grid-based compensation based directly on compensable revenues generated by financial advisors and supplemental compensation calculated based on financial advisor productivity, firm tenure, assets and other variables. It also includes charges related to compensation commitments with financial advisors entered into at the time of recruitment which are subject to vesting requirements. Amounts reflected as deferred expenses represent the maximum deferred exposure as of the balance sheet date.

Consolidated financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 29 Equity participation and other compensation plans (continued)

Personnel expenses – Recognized and deferred¹

CHF million	Personnel expenses for the year ended 2014			Personnel expenses deferred to 2015 and later		
	Expenses relating to awards for 2014	Expenses relating to awards for prior years	Total	Relating to awards for 2014	Relating to awards for prior years	Total
Performance awards						
Cash performance awards	1,822	(108)	1,714	0	0	0
Deferred Contingent Capital Plan (DCCP)	155	194	349	312	386	698
Deferred cash plans (DCP and other cash plans)	0	12	12	0	8	8
Equity Ownership Plan (EOP/SEEOP) – UBS shares	215	444	659	459	367	826
Incentive Performance Plan (IPP)	0	21	21	0	0	0
Total UBS share plans	215	465	680	459	367	826
Equity Ownership Plan (EOP) – notional funds	24	41	65	36	33	69
Total performance awards	2,216	604	2,820	807	794	1,601
Variable compensation						
Variable compensation – other	260	206	466 ²	307 ³	340 ⁴	647
Financial advisor compensation – cash payments	2,396	0	2,396	0	0	0
Compensation commitments with recruited financial advisors	39	636	675	524	2,058	2,582
GrowthPlus and other deferral plans	81	153	234	189	528	717
UBS share plans	23	57	80	41	143	184
Wealth Management Americas: Financial advisor compensation ⁵	2,539	846	3,385	754	2,729	3,483
Total	5,015	1,656	6,671	1,868	3,863	5,731

¹ Total share-based personnel expenses recognized for the year ended 31 December 2014 were CHF 999 million and were comprised of UBS share plans of CHF 800 million, Equity Ownership Plan – notional funds of CHF 65 million, related social security costs of CHF 41 million and other compensation plans (reported within Variable compensation – other) of CHF 93 million. ² Includes replacement payments of CHF 81 million (of which CHF 70 million related to prior years), forfeiture credits of CHF 70 million (all related to prior years), severance payments of CHF 162 million (all related to 2014) and retention plan and other payments of CHF 292 million (of which CHF 206 million related to prior years). ³ Includes DCCP interest expense of CHF 121 million for DCCP awards 2014 (granted in 2015). ⁴ Includes DCCP interest expense of CHF 161 million for DCCP awards 2013 and 2012 (granted in 2014 and 2013). ⁵ Financial advisor compensation consists of grid-based compensation based directly on compensable revenues generated by financial advisors and supplemental compensation calculated based on financial advisor productivity, firm tenure, assets and other variables. It also includes charges related to compensation commitments with financial advisors entered into at the time of recruitment which are subject to vesting requirements. Amounts reflected as deferred expenses represent the maximum deferred exposure as of the balance sheet date.

During 2015 and 2014, UBS AG accelerated the recognition of expenses for certain deferred compensation arrangements relating to employees that were affected by restructuring programs. Based on the redundancy provisions of the plan rules, these employees retain their deferred compensation awards. However, as the employees are not required to provide future service, compensation expense relating to these awards was accelerated to the termination date based on the shortened service period. The amounts accelerated and recognized relating to share-based payment awards in 2015 and 2014 were CHF 9 million and CHF 38

million respectively, and the amounts related to deferred cash awards were CHF 10 million and CHF 29 million, respectively.

UBS AG also shortened the service period for certain employees in accordance with the mutually agreed termination provisions of their deferred compensation awards. Expense recognition was accelerated to the termination date. The amounts accelerated and recognized relating to share-based payment awards in 2015 and 2014 were CHF 6 million and CHF 11 million, respectively, and the amounts related to deferred cash awards were CHF 11 million and CHF 8 million, respectively.

Note 29 Equity participation and other compensation plans (continued)

Personnel expenses – Recognized and deferred

CHF million	Personnel expenses for the year ended 2013			Personnel expenses deferred to 2014 and later		
	Expenses relating to awards for 2013	Expenses relating to awards for prior years	Total	Relating to awards for 2013	Relating to awards for prior years	Total
Performance awards						
Cash performance awards	1,942	(30)	1,912	0	0	0
Deferred Contingent Capital Plan (DCCP)	152	96	248	348	230	578
Deferred cash plans (DCP and other cash plans)	2	53	55	7	12	19
Equity Ownership Plan (EOP/SEOP) – UBS shares	190	466	656	520	307	827
Performance Equity Plan (PEP)	0	3	3	0	0	0
Incentive Performance Plan (IPP)	0	33	33	0	21	21
Total UBS share plans	190	502	692	520	328	848
Equity Ownership Plan (EOP) – notional funds	19	60	79	37	36	73
Total performance awards	2,305	681	2,986	912	606	1,518
Variable compensation						
Variable compensation – other	152	136	288 ¹	340 ²	398 ⁴	738
Financial advisor compensation – cash payments	2,219	0	2,219	0	0	0
Compensation commitments with recruited financial advisors	33	605	638	440	2,098	2,538
GrowthPlus and other deferral plans	62	132	194	107	564	671
UBS share plans	20	69	89	45	165	210
Wealth Management Americas: Financial advisor compensation ⁵	2,334	806	3,140	592	2,827	3,419
Total	4,791	1,623	6,414	1,844	3,831	5,675

¹ Total share-based personnel expenses recognized for the year ended 31 December 2013 were CHF 1,042 million and were comprised of UBS share plans of CHF 787 million, Equity Ownership Plan – notional funds of CHF 79 million, related social security costs of CHF 65 million and other compensation plans (reported within Variable compensation – other) of CHF 111 million. ² Includes replacement payments of CHF 78 million (of which CHF 72 million related to prior years), forfeiture credits of CHF 146 million (all related to prior years), severance payments of CHF 114 million (all related to 2013) and retention plan and other payments of CHF 242 million (of which CHF 210 million related to prior years). ³ Includes DCCP interest expense of CHF 101 million for DCCP awards 2013 (granted in 2014). ⁴ Includes DCCP interest expense of CHF 109 million for DCCP awards 2012 (granted in 2013). ⁵ Financial advisor compensation consists of grid-based compensation based directly on compensable revenues generated by financial advisors and supplemental compensation calculated based on financial advisor productivity, firm tenure, assets and other variables. It also includes charges related to compensation commitments with financial advisors entered into at the time of recruitment which are subject to vesting requirements. Amounts reflected as deferred expenses represent the maximum deferred exposure as of the balance sheet date.

Additional disclosures on mandatory, discretionary and voluntary share-based compensation plans (including notional funds granted under EOP)

The total share-based personnel expenses recognized for the years ended 31 December 2015, 2014 and 2013 were CHF 1,028 million, CHF 999 million and CHF 1,042 million, respectively. This includes the current period expense, amortization and related social security costs for awards issued in prior periods and performance year expensing for awards granted to retirement-eligible employees where the terms of the awards do not require the employee to provide future services.

The total compensation expenses for non-vested share-based awards granted up to 31 December 2015 relating to prior years to be recognized in future periods is CHF 553 million and will be

recognized as personnel expenses over a weighted average period of 1.9 years. This includes UBS share plans, the Equity Ownership Plan (notional funds), other variable compensation and the Equity Plus Plan. Total deferred compensation amounts included in the 2015 table differ from this amount as the deferred compensation amounts also include non-vested awards granted in February 2016 related to the performance year 2015.

Actual payments to participants in cash-settled share-based plans, including amounts granted as notional funds issued under the EOP, for the years ended 31 December 2015 and 2014 were CHF 98 million and CHF 90 million, respectively. The total carrying amount of the liability related to these plans was CHF 170 million as of 31 December 2015 and CHF 143 million as of 31 December 2014.

Consolidated financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 29 Equity participation and other compensation plans (continued)

c) Movements during the year

UBS share and performance share awards

Movements in UBS share and notional share awards were as follows:

UBS share awards

	Number of shares 2015	Weighted average grant date fair value (CHF)	Number of shares 2014	Weighted average grant date fair value (CHF)
Outstanding, at the beginning of the year	467,848	15	186,633,491	15
Shares awarded during the year	259,334	17	56,851,628	18
Distributions during the year	(279,415)	15	(69,921,325)	16
Forfeited during the year	(20,323)	19	(6,859,017)	16
Transfer to UBS Group AG			(166,704,777)	15
Outstanding, at the end of the year	427,443	18	467,848	15
<i>of which: shares vested for accounting purposes</i>	<i>138,908</i>		<i>26,946</i>	

The fair value of shares that became legally vested and were distributed (i.e., all restrictions were fulfilled) during the years ended 2015 and 2014 was CHF 1,443 million and CHF 1,269 million, respectively.

d) Valuation

UBS share awards

UBS AG measures compensation expense based on the average market price of the UBS share on the grant date as quoted on the SIX Swiss Exchange, taking into consideration post-vesting sale and hedge restrictions, non-vesting conditions and market conditions, where applicable. The fair value of the share awards subject to post-vesting sale and hedge restrictions is discounted based upon the duration of the post-vesting restriction and is referenced

to the cost of purchasing an at-the-money European put option for the term of the transfer restriction. The weighted average discount for share and performance share awards granted during 2015 is approximately 16.7% (2014: 12.9%) of the market price of the UBS share. The grant date fair value of notional UBS shares without dividend entitlements also includes a deduction for the present value of future expected dividends to be paid between the grant date and distribution.

Note 30 Interests in subsidiaries and other entities**a) Interests in subsidiaries**

UBS AG defines its significant subsidiaries as those entities that, either individually or in aggregate, contribute significantly to UBS AG's financial position or results of operations, based on a number of criteria, including the subsidiaries' equity and their contribution to UBS AG's total assets and profit and loss before tax, in accordance with the requirements set by IFRS 12, Swiss regulations and the regulations of the US Securities and Exchange Commission (SEC).

Individually significant subsidiaries

The table below lists UBS AG's individually significant subsidiaries as of 31 December 2015. Unless otherwise stated, the subsidiaries listed below have share capital consisting solely of ordinary shares, which are held fully by UBS AG, and the proportion of ownership interest held is equal to the voting rights held by UBS AG. The country where the respective registered office is located is also generally the principal place of business.

Individually significant subsidiaries as of 31 December 2015

Company	Registered office	Primary business division	Share capital in million	Equity interest accumulated in %
UBS Americas Holding LLC	Wilmington, Delaware, USA	Corporate Center	USD 1,200.0 ¹	100.0
UBS Bank USA	Salt Lake City, Utah, USA	Wealth Management Americas	USD 0.0	100.0
UBS Financial Services Inc.	Wilmington, Delaware, USA	Wealth Management Americas	USD 0.0	100.0
UBS Limited	London, United Kingdom	Investment Bank	GBP 226.6	100.0
UBS Securities LLC	Wilmington, Delaware, USA	Investment Bank	USD 1,283.1 ²	100.0
UBS Switzerland AG	Zurich, Switzerland	Personal & Corporate Banking	CHF 10.0	100.0

¹ Comprised of common share capital of USD 1,000 and non-voting preferred share capital of USD 1,200,000,000. ² Comprised of common share capital of USD 100,000 and non-voting preferred share capital of USD 1,283,000,000.

In 2015, UBS transferred its Personal & Corporate Banking and Wealth Management business booked in Switzerland from UBS AG to UBS Switzerland AG, a newly formed bank subsidiary.

→ Refer to Note 32 for more information

UBS Americas Holding LLC, UBS Limited and UBS Switzerland AG are fully held by UBS AG. UBS Bank USA, UBS Financial Services Inc. and UBS Securities LLC are fully held, directly or indirectly, by UBS Americas Holding LLC.

Consolidated financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements**Note 30 Interests in subsidiaries and other entities (continued)**

Other subsidiaries

The table below lists other subsidiaries that are not individually significant but that contribute to UBS AG's total assets and aggregated profit before tax thresholds and are thereby disclosed in accordance with the requirements set by the SEC.

Other subsidiaries as of 31 December 2015

Company	Registered office	Primary business division	Share capital in million	Equity interest accumulated in %
Topcard Service AG	Glattbrugg, Switzerland	Personal & Corporate Banking	CHF 0.2	100.0
UBS (Italia) SpA	Milan, Italy	Wealth Management	EUR 95.0	100.0
UBS (Luxembourg) S.A.	Luxembourg, Luxembourg	Wealth Management	CHF 150.0	100.0
UBS Americas Inc.	Wilmington, Delaware, USA	Corporate Center	USD 0.0	100.0
UBS Asset Management (Americas) Inc.	Wilmington, Delaware, USA	Asset Management	USD 0.0	100.0
UBS Asset Management (Australia) Ltd	Sydney, Australia	Asset Management	AUD 20.1 ¹	100.0
UBS Asset Management (Deutschland) GmbH	Frankfurt, Germany	Asset Management	EUR 7.7	100.0
UBS Asset Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, Hong Kong	Asset Management	HKD 150.0	100.0
UBS Asset Management (Japan) Ltd	Tokyo, Japan	Asset Management	JPY 2,200.0	100.0
UBS Asset Management (Singapore) Ltd	Singapore, Singapore	Asset Management	SGD 4.0	100.0
UBS Asset Management (UK) Ltd	London, United Kingdom	Asset Management	GBP 125.0	100.0
UBS Asset Management AG	Zurich, Switzerland	Asset Management	CHF 0.1	100.0
UBS Australia Holdings Pty Ltd	Sydney, Australia	Investment Bank	AUD 46.7	100.0
UBS Bank, S.A.	Madrid, Spain	Wealth Management	EUR 97.2	100.0
UBS Beteiligungs-GmbH & Co. KG	Frankfurt, Germany	Wealth Management	EUR 568.8	100.0
UBS Card Center AG	Glattbrugg, Switzerland	Personal & Corporate Banking	CHF 0.1	100.0
UBS Credit Corp.	Wilmington, Delaware, USA	Wealth Management Americas	USD 0.0	100.0
UBS Deutschland AG	Frankfurt, Germany	Wealth Management	EUR 176.0	100.0
UBS Fund Advisor, L.L.C.	Wilmington, Delaware, USA	Wealth Management Americas	USD 0.0	100.0
UBS Fund Mangement (Luxembourg) S.A.	Luxembourg, Luxembourg	Asset Management	EUR 13.0	100.0
UBS Fund Mangement (Switzerland) AG	Basel, Switzerland	Asset Management	CHF 1.0	100.0
UBS Hedge Fund Solutions LLC	Wilmington, Delaware, USA	Asset Management	USD 0.1	100.0
UBS Italia SIM SpA	Milan, Italy	Investment Bank	EUR 15.1	100.0
UBS O'Connor LLC	Dover, Delaware, USA	Asset Management	USD 1.0	100.0
UBS Real Estate Securities Inc.	Wilmington, Delaware, USA	Investment Bank	USD 0.0	100.0
UBS Realty Investors LLC	Boston, Massachusetts, USA	Asset Management	USD 9.0	100.0
UBS Securities (Thailand) Ltd	Bangkok, Thailand	Investment Bank	THB 500.0	100.0
UBS Securities Australia Ltd	Sydney, Australia	Investment Bank	AUD 0.3 ¹	100.0
UBS Securities Canada Inc.	Toronto, Canada	Investment Bank	CAD 10.0	100.0
UBS Securities España Sociedad de Valores SA	Madrid, Spain	Investment Bank	EUR 15.0	100.0
UBS Securities India Private Limited	Mumbai, India	Investment Bank	INR 140.0	100.0
UBS Securities Japan Co., Ltd.	Tokyo, Japan	Investment Bank	JPY 46,450.0	100.0
UBS Securities Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	Investment Bank	SGD 420.4	100.0
UBS Services LLC	Wilmington, Delaware, USA	Corporate Center	USD 0.0	100.0
UBS South Africa (Proprietary) Limited	Sandton, South Africa	Investment Bank	ZAR 0.0	100.0
UBS Trust Company of Puerto Rico	Hato Rey, Puerto Rico	Wealth Management Americas	USD 0.1	100.0
UBS UK Properties Limited	London, United Kingdom	Corporate Center	GBP 132.0	100.0

¹ Includes a nominal amount relating to redeemable preference shares.

Note 30 Interests in subsidiaries and other entities (continued)**Changes in consolidation scope**

During 2015, a number of subsidiaries were incorporated in order to improve the resolvability of UBS AG in response to too big to fail requirements, namely UBS Americas Holding LLC, UBS Switzerland AG and UBS Asset Management AG. UBS Fund Services (Cayman) Ltd and a few smaller subsidiaries of Asset Management were removed from the scope of consolidation as part of the sale of the Alternative Fund Services business.

Non-controlling interests

As of 31 December 2015 and 31 December 2014, non-controlling interests were not material to UBS AG. In addition, as of these dates there were no significant restrictions on UBS AG's ability to access or use the assets and settle the liabilities of subsidiaries resulting from protective rights of non-controlling interests.

→ Refer to the "Statement of changes in equity" for more information

Consolidated structured entities

UBS AG consolidates a structured entity (SE) if it has power over the relevant activities of the entity, exposure to variable returns and the ability to use its power to affect its returns. Consolidated SEs include certain investment funds, securitization vehicles and client investment vehicles. UBS AG has no individually significant subsidiaries that are SEs.

Investment fund SEs are generally consolidated when UBS AG's aggregate exposure combined with its decision making rights indicate the ability to use such power in a principal capacity. Typically UBS AG will have decision making rights as fund manager, earning a management fee, and will provide seed capital at the inception of the fund or hold a significant percentage of the fund units. Where other investors do not have the substantive ability to remove UBS AG as decision maker, UBS AG is deemed to have control and therefore consolidates the fund.

Securitization SEs are generally consolidated when UBS AG holds a significant percentage of the asset backed securities issued by the SE and has the power to remove without cause the servicer of the asset portfolio.

Client investment SEs are generally consolidated when UBS AG has a substantive liquidation right over the SE or a decision right over the assets held by the SE and has exposure to variable returns through derivatives traded with the SE or holding notes issued by the SE.

In 2015 and 2014, UBS AG has not entered into any contractual obligation that could require UBS AG to provide financial support to consolidated SEs. In addition, UBS AG did not provide support, financial or otherwise, to a consolidated SE when UBS AG was not contractually obligated to do so, nor has UBS AG an intention to do so in the future. Further, UBS AG did not provide support, financial or otherwise, to a previously unconsolidated SE that resulted in UBS AG controlling the SE during the reporting period.

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 30 Interests in subsidiaries and other entities (continued)

b) Interests in associates and joint ventures

As of 31 December 2015 and 2014, no associate or joint venture was individually material to UBS AG. In addition, there were no significant restrictions on the ability of associates or joint ventures to transfer funds to UBS AG or its subsidiaries in the form

of cash dividends or to repay loans or advances made. There were no quoted market prices for any associates or joint ventures of UBS AG.

Investments in associates and joint ventures

CHF million	31.12.15	31.12.14
Carrying amount at the beginning of the year	927	842
Additions	12	1
Disposals	(2)	(2)
Share of comprehensive income	151	103
of which: share of net profit ^{1,2}	169	94
of which: share of other comprehensive income ²	(18)	9
Dividends received	(114)	(54)
Foreign currency translation	(20)	38
Carrying amount at the end of the year	954	927
of which: associates	925	900
of which: UBS Securities Co. Limited, Beijing ⁴	411	404
of which: SIX Group AG, Zurich ⁵	413	406
of which: other associates	102	90
of which: joint ventures	29	27

¹ For 2015, consists of CHF 158 million from associates and CHF 11 million from joint ventures. For 2014, consists of CHF 83 million from associates and CHF 11 million from joint ventures. ² In 2015, the SIX Group sold its stake in STOXX Ltd and Indedum Ltd. The UBS share of the resulting gain on sale was CHF 81 million. ³ For 2015, consists of CHF (18) million from associates and CHF 0 million from joint ventures. For 2014, consists of CHF 8 million from associates and CHF 0 million from joint ventures. ⁴ During 2015, UBS AG's equity interest increased to 24.99% (20.0% as of 31 December 2014). ⁵ UBS AG's equity interest amounts to 17.3%. UBS AG is represented on the Board of Directors.

Note 30 Interests in subsidiaries and other entities (continued)**c) Interests in unconsolidated structured entities**

During 2015, UBS AG sponsored the creation of various SEs and interacted with a number of non-sponsored SEs, including securitization vehicles, client vehicles as well as certain investment funds, which UBS AG did not consolidate as of 31 December 2015 because it did not control these entities.

→ Refer to Note 1a item 3 for more information on the nature, purpose, activities and financing structure of these entities

The table below presents UBS AG's interests in and maximum exposure to loss from unconsolidated SEs as of 31 December 2015. In addition, the total assets held by the SEs in which UBS AG had an interest as of 31 December 2015 are provided, except for investment funds sponsored by third parties, for which the carrying value of UBS AG's interest as of 31 December 2015 has been disclosed.

Interests in unconsolidated structured entities

	31.12.15				
CHF million, except where indicated	Securitization vehicles	Client vehicles	Investment funds	Total	Maximum exposure to loss ¹
Trading portfolio assets	1,060	463	6,102	7,624	7,624
Positive replacement values	41	101	57	200	200
Financial assets designated at fair value		97 ²		97	1,636
Loans	0	0	101	101	101
Financial investments available-for-sale		3,396	102	3,498	3,498
Other assets	0	45 ²	0	45	937
Total assets	1,101³	4,102	6,362	11,565	
Negative replacement values	30 ⁴	631	0	661	19
Total liabilities	30⁵	631	0	661	
Assets held by the unconsolidated structured entities in which UBS AG had an interest (CHF billion)	141⁶	43⁷	320⁸		

	31.12.14				
CHF million, except where indicated	Securitization vehicles	Client vehicles	Investment funds	Total	Maximum exposure to loss ¹
Trading portfolio assets	1,955	676	8,079	10,711	10,711
Positive replacement values	26	83	2	111	111
Financial assets designated at fair value		115 ²	102	217	2,422
Loans	466	40	206	712	712
Financial investments available-for-sale		4,029	94	4,123	4,123
Other assets		52 ²		52	1,248
Total assets	2,447³	4,996	8,482	15,925	
Negative replacement values	245 ⁴	27	75	347	21
Total liabilities	245⁵	27	75	347	
Assets held by the unconsolidated structured entities in which UBS AG had an interest (CHF billion)	355⁶	113⁷	304⁸		

¹ For purposes of this disclosure, maximum exposure to loss amounts do not consider the risk-reducing effects of collateral or other credit enhancements. ² Represents the carrying value of loan commitments, both designated at fair value and held at amortized cost. The maximum exposure to loss for these instruments is equal to the notional amount. ³ As of 31 December 2015, CHF 0.9 billion of the CHF 1.1 billion was held in Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio. As of 31 December 2014, CHF 2.2 billion of the CHF 2.4 billion was held in Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio. ⁴ Comprised of credit default swap (CDS) liabilities and other swap liabilities. The maximum exposure to loss for CDS is equal to the sum of the negative carrying value and the notional amount. For other swap liabilities, no maximum exposure to loss is reported. ⁵ Entirely held in Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio. ⁶ Represents principal amount outstanding. ⁷ Represents the market value of total assets. ⁸ Represents the net asset value of the investment funds sponsored by UBS AG (31 December 2015: CHF 310 billion, 31 December 2014: CHF 296 billion) and the carrying value of UBS AG's interests in the investment funds not sponsored by UBS (31 December 2015: CHF 10 billion, 31 December 2014: CHF 8 billion).

Consolidated financial statements

Note 30 Interests in subsidiaries and other entities (continued)

UBS AG retains or purchases interests in unconsolidated SEs in the form of direct investments, financing, guarantees, letters of credit, derivatives and through management contracts.

For retained interests, UBS AG's maximum exposure to loss is generally equal to the carrying value of UBS AG's interest in the SE, with the exception of guarantees, letters of credit and credit derivatives for which the contract's notional amount, adjusted for losses already incurred, represents the maximum loss that UBS AG is exposed to. In addition, the current fair value of derivative swap instruments with a positive replacement value only, such as total return swaps, is presented as UBS AG's maximum exposure to loss. Risk exposure for these swap instruments could change over time with market movements.

The maximum exposure to loss disclosed in the table on the previous page does not reflect UBS AG's risk management activities, including effects from financial instruments that UBS AG may utilize to economically hedge the risks inherent in the unconsolidated SE or the risk-reducing effects of collateral or other credit enhancements.

In 2015 and 2014, UBS AG did not provide support, financial or otherwise, to an unconsolidated SE when UBS AG was not contractually obligated to do so, nor has UBS AG an intention to do so in the future.

In 2015 and 2014, income and expenses from interests in unconsolidated SEs primarily resulted from mark-to-market movements recognized in net trading income, which have generally been hedged with other financial instruments, as well as fee and commission income received from UBS sponsored funds.

Interests in securitization vehicles

As of 31 December 2015 and 31 December 2014, UBS AG retained interests in various securitization vehicles. As of 31 December 2015, a majority of our interests in securitization vehicles related to a portfolio of credit default swap (CDS) positions referencing asset-backed securities (ABS), which are held within Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio. The Investment Bank also retained interests in securitization vehicles related to financing, underwriting, secondary market and derivative trading activities.

In some cases UBS AG may be required to absorb losses from an unconsolidated SE before other parties because UBS AG's interest is subordinated to others in the ownership structure. An overview of UBS AG's interests in unconsolidated securitization vehicles and the relative ranking and external credit rating of those interests as of 31 December 2015 and 31 December 2014 is presented in the table on the following page.

→ Refer to Note 1a items 3 and 12 for more information on when UBS AG is viewed as the sponsor of an SE and for UBS AG's accounting policies regarding securitization vehicles established by UBS AG

Interests in client vehicles

As of 31 December 2015 and 31 December 2014, UBS AG retained interests in client vehicles sponsored by UBS AG and third parties that relate to financing and derivative activities and to hedge structured product offerings. Included within these investments are securities guaranteed by US government agencies.

Interests in investment funds

UBS AG holds interests in a number of investment funds, primarily resulting from seed investments or to hedge structured product offerings. In addition to the interests disclosed in the table on the previous page, UBS AG manages the assets of various pooled investment funds and receives fees that are based, in whole or part, on the net asset value of the fund and/or the performance of the fund. The specific fee structure is determined based on various market factors and considers the nature of the fund, the jurisdiction of incorporation as well as fee schedules negotiated with clients. These fee contracts represent an interest in the fund as they align UBS AG's exposure to investors, providing a variable return that is based on the performance of the entity. Depending on the structure of the fund, these fees may be collected directly from the fund assets and/or from the investors. Any amounts due are collected on a regular basis and are generally backed by the assets of the fund. UBS AG did not have any material exposure to loss from these interests as of 31 December 2015 or as of 31 December 2014.

Note 30 Interests in subsidiaries and other entities (continued)

Interests in unconsolidated securitization vehicles¹

	31.12.15				
	Residential mortgage-backed securities	Commercial mortgage-backed securities	Other asset-backed securities ²	Re-securitization ¹	Total
<i>CHF million, except where indicated</i>					
Sponsored by UBS AG					
Interests in senior tranches	0	54	0	13	66
<i>of which: rated investment grade</i>		54	0		54
<i>of which: defaulted</i>				13	13
Interests in mezzanine tranches	3	7	0	0	10
<i>of which: rated investment grade</i>		7			7
<i>of which: rated sub-investment grade</i>	2				2
<i>of which: defaulted</i>	1				1
Total	3	61	0	13	77
<i>of which: Trading portfolio assets</i>	3	61	0	13	77
Total assets held by the vehicles in which UBS AG had an interest (CHF billion)	0	28	0	1	29
Not sponsored by UBS AG					
Interests in senior tranches	284	66	383	140	873
<i>of which: rated investment grade</i>	284	65	383	140	872
Interests in mezzanine tranches	61	17	17	0	95
<i>of which: rated investment grade</i>	58	17	17	0	92
<i>of which: defaulted</i>	3				3
Interests in junior tranches	11	3	0	0	14
<i>of which: rated investment grade</i>	11	0			11
<i>of which: not rated</i>	0	3			3
Total	356	86	400	140	983
<i>of which: Trading portfolio assets</i>	356	86	400	140	983
Total assets held by the vehicles in which UBS AG had an interest (CHF billion)	64	37	6	2	109

¹ This table excludes derivative transactions with securitization vehicles. ² Includes credit card, car and student loan structures. ³ Includes collateralized debt obligations.

Consolidated
financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 30 Interests in subsidiaries and other entities (continued)

Interests in unconsolidated securitization vehicles¹ (continued)

	31.12.14				
	Residential mortgage- backed securities	Commercial mortgage- backed securities	Other asset-backed securities ²	Re-securiti- zation ³	Total
<i>CHF million, except where indicated</i>					
Sponsored by UBS AG					
Interests in senior tranches	0	59	1	389	450
<i>of which: rated investment grade</i>	0	59	1	381	442
<i>of which: defaulted</i>				8	8
Interests in mezzanine tranches	1	16	0	6	22
<i>of which: rated investment grade</i>		7		6	13
<i>of which: defaulted</i>	1	1			2
<i>of which: not rated</i>		8			8
Total	1	75	1	395	472
<i>of which: Trading portfolio assets</i>	1	75	1	14	91
<i>of which: Loans</i>				381	381
Total assets held by the vehicles in which UBS AG had an interest (CHF billion)	1	14	3	2	20
Not sponsored by UBS AG					
Interests in senior tranches	376	293	454	207	1,329
<i>of which: rated investment grade</i>	369	286	452	205	1,313
<i>of which: rated sub-investment grade</i>	6	6	2	1	15
Interests in mezzanine tranches	154	143	172	62	531
<i>of which: rated investment grade</i>	134	105	164	54	457
<i>of which: rated sub-investment grade</i>	15	37	8	8	69
<i>of which: defaulted</i>	5	1		0	5
Interests in junior tranches	68	18	1	2	89
<i>of which: rated investment grade</i>	56	11			67
<i>of which: rated sub-investment grade</i>	4	6			10
<i>of which: defaulted</i>	0	0	1		1
<i>of which: not rated</i>	8	1		2	11
Total	598	453	627	271	1,949
<i>of which: Trading portfolio assets</i>	598	453	588	225	1,865
<i>of which: Loans</i>		0	39	46	85
Total assets held by the vehicles in which UBS AG had an interest (CHF billion)	115	115	88	12	331

¹ This table excludes derivative transactions with securitization vehicles. ² Includes credit card, car and student loan structures. ³ Includes collateralized debt obligations.

Note 30 Interests in subsidiaries and other entities (continued)

Sponsored unconsolidated structured entities in which UBS AG did not have an interest

For several sponsored SEs, no interest was held by UBS AG as of 31 December 2015 or as of 31 December 2014. However, during the respective reporting period UBS AG transferred assets, provided services and held instruments that did not qualify as an interest in these sponsored SEs, and accordingly earned income or incurred expenses from these entities. The table below presents

the income earned and expenses incurred directly from these entities during 2015 and 2014 as well as corresponding asset information. The table does not include income earned and expenses incurred from risk management activities, including income and expenses from financial instruments that UBS AG may utilize to economically hedge instruments transacted with the unconsolidated SEs.

Sponsored unconsolidated structured entities in which UBS AG did not have an interest at year end¹

CHF million, except where indicated	As of or for the year ended			
	31.12.15			
	Securitization vehicles	Client vehicles	Investment funds	Total
Net interest income	2	(11)	0	(10)
Net fee and commission income	0	0	57	57
Net trading income	18	208	48	274
Total income	20	197	104	321
Asset information (CHF billion)	8 ²	1 ³	12 ⁴	

CHF million, except where indicated	As of or for the year ended			
	31.12.14			
	Securitization vehicles	Client vehicles	Investment funds	Total
Net interest income	6	(51)		(44)
Net fee and commission income			54	54
Net trading income	63	(158)	10	(85)
Total income	69	(208)	64	(75)
Asset information (CHF billion)	4 ²	1 ³	14 ⁴	

¹ These tables exclude profit attributable to preferred noteholders of CHF 77 million for the year ended 31 December 2015 and CHF 142 million for the year ended 31 December 2014. ² Represents the amount of assets transferred to the respective securitization vehicles. Of the total amount transferred, CHF 3 billion was transferred by UBS AG (31 December 2014: CHF 1 billion) and CHF 5 billion was transferred by third parties (31 December 2014: CHF 3 billion). ³ Represents total assets transferred to the respective client vehicles. Of the total amount transferred, CHF 1 billion was transferred by UBS AG (31 December 2014: CHF 1 billion) and CHF 1 billion was transferred by third parties (31 December 2014: CHF 1 billion). ⁴ Represents the total net asset value of the respective investment funds.

Consolidated financial statements

Note 30 Interests in subsidiaries and other entities (continued)

During 2015 and 2014, UBS AG primarily earned fees and recognized net trading income from sponsored SEs in which UBS AG did not hold an interest. The majority of the fee income arose from investment funds that are sponsored and administrated by UBS AG, but managed by third parties. As UBS AG does not provide any active management services, UBS AG was not exposed to risk from the performance of these entities and was therefore deemed not to have an interest in them.

In certain structures, the fees receivable for administrative purposes may be collected directly from the investors and have therefore not been included in the table above.

In addition, UBS AG incurred net trading income from mark-to-market movements arising primarily from derivatives, such as interest rate swaps and credit derivatives, in which UBS AG pur-

chases protection, and financial liabilities designated at fair value, which do not qualify as interests because UBS AG does not absorb variability from the performance of the entity. The net income reported does not reflect economic hedges or other mitigating effects from UBS AG's risk management activities.

During 2015, UBS AG and third parties transferred assets totaling CHF 9 billion (2014: CHF 6 billion) into sponsored securitization and client vehicles created in 2015. For sponsored investment funds, transfers arose during the period as investors invested and redeemed positions, thereby changing the overall size of the funds, which, when combined with market movements, resulted in a total closing net asset value of CHF 12 billion (31 December 2014: CHF 14 billion).

Note 31 Business combinations

In 2015 and 2014, UBS AG did not complete any significant business combinations.

Note 32 Changes in organization and disposals

Measures to improve the resolvability of the Group in response to too big to fail requirements in Switzerland and other countries in which the Group operates

In December 2014, UBS Group AG completed an exchange offer for the shares of UBS AG and established UBS Group AG as the holding company for UBS Group. During 2015, UBS Group AG filed and completed a court procedure under article 33 of the Swiss Stock Exchange Act (SESTA procedure) resulting in the cancellation of the shares of the remaining minority shareholders of UBS AG. As a result, UBS Group AG now owns 100% of the outstanding shares of UBS AG.

In June 2015, UBS AG transferred its Personal & Corporate Banking and Wealth Management business booked in Switzerland to UBS Switzerland AG.

In the second quarter of 2015, UBS AG also completed the implementation of a more self-sufficient business and operating model for UBS Limited, its investment banking subsidiary in the UK, under which UBS Limited bears and retains a larger proportion of the risk and reward in its business activities.

Also during 2015, UBS AG established a new subsidiary, UBS Americas Holding LLC, which UBS AG intends to designate as its intermediate holding company for its US subsidiaries prior to the 1 July 2016 deadline under new rules for foreign banks in the US pursuant to the Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act (Dodd-Frank). During the third quarter of 2015, UBS AG contributed its equity participation in the principal US operating subsidiaries to UBS Americas Holding LLC to meet the requirement under Dodd-Frank that the intermediate holding company own all of our US operations, except branches of UBS AG.

Lastly, UBS AG also established UBS Asset Management AG, a new subsidiary, in 2015.

Sale of subsidiaries and businesses

In 2015, UBS AG sold its Alternative Fund Services (AFS) business to Mitsubishi UFJ Financial Group Investor Services. The Asset Management Investment Fund Services business, which provides fund administration for traditional mutual funds, was not included in the sale. Upon completion of the sale, UBS AG recognized a gain on sale of CHF 56 million and reclassified an associated net foreign currency translation gain of CHF 119 million from *Other comprehensive income* to the *Income statement*.

Also during 2015, UBS AG completed the sale of certain subsidiaries and businesses within Wealth Management, which resulted in the recognition of a combined gain of CHF 197 million.

Finally, in 2015, UBS AG agreed to sell certain businesses within Wealth Management and these sales are expected to close in 2016 subject to customary closing conditions. As of 31 December 2015, the assets and liabilities of these subsidiaries and businesses were presented as a disposal group held-for-sale within *Other assets* and *Other liabilities* and amounted to CHF 279 million and CHF 235 million, respectively. UBS recognized a loss of CHF 28 million in 2015 related to these sales.

Restructuring expenses

Restructuring expenses arise from programs that materially change either the scope of business undertaken by UBS AG or the manner in which such business is conducted. Restructuring expenses are temporary costs that are necessary to effect such programs and include items such as severance and other personnel-related expenses, duplicate headcount costs, impairment and accelerated depreciation of assets, contract termination costs, consulting fees, and related infrastructure and system costs. These costs are presented in the income statement according to the underlying nature of the expense. As the costs associated with restructuring programs are temporary in nature, and in order to provide a more thorough understanding of business performance, such costs are separately presented in this Note.

Consolidated
financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 32 Changes in organization and disposals

Net restructuring expenses by business division and Corporate Center unit

CHF million	For the year ended		
	31.12.15	31.12.14	31.12.13
Wealth Management	323	185	178
Wealth Management Americas	137	55	59
Personal & Corporate Banking	101	64	54
Asset Management	82	50	43
Investment Bank	396	261	210
Corporate Center	194	61	229
of which: Services	138	30	(6)
of which: Non-core and Legacy Portfolio	56	31	235
Total net restructuring expenses	1,233	677	772
of which: personnel expenses	458	327	156
of which: general and administrative expenses	760	319	548
of which: depreciation and impairment of property, equipment and software	12	29	68
of which: amortization and impairment of intangible assets	2	2	0

Net restructuring expenses by personnel expense category

CHF million	For the year ended		
	31.12.15	31.12.14	31.12.13
Salaries	311	145	65
Variable compensation – performance awards	38	35	(15)
Variable compensation – other	108	138	88
Contractors	46	28	3
Social security	5	4	5
Pension and other post-employment benefit plans	(65)	(29)	8
Other personnel expenses	15	6	3
Total net restructuring expenses: personnel expenses	458	327	156

Net restructuring expenses by general and administrative expense category

CHF million	For the year ended		
	31.12.15	31.12.14	31.12.13
Occupancy	109	49	35
Rent and maintenance of IT and other equipment	31	23	8
Administration	7	3	2
Travel and entertainment	16	11	4
Professional fees	187	148	76
Outsourcing of IT and other services	316	82	59
Other ¹	95	2	364
Total net restructuring expenses: general and administrative expenses	760	319	548

¹ Mainly comprised of onerous real estate lease contracts.

Note 33 Operating leases and finance leases

Information on lease contracts classified as operating leases where UBS AG is the lessee is provided in Note 33a and information on finance leases where UBS AG acts as a lessor is provided in Note 33b.

a) Operating lease commitments

As of 31 December 2015, UBS AG was obligated under a number of non-cancellable operating leases for premises and equipment used primarily for banking purposes. The significant premises leases usually include renewal options and escalation clauses in line with general office rental market conditions, as well as rent

adjustments based on price indices. However, the lease agreements do not contain contingent rent payment clauses and purchase options, nor do they impose any restrictions on UBS AG's ability to pay dividends, engage in debt financing transactions or enter into further lease agreements.

CHF million	31.12.15
Expenses for operating leases to be recognized in:	
2016	743
2017	683
2018	558
2019	475
2020	413
2021 and thereafter	1,858
Subtotal commitments for minimum payments under operating leases	4,730
Less: Sublease rental income commitments	348
Net commitments for minimum payments under operating leases	4,382

CHF million	31.12.15	31.12.14	31.12.13
Gross operating lease expense recognized in the income statement	741	759	792
Sublease rental income	70	73	74
Net operating lease expense recognized in the income statement	671	686	718

b) Finance lease receivables

UBS AG leases a variety of assets to third parties under finance leases, such as commercial vehicles, production lines, medical equipment, construction equipment and aircrafts. At the end of the respective leases, assets may be sold to third parties or be leased further. Lessees may participate in any sales proceeds achieved. Leasing charges cover the cost of the assets less their residual value as well as financing costs.

As of 31 December 2015, unguaranteed residual values of CHF 167 million had been accrued, and the accumulated allowance for uncollectible minimum lease payments receivable amounted to CHF 10 million. No contingent rents were received in 2015.

Lease receivables

CHF million	31.12.15		
	Total minimum lease payments	Unearned finance income	Present value
2016	341	23	318
2017–2020	651	38	613
thereafter	158	6	152
Total	1,150	67	1,083

Consolidated financial statements

Note 34 Related parties

UBS AG defines related parties as associates (entities which are significantly influenced by UBS AG), post-employment benefit plans for the benefit of UBS AG employees, key management personnel, close family members of key management personnel

and entities which are, directly or indirectly, controlled or jointly controlled by key management personnel or their close family members. Key management personnel is defined as members of the Board of Directors (BoD) and Group Executive Board (GEB).

a) Remuneration of key management personnel

The non-independent members of the BoD have top management employment contracts and receive pension benefits upon retirement. Total remuneration of the non-independent members of the BoD and GEB members, including those who stepped down during 2015, is provided in the table below.

Remuneration of key management personnel

CHF million	31.12.15	31.12.14	31.12.13
Base salaries and other cash payments	21 ¹	22 ¹	19
Incentive awards – cash ²	9	8	10
Annual incentive award under DCCP	20	18	19
Employer's contributions to retirement benefit plans	1	2	2
Benefits in kind, fringe benefits (at market value)	2	1	2
Equity-based compensation ³	39	35	38
Total	92	86	89

¹ Includes role-based allowances that have been made in line with market practice in response to the EU Capital Requirements Directive of 2013 (CRD IV). ² Includes immediate and deferred cash. ³ Expenses for shares granted is measured at grant date and allocated over the vesting period, generally for 5 years. In 2015, 2014 and 2013, equity-based compensation was entirely comprised of EOP awards.

The independent members of the BoD do not have employment or service contracts with UBS AG, and thus are not entitled to benefits upon termination of their service on the BoD. Payments to these individuals for their services as external board members amounted to CHF 6.7 million in 2015, CHF 7.1 million in 2014 and CHF 7.6 million in 2013.

b) Equity holdings of key management personnel

	31.12.15	31.12.14
Number of stock options from equity participation plans held by non-independent members of the BoD and the GEB members ¹	1,401,686	1,738,598
Number of shares held by members of the BoD, GEB and parties closely linked to them ²	3,324,650	3,716,957

¹ Refer to Note 29 for more information. ² Excludes shares granted under variable compensation plans with forfeiture provisions.

Of the share totals above, 95,597 shares were held by close family members of key management personnel on 31 December 2015 and 31 December 2014. No shares were held by entities that are directly or indirectly controlled or jointly controlled by key management personnel or their close family members on

31 December 2015 and 31 December 2014. Refer to Note 29 for more information. As of 31 December 2015, no member of the BoD or GEB was the beneficial owner of more than 1% of UBS Group AG's shares.

Note 34 Related parties (continued)**c) Loans, advances and mortgages to key management personnel**

Non-independent members of the BoD and GEB members have been granted loans, fixed advances and mortgages on the same terms and conditions that are available to other employees, which are based on terms and conditions granted to third parties but are

adjusted for differing credit risk. Independent BoD members are granted loans and mortgages under general market conditions.

Movements in the loan, advances and mortgage balances are as follows.

Loans, advances and mortgages to key management personnel¹

CHF million	2015	2014
Balance at the beginning of the year	27	20
Additions	6	10
Reductions	(1)	(3)
Balance at the end of the year	33	27

¹ Loans are granted by UBS AG. All loans are secured loans.

d) Other related party transactions with entities controlled by key management personnel

In 2015, UBS AG did not enter into transactions with entities which are directly or indirectly controlled or jointly controlled by UBS AG's key management personnel or their close family members. In 2014, UBS AG entered into transactions with Immo Heudorf AG (Switzerland).

Other related party transactions

CHF million	2015	2014
Balance at the beginning of the year	0	10
Additions	0	0
Reductions	0	10
Balance at the end of the year ¹	0	0

¹ Comprised of loans.

In 2014 and 2015, entities controlled by key management personnel did not sell goods or provide services to UBS AG, and therefore did not receive any fees from UBS AG. Furthermore, UBS AG did not provide services to such entities in both 2014 and 2015, and therefore also did not receive any fees.

 Consolidated
financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 34 Related parties (continued)

e) Transactions with associates and joint ventures

Loans and outstanding receivables to associates and joint ventures

CHF million	2015	2014
Carrying value at the beginning of the year	552	288
Additions	9	313
Reductions	(85)	(1)
Impairment	0	(51)
Foreign currency translation	0	3
Carrying value at the end of the year	476	552
of which: unsecured loans	464	539
includes allowances for credit losses	1	1

Other transactions with associates and joint ventures

	As of or for the year ended	
CHF million	31.12.15	31.12.14
Payments to associates and joint ventures for goods and services received	149	169
Fees received for services provided to associates and joint ventures	7	1
Commitments and contingent liabilities to associates and joint ventures	4	2

→ Refer to Note 30 for an overview of investments in associates and joint ventures

f) Receivables and payables from/to UBS Group AG and other subsidiaries of UBS Group AG

CHF million	2015	2014
Receivables		
Loans	774	227
Trading portfolio assets	12	0
Other assets	93	80
Payables		
Due to customers	12,323	772
Other liabilities	943	511

Note 35 Invested assets and net new money**Invested assets**

Invested assets include all client assets managed by or deposited with UBS AG for investment purposes. Invested assets include managed fund assets, managed institutional assets, discretionary and advisory wealth management portfolios, fiduciary deposits, time deposits, savings accounts and wealth management securities or brokerage accounts. All assets held for purely transactional purposes and custody-only assets, including corporate client assets held for cash management and transactional purposes, are excluded from invested assets as UBS AG only administers the assets and does not offer advice on how the assets should be invested. Also excluded are non-bankable assets (e.g., art collections) and deposits from third-party banks for funding or trading purposes.

Discretionary assets are defined as client assets that UBS AG decides how to invest. Other invested assets are those where the client ultimately decides how the assets are invested. When a single product is created in one business division and sold in another, it is counted in both the business division that manages the investment and the one that distributes it. This results in double counting within UBS AG total invested assets, as both business divisions are independently providing a service to their respective clients, and both add value and generate revenue.

Net new money

Net new money in a reporting period is the amount of invested assets that are entrusted to UBS AG by new and existing clients, less those withdrawn by existing clients and clients who terminated their relationship with UBS AG.

Net new money is calculated using the direct method, under which inflows and outflows to/from invested assets are determined at the client level based on transactions. Interest and dividend income from invested assets are not counted as net new money inflows. Market and currency movements as well as fees, commissions and interest on loans charged are excluded from net new money, as are the effects resulting from any acquisition or divestment of a UBS AG subsidiary or business. Reclassifications between invested assets and custody-only assets as a result of a change in the service level delivered are generally treated as net new money flows; however, where such change in service level directly results from a new externally-imposed regulation, the one-time net effect of the implementation is reported as an asset reclassification without net new money impact.

The Investment Bank does not track invested assets and net new money. However, when a client is transferred from the Investment Bank to another business division, this produces net new money even though client assets were already with UBS AG. There were no such transfers between the Investment Bank and other business divisions in 2015 and 2014.

Invested assets and net new money

CHF billion	For the year ended	
	31.12.15	31.12.14
Fund assets managed by UBS	282	270
Discretionary assets	830	854
Other invested assets	1,577	1,610
Total invested assets¹	2,689	2,734
of which: double count	185	173
Net new money²	27.7	58.9

¹ Includes double counts.

Consolidated
financial statements

Development of invested assets

CHF billion	For the year ended	
	31.12.15	31.12.14
Total invested assets at the beginning of the year ¹	2,734	2,390
Net new money	28	59
Market movements ²	(24)	115
Foreign currency translation	(31)	173
Other effects	(16)	(3)
of which: acquisitions/(divestments)	(16)	0
Total invested assets at the end of the year¹	2,689	2,734

¹ Includes double counts. ² Includes interest and dividend income.

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 36 Currency translation rates

The following table shows the rates of the main currencies used to translate the financial information of foreign operations into Swiss francs.

	Spot rate		Average rate ¹		
	As of		For the year ended		
	31.12.15	31.12.14	31.12.15	31.12.14	31.12.13
1 USD	1.00	0.99	0.97	0.92	0.92
1 EUR	1.09	1.20	1.06	1.21	1.23
1 GBP	1.48	1.55	1.47	1.51	1.45
100 JPY	0.83	0.83	0.80	0.86	0.95

¹ Monthly income statement items of foreign operations with a functional currency other than the Swiss franc are translated with month-end rates into Swiss francs. Disclosed average rates for a year represent an average of 12 month-end rates, weighted according to the income and expense volumes of all foreign operations with the same functional currency for each month. Weighted average rates for individual business divisions may deviate from the weighted average rates for UBS AG.

Note 37 Events after the reporting period

There have been no material events after the reporting period which would require disclosure in or adjustment to the 31 December 2015 Financial Statements.

Note 38 Swiss GAAP requirements

The consolidated financial statements of UBS AG are prepared in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS). The Swiss Financial Market Supervisory Authority (FINMA) requires financial groups that present their financial statements under IFRS to provide a narrative explanation of the main differences between IFRS and Swiss GAAP (FINMA Circular 2015/1 and the Banking Ordinance). Included in this Note are the significant differences in the recognition and measurement between IFRS and the provisions of the Banking Ordinance and the guidelines of FINMA governing true and fair view financial statement reporting pursuant to Article 25 through Article 42 of the Banking Ordinance.

1. Consolidation

Under IFRS, all entities that are controlled by the holding entity are consolidated.

Under Swiss GAAP, controlled entities that are deemed immaterial to the group or that are held temporarily only are exempt from consolidation, but instead are recorded as participations or financial investments.

2. Financial investments classified as available-for-sale

Under IFRS, financial investments classified as available-for-sale are carried at fair value. Changes in fair value are recorded directly in equity until an investment is sold, collected or otherwise disposed of, or until an investment is determined to be impaired. At the time an available-for-sale investment is determined to be impaired, the cumulative unrealized loss previously recognized in equity is included in net profit or loss for the period. On disposal of a financial investment classified as available-for-sale, the cumulative unrealized gain or loss previously recognized in equity is reclassified to the income statement.

Under Swiss GAAP, classification and measurement of financial investments designated as available-for-sale depends on the nature of the investment. Equity instruments with no permanent holding intent, as well as debt instruments, are classified as *Financial investments* and measured at the lower of (amortized) cost or market value. Market value adjustments up to the original cost amount and realized gains or losses upon disposal of the invest-

ment are recorded in the income statement as *Other income from ordinary activities*. Equity instruments with a permanent holding intent are classified as participations in *Investments in subsidiaries and other participations* and measured at cost less impairment. Impairment losses are recorded in the income statement as *Impairment of investments in subsidiaries and other participations*. Reversal of impairments up to the original cost amount as well as realized gains or losses upon disposal of the investment are recorded as *Extraordinary income/Extraordinary expenses* in the income statement.

3. Cash flow hedges

Under IFRS, when hedge accounting is applied, the fair value gain or loss on the effective portion of the derivative designated as a cash flow hedge is recognized in equity. When the hedged cash flows materialize, the accumulated unrealized gain or loss is reclassified to the income statement.

Under Swiss GAAP, the effective portion of the fair value change of the derivative instrument used to hedge cash flow exposures is deferred on the balance sheet as *Other assets or Other liabilities*. The deferred amounts are released to the income statement when the hedged cash flows materialize.

4. Fair value option

Under IFRS, UBS AG applies the fair value option to certain financial assets and financial liabilities not held for trading. Instruments for which the fair value option is applied are accounted for at fair value with changes in fair value reflected in *Net trading income*. The fair value option is applied primarily to structured debt instruments, certain non-structured debt instruments, structured reverse repurchase and repurchase agreements and securities borrowing agreements, certain structured and non-structured loans as well as loan commitments.

Under Swiss GAAP, the fair value option can only be applied to structured debt instruments that consist of a debt host contract and one or more embedded derivatives that do not relate to own equity. Furthermore, changes in fair value attributable to changes in unrealized own credit are not recognized in the income statement and the balance sheet.

Consolidated
financial statements

Note 38 Swiss GAAP requirements (continued)**5. Goodwill and intangible assets**

Under IFRS, goodwill acquired in a business combination is not amortized but tested annually for impairment. Intangible assets with an indefinite useful life are also not amortized but tested annually for impairment.

Under Swiss GAAP, goodwill and intangible assets with indefinite useful lives are amortized over a period not exceeding five years, unless a longer useful life, which may not exceed 10 years, can be justified.

6. Pension and other post-employment benefit plans

Swiss GAAP permits the use of IFRS or Swiss accounting standards for pension and other post-employment benefit plans, with the election made on a plan-by-plan basis.

UBS AG has elected to apply IFRS (IAS 19) for the non-Swiss defined benefit plans and Swiss GAAP (FER 16) for the Swiss pension plan in its standalone financial statements. The requirements of Swiss GAAP are better aligned with the specific nature of Swiss pension plans, which are hybrid in that they combine elements of defined contribution and defined benefit plans, but are treated as defined benefit plans under IFRS. Key differences between Swiss GAAP and IFRS include the treatment of dynamic elements, such as future salary increases and future interest credits on retirement savings, which are not considered under the static method used in accordance with Swiss GAAP. Also, the discount rate used to determine the defined benefit obligation in accordance with IFRS is based on the yield of high-quality corporate bonds of the market in the respective pension plan country. The discount rate used in accordance with Swiss GAAP, i.e., the technical interest rate, is determined by the Pension Foundation Board based on the expected returns of the Board's investment strategy.

For defined benefit plans, IFRS requires the full defined benefit obligation net of the plan assets to be recorded on the balance sheet, with changes resulting from remeasurements recognized directly in equity. However, for plans for which IFRS is elected, Swiss GAAP requires that changes due to remeasurements are recognized in the income statement.

Swiss GAAP requires that employer contributions to the pension fund are recognized as personnel expenses in the income statement. Further, Swiss GAAP requires an assessment as to whether, based on the financial statements of the pension fund prepared in accordance with Swiss accounting standards (FER 26), an economic benefit to, or obligation of, the employer arises from the pension fund and is recognized in the balance sheet when conditions are met. Conditions for recording a pension asset or liability would be met if, for example, an employer contribution

reserve is available or the employer is required to contribute to the reduction of a pension deficit (on a FER 26 basis).

7. Netting of replacement values

Under IFRS, replacement values and related cash collateral are reported on a gross basis unless the restrictive IFRS netting requirements are met: i) existence of master netting agreements and related collateral arrangements that are unconditional and legally enforceable, both in the normal course of business and in the event of default, bankruptcy or insolvency of UBS AG and its counterparties, and ii) UBS AG's intention to either settle on a net basis or to realize the asset and settle the liability simultaneously.

Under Swiss GAAP, replacement values and related cash collateral are generally reported on a net basis, provided the master netting and the related collateral agreements are legally enforceable in the event of default, bankruptcy or insolvency of UBS AG's counterparties.

8. Negative interest

Under IFRS, negative interest income arising on a financial asset does not meet the definition of interest income and, therefore, negative interest on financial assets and negative interest on financial liabilities is presented within interest expense and interest income, respectively.

Under Swiss GAAP, negative interest on financial assets is presented within interest income and negative interest on financial liabilities is presented within interest expense.

9. Extraordinary income and expense

Certain non-recurring and non-operating income and expense items, such as realized gains or losses from the disposal of participations, fixed and intangible assets, as well as reversals of impairments of participations and fixed assets, are classified as extraordinary items under Swiss GAAP. This distinction is not available under IFRS.

10. Other presentational differences

Under IFRS, financial statements are comprised of an Income statement, Statement of comprehensive income, Balance sheet, Statement of changes in equity, Statement of cash flows and Notes to the financial statements. Under Swiss GAAP, the concept of other comprehensive income does not exist and consequently no Statement of comprehensive income is required. In addition, various other presentational differences exist. ▲

Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations**Guarantee of PaineWebber securities**

Prior to its acquisition by UBS in 2000, Paine Webber Group Inc. (PaineWebber) was an SEC registrant. Upon acquisition, PaineWebber was merged into UBS Americas Inc., a wholly owned subsidiary of UBS AG. Following the acquisition, UBS AG entered into a full and unconditional guarantee of the senior notes (Debt Securities) issued by PaineWebber. Under the guarantee, if UBS Americas Inc. fails to make any timely payment under the Debt Securities agreements, the holders of the Debt Securities or the Debt Securities trustee may demand payment from UBS AG without first proceeding against UBS Americas Inc.

As of 31 December 2015, the amount of outstanding senior notes of UBS Americas Inc. was approximately CHF 150 million. These senior notes mature between 2017 and 2018.

Guarantee of other securities

Certain US-domiciled entities that are 100% legally owned by UBS AG have outstanding trust preferred securities, which are registered under the US Securities Act. These entities, UBS Preferred Funding Trust IV and UBS Preferred Funding Trust V, are not consolidated by UBS AG as UBS AG does not absorb any variability from the performance of these entities. However, UBS AG has fully and unconditionally guaranteed these securities.

The non-consolidated issuing US domiciled entities are presented in a separate column in the supplemental guarantor information provided in the following tables. Amounts presented in this column are eliminated in the Elimination entries column, as these entities are not consolidated. UBS AG's obligations under the guarantee are subordinated to the prior payment in full of the deposit liabilities of UBS AG and all other liabilities of UBS AG.

As of 31 December 2015, the outstanding amount of the preferred securities was USD 1.3 billion and the amount of senior liabilities of UBS AG to which the holders of these securities would be subordinated was approximately CHF 872 billion.

Joint liability of UBS Switzerland AG

In June 2015, the Retail & Corporate and Wealth Management businesses booked in Switzerland were transferred from UBS AG to UBS Switzerland AG through an asset transfer in accordance with the Swiss Merger Act. Under the terms of the asset transfer agreement, UBS Switzerland AG assumed joint liability for contractual obligations of UBS AG existing on the asset transfer date, including the existing guarantee of abovementioned PaineWebber and other securities. To reflect this joint liability, UBS Switzerland AG is, on a prospective basis, presented in a separate column as a subsidiary co-guarantor.

Consolidated
financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

Supplemental guarantor consolidated income statement

CHF million	UBS AG (standalone) ¹	UBS Switzerland AG (standalone) ¹	UBS Americas Inc. ²	UBS Preferred Funding Trust IV & V	Other subsidiaries ²	Elimination entries	UBS AG (consolidated)
For the year ended 31 December 2015							
Operating income							
Interest income	8,911	3,040	1,662	63	1,515	(2,013)	13,178
Interest expense	(5,882)	(544)	(590)		(1,321)	1,888	(6,449)
Net interest income	3,029	2,496	1,072	63	194	(125)	6,729
Credit loss (expense)/ recovery	(109)	(12)	0		4	0	(117)
Net interest income after credit loss expense	2,921	2,484	1,072	63	198	(126)	6,612
Net fee and commission income	2,852	2,539	7,751		4,115	(72)	17,184
Net trading income	5,252	709	274		224	(763)	5,696
Other income	10,335	564	496		(917)	(9,366)	1,112
Total operating income	21,359	6,296	9,592	63	3,620	(10,326)	30,605
Operating expenses							
Personnel expenses	6,800	1,607	6,281		1,265	0	15,954
General and administrative expenses	549	2,579	3,442		1,647	2	8,219
Depreciation and impairment of property, equipment and software	672	11	159		76	0	918
Amortization and impairment of intangible assets	22		73		12	0	107
Total operating expenses	8,044	4,197	9,955		3,001	2	25,198
Operating profit/(loss) before tax	13,315	2,099	(362)	63	619	(10,327)	5,407
Tax expense/(benefit)	1,136	489	(1,200)		(1,317)	(16)	(908)
Net profit/(loss)	12,180	1,610	837	63	1,936	(10,313)	6,314
Net profit/(loss) attributable to preferred noteholders	77			31		(31)	77
Net profit/(loss) attributable to non-controlling interests					3	0	3
Net profit/(loss) attributable to UBS AG shareholders	12,103	1,610	837	32	1,933	(10,281)	6,235

¹ Amounts presented for UBS AG (standalone) and UBS Switzerland AG (standalone) represent IFRS-standalone information. Refer to the UBS AG standalone and UBS Switzerland AG standalone financial statements for information prepared in accordance with Swiss GAAP. ² Amounts presented in these columns serve as a basis for preparing UBS AG consolidated financial statements in accordance with IFRS.

Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

Supplemental guarantor consolidated statement of comprehensive income

CHF million	UBS AG (standalone) ¹	UBS Switzerland AG (standalone) ¹	UBS Americas Inc. ²	UBS Preferred Funding Trust IV & V	Other subsidiaries ²	Elimination entries	UBS AG (consolidated)
For the year ended 31 December 2015							
Comprehensive income attributable to UBS AG shareholders							
Net profit/(loss)	12,103	1,610	837	32	1,933	(10,281)	6,235
Other comprehensive income							
Other comprehensive income that may be reclassified to the income statement							
Foreign currency translation, net of tax	(11)	0	121		(843)	467	(266)
Financial investments available-for-sale, net of tax	(51)	43	(21)		(16)	(19)	(64)
Cash flow hedges, net of tax	(503)	(72)	0		0	57	(518)
Total other comprehensive income that may be reclassified to the income statement, net of tax	(564)	(29)	100	0	(859)	504	(848)
Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement							
Defined benefit plans, net of tax	701	(337)	(71)		27	(15)	304
Total other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax	701	(337)	(71)	0	27	(15)	304
Total other comprehensive income	136	(366)	29	0	(832)	489	(545)
Total comprehensive income attributable to shareholders	12,239	1,244	866	32	1,101	(9,792)	5,690
Total comprehensive income attributable to preferred noteholders							
	18	0	0	0	0	0	18
Total comprehensive income attributable to non- controlling interests							
	0	0	0	0	1	0	1
Total comprehensive income attributable to UBS Preferred Funding Trust IV & V							
	0	0	0	40	0	(40)	0
Total comprehensive income	12,257	1,244	866	72	1,102	(9,832)	5,709

¹ Amounts presented for UBS AG (standalone) and UBS Switzerland AG (standalone) represent IFRS-standalone information. Refer to the UBS AG standalone and UBS Switzerland AG standalone financial statements for information prepared in accordance with Swiss GAAP. ² Amounts presented in these columns serve as a basis for preparing UBS AG (consolidated) financial statements in accordance with IFRS.

Consolidated
financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

Supplemental guarantor consolidated balance sheet

CHF million	UBS AG (standalone) ¹	UBS Switzerland AG (standalone) ¹	UBS Americas Inc. ²	UBS Preferred Funding Trust IV & V	Other subsidiaries ²	Elimination entries	UBS AG (consolidated)
As of 31 December 2015							
Assets							
Cash and balances with central banks	45,125	38,701	4,971		2,509	0	91,306
Due from banks	29,225	3,224	12,776		27,510	(60,868)	11,866
Cash collateral on securities borrowed	27,925	7,414	38,007		6,506	(54,268)	25,584
Reverse repurchase agreements	61,253	16,258	21,039		14,586	(45,243)	67,893
Trading portfolio assets	94,132	1,736	5,931	1,310	30,132	(9,194)	124,047
<i>of which: assets pledged as collateral which may be sold or repledged by counterparties</i>	53,708	0	3,038		2,264	(7,066)	51,943
Positive replacement values	175,943	6,033	21,463		28,921	(64,925)	167,435
Cash collateral receivables on derivative instruments	19,026	1,056	5,964		12,678	(14,962)	23,763
Financial assets designated at fair value	6,303	0	199		2,628	(3,322)	5,808
Loans	89,052	186,872	47,054		14,554	(24,809)	312,723
Financial investments available-for-sale	32,044	23,184	5,360		5,996	(4,042)	62,543
Investments in subsidiaries and associates	45,689	14	1		1	(44,751)	954
Property, equipment and software	6,499	15	972		197	0	7,683
Goodwill and intangible assets	347	0	5,112		1,139	(30)	6,568
Deferred tax assets	2,332	845	7,766		1,890	0	12,833
Other assets	12,108	1,255	10,041		3,111	(4,266)	22,249
Total assets	647,006	286,608	186,654	1,310	152,359	(330,680)	943,256
Liabilities							
Due to banks	31,725	18,948	26,320	4	5,782	(70,944)	11,836
Cash collateral on securities lent	34,094	2,493	23,437		2,274	(54,268)	8,029
Repurchase agreements	20,658	6,505	11,490		16,244	(45,243)	9,653
Trading portfolio liabilities	21,193	128	3,919		11,317	(7,420)	29,137
Negative replacement values	170,718	5,655	21,109		29,877	(64,928)	162,430
Cash collateral payables on derivative instruments	31,399	374	6,438		15,033	(14,962)	38,282
Financial liabilities designated at fair value	61,630	0	288		4,675	(3,598)	62,995
Due to customers	102,483	231,252	53,633		34,002	(18,848)	402,522
Debt issued	70,792	8,274	3,126		321	(153)	82,359
Provisions	1,680	179	1,969		319	17	4,163
Other liabilities	40,255	1,806	16,683	1	20,179	(4,318)	74,606
Total liabilities	586,628	275,611	168,411	4	140,023	(284,664)	886,013
Equity attributable to UBS AG shareholders	58,423	10,997	18,243	4	12,296	(44,714)	55,248
Equity attributable to preferred noteholders	1,954	0	0	1,302	0	(1,302)	1,954
Equity attributable to non-controlling interests	0	0	0	0	41	0	41
Total equity	60,378	10,997	18,243	1,306	12,336	(46,016)	57,243
Total liabilities and equity	647,006	286,608	186,654	1,310	152,359	(330,680)	943,256

¹ Amounts presented for UBS AG (standalone) and UBS Switzerland AG (standalone) represent IFRS-standalone information. Refer to the UBS AG standalone and UBS Switzerland AG standalone financial statements for information prepared in accordance with Swiss GAAP. ² Amounts presented in these columns serve as a basis for preparing UBS AG (consolidated) financial statements in accordance with IFRS.

Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

Supplemental guarantor consolidated statement of cash flows

CHF million	UBS AG ¹	UBS Switzerland AG ¹	UBS Americas Inc. ¹	Other subsidiaries ¹	UBS AG (consolidated)
For the year ended 31 December 2015					
Net cash flow from/(used in) operating activities	(1,457)	2,681	(525)	1,298	1,997
Cash flow from/(used in) investing activities					
Purchase of subsidiaries, associates and intangible assets	(12)	0	(1)	0	(13)
Disposal of subsidiaries, associates and intangible assets ²	464	0	13	0	477
Purchase of property, equipment and software	(1,423)	(5)	(299)	(114)	(1,841)
Disposal of property, equipment and software	503	0	9	35	547
Net (investment in)/divestment of financial investments available-for-sale	(15,144)	3,815	230	3,494	(7,605)
Net cash flow from/(used in) investing activities	(15,613)	3,810	(47)	3,415	(8,434)
Cash flow from/(used in) financing activities					
Net short-term debt issued/(repaid)	(5,603)	24	(826)	0	(6,404)
Distributions paid on UBS AG shares	(2,626)	0	0	0	(2,626)
Issuance of long-term debt, including financial liabilities designated at fair value	46,882	772	7	129	47,790
Repayment of long-term debt, including financial liabilities designated at fair value	(42,415)	(402)	(129)	(1,274)	(44,221)
Dividends paid and repayments of preferred notes	(108)	0	0	0	(108)
Net changes of non-controlling interests	0	0	0	(5)	(5)
Net activity related to group internal capital transactions and dividends ³	(30,512)	33,293	(114)	(2,666)	0
Net cash flow from/(used in) financing activities	(34,382)	33,687	(1,062)	(3,817)	(5,573)
Effects of exchange rate differences on cash and cash equivalents	(1,309)	67	(241)	(259)	(1,742)
Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents	(52,760)	40,246	(1,875)	638	(13,753)
Cash and cash equivalents at the beginning of the year	100,662	0	8,960	7,093	116,715
Cash and cash equivalents at the end of the year	47,902	40,246	7,084	7,731	102,962
Cash and cash equivalents comprise: ³					
Cash and balances with central banks	45,125	38,701	4,971	2,509	91,306
Due from banks	2,072	1,438	2,009	5,213	10,732
Money market paper ⁴	704	107	104	9	924
Total	47,902	40,246	7,084	7,731	102,962 ⁵

¹ Cash flows generally represent a third-party view from a UBS AG (consolidated) perspective. As a consequence, the non-consolidated UBS Preferred Funding Trusts IV and V are not presented in this table. For the year ended 31 December 2015, these trusts had cash inflows of CHF 77 million from operating activities and an equivalent cash outflow for dividends paid to preferred note holders. ² Includes dividends received from associates. ³ Includes transfer of cash and cash equivalents from UBS AG to UBS Switzerland AG of CHF 33,283 million. Refer to "Establishment of UBS Switzerland AG" in the "Legal entity financial and regulatory information" section of this report for more information on the business transfer from UBS AG to UBS Switzerland AG. ⁴ Money market paper is included in the balance sheet under Trading portfolio assets and Financial investments available-for-sale. ⁵ CHF 3,963 million of cash and cash equivalents were restricted.

Consolidated
financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

Supplemental guarantor consolidated income statement

CHF million	UBS AG (standalone) ¹	UBS Americas Inc. ²	Other subsidiaries ²	Elimination entries	UBS AG (consolidated)
For the year ended 31 December 2014					
Operating income					
Interest income	11,585	1,591	1,160	(1,143)	13,194
Interest expense	(6,287)	(597)	(898)	1,143	(6,639)
Net interest income	5,298	995	262	0	6,555
Credit loss (expense)/ recovery	(108)	9	9	13	(78)
Net interest income after credit loss expense	5,190	1,003	270	13	6,477
Net fee and commission income	6,111	7,288	3,799	(122)	17,076
Net trading income	2,750	438	237	416	3,841
Other income	5,584	95	(46)	(5,002)	632
Total operating income	19,636	8,825	4,261	(4,695)	28,026
Operating expenses					
Personnel expenses	7,991	5,806	1,483	0	15,280
General and administrative expenses	5,621	2,415	1,341	0	9,377
Depreciation and impairment of property, equipment and software	595	139	83	0	817
Amortization and impairment of intangible assets	7	59	16	0	83
Total operating expenses	14,214	8,420	2,922	0	25,557
Operating profit/(loss) before tax	5,421	404	1,339	(4,695)	2,469
Tax expense/(benefit)	949	(2,375)	248	(2)	(1,180)
Net profit/(loss)	4,472	2,779	1,091	(4,693)	3,649
Net profit/(loss) attributable to preferred noteholders	142	0	0	0	142
Net profit/(loss) attributable to non-controlling interests	0	0	5	0	5
Net profit/(loss) attributable to UBS AG shareholders	4,330	2,779	1,086	(4,693)	3,502

¹ Amounts presented for UBS AG (standalone) represent IFRS-standalone information. Refer to the UBS AG standalone financial statements for information prepared in accordance with Swiss GAAP. ² Amounts presented in these columns serve as a basis for preparing UBS AG (consolidated) financial statements in accordance with IFRS.

Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

Supplemental guarantor consolidated statement of comprehensive income

CHF million For the year ended 31 December 2014	UBS AG (standalone) ¹	UBS Americas Inc. ²	Other subsidiaries ²	Elimination entries	UBS AG (consolidated)
Comprehensive income attributable to UBS AG shareholders					
Net profit/(loss)	4,330	2,779	1,086	(4,693)	3,502
Other comprehensive income					
Other comprehensive income that may be reclassified to the income statement					
Foreign currency translation, net of tax	325	928	1,500	(920)	1,834
Financial investments available-for-sale, net of tax	32	78	37	(6)	140
Cash flow hedges, net of tax	693	0	0	0	693
Total other comprehensive income that may be reclassified to the income statement, net of tax	1,050	1,006	1,537	(926)	2,667
Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement					
Defined benefit plans, net of tax	(999)	(167)	(56)	14	(1,208)
Property revaluation surplus, net of tax	0	0	0	0	0
Total other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax	(999)	(167)	(56)	14	(1,208)
Total other comprehensive income	51	838	1,481	(912)	1,459
Total comprehensive income attributable to UBS AG shareholders	4,381	3,617	2,567	(5,605)	4,961
Total comprehensive income attributable to preferred noteholders	260	0	0	0	260
Total comprehensive income attributable to non-controlling interests	0	0	7	0	7
Total comprehensive income	4,641	3,617	2,575	(5,605)	5,229

¹ Amounts presented for UBS AG (standalone) represents IFRS-standalone information. Refer to the UBS AG (standalone) audited financial statements for information prepared in accordance with Swiss GAAP. ² Amounts presented in these columns serve as a basis for preparing UBS AG consolidated financial statements in accordance with IFRS.

Consolidated
financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

Supplemental guarantor consolidated balance sheet

CHF million	UBS AG (standalone) ¹	UBS Americas Inc. ²	Other subsidiaries ²	Elimination entries	UBS AG (consolidated)
As of 31 December 2014					
Assets					
Cash and balances with central banks	95,711	6,440	1,923	0	104,073
Due from banks	32,448	7,099	52,637	(78,850)	13,334
Cash collateral on securities borrowed	33,676	36,033	5,181	(50,827)	24,063
Reverse repurchase agreements	64,496	24,417	30,328	(50,827)	68,414
Trading portfolio assets	101,922	6,697	34,479	(4,943)	138,156
<i>of which: assets pledged as collateral which may be sold or repledged by counterparties</i>	51,476	3,310	6,969	(5,737)	56,018
Positive replacement values	262,073	19,597	51,327	(76,020)	256,978
Cash collateral receivables on derivative instruments	25,501	5,503	14,487	(14,512)	30,979
Financial assets designated at fair value	4,691	481	2,882	(3,562)	4,493
Loans	299,032	43,566	16,553	(43,168)	315,984
Financial investments available-for-sale	42,580	5,403	9,175	0	57,159
Investments in subsidiaries and associates	27,163	2	1	(26,239)	927
Property, equipment and software	5,792	823	238	0	6,854
Goodwill and intangible assets	354	5,381	1,051	0	6,785
Deferred tax assets	4,290	6,479	349	(57)	11,060
Other assets	14,649	9,021	2,256	(2,857)	23,069
Total assets	1,014,379	176,942	222,867	(351,860)	1,062,327
Liabilities					
Due to banks	38,461	38,269	12,611	(78,850)	10,492
Cash collateral on securities lent	33,284	22,961	3,761	(50,827)	9,180
Repurchase agreements	22,087	12,548	28,010	(50,827)	11,818
Trading portfolio liabilities	18,936	4,856	8,234	(4,068)	27,958
Negative replacement values	258,680	19,448	51,993	(76,020)	254,101
Cash collateral payables on derivative instruments	32,106	5,926	18,852	(14,512)	42,372
Financial liabilities designated at fair value	73,857	130	5,598	(4,288)	75,297
Due to customers	362,564	48,236	43,474	(43,294)	410,979
Debt issued	86,894	157	4,312	(156)	91,207
Provisions	2,725	1,268	372	0	4,366
Other liabilities	33,699	17,615	21,985	(2,907)	70,392
Total liabilities	963,293	171,415	199,201	(325,748)	1,008,162
Equity attributable to UBS AG shareholders	49,073	5,527	23,621	(26,113)	52,108
Equity attributable to preferred noteholders	2,013	0	0	0	2,013
Equity attributable to non-controlling interests	0	0	45	0	45
Total equity	51,085	5,527	23,666	(26,113)	54,165
Total liabilities and equity	1,014,379	176,942	222,867	(351,860)	1,062,327

¹ Amounts presented for UBS AG (standalone) represents IFRS-standalone information. Refer to the UBS AG (standalone) audited financial statements for information prepared in accordance with Swiss GAAP. ² Amounts presented in these columns serve as a basis for preparing UBS AG consolidated Financial Statements in accordance with IFRS.

Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

Supplemental guarantor consolidated statement of cash flows

CHF million

For the year ended 31 December 2014

	UBS AG ¹	UBS Americas Inc. ¹	Other subsidiaries ¹	UBS AG (consolidated)
Net cash flow from/(used in) operating activities	7,438	(1,814)	1,608	7,231
Cash flow from/(used in) investing activities				
Purchase of subsidiaries, associates and intangible assets	(18)	0	0	(18)
Disposal of subsidiaries, associates and intangible assets ²	41	9	20	70
Purchase of property, equipment and software	(1,521)	(300)	(94)	(1,915)
Disposal of property, equipment and software	313	14	23	350
Net (investment in)/divestment of financial investments available-for-sale	7,774	(568)	(3,098)	4,108
Net cash flow from/(used in) investing activities	6,589	(845)	(3,149)	2,596
Cash flow from/(used in) financing activities				
Net short-term debt issued/(repaid)	(3,984)	0	1,064	(2,921)
Net movements in treasury shares and own equity derivative activity	(719)	0	0	(719)
Distributions paid on UBS AG shares	(938)	0	0	(938)
Issuance of long-term debt, including financial liabilities designated at fair value	40,272	24	686	40,982
Repayment of long-term debt, including financial liabilities designated at fair value	(32,083)	(494)	(1,632)	(34,210)
Dividends paid and repayments of preferred notes	(110)	0	0	(110)
Net changes of non-controlling interests	0	0	(3)	(3)
Net activity related to group internal capital transactions and dividends	(319)	0	319	0
Net cash flow from/(used in) financing activities	2,118	(470)	434	2,081
Effects of exchange rate differences on cash and cash equivalents	7,394	840	289	8,522
Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents	23,539	(2,289)	(819)	20,430
Cash and cash equivalents at the beginning of the year	77,123	11,249	7,911	96,284
Cash and cash equivalents at the end of the year	100,662	8,960	7,093	116,715
Cash and cash equivalents comprise:				
Cash and balances with central banks	95,711	6,440	1,923	104,073
Due from banks	4,119	2,489	5,164	11,772
Money market paper ³	832	31	6	869
Total	100,662	8,960	7,093	116,715⁴

¹ Cash flow generally represent a third-party view from a UBS AG (consolidated) perspective. ² Includes dividends received from associates. ³ Money market paper is included in the balance sheet under Trading portfolio assets and Financial investments available-for-sale. ⁴ CHF 4,178 million of cash and cash equivalents were restricted.

Consolidated
financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

Supplemental guarantor consolidated income statement

CHF million	UBS AG (standalone) ¹	UBS Americas Inc. ²	Other subsidiaries ²	Elimination entries	UBS AG (consolidated)
For the year ended 31 December 2013					
Operating income					
Interest income	11,308	1,984	1,204	(1,359)	13,137
Interest expense	(7,093)	(695)	(930)	1,366	(7,351)
Net interest income	4,215	1,290	275	6	5,786
Credit loss (expense)/ recovery	(19)	(33)	(3)	5	(50)
Net interest income after credit loss expense	4,196	1,257	271	11	5,736
Net fee and commission income	6,430	6,781	3,079	(4)	16,287
Net trading income	4,922	379	159	(329)	5,130
Other income	499	416	(909)	574	580
Total operating income	16,046	8,833	2,600	252	27,732
Operating expenses					
Personnel expenses	8,099	5,584	1,499	0	15,182
General and administrative expenses	3,959	3,364	1,058	0	8,380
Depreciation and impairment of property, equipment and software	575	133	107	0	816
Amortization and impairment of intangible assets	6	60	17	0	83
Total operating expenses	12,639	9,141	2,681	0	24,461
Operating profit/(loss) before tax	3,408	(307)	(81)	252	3,272
Tax expense/(benefit)	570	(937)	261	(3)	(110)
Net profit/(loss)	2,837	630	(342)	256	3,381
Net profit/(loss) attributable to preferred noteholders	204	0	0	0	204
Net profit/(loss) attributable to non-controlling interests	0	0	5	0	5
Net profit/(loss) attributable to UBS AG shareholders	2,634	630	(347)	256	3,172

¹ Amounts presented for UBS AG (standalone) represent IFRS-standalone information. Refer to the UBS AG standalone financial statements for information prepared in accordance with Swiss GAAP. ² Amounts presented in these columns serve as a basis for preparing UBS AG (consolidated) financial statements in accordance with IFRS.

Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

Supplemental guarantor consolidated statement of comprehensive income

CHF million For the year ended 31 December 2013	UBS AG (standalone) ¹	UBS Americas Inc. ²	Other subsidiaries ²	Elimination entries	UBS AG (consolidated)
Comprehensive income attributable to UBS AG shareholders					
Net profit/(loss)	2,634	630	(347)	256	3,172
Other comprehensive income					
Other comprehensive income that may be reclassified to the income statement					
Foreign currency translation, net of tax	392	(348)	(311)	(204)	(471)
Financial investments available-for-sale, net of tax	17	(163)	(16)	8	(154)
Cash flow hedges, net of tax	(1,520)	0	0	0	(1,520)
Total other comprehensive income that may be reclassified to the income statement, net of tax	(1,112)	(510)	(327)	(196)	(2,145)
Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement					
Defined benefit plans, net of tax	824	110	6	0	939
Property revaluation surplus, net of tax	(6)	0	0	0	(6)
Total other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax	818	110	6	0	933
Total other comprehensive income	(294)	(401)	(321)	(196)	(1,211)
Total comprehensive income attributable to UBS AG shareholders	2,340	229	(668)	60	1,961
Total comprehensive income attributable to preferred noteholders	559	0	0	0	559
Total comprehensive income attributable to non-controlling interests	0	0	4	0	4
Total comprehensive income	2,899	229	(664)	60	2,524

¹ Amounts presented for UBS AG (standalone) represents IFRS-standalone information. Refer to the UBS AG (standalone) audited financial statements for information prepared in accordance with Swiss GAAP. ² Amounts presented in these columns serve as a basis for preparing UBS AG consolidated financial statements in accordance with IFRS.

Consolidated
financial statements

Consolidated financial statements
Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 39 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

Supplemental guarantor consolidated statement of cash flows

CHF million				
For the year ended 31 December 2013	UBS AG ¹	UBS Americas Inc. ¹	Other subsidiaries ¹	UBS AG (consolidated)
Net cash flow from/(used in) operating activities	58,756	(8,311)	3,929	54,374
Cash flow from/(used in) investing activities				
Purchase of subsidiaries, associates and intangible assets	(49)	0	0	(49)
Disposal of subsidiaries, associates and intangible assets ²	136	0	0	136
Purchase of property, equipment and software	(1,032)	(160)	(44)	(1,236)
Disposal of property, equipment and software	545	5	91	639
Net (investment in)/divestment of financial investments available-for-sale	751	6,076	(861)	5,966
Net cash flow from/(used in) investing activities	351	5,922	(815)	5,457
Cash flow from/(used in) financing activities				
Net short-term debt issued/(repaid)	(1,400)	0	(2,890)	(4,290)
Net movements in treasury shares and own equity derivative activity	(341)	0	0	(341)
Capital issuance	1	0	0	1
Distributions paid on UBS AG shares	(564)	0	0	(564)
Issuance of long-term debt, including financial liabilities designated at fair value	27,442	59	513	28,014
Repayment of long-term debt, including financial liabilities designated at fair value	(65,112)	(486)	(3,356)	(68,954)
Dividends paid and repayments of preferred notes	(1,415)	0	0	(1,415)
Net changes of non-controlling interests	0	0	(6)	(6)
Net activity related to group internal capital transactions and dividends	12	23	(35)	0
Net cash flow from/(used in) financing activities	(41,377)	(405)	(5,774)	(47,555)
Effects of exchange rate differences on cash and cash equivalents	(2,329)	(203)	(174)	(2,705)
Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents	15,400	(2,998)	(2,834)	9,569
Cash and cash equivalents at the beginning of the year	61,723	14,247	10,745	86,715
Cash and cash equivalents at the end of the year	77,123	11,249	7,911	96,284
Cash and cash equivalents comprise:				
Cash and balances with central banks	69,808	8,893	2,178	80,879
Due from banks	3,091	2,327	5,699	11,117
Money market paper ³	4,224	28	35	4,288
Total	77,123	11,249	7,911	96,284⁴

¹ Cash flow generally represent a third-party view from a UBS AG (consolidated) perspective. ² Includes dividends received from associates. ³ Money market paper is included in the balance sheet under Trading portfolio assets and Financial investments available-for-sale. ⁴ CHF 4,534 million of cash and cash equivalents were restricted.

Legal entity financial and regulatory information
UBS AG standalone financial statements

UBS AG standalone financial statements

Audited |

Income statement

CHF million	Note	For the year ended		% change from 31.12.14
		31.12.15	31.12.14	
Interest and discount income		6,204	8,653	(28)
Interest and dividend income from trading portfolio		2,602	2,683	(3)
Interest and dividend income from financial investments		199	210	(5)
Interest expense		(5,917)	(6,450)	(8)
Gross interest income		3,088	5,097	(39)
Credit loss (expense)/recovery		(158)	(129)	22
Net interest income		2,929	4,968	(41)
Fee and commission income from securities and investment business		3,416	6,248	(45)
Credit-related fees and commissions		285	492	(42)
Other fee and commission income		110	598	(82)
Fee and commission expense		(1,012)	(1,147)	(12)
Net fee and commission income		2,799	6,192	(55)
Net trading income	3	3,725	3,407	9
Net income from disposal of financial investments		150	147	2
Dividend income from investments in subsidiaries and other participations		1,218	878	39
Income from real estate holdings		565	26	
Sundry ordinary income	4	4,706	4,494	5
Sundry ordinary expenses	4	(831)	(1,816)	(54)
Other income from ordinary activities		5,809	3,729	56
Total operating income		15,263	18,297	(17)
Personnel expenses	5	6,438	6,787	(5)
General and administrative expenses	6	5,615	5,727	(2)
Subtotal operating expenses		12,053	12,514	(4)
Impairment of investments in subsidiaries and other participations		413	415	0
Depreciation and impairment of property, equipment and software		674	596	13
Amortization and impairment of goodwill and other intangible assets		22	20	10
Changes in provisions and other allowances and losses		25	1,484	(98)
Total operating expenses		13,187	15,029	(12)
Operating profit		2,076	3,267	(36)
Extraordinary income	7	10,264	4,850	112
Extraordinary expenses	7	136	57	139
Tax expense/(benefit)	8	220	212	4
Net profit/(loss)		11,984	7,849	53

Balance sheet

CHF million	Note	31.12.15	31.12.14	% change from 31.12.14
Assets				
Cash and balances with central banks		45,125	95,711	(53)
Due from banks		40,611	39,245	3
Receivables from securities financing transactions	9	90,479	100,158	(10)
of which: cash collateral on securities borrowed		27,925	33,676	(17)
of which: reverse repurchase agreements		62,553	66,481	(6)
Due from customers	10	97,401	156,344	(38)
Mortgage loans	10	4,679	155,406	(97)
Trading portfolio assets	12	94,210	107,549	(12)
Positive replacement values	13	20,987	42,385	(50)
Financial investments	14	27,528	42,384	(35)
Accrued income and prepaid expenses		1,708	2,012	(15)
Investments in subsidiaries and other participations		43,791	27,199	61
Property, equipment and software		6,503	5,899	10
Goodwill and other intangible assets		36	33	9
Other assets	15	3,986	3,568	12
Total assets		477,045	777,893	(39)
of which: subordinated assets		5,752	4,257	35
of which: subject to mandatory conversion and/or debt waiver		4,020	0	
Liabilities				
Due to banks		36,669	43,787	(16)
Payables from securities financing transactions	9	55,457	56,460	(2)
of which: cash collateral on securities lent		34,094	33,284	2
of which: repurchase agreements		21,363	23,175	(8)
Due to customers		144,842	397,194	(64)
Trading portfolio liabilities	12	21,179	18,965	12
Negative replacement values	13	24,669	42,911	(43)
Financial liabilities designated at fair value	12,18	58,104	49,803	17
Medium-term notes		0	602	(100)
Bonds issued and loans from central mortgage institutions		72,750	111,302	(35)
Accrued expenses and deferred income		4,356	4,700	(7)
Other liabilities	15	5,505	6,962	(21)
Provisions	11	1,786	2,831	(37)
Total liabilities		425,316	735,517	(42)
Equity				
Share capital	19	386	384	0
General reserve		33,669	28,453	18
of which: statutory capital reserve		38,149	40,782	(6)
of which: capital contribution reserve ¹		38,149	40,782	(6)
of which: statutory earnings reserve		(4,480)	(12,329)	(64)
Voluntary earnings reserve		5,689	5,689	0
Net profit/(loss) for the period		11,984	7,849	53
Total equity		51,728	42,376	22
Total liabilities and equity		477,045	777,893	(39)
of which: subordinated liabilities		16,139	18,538	(13)
of which: subject to mandatory conversion and/or debt waiver		11,858	10,687	11

Legal entity financial and
regulatory information

Legal entity financial and regulatory information
UBS AG standalone financial statements

Balance sheet (continued)

CHF million	31.12.15	31.12.14	% change from 31.12.14
Off-balance sheet items			
Contingent liabilities, gross	27,787	41,872	(34)
Sub-participations	(1,866)	(2,792)	(33)
Contingent liabilities, net	25,920	39,080	(34)
of which: guarantees to third parties related to subsidiaries	19,392	23,140	(16)
of which: credit guarantees and similar instruments	4,224	7,842	(46)
of which: performance guarantees and similar instruments	26	2,555	(99)
of which: documentary credits	2,278	5,543	(59)
Irrevocable commitments, gross	50,901	54,296	(6)
Sub-participations	(1,559)	(1,256)	24
Irrevocable commitments, net	49,342	53,040	(7)
of which: loan commitments	49,342	52,172	(5)
of which: payment commitment related to deposit insurance	0	868	(100)
Forward starting transactions ¹	4,195	9,932	(58)
of which: reverse repurchase agreements	1,626	6,048	(73)
of which: securities borrowing agreements	6	125	(95)
of which: repurchase agreements	2,561	3,758	(32)
of which: securities lending agreements	2	0	
Liabilities for calls on shares and other equity instruments	7	45	(84)

¹ Effective 1 January 2011, the Swiss withholding tax law provides that payments out of the capital contribution reserve are not subject to withholding tax. This law has led to interpretational differences between the Swiss Federal Tax Authorities and companies about the qualifying amounts of capital contribution reserve and the disclosure in the financial statements. In view of this, the Swiss Federal Tax Authorities have confirmed that UBS would be able to repay to shareholders CHF 27.4 billion of disclosed capital contribution reserve (status as of 1 January 2011) without being subject to the withholding tax deduction that applies to dividends paid out of retained earnings. This amount decreased to CHF 23.0 billion as of 31 December 2015 subsequent to distributions in 2012, 2013, 2014 and 2015. The decision about the remaining amount has been deferred to a future point in time. → Cash to be paid in the future by either UBS AG or the counterparty.

Off-balance sheet items

Off-balance sheet items include indemnities and guarantees issued by UBS AG for the benefit of subsidiaries and creditors of subsidiaries.

Where the indemnity amount issued by UBS AG is not specifically defined, the indemnity relates to the solvency or minimum capitalization of a subsidiary, and therefore no amount is included in the table above.

In addition, UBS AG is jointly and severally liable for the value added tax (VAT) liability of Swiss subsidiaries that belong to its VAT group. This contingent liability is not included in the table above.

Guarantee to UBS Limited

UBS AG has issued a guarantee for the benefit of each counterparty of UBS Limited. Under this guarantee, UBS AG irrevocably and unconditionally guarantees each and every obligation that UBS Limited enters into. UBS AG promises to pay to that counterparty on demand any unpaid balance of such liabilities under the terms of the guarantee.

Joint and several liability UBS Switzerland AG

In June 2015, the Personal & Corporate Banking and Wealth Management businesses booked in Switzerland were transferred from UBS AG to UBS Switzerland AG through an asset transfer in accordance with the Swiss Merger Act (refer to "Establishment of UBS Switzerland AG" in this section for more information). Under the Swiss Merger Act, UBS AG assumed joint liability for obligations existing on the asset transfer date, 14 June 2015, which were transferred to UBS Switzerland AG. UBS AG has no liability for new obligations incurred by UBS Switzerland AG after the asset transfer date.

As of the asset transfer date, UBS AG assumed joint liability for approximately CHF 260 billion of obligations of UBS Switzerland AG, excluding the collateralized portion of secured contractual obligations. The joint liability amount declines as obligations mature, terminate or are novated following the asset transfer date. As of 31 December 2015, the joint liability amounted to approximately CHF 55 billion.

As of 31 December 2015, the probability of an outflow under this joint and several liability was assessed to be remote and as a result, the table above does not include any exposures arising under this joint and several liability.

Statement of changes in equity

CHF million	Share capital	Statutory capital reserve	Statutory earnings reserve	Voluntary earnings reserve	Net profit/(loss) for the period	Total equity
Balance as of 1 January 2015	384	40,782	(12,329)	5,689	7,849	42,376
Capital increase	1					1
Dividends and other distributions		(2,633)				(2,633)
Net profit/(loss) appropriation			7,849		(7,849)	0
Net profit/(loss) for the period					11,984	11,984
Balance as of 31 December 2015	386	38,149	(4,480)	5,689	11,984	51,728

Statement of appropriation of retained earnings and proposed dividend distribution

The Board of Directors proposes that the Annual General Meeting of Shareholders (AGM) on 4 May 2016 approves the following appropriation of retained earnings and dividend distribution. Provided that the proposed dividend distribution is approved, the payment of CHF 3,434 million would be made on 12 May 2016 to UBS Group AG. Dividend payments out of retained earnings

are generally subject to Swiss withholding tax. However, as certain conditions are met, the withholding tax related to the dividend distribution from UBS AG to UBS Group AG will be settled with the Swiss Federal Tax Administration through a so-called dividend notification procedure. Under this procedure, effectively no tax will be withheld.

Proposed appropriation of retained earnings

	For the year ended
CHF million	31.12.15
Net profit for the period	11,984
Retained earnings carried forward	0
Total retained earnings available for appropriation	11,984
Proposed appropriation of retained earnings	
Appropriation to general reserve: statutory earnings reserve	(4,480)
Appropriation to voluntary earnings reserve	(4,070)
Dividend distribution	(3,434)
Retained earnings carried forward	0

Notes to the UBS AG standalone financial statements

Note 1 Name, legal form and registered office

UBS AG is incorporated and domiciled in Switzerland. Its registered offices are at Bahnhofstrasse 45, CH-8001 Zurich and Aeschenvorstadt 1, CH-4051 Basel, Switzerland. UBS AG operates under the Swiss Code of Obligations and Swiss Federal Bank-

ing Law as a stock corporation (Aktiengesellschaft), a corporation that has issued shares of common stock to investors. UBS AG is 100% owned by UBS Group AG, the ultimate parent of the UBS Group.

Note 2 Accounting policies

a) Significant accounting policies

UBS AG standalone financial statements are prepared in accordance with Swiss GAAP (FINMA Circular 2015/1 and the Banking Ordinance) in the form of reliable assessment statutory single-entity financial statements. The accounting policies are principally the same as for the consolidated financial statements outlined in Note 1 to the consolidated financial statements. Major differences between the Swiss GAAP requirements and International Financial Reporting Standards are described in Note 38 to the consolidated financial statements. The significant accounting policies applied for the standalone financial statements of UBS AG are discussed below.

Risk management

UBS AG (standalone) is fully integrated into the Group-wide risk management process described in the audited part of the "Risk, treasury and capital management" section of this report.

Further information on the use of derivative instruments and hedge accounting are outlined in Notes 1 and 14 to the consolidated financial statements.

Compensation policy

The compensation structure and processes of UBS AG conform to the compensation principles and framework of UBS Group AG. For detailed information refer to the Compensation Report of UBS Group AG.

Foreign currency translation

Transactions denominated in foreign currency are translated into Swiss francs at the spot exchange rate on the date of the transaction. At the balance sheet date, all monetary assets and liabilities, as well as equity instruments recorded in *Trading portfolio assets* and *Financial investments* denominated in foreign currency, are translated into Swiss francs using the closing exchange rate. Non-monetary items measured at historic cost are translated at the

exchange rate on the date of the transaction. Assets and liabilities of foreign branches are translated into Swiss francs at the closing exchange rate. Income and expense items of foreign branches are translated at weighted average exchange rates for the period. All currency translation effects are recognized in the income statement.

The main currency translation rates used by UBS AG can be found in Note 36 to the consolidated financial statements.

Structured products

Structured products consist of a host contract and one or more embedded derivatives that do not relate to UBS AG's own equity. The embedded derivatives are assessed for bifurcation for measurement purposes and presented in the same balance sheet line as the host contract. By applying the fair value option, certain structured debt instruments are measured at fair value as a whole, and recognized in *Financial liabilities designated at fair value*. Structured debt instruments comprise structured debt instruments issued and structured over-the-counter debt instruments. The fair value option for structured debt instruments can be applied only if the following criteria are cumulatively met:

- the structured debt instrument is measured on a fair value basis and is subject to risk management that is equivalent to risk management for trading activities;
- the application of the fair value option eliminates or significantly reduces an accounting mismatch that would otherwise arise; and
- changes in fair value attributable to changes in unrealized own credit are not recognized in the income statement and the balance sheet.

Fair value changes related to *Financial liabilities designated at fair value*, excluding changes in unrealized own credit, are recognized in *Net trading income*. Interest expense on *Financial liabilities designated at fair value* is recognized in *Interest expense*.

→ Refer to Note 18 for more information

Note 2 Accounting policies (continued)**Investments in subsidiaries and other participations**

Investments in subsidiaries and other participations are equity interests that are held to carry on the business of UBS AG or for other strategic purposes. They include all subsidiaries directly held by UBS AG through which UBS AG conducts its business on a global basis. The investments are measured individually and carried at cost less impairment. The carrying value is tested for impairment when indications for a decrease in value exist, which include incurrence of significant operating losses or a severe depreciation of the currency in which the investment is denominated. If an investment in a subsidiary is impaired, its value is generally written down to the net asset value. Subsequent recoveries in value are recognized up to the original cost value based on either the increased net asset value or a value above the net asset value if, in the opinion of management, forecasts of future profitability provide sufficient evidence that a carrying value above net asset value is supported. Management may exercise its discretion as to what extent and in which period a recovery in value is recognized.

Impairments of investments are presented as *Impairment of investments in subsidiaries and other participations*. Reversals of impairments are presented as *Extraordinary income* in the income statement. Impairments and partial or full reversals of impairments for a subsidiary during the same annual period are determined on a net basis.

Deferred taxes

Deferred tax assets are not recognized in UBS AG's standalone financial statements. However, deferred tax liabilities may be recognized for taxable temporary differences. Changes in the deferred tax liability balance are recognized in the income statement.

Services provided to and received from subsidiaries, affiliated entities and UBS Group AG

Services provided to and received from UBS Group AG or any of its subsidiaries are settled in cash as hard cost transfers or hard revenue transfers paid or received.

When the nature of the underlying transaction between UBS AG and UBS Group AG or any of its subsidiaries contains a single, clearly identifiable service element, related income and expenses are presented in the respective income statement line item, e.g., *Fee and commission income from securities and investment business*, *Other fee and commission income*, *Fee and commission expense*, *Net trading income* or *General and administrative expenses*. To the extent the nature of the underlying transaction

contains various service elements and is not clearly attributable to a particular Income statement line item, related income and expenses are presented in *Sundry ordinary income* and *Sundry ordinary expenses*.

→ Refer to Notes 4 and 6 for more information

Pension and other post-employment benefit plans

Swiss GAAP permits the use of IFRS or Swiss accounting standards for pension and other post-employment benefit plans, with the election made on a plan-by-plan basis.

UBS AG has elected to apply Swiss GAAP (FER 16) for the Swiss pension plan in its standalone financial statements. The requirements of Swiss GAAP are better aligned with the specific nature of Swiss pension plans, which are hybrid in that they combine elements of defined contribution and defined benefit plans, but are treated as defined benefit plans under IFRS. Swiss GAAP requires that the employer contributions to the pension fund are recognized as *Personnel expenses* in the income statement. The employer contributions to the Swiss pension fund are determined as a percentage of contributory compensation. Further, Swiss GAAP requires an assessment as to whether, based on the financial statements of the pension fund prepared in accordance with Swiss accounting standards (FER 26), an economic benefit to, or obligation of, UBS AG arises from the pension fund and is recognized in the balance sheet when conditions are met. Conditions for recording a pension asset or liability would be met if, for example, an employer contribution reserve is available or UBS AG is required to contribute to the reduction of a pension deficit (on a FER 26 basis).

Key differences between Swiss GAAP and IFRS include the treatment of dynamic elements, such as future salary increases and future interest credits on retirement savings, which are not considered under the static method used in accordance with Swiss GAAP. Also, the discount rate used to determine the defined benefit obligation in accordance with IFRS is based on the yield of high-quality corporate bonds of the market in the respective pension plan country. The discount rate used in accordance with Swiss GAAP, i.e., the technical interest rate, is determined by the Pension Foundation Board based on the expected returns of the Board's investment strategy.

→ Refer to Note 20 for more information

UBS AG has elected to apply IFRS (IAS 19) for its non-Swiss defined benefit plans. However, remeasurements of the defined benefit obligation and the plan assets are recognized in the income statement rather than directly in equity. For corresponding disclosures in accordance with IAS 19 requirements, refer to Note 28 to the consolidated financial statements.

Legal entity financial and regulatory information

Note 2 Accounting policies (continued)

Subordinated assets and liabilities

Subordinated assets are comprised of claims that arise from an irrevocable written declaration where in the event of liquidation, bankruptcy or restructuring of the debtor, rank after the claims of all other creditors and may not be offset against amounts payable to the debtor nor secured by its assets. Subordinated liabilities are comprised of corresponding obligations.

Subordinated assets and liabilities that contain a point-of-non-viability clause in accordance with Swiss capital requirements per articles 29 and 30 of the Capital Adequacy Ordinance are disclosed as being *subject to mandatory conversion and/or debt*

waiver and provide for the claim or the obligation to be written off or converted into equity in the event that the issuing bank reaches a point of non-viability.

Dispensations in the standalone financial statements

As UBS AG prepares consolidated financial statements in accordance with IFRS, UBS AG is exempt from various disclosures in the standalone financial statements. The dispensations include the management report, the statement of cash flows and various note disclosures, as well as the publication of interim financial statements.

b) Changes in accounting policies, comparability and other adjustments

Comparative period figures

Comparative figures presented for 31 December 2014 include the Personal & Corporate Banking and Wealth Management businesses booked in Switzerland, which were transferred from UBS AG to UBS Switzerland AG effective 1 April 2015.

→ Refer to "Establishment of UBS Switzerland AG" within this section of the report for more information

Furthermore, as explained in further detail below, UBS AG adopted the revisions to Swiss GAAP retrospectively from 1 January 2015. The comparative 2014 income statement and balance sheet were only amended for changes in presentation. Also, no comparatives are provided for Note disclosures that are newly required under revised Swiss GAAP, as UBS AG made use of the available transition relief.

Lastly, UBS AG re-assessed the presentation of hard cost and revenue transfers and 2015 figures are presented on a revised basis, while comparative 2014 amounts were not amended. Further details are provided on the next page.

Amendment of accounting standards applicable to banks and securities dealers

The Swiss Law on Accounting and Financial Reporting (32nd title of the Swiss Code of Obligations) was revised in 2011 and became effective on 1 January 2013 with a transition period of two years (i.e., is effective for annual periods beginning on or after 1 January 2015). Following this change, the accounting standards applicable to banks and securities dealers were amended accordingly. On 30 April 2014, the Swiss Federal Council passed the amended

Banking Ordinance, and on 3 June 2014 the new FINMA Circular 2015/1 Accounting – banks was published. Revised Swiss GAAP, in accordance with the amended Banking Ordinance and the new FINMA Circular, is effective for annual periods beginning on or after 1 January 2015. UBS AG made use of transition relief for interim reporting from the first to third quarter of 2015 and adopted revised Swiss GAAP as of 1 November 2015 for the 2015 annual financial statements, retrospectively from 1 January 2015.

The main transition effects on the UBS AG standalone financial statements from this adoption are summarized below.

Recognition and measurement changes

The scope of the fair value option was increased to include structured debt instruments with embedded derivatives that are clearly and closely related to the host debt contracts. As a result, structured debt instruments with a fair value in the amount of CHF 19.3 billion were reclassified to *Financial liabilities designated at fair value from Due to customers and Bonds issued and loans from central mortgage institutions*. The transition impact from measuring those structured debt instruments at fair value was CHF 190 million, which was recognized as a decrease to *Net trading income* in 2015.

Own bonds held in the amount of CHF 4.9 billion previously recognized within *Trading portfolio assets* were offset against bonds issued recognized within *Financial liabilities designated at fair value and Bonds issued and loans from central mortgage institutions*. An accumulated measurement difference between own bonds held and own bonds issued in the amount of CHF 25 million was recognized as a decrease to *Net trading income* in 2015.

A reduction of the useful life of certain intangible assets from 20 to 10 years had an immaterial impact on the income statement and balance sheet.

Note 2 Accounting policies (continued)

Revision to Swiss GAAP: presentational balance sheet changes

CHF million	Former Swiss GAAP 31.12.14	Revised Swiss GAAP 31.12.14	Absolute change 31.12.14
Total assets	777,893	777,893	0
of which: Money market paper	10,966		(10,966)
of which: Trading portfolio assets	101,820	107,549	5,729
of which: Financial investments	37,154	42,384	5,230
of which: Due from banks	112,649	39,245	(73,404)
of which: Due from customers	183,091	156,344	(26,747)
of which: Receivables from securities financing transactions		100,158	100,158
Total liabilities	735,517	735,517	0
of which: Money market paper issued	34,235		(34,235)
of which: Bonds issued and loans from central mortgage institutions	77,067	111,302	34,235
of which: Due to banks	94,952	43,787	(51,165)
of which: Due to customers on savings and deposit accounts	112,709		(112,709)
of which: Other amounts due to customers	289,779		(289,779)
of which: Due to customers		397,194	397,194
of which: Payables from securities financing transactions		56,460	56,460

Presentation and disclosure changes

The presentation order of certain items in the income statement was amended and different sub-totals were added to the income statement. Furthermore, *Credit loss (expense)/recovery* is now included within *Net interest income*, whereas previously this was included within *Allowances, provisions and losses*. The comparative income statement for 2014 was amended accordingly and as a result, *Net interest income* and *Total operating income* decreased by CHF 129 million with a corresponding increase in *Changes in provisions and other allowances and losses*, reflecting the aforementioned change in presentation of *Credit loss (expense)/recovery*. There was no impact on net profit or equity.

The structure of the balance sheet was also amended. Money market paper held and money market paper issued are no longer shown as separate balance sheet line items but are instead reported within *Trading portfolio assets*, *Financial investments*, *Due from customers* and *Bonds issued and loans from central mortgage institutions*. Conversely, *Receivables from securities financing transactions* and *Payables from securities financing transactions* are now shown separately, whereas previously these receivables and payables were reported within *Due from banks*, *Due from customers*, *Due to banks* and *Due to customers*. Lastly, the previously disclosed balance sheet lines *Due to customers on savings and deposit accounts* and *Other amounts due to customers*

were combined into *Due to customers*. The table above provides the quantitative effect on the balance sheet as of 31 December 2014 from these presentational changes.

In addition to the aforementioned changes to the income statement and balance sheet, certain Notes have been added to the financial statements.

Presentation of internal hard transfers

During 2015, UBS re-assessed the presentation of hard cost and revenue transfers between UBS AG and its subsidiaries, affiliated entities and UBS Group AG, and aligned the presentation of the related income and expenses with the underlying nature of the transaction for the year ended 31 December 2015, without adjusting comparative period amounts. When the nature of the underlying transaction contains a single, clearly identifiable service element, related income and expenses are newly presented in the respective income statement line item. Only to the extent that the nature of the underlying transaction contains various service elements and is not clearly attributable to a particular Income statement line item, related income and expenses continue to be presented in *Sundry ordinary income* and *Sundry ordinary expenses*.

Legal entity financial and regulatory information

Legal entity financial and regulatory information
Notes to the UBS AG standalone financial statements

Note 3a Net trading income by business

CHF million	For the year ended		% change from
	31.12.15	31.12.14	31.12.14
Investment Bank Corporate Client Solutions	318	56	467
Investment Bank Investor Client Services	3,203	3,039	5
Other business divisions and Corporate Center	205	313	(35)
Total net trading income	3,725	3,407	9

Note 3b Net trading income by underlying risk category

CHF million	For the year ended
	31.12.15
Interest rate instruments (including funds)	(346)
Foreign exchange instruments	1,912
Equity instruments (including funds)	1,822
Credit instruments	290
Precious metals / commodities	47
Total net trading income	3,725
<i>of which: net gains/(losses) from financial liabilities designated at fair value¹</i>	<i>3,139</i>

¹ Excludes fair value changes of hedges related to financial liabilities designated at fair value and foreign currency effects arising from translating foreign currency transactions into the respective functional currency, both of which are reported within net trading income.

Note 4 Sundry ordinary income and expenses

CHF million	For the year ended		% change from
	31.12.15	31.12.14	31.12.14
Gains from sale of loans and receivables	23	47	(52)
Income from hard cost transfers ^{1,2}	4,580	2,498	83
Income from hard revenue transfers ²	18	1,853	(99)
Other	86	96	(11)
Total sundry ordinary income	4,706	4,494	5
Losses from early redemption of debt	(275)	(4)	
Expenses from hard revenue transfers ²	(497)	(1,772)	(72)
Other	(59)	(40)	47
Total sundry ordinary expenses	(831)	(1,816)	(54)

¹ Represents income received from UBS Group AG and subsidiaries in the UBS Group for services provided by UBS AG. Services provided by UBS AG primarily related to Corporate Center functions. ² Refer to Note 2b for more information.

Note 5 Personnel expenses

	For the year ended
CHF million	31.12.15
Salaries	3,459
Variable compensation – performance awards	1,707
Variable compensation – other	191
Contractors	303
Social security	408
Pension and other post-employment benefit plans	122
<i>of which: value adjustments for economic benefits or obligations from pension funds¹</i>	<i>(318)</i>
Wealth Management Americas: Financial advisor compensation	8
Other personnel expenses	240
Total personnel expenses	6,438

¹ Reflects the remeasurement of the defined benefit obligation and return on plan assets for the non-Swiss defined benefit plans where UBS AG applies IAS 19.

Note 6 General and administrative expenses

	For the year ended
CHF million	31.12.15
Occupancy	588
Rent and maintenance of IT equipment	383
Communication and market data services	322
Administration ¹	1,413
<i>of which: hard cost transfers paid</i>	<i>955</i>
Marketing and public relations	283
Travel and entertainment	226
Fees to audit firms	53
<i>of which: financial and regulatory audits</i>	<i>44</i>
<i>of which: audit related services</i>	<i>6</i>
<i>of which: tax and other services</i>	<i>3</i>
Other professional fees	776
Outsourcing of IT and other services	1,571
Total general and administrative expenses	5,615

¹ Includes hard cost transfers paid to UBS Group AG and subsidiaries in the UBS Group for services provided to UBS AG.

Legal entity financial and
regulatory information

Legal entity financial and regulatory information
Notes to the UBS AG standalone financial statements

Note 7 Extraordinary income and expenses

CHF million	For the year ended		% change from
	31.12.15	31.12.14	31.12.14
Gains from disposals of subsidiaries and other participations	334	96	249
Reversal of impairments and provisions of subsidiaries and other participations	9,551	4,646	106
Prior period related income	0	63	(100)
Other extraordinary income	379	45	735
Total extraordinary income	10,264	4,850	112
Losses from disposals of subsidiaries and other participations	1	0	
Prior period related expenses	0	55	(100)
Other extraordinary expenses	134	2	
Total extraordinary expenses	136	57	139

In the third quarter of 2015, UBS AG contributed its participations in UBS Americas Inc., UBS Securities LLC and three Asset Management subsidiaries into UBS Americas Holding LLC, a direct subsidiary of UBS AG. This contribution was made at a fair value of CHF

21.2 billion, resulting in a gain of CHF 10.0 billion that was recognized in the income statement, largely as extraordinary income, and which increased UBS AG's investment value in UBS Americas Holding LLC.

Note 8 Taxes

CHF million	For the year ended
	31.12.15
Income tax expense/(benefit)	186
of which: current	185
of which: deferred	1
Capital tax	34
Total tax expense/(benefit)	220

For the year ended 31 December 2015, the average tax rate, defined as income tax expense divided by the sum of operating profit and extraordinary income minus extraordinary expenses and capital tax, was 1.5%. Income tax expense for the year ended

31 December 2015 includes a benefit of CHF 3,188 million from the utilization of tax losses carried forward in UBS AG's main tax jurisdictions.

Note 9 Securities financing transactions

CHF billion	31.12.15
On-balance sheet	
Receivables from securities financing transactions, gross	133.3
Netting of securities financing transactions	(42.8)
Receivables from securities financing transactions, net	90.5
Payables from securities financing transactions, gross	98.2
Netting of securities financing transactions	(42.8)
Payables from securities financing transactions, net	55.5
Assets pledged as collateral in connection with securities financing transactions	54.0
of which: trading portfolio assets	52.8
of which: assets which may be sold or repledged by counterparties	51.9
of which: financial investments	1.2
of which: assets which may be sold or repledged by counterparties	1.2
Off-balance sheet	
Fair value of assets received as collateral in connection with securities financing transactions	249.9
of which: repledged	183.0
of which: sold in connection with short sale transactions	21.2

Note 10a Collateral for loans and off-balance sheet transactions

CHF million	31.12.15				Total
	Secured			Unsecured	
	Secured by collateral		Secured by other credit enhancements ²		
	Real estate	Other collateral ¹			
On-balance sheet					
Due from customers, gross	4	64,223	1,457	31,947 ³	97,630
Mortgage loans, gross	4,681	0	0	0	4,681
of which: residential mortgages	4,605				4,605
of which: office and business premises mortgages	4				4
of which: industrial premises mortgages	44				44
of which: other mortgages	28				28
Total on-balance sheet, gross	4,684	64,223	1,457	31,947	102,311
Allowances	(2)	(152)	0	(77)	(231)
Total on-balance sheet, net	4,683	64,071	1,457	31,870	102,080
Off-balance sheet					
Contingent liabilities, gross	0	2,121	2,093	23,573	27,787
Irrevocable commitments, gross	456	9,673	7,515	33,256	50,901
Forward starting reverse repurchase and securities borrowing transactions	0	1,632	0	0	1,632
Liabilities for calls on shares and other equities	0	0	0	7	7
Total off-balance sheet	456	13,425	9,608	56,837	80,327

¹ Mainly comprised of cash and securities. ² Includes credit default swaps and guarantees. ³ Primarily comprised of amounts due from subsidiaries.

Legal entity financial and
regulatory information

Legal entity financial and regulatory information
Notes to the UBS AG standalone financial statements

Note 10b Impaired financial instruments

CHF million	31.12.15			
	Gross impaired financial instruments	Allowances and provisions	Estimated liquidation proceeds of collateral	Net impaired financial instruments
Amounts due from customers	474	229	0	245
Mortgage loans	5	2	4	0
Guarantees and loan commitments	17	3	0	14
Total impaired financial instruments	496	234	4	259

Note 11a Allowances

CHF million	Balance as of 31.12.14	Increase recognized in the income statement	Release recognized in the income statement	Write-offs	Recoveries and past due interest	Reclassifications/other ¹	Foreign currency translation	Transfer to UBS Switzerland AG	Balance as of 31.12.15
Specific allowances for amounts due from customers and mortgage loans	655	198	(39)	(18)	21	44	(18)	(611)	231
Specific allowances for due from banks	12	0	0	0	0	0	0	(12)	0
Collective allowances ¹	5	0	(1)	0	0	0	0	(5)	0
Other allowances	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Total allowances	673	198	(40)	(18)	21	44	(18)	(628)	231

¹ Mainly relates to amounts due from customers. ² Includes CHF 47 million related to a specific allowance for amounts due from customers, which was recognized in a prior period.

Note 11b Provisions

CHF million	Balance as of 31.12.14	Increase recognized in the income statement	Release recognized in the income statement	Provisions used in conformity with designated purpose	Recoveries	Reclassifications	Foreign currency translation	Transfer to UBS Switzerland AG	Balance as of 31.12.15
Default risk related to loan commitments and guarantees	23	3	(3)	0	0	3	0	(23)	3
Operational risks	28	8	(5)	(3)	0	0	(2)	(7)	20
Litigation, regulatory and similar matters ¹	1,881	95	(73)	(720)	0	0	(17)	(103)	1,063
Restructuring	329	158	(40)	(160)	7	0	3	(9)	288
Real estate ²	83	26	(1)	(16)	3	0	(1)	0	94
Employee benefits	208	4	(15)	0	2	0	(7)	(27)	165
Parental support to subsidiaries	97	0	0	0	0	0	0	0	96
Deferred taxes	10	1	0	0	0	0	(1)	0	10
Other	172	6	(15)	(112)	0	0	0	(5)	47
Total provisions	2,831	301	(152)	(1,011)	12	3	(24)	(174)	1,786

¹ Includes provisions for litigation resulting from security risks. ² Includes provisions for onerous lease contracts of CHF 25 million as of 31 December 2015 (31 December 2014: CHF 14 million) and reinstatement cost provisions for leasehold improvements of CHF 69 million as of 31 December 2015 (31 December 2014: CHF 70 million).

Note 12 Trading portfolio and other financial instruments measured at fair value

CHF million	31.12.15
Assets	
Trading portfolio assets	94,210
of which: debt instruments ¹	22,261
of which: listed	13,831
of which: equity instruments	70,035
of which: precious metals and other physical commodities	1,915
Total assets measured at fair value	94,210
of which: fair value derived using a valuation model	18,783
of which: securities eligible for repurchase transactions in accordance with liquidity regulations	15,894
Liabilities	
Trading portfolio liabilities	21,179
of which: debt instruments ¹	4,190
of which: listed	3,899
of which: equity instruments	16,989
Financial liabilities designated at fair value ²	58,104
Total liabilities measured at fair value	79,283
of which: fair value derived using a valuation model	60,520

¹ Includes money market paper. ² Refer to Note 18 for more information.

Legal entity financial and
regulatory information

Legal entity financial and regulatory information
Notes to the UBS AG standalone financial statements

Note 13 Derivative instruments

CHF billion	31.12.15		Total notional values
	PRV ²	NRV ³	
Interest rate contracts			
Forwards ¹	0.1	0.3	2,458
Swaps	69.3	60.7	7,636
<i>of which: designated in hedge accounting relationships</i>	0.4	0.0	6
Futures	0.0	0.0	335
Over-the-counter (OTC) options	17.4	19.2	1,132
Exchange-traded options	0.0	0.0	208
Total	86.9	80.1	11,769
Foreign exchange contracts			
Forwards	17.7	16.5	1,388
Interest and currency swaps	38.8	38.0	2,837
Futures	0.0	0.0	8
Over-the-counter (OTC) options	9.6	9.3	975
Exchange-traded options	0.0	0.0	8
Total	66.1	63.8	5,217
Equity/index contracts			
Forwards	0.1	0.1	15
Swaps	3.5	4.6	150
Futures	0.0	0.0	25
Over-the-counter (OTC) options	4.7	6.7	156
Exchange-traded options	5.5	6.5	231
Total	13.8	18.0	577
Credit derivative contracts			
Credit default swaps	6.0	5.9	318
Total return swaps	0.6	0.7	12
Other	0.0	0.0	4
Total	6.7	6.5	334
Commodity, precious metals and other contracts			
Forwards	0.3	0.3	5
Swaps	0.7	0.5	19
Futures	0.0	0.0	8
Over-the-counter (OTC) options	0.9	0.6	19
Exchange-traded options	0.7	0.9	11
Total	2.5	2.3	63
Total before netting as of 31 December 2015	176.0	170.7	17,960
<i>of which: trading derivatives</i>	<i>175.6</i>	<i>170.7</i>	
<i>of which: fair value derived using a valuation model</i>	<i>175.2</i>	<i>170.3</i>	
<i>of which: derivatives designated in hedge accounting relationships</i>	<i>0.4</i>	<i>0.0</i>	
<i>of which: fair value derived using a valuation model</i>	<i>0.4</i>	<i>0.0</i>	
Netting with cash collateral payables/receivables	(18.7)	(9.7)	
Replacement value netting	(136.3)	(136.3)	
Total after netting as of 31 December 2015	21.0	24.7	
<i>of which: with central clearing counterparties</i>	<i>0.0</i>	<i>0.6</i>	
<i>of which: with bank and broker-dealer counterparties</i>	<i>7.4</i>	<i>9.2</i>	
<i>of which: other client counterparties</i>	<i>13.6</i>	<i>14.9</i>	
CHF billion	31.12.14		Total notional values
	PRV ²	NRV ³	
Total before netting as of 31 December 2014	262.2	258.7	25,017
Netting with cash collateral payables/receivables	(20.0)	(16.0)	
Replacement value netting	(199.8)	(199.8)	
Total after netting as of 31 December 2014	42.4	42.9	

¹ Includes forward rate agreements. ² PRV: positive replacement values. ³ NRV: negative replacement values.

Note 14a Financial investments by instrument type

CHF million	31.12.15	
	Carrying value	Fair value
Debt instruments available-for-sale	27,296	27,354
Equity instruments	223	234
of which: qualified participations [†]	133	137
Property	9	9
Total financial investments	27,528	27,598
of which: securities eligible for repurchase transactions in accordance with liquidity regulations	27,127	27,181

[†] Qualified participations are investments in which UBS AG holds 10% or more of the total capital or has at least 10% of total voting rights.

Note 14b Financial investments by counterparty rating – debt instruments

CHF million	31.12.15
Internal UBS rating [†]	
0-1	26,632
2-3	653
4-5	0
6-8	0
9-13	0
Non-rated	10
Total financial investments	27,296

[†] Refer to Note 17 for more information.

Note 15a Other assets

CHF million	% change from		
	31.12.15	31.12.14	31.12.14
Settlement and clearing accounts	116	348	(67)
VAT and other indirect tax receivables	226	179	26
Bail deposit [†]	1,210	1,323	(9)
Other	2,435	1,718	42
of which: other receivables from UBS Group AG and subsidiaries in the UBS Group	1,850	1,344	38
Total other assets	3,986	3,568	12

[†] Refer to Item 1 in Note 22b to the consolidated financial statements for more information.

Note 15b Other liabilities

CHF million	% change from		
	31.12.15	31.12.14	31.12.14
Deferral position for hedging instruments	2,826	3,597	(21)
Settlement and clearing accounts	232	720	(68)
Net defined benefit liabilities	129	680	(81)
VAT and other indirect tax payables	110	232	(53)
Other	2,208	1,732	27
of which: other payables to UBS Group AG and subsidiaries in the UBS Group	1,694	818	107
Total other liabilities	5,505	6,962	(21)

Legal entity financial and
regulatory information

Legal entity financial and regulatory information
Notes to the UBS AG standalone financial statementsNote 16 Pledged assets¹

The table below provides information on assets that are primarily pledged in connection with derivative transactions. Information for 31 December 2014 included loans pledged to Swiss mortgage institutions and in connection with the issuance of covered bonds.

These loans were transferred to UBS Switzerland AG during 2015.

The table excludes securities financing transactions.

→ Refer to Note 9 for more information on securities financing transactions

CHF million	31.12.15		31.12.14	
	Carrying value of pledged assets	Effective commitment	Carrying value of pledged assets	Effective commitment
Mortgage loans ²	0	0	27,973	21,643
Securities	2,597	258	1,568	0
Pledges of precious metals to subsidiaries and other	0	0	1,153	0
Total pledged assets	2,597	258	30,694	21,643

¹ Excludes assets placed with central banks related to undrawn credit lines and for payment, clearing and settlement purposes (31 December 2015: CHF 2.1 billion, 31 December 2014: CHF 4.9 billion). ² These pledged mortgage loans serve as collateral for existing liabilities against Swiss central mortgage institutions and for existing covered bond issuances. Of these pledged mortgage loans, approximately CHF 0 billion as 31 December 2015 (31 December 2014: approximately CHF 4.5 billion) could be withdrawn or used for future liabilities or covered bond issuances without breaching existing collateral requirements.

Note 17 Country risk of total assets

The table below provides a breakdown of total non-Swiss assets by credit rating. These credit ratings represent the sovereign credit rating of the country to which the ultimate risk of the underlying asset is related. The ultimate risk country on unsecured loan positions is the domicile of the immediate borrower, or, in the case of a legal entity, the domicile of the ultimate parent entity. For collateralized or guaranteed positions, the ultimate risk country is the domicile of the provider of the collateral or guarantor, or, if applicable, the domicile of the ultimate parent entity of the pro-

vider of the collateral or guarantor. For mortgage loans, the ultimate risk country is the country where the real estate is located. Similarly, the ultimate risk country of property and equipment is the country where the property and equipment is located. Assets for which Switzerland is the ultimate risk country are provided separately in order to reconcile to total balance sheets assets.

→ Refer to the "Risk management and control" section of this report for more information

						31.12.15	
Classification	Internal UBS rating	Description	Moody's Investors Service	Standard & Poor's	Fitch	CHF million	%
	0 and 1	Investment grade	Aaa	AAA	AAA	227,855	48
	2		Aa1 to Aa3	AA+ to AA-	AA+ to AA-	141,073	30
Low risk	3		A1 to A3	A+ to A-	A+ to AA-	39,846	8
	4		Baa1 to Baa2	BBB+ to BBB	BBB+ to BBB	19,053	4
Medium risk	5		Baa3	BBB-	BBB-	4,399	1
	6	Sub-investment grade	Ba1	BB+	BB+	2,430	1
	7		Ba2	BB	BB	84	0
	8		Ba3	BB-	BB-	73	0
High risk	9		B1	B+	B+	173	0
	10		B2	B	B	93	0
	11		B3	B-	B-	954	0
	12		Caa	CCC	CCC	216	0
Very high risk	13		Ca to C	CC to C	CC to C	82	0
Distressed	Default	Defaulted	D	D	D	5	0
Subtotal						436,336	91
Switzerland						40,709	9
Total assets						477,045	100

Note 18 Structured debt instruments

The table below provides a breakdown of financial liabilities designated at fair value which are considered structured debt instruments.

CHF million	31.12.15
Fixed rate bonds with structured features	3,017
Structured debt instruments issued:	
Equity-linked	30,236
Rates-linked	16,118
Credit-linked	2,949
Commodities-linked ¹	1,075
FX-linked	218
Structured over-the-counter debt instruments	4,491
Total financial liabilities designated at fair value	58,104

¹ Includes precious metals-linked debt instruments issued.

In addition to financial liabilities designated at fair value, certain structured debt instruments were reported within the balance sheet lines *Bonds issued and loans from central mortgage institutions* and *Due to customers*. These instruments were bifurcated for measurement purposes. As of 31 December 2015, the carry-

ing values of the host instruments amounted to CHF 3,304 million and CHF 320 million, respectively. The carrying values of the bifurcated embedded derivatives were negative CHF 126 million and positive CHF 66 million, respectively.

Note 19a Share capital

	31.12.15			31.12.14		
	Par value in CHF	Number of shares	Of which: dividend bearing	Par value in CHF	Number of shares	Of which: dividend bearing
Share capital ¹	385,840,847	3,858,408,466	3,858,408,466	384,456,091	3,844,560,913	3,842,445,658
of which: shares outstanding	385,840,847	3,858,408,466	3,858,408,466	384,244,566	3,842,445,658	3,842,445,658
of which: treasury shares held by UBS AG				211,526	2,115,255	
Conditional share capital	55,235,276	552,352,759		51,620,031	516,200,312	
of which: capital increase during the year	1,384,755	13,847,553		255,884	2,558,844	

¹ Registered shares issued.

UBS AG's share capital is fully paid up. Each share has a par value of CHF 0.10 and entitles the holder to one vote at the UBS AG shareholder's meeting, if entered into the share register as having the right to vote, as well as a proportionate share of distributed dividends. UBS AG does not apply any restrictions or limitations on the transferability of shares.

Treasury shares

As of 1 January 2015, UBS AG held 2,115,255 treasury shares, which were exchanged with UBS Group AG shares in 2015.

Non-distributable reserves

Non-distributable reserves consist of 50% of the share capital of UBS AG, amounting to CHF 193 million as of 31 December 2015.

Non-cash dividends

During 2015, shares issued by UBS AG increased by 13,847,553 shares due to the issuance of new UBS AG shares out of conditional share capital upon distribution of a share dividend in May 2015.

As part of the establishment of UBS Business Solutions AG, UBS AG transferred its participation in the Poland Service Center as a dividend-in-kind at book value of CHF 5 million to UBS Group AG.

Legal entity financial and regulatory information

Legal entity financial and regulatory information
Notes to the UBS AG standalone financial statements

Note 19b Significant shareholders

CHF million, except where indicated	31.12.15		31.12.14	
	Share capital held	Shares held (%)	Share capital held	Shares held (%)
Significant direct shareholder of UBS AG				
UBS Group AG	386	100	372	97
Significant indirect shareholders of UBS AG				
Chase Nominees Ltd., London	35	9	34	9
GIC Private Limited, Singapore	25	6	25	7
DTC (Cede & Co.), New York ¹	24	6	21	6
Northtrust Nominees Ltd, London	14	4	13	4

¹ DTC (Cede & Co.), New York, "The Depository Trust Company", is a US securities clearing organization.

Significant shareholders presented in this Note are those that, directly or indirectly, hold 3% or more of UBS AG's total share capital. The sole direct shareholder of UBS AG is UBS Group AG, which holds 100% of UBS AG shares. These shares entitle to voting rights. Indirect shareholders of UBS AG included in the table above comprise direct shareholders of UBS Group AG, who are entered into the UBS Group AG share register. The shares and

share capital of UBS AG held by indirect shareholders represent their relative holding of UBS Group AG shares. They do not have voting rights in UBS AG.

→ Refer to Note 22 to the UBS Group AG standalone financial statements for more information on significant shareholders of UBS Group AG

Note 20 Swiss pension plan and non-Swiss defined benefit plans

a) Liabilities related to Swiss pension plan and non-Swiss defined benefit plans

CHF million	31.12.15	31.12.14
Provision for Swiss pension plan	0	0
Net defined benefit liabilities for non-Swiss defined benefit plans	129	680
Total provision for Swiss pension plan and net defined benefit liabilities for non-Swiss defined benefit plans	129	680
Bank accounts at UBS and UBS debt instruments held by Swiss pension fund	260	385
UBS derivative financial instruments held by Swiss pension fund	27	102
Total liabilities related to Swiss pension plan and non-Swiss defined benefit plans	416	1,168

b) Swiss pension plan

CHF million	As of or for the year ended	
	31.12.15	31.12.14
Pension plan surplus ¹	2,243	4,572
Economic benefit/(obligation) of UBS AG	0	0
Change in economic benefit/obligation recognized in the income statement	0	0
Employer contributions for the period recognized in the income statement	270	444
Performance rewards related employer contributions accrued	30	45
Total pension expense recognized in the income statement within Personnel expenses	300	489

¹ The pension plan surplus is determined in accordance with FER 26 and consists of the reserve for the fluctuation in asset value. The surplus did not represent an economic benefit for UBS AG in accordance with FER 16 as of 31 December 2015 or 31 December 2014.

UBS AG has elected to apply FER 16 for the Swiss pension plan and IAS 19 for its UK and other non-Swiss defined benefit plans.

→ Refer to Note 28 to the consolidated financial statements for more information on non-Swiss defined benefit plans in accordance with IAS 19

The Swiss pension plan had no employer contribution reserve in 2015 or 2014.

Note 21 Share-based compensation

Following the establishment of UBS Group AG as the ultimate holding company of the UBS Group, the obligations of UBS AG as grantor of certain outstanding awards under employee share, option, notional fund and deferred cash compensation plans were transferred to UBS Group AG. Expenses for such awards granted to UBS AG employees are charged by UBS Group AG to UBS AG. Obligations relating to deferred compensation plans which are required to be, and have been, granted by employing and/or

sponsoring subsidiaries, such as UBS AG, have not been assumed by UBS Group AG and will continue on this basis. Furthermore, obligations related to other compensation vehicles, such as defined benefit pension plans and other local awards, have not been assumed by UBS Group AG and are retained by the relevant employing and/or sponsoring subsidiaries, such as UBS AG.

→ Refer to Note 29 to the consolidated financial statements for more information

Note 22 Related parties

Transactions with related parties are conducted at internally agreed transfer prices, at arm's length, or with respect to loans, fixed advances and mortgages to non-independent members of

the Board of Directors and Group Executive Board members on the same terms and conditions that are available to other employees.

CHF million	31.12.15	
	Amounts due from	Amounts due to
Qualified shareholders	581	5,776
of which: Due from/to customers	567	5,171
Subsidiaries	119,900	87,059
of which: Due from/to banks	37,278	28,685
of which: Due from/to customers	23,308	8,558
of which: Receivables/payables from securities financing transactions	54,422	44,149
Affiliated entities	117	5,752
of which: Due from/to customers	39	5,699
Members of the Board of Directors and Group Executive Board	33	
External auditors		20
Other related parties ¹	9	

¹ Primarily relates to UBS Securities Co. Limited, Beijing, in which UBS AG has a 24.99% equity interest.

As of 31 December 2015, off-balance sheet positions related to subsidiaries amounted to CHF 26.5 billion, of which CHF 19.4 billion were guarantees to third parties and CHF 5.3 billion were loan commitments.

Note 23 Fiduciary transactions

CHF million	31.12.15		% change from
	31.12.15	31.12.14	31.12.14
Fiduciary deposits	310	5,869	(95)
of which: placed with third-party banks	310	5,853	(95)
of which: placed with subsidiaries and affiliated entities	0	16	(100)
Total fiduciary transactions	310	5,869	(95)

Fiduciary transactions encompass transactions entered into or granted by UBS AG that result in holding or placing assets on behalf of individuals, trusts, defined benefit plans and other institutions. Unless the recognition criteria for the assets are satisfied, these assets and the related income are excluded from UBS AG's balance sheet and income statement, but disclosed in this Note as

off-balance sheet fiduciary transactions. Client deposits that are initially placed as fiduciary transactions with UBS AG may be recognized on UBS AG's balance sheet in situations in which the deposit is subsequently placed within UBS AG. In such cases, these deposits are not reported in the table above.

Legal entity financial and regulatory information

Legal entity financial and regulatory information
Notes to the UBS AG standalone financial statements

Note 24a Invested assets and net new money

	For the year ended
CHF billion	31.12.15
Fund assets managed	11
Discretionary assets	166
Other invested assets	311
Total invested assets	488
of which: double count	2
Net new money	0.0

Note 24b Development of invested assets

	For the year ended
CHF billion	31.12.15
Total invested assets at the beginning of the year ¹	1,076
Net new money	0
Market movements ²	8
Foreign currency translation	(29)
Transfer to UBS Switzerland AG	(557)
Other effects	(10)
of which: acquisitions/(divestments)	(70)
Total invested assets at the end of the year¹	488

¹ Includes double counts. ² Includes interest and dividend income.

→ Refer to Note 35 to the consolidated financial statements for more information ▲

(参考情報)

UBS AG連結財務情報

本セクションには、UBS AG (連結) の主要な数値、並びにUBSグループAG (連結) とUBS AG (連結) との間における主要な財務及び資本情報の比較が含まれている。

UBSグループAG (連結) とUBS AG (連結) の比較

国際財務報告基準 (IFRS) に基づきUBSグループAG (連結) とUBS AG (連結) の連結財務書類に適用される会計方針は同一である。しかしながら、一部の範囲及び表示については差異が存在し、かかる差異は以下の事項に関連して発生している。

- UBSグループAG及びその直接所有子会社 (UBSビジネス・ソリューションズAGを含む。) に関連する資産、負債、営業収益、営業費用及び税引前営業利益は、UBSグループAGの連結財務書類には反映されているが、UBS AGの連結財務書類には反映されていない。UBSグループAGとの取引に関連するUBS AGの資産、負債、営業収益及び営業費用は、UBS AGの連結財務書類では消去の対象ではないが、UBSグループAGの連結財務書類では消去されている。
- UBSグループAG (連結) の資本合計には、2014年12月31日現在のUBS AGに対する非支配持分 (以下「NCI」という。) が含まれる。2014年12月31日現在の株主に帰属する持分におけるUBSグループAGとUBS AGとの間の連結持分の差異の大部分は、このNCIに関連している。UBS AGの少数株主に帰属する当期純利益は、UBSグループAGの連結損益計算書ではNCIに帰属する当期純利益として表示されている。
- UBS AGが発行する優先証券は、UBSグループAGの連結貸借対照表ではNCIに帰属する持分として表示されているが、UBS AGの連結貸借対照表では、これらの優先証券は優先証券保有者に帰属する持分として表示することが求められている。
- UBS AG (連結) の完全適用ベースの総自己資本は、2015年12月31日現在のUBSグループAG (連結) のそれと比較して少額である。これは、より少額のAT 1 自己資本及びより少額のTier 2 自己資本を反映したものであるが、より多額のCET 1 自己資本により一部相殺されている。CET 1 自己資本における差異は、主に報酬関連の規制資本の見越計上額、負債及び資本調達商品に起因しており、これらはUBSグループAGレベルで反映されている。AT 1 自己資本における差異は、2015年度のUBSグループAGによるAT 1 資本債券の発行、及び2014年と2015年の業績年度において付与された繰延コンティンジェント・キャピタル・プラン (以下「DCCP」という。) 報奨に関連している。Tier 2 自己資本における差異は、UBSグループAGレベルで保有されていた2012年と2013年の業績年度におけるDCCP報奨に関連している。

→ UBSグループAG (連結) とUBS AG (連結) との間における資本情報の差異に関する詳細については、UBS AGの年次報告書

(https://www.ubs.com/global/en/about_ubs/investor_relations/annualreporting/2015.htmlにて参照されたい。) の「Capital management」のセクションを参照。

UBS AG(連結)主要な数値

	現在又は終了事業年度		
単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く	2015年12月31日	2014年12月31日	2013年12月31日
業績			
営業収益	30,605	28,026	27,732
営業費用	25,198	25,557	24,461
税引前営業利益／(損失)	5,407	2,469	3,272
UBS AG株主に帰属する当期純利益／(損失)	6,235	3,502	3,172
主要な業績指標 ¹			
収益性			
有形株主資本利益率（単位：％）	13.5	8.2	8.0
総資産利益率（単位：％）	3.1	2.8	2.5
費用対収益比率（単位：％）	82.0	90.9	88.0
成長性			
純利益成長率（単位：％）	78.0	10.4	
統合ウェルス・マネジメント事業の純新規資金成長率（単位：％） ²	2.2	2.5	3.4
財源			
普通株式等Tier 1 自己資本比率（単位：％、完全適用ベース） ³	15.4	14.2	12.8
レバレッジ比率（フェーズ・イン・ベース、単位：％） ⁴	5.7	5.4	4.7
補足情報			
収益性			
株主資本利益率（RoE）（単位：％）	11.7	7.0	6.7
総リスク加重資産利益率（単位：％） ⁵	14.1	12.4	11.4
財源			
資産合計	943,256	1,062,327	1,013,355
UBS AG株主に帰属する株主資本	55,248	52,108	48,002
普通株式等Tier 1 自己資本（完全適用ベース） ³	32,042	30,805	28,908
普通株式等Tier 1 自己資本（フェーズ・イン・ベース） ³	41,516	44,090	42,179
リスク加重資産（完全適用ベース） ³	208,186	217,158	225,153
リスク加重資産（フェーズ・イン・ベース） ³	212,609	221,150	228,557
普通株式等Tier 1 自己資本比率 （単位：％、フェーズ・イン・ベース） ³	19.5	19.9	18.5
総自己資本比率（単位：％）（完全適用ベース） ³	21.0	19.0	15.4
総自己資本比率（単位：％）（フェーズ・イン・ベース） ³	24.9	25.6	22.2
レバレッジ比率（完全適用ベース、単位：％） ⁴	4.9	4.1	3.4
レバレッジ比率分母（完全適用ベース） ⁴	898,251	999,124	1,015,306
レバレッジ比率分母（フェーズ・イン・ベース） ⁴	904,518	1,006,001	1,022,924
その他			
投資資産（単位：十億スイス・フラン） ⁶	2,689	2,734	2,390
従業員数（単位：人、正社員相当）	58,131	60,155	60,205

¹ 当行の主要な業績指標の定義はUBS AGの年次報告書

（https://www.ubs.com/global/en/about_ubs/investor_relations/annualreporting/2015.htmlにて参照されたい。）の「Measurement of performance」のセクションを参照。² 当行の貸借対照表及び資本最適化プログラムから純新規資金（2015年度：99億スイス・フラン）に係るマイナスの影響を除いた調整後の純新規資金に基づく。³ システミックな関係にある銀行（SRB）に適用されるバーゼル の枠組みに基づく。詳細はUBS AGの年次報告書の「Capital management」のセクションを参照。⁴ スイスSRBの規制に準拠して計算されている。

2015年12月31日以降、スイスSRBのレバレッジ比率分母の計算はBISバーゼル の規制に完全に一致している。過年度の数値は従前のスイスSRBの規制に準拠して計算されているため、完全に比較することはできない。詳細はUBS AGの年次報告書の「Capital management」のセクションを参照。⁵ フェーズ・イン・ベースのリスク加重資産に基づく。⁶ パーソナル&コーポレート・バンキングの投資資産を含む。

UBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）の比較

単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く	2015年12月31日現在又は同日終了事業年度				2014年12月31日現在又は同日終了事業年度			
	UBSグループAG （連結）	UBS AG （連結）	差異 （絶対 的）	差異 （％）	UBSグループAG （連結）	UBS AG （連結）	差異 （絶対 的）	差異 （％）
損益計算書								
営業収益	30,605	30,605	0	0	28,027	28,026	1	0
営業費用	25,116	25,198	(82)	0	25,567	25,557	10	0
税引前営業利益／（損失）	5,489	5,407	82	2	2,461	2,469	(8)	0
内、ウェルズ・マネジメント	2,689	2,676	13	0	2,326	2,326	0	0
内、ウェルズ・マネジメント・アメリカズ	718	692	26	4	900	900	0	0
内、パーソナル&コーポレート・バンキング	1,646	1,646	0	0	1,506	1,506	0	0
内、アセット・マネジメント	584	583	1	0	467	467	0	0
内、インベストメント・バンク	1,892	1,852	40	2	(84)	(84)	0	0
内、コーポレート・センター	(2,040)	(2,042)	2	0	(2,655)	(2,646)	(9)	0
内、サービス業務	(818)	(822)	4	0	(652)	(643)	(9)	1
内、グループALM	282	281	1	0	2	2	0	0
内、非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ	(1,503)	(1,501)	(2)	0	(2,005)	(2,005)	0	0
当期純利益／（損失）	6,386	6,314	72	1	3,640	3,649	(9)	0
内、株主に帰属する当期純利益／（損失）	6,203	6,235	(32)	(1)	3,466	3,502	(36)	(1)
内、優先証券保有者に帰属する当期純利益／（損失）		77	(77)		142	142	0	0
内、非支配持分に帰属する当期純利益／（損失）	183	3	180		32	5	27	540
包括利益計算書								
その他の包括利益	(605)	(606)	1	0	1,580	1,580	0	0
内、株主に帰属するその他の包括利益	(506)	(545)	39	(7)	1,453	1,459	(6)	0
内、優先証券保有者に帰属するその他の包括利益		(59)	59		80	119	(39)	(33)
内、非支配持分に帰属するその他の包括利益	(99)	(2)	(97)		47	3	44	
包括利益合計	5,781	5,709	72	1	5,220	5,229	(9)	0
内、株主に帰属する包括利益合計	5,698	5,690	8	0	4,920	4,961	(41)	(1)
内、優先証券保有者に帰属する包括利益合計		18	(18)		221	260	(39)	(15)
内、非支配持分に帰属する包括利益合計	83	1	82		79	7	72	
貸借対照表								
資産合計	942,819	943,256	(437)	0	1,062,478	1,062,327	151	0
負債合計	885,511	886,013	(502)	0	1,008,110	1,008,162	(52)	0
資本合計	57,308	57,243	65	0	54,368	54,165	203	0
内、株主に帰属する持分	55,313	55,248	65	0	50,608	52,108	(1,500)	(3)
内、優先証券保有者に帰属する持分		1,954	(1,954)			2,013	(2,013)	
内、非支配持分に帰属する持分	1,995	41	1,954		3,760	45	3,715	
自己資本情報（完全適用ベース）								

普通株式等Tier 1 自己資本	30,044	32,042	(1,998)	(6)	28,941	30,805	(1,864)	(6)
追加Tier 1 自己資本	6,154	1,252	4,902		467	0	467	
Tier 2 自己資本	11,237	10,325	912	9	11,398	10,451	947	9
総自己資本	47,435	43,619	3,816	9	40,806	41,257	(451)	(1)
リスク加重資産	207,530	208,186	(656)	0	216,462	217,158	(696)	0
普通株式等Tier 1 自己資本比率（％）	14.5	15.4	(0.9)		13.4	14.2	(0.8)	
総自己資本比率（％）	22.9	21.0	1.9		18.9	19.0	(0.1)	
レバレッジ比率の分母	897,607	898,251	(644)	0	997,822	999,124	(1,302)	0
レバレッジ比率（％）	5.3	4.9	0.4		4.1	4.1	0.0	

UBS AG（個別）規制情報

スイスSRBに基づく自己資本の規制及び情報

第3の柱

UBS AGは、スイス銀行法の下でシステム上重要な銀行（以下「SRB」という。）とみなされ、単体ベースで自己資本規制の対象となっている。

スイスSRBの規制に基づき、スイスの自己資本に関する条例（以下「CAO」という。）の第125条「金融グループ及び個別の金融機関に対する（自己資本）軽減措置」は、個別の金融機関で自己資本規制を順守することにより当該金融機関が属するグループで事実上の過大資本となることがないように、一定の条件下において、スイス金融市場監督当局（以下「FINMA」という。）が個別の金融機関に自己資本の軽減を認可することができると規定している。

FINMAは、2013年12月20日付の命令により、UBS AG（個別）の自己資本規制に係る軽減を認可し、2014年1月1日より有効となった。

スイス連邦銀行法に基づく資本からスイスSRBに基づく自己資本への調整

	2015年12月31日 現在	2014年12月31日 現在 ³
単位：十億スイス・フラン		
資本 - スイス連邦銀行法¹	51.7	42.4
繰延税金資産	1.9	3.5
確定給付制度	0.0	3.7
金融機関に対する投資	(16.6)	(9.2)
のれん及び無形資産	(0.4)	(0.4)
その他 ²	(4.0)	(4.2)
普通株式等Tier 1 自己資本(フェーズ・イン・ベース)	32.7	35.9
追加Tier 1 自己資本（フェーズ・イン・ベース）	0.0	0.0
Tier 2 自己資本（フェーズ・イン・ベース）	0.0	6.4
総自己資本(フェーズ・イン・ベース)	32.7	42.2

¹ スイス連邦銀行法に基づく資本はIFRSに準拠して資本を算出するために調整され、その後、スイスSRBの要件に準拠した普通株式等Tier 1（CET 1）自己資本を算出するためにさらに調整される。² 株主に対する配当及びその他の項目に係る未払計上額を含む。³ 2014年12月31日現在の比較数値は、2015年4月1日付でUBS AGからUBSスイスAGに譲渡された、パーソナル&コーポレート・バンキング事業部門内及びウェルス・マネジメント事業部門内のスイスで記帳された事業を含んでいる。詳細については本セクションの「UBSスイスAGの設立」を参照。

スイスSRBに基づく自己資本比率の規制及び情報（フェーズ・イン・ベース）

	自己資本比率（％）			自己資本		
単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く	規制要件	実際		規制要件	適格	
	2015年 12月31日 現在	2015年 12月31日 現在	2014年 12月31日 現在 ¹	2015年 12月31日 現在	2015年 12月31日 現在	2014年 12月31日 現在 ¹
普通株式等Tier 1 自己資本	10.0	14.4	12.2	22,717	32,656	35,851
内、カウンターシクリカル・バッファの効果	0.0	0.0	0.1	0	0	322
普通株式等Tier 1 自己資本 / 高トリガーの損失負担資本	11.6	14.4	12.2	26,337	32,656	35,851
低トリガーの損失負担資本（純額）		0.0	2.2		0	6,390
総自己資本	14.0	14.4	14.4	31,804	32,656	42,241

¹ 2014年12月31日現在の比較数値は、2015年4月1日付でUBS AGからUBSスイスAGに譲渡された、パーソナル&コーポレート・バンキング事業部門内及びウェルス・マネジメント事業部門内のスイスで記帳された事業を含んでいる。詳細は、本セクションの「UBSスイスAGの設立」を参照。

スイスSRBに基づく自己資本の情報（フェーズ・イン・ベース）

	2015年12月31日 現在	2014年12月31日 現在
単位：百万スイス・フラン、別載されている場合を除く		
普通株式等Tier 1 自己資本		
普通株式等Tier 1 自己資本	32,656	35,851
追加的Tier 1 自己資本		
高トリガーの損失負担資本	1,252	0
控除（純額）	(1,252)	0
追加的Tier 1 総自己資本	0	0
Tier 1 自己資本	32,656	35,851
Tier 2 自己資本		
低トリガーの損失負担資本	10,325	10,451
控除（純額）	(10,325)	(4,061)
Tier 2 総自己資本	0	6,390
総自己資本	32,656	42,241
普通株式等Tier 1 自己資本比率（％）	14.4	12.2
Tier 1 自己資本比率（％）	14.4	12.2
総自己資本比率（％）	14.4	14.4
リスク加重資産	227,170	293,889

¹ 2014年12月31日現在の比較数値は、2015年4月1日付でUBS AGからUBSスイスAGに譲渡された、パーソナル&コーポレート・バンキング事業部門内及びウェルス・マネジメント事業部門内のスイスで記帳された事業を含んでいる。詳細については本セクションの「UBSスイスAGの設立」を参照。

レバレッジ比率情報

スイスSRBに基づくレバレッジ比率

スイスSRBに基づくレバレッジ比率要件は自己資本比率要件（カウンターシクリカル・バッファー要件を除く。）の24%である。

2015年12月31日現在のUBS AG（個別）の実質的総レバレッジ比率要件は3.4%であり、総自己資本比率要件の14.0%（カウンターシクリカル・バッファー要件を除く。）に24%を乗じて算出される。

スイスSRBに基づくレバレッジ比率規制及び情報（フェーズ・イン・ベース）

	スイスSRBレバレッジ比率（％）			スイスSRBレバレッジ自己資本比率		
単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く	規制要件 ¹	実際		規制要件 ²	適格	
	2015年 12月31日 現在	2015年 12月31日 現在	2014年 12月31日 現在 ³	2015年 12月31日 現在	2015年 12月31日 現在	2014年 12月31日 現在 ³
普通株式等Tier 1 自己資本	2.4	5.2	3.8	15,216	32,656	35,851
普通株式等Tier 1 自己資本 / 高トリガーの損失負担資本	2.8	5.2	3.8	17,640	32,656	35,851
総自己資本	3.4	5.2	4.5	21,302	32,656	42,241

¹ 普通株式等Tier 1 自己資本（10%の24%）、普通株式等Tier 1 自己資本 / 高トリガーの損失負担資本（11.6%の24%）及び総自己資本（14%の24%）の規制要件を示している。² 実際の所要比率を計算するのに用いるレバレッジ比率分母（以下「LRD」という。）は、スイスSRBの規制に準拠して計算されている。2015年12月31日以降、かかる規制はBISパーゼル の規制に完全に一致しており、LRDはスポット・ベースで報告されている。BIS規制への調整が行われる前のLRDは、FINMAの従前の規制に基づいて計算され、3ヶ月平均ベースで報告されていたため、完全に比較することはできない。³ 2014年12月31日現在の比較数値は、2015年4月1日付でUBS AGからUBSスイスAGに譲渡された、パーソナル&コーポレート・バンキング事業部門内及びウェルス・マネジメント事業部門内のスイスで記帳された事業を含んでいる。詳細については本セクションの「UBSスイスAGの設立」を参照。

スイスSRBに基づくレバレッジ比率¹

	2015年12月31日 現在	2014年第4四半期 平均
単位：百万スイス・フラン、別載されている場合を除く		
スイスGAAPに基づく資産合計	477,045	770,253
スイスGAAPに基づく資産合計とIFRSに基づく資産合計の差異	169,961	231,226
控除：デリバティブ・エクスポージャー及び証券ファイナンス取引 ²	(295,490)	(374,315)
オンバランス・シートのエクスポージャー（デリバティブ・エクスポージャー及び証券ファイナンス取引を除く。）	351,516	627,165
デリバティブ・エクスポージャー ²	124,079	153,659
証券ファイナンス取引 ²	130,766	70,859
オフバランス・シート項目	42,573	102,117
スイスSRBに基づくTier 1からの控除項目、フェーズ・イン・ベース	(14,948)	(9,552)
エクスポージャー合計（レバレッジ比率分母）、フェーズ・イン・ベース³	633,985	944,248

	2015年12月31日 現在	2014年12月31日 現在
フェーズ・イン・ベース		
普通株式等Tier 1自己資本	32,656	35,851
Tier 2自己資本	0	6,390
総自己資本	32,656	42,241
スイスSRBに基づくレバレッジ比率（％）	5.2	4.5

¹ スイスSRBの規制に準拠して計算されている。2015年12月31日以降、スイスSRBに基づくレバレッジ比率分母（以下「LRD」という。）の計算はBISバーゼル の規制と完全に一致しており、LRDはスポット・ベースで報告されている。BIS規制への調整が行われる前のLRDは、FINMAの従前の規制に基づいて計算され、3ヶ月平均ベースで報告されていたため、表示形式は一致しているが、2015年12月31日現在で報告されているLRDと完全に比較可能することはできない。さらに、2015年6月のUBSスイスAGへの事業譲渡により、数値も比較可能ではない。詳細については本セクションの「UBSスイスAGの設立」を参照。² 再調達価額・借方、デリバティブに係る差入担保金、借入有価証券に係る担保金、リバース・レボ契約、証拠金貸付及び証券ファイナンス取引に関連するプライム・ブローカレッジ債権から成り、本表においてデリバティブ・エクスポージャーと証券ファイナンス取引とに区分して表示されている。³ スイスSRBの従前のLRD計算規制に準拠して、2014年第4四半期平均のレバレッジ比率の分母から、先日付スタートのレボ契約、有価証券貸付補償並びに自己勘定取引及び委託取引の取引所取引デリバティブ（以下「ETD」という。）及び適格中央清算機関とのOTCデリバティブに係るCEMアド・オンが除外されている。

BISバーゼル に基づくレバレッジ比率（フェーズ・イン・ベース）

単位：百万スイス・フラン、別載されている場合を除く	2015年12月31日現在
BISバーゼル に基づくTier 1自己資本	32,656
合計エクスポージャー（レバレッジ比率分母）	633,985
BISバーゼル に基づくレバレッジ比率（％）	5.2

流動性カバレッジ比率

FINMA及びバーゼル 規制において流動性カバレッジ比率（以下「LCR」という。）の開示が要求されている。2015年1月1日以降、当行はスイスSRBとして、最低100%のLCRを保持すること及びLCRに関する情報を四半期毎に開示することが義務付けられている。

流動性カバレッジ比率

	加重数値 ¹
単位：十億スイス・フラン、別載されている場合を除く	2015年第4四半期平均
適格流動資産	108
純現金流出額合計	93
内、現金流出額	219
内、現金流入額	125

流動性カバレッジ比率（％）	116
---------------	-----

¹ ヘアカット、流出率及び流入率の適用後に算出されている。

2【主な資産・負債及び収支の内容】

連結及び個別財務書類への注記を参照のこと。

3【その他】

(1) 後発事象

以下の事象を除き、UBS AGの2015年度年次報告書の参照日（2015年12月31日）より後に重要な事象は発生しなかった。以下の事象とは、2016年2月2日にUBS AGが発表した事象（UBSの2015年度第4四半期の業績の公表）、2016年3月18日にUBS AGが発表した事象（UBSグループAG及びUBS AGの2015年度年次報告書の公表）、2016年5月3日にUBS AGが発表した事象（UBSグループAGの2016年度第1四半期報告書（訴訟、規制上及び類似の事項に係る開示の更新を含む）の公表）、2016年5月6日にUBS AGが発表した事象（UBS AGの2016年度第1四半期報告書（訴訟、規制上及び類似の事項に係る開示の更新を含む）の公表）である。

(2) 訴訟

本報告書の「第6 1 . 財務書類」に掲載される連結財務書類に対する注記の「注記22 引当金及び偶発負債」を参照のこと。

4【会計原則及び会計慣行の相違】

本書記載のUBS AGの連結財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。UBS AG の個別財務書類はスイス連邦銀行法に準拠して作成されている。従って、両会計原則及び会計慣行ともに日本で一般に公正妥当と認められている会計原則に基づいて作成された財務書類とは相違する部分がある。

IFRSとスイスで一般に公正妥当と認められた会計原則及び会計慣行との相違の詳細は連結財務書類への注記38「スイスGAAPの規定」を参照のこと。

IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違点、並びにスイスと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違点の要約は下記のとおりである。

本書記載のUBS AGの連結財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。UBS AGの個別財務書類はスイス連邦銀行法に準拠して作成されている。従って、両会計原則及び会計慣行ともに日本で一般に公正妥当と認められている会計原則に基づいて作成された財務書類とは相違する部分がある。

IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違点、並びにスイスと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違点の要約は下記のとおりである。

・ 連結財務書類：IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の相違

(1) 連結手続

(a) 連結会社間の会計方針の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、連結財務書類は、類似の状況における類似の取引及び事象に関し、統一的な会計方針を用いて作成される。在外子会社の財務書類は、それぞれの国で認められている会計原則を使用して作成されている場合でも、連結に先立ち、親会社が使用するIFRSに準拠した会計方針に一致させるよう必要なすべての修正及び組替が行われる。また、IAS第28号「関連会社に対する投資」に基づき、関連会社が類似の状況における同様の取引及び事象について投資者と異なる会計方針を用いている場合、持分法の適用にあたり投資者が関連会社の財務書類を用いる際には、関連会社の会計方針を投資者の会計方針に一致させるように修正が行われる。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第18号」という。）により、在外子会社の財務諸表がIFRS又は米国会計基準（US GAAP）に準拠して作成されている場合は、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に基づき、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む）及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一することとされた。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

(b) 報告日の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、連結財務書類作成に用いる親会社及び子会社の財務書類は、同一の日現在で作成しなければならない。親会社の報告期間の末日が子会社と異なる場合には、子会社は、実務上不可能な場合を除いて、連結のために親会社の報告期間の末日現在の追加的な財務書類を作成する。実務上不可能な場合、当該日と親会社の報告期間の末日との間に生じた重要な取引又は事象の影響について調整を行わなければならない。報告期間の長さ及び報告期間の末日の相違は期間毎に同じになる。

また、関連会社については、IAS第28号「関連会社に対する投資」に基づき、持分法の適用において入手し得る直近の関連会社の財務書類を利用するが、投資者の報告期間の末日が関連会社と異なる場合、関連会社は、実務上不可能な場合を除いて、投資者のために投資者の財務書類と同じ日付で財務書類を作成する。子会社の

場合のように、実務上不可能であり、持分法の適用に用いる関連会社の財務諸表を投資者と異なる日で作成する場合、当該日と投資者の報告期間の末日との間に生じた重要な取引又は事象の影響について調整を行わなければならない。報告期間の長さ及び報告期間の末日の相違は期間毎に同じになる。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、子会社の決算日と連結決算日の差異が3ヶ月を超えない場合には、子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行うことができる。ただし、この場合には、子会社の決算日と連結決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、必要な整理を行う。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に基づき、投資会社は、関連会社の直近の財務諸表を使用する。投資会社と関連会社の決算日に差異があり、その差異の期間内に重要な取引又は事象が発生しているときには、必要な修正又は注記を行う。

(2) 連結の範囲及び持分法の適用範囲

IFRSでは、連結財務書類の作成に際し、グループが直接的又は間接的に支配を有する会社に対する連結法、並びに共同支配企業及び重要な影響力を有する会社（関連会社投資）に対する持分法が適用される。報告企業がIFRS第10号で定義される投資企業である場合は、連結要件に関して例外規定がある。投資者は、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、投資先に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合、投資先を支配しているといえる。重要な影響力とは、投資先の財務及び営業の方針決定に参加するパワーであるが、当該方針に対する支配又は共同支配ではないものをいう。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、又は連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、重要な影響力を行使することができる会社に対しては、持分法が適用される。また、非連結子会社及び重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。

特別目的会社については、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」及び「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」において、特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社（以下「出資者等」という。）から独立しているものと認め、出資者等の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額又は当該取引の期末残高等の一定の開示が出資者等に求められる。

なお、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」が2011年3月に改正され、2013年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から、連結の範囲に含まれない特別目的会社に関する上記の取扱いは、資産を譲渡した会社のみ適用されている。

(3) 非支配持分（旧少数株主持分）

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、2010年1月1日以降に完了した企業結合について、清算された場合に被取得企業の純資産に対する比例持分への権利を提供する現在の所有持分である被取得企業に対する非支配持分は、取得日における非支配持分の公正価値又は取得日における被取得企業の識別可能純資産の認識額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分のいずれかで測定される。

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

また、子会社に対する親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）で支配の喪失にならない場合には資本取引として会計処理される。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、子会社の資産及び負債のすべてを支配獲得日の時価により評価する方法（全面時価評価法）により評価することが要求されている。一方

で、IFRSのように非支配持分(旧少数株主持分)自体を公正価値で測定する方法は認められておらず、非支配持分(旧少数株主持分)は取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する現在の持分で測定される。

また、支配を喪失しない子会社に対する親会社持分の変動額と投資の増減額は、損益取引又はのれん(又は負ののれん)として会計処理される。ただし、子会社の時価発行増資等に伴う親会社の払込額と持分の増減額との差額については、当該差額が利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる場合には、利益剰余金に直接加減することができる。

なお、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」が2013年9月に改正され、2015年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から、支配を喪失しない子会社に対する親会社持分の変動額と投資の増減額との差額は、資本剰余金とすることとなる(子会社の時価発行増資等に伴う親会社の払込額と持分の増減額との差額も同様)。

(4) のれん

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、企業結合の際に取得したのれんは、移転された対価と非支配持分に関して認識された金額の合計額が、識別可能な取得した資産及び引き受けた負債の純額を超過する額で当初測定される。のれんは償却されず、毎年減損テストを実施し、さらに合理的な減損の兆候がある場合には追加的にテストを実施している。

日本では、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、のれんは、被取得企業又は取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を超過する額で認識される。原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的方法により規則的に償却され、必要に応じて減損処理の対象となる。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

(5) ヘッジ会計

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、デリバティブ金融商品は、会計基準により定められたヘッジ会計に指定されかつその要件を満たす場合には、ヘッジ会計が適用され、ヘッジ対象のリスクに応じて、「公正価値ヘッジ」、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」又は「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」として指定され、それぞれに応じて会計処理されている。

公正価値ヘッジの場合、ヘッジ手段として指定されたデリバティブの公正価値利得又は損失は、指定されたリスクによるヘッジ対象の公正価値の変動とともに純損益に認識される。キャッシュ・フロー・ヘッジ及び純投資のヘッジの場合、ヘッジ手段として指定されたデリバティブに係る公正価値利得又は損失の有効部分はその他の包括利益で繰り延べられ、非有効部分は、純損益に認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法(繰延ヘッジ)による。ただし、その他有価証券の場合等の一定の要件を満たす場合、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法(時価ヘッジ)も認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせずに当期の純損益に計上する方法を採用することができる。

(6) 公正価値評価

IAS第39号「金融商品：認識及び測定」では、トレーディング目的の金融資産及び負債(有効なヘッジ関係に指定されていないデリバティブを含む)は公正価値で測定し、公正価値の変動を損益計算書で認識する。さらに、企業は、一定の場合に使用可能な取消不能のオプションが認められており、金融資産、又は金融負債を「純損益を通じて公正価値で測定する」項目として指定し、公正価値で測定して差額を損益計算書で認識することができる(公正価値オプション)。売却可能資産の公正価値の変動は、通常、当該金融資産の認識が中止される又は当該金融資産が減損するまでその他の包括利益に認識される。資産の認識が中止される又は当該金融資産が減損する際、それまでに資本に認識された累積損益は純損益に認識される。貨幣性商品(負債証券等)に関連する為替換算差損益は、当該商品の償却原価を参照して決定され、トレーディング収益純額に認識される。公正価値のその他の変動に関連する為替換算差損益はその他の包括利益に認識される。

評価モデルへの入力データが市場で観察できない取引を行う場合、その取引にかかる金融商品の当初の認識は、一般に公正価値の最善の指標となる取引価格で行う。これは、評価モデルから得られる値と異なる場合がある。このような公正価値の当初の相違を収益に認識するタイミング（繰延Day1損益）は、各取引それぞれの事実関係及び状況によって異なるが、遅くとも市場データが観察可能となる時までである。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、売買目的有価証券が時価で測定され、時価の変動を損益計算書で認識している。売却可能有価証券（その他有価証券）は、時価で測定し、時価の変動額（評価差額）は、a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上される、もしくはb) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。なお、外貨建の売却可能有価証券（その他有価証券）の評価差額に関して、取得原価又は償却原価に係る換算差額も上記a) もしくはb)と同様に処理する。ただし、外貨建債券については、外国通貨による公正価値の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理することもできる。IFRSで認められる公正価値オプションに関する会計基準はない。また、IFRSのような繰延Day1損益を規定する基準はない。

(7) 金融保証

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、公正価値に基づいて管理されない金融保証は、財務書類において当初公正価値で認識される。当初認識後、これらの金融保証は、償却累計額控除後の当初認識額と、当該保証に基づく支払いが発生する確率が高くなった場合には予想支払額の現在価値のいずれか高い方の金額で測定され、発生可能性の高い予想支払額に関連する負債の変動は、損益計算書に計上される。

日本では、金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

(8) 投資不動産

UBS AGは、IAS第40号「投資不動産」により、投資不動産の当初認識後の測定方法として認められている「公正価値モデル」又は「原価モデル」の内、「公正価値モデル」を選択適用している。同モデルの下では、投資不動産は公正価値で測定され、公正価値の変動は発生した期の純損益に認識される。

日本では、投資不動産について、通常の有形固定資産と同様に取得原価に基づく会計処理を行い、必要に応じて減損処理を行う。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に基づき、賃貸等不動産を保有している企業は以下の事項を注記することが求められている。

- ・ 賃貸等不動産の概要
- ・ 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中における主な変動
- ・ 賃貸等不動産の当期末における時価及びその算定方法
- ・ 賃貸等不動産に関する損益

(9) 株式に基づく報酬

IFRSでは、IFRS第2号「株式に基づく報酬」に基づき、企業は、他の当事者に対して企業の資本性金融商品の価格に基づく金額で当該企業から現金、又は当該企業の資本性金融商品を受領する権利を与える株式報酬契約について、権利確定期間にわたり費用を認識しなければならない。

株式決済型の株式報酬について、UBS AGは、付与日に算定された（その後変更されない）当該報酬の公正価値を、従業員が報奨を獲得するためにサービスを提供することを求められる期間にわたって報酬費用として認識する。

現金決済型の株式報酬について、公正価値は付与日に決定され、権利確定期間内の各報告日に再測定される。株式決済型の株式報酬について、公正価値は付与日に決定され、その後は変更されない。

日本では、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」により、会社法施行日（2006年5月1日）以後に付与されたストック・オプション等については、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部に新株予約権）に計上される。公正な評価額は、条件変更の場合を除き、その後は見直されない。当該会計基準は上記の会社法施行日前に付与されたストック・オプションについては適用されない。

ただし、同基準の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（引当）処理されている。また持分決済型取引について、日本では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入）を行う等、IFRSと異なる処理が行われている。

(10) 退職後給付

UBS AGは、2011年6月に公表されたIAS第19号の改訂を2012年度に当該基準に規定された経過措置に従って遡及適用した。当該基準では、制度資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上され、再測定から生じた変動は直ちにその他の包括利益に認識される。さらに、同基準は、期首に決定した確定給付負債／資産の純額に割引率を乗じて利息費用／収益純額を算定することを要求している。

日本でも、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」により、確定給付型退職給付制度について、2013年4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表より制度資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上されている。過去勤務費用及び数理計算上の差異の発生額のうちその期に費用処理されない部分は、貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上される。これらはその後の期間にわたって費用処理され、当期純利益を構成する。同基準適用前については、過去勤務債務、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の遅延認識が認められていたため、退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上していた。

(11) 資産の減損

(a) 固定資産の減損

IFRSでは、IAS第36号「資産の減損」に基づき、資産（金融資産の例ではIAS第36号を適用外とする資産を除く）は、通常、その帳簿価額を回収できない兆候を示す事象又は状況の変化がある時はいつでも、減損について検討される。更に、のれんは年次で減損テストが行なわれる。減損損失は、資産の帳簿価額がその回収可能価額（資産（又は資金生成単位）の売却費用控除後の公正価値と使用価値（資産（又は資金生成単位）から生じると見込まれる見積将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の額）を超過する額として認識される。減損が発生した、のれん以外の当該基準の対象資産は、各報告日に減損損失の戻入の可否について検討される。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、資産又は資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られる場合に、回収可能価額（資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値（資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を計上する。減損損失の戻入は認められない。

(b) 金融資産の減損

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、金融資産（例、貸出金及び債権、売却可能投資）が減損しているという客観的証拠（例えば、発行体の重大な財政的困難、利息もしくは元本の支払不履行又は遅滞）の有無について各報告日に評価される。

貸出金及び債権：減損損失の額は、当該金融資産の帳簿価額と、その見積将来キャッシュ・フローを当該金融資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額として測定される。

売却可能投資：売却可能持分投資の場合、有価証券の取得価額を下回る公正価値の著しい下落又は長期にわたる下落が減損の客観的証拠となる。売却可能負債性投資の場合、減損の客観的証拠には、例えば、発行体又は契約相手先の重大な財政的困難が含まれる。売却可能投資に関する客観的証拠が存在する場合、累積未実現損失は資本から除去され、損益として当期の損益計算書に認識される。減損損失の戻入は、売却可能負債性投資の場合、一定の条件が満たされた場合に要求される。ただし、公正価値を信頼性をもって測定できないため取得原価で計上されている資本性金融商品、及び売却可能に分類されている資本性金融商品に係る減損損失についての戻入は、禁じられている。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権及び破産更正債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期目的保有の債券及びその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金及び債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

(12) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、企業が金融資産を譲渡し、金融資産の実質的にすべてのリスク及び経済価値を移転した場合、当該譲渡金融資産の認識を通常中止する。さらに、企業が金融資産を譲渡し、譲渡資産の実質的にすべてのリスク及び経済価値を移転も留保もしない場合、企業が支配を留保しない場合には、当該金融資産につき認識を中止する。

日本では企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

(13) 非継続事業

IFRSでは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に基づき、売却目的で保有する非流動資産を「売却目的保有」として分類し、複数の資産で単一の取引で1グループとして合わせて売却される予定のものは、「処分グループ」に分類し、売却に直接関連する負債も処分グループに加えている。売却目的保有に分類された資産又は処分グループは、帳簿価額と見積売却費用控除後の公正価値とのいずれか低い価額で測定され、貸借対照表上区分して表示する。IFRSでは、包括利益計算書（又は損益計算書）上、非継続事業の経営成績を継続事業と区分して表示することも要求されている。

日本では、非継続事業に関する会計基準はないが、売却又は廃棄予定の固定資産は「固定資産の減損に係る会計基準」等に基づき会計処理されることになる。

(14) 金融資産の分類変更

IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、一定の条件の充足を条件に適格となる金融資産は、企業が当面又は満期まで当該資産を保有する意思及び能力を有する場合に「トレーディング目的保有」及び「売却可能」の区分から分類変更することができる。UBS AGは、2008年10月1日より当該改訂基準を適用し、適格な資産を「トレーディング目的保有」の分類から「貸出金及び債権」の区分に分類変更した。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、売買目的又は売却可能（その他有価証券）から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への分類変更については、正当な理由がある限られた状況（トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的とし

て分類した有価証券をすべて売却可能（その他有価証券）に分類変更することができる。）においてのみ認められている。

(15) 有給休暇

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に基づき、有給休暇の権利を増加させる勤務に従業員が提供したときに有給休暇の予想コストを認識する。

日本では、有給休暇に関する特段の規定はない。

・ 個別財務書類：スイスと日本における会計原則及び会計慣行の相違

(1) 売却可能金融投資

スイス連邦銀行法の下では、金融投資は、低価法又は減損控除後の償却原価（測定による変動額は損益計算書に計上される）で計上される。原価を下回る市場価格への減額及び取得原価額を限度とした減額分の戻入は、売却損益と共に、「その他の利益」に計上される。

日本では、その他有価証券は、原則的に期末日の時価で計上されるが、期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を期末の時価とする方法も継続適用を条件として認められている。評価差額は、税効果を調整したうえで、純資産の部に計上される。

(2) キャッシュ・フロー・ヘッジ

スイス連邦銀行法の下では、キャッシュ・フロー・リスクをヘッジするために利用されるデリバティブ商品の公正価値の変動のヘッジ有効部分は、貸借対照表上、その他の資産又はその他の負債として繰延べられる。繰延額は、ヘッジ対象項目からのキャッシュ・フローが発生する時に利益に計上される。

日本では、キャッシュ・フロー・ヘッジは、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法による。

(3) 投資不動産

スイス連邦銀行法の下では、売却目的保有として分類されていない限り、投資不動産は償却原価から減価償却累積額、減損損失を控除した額で計上される。売却目的保有として分類される投資不動産は低価法で計上される。

日本では、投資不動産について、通常の有形固定資産と同様に取得原価基準による会計処理を行い、必要に応じて減損処理を行なう。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に基づき、賃貸等不動産を保有している企業は以下の事項を注記することが求められている。

- ・ 賃貸等不動産の概要
- ・ 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中における主な変動
- ・ 賃貸等不動産の当期末における時価及びその算定方法
- ・ 賃貸等不動産に関する損益

(4) のれん及び無形資産

スイス連邦銀行法の下では、のれん及び耐用年数が不確定な無形資産は、5年以内の期間で償却される。ただし、それより長い年数が正当と認められる場合は、20年を超えない期間で償却できる。

日本では、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的方法により規則的に償却され、必要に応じて減損テストの対象となる。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。無形資産は一般的には耐用年数にわたり定額法で償却される。

(5) 自己株式

スイス連邦銀行法の下では、自己株式は、貸借対照表上、トレーディング残高又は金融投資として認識される。自己株式のショート・ポジションは、トレーディング・ポートフォリオ負債に認識される。トレーディング残高として認識された自己株式及び自己株式のショート・ポジションは、公正価値で測定され、公正価値による未実現利得又は損失は損益計算書に計上される。金融投資として認識された自己株式は、低価法により評価される。自己株式の売却又は取得に係る実現利得及び損失は損益計算書に認識される。

トレーディング以外の目的で保有する自己株式準備金は、保有する自己株式の原価相当額の使途自由な準備金からの振り替えにより、資本に計上されなければならない。トレーディング以外の目的で保有する自己株式の買戻しは、使途自由な準備金に使用可能な十分な残高があれば、その範囲内で認められる。自己株式準備金は、株主への配当に使用できない。

日本では、取得した自己株式は、取得原価をもって純資産の部の株主資本から控除され、自己株式の処分に伴う処分差額はその他資本剰余金に計上される。

(6)業績に基づく株式報酬

2011年度において、UBS AGは、実質的な将来の役務提供 / 権利確定条件を含む業績連動型報奨に係る報酬費用の認識に関する会計方針を変更した。これらの報奨に係る報酬費用は、将来の役務提供期間にわたって認識されなくなり、業績評価年度（通常は付与日の前年度である）に認識される。

日本では、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、会社法施行日（2006年5月1日）以後に付与されたストック・オプション等については、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部に新株予約権）に計上される。公正な評価額は、条件変更の場合を除き、その後は見直されない。当該会計基準は上記の会社法施行日前に付与されたストック・オプションについては適用されない。

(7)年金基金（確定給付制度）

スイス会計基準は、年金基金に対する事業主の拠出を損益計算書において人件費として認識することを要求している。さらにFER第16号は、スイス会計基準（FER第26号）に従って作成された年金基金の財務書類に基づいて、年金基金からの経済的便益又は債務が事業主に生じるかどうか、及びこれらが諸条件を満たす場合に貸借対照表に認識されるかどうかを評価することを要求している。

日本では、確定給付型退職給付制度について、過去勤務債務、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の遅延認識が認められているため、退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する。なお、当該未認識項目について一括して損益処理することも選択可能である。退職給付に係る費用は、数理計算上の差異の費用処理額も含め、特定の場合を除いて、営業費用として損益計算書に計上される。過去勤務債務及び数理計算上の差異は、原則として、各期の発生額について平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を每期費用処理しなければならない。費用処理の方法は、定額法と定率法のいずれかを選択できるが、いったん採用した方法は正当な理由により変更する場合を除き、継続的に適用しなければならない。

第7【外国為替相場の推移】

スイス・フランから円への為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているので、記載を省略する。

第 8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

該当事項なし。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし。

2【その他の参考情報】

提出書類	提出年月日
発行登録追補書類	2015年1月6日
有価証券届出書	2015年1月30日
有価証券届出書の訂正届出書	2015年2月13日
有価証券届出書の訂正届出書	2015年2月18日
有価証券届出書の訂正届出書	2015年2月20日
有価証券届出書	2015年4月1日
発行登録追補書類	2015年4月10日
有価証券届出書の訂正届出書	2015年4月13日
有価証券届出書の訂正届出書	2015年4月22日
発行登録追補書類	2015年5月15日
有価証券届出書	2015年5月26日
発行登録追補書類	2015年6月3日
臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第7号の規定に基づく)	2015年6月16日
訂正発行登録書	2015年6月16日
有価証券届出書の訂正届出書	2015年6月16日
有価証券届出書の訂正届出書	2015年6月18日
有価証券報告書(2014年度)	2015年6月30日
訂正発行登録書	2015年6月30日
有価証券届出書	2015年7月2日
有価証券届出書の訂正届出書	2015年7月17日
有価証券届出書	2015年7月31日
臨時報告書の訂正報告書	2015年8月3日
発行登録追補書類	2015年8月6日
発行登録追補書類	2015年8月6日
有価証券届出書の訂正届出書	2015年8月10日
発行登録追補書類	2015年8月14日
有価証券届出書の訂正届出書	2015年8月18日
発行登録追補書類	2015年9月1日
発行登録追補書類	2015年9月4日
半期報告書(2015年度中)	2015年9月30日
訂正発行登録書	2015年9月30日
有価証券届出書	2015年9月30日

発行登録追補書類	2015年10月 1 日
発行登録追補書類	2015年10月 2 日
発行登録追補書類	2015年10月 2 日
有価証券届出書の訂正届出書	2015年10月16日
有価証券届出書の訂正届出書	2015年10月20日
有価証券届出書	2015年10月29日
有価証券届出書の訂正届出書	2015年11月10日
発行登録追補書類	2015年11月13日
発行登録追補書類	2015年11月13日
発行登録追補書類	2015年11月13日
有価証券届出書の訂正届出書	2015年11月13日
発行登録追補書類	2015年11月17日
有価証券届出書の訂正届出書	2015年11月19日
発行登録追補書類	2015年12月22日
有価証券届出書	2016年 1 月 6 日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年 1 月14日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年 1 月21日
有価証券届出書	2016年 2 月 1 日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年 2 月17日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年 2 月19日
発行登録追補書類	2016年 2 月26日
発行登録追補書類	2016年 2 月29日
発行登録追補書類	2016年 3 月 4 日
発行登録追補書類	2016年 4 月13日
発行登録書	2016年 4 月22日
有価証券届出書	2016年 5 月 2 日
発行登録追補書類	2016年 5 月13日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年 5 月13日
発行登録追補書類	2016年 5 月20日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年 5 月20日
有価証券届出書	2016年 5 月30日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年 6 月17日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年 6 月21日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年 6 月23日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

本「第2 保証会社以外の会社の情報」中の「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」及び「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」の記載内容については、2016年6月27日までに公開されている情報に基づくものである。

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

1. 2016年7月28日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（株式会社日本取引所グループ）

(1) 当該会社の名称及び住所

株式会社日本取引所グループ 東京都中央区日本橋兜町2番1号

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成28年6月14日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	549,069,100	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株

2. 2018年9月6日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債（コニカミノルタ）

(1) 当該会社の名称及び住所

コニカミノルタ株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

(2) 理由

本社債の償還は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回り、かつ対象株式の最終評価価格が行使価格を下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の対象株式及び残余現金額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成28年6月20日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	502,664,337	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株であります。

（注） 2015年5月13日開催の取締役会において、会社法第178条に基づき自己株式の消却を決議し、2015年6月30日付で自己株式9,000,000株の消却を実施しました。

3. 2016年10月28日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（伊藤忠商事株式会社）

(1) 当該会社の名称及び住所

伊藤忠商事株式会社 大阪市北区梅田3丁目1番3号

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成28年6月24日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,662,889,504	東京証券取引所 （市場第一部）	単元株式数 100株

4. 2016年11月29日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（パナソニック株式会社）

(1) 当該会社の名称及び住所

パナソニック株式会社 大阪府門真市大字門真1006番地

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成28年6月27日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,453,053,497	東京証券取引所（市場第一部） 名古屋証券取引所（市場第一部）	一単元の株式数は100株であります。

5. 2018年11月21日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債（楽天）

(1) 当該会社の名称及び住所

楽天株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

(2) 理由

本社債の償還は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回り、かつ対象株式の最終評価価格が行使価格を下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の対象株式及び残余現金額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (平成28年5月12日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,431,236,800	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。

(注)「発行済株式数」には、平成28年5月1日から平成28年5月12日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

6. 2018年11月21日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債(アルプス電気)

(1) 当該会社の名称及び住所

アルプス電気株式会社 東京都大田区雪谷大塚町1番7号

(2) 理由

本社債の償還は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ノックイン参照価格がノックイン価格と等しいか又はそれを下回り、かつ対象株式の最終評価価格が行使価格を下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の対象株式及び残余現金額(もしあれば)の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (平成28年6月23日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	198,208,086	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株

7. 2018年11月21日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債(ヤマハ発動機)

(1) 当該会社の名称及び住所

ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地

(2) 理由

本社債の償還は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ノックイン参照価格がノックイン価格と等しいか又はそれを下回り、かつ対象株式の最終評価価格が行使価格を下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の対象株式及び残余現金額(もしあれば)の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (平成28年5月12日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	349,899,784	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株

(注)「発行済株式数」には、平成28年5月1日から平成28年5月12日までに新株予約権が行使される場合に発行される株式数は含まれていません。

8. 2018年12月6日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債(野村ホールディングス)

(1) 当該会社の名称及び住所

野村ホールディングス株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 理由

本社債の償還は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回り、かつ対象株式の最終評価価格が行使価格を下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の対象株式及び残余現金額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成28年6月23日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,822,562,601	東京証券取引所（注2） 名古屋証券取引所（注2） シンガポール証券取引所 ニューヨーク証券取引所	単元株式数 100株

（注）1 「発行済株式数」には、平成28年6月1日から平成28年6月23日までの間に新株予約権の行使があった場合に発行される株式数は含まれておりません。

2 各市場第一部

9．2019年1月24日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債（住友化学）

(1) 当該会社の名称及び住所

住友化学株式会社 東京都中央区新川二丁目27番1号

(2) 理由

本社債の償還は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回り、かつ対象株式の最終評価価格が行使価格を下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の対象株式及び残余現金額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成28年6月21日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,655,446,177	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は1,000株である。

10．2017年1月27日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（イオン株式会社）

(1) 当該会社の名称及び住所

イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (平成28年5月26日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	871,924,572	株式会社東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。

(注)「発行済株式数」には、平成28年5月1日から平成28年5月26日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

11. 2017年5月26日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債(西日本旅客鉄道株式会社)

(1) 当該会社の名称及び住所

西日本旅客鉄道株式会社 大阪府大阪市北区芝田二丁目4番24号

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額(もしあれば)の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (平成28年6月23日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	193,735,000	東京証券取引所(市場第一部) 名古屋証券取引所(市場第一部) 福岡証券取引所	単元株式数は100株であります。

12. 2017年6月29日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債(ソニー株式会社)

(1) 当該会社の名称及び住所

ソニー株式会社 東京都港区港南一丁目7番1号

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額(もしあれば)の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (平成28年6月17日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,262,588,460	東京・ニューヨーク 各証券取引所	単元株式数は100株

(注) 1 東京証券取引所については市場第一部に上場されています。

2 「発行済株式数」には、平成28年6月に新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

1. 2016年7月28日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（株式会社日本取引所グループ）

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

有価証券報告書

事業年度 第15期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

平成28年6月14日関東財務局長に提出

ロ. 臨時報告書

イ. の書類の提出後、臨時報告書を平成28年6月23日に関東財務局長に提出

（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するもの）

ハ. 訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
株式会社日本取引所グループ 本店	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

2. 2018年9月6日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債（コニカミノルタ）

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

有価証券報告書

事業年度 第112期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

平成28年6月20日関東財務局長に提出

ロ. 臨時報告書

イ. の書類の提出後、臨時報告書を平成28年6月20日に関東財務局長に提出

（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するもの）

ハ. 訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
コニカミノルタ株式会社 本店	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

3. 2016年10月28日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（伊藤忠商事株式会社）

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

有価証券報告書

事業年度 第92期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

平成28年6月24日関東財務局長に提出

ロ. 臨時報告書

イ. の書類の提出後、臨時報告書を平成28年6月27日に関東財務局長に提出

（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するもの）

ハ. 訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
伊藤忠商事株式会社 本店	大阪市北区梅田3丁目1番3号
伊藤忠商事株式会社 東京本社	東京都港区北青山2丁目5番1号
伊藤忠商事株式会社 中部支社	名古屋市中区錦1丁目5番11号
伊藤忠商事株式会社 九州支社	福岡市博多区博多駅前3丁目2番1号
伊藤忠商事株式会社 中四国支社	広島市中区中町7番32号
伊藤忠商事株式会社 北海道支社	札幌市中央区北三条西4丁目1番地
伊藤忠商事株式会社 東北支社	仙台市青葉区中央1丁目2番3号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

4．2016年11月29日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（パナソニック株式会社）

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
有価証券報告書

事業年度 第109期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
平成28年6月27日関東財務局長に提出

ロ．臨時報告書
該当事項なし

ハ．訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
パナソニック株式会社 本店	大阪府門真市大字門真1006番地
パナソニック株式会社 渉外本部	東京都港区東新橋一丁目5番1号（パナソニック東京汐留ビル）
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

5．2018年11月21日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債（楽天）

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
四半期報告書

四半期会計期間 第20期 第1四半期（自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日）
平成28年5月12日関東財務局長に提出

ロ．臨時報告書
該当事項なし

ハ．訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
楽天株式会社 本店	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

6．2018年11月21日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債（アルプス電気）

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

有価証券報告書

事業年度 第83期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

平成28年6月23日関東財務局長に提出

ロ．臨時報告書

イ．の書類の提出後、臨時報告書を平成28年6月24日に関東財務局長に提出

（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するもの）

ハ．訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
アルプス電気株式会社 本店	東京都大田区雪谷大塚町1番7号
アルプス電気株式会社 関西支店	大阪府吹田市泉町三丁目18番14号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

7．2018年11月21日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債（ヤマハ発動機）

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

四半期報告書

四半期会計期間 第82期 第1四半期（自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日）

平成28年5月12日関東財務局長に提出

ロ．臨時報告書

該当事項なし

ハ．訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
ヤマハ発動機株式会社 本店	静岡県磐田市新貝2500番地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

8．2018年12月6日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債（野村ホールディングス）

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

有価証券報告書

事業年度 第112期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

平成28年6月23日関東財務局長に提出

ロ．臨時報告書

該当事項なし

ハ．訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
野村ホールディングス株式会社 本店	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

9. 2019年1月24日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債（住友化学）

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

有価証券報告書

事業年度 第135期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

平成28年6月21日関東財務局長に提出

ロ. 臨時報告書

イ. の書類の提出後、臨時報告書を平成28年6月23日に関東財務局長に提出

（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するもの）

ハ. 訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
住友化学株式会社 本店	東京都中央区新川二丁目27番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

10. 2017年1月27日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（イオン株式会社）

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

有価証券報告書

事業年度 第91期（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月28日）

平成28年5月26日関東財務局長に提出

ロ. 臨時報告書

イ. の書類の提出後、臨時報告書を平成28年5月26日に関東財務局長に提出

（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するもの）

ハ. 訂正報告書

訂正報告書（上記イ. の有価証券報告書の訂正報告書）を平成28年6月3日に関東財務局長に提出

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
イオン株式会社 本店	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
イオン株式会社 東京事務所	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

11. 2017年5月26日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（西日本旅客鉄道株式会社）

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

有価証券報告書

事業年度 第29期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

平成28年6月23日関東財務局長に提出

□ . 臨時報告書

該当事項なし

八 . 訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
西日本旅客鉄道株式会社 本店	大阪府大阪市北区芝田二丁目4番24号
西日本旅客鉄道株式会社 東京本部	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部京都支社	京都府京都市南区西九条北ノ内町5番地5号
西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部神戸支社	兵庫県神戸市中央区東川崎町一丁目3番2号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号

12 . 2017年6月29日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (ソニー株式会社)

(1) 当該会社が提出した書類

イ . 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

有価証券報告書

事業年度 第99期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

平成28年6月17日関東財務局長に提出

□ . 臨時報告書

イ . の書類の提出後、臨時報告書を平成28年6月22日に関東財務局長に提出

(金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第9号の2の規定に基づき提出するもの)

八 . 訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
ソニー株式会社 本店	東京都港区港南一丁目7番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

(1) 理 由

1. 当行の発行している指数にかかる有価証券

2018年2月28日満期 早期償還条項 / ノックイン条項付 日経平均株価連動円建社債
2018年4月25日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
2018年5月25日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
2018年8月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動 円建社債(愛称: パワーリターン 日経平均 1508)
2018年11月2日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動円建社債(愛称: パワーリターン 日経平均 1510)
2019年3月14日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照円建社債(ノックイン65)
2019年3月15日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
2019年3月18日満期 円建 日経平均株価指数連動デジタルクーポン社債(ノックイン型 期限前償還条項付)
2019年4月25日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
2019年5月16日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債(ノックイン60)
2019年6月6日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
2020年8月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債(愛称: パワーリターン 日経&ユーロ株参照型 1508デジタル)
2020年9月29日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債(愛称: パワーリターン 日経&ユーロ株参照型 1509デジタル)
2020年11月2日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動デジタルクーポン円建社債(愛称: パワーリターン 日経&ユーロ株参照型 1510デジタル)

2. 上記各社債の変動利率(もしあれば)、満期償還額及び早期償還の有無は、株価指数に連動し、早期償還日には、社債所持人は、利息金額及び投資元本の合計相当額を受け取ることになる。早期償還されず、かつ、株価指数が一定の条件下にある場合、満期日に社債所持人は、最終利息金額及び満期償還額(額面金額×(株価指数終値÷基準株価指数))の合計相当額を受け取ることになる。従って、日経225指数、ユーロ・ストックス50指数及びS&P500の情報は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

(2) 内 容

日経225指数は、日本経済新聞社によって公表されている株価指数であり、選択された日本株式の株価実績の合成値を計測するものである。日経225指数は現在、東京証券取引所上場の225銘柄をベースにしており、これらは日本の広範囲な産業分野を代表している。構成銘柄225種は、全て東京証券取引所の一部上場株式であり、東京証券取引所で最も活発に取引されているものに属する。日経225指数は、修正された株価加重指数であり、構成銘柄の日経225指数中に占めるウェイトは、株式銘柄の発行会社の株式時価総額ではなく一株当たりの価格に基づいている。

ユーロ・ストックス50指数は、ユーロ・ストックス・インデックスであり、浮動株時価総額に関してユーロ圏で秀でた部門を有し傑出した存在である優良銘柄の指標を提供している。当該指数は、ユーロ圏の12カ国(オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル及びスペイン)の50の株式を網羅している。当該指数は、ユーロ・ストックス・トータル・マーケット・インデックス(TMI)の浮動株時価総額の約60%をカバーしており、ユーロ・ストックス・トータル・マーケット・インデックス(TMI)は、かかる国々の浮動株時価総額の約95%をカバーしている。ユーロ・ストックス50指数は、ETF、先物、オプション及び仕組み商品等の幅広い投資商品の原資産となる指標として機能している。ユーロ・ストックス50指数には3つのタイプ(価格、総売上及び純利益)があり、それぞれ5種類の通貨(ユーロ、米ドル、カナダドル、英国ポンド及び日本円)で算出される指数である。基準値は1991年12月31日現在で1,000とする。

S&P500とは、定期的に会合を行うS&P指数委員会（スタンダード・プアーズの経済専門家及び株価アナリストによるチーム）により管理されている。S&P指数委員会の目的は、より幅広い資本領域におけるリスク・リターン特性を継続的に考察し、S&P500が米国株式の代表的な指数であり続けるようにすることである。S&P指数委員会はさらに銘柄の流動性を監視することで、ポートフォリオ取引の効率化を図るとともに、銘柄入替を最小限に抑える。S&P指数委員会は指数の管理のために、公表されているガイドラインに従っている。これらのガイドラインは、投資家が指数を再現し、S&P500と同じ性能を獲得できるように、要求される透明性と必要な公平性を提供する。

2【当該指数等の推移】

次表は最近5事業年度及び当事業年度中最近6か月の日経225指数、ユーロ・ストックス50指数及びS&P500の最高・最低値を示したものである。

日経225指数（終値ベース）

（単位：円）

最近5年間の年度別 最高・最低値	年 度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
	最 高	10,857.53	10,395.18	16,291.31	17,935.64	20,868.03
	最 低	8,160.01	8,295.63	10,486.99	13,910.16	16,795.96

最近6か月の月別 最高・最低値		2015年7月	2015年8月	2015年9月	2015年10月	2015年11月	2015年12月
	最 高	20,841.97	20,808.69	18,770.51	19,083.10	19,944.41	20,012.40
	最 低	19,737.64	17,806.70	16,930.84	17,722.42	18,683.24	18,565.90

2016年6月17日現在、日経225指数の終値は、15,599.66円であった。

ユーロ・ストックス50指数（終値ベース）

（単位：ポイント）

最近5年間の年度別 最高・最低値	年 度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
	最 高	3,068.00	2,659.95	3,111.37	3,314.80	3,828.78
	最 低	1,995.01	2,068.66	2,511.83	2,874.65	3,007.91

最近6か月の月別 最高・最低値		2015年7月	2015年8月	2015年9月	2015年10月	2015年11月	2015年12月
	最 高	3,686.58	3,676.75	3,270.09	3,425.81	3,506.45	3,479.64
	最 低	3,294.19	3,073.39	3,019.34	3,069.05	3,360.65	3,139.24

2016年6月17日現在、ユーロ・ストックス50指数の終値は、2,849.17ポイントであった。

S&P500（終値ベース）

（単位：ポイント）

最近5年間の年度別 最高・最低値	年 度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
	最 高	1,363.61	1,465.77	1,848.36	2,090.57	2,130.82
	最 低	1,099.23	1,277.06	1,457.15	1,741.89	1,867.61

最近 6 か月の月別 最高・最低値		2015年 7 月	2015年 8 月	2015年 9 月	2015年10月	2015年11月	2015年12月
	最 高	2,128.28	2,104.18	1,995.31	2,090.35	2,109.79	2,102.63
	最 低	2,046.68	1,867.61	1,881.77	1,923.82	2,023.04	2,005.55

2016年 6 月17日現在、S&P500の終値は、2,071.22ポイントであった。

(訳文)

株主総会 御中
UBS AG (チューリッヒ及びバーゼル)

バーゼル、2016年3月10日

財務報告に係る内部統制に関する独立登録会計事務所の報告書

私どもは、トレッドウェイ委員会組織支援委員会が発行した「内部統制—統合的枠組み」(2013年版フレームワーク)で規定される基準(以下「COSO基準」という。)に基づき、2015年12月31日現在の財務報告に係るUBS AG及び子会社の内部統制について監査を行った。UBS AGの経営者は財務報告に係る有効な内部統制の維持、及び563ページに記載された「財務報告に係る内部統制に関する経営者の報告書」に含まれる財務報告に係る内部統制の有効性の評価について、責任を負うものである。

私どもの責任は、私どもの監査に基づき、会社の財務報告に係る内部統制の有効性についての意見を表明することである。

私どもは、公開会社会計監視委員会(米国)の基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務報告に係る有効な内部統制がすべての重要な点において、維持されていたかについて合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。私どもの監査は、財務報告に係る内部統制の理解、重要な欠点が存在するリスクの評価、評価されたリスクに基づく設計上および運用上の内部統制の有効性の試査と評価、並びに状況により必要と考えられる他の手続の実施を含んでいる。私どもは、実施した監査が私どもの意見表明のための合理的な基礎を提供しているものと考えている。

財務報告に係る会社の内部統制は、財務報告の信頼性、及び一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して外部報告目的での財務書類を作成することに関して、合理的な保証を提供するために整備されたプロセスである。財務報告に係る会社の内部統制には、(1)合理的な詳細さで当該会社の資産の取引及び処分を、正確かつ公正に反映する記録の維持に関する方針及び手続、(2)一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して財務書類が作成されていると認めるに足るものとして諸取引が記録されること、及び当該会社の収入と支出が会社の経営者及び取締役の承認によってはじめて実行されることについて、合理的な保証を提供する方針及び手続、及び(3)財務書類に重要な影響を及ぼす可能性のある会社の資産について未承認の取得、使用または処分を防止、又は適時に発見することについて合理的な保証を提供する方針及び手続、が含まれる。

固有の限界により、財務報告に係る内部統制は虚偽表示を防止または発見できない可能性がある。また、有効性の評価は将来の事業年度において、状況の変化のため統制が不十分になるかもしれないリスク、又は方針や手続への遵守の程度が低下しているかもしれないリスクにさらされている。

私どもは、UBS AG及び子会社は、COSO基準に基づき、2015年12月31日現在において、財務報告に係る有効な内部統制を維持しているものと認める。

私どもはまた、スイス法、スイス監査基準、国際監査基準及び公開会社会計監視委員会(米国)の基準に準拠して、UBS AGの2015年及び2014年12月31日現在の連結貸借対照表、2015年12月31日に終了した3年間の各事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主持分変動表及び連結キャッシュ・フロー計算書、並びにそれらの注記について監査を実施し、2016年3月10日付で監査報告書において無限定適正意見を表明した。

アーンスト・アンド・ヤング・エルティーディー

マリーローラ・ドラリュ (Marie-Laure Delarue)	トロイ・ジェイ・バトナー (Troy J. Butner)
勅許会計士(監査責任者)	米国公認会計士

(訳者注:文中のページ数は、2015年度の財務書類(英文)の該当ページを示す。)

[次へ](#)

To the General Meeting of

UBS Group AG, Zurich

Basel, 10 March 2016

**Report of independent registered public accounting firm on internal control
over financial reporting**

We have audited the internal control over financial reporting of UBS Group AG and subsidiaries as of 31 December 2015, based on criteria established in Internal Control-Integrated Framework issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (2013 Framework) (the COSO criteria). UBS Group AG's management is responsible for maintaining effective internal control over financial reporting, and for its assessment of the effectiveness of internal control over financial reporting included in Management's Report on Internal Control Over Financial Reporting on page 393.

Our responsibility is to express an opinion on the Company's internal control over financial reporting based on our audit.

We conducted our audit in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether effective internal control over financial reporting was maintained in all material respects. Our audit included obtaining an understanding of internal control over financial reporting, assessing the risk that a material weakness exists, testing and evaluating the design and operating effectiveness of internal control based on the assessed risk, and performing such other procedures as we considered necessary in the circumstances. We believe that our audit provides a reasonable basis for our opinion.

A company's internal control over financial reporting is a process designed to provide reasonable assurance regarding the reliability of financial reporting and the preparation of financial statements for external purposes in accordance with generally accepted accounting principles. A company's internal control over financial reporting includes those policies and procedures that (1) pertain to the maintenance of records that, in reasonable detail, accurately and fairly reflect the transactions and dispositions of the assets of the company; (2) provide reasonable assurance that transactions are recorded as necessary to permit preparation of financial statements in accordance with generally accepted accounting principles, and that receipts and expenditures of the company are being made only in accordance with authorizations of management and directors of the company; and (3) provide reasonable assurance regarding prevention or timely detection of unauthorized acquisition, use, or disposition of the company's assets that could have a material effect on the financial statements.

Because of its inherent limitations, internal control over financial reporting may not prevent or detect misstatements. Also, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with the policies or procedures may deteriorate.

In our opinion, UBS Group AG and subsidiaries maintained, in all material respects, effective internal control over financial reporting as of 31 December 2015, based on the COSO criteria.

We also have audited, in accordance with Swiss law, Swiss Auditing Standards, International Standards on Auditing and the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States), the consolidated balance sheets of UBS Group AG and subsidiaries as of 31 December 2015 and 2014, and the related consolidated statements of income,

comprehensive income, changes in equity and cash flows, and notes thereto, for each of the three years in the period ended 31 December 2015, and our report dated 10 March 2016 expresses an unqualified opinion thereon.

Ernst & Young Ltd

Marie-Laure Delarue

Licensed Audit Expert
(Auditor in Charge)

Troy J. Butner

Certified Public Accountant (U.S.)

[次へ](#)

(訳文)

株主総会 御中
UBS AG (チューリッヒ及びバーゼル)

バーゼル、2016年 3 月10日

連結財務書類に関する法定監査人及び独立登録会計事務所の報告書

私どもは法定監査人として、568ページから738ページに記載されたUBS AG及び子会社の連結財務書類、すなわち、2015年及び2014年12月31日現在の連結貸借対照表、2015年12月31日をもって終了する 3 年間の各事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書、並びにそれらの注記について監査を行った。

取締役会の責任

取締役会は、連結財務書類を国際会計基準審議会 (以下「IASB」という。) の発行する国際財務報告基準 (以下「IFRS」という。) 及びスイス法に準拠して作成し、適切に開示する責任を有する。これには、不正または誤謬による重要な虚偽の表示がない連結財務書類を作成し適切に開示するために、内部統制を設計、導入及び維持する責任も含まれる。取締役会は、さらに、適切な会計方針を選択及び適用し、合理的な会計上の見積りを行うことに関する責任を負っている。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの実施した監査に基づきこれらの連結財務書類に対する意見を表明することである。私どもは、スイス法、スイス監査基準、国際監査基準及び公開会社会計監視委員会 (米国) の基準に準拠して監査を行った。これらの基準は、連結財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを求めている。

監査は、連結財務書類の金額及び開示に関する監査証拠を得るための手続を実施することを含んでいる。これらの手続は、不正または誤謬による連結財務書類の重要な虚偽の表示のリスクの評価を含む監査人の判断に基づき選択される。当該リスク評価に当たっては、監査人は、適切な監査手続の策定のため、重要な虚偽の表示がない連結財務書類を作成し適切に開示するための内部統制を考慮する。また監査は、採用された会計方針の妥当性、及び会計上の見積りについての合理性を評価すること、及び全体としての連結財務書類の開示を評価することを含んでいる。私どもは、入手した監査証拠が十分であり、私どもの監査意見のための合理的な基礎を与えるものであると判断している。

監査意見

私どもは、上記の連結財務書類が、IASBの発行するIFRSに準拠して、UBS AG及び子会社の2015年及び2014年12月31日現在の財政状態及び2015年12月31日終了事業年度までの各 3 年間の連結経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しており、且つ、スイス法に準拠しているものと認める。

その他の法律上及び規制上の要件に関する報告

私どもは、スイスにて法律上要求されるAuditor Oversight Act (AOA) に準拠した資格要件及び独立性要件 (Code of Obligations (CO) 第728条、及びAOA第11条) を満たしており、独立性に相反する状況が存在しないことを確認する。

CO第728条a第 1 項第 3 号及びスイス監査基準890に基づき、私どもは、取締役会の指針に従って連結財務書類の作成のために設計された内部統制が存在していることを確認した。

スイス法に基づき、私どもは、株主総会に提出された連結財務書類を、承認するよう進言する。

私どもは、公開会社会計監視委員会（米国）の基準に準拠し、トレッドウェイ委員会支援組織委員会が「内部統制 - 統合的枠組み」（2013年版フレームワーク）の中で確立した基準に基づいて、UBS AG及び子会社の2015年12月31日現在の財務報告に係る内部統制の監査を実施し、2016年3月10日付の私どもの報告書においてUBS AGの財務報告に係る内部統制の有効性について適正意見を表明した。

アーンスト・アンド・ヤング・エルティーディー

マリーロール・ドラリュ (Marie-Laure Delarue)	トロイ・ジェイ・バトナー (Troy J. Butner)
勅許会計士（監査責任者）	米国公認会計士

（訳者注：文中のページ数は、2015年度の財務書類（英文）の該当ページを示す。）

[次へ](#)

To the General Meeting of

UBS Group AG, Zurich

Basel, 10 March 2016

**Report of the statutory auditor and the independent registered public
accounting firm on the consolidated financial statements**

As statutory auditor, we have audited the consolidated financial statements of UBS Group AG and subsidiaries which are comprised of the consolidated balance sheets as of 31 December 2015 and 2014, and the related consolidated statements of income, comprehensive income, changes in equity and cash flows, and notes thereto, for each of the three years in the period ended 31 December 2015 on pages 398 to 559.

Board of Directors' responsibility

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the consolidated financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS), as issued by the International Accounting Standards Board (IASB), and the requirements of Swiss law. This responsibility includes designing, implementing and maintaining an internal control system relevant to the preparation and fair presentation of consolidated financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error. The Board of Directors is further responsible for selecting and applying appropriate accounting policies and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these consolidated financial statements based on our audits. We conducted our audits in accordance with Swiss law, Swiss Auditing Standards, International Standards on Auditing and the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the consolidated financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the consolidated financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers the internal control system relevant to the entity's preparation and fair presentation of the consolidated financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances. An audit also includes evaluating the appropriateness of the accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made, as well as evaluating the overall presentation of the consolidated financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of UBS Group AG and subsidiaries at 31 December 2015 and 2014, and the consolidated results of operations and the cash flows for each of the three years in the period ended 31 December 2015 in accordance with IFRS, as issued by the IASB, and comply with Swiss law.

Report on other legal and regulatory requirements

We confirm that we meet the Swiss legal requirements on licensing according to the Auditor Oversight Act (AOA) and independence (article 728 Code of Obligations (CO) and article 11 AOA) and that there are no circumstances incompatible with our independence.

In accordance with article 728a paragraph 1 item 3 CO and Swiss Auditing Standard 890, we confirm that an internal control system exists, which has been designed for the preparation of consolidated financial statements in accordance with the instructions of the Board of Directors.

In accordance with Swiss law, we recommend that the consolidated financial statements submitted to you be approved. We also have audited, in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States), the internal control over financial reporting of UBS Group AG and subsidiaries as of 31 December 2015, based on criteria established in *Internal Control - Integrated Framework* issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (2013 Framework), and our report dated 10 March 2016 expresses an unqualified opinion thereon.

Ernst & Young Ltd

Marie-Laure Delarue

Licensed Audij Expert
(Auditor in Charge)

Troy J. Butner

Certified Public Accountant (U.S.)

(訳文)

株主総会 御中
UBS AG (チューリッヒ及びバーゼル)

バーゼル、2016年3月10日

財務書類に関する法定監査人の報告書

私どもは、法定監査人として、772ページから792ページに記載された2015年12月31日をもって終了する事業年度のUBS AGの財務書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記について監査を行った。

取締役会の責任

取締役会は、財務書類をスイス法及び会社の定款に準拠して作成し、適切に開示する責任を有する。これには、不正または誤謬による重要な虚偽の表示がない財務書類を作成するために、内部統制を設計、導入及び維持する責任も含まれる。取締役会は、さらに、適切な会計方針を選択及び適用し、合理的な会計上の見積りを行うことに関する責任を負っている。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの実施した監査に基づきこれらの財務書類に対する意見を表明することである。私どもは、スイス法及びスイス監査基準に準拠して、監査を行った。これらの基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画及び実施することを求めている。

監査は、財務書類の金額及び開示に関する監査証拠を得るための手続を実施することを含んでいる。これらの手続は、不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽の表示のリスクの評価を含む監査人の判断に基づき選択される。当該リスク評価に当たっては、監査人は、状況に応じた適切な監査手続の策定のため、財務書類を作成するための内部統制を考慮する。しかしこれは会社の内部統制の有効性に関する意見表明を目的とするものではない。また監査は、採用された会計方針の妥当性、会計上の見積りについての合理性を評価すること、及び全体としての財務書類の開示を評価することが含まれる。私どもは、入手した監査証拠が十分であり、私どもの監査意見のための合理的な基礎を与えるものであると判断している。

監査意見

私どもは、2015年12月31日をもって終了する事業年度の財務書類が、スイス法及び会社の定款に準拠しているものと認める。

その他の法律上及び規制上の要件に関する報告

私どもは、スイスにて法律上要求されるAuditor Oversight Act (AOA) に準拠した資格要件及び独立性要件 (Code of Obligations (CO) 第728条、及びAOA第11条) を満たしており、独立性に相反する状況が存在しないことを確認する。

CO第728条a第1項第3号及びスイス監査基準890に基づき、私どもは、取締役会の指針に従って連結財務書類の作成のために設計された内部統制が存在していることを確認した。

私どもはさらに、利益処分案がスイス法及び会社の定款に準拠していることを確認した。私どもは、株主総会に提出された財務書類を承認するよう進言する。

アーンスト・アンド・ヤング・エルティーディー

マリーロール・ドラリュ	ブルーノ・パトゥーシ
(Marie-Laure Delarue)	(Bruno Patusi)
勅許会計士 (監査責任者)	勅許会計士

(訳者注 : 文中のページ数は、2015年度の財務書類 (英文) の該当ページを示す。)

[次へ](#)

To the General Meeting of

UBS AG, Zurich and Basel

Basel, 10 March 2016

Report of the statutory auditor on the financial statements

As statutory auditor, we have audited the accompanying financial statements of UBS AG, which comprise the balance sheet, income statement and notes (pages 772 to 792), for the year ended 31 December 2015.

Board of Directors' responsibility

The Board of Directors is responsible for the preparation of the financial statements in accordance with the requirements of Swiss law and the company's articles of incorporation. This responsibility includes designing, implementing and maintaining an internal control system relevant to the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error. The Board of Directors is further responsible for selecting and applying appropriate accounting policies and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with Swiss law and Swiss Auditing Standards. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers the internal control system relevant to the entity's preparation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control system. An audit also includes evaluating the appropriateness of the accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements for the year ended 31 December 2015 comply with Swiss law and the company's articles of incorporation.

Report on other legal requirements

We confirm that we meet the legal requirements on licensing according to the Auditor Oversight Act (AOA) and independence (Art. 728 Code of Obligations (CO) and Art. 11 AOA) and that there are no circumstances incompatible with our independence.

In accordance with article 728a paragraph 1 item 3 CO and Swiss Auditing Standard 890, we confirm that an internal control system exists, which has been designed for the preparation of financial statements according to the instructions of the Board of Directors.

We further confirm that the proposed appropriations of available earnings comply with Swiss law and the company's articles of incorporation. We recommend that the financial statements submitted to you be approved.

Ernst & Young Ltd

Marie-Laure Delarue

Licensed Audit Expert
(Auditor in Charge)

Bruno Patusi

Licensed Audit Expert